

株式等振替制度に係る業務処理要領

2024年4月

第7.1版



株式会社 証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第1章 総則

第1節	機構取扱対象株式等	1-1-1	～	1-1-13
第2節	発行者の決定事項等の通知	1-2-1	～	1-2-2
第3節	発行代理人等	1-3-1	～	1-3-5
第4節	機構加入者及び口座管理機関	1-4-1	～	1-4-18
第5節	振替システムによる事務処理等	1-5-1	～	1-5-2
第6節	加入者情報の管理	1-6-1	～	1-6-98
第7節	受託会社	1-7-1	～	1-7-4
第8節	発行者に対する共通番号情報の通知	1-8-1	～	1-8-7
第9節	口座管理機関に対する個人番号等の提供	1-9-1	～	1-9-5
第10節	指定株主名簿管理人等	1-10-1	～	1-10-4

第2章 振替株式

第1節	振替口座簿とその記録事項等	2-1-1	～	2-1-10
第2節	新規記録手続	2-2-1	～	2-2-142
第3節	振替手続	2-3-1	～	2-3-82
第4節	単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続	2-4-1	～	2-4-13
第5節	抹消手続	2-5-1	～	2-5-6
第6節	株式併合及び株式分割に係る手続	2-6-1	～	2-6-13
第7節	発行者の組織再編に係る手続	2-7-1	～	2-7-119
第8節	リコンサイルの手続	2-8-1	～	2-8-8
第9節	総株主通知に係る手続	2-9-1	～	2-9-40
第10節	個別株主通知に係る手続	2-10-1	～	2-10-37
第11節	振替口座簿の情報提供請求に係る手続	2-11-1	～	2-11-65
第12節	振替株式の総数等の公示	2-12-1	～	2-12-3
第13節	外国人保有制限銘柄についての期中公表に係る手続	2-13-1	～	2-13-7

第14節	配当金に関する取扱い	2-14-1	～	2-14-6	1
第15節	超過記録発生時の取扱い	2-15-1	～	2-15-1	5
第16節	振替株式の取扱廃止時の取扱い	2-16-1	～	2-16-6	
第16節の2	書面交付請求に係る手続	2-16-2-1	～	2-16-2-6	
第17節	振替投資口の取扱い	2-17-1	～	2-17-3	
第18節	振替優先出資の取扱い	2-18-1	～	2-18-2	

第3章 振替新株予約権付社債

第1節	振替口座簿とその記録事項	3-1-1	～	3-1-9	
第2節	銘柄情報の通知	3-2-1	～	3-2-1	3
第3節	新規記録手続	3-3-1	～	3-3-2	5
第4節	振替手続	3-4-1	～	3-4-2	
第5節	元利金支払い	3-5-1	～	3-5-1	0
第6節	繰上償還の手続	3-6-1	～	3-6-5	
第7節	買入消却の手続	3-7-1	～	3-7-4	
第8節	全部抹消の手続	3-8-1			
第9節	振替新株予約権付社債の新株予約権行使	3-9-1	～	3-9-9	
第10節	合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続	3-10-1	～	3-10-1	5
第11節	リコンサイルの手続	3-11-1	～	3-11-3	
第12節	総新株予約権付社債権者通知の手続	3-12-1	～	3-12-2	0
第13節	振替口座簿の情報提供請求の手続	3-13-1			
第14節	社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い	3-14-1	～	3-14-8	
第15節	振替新株予約権付社債の総数等の公示	3-15-1			
第16節	振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い	3-16-1	～	3-16-5	
第17節	特例新株予約権付社債の移行に係る取扱い	3-17-1	～	3-17-1	0
第18節	取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続	3-18-1	～	3-18-2	
第19節	振替新株予約権付社債の非居住者非課税制度に係る取扱い	3-19-1	～	3-19-9	

第20節	新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額に係る取扱い	3-20-1	～	3-20-2
第21節	振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の対応	3-21-1	～	3-21-14
	(参考1) ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について			
	(参考2) 株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の新株予約権行使に関する事務処理について			

第4章 振替新株予約権

第1節	振替口座簿とその記録事項	4-1-1	～	4-1-5
第2節	新規記録手続	4-2-1	～	4-2-22
第3節	振替手続	4-3-1	～	4-3-2
第4節	振替新株予約権の抹消手続	4-4-1		
第5節	振替新株予約権の新株予約権行使	4-5-1	～	4-5-8
第6節	振替新株予約権の行使期間満了の手続	4-6-1		
第7節	合併等において振替新株予約権が承継される場合の手続	4-7-1	～	4-7-3
第8節	リコンサイルの手続	4-8-1	～	4-8-3
第9節	総新株予約権者通知の手続	4-9-1		
第10節	振替口座簿の情報提供請求の手続	4-10-1		
第11節	振替新株予約権の総数等の公示	4-11-1		
第12節	振替新株予約権の取扱廃止時の取扱い	4-12-1	～	4-12-5
第13節	取得条項付新株予約権の取得の手続	4-13-1		
第14節	振替新投資口予約権の取扱い	4-14-1		

第5章 振替投資信託受益権

第1節	振替口座簿とその記録事項	5-1-1		
第2節	銘柄情報の通知	5-2-1	～	5-2-2
第3節	新規記録手続	5-3-1	～	5-3-22
第4節	振替手続	5-4-1		
第5節	抹消手続	5-5-1	～	5-5-20

第6節	振替投資信託受益権の併合及び分割に係る手続	5-6-1	～	5-6-9
第7節	信託の併合に係る手続	5-7-1	～	5-7-9
第8節	リコンサイルの手続	5-8-1	～	5-8-2
第9節	超過記録発生時の取扱い	5-9-1		
第10節	総受益者通知に係る手続	5-10-1	～	5-10-3
第11節	振替口座簿の情報提供請求の手続	5-11-1		
第12節	分配金に関する取扱い	5-12-1		
第13節	振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い	5-13-1	～	5-13-6
第14節	振替投資信託受益権の総口数等の公示	5-14-1	～	5-14-2
第15節	特例投資信託受益権の移行に係る取扱い	5-15-1	～	5-15-5

(参考1、参考2、参考3、参考4、参考5及び参考6) 振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

(参考7、参考8、参考9及び参考10) 振替投資信託受益権の交換時抹消に係る処理フロー

(参考11) 振替投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー

(参考12) 振替投資信託受益権（ETF）に係る新規記録の早期化の条件等

(参考13) 振替投資信託受益権の併合（又は分割）に係る処理フロー

(参考14、参考15、参考16及び参考17) 信託の併合に係る処理フロー

(参考18) 特例投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー

第6章 振替受益権

第1節	振替口座簿とその記録事項等	6-1-1		
第2節	新規記録手続	6-2-1	～	6-2-3
第3節	振替手続	6-3-1		
第4節	信託財産と振替受益権との転換の取扱い	6-4-1	～	6-4-6
第5節	抹消手続	6-5-1	～	6-5-4
第6節	振替受益権の併合に係る手続	6-6-1		
第7節	振替受益権の分割に係る手続	6-7-1		

第8節	信託の併合及び分割に係る手続	6-8-1	~	6-8-2 1
第9節	特別受益者の申出等に関する取扱い	6-9-1		
第10節	振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続	6-10-1		
第11節	超過記録発生時の取扱い	6-11-1		
第12節	総受益者通知に係る手続	6-12-1	~	6-12-4
第13節	振替口座簿の情報提供請求に係る手続	6-13-1	~	6-13-2
第14節	担保受益権に関する取扱い	6-14-1		
第15節	分配金に関する取扱い	6-15-1		
第16節	受益権行使のための証明書の取扱い	6-16-1		
第17節	振替受益権の取扱廃止時の取扱い	6-17-1	~	6-17-7
第18節	振替受益権の内容の提供	6-18-1	~	6-18-2
第19節	特例受益権の移行に係る取扱い	6-19-1	~	6-19-4

第1章 総則

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第1章 総則

第1節	機構取扱対象株式等	1-1-1	~	1-1-13
第2節	発行者の決定事項等の通知	1-2-1	~	1-2-2
第3節	発行代理人等	1-3-1	~	1-3-5
第4節	機構加入者及び口座管理機関	1-4-1	~	1-4-18
第5節	振替システムによる事務処理等	1-5-1	~	1-5-2
第6節	加入者情報の管理	1-6-1	~	1-6-98
第7節	受託会社	1-7-1	~	1-7-4
第8節	発行者に対する共通番号情報の通知	1-8-1	~	1-8-7
第9節	口座管理機関に対する個人番号等の提供	1-9-1	~	1-9-5
第10節	指定株主名簿管理人等	1-10-1	~	1-10-4

第 1 節 機構取扱対象株式等

内 容	備 考
<p>1. 機構取扱対象株式等</p> <p>社債、株式等の振替に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 8 号、第 10 号の 2、第 12 号から第 16 号まで及び第 17 号の 2 に掲げるもの（社債等振替制度（社債等の振替に関する業務規程第 2 条第 1 項に規定する社債等振替制度をいう。）で取り扱うものを除く。以下「株式等」という。）のうち株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が株式等振替制度において取扱いの対象とするもの（以下「機構取扱対象株式等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>① 有価証券市場を開設する金融商品取引所（以下単に「金融商品取引所」という。）に上場されている株式又は上場する予定の株式のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、会社法第 325 条の 2 に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの</p> <p>② 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている株式であって、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、機構が定める業務規程その他の規則及び業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この節から第 4 節まで及び第 7 節において同じ。）を機構に提出しているものであって、会社法第 325 条の 2 に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの</p> <p>③ 金融商品取引所に上場されている新株予約権又は上場する予定の新株予約権のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの</p> <p>④ ③の新株予約権以外の新株予約権であって、次に掲げるもの</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 金融商品取引所に上場されていた新株予約権であり、かつ、取得条項付新株予約権（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 273 条第 1 項に規定する取得条項付新株予約権をいう。）であって、新株予約権無償割当て（会社法第 277 条に規定する新株予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新株予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新株予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新株予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されているもの</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ イの新株予約権以外の新株予約権であり、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの（以下「非上場新株予約権」という。）</p> <p style="margin-left: 4em;">（イ） 新株予約権の目的である株式が株式等振替制度で取り扱う株式（以下「振替株式」という。）であること。</p> <p style="margin-left: 4em;">（ロ） 国内で発行されるものであること。</p>	<p>（業 6 条、施 2 条）</p> <p>※ ①、⑧及び⑨については、TOKYO PRO Market に係る上場申請の公表が行われているものを含む。</p> <p>※ ④の要件を満たす金融商品取引所に上場されていない株式を目的とする非上場新株予約権の取扱いも可能。</p>

内 容	備 考
<p>(ハ) 当該新株予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。</p> <p>(ニ) 当該新株予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。</p>	<p>※ 機構は、(ハ)の要件について次の事項を確認する。</p> <p>① 発行する新株予約権の割当予定先が、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人・法人その他の団体でないこと。</p> <p>② 割当予定先が第三者割当に対する払い込みに要する資金又は財産を保有すること。</p> <p>③ その他当該非上場新株予約権を取り扱うことにより株式等振替制度の信用が害されないこと。</p>
<p>⑤ 金融商品取引所に上場されている新株予約権付社債又は上場する予定の新株予約権付社債のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの</p> <p>⑥ ⑤の新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であって次に掲げるもの（⑦に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 金融商品取引所に上場されていた新株予約権付社債（期限の利益を喪失している新株予約権付社債（株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）第1条に規定する株式会社地域経済活性化支援機構をいう。以下「地域経済活性化支援機構」という。）の支援により事業の再生が見込まれる発行者のうち、法律の規定に基づく破産手続、会社更生手続又は民事再生手続を必要としない発行者が発行する新株予約権付社債を除く。）を除く。）</p> <p>ロ イの新株予約権付社債以外の新株予約権付社債であり、かつ、④ロの（イ）～（ニ）の要件を満たすものであって、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債に係る社債であるもの（以下「非上場新株予約権付社債」という。）</p> <p>⑦ 日本証券業協会によりフェニックス銘柄に指定されている新株予約権付社債であって、当該フェニックス銘柄の発行者がすでに当該銘柄に係る同意書を機構に提出している場合において、その取扱いを行うときまでに、機構が定める業務規程その他の規則及び業務処理の方法に従うことを約諾する所定の書面を機構に提出しているもの</p> <p>⑧ 金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資口（以下単に「投資口」という。）又は上場する予定の投資口のうち金融商品取引所による上場承認が行われている</p>	<p>※ 機構は、転換社債型以外の新株予約権付社債及び抽選償還が行われる振替新株予約権付社債については、取り扱わない。</p> <p>※ ④ロ（ハ）における機構の確認については、非上場新株予約権付社債についても同様。</p>

内 容	備 考
<p>ものであって、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項において準用する会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の規約の定めがある発行者が発行するもの</p> <p>⑨ 金融商品取引所に上場されている協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資（以下単に「優先出資」という。）又は上場する予定の優先出資のうち金融商品取引所による上場承認が行われているものであって、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項において準用する会社法第325条の2に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがある発行者が発行するもの</p> <p>⑩ 金融商品取引所に上場されている投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資信託の受益権（以下「投資信託受益権」という。）又は上場する予定の投資信託受益権のうち金融商品取引所による上場承認が行われているもの</p> <p>⑪ 金融商品取引所に上場されている受益証券発行信託の受益権又は上場する予定の受益証券発行信託の受益権のうち次に掲げるすべての要件を満たすもの</p> <p>イ 金融商品取引所による上場承認が行われていること。</p> <p>ロ 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>(イ) 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国株券（金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第9号に掲げる株券の性質を有するものをいう。）であるもの</p> <p>(ロ) 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する外国投資信託の受益証券又は同項第11号に規定する外国投資証券であるもの</p> <p>(ハ) 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券が外国商品現物型ETF（金融商品取引法第2条第1項第17号に掲げる有価証券のうち同項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券の性質を有するものであって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）をいう。）であるもの</p> <p>(ニ) 金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託の受益証券であって、特定の商品価格に連動することを目的として、主として当該特定の商品とその信託財産とするもの（当該受益証券に係る受益権の数に応じて受益者が均等の権利を有するものに限る。）</p> <p>(ホ) 金融商品取引法施行令第2条の3第3号に規定する有価証券信託受益証券のうち、同号に規定する受託有価証券がETN（外国で発行された金融商品取引法第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国で発行された同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標（金融商品市場における相場その他の指標をいう。）に連動することを目的とするものをいう。）であるもの</p> <p>⑫ 金融商品取引所に上場されている新投資口予約権又は上場する予定の新投資口予約権のうち金融商品</p>	

内 容	備 考
<p>取引所による上場承認が行われているもの</p> <p>⑬ ⑫の新投資口予約権以外の新投資口予約権であって、次に掲げるもの</p> <p>イ 金融商品取引所に上場されていた新投資口予約権であり、かつ、取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第88条の9第1項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（取得条項付新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とする契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されているもの</p> <p>ロ イの新投資口予約権以外の新投資口予約権であり、かつ、次に掲げるすべての要件を満たすもの</p> <p>（イ） 新投資口予約権の目的である投資口が株式等振替制度で取り扱う投資口であること。</p> <p>（ロ） 当該新投資口予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。</p> <p>（ハ） 当該新投資口予約権を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。</p> <p>⑭ 金融商品取引所に上場されていない株式等（新株予約権、新株予約権付社債及び新投資口予約権を除く）のうち次に掲げるすべての要件を満たすもの</p> <p>イ 次に掲げるもののいずれかに該当するもの</p> <p>（イ） 日本証券業協会の定める「株主コミュニティに関する規則」に基づき株主コミュニティが組成されている株式等の発行者が発行するもの</p> <p>（ロ） 金融商品取引法第4条第3項に規定する特定投資家向け有価証券であり、日本証券業協会の</p>	<p>※ ⑭の要件を満たす金融商品取引所に上場されていない投資口を目的とする非上場新投資口予約権の取扱いも可能。</p> <p>※ 株式、投資口及び優先出資については会社法第325条の2（投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項において準用する場合を含む。）に規定する電子提供措置をとる旨の定款又は規約の定めがある発行者が発行するものに限る。</p> <p>※ 2.（1）に定める同意書の提出日までに、「株主コミュニティに関する規則」に規定する運営会員による審査が完了していることが必要。</p> <p>※ 機構における取扱開始日までに株主コミュニティが組成されていることが必要。</p> <p>※ 2.（1）に定める同意書の提出日ま</p>

内 容	備 考
<p>定める「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく特定投資家向け銘柄制度の対象となる株式等の発行者が発行するもの</p> <p>(ハ) 金融商品取引法第24条第1項(同法において準用する場合を含む。)に規定する有価証券報告書を提出している発行者(以下「有価証券報告書提出会社」という。)が発行するもの</p> <p>(ニ) ①または⑨に掲げる発行者が発行するもの</p> <p>ロ 当該株式等を取り扱うことにより、株式等振替制度の信用が害されないこと</p> <p>ハ 当該株式等を取り扱うことにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと</p> <p>2. 発行者の同意等</p> <p>(1) 発行者の同意</p> <p>発行者は、その発行する株式等について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、機構に対し、次に掲げる事項(④から⑥までについては株式、投資口、優先出資、投資信託受益権又は受益証券発行信託の受益権についての同意の場合に限り、⑦については新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債についての同意の場合に限る。)を記した書面(以下「同意書」という。)を提出する。</p>	<p>で、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」に基づく特定投資家向け銘柄制度の対象となっている(又は対象となる見込みがある)ことが必要。</p> <p>※ 2.(1)に定める同意書の提出日が属する事業年度の前事業年度にかかる有価証券報告書を提出していることが必要。</p> <p>※ 2.(1)に定める同意書の提出日において、上記の要件に該当する有価証券報告書を提出していない場合(有価証券報告書の提出期限が到来していない場合等)には、同意書の提出日が属する事業年度の前々事業年度にかかる有価証券報告書を提出していることが必要。</p> <p>※ 上場会社が発行する非上場の種類株式等をいう。</p> <p>※ 種類株式については、1の発行者につき最大6銘柄までの取扱いとする(上場種類株式と非上場種類株式との合計で6銘柄までとする)。</p> <p>※ 投資口については、投資法人の規約において、投資主の請求による投資口の払戻しをしないこととされていることが必要。</p> <p>(業7条、施3条)</p> <p>※ 発行者が機構に対し同意書を提出する時期等の詳細は第2章第2節「新規記録手続」を参照。</p> <p>※ 同意書については、以下の書式を参照</p>

内 容	備 考
<p>① 登記上の商号又は名称</p> <p>② 登記上の本店又は主たる事務所の所在地</p> <p>③ 登記上の代表者の役職名及び氏名</p> <p>④ 機構に同意を与える株式等の銘柄</p> <p>⑤ ④の銘柄について、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日又は記録開始日から取り扱うことについて同意する旨</p> <p>⑥ 機構に届出のある指定株主名簿管理人等である者に対して、株主名簿管理人等に係る業務を委託すること</p> <p>⑦ 発行者が発行する新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債（発行の決定において、当該決定に基づき発行する新株予約権、新投資口予約権又は新株予約権付社債の全部について法の規定の適用を受けることとする旨を定めたものに限る。）のすべてについて、機構が法に基づきその株式等振替業において機構の定める取扱開始日から取り扱うことについて同意する旨</p> <p>⑧ この同意書を提出した日以後、機構が定める業務規程その他の規則及び機構が講ずる必要な措置に従うことを約諾する旨</p> <p>⑨ この同意書を提出した日以後、機構が定める業務処理の方法に従うことを約諾する旨</p> <p>⑩ その他機構が定める事項</p> <p>(2) 口座の事前開設</p> <p>同意書を提出する発行者は、あらかじめ、機構又は口座管理機関から、その同意を与えようとする株式等の振替を行うための口座の開設を受ける。</p>	<p>(書式は機構ホームページに掲載)。</p> <p>株式 (ST01-01)</p> <p>新株予約権 (ST02-01)</p> <p>新投資口予約権 (ST08-01)</p> <p>新株予約権付社債 (振替 CB 用) (ST03-01)</p> <p>新株予約権付社債 (特例 CB 用) (ST03-02)</p> <p>投資口 (ST04-01)</p> <p>優先出資 (ST05-01)</p> <p>投資信託受益権 (ST06-01)</p> <p>受益証券発行信託の受益権 (ST07-01)</p> <p>※ 口座の事前開設を必要とするのは、機構が発行者から次に掲げる口座（すべて同一の口座でもよい。）の届出を受けていない場合には、振替制度の業務処理上支障が生じるためである。</p> <p>① 单元未満株式の買取請求に係る振替先口座</p> <p>② 取得請求権付株式の取得請求に係る振替先口座</p> <p>③ 調整株式数（発行者分）の記録先口座</p> <p>④ 新株予約権付社債に付された新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元口座</p> <p>⑤ 新株予約権が行使された場合に自己株式を移転するときの振替元</p>

内 容	備 考
<p>(3) 同意書の添付書類</p> <p>発行者は、同意書を提出するときは、次に掲げる同意を与えようとする株式等の種類に応じて、それぞれに定める書類（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この節から第4節まで及び第7節において同じ。）を添付する。</p> <p>a 株式</p> <p>① 代表者の印鑑証明書（法務局に登録した発行者（法人）の印鑑証明）</p> <p>② 定款</p> <p>③ 株式取扱規則</p> <p>④ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記上の商号又は名称 ・登記上の本店所在地又は主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・発行者が代理人として選任した株主名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・情報取扱責任者（機構に対する通知又は機構が行う照会に対する報告その他機構との間の連絡を掌る者をいう。以下この節において同じ。）の役職名及び氏名 <p>・会社分端数の記録先口座</p> <p>・単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金を入金すべき金融機関預金口座</p> <p>・同意しようとする株式の内容及び新規記録する株式数</p> <p>・同意しようとする株式が外国人保有制限銘柄（放送法に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者若しくは認定放送持株会社、航空法に規定する本邦航空運送事業者若しくはその持株会社等又は日本電信電話株式会社が発行する振替株式をいう。以下同じ。）であるときはその旨</p> <p>・その他機構が定める事項</p>	<p>口座</p> <p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-02、ST01-02-01、KY05、KY06及びST99-28）を参照。</p> <p>※ TOKYO PRO Marketに係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser の担当者を届け出ることができる。</p> <p>※ 株式の内容とは、会社法第107条第2項各号、第108条第2項各号及び第322条第2項に定める事項並びに単元株式数をいう。（会社法第108条第2項各号の事項については、当該事項を定款で定めることに代えて、当該種類の株式を初めて発行する時までに株主総会の決議によって定める旨を定款で定めることができることから、定款とは別に株式の内容を記した書面の提出を要することとしている。）</p> <p>※ 発行者が同意をしようとする株式が</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 同意する銘柄の株式について機構が取扱いを開始すると同時に、当該銘柄の振替株式を発行するときは、当該発行に関する事項を記した書面</p> <p>⑥ 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）</p> <p>⑦ その他機構が定める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併、株式移転又は新設分割により取扱開始となる場合は、取扱開始日における株主数を記載した書面 ・1. ⑭イ（イ）又は（ロ）の要件により取扱開始となる場合は、同要件に該当することを証する書面 <p>b 新株予約権</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p> <p>② その他機構が定める書類</p> <p>c 新株予約権付社債</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p> <p>② 発行代理人及び支払代理人選任届出書</p> <p>③ その他機構が定める書類</p> <p>d 投資口</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p> <p>② 規約</p> <p>③ 投資口取扱規則</p> <p>④ 次に掲げる事項を記載した書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記上の商号 ・登記上の本店所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・発行者が代理人として選任した投資主名簿等管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 	<p>普通株式でない場合には、発行者の機構に対する左記の書面の提出は、新規記録通知における公示事項の通知となる（機構は当該書面をPDFファイル化して機構ホームページ上に掲示することにより公示を行う。）</p> <p>※ 機構が同要件への該当の確認のため必要と認めた場合に提出を求める。</p> <p>※ 発行者が同意書を Target 保振サイトにより提出するときは、代表者の印鑑証明書の添付は不要とする。</p> <p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST02-02）を参照。</p> <p>※ 発行者が同意書を Target 保振サイトにより提出するときは、代表者の印鑑証明書の添付は不要とする。</p> <p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-03 及び ST03-04）を参照。</p> <p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST04-02、KY05、KY06 及び ST99-28）を参照。</p> <p>※ TOKYO PRO Market に係る発行者につ</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・投資法人分端数の記録先口座 ・同意しようとする投資口内容及び新規記録する投資口数 ・同意しようとする投資口が上場されている（又は上場する予定である）金融商品取引所における売買単位 ・その他機構が定める事項 <p>⑤ 機構が取扱いを開始すると同時に振替投資口を発行するときは、その発行に関する事項を記した書面</p> <p>⑥ 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）</p> <p>⑦ その他機構が定める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併により取扱開始となる場合は、取扱開始日における投資主数を記載した書面 <p>e 優先出資</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p> <p>② 定款</p> <p>③ 優先出資取扱規則</p> <p>④ 次に掲げる事項を記載した書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記上の名称 ・登記上の主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・発行者が代理人として選任した優先出資者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・協同組織金融機関分端数の記録先口座 ・同意しようとする優先出資の内容及び新規記録する優先出資口数 <ul style="list-style-type: none"> ・その他機構が定める事項 <p>⑤ 機構が取扱を開始すると同時に振替優先出資を発行するときは、その発行に関する事項を記した書面</p> <p>⑥ 所定の Target 保振サイトの利用申込書（すでに Target 保振サイトを利用している場合を除く。）</p> <p>⑦ その他機構が定める書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併により取扱開始となる場合は、取扱開始日における優先出資者数を記載した書面 	<p>いては、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser の担当者を届け出ることができる。</p> <p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（ST05-02、ST05-02-01、ST05-05、KY05、KY06 及び ST99-28）を参照。</p> <p>※ TOKYO PRO Market に係る発行者については、同発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser の担当者を届け出ることができる。</p>

内 容	備 考
<p>f 投資信託受益権</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p> <p>② 投資信託約款</p> <p>③ 次に掲げる事項を記載した書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行者の登記上の商号又は名称（当該発行者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。） ・登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・受託会社（原受託）の商号又は名称 ・受託会社（再信託受託）の商号又は名称（選任する場合に限る。） ・受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・発行者分端数の記録先口座 ・当初設定日 ・販売会社の商号又は名称 <ul style="list-style-type: none"> ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・同意しようとする投資信託受益権の内容及び新規記録する口数 ・同意しようとする投資信託受益権の銘柄及び証券コード（証券コード協議会が定める証券コードをいう。以下同じ。） ・その他機構が定める事項 <p>④ 所定の Target 保振サイトの利用申込書</p> <p>⑤ その他機構が定める書類</p> <p>g 受益証券発行信託の受益権</p> <p>① 代表者の印鑑証明書</p>	<p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（CMN-B01、Se0-B01、ST97-67、ST06-02、CMN-B02、KY05、KY06 及び CMN-B05）を参照。</p> <p>※ 発行者が、2 銘柄目以降の発行を行う場合には、第 2 節「別紙 1－2－6」参照。</p> <p>※ 受託会社（原受託）及び受託会社（再信託受託）については、第 1 章第 7 節参照。</p> <p>※ 受託会社（原受託）及び受託会社（再信託受託）については、あらかじめ、機構から指定を受けた受託会社のみ選任可能。</p> <p>※ 発行者は、受託会社（原受託）に対して、受託会社（再信託受託）及び受益者名簿管理人としていずれの者を届け出るのが確認を行う。</p> <p>※ TOKYO PRO Market に上場する場合には、発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser の担当者を届け出ることができる。</p> <p>※ 同意書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（CMN-B01、</p>

内 容	備 考
<p>② 受益証券発行信託に係る契約</p> <p>③ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記上の商号又は名称 ・登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ・登記上の代表者の役職名及び氏名 ・受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ・情報取扱責任者の役職名及び氏名 ・発行者分端数の記録先口座 ・同意しようとする受益証券発行信託の受益権の内容及び新規記録する受益証券発行信託の受益権の数 ・同意しようとする受益証券発行信託の受益権の銘柄及び証券コード ・その他機構が定める事項 <p>④ 機構が取扱いを開始すると同時に振替受益権を発行するときは、その発行に関する機構が定める事項を記した書面</p> <p>⑤ 所定の Target 保振サイトの利用申込書</p> <p>⑥ その他機構が定める書類</p> <p>h 新投資口予約権</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 代表者の印鑑証明書 ② その他機構が定める書類 <p>(4) 発行者への取扱開始日の通知</p> <p>機構は、同意を得た株式等について、その取扱いを開始する日（以下「取扱開始日」という。）を定めるときは、当該同意を与えた発行者に対し、Target 保振サイトにより、発行者の発行する株式等の取扱いをする旨、取扱開始日、記録開始日（株式等について振替口座簿への増加の記録を開始する日をいう。以下同じ。）その他の事項を通知する。</p> <p>(5) 機構加入者等への取扱開始日の通知</p> <p>機構は、同意を得た株式等について、その取扱開始日を定めたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、取扱いをする株式等の銘柄、取扱開始日、記録開始日その他の事項を通知する。</p>	<p>ST96-01、ST07-03、CMN-B02、KY05、KY06及びCMN-B05)を参照。</p> <p>※ 発行者が、2銘柄目以降の発行を行う場合には、第2節「別紙1-2-7」参照。</p> <p>※ TOKYO PRO Market に上場する場合には、発行者の担当者に加えて、担当 J-Adviser の担当者を届け出ることができる。</p> <p>※ 発行者が同意書を Target 保振サイトにより提出するときは、代表者の印鑑証明書の添付は不要とする。</p> <p>※ 発行者の新規上場時における同意日、取扱開始日及び記録開始日等の関係については資料2-2-1参照。</p> <p>(業8条、施4条)</p> <p>※ 通知する事項の詳細は第2章第2節「新規記録手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(6) 上場承認の取消しが行われた場合の取扱い</p> <p>a 発行者による機構への通知 機構が同意を得た株式等（非上場株式等（株式等のうち、金融商品取引所に上場されていないものをいう。以下同じ。）を除く。）について、金融商品取引所による、上場承認の取消し又は内閣総理大臣による承認（金融商品取引法第122条第1項に規定する承認をいう。）の取消しがあった場合には、当該株式等の発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を通知する。</p> <p>b 機構による機構加入者等への通知 (a) (5) の通知から新規記録通知データの送信前までの間に通知を受けた場合 機構は、(5) の通知から新規記録通知データの送信前までの間に発行者から a の通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、(5) の通知を取り消す旨を通知する。</p> <p>(b) 新規記録通知データの送信以後に通知を受けた場合 機構は、新規記録通知データの送信以後に発行者から a の通知を受けた場合は、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、取扱いを廃止する旨及び取扱いを廃止する日程を通知する。</p> <p>3. 取扱いの廃止 (1) 取扱い廃止事由 機構は、機構が取扱いをする株式等（以下「振替株式等」という。）が機構取扱対象株式等に該当しなくなった場合その他の機構が定める事由に該当することとなった場合には、当該振替株式等の取扱いを廃止する。但し、取扱いを継続する必要があると認めるときは、機構が別に定める日まで、取扱いを継続する。</p>	<p>※ TOKYO PRO Market に係る発行者については、上場申請の取下げの公表が行われた場合を含む。</p> <p>※ 非上場株式等について発行の差止め請求があった場合も同様とする。</p> <p>※ 新規記録通知データを送信した場合であって、当該新規記録通知データを取り消したときを含む。</p> <p>※ すでに口座通知の取次ぎ（第2章第2節「新規記録手続」参照。）をしているときは、当該口座通知の取次ぎ以降の処理は行わない。</p> <p>（業9条及び10条、施5条）</p> <p>※ 機構は、1. ⑭の振替株式等の発行者が株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障をきたすと認めた場合には、1. ⑭ハの要件に該当しなくなったものとして、当該発行者の発行する振替株式等の取扱いを廃止する（具体的には、発行者の決定事項等の通知手続きに関する通知手続き等の必要な実務が</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行者への取扱廃止日の通知 機構は、振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、振替株式等の発行者に対し、Target 保振サイトにより、振替株式等の取扱いを廃止する旨、取扱いを廃止する日（以下「取扱廃止日」という。）その他の事項を通知する。</p> <p>(3) 機構加入者等への取扱廃止日の通知 機構は、振替株式等についての取扱いを廃止することとしたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、取扱いを廃止する振替株式等の銘柄、取扱廃止日その他の事項を通知する。</p> <p>(4) 振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、振替株式等についての取扱廃止日において、その備える振替口座簿における当該振替株式等についての記録を抹消する。</p>	<p>頻繁に（あるいは長期間に亘り）滞った場合、手数料（振替制度利用料等）の支払いが一定期間滞った場合等を想定している）。</p> <p>※ 機構が取扱いを継続する必要があると認めるときの取扱いについては、第2章第16節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」参照。</p> <p>※ 通知する事項の詳細は第2章第16節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 通知する事項の詳細は、第2章第16節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 「記録を抹消する」とは、減少の記録をして、その数を「0」とすることを意味する。（記録を抹消したことを事後的に検証することができるように、抹消したことの記録は保存される必要がある。）</p> <p>※ 振替株式等についての取扱いを廃止する場合の手続きの詳細は第2章第16節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」等を参照。</p>

以 上

第2節 発行者の決定事項等の通知

内 容	備 考
<p>1. 振替株式の発行者が通知すべき決定事項等 振替株式の発行者は、別紙1-2-1に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>2. 振替新株予約権の発行者が通知すべき決定事項等 振替新株予約権の発行者は、別紙1-2-2に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>3. 振替新株予約権付社債の発行者が通知すべき決定事項等 振替新株予約権付社債の発行者は、別紙1-2-3に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>4. 振替投資口の発行者が通知すべき決定事項等 振替投資口の発行者は、別紙1-2-4に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>5. 振替優先出資の発行者が通知すべき決定事項等 振替優先出資の発行者は、別紙1-2-5に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>6. 振替投資信託受益権の発行者が通知すべき決定事項等 振替投資信託受益権の発行者は、別紙1-2-6に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>7. 振替受益権の発行者が通知すべき決定事項等 振替受益権の発行者は、別紙1-2-7に掲げる事項について決議又は決定等を行った場合には、同別紙に定めるところにより、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p>	<p>(業12条、施6条)</p>

内 容	備 考
<p>8. 振替株式等（非上場）の発行者が通知すべき事項</p> <p>金融商品取引所に上場されていない振替株式等の発行者（第1節「1. 機構取扱対象株式等」⑭イ（イ）から（ハ）までに該当するものに限る）は、各商品における通知すべき決定事項等の決議又は決定等（予定を含む）の有無について、機構ホームページに掲載の書式（ST98-29）に定めるところにより、原則として週1回の頻度で、機構に対し、Target 保振サイトにより、その内容を通知しなければならない。</p>	<p>※ 非上場会社は適時開示制度の対象外のため、上記1.～7.の発行者の決定事項の通知に加え、通知漏れ防止を目的として、定期的に決議又は決定等（予定を含む）の有無自体を通知することを義務付ける趣旨である。</p>

以 上

振替株式の発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

(「会社」とは、機構に同意をした発行者のことをいう。)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
<p>1 募集株式の募集事項の決定をした場合（募集株式が振替株式であり、かつ、新株を発行する場合に限る。）</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1"> <tr> <td>募集株式が振替株式である場合</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>募集株式が振替株式でない場合</td> <td>×</td> </tr> </table>	募集株式が振替株式である場合	○	募集株式が振替株式でない場合	×	募集株式の募集をする会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p><公募></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 ⑩ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】 <p>添付する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等） 	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で募集株式についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。以下<第三者割当て>及び<自社株対価公開買付け（募集株式の募集が株式を対価とする公開買付けのために行われる場合）>において同じ。</p> <p>※ ②の募集株式の銘柄とは、発行者の商号及び株式の種類をいう。この場合において株式の種類とは、有価証券届出書等の新規発行株式の種類欄等に記載される株式の名称（普通株式、第一種優先株式等）をいう。また、</p>
募集株式が振替株式である場合	○							
募集株式が振替株式でない場合	×							

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p><第三者割当て></p> <p>① 募集方法</p> <p>② 募集株式の銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 募集株式の数</p> <p>④ 募集株式の内容</p> <p>⑤ 発行価額（1株あたり）</p> <p>⑥ 申込期日</p> <p>⑦ 払込期日又は割当日</p> <p>⑧ 発行時 DVP 方式の利用の有無</p> <p>⑨ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】</p> <p>⑩ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）（次のいずれにも該当する場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者及びその子会社の役職員その他これに準ずるものに対する報酬等として株式を交付する場合 ・ 発行者と新規記録先口座を開設する口座管理機関との間で、⑩及び割当先ごとの交付株式数の情報の授受がなされている場合 <p>⑪ 口座通知の取次ぎ受付締切日【非DVP方式の場合のみ】</p> <p>⑫ 新規記録日</p>	<p>④の募集株式の内容とは、会社法第107条第2項各号、第108条第2項各号及び第322条第2項に定める事項並びに単元株式数をいう。以下同じ。</p> <p>※ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合（会社法第202条の2第1項後段）は、⑦を割当日とし、それ以外は払込期日とする。</p> <p>※ 左記の「次のいずれにも該当する場合」に該当するケースとしては、例えば、次の場合が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項）を発行する場合 ・ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合（会社法第202条の2第1項後段）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>添付する書類</p> <p>① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p> <hr/> <p>< 自社株対価公開買付け（募集株式の募集が株式を対価とする公開買付けのために行われる場合） ></p> <p>① 募集方法</p> <p>② 募集株式の銘柄（公開買付者銘柄）及び銘柄コード</p> <p>③ 募集株式の数</p> <p>④ 募集株式の内容</p> <p>⑤ 公開買付対象者銘柄名称及び銘柄コード</p> <p>⑥ 給付比率</p> <p>⑦ 公開買付期間</p> <p>⑧ 給付期日</p> <p>⑨ 決済日</p> <p>⑩ 公開買付代理人</p> <p>⑪ 口座通知の取次ぎ受付締切日</p> <p>⑫ 自己の保有する募集株式の銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p>	<p>※ この通知は、振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日等の通知）である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p> <hr/> <p><株主割当て></p> <p>① 募集方法</p> <p>② 募集株式の銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 募集株式の数</p> <p>④ 募集株式の内容</p> <p>⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり）</p> <p>⑥ 申込期日</p> <p>⑦ 払込期日</p> <p>⑧ 株主割当てに係る基準日</p> <p>⑨ 割当比率</p> <p>⑩ 発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程）</p> <p>⑪ 特別口座のみを有する株主に係る口座通知の受付期間</p> <p>⑫ 新規記録日</p> <p>⑬ 自己の保有する募集株式の銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	

通知すべき場合		通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考																									
<p>2 取得条項付株式の内容として会社が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め(会社法第107条第2項第3号ロ又は第108条第2項第6号イ)がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付株式の全部を取得するとき(取得条項付株式が振替株式会社である場合又は取得条項付株式が振替株式会社でなく取得の対価が振替株式会社であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。)</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="4">取得対価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">振替</th> <th colspan="2">非振替</th> </tr> <tr> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">取得条項付株式</th> <th>振替</th> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				取得対価				振替		非振替		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし	取得条項付株式	振替	○	○	○	○	非振替	○	×	×	×	取得条項付株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた後直ちに	<p>通知する事項</p> <p>① 取得する取得条項付株式の銘柄(以下「取得対象銘柄」という。)及び銘柄コード</p> <p>② 取得に係る手続日程</p> <p>③ 効力発生日</p> <p>④ 全部抹消する日【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】</p> <p>⑤ 取得の対価</p> <p>⑥ 取得の対価として振替株式を交付する場合は、交付する銘柄(以下「取得対価銘柄」という。)及び銘柄コード</p> <p>⑦ 取得の対価として振替株式を交付する場合は、対価交付比率(取得対価銘柄の交付総数/取得対象銘柄の発行総数(会社の保有する自社株は割当対象外))</p> <p>⑧ 自己の保有する取得対象銘柄(取得の対価を交付しない自己株式)の記録された口座(加入者口座コード)及び口座ごとの取得対象銘柄の数(担保が設定されている場合には、担保差入元の口座(加入者口座コード)及び口座ごとの取得対象銘柄の数)【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】</p> <p>⑨ 担保受入先の名称及び取得対象銘柄(取得の対価を交付しない自己株式)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの</p>	<p>※ この通知は、取得対象銘柄が振替株式会社である場合は、振替法第135条第1項の通知(全部抹消の通知)であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法第130条第1項の通知(新規記録通知)である。また、取得対象銘柄が振替株式会社でない場合であって取得対価銘柄が発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法第130条第1項の通知(新規記録通知)である。</p> <p>※ ③の効力発生日とは、会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日又は同法第107条第2項第3号に規定する取得日を行い、前者の日は、左記の通知をする日より過去の日付となる。</p> <p>※ 会社法第170条第1項の規定にかかわらず、会社は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象</p>
				取得対価																										
				振替		非振替																								
		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし																									
取得条項付株式	振替	○	○	○	○																									
	非振替	○	×	×	×																									

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>取得対象銘柄の数【⑧の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>⑩ 取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の数及び株式の内容等（公示情報（PDF ファイル））【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】</p> <p>⑪ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された会社の口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>銘柄を取得する（振替法第 157 条第 4 項）。</p>
<p>3 取得条項付株式の一部を取得する定め（会社法第 107 条第 2 項第 3 号ハ又は第 108 条第 2 項第 6 号イ）がある場合における取得すべき株式を決定した場合又は会社法第 107 条第 2 項第 3 号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）</p>	<p>取得条項付株式の取得をする会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに又は会社法第 107 条第 2 項第 3 号イの事由が生じた後直ちに</p>	<p>① 取得する取得条項付株式の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 取得に係る手続日程</p> <p>③ 効力発生日</p> <p>④ 取得のための振替申請をする日</p> <p>⑤ 取得の対価</p> <p>⑥ 取得の対価として交付する振替株式の銘柄（以下「取得対価銘柄」という。）</p> <p>⑦ 発行する取得対価銘柄の総数及び株式の内容</p> <p>⑧ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録さ</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ ③の効力発生日とは、会社法第 107 条第 2 項第 3 号イの事由が生じた日又は同法第 107 条第 2 項第 3 号に規定する取得日を行い、前者の日は、左記の通知をする日より過去の日付となる。</p>

通知すべき場合		通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考																									
通知の要不要 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="4">取得対価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">振替</th> <th colspan="2">非振替</th> </tr> <tr> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">取得条項付株式</th> <th>振替</th> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				取得対価				振替		非振替		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし	取得条項付株式	振替	○	×	×	×	非振替	○	×	×	×			れた会社の口座（加入者口座コード） 添付する書類 ① 取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 会社法第170条第1項の規定にかかわらず、会社は、④の振替の申請によりその口座の保有欄における取得対象銘柄についての増加の記録を受けたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第157条第2項）。
				取得対価																										
				振替		非振替																								
		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし																									
取得条項付株式	振替	○	×	×	×																									
	非振替	○	×	×	×																									
4 全部取得条項付種類株式の取得を決定した場合（全部取得条項付種類株式が振替株式会社である場合又は全部取得条項付種類株式が振替株式会社でなく取得の対価が振替株式会社であって対価の交付に際して発行又は移転する場合に限る。）	全部取得条項付種類株式の取得をする会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 取得する全部取得条項付種類株式の銘柄（以下この項目において「取得対象銘柄」という。）及び銘柄コード ② 取得に係る手続日程 ③ 効力発生日 ④ 全部抹消する日【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】 ⑤ 取得の対価 ⑥ 取得の対価として振替株式を交付する場合は、交付する銘柄（以下「取得対価銘柄」という。） ⑦ 取得対価として振替株式を交付する場合は、対価交付比率（取得対価銘柄の交付総数／取得対象銘柄の発行総数（会社の保有する自社株は割当対象外））	※ この通知は、取得対象銘柄が振替株式会社である場合は、取得対象銘柄についての振替法第135条第1項の通知（全部抹消の通知）であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。また、全部取得条項付種類株式が振替株式会社でなく取得対価銘柄を発行する場合は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※ ③の効力発生日とは、会社法																										

通知すべき場合		通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考																									
通知の要不要 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="4">取得対価</th> </tr> <tr> <th colspan="2">振替</th> <th colspan="2">非振替</th> </tr> <tr> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全部取得条項付種類株式</td> <td>振替</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				取得対価				振替		非振替		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし	全部取得条項付種類株式	振替	○	○	○	○	非振替	○	×	×	×			⑧ 自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替株式の場合のみ】 ⑨ 担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数【⑧の株式に担保が設定されている場合のみ】 ⑩ 取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の総数及び株式の内容（公示情報（PDF ファイル）【取得対価銘柄が振替株式の場合のみ】） ⑪ 自己の保有する取得対価銘柄を移転するときは、移転する数及び当該数の記録された会社の口座（加入者口座コード） 添付する書類 ① 取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）	第 171 条第 1 項第 3 号に定める取得日である。 ※ 会社法第 173 条第 1 項の規定にかかわらず、会社は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第 157 条第 4 項）。
				取得対価																										
				振替		非振替																								
		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし																									
全部取得条項付種類株式	振替	○	○	○	○																									
	非振替	○	×	×	×																									
5 自己株式の消却を決定した場合（自己株式が振替株式であ	自己株式の消却をする会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 消却する銘柄（以下「消却対象銘柄」と	※ 振替株式の消却は、振替法第 134 条第 4 項第 1 号の減少の記																										

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
<p>る場合に限る。)</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1"> <tr> <td>消却する自己株式が振替株式会社である場合</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>消却する自己株式が振替株式会社でない場合</td> <td>×</td> </tr> </table>	消却する自己株式が振替株式会社である場合	○	消却する自己株式が振替株式会社でない場合	×			<p>いう。)及び銘柄コード</p> <p>② 消却する数</p> <p>③ 一部抹消する日</p> <p>④ 一部抹消により減少の記録がされる会社の口座 (加入者口座コード)</p> <p>添付する書類</p> <p>① 消却の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	<p>録 (抹消申請による減少の記録) がされた日にその効力が生ずる (振替法第 158 条第 2 項)。</p>
消却する自己株式が振替株式会社である場合	○							
消却する自己株式が振替株式会社でない場合	×							
<p>6 株式の併合を決定した場合 (併合する株式が振替株式会社である場合に限る。)</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1"> <tr> <td>併合する株式が振替株式会社である場合</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>併合する株式が振替株式会社でない場合</td> <td>×</td> </tr> </table>	併合する株式が振替株式会社である場合	○	併合する株式が振替株式会社でない場合	×	株式併合をする会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 株式併合に係る振替株式の銘柄 (以下「株式併合銘柄」という。)及び銘柄コード</p> <p>② 効力発生日 (併合日)</p> <p>③ 減少比率 (株式併合後の株式併合銘柄である振替株式の発行総数/株式併合前の株式併合銘柄である振替株式の発行総数)</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式併合の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	<p>※ この通知は、株式併合銘柄についての振替法第 136 条第 1 項の通知 (株式併合の通知) 及び振替法第 151 条第 7 項の通知である。</p>
併合する株式が振替株式会社である場合	○							
併合する株式が振替株式会社でない場合	×							
<p>7 株式の分割を決定した場合 (分割する株式が振替株式会社である場合に限る。)</p>	株式分割をする会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 株式分割に係る振替株式の銘柄 (以下「株式分割銘柄」という。)</p> <p>② 株式分割基準日</p> <p>③ 効力発生日</p>	<p>※ この通知は、株式分割銘柄についての振替法第 137 条第 1 項の通知 (株式分割の通知) 及び振替法第 151 条第 7 項の通知 (基準日の通知) である。</p>				

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
<p>通知の要不要</p> <table border="1" data-bbox="215 245 533 379"> <tr> <td>分割する株式が振替株式である場合</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>分割する株式が振替株式でない場合</td> <td>×</td> </tr> </table>	分割する株式が振替株式である場合	○	分割する株式が振替株式でない場合	×			<p>④ 増加比率（株式分割後の株式分割銘柄である振替株式の発行総数／株式分割前の株式分割銘柄である振替株式の発行総数）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
分割する株式が振替株式である場合	○							
分割する株式が振替株式でない場合	×							
<p>8 株式無償割当てを決定した場合（株式無償割当てを受ける株式が振替株式である場合又は株式無償割当てを受ける株式が振替株式でなく株式無償割当てをする銘柄が振替株式であって株式無償割当てに際して発行又は移転する場合に限る。）</p>	<p>株式無償割当てをする会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 株式無償割当てを受ける株式の銘柄（以下「対象銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 株式無償割当てをする株式の銘柄（以下「割当銘柄」という。）及び数</p> <p>③ 株式無償割当てに係る手続日程</p> <p>④ 株式無償割当ての基準日【対象銘柄が振替株式である場合のみ】</p> <p>⑤ 効力発生日</p> <p>⑥ 割当比率</p> <p>⑦ 株式無償割当てに際して発行する割当銘柄の総数（対象銘柄の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容（公示情報（PDF ファイル）【対象銘柄及び割当銘柄が振替株式である場合のみ】）</p> <p>⑧ 株式無償割当てに際して自己の保有する割当銘柄を移転するときは、移転する数</p>	<p>※ この通知は、対象銘柄が振替株式である場合は、対象銘柄についての振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。また、対象銘柄（外国人保有制限銘柄を除く。）及び割当銘柄が振替株式である場合であって割当銘柄が発行されるときは、割当銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）であり、対象銘柄が振替株式でなく（又は対象銘柄が外国人保有制限銘柄であって）割当銘柄が振替株式であって発行される場合は、別途の新規記録通知データと一体で割当銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p>				

通知すべき場合		通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考																									
通知の要不要 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3"></th> <th colspan="4">株式無償割当てをする株式</th> </tr> <tr> <th colspan="2">振替</th> <th colspan="2">非振替</th> </tr> <tr> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> <th>発行あり</th> <th>発行なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">株式無償割当てを受ける株式</td> <td>振替</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>				株式無償割当てをする株式				振替		非振替		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし	株式無償割当てを受ける株式	振替	○	○	○	○	非振替	○	×	×	×			及び当該数の記録された会社の口座（加入者口座コード）【割当銘柄が振替株式である場合のみ】 ⑨ 自己の保有する対象銘柄（株式無償割当てを受けない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）【対象銘柄及び割当銘柄が振替株式である場合のみ】 ⑩ 担保受入先の名称及び対象銘柄（株式無償割当てを受けない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑨の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ① 株式無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
				株式無償割当てをする株式																										
				振替		非振替																								
		発行あり	発行なし	発行あり	発行なし																									
株式無償割当てを受ける株式	振替	○	○	○	○																									
	非振替	○	×	×	×																									
9 吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 吸収合併の対価の内容 ② 吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対して吸収合併に際して交付する振替株式の銘柄（以下「吸収合併存続会社銘柄」という。）及び銘柄コード【対価が吸収合併存続	※ この通知は、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、吸収合併消滅																										

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>会社銘柄の場合のみ】</p> <p>③ 吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「吸収合併消滅会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 吸収合併の日程</p> <p>⑥ 吸収合併期日</p> <p>⑦ 全部抹消する日【対価が吸収合併存続会社銘柄以外の場合のみ】</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容（公示情報（PDF））【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】</p> <p>⑨ 自己の保有する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数）【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】</p> <p>⑩ 吸収合併存続会社の保有する吸収合併</p>	<p>会社銘柄についての振替法第138条第1項の通知（合併等の通知）である。また、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式でない株式を交付するときは、吸収合併消滅会社銘柄についての振替法第135条第1項の通知（全部抹消の通知）である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数）【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】</p> <p>⑪ 上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない株式を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数）【対価が吸収合併存続会社銘柄の場合のみ】</p> <p>⑫ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の数【⑨～⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	吸収合併存続会社となる会社 (吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合であって吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は吸収合併存続会社が吸収合併に際して自己株式を移転しようとする場合に限る。)	取締役会決議後 速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収合併存続会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 吸収合併消滅会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 合併比率</p> <p>④ 吸収合併の日程</p> <p>⑤ 効力発生日(吸収合併期日)</p> <p>⑥ 交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係るものの総数(吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)及び株式の内容</p> <p>⑦ 吸収合併存続会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座(加入者口座コード)</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容の分かるもの(プレスリリース等)</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収合併存続会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知(新規記録通知)である。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合であって吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合、④吸収合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>
10 新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅会社となる会社	取締役会決議後 速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新設合併の対価の内容</p> <p>② 新設合併消滅会社の振替株式の株主に対して合併に際して交付する株式の銘柄(以下「新設合併設立会社銘柄」という。)及び銘柄コード</p> <p>③ 新設合併消滅会社の振替株式の銘柄(以</p>	<p>※ この通知は、新設合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、新設合併消滅会社銘柄についての振替法第</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>下「新設合併消滅会社銘柄」という。) 及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 新設合併の日程</p> <p>⑥ 効力発生日 (新設合併期日)</p> <p>⑦ 全部抹消する日【新設合併設立会社株式が振替株式でない場合のみ】</p> <p>⑧ 新設合併設立会社銘柄の発行総数 (新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。) (他の新設合併消滅会社の株主に交付される数を除く。) 及び株式の内容 (公示情報 (PDF))【新設合併設立会社株式が振替株式である場合のみ】</p> <p>⑨ 他の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が当該新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、その旨</p> <p>⑩ 新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄 ((新設合併の対価を割り当てない) 自己株式及び他の新設合併消滅会社銘柄) を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数 (他の新設合併消滅会社の</p>	<p>138 条第 1 項の通知 (合併等の通知) であり、振替株式でない株式を交付するときは、新設合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第 1 項の通知 (全部抹消の通知) である。また、他の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が当該新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で新設合併設立会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知 (新規記録通知) である。</p> <p>※ 他の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が当該新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合、⑤新設合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>株式が振替株式でない場合には、当該他の新設消滅会社が保有する新設合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数も通知する。）（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数）【新設合併設立会社株式が振替株式である場合のみ】</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅会社銘柄（新設合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新設合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
11 吸収分割契約の内容を決定した場合（交付する吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合又は吸収分割会社が人的分割類似行為を行う場合に限る。）	吸収分割承継会社となる会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替株式の銘柄（以下「吸収分割承継会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 吸収分割の日程</p> <p>③ 効力発生日（吸収分割期日）</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収分割承継会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 吸収分割承継会社の株式が</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>④ 交付する吸収分割承継会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容</p> <p>⑤ 吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>⑥ 同時に人的分割を行う場合にはその旨</p> <p>⑦ 吸収分割承継会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>振替株式会社である場合において、吸収分割会社に、吸収分割承継会社の株式を交付する場合、② 吸収分割の日程には吸収分割承継会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>
	<p>吸収分割会社となる会社（人的分割類似行為を行う場合に限る。）</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収分割会社の株式の銘柄（以下「吸収分割会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 吸収分割承継会社株式が振替株式会社であるか否かの別</p> <p>③ 吸収分割承継会社銘柄【吸収分割承継会社株式が振替株式会社である場合のみ】</p> <p>④ 交付比率（吸収分割会社の株主に交付する吸収分割承継会社銘柄の総数／吸収分割会社銘柄の発行総数）【吸収分割承継会社株式が振替株式会社である場合のみ】</p> <p>⑤ 効力発生日（吸収分割期日）</p> <p>⑥ 吸収分割期日の吸収分割会社の株主に</p>	<p>※ この通知は、吸収分割会社銘柄についての振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。また、機構に届け出た調整株式数の記録先口座が機構加入者口座（自己口）である場合には、機構に対する振替の申請である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社銘柄の振替を行うべき旨【吸収分割承継会社株式が振替株式である場合のみ】</p> <p>⑦ 自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の振替株式の数）【吸収分割承継会社株式が振替株式である場合のみ】</p> <p>⑧ 担保受入先の名称及び吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数【⑦の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
12 新設分割計画の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の株式が振替株式とな	新設分割会社となる会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新設分割会社に対して新設分割に際して交付する株式の銘柄（以下「新設分割設立</p>	※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で新設分割設立会社銘柄についての振替法第

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>る場合又は新設分割会社が人的分割類似行為を行う場合に限る。)</p>			<p>会社銘柄」という。)</p> <p>② 新設分割設立会社銘柄が振替株式会社であるか否かの別</p> <p>③ 新設分割の日程</p> <p>④ 新設分割期日</p> <p>⑤ 新設分割設立会社銘柄の発行総数及び株式の内容【新設分割設立会社株式が振替株式会社である場合のみ】</p> <p>⑥ 新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）【新設分割設立会社株式が振替株式会社である場合のみ】</p> <p>⑦ 新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）【人的分割類似行為を行う場合のみ】</p> <p>⑧ 交付比率（新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄の総数／新設分割会社銘柄の発行総数）【人的分割類似行為を行う場合のみ】</p> <p>⑨ 新設分割期日の新設分割会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社銘柄の振替を行うべき旨【人的分割類似行為を行う場合のみ】</p> <p>⑩ 自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の交付を受けない自己株</p>	<p>130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。また、人的分割類似行為が行われる場合は、新設分割会社銘柄についての振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）であり、機構に届け出た調整株式数の記録先口座が機構加入者口座（自己口）である場合には、機構に対する振替の申請である。</p> <p>※ 新設分割設立会社が新設分割会社に振替株式を交付する場合、③新設分割の日程には新設分割設立会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>式) が記録された口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数 (担保が設定されている場合には、担保差入元の口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設分割会社銘柄の振替株式の数) 【人的分割類似行為を行う場合のみ】</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び新設分割会社銘柄 (新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない株式) を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数 【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新設分割の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	
13 株式交換契約の内容を決定した場合	株式交換完全子会社となる会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 株式交換の対価の内容</p> <p>② 株式交換完全子会社の振替株式の株主に対して株式交換に際して交付する振替株式の銘柄 (以下「株式交換完全親会社銘柄」という。) 及び銘柄コード</p> <p>③ 株式交換完全子会社の振替株式の銘柄 (以下「株式交換完全子会社銘柄」という。) 及び銘柄コード</p> <p>④ 交換比率 (交付する株式交換完全親会社</p>	<p>※ この通知は、株式交換完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式交換に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、株式交換完全子会社銘柄についての振替法第 138 条第 1 項の通知 (合併等の通知) である。また、株式交換完全子会社の株式が振替株式</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>銘柄の総数／株式交換完全子会社銘柄の発行総数)【対価が株式交換完全親会社銘柄である場合のみ】</p> <p>⑤ 株式交換の日程</p> <p>⑥ 効力発生日(株式交換期日)</p> <p>⑦ 全部抹消する旨【対価が株式交換完全親会社銘柄以外である場合のみ】</p> <p>⑧ 全部抹消する日【対価が株式交換完全親会社銘柄以外である場合のみ】</p> <p>⑨ 交付する株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの総数(株式交換完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)及び株式の内容(公示情報(PDF)) 【対価が株式交換完全親会社銘柄である場合のみ】</p> <p>⑩ 株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄(株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数(担保が設定されている場合には、担保差入元の口座(加入者口座コード)及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数)【対価が株式交換完全親会社銘柄である場合の</p>	<p>である場合において、株式交換に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し振替株式でない株式を交付するときは、株式交換完全子会社銘柄についての振替法第135条第1項の通知(全部抹消の通知)である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>み】</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
	<p>株式交換完全親会社となる会社（株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合であって株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を発行する場合、又は株式交換完全親会社が株式交換に際して自己株式を移転する場</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 株式交換完全親会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 株式交換完全子会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 交換比率</p> <p>④ 株式交換の日程</p> <p>⑤ 効力発生日（株式交換期日）</p> <p>⑥ 交付する株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容</p> <p>⑦ 株式交換完全親会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交換完全親会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合であって株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合、④株式交換の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	合に限る。)		添付する書類 ① 株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
14 株式移転計画の内容を決定した場合	株式移転完全子会社となる会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する株式の銘柄（以下「株式移転設立完全親会社銘柄」という。） ② 株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式移転完全子会社銘柄」という。）及び銘柄コード ③ 移転比率（株式移転設立完全親会社銘柄の発行総数／株式移転完全子会社銘柄の発行総数）【株式移転設立完全親会社株式が振替株式である場合のみ】 ④ 株式移転の日程 ⑤ 株式移転期日 ⑥ 全部抹消する旨【株式移転設立完全親会社株式が振替株式でない場合のみ】 ⑦ 全部抹消する日【株式移転設立完全親会社株式が振替株式でない場合のみ】 ⑧ 株式移転設立完全親会社銘柄の発行総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）（他の株式移転完	※ この通知は、株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、株式移転完全子会社銘柄についての振替法第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）であり、振替株式でない株式を交付するときは、株式移転完全子会社銘柄についての振替法第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。また、他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で株式移転設立完全親会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>全子会社の株主に交付される数を除く。)及び株式の内容(公示情報(PDF))【株式移転設立完全親会社株式が振替株式である場合のみ】</p> <p>⑨ 他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付するときは、その旨</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式移転の内容の分かるもの(プレスリリース等)</p>	<p>記録通知)である。</p> <p>※ 他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合、④株式移転の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>
<p>15 株式交付計画の内容を決定した場合(株式交付に際して株式交付親会社が交付する株式が振替株式であり、かつ、新株を発行する場合に限る。)</p>	<p>株式交付をする会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 株式交付子会社の振替株式の譲渡人に対して株式交付に際して交付する振替株式の銘柄(以下「株式交付親会社銘柄」という。)及び銘柄コード</p> <p>② 株式交付子会社の振替株式の銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 交付比率</p> <p>④ 株式交付の日程</p> <p>⑤ 効力発生日(株式交付期日)</p> <p>⑥ 公開買付代理人【株式交付親会社が株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交付親会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知(新規記録通知)である。</p> <p>※ ④株式交付の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>株式が振替株式の場合のみ】</p> <p>⑦ 交付する株式交付親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容</p> <p>⑧ 株式交付親会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式交付の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
<p>16 株式分配を行うことを決定した場合（株式分配に際して交付する株式が振替株式である場合に限る。）</p>	<p>株式分配をする会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 株式分配に際して交付される振替株式の銘柄（以下「株式分配対象子会社銘柄」という。）</p> <p>② 株式分配の日程</p> <p>③ 株式分配の基準日及び株式分配効力発生日</p> <p>④ 株式分配対象子会社銘柄の発行総数及び株式の内容</p> <p>⑤ 株式分配実施会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>⑥ 株式分配実施会社の振替株式の銘柄（以下「株式分配実施会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>⑦ 交付比率（株式分配実施会社の株主に交</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式分配対象子会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。また、株式分配実施会社銘柄についての振替法第151条第7項の通知（基準日の通知）であり、機構に届け出た調整株式数の記録先口座が機構加入者口座（自己口）である場合には、機構に対する振替の申請である。</p> <p>※ ② 株式分配の日程には株式分配対象子会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>付する株式分配対象子会社銘柄の総数／株式分配実施会社銘柄の発行総数)</p> <p>⑧ 株式分配の基準日の株式分配実施会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への株式分配対象子会社銘柄の振替を行うべき旨</p> <p>⑨ 自己の保有する株式分配実施会社銘柄（株式分配対象子会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び株式分配実施会社銘柄（株式分配対象子会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄の数【⑨の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式分配の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
17 定款又は株式取扱い規則の変更を決定した場合	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 取得請求権付株式に関する定め</p> <p>② 取得条項付株式に関する定め</p> <p>③ 全部取得条項付種類株式に関する定め</p> <p>④ 基準日に関する定め</p> <p>⑤ 単元株式に関する定め</p> <p>⑥ 単元未満株式売渡制度に関する定め</p> <p>⑦ 総株主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め</p> <p>⑧ その他事項</p> <p>添付する書類</p> <p>① 変更後の定款案</p> <p>② 変更後の株式取扱規則案</p>	<p>※ 基準日に関する定めの場合には、この通知は、振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。</p> <p>※ ⑧その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合（電子提供措置の定め、株券発行の定め、譲渡制限の定め）を含む。</p>
18 基準日を設定した場合（振替株式に係る基準日である場合に限る。）	振替株式を発行する会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 基準日</p> <p>② 基準日株主が行使できる権利の内容</p> <p>添付する書類</p> <p>① 基準日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>※ この通知は、振替法第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。</p> <p>※ 会社法第 297 条第 4 項に基づき裁判所の許可を得た株主が、株主総会を招集するための基準日を設定した場合も、振替株式を発行する会社がこの通知を（当該基準日設定後速やかに）行う。</p> <p>※ 振替新株予約権でない差別</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の無償割当てを決定した場合の通知すべき事項等については、第2節「11.振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」参照。
19 単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合又は応じることができることとなった場合	振替株式を発行する会社	単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなったとき又は応じることができることとなったとき速やかに	通知する事項 ① 単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった旨又は応じることができることとなった旨 ② 単元未満株式の売渡請求又は取得請求権付株式の取得請求に応じることができないこととなった場合には、その理由	
20 外国人保有制限銘柄となった場合又は外国人保有制限銘柄でなくなった場合	外国人保有制限銘柄の会社	外国人保有制限銘柄となることが判明したとき又は外国人保有制限銘柄でなく	通知する事項 ① 外国人保有制限銘柄となる日又は外国人保有制限銘柄でなくなる日 ② 適用される又は適用されていた法律	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
		なることが判明したとき速やかに		
21 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替株式を発行する会社	届出事項に変更が生じたこととなったとき速やかに	通知する事項 ① 商号の変更 ② 本店所在地の変更 ③ 代表者の変更 ④ 株主名簿管理人の変更 ⑤ 株式取扱規則の変更（総株主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定めを含む。） ⑥ 情報取扱責任者の変更 ⑦ 上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止） ⑧ その他届出事項の変更	※ ⑧その他届出事項の変更には英文商号の変更を含む（上場会社は除く）。
22 金融商品取引所への上場廃止又は日本証券業協会による指定の取消しの原因となる事実が発生した場合(9から11まで、13及び14に掲げる場合によるものを除く。)	振替株式を発行する会社	上場廃止等の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 上場廃止等の原因となる事実の内容 添付する書類 ① 上場廃止等の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 組織変更計画を決定した場合を含む。 ※ TOKYO PRO Marketに係る発行者については、東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第313条に規定する契約関係が終了した場合を含む。
23 非上場株式の発行者に固有	振替株式を発行	取締役会決議後	通知する事項	※ 上場会社が発行する非上場

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
の通知事項について決定した場合	する会社（非上場の場合に限る）	速やかに	① 株主総会開催日 ② 剰余金の配当に係る事項（1株当たり配当金（予定）、効力発生日、配当支払開始予定日、資本剰余金を原資とする配当の有無）	の種類株式等は除く。
24 非上場株式として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替株式を発行する会社（非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記の事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの	※ 対象となる非上場株式の取扱要件は、第1節「1. 機構取扱対象株式等」⑭イ（イ）から（ハ）までである。 ※ 新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
25 振替株式の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 ア. 会社法第 210 条に規定する株式の発行をやめることの請求があったとき イ. 振替株式に係る行為の無効の訴え（会社法第 828 条）があったとき ウ. 新株発行不存在の訴え（会社法第 829 条）があったとき	振替株式を発行する会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記の事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
26 1 から 24 までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1 から 24 のそれぞれの届出をするべき会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 左記の事実の内容が分かるもの	
27 その他機構が別に定める場合	振替株式を発行する会社	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

振替新株予約権を発行する発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

(「発行者」とは、機構に同意をした発行者のことをいう。)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1 新株予約権の無償割当てを決定した場合	新株予約権の無償割当てを決定した会社	取締役会決議後すみやかに	通知する事項 ① 新株予約権の無償割当てを受ける株式の銘柄 ② 新株予約権の無償割当てにより交付される新株予約権の銘柄 ③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数 ④ 新株予約権の目的である株式の単元数量 ⑤ 新株予約権の無償割当てに係る手続日程 ⑥ 新株予約権の無償割当ての基準日 ⑦ 効力発生日 ⑧ 割当比率（交付する新株予約権の総数／無償割当てを受ける株式の発行総数） ⑨ 株券喪失登録された株券に係る株式に	※ この通知は、振替法第 166 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※ ⑮の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。 ※ ⑲の「新株予約権の内容」とは会社法第 236 条に定める事項をいう。以下同じ。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>対して割り当てられる新株予約権の有無、有る場合には、その数及び新規記録予定日</p> <p>⑩ 新株予約権の無償割当てに際して発行する新株予約権の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑪ 新株予約権の無償割当てを受ける株式の銘柄のうち、自己の保有する株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）【割当てを受ける株式が振替株式の場合のみ】</p> <p>⑫ 担保受入先の名称及び対象銘柄（新株予約権無償割当てを受けない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>⑬ 新株予約権の行使価額</p> <p>⑭ 新株予約権の行使期間</p> <p>⑮ 行使請求受付場所</p> <p>⑯ 新株予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称）</p> <p>⑰ 取得条項が付されている場合には、取得</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			条項に係る取得日 ⑱ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額 ⑲ その他の新株予約権の内容 ⑳ 自己の保有する振替新株予約権を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ㉑ ㉒の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 ㉒ 新株予約権行使請求の取次状況の公表を請求する場合には、その旨 添付する書類 ① 新株予約権の無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
2 非上場新株予約権の発行を決定した場合（発行する新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。）	発行を決定した会社	発行決定後すみやかに	通知する事項 ① 募集方法（公募、第三者割当ての別） ② 新株予約権の銘柄 ③ 新株予約権の割当先（第三者割当ての場合） ④ 新株予約権の目的である株式の種類及び数 ⑤ 新株予約権の総数 ⑥ 新株予約権の発行価額 ⑦ 新株予約権の申込期間（申込期間が設定	※ この通知は、振替法第166条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※ ㉒の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。 ※ ㉒の「新株予約権の内容」とは会社法第236条に定める事項をいう。以下同じ。 ※ 公募の場合については、その他機構が定める事項を通知す

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>される場合に限る。)</p> <p>⑧ 新株予約権の発行に係る払込取扱場所 (払込取扱銀行の名称、支店名)</p> <p>⑨ 新株予約権の払込期日</p> <p>⑩ 新株予約権の行使価額</p> <p>⑪ 新株予約権の行使期間</p> <p>⑫ 行使請求受付場所</p> <p>⑬ 新株予約権の行使に係る払込取扱場所 (払込取扱銀行の名称、支店名)</p> <p>⑭ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得日</p> <p>⑮ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額</p> <p>⑯ その他の新株予約権の内容</p> <p>添付する書類</p> <p>① 非上場新株予約権の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	<p>る必要がある。</p>
<p>3 取得条項付新株予約権の内容として発行者が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め(会社法第 236 条第 1 項第 7 号ロ)がある場合において取得すべき日を決定</p>	<p>取得条項付新株予約権の取得をする会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた後直ちに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 取得する取得条項付新株予約権の銘柄 (以下この欄において「取得対象銘柄」という。)</p> <p>② 取得に係る手続日程</p> <p>③ 効力発生日</p>	<p>※ この通知は、取得条項付新株予約権の全部取得に係る振替法第 171 条第 1 項の通知(全部抹消の通知)であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法上</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>した場合又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新株予約権の全部を取得するとき（取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権が振替新株予約権でなく取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）</p>			<p>④ 全部抹消する日（取得対象銘柄が振替新株予約権の場合のみ）</p> <p>⑤ 取得の対価</p> <p>⑥ 取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄</p> <p>⑦ 取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付対価比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数（発行者の保有する自己新株予約権は割当対象外）</p> <p>⑧ 自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替新株予約権の場合のみ】</p> <p>⑨ 担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数【⑧の新株予約権に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>⑩ 取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の数及び取得対価となる</p>	<p>の新規記録通知である。また、取得対象銘柄が振替新株予約権でない場合であって取得対価銘柄が発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で振替法上の新規記録通知である。</p> <p>※ ③の「効力発生日」とは、会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日よりも過去日となる。</p> <p>※ ⑦は取得対象銘柄の新株予約権 1 個に対して、交付される取得対価銘柄の数を明らかにする。</p> <p>※ 会社法第 275 条第 1 項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第 185 条第 2 項）。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>振替株式等の銘柄及び数（公示情報（PDFファイル））</p> <p>⑪ 自己の保有する振替株式等に移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>⑫ ⑪の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書</p> <p>添付する書類</p> <p>① 取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）</p> <hr/> <p><いわゆる買収防衛策としての新株予約権を取得する場合></p> <p>① 取得する取得条項付新株予約権の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。）</p> <p>② 取得の対価として交付する振替株式の銘柄</p> <p>③ 交付対価比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数）（発行者の保有する自己新株予約権は割当対象外）</p> <p>④ 効力発生日（取得日）</p> <p>⑤ 新規記録日</p> <p>添付する書類</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			① 取得の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
4 取得条項付新株予約権の一部を取得する定め（会社法第236条第1項第7号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権を決定した場合又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）	取得条項付新株予約権の取得をする会社	取締役会決議後すみやかに又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた後直ちに	<p>通知する事項</p> <p>① 取得する取得条項付新株予約権の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。）</p> <p>② 取得する新株予約権に関する事項（取得する新株予約権の一部を決定する旨及び一部の決定方法）</p> <p>③ 取得に係る手続日程</p> <p>④ 効力発生日</p> <p>⑤ 取得のための振替申請をする日</p> <p>⑥ 取得の対価</p> <p>⑦ 取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄</p> <p>⑧ 発行する取得対価銘柄の総数及び取得対価銘柄の内容</p> <p>⑨ 自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>⑩ ⑨の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の申請書</p> <p>添付する書類</p> <p>① 取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法上の新規記録通知である。</p> <p>※ ④の「効力発生日」とは、会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日より過去の日付となる。</p> <p>※ 会社法第275条第1項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第185条第4項）。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			ス等) <いわゆる買収防衛策としての新株予約権を取得する場合> ① 取得する取得条項付新株予約権の銘柄 (以下この欄において「取得対象銘柄」という。) ② 取得の対価として交付する振替株式の銘柄 ③ 交付対価比率(取得対価銘柄の数/取得対象銘柄の数)(発行者の保有する自己新株予約権は割当対象外) ④ 効力発生日(取得日) ⑤ 新規記録日 添付する書類 ① 取得の内容の分かるもの(プレスリリース等)	
5 自己新株予約権の消却を決定した場合(自己新株予約権が振替新株予約権である場合に限る。)	自己新株予約権の消却をする会社	取締役会決議後すみやかに	① 消却する新株予約権の銘柄(以下この欄において消却対象銘柄)という。 ② 消却する数 ③ 消却に係る手続 ④ 一部抹消する日 ⑤ 一部抹消により減少の記録がされる発行者の口座(加入者口座コード)	※ 振替新株予約権の消却は、振替法第199条第4項第1号の減少の記録がされた日にその効力を生じる(第219条第2項)。
6 合併、株式交換、株式移転	合併等により新	取締役会決議後	通知する事項	※ この通知は、振替法第171条

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
又は会社分割（以下この欄において「合併等」という。）により新株予約権を承継する場合	株予約権を承継（抹消）する会社	速やかに	① 承継される新株予約権の銘柄 ② 承継（抹消）に係る手続日程 ③ 全部抹消する日 ④ 割当比率 ⑤ 合併等の期日 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	第1項の通知（全部抹消通知）である。
	合併等により承継後の新株予約権を交付する会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 承継後の新株予約権の銘柄 ② 承継（新規記録）に係る手続日程 ③ 新規記録する日（承継後の銘柄が振替新株予約権の場合のみ） ④ 割当比率（承継後の銘柄の数／承継される銘柄の数） ⑤ 合併等の期日 ⑥ 自己の保有する振替新株予約権を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑦ ⑥の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	※ この通知は、振替法第166条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※ 承継される銘柄の新株予約権1個に対して、交付される承継の銘柄の数を明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
7 吸収合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	吸収合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	<p>ース等)</p> <p>通知する事項</p> <p>① 吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権の銘柄</p> <p>② 吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「吸収合併消滅会社銘柄」という。）</p> <p>③ 割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数）</p> <p>④ 吸収合併の日程</p> <p>⑤ 吸収合併期日</p> <p>⑥ 全部抹消する日</p> <p>⑦ 吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株式に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑨ 吸収合併存続会社を知りうる事項として政令で定める事項（吸収合併存続会社が</p>	<p>※ 吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、何個の吸収合併存続会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨)</p> <p>⑩ 自己の保有する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの合併等消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑪ 吸収合併存続会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄（対価を割り当てない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑫ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の数【⑩及び⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
	吸収合併存続会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 交付する新株予約権の銘柄 ② 割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ③ 吸収合併の日程 ④ 吸収合併期日 ⑤ 新規記録する日 ⑥ 吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑦ 交付する吸収合併存続会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑧ 吸収合併存続会社が自己の新株予約権を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権が記録された口座（加入者	※ 吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、何個の吸収合併存続会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			口座コード) 添付する書類 ① 吸収合併の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
8 新設合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	新設合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 新設合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権の銘柄 ② 新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「新設合併消滅会社銘柄」という。） ③ 割当比率（交付する新設合併設立会社の振替新株予約権の数／新設合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ④ 新設合併の日程 ⑤ 新設合併期日 ⑥ 全部抹消する日 ⑦ 新設合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる新設合併設立会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録日 ⑧ 交付する新設合併設立会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録	※ 新設合併消滅会社の振替株式何株に対して、何個の新設合併設立会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。)</p> <p>⑨ 新設合併設立会社が知りうる事項として政令で定める事項（新設合併設立会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【新設合併設立会社が交付する新株予約権が振替新株予約権である場合のみ】</p> <p>⑩ 新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄（新設合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）および口座ごとの合併等消滅会社の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑪ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅会社銘柄（新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新設合併の内容が分かるもの（プレスリ</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			リース等)	
9 吸収分割契約の内容を決定した場合（交付する吸収分割承継会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。）	吸収分割承継会社である会社（吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権を発行する場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替新株予約権の銘柄</p> <p>② 吸収分割の日程</p> <p>③ 吸収分割期日</p> <p>④ 交付する吸収分割会社の新株予約権のうち発行にかかるものの総数</p> <p>⑤ 吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者コード）</p> <p>⑥ 吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付するか否かの別</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収分割の内容のわかるもの（プレスリリース等）</p>	※この通知は、吸収分割承継会社の振替新株予約権についての振替法第 166 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。
	吸収分割会社である会社（吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収分割銘柄の株式の銘柄（以下「吸収分割会社銘柄」という。）</p> <p>② 吸収分割会社の振替新株予約権が振替新株予約権であるかの別</p> <p>③ 吸収分割承継会社の新株予約権の銘柄</p> <p>④ 交付比率（吸収分割会社の株主に交付す</p>	<p>※ この場合の吸収分割会社銘柄は、会社法第 171 条第 1 項の規定による株式である。</p> <p>※ 吸収分割会社の振替株式何株に対して、何個の吸収分割承</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	対価としてを取得した振替新株予約権を分割会社株主に交付する場合に限る。)		<p>る吸収分割承継会社の新株予約権の数／吸収分割会社銘柄の数)</p> <p>⑤ 吸収分割期日</p> <p>⑥ 吸収分割期日の吸収分割会社の株主に対して、吸収分割会社の新規記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社の新株予約権の振替を行うべき旨</p> <p>⑦ 自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社の新株予約権の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）および口座ごとの吸収分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑧ 担保受入先の名称及び吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数【⑦の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	継会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>10 新設分割契約の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の新株予約権が振替新株予約権である場合又は新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合に限る。）</p>	<p>新設分割会社である会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新設分割会社に対して新設分割に際して交付する振替新株予約権の銘柄 ② 新設分割設立会社の新株予約権が振替新株予約権であるか否かの別 ③ 新設分割の日程 ④ 新設分割期日 ⑤ 新設分割設立会社の振替新株予約権の発行総数 ⑥ 新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード） ⑦ 新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑧ 交付比率（新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄の新株予約権の数／新設分割会社銘柄の数）【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】 ⑨ 新設分割期日の新設分割会社の株主に 	<p>※ 新設分割会社の振替株式何株に対して、何個の新設分割設立会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>対して、新設分割会社の新規記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社の新株予約権の振替を行うべき旨【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】</p> <p>⑩ 自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社の新株予約権の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の振替株式の数）【新設分割に際して新設分割会社が新設分割設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権を新設分割会社株主に交付する場合のみ】</p> <p>⑪ 担保受入先の名称及び新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 新設分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11 株式交換契約の内容を決定した場合（株式交換の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	株式交換完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 株式交換完全子会社の振替株式の株主に対して株式交換に際して交付する振替新株予約権の銘柄 ② 株式交換完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式交換完全子会社銘柄」という。） ③ 割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権の数／株式交換完全子会社銘柄の数） ④ 株式交換の日程 ⑤ 株式交換期日 ⑥ 全部抹消する日 ⑦ 株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧ 交付する株式交換完全親会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失	※ 株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、何個の株式交換完全親会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)</p> <p>⑨ 株式交換完全親会社を知りうる事項として政令で定める事項（株式交換完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者当または日本電信電話会社である場合はその旨)</p> <p>⑩ 株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数)</p> <p>⑪ 担保受入先の名称及び株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式交換の内容の分かるもの（プレスリ</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	株式交換完全親会社である会社	取締役会決議後速やかに	<p>リース等)</p> <p>通知する事項</p> <p>① 株式交換完全親会社銘柄</p> <p>② 株式交換完全子会社銘柄</p> <p>③ 割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権の数／株式交換完全子会社銘柄の数）</p> <p>④ 株式交換の日程</p> <p>⑤ 株式交換期日</p> <p>⑥ 新規記録する日</p> <p>⑦ 株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録がされた株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の振替新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 交付する株式交換完全親会社の新株予約権のうち発行に係るものの総数（株式交換完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑨ 株式交換完全親会社が自己の新株予約権を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権が記録された口座（加入者口座コード）</p>	<p>※ 株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、何個の株式交換完全親会社の振替新株予約権が交付されるか明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
12 株式移転計画の内容を決定した場合（株式移転の対価として振替新株予約権の発行を決定した場合）	株式移転完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する新株予約権の銘柄 ② 株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式移転完全子会社銘柄」という。） ③ 割当比率（株式移転設立完全親会社の新株予約権の数／株式移転完全子会社銘柄の数） ④ 株式移転の日程 ⑤ 株式移転期日 ⑥ 全部抹消する日 ⑦ 株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式移転設立完全親会社の新株予約権の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧ 株式移転設立完全親会社の新株予約権の発行総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）	※ 株式移転完全子会社の振替株式何株に対して、何個の株式移転設立完全親会社の新株予約権が交付されるか明らかにする。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑨ 他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替新株予約権を交付するときは、その旨 ⑩ 株式移転完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式移転設立完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【株式移転設立完全親会社が交付する新株予約権が振替新株予約権である場合のみ】 添付する書類 ① 株式移転の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
13 新株予約権の全部が行使された場合	振替新株予約権を発行する会社	新株予約権の全部が行使された後、速やかに	通知する事項 ① 新株予約権の全部が行使された新株予約権の銘柄 ② 新株予約権の全部が行使された日	
14 上場振替新株予約権について上場廃止の原因となる事実の発生	振替新株予約権を発行する会社	上場廃止となった日以降、速やかに	通知する事項 ① 上場廃止となった新株予約権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由	
15 機構に対する届出事項に変	振替新株予約権	変更が生じた時	通知する事項	※ ④の「行使請求受付場所」と

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
更が生じた場合	を発行する会社	き速やかに	① 上場取引所の追加又は一部廃止 ② 新株予約権の行使期間の変更 ③ 新株予約権の行使価額の変更（上場振替新株予約権に限る。） ④ 行使請求受付場所の変更 ⑤ 新株予約権の行使に係る払込取扱場所の変更 ⑥ 新株予約権の目的である株式の数	は株主名簿管理人をいう。
16 1から15までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1から15のそれぞれの届出をすべき会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容が分かるもの	
17 その他機構が別に定める場合	振替新株予約権を発行する会社	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

以上

振替新株予約権付社債を発行する発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

発行者が機構に対して発行者の決定事項等を通知する場合には、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 発行者の発行・支払代理人が発行者の決定事項等を通知する場合には、ファイル伝送又は Target 保振サイトから CSV ファイルにより通知する。通知方法の詳細については、第 3 章、第 2 節の銘柄情報の通知をご参照。

3. 通知すべき場合及び通知すべき事項

(「発行者」とは、機構に同意をした発行者のことをいう。)

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1 募集新株予約権付社債の募集事項の決定をした場合（募集新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合に限る。）及びその他の事由による振替新株予約権付社債の発行を決定した場合	新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人又は支払代理人	発行者が振替新株予約権付社債の発行条件を決定した日の翌営業日	<p>通知する事項 (銘柄に関する事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権付社債の銘柄 ② 振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 振替新株予約権付社債の I S I N コード（国際標準化機構が定めた規格 IS06166 に基づく証券系コードであり、証券コード協議会がその権限に基づき体系的に付番しているものをいう。以下この章において同じ。） ④ 発行者の略称 ⑤ 振替新株予約権付社債の銘柄の回数 ⑥ 上場新株予約権付社債に該当するか否 	<p>※ 発行代理人又は支払代理人は、機構に対し、銘柄情報を通知する（具体的な通知方法については、第 3 章第 2 節の銘柄情報の通知を参照。）とともに発行要項を機構に送付する。</p> <p>※ 発行者が左記の事項について変更を決定した場合には、発行代理人又は支払代理人（発行前に銘柄の内容について変更の決定をした場合を含む。）は、変更した内容を速やかに機構に対して通知する必要がある。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>かの別、上場振替新株予約権付社債に該当する場合には、上場する金融証券取引所</p> <p>⑦ その他機構が定める事項 (社債に関する事項)</p> <p>① 振替新株予約権付社債に保証が付されているときは、その旨及びその内容</p> <p>② 振替新株予約権付社債が担保付社債信託法(明治38年法律第52号)第24条第2項において準用する同条第1項の担保付社債その他の担保権の設定がされたものであるときは、その旨及びその内容(担保付社債であるときは、同法第24条第1項第1号から第4号に掲げる事項を含む。)</p> <p>③ 振替新株予約権付社債に劣後特約が付されているときは、その旨</p> <p>④ 振替新株予約権付社債に責任財産限定特約が付されているときは、その旨</p> <p>⑤ 振替新株予約権付社債に会社法第676条第11号に掲げる事項の定めがあるときは、その旨</p> <p>⑥ 払込日</p> <p>⑦ 各社債の金額</p> <p>⑧ 発行総額</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 利率の変動の有無 ⑩ 利払日 ⑪ 利率 ⑫ 償還期日 ⑬ 償還価額 ⑭ 発行代理人の発行代理人コード ⑮ 支払代理人の支払代理人コード ⑯ 資金決済会社コード（振替新株予約権付社債の発行代理人又は支払代理人が資金決済会社を定めている場合における当該資金決済会社に係るものに限る。） ⑰ その他機構が定める事項 (元利払に関する事項) ① 振替新株予約権付社債が機構関与銘柄であるか又は機構非関与銘柄（規程第212条第1項の機構非関与銘柄をいう。以下この章において同じ。）であるかの別 ② 個別承認方式（規程第208条に規定する個別承認方式をいう。以下この章において同じ。）の採用の有無（振替新株予約権付社債が機構関与銘柄である場合に限る。） ③ 償還期日、繰上償還期日、利払期日が 	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>規程第4条の休業日に該当する場合の取扱いに関する事項</p> <p>④ 償還期日直前の利払期日における利払いの有無</p> <p>⑤ 1円あたりの利子額（振替新株予約権付社債の銘柄の発行条件にしたがって、1円単位の利金計算により得られた値（小数点以下13位未満の端数が生じた場合にあっては、これを切捨てるものとする。）をいう。以下この章において同じ。）</p> <p>⑥ 振替新株予約権付社債がコールオプションの付されたものであるときは、コールオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項</p> <p>⑦ 振替新株予約権付社債がプットオプションの付されたものであるときは、プットオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項</p> <p>⑧ 繰上償還期日</p> <p>⑨ 繰上償還に係る償還価額</p> <p>⑩ その他機構が定める事項 （新株予約権に関する事項）</p> <p>① 新株予約権の総数</p> <p>② 新株予約権の行使期間開始日</p>	<p>※ ⑦の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			③ 新株予約権の行使期間終了日 ④ 新株予約権の発行価額 ⑤ 新株予約権を行使した場合に生じた端数についての取扱い ⑥ 新株予約権の行使価額 ⑦ 行使請求受付場所 ⑧ 振替新株予約権付社債に取得条項が付されているときは、その旨 ⑨ 取得条項に係る取得日 ⑩ 取得対価の種類 ⑪ その他機構が定める事項	
2 取得条項付新株予約権付社債の内容として発行者が別に定める日の到来を一定事由の発効日とする定め（会社法第236条第1項第7号ロ）がある場合において取得すべき日を決定した場合又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた場合であって、当該取得条項付新株予約権付社債の全部を取得するとき（取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は取得条項付新株予約権付社債が	取得条項付新株予約権付社債の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第236条第1項第7号イの事由が生じた後直ちに	通知する事項 ① 取得する取得条項付新株予約権付社債の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。） ② 取得に係る手続日程 ③ 効力発生日 ④ 全部抹消する日（取得対象銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ⑤ 取得の対価 ⑥ 取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄 ⑦ 取得対価として振替株式等を交付する場合は、対価交付比率（取得対価銘柄の数／取得対象銘柄の数（発行者の保有する自己	※ この通知は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に係る振替法第200条第1項の通知（全部抹消の通知）であり、取得対価銘柄が発行されるときは、取得対価銘柄についての振替法上の新規記録通知である。また、取得対象銘柄が振替新株予約権付社債でない場合であって取得対価銘柄が発行されるときは、別途の新規記録通知データと一体で振替法上の新規記録通知である。 ※ ③の「効力発生日」とは、会

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>振替新株予約権付社債でなく取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）</p>			<p>新株予約権付社債は割当対象外))</p> <p>⑧ 自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権付社債）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数）【取得対象銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ】</p> <p>⑨ 担保受入先の名称及び取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己新株予約権付社債）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数【⑧の新株予約権付社債に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>⑩ 取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の総数及び取得対価銘柄の内容（公示情報（PDFファイル））</p> <p>⑪ 自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>⑫ ⑪の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書</p> <p>添付する書類</p>	<p>社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日よりも過去の日付となる。</p> <p>※ ⑦は取得対象銘柄の各社債の金額に対して、交付される取得対価銘柄の数を明らかにする。</p> <p>※ 会社法第 275 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第 217 条第 4 項）。</p> <p>※ 取得対価が振替新株予約権付社債である場合には、当該新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、上記 1 に記載した通知事項（以下この資料において「銘柄情報」という。）及び発行要項を機構に通知する。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			① 取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
3 取得条項付新株予約権付社債の一部を取得する定め（会社法第 236 条第 1 項第 7 号ハ）がある場合における取得すべき新株予約権付社債を決定した場合又は会社法第 236 条第 1 項 7 号イの事由が生じた場合（取得の対価が振替株式等であって対価の交付に際して発行する場合に限る。）	取得条項付新株予約権付社債の取得をする会社	取締役会決議後速やかに又は会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた後直ちに	<p>通知する事項</p> <p>① 取得する取得条項付新株予約権付社債の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。）</p> <p>② 取得する新株予約権付社債に関する事項（取得する新株予約権付社債の一部を決定する旨及び一部の決定方法）</p> <p>③ 取得に係る手続日程</p> <p>④ 効力発生日</p> <p>⑤ 取得のための振替申請をする日</p> <p>⑥ 取得の対価</p> <p>⑦ 取得対価として振替株式等を交付する場合は、交付する振替株式等の銘柄</p> <p>⑧ 発行する取得対価銘柄の総数及び取得対価銘柄の内容（取得対価が振替新株予約権付社債及び振替新株予約権である場合は、公示情報（PDF ファイル））</p> <p>⑨ 自己の保有する振替株式等を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>⑩ ⑨の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で取得対価銘柄についての振替法上の新規記録通知である。</p> <p>※ ③の「効力発生日」とは、会社法第 236 条第 1 項第 7 号イの事由が生じた日をいい、左記の通知をする日より過去の日付となる。</p> <p>※ 会社法第 275 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、発行者は、全部抹消の通知により取得対象銘柄が全部抹消されたときに取得対象銘柄を取得する（振替法第 217 条第 4 項）。</p> <p>※ 取得対価が振替新株予約権付社債である場合には、当該新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、銘柄情報及び発行要項を機構に通知する。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 取得の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
4 買入消却の実施を決定した場合	買入消却をする会社	買入消却決定後速やかに	通知する事項 ① 消却する新株予約権付社債の銘柄 ② 消却する新株予約権付社債の金額 ③ 一部抹消する日 ④ 一部抹消により減少の記録がされる発行者の口座（加入者口座コード）	※ 振替新株予約権付社債の消却は、第 199 条第 4 項第 1 号の減少の記録がされた日のその効力が生じる（第 219 条第 2 項）。
5 合併、株式交換、株式移転又は会社分割（以下この欄において「合併等」という。）により新株予約権付社債を承継する場合	合併等により新株予約権付社債を承継（抹消）する会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 承継される新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（抹消）に係る手続日程 ③ 全部抹消する日（承継される銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ④ 割当比率（承継後の銘柄の数／承継される銘柄の数） ⑤ 合併等の期日 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	※ この通知は、振替法第 200 条第 1 項の通知（全部抹消通知）である。 ※ 承継される銘柄の各社債の金額に対し、交付される承継後の銘柄の数を明らかにする。
	合併等により承継後の新株予約権付社債を交付	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 承継後の新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（新規記録）に係る手続日程	※ この通知は、振替法 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	する会社		③ 新規記録する日（承継後の銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ） ④ 割当比率（承継後の銘柄の数／承継される銘柄の数） ⑤ 合併等の期日 ⑥ 自己の保有する振替新株予約権付社債を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ⑦ ⑥の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	※ 承継後の新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、銘柄情報及び発行要項を機構に通知する必要がある。 ※ ④は、承継される銘柄の各社債の金額に対し、交付される承継後の銘柄の数を明らかにする。
6 吸収合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）	吸収合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権付社債の銘柄 ② 吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「吸収合併消滅会社銘柄」という。） ③ 割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数）	※ この通知は、吸収合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。 ※ 吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明ら

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>④ 吸収合併の日程</p> <p>⑥ 吸収合併期日</p> <p>⑥ 全部抹消する日</p> <p>⑦ 吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑨ 吸収合併存続会社が知りうる事項として政令で定める事項（吸収合併存続会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）</p> <p>⑩ 自己の保有する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの合併等消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の</p>	<p>かにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			振替株式の数) ⑪ 吸収合併存続会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄（対価を割り当てない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替株式の数） ⑫ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅会社銘柄（吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の数【⑩及び⑪の株式に担保が設定されている場合のみ】 添付する書類 ① 合併等の内容が分かるもの（プレスリリース等）	
	吸収合併存続会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 交付する新株予約権付社債の銘柄 ② 割当比率（交付する吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数／吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄の数） ③ 吸収合併の日程 ④ 吸収合併期日	※ この通知は、吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債についての振替法 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※ 吸収合併存続会社の新株予約権付社債を発行する発行者の発行代理人は、機構に対し、

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>⑤ 新規記録する日</p> <p>⑥ 吸収合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑦ 交付する吸収合併存続会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑧ 吸収合併存続会社が自己の新株予約権付社債を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権付社債が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容が分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>銘柄情報及び発行要項を機構に通知する必要がある。</p> <p>※ ②は吸収合併消滅会社の振替株式何株に対して、吸収合併存続会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。</p>
7 新設合併契約の内容を決定した場合（合併の対価として振替新株予約権付社債の発行を決定した場合）	新設合併消滅会社である会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新設合併消滅会社の振替株式の株主に対価として交付する振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「新設合併消滅会社銘柄」という。）</p>	<p>※ この通知は、新設合併消滅会社銘柄についての振替法第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通知）及び新設合併設立会社の振替新株予約権付社債についての振替法 195 条第 1 項の通知</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>③ 割当比率（交付する新設合併設立会社の振替新株予約権付社債の数／新設合併消滅会社の振替株式の銘柄の数）</p> <p>④ 新設合併の日程</p> <p>⑤ 新設合併期日</p> <p>⑥ 全部抹消する日</p> <p>⑦ 新設合併消滅会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる新設合併設立会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 交付する新設合併設立会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑨ 新設合併設立会社が知りうる事項として政令で定める事項（新設合併設立会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【新設合併設立会社が交付する新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合のみ】</p> <p>⑩ 新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄（新設合併の対価を割り当て</p>	<p>（新規記録通知）である。</p> <p>※ ③は新設合併消滅会社の振替株式何株に対して、新設合併設立会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>ない自己株式)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの合併等消滅会社銘柄の振替株式の数(担保が設定されている場合には、担保差入元の口座(加入者口座コード)及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の振替株式の数)</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅会社銘柄(新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない株式)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新設合併の内容が分かるもの(プレスリリース等)</p>	
<p>8 吸収分割契約の内容を決定した場合(交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会</p>	<p>吸収分割承継会社である会社(吸収分割に際して吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債を発行する場合に限る。)</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 吸収分割の日程</p> <p>③ 吸収分割期日</p> <p>④ 交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数</p> <p>⑤ 吸収分割会社の名称及び新規記録先口座(加入者口座コード)</p>	<p>※ この通知は、吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債についての振替法195条第1項の通知(新規記録通知)である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
社株主に交付する場合に限る。)			<p>⑥ 吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付するか否かの別</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収分割の内容のわかるもの（プレスリリース等）</p>	
	吸収分割会社である会社（吸収分割に際して吸収分割会社が吸収分割承継会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を分割会社株主に交付する場合に限る。）	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収分割会社の株式の銘柄（以下「吸収分割会社銘柄」という。</p> <p>② 吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債が振替新株予約権付社債であるか否かの別</p> <p>③ 吸収分割承継会社の新株予約権付社債の銘柄</p> <p>④ 交付比率（吸収分割会社の株主に交付する吸収分割承継会社の新株予約権付社債の数／吸収分割会社銘柄の数）</p> <p>⑤ 吸収分割期日</p> <p>⑥ 吸収分割期日の吸収分割会社の株主に対して、吸収分割会社の新規記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社の新</p>	<p>※ この場合の吸収分割会社銘柄は、会社法第 171 条第 1 項の規定による株式である。</p> <p>※ 吸収分割会社の振替株式何株に対して、吸収分割承継会社の振替新株予約権付社債がいくらか交付されるかを明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>株予約権付社債の振替を行うべき旨</p> <p>⑦ 自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社の新株予約権付社債の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑧ 担保受入先の名称及び吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄の数【⑦の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
<p>9 新設分割計画の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合又は吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社</p>	<p>新設分割会社である会社</p>	<p>取締役会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 新設分割会社に対して新設分割に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 新設分割設立会社の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債であるか否かの別</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合に限る。)</p>			<p>③ 新設分割の日程</p> <p>④ 新設分割期日</p> <p>⑤ 新設分割設立会社の振替新株予約権付社債の発行総数</p> <p>⑥ 新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>⑦ 新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】</p> <p>⑧ 交付比率（新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄の新株予約権付社債の数／新設分割会社銘柄の数）【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】</p> <p>⑨ 新設分割期日の新設分割会社の株主に対して、新設分割会社の新規記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社の新株予約権付社債の振替を行うべき旨【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価と</p>	<p>※ 新設分割会社の振替株式何株に対して、新設分割設立会社の振替新株予約権付社債がいくらか交付されるかを明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>して取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】</p> <p>⑩ 自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社の新株予約権付社債の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の振替株式の数）【吸収分割に際して新設分割会社が新設設立会社から全部取得条項付種類株式の対価として取得した振替新株予約権付社債を新設分割会社株主に交付する場合のみ】</p> <p>⑪ 担保受入先の名称及び新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新設分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
10 株式交換契約の内容を決定した場合（株式交換の対価と	株式交換完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 株式交換完全子会社の振替株式の株主</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>して振替新株予約権付社債の発行を決定した場合)</p>			<p>に対して株式交換に際して交付する振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 株式交換完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式交換完全子会社銘柄」という。）</p> <p>③ 割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債の数／株式交換完全子会社銘柄の数）</p> <p>④ 株式交換の日程</p> <p>⑤ 株式交換期日</p> <p>⑥ 全部抹消する日</p> <p>⑦ 株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）</p> <p>⑨ 株式交換完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式交換完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合は</p>	<p>※ 株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、株式交換完全親会社の新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>その旨)</p> <p>⑩ 株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の振替株式の数）</p> <p>⑪ 担保受入先の名称及び株式交換完全子会社銘柄（株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない株式）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄の数【⑩の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
	株式交換完全親会社である会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 株式交換完全親会社銘柄</p> <p>② 株式交換完全子会社銘柄</p> <p>③ 割当比率（交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債の数／株式交換完全</p>	※ 株式交換完全子会社の振替株式何株に対して、株式交換完

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			子会社銘柄の数) ④ 株式交換の日程 ⑤ 株式交換期日 ⑥ 新規記録する日 ⑦ 株式交換完全子会社の振替株式のうち、株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式交換完全親会社の振替新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日 ⑧ 交付する株式交換完全親会社の新株予約権付社債のうち発行に係るものの総数（株式交換完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てられる数を除く。） ⑨ 株式交換完全親会社が自己の新株予約権付社債を移転しようとするときは、その数及び自己の新株予約権付社債が記録された口座（加入者口座コード） 添付する書類 ① 株式交換の内容の分かるもの（プレスリリース等）	全親会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。
11 株式移転計画の内容を決定した場合（株式移転の対価として振替新株予約権付社債の	株式移転完全子会社である会社	取締役会決議後速やかに	通知する事項 ① 株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する新株	※ この通知は、株式移転完全子会社についての振替法第135条第1項の通知（全部抹消の通

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
発行を決定した場合)			<p>予約権付社債の銘柄</p> <p>② 株式移転完全子会社の振替株式の銘柄 (以下「株式移転完全子会社銘柄」という。)</p> <p>③ 割当比率(株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債の数/株式移転完全子会社銘柄の数)</p> <p>④ 株式移転の日程</p> <p>⑤ 株式移転期日</p> <p>⑥ 全部抹消する日</p> <p>⑦ 株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債の数の有無、有る場合にはその数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 株式移転設立完全親会社の新株予約権付社債の発行総数(株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。)</p> <p>⑨ 他の株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が当該株式移転完全子会社の株主に対し振替新株予約権付社債を交付するときは、その旨</p>	<p>知)及び株式移転完全親会社の振替新株予約権付社債についての振替法195条第1項の通知(新規記録通知)である。</p> <p>※ ③は株式移転完全子会社の振替株式何株に対して、株式移転設立完全親会社の振替新株予約権付社債がいくら交付されるかを明らかにする。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>⑩ 株式移転完全親会社が知りうる事項として政令で定める事項（株式移転設立完全親会社が一般放送事業者、本邦航空運送事業者等または日本電信電話会社である場合はその旨）【株式移転設立完全親会社が交付する新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 株式移転の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
12 コールオプション行使に伴う繰上償還を決定した場合	コールオプション行使に伴い繰上償還をする発行者の支払代理人	コールオプションの行使決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① コールオプションを行使する新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② コールオプションを行使する旨</p> <p>③ 繰上償還期日</p> <p>④ 繰上償還価額</p> <p>⑤ 1円あたりの利子額</p>	
13 新株予約権付社債の無償割当てを決定した場合	新株予約権付社債の無償割当てをする会社	取締役会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新株予約権付社債の無償割当てを受ける株式の銘柄</p> <p>② 新株予約権付社債の無償割当てをする新株予約権付社債の銘柄</p> <p>③ 新株予約権付社債の無償割当てに係る</p>	<p>※ この通知は、振替法第195条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 新株予約権付社債の無償割当てを行う発行者の発行代理人は、機構に対し、銘柄情報及び</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>手続日程</p> <p>④ 新株予約権付社債の無償割当ての基準日</p> <p>⑤ 効力発生日</p> <p>⑥ 割当比率（交付する新株予約権付社債の総数／無償割当てを受ける株式の発行総数）</p> <p>⑦ 株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる新株予約権付社債の有無、有る場合には、その数及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 新株予約権付社債の無償割当てに際して発行する新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑨ 新株予約権付社債の無償割当ての対象を受ける株式の銘柄のうち、自己の保有する株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）【割当てを受ける株式が振替株式の場合のみ】</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び対象銘柄（新株予約権付社債無償割当てを受けない自己株</p>	<p>発行要項を機構に通知する必要がある。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>式)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの対象銘柄の数【⑨の株式に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>⑪ 自己の保有する振替新株予約権付社債を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座(加入者口座コード)</p> <p>⑫ ⑪の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新株予約権付社債の無償割当ての内容の分かるもの(プレスリリース等)</p>	
14 社債権者集会の召集	社債権者集会の召集対象となる新株予約権付社債を発行する会社	発行者が社債権者集会の召集を決定する場合は、決定後速やかに、社債管理者、社債管理補助者又は社債権者が社債権者集会を召集する場合は、発行者が社債権者集会の召集を知った後	<p>通知する事項</p> <p>① 社債権者集会の召集対象となる新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 社債権者集会の召集決定日</p> <p>③ 社債権者集会の目的</p> <p>④ 社債権者集会の開催日</p> <p>添付する書類</p> <p>① 社債権者集会の召集の内容が分かるもの(プレスリリース等)</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
		速やかに		
15 社債管理委託契約の変更	社債管理委託契約を変更する会社	社債管理委託契約の変更決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 社債管理委託契約を変更する新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 社債管理委託契約を変更する日（効力発生日）</p> <p>③ 社債管理委託契約の変更内容</p> <p>添付する書類</p> <p>① 変更後の社債管理委託契約書の写し</p>	
16 財務代理人の設置又は変更	財務代理人を設置又は変更する会社	財務代理人の設置又は変更の決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 財務代理人を設置又は変更する新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 財務代理人の設置日又は変更日</p> <p>③ 設置又は変更した財務代理人の名称</p> <p>添付する書類</p> <p>① 社債管理委託契約書の写し</p>	
17 非上場新株予約権付社債の割当先	非上場新株予約権付社債を発行する会社	発行決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 発行する新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 新株予約権付社債の割当先</p>	※ 非上場新株予約権付社債が第三者割当てにより発行される場合のみ提出する。
18 決算期変更に伴う新株予約権行使における調整措置	決算期変更に伴い調整措置を行う会社	決算期変更に伴う調整措置の決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 調整措置の内容</p> <p>添付する書類</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			① 決算期変更に伴う調整措置について内容が分かるもの（プレスリリース等）	
19 新株予約権付社債についての期限の利益の喪失	期限の利益を喪失した新株予約権付社債を発行する会社	期限の利益の喪失後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 期限の利益を喪失した新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 期限の利益の喪失日</p> <p>③ 期限の利益の喪失理由</p> <p>④ 地域経済活性化支援機構に対して再生支援の申込みを行う予定の有無</p> <p>⑤ 特定認証紛争解決手続の申込みを行う予定の有無</p> <p>添付する書類</p> <p>① 期限の利益を喪失したことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）</p>	
20 新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否の確定	振替新株予約権付社債を発行する会社	条件の成否の確定がした後、速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新株予約権付社債契約に特約された社債権者又は発行者の権利行使に係る条件の成否が確定した旨及びその内容</p>	
21 新株予約権付社債に係る新株予約権の全部が行使された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	新株予約権の全部が行使された後、速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新株予約権の全部が行使された新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 新株予約権の全部が行使された日</p>	
22 上場振替新株予約権付社債について上場廃止の原因とな	振替新株予約権付社債を発行す	上場廃止となった日以降、速や	<p>通知する事項</p> <p>① 上場廃止となった新株予約権付社債の</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
る事実の発生	る会社	かに	銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由	
23 償還すべき社債の金額について減額を行う場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	償還すべき社債の金額について減額を行う旨の社債権者集会の決議に係る裁判所の認可を受けた後又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされた後速やかに	通知する事項 ① 償還すべき社債の金額が減額される銘柄 ② 減額後の償還すべき社債の金額 ③ 償還すべき社債の金額の減額に係る効力発生日 ④ 償還すべき社債の金額を減額した事由	
24 地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行った場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込み後速やかに	通知する事項 ① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ② 地域経済活性化支援機構に対する再生	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			支援の申込日 添付する書類 ① 地域経済活性化支援機構に対する再生支援の申込みを行ったことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
25 地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られなかった場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	地域経済活性化支援機構から再生支援の決定を得られないことが確定した後速やかに	通知する事項 ① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ② 地域経済活性化支援機構からの再生支援を受けられないことが確定した日 添付する書類 ① 地域経済活性化支援機構からの再生支援を受けられないことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
26 地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	地域経済活性化支援機構による再生支援の決定が撤回された後速やかに	通知する事項 ① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ② 地域経済活性化支援機構により再生支援が撤回された日 添付する書類 ① 地域経済活性化支援機構による再生支援が撤回されたことについて内容が分かる	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			もの（プレスリリース等）	
27 地域経済活性化支援機構による再生支援中に、法的整理手続きが開始された場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	法的整理手続きの開始後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 法的整理手続きが行われることになった日</p> <p>添付する書類</p> <p>① 地域経済活性化支援機構による再生支援について、法的整理手続きを含めた支援が行われることについて内容が分かるもの（プレスリリース等）</p>	
28 特定認証紛争解決手続の申込みを行った場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	特定認証紛争解決手続の申込み後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 特定認証紛争解決手続の申込日</p> <p>添付する書類</p> <p>① 特定認証紛争解決手続の申込みを行ったことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）</p>	
29 特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄</p> <p>② 特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となった日</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 特定認証紛争解決手続の申込みが不受理となったことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
30 特定認証紛争解決手続が終了した場合（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第20条に規定する事業再生計画案の決議により特定認証紛争解決手続が終了した場合を除く。）	振替新株予約権付社債を発行する会社	特定認証紛争解決手続が終了した後速やかに	通知する事項 ① 当該発行者が発行している新株予約権付社債の銘柄 ② 特定認証紛争解決手続が終了した日 ③ 特定認証紛争解決手続が終了した理由 添付する書類 ① 特定認証紛争解決手続が終了したことについて内容が分かるもの（プレスリリース等）	
31 1から30までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1から30までのそれぞれの届出をすべき会社	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容が分かるもの	
32 その他機構が別に定める場合	振替新株予約権付社債を発行する会社	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

以上

振替投資口の発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1 募集投資口の募集事項の決定をした場合	募集投資口の募集をする投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ① 募集方法 ② 募集投資口の銘柄及び銘柄コード ③ 募集投資口の口数 ④ 募集投資口の払込金額（1口あたり）（第三者割当ての場合は1株あたりの発行価額） ⑤ 募集に係る手続日程 ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社【公募の場合のみ】 ⑩ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】 ⑪ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）【第三者割当ての場合のみ】 ⑫ 口座通知の取次ぎ受付締切日【第三者割	※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で募集投資口についての振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。また、投資主割当ての場合には、振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日等の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>当てであって、かつ非DVP方式の場合のみ】</p> <p>⑬ 新規記録日</p> <p>添付する書類</p> <p>① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
2 自己投資口の消却を決定した場合（自己投資口が振替投資口である場合に限る。）	自己投資口の消却をする投資法人	役員会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 消却する銘柄（以下「消却対象銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 消却する口数</p> <p>③ 一部抹消する日</p> <p>④ 一部抹消により減少の記録がされる投資法人の口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 消却の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	※ 振替投資口の消却は振替法第228条1項において読み替えて準用する第134条第4項第1号の減少の記録（抹消申請による減少の記録がされた日にその効力が生ずる）（振替法第228条1項において読み替えて準用する第158条第2項）。
3 投資口の併合を決定した場合	投資口併合をする投資法人	役員会承認後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 投資口併合に係る振替投資口の銘柄（以下「投資口併合銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 効力発生日（併合日）</p> <p>③ 減少比率（投資口併合後の投資口併合銘柄の発行総口数／投資口併合前の投資口併</p>	※ この通知は、投資口併合銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第136条1項の通知（投資口併合の通知）及び振替法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第7項の通知であ

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			合銘柄の発行総口数) 添付する書類 ① 投資口併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）	る。但し、同条第1項第2号に定める減少比率と、左記④の減少比率は内容が異なっている。
4 投資口の分割を決定した場合	投資口分割をする投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ① 投資口分割に係る振替投資口の銘柄（以下「投資口分割銘柄」という。）及び銘柄コード ② 投資口分割基準日 ③ 効力発生日 ④ 増加比率（投資口分割後の投資口分割銘柄の発行総口数／投資口分割前の投資口分割銘柄の発行総口数） 添付する書類 ① 投資口分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ この通知は、投資口分割銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第137条第1項の通知（投資口分割の通知）及び振替法第228条第1項において読み替えて準用する第151条第7項の通知（基準日の通知）である。但し、同条第1項第2号に定める増加比率と、左記④の増加比率は内容が異なっている。
5 吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅法人となる投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ① 吸収合併の対価の内容 ② 吸収合併消滅法人の振替投資口の投資主に対して吸収合併に際して交付する振替投資口の銘柄（以下「吸収合併存続法人銘柄」という。）及び銘柄コード【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】	※ この通知は、吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、吸収合併消滅法人銘柄についての振

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>③ 吸収合併消滅法人の振替投資口の銘柄 (以下「吸収合併消滅法人銘柄」という。)及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 吸収合併の日程</p> <p>⑥ 吸収合併期日</p> <p>⑦ 全部抹消する日【対価が吸収合併存続法人銘柄以外の場合のみ】</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続法人銘柄のうち発行に係るものの総口数(吸収合併消滅法人の振替投資口のうち公示催告手続が行われている投資証券の投資口に対して割り当てる口数を除く。)(公示情報(PDF))【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】</p> <p>⑨ 自己の保有する吸収合併消滅法人銘柄(吸収合併の対価を割り当てない自己投資口)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数(担保が設定されている場合には、担保差入元の口座(加入者口座コード)及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数)【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】</p> <p>⑩ 吸収合併存続法人の保有する吸収合併消滅法人銘柄(吸収合併の対価を割り当て</p>	<p>替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 138 条第 1 項の通知(合併等の通知)である。また、吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続法人が吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口でない投資口を交付するときは、吸収合併消滅法人銘柄についての振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 135 条第 1 項の通知(全部抹消の通知)である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>ない投資口) を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数 (担保が設定されている場合には、担保差入元の口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄の振替投資口の口数) 【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】</p> <p>⑪ 上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない投資口を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの口数 (担保が設定されている場合には、担保差入元の口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの口数) 【対価が吸収合併存続法人銘柄の場合のみ】</p> <p>⑫ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅法人銘柄 (吸収合併存続法人銘柄の割当てを受けない投資口) を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの吸収合併消滅法人銘柄の口数 【⑨～⑪の株式に投資口が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容の分かるもの (プレスリリース等)</p>	
	吸収合併存続法	役員会承認後速	通知する事項	※ この通知は、別途の新規記録

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	人となる投資法人（吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合であって吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を発行する場合に限る。）	やかに	① 吸収合併存続法人銘柄及び銘柄コード ② 吸収合併消滅法人銘柄及び銘柄コード ③ 合併比率 ④ 吸収合併の日程 ⑤ 効力発生日（吸収合併期日） ⑥ 交付する吸収合併存続法人銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅法人の振替投資口のうち公示催告手続が行われている投資証券の投資口に対して割り当てる口数を除く。） 添付する書類 ① 吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）	通知データと一体で吸収合併存続法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第130条第1項の通知（新規記録通知）である。 ※ 吸収合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合であって吸収合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付する場合、④吸収合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
6 新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅法人となる投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ① 新設合併の対価の内容 ② 新設合併消滅法人の振替投資口の投資主に対して合併に際して交付する投資口の銘柄（以下「新設合併設立法人銘柄」という。）及び銘柄コード ③ 新設合併消滅法人の振替投資口の銘柄（以下「新設合併消滅法人銘柄」という。）及び銘柄コード ④ 合併比率 ⑤ 新設合併の日程	※ この通知は、新設合併消滅法人の投資口が振替投資口である場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、新設合併消滅法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第138条第1項の通知（合併等の通知）であり、振替投資口でない投資口を

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>⑥ 効力発生日（新設合併期日）</p> <p>⑦ 全部抹消する日【新設合併設立法人銘柄が振替投資口でない場合のみ】</p> <p>⑧ 新設合併設立法人銘柄の発行総口数（新設合併消滅法人の振替投資口のうち公示催告手続が行われている投資証券の投資口に対して割り当てる口数を除く。）（他の新設合併消滅法人の投資主に交付される口数を除く。）（公示情報（PDF））【新設合併設立法人銘柄が振替投資口である場合のみ】</p> <p>⑨ 他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が当該新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、その旨</p> <p>⑩ 新設合併消滅法人の保有する新設合併消滅法人銘柄（（新設合併の対価を割り当てない）自己投資口及び他の新設合併消滅法人銘柄）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数（他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合には、当該他の新設合併消滅法人が保有する新設合併消滅法人銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅</p>	<p>交付するときは、新設合併消滅法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第135条第1項の通知（全部抹消の通知）である。</p> <p>また、他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が当該新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で新設合併設立法人銘柄についての振替法第228条第1項において読み替えて準用する第130条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 他の新設合併消滅法人の投資口が振替投資口でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立法人が当該新設合併消滅法人の投資主に対し振替投資口を交付する場合、⑤新設合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>法人銘柄の振替投資口の口数も通知する。 (担保が設定されている場合には、担保差入元の口座(加入者口座コード)及び口座ごとの新設合併消滅法人銘柄の振替投資口の口数)【新設合併設立法人銘柄が振替投資口である場合のみ】</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅法人銘柄(新設合併設立法人銘柄の割当てを受けない投資口)を記録する口座(加入者口座コード)及び口座ごとの新設合併消滅法人銘柄の口数【⑩の投資口に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類 ① 新設合併の内容の分かるもの(プレスリリース等)</p>	
7 規約又は投資口取扱規則の変更を決定した場合	振替投資口を発行する投資法人	役員会承認後速やかに	<p>通知する事項 ① 基準日に関する定め ② 総投資主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め ③ その他事項</p> <p>添付する書類 ① 変更後の規約案 ② 変更後の投資口取扱規則案</p>	<p>※ 基準日に関する定めの場合には、この通知は、振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知(基準日の通知)である。</p> <p>※ ③その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合(電子提供措置の定め)の廃止、投資証券発行の定め)</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				を含む。
8 基準日を設定した場合（振替投資口に係る基準日である場合に限る。）	振替投資口を発行する投資法人	役員会承認後速やかに	通知する事項 ① 基準日 ② 基準日投資主が行使できる権利の内容 添付する書類 ① 基準日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ この通知は、振替法第 228 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。
9 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替投資口を発行する投資法人	届出事項に変更が生じたこととなったとき速やかに	通知する事項 ① 商号の変更 ② 本店所在地の変更 ③ 代表者の変更 ④ 金融商品取引所における売買単位の変更 ⑤ 投資主名簿等管理人の変更 ⑥ 投資口取扱規則の変更（総投資主通知及び情報提供請求についての正当な理由の定めを含む。） ⑦ 情報取扱責任者の変更 ⑧ 上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止 ⑨ その他届出事項の変更	※ ⑨その他届出事項の変更には英文名称の変更を含む（上場投資口は除く）。
10 金融商品取引所による上場廃止の原因となる事実が発生した場合（5及び6に掲げる場	振替投資口を発行する投資法人	上場廃止等の原因となる事実が発生したとき速	通知する事項 ① 上場廃止等の原因となる事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
合によるものを除く。)		やかに	添付する書類 ① 上場廃止等の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11 非上場投資口の発行者に固有の通知事項について決定した場合	振替投資口を発行する投資法人（非上場の場合に限る）	役員会承認後速やかに	通知する事項 ① 投資主総会開催日 ② 分配金の支払いに係る事項（1口当たり分配金（予定）、効力発生日、分配金支払開始予定日、利益超過分配の有無）	
12 非上場投資口として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替投資口を発行する投資法人（非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記の事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの	※ 対象となる非上場投資口の取扱要件は、第1節「1. 機構取扱対象株式等」⑭イ（ロ）又は（ハ）である。 ※ 新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
13 振替投資口の無効事由等に関する次に掲げる事実が発生した場合 ア. 振替投資口に係る行為の無効の訴え（投資信託及び投資法人に関する法律第75条第6項、第84条第2項、第142条第6項及び第150条において読み替えて準用する会社法第828条）があったとき イ. 新株発行不存在の訴え（投	振替投資口を発行する投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記の事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
資信託及び投資法人に関する法律第 84 条第 3 項において読み替えて準用する会社法第 829 条) があったとき				
14 1 から 13 までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1 から 11 のそれぞれの届出をすべき投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容が分かるもの	
15 その他機構が別に定める場合	振替投資口を発行する投資法人	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

振替優先出資の発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
<p>1 募集優先出資の募集事項の決定をした場合（募集優先出資が振替優先出資であり、かつ、新たに振替優先出資を発行する場合に限る。）</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>募集優先出資が振替優先出資となる場合</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>募集優先出資が振替優先出資とならない場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	募集優先出資が振替優先出資となる場合	○	募集優先出資が振替優先出資とならない場合	×	募集優先出資の募集をする協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集方法（公募、第三者割当て又は優先出資者割当ての別） ② 募集優先出資の銘柄及び銘柄コード ③ 募集優先出資の口数 ④ 募集優先出資の内容 ⑤ 募集優先出資の払込金額（1口あたり）（第三者割当ての場合は1口あたりの発行価額） ⑥ 募集に係る手続日程 ⑦ 申込期日 ⑧ 払込期日 ⑨ 発行時 DVP 方式の利用の有無 ⑩ 引受主幹事証券会社【公募の場合のみ】 ⑪ 払込取扱銀行【DVP方式の場合のみ】 ⑫ 優先出資者割当てに係る基準日【優先出資者割当ての場合のみ】 	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で募集優先出資についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。また、優先出資者割当ての場合には、振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日等の通知）である。</p> <p>※ ②の募集優先出資の銘柄とは、発行者の名称及び優先出資の種類をいう。この場合において優先出資の種類とは、有価証券届出書等の新規発行優先出資の種類欄等に記載される優先出</p>
募集優先出資が振替優先出資となる場合	○							
募集優先出資が振替優先出資とならない場合	×							

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>⑬ 割当比率【優先出資者割当ての場合のみ】</p> <p>⑭ 発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程）【優先出資者割当ての場合のみ】</p> <p>⑮ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）【第三者割当ての場合のみ】</p> <p>⑯ 口座通知の取次ぎ受付締切日【非DVP方式の場合のみ】</p> <p>⑰ 新規記録日【第三者割当て又は優先出資者割当ての場合のみ】</p> <p>⑱ 特別口座のみを有する優先出資者に係る口座通知の受付期間【優先出資者割当ての場合のみ】</p> <p>⑲ 自己の保有する募集優先出資の銘柄を移転する場合は、移転する口数及び当該口数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）【優先出資者割当ての場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 募集事項等の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>資の名称（普通優先出資、第一種優先優先出資等）をいう。また、④の募集優先出資の内容とは、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第5条第1項各号に規定する定款記載事項をいう。以下同じ。</p>
2 自己優先出資の消却を決定した場合（自己優先出資が振替	自己優先出資の消却をする協同	理事会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 消却する銘柄（以下「消却対象銘柄」と</p>	※ 振替優先出資の消却は、振替法第235条第1項において読み

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
優先出資である場合に限る。) 通知の要不要 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>消却する自己優先出資が振替優先出資である場合</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>消却する自己優先出資が振替優先出資でない場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	消却する自己優先出資が振替優先出資である場合	○	消却する自己優先出資が振替優先出資でない場合	×	組織金融機関		いう。)及び銘柄コード ② 消却する口数 ③ 一部抹消する日 ④ 一部抹消により減少の記録がされる協同組織金融機関の口座(加入者口座コード) 添付する書類 ① 消却の内容の分かるもの(プレスリリース等)	替えて準用する第134条第4項第1号の減少の記録(抹消申請による減少の記録)がされた日にその効力が生ずる(振替法第235条第1項において読み替えて準用する第158条第2項)。
消却する自己優先出資が振替優先出資である場合	○							
消却する自己優先出資が振替優先出資でない場合	×							
3 優先出資の分割を決定した場合(分割する優先出資が振替優先出資である場合に限る。) 通知の要不要 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>分割する優先出資が振替優先出資である場合</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>分割する優先出資が振替優先出資でない場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	分割する優先出資が振替優先出資である場合	○	分割する優先出資が振替優先出資でない場合	×	優先出資の分割をする協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ① 優先出資分割に係る振替優先出資の銘柄(以下「優先出資分割銘柄」という。)及び銘柄コード ② 優先出資の分割に係る一定の日(協同組織金融機関の優先出資に関する法律第16条第2項第1号に規定する一定の日をいう。) ③ 効力発生日 ④ 増加比率(優先出資分割後の優先出資分割銘柄の発行総口数/優先出資分割前の優先出資分割銘柄の発行総口数) 添付する書類 ① 優先出資分割の内容の分かるもの(プレ	※ この通知は、優先出資分割銘柄についての振替法第235条第1項において読み替えて準用する第137条第1項の通知(優先出資分割の通知)及び振替法第235条第1項において読み替えて準用する第151条第7項の通知(基準日の通知)である。但し、第137条第1項第2号に定める増加比率と、左記④の増加比率は内容が異なっている。
分割する優先出資が振替優先出資である場合	○							
分割する優先出資が振替優先出資でない場合	×							

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			スリリース等)	
4 吸収合併契約の内容を決定した場合	吸収合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収合併の対価の内容</p> <p>② 吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資者に対して吸収合併に際して交付する振替優先出資の銘柄（以下「吸収合併存続協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】</p> <p>③ 吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の銘柄（以下「吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 吸収合併の日程</p> <p>⑥ 吸収合併期日</p> <p>⑦ 全部抹消する日【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄以外の場合のみ】</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続協同組織金融機関銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）及び優先出資の内容（公示情報（PDF））【対価が吸収合併存続協同組織</p>	<p>※ この通知は、吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）である。また、吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資でない優先出資を交付するときは、吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 135 条第 1 項の通</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>金融機関銘柄の場合のみ】</p> <p>⑨ 自己の保有する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併の対価を割り当てない自己優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数）【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】</p> <p>⑩ 吸収合併存続協同組織金融機関の保有する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併の対価を割り当てない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数）【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】</p> <p>⑪ 上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない優先出資を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの口数（担保</p>	<p>知（全部抹消の通知）である。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数【対価が吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の場合のみ】</p> <p>⑫ 担保受入先の名称及び通知者の発行する吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄（吸収合併存続協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄の口数【⑨～⑪の優先出資に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
	<p>吸収合併存続協同組織金融機関となる協同組織金融機関（吸収合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合であって吸収</p>	<p>理事会決議後速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 吸収合併存続協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 吸収合併消滅協同組織金融機関銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 合併比率</p> <p>④ 吸収合併の日程</p> <p>⑤ 効力発生日（吸収合併期日）</p> <p>⑥ 交付する吸収合併存続協同組織金融機</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収合併存続協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 吸収合併消滅共同組織金融機関の優先出資が振替優先出資</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を発行する場合、又は吸収合併存続協同組織金融機関が吸収合併に際して自己優先出資を移転しようとする場合に限る。）		<p>関銘柄のうち発行に係るものの総口数（吸収合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）及び優先出資の内容</p> <p>⑧ 吸収合併存続協同組織金融機関が自己優先出資を移転しようとするときは、その口数及び当該自己優先出資が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付する書類</p> <p>① 吸収合併の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	でない場合であって吸収合併消滅共同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付する場合、④吸収合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。
5 新設合併契約の内容を決定した場合	新設合併消滅協同組織金融機関となる協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 新設合併の対価の内容</p> <p>② 新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の優先出資者に対して合併に際して交付する優先出資の銘柄（以下「新設合併設立協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資の銘柄（以下「新設合併消滅協同組織金融機関銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p>	※ この通知は、新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、新設合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 138 条第 1 項の通知（合併等の通知）

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>⑤ 新設合併の日程</p> <p>⑥ 効力発生日（新設合併期日）</p> <p>⑦ 全部抹消する日【新設合併設立協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合のみ】</p> <p>⑧ 新設合併設立協同組織金融機関銘柄の発行総口数（新設合併消滅協同組織金融機関の振替優先出資のうち優先出資証券喪失登録された優先出資証券に係るものに対して割り当てる口数を除く。）（他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に交付される口数を除く。）及び優先出資の内容（公示情報（PDF））【新設合併設立協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合のみ】</p> <p>⑨ 他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が当該新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、その旨</p> <p>⑩ 新設合併消滅協同組織金融機関の保有する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄（（新設合併の対価を割り当てない）自己優先出資及び他の新設合併消滅協同組織金融</p>	<p>であり、振替優先出資でない優先出資を交付するときは、新設合併消滅協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 135 条第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。また、他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立協同組織金融機関が当該新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で新設合併設立協同組織金融機関銘柄についての振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 他の新設合併消滅共同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立共同組織金融機関が当該新設合併</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>機関銘柄) を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数 (他の新設合併消滅協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資でない場合には、当該他の新設合併消滅協同組織金融機関が保有する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数も通知する。) (担保が設定されている場合には、担保差入元の口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の振替優先出資の口数) 【新設合併設立協同組織金融機関の優先出資が振替優先出資である場合のみ】</p> <p>⑩ 担保受入先の名称及び通知者の発行する新設合併消滅協同組織金融機関銘柄 (新設合併設立協同組織金融機関銘柄の割当てを受けない優先出資) を記録する口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設合併消滅協同組織金融機関銘柄の口数 【⑩の優先出資に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新設合併の内容の分かるもの (プレスリ</p>	<p>消滅共同組織金融機関の優先出資者に対し振替優先出資を交付する場合、⑤新設合併の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			リース等)	
6 定款又は優先出資取扱規則の変更を決定した場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ① 基準日に関する定め ② 総優先出資者通知及び情報提供請求についての正当な理由の定め ③ その他事項 添付する書類 ① 変更後の定款案 ② 変更後の優先出資取扱規則案	※ 基準日に関する定めの場合には、この通知は、振替法第 235 条第 1 項において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。 ※ ③その他の事項には機構取扱対象株式等に該当しないこととなる場合（電子提供措置の定め、優先出資証券発行の定め）を含む。
7 基準日を設定した場合（振替優先出資に係る基準日である場合に限る。）	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	理事会決議後速やかに	通知する事項 ① 基準日 ② 基準日優先出資者が行使できる権利の内容 添付する書類 ① 基準日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ この通知は、振替法第 235 条において読み替えて準用する第 151 条第 7 項の通知（基準日の通知）である。
8 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	届出事項に変更が生じたこととなったとき速やかに	通知する事項 ① 名称の変更 ② 主たる事務所の所在地の変更 ③ 代表者の変更 ④ 優先出資者名簿管理人の変更 ⑤ 優先出資取扱規則の変更（総優先出資者	※ ⑧その他届出事項の変更には英文商号の変更を含む（上場優先出資の発行者は除く）。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			通知及び情報提供請求についての正当な理由の定めを含む。 ⑥ 情報取扱責任者の変更 ⑦ 上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止） ⑧ その他届出事項の変更	
9 金融商品取引所への上場廃止の原因となる事実が発生した場合（4及び5に掲げる場合によるものを除く。）	振替優先出資を発行する協同組織金融機関	上場廃止等の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 上場廃止等の原因となる事実の内容 添付する書類 ① 上場廃止等の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 組織変更計画を決定した場合を含む。
10 非上場優先出資の発行者に固有の通知事項について決定した場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関（優先出資が非上場の場合に限る）	理事会決議後速やかに	通知する事項 ① 優先出資総会開催日 ② 剰余金の配当に係る事項（1口当たり配当金（予定）、効力発生日、配当支払開始予定日）	
11 非上場優先出資として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替優先出資を発行する協同組織金融機関（優先出資が非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記の事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの	※ 対象となる非上場優先出資の取扱要件は、第1節「1. 機構取扱対象株式等」⑭イ（ロ）又は（ハ）である。 ※ 新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
12 振替優先出資の無効事由等に関する次に掲げる事実が発	振替優先出資を発行する協同組	左記の事実が発生したとき速や	通知する事項 ① 左記の事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
<p>生じた場合</p> <p>ア. 協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条において読み替えて準用する会社法第 210 条に規定する優先出資の発行をやめることの請求があったとき</p> <p>イ. 振替優先出資に係る行為の無効の訴え（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条第 3 項において読み替えて準用する会社法第 828 条）があったとき</p> <p>ウ. 新優先出資発行不存在の訴え（協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 14 条第 4 項において読み替えて準用する会社法第 829 条）があったとき</p>	<p>協同組織金融機関</p>	<p>かに</p>	<p>添付する書類</p> <p>① 左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	
<p>13 1 から 12 までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合</p>	<p>1 から 10 のそれぞれの届出をすべき投資法人</p>	<p>左記の事実が発生したとき速やかに</p>	<p>通知する事項</p> <p>① 左記事実の内容</p> <p>添付する書類</p> <p>① 左記の事実の内容が分かるもの</p>	
<p>15 その他機構が別に定める場合</p>	<p>振替優先出資を</p>	<p>機構が別に定め</p>	<p>機構が別に定める事項</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
	発行する協同組 織金融機関	るとき		

振替投資信託受益権の発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
<p>1 振替投資信託受益権の発行を決定した場合（信託の併合により消滅する受益権が振替投資信託受益権でない場合において、信託の併合に際して振替投資信託受益権が交付される場合を含む。）</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新規設定の場合</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>追加設定の場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	新規設定の場合	○	追加設定の場合	×	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発行する投資信託受益権の銘柄及び証券コード ② 発行者の商号又は名称 ③ 受託会社（原受託）の商号又は名称 ④ 受託会社（再信託受託）の商号又は名称（選任する場合に限る。） ⑤ 受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ⑥ 当初設定日 ⑦ 販売会社の商号又は名称 ⑧ 発行者分端数の記録先口座 ⑨ 次に掲げる事項 <ul style="list-style-type: none"> a 振替投資信託受益権の銘柄 b 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数 c 受託会社（③の受託会社（原受託）） 	<p>※ 使用する通知書は「振替投資信託受益権（ETF）の新規発行（ST97-67）」及び「銘柄情報通知フォーマット（ST06-02）」（書式は機構ホームページに掲載）を参照。</p> <p>※ この通知は、別途の新規記録情報通知データと一体で振替投資信託受益権についての振替法第 121 条において読み替えて準用する第 69 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 受託会社（原受託）及び受託会社（再信託受託）については、あらかじめ、機構から指定を受けた受託会社のみ選任可能。</p> <p>※ 発行者は、受託会社（原受託）</p>
新規設定の場合	○							
追加設定の場合	×							

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>の商号</p> <p>d 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第 29 条の 5 第 1 項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下、この節において同じ。）を行うことにつき同法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 11 項に規定する金融商品取引業者をいう。以下、この節において同じ。）であるときは、その旨を含む。）</p> <p>e 振替投資信託受益権の口数</p> <p>f 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数</p> <p>g 信託契約期間</p> <p>h 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所</p> <p>i 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期</p> <p>j 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別</p>	<p>に対して、受託会社（再信託受託）及び受益者名簿管理人としていずれの者を届け出るのかの確認を行う。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>k 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額</p> <p>l 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合には、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>m 受託会社が運用に係る権限を委託する場合には、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第 29 条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>n 1 及び m の場合における委託に係る費用</p> <p>o 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合におけるその委託</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>の内容</p> <p>p 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る事となる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号イに規定する公社債投資信託</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 13 条第 2 号ロに規定する親投資信託</p> <p>ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p> <p>q 銘柄コード</p> <p>⑩ その他機構が定める事項</p> <p>添付する書類</p> <p>① 投資信託約款</p>	
2 発行者の業務の廃止若しくは合併又は投資信託契約に係る事業譲渡を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 決定の内容</p> <p>添付する書類</p> <p>① 決定内容の分かるもの（プレスリリース</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			等)	
3 振替投資信託受益権の併合を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 併合に係る振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 減少比率（併合後の振替投資信託受益権の口数／併合前の振替投資信託受益権の口数）</p> <p>③ 併合の日（効力発生日）</p> <p>④ 振替投資信託受益権の併合に係る手続日程</p> <p>添付する書類</p> <p>① 決定内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	※ この通知は、振替法第 121 条の 2 第 1 項に基づく振替投資信託受益権の併合に係る通知である。
4 振替投資信託受益権の分割を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 分割に係る振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 増加比率（分割後の振替投資信託受益権の口数／分割前の振替投資信託受益権の口数）</p> <p>③ 分割の日（効力発生日）</p> <p>④ 振替投資信託受益権の分割に係る手続日程</p> <p>添付する書類</p>	※ この通知は、振替法第 121 条の 2 第 1 項に基づく振替投資信託受益権の分割に係る通知である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			① 決定内容の分かるもの（プレスリリース等）	
5 信託の併合を決定した場合	従前の信託の発行者（信託の併合により消滅する受益権が振替投資信託受益権である場合に限る。）	決定後速やかに	<p>（1）信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託である場合</p> <p>通知する事項</p> <p>① 従前の信託の受益者に対して交付する振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 割当比率（信託の併合に際して交付する振替投資信託受益権の口数／従前の振替投資信託受益権の口数）</p> <p>④ 併合の日（効力発生日）</p> <p>⑤ ①の振替投資信託受益権のうち当該信託の併合により新たに生じるものの総口数及び銘柄情報</p> <p>⑥ 振替投資信託受益権の併合に係る手続日程</p> <p>添付する書類</p> <p>① 決定内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>※ この通知は、振替法第 121 条の 3 第 1 項に基づく信託の併合に係る通知である。</p> <p>※ 銘柄情報の内容は、1 「振替投資信託受益権の発行を決定した場合」の、⑩「次に掲げる事項」に準じる。</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>(2) 信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権が交付される場合</p> <p>通知する事項</p> <p>① 信託の併合により消滅する振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② ①についての記載又は記録の全部を抹消する日</p> <p>③ ①についての記載又は記録の全部を抹消する理由</p> <p>添付する書類</p> <p>① 決定内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	※ この通知は、振替法第 121 条の 4 第 1 項に基づく信託の併合に係る通知である。
6 投資信託約款の変更を決定した場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 投資信託約款の変更</p> <p>添付する書類</p> <p>① 変更後の投資信託約款</p>	
7 振替投資信託受益権に係る議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めた場合	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知する事項</p> <p>① 議決権を行使することができる受益者を確定させるための日</p> <p>② 受益者を確定させるための日を定めた理由</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 議決権を行使することができる受益者を確定させるための日を定めた理由について内容の分かるもの（プレスリリース等）	
8 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替投資信託受益権の発行者	届出事項に変更が生じたとき速やかに	通知する事項 ① 変更後の機構に対する届出事項	
9 金融商品取引所による上場廃止の原因となる事実が発生した場合（2及び5に掲げる場合によるものを除く）	振替投資信託受益権の発行者	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 上場廃止の原因となる事実の内容 添付する書類 ① 上場廃止の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
10 振替投資信託受益権に関する権利等に係る重要な事項について決定等を行ったとき（1から9までに掲げる場合によるものを除く）	振替投資信託受益権の発行者	決定後速やかに	通知する事項 ① 決定の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
11 1から10までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	振替投資信託受益権の発行者	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記事実の内容	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 左記の事実の内容が分かるもの	
12 その他機構が別に定める場合	振替投資信託受益権の発行者	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

振替受益権の発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考				
<p>1 振替受益権の発行を決定した場合</p> <p>通知の要不要</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>新規設定の場合</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>追加設定の場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> </tr> </table>	新規設定の場合	○	追加設定の場合	×	振替受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発行する受益証券発行信託の受益権の銘柄及び証券コード ② 発行者兼受託者の商号又は名称 ③ 受益者名簿管理人（指定株主名簿管理人等である者に限る。）の商号又は名称 ④ 振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日 ⑤ 受益証券発行信託の計算期日 ⑥ 受益証券発行信託に係る契約の期間 ⑦ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位 ⑧ 指定転換請求者の商号又は名称 ⑨ 上場する金融商品取引所 ⑩ 発行する振替受益権の数 ⑪ 調整受益権数（発行者分）の記録先口座 ⑫ 振替受益権の公示の内容 	<p>※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「振替受益権の新規発行（ST96-01）」及び「銘柄情報通知フォーマット（ST07-03）」（書式は機構ホームページに掲載）を参照。</p> <p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で振替受益権についての振替法第 127 条の 5 第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 公示の内容については、第 6</p>
新規設定の場合	○							
追加設定の場合	×							

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑬ その他機構が定める事項 添付する書類 ① 受益証券発行信託に係る契約 ② 所定の Target 保振サイトの利用申込書	章第 18 節「振替受益権の内容の提供」 2. を参照。 ※ 機構が必要と認める場合に限る。
2 受託者の任務の終了事由（信託法第 56 条第 1 項各号に掲げる事由をいう。）が発生した場合	振替受益権の発行者	信託法第 56 条第 1 項各号に掲げる事由が発生したとき速やかに	通知すべき事項 ① 受託者の任務の終了事由 ② 受託者の任務の終了事由の発生日 添付する書類 ① 受託者の任務終了及び終了事由等が分かるもの（プレスリリース等）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他 (ST96-03)」参照。 ※ 受託者の任務の終了事由は、信託の清算が終了した場合のほか、次に掲げる事由となる。ただし、(1) については、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。 (1) 受託者（破産手続開始の決定により解散するものを除く。）が破産手続開始の決定を受けたこと。 (2) 受託者である法人が合併以外の理由により解散したこと。 (3) 信託法第 57 条に規定す

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
				<p>る受託者の辞任</p> <p>(4) 信託法第 58 条に規定する受託者の解任</p> <p>(5) 信託行為において定めた事由</p>
3 新受託者の選任を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知すべき事項</p> <p>① 受託者の変更日</p> <p>② 前受託者の名称</p> <p>③ 新受託者の名称</p> <p>添付する書類</p> <p>① 新受託者の選任が行われた旨及びその内容が分かるもの（プレスリリース等）</p> <p>② 受託者変更後の受益証券発行信託に係る契約</p>	<p>※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他 (ST96-03)」参照。</p> <p>※ 新受託者の選任については、信託法第 62 条参照。</p>
4 振替受益権の併合を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	<p>通知すべき事項</p> <p>① 併合に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 減少比率（受益権の併合後の振替受益権の数／受益権の併合前の振替受益権の数）</p> <p>③ 効力発生日</p> <p>④ 振替受益権の併合に係る権利確定日</p> <p>⑤ 振替受益権の併合に係る手続日程</p>	<p>※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他 (ST96-03)」参照。</p> <p>※ この通知は、振替受益権の併合に係る銘柄についての振替法第 127 条の 11 第 1 項の通知（振替受益権の併合の通知）である。</p> <p>※ 振替受益権の併合が、信託財産に起因するものであっても、当該信託財産に係る併合の手続</p>

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 振替受益権併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）	日程とは別に、振替受益権の併合に係る権利確定日及び効力発生日等は、当該振替受益権の発行者が定める。
5 振替受益権の分割を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 分割に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 増加比率（受益権の分割後の振替受益権の数／受益権の分割前の振替受益権の数） ③ 効力発生日 ④ 振替受益権の分割に係る権利確定日 ⑤ 振替受益権の分割に係る手続日程 添付する書類 ① 振替受益権分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※ この通知は、振替受益権の分割に係る銘柄についての振替法第127条の12第1項の通知（振替受益権の分割の通知）である。 ※ 振替受益権の分割が、信託財産に起因するものであっても、当該信託財産に係る分割の手続日程とは別に、振替受益権の分割に係る権利確定日及び効力発生日等は、当該振替受益権の発行者が定める。
6 信託の併合を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 従前の信託の受益者に対して当該信託の併合に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ③ 割当比率（①の振替受益権の総数／②の	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※ この通知は、信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、受託者が信託の併合に際して、従前の信

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			振替受益権の総数) ④ 信託の併合の日程 ⑤ 信託の併合がその効力を生じる日 ⑥ 全部抹消する日【振替受益権でない受益権を交付するときのみ】 ⑦ ①の振替受益権のうち当該信託の併合により新たに生じるものの総数及び受益権の内容【振替受益権である受益権を交付するときのみ】 ⑧ 一の従前の信託の受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して、当該従前の信託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、その旨 添付する書類 ① 信託の併合の内容の分かるもの（プレスリリース等）	託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、振替法第 127 条の 13 第 1 項の通知（信託の併合の通知）であり、振替受益権でない受益権を交付するときは、振替法第 127 条の 10 第 1 項の通知（全部抹消の通知）である。また、一の従前の信託の受益権が振替受益権でない場合において、受託者が信託の併合に際して、当該従前の信託の受益者に対し振替受益権を交付するときは、別途の新規記録通知データと一体で振替法第 127 条の 5 第 1 項の通知（新規記録通知）である。
7 吸収信託分割を決定した場合（交付する承継信託の受益権が振替受益権である場合に限る。）	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 分割信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 分割信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ③ 割当比率（①の振替受益権の総数／②の振替受益権の総数）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で振替法第 127 条の 14 第 1 項の通知（信託の分割の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			④ 吸収信託分割の日程 ⑤ 吸収信託分割がその効力を生じる日 ⑥ ①の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数及び受益権の内容 添付する書類 ① 吸収信託分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）	
8 新規信託分割を決定した場合（交付する新規信託分割後の新たな信託の受益権が振替受益権である場合に限る。）	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 従前の信託の受益者に対して当該信託の分割に際して交付する振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ③ 割当比率（①の振替受益権の総数／②の振替受益権の総数） ④ 新規信託分割の日程 ⑤ 信託の分割がその効力を生じる日 ⑥ ①の振替受益権のうち当該信託の分割により新たに生ずるものの総数及び受益権の内容 添付する書類 ① 新規信託分割の内容の分かるもの（プレ	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で振替法第127条の14第1項の通知（信託の分割の通知）である。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			スリリース等)	
9 受益証券発行信託に係る契約の変更を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 受益証券発行信託に係る契約の変更日 ② 受益証券発行信託に係る契約の変更前の内容 ③ 受益証券発行信託に係る契約の変更後の内容 添付する書類 ① 変更後の受益証券発行信託に係る契約	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。
10 受益者集会の招集（受益者集会に準ずるものを含む。）をする場合	振替受益権の発行者	受託者が受益者集会の招集をする場合には、決定後速やかに、信託監督人又は受益者が受益者集会の招集をする場合には、受託者が受益者集会の招集を知った後速やかに	通知すべき事項 ① 受益者集会の招集に係る権利確定日 ② 受益者集会において受益者が行使できる権利の内容 添付する書類 ① 受益者集会についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。
11 受益者の権利を確定させるための日の設定を決定した場合	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 受益者の権利を確定させるための日 ② 受益者を確定する理由	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			添付する書類 ① 受益者の権利を確定させるための日についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
12 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替受益権の発行者	届出事項に変更が生じることとなったとき速やかに	通知すべき事項 ① 商号の変更 ② 本店所在地の変更 ③ 代表者の変更 ④ 受益者名簿管理人の変更 ⑤ 情報取扱責任者の変更 ⑥ 振替受益権の公示の内容の変更 ⑦ 上場する金融商品取引所の変更（追加又は廃止） ⑧ その他届出事項の変更	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「届出事項変更（情報取扱責任者等の変更）（ST96-02）」、「その他（ST96-03）」、「銘柄情報通知フォーマット（ST07-03）」及び「法人情報届出書（CMN-B01）」（書式は機構ホームページに掲載）を参照。 ※ ⑧その他届出事項の変更には英文商号の変更を含む（上場受益権は除く）。
13 金融商品取引所への上場廃止となる事実が発生した場合	振替受益権の発行者	上場廃止の原因となる事実が発生したとき速やかに	通知すべき事項 ① 上場廃止の原因となる事実の内容 添付する書類 ① 上場廃止の原因となる事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。 ※ TOKYO PRO Market に係る発行者については、東京証券取引所が定める特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第313条に規定する契約関係が終了した場合を含む。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
14 非上場受益権の発行者に固有の通知事項について決定した場合	振替受益権の発行者（受益権が非上場の場合に限る）	決定後速やかに	通知する事項 ① 受益者集会等の開催日 ② 分配金の支払等に係る事項（1口当たり分配金（予定）、効力発生日、分配金支払開始予定日）	
15 非上場受益権として機構取扱対象株式等となる要件に新たに該当する又は通知済の要件に該当しないこととなる場合	振替受益権の発行者（受益権が非上場の場合に限る）	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記の事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容の分かるもの	※ 対象となる非上場受益権の取扱要件は、第1節「1. 機構取扱対象株式等」⑭イ（ロ）又は（ハ）である。 ※ 新たに該当する取扱要件の通知は任意である。
16 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関し重要な事項を決定した場合（1 から 15 までに掲げる場合を除く。）	振替受益権の発行者	決定後速やかに	通知すべき事項 ① 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項 添付する書類 ① 振替受益権に関する権利及びその取扱いに関する重要な事項についての内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。
17 振替受益権に関する重要な事実が発生した場合（1 から 16 までに掲げる場合を除く。）	振替受益権の発行者	振替受益権に関する重要な事実が発生したとき速やかに	通知すべき事項 ① 振替受益権に関する重要な事実の内容 添付する書類 ① 振替受益権に関する重要な事実の内容の分かるもの（プレスリリース等）	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他（ST96-03）」参照。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
18 その他機構が別に定める場合	振替受益権の発行者	機構が別に定めるとき	通知すべき事項 ① 機構が別に定める事項	※ 当該事項について機構に通知する場合の通知書は、「その他(ST96-03)」参照。

振替新投資口予約権を発行する発行者の決定事項等の通知

1. 通知する方法

機構に対する発行者の決定事項等の通知は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

- ① Target 保振サイトに通知内容を記載したファイルを添付することにより通知する。
- ② TDNet への適時開示後速やかに、Target 保振サイトを用いて機構に対して当該開示の事実を通知する。

2. 通知すべき場合及び通知すべき事項

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
1 新投資口予約権の無償割当てを決定した場合	新投資口予約権の無償割当てを決定した投資法人	役員会決議後速やかに	通知する事項 ① 新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄 ② 新投資口予約権の無償割当てにより交付される新投資口予約権の銘柄 ③ 新投資口予約権の目的である投資口の数 ④ 新投資口予約権の目的である投資口の売買単位 ⑤ 新投資口予約権の無償割当てに係る手続日程 ⑥ 新投資口予約権の無償割当ての基準日 ⑦ 効力発生日 ⑧ 割当比率（交付する新投資口予約権の総数／無償割当てを受ける投資口の発行総数） ⑨ 公示催告手続が行われている投資証券	※ この通知は、振替法第 247 条の 3 において読み替えて準用する第 166 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。 ※ ⑮の「行使請求受付場所」とは投資主名簿等管理人をいう。 ※ ⑲の「新投資口予約権の内容」とは投資信託及び投資法人に関する法律第 88 条の 2 に定める事項をいう。以下同じ。

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			<p>に係る投資口に対して割り当てられる新投資口予約権の有無、有る場合には、その数及び新規記録予定日</p> <p>⑩ 新投資口予約権の無償割当てに際して発行する新投資口予約権の総数（公示催告手続が行われている投資証券に係る投資口に対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑪ 新投資口予約権の無償割当てを受ける投資口の銘柄のうち、自己の保有する投資口が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（担保が設定されている場合には、担保差入元の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数）</p> <p>⑫ 担保受入先の名称及び対象銘柄（新投資口予約権無償割当てを受けない自己投資口）を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの対象銘柄の数【⑪の投資口に担保が設定されている場合のみ】</p> <p>⑬ 新投資口予約権の行使価額</p> <p>⑭ 新投資口予約権の行使期間</p> <p>⑮ 行使請求受付場所</p> <p>⑯ 新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所 （払込取扱銀行の名称、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称）</p>	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			⑰ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得日 ⑱ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額 ⑲ その他の新投資口予約権の内容 ⑳ 自己の保有する振替新投資口予約権を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） ㉑ ㉒の口座が機構加入者口座の自己口である場合には所定の振替申請書 ㉒ 新投資口予約権行使請求の取次状況の公表を請求する場合には、その旨 添付する書類 ① 新投資口予約権の無償割当ての内容の分かるもの（プレスリリース等）	
2 新投資口予約権の全部が行使された場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	新投資口予約権の全部が行使された後、速やかに	通知する事項 ① 新投資口予約権の全部が行使された新投資口予約権の銘柄 ② 新投資口予約権の全部が行使された日	
3 上場振替新投資口予約権について上場廃止の原因となる事実の発生	振替新投資口予約権を発行する投資法人	上場廃止となった日以降、速やかに	通知する事項 ① 上場廃止となった新投資口予約権の銘柄 ② 上場廃止日	

通知すべき場合	通知すべき者	通知すべき時期	通知すべき事項等	備考
			③ 上場廃止理由	
4 機構に対する届出事項に変更が生じた場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	変更が生じたとき速やかに	通知する事項 ① 上場取引所の追加又は一部廃止 ② 新投資口予約権の行使期間の変更 ③ 新投資口予約権の行使価額の変更 ④ 行使請求受付場所の変更 ⑤ 新投資口予約権の行使に係る払込取扱場所の変更 ⑥ 機構との連絡部署の変更	※ ④の「行使請求受付場所」とは投資主名簿等管理人をいう。
5 1から4までの事由に基づき届け出た内容について変更が生じた場合	1から4のそれぞれの届出をすべき投資法人	左記の事実が発生したとき速やかに	通知する事項 ① 左記事実の内容 添付する書類 ① 左記の事実の内容が分かるもの	
6 その他機構が別に定める場合	振替新投資口予約権を発行する投資法人	機構が別に定めるとき	機構が別に定める事項	

以 上

第3節 発行代理人等

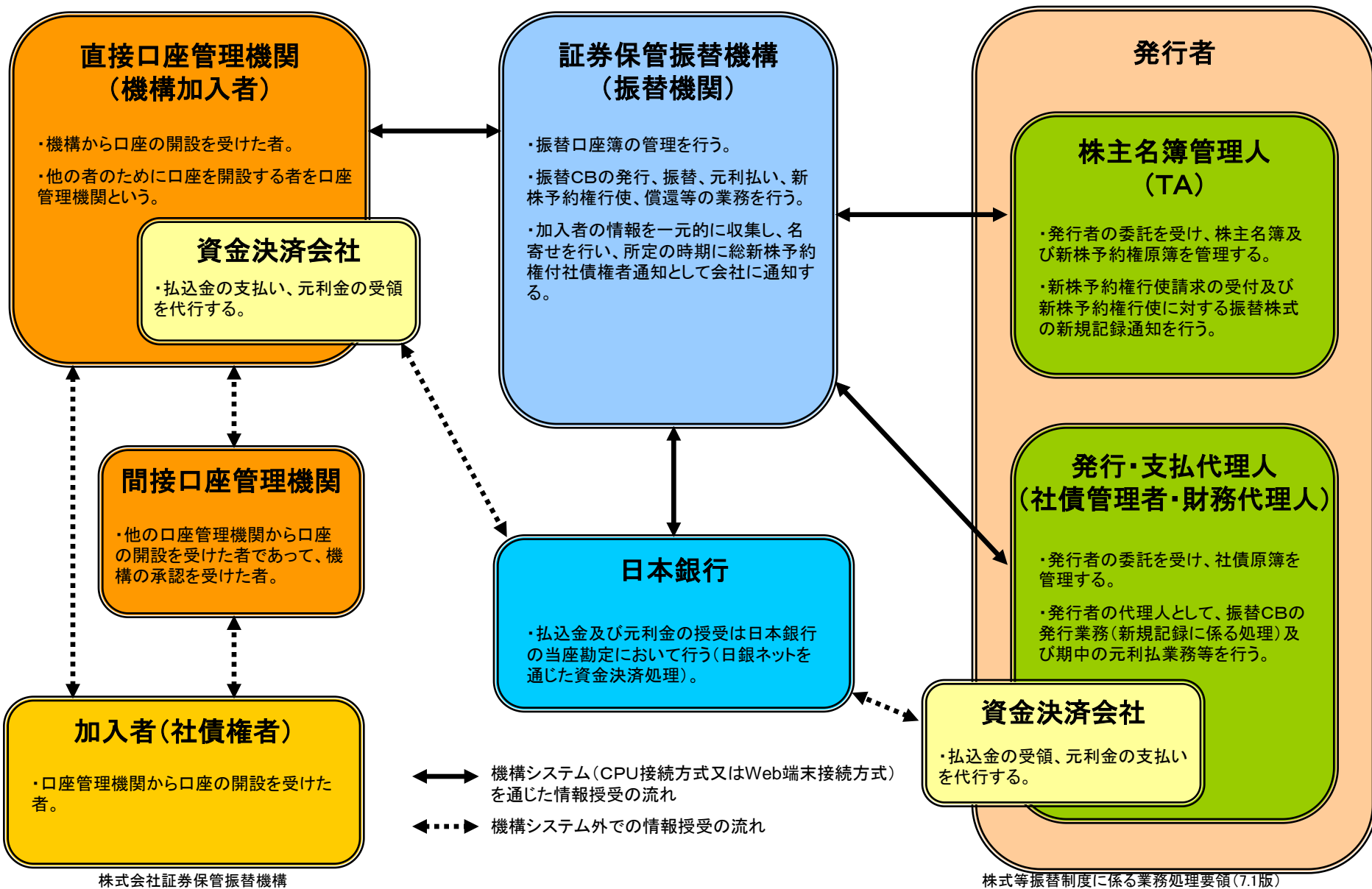
内 容	備 考
<p>1. 発行代理人及び支払代理人の届出、承認手続</p> <p>(1) 発行代理人及び支払代理人の指定申請</p> <p>a 発行代理人の申請</p> <p>振替新株予約権付社債に係る新規記録手続について、発行者に代わり機構との間の手続を行おうとする者（法人に限る。）は、あらかじめ、機構に対し、発行代理人の指定申請を行う。</p> <p>b 支払代理人の申請</p> <p>振替新株予約権付社債の新規記録後から抹消までの手続について、発行者に代わり機構との間の手続を行おうとする者（法人に限る。）は、あらかじめ、機構に対し、支払代理人の指定申請を行う。</p>	<p>※ 発行代理人及び支払代理人の指定申請は、一般債振替制度とは別に行う。</p> <p>※ 原則として発行代理人及び支払代理人は、同一の者とする。</p> <p>※ 指定申請に際しては、次に掲げる書類を、書面又はTarget 保振サイトにより提出しなければならない（ただし、⑤から⑧の書類については、機構がその提出を省略することができる場合には、その提出を省略することができる。）。</p> <p>① 「発行代理人及び支払代理人指定申請書（Se4-A01）」（書式は機構ホームページに掲載）</p> <p>② 「法人情報届出書（CMN-B01）」（書式は機構ホームページに掲載）</p> <p>③ 「参加形態別事項届出書（Se0-B01）」（書式は機構ホームページに掲載）</p> <p>④ 「業務責任者及び業務担当者等届出書（CMN-B05）」（書式は機構ホームページに掲載）</p> <p>⑤ 「手数料請求先等に関する届出書（CMN-B02）」（書式は機構ホームページに掲載）</p> <p>⑥ 「Target システム利用申込書（CMN-A04）」（書式は機構ホームページに掲載）</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構による発行代理人及び支払代理人の指定</p> <p>a 機構による発行代理人及び支払代理人の指定</p> <p>機構は、発行代理人及び支払代理人の指定申請を受けた場合において、振替新株予約権付社債の新規記録、振替新株予約権付社債の元利払等に係る業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していると認めるときは、発行代理人及び支払代理人としての指定を行う。</p> <p>b 発行・支払代理人としての指定を行った旨の通知</p> <p>機構は、発行代理人及び支払代理人の指定を行った場合には、当該発行代理人及び支払代理人に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>c 代理人コードの公表</p> <p>機構は、発行代理人及び支払代理人の指定を行った場合には、機構ホームページに、当該発行代理人及び支払代理人の名称及び代理人コード等を掲載する。</p> <p>(3) 発行者による発行代理人及び支払代理人の選任</p> <p>a 機構への届出</p> <p>発行者は、振替新株予約権付社債に係る同意書を機構に提出するのと同時に、機構が指定した者の中から、発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届け出る。</p> <p>b 選任結果の通知</p>	<p>⑦ 登記事項証明書</p> <p>⑧ 代表者の印鑑証明書</p> <p>※ 発行代理人及び支払代理人は、機構の定める電磁的方法により機構との間の情報授受をできる設備を有することが必要である。</p> <p>※ 発行代理人及び支払代理人は、最大10社まで選任可能とする。</p> <p>※ 発行者は、機構に対し、「発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書 (ST03-03)」(書式は機構ホームページに掲載)を、Target 保振サイトにより提出する。</p> <p>※ 発行者は、届出内容に変更が生じた場合は、速やかに、機構に対し、「発行代理人及び支払代理人の選任に係る届出書(変更用)(H03-03)」(書式は機構ホームページに掲載)を、Target 保振サイトにより提出する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、発行者から選任された発行代理人及び支払代理人に対し、Target 保振サイトにより、選任結果を通知する。</p> <p>c 発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に届け出た発行代理人及び支払代理人の中から、発行する銘柄について利用する発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、発行代理人による銘柄情報通知により行う。</p> <p>2. 資金決済会社の届出、登録手続 (1) 資金決済会社の登録申請 振替株式若しくは振替新株予約権付社債の発行に係る払込み又は振替新株予約権付社債の元金受領について、発行者又は機構加入者に代わり資金決済の手続を行おうとする者は、次に掲げる業務形態の中から、登録する業務形態を選択し、機構に対し、資金決済の登録申請を行う。</p> <p>① 機構加入者からの委託を受けて振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。 ② 機構加入者自身が資金決済会社となり、自ら振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いを行う。 ③ 機構加入者からの委託を受けて振替新株予約権付社債の元金の受領を行う。 ④ 機構加入者自身が資金決済会社となり、自ら振替新株予約権付社債の元金の受領を行う。 ⑤ 発行者からの委託を受けて振替新株予約権付社債の払込金の受領及び元金の支払いを行う。</p>	<p>※ 機構は、他の発行代理人及び支払代理人の選任結果は、通知しない。</p> <p>※ 各銘柄の発行代理人及び支払代理人は、1社とする。</p> <p>※ 資金決済会社の登録申請は、一般債振替制度とは、別に行う。</p> <p>※ 申請に際しては、次に掲げる書類を、書面又は Target 保振サイトにより提出する（ただし、⑤及び⑦から⑨の書類については、機構がその提出を省略することができる場合、その提出を省略することができる。）。</p> <p>① 「資金決済会社登録申請書 (Se5-A01)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p> <p>② 「法人情報届出書 (CMN-B01)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p> <p>③ 「資金決済会社情報届出書 (CMN-B03)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p> <p>④ 「業務責任者及び業務担当者等届出書 (CMN-B05)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p> <p>⑤ 「手数料請求先等に関する届出書 (CMN-B02)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p> <p>⑥ 「参加形態別事項届出書 (Se0-B01)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p> <p>⑦ 「Target システム利用申込書 (CMN-A04)」 (書式は機構ホームページに掲載)</p>

内 容	備 考
<p>b 振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いのための資金決済会社の選任 機構加入者は、発行時DVP方式による払込金の払込みの際に資金決済会社を利用する場合には、既に機構に登録している資金決済会社の中から、振替株式又は振替新株予約権付社債の払込金の支払いを行う資金決済会社を1社選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、決済照合システムに入力することにより行う。</p> <p>(4) 発行者による振替新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う資金決済会社の選任 発行者は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に登録している資金決済会社の中から、新株予約権付社債の払込金の受領及び元利金の支払いを行う資金決済会社を1社選任し、機構に対し、通知する。この場合の通知は、発行代理人から機構に対する銘柄情報通知により行う。</p>	<p>※ 元利金受領のための資金決済会社とは異なる資金決済会社を選任することも可能である。</p> <p>※ 発行代理人自身が資金決済会社となる場合には、当該発行代理人を資金決済会社として通知する。</p>

以 上



第4節 機構加入者及び口座管理機関

内 容	備 考
<p>1. 機構及び口座管理機関における振替口座簿の備置 機構及び口座管理機関は、振替口座簿を備えなければならない。</p> <p>2. 機構による口座の開設 (1) 口座開設等 a 機構加入者口座の開設 機構は、機構加入者（機構から口座の開設を受けた者をいう。以下同じ。）となることができる者のために、その申請により、振替株式等についての振替を行うための口座（以下「機構加入者口座」という。）を開設することができる。</p> <p> b 機関口座の開設 機構は、超過記録に係る義務を履行する目的で、超過数の振替株式等の取得及び抹消のための機関口座（法第12条第2項の機関口座をいう。）を開設することができる。</p> <p>(2) 機構加入者となることができる者 機構加入者となることができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>① 法第44条第1項各号に掲げる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者（同法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第29条の4の2第9項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。） ・銀行法第2条第1項に規定する銀行（同法第47条第1項の規定により同法第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けた支店を含む。） ・長期信用銀行法第2条に規定する長期信用銀行 ・信託会社 ・株式会社商工組合中央金庫 ・農林中央金庫 ・農業協同組合法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会 	<p>※ 振替口座簿は、電磁的記録により作成することができる。</p> <p>(業18条3項)</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合法第 11 条第 1 項第 4 号の事業を行う漁業協同組合及び同法第 87 条第 1 項第 4 号の事業を行う漁業協同組合連合会並びに同法第 93 条第 1 項第 2 号の事業を行う水産加工業協同組合及び同法第 97 条第 1 項第 2 号の事業を行う水産加工業協同組合連合会 ・信用協同組合及び中小企業等協同組合法第 9 条の 9 第 1 項第 1 号の事業を行う協同組合連合会 ・信用金庫及び信用金庫連合会 ・労働金庫及び労働金庫連合会 ・前各号に掲げる者以外の者であって、我が国の法令により業として他人の社債等の管理を行うことが認められるもののうち、主務省令で定める者 (注) 主務省令で定める者としては、次に掲げるものが定められている (口座管理機関に関する命令第 2 条) i 金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者 (同条第 8 項第 7 号イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であって同条第 2 項の規定により有価証券とみなされるもの (以下この号において「投資信託受益権」という。)) についての同条第 8 項第 7 号に掲げる行為に係る業務を行う者が、その発行する投資信託受益権 (同法第 43 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する方法に準ずる方法により、自己の固有財産と分別して管理をするもの (当該管理の状況について、同条第 3 項に定めるところに準じて行う監査を受けているものに限る。)) について振替業 (法第 3 条第 1 項に規定する振替業をいう。) を行う範囲に限る。) ii 金融商品取引法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社 iii 保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社 iv 金融商品取引法施行令第 1 条の 9 第 5 号に掲げる者 (短資会社) ・外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であって、主務大臣が指定する者 (ただし、機構が特に認める場合に限る。) <p>② その他機構が特に認める者 (法人に限る。)</p> <p>(3) 機構加入者になろうとする者による口座開設の申請</p> <p>a 口座開設申請書の提出</p> <p>機構加入者になろうとする者 (以下「機構加入申請者」という。) は、機構に対し、次に掲げる事項を記載した所定の口座開設申請書を、書面又は Target 保振サイトにより提出して、機構加入者口座の開設の申請をしなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 登記上の商号又は名称 ② 登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登記上の代表者の役職名及び氏名 	<p>(業 18 条 1 項、施 11 条)</p> <p>※ 左記の機構加入者口座の開設の申請は、機構の取り扱うすべての機構取扱対象株式等について記録する機構加入者口座の開設を目的として行う。(例えば、振替新株予約権付社債のみを記録する機構加入者口座の開設を申請することはできない。)(業 18 条 2 項)</p>

内 容	備 考
<p>④ 口座の開設を申請する旨</p> <p>⑤ 申請する口座の口座種別、属性区分及び利用目的</p> <p>⑥ ⑤の口座の口座種別が自己口である場合には、当該口座から担保専用口への振替を行うか否かの別</p> <p>⑦ ⑤の口座の属性区分が担保専用口である場合であって、当該担保専用口に記録された振替株式、振替投資口、振替優先出資又は振替受益権について、特別株主管理事務又は特別受益者管理事務の委託を行うときは、その旨</p> <p>⑧ ⑤の口座の属性区分が信託口である場合であって、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行うときは、その旨</p> <p>b 口座開設申請書の添付書類</p> <p>機構加入申請者は、口座開設申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、⑤から⑧、⑪から⑭、⑯、⑱及び㉑の書類については、機構がその提出を省略することができるものと認める場合には、その提出を省略することができる。</p> <p>① 約諾書</p> <p>② 法人情報届出書</p> <p>③ 参加形態別事項届出書</p> <p>④ 業務責任者及び業務担当者等届出書</p> <p>⑤ 手数料請求先等に関する届出書</p> <p>⑥ Target システム利用申込書</p> <p>⑦ 実質的支配者に係る届出書</p> <p>⑧ 特定取引を行う者の届出書</p>	<p>※ 機構加入者口座は、自己口及び顧客口の種別があるが、顧客口については、機構加入申請者が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者である場合に限り、その開設を申請することができる。(業 19 条 2 項)</p> <p>※ 機構は、機構加入者が個別株主通知の申出株主又は情報提供請求の対象加入者となる場合において、機構加入者が自己口から担保専用口への振替を行っている株式等に係る個別株主通知の報告依頼及び情報提供請求の取次ぎの要否を左記⑥の届出に基づいて判断する。個別株主通知については第 2 章第 10 節「個別株主通知に係る手続」、情報提供請求については第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」参照。</p> <p>※ 口座開設申請書については、機構ホームページに掲載の書式 (Se2-B01) を参照。</p> <p>※ 機構加入者は、左記の書面による届出内容に変更が生じた場合は、速やかに、機構に対し、所定の届出事項変更届出書により、変更後の内容を届け出る。その場合において、a ①、同②及び同③の届出内容に変更が生じたものであるときは、変更事由に係る登記事項証明書を添付する。(業 20 条)</p> <p>※ 機構は、a ①に変更があったことを知った場合には、機構加入者及び口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>⑨ 機構加入申請者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨を記載した書面</p> <p>⑩ システム接続に関する届出書</p> <p>⑪ 登記事項証明書</p> <p>⑫ 代表者の印鑑証明書</p> <p>⑬ 口座開設の任にあたっている担当者の本人確認書類</p> <p>⑭ 機構加入者になることができる者であることを証する書類</p> <p>⑮ 機構加入申請者が共通番号の指定を受けている場合には、法人番号通知書の写し又は法人番号印刷書面</p> <p>⑯ 米国外国口座税務コンプライアンス法に係る次に掲げる所定の書面（ただし、日本国内の金融機関ではない者等で、米国税務当局への報告の要否を判断するために機構が求める場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国外国口座税務コンプライアンス法に係る自己宣誓書兼報告同意書 ・Form W-9 <p>⑰ 次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構加入申請者が、機構との間の事務を当該機構加入申請者に代わって行う者（以下「事務代行者」という。）を定めることを機構に認められた場合には、当該事務代行者の商号又は名称、所在地及び事務代行の範囲並びに当該事務代行者の当該事務に係る責任者及び担当者の役職名及び氏名 ・発行者が規程第 158 条第 1 項又は同第 285 条の 63 第 1 項の情報の提供の請求を行う場合の手数料率（機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。） ・株式数比例配分方式又は受益権数比例配分方式に基づく加入者の配当金又は分配金の受領を受託しないときは、その旨 ・その他機構が定める事項 <p>⑱ 機構加入申請者が口座管理機関となり、機構に対して特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ）を提供する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための措置に係る次に掲げる事項を記載した所定の書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（以下「番号法施行令」という。）第 24 条第 2 号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（以下「番号法施行規則」という。）第 21 条第 1 号の規定により、機構に対して、その使用に係る電子計 	<p>※ 特別株主管理事務の委託については第 2 章第 3 節「振替手続」参照。</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いの包括的な申出については第 2 章第 1 節「振替口座簿とその記録事項等」参照。</p> <p>※ 口座開設申請書、その添付書類及び届出事項変更届出書の記載方法等は「届出書記載要領」参照。</p> <p>※ ⑨について、間接外国人に該当する場合には、別途、「間接外国人に係る届出書」を提出する。</p> <p>（業 287 条の 3、施 359 条の 3）</p> <p>※ 番号法施行令第 24 条第 2 号の規定により、直接口座管理機関が機構に対して行う確認は、機構が Target 保振サイトにより通知する特定個人情報が漏えいした場合の体制整備の内容を確認することにより行う。</p>

内 容		備 考																					
<p>算機に特定個人情報を提供する機構加入申請者の名称、提供日時及び提供を受ける特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存することを求める旨</p> <p>⑬ 機構加入申請者が口座管理機関となり、機構に対して特定個人情報を提供しない場合には、その旨を記載した所定の書面</p> <p>【機構加入者口座の構成】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口座の種別</th> <th>属性区分</th> <th>機能</th> <th>主な利用目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">自己口 (機構加入者が振替株式等についての権利を有するものを記録する口座)</td> <td>保有口</td> <td>・自己口に記録すべき振替株式等(質権の目的であるものを除く。)を記録する。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。</td> <td>自己保有分の記録、決済分の記録、担保分の記録、その他</td> </tr> <tr> <td>質権口</td> <td>・機構加入者が質権者であるときに、振替株式等(質権の目的であるものに限る。)を記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。</td> <td>質権分の記録</td> </tr> <tr> <td>信託口</td> <td>・機構加入者が信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限り記録する。 ・包括的な信託財産名義の取扱いが可能。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。</td> <td>信託分の記録</td> </tr> <tr> <td>質権信託口</td> <td>・機構加入者が質権者であり、かつ信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものに限る。)に限り記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。</td> <td>質権信託分の記録</td> </tr> <tr> <td>担保専用口</td> <td>・機構加入者が担保権者であるときに、担保の目的である振替株式等のうち、特</td> <td>担保分(特別株主又は特別受益者の</td> </tr> </tbody> </table>		口座の種別	属性区分	機能	主な利用目的	自己口 (機構加入者が振替株式等についての権利を有するものを記録する口座)	保有口	・自己口に記録すべき振替株式等(質権の目的であるものを除く。)を記録する。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。	自己保有分の記録、決済分の記録、担保分の記録、その他	質権口	・機構加入者が質権者であるときに、振替株式等(質権の目的であるものに限る。)を記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。	質権分の記録	信託口	・機構加入者が信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限り記録する。 ・包括的な信託財産名義の取扱いが可能。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。	信託分の記録	質権信託口	・機構加入者が質権者であり、かつ信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものに限る。)に限り記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。	質権信託分の記録	担保専用口	・機構加入者が担保権者であるときに、担保の目的である振替株式等のうち、特	担保分(特別株主又は特別受益者の	<p>※ 特定個人情報の安全を確保するための措置については、第6節「加入者情報の通知」参照。</p> <p>※ 機構は、機構から特定個人情報の提供を受ける機構加入申請者に対して、左記の事項を行うことを求める。</p> <p>※ 口座開設申請書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式(Se2-B01、Se0-A01、CMN-B01、Se0-B01、CMN-B05、ST20-05、CMN-B02、CMN-A04、CMN-A05、CMN-A07、Se2-A01及びSe2-A02)を参照。</p>	
口座の種別	属性区分	機能	主な利用目的																				
自己口 (機構加入者が振替株式等についての権利を有するものを記録する口座)	保有口	・自己口に記録すべき振替株式等(質権の目的であるものを除く。)を記録する。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。	自己保有分の記録、決済分の記録、担保分の記録、その他																				
	質権口	・機構加入者が質権者であるときに、振替株式等(質権の目的であるものに限る。)を記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。	質権分の記録																				
	信託口	・機構加入者が信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限り記録する。 ・包括的な信託財産名義の取扱いが可能。 ・特別株主又は特別受益者の申出が可能。	信託分の記録																				
	質権信託口	・機構加入者が質権者であり、かつ信託の受託者であるときに、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものに限る。)に限り記録する。 ・登録株式質権者の申出が可能。	質権信託分の記録																				
	担保専用口	・機構加入者が担保権者であるときに、担保の目的である振替株式等のうち、特	担保分(特別株主又は特別受益者の																				

内 容				備 考
		別株主又は特別受益者の申出の簡略化の取扱いによるもの限り記録する。	申出の簡略化の取扱いによるものに限る。)の記録	
顧客口 (機構加入者である口座管理機関又はその下位機関の加入者が振替株式等についての権利を有するものを記録する口座)	顧客口	・顧客口に記録すべき振替株式等を記録する。	顧客分の記録、常任代理人業務分の記録	
	外国人株式記録口	・顧客口に記録すべき振替株式等のうち、機構に対する外国人直接保有株式数の日々の報告を省略する機構加入者が、外国人直接保有株式である振替株式等を記録する。	外国人株主分の記録	
<p>※ 機構加入者の口座の種別には自己口と顧客口があり、それぞれの口座の内部に複数の属性の区分(機能)があり、さらに属性区分の内部に番号(口座コード)の区分がある。口座の種別、属性区分及び番号の組み合わせで識別される内訳区分を「区分口座」という。口座の開設に伴い、少なくとも一つの区分口座が設けられる。</p> <p>※ 区分口座は、口座の内部の区分であるが、機構加入者と機構との間の事務処理上は、それぞれの区分口座を独立した機構加入者口座として取り扱う。</p> <p>※ 機構は、口座の開設として、機構加入申請者が法第44条第1項各号に掲げる者であって口座管理機関となる場合は自己口(属性区分は保有口)及び顧客口(属性区分は顧客口)、それ以外の者である場合は自己口(属性区分は保有口)を開設する。</p> <p>※ 「口座の開設」や「口座の廃止」とは、口座の種別の単位での開設や廃止を意味する。一つの種別の口座の内部で複数の区分口座を設ける場合には「区分口座の開設」、一つの区分口座を廃止するが他の区分口座が残っている場合には「区分口座の廃止」という。</p> <p>※ 信託口については、機構加入者の申請により、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を可能とする。また、担保専用口については、機構加入者の申請により、特別株主委託状況報告事務又は特別受益者委託状況報告事務について他の機構加入者へ委託することを可能とする。</p> <p>(4) 機構による機構加入申請者の審査 機構は、機構加入申請者から機構加入者口座の開設の申請を受けた場合において、当該機構加入申請者が、次に掲げる場合において、それぞれに定める基準に適合していると認めるときは、当該機構加入申請者のために機構加入者口座を開設する。</p>				<p>(業19条5項)</p> <p>(業19条2項)</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いについては第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」参照。</p> <p>(業18条3項)</p>

内 容	備 考
<p>a 当該機構加入申請者が法第 44 条第 1 項各号に掲げる者又は機構が特に認める者（法人に限る。）であること。</p> <p>b 当該機構加入申請者が機構加入者になることにより、株式等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。</p> <p>c 当該機構加入申請者が、所定の届出書及び添付書類により、必要な事項を機構に届け出ていること。</p> <p>d 当該機構加入申請者のシステムと機構の振替システム等を接続した運用確認テストが問題なく終了したこと。</p> <p>e 当該機構加入申請者が、その利用する資金決済会社を置くこと。</p> <p>f 当該機構加入申請者が、加入者保護信託に係る負担金の支払を完了したこと（当該機構加入申請者が口座管理機関となる場合に限る。）。</p> <p>(5) 機構による機構加入申請者への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、当該機構加入者口座の開設を受ける機構加入申請者に対し、書面又は Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者の商号又は名称 ② 機構加入者コード ③ 口座を開設する日（以下「口座開設日」という。） ④ 機構加入者口座の属性区分及び利用目的 ⑤ その他必要な事項 <p>(6) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入申請者のために機構加入者口座を開設することとしたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者の商号又は名称 ② 機構加入者コード ③ 口座開設日 ④ 機構加入者口座の属性区分及び利用目的 ⑤ 機構加入者略称 ⑥ その他必要な事項 <p>(7) 機構加入者の公表</p>	<p>※ 加入者保護信託に係る負担金については、7.「加入者保護信託」を参照。</p> <p>(業 18 条 5 項)</p> <p>(業 18 条 6 項)</p> <p>(業 18 条 7 項)</p>

内 容		備 考												
<p>機構は、新たに機構加入者となった者が生じたときは、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。</p> <p>(8) 機構による口座開設 機構は、前記(5)により通知した口座開設日に、その備える振替口座簿中に機構加入者口座を開設する。</p> <p>(9) 機構加入者又は機構加入申請者による区分口座開設の申請 機構加入者又は機構加入申請者は、機構に対し、任意の区分口座の開設を申請することができる。この場合における手続は、機構加入者口座の開設に関する(3)から(8)の手続を準用する。</p> <p>3. 機構による口座の廃止</p> <p>(1) 機構加入者による機構加入者口座の廃止の申請 機構加入者は、その機構加入者口座の廃止を受けようとするときは、機構に対し、所定の口座廃止申請書を、Target 保振サイトにより提出して、その申請をすることができる。この場合において、当該申請は、その廃止の日として希望する日の1か月前までにしなければならない。</p> <p>※ 機構加入者同士の合併による機構加入者口座の廃止 機構加入者同士の合併により機構加入者が消滅会社となる場合には、当該機構加入者は、機構に対し、口座廃止申請書を、Target 保振サイトにより提出し、合併の効力発生日において消滅会社の機構加入者口座に記録されている振替株式等を移管するための存続会社の機構加入者口座を指定する。この場合、機構は、当該機構加入者により指定された内容(移管先口座の指定)に従い、合併の効力発生日の午前9時に、消滅会社である機構加入者の機構加入者口座に記録された振替株式等を存続会社の機構加入者口座に移管し、消滅会社である機構加入者の機構加入者口座を廃止する。</p>		<p>※ 一の機構加入者が申し出ることができる区分口座の数は最大100である。</p> <p>※ 区分口座の番号体系については、第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」を参照。</p> <p>(業21条1項、施14条1項、4項及び5項)</p> <p>※ 原則として、機構加入者の口座の廃止に先立って、機構の加入者情報システムに登録された当該機構加入者の加入者に係る加入者口座情報の削除を機構に対して請求する必要がある。(加入者情報の削除については第6節「加入者情報の管理」参照。)</p>												
<p>機構加入者の合併時の口座の処理</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">存続会社・新設会社</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>機構加入者</th> <th>非機構加入者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>消滅会社</th> <th>加機入構者</th> <td>消滅会社口座の存続会社・新設会社口座への移管</td> <td>消滅会社から存続会社・新設会社への名義の変更(機構加入者の届出事項(名称)の変更手続)</td> </tr> </tbody> </table>					存続会社・新設会社				機構加入者	非機構加入者	消滅会社	加機入構者	消滅会社口座の存続会社・新設会社口座への移管	消滅会社から存続会社・新設会社への名義の変更(機構加入者の届出事項(名称)の変更手続)
		存続会社・新設会社												
		機構加入者	非機構加入者											
消滅会社	加機入構者	消滅会社口座の存続会社・新設会社口座への移管	消滅会社から存続会社・新設会社への名義の変更(機構加入者の届出事項(名称)の変更手続)											

内 容			備 考
	加非 入機 者構	変更なし (株式等振替制度に無関係)	
<p>(2) 機構による機構加入者口座の廃止事由</p> <p>機構は、機構加入者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該機構加入者の機構加入者口座を廃止する。</p> <p>① (1)の申請をした場合</p> <p>② 2.(2)に掲げる者に該当しなくなった場合</p> <p>③ 2.(4)に掲げる基準に適合しなくなった場合</p>			(業 21 条 2 項)
<p>(3) 機構加入者が法令等に違反した場合の機構加入者口座の廃止措置</p> <p>機構は、機構加入者が次に掲げるいずれかに該当した場合には、当該機構加入者に釈明の機会を与えたうえ、取締役会の決議に基づき、当該機構加入者口座の廃止又は戒告の処分を行うことができる。</p> <p>① 法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程又は規則等に違反した場合</p> <p>② ①のほか、株式等振替業の適性かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合</p>			※ 機構は、(3)の処分を行った場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。
<p>(4) 廃止される機構加入者口座が顧客口等である場合の対応</p> <p>a 顧客口又は外国人株式記録口</p> <p>機構加入者は、廃止しようとする機構加入者口座が顧客口(属性区分)又は外国人株式記録口である場合は、機構から口座の廃止を受ける日(以下「口座廃止予定日」という。)の前営業日までに、その加入者又は下位機関の加入者の口座(当該顧客口に係るものに限る。)の口座移管等の手続を完了させ、当該口座が廃止されたことを確認の上、機構に対し、加入者の口座廃止に関する確認報告書を、Target 保振サイトにより提出しなければならない。</p> <p>b 信託財産名義通知信託口</p> <p>機構加入者は、廃止しようとする機構加入者口座が信託財産名義通知信託口である場合には、aの手続を準用する。</p>			(業 21 条 3 項、施 14 条 6 項) ※ 加入者の口座廃止に関する確認報告書については、機構ホームページに掲載の書式(Se0-A03)を参照。 ※ 当該機構加入者に下位機関があるときは、当該下位機関と十分に連絡を取り、口座廃止予定日の前営業日までに当該下位機関が他の口座管理機関の下位機関となるための手続や口座移管等の手続を完了させなければならない。
<p>(5) 機構による機構加入者口座の廃止を受ける機構加入者への通知</p> <p>機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、当該機構加入者に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 廃止される機構加入者口座の機構加入者コード</p> <p>② 口座廃止予定日</p>			(業 21 条 6 項)

内 容	備 考
<p>(6) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、機構加入者の機構加入者口座を廃止する場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座の廃止を受ける機構加入者の商号又は名称 ② 廃止される機構加入者口座の機構加入者コード ③ 口座廃止予定日 <p>(7) 廃止する機構加入者口座に記録された振替株式等の処理及び機構による機構加入者口座の廃止 機構加入者口座の廃止を受ける機構加入者は、(5)により通知された口座廃止予定日の前営業日までに、廃止を受ける機構加入者口座に記録された振替株式等について、他の加入者の口座へ振り替えるための手続をとらなければならない。機構は、口座廃止予定日の前営業日の業務終了時に廃止する機構加入者口座に残高がないことを確認した場合には、口座廃止予定日の午前0時に、当該機構加入者口座を廃止する。口座廃止予定日の前営業日までに他の加入者の口座へ振り替えるための手続が完了せず、口座廃止予定日の前営業日の業務終了時に廃止される機構加入者口座に残高がある場合は、機構は、残高がなくなったことを確認した後に、速やかに当該機構加入者口座を廃止する。</p> <p>(8) 区分口座の廃止 機構加入者は、機構に対し、区分口座ごとに、その廃止を申請することができる。この場合における手続は、機構加入者口座の廃止に関する(1)及び(4)から(7)までの手続を準用する。</p> <p>(9) 口座及び区分口座の廃止の制限</p> <p>a 廃止をしようとする機構加入者口座等に係る加入者口座コードが質権株式に係る株主の加入者口座コードとして記録されている場合等 (2)にかかわらず、廃止をしようとする機構加入者口座又は区分口座に係る加入者口座コードが機構又は口座管理機関の備える振替口座簿中の口座に質権株式(質権の目的である振替株式をいう。以下同じ。)に係る株主の加入者口座コードとして記録されているとき(当該担保株式について担保の届出がされている場合に限る。)又は機構又は口座管理機関の備える特別株主管理簿中に担保株式に係る特別株主の加入者口座コードとして記録されているとき(当該担保株式について担保の届出がされている場合に限る。)は、機構加入者は、口座又は区分口座の廃止の申請をすることはできない。</p> <p>b 調整株式数に係る振替株式についての増加の記載又は記録がされた場合 機構は、(2)の場合において、口座廃止予定日以後に当該機構加入者口座又はその加入者若しくは下位機関の加入者の口座に、調整株式数に係る振替株式についての増加の記載又は記録がされた場合には、(2)にかかわらず、当該機構加入者口座を廃止しない。</p>	<p>(業 21 条 7 項)</p> <p>(業 21 条 3 項、施 14 条 3 項)</p> <p>(業 21 条 4 項、施 14 条 2 項)</p> <p>※ (9) は、振替投資口、振替優先出資、振替新株予約権、振替新株予約権付社債、振替投資信託受益権又は振替受益権について準用する。</p> <p>※ 調整株式数については次章以降を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(10) 機構加入者が機構加入者でなくなった場合の公表 機構は、機構加入者が機構加入者でなくなった場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。</p> <p>4. 口座管理機関による口座の開設手続等</p> <p>(1) 口座の開設等</p> <p>a 口座の開設 機構から振替株式等の振替を行うための顧客口の開設を受けた者又は5. の間接口座管理機関の承認を受けた者であってその直近上位機関から振替株式等の振替を行うための顧客口の開設を受けたもの(以下「口座管理機関等」という。)は、他の者のために、その申出により振替株式等の振替を行うための口座を開設することができる。</p> <p>b 加入者との契約 口座管理機関は、aにより加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、規程第25条各号に掲げる事項を含む契約を締結しなければならない。</p> <p>(2) 加入者情報の取扱い 口座管理機関が口座の開設をした加入者の情報の取扱いについては第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>(3) 口座の廃止時における取扱い</p> <p>a 口座管理機関による加入者情報データ(削除)の通知 口座管理機関がその加入者の口座の解約を行おうとするときの当該加入者の情報の取扱いについては第6節「加入者情報の管理」を参照。</p>	<p>(業21条9項)</p> <p>(業24条1項、2項及び3項)</p> <p>※ 口座管理機関等から振替株式等の振替を行うための口座の開設を受けようとする者は、当該口座管理機関に対し、その旨の申出を行わなければならない。この申出を受けた口座管理機関等は、開設する口座が特別口座である場合を除き、当該申出を行った者について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に規定する方法により、本人であることに確認を行わなければならない。当該申出を行った者のために口座を開設した場合には、当該申出を行った者である加入者に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>(業25条)</p> <p>※ 「加入者情報データ(削除)」の通知を行わずに口座を解約することは認めない。</p>

内 容	備 考
<p>5. 間接口座管理機関の承認</p> <p>(1) 間接口座管理機関による機構に対する承認申請</p> <p>a 間接口座管理機関承認申請書の提出</p> <p>間接口座管理機関（他の口座管理機関から口座の開設を受けた者であって、他の者のために振替を行うための口座を開設する者をいう。以下同じ。）になろうとする者（以下「間接口座管理機関承認申請者」という。）は、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる事項を記載した所定の間接口座管理機関承認申請書を、書面又は Target 保振サイトにより提出して、機構の承認を得るための申請をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登記上の商号又は名称 ② 登記上の本店又は主たる事務所の所在地 ③ 登記上の代表者役職名及び氏名 ④ 間接口座管理機関としての承認を申請する旨 ⑤ その他機構が定める事項 <p>なお、間接口座管理機関承認申請者が外国間接口座管理機関承認申請者であって、当該申請を外国間接口座管理機関承認申請者の代理人が行う場合には、代理人は間接口座管理機関承認申請書に加えて「外国間接口座管理機関の制度参加に係る申請書類提出書」を Target 保振サイトにより提出して、機構の承認を得るための申請をしなければならない。</p> <p>b 間接口座管理機関承認申請書の添付書類</p> <p>間接口座管理機関承認申請者は、間接口座管理機関承認申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、⑤から⑦の書類については、機構がその提出を省略することができる」と認める場合には、その提出を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 約諾書 ② 法人情報届出書 ③ 間接口座管理機関に関する届出書 ④ 業務責任者及び業務担当者等届出書 ⑤ Target システム利用申込書 ⑥ 登記事項証明書 ⑦ 代表者の印鑑証明書 ⑧ その他機構が必要と認めて指定する書類 <p>c 外国間接口座管理機関承認申請書の添付書類</p>	<p>（業 26 条 1 項、施 16 条 1 項、2 項、3 項及び 4 項）</p> <p>※ 間接口座管理機関承認申請者の直近上位機関が複数となるときは、直近上位機関ごとに間接口座管理機関承認申請書を提出しなければならない。また、同一の直近上位機関から複数の顧客口座の開設を受ける場合にも、口座ごとに申請しなければならない。（添付書類は直近上位機関ごと又は口座ごとに提出する必要はなく、省略できる。）</p> <p>※ 同一の直近上位機関から同時に複数の顧客口座の開設を受ける場合には、同時にされた申請を 1 件の申請として取り扱い、承認することとする。</p> <p>※ 間接口座管理機関承認申請者の上位機関となる者は、当該申請者が間接口座管理機関としての承認申請を行うことについて、機構に対し、その旨を届け出るものとする。</p> <p>※ 間接口座管理機関承認申請書の添付書類等により届け出た内容に変更が生じた場合又は法第 44 条第 1 項各号に掲げる者でなくなった場合には、間接口座管理機関は直ちに機構に対し、その旨を届け出なければならない。（業 27 ①③）</p> <p>※ 機構は、左記 a ①に変更があったことを知った場合には、振替株式等の発行者、機構加入者、資金決済会社及び払込取扱銀行に対しその旨を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>外国間接口座管理機関承認申請者は、間接口座管理機関承認申請書を提出しようとするときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、③及び④の書類については、機構がその提出を省略することができるものと認める場合には、その提出を省略することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人情報届出書（外国間接口座管理機関） ② 約諾書（外国間接口座管理機関） ③ 外国間接口座管理機関の承認における財務審査資料 ④ 申請者の事務処理に関する事項の説明書 ⑤ 間接口座管理機関に関する届出書（外国間接口座管理機関） ⑥ 業務責任者及び業務担当者等届出書（外国間接口座管理機関） ⑦ 法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者であることを証する書類 ⑧ 本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面 ⑨ 代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面 ⑩ その他機構が必要と認めて指定する書類 <p>d 間接口座管理機関承認申請者が法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者である場合</p> <p>間接口座管理機関承認申請者が法第 44 条第 1 項第 13 号に掲げる者（外国において他人の社債等又は社債等に類する権利の管理を行うことにつき、当該外国の法令の規定により当該外国において免許又は登録その他これに類する処分を受けている者であって、主務大臣が指定する者）であるときは、当該申請者の所在地法に照らして、機構と当該申請者との間で次に掲げる合意が有効であることを確認し、次に掲げる合意と異なる主張は一切行わず、そのような主張を行う権利を放棄することも約諾しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構と当該申請者との間の権利義務についての準拠法は、日本法とすること。 ② 加入者と直近上位機関及び口座管理機関と上位機関との間の権利義務についての準拠法は、日本法とすること。 ③ 機構と当該申請者との間の権利義務について紛議が生じた場合の争訟については、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすること。ただし、機構は、管轄が認められる国外の裁判所において当該申請者に対し訴訟を提起することを妨げられないこと。 <p>また、この場合においては、当該申請者の事務処理に関する事項の説明書並びに代表者の印鑑証明書及び登記事項証明書に代えて本国の本店等に係る登記事項証明書又はこれに準ずる書面及び代表者の資格及び署名を証する公正証書又はこれに準ずる書面を機構に提出するとともに、当該申請者の事務処理に関する事項の説明書を添付しなければならない。</p>	<p>※ 間接口座管理機関承認申請書及び間接口座管理機関承認申請書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（CMN-A01、CMN-A02、Se0-A01、CMN-B01、CMN-B04、CMN-B05 及び CMN-A04）を参照。</p> <p>※ 外国間接口座管理機関の制度参加に係る申請書類提出書、間接口座管理機関承認申請書（外国間接口座管理機関）及び外国間接口座管理機関承認申請書の添付書類については、機構ホームページに掲載の書式（FIAMI-A08、FIAMI-A01、FIAMI-B01、FIAMI-A02、FIAMI-A03、FIAMI-A04、FIAMI-B02 及び FIAMI-B03）を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構による間接口座管理機関承認申請者の審査</p> <p>機構は、間接口座管理機関承認申請者から承認の申請を受けた場合において、当該間接口座管理機関承認申請者が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、当該申請を承認する。</p> <p>a 当該間接口座管理機関承認申請者が法第44条第1項各号に掲げる者であること。</p> <p>b 当該間接口座管理機関承認申請者が間接口座管理機関となることにより、株式等振替制度の信用が害され、又はその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと</p> <p>c 当該間接口座管理機関承認申請者が、所定の届出書及び添付書類により、必要な事項を機構に届け出ていること</p> <p>d 必要に応じて、上位機関を通じて機構の振替システム等の各種システムと接続した運用確認テストを行い、問題なく終了したこと</p> <p>e 加入者保護信託に係る負担金の支払を完了したこと（法第44条第1項第13号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 機構による間接口座管理機関承認申請者への通知</p> <p>機構は、間接口座管理機関承認申請者の申請を承認することとしたときは、Target 保振サイトにより、当該間接口座管理機関承認申請者及びその上位機関に対し、次に掲げる事項を通知する。この場合において、当該間接口座管理機関承認申請者は、当該承認の日以後速やかに、直近上位機関となるべき口座管理機関から顧客口の開設を受けなければならない。</p> <p>① 承認日</p> <p>② 業務開始日</p> <p>③ 当該間接口座管理機関承認申請者の口座管理機関コード</p> <p>④ 顧客口所在コード</p> <p>⑤ 上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード</p> <p>⑥ その他必要な事項</p> <p>(4) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知</p> <p>機構は、間接口座管理機関承認申請者の申請を承認することとしたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 間接口座管理機関の商号又は名称</p> <p>② 承認日</p> <p>③ 業務開始日</p> <p>④ 当該間接口座管理機関の口座管理機関コード</p>	<p>(業26条2項)</p> <p>※ 間接口座管理機関承認申請者の直近上位機関が複数となる際の機構による間接口座管理機関承認申請者に対する審査は、直近上位機関ごとに行う。</p> <p>※ 加入者保護信託に係る負担金については、7.「加入者保護信託」を参照。</p> <p>(業26条3項、施16条5項)</p> <p>※ 他の口座管理機関から顧客口の開設を受けた口座管理機関については、その顧客口ごとに独立した間接口座管理機関として取り扱う。</p> <p>※ 顧客口所在コードについては、機構にて、原則として“65”から付番する。</p> <p>(業26条4項、施16条6項)</p> <p>※ 外国間接口座管理機関の承認の場合、⑥は除く。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 顧客口所在コード ⑥ 上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード ⑦ その他必要な事項</p> <p>(5) 間接口座管理機関の承認の公表 機構は、新たに間接口座管理機関の承認をした場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。</p> <p>(6) 間接口座管理機関定額負担金の納入 機構により間接口座管理機関としての承認がされた間接口座管理機関は、機構が指定する期日までに、間接口座管理機関定額負担金その他機構が定める手数料を機構に納入しなければならない。</p> <p>(7) 間接口座管理機関としての取扱いの開始 機構は、(3)により通知した業務開始日に、間接口座管理機関としての取扱いを開始する。</p> <p>6. 間接口座管理機関の承認の取消し</p> <p>(1) 間接口座管理機関による機構に対する承認取消申請 間接口座管理機関は、その間接口座管理機関としての承認の取消しを受けようとするときは、機構に対し、承認取消の日として希望する日の1か月前までに、所定の間接口座管理機関承認取消申請書を、Target 保振サイトにより提出して、その申請をしなければならない。</p> <p>(2) 機構による間接口座管理機関の承認取消事由 機構は、間接口座管理機関から承認の取消しの申請を受けたとき又は間接口座管理機関が次に掲げる場合に該当するときは、その承認を取り消す。 ① 前記(1)の申請をした場合 ② 前記5.(2)各号に掲げる者に該当しなくなった場合</p> <p>(3) 間接口座管理機関が法令等に違反した場合の承認取消し措置 機構は、間接口座管理機関が法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程若しくは規則等に違反したとき又は株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めたときは、当該間接口座管理機関に釈明の機会を与え、取締役会の決議に基づき、当該間接口座管理機関の承認の取消し又は戒告の処分を行うことができる。</p>	<p>(業 26 条 6 項) ※ Target 保振サイトにて、階層構造(上位機関・下位機関の明示)を示した間接口座管理機関一覧も掲載する。</p> <p>(業 28 条 1 項、施 17 条 1 項) ※ 左記の申請は、当該間接口座管理機関の顧客口所在コードごとに行うものとする。</p> <p>(業 28 条 2 項) ※ 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項各号に掲げる者に該当しなくなったときは、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。</p> <p>(業 29 条)</p>

内 容	備 考
<p>(4) 承認の取消しを受けようとする間接口座管理機関がすべき処理 承認の取消しを受けようとする間接口座管理機関は、その直近上位機関から開設を受けた顧客口（承認の取消しを受けようとする顧客口所在コードに係る顧客口に限る。）に記載又は記録されている振替株式等については、他の口座へ振り替える手続き（加入者の口座移管等）を行わなければならない。当該間接口座管理機関に下位機関があるときは、当該間接口座管理機関は、当該下位機関と十分に連絡を取り、機構から承認の取消しを受ける日（以下「承認取消日」という。）の前営業日までに当該下位機関が他の口座管理機関の下位機関となるための手続や口座移管等を完了させなければならない。</p> <p>(5) 機構による承認の取消しを受けようとする間接口座管理機関への通知 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、当該間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 間接口座管理機関の口座管理機関コード ② 顧客口所在コード ③ 承認取消日 ④ 上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード <p>(6) 機構による機構加入者等への通知 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消す場合には、あらかじめ、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 間接口座管理機関の商号又は名称 ② 当該間接口座管理機関の口座管理機関コード ③ 顧客口所在コード ④ 承認取消日 ⑤ 上位機関の商号又は名称並びに当該上位機関の口座管理機関コード及び顧客口コード又は顧客口所在コード <p>(7) 機構による承認の取消し 機構は、(5) 又は (6) により通知した承認取消日に、間接口座管理機関の承認を取り消す。</p> <p>(8) 間接口座管理機関の承認の取消しの公表 機構は、間接口座管理機関の承認を取り消した場合には、機構ホームページ上にて、その旨を公表する。</p>	<p>(業 28 条 3 項)</p> <p>(業 28 条 5 項)</p> <p>(業 28 条 6 項、施 17 条 2 項) ※ 外国間接口座管理機関の承認の取り消しの場合、⑤は除く。</p> <p>(業 28 条 7 項)</p>

内 容	備 考
<p>7. 加入者保護信託</p> <p>(1) 加入者保護信託契約の締結</p> <p>機構は、委託者として、信託会社等又は信託業務を営む金融機関との間で加入者保護信託契約を締結する。機構は、加入者保護信託に関する命令及び加入者保護信託契約に基づき、受託者に対し、負担金につき、その支払方法の決定、通知及び収納その他これらに関連する事務を委託する。</p> <p>(2) 口座管理機関が負う負担金の支払債務</p> <p>口座管理機関（法第44条第1項第13号に掲げるものを除く。）は、機構加入者口座（顧客口に限る。）の開設又は間接口座管理機関の承認の際、金75万円の負担金支払債務を負う。なお、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに定める者である口座管理機関は、負担金支払債務を負わない。</p> <p>a 口座管理機関がその営む振替業（法第45条第1項に規定する振替業をいう。ただし、国債の振替に関する業務を除く。）の全部を他の一の者に承継させる又は譲渡するに際して行われた当該他の一の者による機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の申請に基づくものである場合 当該他の一の者</p> <p>b すでに機構加入者口座の開設を受けている又は間接口座管理機関の承認を受けている者による他の機構加入者口座の開設又は他の間接口座管理機関の承認の申請に基づくものである場合 当該者</p> <p>(3) 負担金の支払方法</p> <p>a 機構による支払通知の送付</p>	<p>(加7条)</p> <p>※ 加入者保護信託とは、株式等振替制度において、振替機関や口座管理機関の誤記録等により、投資家である加入者が損害を受け、口座管理機関が損害賠償義務を果たすことなく破綻した場合について、加入者が被る損害を補償するための投資者保護制度（セーフティネット）である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補償対象 誤記録等により振替機関又は口座管理機関が破綻した場合、加入者に対して弁済しきれなかった額。 ・受益者 損害を被った加入者 ・支払上限 1加入者当り1,000万円 <p>※ 「信託会社又は信託業務を営む金融機関」は、三井住友信託銀行株式会社である。</p> <p>(加8条及び9条)</p> <p>(加10条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、(2)で負担金支払債務を負うこととなる機構加入者口座の開設を申請した者又は間接口座管理機関の承認を申請した者（以下この節において「申請者」という。）から当該申請に必要な書類を受理したときは、申請者に対し、2週間以内の支払期限を定めて、負担金を受託者に支払うべき旨を通知する。また、受託者に対し、当該支払通知の内容、当該通知を行った旨並びに当該申請者の名称、住所及び連絡先担当部署名を通知する。</p> <p>b 受託者による請求書の送付 受託者は、申請者に対し、支払方法を記載した請求書を、郵送にて送付する。</p> <p>c 負担金の支払 bの請求書を受領した申請者は、受託者に対し、当該請求書の内容に従い負担金を支払う。</p> <p>d 受託者による支払完了の通知 受託者は、cの支払いを受けたときは、機構に対し、速やかにその旨を通知する。</p> <p>(4) 機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続 機構は、dの通知を受けた後でなければ、(2)で負担金支払債務を負うこととなる機構加入者口座の開設又は間接口座管理機関の承認の手続を行わない。</p>	

以 上

第5節 振替システムによる事務処理等

内 容	備 考
<p>1. 振替システムによる事務処理等</p> <p>機構における各種事務の処理は、原則として、機構の設置するコンピュータ・システム及びその情報通信ネットワーク（以下「振替システム」という。）を利用して行う。</p>	<p>（業34条、施34条）</p> <p>※ 機構に対する請求又は報告・届出その他の通知は、機構が振替システムにおいて集信する方法（通知者が送信する方法）によるものとし、機構から発行者（株主名簿管理人その他の代理人を含む。）、機構加入者又は受託会社（受益者名簿管理人を含む。）への通知は、機構が振替システムにより配信する方法による。ただし、振替システムによる処理に適さないものとして機構が定めるものについては、書面等により通知することができるものとする。</p>
<p>2. 振替システムにおける口座管理機関コード等の利用</p> <p>（1）口座管理機関コード</p> <p>振替システムにおける機構加入者及び間接口座管理機関に関する事務についての処理は、機構が機構加入者及び間接口座管理機関ごとに定める口座管理機関コード及び加入者口座コードを利用する。</p>	<p>※ 口座管理機関コードは、保振制度において利用する参加者基本コード（5桁の数字コード）と同一の体系とする。</p>
<p>（2）加入者口座コード</p> <p>振替システムにおける加入者に関する事務についての処理は、機構が定める付番方法により、各口座管理機関が加入者の口座ごとに定める加入者口座コードを利用する。</p>	<p>※ 加入者口座コードは、加入者の口座を開設する口座管理機関の口座管理機関コード（5桁）、当該口座管理機関が直近上位機関から開設を受けた顧客口座のうち、加入者の口座の属するものを特定するためのコード（直接口座管理機関にあっては、口座の区分を示すコード、間接口座管理機関にあっては、その直近上位機関が当該間接口座管理</p>

内 容	備 考
<p>(3) 株主等照会コード 振替システムにおける発行者に対する株主の通知その他の機構が定める事務について、機構が加入者ごとに定める株主等照会コードを利用する。</p>	<p>機関のために開設した顧客口座ごとに機構が付番した顧客口所在コード(2桁)及び口座管理機関が加入者を特定するために定める加入者口座番号(14桁)で表す。</p> <p>※ 株主等照会コードは、21桁で表す。</p>

以 上

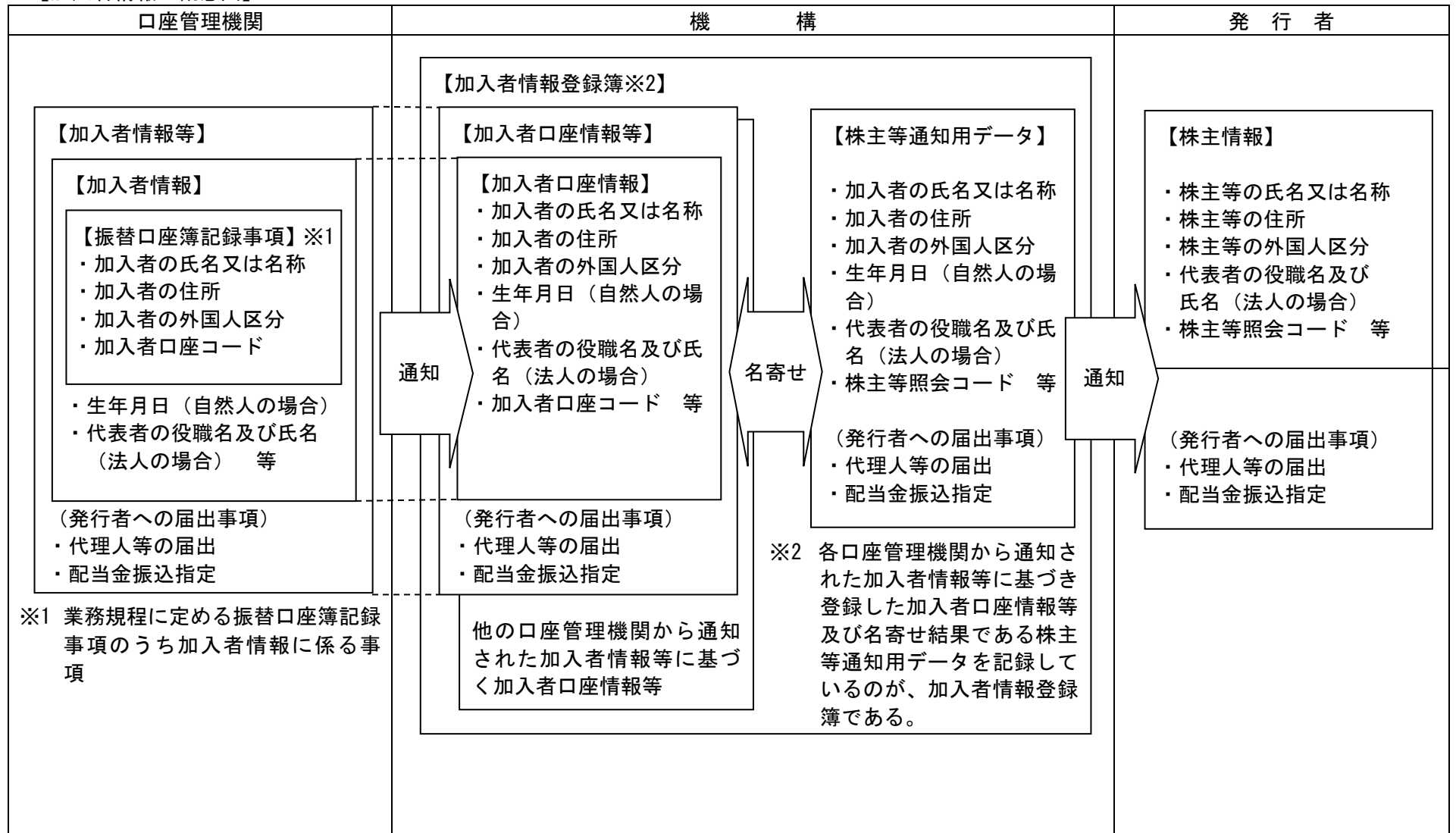
第6節 加入者情報の管理

内 容	備 考
<p>1. 加入者情報の管理の概要</p> <p>(1) 総株主通知等に係る事務処理の効率化</p> <p>機構は、法第151条に基づく総株主通知及び同第154条第3項に基づく個別株主通知に係る準備行為として、並びに同第277条後段に基づく発行者による情報提供請求等に係る事務処理を円滑に行うため、あらかじめ口座管理機関から加入者の情報を受領し、名寄せ処理を行う。</p> <p>(2) 加入者情報の通知</p> <p>口座管理機関は、機構の定めるところに従って標準化を行った、加入者の氏名又は名称及び住所その他の事項（以下「加入者情報」という。）を機構に対し、通知しなければならない。また、口座管理機関は、加入者から代理人等の届出又は配当金振込指定の取次ぎの請求等を受けたときは、当該事項についても標準化を行ったうえで、加入者情報と併せて機構に対し、通知しなければならない（これらの通知事項を総称して、以下「加入者情報等」という。）。</p> <p>(3) 加入者情報等の取扱い</p> <p>機構は、口座管理機関が機構に対して通知した標準化済みの加入者情報等を機構の備える加入者情報登録簿に登録する。機構は、口座管理機関から、当該口座管理機関が機構に対して通知した加入者情報等や、振替先口座の有無等についての照会を受けたときは、加入者情報登録簿に登録された内容を利用して応答する。</p> <p>(4) 共通番号情報の取扱い</p> <p>社会保障・税番号制度の導入に伴い、発行者が税務署に提出する配当の支払調書等に株主等の個人番号を記載することが必要となったが、制度導入に際して、振替株式等の発行者が株主等から直接に個人番号を取得することは実務上難しいと想定されたことから、関係者で構成された「番号制度導入に伴う振替制度利用に関する打合せ会（事務局：日本経済団体連合会）」において、株式等振替制度を活用して、口座管理機関から機構を通じて発行者（受託会社を含む。以下この節において同じ。）に株主等の個人番号を提供するスキームの構築について、検討が行われた。</p> <p>この検討の中で、第三者への提供に厳しい制限が課されている特定個人情報を、株式等振替制度を活用して提供するには、番号法に手当てが必要であることが明らかになったため、同打合せ会から関係当</p>	<p>※ 加入者情報の管理における手続の詳細や特殊事例への対応方法等については、Target 保振サイト掲載の「加入者情報の管理に関する留意事項」を参照。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、その加入者に係る加入者情報等の機構に対する通知を、その上位機関を通じて行う。</p> <p>※ 加入者情報等の標準化は、機構の定める「加入者情報標準化要領」に基づいて行う。</p> <p>※ 振替先口座の有無等についての照会は次章第3節「振替手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>局に対して番号法上の手当てをする要望を行い、株式等振替制度を活用した特定個人情報の提供が、提供制限の除外規定として、番号法第 19 条第 12 号に手当てされるとともに、社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号）（以下「命令」という。）第 62 条及び金融庁告示第 34 号が関係法令として規定された。</p> <p>同打合せ会における検討を踏まえて、株式等振替制度では、口座管理機関は、加入者から氏名又は名称及び住所とともに、個人番号又は法人番号（以下「共通番号」という。）の届出等を受けたときは、加入者情報等と併せて機構に対し、通知することとする（これらの通知事項を総称して、以下「共通番号情報」という。）。</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した共通番号情報を機構の備える共通番号情報登録簿に登録し、発行者から支払調書の作成のために株主等の共通番号情報の請求を受けた場合には、発行者に対して、共通番号情報登録簿に登録されている請求対象の株主等の共通番号情報を通知する。</p> <p>このように、機構が口座管理機関から提供された共通番号情報を保持し、発行者からの共通番号情報の請求に応じて機構が共通番号情報を通知することにより、発行者が支払調書を作成する場合に限って共通番号情報を通知する仕組みとなっている。</p> <p>(5) 名寄せ 機構は、加入者情報登録簿に登録した加入者情報（以下「加入者口座情報」という。）及び共通番号情報登録簿に登録した共通番号情報に基づき、機構の定めるところに従い加入者の名寄せを行う。 機構は、名寄せした加入者の加入者口座情報を一元化したデータ（以下「株主等通知用データ」という。）に基づき、総株主通知等の発行者に対する通知を行う。</p> <p>(6) 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置 株式等振替制度における特定個人情報の提供に際しては、機構及び口座管理機関は、番号法第 12 条に規定する個人番号の適切な管理のために必要な措置とは別に、番号法第 19 条第 12 号に規定する特定個人情報の安全を確保するための必要な措置として、以下の事項を行う必要がある。</p> <p>① 特定個人情報を提供する者の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供先、提供日時、提供する特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を 7 年間保存すること（番号法施行令第 24 条第 1 号、第 29 条及び番号法施行規則第 21 条第 1 号）。</p> <p>② 提供する特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報</p>	<p>※ 間接口座管理機関は、その加入者に係る共通番号情報の機構に対する通知を、その上位機関を通じて行う。</p> <p>※ 機構は個人番号と法人番号を区別せず、一律、共通番号として取り扱う。</p> <p>※ 加入者が共通番号を指定されない者である場合又は口座管理機関が加入者から共通番号の届出を受けていない場合には、口座管理機関から機構に対する共通番号情報の通知は要しない。</p> <p>※ 機構から発行者に対する共通番号情報の通知については、第 8 節「発行者に対する共通番号情報の通知」を参照。</p> <p>※ 機構における名寄せは、機構の定める「加入者情報名寄せ基準書」に基づいて行う。</p> <p>(業 287 条の 3、施 359 条の 3)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、番号法上の個人番号関係事務実施者に該当する。</p> <p>※ ②の特定個人情報の提供先の体制整</p>

内 容	備 考
<p>保護委員会に報告するために必要な体制を整備するとともに、特定個人情報の提供先が同様の体制を整備していることを確認すること（番号法施行令第24条第2号）。</p> <p>③ 特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存するよう求めること（番号法施行令第29条及び番号法施行規則第21条第2号）。</p> <p>④ 情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するための内閣総理大臣が定める基準に従って特定個人情報を提供すること（番号法施行規則第21条第3号）</p>	<p>備の確認及び③の特定個人情報の提供先への提供の記録等の要求については、機構と直接口座管理機関との間、間接口座管理機関と直近上位機関の間で行う必要がある。なお、機構と直接口座管理機関との間の対応については、第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。</p>

【加入者情報の概念図】



※2 各口座管理機関から通知された加入者情報等に基づき登録した加入者口座情報等及び名寄せ結果である株主等通知用データを記録しているのが、加入者情報登録簿である。

内 容	備 考
<p>2. 情報の授受に関する取扱い</p> <p>(1) 電磁的な方法による情報の授受</p> <p>機構と口座管理機関の間及び機構と発行者の間における加入者情報等及び共通番号情報の授受は、原則として、電磁的な方法により行う。</p> <p>(2) 文字情報の取扱い</p> <p>a 授受する文字情報の形式及び範囲</p> <p>機構は、口座管理機関及び発行者との間の文字情報の授受を、機構の定める文字コード（以下「統一文字コード」という。）及び文字集合（以下「統一文字集合」という。）を利用して行う。</p> <p>b 統一文字コード</p> <p>統一文字コードは、「Unicode」とする。</p> <p>c 統一文字集合</p> <p>統一文字集合は、「JIS X 0208」に該当する文字（字形は「JIS X 0213」において定められているも</p>	<p>※ 発行者が株主名簿管理人（投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人及び受益者名簿管理人を含む。以下この節において同じ。）を選任しているときは、機構と発行者との間の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う。</p> <p>※ 番号法上、口座管理機関、機構、発行者の間における特定個人情報の提供は電磁的方法に限られているため、共通番号情報の授受には例外的な取扱いは認められない。なお、この電磁的な方法は、前1（5）④の基準を満たしている必要がある（間接口座管理機関と直近上位機関の間も同様である。）。</p> <p>※ 「Unicode」とは、すべての最新のソフトウェアと情報通信技術において、あらゆる言語で記述された文章情報の処理、保存及び交換の基礎を提供するため、ユニコードコンソーシアムによって整備された普遍的な文字の符号化方法をいう。</p> <p>※ 「JIS X 0208」とは、産業標準化法（昭</p>

内 容	備 考
<p>のを使用する。)に、人名用漢字中の「JIS X 0208」に包摂されない文字及びローマ数字 (I ~ X、i ~ x) を加えた文字集合とする。</p> <p>(3) 情報の授受に関する留意事項</p> <p>機構は、口座管理機関 (直接口座管理機関に限る。以下この (3) において同じ。) による「加入者情報データ (新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知)」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知について、加入者情報システムへの負荷を考慮し、1 日に通知可能な件数に上限を設ける。</p> <p>a 「加入者情報データ (新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知)」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数</p> <p>(a) 「加入者情報データ (新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知)」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数の算出</p> <p>機構は、口座管理機関ごとに「加入者情報データ (新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知)」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数 (1 営業日あたり) を次の算式により設定する。また、上限件数の算出の結果が 2,000 件に満たない場合は、上限件数を 2,000 件とする。</p> <p>算出基準日における口座管理機関の加入者口座情報数 (下位機関の加入者に係るものを含む。) × 0.5% (算出結果の 100 件未満の数については、切り上げる。)</p> <p>(b) 上限件数の通知</p> <p>機構は、口座管理機関ごとに設定した上限件数を、原則として、毎年 1 月 20 日 (休業日の場合には、その翌営業日) に口座管理機関に対して通知する。</p>	<p>和 24 年法律第 185 号) に規定する日本産業規格の一つであり、7 ビット及び 8 ビットの 2 バイト情報交換用符号化漢字集合をいう。</p> <p>※ 「JIS X 0213」とは、産業標準化法に規定する日本産業規格の一つであり、7 ビット及び 8 ビットの 2 バイト情報交換用符号化拡張漢字集合をいう。</p> <p>※ 人名用漢字とは、戸籍法施行規則 (昭和 22 年司法省令第 94 号) 第 60 条に規定する漢字をいう。</p> <p>※ 算出基準日は毎年の最終営業日とする</p> <p>※ 口座管理機関が、機構から初めて顧客口の開設を受ける年の上限件数については、当該口座の開設時に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 上限件数を超過する場合の対応</p> <p>口座管理機関は、1日に通知すべき「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の件数が、この上限を超過することが見込まれるときは、原則として、超過が見込まれる日の前営業日から起算して5営業日前までに（口座管理機関コードの変更を伴う加入者口座コードの変更の場合を除く。）、機構に対し、その旨、その理由、超過が見込まれる日及び超過が見込まれる件数その他の事項を申告しなければならない。</p> <p>b 加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロードに係る上限件数</p> <p>機構は、口座管理機関の加入者情報Web端末による「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」のCSVファイルのアップロードの合計件数に係る上限件数（1営業日あたり）を設定する。上限件数は、1区分口座あたり1,000件とする。</p>	<p>※ 左記の申告があったときは、機構は、他の口座管理機関の状況を勘案したうえで、「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」の通知に係る上限件数を一定期間緩和する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（新規登録、変更又は削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、1日に通知可能な上限件数を超過した場合には、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってエラー結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、エラー内容の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、上限件数以下の件数とした「加入者情報データ（新規登録、変更又は削除）」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロードにより、機構に対して「加入者情報データ（新規登録、変更、削除及び加入者口座コード変更通知）」及び「加入者情報確認結果報告データ」を通知する場合は、左記の上限件数の範囲内であつ前aの上限件数の範囲内でなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(4) 加入者情報等の標準化</p> <p>a 口座管理機関における加入者情報等の標準化 口座管理機関は、機構の定める「加入者情報標準化要領」に基づき、加入者情報等の項目ごとにその情報を標準化しなければならない。</p> <p>b 振替制度外字の置換え 口座管理機関は、加入者からの届出の内容のうち、加入者情報等として機構に通知すべき事項に統一文字集合の範囲外の文字（以下「振替制度外字」という。）が含まれるときは、「加入者情報標準化要領」に基づき、あらかじめ当該加入者の同意を得たうえで、機構に対する加入者情報等の通知の際に、当該振替制度外字を統一文字集合の範囲内の文字（以下「振替制度内字」という。）に置き換えなければならない。</p> <p>c 加入者口座コードの取扱い 口座管理機関は、加入者のために振替株式等を記録するための口座を開設したときは、その口座ごとに加入者口座コードを付番しなければならない。加入者口座コードは、加入者を特定するためのコードとして、口座管理機関と機構との間の業務処理において利用する。 口座管理機関は、加入者口座コードの付番に際しては、複数の加入者について同一のコードを重複して利用できないことに留意する。</p>	<p>(施 20 条、24 条及び 29 条)</p> <p>※ 加入者口座コードは、口座管理機関コード（5桁）、顧客ロコード（2桁）及び加入者口座番号（14桁）の計 21 桁の数字で構成される。なお、加入者口座番号には、「99999990000000」及び「88888800000000」を付番してはならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者の口座を解約し、機構に対して通知した、当該加入者に係る加入者口座情報等及び共通番号情報の削除を請求する旨の「加入者情報データ（削除）」により、機構が加入者情報登録簿に当該加入者の削除の旨の登録を行った日から 10 年間が経過するまでは、当該加入者に付番した加入者口座コードと同一の加入者口座コードを他の者のために利用することができない。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者口座コードの変更により削除された加入者口座コード（変更前の加入者口座コード。加入者</p>

内 容	備 考
	<p>口座コードを複数回変更した場合は、利用したすべての加入者口座コード)を再利用することはできない(この場合は、当該加入者口座コードを同一の者のために再利用することもできない)。</p>

内 容			備 考															
3. 加入者情報の通知 (1) 加入者情報等及び共通番号情報の新規登録 【イメージ図】			※ 機構加入者の加入者情報等及び共通番号情報の新規登録については、後記4. を参照。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口座管理機関</th> <th>機構</th> <th>他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座開設</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 通知日 加入者情報データ(新規登録) 加入者情報データ確認ファイル </td> <td> 加入者情報データ(新規登録)受付 ↓ 加入者口座情報等の登録 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの新規登録・変更 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 通知日 夜間 バッチ </td> <td> エーの場合 ↓ 加入者口座情報等の登録 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの新規登録・変更 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 通知翌 営業日 加入者情報エラー通知データ 加入者情報登録済通知データ </td> <td> 名寄せされ、株主等通知用データが変更された場合 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ </td> <td> ・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ </td> </tr> </tbody> </table>	口座管理機関		機構	他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)	口座開設			通知日 加入者情報データ(新規登録) 加入者情報データ確認ファイル	加入者情報データ(新規登録)受付 ↓ 加入者口座情報等の登録 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの新規登録・変更		通知日 夜間 バッチ	エーの場合 ↓ 加入者口座情報等の登録 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの新規登録・変更		通知翌 営業日 加入者情報エラー通知データ 加入者情報登録済通知データ	名寄せされ、株主等通知用データが変更された場合 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ	・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ	
口座管理機関	機構	他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)																
口座開設																		
通知日 加入者情報データ(新規登録) 加入者情報データ確認ファイル	加入者情報データ(新規登録)受付 ↓ 加入者口座情報等の登録 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの新規登録・変更																	
通知日 夜間 バッチ	エーの場合 ↓ 加入者口座情報等の登録 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの新規登録・変更																	
通知翌 営業日 加入者情報エラー通知データ 加入者情報登録済通知データ	名寄せされ、株主等通知用データが変更された場合 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ	・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ																

内 容	備 考
<p>a 口座管理機関による「加入者情報データ（新規登録）」の通知</p> <p>口座管理機関は、加入者のために、振替株式等についての振替を行うための口座を開設したときは、当該加入者からの届出内容及び本人確認書類に基づき、機構に対し、次の（a）から（e）までに掲げるところにより「加入者情報データ（新規登録）」を通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（新規登録）」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>（a）通知期限</p> <p>ア 基本的な取扱い</p> <p>原則として、加入者のために開設した口座に初めて振替株式等の数の記載又は記録をした日から起算して5営業日目の日</p> <p>イ 特別口座に係る取扱い</p> <p>特別口座に係る「新規記録通知情報データ」を機構から受領することが見込まれる日（振替株式等の新規記録日の前営業日）の前営業日から起算して2営業日前の日</p> <p>ウ 通知期限の例外</p>	<p>（業31条第1項から第4項まで及び32条の3第1項から第4項まで）</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（新規登録）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（新規登録）」を再通知しなければならない。</p> <p>（施18条及び28条の2第1項）</p> <p>※ 間接口座管理機関の加入者に係る通知期限は、左記の期限に、当該間接口座管理機関の上位機関（機構を除く。）の数に応じて1営業日を加算した日とする。</p> <p>※ 特別口座を開設する口座管理機関は、登録株式質権者（特例登録株式質権者を含む。）である者のために口座を開設したときは、当該登録株式質権者に係る加入者情報等の通知に併せて、機構に対し、質権株式の株主に係る加入者情報等を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>アの通知期限の到来以前に、次の①から⑦のいずれかの事由が生じたときの加入者情報等及び共通番号情報の通知期限は、それぞれ次のとおり。</p> <p>① 加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対する口座通知の取次ぎを行う日</p> <p>② 加入者から質権若しくは譲渡担保権の設定又は反対株主（反対新株予約権者、反対新株予約権付社債権者、反対投資主及び反対新投資口予約権者を含む。以下この章において同じ。）の株式買取請求（新株予約権買取請求、新株予約権付社債買取請求、投資口買取請求及び新投資口予約権買取請求を含む。以下この章において同じ。）のために、他の口座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき 当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日</p>	<p>※ 口座通知の取次ぎについては、次章第2節「新規記録手続」を参照。</p> <p>※ 担保権者の口座又は買取口座を開設する口座管理機関は、ファイル伝送又は加入者情報Web端末の「加入者情報照会」画面により、担保設定者又は反対株主の氏名又は名称及び住所その他の振替口座簿、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿又は反対株主管理簿（反対新株予約権者管理簿、反対新株予約権付社債権者管理簿、反対投資主管理簿及び反対新投資口予約権者管理簿を含む。以下この章において同じ。）に記載又は記録すべき事項を取得することができる（なお、ファイル伝送による「加入者情報照会」の場合は、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等の通知が振替日当日となったときは、その振替日当日から加入者情報登録簿中の当該加入者に係る情報の照会が可能となる。一方、加入者情報Web端末による「加入者情報照会」の場合は、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等の通知が振替日当日となったときは、その翌営業日から加入者情報登録簿中の当該加入者に係る情報の照会が可能となる。）。</p> <p>※ 振替日までに、加入者口座情報等が加入者情報登録簿に登録されていないときは、担保設定者又は反対株主である加</p>

内 容	備 考
<p>③ 加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して個別株主通知の申出の取次ぎを行う日</p> <p>④ 加入者の口座を振替先口座とする振替が行われることとなったとき 振替日</p>	<p>入者の口座を開設する口座管理機関に対し、その翌営業日の「帳表ファイル(機構加入者別担保株式加入者未登録一覧表)」により、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等が未通知である旨が通知される。また、当該振替日までに、加入者情報登録簿において、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者口座情報等に削除の旨が登録されたときも、口座管理機関に対し、担保設定者又は反対株主である加入者に係る加入者情報等が未通知である旨が通知される。</p> <p>※ 機構は、申出取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に当該申出株主に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受け付けない。</p> <p>※ 個別株主通知については、次章第 10 節「個別株主通知に係る手続」を参照。</p> <p>※ 当該振替が口座解約を伴う口座移管の場合であって、振替元口座を開設する口座管理機関から当該口座に係る加入者口座情報を削除する旨の「加入者情報データ(削除)」が通知される日までに、振替先口座に係る加入者口座情報等が加入者情報登録簿に登録されていないときは、振替元口座と振替先口座の名寄せが行われず、その結果、個別株主通知又は情報提供請求等の処理に際して、当該加入者の継続保有期間が発行者に対して正しく通知されないことになる。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来することとなったとき 株主確定日の前営業日</p>	<p>※ 株主確定日の前営業日までに口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」が通知されない場合、機構における通常の名寄せに係る手続が未了の段階で、総株主通知が行われる可能性がある。</p> <p>※ 総株主通知については、次章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p>
<p>⑥ 加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日</p>	<p>※ 機構は、取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に、配当金振込指定の取次ぎを請求した加入者に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「配当金振込指定取次ぎデータ」を受け付けない。</p> <p>※ 配当金振込指定の取次ぎについては、次章第14節「配当金に関する取扱い」を参照。</p>
<p>⑦ 加入者から発行者に対する書面交付請求の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して書面交付請求の取次ぎを行う日</p>	<p>※ 機構は、取次ぎ日までに、加入者情報登録簿に、書面交付請求の取次ぎを請求した加入者に係る加入者口座情報等が登録されていないときは、口座管理機関からの「書面交付請求取次ぎデータ」を受け付けない。</p> <p>※ 書面交付請求の取次ぎについては、次章第16節の2「書面交付請求に係る手続」を参照。</p>
<p>エ 加入者からの請求の取次ぎに係る制限 口座管理機関は、加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に通知した日の同日に、次の①から⑦までに掲げる内容の取次ぎの請求を当該加入者から受けたときは、当該請求の取次ぎを翌営業日付で行うことについて、当該加入者からの同意を得る。</p>	<p>※ 口座管理機関は、原則として、これらの請求等に係る取次ぎの請求を受けた日の日中において、機構に対する取次ぎ</p>

内 容	備 考
<p>① 単元未満株式の買取請求</p> <p>② 単元未満株式の売渡請求</p> <p>③ 取得請求権付株式の取得請求</p> <p>④ 振替新株予約権（非上場新株予約権を含む。）の行使請求</p> <p>⑤ 振替新株予約権付社債（非上場新株予約権付社債を含む。）に付された新株予約権の行使請求</p> <p>⑥ 担保株式の届出</p> <p>⑦ 反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出（反対新株予約権者の新株予約権買取請求に係る振替新株予約権に関する届出、反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求に係る振替新株予約権付社債に関する届出、反対投資主の投資口買取請求に係る振替投資口に関する届出及び反対新投資口予約権者の新投資口予約権買取請求に係る振替新投資口予約権に関する届出を含む。以下この章において同じ。）</p> <p>（b）通知方法 ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはC S Vファイルのアップロード</p>	<p>を行うことが必要となるが、機構は、これらの取次ぎに係るデータを受領した時点において、当該加入者に係る加入者口座情報が加入者情報登録簿に登録されていないときは、取次ぎに係るデータを受け付けない。</p> <p>※ 単元未満株式の買取請求及び単元未満株式の売渡請求については、次章第4節「単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続」を参照、取得請求権付株式の取得請求については、次章第2節「新規記録手続」を参照、振替新株予約権の行使請求については、第4章第5節「振替新株予約権の新株予約権行使」を参照、振替新株予約権付社債に付された新株予約権の行使請求については、第3章第9節「振替新株予約権付社債の新株予約権行使」を参照、担保株式の届出及び反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出については、次章第3節「振替手続」を参照。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報W e b 端末を利用して同日に同一の加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に通知したときは、加入者情報W e b 端末によって通知されたものが優先される。</p> <p>※ 加入者情報W e b 端末の画面入力及びC S Vファイルのアップロードの双方を利用して同日に同一の加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に通知することはできない。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p> <p>イ 加入者情報Web端末の画面入力及びCSVファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(d) 通知内容</p> <p>ア 加入者情報及び共通番号情報の基本的な内容</p> <p>① 加入者の加入者口座コード</p> <p>② 外国人保有制限銘柄に係る直接外国人であるか否かの別（外国人区分）</p>	<p>※ ファイル伝送及び加入者情報Web端末の双方において、取扱時間の終了時刻を加入者情報サーバのオンライン時間帯の終了時刻に制限している（加入者情報サーバでは、午後5時から夜間バッチ処理を実施する。）。</p> <p>（業31条第1項及び32条の3第1項、施19条及び28条の2第3項）</p> <p>※ 口座管理機関において、加入者が間接外国人であることが判明したとき又は間接外国人でなくなったことが判明したときは、その旨を機構の定める「加入者情報通知書（間接外国人）（ST90-01）」（書式は機構ホームページに掲載）に記載し、当該書面を後述する「総株主報告データ」、「個別株主報告データ」、「振替口座簿記録事項報告データ」及び「対象加入者保有株式数報告データ」の通知時に合わせて、その都度、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知する。なお、既に当該書面により間接外国人である旨を機構に通知した場合であって、加入者情報Web端末の加入者情報照会機能によって間接外国人であることが確認できたとき、又は機構から間接外国人である旨を含む「間接外国人区分更新済データ」が通知されなかったときは、それぞれ、</p>

内 容	備 考
<p>③ 加入者の口座が特別口座であるときは、その旨（特別口座区分）</p> <p>④ 加入者の氏名又は名称</p> <p>⑤ 加入者の氏名又は名称が機構の定めた文字数を超えるときは、その旨（氏名又は名称・桁あふれ区分）</p> <p>⑥ 加入者のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>⑦ 加入者のカナ氏名又はカナ名称が機構の定めた文字数を超えるときは、その旨（カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分）</p> <p>⑧ 加入者の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号</p> <p>⑨ 加入者の住所が住所コード化できないものであるときは、その旨（住所コード化不可区分）</p>	<p>間接外国人である旨又は間接外国人でなくなった旨の「加入者情報通知書（間接外国人）」の通知は省略できる。</p> <p>※ 「加入者の氏名又は名称」及び「加入者のカナ氏名又はカナ名称」について、機構の定めた文字数を超えたときは、口座管理機関は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）を機構に対して通知する（別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者が非居住者であって、加入者から「加入者のカナ氏名又はカナ名称」の届出を受けていないときは、当該事項の通知を省略することができる。</p> <p>※ 住所コードとは、公益財団法人国土地理協会が作成している「全国町・字ファイル」に定められている「町・字コード」のことをいう（住所コード化可能な範囲は、住所情報の「字名・丁目」までである。）。</p> <p>※ 「町・字コード」は、1982年3月以降に存在する地名又は存在した地名を対象としたコードであるため、それより前に変更された地名又は廃止された地名は住所コード化できないものに該当する（例えば、東京市日本橋区茅場町）。</p>

内 容	備 考
<p>イ 加入者からの届出の取次ぎの請求に係る内容 口座管理機関は、次に掲げる届出について、加入者から発行者に対する届出の取次ぎの請求を受けたときは、機構に対し、前アの内容に加え、それぞれに掲げる届出の内容を通知する。</p> <p>(ア) 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の会社法第 106 条（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条第 4 項において準用する場合を含む。）、会社法第 237 条、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 21 条又は信託法第 193 条（投資信託及び投資法人に関する法律第 6 条第 7 項及び第 50 条第 4 項において準用する場合を含む。）に規定する権利を行使し、かつ、会社法第 126 条第 3 項（投資信託及び投資法人に関する法律第 77 条の 3 第 3 項及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第 26 条において準用する場合を含む。）、会社法第 253 条第 3 項又は信託法第 191 条第 3 項（投資信託及び投資法人に関する法律第 6 条第 7 項及び第 50 条第 4 項において準用する場合を含む。）の通知又は催告を受領する者（以下「共有代表者」という。）の選任に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共有代表者の役職名 ② 共有代表者の氏名 ③ 共有代表者のカナ氏名 <p>(イ) 常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定（常任代理人の選任に代えて行うものに限る。）に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常任代理人の氏名又は名称 ② 常任代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 ③ 常任代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名 ④ 常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号 ⑤ 常任代理人又は国内連絡先の住所が住所コード化できないものであるときは、その旨（常任代理人住所コード化不可区分） ⑥ 常任代理人又は国内連絡先の住所 <p>(ウ) 法定代理人の選任に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法定代理人の氏名又は名称 ② 法定代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 ③ 法定代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名 	<p>した場合を除く。個人番号等の請求については、第 9 節「口座管理機関に対する個人番号等の提供」を参照。） （業 33 条第 1 項から第 6 項まで、施 31 条から 33 条まで）</p>

内 容	備 考
<p>④ 法定代理人の住所に係る郵便番号</p> <p>⑤ 法定代理人の住所が住所コード化できないものであるときは、その旨（法定代理人住所コード化不可区分）</p> <p>⑥ 法定代理人の住所</p> <p>⑦ 法定代理人の代理権の範囲が、当該加入者の口座に記載又は記録された振替株式等の数に係るものに制限されているときは、その旨（法定代理人の代理権の制限に係る事項）</p> <p>(エ) 配当金振込指定（登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とするものに限る。）</p> <p>i 配当金振込指定方式</p> <p>ii iにおいて加入者が登録配当金受領口座方式の利用を選択しているときは、次に掲げる事項</p> <p>① 登録配当金受領口座として指定する預金口座を開設する金融機関に係る金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号</p> <p>② 登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>③ 登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>④ 登録配当金受領口座の口座名義人が、当該加入者以外の者であるときは、その旨（登録配当金受領口座の口座名義人区分）</p> <p>(e) 訂正又は取消し方法</p> <p>ア 通知日当日の訂正又は取消し</p>	<p>(業 168 条第 7 項及び第 9 項から第 11 項まで、施 230 条第 4 項から第 8 項まで)</p> <p>※ 配当金振込指定の取次ぎの詳細は、次章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。</p> <p>※ 加入者が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を行わないとき(加入者が配当金振込指定の単純取次ぎを請求した場合を含む。)は、機構に対し、その旨（以下「配当金振込指定方式を指定無しとする旨」という。）を通知する。</p> <p>※ 口座管理機関は、「登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」の通知を省略することができる。この場合は、「#」（10 桁）を設定する。</p>

内 容	備 考
<p>(ア) 既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（新規登録）」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p> <p>(イ) 既に加入者情報W e b 端末の画面入力又はC S Vファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報W e b 端末の画面入力又はC S Vファイルのアップロードにより「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報W e b 端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、C S Vファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（新規登録）」をC S Vファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p> <p>イ 通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報W e b 端末の画面入力により通知しなければならない。</p> <p>b 機構における処理 (a) 「加入者情報データ（新規登録）」に基づく加入者口座情報等及び共通番号情報の登録 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」を受領したときは、通知された内容に基づき、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に加入者口座情報等として登録するとともに、共通番号情報登録簿に共通番号情報として登録する。</p> <p>(b) 名寄せ処理 機構は、あらかじめ機構が定める方法により、前（a）で登録した加入者口座情報等（以下この3.において「名寄せ対象の加入者口座情報等」という。）と、他の加入者口座情報等に基づき登録された株主等通知用データ（以下この節において「登録済み株主等通知用データ」という。）との間</p>	<p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報W e b 端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」の通知については後記（3）を参照。</p> <p>(業 31 条第 5 項及び 32 条の 3 第 5 項) ※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報通知書」を受領したときも、通知された事項を加入者情報登録簿に加入者口座情報等として登録するとともに、共通番号情報登録簿に共通番号情報として登録する。</p> <p>(業 32 条の 6) ※ 機構が、機構加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を入力したときも名寄せ処理を行う。</p>

内 容	備 考
<p>の名寄せ処理を次のアからエまでに掲げるところにより行う。</p> <p>機構が行う名寄せ処理は、機構の定める名寄せキー項目を用いてシステム的に行う自動名寄せと、自動名寄せの過程において抽出された類似データ（名寄せ対象の加入者口座情報等及び当該加入者口座情報等と機構の定める類似データ抽出判定基準に掲げる内容が一致する登録済み株主等通知用データの総称。以下同じ。）について、原則として、自動名寄せを行った日の翌営業日に、人手を用いて行う目視名寄せの2段階の処理に区分される。</p> <p>ア 名寄せキー項目</p> <p>機構は、名寄せ対象の加入者口座情報等と登録済み株主等通知用データとの名寄せを、次に掲げる名寄せキー項目の比較により判定する（該当するすべての内容について一致を判定したときに、名寄せを行う。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 氏名又は名称 ② カナ氏名又はカナ名称（カナ氏名又はカナ名称について有意な比較が可能である場合に限る。） ③ 住所（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の住所） ④ 加入者が法人であるとき又は加入者の口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名（代表者の氏名について有意な比較が可能である場合に限る。） ⑤ 加入者が法人であるとき又は加入者の口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名（代表者のカナ氏名について有意な比較が可能である場合に限る。） ⑥ 加入者が自然人であるときは、その生年月日（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者として届け出られた者の生年月日）（生年月日について有意な比較が可能である場合に限る。） ⑦ 加入者が常任代理人を選任しているときは、当該常任代理人の氏名又は名称及び住所（非居住者である加入者が、常任代理人の選任に代えて国内の連絡先住所の届出を行っているときは、その国内連絡先住所） ⑧ 加入者が法定代理人を選任しているときは、当該法定代理人の氏名又は名称、住所及び当該法定代理人の代理権の制限に係る事項の有無 ⑨ 共通番号 <p>イ 自動名寄せ</p>	<p>※ 名寄せ対象の加入者口座情報等及び登録済み株主等通知用データのどちらか一方又は双方において、登録がない項目があるときは、有意な比較が行えないものとして取り扱う。</p> <p>※ 自動名寄せにおいては、名寄せキー項目に含まれない</p>

内 容	備 考
<p>機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」を受領した日の夜間バッチ処理において、名寄せキー項目の一致に関する判定を行う。</p> <p>ウ 類似データ抽出判定基準 機構は、名寄せ対象の加入者口座情報等について、前イの自動名寄せにおいて名寄せキー項目のすべてが一致する登録済み株主等通知用データが存在しないときでも、次に掲げる項目のすべてについて一致と判定した登録済み株主等通知用データがある場合は、類似データとして抽出を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の氏名若しくは名称又はカナ氏名若しくはカナ名称（カナ氏名若しくはカナ名称について有意な比較が可能である場合に限る。） ② 加入者の住所（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者として届け出られた者の住所）（住所コード化が可能なときは、当該住所コード化対象部分の住所） ③ 加入者が自然人であるときは、その生年月日（加入者の口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者として届け出られた者の生年月日）（生年月日について有意な比較が可能である場合に限る。） ④ 加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の氏名若しくは名称又は住所（当該加入者が、常任代理人の選任に代えて国内の連絡先住所の指定を行っているときは、国内の連絡先住所） <p>エ 目視名寄せ 機構は、前ウによって抽出された類似データについて、原則として、自動名寄せを行った日の翌営業日に、目視により名寄せキー項目の一致に関する判定を行う。</p>	<p>※ 口座管理機関から「加入者情報データ（変更）」を受領した際も、同様に自動名寄せを行う。</p> <p>※ 口座管理機関から通知された「加入者情報通知書」に基づき加入者口座情報等として登録された事項は、左記の名寄せキー項目に含まれない。</p> <p>※ 住所コード化の対象外となる、番地、号、建物名等の住所情報は、類似データ抽出判定基準には含まれない。</p> <p>※ 目視名寄せの過程において、口座管理機関に対して名寄せキー項目に関する確認を求める必要があると機構が判断したときは、「加入者情報データ」を通知した口座管理機関及び類似データとして抽出された登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した口座管</p>

内 容	備 考
<p>(c) 株主等通知用データの登録・更新</p> <p>機構は、前 (b) イの自動名寄せの結果、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがないとき (類似データが抽出された場合を含む。) は、名寄せ対象の加入者口座情報等により、新たな株主等通知用データを登録する。一方、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがあり、名寄せ対象の加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの内容に相違があるときは、当該加入者口座情報等をもとに、当該登録済み株主等通知用データを更新する。</p> <p>また、機構は、前 (b) エの目視名寄せの結果、名寄せした登録済み株主等通知用データがあり、名寄せ対象の加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの内容に相違があるときは、名寄せ対象の加入者口座情報等をもとに、当該登録済み株主等通知用データを更新する。</p> <p>ただし、次の項目については、それぞれに掲げるとおり取り扱う。</p> <p>① 外国人区分</p> <p>口座管理機関が、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ (新規登録)」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ (新規登録)」に基づき加入者口座情報等を登録したときでも、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人である旨が登録されている場合は、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。</p> <p>② 配当金振込指定方式</p> <p>口座管理機関が、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ (新規登録)」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ (新規登録)」に基づき加入者口座情報等を登録したときでも、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、配当金振込指定方式として登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨が登録されている場合は、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。</p> <p>また、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ (新規登録)」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ (新規登録)」に基づき加入者口座情報等を登録したときでも、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関のうちに、株式数比例配分方式の取扱いを行わない旨の届出を機構に行った者 (以下</p>	<p>理機関に対し、確認を依頼する (詳細は後記 (6) 参照。)</p> <p>※ 配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ (新規登録)」を機構に対して通知した口座管理機関が、株式数比例配分方式非取扱機関であり、かつ、機構が登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、配当金振込方式として株式数比例配分方式を利用する旨が登録されているときは、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ (新規登録)」</p>

内 容	備 考
<p>「株式数比例配分方式非取扱機関」という。)がある場合(当該届出が、登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報に係る加入者の口座が属する顧客口について行われている場合に限る。)は、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。</p> <p>(d) 口座管理機関に対する通知</p> <p>ア 「加入者情報登録済通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ(新規登録)」に基づき、加入者口座情報等及び共通番号情報の登録を行うときは、当該口座管理機関(間接口座管理機関が「加入者情報データ(新規登録)」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ(新規登録)」の内容及び当該通知をどのような方法によって行ったのかを識別する項目(以下「入力部署」という。)を含む「加入者情報登録済通知データ」を通知する。なお、前(c)の①及び②に掲げたケースでは、「加入者情報登録済通知データ」のうち次の項目について、口座管理機関から受領した「加入者情報データ(新規登録)」と異なる内容が含まれることになる。</p> <p>機構から「加入者情報登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。)</p> <p>① 外国人区分</p> <p>口座管理機関が、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ(新規登録)」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、自動名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、外国人区分を外国人保有制限銘柄に係る直接外国人としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、外国人保有制限銘柄に係る直接外国人である旨を含む「加入者情報登録済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p>	<p>に基づき当該登録済み株主等通知用データの内容を更新する。</p> <p>※ 株式数比例配分方式の詳細は、次章第14節「配当金に関する取扱い」を参照。</p> <p>(業 31 条第5項から第7項及び 32 条の3第5項、施 21 条)</p> <p>※ 口座管理機関が「加入者情報データ(新規登録)」を加入者情報Web端末により通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者情報登録済通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Web端末によっても通知する。なお、加入者情報Web端末による「加入者情報登録済通知データ」の通知は、「加入者情報データ(新規登録)」を加入者情報Web端末の画面入力により通知した場合は「通知・一覧」画面への表示、加入者情報Web端末のCSVファイルのアップロードにより通知した場合はCSVファイルにより行う。</p> <p>※ 機構が、目視名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、外国人区分を外国人保有制限銘柄に係る直接外国人としたときは、当該口座管理機関から受領した「加入者情報データ(新規登録)」に基づき、いったん、外国人区分を外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情</p>

内 容	備 考
<p>② 配当金振込指定方式</p> <p>口座管理機関が、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、自動名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、配当金振込指定方式を登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報登録済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>また、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、自動名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、配当金振込指定方式を指定無し又は登録配当金受領口座方式としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、当該加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者であり、指定無し又は登録配当金受領口座方式を利用する旨を含む「加入者情報登録済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p>	<p>報登録済通知データ」を当該口座管理機関に対して通知し、その翌営業日に、外国人保有制限銘柄に係る直接外国人である旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>※ 機構が、目視名寄せの結果、登録済み株主等通知用データの登録内容を優先し、配当金振込指定方式を登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式としたときは、当該口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」に基づき、いったん、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を当該口座管理機関に対して通知し、その翌営業日に、配当金振込指定方式を登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>※ 配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知した口座管理機関が、株式数比例配分方式非取扱機関であり、かつ、機構が名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データにおいて、配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を利用する旨が登録されているときは、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を当該口座管理機関に対して通知する。</p>

内 容	備 考
<p>イ 「加入者情報エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」が正常でないデータであるときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（新規登録）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（新規登録）」中のエラー項目及びその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報登録済通知データ」に代えて通知する。</p> <p>機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>（e）他の口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（新規登録）」に基づき、登録済み株主等通知用データを更新したときは、当該登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る</p>	<p>※ 「加入者情報データ（新規登録）」の主なエラー原因は次のとおり。</p> <p>① 文字情報に、振替制度外字が使用されている場合</p> <p>② 加入者の住所、常任代理人若しくは国内連絡先の住所又は法定代理人の住所について、住所コードへの変換ができない場合（住所コード化できないものである旨が通知されている場合を除く。）</p> <p>なお、住所コード化に係るエラーの原因が不明であるときは、当該エラー原因を機構に対して問い合わせることができる。</p> <p>※ 口座管理機関が「加入者情報データ（新規登録）」を加入者情報Web端末により通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者情報エラー通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Web端末によっても通知する。なお、加入者情報Web端末による「加入者情報エラー通知データ」の通知は、「加入者情報データ（新規登録）」を加入者情報Web端末の画面入力により通知した場合は「通知・一覧」画面への表示、加入者情報Web端末のCSVファイルのアップロードにより通知した場合はCSVファイルにより行う。</p> <p>※ 名寄せにより、登録済み株主等通知用データの内容に変更が生じたときは、当</p>

内 容	備 考
<p>加入者情報等を機構に通知した他の口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>c 口座管理機関における後続処理</p> <p>(a) 「加入者情報登録済通知データ」が通知された場合</p> <p>口座管理機関は、前b (d) アの①又は②に係る「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、次の区分にしたがってそれぞれに掲げる措置を行う。</p> <p>ア 外国人区分</p> <p>口座管理機関は、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から直接外国人である旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、直ちに、「加入者情報登録済通知データ」に基づき、当該加入者に係る振替口座簿の記載又は記録を更新しなければならない。</p> <p>また、口座管理機関は、当該加入者からの届出に基づき、改めて当該加入者が直接外国人であるか否かを判定したときは、その判定結果にかかわらず、当該判定結果を含む「加入者情報データ（変更）」を機構に通知しなければならない。</p> <p>イ 配当金振込指定方式</p> <p>口座管理機関は、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から配当金振込指定方式が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式で登録されている旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、次に掲げるところにより取り扱わなければならない。</p> <p>① 当該加入者から現在利用している配当金振込指定方式の利用の取止め（配当金領収証の呈示による受領への変更又は配当金振込指定の単純取次ぎへの切替え）に関する取次ぎの請求を受けているとき</p> <p>速やかに、配当金振込指定方式を「指定無し」とする「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知する。</p>	<p>該登録済み株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において株主等として通知した発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。詳細は次章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者が外国人保有制限銘柄に係る直接外国人でない旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から直接外国人である旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を受領したときも、左記と同様の対応を行わなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、配当金振込指定方式を指定無しとする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から配当金振込指定方式が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式で登録されている旨を含む「加入者情報更新済通知データ」を受領したときも、左記と同様の対応を行わなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>② ①に該当しない場合 「加入者情報登録済通知データ」によって通知された配当金振込指定方式が、株式数比例配分方式であるときは、当該加入者から当該方式による配当金の受領の委託を受けたものとして取り扱う。</p> <p>また、口座管理機関は、配当金振込指定方式を株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から当該加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者である旨を含む「加入者情報登録済通知データ」を受領したときは、当該加入者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(b) 「加入者情報エラー通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、「加入者情報エラー通知データ」を受領したときは、エラーとなった原因を確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を再通知しなければならない。</p>	

内 容			備 考												
(2) 加入者情報等又は共通番号情報の変更 【イメージ図】			※ 機構加入者の加入者情報等又は共通番号情報の変更については、後記4. を参照。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口座管理機関</th> <th>機構</th> <th>他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 加入者情報データ(変更) 加入者情報データ確認ファイル </td> <td> 加入者情報データ(変更)受付 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 通知日 通知日 夜間 バッチ </td> <td> エラーの場合 加入者口座情報等の変更 ↓ 所定の項目の変更の場合 名寄せ解除 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの変更 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 通知翌 営業日 </td> <td> 加入者情報エラー通知データ 加入者情報変更済通知データ </td> <td> ・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ 株主等照会コード変更通知データ </td> </tr> </tbody> </table>	口座管理機関		機構	他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)	加入者情報データ(変更) 加入者情報データ確認ファイル	加入者情報データ(変更)受付		通知日 通知日 夜間 バッチ	エラーの場合 加入者口座情報等の変更 ↓ 所定の項目の変更の場合 名寄せ解除 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの変更 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ		通知翌 営業日	加入者情報エラー通知データ 加入者情報変更済通知データ	・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ 株主等照会コード変更通知データ	
口座管理機関	機構	他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)													
加入者情報データ(変更) 加入者情報データ確認ファイル	加入者情報データ(変更)受付														
通知日 通知日 夜間 バッチ	エラーの場合 加入者口座情報等の変更 ↓ 所定の項目の変更の場合 名寄せ解除 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの変更 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ														
通知翌 営業日	加入者情報エラー通知データ 加入者情報変更済通知データ	・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ 株主等照会コード変更通知データ													

内 容	備 考
<p>a 口座管理機関による「加入者情報データ（変更）」の通知</p> <p>口座管理機関は、加入者（当該口座管理機関が、既に機構に対して「加入者情報データ（新規登録）」を通知し、これに基づき、機構が加入者口座情報等を登録している者（以下「登録済加入者」という。）に限る。）から、その氏名若しくは名称等の加入者情報に係る変更の届出、代理人等の届出の取次ぎ事項の変更の届出又は共通番号情報の変更の届出（これらを合わせて、以下「変更の届出等」という。）を受けたときは、機構に対し、当該登録済加入者からの変更の届出等の内容及び本人確認書類（当該変更の届出等の際に、登録済加入者から提示を受けた場合に限る。）に基づき、次の（a）から（e）までに掲げるところにより、「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（変更）」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p>	<p>（業 32 条第 1 項、第 2 項、32 条の 4 第 1 項及び第 2 項）</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（変更）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（変更）」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、機構に対し、一の加入者について、同日に「加入者情報データ（新規登録）」と「加入者情報データ（変更）」を通知することはできない。</p> <p>※ 市町村合併等により、登録済加入者の住所等に変更が生じた場合で、機構に通知した当該登録済加入者の加入者情報と株主等通知用データの住所等に実質的な相違がないときに限り、口座管理機関は、当該登録済加入者からの届出によらず住所等の変更を行うことができる。なお、当該登録済加入者からの届出によらず住所等の変更を行ったときにおいても、口座管理機関は、機構に対し、当該変更後の住所等を含む「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、登録済加入者から加入者口座情報等又は共通番号情報に登録していない事項の届出を受けたとき</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知期限 ア 通知期限 原則として、登録済加入者から変更の届出等を受領した日から起算して5営業日目の日</p> <p>イ 通知期限の例外 前アの通知期限の到来以前に、次の①から⑦のいずれかの事由が生じたときの加入者情報等又は共通番号情報の通知期限は、それぞれ次のとおり。</p> <p>① 加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対する口座通知の取次ぎを行う日 ② 加入者から質権若しくは譲渡担保権の設定又は反対株主の株式買取請求のために、他の口座管理機関の加入者の口座への振替の申請を受けたとき 当該振替の申請に基づいて機構に対する振替請求を行う日 ③ 加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して個別株主通知の申出の取次ぎを行う日 ④ 加入者の口座を振替先口座とする振替が行われることとなったとき 振替日 ⑤ 加入者の口座に数の記載又は記録がある振替株式等の銘柄について株主確定日が到来する</p>	<p>は、「加入者情報データ(変更)」により、機構に対して、当該事項を通知する。(口座管理機関が個人番号の届出を受けていない加入者の個人番号等を機構に請求し、機構から提供された個人番号が当該加入者のものであることを確認した場合を含む。個人番号等の請求については、第9節「口座管理機関に対する個人番号等の提供」を参照。)</p> <p>(施23条)</p> <p>※ 間接口座管理機関の加入者に係る通知期限は、左記の期限に、当該間接口座管理機関の上位機関(機構を除く。)の数に応じて1営業日を加算した日とする。</p> <p>※ 「加入者情報データ(新規登録)」と異なり、特別口座に係る通知期限は通常の口座と同一である。</p> <p>※ 配当金振込指定に係る内容のみを変</p>

内 容	備 考
<p>こととなったとき 株主確定日の前営業日</p> <p>⑥ 加入者から発行者に対する配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して配当金振込指定の取次ぎを行う日</p> <p>⑦ 加入者から発行者に対する書面交付請求の取次ぎの請求を受けたとき 当該請求に基づいて機構に対して書面交付請求の取次ぎを行う日</p> <p>ウ 加入者からの請求の取次ぎに係る制限 口座管理機関は、加入者に係る「加入者情報データ（変更）」を機構に通知した日の同日に、次の①から⑦までに掲げる内容の取次ぎの請求を当該加入者から受けたときは、当該請求の取次ぎを当日付けで行うと、発行者からの通知物が旧住所宛に送付される等の問題が生じる可能性があることについての承諾、又は当該請求の取次ぎを翌営業日付で行うことについての同意を当該加入者から得る。</p> <p>① 単元未満株式の買取請求 ② 単元未満株式の売渡請求 ③ 取得請求権付株式の取得請求 ④ 振替新株予約権（非上場新株予約権を含む。）の行使請求 ⑤ 振替新株予約権付社債（非上場新株予約権付社債を含む。）に付された新株予約権の行使請求 ⑥ 担保株式の届出 ⑦ 反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出</p> <p>(b) 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Web端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはCSVファイルのアップロード</p> <p>(c) 取扱時間 ア ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p>	<p>更するときは、株主確定日当日においても、当該変更を行うことができる。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報Web端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、前(1) a (b) 及び(c)と同一。</p>

内 容	備 考
<p>イ 加入者情報W e b 端末の画面入力及びC S Vファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(d) 通知内容</p> <p>ア 登録済加入者の加入者口座コード</p> <p>イ 「加入者情報データ（新規登録）」の項目のうち、登録済加入者から変更の届出等のあった項目 (加入者口座コードを除く)</p>	<p>(業 32 条第 1 項及び 32 条の 4 第 1 項、施 28 条の 3 第 2 項及び 30 条)</p> <p>※ 加入者口座コードの変更については後記 d を参照。</p> <p>※ 「加入者の氏名又は名称」、「加入者のカナ氏名又はカナ名称」若しくは「加入者の住所」について変更の届出等があり、当該事項が機構の定めた文字数を超えたとき又は既に機構に「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）等を届け出ている加入者について、加入者の氏名又は名称等の変更の届出等があったとき（変更に伴い、すべての項目の桁あふれが解消した場合を除く。）は、口座管理機関は、加入者情報W e b 端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）」を機構に対して通知する（別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。また、「加入者の住所」について変更の届出等があった場合は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。</p> <p>※ 登録済加入者の口座が複数の者の共有に属するようになった場合又は既に機構に「加入者情報通知書（共有者情報）（ST90-04）」（書式は機構ホームページに掲載）を届け出ている加入者について</p>

内 容	備 考
<p>(e) 訂正又は取消し方法</p> <p>ア 通知日当日の訂正又は取消し</p> <p>(ア) 既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により「加入者情報データ（変更）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（変更）」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p> <p>(イ) 既に加入者情報Web端末の画面入力又はCSVファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Web端末の画面入力又はCSVファイルのアップロードにより「加入者情報データ（変更）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Web端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、CSVファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（変更）」をCSVファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p> <p>イ 通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ（変更）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Web端末の画面入力により通知しなければならない。</p> <p>b 機構における処理</p> <p>(a) 「加入者情報データ（変更）」に基づく加入者口座情報等又は共通番号情報の更新</p>	<p>て、共有者の情報の変更の届出等があったときは、口座管理機関は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、共有者全員の氏名又は名称、住所及び共通番号を記載した「加入者情報通知書（共有者情報）」を機構に対して通知する。</p> <p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報Web端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」の通知については後記(3)を参照。</p> <p>(業 32 条第 3 項、32 条の 4 第 3 項)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（変更）」を受領したときは、通知内容に基づき、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（変更）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等を更新するとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報を更新する。</p> <p>(b) 名寄せ解除</p> <p>機構は、登録済み株主等通知用データにおいて、複数の加入者口座情報等の名寄せを行っている場合で、かつ、これらのうちの一の加入者口座情報等について次の①から⑥までに掲げる内容の「加入者情報データ（変更）」を受領して加入者口座情報等を更新した場合であって、更新後の加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの項目内容に相違があるときは、当該登録済み株主等通知用データに係る加入者口座情報等について、名寄せの解除を行う。</p> <p>① 登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の異動又は国内連絡先の変更</p> <p>② 登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の異動</p> <p>③ 登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の代理権の制限に係る事項の変更</p> <p>④ 口座が複数の者により共有されているときは、共有者の異動</p> <p>⑤ 口座が複数の者により共有されているときは、共有代表者の異動</p> <p>⑥ 欠落していた「カナ氏名又はカナ名称」や「生年月日」の補完</p> <p>(c) 名寄せ処理</p> <p>機構は、あらかじめ機構が定める方法により、(a) で更新された加入者口座情報等と登録済み株主等通知用データとの間の名寄せ処理を行う。</p> <p>名寄せ処理の手順は、(1) b (b) のとおりである。</p> <p>(d) 株主等通知用データの更新</p> <p>機構は、前 (c) の名寄せ処理の結果、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがないとき（類似データが抽出された場合を含む。）は、口座管理機関から受領した「加入者</p>	<p>※ 機構は、口座管理機関から変更事項を記載した「加入者情報通知書」を受領したときも、通知された事項に基づき、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等を更新するとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報を更新する。</p> <p>※ 共有者の氏名又は名称が変更されたときも名寄せ解除を行う。</p> <p>※ 共有代表者の氏名又は名称が変更されたとき又は住所が変更されたときも名寄せ解除を行う。</p> <p>(業 32 条第 3 項)</p> <p>※ 機構が、機構加入者に係る「加入者情報データ（変更）」を入力した場合にも名寄せ処理を行う。</p>

内 容	備 考
<p>情報データ(変更)」に基づき更新した加入者口座情報等により、登録済み株主等通知用データを更新する。一方、名寄せキー項目がすべて一致した登録済み株主等通知用データがあり、口座管理機関から受領した「加入者情報データ(変更)」に基づき更新した加入者口座情報等と当該登録済み株主等通知用データの項目内容に相違があるときは、当該加入者口座情報等をもとに、登録済み株主等通知用データを更新する。</p> <p>なお、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ(変更)」を機構に対して通知し、機構が、当該「加入者情報データ(変更)」に基づき加入者口座情報等を更新した場合であって、機構が、登録済み株主等通知用データと名寄せを行い、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関の顧客口のうちに、株式数比例配分方式非取扱機関があるときは、登録済み株主等通知用データの既存の登録内容を優先する。</p> <p>(e) 口座管理機関に対する通知</p> <p>ア 「加入者情報変更済通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ(変更)」に基づき、加入者口座情報等又は共通番号情報の更新を行ったときは、当該口座管理機関(間接口座管理機関が「加入者情報データ(変更)」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ(変更)」の内容及び入力部署を含む「加入者情報変更済通知データ」を通知する。</p> <p>なお、口座管理機関が、株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ(変更)」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構が、名寄せの結果、登録済み株主等通知用データにおける登録内容を優先し、配当金振込指定方式を指定無し又は登録配当金受領口座方式としたときは、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送により、当該登録済加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者であり、指定無し又は登録配当金受領口座方式を利用する旨を含む「加入者情報変更済通知データ」及び「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者情報変更済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報変更済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。)</p> <p>イ 「加入者情報エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ(変更)」が正常でないデータであるときは、当該口座管理機関(間接口座管理機関が、加入者の口座を開設したときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関)に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ</p>	<p>(業 32 条第 3 項及び 32 条の 4 第 3 項、施 25 条)</p> <p>※ 口座管理機関が、「加入者情報データ(変更)」を加入者情報 Web 端末により通知したときの「加入者情報変更済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、前(1) b (d)「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。</p>

内 容	備 考
<p>(変更)」中のエラー項目及びその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報変更済通知データ」に代えて通知する。</p> <p>機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(f) 他の口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（変更）」に基づき、登録済み株主等通知用データを更新したときは、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した他の口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>c 口座管理機関における後続処理</p> <p>(a) 「加入者情報変更済通知データ」が通知された場合</p> <p>口座管理機関は、配当金振込指定を株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から当該登録済加入者が、株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者である旨を含む「加入者情報変更済通知データ」を受領したときは、当該登録済加入者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(b) 「加入者情報エラー通知データ」が通知された場合</p> <p>口座管理機関は、「加入者情報エラー通知データ」を受領したときは、エラーとなった原因を確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報データ（変更）」を再通知しなければならない。</p>	<p>(業 32 条第 4 項、32 条の 6 第 2 項及び第 3 項)</p> <p>※ 名寄せにより、登録済み株主等通知用データの内容（株主等照会コードを除く。）に変更が生じたときは、機構は、当該登録済み株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において通知株主等として通知した発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。また、名寄せにより、株主等照会コードに変更が生じたときは、機構は、当該発行者に対して「株主等照会コード変更通知データ」を通知する。詳細は次章第 9 節「総株主通知に係る手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>d その他（加入者口座コードの変更）</p> <p>(a) 口座管理機関における処理</p> <p>口座管理機関は、加入者口座コードの変更を行う必要が生じたときは、機構に対し、次のアからオまでに掲げるところにより、「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知しなければならない。また、口座管理機関コードの変更を伴う加入者口座コードの変更を行う必要が生じたときは、機構に対し、変更日の1か月前までにその旨を連絡しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>ア 通知方法</p> <p>① ファイル伝送</p> <p>② 加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロード</p> <p>③ Target 保振サイト</p>	<p>(施 27 条第 1 項から第 4 項まで)</p> <p>※ 口座管理機関コードの変更を伴わない加入者口座コードの変更の発生原因は、店舗の統廃合、区分口座の新設、又は店舗間の顧客移管等が想定される。</p> <p>※ 口座管理機関コードの変更を伴う加入者口座コードの変更の発生原因は、口座管理機関の合併又は事業譲渡等が想定される。</p> <p>※ 法第 70 条の 3 の規定に基づく特別口座の移管を目的とした加入者口座コードの変更は行うことができない。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を再通知しなければならない。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報Web端末を利用して同日に同一の加入者に係る「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を機構に通知したときは、加入者情報Web端末によって通知されたものが優先される。</p> <p>※ 口座管理機関は、左記の③を選択する</p>

内 容	備 考
<p>イ 通知日又は通知期限</p> <p>① ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末によるC S Vファイルのアップロードによる通知の場合 加入者口座コードの変更日の前営業日</p> <p>② Target 保振サイトによる通知の場合 機構が定める通知期限又は提出期限まで</p> <p>ウ 取扱時間</p> <p>① ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p> <p>② 加入者情報W e b 端末によるC S Vファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>③ Target 保振サイトによる通知の場合 午前9時から午後5時まで ただし、通知期限日当日の時限は午後3時まで</p> <p>エ 通知内容</p> <p>① 変更前の登録済加入者の加入者口座コード</p> <p>② 変更後の登録済加入者の加入者口座コード</p> <p>オ 訂正又は取消し方法</p> <p>① ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末による通知日当日の訂正又は取消し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し <p>口座管理機関は、機構に対してファイル伝送により「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p>	<p>場合には、口座管理機関コードの変更を伴うか否かにかかわらず、機構に対し、変更日の1か月前までにその旨を連絡しなければならない。</p> <p>※ 具体的な通知期限又は提出期限は、その都度、機構が定める。</p>

内 容	備 考
<p>・既に加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロードにより「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をCSVファイルのアップロードにより再通知しなければならない。</p> <p>② Target 保振サイトによる通知日から変更日の2営業日前までの訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をTarget 保振サイトにより通知した日以降に、当該内容の訂正を行おうとするときは、変更日の2営業日前までの日に、機構に対し、その旨を連絡し、機構の指示にしたがって、訂正後の「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をTarget 保振サイトにより、訂正後の「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を再通知しなければならない。また、取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。</p> <p>③ 変更日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、変更日以降においては、変更前の加入者口座コードに戻すことを内容とする訂正又は取消しを行うことができない。</p> <p>(b) 機構における処理 ア 「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」に基づく登録 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」の通知を受領したときは、変更日の前営業日の夜間バッチ処理において、加入者情報登録簿に登録している対象となる加入者口座情報等及び共通番号情報登録簿に登録している対象となる共通番号情報に係る加入者口座コードの変更を行う。 あわせて、変更日の夜間バッチ処理において、機構が管理する次に掲げる帳簿に、変更前の加入者口座コードが担保株式の株主又は反対株主を特定する情報として記録されているときは、その内容を変更後の加入者口座コードに更新する。</p> <p>① 振替口座簿 ② 特別株主管理簿</p>	<p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報Web端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。</p> <p>※ この場合において、口座管理機関は、機構における処理結果に基づき所要の対応を行う。</p> <p>(施 27 条第 5 項) ※ 担保株式の届出及び反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出については、次章第 3 節「振替手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>③ 信託財産名義管理簿 ④ 担保株式届出記録簿（担保新株予約権付社債届出記録簿を含む。） ⑤ 反対株主管理簿</p> <p>イ 口座管理機関に対する通知 (ア)「加入者口座コード変更済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」に基づき、加入者口座コードの変更に係る処理を行うときは、変更後の加入者口座コードに係る口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、その旨を「加入者口座コード変更済通知データ」により通知する。 機構から「加入者口座コード変更済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者口座コード変更済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(イ)「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」が正常でないデータで、加入者口座コードの変更を行わなかったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p>	<p>※ 口座管理機関が「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を加入者情報Web端末のCSVファイルのアップロードにより通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者口座コード変更済通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Web端末のCSVファイルによっても通知する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をTarget 保振サイトによる通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対し、左記の通知を行わない。</p> <p>※ 口座管理機関が「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を加入者情報Web端末からのCSVファイルのアップロードにより通知したときは、機構は当該口座管理機関に対する「加入者情報エラー通知データ」を、ファイル伝送による通知に加えて、加入者情報Web端末のCSVファイルによっても通知する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」をTarget 保振サイトによる通知にて受領したときは、当該口座管理機関に対</p>

内 容	備 考
<p>ウ 他の口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」によって、アに掲げる機構が管理する帳簿に記録されている変更前の加入者口座コードを変更後のものに更新したときは、当該データを受領した日の翌営業日から起算して2営業日目の日（変更日の翌営業日）に、質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者である機構加入者又は質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者の直近上位機関である口座管理機関（当該口座管理機関が、間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送で、変更後の加入者口座コードを含む「帳表ファイル（「機構加入者別口座残高表」、「機構加入者別質権処理明細表（質権残高、質権処理明細）」、「機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保残高、譲渡担保処理明細）」及び「機構加入者別担保関係処理明細表）」を通知する。</p> <p>機構から当該通知を受けた口座管理機関が、質権者、譲渡担保権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者の直近上位機関である者又は質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者の上位機関である者に対して、当該通知によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p>	<p>し、左記のエラー結果を電話連絡等により通知する。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードの変更日の翌営業日に、機構に対して「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した口座管理機関に対して、ファイル伝送により、変更後の加入者口座コードを含む「機構加入者別担保関係処理明細表」を通知する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を Target 保振サイトによる通知にて受領したときも、変更処理を行った日（変更日の前営業日）の翌営業日から起算して2営業日目の日（変更日の翌営業日）に、質権者、譲渡担保権者若しくは買取口座の開設の申出をした発行者である機構加入者又は質権者、譲渡担保権者の口座若しくは買取口座を開設する口座管理機関及び「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」を通知した口座管理機関に対し、当該通知を通知する。</p>

内 容			備 考	
(3) 加入者情報等又は共通番号情報の訂正 【イメージ図】			<p>※ 機構に対して通知した「加入者情報データ」の内容に瑕疵があった場合は、誤った名寄せが行われ、複数の株主に多大な悪影響を及ぼすおそれがある。誤った名寄せが行われていた場合、「加入者情報データ(変更)」を通知する方法では、誤名寄せ前の名寄せ状況への復元を行うことはできないため、「加入者情報データ」の訂正は、名寄せ状況の復元の要否を機構が確認したうえで行う必要がある。したがって、「加入者情報データ」の訂正は、「加入者情報データ(変更)」を通知する方法ではなく、「加入者情報訂正申告データ」を通知する方法によることとしている。</p> <p>※ 機構が訂正を承認又は不承認とした旨は、承認又は不承認とした当日に加入者情報Web端末の「加入者情報の訂正申告入力内容一覧」画面に「機構承認済」又は「機構不承認」と表示される。</p> <p>※ 訂正の内容及び機構業務の状況により、機構における承認又は不承認が、口座管理機関が機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を通知した日の翌営業日以降となる場合がある。</p>	
通知日	口座管理機関 加入者情報訂正申告データ	機構 加入者情報訂正申告データ 受付・確認 ↓ (承認する場合) 名寄せ状況の確認 ↓ 名寄せ状況の復元が必要な場合 名寄せ状況の復元		
機構承認日 夜間 バッチ	エラーの場合 加入者情報訂正申告データ	加入者口座情報等の変更等 ↓ 所定の項目の訂正の場合 名寄せ解除 ↓ 名寄せ ↓ 株主等通知用データの変更 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ		
機構承認日 翌 営業日	加入者情報エラー通知データ 加入者情報変更済通知データ 加入者情報削除登録済通知データ	株主等通知用データが変更された場合 ↓ 類似データの場合 目視名寄せ		・他の口座管理機関 (当該加入者のための口座を開設している他の口座管理機関がある場合) 加入者情報更新済通知データ ・発行者(株主名簿管理人) 株主情報変更通知データ 株主等照会コード変更通知データ
a 口座管理機関による「加入者情報訂正申告データ」の通知				

内 容	備 考
<p>口座管理機関は、当該口座管理機関の入力ミス等により、機構に対して通知した「加入者情報データ」の内容に瑕疵があり、当該内容を機構に通知した日の翌営業日以降にその内容の訂正を行おうとするときは、速やかに、機構に対し、次の（a）から（d）までに掲げるところにより「加入者情報訂正申告データ」を通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報訂正申告データ」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>（a）通知方法 加入者情報Web端末の「加入者情報の訂正申告」画面入力</p>	<p>※ 「加入者情報データ」を機構に対して通知した日の当日中の訂正の手続きについては、前（1）、（2）及び後記（4）における「加入者情報データ」の通知の取扱いを参照。</p> <p>※ 口座管理機関は、左記の場合における「加入者情報データ」の訂正を「加入者情報データ（変更）」又は「加入者情報データ（削除）」を通知する方法で行ってはならない。（3）イメージ図の備考参照。</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」の通知対象加入者と同一の加入者について、口座管理機関が、「加入者情報データ（変更）」又は「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知する必要がある場合は、「加入者情報データ（変更）」又は「加入者情報データ（削除）」の通知は、訂正処理完了後としなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、既に削除の旨の登録がされた加入者口座情報等又は共通番号情報を訂正する必要がある場合は、当該加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知した日の翌営業日に、「加入者情報訂正申告データ」を通知しなければならない。</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」による通知とする。ただし、訂正を行おうとする「加入者情報データ」の内容が共通番号のみの場合であって、「加入者情報訂正申告データ」の通知が行えない場合に</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 訂正の理由等</p> <p>⑥ 訂正後の加入者情報等又は共通番号情報の内容（訂正の必要がある項目）</p>	<p>※ 「加入者情報訂正申告データ」により加入者口座情報等又は共通番号情報を訂正した後に、当該訂正対象の加入者口座情報等若しくは共通番号情報を変更又は削除する予定がある場合は、その旨を訂正理由と併せて通知する。</p> <p>※ 「加入者の氏名又は名称」、「加入者のカナ氏名又はカナ名称」若しくは「加入者の住所」を訂正する必要があり、当該事項が機構の定めた文字数を超えたとき又は既に機構に「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）（ST90-02）」（書式は機構ホームページに掲載）等を届け出ている加入者について、加入者の氏名又は名称等を訂正する必要があったときは、口座管理機関は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報通知書（氏名・名称・住所）」を機構に対して通知する（訂正に伴い桁あふれが解消する場合又は別に「加入者情報通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。また、「加入者の住所」を訂正する必要があった場合は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。</p> <p>※ 登録済加入者の口座が複数の者の共有に属するようになる訂正をする必要があった場合又は既に機構に「加入者情報通知書（共有者情報）（ST90-04）」（書式は機構ホームページに掲載）を届け出ている加入者について、共有者の情報を</p>

内 容	備 考
<p>(d) 通知の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して通知した「加入者情報訂正申告データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、当該内容の訂正又は取消しを行うことはできない。この場合、口座管理機関は、直ちに、その旨を機構に連絡しなければならない。</p> <p>b 機構における処理</p> <p>(a) 口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」の承認又は不承認</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」による訂正申告の内容に、「加入者情報標準化要領」に基づいていない等の不備がないことを確認した場合は、当該「加入者情報訂正申告データ」による訂正を承認する。</p> <p>一方、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」による訂正申告の内容に不備があると判断した場合は、当該「加入者情報訂正申告データ」による訂正を承認しない。</p> <p>機構における承認又は不承認は、原則として、口座管理機関が機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を通知した日の当日に行う。</p>	<p>訂正する必要があったときは、口座管理機関は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、共有者全員の氏名又は名称、住所及び共通番号を記載した「加入者情報通知書（共有者情報）」を機構に対して通知する。</p> <p>※ 左記の連絡は電話等により行う。</p> <p>※ 機構が訂正を承認又は不承認とした旨は、承認又は不承認とした当日に加入者情報Web端末の「加入者情報の訂正申告入力内容一覧」画面に「機構承認済」又は「機構不承認」と表示される。また、口座管理機関が、「共通番号情報訂正申告書（ST90-30）」を加入者情報Web端末から通知した場合には、機構は加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により承認又は不承認を通知する。口座管理機関は、機構による承認通知を受領後、加入者情報データ（変更）を通知する。</p> <p>※ 訂正の内容及び機構業務の状況により、機構における承認又は不承認が、口座管理機関が機構に対して「加入者情報訂正申告データ」又は「共通番号情報訂正申告書（ST90-30）」を通知した日の翌営業日以降となる場合がある。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 名寄せ状況の確認及び名寄せの状況の復元 機構は、前(a)で承認する「加入者情報訂正申告データ」に基づき名寄せ状況の確認を行った結果、瑕疵のある加入者情報等に基づき誤った名寄せが行われていると判断したときは、当該瑕疵のある加入者情報等による誤名寄せ前の名寄せ状況への復元を行う。</p> <p>(c) 加入者口座情報等又は共通番号情報の訂正 機構は、前(b)の名寄せ状況の確認及び名寄せ状況の復元の後、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」に基づき、当該データを機構が承認した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等の訂正を行うとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報の訂正を行う。</p> <p>(d) 口座管理機関に対する通知 ア 「加入者情報変更済通知データ」又は「加入者情報削除登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」に係る加入者口座情報等又は共通番号情報の訂正の処理が正常に行われたときは、「加入者情報訂正申告データ」を承認した日の翌営業日に、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報訂正申告データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送及び加入者情報Web端末により、当該訂正結果及び機構が訂正した旨が記録された入力部署の情報を含む「加入者情報変更済通知データ」又は「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。</p> <p>イ 「加入者情報エラー通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」に係る加入者口座情報等又は共通番号情報の訂正の処理が正常に行われなかったときは、「加入者情報訂正申告データ」を承認した日の翌営業日に、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報訂正申告データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送及び加入者情報Web端末により、エラー項目及びその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を通知する。</p> <p>(e) 他の口座管理機関に対する通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者情報訂正申告データ」により訂正した加入者口座情報等に基づき、登録済み株主等通知用データを更新したときは、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した他の口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p>	<p>※ 左記の訂正により加入者口座情報等又は共通番号情報を更新した場合については、前(2) bを参照。</p> <p>※ 機構による「加入者情報変更済通知データ」、「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知については、前(2) b (e)、後記(4) a (b) ウ又は(4) c (b) イを参照。</p> <p>※ 登録済み株主等通知用データの内容（株主等照会コードを除く。）を更新したときは、機構は、当該株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において通知株主等として通知した</p>

内 容	備 考
<p>機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>c 口座管理機関における後続処理</p> <p>(a) 「加入者情報訂正申告データ」が不承認とされた場合 口座管理機関は、機構に対して通知した「加入者情報訂正申告データ」が不承認とされたときは、加入者情報Web端末により、不備の理由等の内容の確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を再通知しなければならない。</p> <p>(b) 「加入者情報変更済通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、配当金振込指定を株式数比例配分方式とする旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を機構に対して通知したにもかかわらず、機構から当該登録済加入者が、株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者である旨を含む「加入者情報変更済通知データ」を受領したときは、当該登録済加入者にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(c) 「加入者情報エラー通知データ」が通知された場合 口座管理機関は、「加入者情報エラー通知データ」を受領したときは、エラーとなった原因を確認し、必要に応じて、機構に対して「加入者情報訂正申告データ」を再通知しなければならない。</p>	<p>発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。また、株主等照会コードに変更が生じたときは、機構は当該発行者に対して「株主等照会コード変更通知データ」を通知する。詳細は次章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p>

内 容			備 考												
(4) 加入者口座情報等及び共通番号情報の削除 【イメージ図】			※ 機構加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除については、後記4. を参照。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口座管理機関</th> <th>機構</th> <th>他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 通知日 加入者情報データ(削除) 加入者情報データ確認ファイル </td> <td> 加入者情報データ(削除)受付 エラーの場合 担保株式届出記録簿の確認 担保設定者 エラーの場合 加入者口座情報等の削除 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 通知翌 営業日 加入者情報エラー通知データ 加入者情報削除登録済 通知データ </td> <td></td> <td> ・他の口座管理機関 (担保株式等の振替先口座 を開設している他の口座管 理機関がある場合) 加入者情報エラー通知データ </td> </tr> <tr> <td> 担保設 定解除 日 の 翌々営 業日 </td> <td> 加入者口座情報 削除可能通知データ 担保設定等の解除・変更がさ れた場合 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	口座管理機関		機構	他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)	通知日 加入者情報データ(削除) 加入者情報データ確認ファイル	加入者情報データ(削除)受付 エラーの場合 担保株式届出記録簿の確認 担保設定者 エラーの場合 加入者口座情報等の削除		通知翌 営業日 加入者情報エラー通知データ 加入者情報削除登録済 通知データ		・他の口座管理機関 (担保株式等の振替先口座 を開設している他の口座管 理機関がある場合) 加入者情報エラー通知データ	担保設 定解除 日 の 翌々営 業日	加入者口座情報 削除可能通知データ 担保設定等の解除・変更がさ れた場合		
口座管理機関	機構	他の口座管理機関 発行者(株主名簿管理人)													
通知日 加入者情報データ(削除) 加入者情報データ確認ファイル	加入者情報データ(削除)受付 エラーの場合 担保株式届出記録簿の確認 担保設定者 エラーの場合 加入者口座情報等の削除														
通知翌 営業日 加入者情報エラー通知データ 加入者情報削除登録済 通知データ		・他の口座管理機関 (担保株式等の振替先口座 を開設している他の口座管 理機関がある場合) 加入者情報エラー通知データ													
担保設 定解除 日 の 翌々営 業日	加入者口座情報 削除可能通知データ 担保設定等の解除・変更がさ れた場合														

内 容	備 考
<p>a 加入者口座情報等及び共通番号情報の削除</p> <p>(a) 口座管理機関による「加入者情報データ (削除)」の通知</p> <p>口座管理機関は、登録済加入者からの口座解約に係る届出又は口座管理機関の約款の定め等に基づき、登録済加入者の口座の解約を行おうとするときは、あらかじめ、機構に対し、次のアからエまでに掲げるところにより、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ (削除)」を通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ (削除)」等の通知をその直近上位機関に委託する (当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。)</p>	<p>(業 32 条の 2、32 条の 5、施 28 条第 1 項及び第 2 項、28 条の 4)</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ (削除)」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ (削除)」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、機構に対し、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ (削除)」を通知するときは、あらかじめ、削除の対象となる登録済加入者の口座に係る加入者口座コードが、他の加入者の口座において、質権株式に係る株主、特別株主又は反対株主を示す情報として、使用されていないことを確認しなければならない (次の (b) アを参照。)</p> <p>※ 口座管理機関は、口座移管を伴う口座解約に係る届出を受けた場合であって、加入者の継続保有期間の中断を防止する必要があるときは、機構に対し、当該登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ (削除)」を通知する前に、移管先の口座に係る加入者口座</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはC S Vファイルのアップロード</p> <p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p> <p>(イ) 加入者情報W e b 端末の画面入力及びC S Vファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>ウ 通知内容 加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求対象となる登録済加入者の口座の加入者口座コード</p> <p>エ 訂正又は取消し方法 (ア) 通知日当日の訂正又は取消し i 既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ (削除)」を通知した日の当日中に、当該</p>	<p>情報等が機構に登録されていることを確認しなければならない(口座管理機関は、加入者情報W e b 端末の振替先口座照会機能を利用して、移管先の口座に係る加入者口座情報等が登録されているか否かを確認することができる。)</p> <p>※ 口座管理機関の合併、事業譲渡、店舗の統廃合、区分口座の新設又は店舗間の顧客移管等に伴う口座移管については、加入者口座コード変更により対応することができる。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報W e b 端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、(1) a (b) 及び(c) と同一。</p>

内 容	備 考
<p>内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p> <p>ii 既に加入者情報Web端末の画面入力又はCSVファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Web端末の画面入力又はCSVファイルのアップロードにより、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報Web端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、CSVファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をCSVファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p> <p>(イ) 通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報Web端末の画面入力により通知しなければならない。</p> <p>(b) 機構における処理</p> <p>ア 担保株式の届出等の確認</p> <p>機構は、口座管理機関から加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、削除対象となる登録済加入者の口座に係る加入者口座コードが、他の登録済加入者の口座等において質権株式に係る株主、特別株主又は反対株主を示す情報として利用されているか否かを、担保株式届出記録簿の記録に基づき確認する。</p>	<p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報Web端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」の通知については前(3)を参照。</p> <p>(施 28 条第 3 項)</p> <p>※ 担保株式届出記録簿に、削除対象の登録済加入者の口座に係る加入者口座コードが記録されているときは、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録を不可(以下「担保設定者エラー」という。)とし、口座管理機関に対し、その旨を「加入者情報エラー通知データ」により通知する。担保株式の届出及び反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の詳細については、次章第3節「振替手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>イ 加入者口座情報等及び共通番号への削除の旨の登録</p> <p>機構は、担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーが生じなかったときは、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等に削除の旨の登録を行うとともに、共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報に削除の旨の登録を行う。</p> <p>また、機構は、削除の旨の登録をした日から1年6か月経過した後に、加入者情報登録簿から加入者口座情報等を削除する。ただし、共通番号情報については、削除の旨の登録をした日から4か月経過した後に、共通番号情報登録簿から削除する。</p> <p>ウ 口座管理機関に対する通知</p> <p>(ア)「加入者情報削除登録済通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」に基づき、加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行ったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」の内容及び入力部署を含む「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者情報削除登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報削除登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(イ)「加入者情報エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」が正常でないデータであったとき又は担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーとなったときには、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報削除登録済通知データ」に代えて通知する。</p>	<p>(業 32 条の 2、32 条の 5)</p> <p>※ 口座管理機関は、削除の旨の登録がされた加入者口座情報等について、削除の旨の登録をした日から1年6か月の間において、加入者情報W e b 端末の加入者情報照会機能を利用して確認することができる。ただし、共通番号については、削除の旨の登録をした日から4か月の間において、C S Vファイルダウンロードによる照会の場合に限り、確認することができる。</p> <p>※ 口座管理機関が、加入者情報W e b 端末により加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨を含む「加入者情報データ（削除）」を通知したときの「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、(1) b (d)「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。</p> <p>(施 28 条第 4 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」を受領した場合で、登録済加入者が他の口座管理機関から口座の開設を受けていない等により、担保株式の株主又は反対株主である加入者の口座を変更することができないときは、当該加入者</p>

内 容	備 考
<p>機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>なお、担保設定者エラーの場合に、機構が口座管理機関（担保権者の口座又は買取口座を開設する口座管理機関を含む。）に対して通知する「加入者情報エラー通知データ」には、次の事項を付記する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 担保株式又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に係る振替元の口座を開設する口座管理機関の口座管理機関コード ② 担保株式又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に係る振替先の口座を開設する口座管理機関の口座管理機関コード ③ 加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録を不可とした日 <p>エ 他の口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、口座管理機関から、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領し、担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーとなったときは、担保権者の口座又は買取口座を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときには、その上位機関である直接口座管理機関）に対しても、ファイル伝送により、その旨を含む「加入者情報エラー通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(c) 「加入者情報エラー通知データ」の通知後の機構における処理</p> <p>機構は、口座管理機関から、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を受領し、担保株式届出記録簿の確認を行った結果、担保設定者エラーとなり、その後の担保株式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請</p>	<p>から口座解約の届出を受けた場合や約款上の口座解約事由に該当した場合でも、原則として、当該加入者の口座を解約することができない。</p> <p>※ 機構は、担保設定者エラーにより、加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録を不可としたときは、「加入者情報データ（削除）」の対象となった加入者口座情報等及び共通番号情報の削除登録が可能となったときに、その旨を口座管理機関に通知するための必要な措置を行う。</p> <p>※ 機構が、機構加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除を行う際、担保設定者エラーとなったときには、当該機構加入者に対して、担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」を通知する。</p> <p>※ 機構が、機構加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除を行う際、担保設定者エラーとなり、その後の担保株</p>

内 容	備 考
<p>求に係る振替株式に関する届出の解除等により、加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行うことが可能となったとき（担保株式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除等が行われた日の翌営業日）は、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者情報データ（削除）」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、その翌営業日（担保株式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除等が行われた日の翌営業日から起算して2営業日目の日）に、次に掲げる内容の「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者口座情報削除可能通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者口座情報削除可能通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>① 登録済加入者の加入者口座コード</p> <p>② 口座管理機関から受領した加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」が担保設定者エラーとなった日（廃止不可処理日）</p> <p>③ 担保株式の届出内容の変更等により登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行うことが可能となった日（廃止可能日）</p> <p>b 「加入者口座情報削除可能通知データ」の配信不要の申出</p> <p>(a) 口座管理機関による「加入者情報データ（削除）」の通知</p> <p>口座管理機関は、担保設定者エラーにより、機構から「加入者情報エラー通知データ」を受領し、登録済加入者の口座の解約を取りやめたときは、速やかに、機構に対し、次のアからエまでに掲げるところにより、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（削除）」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p>	<p>式の届出の解除若しくは担保株式の届出内容の変更又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の解除等により、加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録を行うことが可能となったときは、当該機構加入者に対して、「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者口座情報削除可能通知</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Web端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはCSVファイルのアップロード</p> <p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p> <p>(イ) 加入者情報Web端末の画面入力及びCSVファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>ウ 通知内容 ① 登録済加入者の加入者口座コード ② 「加入者口座情報削除可能通知データ」を機構から受領する必要がなくなった旨（削除可能通知配信不要区分）</p> <p>エ 訂正又は取消し方法 (ア) 通知日当日の訂正又は取消し i 既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p> <p>ii 既に加入者情報Web端末の画面入力又はCSVファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Web端末の画面入力又はCSVファイルのアップロードにより、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨</p>	<p>データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を再通知しなければならない。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報Web端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、(1) a (b) 及び (c) と同一。</p> <p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報Web端末操作マニュアル(機構</p>

内 容	備 考
<p>の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報W e b 端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、C S Vファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をC S Vファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p> <p>(イ) 通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、再度、機構に対し、当該登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。</p> <p>(b) 機構における処理 ア 「加入者口座情報削除可能通知データ」の配信不要の取扱い 機構は、口座管理機関から「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、当該口座管理機関に対する「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知しないための必要な措置を行う。</p> <p>イ 口座管理機関に対する通知 (ア) 「加入者情報削除登録済通知データ」の通知 機構は、口座管理機関から受領した「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」が正常なデータであり、「加入者口座情報削除可能通知データ」を通知しないための必要な措置を行ったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者口座情報削除可能通知データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」の内容及び入力部署を含む「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。 機構から「加入者情報削除登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報削除登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(イ) 「加入者情報エラー通知データ」の通知</p>	<p>加入者編)」を参照。</p> <p>※ 口座管理機関が、加入者情報W e b 端末にて「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」を通知したときの「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、(1) b (d) 「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、口座管理機関から受領した「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がない旨の「加入者情報データ（削除）」が正常でないデータであったときは、当該口座管理機関（間接口座管理機関が「加入者口座情報削除可能通知データ」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ（削除）」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報削除登録済通知データ」に代えて通知する。</p> <p>機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>c 口座の再開</p> <p>(a) 口座管理機関による「加入者情報データ（削除）」の通知</p> <p>口座管理機関は、いったん登録済加入者の口座を廃止した後に、同一の者に対して、同一の加入者口座コードを使用して口座の開設を行う場合（以下「口座の再開」という。）で、当該口座の開設日が、機構に対して当該加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日から1年6か月以内であるときは、速やかに、機構に対し、次のアからエまでに掲げるところにより、当該加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報データ（削除）」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p>	<p>※ 機構は、口座管理機関からファイル伝送によって口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「加入者情報データ（削除）」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、口座の再開の対象である加入者の加入者口座情報等又は共通番号情報の内容に変更が生じている場合は、「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知した日の翌営業日に、当該変更事項に係る「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Web端末の「加入者情報の新規登録・変更・削除」画面入力若しくはCSVファイルのアップロード</p> <p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p> <p>(イ) 加入者情報Web端末の画面入力及びCSVファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>ウ 通知内容 ① 加入者の口座の加入者口座コード</p>	<p>※ 口座管理機関は、登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ(削除)」の通知の日から4か月を超えて当該加入者の口座の再開を行ったときは、口座を再開した旨の「加入者情報データ(削除)」を機構に通知した翌営業日に、機構に対し、「加入者情報データ(変更)」により、再度、共通番号を通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、登録済加入者の加入者口座情報等及び共通番号情報の削除の請求をする旨の「加入者情報データ(削除)」の通知の日から1年6か月を超えて、当該加入者の口座の再開を行ったときは、機構に対し、同一の加入者口座コードを指定した「加入者情報データ(新規登録)」を通知する。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報Web端末による通知方法及び取扱時間の詳細については、(1) a (b) 及び(c) と同一。</p>

内 容	備 考
<p>② 加入者の口座を再開した旨（加入者情報再開区分）</p> <p>エ 訂正又は取消し方法</p> <p>(ア) 通知日当日の訂正又は取消し</p> <p>i 既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により、加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p> <p>ii 既に加入者情報W e b 端末の画面入力又はC S Vファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報W e b 端末の画面入力又はC S Vファイルのアップロードにより、加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、画面入力により通知した場合は加入者情報W e b 端末の「加入者情報入力内容一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の訂正又は取消しを行い、C S Vファイルのアップロードにより通知した場合は訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報データ（削除）」をC S Vファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p> <p>(イ) 通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報W e b 端末の画面入力により通知しなければならない。</p> <p>(b) 機構における処理</p> <p>ア 加入者口座情報等及び共通番号情報に登録した削除の旨の解除 機構は、口座管理機関から加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、口座管理機関が機構に対して「加入者情報データ（削除）」を通知した日の当日付で、加入者情報登録簿に登録した当該加入者口座情報等に削除の旨の解除を行うとともに、共通番号情報登録簿に登録した共通番号情報に削除の旨の解除を行う。</p> <p>イ 口座管理機関に対する通知</p>	<p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報W e b 端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」の通知については前（3）を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(ア)「加入者情報削除登録済通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ(削除)」に基づき、加入者口座情報等及び共通番号情報に登録した削除の旨の解除を行ったときは、当該口座管理機関(間接口座管理機関が「加入者情報データ(削除)」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ(削除)」の内容及び入力部署を含む「加入者情報削除登録済通知データ」を通知する。</p> <p>機構から「加入者情報削除登録済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報削除登録済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。)</p> <p>(イ)「加入者情報エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ(削除)」が正常でないデータ(加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨が登録されていない場合を含む。)であったときは、当該口座管理機関(間接口座管理機関が「加入者情報データ(削除)」をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関)に対し、ファイル伝送により、当該「加入者情報データ(削除)」中のエラー項目とその内容を含む「加入者情報エラー通知データ」を「加入者情報削除登録済通知データ」に代えて通知する。</p> <p>機構から「加入者情報エラー通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報エラー通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。)</p> <p>(5) 機構からの通知に基づく振替口座簿記録事項の更新</p> <p>a 機構からの株主等通知用データの更新に係る通知</p> <p>(a)「加入者情報更新済通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した加入者情報等による加入者口座情報等の登録若しくは更新、</p>	<p>※ 口座管理機関が、加入者情報Web端末にて加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ(削除)」を通知したときの「加入者情報削除登録済通知データ」及び「加入者情報エラー通知データ」の通知の取扱いは、(1) b(d)「加入者情報登録済通知データ」等の通知の取扱いと同一。</p> <p>(業 32 条第 4 項、32 条の 6 第 2 項及び第 3 項)</p> <p>※ 発行者による「外国人等更新依頼デー</p>

内 容	備 考
<p>機構における市町村合併等による住所変更又は発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」に係る処理によって、株主等通知用データ中の次の②から⑩までに掲げる項目のいずれかを更新したときは、速やかに、当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報に係る加入者情報等（株主等通知用データの更新が、加入者口座情報等の登録又は更新に起因する場合における口座管理機関から受領した加入者情報等を除く。）を機構に対して通知した口座管理機関（間接口座管理機関が加入者情報等をその上位機関を通じて機構に通知したときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、「加入者情報更新済通知データ」を通知する（次の②から⑩までに掲げる項目については、更新の対象となった項目のみ通知する。）。</p> <p>機構から「加入者情報更新済通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>① 登録済加入者の加入者口座コード ② 外国人区分 ③ 登録済加入者の氏名又は名称 ④ 登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ⑤ 登録済加入者の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ⑥ 登録済加入者の住所</p>	<p>タ（直接外国人）」の通知に係る取扱いについては、後記5（1）参照。</p> <p>※ 加入者口座情報等が登録済み株主等通知用データと名寄せされると、当該登録済み株主等通知用データは、加入者口座情報等の内容によって更新される。ただし、外国人区分、配当金振込指定方式に相違がある場合は、登録済み株主等通知用データの更新を行わない場合もある（（1）b（c）及び（2）b（d）を参照。）。</p> <p>※ 機構は、前（4）cにより、口座管理機関から加入者の口座を再開した旨の「加入者情報データ（削除）」の通知を受けた場合であって、削除の旨の解除を行った加入者口座情報等と当該加入者口座情報等に係る登録済み株主等通知用データとの間に差異があるときは、当該口座管理機関に対して、当該差異に係る「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>※ 「加入者の氏名又は名称」若しくは「加入者のカナ氏名又はカナ名称」又は「加入者の住所」の項目が更新された場合であって、当該更新事項が機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、更新後の加入者の氏名又は名称等のうち、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した「加入者情報更新済通知書（氏名・名称・住</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の役職名</p> <p>⑧ 登録済加入者が法人であるときは、その代表者の氏名</p> <p>⑨ 登録済加入者が法人であるときは、その代表者のカナ氏名</p> <p>⑩ 配当金振込指定方式</p> <p>⑪ 住所変更が市町村合併等に伴うものであって、機構が変更を実施したものであるときは、その旨（住所更新区分）</p> <p>(b) 「間接外国人区分更新済データ」の通知</p> <p>機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」に係る処理によって、株主等通知用データ中の間接外国人に係る項目を更新したときは、速やかに、当該「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の対象となった加入者の口座（当該発行者の振替株式等を直近の総株主通知又は個別株主通知のときにおいて記載又は記録していたものに限る。）を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関）に対し、次の①から③までに掲げる内容を含む「間接外国人区分更新済データ」を通知する。</p> <p>機構から「間接外国人区分更新済データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機</p>	<p>所)」を「加入者情報更新済通知データ」の通知先の口座管理機関に対して通知する（別に「加入者情報更新済通知書（共有者情報）」を通知した場合を除く。）。</p> <p>※ 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合であって、共有者の情報が更新されたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、更新後の共有者全員の氏名又は名称及び住所のすべてを記載した「加入者情報更新済通知書（共有者情報）」を「加入者情報更新済通知データ」の通知先の口座管理機関に対して通知する。</p> <p>※ 配当金振込指定方式に係る事項の更新については、次章第14節「配当金に関する取扱い」を参照。</p> <p>※ 発行者による「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知に係る取扱いについては、後記5（2）を参照。</p>

内 容	備 考
<p>関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「間接外国人区分更新済データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>① 登録済加入者の加入者口座コード ② 銘柄コード ③ 間接外国人である旨又は間接外国人でなくなった旨（設定／解除区分）</p> <p>b 口座管理機関における振替口座簿記録事項の更新 口座管理機関は、機構から「加入者情報更新済通知データ」又は「間接外国人区分更新済データ」を受領した場合であって、その内容が振替口座簿記録事項の変更に係るものであるときは、法第 139 条の規定に基づき、直ちに、その備える振替口座簿について、登録済加入者に係る情報の更新を行わなければならない。</p>	<p>(業 32 条の 6 第 4 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、振替口座簿の更新後、必要に応じて、機構から受領した「加入者情報更新済通知データ」及び「間接外国人更新済データ」の内容について、当該加入者に確認等を行う。</p> <p>なお、当該加入者への確認等を行った結果、「加入者情報更新済通知データ」又は「間接外国人更新済データ」の内容に瑕疵があることが判明したときは、機構に対し、その旨を連絡しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、振替口座簿の更新後に当該加入者から、氏名若しくは名称又は住所等の変更届を受領したときは、それが機構からの「加入者情報更新済通知データ」による通知内容と同一のものであっても、機構に対し、その変更届の内容に基づき「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、機構から「加入者情報更新済通知書」を受領したときも、その内容が振替口座簿記録事項の変更に係るものであるときは、同様に、その備える振替口座簿について、登録済加入者に係る情報の更新を行わなければならない。</p>

内 容			備 考																								
<p>(6) 機構による名寄せキー項目の確認依頼</p> <p>【イメージ図】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>口座管理機関</th> <th>機構</th> <th>他の口座管理機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知日</td> <td>加入者情報の新規登録・変更の処理</td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">名寄せ</div> ↓ 類似データの場合 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知翌営業日</td> <td></td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">目視名寄せ</div> ↓ 確認の必要を認めた場合 </td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知日+2営業日</td> <td> 加入者情報確認依頼通知データ ↓ 加入者からの届出内容を確認 </td> <td></td> <td> 加入者情報確認依頼通知データ ↓ 加入者からの届出内容を確認 </td> </tr> <tr> <td>通知日+3営業日</td> <td>加入者情報確認結果報告データ</td> <td></td> <td>加入者情報確認結果報告データ</td> </tr> <tr> <td>通知日+4営業日</td> <td></td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">結果報告確認</div> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				口座管理機関	機構	他の口座管理機関	通知日	加入者情報の新規登録・変更の処理	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">名寄せ</div> ↓ 類似データの場合		通知翌営業日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">目視名寄せ</div> ↓ 確認の必要を認めた場合		通知日+2営業日	加入者情報確認依頼通知データ ↓ 加入者からの届出内容を確認		加入者情報確認依頼通知データ ↓ 加入者からの届出内容を確認	通知日+3営業日	加入者情報確認結果報告データ		加入者情報確認結果報告データ	通知日+4営業日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">結果報告確認</div>		<p>ない。</p> <p>※ 名寄せキー項目のうち、共通番号に関する確認依頼及び確認依頼結果報告は電話により行う。</p> <p>※ 加入者口座情報等の訂正を要する旨を含む「加入者情報確認結果報告データ」を通知するときは、機構に対して、確認依頼の対象となった項目の訂正内容を「加入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。</p> <p>(施 28 条の 5 第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 機構は、類似データとして抽出された登録済み株主等通知用データについて確認を依頼する場合で、当該登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情</p>
	口座管理機関	機構	他の口座管理機関																								
通知日	加入者情報の新規登録・変更の処理	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">名寄せ</div> ↓ 類似データの場合																									
通知翌営業日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">目視名寄せ</div> ↓ 確認の必要を認めた場合																									
通知日+2営業日	加入者情報確認依頼通知データ ↓ 加入者からの届出内容を確認		加入者情報確認依頼通知データ ↓ 加入者からの届出内容を確認																								
通知日+3営業日	加入者情報確認結果報告データ		加入者情報確認結果報告データ																								
通知日+4営業日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">結果報告確認</div>																									
<p>a 機構による「加入者情報確認依頼通知データ」の通知</p> <p>機構は、(1) b (b) ウで抽出された類似データについて、口座管理機関にその内容の確認を求めると判断したときは、「加入者情報データ」を通知した口座管理機関及び類似データとして抽出された登録済み株主等通知データに紐づく加入者口座情報等に係る加入者情報等を機構に通知した口座管理機関に対し、加入者からの届出内容の確認を依頼することができる。この場合において、機構</p>																											

内 容	備 考
<p>は、口座管理機関に加入者からの届出内容の確認を依頼することとしたときは、当該口座管理機関（当該口座管理機関が、間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、ファイル伝送及び加入者情報Web端末の「加入者情報確認依頼通知一覧」画面により、次の①から⑬までに掲げる事項（③から⑬までに掲げる事項については、確認依頼の対象であるものに限る。）を「加入者情報確認依頼通知データ」として通知する。</p> <p>機構から「加入者情報確認依頼通知データ」の通知を受けた口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 登録済加入者の加入者口座コード ② 名寄せ確認番号 ③ 登録済加入者の氏名又は名称 ④ 登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ⑤ 登録済加入者の住所 ⑥ 登録済加入者が自然人であるときは、生年月日 ⑦ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名 ⑧ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名 ⑨ 登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の氏名又は名称 ⑩ 登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人又は国内連絡先の住所 ⑪ 登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の氏名又は名称 ⑫ 登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の住所 ⑬ 登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の代理権の制限に係る事項 <p>b 口座管理機関における処理</p> <p>(a) 口座管理機関による加入者情報等の確認 口座管理機関は、機構から「加入者情報確認依頼通知データ」を受領したときは、登録済加入者からの届出内容を参照するなどして、加入者情報等が適正に機構に対して通知されているか否かの確認を行う。</p> <p>(b) 口座管理機関による「加入者情報確認結果報告データ」の通知 前(a)の確認後、口座管理機関は、機構に対し、次のアからオまでに掲げるところにより、加</p>	<p>報等に係る加入者情報等を機構に対して通知した口座管理機関が複数あるときは、確認の対象となる項目の情報を含む加入者情報等を直近に通知した口座管理機関に対し、確認の依頼を行う。</p> <p>※ 加入者情報Web端末においては、左記③から⑬までに掲げる事項のうち、確認依頼の対象である項目名を通知する。</p> <p>(施 28 条の 5 第 4 項から第 7 項まで)</p> <p>※ 「加入者情報訂正申告データ」には、</p>

内 容	備 考
<p>入者口座情報等の訂正を要するか否かの別を「加入者情報確認結果報告データ」により通知する。</p> <p>また、口座管理機関は、加入者口座情報等の訂正（加入者口座情報等に欠落している項目を補完する場合を含む。）を要する旨を含む「加入者情報確認結果報告データ」を機構に対して通知したときは、直ちに、機構に対し、確認依頼の対象となった項目の訂正内容を「加入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。</p> <p>なお、口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「加入者情報確認結果報告データ」等の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>ア 通知期限 原則として、機構から「加入者情報確認依頼通知データ」を受領した日の翌営業日まで</p> <p>イ 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末の「加入者情報確認結果報告データ報告入力」画面入力 若しくはC S Vファイルのアップロード</p>	<p>「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知された「名寄せ確認番号」を設定する。</p> <p>※ 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、左記の期限に、その上位機関（機構を除く。）の数に応じて2営業日を加算した日とする。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から「加入者情報確認結果報告データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、チェック結果を含む「加入者情報データ確認ファイル」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、機構に対し、必要に応じて、訂正内容を反映した「加入者情報確認結果報告データ」を再通知しなければならない。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報W e b 端末を利用して同日に同一の名寄せ確認番号に係る「加入者情報確認結果報告データ」を機構に通知したときは、加入者情報W e b 端末によって通知されたものが優先される。</p> <p>※ 加入者情報W e b 端末の画面入力及</p>

内 容	備 考
<p>ウ 取扱時間</p> <p>(ア) ファイル伝送による通知の場合 午前2時から午後5時まで</p> <p>(イ) 加入者情報Web端末の画面入力及びCSVファイルのアップロードによる通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>エ 通知内容</p> <p>① 登録済加入者の加入者口座コード</p> <p>② 「加入者情報確認依頼通知データ」によって通知された名寄せ確認番号</p> <p>③ 「加入者情報確認依頼通知データ」において指定された確認依頼の対象となった項目の全部又は一部について訂正が必要なときは、その旨（訂正有無区分）</p> <p>オ 「加入者情報確認結果報告データ」の訂正又は取消し</p> <p>(ア) 通知日当日の訂正又は取消し</p> <p>i 既にファイル伝送により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、ファイル伝送により「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報確認結果報告データ」をファイル伝送により再通知しなければならない。</p> <p>ii 既に加入者情報Web端末の画面入力により通知した内容の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して、加入者情報Web端末の画面入力により「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の当日中に、当該内容の取消しを行おうとするときは、加入者情報Web端末の「加入者情報確認依頼通知一覧」画面から、その内容の取消しを</p>	<p>びCSVファイルのアップロードの双方を利用して同日に同一の名寄せ確認番号に係る「加入者情報確認結果報告データ」を機構に通知することはできない。</p> <p>※ 口座管理機関による入力ミス等が判明したとき又は加入者口座情報等に欠落している項目を補完するときのいずれについても訂正を要する旨を通知する。</p> <p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報Web端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>行い、また、訂正を行おうとするときは、当該内容の取消しを行うとともに、改めて、正しい内容をファイル伝送又は加入者情報W e b 端末により再通知しなければならない。</p> <p>iii 既に加入者情報W e b 端末によるC S Vファイルのアップロードにより通知した内容の訂正又は取消し</p> <p>口座管理機関は、機構に対して、加入者情報W e b 端末によるC S Vファイルのアップロードにより「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、訂正又は取消しの内容を反映した「加入者情報確認結果報告データ」をC S Vファイルのアップロードにより再通知しなければならない。</p> <p>(イ) 通知日の翌営業日以降の訂正</p> <p>口座管理機関は、機構に対して「加入者情報確認結果報告データ」を通知した日の翌営業日以降に、当該内容の訂正を行おうとするときは、機構に対し、速やかにその旨を報告しなければならない。この場合において、当該口座管理機関は、機構の加入者情報登録簿に登録されている加入者口座情報等を訂正する必要がある場合には、機構に対して、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を加入者情報W e b 端末の画面入力により通知しなければならない。</p>	<p>※ 詳細は、「株式等振替システム 加入者情報W e b 端末操作マニュアル(機構加入者編)」を参照。</p>

内 容			備 考										
(7) 発行者による名寄せ状況の確認依頼 【イメージ図】			※ 機構は、原則として、発行者から名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領した日の翌営業日から起算して5営業日目の日までに、発行者に対して名寄せ状況の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口座管理機関</th> <th>機構</th> <th>発行者（株主名簿管理人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認 依頼データ受付 </div> </td> <td> <div style="text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認依 頼データ </div> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名寄せ状況の調査等 必要に応じて加 入者からの届出 内容の確認又は 加入者への連絡 を依頼 </div> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知日以降</td> <td> <div style="text-align: center;"> 加入者からの届出内容の 確認又は加入者への連絡 ↓ 確認内容の回答 </div> </td> <td> <div style="text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認依 頼結果データ </div> </td> </tr> </tbody> </table>	口座管理機関		機構	発行者（株主名簿管理人）		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認 依頼データ受付 </div>	<div style="text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認依 頼データ </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名寄せ状況の調査等 必要に応じて加 入者からの届出 内容の確認又は 加入者への連絡 を依頼 </div>		通知日以降	<div style="text-align: center;"> 加入者からの届出内容の 確認又は加入者への連絡 ↓ 確認内容の回答 </div>
口座管理機関	機構	発行者（株主名簿管理人）											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認 依頼データ受付 </div>	<div style="text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認依 頼データ </div>											
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 名寄せ状況の調査等 必要に応じて加 入者からの届出 内容の確認又は 加入者への連絡 を依頼 </div>												
通知日以降	<div style="text-align: center;"> 加入者からの届出内容の 確認又は加入者への連絡 ↓ 確認内容の回答 </div>	<div style="text-align: center;"> 不適切・名寄せ状況確認依 頼結果データ </div>											
<p>a 発行者による「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知</p> <p>発行者は、株主（登録株式質権者を含む。）から機構における名寄せ状況の確認に係る依頼を受けた場合等であって、必要があるときは、機構に対し、次の（a）から（d）までに掲げるところにより、名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を通知することができる。</p> <p>（a）通知方法 加入者情報Web端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面入力</p> <p>（b）取扱時間 午前8時30分から午後8時まで</p>													

内 容	備 考
<p>(c) 通知内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株主の株主等照会コード ② 株主の氏名又は名称 ③ 株主のカナ氏名又はカナ名称 ④ 株主の住所 <p>⑤ 発行者の名称</p> <p>⑥ 名寄せ状況の確認を行う理由</p> <p>(d) 訂正又は取消し方法</p> <p>発行者は、機構に対して通知した名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、訂正又は取消しを行うことはできない。この場合、発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を連絡するとともに、必要に応じて、訂正内容を反映した名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>b 機構における名寄せ状況の確認</p> <p>機構は、発行者から名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、当該データにおいて指定された株主の株主等照会コードに係る株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等を特定し、機構における名寄せ処理が適切に行われているか否かを確認する。この場合において、機構は、必要に応じて、当該加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関に対し、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡等を依頼することができる。</p>	<p>※ 発行者は、名寄せ状況の確認依頼の内容が、誤った名寄せが行われているかどうかを確認するためのものである場合には、当該株主に係る左記①から④までに掲げる事項を機構に対して通知し、名寄せされるべき株主が名寄せされていない原因を確認するためのものである場合には、それぞれの株主に係る左記①から④までに掲げる事項を機構に対して通知する。</p> <p>※ 発行者の名称は、名寄せ状況の確認を依頼する発行者の名称とする。</p> <p>※ 株主からの申出に基づく通知の場合はその旨を通知する。</p> <p>※ 左記の連絡は電話等により行う。</p> <p>※ 左記の依頼は電話等により行う。</p> <p>※ 左記の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに依頼内容の確認を行い、その確認結果を機構に対して報告しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡等により、加入者口座情報等の訂正が必要と判断したときは、機構に対して、その旨を「加</p>

内 容	備 考
<p>c 名寄せ状況の確認依頼に係る回答</p> <p>機構は、発行者から名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、原則として、名寄せ状況の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知を受けた日の翌営業日から起算して5営業日目の日までに、発行者に対し、次の（a）から（c）までに掲げるところにより、名寄せ状況の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。</p> <p>（a）通知方法 加入者情報Web端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面への表示又は加入者情報Web端末によるCSVファイルのダウンロード</p> <p>（b）取扱時間 午前8時30分から午後8時まで</p> <p>（c）通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株主の株主等照会コード ② 株主の氏名又は名称 ③ 株主のカナ氏名又はカナ名称 ④ 株主の住所 ⑤ 発行者の名称 ⑥ 名寄せ状況の確認を行う理由 ⑦ 名寄せ状況の確認結果（機構回答） <p>d 名寄せ状況の訂正</p> <p>機構は、名寄せ状況の確認の結果、登録済み株主等通知用データにおいて、名寄せ状況の訂正の必要を認めた場合には、当該登録済み株主等通知用データ及び当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等について、名寄せ状況の訂正を行う。</p>	<p>入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関における加入者情報等の確認に要する日数等により、機構から発行者に対する名寄せ状況の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」の通知が遅延する可能性がある。</p> <p>※ 機構は、左記①から⑥までに掲げる事項については、a（c）で発行者が通知した「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知内容を通知する。</p>

内 容			備 考
(8) 発行者による加入者情報の確認依頼 【イメージ図】			
	口座管理機関	機構	
通知日		不適切・名寄せ状況確認 依頼データ受付	不適切・名寄せ状況確認依 頼データ
通知日 以降	加入者からの届出内容の 確認又は加入者への連絡 ↓ 確認内容の回答	不適切な情報の調査等 必要に応じて加 入者からの届出 内容の確認又は 加入者への連絡 を依頼	不適切・名寄せ状況確認依 頼結果データ
<p>a 発行者による「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知</p> <p>発行者は、株主（登録株式質権者を含む。）からの申出等により、株主等通知用データに不適切な情報が登録されていることを確認した場合で、必要があるときは、機構に対し、次の（a）から（d）までに掲げるところにより、不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を通知することができる。</p> <p>（a）通知方法 加入者情報Web端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面入力</p> <p>（b）取扱時間 午前8時30分から午後8時まで</p>			

※ 機構は、原則として、発行者から不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領した日の翌営業日から起算して5営業日目の日までに、発行者に対して不適切な情報の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。

内 容	備 考
<p>(c) 通知内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株主の株主等照会コード ② 株主の氏名又は名称 ③ 株主のカナ氏名又はカナ名称 ④ 株主の住所 ⑤ 不適切な情報が登録されている項目名 ⑥ 不適切な情報の詳細 <p>⑦ 原因機関から株主への連絡希望の有無</p> <p>⑧ 株主の電話番号</p> <p>(d) 訂正又は取消し方法</p> <p>発行者は、機構に対して通知した不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、当該内容の訂正又は取消しを行うことはできない。この場合、発行者は、直ちに、機構に対し、その旨を連絡するとともに、必要に応じて、訂正内容を反映した不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>b 機構における不適切な情報の確認</p> <p>機構は、発行者から不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、当該データにおいて指定された株主の株主等照会コードに係る株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等を特定し、不適切な情報の内容を確認する。この場合において、機構は、必要に応じて、当該加入者口座情報等に係る加入者情報等を通知した口座管理機関に対し、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡を依頼することができる。</p>	<p>※ 株主からの申出に基づく通知の場合はその旨を通知する。</p> <p>※ 発行者は、株主が不適切な加入者情報等を通知した口座管理機関等からの連絡を希望する場合には、当該口座管理機関等から株主への連絡のために、左記⑧の事項を通知することができる。この場合には、発行者は、発行者、機構及び当該口座管理機関等との間で当該事項の情報の授受を行うことについて、あらかじめ株主の同意を得なければならない。なお、株主が法人である場合には、電話番号に加えて担当者名等を通知する。</p> <p>※ 左記の連絡は電話等により行う。</p> <p>※ 左記の依頼は電話等により行う。</p> <p>※ 左記の依頼を受けた口座管理機関は、速やかに依頼内容の確認を行い、その確認結果を機構に対して報告しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>c 不適切な情報の確認依頼に係る回答</p> <p>機構は、発行者から不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領したときは、原則として、不適切な情報の確認を依頼する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」を受領した日の翌営業日から起算して5営業日目の日までに、発行者に対し、次の（a）から（c）までに掲げるところにより、不適切な情報の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」を通知する。</p> <p>（a）通知方法 加入者情報Web端末の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼」画面への表示又は加入者情報Web端末によるCSVファイルのダウンロード</p> <p>（b）取扱時間 午前8時30分から午後8時まで</p> <p>（c）通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株主の株主等照会コード ② 株主の氏名又は名称 ③ 株主のカナ氏名又はカナ名称 ④ 株主の住所 ⑤ 不適切な情報が登録されている項目名 ⑥ 不適切な情報の詳細 ⑦ 原因機関から株主への連絡希望の有無 ⑧ 株主の電話番号 ⑨ 不適切な情報の確認結果（機構回答） 	<p>※ 口座管理機関は、加入者からの届出内容の確認又は加入者への連絡等により、加入者口座情報等の訂正が必要と判断したときは、機構に対して、その旨を「加入者情報訂正申告データ」により通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関における加入者情報等の確認に要する日数等により、機構から発行者に対する不適切な情報の確認結果を回答する旨の「不適切情報・名寄せ状況確認依頼結果データ」の通知が遅延する場合がある。</p> <p>※ 機構は、左記①から⑧までに掲げる事項については、a（c）で発行者が通知した「不適切情報・名寄せ状況確認依頼データ」の通知内容を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>d 名寄せ状況の訂正</p> <p>機構は、不適切な情報の内容の確認の結果、登録済み株主等通知用データにおいて、名寄せ状況の訂正の必要を認めた場合には、当該登録済み株主等通知用データ及び当該登録済み株主等通知用データに紐づく加入者口座情報等について、名寄せ状況の訂正を行う。</p>	

内 容	備 考
<p>4. 機構加入者に係る加入者情報等</p> <p>(1) 加入者情報等及び共通番号情報の新規登録</p> <p>機構は、機構加入者のために、機構加入者口座を開設するとき（機構加入者の申請により、複数の区分口座を設定したときを含む。）は、原則として、その口座開設日に、当該機構加入者からの届出内容（機構加入者は、届出内容を標準化しなければならない。）及び当該機構加入者から提示を受けた本人確認書類に基づき、加入者情報登録簿に加入者口座情報等の登録を行うとともに、共通番号情報登録簿に共通番号情報の登録を行い、当該機構加入者に対し「加入者情報登録済通知データ」を通知する。</p> <p>(2) 加入者情報等又は共通番号の変更</p> <p>機構は、機構加入者の加入者情報等又は共通番号情報に変更があったときは、遅滞なく、その機構加入者からの変更の届出内容（機構加入者は、届出内容を標準化しなければならない。）に基づき、加入者情報登録簿に登録している加入者口座情報等又は共通番号情報登録簿に登録している共通番号情報の変更を行い、当該機構加入者に対し「加入者情報変更済通知データ」を通知する。</p> <p>(3) その他（信託財産名義に係る加入者情報等及び共通番号情報の通知）</p> <p>a 信託財産名義に係る加入者情報等及び共通番号情報の新規登録</p> <p>(a) 信託財産名義通知機構加入者における処理</p> <p>信託財産名義通知機構加入者（信託財産名義通知信託口の機構加入者及び信託財産名義の取扱いの個別の申出をした機構加入者をいう。以下同じ。）は、信託財産名義の信託財産名義管理簿への記載若しくは記録をするとき又は信託財産名義に係る申出をするとき（信託財産名義通知信託口の機構加入者の場合は、信託財産名義管理簿に当該信託財産名義に係る記載又は記録をするとき、信託財産名義の取扱いの個別の申出をする機構加入者の場合は、当該信託財産名義に係る申出をするとき）は、機構に対し、「加入者情報データ（新規登録）」を通知しなければならない。</p>	<p>(業 19 条第 6 項)</p> <p>※ 加入者口座情報等の新規登録又は変更後、機構は、機構が定める方法により、当該機構加入者の加入者口座情報等について名寄せ処理を行う。</p> <p>(業 134 条第 2 項、施 178 条)</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いの詳細については、次章第 1 節「振替口座簿とその記録事項等」を参照。</p> <p>※ 「加入者情報データ（新規登録）」の通知については、3. (1) a を参照。</p> <p>※ 信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義ごとに加入者口座コードを付番しなければならない。</p> <p>※ 信託財産名義に付番する加入者口座コードの加入者口座番号には、原則として「99999900000000」から「999999000099」及び「88888800000000」を付番してはならない。</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いの個別の申出をする機構加入者は、特別株主の申出の</p>

内 容	備 考
	<p>機能を利用することにより、機構に対して、信託財産名義の取扱いの個別の申出（信託財産名義に係る加入者口座コード、銘柄、株式数等の申出）をすることができる。当該信託財産名義に係る信託口に記録された振替株式等については、機構が信託財産名義事務に係る各種の報告データ（当該信託財産名義を株主の名義としたデータ）を自動作成する。</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いの個別の申出をする機構加入者は、一の信託口に記録された振替株式等の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする場合は、当該信託口の開設申請等の際にその旨を申し出ることにより、上記の特別株主の申出の機能を利用した個別の申出を省略することができる。この場合は当該信託口に、当該信託財産名義以外の名義の振替株式等を記録することができない。また、当該信託財産名義については、信託口の口座開設時に機構から通知する加入者口座コードを設定して「加入者情報データ（新規登録）」を通知しなければならない。</p> <p>※ 加入者が信託の受託者である場合の信託財産について、通知すべき共通番号情報は、委託者又は受益者の共通番号情報ではなく、受託者の共通番号情報になる（受託者の信託財産と固有財産の共通番号情報の区別はない。）。</p> <p>※ 信託財産名義に係る配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を選択することはできない。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 機構における処理 機構における処理については、3.(1) bを参照。</p> <p>b 信託財産名義に係る加入者情報等又は共通番号情報の変更</p> <p>(a) 信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、登録済みの信託財産名義について、その名称、住所又は共通番号等を変更しようとするときは、機構に対し、「加入者情報データ(変更)」を通知しなければならない。</p> <p>(b) 機構における処理 機構における処理については、3.(2) bを参照。</p> <p>(c) その他(信託財産名義に係る加入者口座コードの変更)</p> <p>ア 信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義について付番した加入者口座コードを変更する必要があるときは、機構に対し、「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」を通知しなければならない。</p>	<p>(業134条第3項)</p> <p>※ 信託財産名義通知機構加入者は、機構に通知した「加入者情報データ(新規登録)」の内容に入力ミス等があると機構が判断した場合には、必要に応じて、機構に対し、「加入者情報訂正申告データ」を通知する。</p> <p>※ 「加入者情報データ(変更)」の通知については、3.(2) aを参照。</p> <p>※ 信託財産名義通知機構加入者は、機構に通知した「加入者情報データ(変更)」の内容に入力ミス等があると機構が判断した場合には、必要に応じて、機構に対し、「加入者情報訂正申告データ」を通知する。</p> <p>※ 「加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)」の通知については、3.(2) d(a)を参照。</p> <p>※ 変更後の信託財産名義に付番する加入者口座コードの加入者口座番号には、「99999990000000」から「999999900000099」及び「88888880000000」を付番してはならない。</p> <p>※ 一の信託口に記載された振替株式等</p>

内 容	備 考
<p>イ 機構における処理 機構における処理については、3.(2) d (b) を参照。</p> <p>c 信託財産名義に係る加入者口座情報の削除 (a) 信託財産名義の使用の取止め ア 信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義の使用を取り止めるときは、機構に対し、信託財産名義の削除を請求する旨の「加入者情報データ (削除)」を通知しなければならない。 なお、信託財産名義通知機構加入者が、信託財産名義の取扱いの個別の申出をした機構加入者であるときは、信託財産名義の削除の請求をする際、あらかじめ当該信託財産名義に係る申出を行った振替株式等の数をゼロとしておく必要がある。</p> <p>イ 機構における処理 機構における処理については、3.(4) a (b) を参照。</p> <p>ウ 担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」の通知後の機構における処理 担保設定者エラーである旨の「加入者情報エラー通知データ」の通知後の機構における処理については、3.(4) a (c) を参照。</p> <p>(b) 「加入者口座情報削除可能通知データ」の配信不要の申出 ア 信託財産名義通知機構加入者による「加入者情報データ (削除)」の通知 信託財産名義通知機構加入者は、担保設定者エラーにより機構から「加入者情報エラー通知デー</p>	<p>の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする場合には、当該信託財産名義の加入者口座コードを変更してはならない。</p> <p>※ 信託財産名義の削除の請求をする旨の「加入者情報データ (削除)」の通知については、3.(4) a (a) を参照。 ※ 信託財産名義の取扱いの個別の申出をした機構加入者が、一の信託口に記録された振替株式等の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする旨の取扱いを機構に申し出ている場合で、当該信託財産名義の使用を取り止めるときは、左記の処理を行うとともに、当該信託口の廃止の申請をしなければならない。</p> <p>※ 「加入者口座情報削除可能通知デー</p>

内 容	備 考
<p>タ」を受領し、信託財産名義の使用の取止めをしないこととしたときは、速やかに、機構に対し、「加入者口座情報削除可能通知データ」を受領する必要がなくなった旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。</p> <p>イ 機構における処理 機構における処理については、3.（4）b（b）を参照。</p> <p>（c）信託財産名義の再登録の申請 ア 信託財産名義通知機構加入者における処理 信託財産名義通知機構加入者は、いったん使用を取り止めた信託財産名義について、同一の加入者口座コードにより、その再登録の申請をしようとする場合には、信託財産名義の再登録の申請をする旨の「加入者情報データ（削除）」を通知しなければならない。</p> <p>イ 機構における処理 機構における処理については、3.（4）c（b）を参照。</p>	<p>タ」を受領する必要がなくなった旨の「加入者情報データ（削除）」の通知については、3.（4）b（a）を参照。</p> <p>※ 信託財産名義の再登録の申請をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知については、3.（4）c（a）を参照。</p> <p>※ 信託財産名義通知機構加入者は、信託財産名義に係る加入者口座情報等及び共通番号情報について、信託財産名義の削除の請求をする旨の「加入者情報データ（削除）」の通知の日から1年6か月を超えて、当該信託財産名義の再登録の申請を行うときは、機構に対し、同一の加入者口座コードを指定した「加入者情報データ（新規登録）」を通知する。 なお、機構が当該信託財産名義の加入者口座情報等及び共通番号情報について、削除の旨の登録を行った場合も同様とする。</p>

内 容		備 考															
5. 口座管理機関以外の者による株主等通知用データの更新 (1) 発行者による「外国人区分」(直接外国人)の変更 【イメージ図】																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口座管理機関</th> <th>機 構</th> <th>発行者 (株主名簿管理人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">外国人等更新依頼データ(直接外国人)受付</div> <div style="text-align: center;">エラーの場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">株主等通知用データの変更</div> </td> <td> 外国人等更新依頼データ(直接外国人) 外国人等更新依頼データ(直接外国人)入力処理内容通知 </td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td> 外国人等更新依頼エラー通知データ 株主情報変更通知データ </td> </tr> <tr> <td>通知日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>通知翌営業日</td> <td> 加入者情報更新済通知データ </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	口座管理機関	機 構	発行者 (株主名簿管理人)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">外国人等更新依頼データ(直接外国人)受付</div> <div style="text-align: center;">エラーの場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">株主等通知用データの変更</div>	外国人等更新依頼データ(直接外国人) 外国人等更新依頼データ(直接外国人)入力処理内容通知			外国人等更新依頼エラー通知データ 株主情報変更通知データ	通知日			通知翌営業日	加入者情報更新済通知データ		
口座管理機関	機 構	発行者 (株主名簿管理人)															
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">外国人等更新依頼データ(直接外国人)受付</div> <div style="text-align: center;">エラーの場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">株主等通知用データの変更</div>	外国人等更新依頼データ(直接外国人) 外国人等更新依頼データ(直接外国人)入力処理内容通知															
		外国人等更新依頼エラー通知データ 株主情報変更通知データ															
通知日																	
通知翌営業日	加入者情報更新済通知データ																
a 発行者による「外国人等更新依頼データ(直接外国人)」の通知 発行者(外国人保有制限銘柄の発行者に限る。以下この(1)及び次の(2)において同じ。)は、機構からの総株主通知によって通知された株主について、外国人保有制限銘柄の外国人等に該当するか否かの判定を行った結果、本来、直接外国人として通知されるべき者が直接外国人として通知されていないときは、速やかに、機構に対し、次の(a)から(d)までに掲げるところにより、「外国人等更新依頼データ(直接外国人)」を通知する。 また、発行者は、総株主通知において、直接外国人として通知された株主が直接外国人でないことが判明したとき、又は直接外国人でなくなったことが判明したときも同様にその旨を機構に通知する。		※ 機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ(直接外国人)」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該発行者に対し、チェック結果を含む「外国人等更新依頼データ入力処理内容通知」を通知する。当該発行者は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「外国人等更新依頼データ(直接外国人)」を再通知しなければならない。															

内 容	備 考
<p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 午前2時から午後5時まで</p> <p>(c) 通知内容 ① 銘柄コード ② 株主の株主等照会コード ③ 直接外国人である旨又は直接外国人でなくなった旨（更新区分） ④ 発行者に適用される外国人保有制限を規定する法律の名称（業法区分）</p> <p>(d) 訂正又は取消し方法 発行者は、機構に対して「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を通知した後において、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、適切な外国人区分に復元させる内容を含む「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を再通知しなければならない。</p> <p>b 機構における処理</p> <p>(a) 「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」に基づく更新 機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を受領したときは、当該通知内容に基づき、発行者が機構に対して「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」を通知した日の当日付で、登録済み株主等通知用データの更新を行う。</p> <p>(b) 発行者に対する通知 ア 「株主情報変更通知データ」の通知 機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」に基づき、登録済み株主等通知用データ中の外国人区分の更新が正常に行われたときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「株主情報変更通知データ」を通知する。</p>	<p>※ 機構は、当該加入者の口座を開設している口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）には、直接外国人区分に変更が生じた旨を「加入者情報更新済通知データ」として通知する。</p>

内 容	備 考												
<p>イ 「外国人等更新依頼エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（直接外国人）」が正常でないデータであるとき又は株主等通知用データに登録されている内容と同一の内容（既に一の業法について、直接外国人である旨の登録のある加入者につき、同じ業法について直接外国人である旨のデータを通知した場合等がこれに該当する。）のデータであるときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「外国人等更新依頼エラー通知データ」を「株主情報変更通知データ」に代えて通知する。</p> <p>(2) 発行者による「外国人区分」（間接外国人）の変更</p> <p>【イメージ図】</p> <table border="1" data-bbox="174 539 1536 1109"> <thead> <tr> <th data-bbox="174 539 293 579"></th> <th data-bbox="293 539 710 579">口座管理機関</th> <th data-bbox="710 539 1117 579">機構</th> <th data-bbox="1117 539 1536 579">発行者（株主名簿管理人）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="174 579 293 919">通知日</td> <td data-bbox="293 579 710 919"></td> <td data-bbox="710 579 1117 919"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">外国人等更新依頼データ(間接外国人)受付</div> <div style="text-align: center;">↓ エラーの場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">株主等通知用データの変更</div> </td> <td data-bbox="1117 579 1536 919"> 外国人等更新依頼データ(間接外国人) 外国人等更新依頼データ(間接外国人)入力処理内容通知 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 919 293 1109">通知翌営業日</td> <td data-bbox="293 919 710 1109">間接外国人区分更新済データ</td> <td data-bbox="710 919 1117 1109"></td> <td data-bbox="1117 919 1536 1109"> 外国人等更新依頼エラー通知データ 株主情報変更通知データ </td> </tr> </tbody> </table> <p>a 発行者による「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知</p> <p>発行者は、機構からの総株主通知によって通知された株主について、外国人保有制限銘柄の外国人等に該当するか否かの判定を行ったときは、機構からの総株主通知の内容及び発行者による当該判定の結果に応じて、次の「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知の要・不要の一覧に従い、速やかに、機構に対し、(a) から (d) までに掲げるところにより、「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を通知する。</p>		口座管理機関	機構	発行者（株主名簿管理人）	通知日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">外国人等更新依頼データ(間接外国人)受付</div> <div style="text-align: center;">↓ エラーの場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">株主等通知用データの変更</div>	外国人等更新依頼データ(間接外国人) 外国人等更新依頼データ(間接外国人)入力処理内容通知	通知翌営業日	間接外国人区分更新済データ		外国人等更新依頼エラー通知データ 株主情報変更通知データ	<p>※ 機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該発行者に対し、チェック結果を含む「外国人等更新依頼データ入力処理内容通知」を通知する。当該発行者は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確</p>
	口座管理機関	機構	発行者（株主名簿管理人）										
通知日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">外国人等更新依頼データ(間接外国人)受付</div> <div style="text-align: center;">↓ エラーの場合</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">株主等通知用データの変更</div>	外国人等更新依頼データ(間接外国人) 外国人等更新依頼データ(間接外国人)入力処理内容通知										
通知翌営業日	間接外国人区分更新済データ		外国人等更新依頼エラー通知データ 株主情報変更通知データ										

内 容			備 考																												
<p>「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知の要・不要の一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">総株主通知の内容</th> <th rowspan="2">総株主通知の後の 発行者の判定結果</th> <th rowspan="2">外国人等更新依頼データ (間接外国人)</th> </tr> <tr> <th>外国人区分</th> <th>株主情報通知書 (間接外国人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">間接外国人である</td> <td rowspan="2">通知あり 内容：間接外国人でない</td> <td>間接外国人である</td> <td>通知不要</td> </tr> <tr> <td>間接外国人でない</td> <td>通知要 内容：間接外国人でない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通知なし</td> <td>間接外国人である</td> <td>通知不要</td> </tr> <tr> <td>間接外国人でない</td> <td>通知要 内容：間接外国人でない</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">間接外国人でない</td> <td rowspan="2">通知あり 内容：間接外国人である</td> <td>間接外国人である</td> <td>通知要 内容：間接外国人である</td> </tr> <tr> <td>間接外国人でない</td> <td>通知不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通知なし</td> <td>間接外国人である</td> <td>通知要 内容：間接外国人である</td> </tr> <tr> <td>間接外国人でない</td> <td>通知不要</td> </tr> </tbody> </table>			総株主通知の内容		総株主通知の後の 発行者の判定結果	外国人等更新依頼データ (間接外国人)	外国人区分	株主情報通知書 (間接外国人)	間接外国人である	通知あり 内容：間接外国人でない	間接外国人である	通知不要	間接外国人でない	通知要 内容：間接外国人でない	通知なし	間接外国人である	通知不要	間接外国人でない	通知要 内容：間接外国人でない	間接外国人でない	通知あり 内容：間接外国人である	間接外国人である	通知要 内容：間接外国人である	間接外国人でない	通知不要	通知なし	間接外国人である	通知要 内容：間接外国人である	間接外国人でない	通知不要	<p>認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 「総株主通知データ」によって通知される株主の外国人区分には、「株主情報通知書（間接外国人）」によって通知された内容については反映されない。</p>
総株主通知の内容		総株主通知の後の 発行者の判定結果	外国人等更新依頼データ (間接外国人)																												
外国人区分	株主情報通知書 (間接外国人)																														
間接外国人である	通知あり 内容：間接外国人でない	間接外国人である	通知不要																												
		間接外国人でない	通知要 内容：間接外国人でない																												
	通知なし	間接外国人である	通知不要																												
		間接外国人でない	通知要 内容：間接外国人でない																												
間接外国人でない	通知あり 内容：間接外国人である	間接外国人である	通知要 内容：間接外国人である																												
		間接外国人でない	通知不要																												
	通知なし	間接外国人である	通知要 内容：間接外国人である																												
		間接外国人でない	通知不要																												
<p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 午前2時から午後5時まで</p> <p>(c) 通知内容 ① 銘柄コード ② 株主の株主等照会コード ③ 間接外国人である旨又は間接外国人でなくなった旨（更新区分）</p>																															

内 容	備 考
<p>(d) 訂正又は取消し方法 発行者は、機構に対して「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を通知した後において、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、機構に対し、適切な外国人区分に復元させる内容を含む「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を再通知しなければならない。</p> <p>b 機構における処理</p> <p>(a) 「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」に基づく更新 機構は、発行者から「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」の通知を受領したときは、当該通知内容に基づき、発行者が機構に対して「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」を通知した日の当日付で、登録済み株主等通知用データの更新を行う。</p> <p>(b) 発行者に対する通知 ア 「株主情報変更通知データ」の通知 機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」に基づき、登録済み株主等通知用データ中の間接外国人に係る項目の更新を行ったときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「株主情報変更通知データ」を通知する。</p> <p>イ 「外国人等更新依頼エラー通知データ」の通知 機構は、発行者から受領した「外国人等更新依頼データ（間接外国人）」が正常でないデータであるとき又は株主等通知用データに登録されている内容と同一の内容（既に一の銘柄について間接外国人である旨の登録のある加入者につき、同じ銘柄について、間接外国人である旨のデータを通知した場合等がこれに該当する。）のデータであるときは、当該発行者に対し、ファイル伝送により、「外国人等更新依頼エラー通知データ」を「株主情報変更通知データ」に代えて通知する。</p> <p>(3) 発行者からの登録配当金振込先口座の変更通知 発行者は、金融機関の支店統廃合等により、株主の登録配当金受領口座に係る金融機関番号、店番号又は口座番号の変更が生じた事実を知った場合（機構から受領した「総株主通知データ」等において、金融機関の支店統廃合等によって存在しなくなった金融機関番号又は店番号が登録配当金受領口座と</p>	<p>※ 機構は、当該加入者の口座を開設している口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）には、間接外国人区分に変更が生じた旨を「間接外国人区分更新済データ」として通知する。</p> <p>※ 発行者が、株主の登録配当金受領口座を開設する金融機関から、当該口座に係る店番号、預金種別又は口座番号を補正</p>

内 容	備 考
<p>して指定されていることを知った場合を含む。) であって、当該金融機関に対して変更後の金融機関預金口座の確認を行ったときは、機構に対し、ファイル伝送により、「登録配当金振込先口座変更データ」を通知することができる。</p> <p>機構は、発行者から「登録配当金振込先口座変更データ」の通知を受領したときは、当該通知内容に基づき、発行者が機構に対して「登録配当金振込先口座変更データ」を通知した日の当日付で、登録済み株主等通知用データにおける登録配当金受領口座に係る情報の更新を行う。</p> <p>(4) 機構における市町村合併等による住所変更</p> <p>機構は、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合で、新旧の住所コードを紐づける情報があり、かつ住所の番（地番又は街区符号）及び号（住居番号）に該当する部分の変更がないことが確認できたときは、原則として、市町村合併等による住所変更日に、登録済み株主等通知用データ中の加入者の住所、共有代表者の住所、常任代理人又は国内連絡先の住所及び法定代理人の住所に係る住所コードを更新する。また、更新対象の住所コードに対応する郵便番号に変更があった場合には、郵便番号についても併せて更新する。</p> <p>① 市町村の合併又は分割 ② 市制の施行又は政令指定都市への移行 ③ 政令指定都市又は特別区における区の再編成</p>	<p>して配当金の入金処理を行った旨の通知を受けた場合も、同様に、機構に対し、「登録配当金振込先口座変更データ」を通知することができる。</p> <p>※ 発行者からの登録配当金振込先口座の変更に係る詳細は次章第14節「配当金に関する取扱い」を参照。</p> <p>※ 加入者口座情報等の住所及び郵便番号に関する情報は更新しない。</p> <p>※ 変更前の郵便番号が、事業所の個別郵便番号である場合、住所変更前の住所に対して誤って登録された郵便番号である場合及び住所コードの更新の対象とならない住所の郵便番号である場合には、更新しない。</p> <p>※ 機構は、機構において住所変更を行った地名をTarget 保振サイトにより機構加入者及び間接口座管理機関に通知する。</p> <p>※ 市町村合併等による住所変更により、機構が「株主等通知用データ」における加入者等の住所コード等を更新したときは、機構は、当該株主等通知用データに係る加入者を直近の総株主通知等において通知株主等として通知した発行者に対して、「株主情報変更通知データ」を通知する。詳細は次章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>6. 口座管理機関による株主等通知用データの照会</p> <p>(1) 加入者情報照会</p> <p>口座管理機関は、加入者情報Web端末の「加入者情報照会（登録加入者）」画面又はCSVファイルダウンロードにより、毎営業日の加入者情報サーバのオンライン時間帯において、機構に対し、その登録済加入者に係る株主等通知用データ、加入者口座情報等及び共通番号情報を照会することができる（間接口座管理機関は、その上位機関を通じて機構に照会することができる。）。</p>	<p>(業 33 条の 2、33 条の 3、施 33 条の 2、33 条の 3)</p> <p>※ 口座管理機関は、機構に対して「加入者情報データ」を通知した日の翌営業日において、「加入者情報データ結果通知」を受領することにより、機構における加入者口座情報等及び共通番号情報の登録内容を確認することができる。</p> <p>※ 加入者口座情報等及び共通番号情報に削除の旨の登録がされてから、原則として、1年6か月（共通番号については4か月）の期間中は、当該加入者口座情報等を対象とする加入者情報照会を行うことができる（画面による照会の場合は、当該加入者情報等が削除された旨が表示される。）が、この場合には、株主等通知用データに係る情報に掲げる事項は照会できない。</p> <p>※ 口座管理機関は、登録済加入者に係る加入者口座情報等における「氏名又は名称・桁あふれ区分」又は「カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分」が「桁あふれ有」となっているときは、「加入者情報請求書（ST90-13）」（書式は機構ホームページに掲載）を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した書面の提供を受けることができる。</p> <p>※ 口座管理機関は、登録済加入者の口座</p>

内 容	備 考
<p>a 株主等通知用データに係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人・法人区分 ・ 外国人区分 ・ 登録済加入者の氏名又は名称 ・ 登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ・ 登録済加入者の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・ 登録済加入者の住所 ・ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の役職名 ・ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名 ・ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名 ・ 配当金振込指定方式 ・ 登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の金融機関番号及び店番号 	<p>が複数の者により共有されているときは、「加入者情報請求書 (ST90-13)」(書式は機構ホームページに掲載)を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、共有者全員の氏名又は名称及び住所並びに共通番号を記載した書面の提供を受けることができる。</p> <p>※ CSVファイルダウンロードによる照会の場合は、一度に1,000件までの加入者情報について照会することができる。</p> <p>※ 照会を行った口座管理機関が機構に対して通知した加入者情報等に基づき登録された加入者口座情報等における登録配当金受領口座の内容と、それに紐づく登録済み株主等通知用データの登録内容が一致しないときは、画面による照会の場合は、「金融機関番号」に係る</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別口座開設の有無 ・ 登録済加入者が、株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けた者であるときは、その旨（株式数比例配分方式非取扱機関への口座開設） ・ 株主等通知用データの変更履歴 <p>b 加入者口座情報等及び共通番号情報に係る情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録済加入者の加入者口座コード ・ 外国人区分 ・ 特別口座区分 ・ 氏名又は名称・桁あふれ区分 ・ 登録済加入者の氏名又は名称 ・ カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分 ・ 登録済加入者のカナ氏名又はカナ名称 ・ 登録済加入者の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・ 住所コード化不可区分 ・ 登録済加入者の住所 ・ 登録済加入者が自然人であるときは、生年月日 ・ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の役職名 ・ 登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者の氏名 	<p>項目に「指定銀行は株主名簿管理人にお問い合わせください。」と表示され、「店番号」に係る項目は空欄となる。また、CSVファイルダウンロードによる照会の場合は、「金融機関番号」に係る項目に「****」がセットされ、「店番号」に係る項目はセットされない。</p> <p>※ 加入者口座情報等が、それに紐づく登録済株主等通知用データに名寄せされた日から、削除の旨の登録がされるまでの期間の履歴が表示される。</p> <p>※ CSVファイルダウンロードによる照会の場合は、株主等通知用データの変更履歴に係る情報は含まれない。</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・登録済加入者が法人であるとき又は口座が複数の者により共有されているときは、その代表者のカナ氏名 ・共通番号 ・配当金振込指定方式 ・配当金振込指定の単純取次ぎの履歴 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の口座名義人が本人であるか否かの別 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称 ・登録済加入者が登録配当金受領口座方式を選択しているときは、登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人の氏名又は名称 ・登録済加入者が常任代理人を選任している場合であって常任代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 ・登録済加入者が常任代理人を選任している場合であって常任代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 口座管理機関は、個人番号の照会可否を設定することができる。詳細は、「株式等振替システム 加入者情報Web 端末操作マニュアル（機構加入者編）」を参照。 ※ 配当金振込指定の単純取次ぎの通知内容及びその履歴の詳細は、次章第14節「配当金に関する取扱い」を参照。 ※ CSVファイルダウンロードによる照会の場合は、配当金振込指定の単純取次ぎの履歴に係る情報は含まれない。 ※ 画面による照会の場合は、照会を行った口座管理機関が、機構に対して通知した加入者情報等に基づき登録された加入者口座情報等における登録配当金受領口座の内容とそれに紐づく登録済み株主等通知用データの内容が一致しないときは、背景色が赤く表示される（以下、登録配当金受領口座に係る項目についても同様となる。）。

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・登録済加入者が常任代理人を選任している場合であって常任代理人又は国内連絡先の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人住所コード化不可区分 ・登録済加入者が常任代理人を選任しているときは、常任代理人又は国内連絡先の住所 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の氏名又は名称 ・登録済加入者が法定代理人を選任している場合であって法定代理人が法人であるときは、その代表者等の役職名 ・登録済加入者が法定代理人を選任している場合であって法定代理人が法人であるときは、その代表者等の氏名 ・登録済加入者が法定代理人を選任している場合であって法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人住所コード化不可区分 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の住所 ・登録済加入者が法定代理人を選任しているときは、法定代理人の代理権の制限に係る事項 ・間接外国人の判定結果 <p>・加入者口座情報等の変更履歴</p> <p>(2) 担保設定者又は反対株主の照会 口座管理機関は、ファイル伝送又は加入者情報Web端末の「加入者情報照会(担保設定者)」画面を通じ、機構に対し、その登録済加入者に対して担保の差入れ又は株式買取請求に係る振替を行った他の登録済加入者(担保設定者又は反対株主)に係る株主等通知用データの内容を照会することができる(間接口座管理機関は、その上位機関を通じて機構に照会することができる。)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※ 画面による照会の場合は、登録済加入者が株主として報告された銘柄について、間接外国人である旨を発行者から通知されたか否かが表示される。 ※ CSVファイルダウンロードによる照会の場合は、間接外国人の判定結果に係る情報は含まれない。 ※ 加入者口座情報等が登録された日から、削除の旨の登録がされるまでの期間の履歴が表示される。 ※ CSVファイルダウンロードによる照会の場合は、加入者口座情報等の変更履歴に係る情報は含まれない。 ※ 担保株式届出記録簿に記載があるとき(詳細は次章第3節「振替手続」を参照。)は、担保権者側の口座管理機関による照会が可能となり、振替口座簿若しくは登録株式質権者管理簿に記載若し

内 容	備 考
	<p>くは記録すべき質権株式の株主、特別株主管理簿に記載若しくは記録すべき特別株主又は反対株主管理簿に記載若しくは記録すべき反対株主の情報を照会することができる。</p> <p>※ 担保設定又は反対株主の株式買取請求が行われた当日中において、担保設定者又は反対株主に係る照会結果の確認を行うことができない(ファイル伝送の場合は、担保設定又は反対株主の株式買取請求が行われた当日に照会することが可能であるが、加入者情報Web端末の場合は、担保設定又は反対株主の株式買取請求が行われた翌営業日以降に照会することが可能となる。)</p> <p>※ 口座管理機関は、担保設定者又は反対株主の株主等通知用データ中の氏名若しくは名称、カナ氏名若しくはカナ名称又は住所について、そのすべての情報が画面に表示されていないときは、「担保設定者に係る加入者情報請求書(ST90-10)」(書式は機構ホームページに掲載)を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、機構の定めた文字数を超えた項目に係るすべての情報を記載した書面の提供を受けることができる。</p> <p>※ 口座管理機関は、担保設定者又は反対株主の口座が複数の者により共有されているときは、「担保設定者に係る加入者情報請求書(ST90-10)」(書式は機構ホームページに掲載)を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、共有</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ① 担保設定者又は反対株主の加入者口座コード ② 担保設定者又は反対株主の個人・法人区分 ③ 担保設定者又は反対株主の外国人区分 ④ 担保設定者又は反対株主の氏名又は名称 ⑤ 担保設定者又は反対株主のカナ氏名又はカナ名称 ⑥ 担保設定者又は反対株主の氏名又は名称・桁あふれ区分 ⑦ 担保設定者又は反対株主のカナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分 ⑧ 担保設定者又は反対株主の住所が日本国内に所在するものであるときには、その郵便番号 ⑨ 担保設定者又は反対株主の住所 ⑩ 外国人区分 	<p>者全員の氏名又は名称及び住所を記載した書面の提供を受けることができる。</p>

内 容	備 考
<p>7. 登録済加入者情報開示請求</p> <p>(1) 請求方法等</p> <p>a 登録済加入者による直接請求</p> <p>登録済加入者は、「登録済加入者情報開示請求書」を、郵送により提出することで、機構に対し、機構の管理する当該登録済加入者に係る情報の開示を請求（以下「登録済加入者情報開示請求」という。）することができる。</p> <p>当該請求を行う場合において、当該登録済加入者は、機構に対し、機構の定める費用を支払うとともに、本人確認書類を提示しなければならない。</p> <p>b 口座管理機関を通じての請求</p> <p>口座管理機関は、その加入者から登録済加入者情報開示請求の取次ぎの請求を受けたときは、加入者本人からの請求である旨を確認したうえで、速やかに「登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、機構に対して通知することで、その取次ぎを行うものとする。この場合において、機構は、登録済加入者情報の開示に係る費用の請求を、当該取次ぎを行った口座管理機関に対して行うものとする。</p>	<p>※ 登録済加入者は、代理人を通じて、本情報の開示請求を行うことができる。</p> <p>※ この場合、当該登録済加入者は、機構に対する本人確認書類の提示を省略することができる。</p> <p>※ 加入者から口座管理機関への取次ぎの請求方法は、口座管理機関の定める方法による。</p> <p>※ 登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧は、機構ホームページに掲載の書式（ST90-11）を参照。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、その上位機関である直接口座管理機関を通じて「登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧」を機構に対して通知する。</p> <p>※ 口座管理機関が、その加入者から、登録済加入者情報のうち当該加入者の口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみの機構に対する開示請求の委任を受けたとき（機構加入者が、自らの口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみの機構に対する開示請求をするときを含む。）は、所定の書面に照会対象の加入</p>

内 容	備 考
<p>(2) 「登録済加入者情報通知書」の交付</p> <p>機構は、登録済加入者又は口座管理機関から、「登録済加入者情報開示請求書」又は「登録済加入者情報の開示請求の取次ぎに係る加入者情報一覧」を受領したときは、速やかに、登録済加入者本人に対し、機構の管理する登録済加入者に係る情報を記載した「登録済加入者情報通知書」を郵送する。</p>	<p>者口座コードに係る「株主等照会コード照会データ」を併せて機構に提出しなければならない。「株主等照会コード照会データ」の内容は、次の事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構加入者コード ・ 加入者口座コード ・ データ基準日 ・ レコード件数 <p>※ 宛先は、原則として、株主等通知用データに登録されている住所とする。</p> <p>※ 口座管理機関が、登録済加入者情報のうち加入者の口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみを機構に開示請求したとき(機構加入者が、自らの口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの情報のみを機構に対して開示請求したとき)は、機構は照会結果の「株主等照会コード照会結果データ」を口座管理機関に交付する。「株主等照会コード照会結果データ」の内容は、次の事項である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構加入者コード ・ 加入者口座コード ・ データ基準日 ・ 株主等照会コード(株主名簿管理人ごとに付番されているすべての株主等照会コード) ・ エラー理由 ・ レコード件数

- 外国人保有制限 (FOL) 銘柄を保有する外国人が、常任代理人を変更する場合の取扱いについて、関係する株主名簿管理人及びカストディ業務を行う銀行間において合意された内容を掲載する。

【参考1】外国人保有制限 (FOL) 銘柄を保有する外国人株主に係る常任代理人の変更の取扱いについて

1. 常任代理人の変更の前提

- (1) 外国人株主は、通常発行会社の定款ないし株式取扱規程等により常任代理人を選任することが義務付けられているが、常任代理人は他の一の常任代理人若しくは複数の常任代理人に変更されることがある。
- (2) 振替制度における加入者情報に置いて常任代理人は登録情報の一つであり、異なる常任代理人を選任している場合には、同一の外国人株主であっても、名寄せの対象外とされている。そのため、常任代理人として選任されている口座管理機関（カストディ銀行）が変更された場合（以下「常任代理人の変更」という。）には、加入者情報の変更ではなく、新常任代理人からの新規登録及び旧常任代理人からの削除を行うことになり、常任代理人の変更に伴う名寄せの維持は行われぬ。したがって、常任代理人の変更において前回株主確定日時点での権利付株数を系統的に引き継ぐことができない。
- (3) 常任代理人の変更は、当該常任代理人を選任する外国人株主の株主としての権利に影響すべき変更ではなく、特に、前回株主確定日における FOL 銘柄に係る株主としての権利については、これを引き継ぐことのできる取扱いが必要である。

2. 対応策

- (1) 口座管理機関（カストディ銀行）間において、外国人株主の常任代理人の変更が発生する場合には、まず、口座残高の移管を受ける銀行（以下「移管後銀行」という。）において、口座残高を移管する銀行（以下「移管前銀行」という。）にて開設済みの加入者口座と同一名義の加入者口座を開設する。
- (2) 加入者口座が開設された後、移管前銀行の加入者口座から移管後銀行の加入者口座へ、FOL 銘柄の株式を証券保管振替機構における振替により移管する。
- (3) 移管後銀行及び移管前銀行は、それぞれ新・旧常任代理人として、FOL 銘柄ごとに、発行会社とその株主名簿管理人に対し、常任代理人変更届を連名にて提出するものとする。
- (4) 常任代理人の変更の書面の様式は別紙1のとおりとする。なお、一の常任代理人を複数の常任代理人に変更する場合（以下「常任代理人の分割変更」という。）の書面の様式は別紙2のとおりとする。届出書面への押印は、原則、常任代理人の実印とし印鑑登録証明書を添付するものとする。外国人株主による押印は不要とする。
- (5) 書面の提出期限は、移管後最初に到来する株主確定日の翌営業日までに、行うこととする。

以上

常任代理人変更届

— 同一の株主に係る残高移管に伴う特例処理のご依頼 —

会社名 《発行会社名》 御中
株主名簿管理人 《信託銀行名》 御中

株 主 《株主住所》
《株主名称英文》
《株主名称カナ》
《株主等照会コード》 旧 ×××
新 ×××

旧・常任代理人 東京都××区 ×丁目××ビルディング 印
α 銀行東京支店 カストディ業務部
次長 ×× ××

新・常任代理人 東京都××区 ×× ×番×号 印
株式会社β 銀行 兜町証券決済業務室
室長 ×× ××

私名義の貴社株式に関し現在はα 銀行を常任代理人と定めておりますが、このたびβ 銀行を常任代理人と定めて権限を委任いたしたく、新・旧常任代理人と連署のうえお届けします。

つきましては、前回株主確定日（ 年 月 日）における私名義にて株主名簿に記載済の株数について、次回株主確定日において引き続き同一の株主としてお取扱いいただきたく、合わせてお願い申し上げます。

○変更日 平成21年××月××日

《お問い合わせ先》 上記お問い合わせは、××（Tel03-××××-××××）迄ご照会願います。
以上

《参照番号》

平成××年 ×月××日

常任代理人変更届

— 同一の株主に係る残高移管に伴う特例処理のご依頼 —

会社名 《発行会社名》 御中

株主名簿管理人 《信託銀行名》 御中

株主	《株主住所》 《株主名称英文》 《株主名称カナ》	
旧・常任代理人	東京都××区 ×× ×番×号 株式会社β 銀行 兜町証券決済業務室 室長 ×× ××	印
新・常任代理人	東京都××区 ×× ×番×号 株式会社β 銀行 兜町証券決済業務室 室長 ×× ××	印
新・常任代理人	東京都×××区 ×丁目××ビルディング 株式会社γ 銀行 決済事業部 部長 ×× ××	印

私名義の貴社株式に関し現在はβ 銀行を常任代理人と定めておりますが、このたび下記の通りβ 銀行とγ 銀行をそれぞれ常任代理人と定めて権限を委任いたしたく、新・旧常任代理人と連署のうえお届けします。

つきましては、常任代理人の分割変更によっても、前回株主確定日(年 月 日)における私名義にて株主名簿に記載済の株数について、次回株主確定日において引き続き下記記載の明細に基づきそれぞれについて同一の株主としてお取扱いいただきたく、合わせてお願い申し上げます。

記

1. 変更内容

変更前	変更後
旧常任代理人名称： β 銀行兜町証券決済業務室 (株主等照会コード 《β 銀行での株主等照会コード》)	新常任代理人名称： β 銀行兜町証券決済業務室 (株主等照会コード 《β 銀行での株主等照会コード》)
変更(分割)前明細： 前回株主確定日株数 ○○○○株 同権利確定株数 ○○○○株	変更(分割)後明細： 前回株主確定日株数 ○○○○株 同権利確定株数 ○○○○株
	新常任代理人名称： γ 銀行決済事業部 株主等照会コード 《γ 銀行での株主等照会コード》
	変更(分割)後明細： 前回株主確定日株数 ○○○○株 同権利確定株数 ○○○○株

2. 変更日 平成21年××月××日

《お問い合わせ先》 上記お問い合わせは、β 銀行(Tel03-××××-××××)、
または γ 銀行(Tel03-××××-××××)迄ご照会願います。

以上

第7節 受託会社

内 容	備 考
<p>1. 受託会社の指定手続</p> <p>(1) 受託会社の指定申請</p> <p>振替投資信託受益権の受託会社(振替投資信託受益権に係る信託契約を受託者として締結する信託会社又は信託業務を営む金融機関で、機構との間で振替投資信託受益権に関する手続を行う者。以下同じ。)になろうとする者は、あらかじめ、機構に対し、受託会社としての指定申請を行う。</p> <p>(2) 申請書類</p> <p>(1)の受託会社の指定申請を行う者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、機構に対し、次に掲げる書類を、書面又はTarget 保振サイトにより提出しなければならない(ただし、⑥から⑨については、機構がその提出を省略することができることを認める場合には、その提出を省略することができる。以下の①から⑦の書式については、機構ホームページに掲載。)</p> <p>① 受託会社指定申請書 (Se7-A01)</p> <p>② 法人情報届出書 (CMN-B01)</p> <p>③ 参加形態別事項届出書 (Se0-B01)</p> <p>④ 業務責任者及び業務担当者等届出書 (CMN-B05)</p> <p>⑤ 特定個人情報の安全を確保するための措置に係る確認書 (Se0-A02)</p> <p>⑥ Target システム利用申込書 (CMN-A04)</p> <p>⑦ 手数料請求先等に関する届出書 (CMN-B02)</p> <p>⑧ 登記事項証明書</p> <p>⑨ 代表者の印鑑証明書</p> <p>(3) 機構による受託会社の指定</p> <p>a 機構による受託会社の審査</p> <p>機構は、(2)の申請があった場合において、申請者が機構との間で振替投資信託受益権に係る</p>	<p>(業 16 条の 2 第 1 項、施 10 条の 2)</p> <p>※ 受託会社の指定申請は、投資信託振替制度とは別に行う。</p> <p>※ 受託会社のうち、発行者との間で信託契約を締結する者を「受託会社(原受託)」といい、「受託会社(原受託)」との間で信託事務の一部について信託契約を締結することにより機構との間で振替投資信託受益権に関する手続を行う者を「受託会社(再信託受託)」という。</p> <p>(業 16 条の 2 第 2 項)</p>

内 容	備 考
<p>受託者としての業務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有していると認めるときは、受託会社としての指定を行う。</p> <p>b 受託会社としての指定を行う場合の通知 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、あらかじめ、受託会社として指定を受ける者に対し、Target 保振サイトにより、指定日その他の事項を通知する。</p> <p>c 受託会社の指定の公表等 (a) 機構ホームページによる公表 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。 ① 受託会社の商号又は名称 ② 受託会社コード ③ 指定日</p> <p>(b) Target 保振サイトによる通知 機構は、受託会社としての指定を行う場合には、Target 保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行者、株主名簿管理人、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。 ① 受託会社の商号又は名称 ② 受託会社コード ③ 指定日</p>	<p>(業 16 条の 2 第 3 項)</p> <p>(業 16 条の 2 第 4 項)</p> <p>(業 16 条の 2 第 10 項)</p>
<p>2. 届出事項に変更があった場合の手続 (1) 受託会社による届出 受託会社は、1. (2) の申請書類により機構に対して届け出た内容に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、次に掲げる書類に変更の内容を記載し、Target 保振サイトにより提出しなければならない（以下の①～③の書式については、機構ホームページに掲載。）。 ① 法人情報届出書 (CMN-B01) ② 業務責任者及び業務担当者等届出書 (CMN-B05) ③ 手数料請求先等に関する届出書 (CMN-B02)</p> <p>(2) 変更内容の公表等 a 機構ホームページによる公表</p>	<p>(業 16 条の 2 第 5 項)</p> <p>(業 16 条の 2 第 6 項)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、(1)の届出により、受託会社の商号又は名称に変更があることを知った場合には、あらかじめ、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。</p> <p>① 変更前の受託会社の商号又は名称 ② 変更後の受託会社の商号又は名称 ③ 受託会社コード ④ 変更日</p> <p>b Target 保振サイトによる通知 機構は、(1)の届出により受託会社の商号又は名称に変更があることを知った場合には、Target 保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行者、株主名簿管理人、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、変更内容を通知する。</p> <p>3. 受託会社の指定取消手続 (1) 受託会社による指定取消申請 受託会社が、受託会社としての指定の取消しを受けようとする場合には、指定取消日の1か月前までに、機構に対し、「制度脱退に係る申請書 (CMN-A03)」(書式は機構ホームページに掲載)をTarget 保振サイトにより提出することにより、その旨を申し出なければならない。</p> <p>(2) 機構による受託会社の指定取消し等 a 受託会社の申請による指定取消し 機構は、受託会社から(1)の指定取消申請を受けた場合には、その受託会社としての指定を取り消す。</p> <p>b 受託会社が法令等に違反した場合の措置 機構は、受託会社が次に係る事由のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該受託会社に対し、受託会社としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。</p> <p>① 法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程若しくは規則等に違反した場合 ② ①のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合</p> <p>c 受託会社としての指定を取り消す場合の通知 機構は、受託会社としての指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該受託会社に対し、Target 保振サイトにより、その指定取消日及び受託会社コードを通知する。</p>	<p>(業 16 条の 2 第 10 項)</p> <p>(業 16 条の 2 第 7 項) ※ 指定取消申請を行うに際しては、事前に、機構との間で調整を行う必要がある。</p> <p>(業 16 条の 2 第 8 項) ※ 機構は、処分を行った場合には、機構ホームページ上にてその旨を公表する。</p> <p>(業 16 条の 2 第 9 項)</p>

第8節 発行者に対する共通番号情報の通知

内 容	備 考
<p>1. 発行者から機構に対する共通番号情報の請求</p> <p>(1) 概要</p> <p>発行者（受託会社を含む。以下この節において同じ。）は、総株主通知、総投資主通知、総優先出資者通知、総新株予約権者通知、総新投資口予約権者通知、総新株予約権付社債権者通知、総受益者通知（以下「総株主通知等」という。）又は単元未満株式の買取請求、取得請求権付株式の取得請求、振替新株予約権行使、振替新投資口予約権行使又は振替新株予約権付社債に付された新株予約権行使の取次ぎ（以下「各種請求取次ぎ」という。）により、機構から通知を受けた株主等について、所得税法第225条第1項（第1号、第2号、第8号又は第10号から第12号までに係る部分に限る。以下同じ。）の規定により税務署長に提出される支払調書を作成する場合には、当該株主等の共通番号情報を機構に対して請求することにより、取得することができる。</p> <p>(2) 特定個人情報の安全を確保するための必要な措置</p> <p>株式等振替制度における特定個人情報の提供に際しては、機構は、番号法第19条第12号に規定する特定個人情報の安全を確保するための必要な措置として、特定個人情報の提供先である発行者に対して以下の事項を行う。</p>	<p>（業287条の2第1項、施359条の2第1項）</p> <p>※ 発行者が、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人、優先出資者名簿管理人又は受益者名簿管理人を選任しているときは、機構は当該株主名簿管理人等との間で、共通番号情報の請求受付及び通知を行う。</p> <p>※ 株式交換、株式移転又は特別支配株主の株式等売渡請求（以下「株式交換等」という。）に伴い、振替株式等の発行者である親会社又は特別支配株主（以下「親会社等」という。）が子会社株主又は売渡株主（以下「子会社株主等」という。）に係る左記の支払調書を作成する場合において、子会社又は株式等売渡請求の対象会社（以下「子会社等」という。）に個人番号関係事務を委託し、委託を受けた子会社等が、当該子会社株主等の共通番号情報を機構に対して請求することも可能。この場合における親会社等と子会社等との間の共通番号情報の提供は、番号法第19条第6号に規定する特定個人情報の取扱いの全部または一部の委託による提供となる。</p> <p>（業287条の3第2項）</p> <p>※ 機構による左記の事項の対応の相手方は、発行者が、株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管</p>

内 容	備 考
<p>① 特定個人情報の提供先が、提供された特定個人情報が漏えいした場合において、その旨及びその理由を遅滞なく個人情報保護委員会に報告するために必要な体制を整備していることを確認すること（番号法施行令第24条第2号）。</p> <p>② 特定個人情報の提供先に対して、提供先の使用に係る電子計算機に、特定個人情報の提供元、提供日時、提供された特定個人情報の項目を記録し、当該記録に係る特定の個人を識別するとともに、当該記録を7年間保存するよう求めること（番号法施行規則第21条第2号）。</p> <p>③ 情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するための内閣総理大臣が定める基準を踏まえ、適切なセキュリティ対策を実施するよう求めること。</p> <p>(3) 体制整備に関する届出 機構における前(2)①の確認のため、発行者（発行者が株主名簿管理人、投資主名簿等管理人又は優先出資者名簿管理人を選任しているときは、これらの者）は次に掲げる事項を記載した所定の書面を機構に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法施行令第24条第2号の規定により、機構から提供された特定個人情報が漏えいした場合に、適切かつ迅速に個人情報保護委員会にその旨及びその理由を報告する体制を含めて、機構が個人情報保護委員会と協議の上定める事項を整備している旨 <p>2. 機構に対する「共通番号照会データ」の通知 発行者は、総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知を受けた株主等について支払調書を作成する場合には、次の(1)から(3)までに掲げるところにより、機構に対して、「共通番号照会データ」を通知し、当該株主等の共通番号を請求することができる。</p>	<p>理人を選任しているときは、当該株主名簿管理人等となる。これらの者は番号法施行令第23条により発行者に準ずる者と規定されている。なお、受益者名簿管理人は発行者から委託を受けた者として取り扱われる。</p> <p>(施 359 条の 3 第 2 項)</p> <p>(業 287 条の 2 第 1 項、施 359 条の 2 第 1 項)</p> <p>※ 左記の請求は、発行者が支払調書を作成する株主等に限って行うことができる。このため、無配等により配当金が支払われない場合、株主等が配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を利用しており口座管理機関のみが支払調書を作成する場合及び支払調書の作成要件に満たない場合等には、共通番号を請求することはできない。また、支払調書を作成する場合であっても、総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知を受けていない株主等の共通番号を請求することはできない。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 通知可能期間</p> <p>(a) 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された株主等の場合 総株主通知等の通知日の翌営業日から株主確定日等の6か月目の日まで</p> <p>(b) 請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された株主等の場合 振替日又は新規記録日の翌営業日から6か月目の日まで</p> <p>(2) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(3) 取扱時間 午前3時から午後5時まで</p> <p>(4) 通知内容</p> <p>① 請求対象の株主等の株主等照会コード</p> <p>② 対象銘柄（銘柄コード）</p>	<p>※ 左記の請求について、機構は株主名簿管理人等単位で1営業日当たり300万件の上限件数を設けることとし、この上限件数を超える場合には、機構に対して、請求日の3営業日前までに電話等により連絡を行わなければならない。</p> <p>※ 総新株予約権付社債権者通知については、第3章第12節「総新株予約権付社債権者通知の手続」を参照。</p> <p>※ 親会社の子会社株主の共通番号情報を請求する場合であって、親会社と子会社の株主名簿管理人が異なる場合には、親会社の株主名簿管理人に係る株主等照会コードを通知する。子会社の株主名簿管理人に係る株主等照会コードに紐づく親会社の株主名簿管理人に係る株主等照会コードの照会については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p> <p>※ 親会社等の子会社株主等の共通番号</p>

内 容	備 考
<p>③ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者であるか各種請求取次ぎにより通知された者であるかの別</p> <p>④ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者である場合には当該総株主通知等の株主確定日等又は請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された者である場合には当該各種請求取次ぎの取次日</p> <p>⑤ 請求対象の株主等について発行者が支払調書の作成が必要である旨</p> <p>(5) 「共通番号照会データ」の訂正又は取消し</p> <p>(a) 通知日当日における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「共通番号照会データ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事象が発生したときは、当該日のファイル伝送受付時間帯のうちに、訂正又は取消しの内容を反映した「共通番号照会データ」を再通知しなければならない。</p> <p>(b) 通知日の翌営業日以降における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「共通番号照会データ」について、通知日の翌営業日以降にその訂正又は取消しを要する事象が発生したときは、直ちにその旨を機構に報告しなければならない。</p> <p>3. 機構から発行者に対する「共通番号照会結果データ」の通知 機構は、発行者から株主等の共通番号の請求を受けた場合には、当該請求の翌営業日に、次の(1)から(2)に掲げるところにより発行者に対して、請求対象の株主等に係る「共通番号照会結果データ」を通</p>	<p>情報を請求する場合、株主名簿管理人は、Target保振サイトにより「株式交換等に伴う親会社等からの子会社株主等に係る共通番号情報の請求に関する通知書」を機構への「共通番号照会データ」通知日の前営業日までに通知しなければならない。</p> <p>※ 左記の別は、総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、単元未満株式の買取請求、取得請求権付株式の取得請求、振替新株予約権行使、又は振替新株予約権付社債に付された新株予約権行使の別を通知する。</p> <p>※ 支払調書を作成する目的以外の目的により共通番号を請求することはできない。</p> <p>※ 左記の報告は電話等により行う。</p> <p>(業 287 条の 2 第 2 項、施 359 条の 2 第 2 項)</p>

内 容	備 考
<p>知する。</p> <p>(1) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(2) 通知内容</p> <p>① 株主等の株主等照会コード</p> <p>② 株主等の共通番号（共通番号情報登録簿に共通番号情報が登録されている場合に限る。）</p>	<p>※ 機構は、口座管理機関が総株主報告等又は各種請求取次ぎで通知した株主等の加入者口座コードに紐づく共通番号情報登録簿に登録されている共通番号（発行者からの請求日時時点で登録されている共通番号）を通知する。なお、担保株式に係る担保設定者の共通番号については、差入元口座管理機関が機構に対して共通番号を通知していることから、差入先口座管理機関が総株主報告等で通知した担保設定者の加入者口座コードに紐づく共通番号情報登録簿に登録された共通番号を通知する。</p> <p>※ 口座管理機関からの通知に基づく機構における共通番号情報登録簿への共通番号情報の登録については、第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 請求対象の株主等の口座が複数の者の共有に属する場合には、機構は加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の共通番号等を記載した「共通番号照会結果通知書」を発行者に対して通知する。</p> <p>※ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知を受けた株主等であって、名寄せされている同一の株主等について、当該総株主通知等に係る報告を行った口</p>

内 容	備 考
<p>③ 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>④ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者であるか各種請求取次ぎにより通知された者であるかの別</p> <p>⑤ 請求対象の株主等が総株主通知等により通知された者である場合には当該総株主通知等の株主確定日等又は請求対象の株主等が各種請求取次ぎにより通知された者である場合には当該各種請求取次ぎの取次日</p> <p>⑥ 総株主通知等又は各種請求取次ぎにより通知された請求対象の株主等の有する対象銘柄である振替株式等の数</p>	<p>口座管理機関から異なる共通番号が通知され、共通番号情報登録簿に登録されている場合には、それぞれの共通番号及び共通番号ごとの当該総株主通知等における残高を通知する。</p> <p>※ 同一の株主等について、加入者から共通番号の告知を受けている口座管理機関と受けていない口座管理機関の口座が名寄せされている場合には、告知分・未告知分に区分して通知する。</p> <p>※ 左記の通知日以降に、口座管理機関から機構に対して、共通番号の変更又は訂正の通知があっても、機構は、発行者に対して当該情報を通知しない。</p>

内 容			備 考
【発行者に対する共通番号情報の通知のイメージ図】			
	口座管理機関	機構	発行者（株主名簿管理人）
	総株主報告データ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総株主報告データの受付</div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">総株主通知データの作成</div>	
			総株主通知データ
0日 請求日		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">共通番号照会データの受付</div>	共通番号照会データ
夜間 バッチ		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">共通番号照会結果データの作成</div>	
+1日			共通番号照会結果データ

※ 左記の図は総株主通知を例に記載している。

※ 発行者は、機構から総株主通知により通知を受けた株主について、発行者が支払調書の作成する場合には対象となる株主のみの共通番号を、機構に対して「共通番号照会データ」により請求する。それを受けた機構は、請求の翌営業日に、発行者に対して、株主の共通番号を「共通番号照会結果データ」により通知する。

第9節 口座管理機関に対する個人番号等の提供

内 容	備 考
<p>1. 個人番号等の提供の概要</p> <p>(1) 概要</p> <p>機構は、国税通則法第74条の13の4第2項に基づき、株式等の発行者又は口座管理機関（外国間接口座管理機関を除く。以下本節において同じ。）からの、加入者の共通番号、氏名又は名称及び住所（以下「番号等」という。）の請求に対し、機構が保有するその加入者の番号等の提供を行う。本節では口座管理機関から機構への個人番号の未届加入者（個人番号を付与された加入者のうち、直近上位機関に対して個人番号を届け出していないものをいう。以下同じ。）に係る個人番号、氏名及び住所（以下「個人番号等」という。）の請求方法について定める。</p> <p>機構は個人番号等の提供にあたり、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に口座管理機関から通知された未届加入者の情報について照会を行い、その情報がJ-LISが運営する住民基本台帳ネットワークシステムに登録されている内容と一致した場合に、そこに登録されている個人番号等を口座管理機関に提供する。</p> <p>(2) 個人番号等の提供の対象となる加入者</p> <p>個人番号等の提供の対象は、機構取扱対象株式等に係る未届加入者とする。</p> <p>2. 未届加入者の個人番号等の請求に係る事前日程調整</p> <p>口座管理機関は、未届加入者の個人番号等の請求をする場合には、請求に係る日程調整を行うための「個人番号等提供事前連絡書」を次の（1）から（3）までに掲げるところにより、機構に対して通知しなければ</p>	<p>（業33条の4第1項、施33条の4第1項）</p> <p>※ 株式等の発行者からの加入者に係る番号等の請求については、第8節「発行者に対する共通番号情報の通知」に定める方法、口座管理機関が共通番号情報通知済の加入者に係る共通番号等の請求については、第6節「加入者情報の管理」に定める方法により行う。</p> <p>※ 振替株式等以外に係る未届加入者（短期社債振替制度、一般債振替制度及び投資信託振替制度の加入者並びに外国株券等保管振替決済制度の外国株券等実質株主）は対象とならない。</p> <p>※ 振替株式等の未届加入者であれば、加入者情報を通知していない加入者、振替株式等の残高が無い加入者も対象となる。</p> <p>※ 未届加入者の口座が複数の者の共有に属する場合には、個人番号を届け出していない共有者全員が対象となる。</p> <p>※ 事前日程調整のフローについては、資料1-9-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>ばならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「個人番号等提供事前連絡書」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>(1) 通知期限 機構が定める通知期限まで</p> <p>(2) 通知方法 Target 保振サイト</p> <p>(3) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座管理機関の名称及び口座管理機関コード ② 上位機関である直接口座管理機関の名称及び口座管理機関コード（①が間接口座管理機関の場合に限る。） ③ 請求事務に係る担当者の所属部署名、氏名及び連絡先電話番号 ④ 請求する未届加入者の件数 ⑤ 請求希望時期 ⑥ その他機構が定める事項 <p>機構は、全ての口座管理機関の「個人番号等提供事前連絡書」に記載された請求する未届加入者の件数及び請求希望時期を勘案し、J-LISと調整の上、全体の請求日程表を作成し、Target保振サイトにより口座管理機関に通知する。</p> <p>3. 口座管理機関から機構に対する未届加入者の個人番号等の請求</p> <p>口座管理機関は、未届加入者に係る個人番号等の請求をする場合には、機構から通知された請求日程表に記載された請求が可能な期間内に、未届加入者の個人番号等の請求をするための「個人番号等提供依頼書」及び「個人番号等提供依頼データ」を次の（1）から（3）までに掲げるところにより、機構に対して通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「個人番号等提供依頼書」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>(1) 通知方法</p>	<p>※ J-LISと調整した結果、口座管理機関が「個人番号等提供事前連絡書」により通知した請求希望時期と異なる時期での請求日程となる可能性がある。</p> <p>（業33条の4、施33条の4）</p> <p>※ 口座管理機関は、「個人番号等提供依頼データ」を機構に対して通知する場合には、あらかじめ機構が提供したツールにて簡易なチェックを行い、不備がないことを事前に確認する。</p> <p>※ 口座管理機関から機構に対する未届加入者の個人番号等の請求のフローについては、資料1-9-2参照。</p>

内 容	備 考
<p>加入者情報Web端末の「申請・届出書等」</p> <p>(2)「個人番号等提供依頼書」の通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座管理機関の名称及び口座管理機関コード ② 上位機関である直接口座管理機関の名称及び口座管理機関コード（①が間接口座管理機関の場合に限る。） ③ 請求事務に係る担当者の所属部署名、氏名及び連絡先電話番号 ④ 個人番号等を請求する全ての未届加入者が振替株式等の加入者である旨 ⑤ 機構が定める業務処理の方法に従う旨 <p>(3)「個人番号等提供依頼データ」の通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 未届加入者の氏名（漢字） ② 未届加入者の氏名（かな） ③ 未届加入者の生年月日 ④ 未届加入者の性別（情報を有しており、加入者から取扱いの同意を得ている場合に限る。） ⑤ 未届加入者の住所 ⑥ 未届加入者の住所の市町村コード <p>⑦ 未届加入者を識別する情報</p> <p>⑧ 請求する未届加入者の件数</p>	<p>※ 総務省が定める市町村コードを通知する。市町村コードの一覧については、総務省ホームページを参照。</p> <p>※ 各口座管理機関において未届加入者を識別するために利用している任意の情報（加入者口座コード等）を通知する。</p> <p>※ 左記の件数は、「個人番号等提供事前連絡書」で口座管理機関が通知した「請求する未届加入者の件数」と一致する必要はない。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から「個人番号等提供依頼書」及び「個人番号等提供依頼データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該口座管理機関に対し、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により、次の事項が記載された「受領確認書」を通知する。</p> <p>①データ等確認日</p>

内 容	備 考
<p>口座管理機関は、機構から通知された「受領確認書」の確認を速やかに行い、確認結果が「不受理」であった場合には、機構に対し、訂正内容を反映した「個人番号等提供依頼書」及び「個人番号等提供依頼データ」を再通知しなければならない。</p> <p>4. 機構から口座管理機関に対する個人番号等の提供</p> <p>機構は、口座管理機関から受領した「個人番号等提供依頼データ」に基づき、J-LIS に対して未届加入者の個人番号等を照会する。機構は、J-LIS から個人番号等の照会結果を受けた場合には、次の(1)から(2)に掲げるところにより口座管理機関に対して、「個人番号等照会結果データ」を通知する。</p> <p>口座管理機関は、機構から通知を受けた「個人番号等照会結果データ」が、自身が請求を行った未届加入者に係る「個人番号等照会結果データ」でないときは、速やかにその直近下位機関のうち当該請求を行った口座管理機関又は当該口座管理機関の上位機関である者に対して、「個人番号等照会結果データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、その者でない場合も同様とする。)</p> <p>(1) 通知方法 加入者情報Web端末の「申請・届出書等」</p> <p>(2) 「個人番号等照会結果データ」の通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 未届加入者の氏名(漢字) ② 未届加入者の氏名(かな) ③ 未届加入者の生年月日 ④ 未届加入者の性別(情報を有している場合) ⑤ 未届加入者の住所 ⑥ 未届加入者の住所の市町村コード ⑦ 未届加入者を識別する情報 ⑧ 個人番号(12桁) ⑨ 氏名(漢字) ⑩ 氏名(かな) ⑪ 住所 ⑫ その他機構が定める事項 	<p>②確認結果(「受理」又は「不受理」) ③確認結果が不受理である場合は不備事由</p> <p>※ 個人番号等の請求は、あらかじめJ-LISと調整した日程に基づき行われるため、口座管理機関からの再通知が遅延した場合には、日程が後日に変更となる可能性がある。</p> <p>(業33条の5第1項から第3項まで)</p> <p>※ 左記①から⑦は、口座管理機関が「個人番号等提供依頼データ」により通知した内容を通知し、⑧から⑫は、J-LIS から通知された内容を通知する。</p> <p>※ 個人番号は、J-LIS への照会時点の最新情報を通知し、氏名及び住所は「個人番号等提供依頼データ」の内容と一致した情報を通知する。</p> <p>※ 機構は、J-LIS から通知された照会結</p>

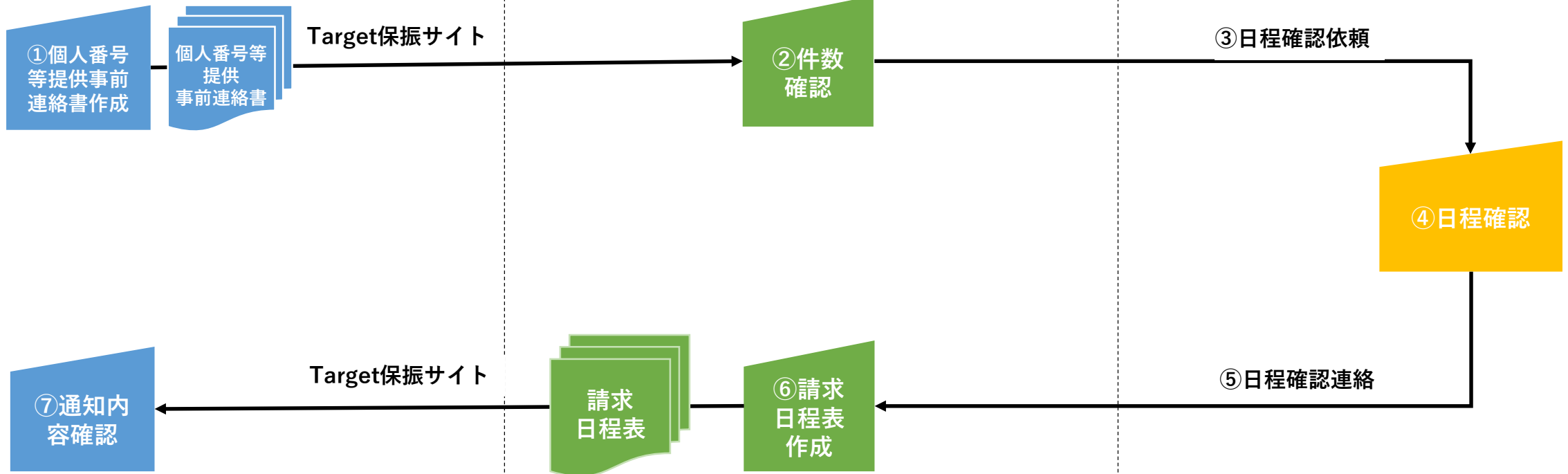
内 容	備 考
<p>5. 口座管理機関による個人番号等の確認</p> <p>口座管理機関は、「個人番号等照会結果データ」に記録された未届加入者に係る個人番号等が、請求した未届加入者に係る個人番号等であることを確認し、機構に対して、未届加入者のものであることを確認した個人番号を「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」により通知する。</p>	<p>果の判定内容に基づき、未届加入者の情報と一致したと判断される場合、口座管理機関に対して、個人番号等を通知し、不一致と判断した場合には、個人番号等を通知しない。</p> <p>※ 機構が、未届加入者の情報と一致したと判断し、個人番号等を設定する条件については、資料1-9-3参照。</p> <p>（業32条の3及び33条の5第4項、施28条の2）</p> <p>※ 「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」の通知については、第6節「加入者情報の管理」を参照。</p>

事前日程調整のフロー

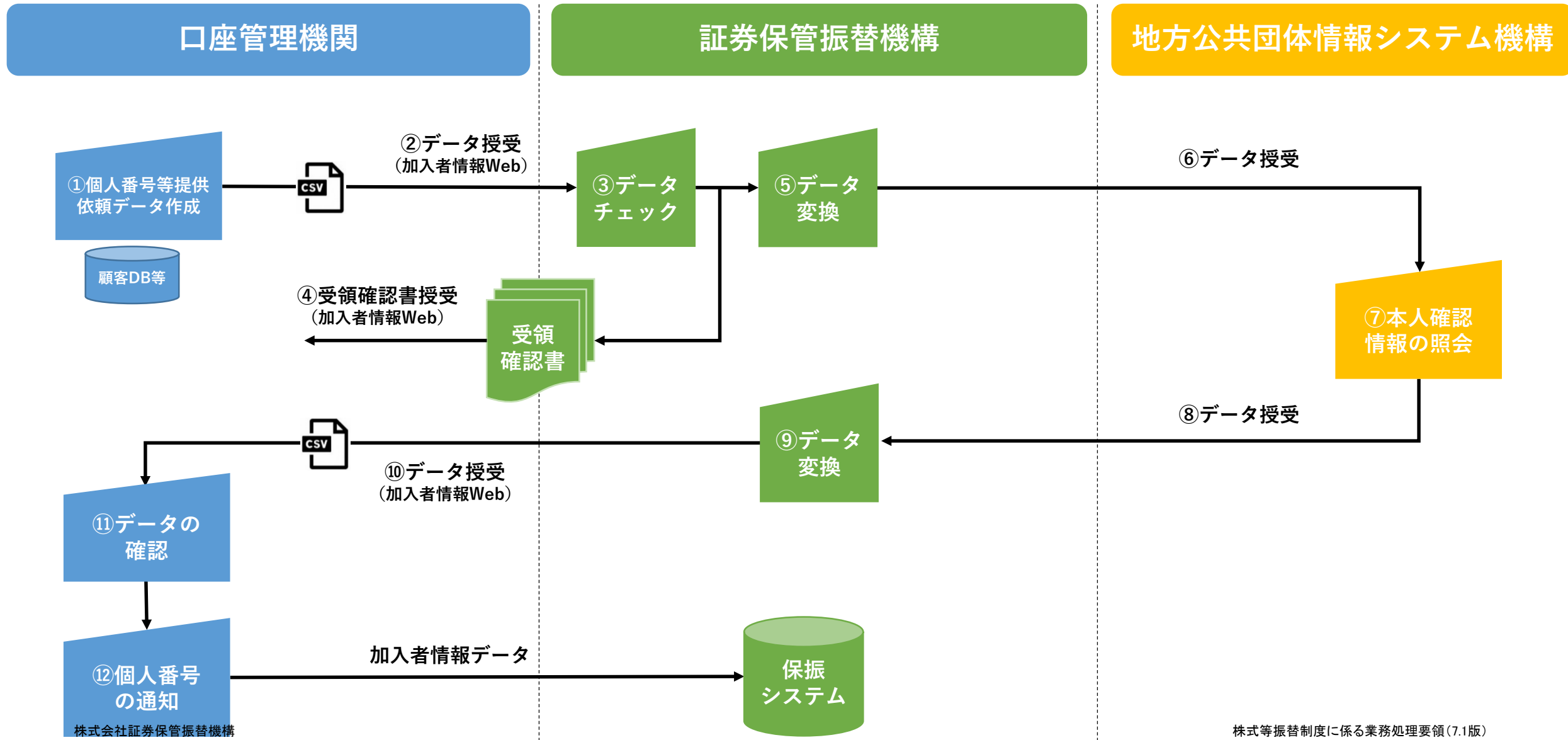
口座管理機関

証券保管振替機構

地方公共団体情報システム機構



個人番号等の請求のフロー



個人番号等の設定条件

資料 1 - 9 - 3

J-LIS への照会結果が 1 件のみであり、以下の各項目の一致状況のケースに該当する場合に、個人番号等を設定します。

個人番号等提供依頼データに設定された内容と J-LIS の登録内容の一致状況

ケース	氏名 (漢字)	氏名 (かな)	住所	性別	生年月日	対象
1	一致 (※1)	一致 (※2)	一致 (※3)	一致 または 不明 (※4)	一致	日本人住民 外国人住民
2	不一致	一致 (※2)	一致 (※3)	一致 または 不明 (※4)	一致	
3	一致 (※1)	不一致	一致 (※3)	一致 または 不明 (※4)	一致	
4	部分一致 (※5)	一致 (※2)	一致 (※3)	一致 または 不明 (※4)	一致	外国人住民
5	一致 (※1)	部分一致 (※5)	一致 (※3)	一致 または 不明 (※4)	一致	

※1 設定された漢字が JISX0208 範囲外、または、J-LIS の登録内容が外字 (J-LIS の使用範囲対象外) のため、一致と判定されない場合を含む

※2 設定された氏名 (かな) が一致しないが、清音で一致した場合を含む

※3 設定された住所が一致しないが、表記ゆれで同一住所とみなされる場合を含む

※4 設定された性別が「不明」である場合

※5 設定された氏名 (漢字・かな) の一部 (通名等) のみ一致した場合

内 容	備 考
<p>c 指定株主名簿管理人等の指定の公表等</p> <p>(a) 機構ホームページによる公表 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ② 株主名簿管理人コード ③ 指定日 <p>(b) Target 保振サイトによる通知 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を行う場合には、Target 保振サイトにより、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ② 株主名簿管理人コード ③ 指定日 <p>2. 届出事項に変更があった場合の手続</p> <p>(1) 指定株主名簿管理人等による届出 指定株主名簿管理人等は、1. (2) の申請書類により機構に対して届け出た内容に変更があった場合には、直ちに、機構に対し、次に掲げる書類に変更の内容を記載し、Target 保振サイトにより提出しなければならない（以下の①～③の書式については、機構ホームページに掲載。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法人情報届出書 (CMN-B01) ② 業務責任者及び業務担当者等届出書 (CMN-B05) ③ 手数料請求先等に関する届出書 (CMN-B02) <p>(2) 変更内容の公表等</p> <p>a 機構ホームページによる公表 機構は、(1) の届出により、指定株主名簿管理人等の商号又は名称に変更があることを知った場合には、あらかじめ、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更前の指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ② 変更後の指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ③ 株主名簿管理人コード ④ 変更日 	<p>(業 13 条第 4 項)</p> <p>(業 13 条第 10 項)</p> <p>(業 13 条第 5 項)</p> <p>(業 13 条第 6 項)</p>

内 容	備 考
<p>b Target 保振サイトによる通知 機構は、(1)の届出により指定株主名簿管理人等の商号又は名称に変更があることを知った場合には、Target 保振サイトにより、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、変更内容を通知する。</p> <p>3. 指定株主名簿管理人等の指定取消手続</p> <p>(1) 指定株主名簿管理人等による指定取消申請 指定株主名簿管理人等が、指定株主名簿管理人等としての指定の取消しを受けようとする場合には、指定取消日の1か月前までに、機構に対し、「制度脱退に係る申請書 (CMN-A03)」(書式は機構ホームページに掲載)を Target 保振サイトにより提出することにより、その旨を申し出なければならない。</p> <p>(2) 機構による指定株主名簿管理人等の指定取消し等</p> <p>a 指定株主名簿管理人等の申請による指定取消し 機構は、指定株主名簿管理人等から(1)の指定取消申請を受けた場合には、その指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す。</p> <p>b 指定株主名簿管理人等が法令等に違反した場合の措置 機構は、指定株主名簿管理人等が次に係る事由のいずれかに該当した場合には、取締役会の決議に基づき、当該指定株主名簿管理人等に対し、指定株主名簿管理人等としての指定の取消し又は戒告の処分を行うことができる。</p> <p>① 法令、法令に基づく行政官庁の処分、業務規程若しくは規則等に違反した場合</p> <p>② ①のほか、株式等振替業の適正かつ円滑な運営を確保するため必要であると機構が認めた場合</p> <p>c 指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合の通知 機構は、指定株主名簿管理人等としての指定を取り消す場合には、あらかじめ、当該指定株主名簿管理人等に対し、Target 保振サイトにより、その指定取消日及び株主名簿管理人コードを通知する。</p> <p>d 指定株主名簿管理人等の指定取消しの公表等</p> <p>(a) 機構ホームページによる公表 機構は、指定株主名簿管理人等の指定取消しを行う場合には、機構ホームページにて、次に掲げる事項を公表する。</p>	<p>(業 13 条第 10 項)</p> <p>(業 13 条第 7 項) ※ 指定取消申請を行うに際しては、事前に、機構との間で調整を行う必要がある。</p> <p>(業 13 条第 8 項) ※ 機構は、処分を行った場合には、機構ホームページ上にてその旨を公表する。</p> <p>(業 13 条第 9 項)</p> <p>(業 13 条第 11 項)</p>

内 容	備 考
<p>① 指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ② 株主名簿管理人コード ③ 指定取消日</p> <p>(b) Target 保振サイトによる通知 機構は、指定株主名簿管理人等の指定取消しを行う場合には、Target 保振サイトにより、振替株式等の発行者、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 指定株主名簿管理人等の商号又は名称 ② 株主名簿管理人コード ③ 指定取消日</p>	<p>(業 13 条第 10 項)</p>

以 上

第2章 振替株式

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第2章 振替株式

第1節	振替口座簿とその記録事項等	2 - 1 - 1	~	2 - 1 - 10
第2節	新規記録手続	2 - 2 - 1	~	2 - 2 - 142
第3節	振替手続	2 - 3 - 1	~	2 - 3 - 82
第4節	単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続	2 - 4 - 1	~	2 - 4 - 13
第5節	抹消手続	2 - 5 - 1	~	2 - 5 - 6
第6節	株式併合及び株式分割に係る手続	2 - 6 - 1	~	2 - 6 - 13
第7節	発行者の組織再編に係る手続	2 - 7 - 1	~	2 - 7 - 119
第8節	リコンサイルの手続	2 - 8 - 1	~	2 - 8 - 8
第9節	総株主通知に係る手続	2 - 9 - 1	~	2 - 9 - 40
第10節	個別株主通知に係る手続	2 - 10 - 1	~	2 - 10 - 37
第11節	振替口座簿の情報提供請求に係る手続	2 - 11 - 1	~	2 - 11 - 65
第12節	振替株式の総数等の公示	2 - 12 - 1	~	2 - 12 - 3
第13節	外国人保有制限銘柄についての期中公表に係る手続	2 - 13 - 1	~	2 - 13 - 7
第14節	配当金に関する取扱い	2 - 14 - 1	~	2 - 14 - 61
第15節	超過記録発生時の取扱い	2 - 15 - 1	~	2 - 15 - 15
第16節	振替株式の取扱廃止時の取扱い	2 - 16 - 1	~	2 - 16 - 6
第16節の2	書面交付請求に係る手続	2 - 16 - 2 - 1	~	2 - 16 - 2 - 6
第17節	振替投資口の取扱い	2 - 17 - 1	~	2 - 17 - 3
第18節	振替優先出資の取扱い	2 - 18 - 1	~	2 - 18 - 2

第1節 振替口座簿とその記録事項等

内 容	備 考
<p>1. 振替口座簿の区分 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分しなければならない。</p> <p>2. 口座管理機関の口座 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分しなければならない。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 自己口 ② 顧客口</p> <p>3. 振替口座簿の記録事項</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 自己口の記録事項等</p> <p style="margin-left: 40px;">a 保有欄・質権欄の区分 振替口座簿中の自己口は、その加入者の保有する振替株式を記録する欄（以下「保有欄」という。）と当該加入者が質権者であるときに、質権の目的である振替株式（以下「質権株式」という。）を記録する欄（以下「質権欄」という。）に区分しなければならない。</p> <p style="margin-left: 40px;">b 記録事項 自己口には、次に掲げる事項を記録する。</p> <p style="margin-left: 60px;">① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② ①の加入者の加入者口座コード ③ 銘柄及び銘柄コード ④ 銘柄ごとの数（次の⑤に掲げるものを除く。） ⑤ 加入者が質権者であるときは、その旨、質権株式の銘柄ごとの数、当該数のうち株主ごとの数、当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の加入者口座コード ⑥ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに④及び⑤の数のうち信託財産であるものの数 ⑦ ④又は⑤の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記録がされた日 ⑧ 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときは、その旨 ⑨ ⑤の株主が直接外国人であるときは、その旨 ⑩ 差押命令等により処分の制限がされた場合においては、その旨の表示及び当該差押命令等が送</p>	<p>(業 37 条 1 項)</p> <p>(業 37 条 2 項、施 36 条 1 項及び 3 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、その開設する口座に記録する質権株式の株主の氏名又は名称及び住所を、機構に対する加入者情報の照会（質権株式の株主の加入者口座コードを指定）により得た情報により記録することができる。（当該照会は、当該質権株式についての担保株式の届出（第3節「振替手続」参照。）がされている場合に限って、届出がされた株主の加入者口座コードについて可能である。また、口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて左記の照会を行う。直接口座管理機</p>

内 容	備 考
<p>達された年月日</p> <p>⑪ 加入者の口座に記録がされている振替株式についての権利を当該加入者が取得した日と当該振替株式について当該加入者の口座に増加の記録をした日が異なるときは、その取得した日</p> <p>⑫ 振替により振替株式についての権利の移転を受けた加入者の口座に当該振替株式についての増加の記録をした日と、当該振替株式について権利を移転した加入者（権利の移転を受けた加入者と同一の者の場合（いわゆる口座移管の場合）に限る。）の口座に当該振替株式についての減少の記録がされた日が異なるときは、その減少の記録がされた日</p> <p>(2) 顧客口の記録事項 顧客口には、次に掲げる事項を記録しなければならない。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 銘柄ごとの数</p> <p>(3) 信託財産である旨の記録</p> <p>a 加入者からの申請による記録</p> <p>(a) 信託の記録</p> <p>ア 加入者による申請</p> <p>(ア) 受託者による申請</p> <p>信託の受託者である加入者は、直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、その口座（顧客口を除く。）に記録された振替株式について、振替株式が信託財産である旨の記録をすることの申請（以下「信託財産表示の申請」という。）をすることができる。</p> <p>① 受託者の口座</p> <p>② 当該申請に係る振替株式の銘柄、銘柄コード及び数</p> <p>③ ①の口座において信託の記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別</p> <p>(イ) 受益者又は委託者による申請</p> <p>受益者又は委託者は、受託者に代位して信託財産表示の申請をすることができる。この場合においては、受益者又は委託者は、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替株式についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>イ 機構及び口座管理機関の処理</p>	<p>関は、下位機関からの委託を受けて、機構に対し当該照会をする。）</p> <p>(業 37 条 3 項、施 36 条 4 項)</p> <p>(業 39 条及び 40 条)</p>

内 容	備 考
<p>機構及び口座管理機関は、その加入者から信託財産表示の申請を受けたときは、当該申請に係る口座において、当該申請に係る振替株式について信託財産である旨の記録（(1) b ⑥に掲げる事項の記録をいう。以下同じ。）をしなければならない。</p> <p>(b) 信託の記録の抹消</p> <p>ア 加入者による申請</p> <p>振替株式についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替株式についての権利が信託財産に属しないこととなる場合には、受託者及び受益者は、受託者の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、信託の記録の抹消の申請（以下「信託財産表示の抹消申請」という。）をすることができる。受益者が信託財産表示の抹消申請をする場合においては、申請に際して、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因及び自己が受益者である旨を証する資料を提出しなければならない。</p> <p>① 受託者の口座</p> <p>② 当該申請に係る振替株式の銘柄、銘柄コード及び数</p> <p>③ ①の口座において信託の記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別</p> <p>イ 機構及び口座管理機関の処理</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から信託財産表示の抹消申請を受けたときは、当該申請に係る口座において、当該申請に係る振替株式について信託財産である旨の記録を抹消しなければならない。</p> <p>(4) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録</p> <p>a 加入者からの申告（書類の提示）に基づく記録</p> <p>(a) 外国人である旨の記録</p> <p>ア 加入者による申請</p> <p>加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等であるとき又は外国人保有制限銘柄の外国人等となったときは、直近上位機関に対し、その旨を記した書類又は資料を提示して申告（次のイにおいて「外国人等申告」という。）しなければならない。</p> <p>イ 機構及び口座管理機関における処理</p> <p>機構及び口座管理機関は、加入者から外国人等申告があったときは、その加入者の口座に加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録をしなければならない。（加入者情報の</p>	<p>※ 左記の事項は、口座管理機関と加入者との契約事項である。（第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」参照。）</p>

内 容	備 考						
<p>管理については第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。）</p> <p>(b) 外国人である旨の記録の抹消</p> <p>ア 加入者による申請 加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等でなくなったときは、直近上位機関に対し、その旨の申告（次のイにおいて「外国人等抹消申告」という。）をしなければならない。</p> <p>イ 機構及び口座管理機関における処理 機構及び口座管理機関は、加入者から外国人等抹消申告があったときは、その加入者の口座の加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録を抹消しなければならない。（加入者情報の管理については第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。）</p> <p>b 機構からの通知に基づく記録 機構からの加入者情報更新済通知に基づく記録及び記録の抹消については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>(5) 処分の制限に関する事項の記録 機構及び口座管理機関は、執行裁判所等から差押命令等の送達を受けたときは、その内容に従い、加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録をしなければならない。</p> <p>(6) 口座の増加記録日と異なる取得日の記録 機構及び口座管理機関は、その加入者が発行者から交付されるべき振替株式を取得した日と当該振替株式の増加を口座に記録した日が異なるときは、その取得日を当該振替株式の増加の記録に付記しなければならない。</p>	<p>(業37条2項)</p> <p>(業37条2項)</p> <p>※ 以下の振替株式については、発行者から交付されるべき振替株式を取得した日と当該振替株式の増加を口座に記録した日が異なる可能性がある。</p> <table border="1" data-bbox="1581 1241 2074 1430"> <thead> <tr> <th>交付される場合</th> <th>交付される手続</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>募集株式の発行</td> <td>一般の新規記録手続</td> </tr> <tr> <td>単元未満株式の売渡請求に係る売渡</td> <td>一般の振替手続</td> </tr> </tbody> </table>	交付される場合	交付される手続	募集株式の発行	一般の新規記録手続	単元未満株式の売渡請求に係る売渡	一般の振替手続
交付される場合	交付される手続						
募集株式の発行	一般の新規記録手続						
単元未満株式の売渡請求に係る売渡	一般の振替手続						

内 容	備 考	
	株式	
	取得請求権付株式の取得請求の対価の振替株式	一般の新規記録 手続又は新規記録通知データを利用した振替手続
	取得条項付商品の一部取得の対価の振替株式	一般の新規記録 手続又は新規記録通知データを利用した振替手続
	振替新株予約権、振替新株予約権付社債の行使による新株式	一般の新規記録 手続（自己株式を移転する場合も同様）
	合併等の対価株式（消滅会社が振替株式等でない）	一般の新規記録 手続又は新規記録通知データを利用した振替手続
	株式併合、分割、合併等に係る調整株式	配分明細
<p>新規記録通知データを利用する手続の場合には、新規記録通知情報データにより新規記録日と効力発生日の両方のデータが口座管理機関に通知される。また、配分明細によっても口座簿記録日と効力発生日の両方のデータが通知される。（口座通知の手続きがある場合は「新規記録情報データ」に効力発生日は含まれない。）</p> <p>一般の振替手続となる単元未満株式</p>		

内 容	備 考
<p>(7) 記録事項の変更</p> <p>a 振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったとき 機構及び口座管理機関は、その備える振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記録をしなければならない。</p> <p>b 口座の移管が行われたとき 機構及び口座管理機関は、口座の移管に係る振替の処理において、振替元口座に減少の記録をした日と振替先口座に増加の記録をした日が異なっているときは、その加入者の申出により、振替先口座の増加の記録日に振替元口座の減少の記録日を付記しなければならない。</p> <p>4. 機構における取扱い</p> <p>(1) 口座の取扱い</p> <p>a 開設する機構加入者口座 機構が開設する機構加入者口座は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める。 ① 機構加入者が口座管理機関である場合 自己口及び顧客口 ② 機構加入者が口座管理機関でない場合 自己口</p> <p>b 口座区分の属性区分及び利用目的 振替株式に関する区分口座コード毎の口座の種類及び属性区分の対応は以下の通り。(口座の種別及び属性区分については【機構加入者口座の構成】(第1章第4節2.)を参照。)</p>	<p>の売渡請求の場合には、振替済通知や口座処理明細には、効力発生日の項目はないが、口座管理機関は、単元未満株式売渡代金入金依頼データにより入金予定日が通知されることにより効力発生日を知ることが可能である。(売渡しの効力は代金支払時に発生する。)</p> <p>(業 37 条 2 項及び 38 条 1 項、施 36 条 2 項)</p> <p>※ 「振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったとき」とは、加入者からの変更届又は機構からの加入者情報更新済通知により加入者の住所等の変更を知ったときや、機構からの通知により銘柄名の変更を知ったときである。</p> <p>(業 19 条、施 12 条及び 13 条)</p> <p>※ 機構加入申請者又は機構加入者は、口座の開設又は区分口座の開設の申請をするときは、開設を申請する機構加入</p>

内 容			備 考
			者口座又は区分口座の属性区分及び利用目的を明示する。(第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。)
コード	口座の種別	属性区分	※ 外国人株式記録口以外に外国人保有制限銘柄以外の銘柄を記録することは可能である。
00	自己口	保有口	※ 左記の区分口座のコードと区分口座の属性区分との対応は原則的なものである。
01～19		保有口	
20～39		信託口	
40～49		保有口、担保専用口又は信託口	
50～59	予備(無指定)		
60～69	顧客口	顧客口	
70～79		顧客口	
80～89		顧客口又は外国人株式記録口	
90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口	
98	自己口	質権口	
99		質権口又は質権信託口	
(2) 振替口座簿の記録に関する取扱い			
a 機構加入者等の氏名等の記録			
機構は、その備える振替口座簿に記録すべき次に掲げる事項を、加入者情報として登録された情報により記録する。			
① 機構加入者の名称及び住所			
② 質権口に記録する株主の氏名又は名称及び住所			
b 信託財産である旨の記録			
(a) 機構加入者からの申請による記録			
ア 信託口又は質権信託口による記録			
(ア) 信託口又は質権信託口の記録			
機構加入者が信託の受託者である場合、信託財産である振替株式等は信託口又は質権信託口に記録しなければならない。			
(イ) 信託口又は質権信託口の機能			
信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替株式等(質権の目的であるものを除く。)に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替株式等に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替株式等については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。			※ 「信託口」と「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」((3) b 参照)とは、一体のものではなく、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行わない信託口の開設を受けることも可能である。

内 容	備 考
<p>(ウ) 信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。</p> <p>c 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録（以下当該事項の記録をした振替株式の数を「凍結残高」という。）をするときは、機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。また、当該記録をしたときは、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合Web端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。</p> <p>(3) 信託財産名義の取扱い a 信託財産名義の取扱い 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替株式の全部又は一部につき、当該機構加入者口座の名義以外の名称（以下「信託財産名義」という。）を総株主通知又は発行者による情報提供請求に際して発行者に通知する取扱い（以下「信託財産名義の取扱い」という。）の申出をすることができる。</p> <p>b 信託財産名義の取扱いの包括的な申出 (a) 機構加入者による信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口について、信託財産名義の取扱いの包括的な申出（当該信託口に記録された振替株式等について、信託財産名義の取扱いの個別の申出に代えて、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記録された振替株式等についての総株主通知、個別株主通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務（以下「信託財産名義管理事務」という。）を行うことの申出をいう。以下同じ。）を申請することができる。</p> <p>(b) 申請方法 機構加入者は、機構に対し、原則として信託口の区分口座の開設の申請をするときに、当該信託口について信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請をする。</p> <p>(c) 機構による承認</p>	<p>※ 機構加入者は、複数の信託口又は質権信託口の開設を受けることが可能である。</p> <p>※ 帳表ファイル等の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>(業134条、施177条及び178条) ※ 左記の「当該機構加入者口座の名義」とは例えば「〇〇信託銀行株式会社」であり、信託財産名義とは例えば「〇〇信託銀行株式会社（年金信託口）」である。</p> <p>(業131条、133条及び137条、施176条) ※ 信託財産名義通知信託口以外の信託口に記録された振替株式等については、機構に対し、特別株主の申出の機能を利用して、信託財産名義の取扱いの個別の申出（信託財産名義に係る加入者口座コード、銘柄、株式数等を指定）をすることができる。当該信託口に記録された振替株式等については、信託財産名義管理事務を行う必要はなく、機構が当該事務に係る各種の報告データ（当該機構加入者口座の名義（信託財産名義の取扱いの個別の申出がされたものについては申出された信託財産名義）を株主の名義と</p>

内 容	備 考
<p>機構は、機構加入者から信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請を受けた場合であって、当該機構加入者が信託財産名義管理事務を適正かつ円滑に行うことができることその他の機構が定める要件を満たしていると認めるときは、当該申請の承認（以下、機構が当該承認をした信託口を「信託財産名義通知信託口」という。）をする。</p> <p>(d) 信託財産名義管理簿の備置 機構及び信託財産名義通知信託口の機構加入者は、次に掲げる事項を記録した信託財産名義管理簿を備えなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 信託財産名義通知信託口の機構加入者コード ② 信託財産名義の加入者口座コード ③ ②の加入者口座コードごとの銘柄及び数 ④ ③の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日 <p>c 信託財産名義に係る加入者の情報の取扱い 信託財産名義に係る加入者の情報の取扱いについては、第1章第6節を参照。</p> <p>(4) プール残高の指定及び解除</p> <p>a 機構によるプール残高の指定 機構は、DVP参加者から受けた次に掲げる請求につき、それぞれに定める条件が充足されていないことに起因して振替未了又は指定未了と取り扱っているものについて、機構が受け付けた順位で、機構が、当該条件が充足されたときに当該請求に係る振替又は指定に係る処理を行うために振替対象証券残高から控除すべき残高（以下「プール残高」という。）を口座ごとに指定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① DVP振替請求 当該DVP振替請求に付された振替実行条件のうち振替対象証券残高に関するもの以外の条件 ② 振替・指定請求 当該振替・指定請求が行われた際に、併せて機構に行われた所定の振替請求に付された条件のうち、振替対象証券残高に関するもの以外の条件 <p>b DVP参加者によるプール残高解放の申請 DVP参加者は、アに掲げる請求のうちプール残高を指定したもの以外の請求について同①の振替対象証券残高に関する条件を充足させるために、次に掲げるところにより、機構に対し、プール残高の解放の申請をすることができる。</p> <p>(a) 申請手段</p>	<p>したデータ)を自動作成する。</p> <p>※ 信託財産名義通知信託口に記録された振替株式については、特別株主の申出をすることはできない。</p> <p>※ 信託財産名義に係る各種の取扱いについては別紙2-1-2参照。</p> <p>(施74条)</p> <p>※ DVP参加者とは、ほふりクリアリングの業務方法書の定めるところに従い清算参加者の資格を有する者をいう。</p>

内 容	備 考
<p>統合W e b 端末（画面入力（プール残高解放請求））</p> <p>(b) 取扱時間 午前9時から午後3時30分まで</p> <p>(c) 申請事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ センタリファレンスNO、送信者リファレンスNO、株式等リファレンスNO（いずれか一つ指定） ④ 一時停止区分</p> <p>(d) 訂正又は取消方法 訂正又は取消をすることはできない。</p> <p>c 機構における処理 機構は、プール残高解放申請を受けたときは、直ちに、当該申請に係るプール残高の指定の解除に係る処理を行い、申請をしたDVP参加者に対し、統合W e b 端末により、その旨を通知する。</p>	

以 上

譲渡担保権が信託財産である場合について

■ 機構加入者が担保[略式譲渡担保]を受け入れる場合（譲渡担保権が信託財産である場合を想定）に、振替を受ける区分口座としては、次の3つが考えられる。

- ① 保有口
- ② 信託口（信託財産名義の取扱いの包括的な申出がされたものを除く。）
- ③ 担保専用口

振替請求、特別株主の申出及び信託財産表示の関係は、以下の表のとおり。

区分口座	差入側の 機構加入者が行う 振替請求		担保権者[受入側]の機構加入者が行う 特別株主の申出	総株主報告
	振替請求の種類	振替請求における信託財産表示分指定		
保有口	振替請求（譲渡担保）【担保事由：1（担保設定）】	（表示あり）	不要 （振替と同時に自動処理）	不要 （機構自動作成）
		（表示なし）	不要 （振替と同時に自動処理）	不要 （機構自動作成）
	一般の振替請求（注1）	（表示あり）	必要	不要 （機構自動作成）
		（表示なし）	必要	不要 （機構自動作成）
信託口	振替請求（譲渡担保）【担保事由：1（担保設定）】	（表示あり）	不要 （振替と同時に自動処理）	不要 （機構自動作成）
		（表示なし）	不要 （振替と同時に自動処理）	不要 （機構自動作成）
	一般の振替請求（注1）	（表示あり）	必要	不要 （機構自動作成）
		（表示なし）	必要	不要 （機構自動作成）
担保専用口 ¹	一般の振替請求 ² （注1）	（表示あり）	省略の取扱い（注2）	委託先機構加入者が報告（注3）
		（表示なし）	省略の取扱い（注2）	委託先機構加入者が報告（注3）

（注1）一般の振替請求とは、「振替請求（譲渡担保）」又は「振替請求（質権）」以外の振替請求のことを指す。

（注2）日々の担保受入れデータ、特別株主管理事務委託状況報告データの通知が必要。

（注3）委託先機構加入者コードが機構加入者の保有口の場合には、機構が自動作成。

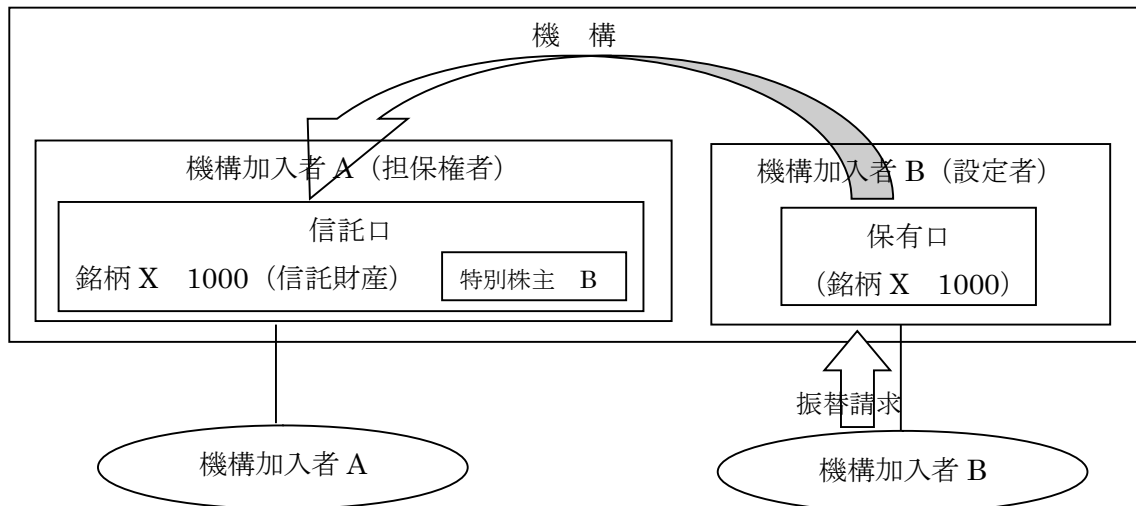
¹ 担保専用口を信託口とする（担保専用口に記録された振替株式すべてに一律信託財産表示する）取扱いも可能。

² 振替請求（譲渡担保）【担保事由：2（担保解除）】によっても担保専用口への振替は可能であるが、ここでは説明を省略する。

- 特別株主の申出がされている振替株式について、返戻（担保解除）のための振替をしようとするときは、「振替請求（譲渡担保）【担保事由：2（担保解除）】」で行う³。以下において、前ページの表の「信託口」「振替請求（譲渡担保）」を使用するパターンについて、担保受入れ・担保返戻における振替請求の具体例を示す。

（注） 担保権設定者は機構加入者ではなく口座管理機関の加入者である場合も想定されるが（その場合は、機構加入者の顧客口からの振替になる）、以下では図を単純化するために、機構加入者が自己保有分を他の機構加入者へ担保として差し入れるケースで説明している。

（1）担保受入れ



前日振替請求（譲渡担保）の例（※）

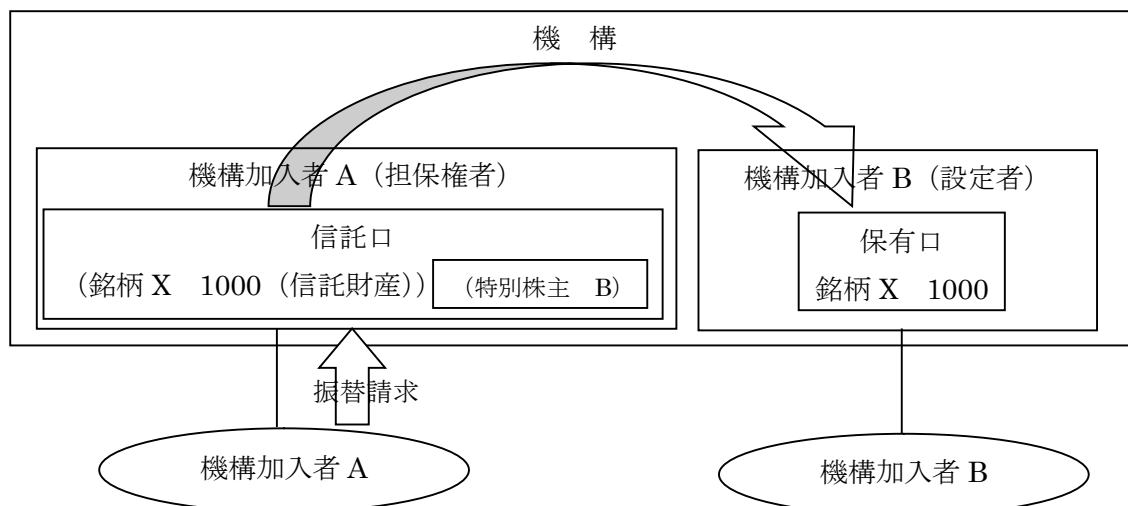
機構加入者 B による右記の振替請求により、機構加入者 B の保有口に銘柄 X1000 株についての減少の記録がされ、機構加入者 A の信託口に銘柄 X1000 株についての増加の記録がされると同時に信託財産表示がされる。また同時に、その増加した銘柄 X1000 株について、機構加入者 A から特別株主の申出（特別株主は B）があったものとして、機構の特別株主管理簿に記録される。

レコード区分	D
処理区分コード	255
担保事由	1（担保設定）
機構加入者コード	【機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット】
銘柄コード	銘柄 X 【銘柄コードをセット】
相手方機構加入者コード	【機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット】
数量	1000 【数量をセット】
渡方加入者口座コード	【機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット】
受方加入者口座コード	<入力不可>
加入者口座コード（特別株主）	【機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット】
社内処理用項目	<任意入力>
メッセージ 1	<任意入力>
メッセージ 2	<任意入力>
信託財産表示分	△

（※） 先日付振替請求（譲渡担保）による請求も可能。

³ 転担保権者が転担保権設定者に担保解除をするときは、原則として振替請求（譲渡担保）【担保事由：3（転担保）】で行うが、ここでは説明は省略する。

(2) 担保返戻



前日振替請求（譲渡担保）の例（※）

レコード区分	D
処理区分コード	255
担保事由	2 (担保解除)
機構加入者コード	[機構加入者 A の信託口の機構加入者コードをセット]
銘柄コード	銘柄 X [銘柄コードをセット]
相手方機構加入者コード	[機構加入者 B の保有口の機構加入者コードをセット]
数量	1000 [数量をセット]
渡方加入者口座コード	<入力不可>
受方加入者口座コード	[機構加入者 B の保有口の加入者口座コードをセット]
加入者口座コード (特別株主)	[機構の特別株主管理簿に記録されている特別株主 B の加入者口座コード (機構加入者 B の保有口の加入者口座コード) をセット]
社内処理用項目	<任意入力>
メッセージ1	<任意入力>
メッセージ2	<任意入力>
信託財産表示分	△

機構加入者 A による左記の振替請求により、機構加入者 A の信託口に記録されている銘柄 X1000 株（信託財産分）[特別株主 B 分]についての減少の記録がされ、同時に機構加入者 A から特別株主の申出内容の変更の申出（銘柄 X 特別株主 B 分 1000 株の減少）があったものとして、機構の特別株主管理簿が更新される。また、機構加入者 B の保有口に銘柄 X1000 株についての増加の記録がされる。

(※) 先日付振替請求（譲渡担保）による請求も可能。

信託財産名義に係る各種の取扱いについて

別紙 2-1-2

内 容	備 考
<p>1. 信託口</p> <p>(1) 信託口の機能</p> <p>信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替株式等（質権の目的であるものを除く。）に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、機構は、当該区分口座に記録された振替株式等については、その全てに一律に信託財産である旨の記録（信託財産表示）を行う。</p> <p>(2) 信託口の開設</p> <p>機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨を申告することで、信託口の開設を受けることができる。</p> <p>2. 信託財産名義の取扱い</p> <p>(1) 信託財産名義の取扱い</p> <p>機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替株式の全部又は一部につき、当該機構加入者口座の名義以外の名称（以下「信託財産名義」という。）を総株主通知等に際して会社に通知する取扱い（以下「信託財産名義の取扱い」という。）の申出をする</p>	<p>※ 「信託口」と「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」（2.（2）参照）とは、一体のものではなく、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行わない信託口の開設を受けることも可能である。</p> <p>※ 信託財産である質権の目的の振替株式等に限って、記録するための区分口座としては、質権信託口がある（質権信託口については、「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」による取扱いはない（総株主通知の際には、質権信託口の名義人である機構加入者ではなく、質権信託口に記録された株主（質権設定者）を株主として会社に通知する。）。）。</p> <p>※ 機構加入者は、複数の信託口の開設を受けることが可能である。</p> <p>※ 左記の「当該機構加入者口座の名義」とは例えば「〇〇信託銀行株式会社」であり、信託財産名義とは例えば「〇〇信託銀行株式会社（年金信託口）」</p>

内 容	備 考
<p>ことができる。</p> <p>(2) 信託財産名義の取扱いの包括的な申出</p> <p>a. 機構加入者による信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請</p> <p>機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口について、信託財産名義の取扱いの包括的な申出（当該信託口に記録された振替株式等について、信託財産名義の取扱いの個別の申出に代えて、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記録された振替株式等についての総株主通知、個別株主通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務（以下「信託財産名義管理事務」という。）を行うことの申出をいう。以下同じ。）を申請することができる。</p> <p>b. 申請方法</p> <p>機構加入者は、機構に対し、原則として信託口の区分口座の開設の申請をするときに、当該信託口について信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請をする。</p> <p>c. 機構による承認</p> <p>機構は、機構加入者から信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請を受けた場合であって、当該機構加入者が信託財産名義管理事務を適正かつ円滑に行うことができることその他の機構が定める要件を満たしていると認めるときは、当該申請の承認（以下、機構が当該承認をした信託口を「信託財産名義通知信託口」という。）をする。</p>	<p>である。</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いは、信託銀行のニーズに基づくものであり、信託財産名義自体の妥当性を機構が判断するものではない。</p> <p>※ 信託財産名義通知信託口以外の信託口に記録された振替株式等については、機構に対し、特別株主の申出の機能を利用して、信託財産名義の取扱いの個別の申出（信託財産名義に係る加入者口座コード、銘柄、株式数等を指定）をすることができる。当該信託口に記録された振替株式等については、信託財産名義管理事務を行う必要はなく、機構が当該事務に係る各種の報告データ（当該機構加入者口座の名義（信託財産名義の取扱いの個別の申出がされたものについては申出された信託財産名義）を株主の名義としたデータ）を自動作成する。</p> <p>なお、一の信託口に記録された振替株式の全部について同一かつ固定の信託財産名義とする場合には、当該信託口の開設申請等の際にその旨及び当該信託財産名義を申し出ることにより、上記の特別株主の申出の機能を利用した個別の申出のオペレーションを不要とする取扱いを設ける（当該信託口に記録された振替株式等については、機構が各種の報告データ（当該信託財産名義を株主の名義としたデータ）を自動作成する。）。</p> <p>※ 信託財産名義管理簿には、次に掲げる事項を記録する。</p>

内 容	備 考
	① 信託財産名義通知信託口の機構加入者コード ② 信託財産名義の加入者口座コード ③ ②の加入者口座コードごとの銘柄及び数 ④ ③の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日 ※ 信託財産名義通知信託口については、特別株主の申出をすることはできない（主にシステム上の理由による。）。

以 上

(参考) 「口座残高」と「過誤訂正の数量」・「効力発生日付記情報の数量」との関係(考え方)

過誤訂正	効力発生日付記情報
<p>○「過誤発生日」(以降)の振替口座簿の記録が、「訂正入力日」に過誤訂正(遡及して訂正)されていた場合において、「指定日」が「過誤発生日」以後の日であるときには、「指定日」の口座残高というのは、「過誤訂正」の数量を含めた数量となる。</p> <p>○なお、「過誤訂正」の表示については、「指定日」が「訂正入力日」の前営業日から(訂正入力の際に入力された)「効力発生日」までの間の日である場合に出力される。</p>	<p>○「口座記録日」に口座残高が発生したが、新規記録通知等には「効力発生日」が付記されていた場合において、「指定日」の口座残高については、「効力発生日付記情報」の数量を含めない数量となる。</p> <p>○なお、「効力発生日付記情報」の表示については、「指定日」が「口座記録日」の前営業日から「効力発生日」までの間の日である場合に出力される。</p>

◎例: 7/13(月) (【請求日】) に、7/7(火) (【指定日①】) ・7/9(木) (【指定日②】) を「指定日」とする振替口座簿記録事項証明書に係る残高証明書等の請求を行った場合

① 口座残高と「過誤訂正の数量」との関係(イメージ)

※ 7/8(水)に「口座残高:1000株」を「口座残高:1,100株」となるよう過誤訂正(+100株)をした状況。

② 口座残高と「効力発生日付記情報の数量」との関係(イメージ)

※ 7/8(水)に7/6(月)を効力発生日とする情報が含まれた新規記録通知等がされ、「口座残高:1000株」から「口座残高:1,100株」に口座残高が増加(+100株)した状況。

	過誤訂正の状況	指定日等の状況	【指定日】における口座残高(考え方)
7/6(月)	(効力発生日) (過誤発生日)	—	—
7/7(火)	—	【指定日①】	「口座残高:1,000株」+「過誤訂正数量:100株」 ※「過誤訂正」表示あり
7/8(水)	(訂正入力日)	—	—
7/9(木)	—	【指定日②】	「口座残高:1,100株」 ※「過誤訂正」表示なし
7/13(月)	—	【請求日】	—

	付記の状況	指定日等の状況	【指定日】における口座残高(考え方)
7/6(月)	(効力発生日)	—	—
7/7(火)	—	【指定日①】	「口座残高:1,000株」 ※「効力発生日付記情報」表示あり(注)
7/8(水)	(口座記録日)	—	—
7/9(木)	—	【指定日②】	「口座残高:1,100株」 ※「効力発生日付記情報」表示なし
7/13(月)	—	【請求日】	—

(注)個別株主通知の対象期間に含まれている場合には、当該付記に関する情報も発行者に通知される。

第2節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>第1 取扱開始時の取扱い</p> <p>1. 新規上場時における取扱開始時の取扱い</p> <p>(1) 発行者の事前手続</p> <p>a 機構に対する事前の連絡</p> <p>発行者が、その発行する株式について機構が取り扱うことに同意しようとするときは、発行者、引受主幹事証券会社（TOKYO PRO Marketに係る発行者については、担当 J-Adviser）及び株主名簿管理人は、法第131条第1項の通知（株主等への新規記録に係る一定の日等の通知）をしようとする日の2週間程度前の日までに、機構に対し、次に掲げる事項を連絡しなければならない。</p> <p>① 新規記録に係る手続日程案</p>	<p>※ 取扱開始時の新規記録に係る日程については、資料2-2-1参照。</p> <p>※ 発行者は、左記の連絡をする際に、同意書及びその添付書類のドラフト版を提出しなければならない。</p> <p>※ 機構が取扱いを開始する日は、原則として事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日とする。</p> <p>※ 手続日程案としては、主に以下の事項を連絡する。</p> <p>① 法第131条第1項の通知をしようとする日</p> <p>② 法第131条第1項の通知を上場承認日に先立って行うか、上場承認日と同日に行うかの別</p> <p>③ 法第131条第1項第1号の一定の日（以下この節において「一定の日」という。）</p> <p>④ 新規記録日（標準日程としては一定の日の翌営業日）</p> <p>⑤ 事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日（標準日程としては一定の日の前営業日から起算して6営業日前の日）</p> <p>⑥ 上場承認予定日（TOKYO PRO Marketに係る発行者については東京証券取引所が上場申請の公表を</p>

内 容	備 考
<p>② 機構が取り扱うことに同意しようとする株式の銘柄</p> <p>③ 新規記録予定株式数</p> <p>④ 株主数</p> <p>⑤ 公募の予定（DVP方式、非DVP方式の別を含む。）</p> <p>⑥ 法第131条第1項の株主等への通知案</p> <p>⑦ 株券喪失登録がされている株式数</p> <p>⑧ その他機構が定める事項</p> <p>b 事前調整</p> <p>機構は、a の連絡を受けたときは、発行者、引受主幹事証券会社（TOKYO PRO Marketに係る発行者については、担当 J-Adviser）及び株主名簿管理人との協議により、取扱いを開始しようとする株式の株主数等を踏まえて、新規記録に係る手続日程を定める。</p>	<p>行う日)</p> <p>⑦ 上場予定日</p> <p>※ オーバーアロットメントによる売出しに関連して行われる第三者割当増資については、別途、Target 保振サイトにより、発行者の決定事項として機構に通知する。(Target 保振サイトを利用するための ID 等は、同意書の受領後に交付する。)</p> <p>※ 左記の手続日程について、新規上場時の取扱開始の標準日程は資料2-2-1 ①参照。ただし、新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、上記の標準日程では新規記録日の7営業日前の日に設定している取扱開始日を、基準日の翌営業日に設定する例外日程(資料2-2-1 ②参照)を原則的な取扱いとする。それに伴って留意すべき事項は(4) i を参照。</p>

内 容	備 考
<p>c 同意書及びその添付書類の提出 発行者は、機構に対し、同意しようとする株式等について、法第 131 条第 1 項の通知をする日の 2 営業日前までに、同意書及びその添付書類を提出しなければならない。</p> <p>(2) 発行者による株主等に対する通知 発行者は、一定の日の 1 ヶ月前までに、株主名簿に記録された株主等（株主又は登録株式質権者をいう。以下同じ。）に対し、法第 131 条第 1 項の通知をしなければならない。</p>	<p>(業 7 条、施 3 条)</p> <p>※ 同意書及びその添付書類の提出については、第 1 章第 1 節「機構取扱対象株式等」参照。</p> <p>※ 発行者は、同意書の添付書類の内容に変更が生じた場合には、機構に対し、速やかに変更後の内容を連絡しなければならない。</p> <p>※ 左記の登録株式質権者には、特例登録質権者を含む。</p> <p>※ 特別口座を開設する口座管理機関は、株主名簿に登録株式質権者が記載されている場合には、あらかじめ、その株主について加入者口座コードを付番して機構の加入者情報システムに登録しなければならない。また、発行者は、左記の通知において、登録株式質権者に対し、株主の加入者口座コードとして当該コードを通知する。</p> <p>※ 左記の通知には、口座通知の取次ぎについての案内に関する事項を含むものとする。</p> <p>※ 左記の通知には、株主等が口座通知の取次ぎの請求のためにその直近上位機関に呈示する書面を同封する。</p> <p>※ 発行者は、株券喪失登録がされた株式については左記の通知をしない。左記の通知に代えて、株券喪失登録者に対し、株券喪失登録が抹消された場合には新規記録をする旨等を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行者が(2)の通知をしたときは、速やかに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取り扱うこととする機構取扱対象株式等の銘柄 ② 株式の内容 ③ 銘柄コード、ISIN コード ④ 法人番号 ⑤ 事務上の口座通知の取次ぎ（口座通知データ）受付締切日（機構取扱開始日） ⑥ 一定の日 ⑦ 機構加入者への新規記録通知データ配信日 ⑧ 新規記録日 ⑨ 上場日</p> <p>⑩ 単元株式数 ⑪ 単元未満株式の売渡制度の有無</p>	<p>※ 口座通知の取次ぎは、口座を開設する直近上位機関を経由しておこなわなければならない。株主等から発行者に対して直接に口座の通知を行ってはならない。</p> <p>※ 左記通知のモデル等については、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「振替制度における口座通知取次請求のための呈示書面」参照。</p> <p>※ 株主等は発行者から(2)の通知を受けると直近上位機関に口座通知の取次ぎの依頼を開始することが考えられるため、機構は、発行者が当該通知をした日以降速やかにTarget 保振サイトに掲載する。</p> <p>※ ⑨について、(2)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。</p> <p>※ ⑪について、売渡制度を採用している場合には、売渡代金を入金すべき金融機関預金口座及び振替元口座を、別途、一覧の形式にてTarget 保振サイトに掲</p>

内 容	備 考
<p>⑫ 外国人保有制限銘柄であるか否かの別</p> <p>⑬ 決算期</p> <p>⑭ 定時株主総会に係る基準日</p> <p>⑮ 剰余金の配当に係る基準日</p> <p>⑯ 総株主通知請求に係る株主確定日</p> <p>⑰ 株主名簿管理人</p> <p>⑱ 特別口座を開設する口座管理機関</p> <p>⑲ 新規記録日における新規記録予定株式数</p> <p>⑳ その他機構が定める事項</p> <p>(4) 口座通知の取次ぎ</p> <p>a 機構及び口座管理機関による取次ぎ 機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する口座（新規記録により増加の記録を受け るものに限る。）の通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次がなければな らない。</p> <p>b 間接口座管理機関による口座通知の取次ぎの委託 加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該 間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次に掲げる事項を示して、 口座通知の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関で ある場合も同様とする。</p> <p>① 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード</p> <p>② ①の加入者の口座に新規記録すべき銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ ①の加入者の口座に新規記録すべき株式数</p> <p>④ ①の加入者が登録株式質権者であるときは特例登録質又は登録質の別、口座通知に係る振替株 式の株主の加入者口座コード及び株主ごとの数</p> <p>⑤ ①の加入者が株主名簿に記録されている氏名若しくは名称及び住所と口座管理機関に届け出た それが異なる旨の報告をしたときは、株主名簿に記録されている氏名又は名称及び住所</p> <p>⑥ 発行者から送付された書面に記載されている株主の株主番号</p> <p>⑦ ①の加入者が信託の受託者であるときはその旨並びに③の数のうち信託財産であるものの数</p> <p>c 機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p>	<p>載する。</p> <p>※ 「総株主通知請求」については第9節 「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業42条、43条、44条及び45条、施38 条、39条、40条及び41条)</p> <p>※ 加入者は、口座通知の取次ぎを請求す るときは、直近上位機関に対し、発行者 から送付された書面を呈示しなければ ならない。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、その上位機関で ある機構加入者が、事務上の口座通知 の取次ぎ受付締切日までに後記cの通 知をすることができるように左記の委 託をしなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>機構加入者は、加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） ア ファイル伝送 事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 事務上の口座通知の取次ぎ受付締切日までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 新規記録区分（「1. 取扱開始」を指定） ③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者が登録株式質権者であるときは、株主の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の加入者が信託の受託者であるときは、その旨 ⑦ ④の加入者が登録株式質権者であるときは、登録質又は特例登録質の別</p>	<p>※ 機構加入者は、口座通知データを通知する日の午後5時までに、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 左記⑤の加入者が登録株式質権者である場合の株主の加入者口座コードは、発行者が特別口座に係る加入者口座コードを付番するが（(2)備考欄参照）、特別口座以外の株主の口座の加入者口座コードを示すことも可能である。この場合には、機構加入者は、必要に応じて、株主名簿に記録されている当該株主の氏名又は名称及び住所を口座通知データ（拡張2）を利用して通知する。</p> <p>※ 口座通知データ（拡張2）については、統合Web端末からは通知することができない。</p> <p>※ 機構加入者が信託の受託者である場合には、新規記録先口座として信託口又</p>

内 容	備 考
<p>⑧ ④の加入者の口座に新規記録すべき株式数</p> <p>⑨ 発行者から送付された書面に記載されている株主の株主番号</p> <p>⑩ ④の加入者が、株主名簿に記録されている氏名若しくは名称又は住所と口座管理機関に届け出たそれが異なる旨の報告をしたときは、株主名簿に記録されている氏名又は名称及び住所（口座通知データ（拡張1））</p> <p>(d) 訂正・削除方法</p> <p>ア ファイル伝送</p> <p>集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。</p> <p>集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して4営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定して削除データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。（訂正は、削除及び再通知（新規）により行う。）</p> <p>イ 統合Web端末</p> <p>登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」（空白）、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO等を指定することにより行うことができる。</p> <p>登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して4営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番す</p>	<p>は質権信託口を示さなければならない。他の事由により機構加入者が機構に対し、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知する場合も同様。</p> <p>※ 口座通知データにおける「株主番号」のデータ項目については、振替法第131条第1項の通知が行われる場合及び株主有償割当増資に応募する株主が口座通知をする場合に、設定を必須とする。</p> <p>※ 左記⑩の文字情報の授受は、統一文字集合の範囲内の文字で行う。</p> <p>※ 口座通知データ（拡張1）には、加入者情報と異なる項目のみを設定する。</p> <p>※ 口座通知データ（拡張1）については、統合Web端末から通知することはできない。</p> <p>※ ファイル伝送により送信（登録）された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合Web端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合Web端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p>

内 容	備 考
<p>る株式等リファレンスNOを指定することにより行うことができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>d 機構による口座通知データの受付</p> <p>機構は、機構加入者から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者に対し、ファイル伝送により、c(c)の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨(データの内容に異常がないとき)又は受付不能の旨・不能理由(データの内容に異常があるとき)を通知する(口座通知データ受付通知/エラー通知)。</p>	<p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に通知する(確認ファイル)。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。(統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。)</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分(1桁4固定)、処理日(8桁)、処理番号(7桁、処理順に付番)により構成される。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者(当該加入者が登録株式質権者であるときは、当該加入者とその口座通知に係る振替株式の株主)の情報が加入者情報システムに登録されていない場合には受付不能となるため、あらかじめ当該情報を加入者情報システムに登録</p>

内 容	備 考
<p>e 機構による発行者に対する口座通知の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 口座通知データを受けた翌営業日の午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項（機構加入者コードを除く） ② 株式等リファレンスNO ③ 口座通知をする加入者の氏名又は名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの） ④ ③の加入者の株主等照会コード ⑤ ③の加入者が登録株式質権者であるときは、株主の氏名又は名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの） ⑥ ⑤の株主の加入者口座コード ⑦ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって、株主である加入者が外国人等であるときは、その旨 <p>f 発行者による口座通知の内容確認</p> <p>発行者は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項（口座通知情報確認結果データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p>	<p>しておく必要がある。</p> <p>※ 機構が機構加入者から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p> <p>※ 機構から口座通知データの削除データを受けた場合も同様とする。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者に通知する（入力処理内容通知（口座通知情報確認結果データ））。</p> <p>※ 発行者は、ある株主について、口座通</p>

内 容	備 考
<p>① 銘柄コード ② 新規記録区分（「1. 取扱開始」を指定） ③ 株式等リファレンスNO ④ 確認結果（一致／不一致） ⑤ 新規記録予定日 ⑥ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他）</p> <p>（d）訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p>	<p>知を受け付けると株主名簿に記録された数を超過することとなる場合には、当該口座通知を受け付けない（左記④を不一致とする。）。（発行者は株式数が超過する原因となった口座通知の取次ぎを行った口座管理機関の業務担当者に連絡し、連絡を受けた口座管理機関は、口座通知の株式数を減額して口座通知を行わなければならない。（資料2-2-2参照。））</p> <p>※ 発行者は、口座通知情報確認結果データを機構に通知した後に、株式の譲渡等により、当該口座通知情報により新規記録通知をすることができなくなったときは、当該口座通知情報の取次ぎを行った口座管理機関に対し、当該口座通知情報に不備が生じた旨（訂正すべき旨）を通知し、その口座管理機関は、顧客の指図を受けて口座通知データを削除した上で、正しい内容の口座通知データを入力しなければならない（資料2-2-3参照。）。（口座管理機関が何らかの理由により口座通知データの削除・再入力ができなかったときは、発行者は、株式等リファレンスNOを入力しないで新規記録通知をすることにより、口座通知データの内容にかかわらず新規記録することが可能。） （注） 口座管理機関の各業務担当者連絡先は Target 保振サイトに掲示する。</p> <p>※ 発行者は、株主名簿に記録されている氏名若しくは名称又は住所と口座管理機関に届け出ている氏名若しくは名称</p>

内 容	備 考
<p>g 機構による機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者に対し、その通知内容（口座通知情報確認結果）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 当日の午後5時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項 ② 確認結果（一致／不一致） ③ 新規記録予定日 ④ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他） ⑤ 株式等リファレンスNO <p>h 機構加入者等による加入者の上位機関に対する通知</p> <p>gの通知を受けた機構加入者は、口座通知の取次ぎの請求をした加入者の直近上位機関又は当該加入者でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関である者に対し、当該通知内容を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関についても同様とする。</p> <p>i 新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合の新規上場時の取扱開始の取扱い</p>	<p>又は住所と異なる旨の報告に基づき、株主名簿に記録されている情報を含む口座通知情報データを受けたときは、株主から口座管理機関に届け出ている氏名若しくは名称又は住所への変更の届出があったものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p> <p>※ 左記通知を受けた機構加入者は、口座通知データの訂正を行うために必要な場合には、加入者に連絡をとり、口座通知の取次ぎ請求の訂正依頼を行うべき旨を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 例外日程による取扱い</p> <p>新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、取扱開始日を基準日の翌営業日に設定する日程（資料2-2-1②参照、以下「例外日程」という。このiにおいて同じ。）を原則的な取扱いとする。</p> <p>例外日程では、関係者（発行者、株主名簿管理人及び主幹事証券会社をいう。以下このiにおいて同じ。）は、事務上の口座通知の受付締切日の前日までに株主名簿の名義書換を極力完了させるよう、あらかじめ、株主と十分調整を行う必要がある。</p> <p>ただし、株主との調整を行ってもなお、事務上の口座通知の受付締切日から取扱開始日の前日までの間に、発行者が株主から名義書換請求を受けた場合の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>ア 新規記録日の7営業日前の日から4営業日前の日まで （ア）株主名簿の書換の連絡</p>	<p>※ 基準日には、事業年度が1年である場合の事業年度の開始日から6か月後の日（中間配当に係る基準日を定めるときを除く。）等を含む。</p> <p>※ 新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合には、新規上場時の取扱開始の標準日程において当該基準日は新規記録日前であり、その時点では振替口座簿の記録がないことから、口座管理機関、株主名簿管理人及び機構が総株主通知等に係る特別な事務を行う必要がある等、株式等振替制度の安定的な運営に影響を及ぼしかねない。そのため、このような場合には、標準日程では新規記録日の7営業日前の日に事務上の口座通知の受付締切日と合わせて設定している取扱開始日を、事務上の口座通知の受付締切日と切り離し、基準日の翌営業日に設定する例外日程を原則的な取扱いとする。</p> <p>※ 新規上場銘柄の株式は取扱開始日の前日までは振替株式でないため、当該基準日に係る総株主通知を行う必要はない。一方で、振替株式でない状態が続き、事務上の口座通知の受付締切日後も取扱開始日の前日までの間に株主から名義書換請求を受ける可能性があるため、留意が必要。</p> <p>※ 口座通知後に株主名簿の名義書換があった場合の処理イメージについては、資</p>

内 容	備 考
<p>発行者（株主名簿管理人）は、株主から、新規記録日の7営業日前の日から4営業日前の日までに株主名簿の書換請求を受け付けた場合には、発行者（株主名簿管理人）は、直ちに、当該書換に係る書換前の株主及び書換後の株主（以下「書換に係る株主」という。）の上位機関である口座管理機関に対して、受付済みの口座通知について訂正が必要である旨の連絡を電話等により行わなければならない。</p> <p>（イ）株主への確認 （ア）の連絡を受けた口座管理機関は、直ちに、書換に係る株主に連絡をとり、発行会社（株主名簿管理人）に対して株主名簿の書換請求をしたことについて確認しなければならない。確認がとれた場合には、当該株主に対し、口座通知の訂正の取次ぎの依頼を行うよう要請しなければならない。</p> <p>（ウ）口座通知の訂正の取次ぎ 機構、機構加入者等及び発行者（株主名簿管理人）は、書換に係る株主が（イ）の依頼をしたときは、直ちに、（4） a から h の手順により口座通知の訂正の取次ぎを行う。</p> <p>イ 新規記録日の3営業日前の日から2営業日前の日まで 発行者（株主名簿管理人）は、株主から、新規記録日の3営業日前の日から2営業日前の日までに株主名簿の書換請求を受け付けた場合には、発行者（株主名簿管理人）が、新規記録通知データの修正又は訂正を行うことによって対応しなければならない。また、訂正等を行った旨を、株主名簿の書換に係る株主の上位機関である口座管理機関に対し、電話等により連絡しなければならない。</p> <p>ウ 新規記録日の前営業日等 発行者（株主名簿管理人）が、株主から、新規記録日の前営業日に株主名簿の書換請求を受け付けた場合等、発行者（株主名簿管理人）による新規記録通知データの訂正が間に合わない場合には、関係者による検討を行い、対応を決定する。</p> <p>（b）例外日程の取扱いができない場合の取扱い 関係者が例外日程の取扱いができない場合には、標準日程を前提とした取扱いを行うこととな</p>	<p>料2-2-3参照。</p> <p>※ 口座通知データの訂正は、既に通知した口座通知データを削除し、再度新規データとして訂正後の口座通知データを通知することにより行う。</p> <p>※ 機構から発行者（株主名簿管理人）への訂正後の口座通知情報データの通知は、新規記録日の3営業日前の日を最終日とする。</p> <p>※ 新規記録通知データの訂正は、既に通知した新規記録通知データを削除し、再度新規データとして訂正後の新規記録通知データを通知することにより行わなければならない。訂正後の新規記録通知データには株式等リファレンスNOは設定しない。</p>

内 容	備 考
<p>るが、機構と事前調整をする必要がある。標準日程を前提とした取扱いが可能かどうかの目安は以下のとおり。</p> <p>① 対象となる銘柄の株主数が30名程度を上回らないこと。 ② 対象となる銘柄の基準日の前後1週間の期間内に、重複して同様の取扱い（標準日程を前提として新規記録日の7営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する取扱い）となる銘柄の基準日がないこと。</p> <p>(5) 特別口座の開設 発行者は、事務上の口座通知取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎ（口座通知情報データ）を受けなかったときは、当該発行者が当該株主等のために開設の申出をした特別口座があるときを除き、法第131条第1項の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。</p> <p>(6) 新規記録通知 a 新規記録通知 発行者は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。 (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間（集信時間） 新規記録日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで (c) 通知事項 ① 銘柄コード ② 新規記録日 ③ 新規記録区分（「1. 取扱開始」を指定） ④ 株式等リファレンスNO</p>	<p>(業47条、施42条) ※ 機構及び口座管理機関は、特別口座についての口座通知の取次ぎは行わない。 ※ (4) i で定めた例外日程における取扱いで、発行者が株主から事務上の口座通知の受付締切日から取扱開始日の前日までの間に株主名簿の書換請求を受けたものの、書換に係る株主が口座通知の取次ぎ請求を行わない場合を含む。</p> <p>(業49条1項、施43条、44条1項及び2項) ※ 特別口座に新規記録する分を含んだ新規記録通知データを通知する。 ※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 特別口座分については、④の株式等リ</p>

内 容	備 考
<p>⑤ ⑧の口座に新規記録する株式数</p> <p>⑥ ⑧の加入者が信託の受託者であるときは、その旨</p> <p>⑦ ⑧の加入者が登録株式質権者であるときは、登録質又は特例登録質の別</p> <p>⑧ 新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>⑨ ⑧の加入者の株主等照会コード</p> <p>⑩ ⑧の加入者が登録株式質権者であるときは、株主の加入者口座コード</p> <p>⑪ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 正常データ（真正情報データ）の件数</p> <p>③ 異常データ（エラー情報データ）の件数</p> <p>④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p>	<p>ファレンスNOを入力しない。</p> <p>※ 特別口座に記録する場合等、口座通知を伴わない場合には、⑨にはダミーコード（「株主名簿管理人コード」（7桁）+「all '9」（14桁）」を設定する。</p> <p>※ 機構は、新規記録通知データにおいて株式等リファレンスNOが入力されていないもの（特別口座への新規記録データ）については、左記の照合をしない。</p> <p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株式等リファ</p>

内 容	備 考
<p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者は、直ちに（新規記録日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(7) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>ア 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているデータ） 当該データの合計数についての次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(6) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの） ③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定） <p>イ 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータ（特別口座分）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(6) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの） 	<p>レンズNOによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。</p> <p>(業 49 条 2 項、4 項及び 5 項、施 44 条 3 項及び 5 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>③ 明細レコード区分（「2. 口座通知なし」を指定）</p> <p>ウ 当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② （4）g（c）の事項のうち、確認結果、新規記録予定日、不一致理由、訂正・取消区分及び株主番号を除いた事項</p> <p>③ 明細レコード区分（「エラー」を指定）</p> <p>④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨</p> <p>b 機構の発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座処理結果ファイル（TA用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 新規記録通知データで通知を受けた事項</p> <p>② エラーの理由</p> <p>c 新規記録処理結果の通知</p> <p>（a）発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により（前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（TA用））を通知する。</p> <p>（b）機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p>	<p>※ 発行者は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コー</p>

内 容	備 考
<p>d 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ(エラーデータを除く。)の内容に従い、新規記録日の業務開始時(午前9時)に、加入者の口座の保有欄若しくは質権欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>2. 非上場株式の取扱開始時の取扱い</p> <p>非上場株式の取扱開始時の取扱いについては、新規上場時における各手続と同様の手続であるが、一部、非上場株式は新規上場と取扱いを同様とできない点があり、それに伴って留意すべき事項(非上場株式に固有の手続)がある。以下では、その相違点及び取扱い上の留意事項について説明する。</p> <p>(1) 発行者の事前連絡</p> <p>a 機構に対する事前の連絡</p> <p>発行者による機構に対する連絡は、法第131条第1項の通知(株主等への新規記録に係る一定の日等の通知)をしようとする日の3週間程度前の日までに行うこととする。</p> <p>新規上場時における連絡事項との相違点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規記録に係る手続日程案において、以下の事項は除く。 <ul style="list-style-type: none"> ② 法第131条第1項の通知を上場承認日に先立って行うか、上場承認日と同日に行うかの別 	<p>ドごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 新規記録日に新規記録すべきであったにもかかわらず新規記録されないもの(エラーデータ)があるときは、発行者は、新規記録日に当該分についての新規記録通知データ(新規記録区分は「9. その他」、新規記録日は当初予定していた新規記録日の翌営業日、効力発生日は当初予定していた新規記録日とし、株式等リファレンスNOは入力しない。)を送信することにより、当初予定していた新規記録日の翌営業日に新規記録をすることができる。</p> <p>※ 取扱開始時の新規記録に係る標準日程については、資料2-2-1①参照。</p> <p>※ 法第131条第1項の通知を行わない場合は、取扱開始日(標準日程としては一定の日の6営業日前)の3週間程度前の日までに行う。</p> <p>※ 左記の手続日程について、発行者、引受主幹事証券会社及び株主名簿管理人</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 上場承認予定日 ⑦ 上場予定日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が取り扱うことに同意しようとする株式の銘柄として、英文商号が追加となる。 <p>b 同意書及びその添付書類の提出 発行者による同意書及びその添付書類の提出は、法第 131 条第 1 項の通知をする日の 1 週間前までに行うこととする。 同意書の記載事項として、機構に届出のある指定株主名簿管理人である者に対して株主名簿管理人に係る業務を委託することを約諾する旨が追加となる。</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知 発行者が法第 131 条第 1 項の通知をしたとき、機構が、機構加入者及び間接口座管理機関に対して Target 保振サイトにより通知する事項は以下のとおり。 新規上場時における通知事項との相違点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取り扱うこととする機構取扱対象株式等の銘柄として、英文商号が追加となる。 ・ 銘柄略称が追加となる。 ・ 上場日は除く <p>第 2 株券喪失登録抹消時の取扱い 1. 株券喪失登録抹消時の取扱い (1) 登録抹消日までの新規記録通知の禁止 発行者は、株券喪失登録がされた株券に係る振替株式については、登録抹消日（会社法第 230 条第 1 項に規定する登録抹消日をいう。以下同じ。）まで法第 130 条第 1 項の通知をすることができない。</p> <p>(2) 登録抹消日後における取扱い a 発行者による特別口座の開設の申出</p>	<p>は、新規記録日の 7 営業日前の日から前営業日までの間に基準日が到来する場合（前記 1. (4) i を参照。）に該当しないよう留意する必要がある。</p> <p>(業 7 条、施 3 条) ※ 法第 131 条第 1 項の通知を行わない場合は、取扱開始日の 1 週間前までに行う。</p> <p>※ 法第 131 条第 1 項の通知を行わない場合は、取扱開始日までに行う。</p> <p>※ 銘柄略称は取扱開始にあたり機構が便宜上定めたものであり、今後、当該銘柄が金融商品取引所に上場する場合には、別の銘柄略称が使用される可能性がある。</p> <p>(業 50 条、施 45 条) ※ 株券喪失登録がされた株券に係る振替株式について株式分割、株式無償割当て、合併、株式交換、株式移転、会社分割により新たに振替株式が交付される場合の取扱いについては、資料 2-2-4 を参照。</p>

内 容	備 考
<p>発行者は、登録抹消日において、口座管理機関に対し、法第 159 条第 2 項の名義人等（以下「名義人等」という。）のために特別口座の開設の申出をしなければならない。（但し、発行者が名義人等から株券喪失登録抹消日までに口座通知を受けたとき又は発行者が当該名義人等のために開設の申出をした特別口座があるときは、発行者は特別口座の開設の申出をする必要はない。）</p> <p>b 発行者による新規記録通知データの通知</p> <p>発行者は、株券喪失登録日の翌日から起算して 1 年を経過し株券喪失登録者の口座に株券喪失登録がされた株券に係る振替株式を新規記録しようとする場合には、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 株券喪失登録抹消日の前営業日の午前 3 時から午後 8 時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録日 ③ 新規記録区分（「A. 株券喪失登録抹消時」を指定） ④ 株式等リファレンス NO（口座通知が行われた場合に限り。） ⑤ ⑧の口座に新規記録する株式数 ⑥ ⑧の加入者が信託の受託者であるときは、その旨 ⑦ ⑧の加入者が登録株式質権者であるときは、登録質又は特例登録質の別 ⑧ 新規記録を受ける加入者の加入者口座コード ⑨ ⑧の加入者の株主等照会コード ⑩ ⑧の加入者が登録株式質権者であるときは、株主の加入者口座コード 	<p>※ 発行者は、株券喪失登録抹消日の前営業日から起算して 2 営業日前の日の午後 5 時までに、名義人等に係る特別口座の加入者口座コードを機構の加入者情報システムに登録しておく必要がある。（この登録がされていないときは、機構に対する新規記録通知が不受理の扱いとなる。）</p> <p>※ 名義人等は取扱開始時の取扱いに準じて直近上位の口座管理機関に対して口座通知の取次ぎを依頼することもできる。</p> <p>※ 発行者による株券喪失登録抹消に係る新規記録通知データの送信は、新規記録通知の準備行為とする。（登録抹消日まで法第 130 条第 1 項の通知をすることができない（法第 159 条第 1 項）。）</p> <p>※ 機構は、名義人等の口座通知の取次ぎが行われているときには、新規記録通知データと口座通知データについて、株式等リファレンス NO により、銘柄コード、新規記録区分、数、信託財産表示分、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）の照合などの所要の手続を行う。（第 1 「取扱開始時の取扱い」を参照。）</p> <p>※ 特別口座に記録する場合等、口座通知を伴わない場合には、⑨にはダミーコード（「株主名簿管理人コード」（7 桁）＋「a11 '9'」（14 桁）」を設定する。</p> <p>※ 株主名簿管理人は、名義人等の口座に</p>

内 容	備 考
<p>⑪ 効力発生日 ⑫ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数)</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消は不可。</p> <p>c 新規記録通知データを受けた機構における手続 新規記録通知データを受けた機構が行うデータのチェック等及び発行者に対するその結果の通知 (入力処理内容通知(新規記録通知データ))については、取扱開始時の取扱いにおける手続と同様。</p> <p>d 機構及び口座管理機関による新規記録 (a) 機構の機構加入者に対する新規記録通知データの通知 機構は、発行者から株券喪失登録がされた株券に係る振替株式についての新規記録通知データ を受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録(新規記録)を受ける口座の加入者の上位 機関である機構加入者に対し、新規記録に係る事項(新規記録通知情報データ)を通知する。 ア 通知手段 ファイル伝送</p>	<p>対する新規記録通知データを通知した 後に株券の所持人による喪失登録抹消 の申請を受けた場合は、当該新規記録 通知データの訂正又は取消を行う。</p> <p>※ 株券を所持する者による喪失登録の 抹消の申請があり、株券喪失登録の抹 消をする場合(発行者は、喪失登録者に 通知をした日から2週間を経過した日 に株券喪失登録を抹消する。(会社法第 225条第4項))には、株券喪失登録の 抹消日の翌日以降に新規記録通知をし なければならない。</p> <p>※ 株券喪失登録者による喪失登録の抹 消の申請があり、喪失登録を抹消する 場合(発行者は、抹消の申請を受けた日 に株券喪失登録を抹消する。(会社法第 226条第2項))には、発行者は、株券 喪失登録の抹消日の翌日以降に新規記 録通知をしなければならない。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記 録区分等のデータ設定例については付 録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構による直接口座管理機関に対す る通知は、新規記録通知に係る準備行 為とする。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新 規記録通知に係る通知を受けたとき</p>

内 容	備 考
<p>イ 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録データを受けた日の翌営業日（株券喪失登録抹消日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 発行者から受けた新規記録に係る事項（b（c）の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの）</p> <p>③ 明細レコード区分（「2. 口座通知なし」を指定）</p> <p>（b）機構の会社に対する通知 発行者から新規記録通知データを受けた機構が発行者に対して行う口座処理結果ファイル（T A用）の通知は、取扱開始時の取扱いと同様。</p> <p>（c）新規記録処理結果の通知 機構が発行者及び機構加入者に対して行う新規記録処理結果の通知は、取扱開始時の取扱いにおける手続と同様</p> <p>（d）振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データの内容に従い、新規記録日の午前9時に、加入者の口座の保有欄若しくは質権欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>第3 募集による振替株式の発行時の取扱い</p> <p>1. 発行時DVP方式（公募増資）による新規記録</p>	<p>は、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者が名義人等から株券喪失登録抹消日までに口座通知を受けたときは、同一新規記録日についての新規記録通知データの合計数について明細レコード区分（口座通知あり）の新規記録情報データを通知する。（第1「取扱開始時の取扱い」を参照。）</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 募集による振替株式の発行時における株式申込事務手続については、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「標準募集株式申込事務取扱要領」参照。</p> <p>（業52条1項、施50条1項）</p> <p>※ ここに記載している手続は、標準的な事務処理日程として記載しているもの</p>

内 容	備 考
<p>(1) 発行者の決定事項等の通知 発行者は、公募に係る決議又は決定をしたときは、Target 保振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 	<p>であり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。</p> <p>※ 発行時DVP方式による新規記録についての処理イメージ及び標準日程については資料2-2-5参照。</p> <p>※ 発行時DVP方式による新規記録についての具体的なオペレーションのイメージ（統合Web端末利用時）については資料2-2-6参照。</p> <p>※ 株式の内容とは、会社法第107条第2項各号、第108条第2項各号及び第322条第2項に定める事項並びに単元株式数をいう。（会社法第108条第2項各号の事項については、当該事項を定款で定めることに代えて、当該種類の株式を初めて発行する時までに株主総会の決議によって定める旨を定款で定めることができることから、定款とは別に株式の内容を記した書面の提出を要することとしている。）</p> <p>※ ⑤⑥⑦について、公募に係る決議又は決定の時点で未定である場合には、決定後速やかに機構に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>⑩ 払込取扱銀行</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行者からDVP方式により振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、新規記録日の1か月前の日(1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに)に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 募集方法(公募) ② 募集株式の銘柄 ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額(1株あたり) ⑥ 募集に係る手続日程 ⑦ 申込期日 ⑧ 払込期日 ⑨ 発行時DVP方式を利用する旨 ⑩ 引受主幹事証券会社 ⑪ 払込取扱銀行</p> <p>(3) ファンド情報の登録 払込取扱銀行は、発行時DVP方式による新規記録を行う場合には、事前に、ファンド情報を登録する。</p> <p>a 登録手段 決済照合システム(統合Web端末)</p> <p>b 登録事項</p> <p>① 個別ファンドコード</p>	<p>※ ⑤⑥⑦⑧について、(1)の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。</p> <p>※ 売買等で利用する通常ファンドとは別に登録する株式の新規記録用のファンドコード(払込取扱銀行の金融機関識別コード(8桁)+株主名簿管理人の金融機関識別コード(8桁)+払込取扱銀行の内部管理コード(1~19桁))を登録する。ファンドコードの前16桁は</p>

内 容	備 考
<p>② ファンド名 ③ 株式業務フロー区分（「デュプレックス」を選択） ④ 機関投資家（株主名簿管理人を入力） ⑤ 受託者（自社（払込取扱銀行）を入力） ⑥ 個別ファンドコード付与者</p> <p>（４）ＳＳＩ情報の登録 払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社は、発行時DVP方式による新規記録を行う場合には、事前に、ＳＳＩ情報を登録する。</p> <p>a 登録手段 決済照合システム（統合Web端末）</p> <p>b 登録事項</p> <p>① ファンド（ファンドコード） ② 決済相手 ③ 商品区分（「株式」を選択） ④ 証券決済方法（「振決」を選択） ⑤ 決済場所（「19560 証券保管振替機構」を選択） ⑥ 連動・決済手段区分（「ITLD 連動・DVP」を選択） ⑦ 受方決済代理人 ⑧ 受方証券口座番号</p>	<p>自動的に付与され、後1～19桁は登録者が任意のコードを設定する。この後1～19桁が個別ファンドコードである。</p> <p>※ ①～⑥以外の項目については、新規記録では使用しない項目であるため、「運用指図サポート対象外」型ファンドの設定をしておく。ただし、株主名簿管理人（機関投資家）と払込取扱銀行（受託者）が同一である場合には、運用指図サポート対象外型は設定できないため、プロパー取引等を設定する。「運用指図サポート対象外」型については「決済照合システム接続仕様書（業務編（国内取引）」参照。</p> <p>※ 実務慣行として、引受主幹事証券会社が代表して一括で払い込むことが想定されていることから、以下では、それを前提として記載している。</p> <p>※ 引受主幹事証券会社が機構加入者でない場合は、⑦にその上位機関である直接口座管理機関を入力し、⑧に当該直接口座管理機関の顧客口を指定して新規記録を受けなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>⑨ 受方口座所在金融機関 ⑩ 資金支払人 ⑪ 受方資金決済口座番号 ⑫ 渡方決済代理人 ⑬ 渡方証券口座番号</p> <p>⑭ 渡方口座所在金融機関 ⑮ 資金受取人 ⑯ 渡方資金決済口座番号 ⑰ 資金決済方法（「DVP S DVP決済」を選択）</p> <p>(5) 引受主幹事証券会社による新規記録情報の通知 引受主幹事証券会社は、発行時DVP方式による新規記録を受けようとするときは、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（以下「新規記録情報」という。）を通知する。</p> <p>a 通知手段 決済照合システム</p> <p>b 取扱時間 募集に係る条件決定日から払込期日前営業日までの午前7時から午後9時まで（但し、払込期日前営業日は午後8時まで）</p> <p>c 通知事項</p> <p>① 送信者リファレンスナンバー ② ファンドコード ③ 取引/決済種類コード（「I S I F 新規記録」を指定） ④ 約定日 ⑤ 払込日 ⑥ 銘柄コード</p> <p>⑦ 引受株数 ⑧ 単価 ⑨ 払込金額 ⑩ 受渡金額</p>	<p>※ ⑬にはダミーコードとしてX（アルファベットの大文字エックス）を35桁分入力する。</p> <p>（業52条2項、施50条2項及び3項） ※ 機構は、引受主幹事証券会社による新規記録情報データを受けたときは、センターファレンスナンバーを付番して引受主幹事証券会社に受付の通知をする。</p> <p>※ 約定日及び払込日には新規記録日を入力する。 ※ 銘柄コードは、I S I N銘柄コード及び現行銘柄コードが設定可能である。</p>

内 容	備 考
<p>⑪ 株主名簿管理人</p> <p>⑫ 払込取扱銀行</p> <p>⑬ 払込取扱銀行（部支店コード付）</p> <p>⑭ 引受証券会社</p> <p>⑮ 自己委託区分（「P R I N 自己取引」を指定）</p> <p>⑯ S S I 使用区分</p> <p>⑰ 決済場所（「19560 証券保管振替機構」を指定）</p> <p>d 訂正・取消方法 新規記録情報データ（取消）により取消可能。</p> <p>（6）発行者による新規記録情報の承認</p> <p>a 機構による新規記録情報の通知 機構は、引受主幹事証券会社から新規記録情報を受けたときは、直ちに、その新規記録情報にセンターファレンスナンバーを付して、次に掲げるところにより、発行者に対し、その内容を通知する。</p> <p>（a）通知手段 決済照合システム</p> <p>（b）取扱時間 募集に係る条件決定日から払込期日前営業日までの午前7時から午後9時まで（但し、払込期日前営業日は午後8時まで）</p>	<p>※ 株主名簿管理人、引受証券会社及び払込取扱銀行のコードは、金融機関識別コードを利用する。</p> <p>※ ⑬のコードの構成は「金融証券区分コード（“0”固定）＋統一金融機関コード＋支店コード」となる。</p> <p>（業52条3項、4項、5項及び6項）</p> <p>※ 業務規程における「承認」及び「不承認」又は「同意」及び「不同意」は、決済照合システムの画面においては「承認」及び「非承認」となっている。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <p>① 引受主幹事証券会社から通知を受けた新規記録情報</p> <p>② センタリファレンスナンバー</p> <p>b 発行者による新規記録情報の承認による新規記録通知</p> <p>発行者は、機構から新規記録情報の通知を受けた場合であって、その内容が正しいことを確認したときは、機構に対し、次に掲げるところにより、払込取扱銀行の同意を条件として当該新規記録情報により新規記録すべき旨の通知（以下「承認の通知」という。）をする。新規記録情報の内容に誤りがあることを確認した場合には、当該新規記録情報により新規記録すべきでない旨の通知（以下「不承認の通知」という。）をする。</p> <p>(a) 通知手段 決済照合システム</p> <p>(b) 取扱時間 募集に係る条件決定日から払込期日前営業日までの午前7時から午後9時まで（但し、払込期日前営業日は午後8時まで）</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 機構から通知を受けた新規記録情報</p> <p>② 承認／不承認の結果</p> <p>c 機構による払込取扱銀行又は引受主幹事証券会社への承認／不承認結果の通知</p> <p>(a) 承認の場合 機構は、発行者から新規記録情報の承認の通知を受けたときは、直ちに、払込取扱銀行に対し、決済照合システムにより、当該新規記録情報を送信する。</p> <p>(b) 不承認の場合 機構は、発行者から新規記録情報の不承認の通知を受けたときは、直ちに引受主幹事証券会社に対し、決済照合システムにより、その旨を通知する。</p>	<p>※ 発行者による新規記録情報の承認が行われず、新規記録情報データが翌日へ繰り越された場合には、機構は、翌営業日のオンライン開始時に、発行者及び引受主幹事証券会社に対して、約定繰越通知データ（未承認）を通知する。</p> <p>※ 発行者が不承認としたときは、新規記録情報データは取消になる。発行者が不承認とした旨の通知を受けた引受主幹事証券会社は直ちに新規記録情報を訂正する。（株主名簿管理人が払込期日の前営業日から起算して4営業日前の日（新規上場の際して実施する公募増資の場合は払込期日の前営業日から起</p>

内 容	備 考
<p>(7) 払込取扱銀行による新規記録情報の承認</p> <p>a 払込取扱銀行による新規記録情報の承認</p> <p>払込取扱銀行は、機構から新規記録情報の通知を受けた場合であって、その内容が正しいことを確認したときは、機構に対し、次に掲げるところにより、決済条件の照合の一致及び引受主幹事証券会社が払込みを行うことを条件として当該新規記録情報により新規記録することについて同意する旨の通知（以下「同意の通知」という。）をする。新規記録情報の内容に誤りがあることを確認した場合には、当該新規記録情報により新規記録することについて同意しない旨の通知（以下「不同意の通知」という。）をする。</p> <p>(a) 通知手段 決済照合システム</p> <p>(b) 取扱時間 募集に係る条件決定日から払込期日前営業日までの午前7時から午後9時まで（但し、払込期日前営業日は午後8時まで）</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 機構から通知を受けた新規記録情報</p> <p>② 同意／不同意の結果</p> <p>b 機構による引受主幹事証券会社への同意／不同意結果の通知</p> <p>機構は、払込取扱銀行から新規記録情報の同意の通知又は不同意の通知を受けたときは、直ちに、引受主幹事証券会社に対し、決済照合システムにより、その旨を通知する。</p>	<p>算して2営業日前の日)までに承認をすることができる日程で入力をしなければならない。)</p> <p>(業52条7項、8項及び9項)</p> <p>※ 払込取扱銀行による新規記録情報の承認が行われず、新規記録情報データが翌日へ繰り越された場合には、機構は、翌営業日のオンライン開始時に、発行者、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社に対して、約定繰越通知データ（未承認）を通知する。</p> <p>※ 払込取扱銀行が不同意としたときは、新規記録情報データは取消しになる。払込取扱銀行が不同意とした旨の通知を受けた引受主幹事証券会社は直ちに新規記録情報を訂正して再入力する。なお、払込取扱銀行が不同意とした旨は機構から発行者には通知されない（引受主幹事証券会社が新規記録情報データを入力したことは通知される）ことから、引受主幹事証券会社は、電話</p>

内 容	備 考
<p>(8) 決済照合後の機構の処理</p> <p>a 決済照合結果の通知</p> <p>機構は、発行者及び払込取扱銀行から新規記録情報を承認する旨の通知を受けた場合であって S S I 利用の指定があるときは、直ちに引受主幹事証券会社及び払込取扱銀行に対し、決済照合の結果(決済照合結果通知データ)を通知する。</p> <p>b 発行口への記録</p> <p>(a) 発行口への記録及び発行者並びに引受主幹事証券会社に対する通知</p> <p>機構は、決済照合済みとなったときは、新規記録通知内容について振替システムの発行口への記録を行うとともに、次に掲げるところにより、発行者及び引受主幹事証券会社に対し、発行口に記録した内容を通知する。(発行口記録情報通知)</p> <p>ア 通知手段</p> <p>オンラインリアルタイム接続又は統合 W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間</p> <p>発行口に記録した時(午前7時から午後8時までの間)</p>	<p>等により発行者にその旨の連絡をしなければならない。</p> <p>※ 新規記録情報データにおいて非 S S I 取引とされている場合には、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社は、払込取扱銀行による新規記録情報の同意がされた後、払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日(新規上場に際して実施する公募増資の場合は払込期日の前営業日)までに機構の決済照合システムに決済指図データを送信し、機構は、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社が送信した決済指図データを照合する。</p> <p>(業52条9項、10項、11項及び12項、施50条4項)</p> <p>※ 非 S S I 取引の場合は、機構は、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社により入力された決済指図データが照合された場合に、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社に決済指図の照合結果を通知する。</p> <p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。</p>

内 容	備 考
<p>ウ 通知事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 決済番号（センタリファレンスナンバー） ② 払込期日 ③ 銘柄コード ④ 株主名簿管理人コード ⑤ 引受主幹事証券会社の機構加入者コード（新規記録先口座） ⑦ 受方資金決済会社コード ⑧ 渡方資金決済会社コード ⑨ 引受株式数 ⑩ 払込金額 ⑪ その他 <p>(b) 資金決済情報の通知</p> <p>機構は、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社（又はその資金決済会社）に対し、次に掲げるところにより、資金決済に関する情報を通知する。</p> <p>ア 通知手段</p> <p>オンラインリアルタイム接続（資金決済情報通知）又は統合Web端末（画面照会（資金決済状況））</p> <p>イ 取扱時間</p> <p>発行口への記録後直ちに</p> <p>ウ 通知事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 決済番号（センタリファレンスナンバー） ② 株主名簿管理人コード ③ 払込取扱銀行のコード ④ 引受主幹事証券会社の機構加入者コード（新規記録先口座） ⑤ 払込金額 ⑥ 払込期日 ⑦ 受方資金決済会社コード ⑧ 渡方資金決済会社コード ⑨ その他 <p>c 日本銀行に対する入金依頼</p>	

内 容	備 考
<p>機構は、払込期日の午前9時に、日本銀行に対し、日銀ネットにより、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び払込取扱銀行の当座勘定への払込金額の入金の依頼（以下「入金依頼」という。）をする。</p> <p>(9) 日本銀行による引受主幹事証券会社及び払込取扱銀行に対する通知 日本銀行は、機構からの入金依頼を受けたときは、日銀ネットにより、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社に対し当座勘定引落対象通知を、払込取扱銀行に対し当座勘定入金対象通知を、それぞれ配信する。</p> <p>(10) 日本銀行に対する払込依頼 引受主幹事証券会社又はその資金決済会社は、日銀ネットにより、払込期日の午前10時30分までに日本銀行に払込依頼を送信することにより、通知を受けた当座勘定引落対象通知（資金払込先、受入先、決済金額等）の内容による払込みを依頼する。</p> <p>(11) 日本銀行による資金決済 日本銀行は、(10) の払込みの依頼を受けたときは、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社の当座勘定から払込金額を引き落とし、払込取扱銀行の当座勘定に当該金額を入金する。また、日銀ネットにより、払込取扱銀行に対し当座勘定入金通知を、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社に対し当座勘定引落通知を、それぞれ送信するとともに、機構に対し、当座勘定入金済通知を送信する。</p> <p>(12) 機構による新規記録 a 機構による口座への記録 機構は、日本銀行から当座勘定入金済通知を受けたときは、直ちに、発行口の記録に従い、機構が新規記録すべき口座に所要の増加の記録（新規記録）をする。 b 機構による引受主幹事証券会社及び発行者に対する通知</p>	<p>(業52条13項)</p> <p>※ 引受主幹事証券会社又はその資金決済会社が日本銀行に払込依頼（不実行）を送信した場合は、日本銀行は資金決済を実行せず、機構に対して入金依頼取消通知（不実行分）を通知する。</p> <p>※ 機構は、日本銀行から入金依頼取消通知（不実行分）を受けたときは、発行口の記録を抹消し、引受主幹事証券会社及び発行者に対してその旨を通知する。</p> <p>※ 機構は、払込期日の午後3時30分までに日本銀行から当座勘定入金済通知を受けなかった場合には、発行口の記録を抹消し、引受主幹事証券会社及び発行者にその旨を通知する。</p> <p>(業52条14項及び15項、施50条4項)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、新規記録をしたときは、次に掲げるところにより、引受主幹事証券会社及び発行者に対し、新規記録をした旨の通知（新規記録済通知）をする。</p> <p>(a) 通知手段 オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決済番号（センタリファレンスナンバー） ② 株主名簿管理人コード ③ 払込取扱銀行のコード ④ 引受主幹事証券会社の機構加入者コード（新規記録先口座） ⑤ 新規記録した株式数 ⑥ 払込金額 ⑦ 払込期日 ⑧ 受方資金決済会社コード ⑨ 渡方資金決済会社コード ⑩ その他 <p>c 処理結果の通知</p> <p>機構は、新規記録した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、新規記録の処理結果を、引受主幹事証券会社には口座処理明細表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）により、発行者には口座処理結果ファイル（処理明細）により通知する。</p> <p>2. 非DVP方式【15時30分記録型】（公募増資）による新規記録</p>	<p>※ ここに記載している手続は、標準的な事務処理日程として記載しているものであり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。</p> <p>※ 非DVP方式による新規記録についての標準日程は資料2-2-8参照。</p> <p>※ 非DVP方式を利用する場合は、引受</p>

内 容	備 考
<p>(1) 発行者の決定事項等の通知 発行者は、公募に係る決議又は決定をしたときは、Target 保振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 発行時DVP方式の利用の有無 ⑨ 引受主幹事証券会社 <p>添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プレスリリース <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行者から非DVP方式により振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、新規記録日の1か月前の日（1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに）に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集方法（公募） ② 募集株式の銘柄 ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり） ⑥ 募集に係る手続日程 ⑦ 申込期日 	<p>主幹事証券会社は、新規記録を受ける口座について、直近上位機関に対する口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。（発行者は、引受主幹事証券会社に対し、口座通知が必要である旨を通知しなければならない。）</p> <p>※ ④については1.（1）備考欄参照。 ※ ⑤⑥⑦について、公募に係る決議又は決定の時点で未定である場合には、決定後速やかに機構に通知する。</p> <p>※ ⑤⑥⑦⑧について、（1）の通知時点で未定である場合には、決定後速やかに通知する。</p>

内 容	備 考
<p>⑧ 払込期日</p> <p>⑨ 発行時DVP方式を利用しない旨</p> <p>⑩ 引受主幹事証券会社</p> <p>(3) 口座通知の取次ぎ</p> <p>a 引受主幹事証券会社である加入者による口座通知の取次ぎの請求 引受主幹事証券会社である加入者は、新規記録を受ける口座を開設する直近上位機関に対し、新規記録すべき口座、新規記録すべき株式数、公募（発行時DVP方式によらないもの）における口座通知である旨を示して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>b 機構及び口座管理機関による取次ぎ 機構及び口座管理機関は、その加入者である引受主幹事証券会社から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次がなければならない。</p> <p>c 間接口座管理機関による口座通知の取次ぎの委託 加入者である引受主幹事証券会社から口座通知の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次に掲げる事項を示して、口座通知の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>① 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード</p> <p>② ①の加入者の口座に新規記録すべき銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ ①の加入者の口座に新規記録すべき株式数</p> <p>④ 公募（発行時DVP方式によらないもの）における口座通知である旨</p> <p>d 機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求 引受主幹事証券会社である機構加入者又は引受主幹事証券会社の上位機関である機構加入者は、機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行うとき、加入者である引受主幹事証券会社から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間）</p>	<p>(業 42 条、43 条、44 条及び 45 条、施 38 条、39 条、40 条及び 41 条)</p> <p>※ 機構加入者は、口座通知データを通知する日の午後 5 時まで、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録 2-2-1 参照。</p>

内 容	備 考
<p>ア ファイル伝送 払込期日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日（新規上場に際して実施する公募増資の場合は、払込期日（新規記録日）の前営業日から起算して3営業日前の日）までの日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 払込期日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日（新規上場に際して実施する公募増資の場合は、払込期日（新規記録日）の前営業日から起算して3営業日前の日）までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 新規記録区分（「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定） ③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者の口座に新規記録すべき株式数 <p>(d) 訂正・削除方法</p> <p>ア ファイル伝送 集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定して削除データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。（訂正は、削除及び再通知（新規）により行う。）</p> <p>イ 統合Web端末 登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」（空白）、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO等を指定することにより行うことができる。 登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定することにより行うことができる。（訂正は、削除及び再通知（新規）により行う。）</p> <p>e 機構による口座通知データの受付</p>	<p>※ ファイル伝送により送信（登録）された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合Web端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合Web端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、機構加入者から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者に対し、ファイル伝送により、d(c)の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨（データの内容に異常がないとき）又は受付不能の旨・不能理由（データの内容に異常があるとき）を通知する（口座通知データ受付通知／エラー通知）。</p> <p>f 機構による発行者に対する口座通知の取次ぎ 機構は、機構加入者から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間）</p>	<p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に通知する（確認ファイル）。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。（統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。）</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分（1桁4固定）、処理日（8桁）、処理番号（7桁、処理順に付番）により構成される。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の情報が加入者情報システムに登録されていない場合には受付不能となる。</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 機構が機構加入者から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p>

内 容	備 考
<p>口座通知データを受けた翌営業日の午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項（機構加入者コードを除く） ② 株式等リファレンスNO ③ 口座通知をする加入者（引受主幹事証券会社）の名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの） ④ ③の加入者の株主等照会コード ⑤ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者（引受主幹事証券会社）が外国人等であるときは、その旨 <p>g 発行者による口座通知の内容確認</p> <p>発行者は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項（口座通知情報確認結果データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録区分（「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定） ③ 株式等リファレンスNO ④ 確認結果（一致／不一致） ⑤ 新規記録予定日 ⑥ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他） <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p>	<p>※ 機構から口座通知情報データの削除データを受けた場合も同様とする。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者に通知する（入力処理内容通知（口座通知情報確認結果データ））。</p>

内 容	備 考
<p>h 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者に対し、その通知内容（口座通知情報確認結果）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 当日の午後5時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座通知データで通知された事項</p> <p>② 確認結果（一致／不一致）</p> <p>③ 新規記録予定日</p> <p>④ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他）</p> <p>⑤ 株式等リファレンスNO</p> <p>i 機構加入者等による加入者の上位機関に対する通知</p> <p>hの通知を受けた機構加入者は、口座通知の取次ぎの請求をした加入者の直近上位機関又は当該加入者でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関である者に対し、当該通知内容を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関についても同様とする。</p> <p>(4) 新規記録通知</p> <p>a 新規記録通知</p> <p>発行者は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 払込期日（新規記録日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p>	<p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p> <p>(業51条1項、施47条及び48条)</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>① 銘柄コード ② 新規記録日（払込期日） ③ 新規記録区分（「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの」を指定） ④ 株式等リファレンスNO ⑤ ⑥の口座に新規記録する株式数 ⑥ 新規記録を受ける加入者（引受主幹事証券）の加入者口座コード ⑦ ⑥の加入者の株主等照会コード ⑧ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数）</p> <p>（d）訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>（c）通知事項 ① 銘柄コード ② 正常データ（真正情報データ）の件数 ③ 異常データ（エラー情報データ）の件数 ④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p>	<p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株主等リファレンスナンバーによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。</p>

内 容	備 考
<p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者は、直ちに（新規記録日（払込期日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時まで）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(5) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>ア 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているデータ） 当該データの合計数についての次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(4) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの） ③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定） <p>イ 当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果で通知した事項 ③ 明細レコード区分（「エラー」を指定） ④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由） 	<p>(業 51 条 2 項、3 項、4 項及び 5 項、施 48 条 3 項及び 4 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構の発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座処理結果ファイル（T A用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 新規記録通知データで通知を受けた事項</p> <p>② エラーの理由</p> <p>c 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日（払込期日）の振替終了時（15時30分）に、加入者の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p>	<p>※ 発行者は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 引受主幹事証券会社は、払込期日に払込取扱銀行に対して払込金額の払込みを行う。</p> <p>※ 発行者は、払込取扱銀行等から払込期日に払込みが行われなかった旨の連絡を受けた場合には、直ちに電話及びTarget 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。また、当該連絡を受けた機構は、直ちに、直接口座管理機関（引受主幹事証券会社の上位機関に限る）に電話及びTarget 保振サイトにより連絡する。この場合、機構及び口座管理機関は引受に係る増加の記録を行わない。</p>

内 容	備 考
<p>d 新規記録処理結果の通知</p> <p>(a) 新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者及び機構加入者に対し統合Web 端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(b) 発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により(前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(口座処理結果ファイル(TA用))を通知する。</p> <p>(c) 機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果(機構加入者別口座処理明細表)を通知する。</p> <p>(6) 引受に係る振替 引受主幹事証券会社から引受証券会社への振替は、一般の振替による。</p> <p>3. 非DVP方式【9時00分記録型】(第三者割当て)による新規記録</p>	<p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 引受に係る株数は払込期日の15時30分に記録されるが、振替可能となるのは、払込期日の翌営業日の午前9時からである。</p> <p>※ ここに記載している手続は、標準的な事務処理日程として記載しているものであり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。</p> <p>※ 発行者は、引受人に対し、新規記録を受ける口座について直近上位機関に対する口座通知の取次ぎの請求が必要で</p>

内 容	備 考
<p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、第三者割当増資に係る決議又は決定をしたときは、Target 保振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の発行価額（1株あたり） 	<p>ある旨及び口座通知の取次ぎについての案内に関する事項を通知し、口座通知の取次ぎの請求のための書面を交付する等、新規記録が円滑に行われるための必要な対応を行う。</p> <p>※ 原則として、払込確認後に新規記録通知を行う日程とする。（非DVP方式（第三者割当て）による新規記録についての標準日程は資料2-2-9参照。）</p> <p>※ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付（会社法第202条の2第1項後段。以下同じ。）をする場合には、金銭の払込みはなく割当日が効力発生日となる。この場合における新規記録は、割当日に新規記録通知を行う日程とする（非DVP方式（第三者割当て・上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付）による新規記録についての標準日程は資料2-2-10参照。）</p> <p>※ 第三者割当増資についても、発行時DVP方式を利用するための条件が満たされていて、かつ、関係者と十分に調整がついているのであれば、発行時DVP方式による新規記録手続を行うことは可能である。</p> <p>※ ④については1.(1)備考欄参照。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 申込期日</p> <p>⑦ 払込期日又は割当日</p> <p>⑧ 発行時DVP方式の利用の有無</p> <p>⑨ 割当先の氏名又は名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）（次のいずれにも該当する場合を除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発行者及びその子会社の役職員その他これに準ずるものに対する報酬等として株式を交付する場合 ・ 発行者と新規記録先口座を開設する口座管理機関との間で、⑨及び割当先ごとの交付株式数の情報の授受がなされている場合 <p>⑩ 口座通知の取次ぎ受付締切日</p> <p>⑪ 新規記録日</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知</p> <p>機構は、発行者から第三者割当増資により振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、新規記録日の1ヶ月前の日（1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに）に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p>	<p>※ ⑦については、上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合は割当日とし、それ以外の場合は払込期日とする。</p> <p>※ 左記の「次のいずれにも該当する場合」に該当するケースとしては、例えば、次の場合が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定譲渡制限付株式（所得税法施行令第84条第1項）を発行する場合 ・ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合（会社法第202条の2第1項後段） <p>※ 機構は、(1)により⑨について通知されたときは、⑨の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、Target保振サイトにより、当該口座において第三者割当増資の引受けが行われる旨等を通知する。この通知は、機構において、発行者から通知を受けた加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていることを確認した上で行うこととする。</p>

内 容	備 考
<p>① 募集方法（第三者割当増資）</p> <p>② 募集株式の銘柄</p> <p>③ 募集株式の数</p> <p>④ 募集株式の内容</p> <p>⑤ 発行価額（1株あたり）</p> <p>⑥ 募集に係る手続日程</p> <p>⑦ 申込期日</p> <p>⑧ 払込期日又は割当日</p> <p>⑨ 発行時DVP方式の利用の有無</p> <p>⑩ 引受人</p> <p>(3) 口座通知の取次ぎ</p> <p>a 引受人である加入者による口座通知の取次ぎの請求 引受人である加入者は、新規記録を受ける口座を開設する口座管理機関に対し、新規記録すべき口座、新規記録すべき株式数、第三者割当て（発行時DVP方式によらないもの）における口座通知である旨を示して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>b 機構及び口座管理機関による取次ぎ 機構及び口座管理機関は、その加入者（引受人）から発行者に対する口座（新規記録により増加の記録を受けるものに限る。）の通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者に当該口座通知を取り次がなければならない。</p>	<p>※ ⑧については、上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合は割当日とし、それ以外の場合は払込期日とする。</p> <p>(業42条、43条、44条及び45条、施38条、39条、40条及び41条)</p> <p>※ 加入者は、口座通知の取次ぎを請求するときは、直近上位機関に対し、発行者から交付された書面を呈示する。</p> <p>※ 口座管理機関は、引受人である加入者から、当該加入者が発行者から交付された書面の呈示による口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、当該請求の受付を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、引受人である加入者から、当該加入者が発行者から交付された書面の呈示なしに（あるいはその他資料等の呈示により）口座通知の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該請求の内容と、機構による(1)⑨備考欄の通知の内容の突合その他の方法</p>

内 容	備 考
<p>c 間接口座管理機関による口座通知の取次ぎの委託</p> <p>加入者（引受人）から口座通知の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次に掲げる事項を示して、口座通知の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知の取次ぎを請求した加入者（引受人）の加入者口座コード ② ①の加入者の口座に新規記録すべき銘柄及び銘柄コード ③ ①の加入者の口座に新規記録すべき株式数 ④ 第三者割当てのための口座通知の取次ぎである旨 <p>d 機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p> <p>引受人である機構加入者又は引受人の上位機関である機構加入者は、機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行うとき、加入者である引受人から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ファイル伝送又は統合W e b 端末</p>	<p>によって、当該請求を受付することに問題がないと判断されるときは、当該請求の受付を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者から口座通知を取り次ぐときは、加入者が呈示した書面上に当該口座管理機関が取り次ぐ株式数を記載し、加入者に返戻する。</p> <p>※ 口座管理機関は、機構による（1）⑨備考欄の通知に記載されている「口座通知データ受付締切日」までに引受人である加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けなかった場合には、当該通知に記載された銘柄の株主名簿管理人に連絡を取り、対応方法について協議を行う。</p> <p>※ 機構加入者は、口座通知データを通知する日の午後5時までには、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間 (集信時間)</p> <p>ア ファイル伝送 払込期日の前営業日から起算して3営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 払込期日の前営業日から起算して3営業日前の日までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード</p> <p>② 新規記録区分(「2. 募集株式(第三者割当て)」を指定)</p> <p>③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード</p> <p>④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ ④の加入者の口座に新規記録すべき株式数</p> <p>(d) 訂正・削除方法</p> <p>ア ファイル伝送</p> <p>集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。</p> <p>集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定して取消データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>イ 統合Web端末</p> <p>登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」(空白)、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO等を指定することにより行うことができる。</p> <p>登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定することにより行うことができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>e 機構による口座通知データの受付</p> <p>機構は、機構加入者から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者に対し、ファイル伝送により、d(c)の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨(データの内容に異常がないとき)又は受付不能の旨・不能理由(データの内</p>	<p>※ ファイル伝送により送信(登録)された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合Web端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合Web端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に</p>

内 容	備 考
<p>容に異常があるとき) を通知する (口座通知データ受付通知/エラー通知)。</p> <p>f 機構による発行者に対する口座通知の取次ぎ 機構は、機構加入者から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げる ところにより、発行者に対し、口座通知に係る事項 (口座通知情報データ) を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 口座通知データを受けた翌営業日の午前 3 時から午後 2 時まで</p> <p>(c) 通知事項</p>	<p>異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に通知する (確認ファイル)。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。(統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。)</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分 (1桁4固定)、処理日 (8桁)、処理番号 (7桁、処理順に付番) により構成される。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の情報が加入者情報システムに登録されていない場合には受付不能となる。</p> <p>※ 機構が機構加入者から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p>

内 容	備 考
<p>① 口座通知データで通知された事項（機構加入者コードを除く）</p> <p>② 株式等リファレンスNO</p> <p>③ 口座通知をする加入者（引受人）の氏名又は名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの）</p> <p>④ ③の加入者の株主等照会コード</p> <p>⑤ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者（引受人）が外国人等であるときは、その旨</p> <p>g 発行者による口座通知の内容確認</p> <p>発行者は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項（口座通知情報確認結果データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（集信時間） 午前3時から午後2時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新規記録区分（「2. 募集株式（第三者割当て）」を指定）</p> <p>③ 株式等リファレンスNO</p> <p>④ 確認結果（一致／不一致）</p> <p>⑤ 新規記録予定日</p> <p>⑥ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他）</p> <p>（d）訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>h 機構による機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者に対し、その通知内容（口</p>	<p>※ 機構から口座通知データの削除データを受けた場合も同様とする。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者に通知する（入力処理内容通知（口座通知情報確認結果データ））。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを</p>

内 容	備 考
<p>座通知情報確認結果) を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 当日の午後 5 時から午後 8 時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座通知データで通知された事項</p> <p>② 確認結果 (一致/不一致)</p> <p>③ 新規記録予定日</p> <p>④ 不一致のときは、不一致理由 (株主不一致 (氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量超過 (株数不一致)、その他)</p> <p>⑤ 株式等リファレンスNO</p> <p>i 機構加入者等による加入者の上位機関に対する通知</p> <p>h の通知を受けた機構加入者は、口座通知の取次ぎの請求をした加入者の直近上位機関又は当該加入者でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関である者に対し、当該通知内容を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関についても同様とする。</p> <p>(4) 新規記録通知</p> <p>a 新規記録通知</p> <p>発行者は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項 (新規記録通知データ) を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (集信時間) 払込期日の午前 3 時から午後 8 時まで (払込み確認後)</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新規記録日</p> <p>③ 新規記録区分 (「2. 募集株式 (第三者割当て)」を指定)</p>	<p>削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p> <p>(業 51 条 1 項、施 47 条及び 48 条)</p> <p>※ 引受人は、払込期日に払込取扱銀行に対して払込金額の払込みを行う。</p> <p>※ 第三者割当増資については、原則として払込みが確認された後に新規記録手続を行い、払込期日から起算して 3 営業日後の業務開始時に新規記録する。</p> <p>※ 上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付をする場合には、金銭の払込みはなく割当日が効力発生日となる。この場合における新規記録は、割当日に新規記録通知を行い、割当日か</p>

内 容	備 考
<p>④ 株式等リファレンスNO ⑤ ⑦の口座に新規記録する株式数 ⑥ 効力発生日（払込期日又は割当日） ⑦ 新規記録を受ける加入者（引受人）の加入者口座コード ⑧ ⑦の加入者の株主等照会コード ⑨ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項 ① 銘柄コード ② 正常データ（真正情報データ）の件数 ③ 異常データ（エラー情報データ）の件数 ④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p>	<p>ら起算して3営業日後の業務開始時に新規記録する。</p> <p>※ 発行者は、払込取扱銀行等から払込期日に払込みが行われなかった旨の連絡を受けた場合には、直ちに電話及びTarget 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。また、当該連絡を受けた機構は、直ちに、直接口座管理機関（引受主幹事証券会社の上位機関に限る）に電話及びTarget 保振サイトにより連絡する。この場合、機構及び口座管理機関は引受に係る増加の記録を行わない。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎが何らかの理由により（2）で通知した日程とおりに行われなかった場合には、当事者間でその後の対応について検討する。対応が決定したときは、速やかに機構に対し連絡する。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者は、直ちに（新規記録日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(5) 新規記録 a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ア 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているデータ） 当該データの合計数についての次の事項 ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(4) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの） ③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定）</p> <p>イ 当該機構加入者に口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データが通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ） ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果で通知した事項</p>	<p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株主等リファレンスナンバーによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。 （業 51 条 2 項、3 項、4 項及び 5 項、施 48 条 3 項及び 4 項）</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様。</p>

内 容	備 考
<p>③ 明細レコード区分（「エラー」を指定）</p> <p>④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由）</p> <p>b 機構の発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座処理結果ファイル（T A用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 新規記録通知データで通知を受けた事項</p> <p>② エラーの理由</p> <p>c 新規記録処理結果の通知</p> <p>（a）発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により（前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（T A用））を通知する。</p> <p>（b）機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、機構加入者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>d 振替口座簿における増加の記録</p>	<p>※ 発行者は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができない。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照</p>

内 容		備 考																			
<p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ(エラーデータを除く。)の内容に従い、新規記録日の業務開始時(9時)に、加入者の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>4. 自社株対価公開買付けにおける新規記録【15時30分記録型】</p> <p>自社株対価公開買付けにおける公開買付者である発行者の株式が振替株式であり、当該公開買付けの対象となる会社(以下「公開買付対象者」という。)の株式(以下「対象者株式」という。)が振替株式である場合の手続は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="331 544 1386 1040"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">公開買付者</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">公開買付対象者</th> <th>振替</th> <td style="background-color: yellow;">ここで記載している手続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 公開買付対象者が発行する振替株式についての振替手続 公開買付者が発行する非振替株式についての交付手続(振替制度外の手続) </td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発行者(公開買付者)が発行する振替株式についての新規記録手続又は振替手続 公開買付対象者が発行する非振替株式の交付手続(振替制度外の手続) </td> <td>(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下においては、公開買付者が対価として交付する振替株式の内容により、手続を分類して記載している。</p> <table border="1" data-bbox="230 1331 1487 1431"> <tbody> <tr> <td>4-1</td> <td>公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合</td> </tr> <tr> <td>4-2</td> <td>公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合</td> </tr> </tbody> </table>				公開買付者				振替	非振替	公開買付対象者	振替	ここで記載している手続	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付対象者が発行する振替株式についての振替手続 公開買付者が発行する非振替株式についての交付手続(振替制度外の手続) 	非振替	<ul style="list-style-type: none"> 発行者(公開買付者)が発行する振替株式についての新規記録手続又は振替手続 公開買付対象者が発行する非振替株式の交付手続(振替制度外の手続) 	(振替制度外の手続)	4-1	公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合	4-2	公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合	<p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 振替口座簿に効力発生日(払込期日)を付記しなければならない。</p> <p>※ 「自社株対価公開買付け」とは、公開買付者の株式を対価とする対象者株式に対する公開買付けのことをいい、この場合、募集株式の募集が自社株対価公開買付けのために行われる。</p> <p>※ ここに記載している手続は、産業競争力強化法に基づく特別事業再編を公開買付けにより実施するものを想定した標準的な事務処理日程であり、関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。</p> <p>※ 自社株対価公開買付けに応募する株主(以下「応募株主」という。)は、新規記録を受ける口座について、公開買付代理人である機構加入者に対し、機構に対する口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>※ 公開買付代理人とは、金融商品取引法及び金融商品取引法施行令に基づき自社株対価公開買付けの決済の実務を行うものをいう。なお、公開買付代理人は直接口座管理機関が担うことを想定している。</p> <p>※ 公開買付者の株式が振替株式であり、公開買付対象者の株式が非振替株式の場合において、公開買付者が対価とし</p>
		公開買付者																			
		振替	非振替																		
公開買付対象者	振替	ここで記載している手続	<ul style="list-style-type: none"> 公開買付対象者が発行する振替株式についての振替手続 公開買付者が発行する非振替株式についての交付手続(振替制度外の手続) 																		
	非振替	<ul style="list-style-type: none"> 発行者(公開買付者)が発行する振替株式についての新規記録手続又は振替手続 公開買付対象者が発行する非振替株式の交付手続(振替制度外の手続) 	(振替制度外の手続)																		
4-1	公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合																				
4-2	公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合																				

内 容		備 考
4-3	公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が自己株式である場合	て交付する振替株式についての新規記録手続又は振替手続は、公開買付者の株式が振替株式であり、公開買付対象者の株式が振替株式である場合の手続に準じる。
4-1	<p>公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者（公開買付者）は、自社株対価公開買付けに係る決議又は決定をしたときは、Target 保振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <p>① 募集方法</p> <p>② 募集株式の銘柄（公開買付者銘柄）及び銘柄コード</p> <p>③ 募集株式の数</p> <p>④ 募集株式の内容</p> <p>⑤ 公開買付対象者銘柄名称及び銘柄コード</p> <p>⑥ 給付比率</p> <p>⑦ 公開買付期間</p> <p>⑧ 給付期日</p> <p>⑨ 決済日</p> <p>⑩ 公開買付代理人</p> <p>⑪ 口座通知の取次ぎ受付締切日</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知</p> <p>機構は、発行者（公開買付者）から自社株対価公開買付けにより振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、決済日の1ヶ月前の日（1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに）に機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 募集方法</p> <p>② 募集株式の銘柄（公開買付者銘柄）</p> <p>③ 募集株式の数</p> <p>④ 募集株式の内容</p> <p>⑤ 公開買付対象者銘柄名称</p> <p>⑥ 公開買付対象者銘柄コード</p>	<p>※ 自社株対価公開買付けによる新規記録について、公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式の場合の標準日程は資料2-2-11参照。</p> <p>※ ④については1.(1)備考欄参照。</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 給付比率 ⑧ 募集に係る手続日程 ⑨ 公開買付期間 ⑩ 給付期日 ⑪ 決済日 ⑫ 公開買付代理人 ⑬ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定すべき旨</p> <p>(3) 口座通知の取次ぎ</p> <p>a 応募株主である加入者による口座通知の取次ぎの請求 応募株主である加入者は、新規記録を受ける口座を開設する公開買付代理人（機構加入者）に対し、新規記録すべき口座、新規記録すべき予定の株式数、自社株対価公開買付けにおける口座通知である旨を示して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>b 公開買付代理人である機構加入者による口座通知の取次ぎ 公開買付代理人である機構加入者は、加入者（応募株主）から口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） ア ファイル伝送 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者（公開買付代理人）の機構加入者コード ② 新規記録区分 ③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者（応募株主）の加入者口座コード ⑤ ④の加入者（応募株主）の口座に新規記録すべき株式数</p>	<p>(業42条、43条、44条及び45条、施38条、39条、40条及び41条)</p> <p>※ 左記の請求は、実務上、公開買付期間中に公開買付けへの応募とあわせて行われることが想定されている。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、口座通知データを通知する日の午後5時までに、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、自身に開設された応募株主の口座に対象者株式の残高が記録されていることを確認後、機構に対し、左記の口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知する。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。</p>

内 容	備 考
<p>(d) 訂正・削除方法</p> <p>ア ファイル伝送 集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定して削除データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>イ 統合Web端末 登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」(空白)、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO等を指定することにより行うことができる。 登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定することにより行うことができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>c 機構による口座通知データの受付 機構は、機構加入者(公開買付代理人)から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者(公開買付代理人)に対し、ファイル伝送により、b(c)の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨(データの内容に異常がないとき)又は受付不能の旨・不能理由(データの内容に異常があるとき)を通知する(口座通知データ受付通知/エラー通知)。</p>	<p>※ ファイル伝送により送信(登録)された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合Web端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合Web端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者(公開買付代理人)に通知する(確認ファイル)。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。(統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。)</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分(1桁4固定)、処理日(8桁)、処理番号(7桁、処理順に付番)により構成される。</p>

内 容	備 考
<p>d 機構による発行者（公開買付者）に対する口座通知の取次ぎ 機構は、機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 口座通知データを受けた翌営業日の午前3時から午後2時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項（機構加入者コードを除く。） ② 株式等リファレンスNO ③ 口座通知をする加入者（応募株主）の名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの） ④ ③の加入者（応募株主）の株主等照会コード ⑤ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者（応募株主）が外国人等であるときは、その旨 <p>e 発行者（公開買付者）による口座通知の内容確認 発行者（公開買付者）は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項（口座通知</p>	<p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者（応募株主）の情報が加入者情報システムに登録されていない場合には受付不能となる。</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 機構が機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p> <p>※ 機構から口座通知情報データの削除データを受けた場合も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>情報確認結果データ) を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (集信時間) 午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録区分 ③ 株式等リファレンスNO ④ 確認結果 (一致/不一致) ⑤ 新規記録予定日 ⑥ 不一致のときは、不一致理由 (株主不一致 (氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量超過 (株数不一致)、その他) <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>f 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者 (公開買付者) から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者 (公開買付代理人) に対し、その通知内容 (口座通知情報確認結果) を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 当日の午後5時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項 ② 確認結果 (一致/不一致) ③ 新規記録予定日 	<p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者 (公開買付者) に通知する (入力処理内容通知 (口座通知情報確認結果データ))。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募 (発行時DVP方式によらないもの)」を指定する。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>④ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他）</p> <p>⑤ 株式等リファレンスNO</p> <p>(4) 新規記録通知</p> <p>a 新規記録通知</p> <p>発行者（公開買付者）は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新規記録日（決済日）</p> <p>③ 新規記録区分</p> <p>④ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑤ ⑥の口座に新規記録する株式数</p> <p>⑥ 新規記録を受ける加入者（応募株主）の加入者口座コード</p> <p>⑦ ⑥の加入者（応募株主）の株主等照会コード</p> <p>(⑧ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数)</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続</p> <p>機構は、発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、その結果を通知する（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p>	<p>(業51条1項、施47条及び48条)</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 正常データ (真正情報データ) の件数 ③ 異常データ (エラー情報データ) の件数 ④ 異常データ (エラー情報データ) の明細、エラーの内容 <p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者 (公開買付者) は、直ちに (新規記録日 (決済日) の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに) 新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(5) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者 (公開買付者) から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録 (新規記録) を受ける口座の機構加入者 (公開買付代理人) に対し、新規記録通知情報 (新規記録通知情報データ) を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 発行者 (公開買付者) から新規記録通知データを受けた日の翌営業日 (新規記録日の前営業日) の午前3時から午後8時まで</p>	<p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株式等リファレンスNOによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。</p> <p>(業51条4項及び5項、施48条3項及び4項)</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <p>ア 発行者（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているデータ） 当該データの合計数についての次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者（公開買付者）から受けた新規記録に係る事項（(4) a (c) の事項のうち、加入者（応募株主）の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの） ③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定） <p>イ 当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果で通知した事項 ③ 明細レコード区分（「エラー」を指定） ④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由） <p>b 機構の発行者（公開買付者）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、口座処理結果ファイル（TA用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録通知データで通知を受けた事項 ② エラーの理由 <p>c 振替口座簿における増加の記録</p>	<p>※ 発行者（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様。</p> <p>※ 発行者（公開買付者）は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p>

内 容	備 考
<p>機構及び機構加入者（公開買付代理人）は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日（決済日）の振替終了時（15時30分）に、加入者（応募株主）の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>d 新規記録処理結果の通知</p> <p>（a）新規記録日当日における通知</p> <p>機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者及び機構加入者に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>（b）発行者（公開買付者）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（公開買付者）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（TA用））を通知する。</p> <p>（c）機構加入者（公開買付代理人）に対する通知</p> <p>機構は、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>4-2. 公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合</p> <p>（1）発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者（公開買付者）は、自社株対価公開買付けに係る決議又は決定をしたときは、Target 保振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <p>① 募集方法</p>	<p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 公開買付代理人は、決済日の15時30分までに対象者株式の振替を行う。</p> <p>※ 発行者（公開買付者）は、公開買付代理人から決済日に対象者株式の振替を行うことができなかった旨の連絡を受けた場合には、直ちに電話及びTarget 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。この場合、機構及び公開買付代理人は加入者（応募株主）の口座に増加の記録を行わない。</p> <p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合は、交付するすべての株式について新規記録を行い、自己株式分については一部抹消処理にて減少の</p>

内 容	備 考
<p>② 募集株式の銘柄（公開買付者銘柄）及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 公開買付対象者銘柄名称及び銘柄コード ⑥ 給付比率 ⑦ 公開買付期間 ⑧ 給付期日 ⑨ 決済日 ⑩ 公開買付代理人 ⑪ 口座通知の取次ぎ受付締切日 ⑫ 交付する自己株式の数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行者（公開買付者）から自社株対価公開買付けにより振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、決済日の1ヶ月前の日（1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに）に機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 募集方法 ② 募集株式の銘柄（公開買付者銘柄） ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 公開買付対象者銘柄名称</p>	<p>記録を行うこととする。標準日程は資料2-2-1 2参照。 ※ ④については1.（1）備考欄参照。</p> <p>※ 機構は、（1）により⑫の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑫の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑫で通知された数が⑫の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑫で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 公開買付対象者銘柄コード ⑦ 給付比率 ⑧ 募集に係る手続日程 ⑨ 公開買付期間 ⑩ 給付期日 ⑪ 決済日 ⑫ 公開買付代理人 ⑬ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定すべき旨</p> <p>(3) 口座通知の取次ぎ</p> <p>a 応募株主である加入者による口座通知の取次ぎの請求 応募株主である加入者は、新規記録を受ける口座を開設する公開買付代理人（機構加入者）に対し、新規記録すべき口座、新規記録すべき予定の株式数、自社株対価公開買付けにおける口座通知である旨を示して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>b 公開買付代理人である機構加入者による口座通知の取次ぎ 公開買付代理人である機構加入者は、加入者（応募株主）から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>（b）取扱時間（集信時間） ア ファイル伝送 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者（公開買付代理人）の機構加入者コード ② 新規記録区分 ③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者（応募株主）の加入者口座コード ⑤ ④の加入者（応募株主）の口座に新規記録すべき株式数</p>	<p>（業42条、43条、44条及び45条、施38条、39条、40条及び41条）</p> <p>※ 左記の請求は、実務上、公開買付期間中に公開買付けへの応募とあわせて行われることが想定されている。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、口座通知データを通知する日の午後5時までに、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、自身に開設された応募株主の口座に対象者株式の残高が記録されていることを確認後、機構に対し、左記の口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知する。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。</p>

内 容	備 考
<p>(d) 訂正・削除方法</p> <p>ア ファイル伝送 集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定して削除データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>イ 統合Web端末 登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」(空白)、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO等を指定することにより行うことができる。 登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定することにより行うことができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>c 機構による口座通知データの受付 機構は、機構加入者(公開買付代理人)から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者(公開買付代理人)に対し、ファイル伝送により、b(c)の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨(データの内容に異常がないとき)又は受付不能の旨・不能理由(データの内容に異常があるとき)を通知する(口座通知データ受付通知/エラー通知)。</p>	<p>※ ファイル伝送により送信(登録)された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合Web端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合Web端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者(公開買付代理人)に通知する(確認ファイル)。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。(統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。)</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分(1桁4固定)、処理日(8桁)、処理番号(7桁、処理順に付番)により</p>

内 容	備 考
<p>d 機構による発行者（公開買付者）に対する口座通知の取次ぎ 機構は、機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 口座通知データを受けた翌営業日の午前3時から午後2時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項（機構加入者コードを除く。） ② 株式等リファレンスNO ③ 口座通知をする加入者（応募株主）の名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの） ④ ③の加入者（応募株主）の株主等照会コード ⑤ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者（応募株主）が外国人等であるときは、その旨 <p>e 発行者（公開買付者）による口座通知の内容確認 発行者（公開買付者）は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項（口座通知</p>	<p>構成される。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者（応募株主）の情報が加入者情報システムに登録されていない場合には受付不能となる。</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 機構が機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p> <p>※ 機構から口座通知情報データの削除データを受けた場合も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>情報確認結果データ) を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (集信時間) 午前 3 時から午後 2 時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録区分 ③ 株式等リファレンス NO ④ 確認結果 (一致/不一致) ⑤ 新規記録予定日 ⑥ 不一致のときは、不一致理由 (株主不一致 (氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量超過 (株数不一致)、その他) <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>f 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者 (公開買付者) から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者 (公開買付代理人) に対し、その通知内容 (口座通知情報確認結果) を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 当日の午後 5 時から午後 8 時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項 ② 確認結果 (一致/不一致) ③ 新規記録予定日 	<p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者 (公開買付者) に通知する (入力処理内容通知 (口座通知情報確認結果データ))。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募 (発行時 D V P 方式によらないもの)」を指定する。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>④ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他）</p> <p>⑤ 株式等リファレンスNO</p> <p>(4) 公開買付者が自己株式を交付する場合の機構及び口座管理機関における抹消の手続</p> <p>a 発行者による直近上位機関に対する振替の申請</p> <p>発行者（公開買付者）は、自社株対価公開買付けに際して応募株主に自己の振替株式を交付するときは、その直近上位機関に対し、次の事項を示して当該振替株式の振替の申請をしなければならない。</p> <p>① 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p> <p>② 交付しようとする自己の振替株式の銘柄及び数</p> <p>③ 振替日</p> <p>b 発行者による機構に対する事前の通知</p> <p>発行者（公開買付者）は、応募株主に自己の振替株式を交付するための振替を請求しようとするときは、次に掲げるところにより、機構に対し、自己株式の交付に係る事項（一部抹消通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 自社株対価公開買付けに係る株式を交付する日（決済日）の前営業日から起算して2営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 交付しようとする自己の振替株式の銘柄コード</p> <p>② 事由（「9.その他」を指定）</p> <p>③ 交付しようとする自己の振替株式の数</p> <p>④ 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p>	<p>※ 公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合は、交付するすべての株式について新規記録を行い、自己株式分については一部抹消処理にて減少の記録を行うため、左記の振替申請は、通常の振替申請と異なり、振替先口座（自己株式の交付を受ける加入者（応募株主）の口座）の指定は不要であり、通常の振替通知事項の通知や振替請求等の処理も行わない。</p> <p>※ 振替日は新規記録通知における新規記録日と同一日とする。</p> <p>※ ファイルのデータ名は「一部抹消通知データ」となっているが、法律上の一部抹消を行うものではなく、aの振替申請に基づく振替の処理を行うためのデータである。</p> <p>※ 機構加入者が発行者として一部抹消を行う場合は、bの通知をもって左記aの申請を行ったものとする。（施101条）</p> <p>※ 一部抹消通知データの処理区分は「自己充当」とする。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 振替日（自社株対価TOBに係る決済日と同一の日とする。）</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、cの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した取消の一部抹消通知データを送信することで取消が可能である。そのうえで、一部抹消通知データを改めて送信することで訂正が可能である。</p> <p>c 機構の発行者に対する通知 機構は、発行者（公開買付者）から一部抹消通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、自己株式の交付に係る株式等リファレンスNO等（一部抹消通知情報データ（TA用））を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 一部抹消通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 一部抹消通知データにより通知された事項 ② 株式等リファレンスNO</p> <p>d 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者（公開買付者）から「一部抹消通知データ」を受けたときは、次に掲げるところにより、交付される自己株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である機構加入者に対し、自己株式の交付に係る事項（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 一部抹消通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード</p>	<p>※ 機構は、一部抹消通知データ（その他）を集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者に通知する（入力処理内容通知）。左記の処理は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から自己の振替株式の交付に係る通知（一部抹消通知データ（その他））を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（当該振替株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。）に当該事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 公開買付者が機構加入者である場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p>

内 容	備 考
<p>② 交付しようとする自己の振替株式の銘柄コード</p> <p>③ 事由（「9.その他」を指定）</p> <p>④ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑤ 交付しようとする自己の振替株式の数</p> <p>⑥ 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p> <p>⑦ 振替日（自社株対価TOBに係る新規記録をする日と同一の日とする。）</p> <p>（5）新規記録通知</p> <p>a 新規記録通知</p> <p>発行者（公開買付者）は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段</p> <p>ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（集信時間）</p> <p>決済日（新規記録日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新規記録日（決済日）</p> <p>③ 新規記録区分</p> <p>④ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑤ ⑥の口座に新規記録する株式数</p> <p>⑥ 新規記録を受ける加入者（応募株主）の加入者口座コード</p>	<p>※ 一部抹消日（決済日）の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日（決済日）に通知される。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合は機構）は、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき振替株式の数に満たない場合は、直ちに機構及び公開買付者に電話及びTarget保振サイトによりその旨を連絡し、連絡を受けた公開買付者は、直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>※ 公開買付者が機構加入者である場合は、機構が確認を行う。</p> <p>（業51条1項、施47条及び48条）</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 新規記録区分は「7.公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。</p>

内 容	備 考
<p>⑦ ⑥の加入者（応募株主）の株主等照会コード ⑧ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、その結果を通知する（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 銘柄コード ② 正常データ（真正情報データ）の件数 ③ 異常データ（エラー情報データ）の件数 ④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p> <p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者（公開買付者）は、直ちに（新規記録日（決済日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p>	<p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株式等リファレンスNOによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。</p>

内 容	備 考
<p>(6) 公開買付者が自己株式を交付する場合の機構及び口座管理機関における抹消記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関における減少の記録 機構及び口座管理機関（公開買付者が自己株式を応募株主に交付しようとする場合の当該公開買付者銘柄が記録された口座を開設する者及びその上位機関に限る。）は、振替申請及び一部抹消通知データ又は一部抹消情報通知データの内容に従い、決済日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の公開買付者が交付しようとする公開買付者の自己株式についての記録がされている口座において、交付される公開買付者銘柄である振替株式の数と同数の減少の記録をする。</p> <p>b 機構による一部抹消処理結果の通知 (a) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>(b) 機構による発行者に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、発行者（公開買付者）に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細）」）にて通知する。</p> <p>(7) 新規記録 a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者（公開買付者）から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ア 発行者（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該</p>	<p>※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>※ 当該振替の申請における振替に係る増加の記録は、新規記録通知データにより行う。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>(業51条4項及び5項、施48条3項及び4項)</p> <p>※ 発行者（公開買付者）から受けた新規</p>

内 容	備 考
<p>機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているデータ） 当該データの合計数についての次の事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 発行者（公開買付者）から受けた新規記録に係る事項（（5） a（c）の事項のうち、加入者（応募株主）の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの）</p> <p>③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定）</p> <p>イ 当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 口座通知情報確認結果で通知した事項</p> <p>③ 明細レコード区分（「エラー」を指定）</p> <p>④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由）</p> <p>b 機構の発行者（公開買付者）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者（公開買付者）に対し、口座処理結果ファイル（T A用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 発行者（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 口座通知情報確認結果データで通知を受けた事項</p> <p>② 口座通知情報確認結果データは通知されたが、新規記録通知データが通知されなかった旨（エラー理由）</p> <p>c 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び機構加入者（公開買付代理人）は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日（決済日）の振替終了時（15時30分）に、加入者</p>	<p>記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様。</p> <p>※ 発行者（公開買付者）は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(応募株主) の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>d 新規記録処理結果の通知</p> <p>(a) 新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者及び機構加入者に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(b) 発行者（公開買付者）に対する通知 機構は、発行者（公開買付者）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（TA用））を通知する。</p> <p>(c) 機構加入者（公開買付代理人）に対する通知 機構は、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>4-3. 公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が自己株式である場合 発行者（公開買付者）が交付するすべての振替株式が自己株式である場合には、一般の振替によって行わなければならない。</p> <p>5. 株主有償割当増資に係る新規記録</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知 発行者は、株主有償割当増資に係る決議又は決定をしたときは、Target 保振サイトにより以下の事項を</p>	<p>※ 公開買付代理人は、決済日の15時30分までに対象者株式の振替を行う。</p> <p>※ 発行者（公開買付者）は、公開買付代理人から決済日に対象者株式の振替を行うことができなかった旨の連絡を受けた場合には、直ちに電話及び Target 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。この場合、機構及び公開買付代理人は加入者（応募株主）の口座に増加の記録を行わない。</p> <p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 一般の振替手続については、第3節「振替手続」を参照。</p> <p>(施49条)</p> <p>※ 株主有償割当増資による新規記録についての標準日程は資料2-2-13</p>

内 容	備 考
<p>機構へ通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 募集方法 ② 募集株式の銘柄及び銘柄コード ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり） ⑥ 申込期日 ⑦ 払込期日 ⑧ 株主割当てに係る基準日 ⑨ 割当比率 ⑩ 発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程） ⑪ 特別口座のみを有する株主に係る口座通知の受付期間 ⑫ 新規記録日 ⑬ 自己の保有する募集株式の銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード） <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プレスリリース <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知</p> <p>機構は、発行者から株主有償割当増資に係る決議又は決定をした旨の通知を受けたときは、機構加入者及び口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 募集方法（株主有償割当） ② 募集株式の銘柄 ③ 募集株式の数 ④ 募集株式の内容 ⑤ 募集株式の払込金額（1株あたり） ⑥ 募集に係る手続日程 ⑦ 株主割当てに係る基準日 	<p>参照。</p> <p>※ ④については1.(1)備考欄参照。</p> <p>※ 機構は、(1)により⑬の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑬の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑬で通知された数が⑬の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑬で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>⑧ 申込期日 ⑨ 払込期日 ⑩ 払込取扱銀行 ⑪ 割当比率 ⑫ 発行日決済取引の有無（有る場合は新旧併合に係る日程）</p> <p>(3) 総株主通知 機構は、発行者から通知された株主割当てに係る基準日の株主についての総株主通知を行う。この場合において、機構は、特別口座のみを有する株主については、当該株主に係る総株主通知データにおいてその旨を明示する。</p> <p>(4) 発行者による株主ごとの割当ての計算 発行者は、総株主通知に基づき、株主（当該発行者を除く。）ごとに割当てを受ける株式の数を計算し、株主に対して通知を行う。</p> <p>(5) 株主による株式の申込み及び払込み a 特別口座以外の口座を有する加入者である株主 株主は、払込取扱銀行に対して株主有償割当増資の申込み及び払込みをする際には、会社法第 203 条第 2 項の書面（以下「株式の申込みの書面」という。）を提出しなければならない。</p>	<p>※ 総株主通知の手続については第 9 節「総株主通知に係る手続き」を参照。</p> <p>※ 発行者が会社法第 202 条第 4 項の規定により株主に対してする通知の通知事項には、次の事項を含まなければならない。</p> <p>① 特別口座のみを有する加入者の場合 口座通知の取次ぎの依頼をすべき旨、口座通知の取次期間及びその他必要な事項（株主等照会コードなど）</p> <p>② 前①以外の加入者の場合 株主等照会コード、株主が複数の口座を有する場合の申込株式の記載に関する事項及びその他必要な事項</p> <p>※ 発行者は、株主に対して株式の申込みの書面を交付する際には、あらかじめ、当該書面の口座を記載すべき欄に当該株主の株主等照会コードを記載しておかなければならない。</p> <p>※ 払込取扱銀行は、申込者から提出を受</p>

内 容	備 考
<p>b 特別口座のみを有する加入者である株主</p> <p>(a) 口座通知の取次ぎ</p> <p>ア 株主による口座通知の取次ぎの請求</p> <p>株主は、払込取扱銀行に対して株式の申込み及び払込みを行おうとするときは、あらかじめ、その直近上位機関に対し、株式の申込みの書面を呈示し、また、申込みをする株式数を明らかにして、発行者に対する口座通知の取次ぎを請求しなければならない。</p> <p>イ 口座管理機関による口座通知の取次ぎ</p> <p>口座管理機関は、その加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、当該加入者が呈示した株式の申込みの書面の口座を記入すべき欄に加入者の加入者口座コードを記入し、当該加入者が申込みをする株式数を記入して加入者に返戻するとともに、発行者に当該口座通知を取り次がなければならない。</p>	<p>けた株式の申込みの書面を発行者に交付しなければならない。</p> <p>※ 特別口座以外の口座を有する加入者である株主については、原則として口座通知の取次ぎはしないが、特に申出があったときは、その口座通知の取次ぎの請求を受けなければならない。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎの手続については、第1「取扱開始時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 機構における事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日は、標準日程においては、払込期日の前営業日から起算して6営業日前の日とする。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 新株について発行日決済取引が行われる場合には、口座通知の取次ぎのときに新株の銘柄コードとして、株式予備コード「1」を付す必要がある。(発行者は株式の申込みの書面にあらかじめその旨を記載しなければならない。)</p> <p>※ 発行者は、機構から口座通知情報データを受領した日に口座通知情報確認結果データを通知することができない場合(当該口座通知情報データに係る株式の申込みの書面を受領していない場合等)には、当該口座通知情報データに</p>

内 容	備 考
<p>(b) 株式の申込み及び払込み 特別口座のみを有する加入者である株主は、払込取扱銀行に対し、加入者口座コード及び申込株式数の記入を受けた会社法第 203 条第 2 項の書面（株式の申込みの書面）を提出して、振替株式の引受けの申込み及び払込みをしなければならない。</p> <p>(6) 新規記録通知 a 新規記録通知 発行者は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。 (a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 新規記録日の前営業日から起算して 2 営業日前の日の午前 3 時から午後 8 時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 銘柄コード ② 新規記録日（払込期日の翌営業日） ③ 新規記録区分（「2. 募集株式（株主有償割当増資）」を指定） ④ 株式等リファレンス NO（口座通知の取次ぎが行われたものに限る。） ⑤ ⑦の口座に新規記録する株式数 ⑥ 効力発生日（払込期日） ⑦ 新規記録をする口座（口座通知をした加入者（株主）については加入者口座コード、その他の加入者（株主）については株主等照会コード）</p> <p>(d) 訂正・取消方法</p>	<p>係る口座通知データを通知した直接口座管理機関に対して、その旨を通知しなければならない。この場合、発行者は、口座通知情報データの内容を確認することができるようになった後速やかに、機構に対して、口座通知情報確認結果データを通知する。</p> <p>※ 払込取扱銀行は、申込者から提出を受けた株式の申込みの書面を発行者に交付しなければならない。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録 2-2-1 参照。</p>

内 容	備 考
<p>集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続</p> <p>機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行い（口座通知の取次ぎが行われたものについては、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄の照合も行う。）、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 銘柄コード ② 正常データ（真正情報データ）の件数 ③ 異常データ（エラー情報データ）の件数 ④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p> <p>c エラー情報データがあった場合の対応</p> <p>新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者は、直ちに（新規記録日（払込期日の翌営業日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(7) 機構の記録口座の指定等に関する取扱い</p> <p>a 株主等照会コードにより口座が示された株主が新規記録を受ける口座の特定</p> <p>機構は、発行者からの新規記録通知において新規記録をする口座が株主等照会コードにより示されたときは、当該株主等照会コードの株主の加入者口座コードに係る口座（株主確定日において新規記録通知に係る銘柄と同一の銘柄を記録している口座に限る。）を加入者ごとの新規記録すべき口座（以下「割当口座」という。）として定める。</p>	

内 容	備 考
<p>b 複数の口座を有する株主の口座に記録する数の取扱い 割当口座が複数あるときは、割当口座ごとに記録すべき数は、当該加入者について新規記録すべき振替株式の数を、株主有償割当ての株主確定日における当該加入者の各割当口座の保有欄に記録された当該銘柄の振替株式の数により按分して算出した数とする。</p> <p>c 特別口座を有する株主の口座に記録する数の取扱い 機構は、前記 a にかかわらず、特別口座は割当口座として定めない。</p> <p>(8) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p>	<p>※ 質権株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座の保有欄に新規記録通知に係る銘柄と同一の銘柄を記録していたものとして取り扱う。</p> <p>※ 各割当口座に記録すべき数に小数点以下の数があるときは、小数点以下の部分を合計した数を、株主確定日において最も大きい振替株式の数を記録していた割当口座（最も大きい数を記録していた割当口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する割当口座）に割り当てる。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <p>ア 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のないデータ（特別口座以外の口座を有する加入者である株主分（口座通知の取次ぎをしたものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(6) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コードを除くもの） ③ 明細レコード区分（「2. 口座通知なし」を指定） <p>イ 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（特別口座のみを有する株主分及び特に口座通知をした株主分（当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているデータ）</p> <p>当該データの合計数についての次の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(6) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コードを除くもの） ③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定） <p>ウ 当該機構加入者に口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データが通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データで通知した事項 ③ 明細レコード区分（「エラー」を指定） ④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由） <p>b 機構の発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座処理結果ファイル（T A用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ファイル伝送</p>	<p>※ 発行者から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様（新規記録区分には「2. 募集株式（株主有償割当増資）」を指定する。）とする。</p> <p>※ 発行者は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 新規記録通知データで通知を受けた事項 ② エラーの理由</p> <p>c 新規記録処理結果の通知 (a) 発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（T A用））を通知する。</p> <p>(b) 機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>d 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日の業務開始時（9時）に、加入者の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>(9) 自己株式を交付する場合の取扱い a 発行者の振替の申請 発行者は、株主有償割当増資に際して株主に自己の振替株式を交付するときは、その直近上位機関に対し、次の事項を示して当該振替株式の振替の申請をしなければならない。 ① 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p>	<p>3時から午後8時までに、機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 振替口座簿に効力発生日（払込期日）を付記しなければならない。</p> <p>※ 左記の振替申請は、通常の振替申請と異なり、振替先口座（自己株式の交付を受ける加入者（応募株主）の口座）の指</p>

内 容	備 考
<p>② 交付しようとする自己の振替株式の銘柄及び数</p> <p>③ 振替日</p> <p>b 発行者の機構に対する事前の通知</p> <p>発行者は、株主に会社の自己の振替株式を交付するための振替を請求しようとするときは、次に掲げるところにより、機構に対し、自己株式の交付に係る事項（一部抹消通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（集信時間） 株主有償割当増資に係る株式を交付する日（振替日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 交付しようとする自己の振替株式の銘柄コード</p> <p>② 事由（「7. 自己株式等の充当（株主有償割当増資）」を指定）</p> <p>③ 交付しようとする自己の振替株式の数</p> <p>④ 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p> <p>⑤ 振替日（株主有償割当に係る新規記録をする日と同一の日とする。）</p> <p>⑥ 株主確定日</p> <p>（d）訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、dの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した取消の一部抹消通知データを送信することで取消が可能である。そのうえで、一部抹消通知データを改めて送信することで訂正が可能である。</p> <p>c 機構の発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者から一部抹消通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、次に掲げるところにより、発行者に対し、自己株式の交付に係る株式等リファレンスNO等（一部抹消通</p>	<p>定は不要であり、通常の振替通知事項の通知や振替請求等の処理も行わない。</p> <p>※ 振替日は新規記録通知における新規記録日と同一日とする。</p> <p>※ ファイルのデータ名は「一部抹消通知データ」となっているが、法律上の一部抹消を行うものではなく、aの振替申請に基づく振替の処理を行うためのデータである。</p> <p>※ 自己の振替株式が記録されている口座が機構加入者口座の自己口である場合には、左記の通知をもって機構に対する振替の申請を行ったものとする。</p> <p>※ 機構は、一部抹消通知データ（自己株式の充当（株主有償割当増資））を集信</p>

内 容	備 考
<p>知情報データ（T A用）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 一部抹消通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 一部抹消通知データにより通知された事項 ② 株式等リファレンスNO</p> <p>d 機構の直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者から一部抹消通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、交付される自己株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である機構加入者に対し、自己株式の交付に係る事項（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 一部抹消通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 機構加入者コード ② 交付しようとする自己の振替株式の銘柄コード ③ 事由（「7. 自己株式等の充当（株主有償割当増資）」を指定） ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 交付しようとする自己の振替株式の数 ⑥ 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード） ⑦ 振替日（株主有償割当に係る新規記録をする日と同一の日とする。）</p> <p>e 自己株式の交付の取扱い 機構及び口座管理機関は、振替申請及び一部抹消通知データ又は一部抹消情報通知データの内容に従い、振替日の業務開始時（午前9時）に、加入者の口座の保有欄又は顧客口に減少の記録をしなければならない。</p>	<p>した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を発行者に通知する（入力処理内容通知）。左記の処理は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から自己の振替株式の交付に係る通知（一部抹消通知データ（自己株式の充当（株主有償割当増資））を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（当該振替株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。）に当該事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 発行者から自己の振替株式の振替の申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された、自己株式の交付に係る事項の通知内容と照合しなければならない。照合した結果不一致となった場合は、当該口座管理機関は、当該発行者に申請した数が適切か確認する。</p> <p>※ 当該振替の申請における振替に係る増加の記録は、新規記録通知データにより行う。</p>

内 容	備 考
<p>第4 募集以外の事由による振替株式の発行等</p> <p>1. 取得請求権付株式の取得の対価の交付</p> <p>(1) 取得請求権付株式が振替株式である場合の取得及び対価の交付</p> <p>a 取得請求の取次ぎ及び振替の申請</p> <p>(a) 取得請求の取次ぎ及び振替の申請</p> <p>ア 取得請求の取次ぎ</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する取得請求権付株式の取得請求（以下「取得請求」という。）の取次ぎの請求を受けたときは、これを発行者に取り次がないなければならない。</p> <p>イ 取得請求の取次ぎの請求と振替申請の同時受付</p>	<p>(業61条、62条及び63条、施76条、77条、78条、79条及び80条)</p> <p>※ 取得請求権付株式の取得請求に係る処理イメージについては資料2-2-14参照。また、標準日程については資料2-2-15参照。</p> <p>※ 加入者が、その直近上位機関である口座管理機関に対して取得請求の取次ぎを請求する際の請求書面については、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「取得請求権行使請求書」参照。</p> <p>※ 機構は、発行者から財源規制等により取得請求を受けることができない旨の通知を受けたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、その旨を通知する。その場合においては、発行者が取得請求を受けることができるようになるまでの間は、機構は取得請求の取次ぎの請求を受け付けない。機構は、発行者から取得請求を受けることができるようになった旨の通知を受けたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、その旨を通知する。）</p>

内 容	備 考
<p>機構又は口座管理機関は、その加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けるときは、当該加入者から当該取得請求に係る取得対価の交付日を当該取得請求に係る振替株式についての振替日とする振替の申請を受けなければならない。</p> <p>(b) 口座管理機関による取得請求の取次ぎの委託 加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、取得請求の取次ぎの請求をした加入者に係る次に掲げる事項を示して、取得請求の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得請求権付株式の銘柄及び銘柄コード、取得請求数量（加入者ごと） ② 加入者口座コード ③ 加入者の電話番号 ④ 取得代金の受取りに係る事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 ロ 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 金融機関等コード (ロ) 店舗コード (ハ) 預金種別 (ニ) 口座番号 (ホ) 口座名義人の氏名または名称(カナ) <p>(c) 機構加入者による取得請求の取次ぎの請求又は取得請求の取次ぎの委託 機構加入者は、加入者から取得請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から取得請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、取得請求の取次ぎに係る事項（「取得請求権付株式取得・振替請求データ」）を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し取得請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。当該通知は、原則として当該請求又は委託を受けた日に行う。</p>	<p>※ 左記の振替申請の振替先口座については、発行者がその同意手続において届け出た口座（同意手続後に変更の届出が行われた場合は変更後の口座）が指定されたものとして取り扱う。なお、取得請求の取次ぎの請求を受けた口座管理機関については、取得請求権付株式振替日データ（b（a）イ参照）により、機構から振替先口座の通知を受けることとなる。</p> <p>※ 取得対価が現金以外の場合でも、端数処分代金の受領を想定し、④イのいずれかを指定する（「△：対価が現金以外の場合」は設定しない。）。</p> <p>※ 振込を受ける口座として、ゆうちょ銀行口座を指定する場合には、「通帳記号」、「通帳番号」による指定はできない。</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送 午前3時から午後3時30分まで (イ) 統合W e b 端末 午前9時から午後3時30分まで</p> <p>ウ 通知事項 ① 取得請求の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード ② 取得請求する振替株式の銘柄コード ③ 取得請求する振替株式の数 ④ 取得請求の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード ⑤ ④の加入者の電話番号 ⑥ 支払区分(金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払又は登録配当金受領口座振込の別) ⑦ ⑥で金融機関預金口座振込を指定したときは、取得代金の受取りの口座に係る事項 イ 金融機関等コード ロ 店舗コード ハ 預金種別 ニ 口座番号 ホ 口座名義人の氏名又は名称(カナ)</p> <p>エ 訂正・取消方法 (ア) ファイル伝送 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 (イ) 統合W e b 端末 入力日当日に取消をする場合には、株式等リファレンスNOを指定して取消入力を行う。訂正をする場合には、取消後に再入力を行う。</p> <p>(d) 機構による取得請求権付株式取得・振替請求データの受付 機構は、機構加入者から取得請求権付株式取得・振替請求データを受けたときは、受付番号</p>	<p>※ 取得対価が現金以外の場合でも、端数処分代金の受領を想定し、⑥のいずれかを指定する(「△:対価が現金以外の場合」は設定しない。)</p> <p>※ 取得代金の受取りの口座として、ゆうちょ銀行口座を指定する場合には、「通帳記号」、「通帳番号」による指定はできない。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送にて取得請求権</p>

内 容	備 考
<p>及び株式等リファレンスNOを付番し、請求を受けた日の午後6時から午後8時までの間に、当該機構加入者に対し、ファイル伝送（取得請求権付株式取得・振替請求受付通知／エラー通知）により、(c)ウの通知事項、受付番号、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨（データの内容に異常がないとき）又は受付不能の旨・不能理由（データの内容に異常があるとき）を通知する。当該請求の状況については、統合Web端末の「権利行使等状況一覧」画面により確認することができる。</p>	<p>付株式取得・振替請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点（7：00、8：00、10：00、11：00、12：00、午後1：00、午後1：30、午後2：00、午後2：30、午後3：00）までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>※ 機構は、統合Web端末にて取得請求権付株式取得・振替請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知／エラー通知にて通知する。</p> <p>※ 機構は、当日の午後3時30分以降の日中バッチにおいて請求データの加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていない場合は、当該請求をエラーとする。（左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。）</p> <p>※ 発行者から取得請求を受けることができない旨の通知を受けている銘柄又は取得請求期間でない銘柄についての取得請求を受けたときは、当該請求は受付不能となる。</p> <p>※ 機構は、当日の午後3時30分以降の</p>

内 容	備 考
<p>(e) 機構による発行者に対する取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者から取得請求の取次ぎの請求又は委託を受けたときは、次に掲げるところにより、発行者に対し、取得請求の取次ぎに係る事項等（取得請求権付株式取得・振替請求取次データ）を通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 取得請求の取次ぎの請求又は委託を受けた日（以下「取得請求日」という。）の午後6時から午後8時まで</p> <p>ウ 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得請求権付株式の銘柄コード ② 取得請求権付株式取得・振替請求を入力した機構加入者の機構加入者コード ③ 株式等リファレンスNO ④ 取得請求数量（加入者ごと） ⑤ 加入者口座コード ⑥ 株主等照会コード ⑦ 加入者の電話番号 ⑧ 取得代金の受取りに係る事項（取得請求権付株式取得・振替請求で入力された場合） <ol style="list-style-type: none"> イ 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 ロ 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 (イ) 金融機関等コード 	<p>日中バッチにおいて、請求データの株数が当該機構加入者の指定する区分口座に存在するかについてのチェックを行い、株数が存在する場合には、請求数量を取得・振替請求中数量（当該口座の残高であるが、取得請求に係る振替以外の振替には利用できないものとして管理をする数量）として振替日までの間、管理する。株式数が不足する場合には受付不能となる。</p> <p>※ 請求者が取得請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で買取代金を受領しようとする場合には、取得代金の受取方法として、当該証券会社の名義の銀行口座への入金を指定することが考えられる。（証券会社は、受領した代金を請求者の証券総合口座等に入金する。）</p> <p>※ 左記以外の通知事項については、「口座振替関係データ接続仕様書（ファイル伝送編）」参照。（取得請求をする加入者が法人である場合の代表者等）</p>

内 容	備 考
<p>(ロ) 店舗コード (ハ) 預金種別 (ニ) 口座番号 (ホ) 口座名義人の氏名又は名称(カナ)</p> <p>b 取得請求権付株式の振替と取得対価の交付</p> <p>(a) 取得日の決定及び通知</p> <p>ア 発行者による機構に対する通知</p> <p>発行者は、機構から取得請求権付株式取得請求・振替取次データを受けたときは、次に掲げるところにより、機構に対し、取得請求権付株式の振替日等の情報（取得請求権付株式振替日データ）を通知しなければならない。</p> <p>(ア) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(イ) 取扱時間 取得請求日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間</p> <p>(ウ) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得請求権付株式の銘柄コード ② 権利行使等取次不能区分 ③ 株式等リファレンスNO ④ 取得する株式数 ⑤ 効力発生日（取得請求日） ⑥ 株主等照会コード ⑦ 発行者の口座に取得請求権付株式の振替を受ける日 ⑧ 振替先口座（発行者の口座）の加入者口座コード ⑨ 1株あたりの取得価格 ⑩ 請求に係る取得代金 <p>イ 機構から機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、発行者からの取得請求権付株式振替日データを受けたときは、次に掲げるところにより、当該取得請求に係る機構加入者に対して、その内容（取得請求権付株式振替日データ）を通知する。</p>	<p>※ 取得対価銘柄（取得対価として交付しようとする振替株式の銘柄）、株式数、金額は入力する必要はない。</p> <p>※ 発行者が財源規制等により取得請求を受けることができないときは、権利行使等取次不能区分を不受理とする（振替予定日、効力発生日を入力する必要はない。）。この場合、機構は、取得・振替請求中数量について取得・振替請求中としての管理を解除する。</p> <p>※ 振替先口座については、発行者がその同意手続において届け出た口座（同意手続後に変更の届出が行われた場合は変更後の口座）が指定されたものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構は取得請求権付株式取得・振替請求取次ぎデータとの照合を行ったうえで、「入力処理内容通知」を発行者に送信する。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から取得請求権付株式振替日データの通知を受けたときで当該口座管理機関が取得</p>

内 容	備 考
<p>(ア) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(イ) 取扱時間 取得請求日から起算して3営業日目の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(ウ) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 権利行使等結果区分 ③ 取得請求権付株式の銘柄コード ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 取得する株式数 ⑥ 効力発生日（取得請求日） ⑦ 取得請求をした加入者の加入者口座コード ⑧ 発行者の口座に取得請求権付株式の振替をする日 ⑨ 振替先口座（発行者の口座）の加入者口座コード ⑩ 1株あたりの取得価格 ⑪ 請求に係る取得代金 <p>(b) 振替と取得対価の交付</p> <p>ア 取得請求権付株式の振替 機構は、発行者の口座に取得請求権付株式を振替する日（取得請求日から起算して5営業日目の日）の業務開始時（午前9時）に、機構加入者の区分口座において取得・振替請求中としている取得請求権付株式を、(a) イ (ウ) ⑨の口座へ振り替える。</p> <p>イ 取得対価の交付</p> <p>(ア) 新規記録通知 発行者は、次に掲げるところにより、機構に対し、取得対価銘柄の新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> i 通知手段 ファイル伝送 ii 取扱時間 取得請求日から起算して3営業日目の日の午前3時から午後8時まで 	<p>請求をした加入者の口座を開設したものでないときは、直近下位機関（当該加入者の上位機関に限る。）に、当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 新規記録通知データには取得請求に係る株式等リファレンスNOを入力すると、エラーとなる（加入者から発行者に対する加入者口座コードの通知は振替システムを利用して行っているが、口座通知データの送信等の口座通知の処理は行われていないため。）。このた</p>

内 容	備 考
<p>iii 通知事項</p> <p>① 取得対価銘柄の銘柄コード</p> <p>② 新規記録日（取得請求日から起算して5営業日目の日）</p> <p>③ 新規記録区分（「9. その他」を指定）</p> <p>④ ⑥の口座に新規記録する株式数</p> <p>⑤ 効力発生日（取得請求日）</p> <p>⑥ 取得請求をした加入者の加入者口座コード</p> <p>⑦ 取得請求をした加入者の株主等照会コード</p> <p>⑧ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数</p> <p>iv 訂正・取消方法</p> <p>集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>(イ) 新規記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知の内容に従い、新規記録日（取得請求日から起算して5営業日目の日）の業務開始時（午前9時）に、加入者の口座に係る顧客口又は加入者の口座に増加の記録をしなければならない。</p> <p>(2) 取得請求権付株式が振替株式でない場合の取得及び対価の交付</p> <p>取得請求権付株式が振替株式でない場合の取得及び対価の交付の手続については、第3章参考2「株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の新株予約権行使に関する取扱い」参照。</p> <p>2. 取得条項付株式の一部取得の対価の交付</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、振替株式である取得条項付株式の一部取得に係る決議又は決定をしたときは、Target 保</p>	<p>め、新規記録通知データには取得請求に係る株式等リファレンスNOは入力しない。</p> <p>※ 取得対価銘柄として自己株式等を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。</p> <p>① 自己株式充当区分（「1. 充当あり」を指定する。）</p> <p>② 自己株式充当数量</p> <p>③ 加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。）</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 加入者の直近上位機関は、加入者の口座に効力発生日（取得請求日）を付記する。</p> <p>※ 1株未満の端数に相当する金銭が生じたときは、発行者は取得対価としての現金の支払方法と同様の方法で請求者に支払わなければならない。</p> <p>※ 取得対価が現金の場合は、発行者は、加入者の口座から発行者の口座へ取得請求権付株式の振替が行われる日に、請求者の指定する方法で取得請求に係る取得代金の支払いを行う。</p> <p>(業78条及び79条)</p>

内 容	備 考
<p>振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得する取得条項付株式の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。）及び銘柄コード ② 取得する株式に関する事項 ③ 取得に係る手続日程 ④ 効力発生日 ⑤ 取得のための振替申請をする日 ⑥ 取得の対価 ⑦ 取得の対価として交付する振替株式の銘柄（以下「取得対価銘柄」という。） ⑧ 発行する取得対価銘柄の総数及び株式の内容 ⑨ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された会社の口座 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プレスリリース <p>(2) 取得条項付株式が振替株式である場合の取得及び対価の交付</p> <ol style="list-style-type: none"> a 取得条項付株式の一部取得に係る振替 発行者は、振替株式である取得条項付株式の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をしなければならない。 b 取得条項付株式の対価の交付 発行者は、取得条項付株式の取得対価が振替株式である場合には、口座において取得条項付株式の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替株式を交付する。 発行者は、取得条項付株式の対価が振替株式でない場合には、口座において取得条項付株式の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。 <p>(3) 取得条項付株式が振替株式でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付株式が振替株式でない場合の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、取扱開始時における新規記録の取扱いによる。</p>	<p>※ 取得対価の交付は、取得請求権付株式の取得の対価の交付の取扱い（1.（1）b（b）「振替と取得対価の交付」）に準じる。</p> <p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>3. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得の対価の交付 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得の対価の交付については、第3章第18節参照。</p> <p>4. 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付（外国人保有制限銘柄を除く）</p> <p>(1) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり、対価として振替株式が交付される場合</p> <p>a 取得条項付株式の全部取得に係る抹消通知及び取得対価株式の新規記録通知 発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式を全部取得し、取得対価として振替株式を交付しようとするときは、機構に対し、会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日又は同法第171条第1項第3号に規定する取得日を定めた場合、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知しなければならない。</p>	<p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の交付の手続については、「11. 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」参照。</p> <p>(業80条、81条、82条、83条及び85条、施106条、107条、108条、109条、110条、111条、112条、113条、114条、115条、116条、117条、118条、119条及び120条)</p> <p>※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに（取得に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者が会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日以後に機構に通知する場合は、発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部抹消日を機構に通知しなければならない。この場合、機構は全部抹消日の前日を株主確定日、全部抹消日を取得対価の記録日として処理をする。</p>

内 容	備 考
<p>① 取得する取得条項付株式の銘柄（以下この欄において「取得対象銘柄」という。）</p> <p>② 取得に係る手続日程（取得及び交付に係る基準日・上場廃止の日程等）</p> <p>③ 効力発生日</p> <p>④ 全部抹消する日</p> <p>⑤ 取得対価銘柄</p> <p>⑥ 対価交付比率（取得対価銘柄の交付総数／取得対象銘柄の発行総数（発行者の保有する自社株は割当対象外））</p> <p>⑦ 自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数</p> <p>⑧ 取得対価銘柄を発行する場合は、発行する取得対価銘柄の数及び株式の内容（公示情報（P</p>	<p>※ 発行者は、株主総会において取得に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、取得が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 発行者は、左記の通知とは別に、株主確定日までに、割当てを受けない取得対象銘柄が記録されている発行者の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄である振替株式の数について（⑦）の確定情報を Target 保振サイトにより機構に通知しなければならない。</p> <p>※ 機構は、aにより⑦の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生</p>

内 容	備 考
<p>DFファイル))</p> <p>⑨ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>b 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行者から a の通知を受けたときは、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、a で通知された事項（⑦、⑧、⑨及び⑩を除く。）を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>c 総株主通知等 機構は、全部抹消する日の前日（取得対象銘柄の取得に係る基準日が設定されている場合は当該基準日）を株主確定日として、全部取得される銘柄についての総株主通知を行う。</p> <p>d 株主の口座における増額記録 (a) 機構及び口座管理機関における増加すべき取得対価銘柄の数の計算 機構及び口座管理機関は、全部抹消する日の前営業日に、次に掲げる振替株式について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき取得対価銘柄の数を算出する。 ア 加入者の口座（顧客口を除く。）保有欄に記録された振替株式（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録された振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき取得対価銘柄の振替株式の数は、当該保有欄に記録されている取得対象銘柄の振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に対価交付比率を乗じて得た数(端数は切り捨てる。)とする。 	<p>じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 機構は、a により⑨の通知を受けたときは、速やかに、⑨の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑨について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、⑨の口座に⑨の数が記録（又は記載）されていることを確認する。記録（又は記載）されている数が⑨の数に満たない場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 総株主通知に係る手続きについては第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 発行者の自己株式である取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>イ 加入者の口座（顧客口を除く。）の質権欄に記録された振替株式（登録株式質権者となるべき旨の申出がされているものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該質権欄とする。 ・ 増加すべき取得対価銘柄の振替株式の数は、当該質権欄に記録されている登録質権の目的となっている取得対象銘柄の株主ごとの質権株式の数に対価交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨てる。）の合計数とする。 <p>ウ 加入者の口座（顧客口を除く。）の保有欄に記録された振替株式（特別株主の申出がされているものに限る。）、加入者の質権欄に記録された振替株式（登録株式質権者となるべき旨の申出がされていないものに限る。）及び買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加記録させるべき口座は、略式質権の目的となっている振替株式の株主、特別株主又は反対株主の口座の保有欄とする。 ・ 増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数は、特別株主、略式質権株主又は反対株主ごとの取得対象銘柄の振替株式の数に対価交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨てる。）とする。 <p>(b) 口座管理機関における略式担保若しくは略式質権の設定された取得対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p> <p>略式担保若しくは略式質権の設定された取得対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該取得対象銘柄の振替株式が記録された口座と取得対価銘柄の増加を記録すべき口座とが異なるため、取得対象銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関から取得対価の増加を記録する口座を開設する口座管理機関へ、階層構造を通じて取得対価の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。この情報の通知は、以下により行う。</p> <p>ア 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近上位機関に対し、取得対価銘柄を増加記録すべき口座（加入者口座コード）、当該口座で増加を記録すべき株式数、当該取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記録がされていた口座（加入者口座コード）、取得対象銘柄（銘柄コード）を通知する。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された取得対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録さ</p>	<p>※ 登録株式質権者となるべき旨の申出については第3節「振替手続」参照。</p> <p>※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うなどにより、当該口座管理機関が口座を開設した加入者以外の加入者からの担保は受け入れていない（他の機構加入者に特別株主の管理事務を再委託している株式は記録されていない）ものとする。</p> <p>※ 左記の情報の通知には振替システムが利用できないため、該当する口座管理機関は、それぞれ適当な手段によって通知を行う。</p> <p>※ ①の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数</p>

内 容	備 考
<p>れている口座を開設する間接口座管理機関が、その保有欄に取得対価銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <p>② 直近下位機関から①の通知を受けた間接口座管理機関が、その保有欄に取得対価銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="353 630 683 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ア①</p> <p>直近上位機関に対する通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">間接口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">加入者の略式担保株式等が記録された口座</div> <p>※増加記録を受ける加入者の上位機関でない</p> </div> <div data-bbox="810 630 1153 1002" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>ア②</p> <p>直近上位機関に対する通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">間接口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">※増加記録を受ける加入者の上位機関でない</div> <p>直近下位機関からのア①の通知</p> </div> </div> <p>イ 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近下位機関であって取得対価銘柄を増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、取得対価銘柄を増加記録すべき口座（加入者口座コード）、当該口座で増加を記録すべき株式数、当該取得対価銘柄に係る取得対象銘柄の記録がされていた口座（加入者口座コード）、取得対象銘柄（銘柄コード）を通知する。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された取得対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する口座管理機関が、その保有欄に取得対価銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p>	<p>申告により取得対価銘柄を増加記録すべき口座及び増加を記録すべき株式数等を通知する。</p> <p>※ ②の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、取得対価銘柄を増加記録すべき口座及び増加を記録すべき株式数等を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が、その保有欄に取得対価銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <p>③ 直近上位機関から①又は②の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>イ①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">加入者の略式担保株式 等が記録された口座</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">直近下位機関に対する通知</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>イ②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※共通直近上位機関であり、増加記録すべき口座を開設したものでない</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">直近下位機関からのア①の通知</p> <p style="margin-top: 5px;">直近下位機関に対する通知</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>イ③</p> <p style="margin-bottom: 5px;">直近上位機関からのイ①・②の通</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">※増加すべき口座を開設したものでない</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">直近下位機関に対する通知</p> </div> </div> <p>ウ 次に掲げる場合、それぞれに規定する口座管理機関は、取得対価銘柄の増加を記録すべき口座に取得対価銘柄の増加記録をする準備をする。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された取得対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が取得対価銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>③ 直近上位機関からイ①又は②の通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p>	

内 容	備 考
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ウ①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">加入者の略式担保株式 等が記録された口座</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">増加すべき口座</div> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #cccccc;">増加すべき口座</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">直近下位機関からのア①の通知</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ③</p> <p style="font-size: x-small; margin-bottom: 5px;">直近上位機関からのイ①・②の通</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">口座管理機関</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; background-color: #cccccc;">増加すべき口座</div> </div> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">(c) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき数の通知 間接口座管理機関は、全部抹消する日の前営業日に、その直近上位機関に、全部抹消する日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替株式の数の合計数を通知しなければならない。</p> <p>(d) 機構加入者による新株式数申告 ア 機構加入者による新株式数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株式数申告を行う。 (ア) 顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、全部抹消する日の前営業日（取得対価銘柄の交付に係る基準日が設定されている場合は当該基準日）に、当該口座管理機関の顧客口に係る新株式数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 ii 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (i) ファイル伝送 全部抹消する日の前営業日の午前3時から午後8時 (ii) 統合Web端末 全部抹消する日の前営業日の午前9時から午後8時 	<p>※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。</p> <p>※ 「新株式数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部抹消する日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末で入力をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 ・全部抹消する日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・全部抹消する日の翌々営業日以降は

内 容	備 考
<p>iii 主な通知内容</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき取得対価銘柄の株式数 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替株式があるときは、上記に加えて以下の事項</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主、略式質権の株主又は買取口座に記録されている振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）に係る反対株主である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき取得対価銘柄の株式数</p> <p>(イ) 自己口（担保専用口及び信託口）に係る申告 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、全部抹消する日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株式数申告として、以下の事項を通知する。</p> <p>i 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>ii 取扱時間</p> <p>(i) ファイル伝送 全部抹消する日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>(ii) 統合Web端末 全部抹消する日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>iii 主な通知内容</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 銘柄コード（割当て等の元となる銘柄）</p> <p>③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき取得対価銘柄の株式数 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替株式があるときは、上記に加えて以下の事項</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主又は略式質権の株主である加入者の加入者口座</p>	<p>割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p> <p>※ 直接口座管理機関において、略式質権株式又は略式担保株式が記録された口座の上位の区分口座と、取得対価銘柄の増加記録をすべき口座の上位の区分口座が異なるときは、①～⑥（③を除く。）の申告をする必要がある。</p> <p>※ 担保専用口については、当該機構加入者の保有する株式は記録されていないことから、当該担保専用口において増加すべき取得対価銘柄の株式数（③）は0株となるが、0株の申告は行わない（システム的に0株の申告はできない。）。</p> <p>※ 担保専用口について、当該申告をする機構加入者が開設する加入者の口座から差し入れられた担保株式が記録されているときは①～⑥（③を除く。）のデータを作成する必要がある。</p>

内 容	備 考
<p style="text-align: center;">コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者又は略式質権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき取得対価銘柄の株式数</p> <p>イ 機構による機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、統合Web端末により新株式数申告を受けたときは、受付時に受付済通知／エラー通知を送信し、ファイル伝送により新株式数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。</p> <p>また、全部抹消する日の午前3時以降に機構加入者に通知する帳表ファイルにおいて、各区分口座で増加記録すべき数を通知するとともに、当該区分口座に係る略式担保又は略式質権に係る取得対価銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき取得対価銘柄の株式数を通知する。</p> <p>(e) 自己口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部抹消する日の業務開始時（午前9時）に、その開設する加入者の自己口に、増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数の増加の記録をしなければならない。</p> <p>(f) 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部抹消する日の業務開始時（午前9時）において、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき取得対価銘柄の振替株式の数の増加の記録をしなければならない。</p>	<p>※ 機構から取得対価銘柄を増加すべき口座及び増加すべき株式数の通知を受けた口座管理機関は、増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき株式数に当該通知された株式数を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加記録すべき口座及び当該口座で増加を記録すべき数を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき数に当該数を加算しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関の顧客口に増加すべき数は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき数を合算した数とする。</p>

内 容	備 考
<p>e 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、全部抹消する日の業務開始時(午前9時)に、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式についての記録がされている口座において、当該株式の全部についての記録を抹消しなければならない。</p> <p>f 自己株式を交付する場合の取扱い</p> <p>(a) 発行者の振替の申請 発行者は、株主に自己の取得対価銘柄を交付しようとするときは、その直近上位機関に対し、次の事項を示して当該振替株式の振替の申請をしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付しようとする自己の取得対価銘柄が記録されている口座 ② 交付しようとする自己の取得対価銘柄の銘柄及び数 ③ 振替日 <p>(b) 発行者の機構に対する事前の通知 発行者は、株主に自己の取得対価銘柄を交付するための振替を請求しようとするときは、一部抹消日(振替日)の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、ファイル伝送により次の事項(一部抹消通知データ)を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 交付しようとする自己の取得対価銘柄の銘柄コード及び数 ② 交付しようとする自己の取得対価銘柄が記録されている口座及びその口座を開設する口座管理機関 ③ 振替日(抹消日) ④ 一部抹消事由(4. 自己株式の充当(取得条項付き商品の全部取得に係る対価の交付)) <p>(c) 機構の直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者から(b)の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、当該振替株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に、ファイル伝送によりイに掲げる事項(一部抹消通知情報データ)を通知する。</p>	<p>※ 左記の振替申請は、通常の振替申請と異なり、振替先口座(取得対価銘柄の割当てを受ける加入者の口座)の指定は機構に委託しなければならない。通常の振替通知事項の通知や振替請求等の処理も行わない。</p> <p>※ 振替日は取得の効力発生日と同一日とする。</p> <p>※ 自己株式の充当の場合、自己口から振替先口座への振替ではなく、一部抹消の手続(法律上の一部抹消ではない。)で交付を行う。</p> <p>※ 自己の振替株式が記録されている口座が機構加入者口座の自己口である場合には、左記の通知をもって機構に対する振替の申請を行ったものとする。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から発行者の自己の取得対価銘柄の交付に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関(当該取得対価銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。)に当該事項を通知しな</p>

内 容	備 考
<p>g 機構による割当計算</p> <p>(a) 割当てを受けるべき株主 機構は、全部抹消する日の前営業日（取得対価銘柄の交付に係る基準日が設定されている場合は当該基準日）における株主について割当計算を行う。</p> <p>(b) 割当計算の方法 機構は、登録質権が設定されている株式については、当該株式が記録されている口座の株主ごとの株式の数に対価交付比率を乗じて記録すべき数（端数を切捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない取得対象銘柄については、株主ごとの取得対象銘柄の株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に対価交付比率を乗じて取得対価銘柄を保有する数を算出する。当該数から全部抹消する日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、全部抹消する日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p>	<p>ればならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 発行者から自己の取得対価銘柄の振替の申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から受けた当該振替株式の交付に係る通知事項の内容を確認しなければならない。当該口座管理機関は、申請の内容と通知の内容とが一致しない場合には、申請した発行者及び通知をした上位機関に連絡をとり、必要な訂正等を行う。</p> <p>※ 発行者の自己の取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株主ごとの数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていない</p>

内 容	備 考
<p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(c) 割当計算後の株式数の通知 機構は、機構加入者に、以下のとおり配分明細通知データを通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 全部抹消する日（株主確定日の翌営業日）から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 配分銘柄コード ④ 総株主通知事由（「24. 全部取得一払消」を指定） ⑤ 割当の対象となる加入者の加入者口座コード（振替株式が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当を受ける会社の自己口を含む） ⑥ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑦ 配分数量（調整株式数を含む。） ⑧ 調整株式数の振替口座簿記録予定日 ⑨ 調整株式数 ⑩ 調整株式数の効力発生日 <p>h 調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、全部抹消する日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべ</p>	<p>ものに限る。)については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から配分明細通知データを受けたときは、直ちに、その直近下位機関（取得対価銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、割当計算後の株主ごとの数及び振替後に発行者の口座に記録されるべき振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により当該発行者に通知する。</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき全部抹消する日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データ</p>

内 容	備 考
<p>き調整株式数の増加の記録をしなければならない。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、全部抹消する日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をしなければならない。</p> <p>(2) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり、対価として振替新株予約権付社債が交付される場合</p> <p>a 発行者による発行代理人及び支払代理人の選任 発行者は取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式を全部取得し、取得対価として振替新株予約権付社債を交付する場合には、発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届け出なければならない。</p> <p>b 発行者による資金決済会社の選任 発行者は、発行代理人及び支払代理人が機構から資金決済会社としての指定を受けていない場合には、資金決済会社を別に選任し、機構に届け出なければならない。</p> <p>c 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に伴い交付される振替新株予約権付社債に係る銘柄に関する情報の通知 発行者は、機構に対し、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式を全部取得し、取得対価として振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、機構の定める日までに、銘柄に関する次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄（発行者の商号、新株予約権付社債の回号） ② 新株予約権付社債の総数 ③ 新株予約権付社債の総額 ④ 新株予約権の行使請求期間 ⑤ 新株予約権付社債の交付日 ⑥ 各社債の金額 ⑦ 利率 ⑧ 利払日 ⑨ 償還期日 ⑩ 償還価額 ⑪ 行使価額 	<p>に不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債について未同意の場合は、同時に同意手続を行う。</p>

内 容	備 考
<p>⑫ 行使請求受付場所</p> <p>⑬ 社債管理者又は財務代理人（社債原簿管理人）</p> <p>⑭ 発行代理人、支払代理人、資金決済会社</p> <p>⑮ その他主務省令で定める事項</p> <p>⑯ その他機構が定める事項</p> <p>d 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式に係る抹消通知及び取得対価新株予約権付社債又は新株予約権の新規記録通知 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式に係る抹消通知及び取得対価新株予約権付社債又は新株予約権の新規記録通知については、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>e 発行者の機構に対する自己株式記録口座の通知 発行者の機構に対する自己株式記録口座の通知については、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>f 機構の直接口座管理機関に対する通知 機構の直接口座管理機関に対する通知は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>g 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の記録の抹消 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の記録の抹消については、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>h 対価交付比率による増加の記録 対価交付比率による増加の記録については、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>i 機構による割当計算 機構による割当計算については、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり、対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p>	<p>※ ⑫の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。</p> <p>※ 機構は、割当計算後の株主ごとの振替新株予約権付社債の数及び株主ごとの各社債の金額以下の数を、総株主通知により当該発行者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>j 調整新株予約権付社債の数の記録手続 調整新株予約権付社債の数の記録手続については、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>(3) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり、対価として振替新株予約権が交付される場合 取得条項付株式又は取得条項付種類株式の全部取得により交付される振替新株予約権に関する取扱いについては、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における手続に準じる。</p> <p>(4) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり、対価として振替株式等以外のものが交付される場合 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式について全部抹消の手続を行う。 発行者は、制度外で取得条項付株式又は全部取得条項付株式の株主に取得対価の交付を行う。</p> <p>(5) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式でない場合 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により交付される振替株式についての新規記録手続は、取扱開始時における新規記録による。</p> <p>5. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価の交付 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価の交付については、第3章第18節参照。</p>	<p>※ 全部抹消の手続については、第5節「全部抹消の取扱い」参照。</p> <p>※ 標準的な事務処理日程については資料2-2-16参照。</p> <p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の交付の手続については、「11. 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」参照。</p>

内 容	備 考
<p>6. 株式無償割当てにより交付される振替株式（外国人保有制限銘柄を除く）</p> <p>（1）株式無償割当てを受ける株主の株式が振替株式である場合 株式無償割当てを受ける株主の株式が振替株式である場合の取扱いについては、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式が振替株式であり対価として振替株式が交付される場合における取扱いに準じる。</p> <p>（2）株式無償割当てを受ける株主の株式が振替株式でない場合 株式無償割当てにより交付される振替株式についての新規記録手続は、取扱開始時における新規記録の取扱いに準じる。</p> <p>7. 振替新株予約権付社債又は振替新株予約権でない新株予約権の行使により交付される振替株式 振替新株予約権付社債又は振替新株予約権でない新株予約権の行使により振替株式を交付する場合の手続については、第3章参考1「ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する取扱い」又は第3章参考2「株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の新株予約権行使に関する取扱い」参照。</p> <p>8. 合併等の対価として消滅会社等（その株式が振替株式でないものに限る。）の株主に対して交付される振替株式 合併、会社分割、株式分配、株式交換又は株式移転の対価として、合併により消滅する会社又は株式交換若しくは株式移転をする発行者（その株式が振替株式でないものに限る。）の株主に対して振替株式を交付する場合の手続については、別紙2-2-1「合併等において非振替株式に振替株式を割り当てる場合の手続」参照。</p> <p>9. 株式交付により交付される振替株式 株式交付親会社の株式が振替株式であり、株式交付子会社の株式が振替株式の場合において、株式交付に際して、株式交付親会社が株式交付子会社の株式の譲渡人に対して振替株式を交付する場合は、以下の手続による。</p>	<p>（業92条、施138条、139条及び140条1項）</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書の「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。</p> <p>（業93条）</p> <p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ ユーロ円C B又はストックオプション等が該当。</p> <p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>（業99条及び100条、施153条）</p> <p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ ここに記載している手続は、株式交付を公開買付けにより実施するものを想定した標準的な事務処理日程であり、</p>

内 容	備 考						
<p>なお、この場合において、株式交付子会社の株式が振替株式であることから、株式交付が公開買付規制の対象となると考えられるため（※）、本手続は、株式交付親会社が公開買付者となり、株式交付子会社を公開買付対象者として、株式交付子会社の株式を対象者株式とすることを前提に記載している。</p> <p>（※）有価証券報告書提出会社（上場会社等）・特定上場有価証券の発行者（いわゆるプロマーケットの上場会社）を株式交付子会社とする株式交付は、公開買付規制の適用対象となる（金融商品取引法第 27 条の 2）。</p> <p>以下においては、株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式の内容により、手続を分類して記載している。</p> <table border="1" data-bbox="230 619 1489 847"> <tr> <td data-bbox="230 619 342 694">9-1</td> <td data-bbox="342 619 1489 694">株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 694 342 769">9-2</td> <td data-bbox="342 694 1489 769">株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="230 769 342 847">9-3</td> <td data-bbox="342 769 1489 847">株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が自己株式である場合</td> </tr> </table> <p>9-1. 株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合</p> <p>（1）発行者の決定事項等の通知</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）は、株式交付計画の内容を決定した場合、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式交付子会社の振替株式の譲渡人に対して株式交付に際して交付する振替株式の銘柄（以下「株式交付親会社銘柄」という。）及び銘柄コード ② 株式交付子会社の振替株式の銘柄（以下「株式交付子会社銘柄」という。）及び銘柄コード ③ 交付比率 	9-1	株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合	9-2	株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合	9-3	株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が自己株式である場合	<p>関係者間で十分な調整が行われ、かつ、円滑な事務運営を妨げない限りにおいては、事務処理日程を短縮することも可能である。</p> <p>※ 株式交付子会社の株式の譲渡に応募する株主（以下「株式交付の応募株主」という。）は、新規記録を受ける口座について、公開買付代理人である機構加入者に対し、機構に対する口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>※ 公開買付代理人とは、金融商品取引法及び金融商品取引法施行令に基づき公開買付けの決済の実務を行うものをいう。なお、公開買付代理人は直接口座管理機関が担うことを想定している。</p> <p>※ 株式交付による新規記録について、株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式の場合の標準日程は資料 2-2-1 7 参照。</p> <p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交付親会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）となる。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）は、株式交付計画で定めた譲り受ける株式交</p>
9-1	株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合						
9-2	株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合						
9-3	株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が自己株式である場合						

内 容	備 考
<p>④ 株式交付の日程 ⑤ 株式交付の効力発生日 ⑥ 公開買付代理人 ⑦ 交付する株式交付親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、株式交付親会社（公開買付者）から株式交付により振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、効力発生日の1ヶ月前の日（1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに）に機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。 ① (1) で通知された内容 ② 株式交付に係る事務処理日程 ③ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定すべき旨</p> <p>(3) 口座通知の取次ぎ a 株式交付の応募株主である加入者による口座通知の取次ぎの請求 株式交付の応募株主である加入者は、新規記録を受ける口座を開設する公開買付代理人である機構加入者に対し、新規記録すべき口座、新規記録すべき予定の株式数、株式交付における口座通知である旨を示して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>b 機構加入者（公開買付代理人）による口座通知の取次ぎ 機構加入者（公開買付代理人）は、加入者（株式交付の応募株主）から口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知デー</p>	<p>付子会社の株式（対象者株式）の数の下限に満たないこととなったときは、速やかに機構に通知しなければならない。</p> <p>※ ④株式交付の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>(業 42 条、43 条、44 条及び 45 条、施 38 条、39 条、40 条及び 41 条)</p> <p>※ 左記の請求は、実務上、公開買付期間中に公開買付けへの応募とあわせて行われることを前提としている。</p> <p>※ 加入者（株式交付の応募株主）は、別途、会社法で定める株式交付子会社の株式の譲渡の申込書面により、加入者（株式交付の応募株主）のために開設された口座を株式交付親会社（公開買付者）に示さなければならない</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、口座通知データを通知する日の午後 5 時</p>

内 容	備 考
<p>タ) を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 (集信時間) ア ファイル伝送 決済日 (新規記録日) の前営業日から起算して5 営業日前の日までの日の午前3 時から午後8 時まで イ 統合W e b 端末 決済日 (新規記録日) の前営業日から起算して5 営業日前の日までの日の午前9 時から午後8 時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者 (公開買付代理人) の機構加入者コード ② 新規記録区分 ③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者 (株式交付の応募株主) の加入者口座コード ⑤ ④の加入者 (株式交付の応募株主) の口座に新規記録すべき株式数</p> <p>(d) 訂正・削除方法 ア ファイル伝送 集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3 営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO を指定して削除データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。(訂正は、削除及び再通知 (新規) により行う。)</p> <p>イ 統合W e b 端末 登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」(空白)、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO 等を指定することにより行うことができる。 登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3 営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO を指定することにより行うことができる。(訂正は、削除及び再通知 (新規) により行う。)</p>	<p>までに、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1 参照。</p> <p>※ 機構加入者 (公開買付代理人) は、自身に開設された加入者 (株式交付の応募株主) の口座に株式交付子会社の株式 (対象者株式) の残高が記録されていることを確認後、機構に対し、左記の口座通知の取次ぎに係る事項 (口座通知データ) を通知する。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募 (発行時D V P 方式によらないもの)」を指定する。</p> <p>※ ファイル伝送により送信 (登録) された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合W e b 端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合W e b 端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p>

内 容	備 考
<p>c 機構による口座通知データの受付</p> <p>機構は、機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者（公開買付代理人）に対し、ファイル伝送により、b（c）の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨（データの内容に異常がないとき）又は受付不能の旨・不能理由（データの内容に異常があるとき）を通知する（口座通知データ受付通知／エラー通知）。</p> <p>d 機構による株式交付親会社（公開買付者）に対する口座通知の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段</p>	<p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者（公開買付代理人）に通知する（確認ファイル）。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。（統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。）</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分（1桁4固定）、処理日（8桁）、処理番号（7桁、処理順に付番）により構成される。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者（株式交付の応募株主）の情報が加入者情報システムに登録されていない場合には受付不能となる。</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 機構が機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p>

内 容	備 考
<p>ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 口座通知データを受けた翌営業日の午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項 (機構加入者コードを除く。) ② 株式等リファレンスNO ③ 口座通知をする加入者 (株式交付の応募株主) の名称及び住所 (加入者情報システムに登録されているもの) ④ ③の加入者 (株式交付の応募株主) の株主等照会コード ⑤ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者 (株式交付の応募株主) が外国人等であるときは、その旨 <p>e 株式交付親会社 (公開買付者) による口座通知の内容確認 株式交付親会社 (公開買付者) は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項 (口座通知情報確認結果データ) を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (集信時間) 午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録区分 ③ 株式等リファレンスNO ④ 確認結果 (一致/不一致) ⑤ 新規記録予定日 ⑥ 不一致のときは、不一致理由 (株主不一致 (氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量超過 (株数不一致)、その他) <p>(d) 訂正・取消方法</p>	<p>※ 機構から口座通知情報データの削除データを受けた場合も同様とする。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を株式交付親会社 (公開買付者) に通知する (入力処理内容通知 (口座通知情報確認結果データ))。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募 (発行時DVP方式によらないもの)」を指定する。</p>

内 容	備 考
<p>集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>f 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、株式交付親会社（公開買付者）から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者（公開買付代理人）に対し、その通知内容（口座通知情報確認結果）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 当日の午後5時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項 ① 口座通知データで通知された事項 ② 確認結果（一致／不一致） ③ 新規記録予定日 ④ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量超過（株数不一致）、その他） ⑤ 株式等リファレンスNO</p> <p>（4）新規記録通知 a 新規記録通知 株式交付親会社（公開買付者）は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（集信時間） 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項 ① 銘柄コード ② 新規記録日（決済日）</p>	<p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p> <p>（業51条1項、施47条及び48条）</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>③ 新規記録区分 ④ 株式等リファレンスNO ⑤ ⑥の口座に新規記録する株式数 ⑥ 新規記録を受ける加入者（株式交付の応募株主）の加入者口座コード ⑦ ⑥の加入者（株式交付の応募株主）の株主等照会コード (⑧ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数)</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、その結果を通知する（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項 ① 銘柄コード ② 正常データ（真正情報データ）の件数 ③ 異常データ（エラー情報データ）の件数 ④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p> <p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理</p>	<p>※ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。</p> <p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株式等リファレンスNOによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。</p>

内 容	備 考
<p>となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた株式交付親会社（公開買付者）は、直ちに（新規記録日（決済日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時まで）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(5) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、株式交付親会社（公開買付者）から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間）</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>ア 株式交付親会社（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているデータ）当該データの合計数についての次の事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 株式交付親会社（公開買付者）から受けた新規記録に係る事項（(4) a (c) の事項のうち、加入者（株式交付の応募株主）の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの）</p> <p>③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定）</p> <p>イ 当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 口座通知情報確認結果で通知した事項</p> <p>③ 明細レコード区分（「エラー」を指定）</p> <p>④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由）</p>	<p>(業 51 条 4 項及び 5 項、99 条の 2、施 48 条 3 項及び 4 項)</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構の株式交付親会社（公開買付者）に対する通知</p> <p>機構は、株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、口座処理結果ファイル（T A用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 口座通知情報確認結果データで通知を受けた事項</p> <p>② 口座通知情報確認結果データは通知されたが、新規記録通知データが通知されなかった旨（エラー理由）</p> <p>c 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び機構加入者（公開買付代理人）は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日（決済日）の振替終了時（15時30分）に、加入者（株式交付の応募株主）の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p>	<p>※ 株式交付親会社（公開買付者）は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、決済日（効力発生日）の15時30分までに、譲渡対象となるすべての株式交付子会社の株式（対象者株式）の振替を行う。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）は、機構加入者（公開買付代理人）から決済日に株式交付子会社の株式（対象者株式）の振替を行うことができなかった旨の連絡を受けた場合には、直ちに電話及びTarget 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。この場合、機構及び機構加入者（公開買付代理人）は加入者（株式交付の応募株主）の口座に増加の記録を行わない。</p>

内 容	備 考
<p>d 新規記録処理結果の通知</p> <p>(a) 新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、株式交付親会社（公開買付者）及び機構加入者（公開買付代理人）に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(b) 株式交付親会社（公開買付者）に対する通知 機構は、株式交付親会社（公開買付者）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（TA用））を通知する。</p> <p>(c) 機構加入者（公開買付代理人）に対する通知 機構は、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>9-2. 株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知 株式交付親会社（公開買付者）は、株式交付計画の内容を決定した場合、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 株式交付親会社銘柄及び銘柄コード</p>	<p>※ なお、上記に加えて、株式交付親会社（公開買付者）は、効力発生日に給付を受けた株式交付子会社の株式（対象者株式）の総数が株式交付計画で定めた下限に満たないこととなったときは、直ちに電話及び Target 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。この場合、株式交付の効力は発生しない（会社法第774条の11第5項第3号）ことから、機構及び機構加入者（公開買付代理人）はすべての加入者（株式交付の応募株主）の口座に増加の記録を行わない。</p> <p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合は、交付するすべての株式について新規記録を行い、自己株式分については一部抹消処理にて減少の記録を行うこととす</p>

内 容	備 考
<p>② 株式交付子会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 交付比率</p> <p>④ 株式交付の日程</p> <p>⑤ 株式交付の効力発生日</p> <p>⑥ 公開買付代理人</p> <p>⑦ 交付する株式交付親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容</p> <p>⑧ 株式交付親会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知</p> <p>機構は、株式交付親会社（公開買付者）から株式交付により振替株式を発行する旨の通知を受けたときは、効力発生日の1ヶ月前の日（1ヶ月を過ぎている場合は、速やかに）に機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① (1) で通知された内容（⑧を除く）</p> <p>② 株式交付に係る事務処理日程</p> <p>③ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定すべき旨</p>	<p>る。標準日程は資料2-2-18参照。</p> <p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交付親会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）となる。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）は、株式交付計画で定めた譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限に満たないこととなったときは、速やかに機構に通知しなければならない。</p> <p>※ ④株式交付の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 機構は、(1)により⑧の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑧の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑧で通知された数が⑧の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑧で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 口座通知の取次ぎ</p> <p>a 加入者（株式交付の応募株主）による口座通知の取次ぎの請求 加入者（株式交付の応募株主）は、新規記録を受ける口座を開設する機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録すべき口座、新規記録すべき予定の株式数、株式交付における口座通知である旨を示して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p> <p>b 機構加入者（公開買付代理人）による口座通知の取次ぎ 機構加入者（公開買付代理人）は、加入者（株式交付の応募株主）から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>（b）取扱時間（集信時間） ア ファイル伝送 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで イ 統合W e b 端末 決済日（新規記録日）の前営業日から起算して5営業日前の日までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項 ① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者（公開買付代理人）の機構加入者コード ② 新規記録区分 ③ 新規記録すべき銘柄の銘柄コード ④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者（株式交付の応募株主）の加入者口座コード ⑤ ④の加入者（株式交付の応募株主）の口座に新規記録すべき株式数</p> <p>（d）訂正・削除方法 ア ファイル伝送</p>	<p>（業42条、43条、44条及び45条、施38条、39条、40条及び41条）</p> <p>※ 左記の請求は、実務上、公開買付期間中に公開買付けへの応募とあわせて行われることが想定されている。</p> <p>※ 加入者（株式交付の応募株主）は、別途、会社法で定める株式交付子会社の株式の譲渡の申込書面により、加入者（株式交付の応募株主）のために開設された口座を株式交付親会社（公開買付者）に示さなければならない。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、口座通知データを通知する日の午後5時までに、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、自身に開設された株式交付の応募株主の口座に株式交付子会社の株式（対象者株式）の残高が記録されていることを確認後、機構に対し、左記の口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知する。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募（発行時D V P方式によらないもの）」を指定する。</p>

内 容	備 考
<p>集信日当日に訂正又は削除をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。</p> <p>集信日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定して削除データをファイル伝送により送信することにより、口座通知データの削除をすることができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>イ 統合Web端末</p> <p>登録日当日に訂正又は削除をする場合には、「登録削除区分」を「登録」(空白)、「取消区分」を「取消」とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNO等を指定することにより行うことができる。</p> <p>登録日翌営業日以降は、新規記録予定日の前営業日から起算して3営業日前の日までは、「登録削除区分」を「削除」、「取消区分」を空白とし、口座通知データ受付時に機構が付番する株式等リファレンスNOを指定することにより行うことができる。(訂正は、削除及び再通知(新規)により行う。)</p> <p>c 機構による口座通知データの受付</p> <p>機構は、機構加入者(公開買付代理人)から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者(公開買付代理人)に対し、ファイル伝送により、b(c)の通知事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨(データの内容に異常がないとき)又は受付不能の旨・不能理由(データの内容に異常があるとき)を通知する(口座通知データ受付通知/エラー通知)。</p>	<p>※ ファイル伝送により送信(登録)された口座通知データについては、集信日翌営業日以降は、統合Web端末からも訂正・削除することができる。</p> <p>※ 統合Web端末により登録された口座通知データについては、登録日翌営業日以降は、ファイル伝送によるアの削除データの送信によっても訂正・削除することができる。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送により口座通知データを集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者(公開買付代理人)に通知する(確認ファイル)。左記の受付は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。(統合Web端末から登録されたものについては上記確認ファイルによる通知は行わない。)</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、株式等振替システムにて付番する数字で、業務種別区分(1桁4固定)、処理日(8桁)、処理番号(7桁、処理順に付番)により構成される。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎを請求した加入者(株式交付の応募株主)の情報が加入</p>

内 容	備 考
<p>d 機構による株式交付親会社（公開買付者）に対する口座通知の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（配信時間） 口座通知データを受けた翌営業日の午前3時から午後2時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項（機構加入者コードを除く。） ② 株式等リファレンスNO ③ 口座通知をする加入者（株式交付の応募株主）の名称及び住所（加入者情報システムに登録されているもの） ④ ③の加入者（株式交付の応募株主）の株主等照会コード ⑤ 新規記録すべき銘柄が外国人保有制限銘柄であって加入者（株式交付の応募株主）が外国人等であるときは、その旨 <p>e 株式交付親会社（公開買付者）による口座通知の内容確認</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、次に掲げるところにより、原則として当日に、機構に対し、次に掲げる事項（口座通知情報確認結果データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p>	<p>者情報システムに登録されていない場合には受付不能となる。</p> <p>※ 機構における口座通知データの受付状況は、統合Web端末から登録したものについては登録した日から、ファイル伝送により登録されたものについては受付日の翌営業日以降に、統合Web端末により確認することができる。</p> <p>※ 機構が機構加入者（公開買付代理人）から口座通知データの削除データを受けた場合も同様。</p> <p>※ 機構から口座通知情報データの削除データを受けた場合も同様とする。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データを集信した時点でデータの論理チェックを行い、即時に、異常がない場合には</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間 (集信時間) 午前3時から午後2時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録区分 ③ 株式等リファレンスNO ④ 確認結果 (一致/不一致) ⑤ 新規記録予定日 ⑥ 不一致のときは、不一致理由 (株主不一致 (氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量超過 (株数不一致)、その他) <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>f 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、株式交付親会社 (公開買付者) から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、次に掲げるところにより、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者 (公開買付代理人) に対し、その通知内容 (口座通知情報確認結果) を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 (配信時間) 当日の午後5時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知データで通知された事項 ② 確認結果 (一致/不一致) ③ 新規記録予定日 ④ 不一致のときは、不一致理由 (株主不一致 (氏名/住所に関する不一致)、銘柄不一致、数量超過 (株数不一致)、その他) ⑤ 株式等リファレンスNO 	<p>データ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を株式交付親会社 (公開買付者) に通知する (入力処理内容通知 (口座通知情報確認結果データ))。</p> <p>※ ②新規記録区分は「7. 公募 (発行時DVP方式によらないもの)」を指定する。</p> <p>※ 機構は、口座通知情報確認結果データが不一致のときは、口座通知データを削除する。この場合、口座通知情報確認結果データが不一致の通知を受けた口座管理機関は、正しい口座通知データを再度新規データとして通知しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(4) 株式交付親会社（公開買付者）が自己株式を交付する場合の機構及び口座管理機関における抹消の手続</p> <p>a 株式交付親会社（公開買付者）による直近上位機関に対する振替の申請</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）は、株式交付に際して加入者（株式交付の応募株主）に自己の振替株式を交付するときは、その直近上位機関に対し、次の事項を示して当該振替株式の振替の申請をしなければならない。</p> <p>① 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p> <p>② 交付しようとする自己の振替株式の銘柄及び数</p> <p>③ 振替日</p> <p>b 株式交付親会社（公開買付者）による機構に対する事前の通知</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）は、加入者（株式交付の応募株主）に自己の振替株式を交付するための振替を請求しようとするときは、次に掲げるところにより、機構に対し、自己株式の交付に係る事項（一部抹消通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（集信時間） 株式交付に係る株式を交付する日（決済日）の前営業日から起算して2営業日前の日までの日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 交付しようとする自己の振替株式の銘柄コード</p> <p>② 事由（「9.その他」を指定）</p> <p>③ 交付しようとする自己の振替株式の数</p> <p>④ 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p> <p>⑤ 振替日（株式交付に係る決済日と同一の日とする。）</p>	<p>※ 株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合は、交付するすべての株式について新規記録を行い、自己株式分については一部抹消処理にて減少の記録を行うため、左記の振替申請は、通常の振替申請と異なり、振替先口座（自己株式の交付を受ける加入者（株式交付の応募株主）の口座）の指定は不要であり、通常の振替通知事項の通知や振替請求等の処理も行わない。</p> <p>※ 振替日は新規記録通知における新規記録日と同一日とする。</p> <p>※ ファイルのデータ名は「一部抹消通知データ」となっているが、法律上の一部抹消を行うものではなく、aの振替申請に基づく振替の処理を行うためのデータである。</p> <p>※ 機構加入者が発行者として一部抹消を行う場合は、bの通知をもって左記aの申請を行ったものとする。（施101条）</p> <p>※ 一部抹消通知データの処理区分は「自己充当」とする。</p>

内 容	備 考
<p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日は、ファイル伝送により、cの一部抹消通知情報データにより通知された株式等リファレンスNOを指定した取消の一部抹消通知データを送信することで取消が可能である。そのうえで、一部抹消通知データを改めて送信することで訂正が可能である。</p> <p>c 機構の株式交付親会社（公開買付者）に対する通知 機構は、株式交付親会社（公開買付者）から一部抹消通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、自己株式の交付に係る株式等リファレンスNO等（一部抹消通知情報データ（TA用））を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 一部抹消通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 一部抹消通知データにより通知された事項 ② 株式等リファレンスNO</p> <p>d 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、株式交付親会社（公開買付者）から「一部抹消通知データ」を受けたときは、次に掲げるところにより、交付される自己株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である機構加入者に対し、自己株式の交付に係る事項（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 一部抹消通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 交付しようとする自己の振替株式の銘柄コード</p>	<p>※ 機構は、一部抹消通知データ（その他）を集信した時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を株式交付親会社（公開買付者）に通知する（入力処理内容通知）。左記の処理は、簡易チェックにおいて正常であったものについて行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から自己の振替株式の交付に係る通知（一部抹消通知データ（その他））を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（当該振替株式が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。）に当該事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）が機構加入者である場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p>

内 容	備 考
<p>③ 事由（「9.その他」を指定）</p> <p>④ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑤ 交付しようとする自己の振替株式の数</p> <p>⑥ 交付しようとする自己の振替株式が記録されている口座（加入者口座コード）</p> <p>⑦ 振替日（株式交付に係る新規記録をする日と同一の日とする。）</p> <p>（5）新規記録通知</p> <p>a 新規記録通知</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知手段</p> <p>ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間（集信時間）</p> <p>決済日（新規記録日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>（c）通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新規記録日（決済日）</p> <p>③ 新規記録区分</p> <p>④ 株式等リファレンスNO</p>	<p>※ 一部抹消日（決済日）の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日（決済日）に通知される。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合は機構）は、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき振替株式の数に満たない場合は、直ちに機構及び株式交付親会社（公開買付者）に電話及びTarget 保振サイトによりその旨を連絡し、連絡を受けた株式交付親会社（公開買付者）は、直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）が機構加入者である場合は、機構が確認を行う。</p> <p>（業51条1項、施47条及び48条）</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定す</p>

内 容	備 考
<p>⑤ ⑥の口座に新規記録する株式数</p> <p>⑥ 新規記録を受ける加入者（株式交付の応募株主）の加入者口座コード</p> <p>⑦ ⑥の加入者（株式交付の応募株主）の株主等照会コード</p> <p>(⑧ 新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数)</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、その結果を通知する（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 新規記録データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 正常データ（真正情報データ）の件数</p> <p>③ 異常データ（エラー情報データ）の件数</p> <p>④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p> <p>c エラー情報データがあった場合の対応 新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた株式交付親会社（公開買付者）は、直ちに（新規記録日（決済日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時まで）新規</p>	<p>る。</p> <p>※ データの形式・論理チェックで異常があったデータのほかに、株式等リファレンスNOによる照合の不一致のデータもエラー情報データとなる。</p>

内 容	備 考
<p>記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(6) 株式交付親会社（公開買付者）が自己株式を交付する場合の機構及び口座管理機関における抹消記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関における減少の記録</p> <p>機構及び口座管理機関（株式交付親会社（公開買付者）が自己株式を加入者（株式交付の応募株主に交付しようとする場合の当該公開買付者銘柄が記録された口座を開設する者及びその上位機関に限る。）は、振替申請及び一部抹消通知データ又は一部抹消情報通知データの内容に従い、決済日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の株式交付親会社（公開買付者）が交付しようとする株式交付親会社（公開買付者）の自己株式についての記録がされている口座において、交付される公開買付者銘柄である振替株式の数と同数の減少の記録をする。</p> <p>b 機構による一部抹消処理結果の通知</p> <p>(a) 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>(b) 機構による株式交付親会社（公開買付者）に対する通知</p> <p>機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、株式交付親会社（公開買付者）に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細）」）にて通知する。</p> <p>(7) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者（公開買付代理人）に対する通知</p> <p>機構は、株式交付親会社（公開買付者）から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加の記録（新規記録）を受ける口座の機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間）</p> <p>株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p>	<p>※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>※ 当該振替の申請における振替に係る増加の記録は、新規記録通知データにより行う。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>(業51条4項及び5項、99条の2、施48条3項及び4項)</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <p>ア 株式交付親会社（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のあったデータ（当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているデータ）当該データの合計数についての次の事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 株式交付親会社（公開買付者）から受けた新規記録に係る事項（(5) a (c) の事項のうち、加入者（株式交付の応募株主）の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替株式の総数を除くもの） ③ 明細レコード区分（「1. 口座通知あり」を指定） <p>イ 当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果で通知した事項 ③ 明細レコード区分（「エラー」を指定） ④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨（エラー理由） <p>b 機構の株式交付親会社（公開買付者）に対する通知</p> <p>機構は、株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、株式交付親会社（公開買付者）に対し、口座処理結果ファイル（TA用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 株式交付親会社（公開買付者）から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 口座通知情報確認結果データで通知を受けた事項 ② 口座通知情報確認結果データは通知されたが、新規記録通知データが通知されなかった旨（エラー理由） 	<p>※ 株式交付親会社（公開買付者）から受けた新規記録通知データのうち口座通知のなかったデータや当該機構加入者（公開買付代理人）に口座通知情報確認結果が通知されているが新規記録通知データになかったデータ（エラーデータ）がある場合の取扱いについては、取扱開始時の新規記録通知と同様。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p>

内 容	備 考
<p>c 振替口座簿における増加の記録 機構及び機構加入者（公開買付代理人）は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日（決済日）の振替終了時（15時30分）に、加入者（株式交付の応募株主）の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>d 新規記録処理結果の通知 (a) 新規記録日当日における通知 機構は、新規記録日の午後3時30分以降に、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、</p>	<p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 機構加入者（公開買付代理人）は、決済日（効力発生日）の15時30分までに、譲渡対象となるすべての株式交付子会社の株式（対象者株式）の振替を行う。</p> <p>※ 株式交付親会社（公開買付者）は、機構加入者（公開買付代理人）から決済日に株式交付子会社の株式（対象者株式）の振替を行うことができなかった旨の連絡を受けた場合には、直ちに電話及びTarget 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。この場合、機構及び機構加入者（公開買付代理人）は加入者（株式交付の応募株主）の口座に増加の記録を行わない。</p> <p>※ なお、上記に加えて、株式交付親会社（公開買付者）は、効力発生日に給付を受けた株式交付子会社の株式（対象者株式）の総数が株式交付計画で定めた下限に満たないこととなったときは、直ちに電話及びTarget 保振サイトにより機構に連絡しなければならない。この場合、株式交付の効力は発生しない（会社法第774条の11第5項第3号）ことから、機構及び機構加入者（公開買付代理人）はすべての加入者（株式交付の応募株主）の口座に増加の記録を行わない。</p>

内 容	備 考
<p>株式交付親会社（公開買付者）及び機構加入者（公開買付代理人）に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(b) 株式交付親会社（公開買付者）に対する通知 機構は、株式交付親会社（公開買付者）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（TA用））を通知する。</p> <p>(c) 機構加入者（公開買付代理人）に対する通知 機構は、機構加入者（公開買付代理人）に対し、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>9-3. 株式交付親会社（公開買付者）が対価として交付するすべての振替株式が自己株式である場合 株式交付親会社（公開買付者）が交付するすべての振替株式が自己株式である場合には、一般の振替によって行わなければならない。</p> <p>10. 外国人保有制限銘柄についての株式無償割当て等の取扱い (1) 外国人保有制限銘柄の発行者が当該銘柄の株主に無償で振替株式を割り当てようとするときの取扱い 外国人保有制限銘柄の発行者が当該銘柄の株主に無償で振替株式を割り当てようとするときの取扱いは、割り当てる株式の種類の違いにより次のとおりとする。 ① 割り当てる振替株式が同じ種類のものであるとき 株式分割による割り当て ② 割り当てる振替株式が異なる種類のものであるとき 株式無償割当てによる割り当て</p> <p>(2) 外国人保有制限銘柄の株式無償割当てに係る新規記録手続 外国人保有制限銘柄の発行者が株式無償割当てをしようとするときの手続は、次のとおりとする。 a 外国人保有制限銘柄の発行者は、株式無償割当てにより振替株式を割り当てる株主を確定するための基準日または、株主確定日（第151条第2項第1号の株主確定日をいう。）を設定する。 b 外国人保有制限銘柄の発行者は、総株主通知により株主名簿の書換を行い、株式無償割当てを受ける株主及び割当数を確定する。</p>	<p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>(業100条の2)</p> <p>※ 一般の振替手続については、第3節「振替手続」を参照。</p> <p>※ 株式分割は、通常の手続による。</p> <p>※ 具体的な手続は「11. 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準ずる。</p>

内 容	備 考
<p>c 株式無償割当てを受ける株主が有する振替株式のうち次に掲げる割当数についての新規記録は、それぞれに定める口座に記録する取扱いとする。</p> <p>① 特別口座に記録された振替株式についての割当数 当該特別口座</p> <p>② ①以外の振替株式についての割当数 ①以外の振替株式の株主（譲渡担保の目的となっている振替株式についてはその特別株主又は反対株主の買取請求のされている振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についてはその反対株主）の口座</p> <p>d 発行者は、株式無償割当ての割当てを受ける株主等について、機構に対し、株式無償割当てにより割り当てられた振替株式についての新規記録通知をする。この場合において、cの数については、株主等照会コードの通知により株主の口座の通知に代えるものとする。</p> <p>e 機構は、発行者から新規記録通知により通知されたcの割当数については、当該割当数を記録すべき口座ごとに割り当てる。この場合において、割当口座ごとに記録すべき数は、当該加入者について新規記録すべき振替株式の数を、株主確定日における当該加入者の各割当口座の保有欄に記録された当該銘柄の振替株式の数により按分して算出した数とする。</p> <p>f 機構は、割当てを受ける口座を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関）に対し、加入者口座コードにより新規記録通知をする。通知を受けた口座管理機関は、その直近下位機関（増加の記録を受ける加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項の通知をする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>g 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時に、新規記録通知の内容に従い、加入者の口座に増加の記録をする。</p> <p>(3) 外国人保有制限銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得の対価としての振替株式を交付する場合の新規記録手続 (2) と同じ取扱いとする。</p> <p>(4) 外国人保有制限銘柄である吸収分割会社株式の吸収分割の対価として又は新設分割会社株式の新設分割の対価として振替株式を人的分割類似行為により交付する場合の振替手続 (2) に準じた取扱いとする。</p>	

内 容	備 考
<p>(5) 外国人保有制限銘柄の発行者が株式分配により振替株式を交付する場合の振替手続 (2) に準じた取扱いとする。</p> <p>11. 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、振替株式の株主に対し、無償で非振替新株予約権（差別的な取得条項が付された新株予約権であって、新株予約権の行使期間が開始される前に振替株式を対価として全部又は一部の取得を行うことを前提とした新株予約権に限る。以下この欄において同じ。）を割り当てることを決議又は決定したときは、Target 保振サイトにより以下の事項を機構へ通知する。</p> <p>① 基準日 ② 基準日時点の株主が行使できる権利の内容 ③ 非振替新株予約権の無償割当てを受ける振替株式の銘柄及び銘柄コード ④ 非振替新株予約権の無償割当てにより交付される非振替新株予約権の銘柄 ⑤ 割当比率（交付する非振替新株予約権の総数／無償割当てを受ける振替株式の総数） ⑥ 振替株式を対価として全部又は一部取得を行う予定である旨及びその時期</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知</p> <p>機構は、発行者から(1)の通知を受けたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① (1) で通知された内容 ② 総株主通知日程案内において総株主通知事由が「株主有償割当増資(01)」となる旨 ③ 総株主通知日程案内において割当比率及び効力発生日がダミー値となる旨</p> <p>(3) 機構による総株主通知日程案内</p> <p>機構は、非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日に総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p>	<p>(業49条の2)</p> <p>※ 新規記録についての標準日程は資料2-2-21参照。</p> <p>※ 無償割当てされる新株予約権には譲渡制限が付されていることを想定している。</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内データを受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合Web端末 非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※非振替新株予約権の無償割当ての基準日の前営業日から起算して5営業日前の日から非振替新株予約権の無償割当ての基準日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 非振替新株予約権の無償割当てを受ける振替株式の銘柄</p> <p>② 総株主通知事由（増減資等の種別）</p> <p>③ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日）</p> <p>④ 効力発生日</p> <p>⑤ 株主確定日（非振替新株予約権の無償割当ての基準日）</p> <p>⑥ 割当比率</p> <p>(4) 総株主通知 機構は、発行者から通知された非振替新株予約権の無償割当てに係る基準日の株主についての総株主通知を行う。</p> <p>(5) 発行者による非振替新株予約権者ごとの割当ての計算 発行者は、総株主通知に基づき、無償で割り当てた非振替新株予約権の新株予約権者（振替株式の交付を行わない新株予約権者を除く。）ごとに、非振替新株予約権の取得対価として割当てを受ける株式の数を計算する。</p>	<p>※ 左記「②総株主通知事由（増減資等の種別）」は「総株主通知事由コード：01（株主有償割当増資）、増減資等の種別コード：01（株主有償割当増資）」となる。</p> <p>※ 左記「④効力発生日」にはダミー値として「29991231」を、「⑥割当比率」にはダミー値として「999:999」を設定する。</p> <p>※ 総株主通知の手続については第9節「総株主通知に係る手続き」を参照。</p> <p>※ 非振替新株予約権の無償割当てに係る基準日の株主についての総株主通知は、非振替新株予約権を全部又は一部取得し、取得対価として振替株式を交付する場合についても使用される。</p> <p>※ 振替株式の交付が行われない者とし</p>

内 容	備 考
<p>(6) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、非振替新株予約権を全部又は一部取得し、取得対価として振替株式を交付することを決議又は決定したときは、機構に対し、Target 保振サイトにより以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得する非振替新株予約権の銘柄 ② 取得の対価として交付する振替株式の銘柄及び銘柄コード ③ 対価交付比率（新株予約権 1 個に対して交付する振替株式の数） ④ 効力発生日（取得日） ⑤ 新規記録日 <p>添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> ① プレスリリース <p>(7) 機構による機構加入者等に対する通知</p> <p>機構は、発行者から(6)の通知を受けたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① (6) で通知された内容 ② 新規記録区分は「2. 募集株式（株主有償割当増資）」を指定すべき旨 <p>(8) 新規記録通知</p> <ol style="list-style-type: none"> a 新規記録通知 <p>発行者は、次に掲げるところにより、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 通知手段 <p>ファイル伝送</p> (b) 取扱時間（集信時間） <p>全部又は一部取得の効力発生日の午前 3 時から午後 8 時まで</p> (c) 通知事項 	<p>て、いわゆる買収防衛策における買収者を想定。</p> <p>※ 非振替新株予約権の管理は振替制度外で行う。</p> <p>※ ⑤は非振替新株予約権の全部又は一部取得の効力発生日の翌々営業日とする。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録 2-2-1 参照。</p>

内 容	備 考
<p>① 銘柄コード ② 振替株式の新規記録日（非振替新株予約権の全部又は一部取得の効力発生日の翌々営業日） ③ 新規記録区分（「2. 募集株式（株主有償割当増資）」を指定） ④ ⑥の株主等照会コードに係る株主に交付する株式数 ⑤ 全部又は一部取得の効力発生日 ⑥ 株主等照会コード</p> <p>(d) 訂正・取消方法 集信日当日に訂正又は取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 集信日翌営業日以降は、訂正又は取消しは不可。</p> <p>b 機構における手続 機構は、発行者から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行い、次に掲げるところにより、発行者に対し、その結果を通知する（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 新規記録通知データ受付後直ちに</p> <p>(c) 通知事項 ① 銘柄コード ② 正常データ（真正情報データ）の件数 ③ 異常データ（エラー情報データ）の件数 ④ 異常データ（エラー情報データ）の明細、エラーの内容</p> <p>c エラー情報データがあった場合の対応</p>	<p>※ 実際には株主有償割当増資ではないが、新規記録区分上は、「2. 募集株式（株主有償割当増資）」を設定する。</p> <p>※ 非振替新株予約権の無償割当て後に譲渡が発生した場合、当該非振替新株予約権の取得に伴う振替株式の新規記録においては、株主等照会コードに基づく割当処理を行うことができないことから、発行者は左記の新規記録通知データから譲渡人に対する割当分を除外した上で、別途、譲受人の加入者口座コードを指定した新規記録通知を行う（当該新規記録通知においては、新規記録区分に「9. その他」を指定する）。</p>

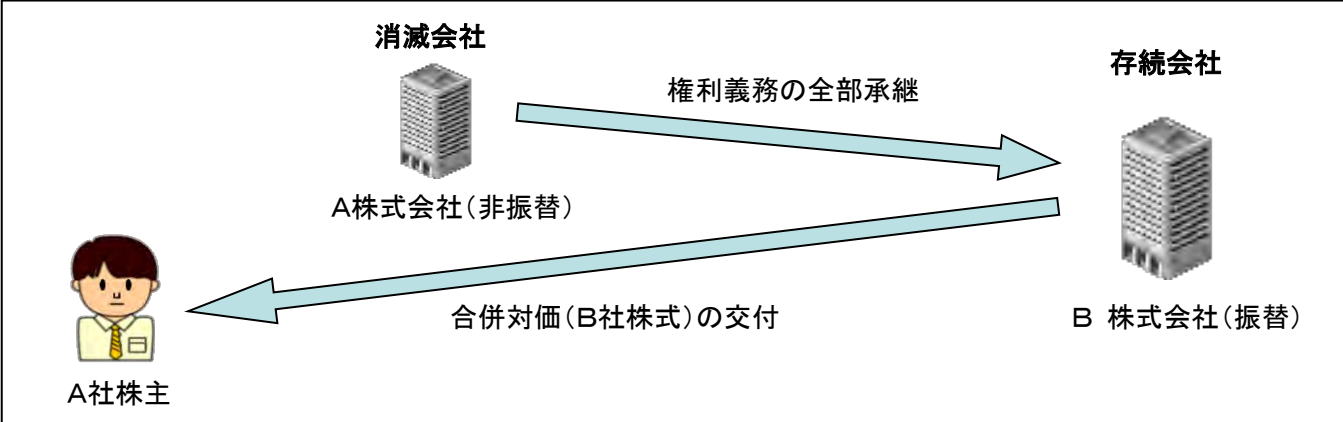
内 容	備 考
<p>新規記録通知データにエラー情報データがある場合には、当該新規記録通知データの全件が不受理となるため、エラー情報データがある旨の入力処理内容通知を受けた発行者は、直ちに（全部又は一部取得の効力発生日の日の午後8時まで）新規記録通知データの内容を修正し、ファイル伝送により、真正な新規記録通知データを機構に通知しなければならない。</p> <p>(9) 機構の記録口座の指定等に関する取扱い</p> <p>a 株主等照会コードにより口座が示された株主が新規記録を受ける口座の特定 機構は、発行者からの新規記録通知において示された株主等照会コードの株主の加入者口座コードに係る口座（無償割当てにおける株主確定日において新規記録通知に係る銘柄と同一の銘柄を記録している口座に限る。）を加入者ごとの新規記録すべき口座（以下「割当口座」という。）として定める。</p> <p>b 複数の口座を有する株主の口座に記録する数の取扱い 割当口座が複数あるときは、割当口座ごとに記録すべき数は、当該加入者について新規記録すべき振替株式の数を、株主確定日における当該加入者の各割当口座の保有欄に記録された当該銘柄の振替株式の数により按分して算出した数とする。</p> <p>(10) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、発行者から真正な新規記録通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、増加</p>	<p>※ 質権株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座の保有欄に新規記録通知に係る銘柄と同一の銘柄を記録していたものとして取り扱う。</p> <p>※ 各割当口座に記録すべき数に小数点以下の数があるときは、小数点以下の部分を合計した数を、株主確定日において最も大きい振替株式の数を記録していた割当口座（最も大きい数を記録していた割当口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する割当口座）に割り当てる。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新</p>

内 容	備 考
<p>の記録（新規記録）を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 発行者から受けた新規記録に係る事項（(8) a (c) の事項のうち、加入者の株主等照会コードを除くもの） ③ 新規記録区分（「2. 募集株式（株主有償割当増資）」を指定） ④ 明細レコード区分（「2. 口座通知なし」を指定） <p>b 機構の発行者に対する通知 機構は、発行者から新規記録通知データを受けた日の夜間バッチにおいて、当該新規記録通知データに係るエラーがあった場合には、次に掲げるところにより、発行者に対し、口座処理結果ファイル（TA用）（エラーデータ一覧表）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間（配信時間） 発行者から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新規記録日の前営業日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録通知データで通知を受けた事項 ② エラーの理由 <p>c 新規記録処理結果の通知</p> <p>(a) 発行者に対する通知 機構は、発行者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営</p>	<p>規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者は、新規記録日の前営業日に口座処理結果ファイルでエラーデータの通知を受けた場合には、その日の午後8時まで、当該エラー分について新規記録通知データを送信することができる。この場合、機構は新規記録日の午前3時から午後8時までに、機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p>

内 容	備 考
<p>業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（口座処理結果ファイル（T A用））を通知する。</p> <p>(b) 機構加入者に対する通知 機構は、機構加入者に対し、新規記録日の午前3時から午後8時まで、ファイル伝送により、前営業日の夜間バッチにおいて新規記録を処理した結果（機構加入者別口座処理明細表）を通知する。</p> <p>d 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データ（エラーデータを除く。）の内容に従い、新規記録日の業務開始時（9時）に、加入者の口座の保有欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p>	<p>※ 左記の機構加入者別口座処理明細表は、新規記録をした加入者口座コードごとの明細になっている。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 機構は、加入者口座コードに対応する区分口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 振替口座簿に効力発生日を付記しなければならない。</p>

以 上

合併等において非振替株式に振替株式を割り当てる場合の手続

内 容		備 考													
<p>1-1. 吸収合併①</p> <p>吸収合併存続会社の株式が振替株式であり、吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）は、以下の手続による。</p> <table border="1" data-bbox="436 502 1249 890"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">吸収合併存続会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">吸収合併消滅会社</th> <th>振替</th> <td>口座に対する増減の記録による手続</td> <td>1-2. 吸収合併②で記載している手続</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td style="background-color: yellow;">ここで記載している手続</td> <td>(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table>				吸収合併存続会社		振替	非振替	吸収合併消滅会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	1-2. 吸収合併②で記載している手続	非振替	ここで記載している手続	(振替制度外の手続)	<p>※ 対等、非対等いずれの場合も同様の手続となる。</p> <p>※ 標準日程については別紙2-2-2参照。</p>
				吸収合併存続会社											
		振替	非振替												
吸収合併消滅会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	1-2. 吸収合併②で記載している手続												
	非振替	ここで記載している手続	(振替制度外の手続)												
															

内 容	備 考
<p>(1) 発行者の決定事項等の通知 吸収合併存続会社は、吸収合併契約の内容を決定した場合、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 吸収合併存続会社銘柄及び銘柄コード ② 吸収合併消滅会社銘柄 ③ 合併比率 ④ 吸収合併の日程 ⑤ 吸収合併の効力発生日（以下「吸収合併期日」という。） ⑥ 交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係るものの総数（吸収合併消滅会社の株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）及び株式の内容 ⑦ 吸収合併存続会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p><添付する書類> ① 吸収合併の内容がわかるもの（プレスリリース等）</p> <p>(2) 機構による機構加入者等への通知 機構は、吸収合併存続会社が（1）の通知をしたときは、吸収合併期日の1ヶ月前の日に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① （1）で通知された内容（⑦を除く。） ② 吸収合併に係る事務処理日程 ③ 新規記録区分は「9. その他」を指定すべき旨</p> <p>(3) 吸収合併消滅会社による株主への通知</p>	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で吸収合併存続会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）となる。</p> <p>※ ④吸収合併の日程には吸収合併消滅会社の株主に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 機構は、（1）により⑦の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑦で通知された数が⑦の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑦で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p>

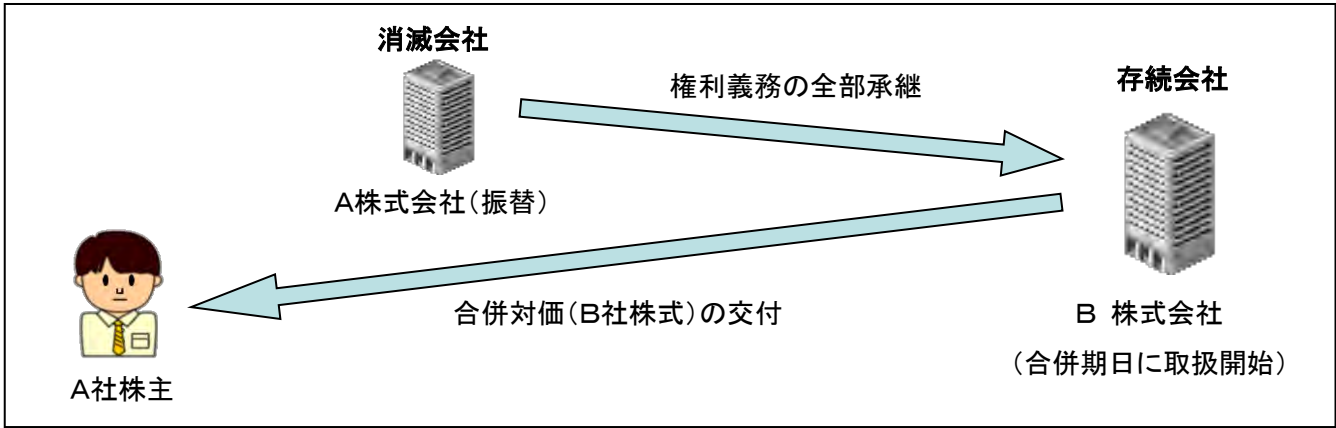
内 容	備 考
<p>吸収合併消滅会社は、吸収合併期日を法第 160 条第 1 項の一定の日とし、その 1 ヶ月前までに、その株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、吸収合併期日の株主等について新規記録通知をする旨、当該株主等が増加の記録を受ける株式数、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日までに振替口座を通知すべき旨、特別口座を開設する口座管理機関等の内容を含んだ通知（法第 131 条第 1 項の通知）をしなければならない。</p> <p>(4) 口座通知の取次ぎ</p> <p>口座通知の取次ぎは、基本的には、新規記録日までの日程としては新規上場時の取扱開始に係る標準日程と同様の日程による手続とする。但し、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日後も吸収合併消滅会社株主による株主名簿の書換の請求が可能であるため、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日後に当該請求があった場合には、口座通知データの訂正等の関係者による対応（後記 i に記載。）が必要である。</p> <p>a 機構及び口座管理機関による取次ぎ</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から吸収合併消滅会社に対する口座（増加の記録を受けるものに限る。）の通知の取次ぎの請求を受けたときは、吸収合併消滅会社に当該口座通知を取り次がなければならない。</p> <p>b 間接口座管理機関による口座通知の取次ぎの委託</p> <p>加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る所定の事項を示して、口座通知の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>c 機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p> <p>機構加入者は、加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、吸収合併期日の前営業日から起算して 7 営業日前の日までに、口座通知の取次ぎに係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p>	<p>※ 新規記録区分は「9. その他」を指定すべき旨も通知しなければならない。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎにおいて通知すべき事項等、より詳細な手続の内容については第 2 節第 1 「取扱開始時の取扱い」参照。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録 2 - 2 - 1 参照。</p> <p>※ 加入者は、口座通知の取次ぎを請求するときは、直近上位機関に対し、吸収合併消滅会社から送付された書面を呈示しなければならない。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、その上位機関である機構加入者が、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日までに後記 c の通知をすることができるように左記の委託をしなければならない。</p> <p>※ 機構加入者は、口座通知データを通知する日の午後 5 時までに、口座通知データに係る加入者情報を加入者情報システムに登録しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>d 機構による口座通知データの受付 機構は、機構加入者から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該機構加入者に対し、cで通知された事項、株式等リファレンスNO及び正常受付の旨（データの内容に異常がないとき）又は受付不能の旨・不能理由（データの内容に異常があるとき）を通知する（口座通知データ受付通知／エラー通知）。</p> <p>e 機構による吸収合併消滅会社に対する口座通知の取次ぎ 機構は、機構加入者から口座通知データを受けた場合であって正常受付をしたときは、吸収合併消滅会社に対し、口座通知に係る事項（口座通知情報データ）を通知する。</p> <p>f 吸収合併消滅会社による口座通知の内容確認 吸収合併消滅会社は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、原則として当日に、機構に対し、所定の事項（口座通知情報確認結果データ）を通知しなければならない。</p> <p>g 機構による機構加入者への通知 機構は、吸収合併消滅会社から口座通知情報確認結果データの通知を受けたときは、口座通知情報確認結果データに係る口座通知データを通知した機構加入者に対し、その通知内容（口座通知情報確認結果）を通知する。</p> <p>h 機構加入者等による加入者の上位機関への通知 gの通知を受けた機構加入者は、口座通知の取次ぎの請求をした加入者の直近上位機関又は当該加入者でないときは、直ちに、その直近下位機関であって当該加入者の上位機関である者に対し、当該通知内容を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関についても同様とする。</p> <p>i 事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日以降に吸収合併消滅会社の株主名簿の書換があった場合の取扱 (a) 吸収合併期日の前営業日から起算して6営業日前の日から4営業日前の日まで ア 株主名簿の書換の連絡</p>	<p>※ 機構から吸収合併消滅会社への口座通知の取次ぎは、吸収合併期日の前営業日から起算して6営業日前の日が最終日となる。</p> <p>※ 実務上は、吸収合併存続会社の株主名簿管理人が口座通知に係るデータの授受を行うものとする。</p> <p>※ 口座通知後に株主名簿の名義書換があった場合の処理イメージについては、資料2-2-3参照。</p>

内 容	備 考
<p>吸収合併期日の前営業日から起算して6営業日前の日から4営業日前の日までの間に吸収合併消滅会社の株主名簿の書換があった場合には、吸収合併消滅会社は、直ちに、当該書換に係る書換前の株主及び書換後の株主（以下「書換に係る株主」という。）の上位機関である口座管理機関に対して、受付済みの口座通知について訂正が必要である旨の連絡を電話又はFAX等により行わなければならない。</p> <p>イ 株主への確認</p> <p>アの連絡を受けた口座管理機関は、直ちに、書換に係る株主に連絡をとり、株主名簿の書換について確認しなければならない。確認がとれた場合は、当該株主に対し、口座通知の訂正の取次ぎの依頼を行うよう要請しなければならない。</p> <p>ウ 口座通知の訂正の取次ぎ</p> <p>機構、機構加入者等及び吸収合併消滅会社は、書換に係る株主がイの依頼をしたときは、直ちに、aからhの手順により口座通知の訂正の取次ぎを行う。</p> <p>(b) 吸収合併期日の前営業日から起算して3営業日前の日から2営業日前の日まで</p> <p>吸収合併期日の前営業日から起算して3営業日前の日から2営業日前の日までの間に吸収合併消滅会社の株主名簿の書換があった場合には、吸収合併存続会社が、新規記録通知データの訂正を行うことによって対応しなければならない。また、訂正を行った旨を、株主名簿の書換に係る株主の上位機関である口座管理機関に対し、電話又はFAX等により連絡しなければならない。</p> <p>(c) 吸収合併期日の前営業日等</p> <p>吸収合併期日の前営業日に吸収合併消滅会社の株主名簿の書換があった場合等、吸収合併存続会社による新規記録通知データの訂正が間に合わない場合には、関係者による検討を行い、対応を決定する。</p> <p>(5) 特別口座の開設</p>	<p>※ 口座通知データの訂正は、既に通知した口座通知データを削除し、再度新規データとして訂正後の口座通知データを通知することにより行うものとする。</p> <p>※ 機構から吸収合併消滅会社への訂正後の口座通知情報データの通知は、吸収合併期日の前営業日から起算して3営業日前の日を最終日とする。</p> <p>※ 新規記録通知データの訂正は、既に通知した新規記録通知データを削除し、再度新規データとして訂正後の新規記録通知データを通知することにより行わなければならない。訂正後の新規記録通知データには株式等リファレンスNOは設定しない。</p>

内 容	備 考
<p>吸収合併存続会社は、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎを受けなかったときは、(3)の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をしなければならない。</p> <p>(6) 新規記録通知</p> <p>a 新規記録通知</p> <p>吸収合併存続会社は、吸収合併期日の前営業日から起算して2営業日前の日に、機構に対し、新規記録通知データを通知する。</p> <p>b 機構における手続</p> <p>機構は、吸収合併存続会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ(同一の株式等リファレンスNOのもの)について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード(質権設定者)を照合し、吸収合併存続会社に対し、その結果を通知する。(入力処理内容通知(新規記録通知データ))。</p> <p>(7) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、吸収合併存続会社から真正な新規記録通知データを受けたときは、増加の記録(新規記録)を受け取る口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報(新規記録通知情報データ)を通知する。</p> <p>b 新規記録</p>	<p>※ 特別口座に株式の記録を受ける株主等は、事務上の口座通知の取次ぎの受付停止期間に、吸収合併存続会社に対し、新規記録日の業務開始時(午前9時)の特別口座から当該株主の口座への振替を申請することができる。</p> <p>※ 新規記録通知データにおいて通知すべき事項等、新規記録に係るより詳細な手続の内容については第2節第1「取扱開始時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構は、新規記録通知データにおいて株式等リファレンスNOが入力されていないものについては、左記の照合をしない。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関(増加の記録を受け取る口座の加入者の上位機関に限る。)に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p>

内 容		備 考													
<p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データの内容に従い、吸収合併期日の午前9時に、加入者の口座の保有欄若しくは質権欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>c 自己株式を移転する場合の手続</p> <p>吸収合併存続会社は、吸収合併に際して自己株式を移転しようとするときは、吸収合併期日の午前9時に、新規記録通知データを利用した振替をしなければならない。</p> <p>1-2. 吸収合併②</p> <p>吸収合併消滅会社の株式が振替株式であり、吸収合併存続会社の株式が振替株式でない場合において、吸収合併に際して、当該吸収合併存続会社の株式が吸収合併期日において上場等により取扱開始となり、吸収合併消滅会社の株主に対し吸収合併存続会社の振替株式を交付する場合の手続は、吸収合併存続会社についての新規上場時の取扱開始の手続並びに吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合における吸収合併の手続による。</p>		<p>※ 自己株式を移転する場合には、新規記録通知データの新規記録区分に「9. その他」を、自己株式充当区分に「1. 充当あり」を指定し、「自己株式充当数量」、「加入者口座コード(充当元口座)」を設定しなければならない。</p> <p>※ 機構は、新規記録通知データを受けたときは、充当元口座管理機関に対し、一部抹消通知情報データを通知する。</p> <p>※ 株式交換であって、株式交換完全子会社の株式が振替株式であり、株式交換完全親会社の株式が振替株式でない場合で、株式交換期日において、株式交換完全親会社の株式が上場等により取扱開始となる時の手続も同様とする。</p> <p>※ 吸収分割であって、吸収分割会社の株式が振替株式であり、吸収分割承継会社の株式が振替株式ではない場合で、吸収分割期日において、吸収分割承継会社の株式が上場等により取扱開始となる時の手続も同様とする。</p> <p>※ 標準日程については別紙2-2-3参照。</p> <p>※ 吸収合併期日以降速やかに、機構に対し、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p>													
<table border="1" data-bbox="436 986 1252 1374"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">吸収合併存続会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吸収合併消滅会社</td> <td>振替</td> <td>口座に対する増減の記録による手続</td> <td>ここで記載している手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td>1-1. 吸収合併①で記載している手続</td> <td>(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table>				吸収合併存続会社		振替	非振替	吸収合併消滅会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	ここで記載している手続	非振替	1-1. 吸収合併①で記載している手続	(振替制度外の手続)	
				吸収合併存続会社											
		振替	非振替												
吸収合併消滅会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	ここで記載している手続												
	非振替	1-1. 吸収合併①で記載している手続	(振替制度外の手続)												

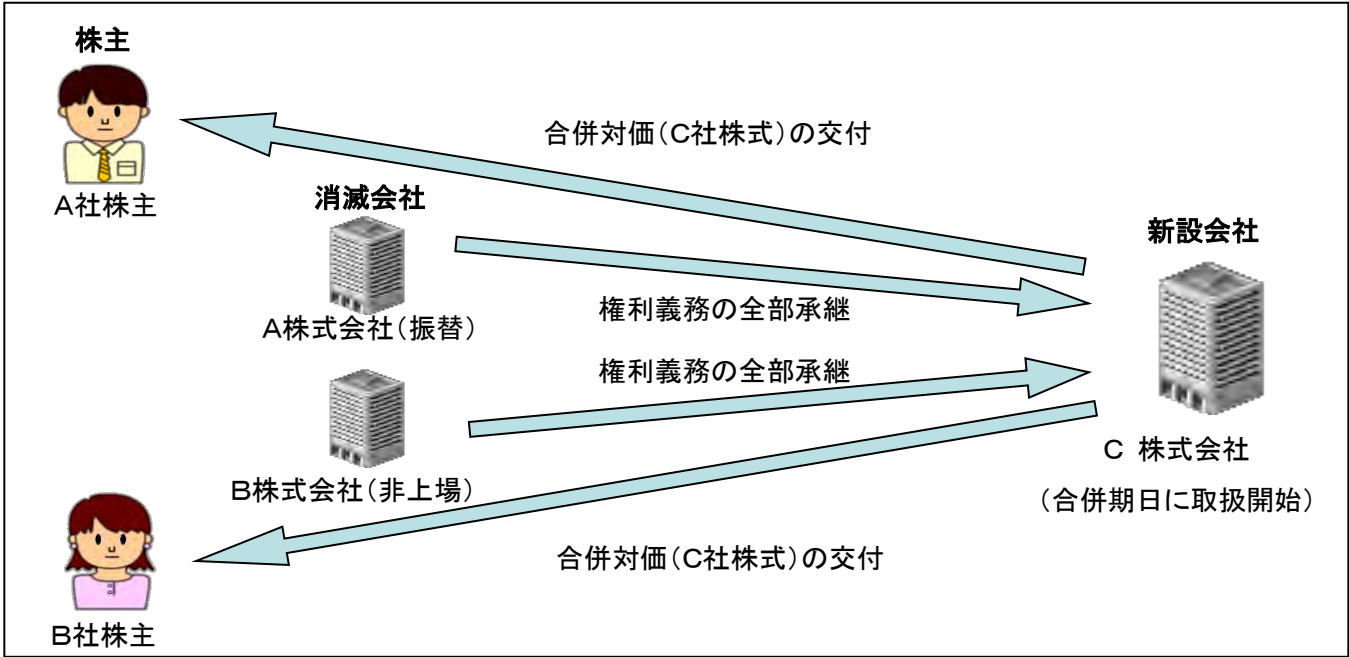


2. 新設合併

一方の新設合併消滅会社の株式が振替株式であり、他方の新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併設立会社が、成立した日と同日に上場等により取扱開始となり、他方の新設合併消滅会社の株主に対して当該新設合併設立会社の振替株式を交付する場合の手続は以下による。

※ 標準日程については別紙 2-2-4 参照。

		新設合併設立会社	
		振替	非振替
新設合併消滅会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	新設合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続
	非振替	ここで記載している手続	(振替制度外の手続)



※ ここで記載している手続は、左図におけるB株式会社の株主に対してC株式会社の振替株式を交付する場合の手続（図中下部）である（A株式会社の株主に対してC株式会社の振替株式を交付する場合の手続については第7節「発行者の組織再編に係る手続」参照。）。

(1) 発行者の決定事項等の通知

振替株式の発行者である新設合併消滅会社は、新設合併契約の内容を決定した場合、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。

- ※ (1)における「他の新設合併消滅会社」とは、その発行する株式が非振替株式である新設合併消滅会社のことである。(2)以降では単に「新設合併消滅会社」としている。
- ※ 新設合併消滅会社は、株主総会において新設合併に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、新設合併が行われない旨を通知する。
- ※ 新設合併消滅会社は、新設合併期日前

内 容	備 考
<p>① 新設合併の対価の内容</p> <p>② 新設合併消滅会社の振替株式の株主に対して合併に際して交付する株式の銘柄（以下「新設合併設立会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 振替株式の発行者である新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下「新設合併消滅会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>④ 合併比率</p> <p>⑤ 新設合併の日程</p> <p>⑥ 新設合併の効力発生日（以下「新設合併期日」という。）</p> <p>⑦ 新設合併設立会社銘柄の発行総数（新設合併消滅会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）（他の新設合併消滅会社の株主に交付される数を除く。）及び株式の内容</p> <p>⑧ 新設合併設立会社が他の新設合併消滅会社の株主に対し新設合併設立会社銘柄の振替株式を交付する旨</p> <p>⑨ 新設合併消滅会社の保有する（新設合併の対価を割り当てない）新設合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数</p>	<p>に、機構に対し、新設合併設立会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、新設合併設立会社は、新設合併期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ この通知は、新設合併消滅会社銘柄についての法第138条第1項の通知（合併等の通知）であり、別途の新規記録通知データと一体で、他の新設合併消滅会社の株主に対して新設合併設立会社銘柄を割り当てる場合における新設合併設立会社銘柄についての法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ ⑤新設合併の日程には新設合併消滅会社（振替株式でない新設合併消滅会社）の株主に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、新設合併期日の前営業日までに、割当てを受けない新設合併消滅会社銘柄が記録されている新設合併消滅会社の口座（加入者口座コー</p>

内 容	備 考
<p><添付する書類></p> <p>① 新設合併の内容がわかるもの（プレスリリース等）</p> <p>(2) 機構による機構加入者等への通知 機構は、振替株式の発行者である新設合併消滅会社が（1）の通知をしたときは、新設合併期日の1ヶ月前の日に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① （1）で通知された内容（⑨を除く） ② 新設合併に係る事務処理日程 ③ 新規記録区分は「7. 新設合併（非振替株式等への割当て）」を指定すべき旨</p> <p>(3) 新設合併消滅会社による株主等への通知 新設合併消滅会社は、新設合併期日を一定の日とし、その1ヶ月前までに、その株主等に対し、新設合併期日の株主等について新規記録通知をする旨、当該株主等が増加の記録を受ける株式数、事務上の</p>	<p>ド) 及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数について (9) の確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、(1) により⑨の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑨の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、通知された内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容と相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p> <p>※ 新規記録区分は「7. 新設合併（非振替株式等への割当て）」を指定すべき旨</p>

内 容	備 考
<p>口座通知の取次ぎの受付締切日までに振替口座を通知すべき旨、特別口座を開設する口座管理機関等の内容を含んだ通知（法第131条第1項の通知）をする。</p> <p>(4) 口座通知 口座通知の取次ぎは、1-1. 吸収合併①(4)と同様の手続とする。</p> <p>(5) 特別口座の開設 振替株式の発行者である新設合併消滅会社は、事務上の口座通知の取次ぎの受付締切日の翌営業日までに機構から株主等の口座通知の取次ぎを受けなかったときは、(3)の通知で株主等に通知した特別口座を開設する口座管理機関に対し、当該株主等のために特別口座の開設の申出をする。</p> <p>(6) 新規記録通知 a 新規記録通知 振替株式の発行者である新設合併消滅会社は、新設合併期日の前営業日から起算して2営業日前の日に、機構に対し、新規記録に係る事項（新規記録通知データ）を通知する。</p> <p>b 機構における手続 機構は、振替株式の発行者である新設合併消滅会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、振替株式の発行者である新設合併消滅会社に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p>	<p>も通知する。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 実務的には、振替株式の発行者である新設合併消滅会社の株主名簿管理人が、新設合併消滅会社に代わって口座通知に係るデータの授受を行う。</p> <p>※ 新規記録通知データにおいて通知すべき事項等、新規記録に係るより詳細な手続の内容については第2節第1「取扱開始時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構は、新規記録通知データにおいて株式等リファレンスNOが入力されていないものについては、左記の照合をしない。</p>

内 容	備 考
<p>(7) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知 機構は、振替株式の発行者である新設合併消滅会社から真正な新規記録通知データを受けたときは、増加の記録（新規記録）を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報（新規記録通知情報データ）を通知する。</p> <p>b 新規記録 機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データの内容に従い、新設合併期日の午後3時30分に、加入者の口座の保有欄若しくは質権欄又は顧客口に増加の記録をしなければならない。</p> <p>3. 吸収分割</p> <p>(1) 物的分割 吸収分割会社の株式が振替株式でない場合において、吸収分割に際して、吸収分割承継会社が、その振替株式を吸収分割会社に対して交付する（物的分割）場合の手続は、以下による。</p> <div data-bbox="168 954 1527 1321" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> </div> <p>(2) 発行者の決定事項等の通知 吸収分割承継会社は、吸収分割契約の内容を決定した場合には、機構に対し、当該決定に係る取締役</p>	<p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 標準日程については別紙2-2-5参照。</p> <p>※ ここで記載している手続は、左図におけるA株式会社に対してB株式会社の振替株式を交付する場合の手続（図中楕円部分）である。</p> <p>※ この通知は、別途の新規記録通知デー</p>

内 容	備 考
<p>会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替株式の銘柄（以下「吸収分割承継会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>② 吸収分割の日程</p> <p>③ 吸収分割の効力発生日（以下「吸収分割期日」という。）</p> <p>④ 交付する吸収分割承継会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容</p> <p>⑤ 吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>⑥ 同時に人的分割を行う場合にはその旨</p> <p>⑦ 吸収分割承継会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>＜添付する書類＞</p> <p>① 吸収分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p> <p>（3）機構による機構加入者等への通知</p> <p>機構は、発行者が（2）の通知をしたときは、吸収分割期日の1ヶ月前までに、機構加入者及び間接</p>	<p>タと一体で吸収分割承継会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）となる。</p> <p>※ ②吸収分割の日程には吸収分割会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 機構は、（2）により⑤の通知を受けたときは、⑤の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより、当該口座において吸収分割に係る新規記録が行われる旨等を通知する。この通知は、機構において、発行者から通知を受けた加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていることを確認した上で行うこととする。</p> <p>※ 機構は、（2）により⑦の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑦で通知された数が⑦の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑦で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① (2) で通知された内容 (⑤及び⑦を除く。)</p> <p>② 吸収分割に係る事務処理日程</p> <p>③ 新規記録区分は「9. その他」を指定すべき旨</p> <p>(4) 物的分割のための口座通知 物的分割のための口座通知の取次ぎの手続は、第三者割当増資における口座通知の取次ぎと同様の手続とする。</p> <p>(5) 新規記録通知 a 新規記録通知 吸収分割承継会社は、吸収分割期日の前営業日から起算して2営業日前の日に、機構に対し、物的分割のための新規記録通知データを通知する。</p>	<p>※ 第三者割当増資の手続については第2節第3-3「非DVP方式【9時00分記録型】(第三者割当て)による新規記録」を参照。</p> <p>※ なお、新規記録区分は、「9. その他」とする。</p> <p>※ 口座通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から口座通知データを受けたときは、株式等リファレンスNOを付番し、その翌営業日に、当該株主名簿管理人に対し、口座通知データ受付通知を通知する。</p> <p>※ 吸収分割承継会社は、機構から口座通知情報データの通知を受けたときは、直ちに口座通知情報を確認し、原則として当日に、機構に対し、口座通知情報確認結果データを通知する。</p> <p>※ 新規記録通知データにおいて通知すべき事項等、新規記録に係るより詳細な手続の内容については第2節第1「取扱開始時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構における手続</p> <p>機構は、吸収分割承継会社から新規記録通知データを受けたときは、データの形式・論理チェックを行うとともに、新規記録通知データと口座通知データ（同一の株式等リファレンスNOのもの）について、銘柄コード、新規記録区分、数、登録質区分、加入者口座コード、株主等照会コード及び加入者口座コード（質権設定者）を照合し、吸収分割承継会社に対し、その結果を通知する。（入力処理内容通知（新規記録通知データ））。</p> <p>(6) 新規記録</p> <p>a 機構の機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、吸収分割承継会社から真正な新規記録通知データを受けたときは、増加の記録を受ける口座の加入者又はその上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>b 物的分割に係る新規記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データの内容に基づき、吸収分割期日の午前9時に、物的分割のための新規記録を行わなければならない。</p>	<p>※ 自己株式を移転する場合には、新規記録通知データの新規記録区分に「9. その他」を、自己株式充当区分に「1. 充当あり」を指定し、「自己株式充当数量」、「加入者口座コード(充当元口座)」を設定しなければならない。</p> <p>※ 機構は、新規記録通知データを受けたときは、充当元口座管理機関に対し、一部抹消通知情報データを通知する。</p> <p>※ なお、本紙「別紙2-2-1」に関わらず、物的分割に自己株式を利用する場合には、一般の振替によって行うことも可能である。</p> <p>※ 機構は、新規記録通知データにおいて株式等リファレンスNOが入力されていないものについては、左記の照合をしない。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知情報の通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加</p>

内 容	備 考
<p>4. 新設分割 (1) 物的分割 一方の新設分割会社の株式が振替株式であり、他方の新設分割会社の株式が振替株式でない場合において、新設分割設立会社が、成立した日に上場等により取扱開始となり、新設分割に際して、新設分割設立会社がその振替株式を他方の新設分割会社に対して交付する（物的分割）場合の手続は以下による。</p>	<p>※ 新設分割会社が2社の場合の手続。 ※ 標準日程については別紙2-2-6参照。</p> <p>※ ここで記載している手続は、左図におけるB株式会社に対してC株式会社の振替株式を交付する場合の手続（図中下部）のうち楕円部分である。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>振替株式の発行者である新設分割会社は、新設分割計画の内容を決定した場合（交付する新設分割設立会社の株式が振替株式となる場合又は新設分割会社が人的分割を行う場合に限る。）には、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 新設分割会社に対して新設分割に際して交付する株式の銘柄（以下「新設分割設立会社銘柄」という。）</p> <p>② 新設分割設立会社銘柄が振替株式である旨</p> <p>③ 新設分割の日程</p> <p>④ 新設分割期日</p> <p>⑤ 新設分割設立会社銘柄の発行総数及び株式の内容</p> <p>⑥ 新設分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</p> <p>⑦ 振替株式の発行者である新設分割会社の振替株式の銘柄（以下「新設分割会社銘柄」という。）</p> <p>⑧ 交付比率</p> <p>⑨ 新設分割期日の新設分割会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社銘柄の振替を行うべき旨</p>	<p>※ 新設分割会社は、株主総会において新設分割に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、新設分割が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 新設分割会社は、新設分割期日前に、機構に対し、新設分割設立会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、新設分割設立会社は、新設分割期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で新設分割設立会社銘柄についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ ③新設分割の日程には新設分割会社に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 機構は、(2)により⑥の通知を受けたときは、⑥の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより、当該口座において新設分割に係る新規記録が行わ</p>

内 容	備 考
<p>⑩ 自己の保有する新設分割会社銘柄（新設分割設立会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄の数</p> <p><添付する書類></p> <p>① 新設分割の内容の分かるもの（プレスリリース等）</p>	<p>れる旨等を通知する。この通知は、機構において、発行者から通知を受けた加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていることを確認した上で行うこととする。</p> <p>※ 新設分割会社は、新設分割期日の前営業日までに、割当てを受けない新設分割会社銘柄が記録されている新設分割会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数について（⑩）の確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した新設分割会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された新設分割会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、（2）により⑩の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑩の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑩で通知された数が⑩の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑩で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p>

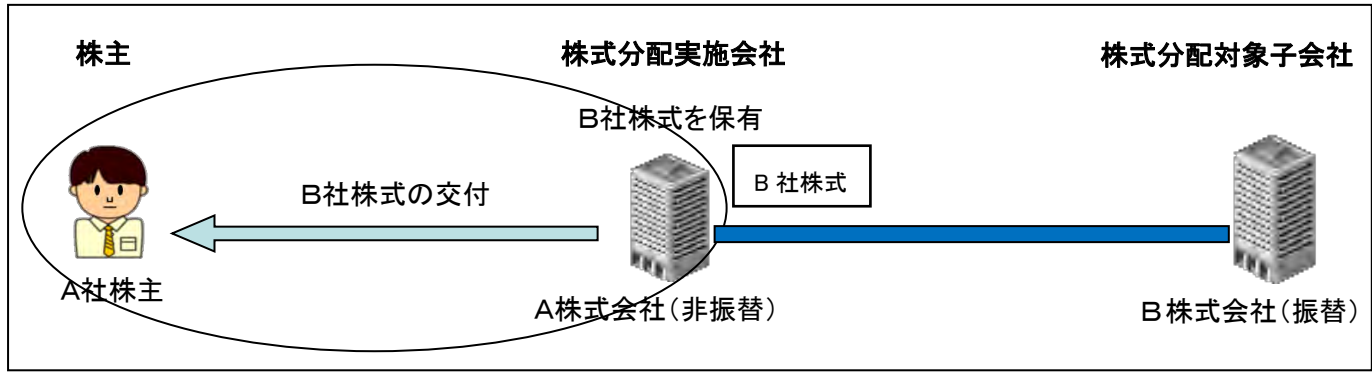
内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等への通知 機構は、発行者が(2)の通知をしたときは、新設分割期日の1ヶ月前の日に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① (2)で通知された内容(⑥及び⑩を除く)</p> <p>② 新設分割に係る事務処理日程</p> <p>③ 新規記録区分は「7. 新設分割(非振替株式等への割当て)」を指定すべき旨</p> <p>(4) 物的分割のための口座通知 物的分割のための口座通知の取次ぎの手続は、第三者割当増資における口座通知の取次ぎと同様の手続とする。</p> <p>(5) 物的分割のための新規記録通知 振替株式の発行者である新設分割会社は、新設分割期日の前営業日から起算して2営業日前の日に、機構に対して、物的分割のための新規記録通知データを通知する。</p> <p>(6) 新規記録 機構及び口座管理機関は、新規記録通知データ又は新規記録通知情報データに基づき、新設分割期日の午後3時30分に、物的分割のための新規記録を行う。</p>	<p>※ 第三者割当増資の手続については第2節第3.「3. 非DVP方式【9時00分記録型】(第三者割当て)による新規記録」を参照。</p> <p>※ 但し、新規記録区分は「7. 新設分割(非振替株式等への割当て)」とする。</p> <p>※ 機構は、振替株式の発行者である新設分割会社から真正な新規記録通知データを受けたときは、増加の記録を受けられる口座の加入者である機構加入者又は口座の加入者の上位機関である機構加入者に対し、新規記録通知情報データを通知する。</p> <p>※ 新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p>

内 容	備 考
<p>(7) 人的分割 新設分割に際して、新設分割設立会社とその振替株式を他方の新設分割会社に対して交付する（物的分割）と同時に、当該新設分割会社とその株主に対して当該振替株式を交付する（人的分割）場合の手続は振替の手続きによる。</p> <div data-bbox="165 528 1525 1238" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>The diagram illustrates the process of a split transaction. It features four main entities: Shareholders (株主), Splitting Company (分割会社), Existing Company (A株式会社(振替)), and New Company (新設会社). The Existing Company is shown as a building icon, and the New Company is also a building icon. Two shareholders, A社株主 (male) and B社株主 (female), are represented by icons. Arrows indicate the flow of shares and assets:</p> <ul style="list-style-type: none"> 物的分割 (Physical Split): Arrows labeled '分割対価(C社株式)の交付' (Delivery of split consideration (C shares)) point from the Existing Company to the New Company. 人的分割 (Personal Split): Arrows labeled 'C社株式の交付' (Delivery of C shares) point from the Existing Company to both A社株主 and B社株主. 承継 (Succession): Arrows labeled '権利義務の全部又は一部承継' (Succession of all or part of rights and obligations) point from the Existing Company to the New Company. <p>A red oval highlights the 'Personal Split' section, which is the focus of the accompanying text. The New Company is noted as starting operations on the effective date ('C株式会社(効力発生日に取扱開始)').</p> </div>	<p>※ ここで記載している手続は、左図におけるB株式会社の株主に対してC株式会社の振替株式を交付する場合の手続（図中楕円部分）である。</p>

内 容			備 考															
<p>人的分割の処理（新設分割会社はその株主に対して新設分割設立会社株式を交付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">新設分割会社</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設分割設立会社</td> <td>振替</td> <td>口座に対する増減の記録による手続</td> <td>ここで記載している手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新設分割会社株式について総株主通知を行う。 ・新設分割会社は、新設分割会社株主に対して非振替株式を交付する。（振替制度外の手続） </td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>						新設分割会社				振替	非振替	新設分割設立会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	ここで記載している手続	非振替	<ul style="list-style-type: none"> ・新設分割会社株式について総株主通知を行う。 ・新設分割会社は、新設分割会社株主に対して非振替株式を交付する。（振替制度外の手続） 	（振替制度外の手続）
		新設分割会社																
		振替	非振替															
新設分割設立会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	ここで記載している手続															
	非振替	<ul style="list-style-type: none"> ・新設分割会社株式について総株主通知を行う。 ・新設分割会社は、新設分割会社株主に対して非振替株式を交付する。（振替制度外の手続） 	（振替制度外の手続）															
<p>5. 株式分配</p> <p>株式分配に際して、株式分配実施会社が、その株主に対して株式分配対象子会社の振替株式を交付する場合の手続は、振替の手続きによる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">株式分配実施会社</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">株式分配対象子会社</td> <td>振替</td> <td>口座に対する増減の記録による手続</td> <td>ここで記載している手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・株式分配実施会社株式について総株主通知を行う。 ・株式分配実施会社は、株式分配実施会社株主に対して非振替株式を交付する。（振替制度外の手続） </td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>						株式分配実施会社				振替	非振替	株式分配対象子会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	ここで記載している手続	非振替	<ul style="list-style-type: none"> ・株式分配実施会社株式について総株主通知を行う。 ・株式分配実施会社は、株式分配実施会社株主に対して非振替株式を交付する。（振替制度外の手続） 	（振替制度外の手続）
		株式分配実施会社																
		振替	非振替															
株式分配対象子会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	ここで記載している手続															
	非振替	<ul style="list-style-type: none"> ・株式分配実施会社株式について総株主通知を行う。 ・株式分配実施会社は、株式分配実施会社株主に対して非振替株式を交付する。（振替制度外の手続） 	（振替制度外の手続）															
			<p>※ 標準日程については別紙 2 - 2 - 7 参照。</p>															

内 容

備 考



※ ここで記載している手続は、左図におけるA株式会社の株主に対してB株式会社の振替株式を交付する場合の手続（図中楕円部分）である。

6. 株式交換

振替株式の発行者ではない株式交換完全子会社の株主に、振替株式である株式交換完全親会社の株式が交付される場合の手続は以下による。

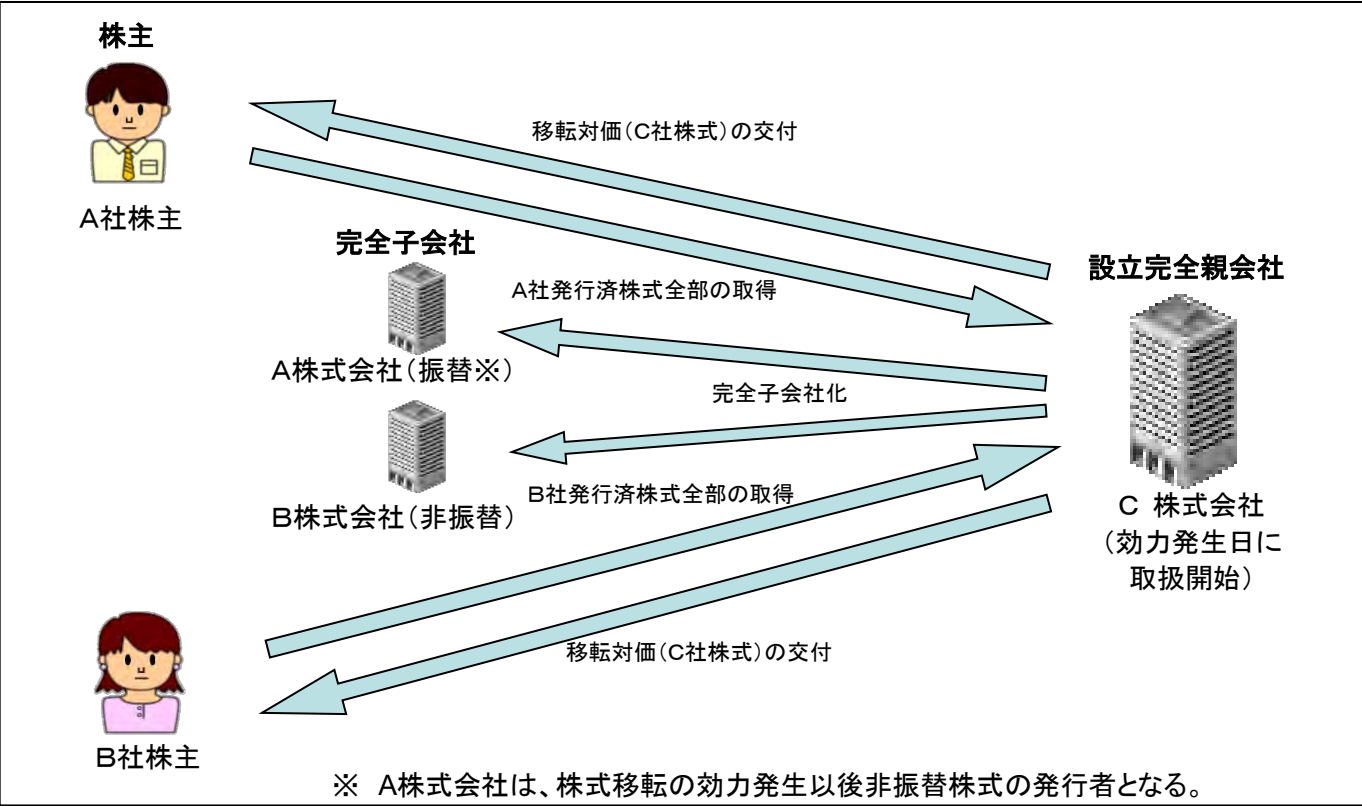
※ 対等、非対等いずれの場合も同様の手続となる。
 ※ 標準日程については別紙2-2-8参照。

		株式交換完全親会社	
		振替	非振替
株式交換完全子会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	株式交換完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続
	非振替	ここで記載している手続	(振替制度外の手続)

内 容	備 考
<div data-bbox="168 215 1525 798"> <p>完全子会社 A株式会社(非振替) A社発行済株式全部の取得</p> <p>完全親会社 B株式会社(振替)</p> <p>完全子会社化</p> <p>交換対価(B社株式)の交付</p> <p>A社株主</p> </div> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>株式交換完全親会社は、株式交換契約の内容を決定した場合、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式交換完全親会社銘柄及び銘柄コード ② 株式交換完全子会社 ③ 交換比率 ④ 株式交換の日程 ⑤ 効力発生日（株式交換期日） ⑥ 交付する株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの総数及び株式の内容 ⑦ 株式交換完全親会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード） 	<p>※ この通知は、別途の新規記録通知データと一体で株式交換完全親会社銘柄についての振替法第 130 条第 1 項の通知（新規記録通知）となる。</p> <p>※ ④株式交換の日程には株式交換完全子会社の株主に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 機構は、(1)により⑦の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦の内容を通知する。当該通知を受けた直接口</p>

内 容		備 考															
<p><添付する書類></p> <p>① 株式交換の内容がわかるもの（プレスリリース等）</p> <p>(2) 機構による機構加入者等への通知等</p> <p>株式交換完全親会社が(1)の通知をした後の手続は、1-1. 吸収合併①(2)以降の手続と同様の手続とする。</p> <p>7. 株式移転</p> <p>振替株式の発行者ではない株式移転完全子会社の株主に、振替株式である株式移転設立完全親会社の株式が交付される場合の手続は以下による。</p>		<p>座管理機関は、⑦で通知された数が⑦の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑦で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p> <p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録2-2-1参照。</p> <p>※ 標準日程については別紙2-2-9参照。</p>															
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">株式移転設立完全親会社</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">株式移転完全子会社</td> <td>振替</td> <td>口座に対する増減の記録による手続</td> <td>株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td style="background-color: yellow;">ここで記載している手続</td> <td>(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table>				株式移転設立完全親会社				振替	非振替	株式移転完全子会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続	非振替	ここで記載している手続	(振替制度外の手続)	
		株式移転設立完全親会社															
		振替	非振替														
株式移転完全子会社	振替	口座に対する増減の記録による手続	株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続														
	非振替	ここで記載している手続	(振替制度外の手続)														

内 容	備 考
-----	-----



※ ここで記載している手続は、左図におけるB株式会社の株主に対してC株式会社の振替株式を交付する手続(図中下部)である(A株式会社の株主に対してC株式会社の振替株式を交付する場合の手続については、第7節「発行者の組織再編に係る手続」参照。)

(1) 発行者の決定事項等の通知

振替株式の発行者である株式移転完全子会社は、株式移転計画の内容を決定した場合、機構に対し、当該決定に係る取締役会決議後速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。

※ (1)における「他の株式移転完全子会社」とは、その発行する株式が非振替株式である株式移転完全子会社のことである。

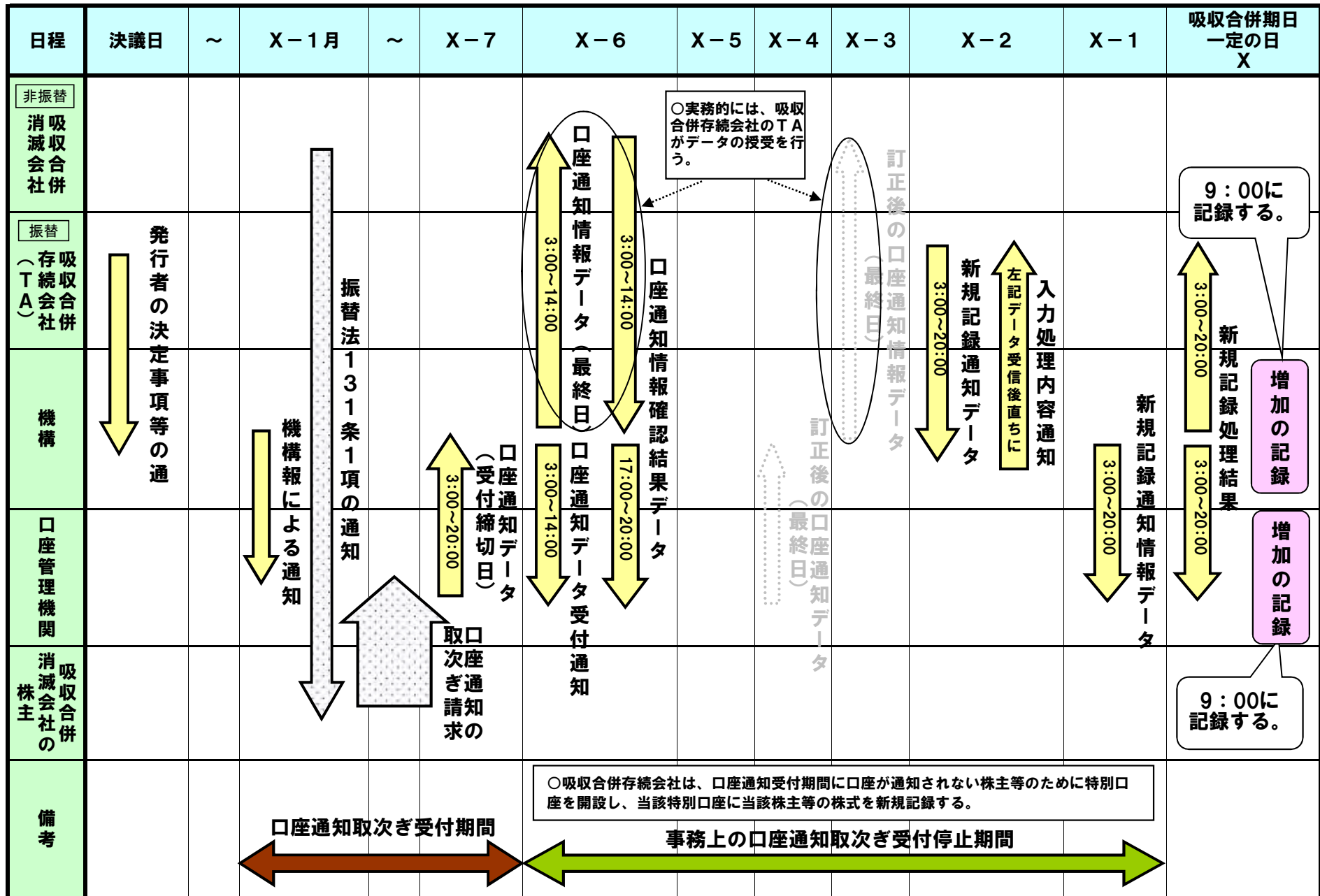
※ 株式移転完全子会社は、株主総会において株式移転に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。

内 容	備 考
<p>① 株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する株式の銘柄（以下「株式移転設立完全親会社銘柄」という。）</p> <p>② 振替株式の発行者である株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下「株式移転完全子会社銘柄」という。）</p> <p>③ 割当比率</p> <p>④ 株式移転の日程</p> <p>⑤ 株式移転期日</p> <p>⑥ 株式移転設立完全立親会社銘柄の発行総数（振替株式の発行者である株式移転完全子会社の振替株式のうち株券喪失登録された株券に係るものに対して割り当てる数を除く。）（他の株式移転完全子会社の株主に交付される数を除く。）及び株式の内容</p> <p>⑦ 株式移転設立完全親会社が他の株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付する旨</p>	<p>当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、株式移転が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 株式移転完全子会社は、株式移転期日前に、機構に対し、株式移転設立完全親会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、株式移転設立完全親会社は、株式移転期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ この通知は、株式移転完全子会社銘柄についての振替法第138条第1項の通知（合併等の通知）であり、別途の新規記録通知データと一体で他の株式移転完全子会社の株主に対して株式移転設立完全親会社銘柄を割り当てる場合における株式移転設立完全親会社についての振替法第130条第1項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ ④株式移転の日程には株式移転完全子会社（振替株式でない株式移転完全子会社）の株主に係る口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p>

内 容	備 考
<p><添付する書類></p> <p>① 株式移転の内容がわかるもの（プレスリリース等）</p> <p>（２）機構による機構加入者等への通知等 振替株式の発行者である株式移転完全子会社が（１）の通知をした後の手続は、２．新設合併（２）以降の手続と同様の手続とする。</p>	<p>※ 口座通知データ及び新規記録通知データにおける新規記録区分等のデータ設定例については付録２－２－１参照。</p>

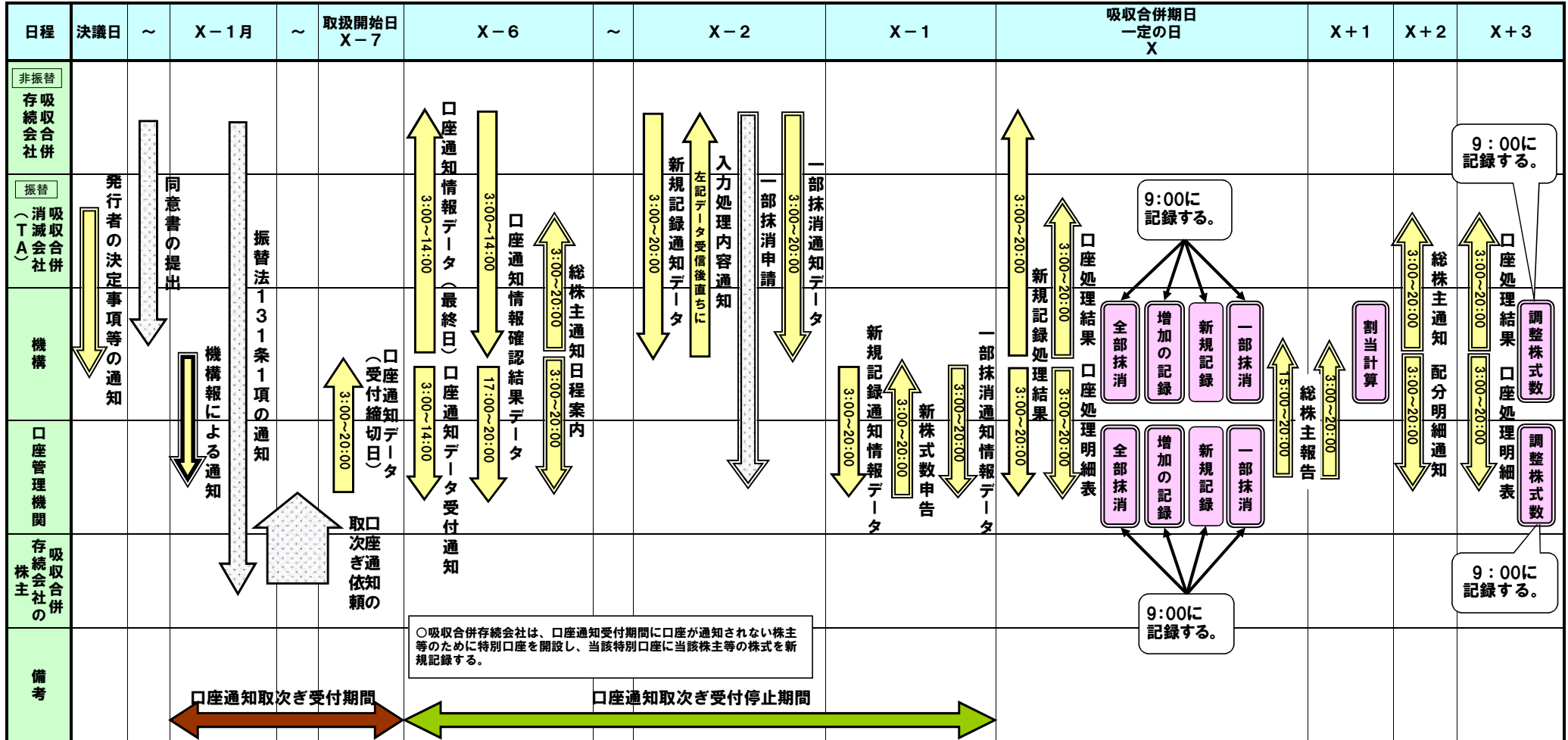
以 上

1-1. 吸収合併①



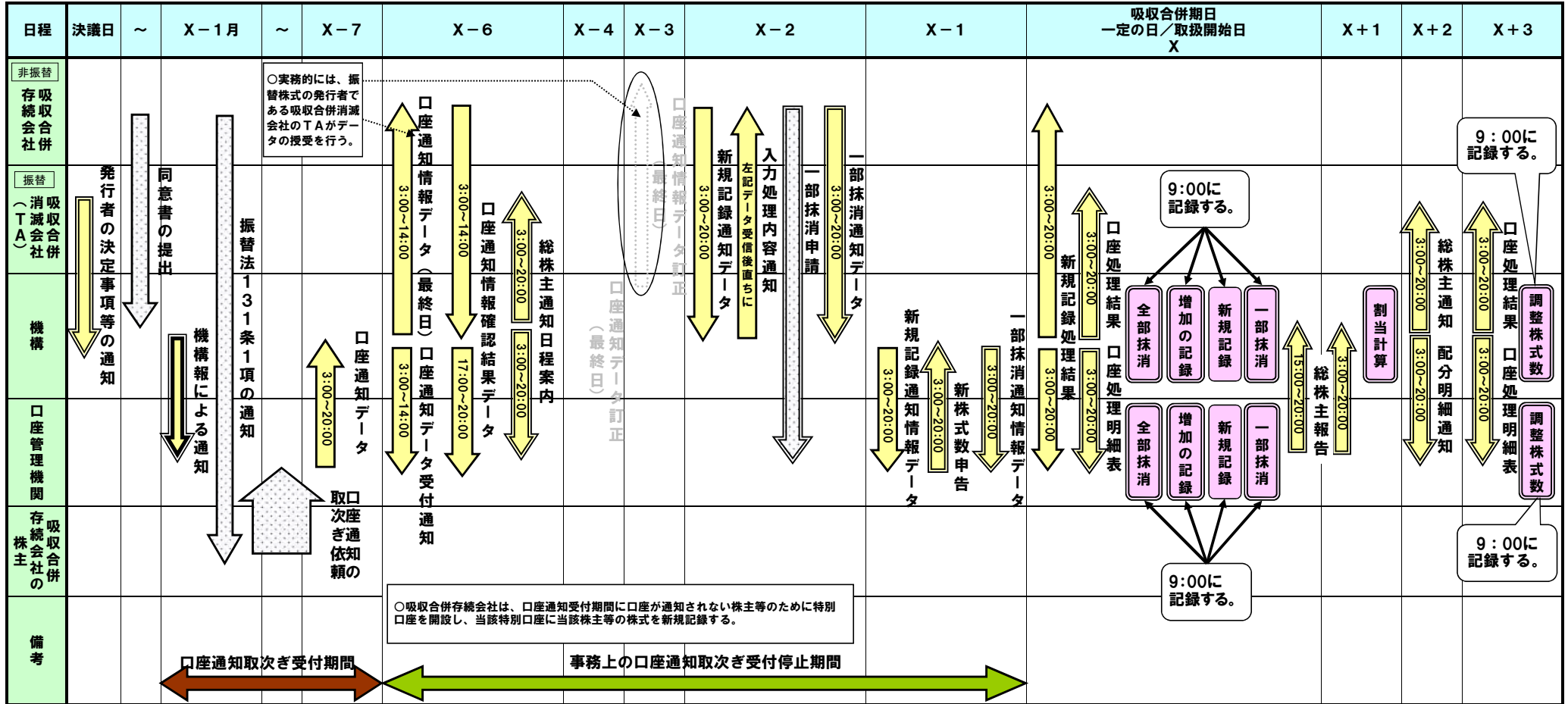
(注1) 吸収合併消滅会社の株式が非振替株式、吸収合併存続会社の株式が振替株式である場合の手続。

1-2. 吸収合併②



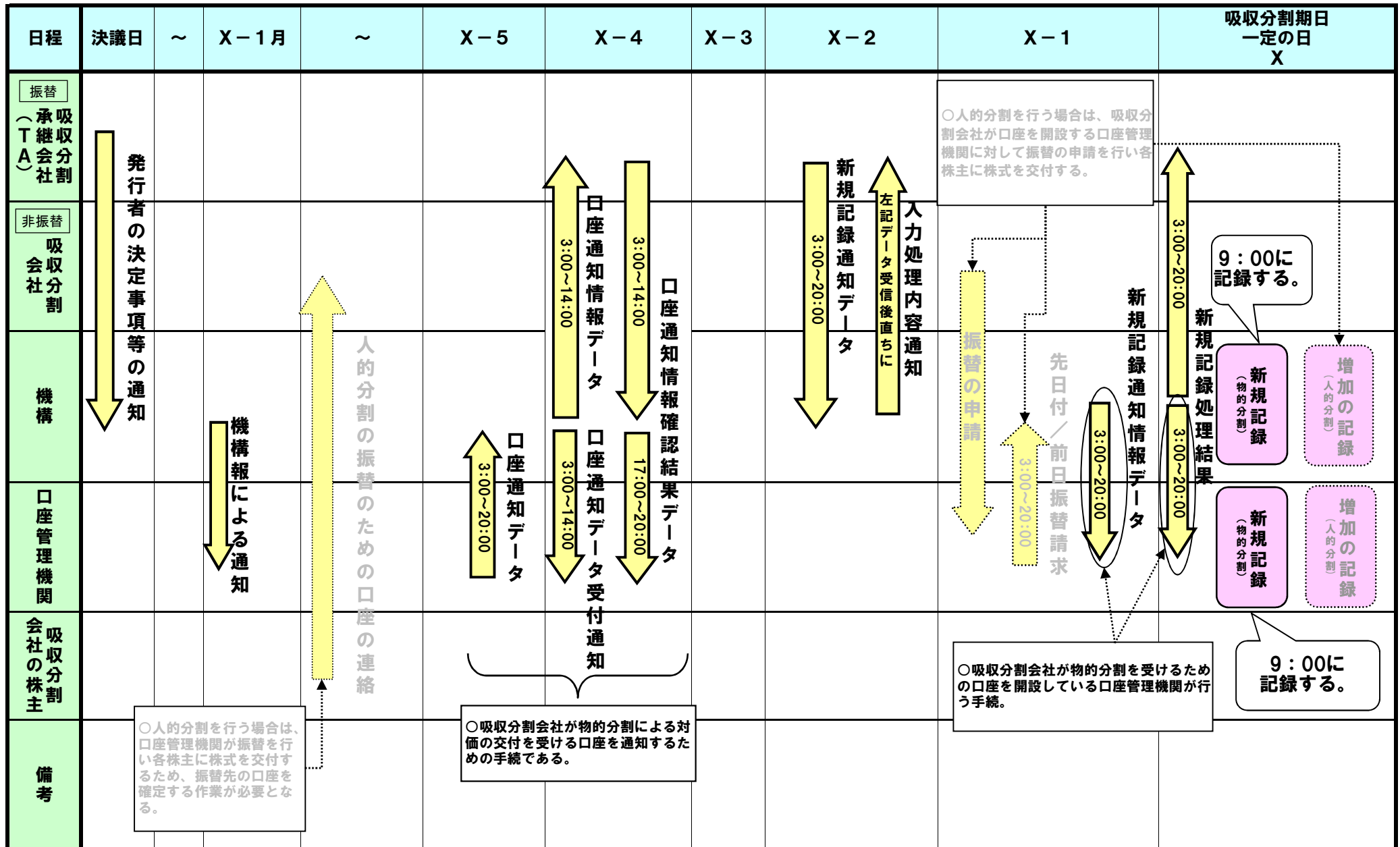
- (注1) 吸収合併存続会社の株式が非振替株式であり、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。
- (注2) 割当比率が非対等であり、自己株充当ありの場合の手続。
- (注3) 単線の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。

1-2. 吸収合併② 補足 (上場日の直前に基準日が設定されるケース)



- (注1) 吸収合併存続会社の株式が非振替株式であり、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合の手続。
- (注2) 割当比率が非対等であり、自己株充当ありの場合の手続。
- (注3) 単線の矢印等が吸収合併存続会社の株主に係る手続であり、二重線の矢印等が吸収合併消滅会社の株主に係る手続。

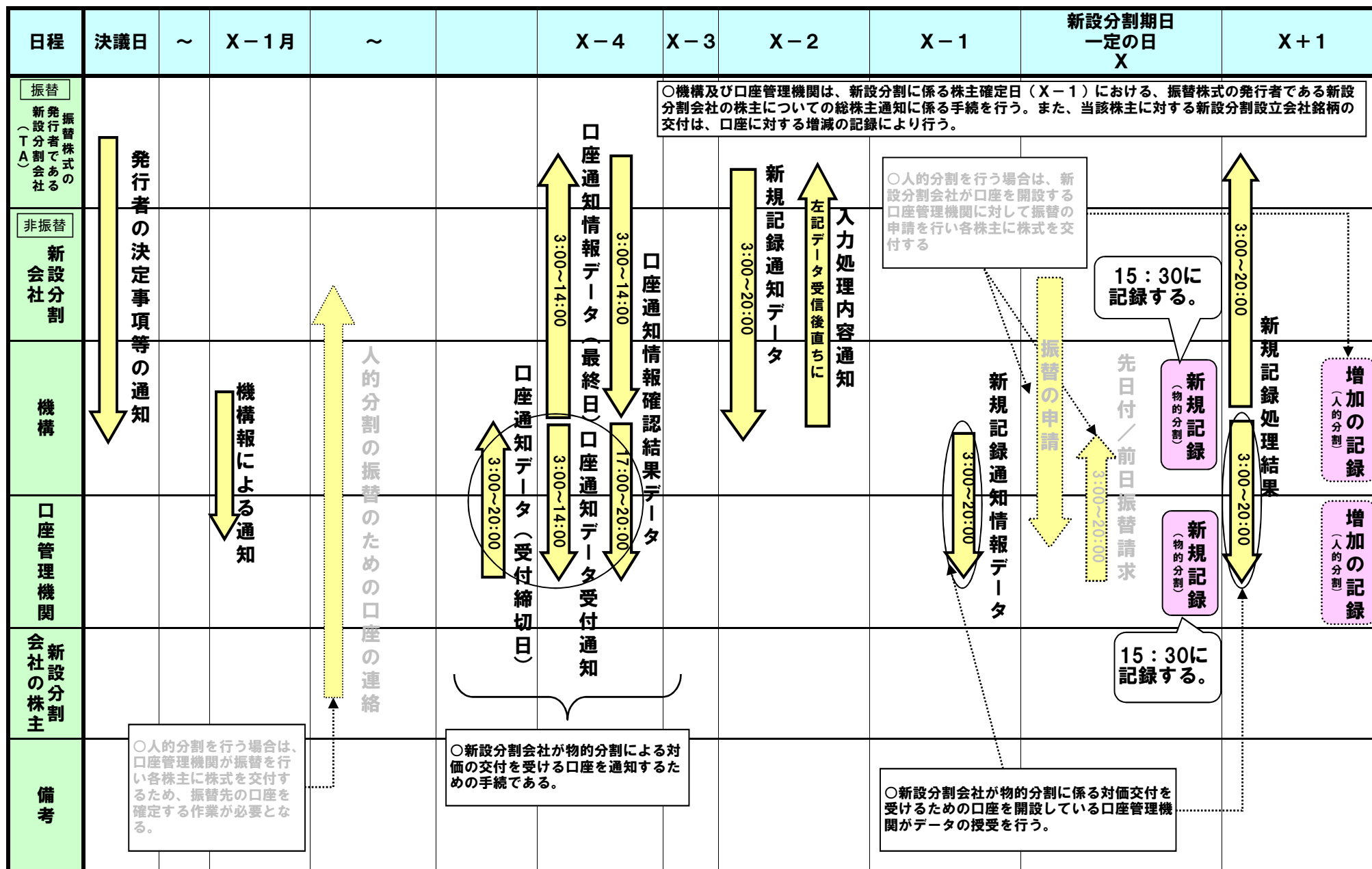
3. 吸収分割



(注1) 吸収分割会社の株式が非振替株式であり、吸収分割承継会社の株式が振替株式である場合の手続。

(注2) 単線の矢印等が物的分割に係る手続であり、点線の部分が人的分割に係る手続。

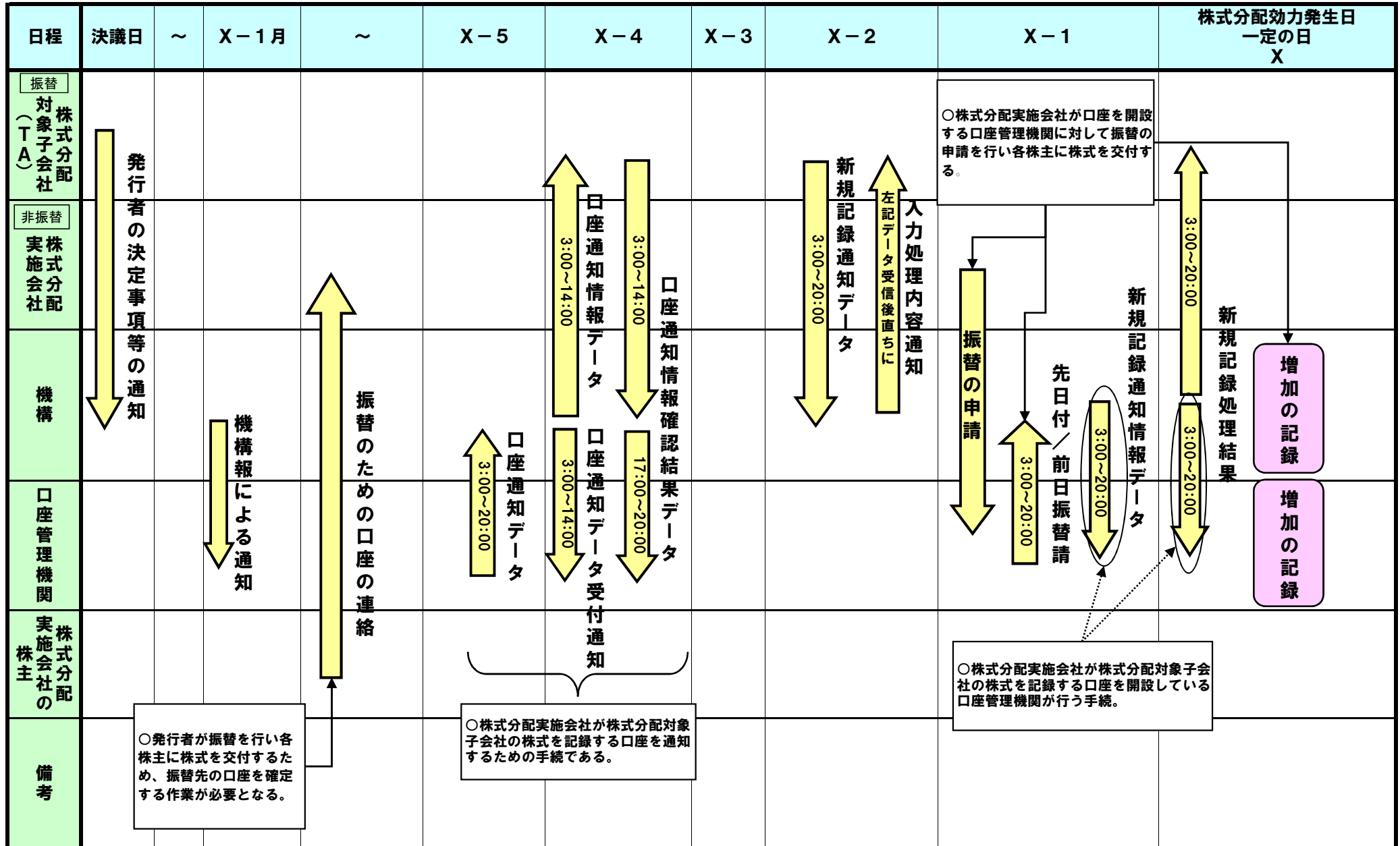
4. 新設分割



(注1) 一方の新設分割会社の株式が非振替株式であり、他方の新設分割会社の株式が振替株式である場合の手続。

(注2) 単線の矢印等が物的分割に係る手続であり、点線の部分が人的分割に係る手続。

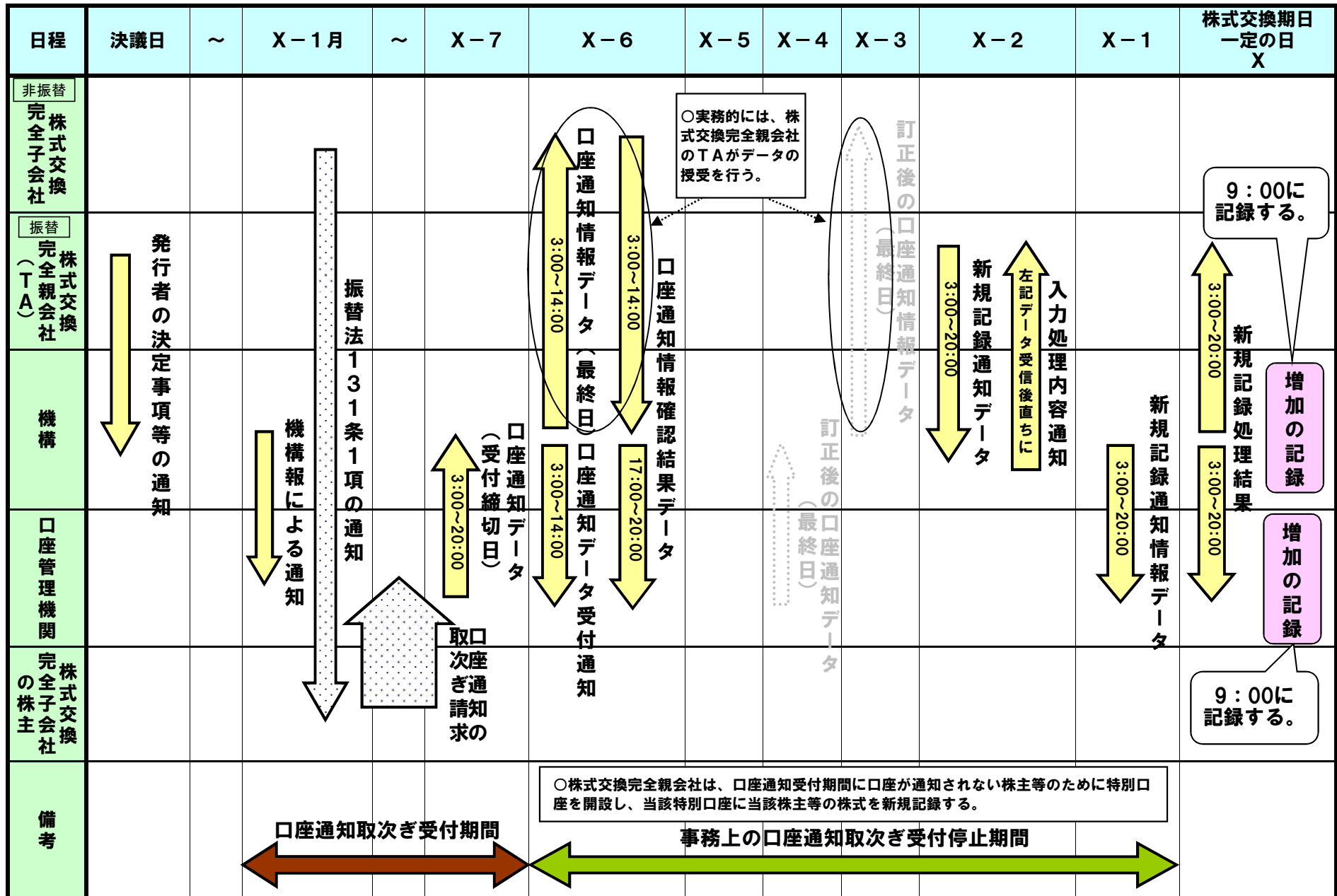
5. 株式分配



(注1) 株式分配実施会社の株式が非振替株式であり、株式分配子対象会社の株式が振替株式である場合の手続。

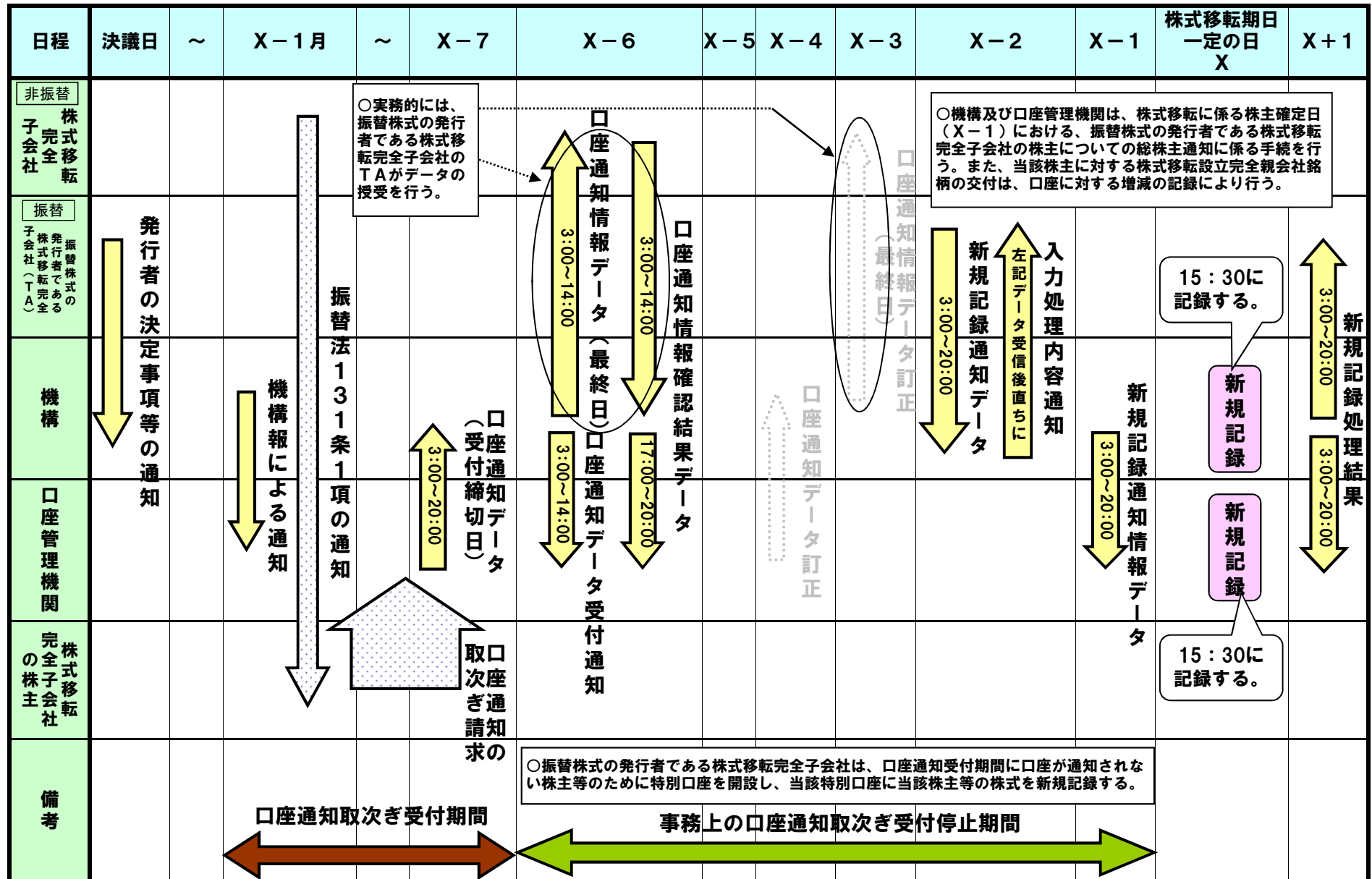
6. 株式交換

別紙2-2-8



(注1) 株式交換完全子会社の株式が非振替株式、株式交換完全親会社の株式が振替株式である場合の手続。

7. 株式移転



(注1) 一方の株式移転完全子会社の株式が非振替株式であり、他方の株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合の手続。

新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日に先立って行う場合）

資料2-2-1①

日程	X-1月と2週間程度	～	振替法の通知日 X-1月	～	(上場承認日)	～	取扱開始日 X-6	X-5	～	X-1	一定の日 X	新規記録日 X+1	～	(上場日)
発行者														
TA	事前の連絡		同意書の提出											
機構			振替法131条1項の通知											
口座管理機関				機構報による通知										
(加入者) 株主														
備考														

事前の連絡

同意書の提出

振替法131条1項の通知

機構報による通知

取口座次座通知依頼

口座通知データ (3:00~14:00)

口座通知データ (最終日) (3:00~14:00)

口座通知情報確認結果データ (3:00~14:00)

口座通知データ受付通知 (3:00~14:00)

新規記録通知データ (3:00~20:00)

左記データ受信後直ちに

入力処理内容通知

新規記録通知データ (3:00~20:00)

新規記録処理結果 (3:00~20:00)

9:00に記録する。

新規記録

9:00に記録する。

新規記録

機構報による通知

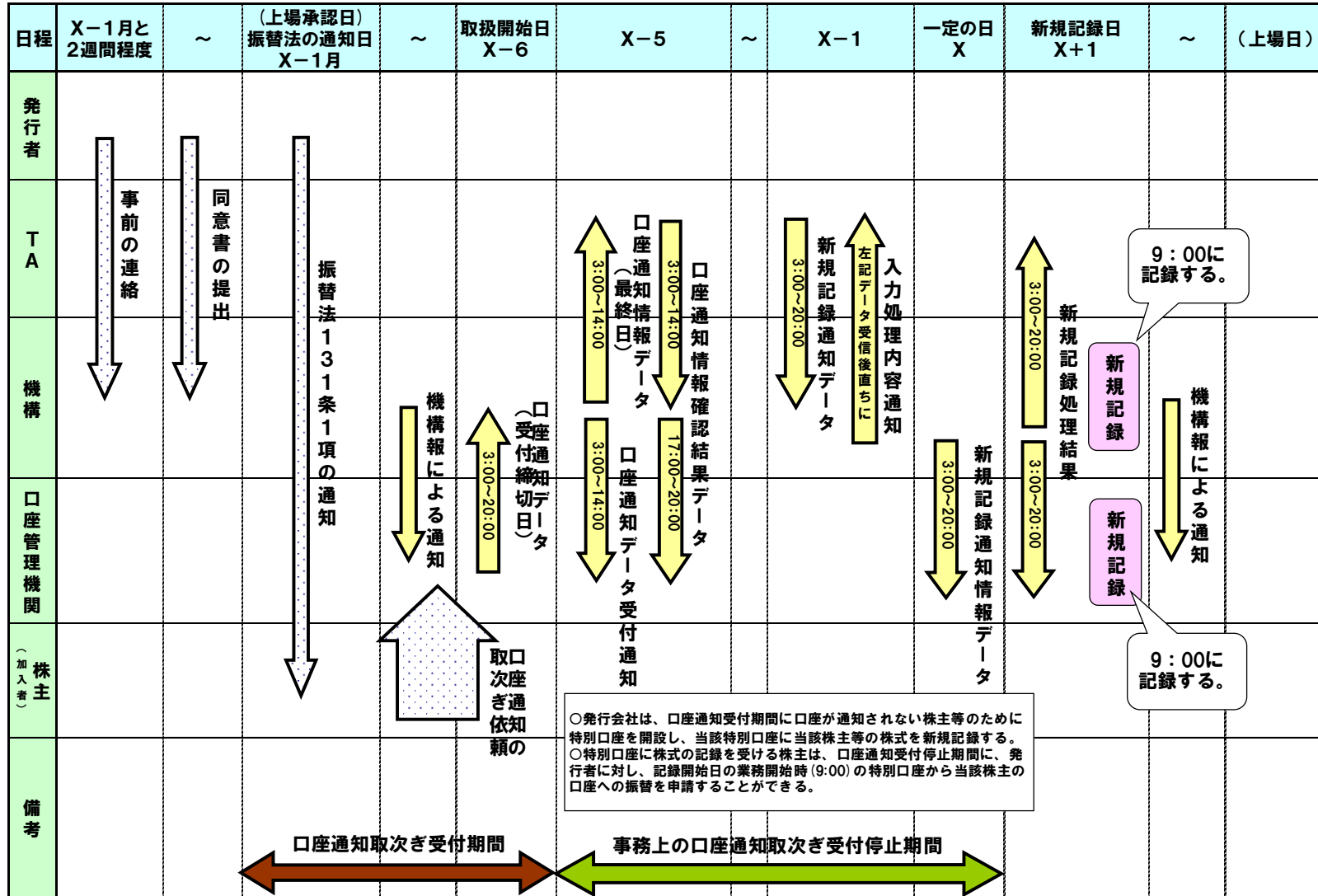
○発行会社は、口座通知受付期間に口座が通知されない株主等のために特別口座を開設し、当該特別口座に当該株主等の株式を新規記録する。
 ○特別口座に株式の記録を受ける株主は、口座通知受付停止期間に、発行者に対し、記録開始日の業務開始時(9:00)の特別口座から当該株主の口座への振替を申請することができる。

口座通知取次ぎ受付期間

事務上の口座通知取次ぎ受付停止期間

- (注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。
- (注2) 上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。
- (注3) TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上図の上場承認日を上場申請日と読み替える。

新規上場時の取扱開始の標準日程（振替法131条1項の通知を上場承認日と同日に行う場合）

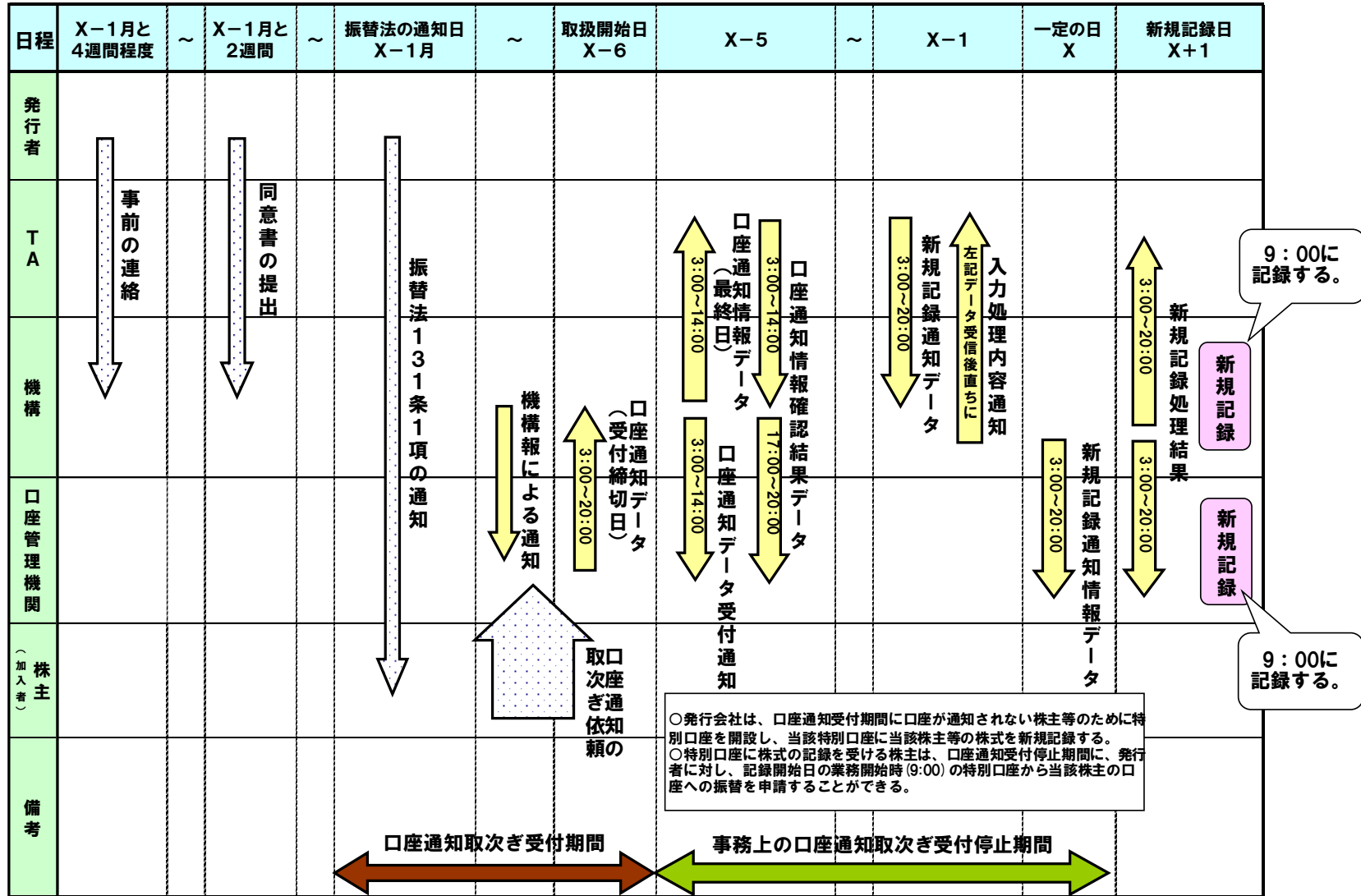


(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

(注2) 上場承認日、上場日については、金融商品取引所の決定する事項となる。

(注3) TOKYO PRO Marketへの新規上場の場合については、上図の上場承認日を上場申請日と読み替える。

非上場株式の取扱開始の標準日程

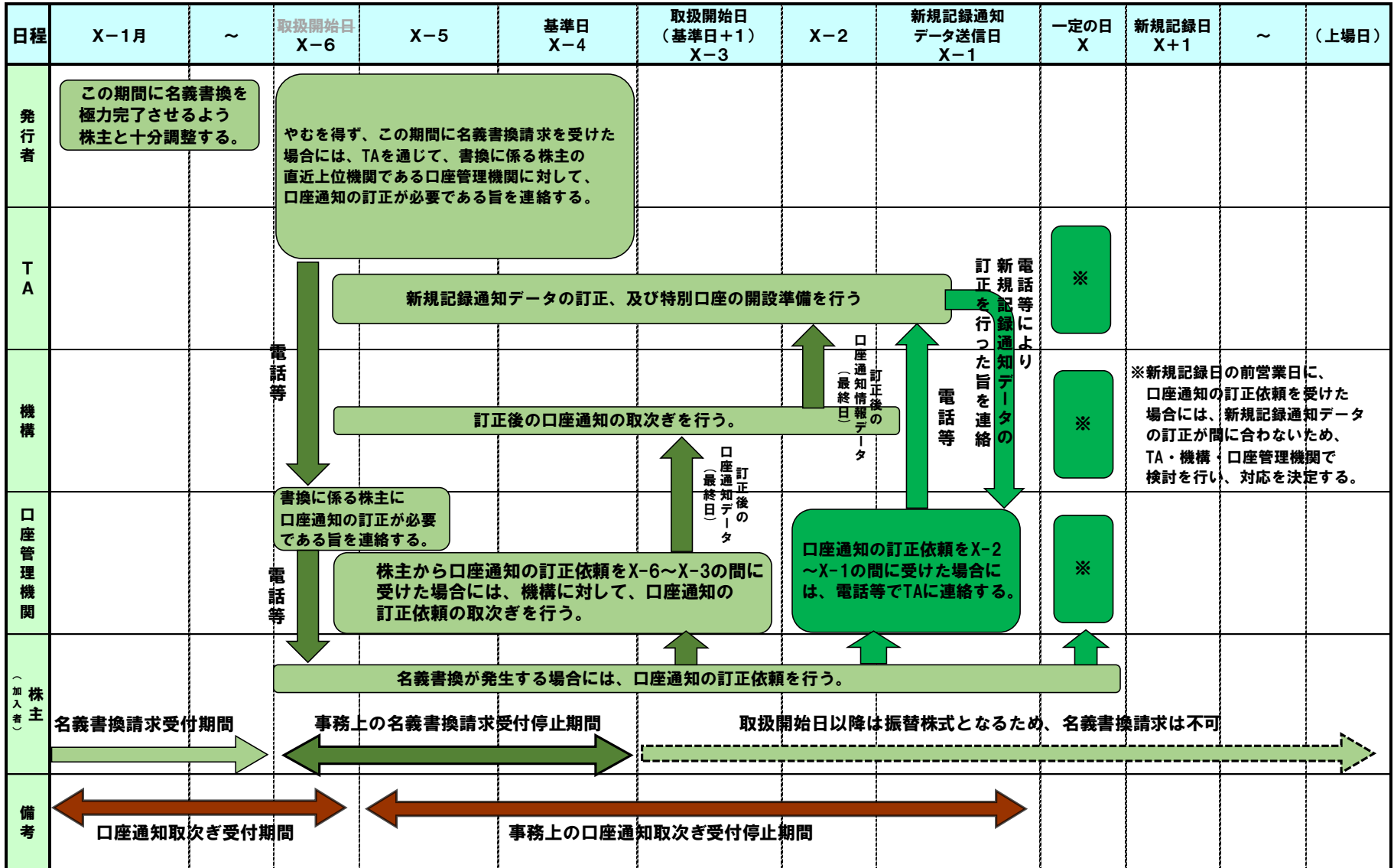


(注1) 株主が極めて多数であるときその他特別の事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。

(注2) 振替法131条1項の通知を行わない場合は、事前の連絡に係る「X-1月と4週間程度」を「取扱開始日-7週間程度」と、同意書の提出に係る「X-1月と2週間」を「取扱開始日-5週間」と読み替える。また、その場合の「機構報による通知の日」は、取扱開始日の3週間前の日とする。

新規上場時の取扱開始の例外日程（新規記録日の7営業日前から前営業日までの間に基準日が到来する場合）

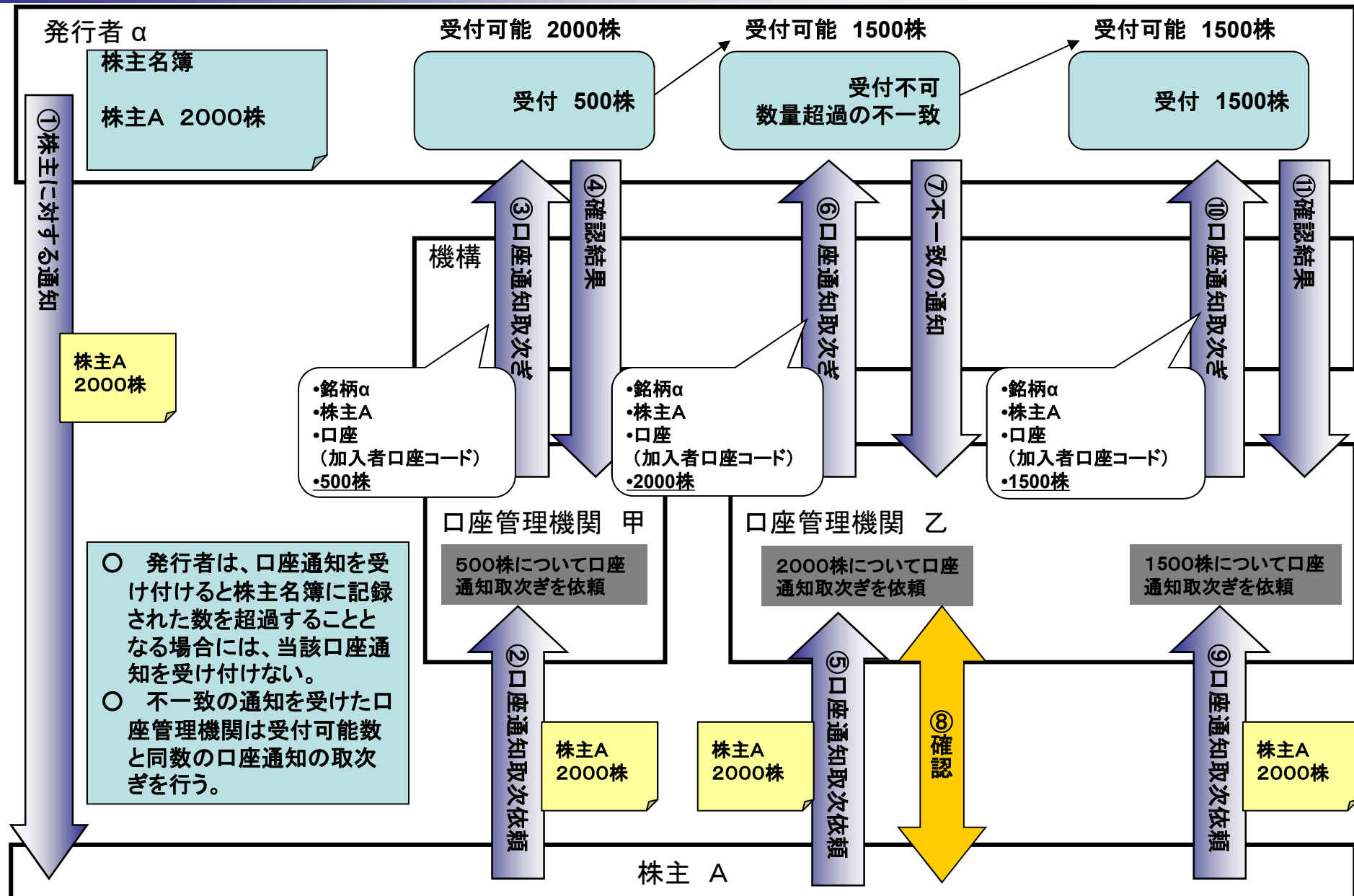
資料2-2-1②



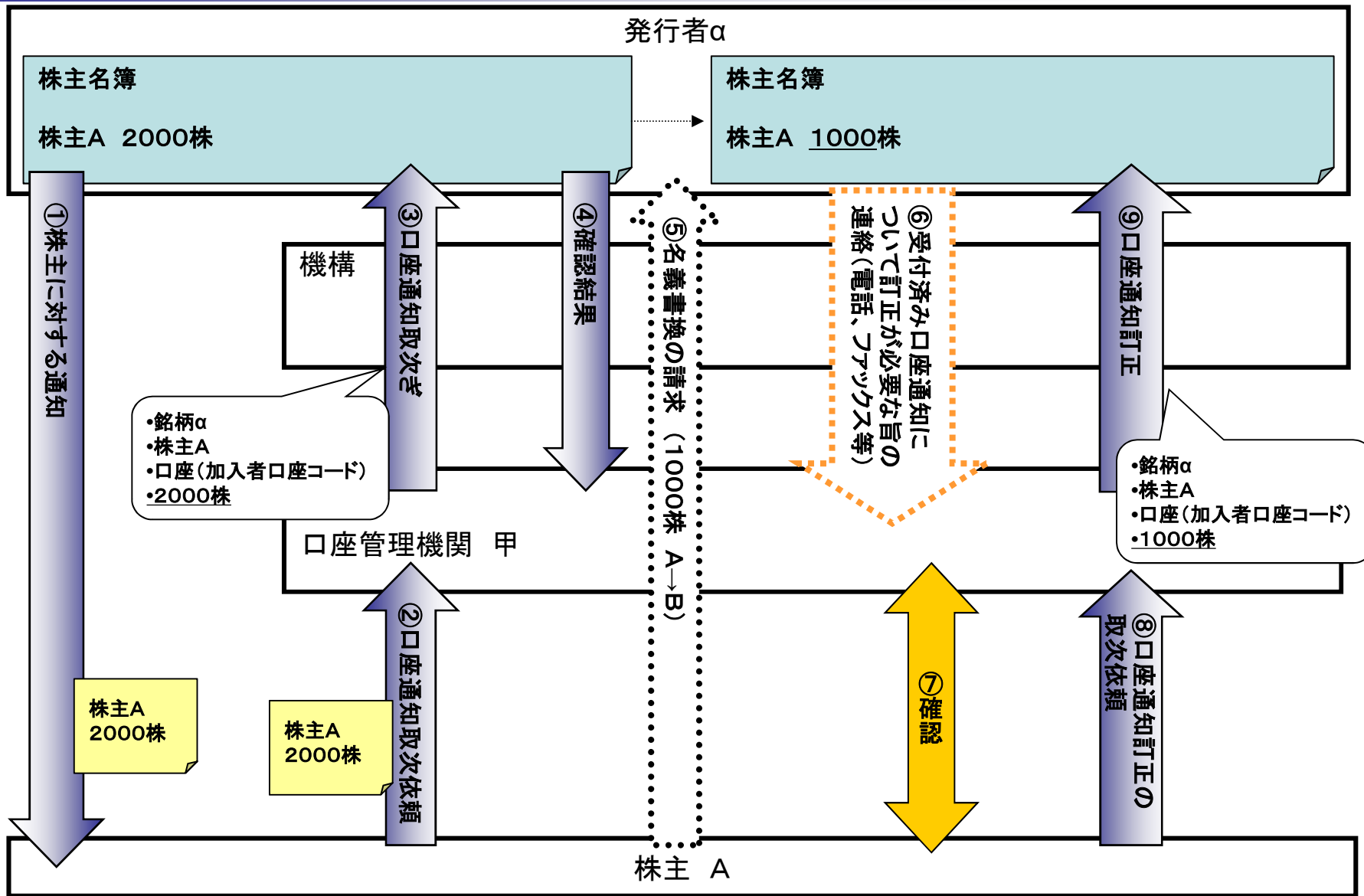
(注1) 名義書換が発生しない株主の処理については「新規上場時の取扱開始の標準日程」と同様。

(注2) 本資料は、X-4に基準日が到来した場合を例として作成している。

株主名簿に記録された数を超える数についての口座通知を受けた場合の処理(イメージ)



口座通知後に株主名簿の名義書換があった場合の処理(イメージ)



(注1) 「⑨口座通知訂正」は、「③口座通知取次ぎ」を取り消し、新たな口座通知取次ぎを入力することにより行う。
 (注2) 破線矢印は矢印の始点が終点に直接通知等を行うことを示している。

株券喪失登録がされた株券に係る株式に株式分割等があった場合の取扱いについて

○ 株券喪失登録がされた株券に係る株式について、株式分割等のコーポレート・アクションがあった場合における、株式分割等により新たに交付される株式（以下「新規交付株式」という。）の新規記録の方法は、以下のとおり取り扱う。

① 株式分割（株式併合）、合併、株式交換、株式移転及び取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得の場合

➤ 株券喪失登録抹消日の翌営業日に、新規交付株式を株券喪失登録者（注）の口座に新規記録する。

※ 株式分割等の元となる株券喪失登録がされた株券に係る株式のうち株式分割又は株式併合に係る株式（株式分割についての新規交付株式の元となる株式又は株式併合される株式）についても、新規交付株式と同様に、株券喪失登録抹消日の翌営業日に株券喪失登録者の口座に新規記録する。

② 株式無償割当ての場合

➤ 株式無償割当ての効力発生日を新規記録日とする新規記録通知により、新規交付株式を名義人の口座に新規記録する。

※ 株式無償割当ての元となる株券喪失登録がされた株券に係る株式（新規交付株式の元となる株式）については、株券喪失登録抹消日の翌営業日に株券喪失登録者（注）の口座に新規記録する。

（注）正確には、以下の区分に応じて、それぞれに定める者の口座に新規記録することとなる。

1. 会社法第225条第1項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 当該申請をした者
2. 会社法第226条第1項の規定による申請により株券喪失登録が抹消された場合 名義人
3. 株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過した場合（当該期間が経過する前に株券喪失登録が抹消された場合を除く。） 株券喪失登録者

事例		株券喪失登録株式の銘柄と数 (コーポレート・アクション前)	コーポレート・アクションによる増減		コーポレート・アクション後の取扱い		備考
			株券喪失登録株式の状況	新規交付株式の状況	株券喪失登録により振替口座簿に記録されない銘柄と数(注1)	新規記録通知される銘柄と数	
株式分割	振替株式甲銘柄 1株を3株に分割	甲銘柄10株	甲銘柄10株	甲銘柄20株	甲銘柄10株 (甲銘柄20株)	0	新規交付株式である甲銘柄 20株は、増加記録されない(振替法第137条)。
株式併合	振替株式甲銘柄 3株を1株に併合	甲銘柄30株	甲銘柄10株	0	甲銘柄10株	0	
吸収合併 新設合併	振替株式甲銘柄(消滅会社株式) 1株に対して振替株式乙銘柄(存続・新設会社株式) 2株を交付	甲銘柄10株	0	乙銘柄20株	乙銘柄20株 (注2)	0	新規交付株式である乙銘柄 20株は、増加記録されない(振替法第138条)。
株式交換 株式移転	振替株式甲銘柄(完全子会社株式) 1株に対して振替株式乙銘柄(完全親会社株式) 2株を交付	甲銘柄10株	甲銘柄10株 (注3)	乙銘柄20株	乙銘柄20株 (注2)	0	新規交付株式である乙銘柄 20株は、増加記録されない(振替法第138条)。
取得条項 付株式の 全部取得	振替株式甲銘柄を全部取得し、振替株式乙銘柄を交付 (甲銘柄 1株に対し乙銘柄 2株交付)	甲銘柄10株	甲銘柄10株 (注3)	乙銘柄20株	乙銘柄20株 (注2)	0	新規交付株式である乙銘柄 20株は、新規記録通知されない(振替法第130条)。
株式無償 割当て	振替株式甲銘柄 1株に対して振替株式乙銘柄 2株を交付	甲銘柄10株	甲銘柄10株	乙銘柄20株	甲銘柄10株	乙銘柄20株	新規交付株式である乙銘柄 20株は、新規記録通知される(振替法第130条)。

(注1) コーポレート・アクション後の取扱いの「株券喪失登録により振替口座簿に記録されない銘柄と数」は、「振替法第159条第1項の規定により新規記録通知ができない振替株式の数」(振替法第145条第1項第2号において発行総数から控除すべき数)である。

(注2) 合併等対価として交付される乙銘柄 20株には、消滅会社株式である甲銘柄 10株の株券喪失登録の効力が及ぶ。(会社法第219条参照)

(注3) 甲銘柄は、取扱廃止となる(振替法第138条、第157条第3項(第135条))。

○ 株券喪失登録がされた株券に係る株式について株式分割等により端数が生じた場合には、次のとおり取り扱う。

- 株券喪失登録がされた株券に係る株式(加入者の口座に記録されていないもの)と、株券喪失登録がされていない株式(加入者の口座に記録されているもの)について、それぞれから生じた端数は合算(名寄せ)しない。
- 株券喪失登録がされていない株式(加入者の口座に記録されているもの)から生じた端数(名寄せ後の端数)については、発行者の口座への記録と代金交付の対象とする。
- 株券喪失登録された株券に係る株式(加入者の口座に記録されていないもの)から生じた端数については、発行者の口座への記録と代金交付の対象としない。

<事例> 甲銘柄 1:1.5の株式分割

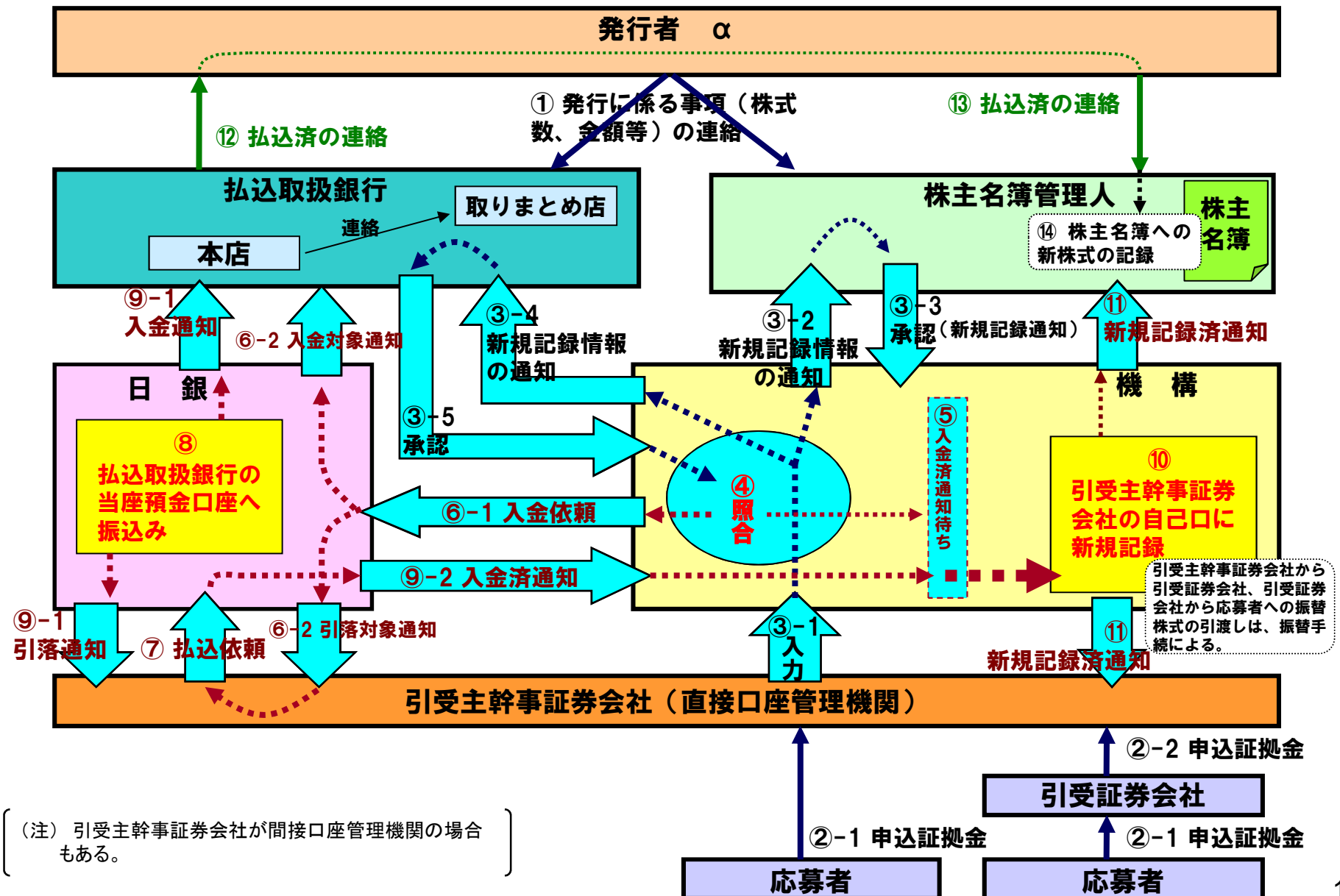
- 株主A名義の株式としては、株券喪失登録がされていないもの7株と、Xから株券喪失登録がされた株券に係るもの3株がある。
- 株主Aの他に、株主B(5株保有)と株主C(5株保有)の2名の株主がいる。(いずれも株券喪失登録がされていない株式。)

甲銘柄の保有状況		株式分割前	株式分割後の整数部分	株式分割後の端数部分
株主A	株券喪失登録がされていない株式	7株	10株	0.5株
	株券喪失登録がされた株式【株券喪失登録者X】	3株	4株	0.5株
株主B (株券喪失登録がされていない株式)		5株	7株	0.5株
株主C (株券喪失登録がされていない株式)		5株	7株	0.5株

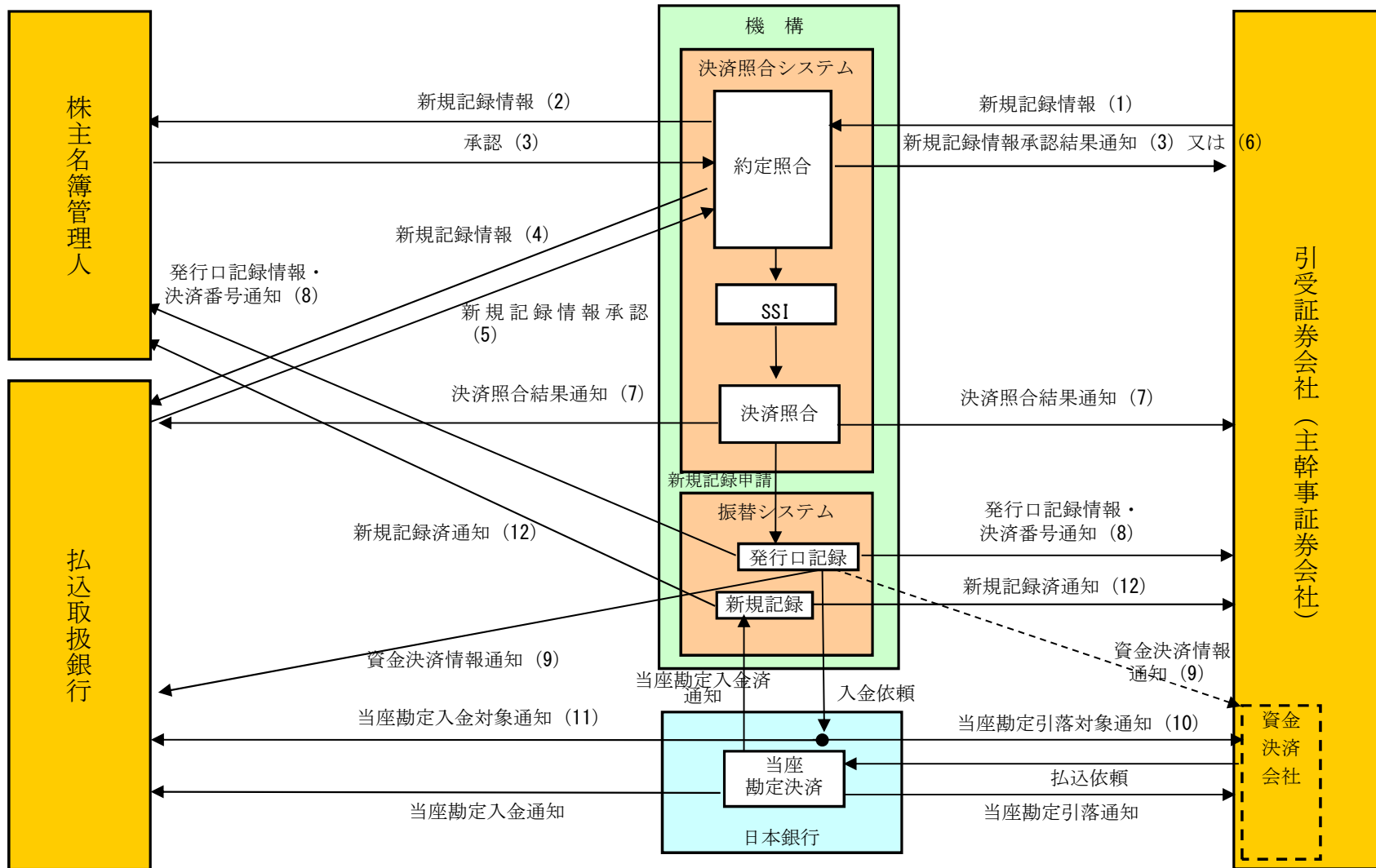
端数の合計数の整数部分1株を発行者の口座に記録し、代金交付の対象とする。
(合計数の端数部分の0.5は切捨て)

端数は発行者の口座への記録及び代金交付の対象外とする。
(端数部分の0.5は切捨て)

発行時 D V P 方式



振替株式の発行時DVP方式による新規記録の処理(イメージ)

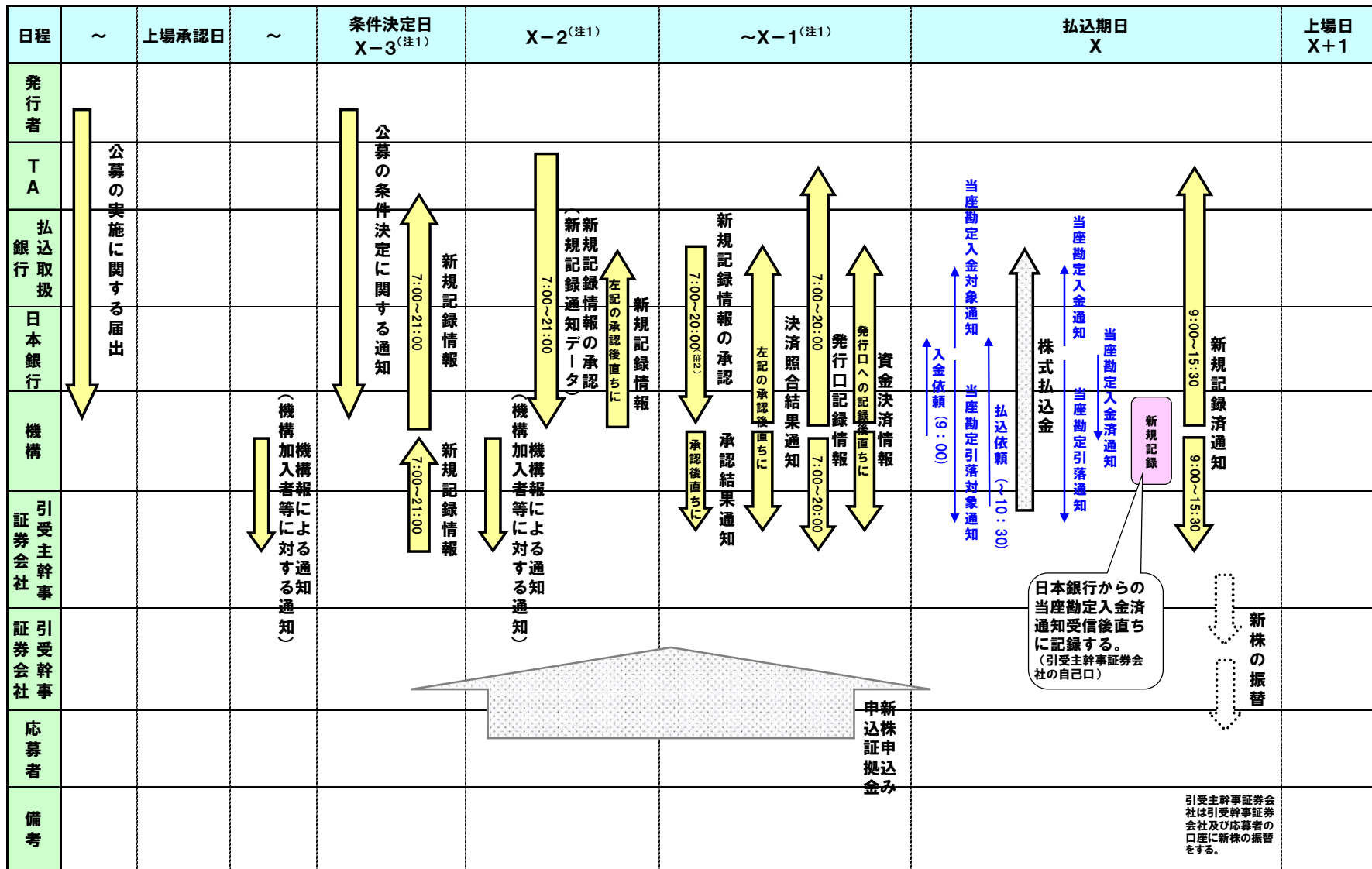


1. 引受証券会社（主幹事証券会社）は、募集開始日に新規記録情報[1]を機構に送信（1）し、機構（決済照合システム）は、株主名簿管理人に対して新規記録情報を送信する（2）。
2. 株主名簿管理人は、機構から送信された新規記録情報の内容を確認し、機構（決済照合システム）に承認データを送信し（3）、機構（決済照合システム）は、株主名簿管理人から非承認された場合のみ引受証券会社（主幹事証券会社）に新規記録情報承認結果を送信し（3）、承認された場合には引受証券会社（主幹事証券会社）に新規記録情報承認結果を送信せず、払込取扱銀行に対して新規記録情報を送信する（4）。
3. 払込取扱銀行は、新規記録情報の送信を受けたときは、これを確認して原則として払込期日の2営業日前の日までに承認データを機構に送信し（5）、機構（決済照合システム）は、引受証券会社（主幹事証券会社）に新規記録情報承認結果を送信する（6）。
4. 機構（決済照合システム）は、新規記録情報に基づき、事前登録された標準決済条件[2]による決済照合結果（機構における新規記録先口座、払込先日銀当預口座等）を引受証券会社（主幹事証券会社）及び払込取扱銀行に通知する（7）。
5. 機構は、新規記録内容を発行口（発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって振替株式としての効果は生じない。）に記録する。
6. 機構は、引受証券会社（主幹事証券会社）及び株主名簿管理人に、発行口記録情報及び決済番号を通知する（8）とともに、払込取扱銀行及び提供を希望する資金決済会社に対し資金決済情報を通知する（9）。
7. 機構は、日本銀行に、払込みに係る入金依頼を送信する。
8. 日本銀行は、機構から入金依頼を受けたときは、日銀ネットにより引受証券会社（主幹事証券会社）（資金決済会社を利用する場合は、資金決済会社。9及び10において同じ。）に当座勘定引落対象通知（10）を、払込取扱銀行に当座勘定入金対象通知（11）を配信する。
9. 引受証券会社（主幹事証券会社）は、新規記録日の10時30分までに日本銀行に払込依頼を送信することにより、日本銀行に対し資金決済を依頼する。
10. 日本銀行は、資金決済が完了したときは、払込取扱銀行に当座勘定入金通知を、引受証券会社（主幹事証券会社）に当座勘定引落通知を配信するとともに、機構に対して当座勘定入金済通知を送信する。
11. 機構は、引受証券会社（主幹事証券会社）の自己口に所要の増加の記録をし、引受証券会社（主幹事証券会社）及び株主名簿管理人に新規記録済通知を送信する（12）。

[1]払込日、決済金額（全額）、手数料、銘柄、払込取扱銀行、引受会社、ファンドコードなど

[2]ファンドコード、決済当事者1（引受会社）、2（払込取扱銀行）、商品区分（株）、決済方法（振込）、決済場所（機構）、連動（DVP）、決済情報（当事者1, 2の決済代理人、証券口座、資金受取人、資金決済口座、口座所在金融機関）など

新規上場に際して実施する公募増資(発行時DVP方式) 標準日程



振替株式の発行時DVP方式 オペレーションのイメージ (統合Web端末)

データ例

○ 取引内容

引受主幹事証券会社	BBB証券	(機構加入者、金融機関識別コード：BBBBJPJT)
株主名簿管理人	AAA信託銀行	(金融機関識別コード：AAAAJPJT)
払込取扱銀行	CCC銀行	(金融機関識別コード：CCCCJPJT、部支店コード付：01234001)
発行者	保振商事	(銘柄コード 1234)
公募株数	100,000	株
申込期間	2008年4月18日	～4月21日
払込期日(新規記録日)	2008年4月25日	
1株当たり払込金額	3,000	円
受方証券口座番号	1BBBB01	(保有口)
受方資金決済口座番号	BBBB001	
渡方資金決済口座番号	CCCC001	

○ 業務フロー

BBB証券は機構加入者であり、自ら資金決済を行う(資金決済会社も兼ねる。)

CCC銀行の新規記録用ファンド(CCCCJPJTAAAAJPJT001)は、デュプレックス型固定でSSIを利用。

① 発行者の決定事項等の通知

発行者は、公募に係る決議又は決定をしたときは、Target保振サイトにより所定の事項を機構へ通知する。

○ 通知事項(注)

i 発行時DVP方式利用の有無

ii 公募の内容

(i) 銘柄

(ii) 発行株数

(iii) 払込金額

(iv) 申込期日

(v) 払込期日

(vi) 引受主幹事証券会社

(vii) 払込取扱銀行 等

※ 詳細については業務処理要領本文等参照。

②-1 ファンド情報の登録・・・払込取扱銀行（決済照合システム）

払込取扱銀行は、事前に、統合Web端末によりファンド情報を登録する。

○ ファンド情報登録画面イメージ(※)

○ 入力項目

- 個別ファンドコード(注)・・・(例)「001」を入力。
- 株式業務フロー区分(通常、募集・売出、新規記録)・・・デュプレックスを選択。
- 機関投資家・・・株主名簿管理人「AAAAJPJT」を入力。
- 受託者・・・自社(払込取扱銀行)「CCCCJPJT」を入力。
- 個別ファンドコード付与者・・・「自社」又は「受託者」を選択。
- その他の項目・・・運用指図サポート対象外型ファンドの設定をしておく。

(新規記録では使用しない項目のため)

ただし、株主名簿管理人(機関投資家)と払込取扱銀行(受託者)が同一である場合には、運用指図サポート対象外型は設定できないため、プロパー取引等を設定する。

(注)ファンドコード・個別ファンドコード

売買等で利用する通常ファンドとは別に登録する株式の新規記録用のファンドコード(払込取扱銀行の金融機関識別コード(8桁)+株主名簿管理人の金融機関識別コード(8桁)+払込取扱銀行の内部管理コード(1~19桁))を設定する。ファンドコードの前16桁は自動的に付与され、後1~19桁は登録者が任意のコードを設定する。この後1~19桁が個別ファンドコードである。

②-2 SSI情報の登録・・・払込取扱銀行・引受主幹事証券会社（決済照合システム）

払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社は、統合Web端末により、決済情報を登録する。

（決済情報がペアになったところでSSIデータベースに登録が行われる。）

○ SSI情報登録画面イメージ(1)

○ 入力項目（引受主幹事証券会社の例）

◆ キー情報

- ファンド・・・払込取扱銀行の新規記録用のファンドコード
「CCCCJPJTAAAAJPJT001」を入力。
- 決済相手・・・引受主幹事証券会社は、払込取扱銀行「CCCCJPJT」を入力。
- 商品区分・・・「株式」を選択。
- 証券決済方法・・・「振決」を選択。
- 決済場所・・・「19560 証券保管振替機構」を選択。

◆ 自社情報

- 連動・決済手段区分・・・「ITLD 連動・DVP」を選択。

◆ 自社情報(証券受方)

- 受方決済代理人・・・引受主幹事証券会社「BBBBJPJT」を入力。
- 受方証券口座番号・・・引受主幹事証券会社の保有口「JSDC1BBBB01」を入力。
- 受方口座所在金融機関・・・日本銀行「BOJPJPJT」を入力。
- 資金支払人・・・受方決済代理人(又はその資金決済会社)「BBBBJPJT」を入力。
- 受方資金決済口座番号・・・資金支払人の日銀口座番号を入力。
「T 当座」を選択、「BBBB001」を入力。

◆ 自社情報(証券渡方)・・・自社情報(証券受方)と同じ内容を入力

- 渡方決済代理人・・・引受主幹事証券会社「BBBBJPJT」を入力。
- 渡方証券口座番号・・・引受主幹事証券会社の保有口「JSDC1BBBB01」を入力。
- 渡方口座所在金融機関・・・日本銀行「BOJPJPJT」を入力。
- 資金受取人・・・渡方決済代理人(又はその資金決済会社)「BBBBJPJT」を入力。
- 渡方資金決済口座番号・・・資金受取人の日銀口座番号を入力。
「T 当座」を選択、「BBBB001」を入力。
- 資金決済方法・・・「DVPS DVP決済」を選択。

③ 新規記録情報の入力・・・引受主幹事証券会社（決済照合システム）

引受主幹事証券会社は、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、新規記録情報を通知する。

○ 新規記録登録【株】画面イメージ

The screenshot shows a web browser window titled '新規記録登録【株】 - Microsoft Internet Explorer'. The page content is a form for '新規記録登録【株】'. At the top, there are buttons for '確認', '登録', 'クリア', and '印刷'. The form fields include:

- 送信者RefNo: 9092551137
- ファンド: CCCCJPJTAAAAJPJT001 (with sub-fields for 機関投資家: AAAAJP01, 受託者: BBBBJP20, and 1234)
- 取引/決済種類: ISIF 新規記録
- 約定日: 2008年 4月 25日
- 払込日: 2008年 4月 25日
- 銘柄: 1234 (with JP3185700000 NTTデータ)
- 引受株数: 100,000
- 単価: JPY 日本円, 3,000
- 払込金額: JPY 日本円, 300,000,000
- 受渡金額: JPY 日本円, 300,000,000
- 株主名簿管理人: AAAAJPJT
- 払込取扱銀行: CCCCJPJT
- 払込取扱銀行(部支店コード付): 01234001
- 引受証券会社: BBBBJPJT
- 自己委託区分: PRIN 自己取引
- SSI使用区分: 使用
- 決済場所: 19560 証券保管振替機構

○ 入力項目・入力条件(画面左端に「○」がついている必須項目のみ説明)

- 送信者RefNo・・・利用者が任意で発番。1～16桁で入力。
- ファンド・・・ファンドコード「CCCCJPJTAAAAJPJT001」を入力。
- 取引/決済種類・・・「ISIF 新規記録」を選択。
- 約定日・・・払込期日(新規記録日)2008年4月25日を入力。
- 払込日・・・払込期日(新規記録日)2008年4月25日を入力。
- 銘柄・・・ISIN銘柄コード、現行銘柄コードが入力可。「1234」を入力。
- 引受株数・・・14桁以内で入力。「100,000」を入力。
- 単価・・・「JPY 日本円」を選択。14桁以内で入力。「3,000」を入力。
- 払込金額・・・「JPY 日本円」を選択。14桁以内で入力。「300,000,000」を入力。
- 受渡金額・・・「JPY 日本円」を選択。14桁以内で入力。「300,000,000」を入力。
- 株主名簿管理人・・・「AAAAJPJT」を入力。
- 払込取扱銀行・・・金融機関識別コード「CCCCJPJT」を入力。
- 払込取扱銀行(部支店コード付)・・・金融証券区分コード(“0”固定)+統一金融機関コード+支店コード「01234001」を入力。
- 引受証券会社・・・「BBBBJPJT」を入力。
- 自己委託区分・・・「PRIN 自己取引」を選択。
- SSI使用区分・・・「使用」を選択。
- 決済場所・・・「19560 証券保管振替機構」を選択。

④ 新規記録情報の承認・・・株主名簿管理人（決済照合システム）

発行者(株主名簿管理人)は、機構から新規記録情報の通知を受けた場合であって、その内容が正しいことを確認したときは、機構に対し、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、新規記録情報の承認データを通知する。新規記録情報に誤りがある場合には、新規記録情報を非承認とする旨を通知する。

○ 新規記録承認条件指定画面イメージ

【抽出条件】

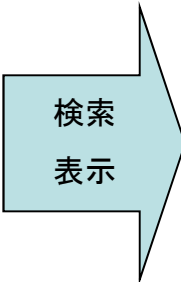
約定日 2002年 08月 30日
 払込日 2002年 08月 04日
 ファンド BBBBJP20AAAJP01A3155F89622D17
 BBBB信託1234
 商品区分 株 CB 一般債
 銘柄 9813 NTTデータ JP973540P2D6
 株主名簿管理人 AAAAJP01 AAAAセットマネジメント
 引受証券会社 0000JP01 DDD証券会社

【ソート条件】

第一ソートキー 第二ソートキー
 指定無し 指定無し

確認 照会 クリア

○ 入力必須項目
 (a) 商品区分・・・「株」を選択。



○ 新規記録承認【株】画面イメージ

最新表示 1-3 (3件中) 1

処理種別	センタRef No	約定日	ファンコード	単価	国内手数料
	取引種別	払込日	銘柄	引受株数	消費税
	送信者Ref No	フロー	引受証券会社	払込金額	受渡金額
<input checked="" type="radio"/> 承認	1200208301234567	08/30	BBBBJP20GGGJP01A3155F89622D17	¥1,110,000.	¥5,543,433.
<input type="radio"/> 非承認	アダインスト・売付	09/04	9813 NTTデータ	1,000.	¥654,543.
<input type="radio"/> 保留	1222384456	デュブ	BBBB証券会社	¥1,412,632,437.	¥1,116,337,500.
<input checked="" type="radio"/> 承認	1200208301234568	08/30	BBBBJP20000JP01A3155F89622D17	¥1,110,000.	¥650,000.
<input type="radio"/> 非承認	アダインスト・売付	09/04	9813 NTTデータ	1,000.	¥77,500.
<input type="radio"/> 保留	1222384456	デュブ	PPP証券会社	¥110,000,000.	¥116,337,500.
<input checked="" type="radio"/> 承認	1200208301234565	08/30	BBBBJP20MMMJP01A3155F89622D17	¥1,423,527.	¥2,432,002.
<input type="radio"/> 非承認	アダインスト・売付	09/04	9813 NTTデータ	1,000.	¥77,423.
<input type="radio"/> 保留	1222384456	デュブ	TTT証券会社	¥1,142,234,634.	¥1,146,337,504.

承認/非承認

○ センタRefNoをクリック→約定照合結果明細が表示される。
 ○ 入力必須項目
 (a) 処理種別・・・承認、非承認、保留を選択。
 (b) 送信者RefNo・・・初期値としてセンタRefNoが表示されている。

⑤ 新規記録情報の承認・・・払込取扱銀行（決済照合システム）

払込取扱銀行は、当該新規記録情報の通知を受けた場合であって、その内容が正しいことを確認した場合は、機構に対し、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、新規記録情報の承認データを通知する。新規記録情報に誤りがある場合には、非承認とする旨を通知する。

画面イメージ等は④と同様。

⑥ 承認結果の通知・・・引受主幹事証券会社（決済照合システム）

機構は、払込取扱銀行から新規記録情報の承認又は非承認の通知を受けたときは、直ちに、引受主幹事証券会社に対し、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、その旨を通知する。なお、SSI情報利用を指定している場合は、払込取扱銀行による新規記録情報の承認後は、自動的に決済照合まで処理が行われる。

⑦ 決済照合結果の通知・・・払込取扱銀行（決済照合システム）

機構は、発行者（株主名簿管理人）及び払込取扱銀行から新規記録情報を承認する旨の通知を受けた場合であって、SSI利用の指定があるときは、直ちに、引受主幹事証券会社及び払込取扱銀行に対し、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、決済照合の結果を通知する。（Web画面では、引受主幹事証券会社及び払込取扱銀行は、照合結果一覧画面内の「決済照合一致」のステータスにより確認する。）

※ SSI利用の指定がない場合は、機構は、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社により入力された決済指図データが照合された場合に、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社に決済指図の照合結果を通知する。

○ 新規記録照合結果条件指定【株】画面イメージ

新規記録照合結果条件指定

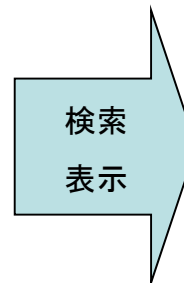
【抽出条件】

約定日: 2006年08月30日
 払込日: 2006年08月04日
 ファンド: BBBBJP20AAAAJP01A3155F89622DJ7
 B B B B 信託 1 2 3 4
 商品区分: 株 C B 総債
 銘柄: 9613 JP3165700000
 N T T データ
 引受証券会社: D D D D 証券会社
 株主名簿管理人: C C C C 管理
 払込取扱銀行: B B B B 信託銀行
 約定照合キー: 00112233
 決済照合相手: B B B B 信託銀行
 照合結果: 約定のみ 決済のみ 約定・決済
 未承認(双方) 未承認(払込取扱銀行) 非承認
 その他

【ソート条件】

第一ソートキー: 指定無し
 第二ソートキー: 指定無し

○ 入力必須項目
 (a) 商品区分・・・「株」を選択。
 (b) 照合結果・・・検索したい条件に合わせて選択。



○ 照合結果一覧【株／新規記録】画面イメージ

照合結果一覧【株／新規記録】

最新表示: 91-95 (95件中) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

送信者RefNo	約定日	ファンドコード	単価	国内手数料
取引種別	払込日	銘柄	引受証券	清算税
照合結果	引受証券会社	決済照合相手	払込金額	受渡金額
47826846	08/30	BBBBJP20AAAAJP01A3155F89622DJ7	¥1,110,000	
アダインスト・買付	08/30	9613 N T T データ	1,000	
決済照合不一致		D D D D 証券会社	¥1,110,000,000	¥1,116,937,500
234567891	08/30	BBBBJP20AAAAJP01A3155F89622DJ7	¥1,110,000	
アダインスト・買付	08/30	9613 N T T データ	3,000	
新規記録承認済		D D D D 証券会社	¥1,876,466,387	¥2,546,937,342
845678912	08/30	BBBBJP20AAAAJP01087245	¥1,110,000	
アダインスト・買付	08/30	9613 N T T データ	1,500	
新規記録未承認(双方)		D D D D 証券会社	¥1,665,543,867	¥1,673,741,250
456789123	08/30	BBBBJP20AAAAJP01A3155F89622DJ7	¥1,110,000	
アダインスト・買付	08/30	9613 N T T データ	1,000	
新規記録未承認(払込取扱)		D D D D 証券会社	¥1,443,864,766	¥1,116,937,534
123456788	08/30	BBBBJP20AAAAJP01A3155F89622DJ7	¥1,110,000	
アダインスト・買付	08/30	9613 N T T データ	1,000	
決済照合一致(連動(先日付))		D D D D 証券会社	¥1,110,000,000	¥1,116,937,500

○「約定日」の項目をクリック→「約定照合結果明細」を表示。
 ○「払込日」の項目をクリック→「決済照合結果明細」を表示。
 ○「照合結果」の項目をクリック→照合結果に応じて上記2明細を表示。

⑧ 発行口への記録・・・機構（振替システム）

機構は、決済照合済みとなったときは、新規記録通知内容について振替システムの発行口への記録を行うとともに、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、発行者(株主名簿管理人)及び引受主幹事証券会社に対し、発行口に記録した内容を通知する。

⑨ 資金決済情報の通知・・・機構（振替システム）

機構は、発行口への記録後直ちに、払込取扱銀行及び引受主幹事証券会社に対し、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、資金決済に関する情報を通知する。

○ 発行口記録情報通知画面イメージ

2011.発行口記録状況一覧

株主名簿管理人：12345 ○○○銀行

表示区分

決済番号 払込期日 年 月 日

決済相手

yyyy年mm月dd日 hh時mm分 現在

総件数：1件

選択	決済番号	払込期日	処理区分	進捗ステータス	銘柄	数量 決済価額	決済相手
<input checked="" type="checkbox"/>	120070104000001	2006/12/31	DVP新規記録 (511)	資金決済通知済 (95)	A A A銘柄 (10010)	12,345,678 12,345,678,901,234	×××証券 (1310000)

○本画面は、⑧の発行口への記録後に照会可能となる。
○「発行口記録状況詳細」ボタン押下によって、より詳細な情報を確認可能。
○「蓄積メッセージ一覧(発行口記録情報通知)」でも同等の内容について確認可能。

○ 資金決済情報通知画面イメージ

2011.資金決済状況(新規記録・抹消等)

払込取扱銀行：12345 ○○○銀行

決済番号

ステータス

yyyy年mm月dd日 hh時mm分 現在

	決済番号	取引種別	金額	受払 区分	ステータス	当事者	資金支払人	資金受取人
1	120070401000001	新規記録 (41)	12,345,678,901,234	受取	資金決済済	×××銀行 (01)	Y Y Y銀行 (0098001)	Z Z Z銀行 (0098001)

○本画面は、⑩の日本銀行に対する入金依頼後に照会可能となる。
○「蓄積メッセージ一覧(資金決済情報通知)」でも同等の内容について確認可能(発行口への記録日のみ)。

⑩～⑬ 日銀ネット

⑩ 日本銀行に対する入金依頼・・・機構

機構は、払込期日の午前9時に、日本銀行に対し、日銀ネットにより、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び払込取扱銀行の当座勘定への払込金額の入金の依頼(以下「入金依頼」という。)をする。

⑪ 日本銀行による引受主幹事証券会社及び払込取扱銀行に対する通知・・・日本銀行

日本銀行は、機構からの入金依頼を受けたときは、日銀ネットにより、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社に対し当座勘定引落対象通知を、払込取扱銀行に対し当座勘定入金対象通知を、それぞれ送信する。

⑫ 日本銀行に対する払込依頼・・・引受主幹事証券会社

引受主幹事証券会社又はその資金決済会社は、日銀ネットにより、払込期日の午前10時30分までに日本銀行に払込依頼を送信することにより、日本銀行から引受主幹事証券会社又はその資金決済会社に通知された当座勘定引落対象通知の内容による払込みを行うべき旨を依頼する。

⑬ 日本銀行による資金決済・・・日本銀行

日本銀行は、⑫の払込みの依頼を受けたときは、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社の当座勘定から払込金額を引き落とし、払込取扱銀行の当座勘定に当該金額を入金する。また、日銀ネットにより、払込取扱銀行に対し当座勘定入金通知を、引受主幹事証券会社又はその資金決済会社に対し当座勘定引落通知をそれぞれ送信するとともに、機構に対し、当座勘定入金済通知を送信する。

⑭ 新規記録・・・機構 (振替システム)

機構は、日本銀行から当座勘定入金済通知を受けたときは、直ちに、発行口の記録に従い、機構が新規記録すべき口座(引受主幹事証券会社の自己口)に増加の記録(新規記録)をする。

機構は、新規記録をしたときは、オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末により、引受主幹事証券会社及び発行者(株主名簿管理人)に対し、新規記録をした旨の通知(新規記録済通知)をする。

○ この通知と同じタイミングで「発行口記録状況」における「進捗ステータス」が「発行済」となる。

○ 新規記録済通知画面イメージ

時刻	受付番号 シタRef-No 株式等Ref-No 送信者Ref-No	処理区分 銘柄	進捗ステータス 払込期日 信託 財産	数量	株主名簿管理人 委託会社	代理人 資金受取人	機構加入者 資金支払人	受方加入者口座コード メッセージ1 メッセージ2
1 08:00	1200781040008001	記録-DVP (511)	発行済 (98)	12,345,878	×××銀行 (01)	×××銀行 (0197001)	○○○証券 (1234500)	
	1200781040008001	A A A銘柄 (10010)	2008/12/31 債	12,345,678,901,234		×××銀行 (0197001)	×××銀行 (0093001)	

振替株式及び振替新株予約権付社債の発行時DVP等に関する標準事務指針

平成20年10月20日
日本証券業協会

振替株式及び振替新株予約権付社債の発行時DVP等については、証券保管振替機構（以下「機構」という。）の定める諸規則（「株券等の振替に関する業務規程」、「株式等の振替に関する業務規程施行規則」及び「株式等振替制度に係る業務処理要領」）によりその事務処理が定められているが、このほかに業界内で統一的な標準事務を定めておくべき事項について、実務関係者で検討を行い、下記のとおり、標準事務指針として取り纏めることとした。

会員においては、振替株式及び振替新株予約権付社債の発行時DVP等について、機構の定める諸規則の他、この標準事務指針に基づき、適宜対応していただきたい。

記

1. 引受証券会社が行う新規記録情報の通知等の取扱い

振替株式及び振替新株予約権付社債の発行時DVP方式による新規記録を行う場合に、機構に対する新規記録情報の通知及び発行者への払込金の払込み等については、原則として、引受主幹事証券会社が代表して行うこととする。

ただし、関係者間であらかじめ合意した場合には、引受証券会社が個別に行う方法も可能とする。例えば、グローバルオファリングの場合に、国内引受分と海外引受分とを分けて手続を行うことも可能である。

2. 引受主幹事証券会社の自己口に新規記録された後の振替の取扱い

払込期日に引受主幹事証券会社の自己口に新規記録された振替株式又は振替新株予約権付社債について、引受団の他の引受証券会社の口座への振替及び顧客の口座への振替は、原則として、払込期日の翌営業日（受渡日）に行うこととする。

ただし、引受団の他の引受証券会社の口座への振替については、引受団の中であらかじめ合意した場合には、払込期日に振替を行うことも可能とする。

(注) 振替株式については、発行時DVP方式の場合、払込期日の10時30分までに、日本銀行の当座勘定における資金受渡しと同時に、引受主幹事証券会社の自己口に新規記録が行われる。非DVP方式の場合、払込期日の15時30分に引受主幹事証券会社の自己口に新規記録が行われる。

振替新株予約権付社債については、発行時DVP方式の場合、払込期日の10時30分までに、日本銀行の当座勘定における資金受渡しと同時に、引受主幹事証券会社の自己口に新規記録が行われる。非DVP方式の場合、払込期日の15時30分までに、発行・支払代理人からの資金振替済通知により、オンラインで引受主幹事証券会社の自己口に新規記録が行われる。

3. 新規上場の際の売出しの取扱い

売出しを伴う新規上場の際の払込期日等（公募及び売出しが行われる場合の払込期日又は売出しのみが行われる場合の上場日の前営業日をいう。以下同じ。）の午前9時に新規記録される売出しに係る既発行株式については、原則として、払込期日等の翌営業日（受渡日）に、引受団の他の引受証券会社の口座及び顧客の口座へ振替を行う。

ただし、引受団の他の引受証券会社の口座への振替については、引受団の中であらかじめ合意した場合には、払込期日に振替を行うことも可能とする。

既上場会社の売出しの場合における売出し株式の引受証券会社の口座及び顧客の口座への振替についても同様の取扱いとする。

4. 発行会社が株主の口座を知っているときの取扱い

発行会社は、新規上場等に際して既存株主の口座を知っているときは、社債、株式等の振替に関する法律第131条第1項の通知を省略することができ、その場合、既存株主に代わり、既存株主が口座を開設する口座管理機関に対し、口座通知取次請求を行うことができることとする。既存株主が口座を開設する口座管理機関は、発行会社から口座通知取次請求を受けたときは、機構に対し、口座通知取次を行う。

なお、関係者（発行会社、引受証券会社、株主名簿管理人、既存株主が口座を開設する口座管理機関、機構）間であらかじめ合意した場合には、口座通知取次を省略することも可能とする。

以 上

公募増資(非DVP方式)

資料2-2-8 ②

日程	決議日	~	X-5	X-4	~	X-2	X-1	払込期日 X	X+1
発行者									
TA									
銀行 払込取扱									
機構									
引受主幹事 証券会社									
引受幹事 証券会社									
応募者 (加入者)									
備考									

発行者の決定事項等の通知

機構加入者等に対する通知

機構情報による通知

口座通知データ(受付締切日) 3:00~20:00

口座通知情報データ(最終日) 3:00~14:00

口座通知情報確認結果データ 3:00~14:00

口座通知データ 3:00~14:00

口座通知データ 17:00~20:00

新規記録通知データ 3:00~20:00

左記データ受信後直ちに 入力処理内容通知

新規記録通知データ 3:00~20:00

新規記録通知情報データ 3:00~20:00

株式払込金

15:30に記録する。(引受主幹事証券会社の自己口)

新規記録

新規記録処理結果 3:00~20:00

新株の振替

新株申込み

引受主幹事証券会社は、口座通知の取次ぎの請求を行う。

引受主幹事証券会社は引受幹事証券会社及び応募者の口座に新株の振替をする。

(注) 新規上場において実施する公募増資(非DVP方式)の標準日程は資料2-2-8 ①を参照。

第三者割当増資

資料 2-2-9

日程	決議日	～	X-1 月	～	申込開始日	～	X-3	X-2	X-1	払込期日 X	X+1	X+2
発行者												
TA												
払込取扱 銀行												
機構												
口座管理機関												
引受人 (加入者)												
備考												

発行者の決定事項等の通知

機構報による通知

口座通知データ
(受付締切日)
3:00～20:00

取口次座ぎ通知依頼

口座通知情報データ
(最終日) 口座通知データ受付通知
3:00～14:00

口座通知情報確認結果データ
3:00～14:00

3:00～14:00

17:00～20:00

新規記録通知データ
3:00～20:00

入力処理内容通知
左記データ受信後直ちに

株式払込金

新規記録通知情報データ
3:00～20:00

3:00～20:00

3:00～20:00

9:00に記録する。

新規記録

新規記録

9:00に記録する。

引受人である加入者は、口座通知の取次ぎの請求を行う。

原則として払込みが確認された後に新規記録通知データの通知を行い、通知をした日の2営業日後

第三者割当増資(上場会社の取締役等の報酬等としての株式無償交付)

資料2-2-10

日程	決議日	~	X-1 月	~	申込開始日	~	X-3	X-2	X-1	割当日 X	X+1	X+2
発行者												
TA												
機構												
口座管理機関												
引受人 (加入者)												
備考												

発行者の決定事項等の通知

機構報による通知

口座通知データ
(受付締切日)
3:00~20:00

取口座通知依頼

口座通知情報データ
(最終日) 口座通知データ受付通知
3:00~14:00

口座通知情報確認結果データ
3:00~14:00

3:00~14:00

17:00~20:00

新規記録通知データ
3:00~20:00

入力処理内容通知
左記データ受信後直ちに

新規記録通知情報データ
3:00~20:00

3:00~20:00

9:00に記録する。

新規記録

新規記録

9:00に記録する。

引受人である加入者は、口座通知の取次ぎの請求を行う。

原則として割当日に新規記録通知データの通知を行い、通知をした日の2営業日後に新規記録する。

自社株対価公開買付けにおける新規記録日程①

資料2-2-11

日程	決議日	～	X-5	X-4	～	X-2	X-1	決済日 X	X+1	
TA										
(公開買付者)	↓ 発行者の決定事項等の通知			↑ 口座通知情報データ (最終日) (3:00～14:00)	↓ 口座通知情報確認結果データ (3:00～14:00)	↓ 新規記録通知データ (3:00～20:00)	↑ 入力処理内容通知 (左記データ受信後直ちに)		↑ 増加記録 (15:30に記録する。)	↑ 新規記録処理結果 (3:00～20:00)
機構				↓ 口座通知データ (受付通知) (3:00～14:00)	↓ 口座通知データ (受付通知) (17:00～20:00)		↓ 新規記録通知情報データ (3:00～20:00)	↑ 新規記録 (買付者株式)	↓ 3:00～20:00	
公開買付 代理人		↓ (機構加入者等に対する通知)	↑ 口座通知データ (受付通知) (3:00～20:00)					↓ (対象者株式) 振替		
(加入者) 応募株主								↓ 減少記録	↓ 増加記録	
備考			新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。					公開買付者への対象者株式の振替が確認された後、買付者株式を新規記録する。		

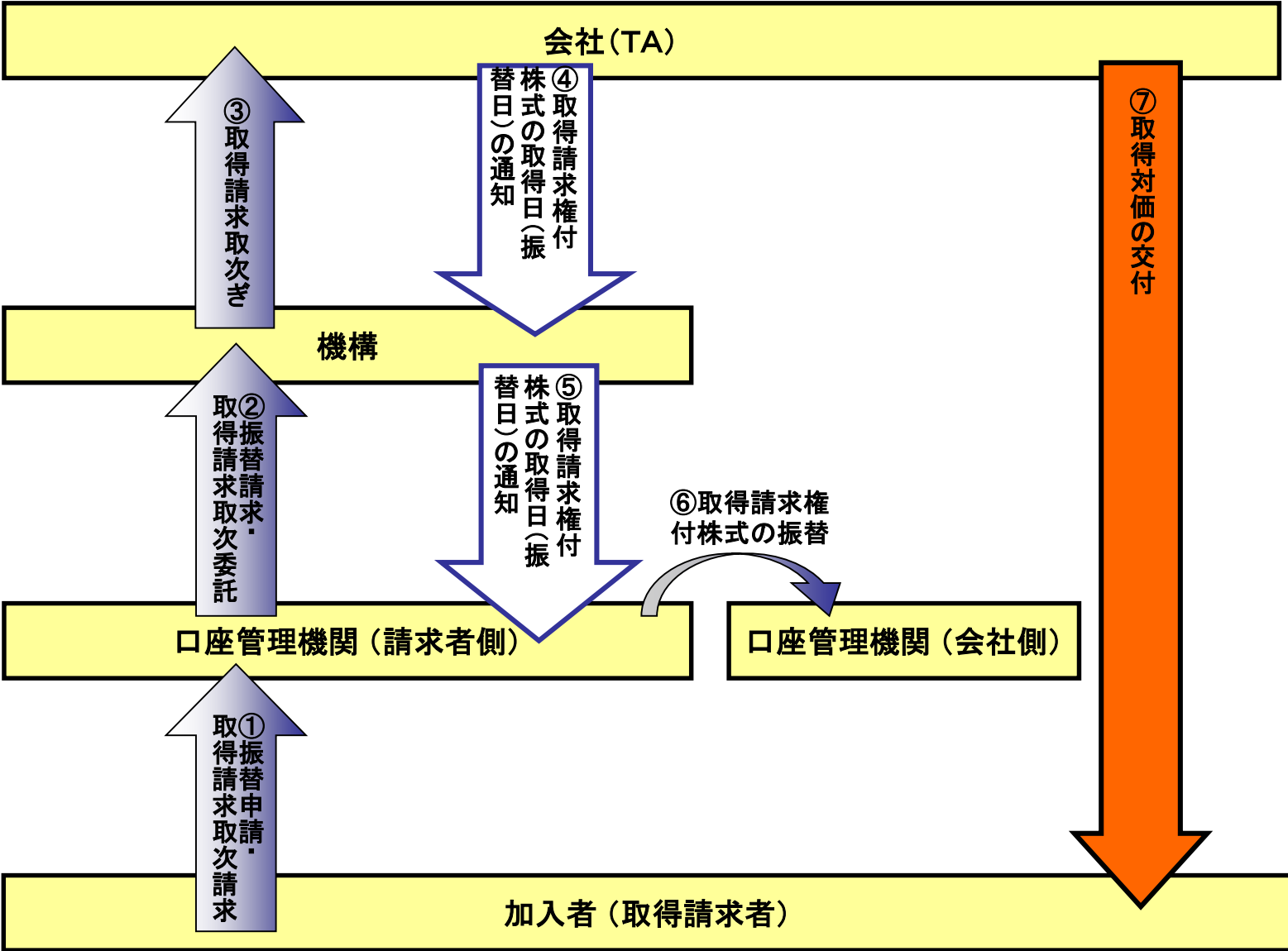
(注1) 公開買付代理人が直接口座管理機関であり、公開買付者が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合の手続。

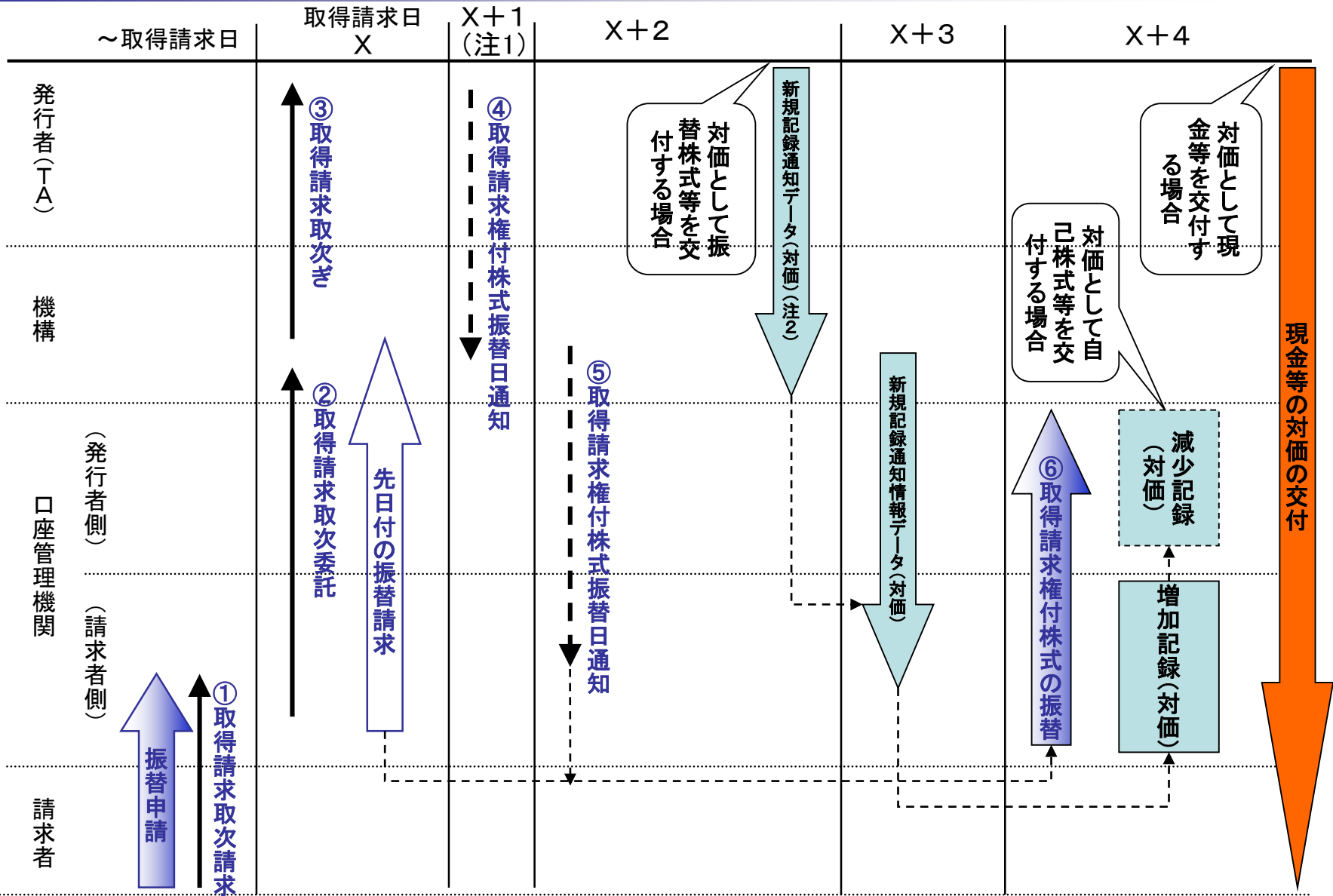
(注2) 公開買付者の株式が振替株式、公開買付けの対象となる会社の株式が振替株式である場合の手続。

日程	決議日	～	X-5	X-4	～	X-2	X-1	決済日 X	X+1
TA				口座 通知情報データ (最終日) 3:00~14:00		一部 抹消通知データ 3:00~20:00	新規 記録通知データ 3:00~20:00		口座 処理結果ファイル (TA用) (処理明細) 3:00~20:00
公開買付者 (発行者)	発行者の 決定事項等の 通知			口座 通知データ (受付締切日) 3:00~14:00		振替 申請	一部 抹消通知 情報データ 3:00~20:00	9:00に 抹消する。 一部 抹消	15:30に 記録する。 新規 記録 (買付者 株式)
機構		(機構 加入者等 による通 知)		口座 通知データ (受付締切日) 3:00~14:00			新規 記録通知 情報データ 3:00~20:00	増加 記録 (対象者 株式)	機構 加入者 別口座 処理明 細
公開買付 代理人				口座 通知データ (受付締切日) 3:00~14:00			一部 抹消通知 情報データ 3:00~20:00	減少 記録	増加 記録
口座 管理 機関				口座 通知データ (受付締切日) 3:00~14:00			一部 抹消		
加入者 (応募 株主)				口座 通知データ (受付締切日) 3:00~14:00			一部 抹消		
備考				新規記録区分は「7. 公募(発行時DVP方式によらないもの)」を指定する。		通常の振替申請と異なり、振替先口座(自己株式の交付を受ける加入者(応募株主)の口座)の指定は不要であり、通常の振替通知事項の通知や振替請求等の処理も行わない。		公開買付者が交付する自己株式は一部抹消にて減少の記録を行い、交付するすべての買付者株式を新規記録し、応募株主口座に増加記録を行う。	公開買付者への対象者株式の振替が確認された後、買付者株式を新規記録する。
						ファイルのデータ名は「一部抹消通知データ」となっているが、法律上の一部抹消を行うものではなく、振替申請に基づく振替の処理を行うためのデータである。			
						一部抹消事由は「9.その他」を指定する。			

(注1) 公開買付代理人が直接口座管理機関であり、公開買付者が対価として交付する振替株式が新たに発行する株式と自己株式である場合の手続。

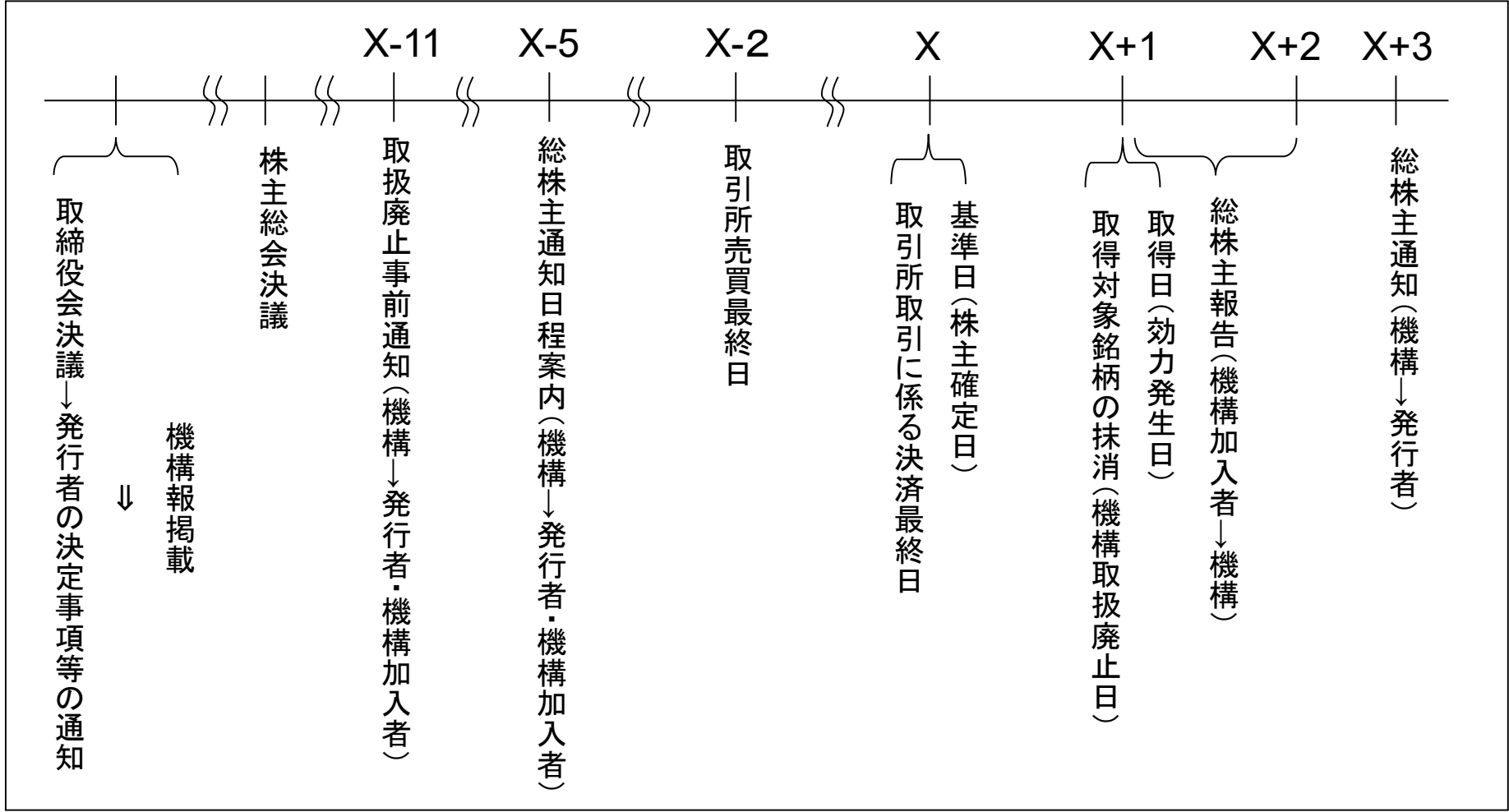
(注2) 公開買付者の株式が振替株式、公開買付けの対象となる会社の株式が振替株式である場合の手続。





(注1) 取得請求日の翌営業日に取得請求権付株式振替日通知を送信することを前提としている。
 (注2) 新規記録通知データには、新規記録区分として「9:その他」を設定する。また、対価として自己株式等を交付する場合は、「自己株式充当区分」等を設定する。なお、株式等引当金控除額(7.1版)は設定しない。

取得条項付株式の全部取得及び 全部取得条項付種類株式の取得に係る標準処理日程について



- 取得の対価が振替株式でない場合の手続。
- 取得日の前日を取得に係る基準日とすることを想定している。
- 取引所売買最終日は、上場廃止日の前営業日である。

※ 上記日程は過去の事例を基に作成した標準の処理日程であり、実際には、案件ごとに都度日程を決定する。

株式交付における新規記録日程①

資料 2-2-17

日程	決議日	～	X-5	X-4	～	X-2	X-1	決済日（効力発生日） X	X+1
TA									
発行者（公開買付者） （株式会社）	↓ 発行者の決定事項等の通知			↑ 口座通知情報データ（最終日） 3:00～14:00	↓ 口座通知情報確認結果データ 3:00～14:00	↓ 新規記録通知データ 3:00～20:00	↑ 入力処理内容通知 左記データ受信後直ちに		↑ 新規記録処理結果 3:00～20:00
機構		↓ （機構加入者等に対する通知）		↑ 口座通知データ（受付締切日） 3:00～14:00	↓ 口座通知データ 3:00～14:00		↓ 新規記録通知情報データ 3:00～20:00	↑ 増加記録 15:30に記録する。	
公開買付 代理人			↑ 3:00～20:00					↓ 振替 （株式会社交付子 会社の株式）	↓ 3:00～20:00
（株式交付の応募 加入者 株主）								↑ 新規記録 （株式会社交付親 会社の株式）	
備考			新規記録区分は「7. 公募（発行時DVP方式によらないもの）」を指定する。					↓ 減少記録	↓ 増加記録
			株式交付親会社（公開買付者）への株式交付子会社の株式（対象者株式）の振替が確認された後、株式交付親会社（公開買付者）の株式を新規記録する。						

(注1) 公開買付代理人が直接口座管理機関であり、株式交付親会社(公開買付者)が対価として交付するすべての振替株式が新たに発行する株式である場合の手続。

(注2) 株式交付親会社(公開買付者)の株式が振替株式、株式交付子会社(公開買付対象者)の株式が振替株式である場合の手続。

発行時 DVP 方式による新規記録における業務代行及び決済代行に係る手続について

内 容	備 考
<p>発行時DVP方式による新規記録を行う場合には、引受主幹事証券会社、株主名簿管理人及び払込取扱銀行が決済照合システムの利用者である必要がある。決済照合システムには、代行者が決済照合業務を利用者に代わって行う代行スキームが用意されており、当該代行スキームを利用することにより、決済照合システムの利用者ではなかった引受主幹事証券会社及び払込取扱銀行は、自身で決済照合業務を行うよりも簡易な手続により発行時DVP方式を選択することができる。</p> <p>代行スキームには、以下の業務代行と決済代行がある。なお、払込取扱銀行が決済代行を利用することはできない。</p> <p>1. 業務代行</p> <p>(1) 概要</p> <p>発行時DVP方式における業務代行とは、業務代行者が決済照合システム利用者に代わって、その業務代行会社（業務代行を受託する者）が決済照合システムのオペレーションを代行するものであり、引受主幹事証券会社又は払込取扱銀行が、決済照合システムの利用形態として、業務代行を利用することができる。</p> <p>(2) 利用者による申請</p> <p>株式等の発行時DVP方式による新規記録を行う引受主幹事証券会社又は払込取扱銀行で、業務代行者へ業務代行を委託する場合は、原則として、決済照合システムの利用開始日の1か月前までに申請書類を機構へ提出しなければならない。ただし、新たに業務代行者が業務代行を開始する場合は、後述の(3) bに従う。</p>	<p>※ 業務代行には株式等の売買による手続等もあるが、ここでは株式等の発行時DVP方式による新規記録を行う場合に業務代行を利用する手続のみに限定している。</p> <p>※ 決済照合システムのデータ上には、業務代行者を識別するデータは設定されない（業務代行を委託する者が自らオペレーションをする場合と同じ内容が設定される。）。</p> <p>※ 業務代行の仕組みについては、資料1参照。</p> <p>※ 決済照合システムの利用に係る申請書手続等については、機構ホームページ「利用手続に係る届出書類」（https://www.jasdec.com/procedure/amis/participation-change/finance/application/index.html）参照。</p> <p>※ 株式等の発行時DVP方式による新規記録を行うにあたり、事前にファンド・SSIの登録を行うことが必要であ</p>

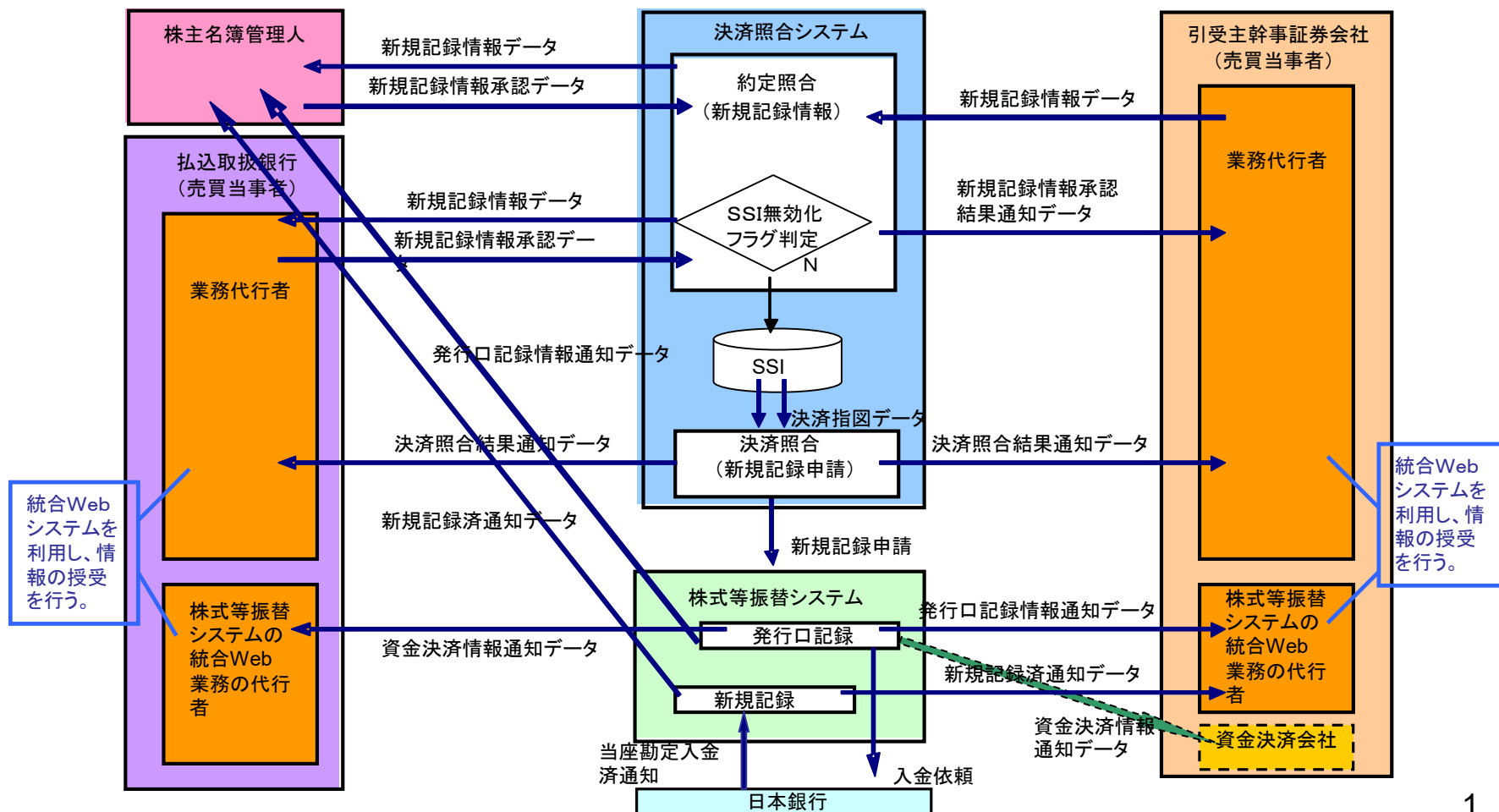
内 容	備 考
<p>(3) 利用開始に係る試験</p> <p>a 既に業務代行者が株式等の発行時DVP方式による新規記録の業務代行を行っている場合 (2)の申請書のみ提出し、利用開始に係る試験は不要とする。</p> <p>b 新たに業務代行者が株式等の発行時DVP方式による新規記録の業務代行を開始する場合 業務代行者は決済照合システムの業務代行の利用に関する試験を受けなければならない。 試験については、決済照合システムの利用者募集で定期的に行っている試験に応募し、規定のスケジュールに沿って受けるものとする。</p> <p>(4) 機構による利用者への公表 機構は、新たに業務代行にて決済照合システムを利用することになる者について、利用開始日の2週間前を目処に以下の一覧をTarget 保振サイトにて公表する。</p> <p>① 連絡窓口一覧 (国内取引) ② 商品別参加ステータス</p> <p>2. 決済代行 (1) 概要 発行時DVP方式における決済代行とは、引受主幹事証券会社に代わって決済代行会社(決済代行業務を受託する直接口座管理機関)が約定照合、決済照合、決済等を行うものである。 引受主幹事証券会社が機構加入者でない場合(例:外国証券会社等)に、発行時DVP方式による新</p>	<p>る。</p> <p>※ 払込取扱銀行が業務代行を利用するためには、株式等振替制度における資金決済会社として登録がされている必要があるため、まだその登録がされていない場合には、業務代行を委託しようとする払込取扱銀行は、別途、書類を提出する必要がある。なお、株式等振替制度に係る参加申請書類等については、機構ホームページ「参加手続・変更手続に係る届出書類(口座管理機関等用)」 (https://www.jasdec.com/procedure/amis/participation-change/less/application/index.html) 参照。</p> <p>※ 利用者募集に係るスケジュール等については、機構ホームページ「決済照合システム利用者募集の御案内」 (https://www.jasdec.com/procedure/amis/participation-change/finance/flow/index.html) 参照。</p> <p>※ 公表の時期については、試験や申請書の確認等により多少前後することがある。</p> <p>※ 決済代行には、株式等の売買による手続等もあるが、ここでは株式等の発行時DVP方式による新規記録を行う場合に決済代行を利用する手続のみに限定</p>

内 容	備 考
<p>規記録を行いたい場合には、当該引受主幹事証券会社は、その上位機関である直接口座管理機関に決済代行を委託することにより可能となる。</p> <p>(2) 利用者による申請</p> <p>株式等の発行時DVP方式による新規記録を行う引受主幹事証券会社で、決済代行会社へ決済代行業務を委託する場合は、原則として、決済照合システムの利用開始日の1か月前までに申請書類を機構へ提出しなければならない。ただし、新たに決済代行会社が決済代行を開始する場合は、後述の(3) bに従う。</p>	<p>している。</p> <p>※ 決済照合システムのデータ上には、引受主幹事証券会社に加え、決済代理人(決済代行会社)が設定される。</p> <p>※ 決済代行には、「約定照合から代行」及び「決済照合から代行」の2種類の仕組みがある。</p> <p>「約定照合から代行」 引受主幹事証券会社に代わって決済代行会社が約定照合、決済照合、資金・証券の決済等を行う。</p> <p>「決済照合から代行」 引受主幹事証券会社が決済照合システムにて約定照合を行い、決済代行会社が引受主幹事証券会社に代わって決済照合、資金・証券の決済等を行う。</p> <p>※ 決済代行の仕組みについては、資料2参照。</p> <p>※ 決済照合システムの利用に係る申請手続については、機構ホームページ「利用手続に係る届出書類」(https://www.jasdec.com/procedure/amis/participation-change/finance/application/index.html)参照。</p> <p>※ 株式等の発行時DVP方式による新規記録を行うにあたり、事前にファンド・SSIの登録を行うことが必要である。ファンド・SSIの登録は、統合Webシステム(統合Web端末)にて行う必要があり、決済代行では、ファンド・SSIの登録を委託することができないため、決済代行を委託する引受主幹事証券会社が統合Webシステム(統合Web</p>

内 容	備 考
<p>(3) 利用開始に係る試験</p> <p>a 既に決済代行会社が株式等の発行時DVP方式による新規記録の決済代行を行っている場合 (2)の申請書のみ提出し、利用開始に係る試験は不要とする。</p> <p>b 新たに決済代行会社が株式等の発行時DVP方式による新規記録の決済代行を開始する場合 決済代行会社は決済照合システムの決済代行の利用に関する試験を受けなければならない。 試験については、決済照合システムの利用者募集で定期的に行っている試験に応募し、規定のスケジュールに沿って受けるものとする。</p> <p>(4) 機構による利用者への公表 機構は、新たに決済代行にて決済照合システムを利用することになる者について、利用開始日の2週間前を目途に以下の一覧をTarget 保振サイトにて公表する。</p> <p>① 連絡窓口一覧 (国内取引) ② 商品別参加ステータス</p>	<p>端末)を自社で利用する場合は、別途、統合Webシステム(統合Web端末)を利用するための申請が必要となる。決済代行と併せて業務代行も委託する場合は、1(2)参照。</p> <p>※ 利用者募集に係るスケジュール等については、機構ホームページ「決済照合システム利用者募集の御案内」(https://www.jasdec.com/procedure/amis/participation-change/finance/flow/index.html)参照。</p> <p>※ 公表の時期については、試験や申請書の確認作業等により多少前後することがある。</p>

1. 業務代行

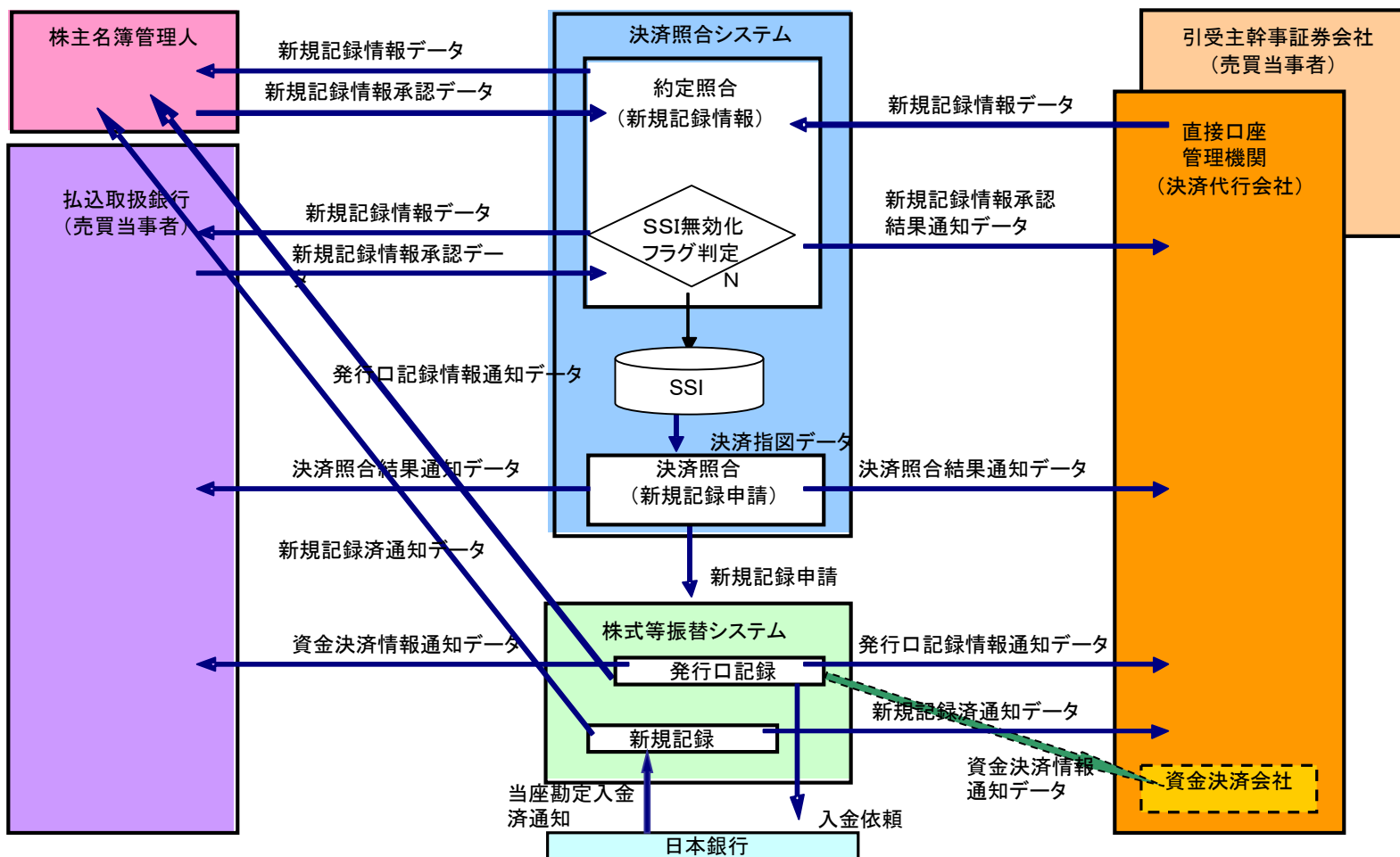
業務代行とは、引受主幹事証券会社又は払込取扱銀行が決済照合業務を業務代行者へ委託し、当該業務代行者が決済照合システム(統合Webシステム)を利用し、照合業務を行う手続となる。この場合、実際に機構とシステム接続を行う者は当該業務代行者となる(ただし、決済照合システムのデータ上には、業務代行者を識別するデータは設定されない。)



株式会社証券保管振替機構

1. 決済代行(約定照合から代行)

決済代行(約定照合から代行)とは、引受主幹事証券会社が直接口座管理機関(決済代行会社)へ決済照合業務を委託し、引受主幹事証券会社に代わり直接口座管理機関(決済代行会社)が決済照合システムを利用し、約定照合及び決済照合を行う手続となる。この場合、実際に機構とシステム接続を行う者は直接口座管理機関(決済代行会社)となる。



(注)上記の手続は、SSIを利用した手続を例にしている。
株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.1版)

加入者口座コード変更が行われた場合の新規記録手続

【口座通知ありの場合】

	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	変更日	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7	
一連の処理を全て 変更前の加入者口座 コードで行う	①	口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日									
	②		口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日								
	③			口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日							
	④				口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日						
	⑤					口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日					
	⑥						口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日		新規記録 日		
	⑦							口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日		新規記録 日	
一連の処理を全て 変更後の加入者口座 コードで行う	⑧							口座 通知			新規記録 通知		新規記録 日		新規記録 日	
	⑨								口座 通知				新規記録 通知		新規記録 日	
※新規記録日に口座処理明細が出力される。																
口座通知に指定する 加入者口座コード	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	...						
新規記録通知に指定する 加入者口座コード				...	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	...	
口座処理明細に出力する 加入者口座コード						...	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後

【口座通知なしの場合】

	-7	-6	-5	-4	-3	-2	-1	変更日	+1	+2	+3	+4	+5	+6	+7
一連の処理を全て 変更前の加入者口座 コードで行う	⑩				新規記録 通知	新規記録 通知情報	新規記録 日								
	⑪					新規記録 通知	新規記録 通知情報	新規記録 日							
	⑫						新規記録 通知	新規記録 通知情報	新規記録 日						
一連の処理を全て 変更後の加入者口座 コードで行う	⑬							新規記録 通知	新規記録 通知情報	新規記録 日					
	⑭								新規記録 通知	新規記録 通知情報	新規記録 日				
※新規記録日に口座処理明細が出力される。															
新規記録通知に指定する 加入者口座コード				...	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	...					
新規記録通知情報に指定する 加入者口座コード				...	変更前	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	...				
口座処理明細に出力する 加入者口座コード					...	変更前	変更前	変更前	変更後	変更後	...				

振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録

日程	新株予約権の無償割当てに係る決議日 X-7まで	～	X-5	～	株主確定日 X	X+1	X+2	X+3	～	新株予約権の取得に係る決議日	～	新株予約権の取得に係る効力発生日 Y	Y+1	Y+2
発行者	発行者の決定事項等の通知 （株主確定日通知）									発行者の決定事項等の通知 （新株予約権の取得に係る通知） 機構報による通知				
TA														
機構			総株主通知 日程案内 3:00～20:00					総株主通知データ 3:00～20:00				新規記録通知データ 3:00～20:00 入力処理内容通知 左記データ受信後直ち		
口座管理機関	機構報による通知		3:00～20:00			総株主報告データ 15:00～20:00	3:00～20:00					新規記録通知情報データ 3:00～20:00		新規記録処理結果 3:00～20:00
株主 （加入者）														新規記録 9:00に記録する。
備考		総株主通知に係る手続												

(注1) 新株予約権の譲渡が発生しないことを想定している(譲渡が発生した場合の対応については「11.振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」(8)備考欄参照)。

(注2) 新株予約権の管理は振替制度外で行う。

(注3) 総株主通知日程案内における効力発生日及び割当比率については、ダミー値が設定される。

(注4) 総株主通知日程案内における総株主通知事由コード及び増減資等の種別コード、新規記録通知における新規記録区分については、株主有償割当増資のコードを設定する。

◎口座通知データ及び新規記録通知データに設定する新規記録区分について

新規記録区分コード	接続仕様書における記載	類型
1	取扱開始	・取扱開始(新設合併等によるものを除く。) →<事例1>、<事例2>
2	募集株式(株主有償割当増資、第三者割当増資)	・第三者割当て →<事例7> ・株主有償割当増資 →<事例8>、<事例9> ・振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権(いわゆる買取防衛策としての新株予約権)の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録 →<事例27>
3	取得請求権付株式の取得請求による対価	当面は使用しない
4	取得条項付商品の一部取得による振替株式等	当面は使用しない
5	振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式	・非振替新株予約権の新株予約権行使(従業員等割当型) →<事例17> ・非振替新株予約権付社債の新株予約権行使(ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の場合に限る。)
6	吸収合併、吸収分割、株式交換(非振替株式等への割当て)	当面は使用しない
7	新設合併、新設分割、株式移転(非振替株式等への割当て)、公募(発行時DVPIによらないもの)(新規記録日の振替終了時に記録する場合)	・公募増資(非DVP方式) →<事例6> ・自社株対価公開買付けの対価として公開買付者が応募株主に対して振替株式を交付する場合 →<事例25> ・株式交付の対価として株式交付親会社(公開買付者)が株式交付の応募株主に対して振替株式を交付する場合 →<事例26> ・新設合併又は株式移転の対価として振替株式でない新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の株主に対して振替株式を交付する場合 →<事例21> ・新設分割の物的分割により新設分割会社に対して振替株式を交付する場合 →<事例23>
9	その他	・振替株式である取得請求権付株式の取得請求 →<事例10> ・振替株式でない取得請求権付株式の取得請求 →<事例11> ・振替株式でない取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得 →<事例12> ・振替株式である取得条項付株式の一部取得 →<事例13> ・振替株式でない取得条項付株式の一部取得 →<事例14> ・振替株式でない株式の株主に対する振替株式の株式無償割当て →<事例15> ・非振替新株予約権の新株予約権行使(株主割当型) →<事例18> ・非振替新株予約権付社債の新株予約権行使(ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の場合を除く。) →<事例19> ・吸収合併又は株式交換の対価として振替株式でない吸収合併消滅会社又は株式交換完全子会社の株主に対して振替株式を交付する場合 →<事例20> ・吸収分割の物的分割により吸収分割会社に対して振替株式を交付する場合 →<事例22> ・株式分配により株式分配実施会社株主に対して振替株式を交付する場合 →<事例24> ・振替取得条項付新株予約権又は振替取得条項付新株予約権付社債の一部取得 ・非振替取得条項付新株予約権又は非振替取得条項付新株予約権付社債の一部取得 ・非振替取得条項付新株予約権又は非振替取得条項付新株予約権付社債の全部取得 ・株券喪失登録の抹消(株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した場合) →<事例3>、<事例4> ・株券喪失登録の抹消(株券喪失登録者による抹消の申請があった場合) →<事例5>
A	株券喪失登録抹消時	・株券喪失登録の抹消(株券喪失登録者による抹消の申請があった場合) →<事例5>
B	新株予約権行使	・振替新株予約権の新株予約権行使 →<事例16>
C	新株予約権付社債行使	・振替新株予約権付社債の新株予約権行使

(注)振替システムの利用者に対する影響が想定されるが、対価として振替株式を交付する場合の円滑な事務処理の観点と現時点におけるシステム仕様の制約から、上記の対応によらざるを得ないものと判断したものである。

<事例1>取扱開始(新設合併等によるものを除く。)(口座通知があった場合)

加入者甲(加入者口座コード:11111602222222222222)が、ある株式(銘柄コード:33330)の取扱開始(新設合併等によるものを除く。)にあたって、発行者から通知(振替法第131条第1項の通知)された内容(株数:1000株、株主番号:44444444444444444444、新規記録日:X日(2009年12月1日))にしたがって、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-10日(11月16日)に口座通知を取次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、取扱開始日はX-7(11月19日)、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	1	「取扱開始」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	振替法第131条第1項の通知における通知事項による。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	1	「取扱開始」
株式等リファレンスNO	4200911170000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091119	取扱開始日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未済株式買取数量		設定しない。

<事例2> 取扱開始(新設合併等によるものを除く。)(口座通知がなかった場合)

ある株式(銘柄コード:33330)の取扱開始(新設合併等によるものを除く。)にあたって、発行者から株主甲に通知(振替法第131条第1項の通知、株数:1000株、株主番号:44444444444444444444、新規記録日:X日(2009年12月1日))が行われたが、甲から口座通知がなかったため、X日(12月1日)に特別口座(加入者口座番号コード:55555612222222222222)に新規記録を行なう場合。
 なお、取扱開始日はX-7(11月19日)、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		1 「取扱開始」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△ 「表示なし分」
登録質区分		△ 「登録質でない」
効力発生日		20091119 取扱開始日を設定する。
加入者口座コード	55555612222222222222	
株主等照会コード		※ ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△ 「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分		△ 「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例3>株券喪失登録の抹消(株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した場合)(口座通知があった場合)

ある株式(銘柄コード:33330)の取扱開始時において、名義人以外の者甲(加入者口座コード:111116022222222222)から株券喪失登録がされた株券に係る株式(株数:1000株)について、株券喪失登録日の翌営業日から起算して1年が経過した日であるX-1日(2009年11月30日)に株券喪失登録が抹消されることとなるため、甲はその口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-4日(11月25日)に口座通知を取次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	A	「株券喪失登録抹消時」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	111116022222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	A	「株券喪失登録抹消時」
株式等リファレンスNO	4200911260000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	株券喪失登録抹消日の翌営業日を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例4>株券喪失登録の抹消(株券喪失登録日の翌日から起算して1年を経過した場合)(口座通知がなかった場合)

ある株式(銘柄コード:33330)の取扱開始時において、名義人以外の者から株券喪失登録がされた株券に係る株式(株数:1000株)について、株券喪失登録日の翌営業日から起算して1年が経過した日に株券喪失登録が抹消されたため、株券喪失登録者甲のために開設した特別口座(加入者口座番号コード:55555612222222222222)に、株券喪失登録の抹消日の翌営業日であるX日(2009年12月1日)に新規記録を行なう場合。

なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		A「株券喪失登録抹消時」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091201 株券喪失登録抹消日の翌営業日を設定する。
加入者口座コード	55555612222222222222	
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例5>株券喪失登録の抹消(株券喪失登録者による抹消の申請があった場合)

ある株式(銘柄コード:33330)の取扱開始時において、義人甲以外の者から株券喪失登録がされた株券に係る株式(株数:1000株)について、X-3日(2009年11月26日)に株券喪失登録者から抹消申請があったため、翌営業日であるX-2日(11月27日)に甲のために開設した特別口座(加入者口座番号コード:55555612222222222222)に対して新規記録通知を行い、X日(12月1日)に新規記録を行う場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		A「株券喪失登録抹消時」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091126 株券喪失登録抹消日を設定する。
加入者口座コード	55555612222222222222	
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例6> 公募増資(非DVP方式)

ある振替株式(銘柄コード:33330)の公募増資(株数:1000株、払込期日:X日(2009年12月1日))に関して、機構加入者甲は引受主幹事証券会社として、その自己口(加入者口座コード:11111019999990000000)に新規記録を受けるため、機構に対して申込期日であるX-4日(11月25日)に口座通知の取次ぎの請求を行い、X日(12月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111101	
新規記録区分	7	「公募(発行時DVPによらないもの)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111019999990000000	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	7	「公募(発行時DVPによらないもの)」
株式等リファレンスNO	4200911260000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	払込期日を設定する。
加入者口座コード	11111019999990000000	
株主等照会コード	5555501666666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例7>第三者割当て

ある振替株式(銘柄コード:33330)について第三者増資(株数:1000株、払込期日:X-2日(2009年11月27日)、新規記録日:X日(12月1日))を行うにあたって、割当先である甲(加入者口座コード:11111602222222222222)が、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-5日(11月24日)に口座通知の取次ぎを行った場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	2	「募集株式(第三者割当増資)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	2	「募集株式(第三者割当増資)」
株式等リファレンスNO	420091125000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091127	払込期日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例8>株主有償割当増資(口座通知があった場合)

ある振替株式(銘柄コード:33330)について株主有償割当増資(払込期日:X-1日(2009年11月30日)、新規記録日:X日(12月1日))を行うにあたって、申し込みを行った株主甲(加入者口座コード:11111602222222222222、株主番号:44444444444444444444(株主番号については発行者からの通知による))がその口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関が機構に対してX-5日(11月24日)に口座通知を取次ぎ、これに対して振替株式(株数:1000株)を新規記録する場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	2	「募集株式(株主有償割当増資)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	2	「募集株式(株主有償割当増資)」
株式等リファレンスNO	4200911250000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091130	払込期日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例9>株主有償割当増資(口座通知がなかった場合)

ある振替株式(銘柄コード:33330)について株主有償割当増資(払込期日:X-1日(2009年11月30日)、新規記録日:X日(12月1日))を行うにあたって、申し込みを行った株主甲(加入者口座コード:11111602222222222222)に振替株式(株数:1000株)を新規記録する場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		2「募集株式(株主有償割当増資)」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091130 払込期日を設定する。
加入者口座コード		設定しない。
株主等照会コード	5555501666666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例10>振替株式である取得請求権付株式の取得請求

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)が、X-4日(2009年11月25日)に、その口座を開設する口座管理機関に対して振替株式である取得請求権付株式の取得請求の取次ぎの請求を行い、同日に株主名簿管理人に取得請求の取次ぎがされ、その結果、対価としてX日(12月1日)に普通株式(銘柄コード:33330、株数:1000株)の新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		9「その他」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091125
加入者口座コード		111116022222222222
株主等照会コード		55555016666666666666
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。 「充当なし」
自己株式充当区分		△ ※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
自己株式充当数量		※自己株式を交付する場合は充当数量を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例11>振替株式でない取得請求権付株式の取得請求

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)が、その口座の開設をする口座管理機関に対して振替株式でない取得請求権付株式の取得請求の取次ぎの請求を行い、当該口座管理機関がX-6日(2009年11月20日)に取得請求を取次ぎ、同取得請求はX-5日(11月24日)に発行者(株主名簿管理人)に送達、その結果、対価としてX日(12月1日)に普通株式(銘柄コード:33330、株数:1000株)の新規記録を受ける場合。

なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		9「その他」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091124 取得請求日(株主名簿管理人への取得請求の送達日)を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		△※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		△※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例12>振替株式でない取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得

振替株式でない全部取得条項付種類株式の全部取得に際して、加入者甲(加入者口座コード:11111602222222222222)の全部取得条項付種類株式に対して、振替株式を割り当てる。甲は、発行者からの通知(振替法第131条第1項の通知)の内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、株主番号:44444444444444444444、効力発生日:X日(2009年12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))にしたがって、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-6日(11月20日)に口座通知を取次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	9	「その他」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	振替法第131条第1項の通知における通知事項による。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	9	「その他」
株式等リファレンスNO	4200911210000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	全部取得の効力発生日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当数量を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例13>振替株式である取得条項付株式の一部取得

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)の振替株式である取得条項付株式について、X-4日(2009年11月25日)に会社法第107条第2項第3号イの事由が生じたことにより一部取得を行い、対価としてX日(12月1日)に振替株式(銘柄コード:33330、株数:1000株)の新規記録を行う場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		9「その他」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091125 会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		△※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		△※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例14>振替株式でない取得条項付株式の一部取得

加入者甲(加入者口座コード:11111602222222222222)の振替株式でない取得条項付株式について、X日(2009年12月1日)に会社法第107条第2項第3号イの事由が生じることとなるため、一部取得を行う。甲は、発行者から通知(振替法第131条第1項の通知)された内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、株主番号:44444444444444444444、効力発生日:X日(12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))にしたがって、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-7日(11月19日)に口座通知を取次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	9	「その他」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	振替法第131条第1項の通知における通知事項による。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	9	「その他」
株式等リファレンスNO	4200911200000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当数量を設定する。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例15>振替株式でない株式の株主に対する振替株式の株式無償割当て

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)の振替株式でない株式に対して、株式無償割当てにより振替株式を割り当てる。甲は、発行者から通知(振替法第131条第1項の通知)された内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、株主番号:44444444444444444444、効力発生日:(2009年12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))にしたがって、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-7日(11月19日)に口座通知を取り次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	9	「その他」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	振替法第131条第1項の通知における通知事項による。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	9	「その他」
株式等リファレンスNO	4200911200000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例16>振替新株予約権の新株予約権行使

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)が、その口座を開設する口座管理機関に対して振替株式等である新株予約権の権利行使の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関が機構を通じてX-3(2009年11月26日)に株主名簿管理人に権利行使請求を取り次ぎ、その結果、X日(12月1日)に普通株式(銘柄コード:33330、株数:1000株)の新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		B「新株予約権行使」
株式等リファレンスNO		4200911260000001
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091126 権利行使日を設定する。
加入者口座コード		設定しない。
株主等照会コード		55555016666666666666
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		△※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		△※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例17>非振替新株予約権の新株予約権行使(従業員等割当型)

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)が、X-4日(2009年11月25日)に発行者に対して振替株式等でない従業員等割当型新株予約権の権利行使請求を行い、X日(12月1日)に普通株式(銘柄コード:33330、株数:1000株)の新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは66666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		5「振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091125 権利行使日を設定する。
加入者口座コード		111116022222222222
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例18>非振替新株予約権の新株予約権行使(株主割当型)

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)が、その口座を開設する口座管理機関に対して振替株式等でない株主割当型新株予約権の行使請求の取次ぎの請求を行い、当該口座管理機関がX-6日(2009年11月20日)に行行使請求を取次ぎ、同行行使請求はX-5日(11月24日)に発行者(株主名簿管理人)に送達、その結果、対価としてX日(12月1日)に普通株式(銘柄コード:33330、数量:1000株)の新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		9「その他」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091124 行使請求日(株主名簿管理人への行使請求の送達日)を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		△※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		△※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例19>非振替新株予約権付社債の新株予約権行使(ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使の場合を除く。)

加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)が、その口座を開設する口座管理機関に対して振替株式等でない新株予約権付社債の新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行い、当該口座管理機関がX-6日(2009年11月20日)に請求を取次ぎ、同行使請求はX-5日(11月24日)に発行者(株主名簿管理人)に送達、その結果、対価としてX日(12月1日)に普通株式(銘柄コード:33330、数量:1000株)の新規記録を受ける場合。

なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは66666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日		20091201
新規記録区分		9「その他」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量		1000
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日		20091124 行使請求日(株主名簿管理人に行使請求が行われた日)を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード		※ダミーコードを設定する。
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		△※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		△※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例20>吸収合併又は株式交換の対価として振替株式でない吸収合併消滅会社又は株式交換完全子会社の株主に対して振替株式を交付する場合

吸収合併に際して、加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)の振替株式でない消滅会社の株式に対して、吸収合併の対価として振替株式を割り当てる。甲は、発行者から通知(振替法第131条第1項の通知)された内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、株主番号44444444444444444444、効力発生日:X日(2009年12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))にしたがって、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関が機構に対してX-7日(11月19日)に口座通知を取り次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	9	「その他」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	111116022222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	※振替法第131条第1項の通知における通知事項による。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	9	「その他」
株式等リファレンスNO	4200911200000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	吸収合併の効力発生日を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。 「充当なし」
自己株式充当区分	△	※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
自己株式充当数量		※自己株式を交付する場合は充当数量を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例21>新設合併又は株式移転の対価として振替株式でない新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の株主に対して振替株式を交付する場合

新設合併に際して、加入者甲(加入者口座コード:111116022222222222)の振替株式でない消滅会社の株式に対して、新設合併の対価として振替株式を割り当てる。甲は、発行者から通知(振替法第131条第1項の通知)された内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、株主番号44444444444444444444、効力発生日:X日(2009年12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))にしたがって、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-7日(11月19日)に口座通知を取り次ぎ、X日(12月1日)に新規記録を受ける。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは66666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	7	「新設合併、新設分割、株式移転(非振替株式等への割当て)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	111116022222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号	44444444444444444444	※振替法第131条第1項の通知における通知事項による。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	7	「新設合併、新設分割、株式移転(非振替株式等への割当て)」
株式等リファレンスNO	420091120000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	新設合併の効力発生日を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例22>吸収分割の物的分割により吸収分割会社に対して振替株式を交付する場合

吸収分割の対価として、吸収分割会社甲(加入者口座コード:111116022222222222)に対して振替株式を交付する(物的分割)。甲は、人的分割によりその株主等に対して振替株式を交付する場合は、株主等に対して通知(振替法第131条第1項の通知)を行うが、同通知を行った後速やかに、吸収分割契約の内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、効力発生日:X日(2009年12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))に従って、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対して効力発生日の1ヶ月前の日の前営業日(10月30日)に口座通知を取次ぎ、X日(12月1日)に交付を受ける。

なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	9	「その他」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	111116022222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	9	「その他」
株式等リファレンスNO	4200911020000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	吸収分割の効力発生日を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		※自己株式を交付する場合は「1:充当あり」を設定する。
加入者口座コード(充当元口座)		※自己株式を交付する場合は充当元口座の加入者口座コードを設定する。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

<事例23>新設分割の物的分割により新設分割会社に対して振替株式を交付する場合

新設分割の対価として、新設分割会社甲(加入者口座コード:111116022222222222)に対して振替株式を交付する(物的分割)。甲は、新設分割計画の内容(銘柄コード:33330、株数:1000株、効力発生日:X日(2009年12月1日)、新規記録日:X日(12月1日))に従って、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-6日(11月20日)に口座通知を取次ぎ、X日(12月1日)に交付を受ける場合。

なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは66666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	7	「新設合併、新設分割、株式移転(非振替株式等への割当て)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	111116022222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	7	「新設合併、新設分割、株式移転(非振替株式等への割当て)」
株式等リファレンスNO	420091124000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	新設分割の効力発生日を設定する。
加入者口座コード	111116022222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

＜事例24＞株式分配実施会社が株式分配実施会社の株主に対して株式分配対象子会社の振替株式を交付する場合

株式分配において、株式分配実施会社甲（加入者口座コード：11111602222222222222）は、その株主等に対して株式分配対象子会社乙の振替株式を交付する場合には、甲は株式分配の内容（銘柄コード：33330、株数：1000株、効力発生日：X日（2009年12月1日）、新規記録日：X日（12月1日））に従って、その口座を開設する口座管理機関に対して口座通知の取次ぎの請求を行い、同口座管理機関は機構に対してX-6日（11月20日）に口座通知を取次ぎ、X日（12月1日）に交付を受ける。

なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	9	「その他」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20091201	
新規記録区分	9	「その他」
株式等リファレンスNO	4200911020000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20091201	株式分配の効力発生日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分	△	「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

株式分配実施会社甲及び株式分配対象子会社乙がともに振替株式の場合には、甲の加入者口座コード(新規記録先口座)は、システム処理上、株式分配実施会社が「株式等振替制度参加に係る届出書」により機構に届け出ている「調整株式数(発行者分)の記録先口座」と同じ口座としなければならない。

<事例25> 自社株対価公開買付けの対価として公開買付者が応募株主に対して振替株式を交付する場合

ある振替株式(銘柄コード:33330)の自社株対価公開買付け(決済日:X日(2020年12月1日))に関して、機構加入者甲は公開買付代理人として、申し込みを行った応募株主乙(加入者口座コード:11111602222222222222)に振替株式(株数:1000株)を新規記録するため、機構に対してX-5日(11月24日)に口座通知の取次ぎを行い、X日(12月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、乙の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	7	「公募(発行時DVPIによらないもの)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20201201	
新規記録区分	7	「公募(発行時DVPIによらないもの)」
株式等リファレンスNO	4202011250000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20201201	決済日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	5555501666666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取り有無区分	△	「同時買取りなし」
単元未満株式買取り数量		設定しない。

<事例26>株式交付の対価として株式交付親会社(公開買付者)が株式交付の応募株主に対して振替株式を交付する場合

ある振替株式(銘柄コード:33330)の株式交付に伴う公開買付け(決済日:X日(2021年3月1日))に関して、機構加入者甲は公開買付代理人として、申し込みを行った株式交付の応募株主乙(加入者口座コード:11111602222222222222)に振替株式(株数:1000株)を新規記録するため、機構に対してX-5日(2月19日)に口座通知の取次ぎを行い、X日(3月1日)に新規記録を受ける場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、乙の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
機構加入者コード	1111160	
新規記録区分	7	「公募(発行時DVPIによらないもの)」
銘柄コード	33330	
加入者口座コード	11111602222222222222	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
レコード種別(口座通知)	01	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
訂正・取消区分	△	「新規」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	1000	
株主番号		設定しない。
拡張データ有無区分(口座)	000	「拡張1レコード無・拡張2レコード無」

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分	D	
処理区分コード	516	
レコード種別(口座)	1	
銘柄コード	33330	
新規記録日	20210301	
新規記録区分	7	「公募(発行時DVPIによらないもの)」
株式等リファレンスNO	4202011250000001	
数量	1000	
信託財産表示分	△	「表示なし分」
登録質区分	△	「登録質でない」
効力発生日	20210301	決済日を設定する。
加入者口座コード	11111602222222222222	
株主等照会コード	5555501666666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分	△	「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取り有無区分	△	「同時買取りなし」
単元未満株式買取り数量		設定しない。

<事例27> 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権(いわゆる買収防衛策としての新株予約権)の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録

ある振替株式(銘柄コード:33330)について差別的取得条項付新株予約権の無償割当が行われ、割当てを受けた株主甲(加入者口座コード:111116022222222222)に、新株予約権の全部又は一部取得(効力発生日:2023年8月1日)の対価として振替株式(株数100株)を新規記録(新規記録日:2023年8月3日)する場合。
 なお、株主名簿管理人コードは5555501、甲の株主等照会基本コードは6666666666666666である。

○口座通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		
処理区分コード		
機構加入者コード		
新規記録区分		
銘柄コード		
加入者口座コード		
加入者口座コード(質権設定者)		
レコード種別(口座通知)		
信託財産表示分		
登録質区分		
訂正・取消区分		
株式等リファレンスNO		
数量		
株主番号		
拡張データ有無区分(口座)		

○新規記録通知データ

	設定データ	備考
レコード区分		D
処理区分コード		516
レコード種別(口座)		1
銘柄コード		33330
新規記録日	20230803	新株予約権の全部又は一部取得の効力発生日の翌々営業日
新規記録区分		2「募集株式(株主有償割当増資)」
株式等リファレンスNO		設定しない。
数量	100	
信託財産表示分		△「表示なし分」
登録質区分		△「登録質でない」
効力発生日	20230801	新株予約権の全部又は一部取得の効力発生日
加入者口座コード		設定しない。
株主等照会コード	55555016666666666666	
加入者口座コード(質権設定者)		設定しない。
自己株式充当区分		△「充当なし」
自己株式充当数量		設定しない。
加入者口座コード(充当元口座)		設定しない。
同時買取有無区分		△「同時買取なし」
単元未満株式買取数量		設定しない。

第3節 振替手続

内 容	備 考
<p>第1 一般の振替に係る手続</p> <p>1. 原則的な手続</p> <p>(1) 加入者による直近上位機関に対する振替の申請</p> <p style="margin-left: 20px;">a 口座管理機関の加入者による直近上位機関に対する振替の申請</p> <p style="margin-left: 40px;">口座管理機関の加入者は、自己の口座の保有欄に記録されている振替株式について、他の加入者の口座の保有欄への振替をしようとするときは、直近上位機関に対し、次に掲げる事項を指定して振替の申請を行わなければならない。</p> <p style="margin-left: 60px;">減少の記録がされる銘柄及び振替数</p> <p style="margin-left: 60px;">振替元口座の加入者口座コード</p> <p style="margin-left: 60px;">振替先口座の加入者口座コード</p> <p style="margin-left: 60px;">振替日</p> <p style="margin-left: 60px;">信託の記録に関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">b 機構加入者による機構に対する振替の申請</p> <p style="margin-left: 40px;">機構加入者は、自己の口座の保有口、決済口又は信託口に記録されている振替株式について、他の加入者（機構加入者を含む。）の口座の保有欄への振替をしようとするときは、機構に対し、振替請求により振替の申請を行わなければならない。</p> <p>(2) 加入者から振替の申請を受けた口座管理機関及びその上位機関である口座管理機関における処理</p> <p style="margin-left: 20px;">a 口座管理機関による機構に対する振替先口座の照会（任意）</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 振替先口座の照会</p> <p style="margin-left: 60px;">ア 照会することができる者</p> <p style="margin-left: 80px;">加入者から振替の申請を受けた口座管理機関は、機構に対し、振替先口座の加入者情報シ</p>	<p>(業53条、施51条)</p> <p>加入者が口座管理機関に対して振替の申請を行う具体的な方法（口座振替依頼書の提出など）は、各口座管理機関の定めるところによる。</p> <p>口座管理機関が加入者からの振替の申請を受け付ける時間帯については、各口座管理機関の定めるところによるが、振替日の取扱いについては、当該振替申請に係る振替において機構に対する振替請求が生じるときは、機構における取扱時間に留意する必要がある。</p> <p>機構に対する振替請求の具体的な方法については、(2) e 「機構に対する振替請求」参照。</p> <p>自己の区分口座間の振替をしようとするときも同様の申請を行わなければならない。</p> <p>(業56条、施52条)</p> <p>加入者から振替の申請を受けた口座</p>

内 容	備 考
<p>ステムへの登録の有無について照会することができる。</p> <p>イ 照会する方法</p> <p>(ア) 取扱時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(イ) 照会をする方法 加入者情報Web端末による画面入力及びCSVファイル入力による。 (入力項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> 照会する口座(以下「照会先口座」という。)の加入者口座コード 振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 口座照会事由(振替予定連絡、担保受入予定連絡、その他の別) 振替の種類(一般口座移管、特定口座移管、質入れ、譲渡担保差入れ、その他の別) メッセージ(任意) <ul style="list-style-type: none"> ・ 振替予定日 ・ 渡方機構加入者の機構加入者コード ・ 受方機構加入者の機構加入者コード ・ 質権株式の株主又は特別株主の加入者口座コード 	<p>管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて当該照会を行う。直接口座管理機関は、下位機関からの委託を受けて機構に対し照会をする。(下位機関から委託を受けていない場合には、当該照会をしてはならない。)以下においては、直接口座管理機関がその加入者から振替の申請を受けたとき又はその下位機関から照会の依頼を受けたときに直接口座管理機関が機構に対して振替先口座の有無を照会する場合の処理について説明する。なお、自己口についての振替請求を行う機構加入者も、この照会を行うことができる</p> <p>左記入力項目、又はの加入者口座コードが照会する口座管理機関又はその下位機関の加入者口座コードでない場合には、照会をすることはできない。</p> <p>左記入力項目の、及びのすべてに照会する口座管理機関の加入者の加入者口座コードを入力することにより、当該加入者の加入者口座コードを株主の加入者口座コードとする担保株式の届出の有無のみを照会することが</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄コード ・ 振替数 ・ 特定口座の移管に係る事項（取得日、取得価額） ・ その他メッセージ <p>b 照会結果を受ける方法</p> <p>(a) 照会した口座管理機関への結果の通知</p> <p>機構は、口座の照会を受けたときは、照会した口座管理機関に対し、加入者情報W e b 端末による画面照会及びC S V ファイルダウンロードにより、照会の結果の通知をする。</p> <p>(出力項目)</p> <p>機構が付番した受付番号</p> <p>照会先の加入者口座コード の加入者口座コードの口座の名義人の氏名又は名称 の加入者口座コードの加入者情報システムへの登録の有無</p> <p>振替先口座の加入者口座コード 振替先口座の口座管理機関名 の加入者口座コードの口座の名義人の氏名又は名称</p> <p>振替元口座の加入者口座コード</p>	<p>可能である。(その場合、被照会状況の通知は、照会をした口座管理機関に対して行われる。)</p> <p>照会結果は、過去5営業日分を照会できる。</p> <p>照会する口座(振替先口座)への振替に係る機構に対する振替請求における受方機構加入者コードについては、当該振替に係る口座管理機関間でその情報を授受する必要があるが、当該情報の正誤について左記出力項目の機構加入者コードを確認手段として利用することも考えられる。</p> <p>左記出力項目の受付番号は、被照会状況を通知する口座管理機関へも通知されるので、照会した口座管理機関と被照会状況の通知を受けた口座管理機関の間での、当該照会に関する問い合わせ等において利用することが可能である。(なお、機構は、各口座管理機関及び機構加入者から振替業務担当者連絡先の提出を受け、その一覧を Target に掲示する。)</p>

内 容	備 考
<p>振替元口座の口座管理機関名 の加入者口座コードの口座の名義人の氏名又は名称 照会元の加入者口座コードとなるものが、担保設定者である株主を特定する情報 として、担保権者口座を開設する口座管理機関において利用されているか否かの別</p> <p>その他 a で設定した内容等</p> <p>(b) 照会を受けた口座管理機関への被照会状況の通知 ア 機構による被照会状況の通知 機構は、口座の照会を受けたときは、照会先口座を開設する口座管理機関に対し、照会を受 けた状況の通知をする。</p> <p>イ 口座管理機関が被照会状況の通知を受ける方法 (ア) 取扱時間 午前 8 時 3 0 分から午後 8 時まで (イ) 通知を受ける手段</p>	<p>振替元口座の加入者口座コード又は 振替先口座の加入者口座コードのう ち、照会先の加入者口座コードとして 設定されたものと異なるものを照会元 の加入者口座コードという。</p> <p>被照会状況は、過去 5 営業日分を照会 できる。 照会された口座を開設する口座管理 機関が間接口座管理機関である場合に は、機構は、その上位機関である直接 口座管理機関に対して通知を行う（以 下、直接口座管理機関が被照会状況の 通知を受ける場合の処理について説明 する。）。なお、照会を受けた加入者が 機構加入者である場合には、当該機構 加入者が通知を受ける。 照会先口座の加入者口座コードが加 入者情報システムに登録されていない 場合であっても、当該加入者口座コー ドの上 5 桁を口座管理機関コードとす る口座管理機関が存在する場合には、 当該口座管理機関に対して被照会状況 を通知する。</p>

内 容	備 考
<p data-bbox="436 172 1355 240">加入者情報Web端末画面照会及びCSVファイルダウンロードによる。 出力項目は(a)と同様。</p> <p data-bbox="264 284 1496 352">c 振替の申請を受けた口座管理機関における処理 加入者からの振替の申請を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p data-bbox="369 847 1525 954">振替元口座における振替数についての減少の記録 振替の申請を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する振替通知事項の通知</p>	<p data-bbox="1585 323 2078 842">振替の申請を受けた口座管理機関は、振替元口座における減少の記録日（振替日）と振替先口座における増加の記録日を同一とするように事務処理を行う。なお、何らかの事情により、口座の移管に係る振替の処理において、振替元口座に減少を記録した日と振替先口座に増加を記録した日が異なっているときは、機構及び口座管理機関は、その加入者の申出により、振替先口座に記録されている増加の記録日に振替元口座の減少の記録日を付記しなければならない。（第1節「振替口座簿とその記録事項等」参照。）</p> <p data-bbox="1585 887 2078 1026">左記 の場合であって当該直近上位機関が機構である場合の処理については、「機構に対する振替請求」(e)参照。</p> <p data-bbox="1585 1038 2078 1102">左記 の振替通知事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p data-bbox="1653 1114 2078 1406"> 銘柄及び数 振替元口座（加入者口座コード） （任意） 振替先口座（加入者口座コード） 振替日 信託に関する事項 その他振替を行うために必要な事項 </p> <p data-bbox="1653 1414 2078 1441">（注）その他振替を行うために必要</p>

内 容	備 考
<p>振替の申請を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座における増加の記録</p> <p>振替の申請を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>d 直近下位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理</p> <p>直近下位機関から c の振替通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>当該通知をした直近下位機関の口座の顧客口における減少の記録</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座における増加の記録</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>e 機構に対する振替請求</p> <p>機構加入者（直接口座管理機関）による機構に対する次に掲げる通知又は申請は、振替請求により行わなければならない。</p> <p>機構加入者による（1）bの振替の申請</p> <p>直接口座管理機関である機構加入者による機構に対する c 又は d の通知</p> <p>（a）振替請求の種類と請求方法</p>	<p>な事項は、階層構造における処理に関する事項などが考えられる。機構に対する振替請求が発生する場合には、当該振替請求に必要な事項(受方機構加入者コードなど)を振替通知事項とする必要がある。</p> <p>左記 の通知を受けた口座管理機関の事務処理については、(4)「直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理」参照。</p>

内 容			備 考
<p>一般の振替手続（担保のための振替であることが明示される振替請求以外の振替請求をいう。）に関する機構に対する振替請求には次に掲げる種類がある。</p>			
振替請求の種類	請求方法	主な処理	
先日付振替請求	オンラインリアル接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	振替日前日までに入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。	<p>振替日の前営業日までに入力する請求を先日付振替請求というが、ファイル伝送については、振替日の前営業日にのみ入力可能であり、当該請求を前日振替請求という。</p> <p>先日付連動振替請求及び当日連動振替請求は、渡方機構加入者が決済条件の照合結果により直接機構への振替の申請又は通知を行うものである。</p> <p>先日付DVP振替請求、当日DVP振替請求、先日付貸株DVP振替請求及び当日貸株DVP振替請求（以下この注において「DVP振替請求」という。）は、株式会社ほふりクリアリング（JDCC）の有価証券債務引受業の対象となる債務の起因となる取引（清算対象取引）の決済（一般振替DVP決済）に係る振替株式について、渡方DVP参加者である渡方機構加入者に代わって受方機構加入者であるJDCCが機構に対して行う振替の申請又は通知である。ただし、当該振替請求は、渡方DVP参加者及び受方DVP参加者が決済照合システムを経由してJDCC</p>
前日振替請求	ファイル伝送	振替日前日に入力し、振替日の午前9時に振替を行うための振替請求。	
当日振替請求	オンラインリアル接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	振替日当日に入力し、リアルタイムでの振替を行うための振替請求。	
先日付連動振替請求	決済照合システムへの入力	決済照合システムによる決済照合の一致結果からの先日付の連動により振替を行うための振替請求。	
当日連動振替請求	決済照合システムへの入力	決済照合システムによる決済照合の一致結果から当日の連動により振替を行うための振替請求。	
先日付DVP振替請求	決済照合システムへの入力	一般振替DVP決済のための先日付の振替請求	
当日DVP振替請求	決済照合システムへの入力	一般振替DVP決済のための当日の振替請求	
先日付貸株DVP振替請求	決済照合システムへの入力	貸株に係る一般振替DVP決済のための先日付の振替請求	
当日貸株DVP振替請求	決済照合システムへの入力	貸株に係る一般振替DVP決済のための当日の振替請求	
前日残高調整請求	ファイル伝送、オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	同一機構加入者の区分口座間の振替のための振替日前日の振替請求	
当日残高調整請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	同一機構加入者の区分口座間の振替のための振替日当日の振替請求	
渡方振替請求（市場取	ファイル伝送	取引所取引の決済のための振替日	

内 容			備 考
引)		前日の振替請求(渡方)	<p>に対してするDVP決済指図により行うJ D C Cへの債務の引受けの申込みに基づくものであり、渡方DVP参加者は、受方DVP参加者との合意に基づくDVP決済指図の取消しにより、J D C Cに対してDVP振替請求の取消しを指示することができること、DVP振替請求による振替が行われたときには、渡方DVP参加者及び受方DVP参加者に対しJ D C Cより振替実行済の通知がされること等、渡方DVP参加者の口座から受方DVP参加者の口座への振替の処理と類似している部分が多いことから、渡方DVP参加者を渡方機構加入者、受方DVP参加者を受方機構加入者とみなして、本項番において説明する。</p> <p>前日残高調整請求及び当日残高調整請求は、同一機構加入者の区分口座間の振替の場合にのみ使用できる。</p> <p>渡方振替請求(市場取引)は、株式会社日本証券クリアリング機構(J S C C)の有価証券債務引受業の対象となる債務の起因となる取引(取引所取引)の決済に係る振替株式について、清算参加者である渡方機構加入者に代わって受方機構加入者であるJ S C Cが機構に対して決済日前日に行う振替の申請であり、受方振替請求(市場取引)は、渡方機構加入者であるJ S C Cが機構に対して決済日前日に行う清算参加者である受方機構加入者の口座への振替の申請である。当日振替請求(市場取引)は、J S C Cが機構に対して</p>
受方振替請求(市場取引)	ファイル伝送	取引所取引の決済のための振替日前日の振替請求(受方)	
当日振替請求(市場取引)	オンラインリアルタイム接続、統合Web 端末入力(画面入力)	取引所取引の決済のための振替日当日の振替請求	
受入予定証券引渡完了請求	統合 Web 端末入力(画面入力)	一般振替 DVP 決済の受入予定証券の受方への引渡しの振替を完了させるための振替請求	

内 容		備 考												
<p>(b) 各種振替請求の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>振替請求の方法</th> <th>取扱時間</th> <th>主な入力項目</th> <th>訂正・取消方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 先日付振替請求</td> <td>オンラインリアルタイム接続に</td> <td>振替日の前営業日まで</td> <td>決済日 渡方機構加入者</td> <td>集信日及びその翌営業日以降は、統合We</td> </tr> </tbody> </table>		振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法	ア 先日付振替請求	オンラインリアルタイム接続に	振替日の前営業日まで	決済日 渡方機構加入者	集信日及びその翌営業日以降は、統合We	<p>決済日当日に渡方振替請求（市場取引）と受方振替請求（市場取引）と同様の振替請求を行うものである。これらについては、後記5.で説明する。</p> <p>以下において各種振替請求の取扱時間を記載しているが、機構は必要な場合には、機構加入者に対して Target 保振サイト等を通じて連絡の上、取扱時間を延長する。</p> <p>上記の延長のうち、機構のシステム又は機構のシステムの運行に関わる機構以外のシステムに障害が発生したときの決済時限の臨時延長措置については別紙2-3-6を参照。</p> <p>一般振替DVP決済に関連するJDCと機構加入者との間の振替としては、DVP振替請求のほかに、受入予定証券完了請求、証券担保指定振替請求、証券担保指定解除請求、担保指定証券預託（相手先指定・株式等）及び担保指定証券預託（相手先指定・株式等・受入予定証券完了）による振替がある。なお、清算対象取引の決済に係る渡方機構加入者であるJDCから受方機構加入者である受方DVP参加者への振替の申請は、JDCによる当日振替請求による。（ただしこの場合、受方DVP参加者には、振替済通知ではなく振替完了通知がされる。）</p>		
振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法										
ア 先日付振替請求	オンラインリアルタイム接続に	振替日の前営業日まで	決済日 渡方機構加入者	集信日及びその翌営業日以降は、統合We										

内 容					備 考
	よる方法	の各営業日 午前9時から午後8時まで	の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分(任意) 振替元口座の加入者口座コード(任意) 振替先口座の加入者口座コード(任意) メッセージ(任意)	b 端末入力又はオンラインリアルタイム接続の先日付振替請求取消電文により取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付振替請求を行う。振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web 端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求取消電文により取消を行うことができ(訂正は取消後に再入力を行う)その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。	先日付振替請求、前日振替請求及び当日振替請求においては、メッセージ欄へ入力された事項については、振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知される。
	統合Web 端末入力(画面入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
	統合Web 端末入力(CSVファイル入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
イ 前日振替請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日(集信日)の午前3時から	渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。	

内 容					備 考
			午後 8 時まで	の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分(任意) 振替元口座の加入者口座コード(任意) 振替先口座の加入者口座コード(任意) メッセージ(任意)	振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求取消電文により取消を行うことができ(訂正は取消後に再入力を行う)その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。
ウ 当日振替請求	オンラインリアルタイム接続による方法		振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日振替請求のファイル伝送の項目と同様。	振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力又はオンラインリアルタイム接続の当日振替請求取消電文により取消を行うことができる(訂正は取消後に再入力を行う)。
	統合Web端末入力(画面入力)による方法		振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
	統合Web端末入力(CSVファイル入力)による方法		振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。
エ 先日付連動振替請求	決済照合システムからの連動		振替日の前営業日の午	決済日 渡方機構加入者	連動処理後の訂正は不可とする。

内 容					備 考	
			後 8 時まで	<p>の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分（任意） 送信者リファレンスNO（受方） 送信者リファレンスNO（渡方） センタリファレンスNO</p>	連動処理後の取消は、決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消をすることができる。	
オ 当日連動振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後 8 時から午後 10 時まで及び振替日の午前 7 時から午後 3 時 20 分まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	先日付連動振替請求の訂正・取消方法と同様。		
カ 先日付DV P振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後 8 時まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	連動処理後の訂正は不可とする。 連動処理後の取消は、決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消をすることができる。		

内 容					備 考
キ 当日DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後1時50分まで	先日付DVP振替請求の項目と同様。	先日付DVP振替請求の訂正・取消方法と同様。	
ク 先日付貸株DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	連動処理後の訂正は不可とする。 連動処理後の取消は、決済照合システムより取消入力を行う。決済日においては、振替未了又は一時停止となっているデータについて取消をすることができる。	
ケ 当日貸株DVP振替請求	決済照合システムからの連動	振替日の前営業日の午後8時から午後10時まで及び振替日の午前7時から午後1時20分まで	先日付連動振替請求の項目と同様。	先日付貸株DVP振替請求の訂正・取消方法と同様。	

内 容					備 考
コ 前日残高調整請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード（ と同一の機構加入者のみ） 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分（任意）	集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。 振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは、振替不能の取扱いとなる。	
	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の前営業日の午前9時から午後8時まで	ファイル伝送の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは、振替不能の取扱いとなる。	
	統合Web端末入力（画面入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	ファイル伝送の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
	統合Web端末入力（CSVファイル入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	ファイル伝送の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
サ 当日残高調整請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日残高調整請求のファイル伝送の項目と同様。	振替未了となっているデータについては、オンラインリアルタイム接続電文、統合Web端末入力により取消を行うことができる（訂正は取消後に再入力を行う）。	
	統合Web端末	振替日の午	オンラインリアルタ	オンラインリアルタ	

内 容					備 考
	入力（画面入力）による方法	前9時から午後3時30分まで	イム接続の項目と同様。	イム接続と同様。	<p>振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知される事項については、接続仕様書等を参照。</p> <p>振替の一時停止解除の時刻機能等については、別紙2-3-5を参照。 振替請求と同時に一時停止を申告する方法と、振替請求とは別途に一時停止申告を行う方法がある。 機構は、振替の一時停止の申告がされている振替請求については、振替日当日において振替未了として取り扱い、渡方機構加入者により一時停止の解除がされたときに振替を実行する。なお、振替日当日の取扱時間の終了時まで一時停止の解除がされなかったときは、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。</p>
	統合Web端末入力（CSVファイル入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
シ 受入予定証券引渡完了請求	統合Web端末入力（画面入力）による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	機構加入者コード 銘柄コード 数量	訂正及び取消はできない。	
<p>(c) 振替通知事項の通知の取扱い 振替先口座を開設する口座管理機関に対する振替通知事項のうち、振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知されない事項については、当該振替に係る振替請求をした機構加入者又はその下位機関であって振替の申請をした加入者の直近上位機関が必要な通知をする。</p> <p>(d) 振替請求についての条件の付与の取扱い ア 振替の一時停止機能 各種振替請求（前日残高調整請求、当日残高調整請求及び受入予定証券引渡完了請求を除く。）については、その請求に係る振替の実行を一時停止する機能を利用することができる。</p>					

内 容	備 考
<p>イ 一般振替DVP決済に係る振替 ほふりクリアリングは、先日付DVP振替請求、当日DVP振替請求、先日付貸株DVP振替請求又は当日貸株DVP振替請求を行う場合に、ほふりクリアリングの定める振替実行条件を充足した場合に振替を行う旨の条件を付すことができる。</p> <p>(3) 機構における処理 a 機構における振替の実行 機構は、機構加入者から振替請求を受けたときは、次に掲げる振替請求の区別に従い、それぞれに定める時に、渡方機構加入者口座において減少の記録を行うとともに、受方機構加入者口座において増加の記録を行う。</p> <p>先日付振替請求 : 振替日の業務開始時(午前9時) 当日振替請求 : 振替請求受付後直ちに 先日付連動振替請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) 当日連動振替請求 : 振替請求受付後直ちに 先日付DVP振替請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) 当日DVP振替請求 : 振替請求受付後直ちに 先日付貸株DVP振替請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) 当日貸株DVP振替請求 : 振替請求受付後直ちに 前日残高調整請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) 当日残高調整請求 : 振替請求受付後直ちに 受入予定証券完了請求 : 請求受付後直ちに</p>	<p>(業53条、施51条)</p> <p>左記のそれぞれに定める時に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは、 から は振替未了の取扱いとなり、 及び は振替不能の取扱いとなる。(機構は、振替請求における振替数量の全部についての振替のみを行い、一部についての振替は行わない(3.のJSCCの振替請求を除く)。)なお、振替未了の取扱いとは、渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録が発生したときに振替の実行を行う取扱いであり、振替不能の取扱いとは、当該振替請求はなかったものとする取扱いである。</p> <p>振替未了の取扱いとなっている場合であって、取扱時間の終了時まで渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録が発生しなかったときは、当該振替請求はなかったものとして取り扱う。</p> <p>機構が行う信託の記録は以下の通り。</p> <p>振替請求において、渡方機構加入者口座が信託口である場合には、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。</p> <p>振替請求において、受方機構加入者口座が信託口である場合には、</p>

内 容		備 考	
<p>b 振替処理結果の通知</p> <p>機構は、振替請求に基づく振替を実行したときは、受方機構加入者及び渡方機構加入者に対し、振替処理結果の通知を行う。</p>		<p>当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。</p> <p>当日連動振替請求、当日DVP振替請求及び当日貸株DVP振替請求については、振替日の前営業日の午後8時から午後10時までに入力された当日振替請求については、振替日の午前9時に処理を行う。</p> <p>機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p>	
処理結果の種類	主な通知の方法	取扱時間	主な出力項目
(a) 先日付振替請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法(帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表(口座処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	口座残高増減区分 相手方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数量 信託財産表示区分 振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 社内処理用項目(任意) メッセージ(任意) 時刻 株式等リファレンスNO
	オンラインリアルタイム接続による方法(帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表(口座処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	統合Web端末入力(画面照会)に	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。

内 容					備 考
		よる方法（証券口座処理明細（前日分）及び処理明細詳細）			
		統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	
（b）当日振替請求に関する振替処理結果		オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	先日付振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。	
		統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分）及び処理明細詳細）	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	
		統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	
（c）先日付連動振替請求に関する振替処理結果		ファイル伝送による方法（帳表ファイル（処理明細）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	口座残高増減区分 相手方機構加入者コード 時刻 銘柄コード 振替数量 送信者リファレンスNO センタリファレンスNO	

内 容				備 考
		オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分）及び処理明細詳細）	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。
	(d) 当日連動振替請求に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで	先日付連動振替請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。

内 容				備 考
(e) 先日付 D V P 振替請求 (先日付貸株 D V P 振替請求) に関する振替処理結果	(当日分) ファイル伝送による方法 (帳表ファイル (処理明細) の受信)	振替日の午前 3 時から午後 8 時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 決済価額 実相手方機構加入者コード 送信者リファレンス NO センタリファレンス NO	
	オンラインリアルタイム接続による方法 (帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表 (口座処理明細表) の受信)	振替日の午前 3 時から午後 8 時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	
	統合 W e b 端末入力 (画面照会) による方法 (証券口座処理明細 (前日分))	振替日の午前 7 時から午後 8 時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	
	統合 W e b 端末入力 (C S V ファイルダウンロード) による方法 (証券口座処理明細データ (前日分))	振替日の午前 7 時から午後 8 時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	
	(f) 当日 D V P 振替請求 (当日貸株 D V P 振替請求) に関する振替	オンラインリアルタイム接続による方法 (振替実行済通知の受信)	振替日の午前 7 時から午後 2 時まで	

内 容				備 考
処理結果	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替実行済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	
（g）前日残高調整請求に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード（と同じ） 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分 株式等リファレンスNO	
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	

内 容					備 考
		統合Web端末入力(CSVファイルダウンロード)による方法(証券口座処理明細データ(前日分))	振替日の午前7時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。	
(h) 当日残高調整請求に関する振替処理結果		オンラインリアルタイム接続による方法(振替済通知の受信)	振替日の午前9時から業務終了時まで	前日残高調整請求に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。	
		統合Web端末入力(画面照会)による方法(証券口座処理明細(当日分))	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	
		統合Web端末入力(CSVファイルダウンロード)による方法(振替済通知、証券口座処理明細データ(当日分))	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	
	(i) 受入予定証券完了請求に関する振替処理結果		オンラインリアルタイム接続による方法(振替済通知の受信)	振替日の午前9時から業務終了時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 株式等リファレンスNO
		統合Web端末入力(画面照会)による方法(証券口座処理明細(当日分))	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	

内 容				備 考
		分))		
		統合Web端末入力(CSVファイルダウンロード)による方法(振替済通知、証券口座処理明細データ(当日分))	振替日の午前7時から午後8時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
<p>(4) 直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>当該通知を受けた口座管理機関が振替通知事項に係る振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座における増加の記録 当該通知を受けた口座管理機関が振替通知事項に係る振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>2. 例外的な手続</p> <p>(1) 指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い 機構は、機構加入者のうち指定証券取引清算機関(株式会社日本証券クリアリング機構及び株式会社ほふりクリアリング)が対象取引(有価証券債務引受業の対象となる債務の起因となる取引であって、当該指定証券取引清算機関がその業務方法書において定めるものをいう。)の決済に係る振替株式の振替の請求を、清算参加者(当該指定証券取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該指定証券取引清算機関が行う有価証券債務引受業の相手方となるための資格を有する者をいう。)である渡方機構加入者に代わって当該指定証券取引清算機関から受けた場合は、当該指定証券取引清算機関が指定した振替をする日に、当該振替請求についての前記1.(3)と同様の処理を行う。</p>				
<p>信託に関する事項の通知を受けた場合には、当該振替先口座に信託の記録をする。</p> <p>間接口座管理機関の承認時の機構からの通知により、口座管理機関はその上位機関及び下位機関の顧客口所在コードを把握しているため、左記の「直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるもの」は、通知された振替通知事項の振替先口座の加入者口座コード中の顧客口所在コードから知ることができる。</p> <p>(業59条、施61条) 株式会社日本証券クリアリング機構(以下この注において「JSCC」という。)による振替請求の概要については、以下のとおり。 (1) 振替請求の種類と請求方法 a 渡方振替請求(市場取引) 受方振替請求(市場取引) (a) 取扱時間(ファイルの集信時間): 振替日の前営業日の午</p>				

内 容	備 考
	<p>前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 請求する方法：ファイル伝送による。</p> <p>(c) データレコードの主な項目</p> <p>【渡方振替請求(市場取引)】</p> <p>清算機関コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>渡方機構加入者コード</p> <p>振替数</p> <p>【受方振替請求(市場取引)】</p> <p>清算機関コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>受方機構加入者コード</p> <p>振替数</p> <p>受方一時停止区分</p> <p>機構加入者別受領銘柄順位</p> <p>銘柄別受方機構加入者優先順位</p> <p>(d) 訂正・取消方法：集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換え、振替日に振替未了となっているデータについては、端末入力又はオンラインリアルタイム接続の渡方振替請求訂正電文又は受方振替請求訂正電文により訂正・取消。</p> <p>b 当日振替請求(市場取引)</p> <p>(a) 取扱時間：午前9時から午後3時30分まで</p> <p>(b) 請求する方法：オンラインリアルタイム接続又は端末入力による。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 特別口座に係る振替についての取扱い</p> <p>a 特別口座からの振替</p> <p>特別口座の加入者は、当該特別口座を振替元口座とし当該加入者の他の口座又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることはできない。</p>	<p>(c) 電文又は画面入力的主要項目</p> <p>振替事由 銘柄コード 受方機構加入者コード 渡方機構加入者コード 振替数 渡方一時停止数量 受方一時停止数量</p> <p>(d) 訂正・取消方法：端末入力又はオンラインリアルタイム接続の渡方振替請求訂正電文又は受方振替請求訂正電文により訂正・取消。</p> <p>(2) 振替請求についての条件の付与の取扱い</p> <p>J S C C は、振替請求を行う場合に、J S C C の定めるところに従って計算される振替限度内に限ってその全部又は一部の振替を行う旨の条件を付することができる。</p> <p>機構は、加入者の口座が特別口座であるか否かの情報を加入者情報システムに登録しているが、機構に対する振替請求において振替元口座の加入者口座コード及び振替先口座の加入者口座コードが入力された場合であっても、当該振替請求が左記の取扱いに反していないことのチェックは行わない。</p> <p>口座管理機関は、振替先の口座の有無や名義について、振替先口座照会の機</p>

内 容	備 考
<p>b 特別口座への振替 特別口座の発行者以外の加入者は、特別口座を振替先口座とする振替の申請をすることはできない。</p>	<p>能を利用して確認をすることが可能である。</p> <p>特別口座を振替元口座とし、当該特別口座の加入者の他の口座又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替が実行されたことが判明した場合には、当該振替に係る口座管理機関間において連絡を取り合い、振戻しを行うなど適切に対応しなければならない。</p> <p>特別口座を振替元口座とし、特別口座でない口座を振替先口座とする場合の取扱いについては、平成 20 年 12 月 5 日全国株惣連合会理事会決定「特別口座から一般口座への振替えに係る事務指針」参照。</p> <p>口座管理機関は、振替先の口座が特別口座であるか否かについて、機構に対する振替先口座照会の機能を利用して確認をすることが可能である。</p> <p>特別口座の開設の申出をした発行者以外の加入者がする当該特別口座を振替先口座とする振替が実行されたことが判明した場合には、当該振替に係る口座管理機関において連絡を取り合い、振戻しを行うなど適切に対応しなければならない。</p> <p>機構加入者が自己分について振替請求を行う場合には、機構加入者自身が事前に振替先口座が特別口座でないことを確認しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 発行者に対する権利行使に伴う振替、自己株式の処分に伴う振替 単元未満株式の買取請求に係る振替、取得請求権付株式の取得請求に係る振替、新株予約権の行使に係る振替、取得条項付株式の一部取得に係る振替、株式無償割当てにおける自己株式の処分(交付)に係る振替、株主有償割当増資における自己株式の処分(交付)に係る振替については、それぞれの手続の項目を参照。</p> <p>(4) 売出し等に係る振替 振替株式の売出し(金融商品取引法第2条第4項の有価証券の売出しをいう。)に係る振替は、一般の振替手続により行うものとする。振替株式の募集における引受主幹事から引受人又は引受人から申込人への募集株式の受渡しに係る振替も同様とする。</p> <p>3. 振替の制限</p> <p>(1) 機構による振替の制限 機構は、特定の銘柄について、振替をしない日を定めることができる。この場合(備考欄の場合を除く。)において、機構は、あらかじめその旨を、Target 保振サイトにより、機構加入者に対し通知する。</p>	<p>引受人の買取引受による売出しの場合には、売出人の口座から引受人の口座への振替及び引受人の口座から申込人の口座への振替が行われる。</p> <p>(業60条、施75条) 特定の銘柄の振替株式の振替をしない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。 新株式数申告が新設合併又は株式移転に係るものである場合(新設合併又は株式移転における割当て比率が1であって新株式数申告をすることを要しない場合を含む。)には、新株式数申告を行う日の翌日から新設合併又は株式移転の効力発生日までの各日(新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替株式に限る。) 取扱開始日から新規記録日の前日までの各日 その他振替をしないことが必要と機構が認める日</p>

内 容	備 考
<p>第2 担保に係る振替手続等</p> <p>1. 担保に係る振替手続等</p> <p>(1) 担保に係る振替手続</p> <p>a 担保取引と振替手続との関係</p> <p>振替株式を担保の目的とする担保取引としては、法定の担保物権である質権の設定のほかに、担保権者が所有権を取得する方法を用いた譲渡担保などが考えられるが、いずれも、その効力を発生させ対抗要件を備えるためには、振替の手続が必要となる。担保取引の性格は当事者の契約により決められるものと考えられるが、以下においては質権及び譲渡担保権の設定を想定して、その振替手続等について説明する。</p> <p>b 担保に係る振替手続の概要</p> <p>(a) 質入れ関連の手続</p> <p>ア 質入れ(質権設定)のための振替</p> <p>振替株式を質入れするときは、加入者である質権設定者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座に記録されている振替株式について質権者の口座の質権欄を振替先口座とする振替の申請を行う。</p> <p>イ 登録株式質権者となるべき旨の申出</p>	<p>株式担保取引に係る事務手続については、全国銀行協会「新振替制度における株式担保取引の事務フロー(公表資料)」について」及び日本証券業協会「株券等電子化の下での振替実務に関する基本的考え方について」参照。</p> <p>振替株式の質入れ(質権設定)は、振替の申請により、質権者がその口座の質権欄に当該質入れに係る数についての増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>左記の申請に係る振替が実行されることにより、質権設定者の口座に減少の記録がされ、質権者の口座の質権欄に増加の記録がされる。</p> <p>(業 126 条、施 173 条)</p>

内 容	備 考
<p>質権設定された振替株式を登録株式質として取り扱うときは、加入者である質権者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座の質権欄に記録されている振替株式について登録株式質権者となるべき旨の申出を行う。</p> <p>ウ 担保株式の届出 質入れのための振替がされた場合には、その振替に係る振替元口座又は振替先口座の加入者は、その直近上位機関に申し出て、機構に対し、振替がされた担保株式について、担保株式の届出をすることができる。</p>	<p>登録株式質として取り扱うか否かについては質権設定契約により当事者によって取り決められ、登録株式質権者となるべき旨の申出は、その取り決めの履行の手續である。</p> <p>登録株式質権者となるべき旨の申出は、質を登録質として取り扱うための手續であり、質入れの効力の発生とは関係ない。当該申出を行わない場合には、略式質として取り扱われることになる。</p> <p>左記の申出により、当該直近上位機関の備える登録株式質権者管理簿にその申出された内容が記録される。総株主通知においては、発行者に対し、質権欄に記録された振替株式のうち登録質権者管理簿に記録のあるものについては、当該質権欄に記録された株主に加えて質権者についても通知が行われ、株主名簿に株主と質権者が記載される。</p> <p>(業 159 条、施 225 条)</p> <p>機構は、次に掲げる場合において、当該届出に係る振替先口座(担保株式が記録されている口座)を開設する口座管理機関に対し、加入者による個別株主通知の申出に係る報告の請求又は発行者による振替口座簿の情報提供請求に係る請求の取次ぎを行う。</p> <p>当該届出に係る担保株式の株主である加入者から個別株主通知の申出があった場合 当該届出に係る担保株式の株主</p>

内 容	備 考
<p>エ 質権の解除のための振替 質権設定された振替株式の質権の解除をするときは、加入者である質権者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座の質権欄に記録されている振替株式について質権設定者の口座を振替先口座とする振替の申請を行う。</p> <p>オ 質権の実行のための振替 質権設定された振替株式の質権の実行をするときは、加入者である質権者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座の質権欄に記録されている振替株式について振替の申請を行う。</p> <p>(b) 譲渡担保差入れ関連手続 ア 譲渡担保差入れ(譲渡担保権設定)のための振替 加入者である譲渡担保権設定者が、その直近上位機関に対し、譲渡担保権者の保有欄を振替先口座とする振替の申請を行う。</p> <p>イ 特別株主の申出 譲渡担保権設定された振替株式を略式譲渡担保として取り扱うときは、加入者である譲渡担保権者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座の保有欄に記録されている振替株式について特別株主の申出を行う。</p>	<p>である加入者についての発行者による振替口座簿の情報提供の請求があった場合</p> <p>振替株式の譲渡(譲渡担保権設定)は、振替の申請により、譲受人(譲渡担保権者)がその口座における保有欄に当該譲渡に係る数についての増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。 左記の申請に係る振替が実行されることにより、譲渡担保権設定者の口座に減少の記録、譲渡担保権者の口座の保有欄に増加の記録がされる。</p> <p>(業 111 条、施 166 条) 略式譲渡担保として取り扱うか否かについては担保権設定契約により当事者によって取り決められ、特別株主の申出は、その取り決めの履行の手続である。 特別株主の申出は、譲渡担保を略式として取り扱うための手続であり、譲渡担保差入れの効力の発生とは関係がな</p>

内 容	備 考
<p>ウ 担保株式の届出 譲渡担保差入れのための振替がされた場合には、その振替に係る振替元口座又は振替先口座の加入者は、その直近上位機関に申し出て、機構に対し、振替がされた担保株式について、担保株式の届出をすることができる。</p> <p>エ 譲渡担保権の解除のための振替 譲渡担保権設定された振替株式の譲渡担保権の解除をするときは、加入者である譲渡担保権者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座の保有欄に記録されている振替株式について譲渡担保権設定者の口座を振替先口座とする振替の申請を行う。</p> <p>オ 譲渡担保権の実行のための振替 譲渡担保権設定された振替株式の譲渡担保権の実行（任意売却）をするときは、加入者である譲渡担保権者が、その直近上位機関に対し、当該加入者の口座の保有欄に記録されている振替株式について振替の申請を行う。</p> <p>(2) 加入者による振替の申請 a 口座管理機関の加入者による直近上位機関に対する振替の申請 口座管理機関の加入者は、自己の口座の保有欄又は質権欄に記録されている振替株式について、他の加入者の口座の保有欄又は質権欄へ担保に係る振替をしようとするときは、直近上位機関に対し、次に掲げる振替の種別に応じて、それぞれに掲げる事項を指定して振替の申請を行わなければならない</p>	<p>い。当該申出を行わない場合には、登録譲渡担保として取り扱われることになる。以下においては、略式譲渡担保を前提として説明する。</p> <p>左記の申出により、当該直近上位機関の備える特別株主管理簿に申出された内容が記録される。総株主通知においては、保有欄に記録された振替株式のうち特別株主管理簿に記録があるものについては、当該保有欄の加入者に代わり申出された特別株主が株主として通知され、株主名簿に記録される。</p> <p>(業 159 条、施 225 条)</p> <p>任意売却ではない実行(譲渡担保権者による完全な所有権の取得)の場合には振替は必要ではなく、特別株主の申出内容の変更(取消)の手續となる。</p> <p>(業 53 条、施 51 条)</p> <p>加入者が口座管理機関に対して振替の申請を行う具体的な方法(口座振替依頼書の提出など)は、各口座管理機</p>

内 容	備 考
<p>い。</p> <p>(a) 保有欄から質権欄への振替 (質権設定) 減少の記録がされる銘柄及び振替数 振替元口座 (保有欄) 振替先口座 (質権欄であることを明示) の振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所 振替日 信託に関する事項</p> <p>(b) 質権欄から質権欄への振替 (転質権設定・転質権解除・質権移転) 減少の記録がされる銘柄及び振替数 振替元口座 (質権欄) 振替先口座 (質権欄であることを明示) の振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所 振替日 信託に関する事項</p> <p>(c) 質権欄から保有欄への振替 (質権解除、質権実行、質権の転担保) 減少の記録がされる銘柄及び振替数 振替元口座 (質権欄) 振替先口座 (保有欄) の振替数のうち株主ごとの数並びに当該株主の氏名又は名称及び住所 振替日 信託に関する事項</p> <p>(d) 保有欄から保有欄への振替 (譲渡担保権設定・転譲渡担保権設定・転譲渡担保権解除、譲渡担保権移転) 減少の記録がされる銘柄及び振替数 振替元口座 (保有欄) 振替先口座 (保有欄)</p>	<p>関の定めるところによる。</p> <p>略式譲渡担保の目的である振替株式を質入れする場合 (譲渡担保を質として転担保する場合) を除き、左記の株主は振替の申請を行った加入者 (振替元口座の名義人) である。</p> <p>振替元口座である質権欄には、株主ごとの数、当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の加入者口座コードが記録されている。</p> <p>登録株式質権者となるべき旨の申出において、登録株式質権者となるべきものが転質権者であり、かつ転質した質権者に登録株式質権者があった場合は、転質した質権者に係る事項を、書面により、機構に対して申し出る必要がある。</p> <p>振替元口座である質権欄には、株主ごとの数、当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の加入者口座コードが記録されている。</p> <p>左記は、振替先口座の加入者が特別株主の申出を行うことが想定されている場合であって、その特別株主の情報を振替通知事項として振替先口座を開設する口座管理機関又は機構に対して</p>

内 容	備 考
<p>の振替数のうち特別株主ごとの数並びに当該特別株主の氏名または名称及び住所 振替日 信託に関する事項</p> <p>(e) 保有欄から保有欄への振替 (譲渡担保権解除) 減少の記録がされる銘柄及び振替数 振替元口座 (保有欄) 振替先口座 (保有欄) の振替数のうち特別株主ごとの数並びに当該特別株主の氏名または名称及び住所 振替日 信託に関する事項</p> <p>b 機構加入者による機構に対する振替の申請 機構加入者は、自己の口座 (顧客口を除く。) に記録されている振替株式について、他の加入者 (機構加入者を含む。) の口座へ担保に係る振替をしようとするときは、機構に対し、振替請求により振替の申請を行う。</p> <p>(3) 加入者から振替の申請を受けた口座管理機関及びその上位機関である口座管理機関における処理 a 口座管理機関による機構に対する振替先口座の照会 (任意) (a) 振替先口座の照会</p>	<p>通知したいときに、その旨を指定するものである。担保のための振替申請であっても加入者がそのことを明示しない場合には、指定されない。</p> <p>振替先口座の加入者が特別株主の申出を行うか否か (略式譲渡担保としてとして取り扱う否か) については、担保権設定契約により当事者によって取り決められる。</p> <p>譲渡担保権設定の場合、左記 の特別株主は振替の申請を行った加入者 (振替元口座の名義人) である。転譲渡担保権設定又は転譲渡担保権解除の場合には、特別株主管理簿に特別株主ごとの数並びに当該特別株主の氏名または名称及び住所並びに当該特別株主の加入者口座コードが記録されている。</p> <p>特別株主の申出がされている場合には、特別株主管理簿に特別株主ごとの数、当該株主の氏名又は名称及び住所並びに当該株主の加入者口座コードが記録されている。左記 は、その特別株主の申出の解除をするための指定である。</p> <p>(業 56 条、施 52 条)</p>

内 容	備 考
<p>ア 照会することができる者 加入者から担保に係る振替の申請を受けた口座管理機関は、機構に対し、振替先口座の有無について照会することができる。</p> <p>イ 照会する方法 前記第1 1.(2)と同様。</p> <p>(b) 照会結果を受ける方法 前記第1 1.(2)と同様。</p> <p>b 振替の申請を受けた口座管理機関における処理 加入者からの振替の申請を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p>	<p>振替株式の質入れ又は譲渡担保差入れのために振替が行われる場合であって、その振替先口座を開設する口座管理機関が当該振替株式の株主から同意を得ている場合には、当該口座管理機関は、当該株主の加入者口座コード(振替元口座)について同様の照会をすることができる(口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて当該照会を行う。)。なお、担保権者が機構加入者であり、当該機構加入者が当該振替株式の株主から同意を得ている場合も同様とする。</p> <p>振替の申請を受けた口座管理機関は、振替元口座における減少の記録日(振替日)と振替先口座における増加の記録日を同一とするよう事務処理を行う。なお、何らかの事情により、担保に係る振替の処理において、振替元口座に減少を記録した日と振替先口座に増加を記録した日が異なっているときは、機構及び口座管理機関は、その加入者の申出により、振替先口座の増加の記録日に振替元口座の減少の記録日</p>

内 容	備 考
<p>振替元口座における振替数についての減少の記録（振替元口座が質権欄である場合には、株主ごとの数の減少の記録）</p> <p>振替の申請を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する振替通知事項の通知</p>	<p>を付記しなければならない。</p> <p>質権欄への振替については、振替通知事項として、質権欄に記録すべき株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コードを定めているが、振替通知事項を通知すべき口座管理機関は株主の加入者口座コードのみを通知し、通知を受けた口座管理機関が機構への加入者情報の照会（株主の加入者口座コードを指定）を利用して当該株主の氏名又は名称、住所の情報を機構から入手し口座に記録する対応も可能である。</p> <p>左記 の直近上位機関が機構である場合の処理については、（４）「機構における処理」参照。</p> <p>左記 の振替通知事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p> 銘柄及び数 振替元口座（加入者口座コード） （任意） 振替先口座（加入者口座コード） 振替日 株主又は特別株主の氏名又は名称及び住所 の株主又は特別株主の加入者口座コード の株主又は特別株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人である場合にはその旨 信託に関する事項 その他振替を行うために必要な事項</p>

内 容	備 考
<p>振替の申請を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座における増加の記録（振替先が質権欄である場合には、株主ごとの数の増加の記録並びに当該株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コードの記録）</p> <p>振替の申請を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>c 直近下位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>当該通知をした直近下位機関の顧客口における減少の記録 当該通知を受けた口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関でない場合には、その直近</p>	<p>(注) その他振替を行うために必要な事項としては、階層構造における処理に関する事項などが考えられるが、具体的には振替当事者である口座管理機関間で決定する。機構に対する振替請求が発生する場合には、当該振替請求に必要な事項(受方機構加入者コードなど)を通知事項とする必要がある。</p> <p>左記 の通知を受けた口座管理機関の事務処理については、(5)「直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理」参照。</p> <p>質権欄への振替については、振替通知事項として、質権欄に記録すべき株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コードを定めているが、振替通知事項を通知すべき口座管理機関は株主の加入者口座コードのみを通知し、通知を受けた口座管理機関が機構への加入者情報の照会(株主の加入者口座コードを指定)を利用して当該株主の氏名又は名称、住所の情報を機構から入手し口座に記録する対応も可能である。</p> <p>左記 の直近上位機関が機構である</p>

内 容	備 考												
<p>上位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座における増加の記録（振替先が質権欄である場合には、株主ごとの数の増加の記録並びに当該株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コードの記録）</p> <p>当該通知を受けた機構又は口座管理機関が当該振替に係る共通直近上位機関であり、かつ、振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>d 機構に対する振替請求 機構加入者による機構に対する次の通知又は申請は、振替請求により行う。 機構加入者による振替の申請 直接口座管理機関である機構加入者による機構に対する振替通知事項の通知</p> <p>(a) 振替請求の種類と請求方法 担保に係る振替手続に関する機構に対する振替請求には次に掲げる種類がある。</p> <table border="1" data-bbox="309 1106 1505 1439"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>請求方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先日付振替請求（質権）</td> <td>統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）</td> </tr> <tr> <td> 前日振替請求（質権）</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求（質権）</td> <td>オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）</td> </tr> <tr> <td>先日付振替請求（譲渡担保）</td> <td>統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）</td> </tr> <tr> <td> 前日振替請求（譲渡担保）</td> <td>ファイル伝送</td> </tr> </tbody> </table>	振替請求の種類	請求方法	先日付振替請求（質権）	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	前日振替請求（質権）	ファイル伝送	当日振替請求（質権）	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	先日付振替請求（譲渡担保）	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	前日振替請求（譲渡担保）	ファイル伝送	<p>場合の処理については、(4)「機構における処理」参照。</p> <p>左記 の通知を受けた口座管理機関の事務処理については、(5)「直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理」参照。</p> <p>左記 又は の場合であっても、機構加入者口座の区分口座間の振替（複数の顧客口の間での振替）が発生するときは、振替の申請を受けた口座管理機関は の措置をとる。（この措置は、振替法上の手続ではなく、制度における事務上の手続である。）</p> <p>振替日の前営業日までに入力する請求を先日付振替請求というが、ファイル伝送による請求については、振替日の前営業日にのみ入力可能であり、当該請求を前日振替請求という。</p> <p>先日付振替請求、当日振替請求、先日付連動振替請求及び当日連動振替請求は、一般の振替手続で利用されるもの</p>
振替請求の種類	請求方法												
先日付振替請求（質権）	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）												
前日振替請求（質権）	ファイル伝送												
当日振替請求（質権）	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）												
先日付振替請求（譲渡担保）	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）												
前日振替請求（譲渡担保）	ファイル伝送												

内 容		備 考										
当日振替請求（譲渡担保）	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）	と同一のものであるが、これは、当該振替請求により一般の振替と担保に係る振替のどちらも行いうることができることを意味している。なお、質権又は譲渡担保権の設定に先日付DVP振替請求又は当日DVP振替請求を利用することは一般的ではないと考えられることから、それらは表中に掲げていないが、担保取引のための振替にそれらを利用することを排除するものではない。										
先日付振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）											
前日振替請求	ファイル伝送											
当日振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）											
先日付連動振替請求	決済照合システムへの入力											
当日連動振替請求	決済照合システムへの入力											
先日付証券担保指定振替請求	統合Web端末入力（画面入力）											
前日証券担保指定振替請求	ファイル伝送											
当日証券担保指定振替請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力）											
先日付証券担保指定解除請求	統合Web端末入力（画面入力）											
前日証券担保指定解除請求	ファイル伝送											
当日証券担保指定解除請求	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力）											
担保指定証券預託（相手先指定・株式等）	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）											
担保指定証券預託（相手先指定・株式等・受入予定証券完了）	オンラインリアルタイム接続、統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）											
<p>(b) 振替請求の種類と可能な振替の対応及び担保の届出又は特別株主の申出の関係</p> <p>振替に係る振替元口座と振替先口座の組み合わせにより、各種振替請求のうち利用できるものは限定される。また、当該振替請求が行われた場合に機構に対する担保株式の届出又は特別株主の申出が同時に行われたものとして処理されるものがある。その詳細は別紙2-3-1を参照のこと。</p> <p>(c) 各種振替請求の方法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>振替請求の種類</th> <th>振替請求の方法</th> <th>取扱時間</th> <th>主な入力項目</th> <th>訂正・取消方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 先日付振替請求</td> <td>統合Web端末</td> <td>振替日の前</td> <td>決済日</td> <td>集信日及びその翌</td> </tr> </tbody> </table>		振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法	ア 先日付振替請求	統合Web端末	振替日の前	決済日	集信日及びその翌	
振替請求の種類	振替請求の方法	取扱時間	主な入力項目	訂正・取消方法								
ア 先日付振替請求	統合Web端末	振替日の前	決済日	集信日及びその翌								

内 容					備 考
求（質権）	入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法	営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	<p>質権事由（設定・解除・転質・振替（実行））</p> <p>渡方機構加入者の機構加入者コード</p> <p>受方機構加入者の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード</p> <p>振替数</p> <p>信託財産表示区分（任意）</p> <p>振替元口座の加入者口座コード</p> <p>振替先口座の加入者口座コード</p> <p>株主の加入者口座コード</p> <p>受方登録質区分（任意）</p> <p>渡方登録質区分</p> <p>メッセージ（任意）</p>	<p>営業日以降は、統合Web端末入力の先日付振替請求（質権）取消電文により取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付振替請求（質権）を行う。</p> <p>振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力の当日振替請求（質権）取消電文により取消を行うことができ（訂正は取消後に再入力を行う）その入力は振替日の午前7時から午後3時30分まで行うことができる。</p>	<p>先日付振替請求、前日振替請求及び当日振替請求においては、メッセージ欄への入力により情報の伝達をすることが可能である。</p>
イ 前日振替請求（質権）	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日（集信日）の午前3時から午後8時まで	先日付振替請求（質権）の統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法の項目の～と同様。	<p>集信日当日に訂正・取消をする場合には、ファイル単位の置き換えとする。</p> <p>振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不</p>	

内 容					備 考
ウ 当日振替請求 (質権)	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	先日付振替請求(質権)の統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法の項目と同様。	能の取扱いとなる。 渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。	
	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
エ 先日付振替請求(譲渡担保)	統合Web端末入力(画面入力、CSVファイル入力)による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	決済日 担保事由(設定・解除・転担保) 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分(任意) 振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 特別株主の加入者口座コード メッセージ(任意)	集信日及びその翌営業日以降は、統合Web端末入力の先日付振替請求(譲渡担保)取消電文により取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付振替請求(譲渡担保)を行う。振替日に振替未了又は一時停止となっているデータについては、統合Web端末入力の当日振替請求(譲渡担保)取消電文により取消を行うことができ(訂正は取消後に再入力)	

内 容					備 考
					行う) その入力 は振替日の午前7時 から午後3時30 分まで行うことが できる。
オ 前日振替請求 (譲渡担保)	ファイル伝送に よる方法	振替日の前 営業日(集 信日)の午 前3時から 午後8時ま で	先日付振替請求(譲渡 担保)の統合Web端 末入力(画面入力、C S Vファイル入力)に よる方法の項目の ~ と同様。)	集信日当日に訂 正・取消をする場 合には、ファイル 単位の置き換えと する。 振替日に渡方機構 加入者口座に振替 可能な数の記録が ないときは振替不 能の取扱いとなる	
カ 当日振替請求 (譲渡担保)	オンラインリアル タイム接続に よる方法	振替日の午 前9時から 午後3時3 0分まで	先日付振替請求(譲渡 担保)の統合Web端 末入力(画面入力、C S Vファイル入力)に よる方法の項目と同 様。	渡方機構加入者口 座に振替可能な数 の記録がないとき は振替不能の取扱 いとなる。	
	統合Web端 末入力(画面入力、 C S Vファイル 入力)による方 法	オンライン リアルタイ ム接続と同 様。	オンラインリアルタ イム接続による方法 の項目と同様。	オンラインリアル タイム接続と同 様。	
キ 先日付振替請 求	一般の振替と同様。				
ク 前日振替請求	一般の振替と同様。				
ケ 当日振替請求	一般の振替と同様。				
コ 先日付連動振 替請求	一般の振替と同様。				
サ 当日連動振替	一般の振替と同様。				

内 容					備 考
シ 先日付証券担保指定振替請求	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時から午後8時まで	対象機構加入者コード 割当機構加入者コード 銘柄コード 数量	振替日の前営業日まで、取消を行うことができる。訂正する場合は、取消後に改めて先日付証券担保指定振替請求を行う。振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。	
ス 前日証券担保指定振替請求	ファイル伝送による方法	振替日の前営業日(集信日)の午前3時から午後8時まで	対象機構加入者コード 割当機構加入者コード 銘柄コード 数量	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。	
セ 当日証券担保指定振替請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午前9時から午後3時30分まで	前日証券担保指定振替請求のファイル伝送による方法の項目と同様。	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる	
	統合Web端末入力(画面入力)による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
ソ 先日付証券担保指定解除請求	統合Web端末入力(画面入力)による方法	振替日の前営業日までの各営業日午前9時か	対象機構加入者コード 割当機構加入者コード	振替日に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不	

内 容					備 考
			ら午後 8 時まで	銘柄コード 数量	能の取扱いとなる。
タ 前日証券担保 指定解除請求	ファイル伝送による方法	振替日の前 営業日（集 信日）の午 前 3 時から 午後 8 時ま で	対象機構加入者コード 割当機構加入者コード 銘柄コード 数量	振替日に渡方機構 加入者口座に振替 可能な数の記録が ないときは振替不 能の取扱いとな る。	
チ 当日証券担保 指定解除請求	オンラインリアルタイム接続による方法	振替日の午 前 9 時から 午後 3 時 3 0 分まで	前日証券担保指定解 除請求のファイル伝 送による方法の項目 と同様。	振替日に渡方機構 加入者口座に振替 可能な数の記録が ないときは振替不 能の取扱いとなる	
	統合 Web 端末 入力（画面入力） による方法	オンライン リアルタイム 接続と同 様。	オンラインリアルタイム 接続の項目と同 様。	オンラインリアル タイム接続と同 様。	
ツ 担保指定証券 預託（相手先指 定・株式等）	オンラインリアルタイム 接続による方法	振替日の前 営業日の午 前 7 時から 午後 8 時ま で又は当日 の午前 7 時 から午後 1 時 30 分まで	質権事由、担保事 由（設定・解除・転 質・転担保・振替（実 行）） 渡方機構加入者 の機構加入者コード 相手方機構加入 者の機構加入者コ ード 銘柄コード 振替数 決済日 信託財産表示区 分 振替元口座の加	渡方機構加入者口 座に振替可能な数 の記録がないとき は振替未了の取扱 いとなる。	

内 容					備 考
				入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 株主、特別株主の加入者口座コード 受方登録質区分（任意） 渡方登録質区分（任意） メッセージ（任意）	
	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
テ 担保指定証券預託（相手先指定・株式等・受入予定証券完了）	オンラインリアルタイム接続による方法	午前7時から午後2時まで	担保指定証券預託（相手先指定・株式等）のオンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。	渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは振替不能の取扱いとなる。	
	統合Web端末入力（画面入力、CSVファイル入力）による方法	オンラインリアルタイム接続と同様。	オンラインリアルタイム接続の項目と同様。	オンラインリアルタイム接続と同様。	
<p>(d) 振替通知事項の通知の取扱い</p> <p>振替先口座を開設する口座管理機関に対する振替通知事項のうち、振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知されない事項については、当該振替に係る振替請求をした機構加入者又はその下位機関であって振替の申請をした加入者の直近上位機関が必要な通知をする。</p>					<p>振替システムにより当該口座管理機関又はその上位機関である機構加入者に通知される事項については、接続仕様書等を参照。</p>

内 容	備 考								
<p>c 振替の一時停止機能の利用不可 先日付振替請求(質権) 当日振替請求(質権) 先日付振替請求(譲渡担保)及び当日振替請求(譲渡担保)については、振替の実行を一時停止する機能を利用することはできない。</p> <p>(4) 機構における処理</p> <p>a 機構における振替の実行 機構は、機構加入者から振替請求を受けたときは、次に掲げる振替請求の区別に従い、それぞれに定める時に、渡方機構加入者口座において減少の記録を行うとともに、受方機構加入者口座において増加の記録を行う。</p> <p>先日付振替請求(質権) : 振替日の業務開始時(午前9時) 当日振替請求(質権) : 振替請求受付後直ちに 先日付振替請求(譲渡担保): 振替日の業務開始時(午前9時) 当日振替請求(譲渡担保) : 振替請求受付後直ちに 先日付振替請求 : 振替日の業務開始時(午前9時) 当日振替請求 : 振替請求受付後直ちに 先日付連動振替請求 : 指定された振替日の業務開始時(午前9時) 当日連動振替請求 : 振替請求受付後直ちに 先日付証券担保指定振替請求: 振替日の業務開始時(午前9時) 当日証券担保指定振替請求 : 振替請求受付後直ちに 先日付証券担保指定解除請求: 振替日の業務開始時(午前9時) 当日証券担保指定解除請求 : 請求受付後直ちに 担保指定証券預託(相手先指定・株式等) : 請求受付後直ちに(振替日の前営業日までに入力されたものについては、振替日の午前9時) 担保指定証券預託(相手先指定・株式等・受入予定証券完了) : 請求受付後直ちに</p> <p>b 振替処理結果の通知 機構は、振替請求に基づく振替を実行したときは、受方機構加入者及び渡方機構加入者に対して、振替処理結果の通知を行う。</p> <table border="1" data-bbox="302 1257 1509 1441"> <thead> <tr> <th>処理結果の種類</th> <th>通知の方法</th> <th>取扱時間</th> <th>出力項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 先日付振替請求(質権)に関する振替処理結果</td> <td>ファイル伝送による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)</td> <td>振替日の午前3時から午後8時まで</td> <td>口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード</td> </tr> </tbody> </table>	処理結果の種類	通知の方法	取扱時間	出力項目	(a) 先日付振替請求(質権)に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード	<p>左記のそれぞれに定める時に渡方機構加入者口座に振替可能な数の記録がないときは、 から については振替不能の取扱い、 から については振替未了の取扱いとなる。</p> <p>機構が行う信託の記録は以下の通り。 振替請求において、渡方機構加入者口座が信託口である場合には、当該渡方機構加入者口座の信託の記録の抹消を行う。 振替請求において、受方機構加入者口座が信託口である場合には、当該受方機構加入者口座の信託の記録を行う。</p> <p>振替日の前営業日の午後8時から午後10時までに入力された当日連動振替請求については、振替日の午前9時に処理を行う。</p> <p>振替日に減少すべき口座に振替可能な数の記録がないときは、振替不能の取扱いとなる。振替不能分については振替を行うためには、当日振替請求(質権)により再度、振替請求を行う必要がある。 担保関係処理明細については、ファイ</p>
処理結果の種類	通知の方法	取扱時間	出力項目						
(a) 先日付振替請求(質権)に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法(帳表ファイル(担保関係処理明細表)の受信)	振替日の午前3時から午後8時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード						

内 容					備 考
				ード 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分 振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 株主の加入者口座コード 受方登録質区分 渡方登録質区分 メッセージ 株式等リファレンスNO	ル伝送及び統合Web端末（画面照会及びCSVファイルダウンロード）により通知する。なお、統合Web端末による照会において、担保関係処理明細（当日分）は、先日付振替請求（質権又は譲渡担保）に関する振替処理結果を、担保関係処理明細（前日分）は、当日振替請求（質権又は譲渡担保）及び前営業日における先日付振替請求（質権又は譲渡担保）に関する振替処理結果を照会することができる。
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル（担保関係処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。		
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。		
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。		
(b) 当日振替請求（質権）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前9時から業務終了時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数		

内 容				備 考
			信託財産表示区分 振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 株主の加入者口座コード 受方登録質区分 渡方登録質区分 メッセージ 送信者リファレンスNO 株式等リファレンスNO	
		統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前9時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前9時から業務終了時まで	オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
	（c）先日付振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果	ファイル伝送による方法（帳表ファイル（担保関係処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	口座残高増減区分 渡方機構加入者の機構加入者コード 受方機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 振替数 信託財産表示区分 振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 特別株主の加入者口座コード メッセージ 株式等リファレンスNO

内 容				備 考	
	オンラインリアルタイム接続による方法（帳表ファイル（担保関係処理明細表）の受信）	振替日の午前3時から午後8時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。		
	統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。		
	統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（証券口座処理明細データ（前日分））	午前9時から業務終了時まで	ファイル伝送による方法の項目と同様。		
	（d）当日振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果	オンラインリアルタイム接続による方法（振替済通知の受信）	振替日の午前7時から業務終了時まで		先日付振替請求（譲渡担保）に関する振替処理結果のファイル伝送による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（画面照会）による方法（証券口座処理明細（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで		オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
		統合Web端末入力（CSVファイルダウンロード）による方法（振替済通知、証券口座処理明細データ（当日分））	振替日の午前7時から業務終了時まで		オンラインリアルタイム接続による方法の項目と同様。
c 登録株式質権者管理簿への記録				登録株式質権者管理簿への記録につ	

内 容	備 考
<p>機構は、先日付振替請求（質権）又は当日振替請求（質権）において受方登録質区分又は渡方登録質区分が入力されている場合であって、次のいずれかに該当するときは、登録株式質権者管理簿にそれぞれに定める記録を行う。（別紙2 - 3 - 1の表を参照。）</p> <p>渡方登録質区分が入力されている場合であって振替元口座が機構加入者口座（質権口）であるとき 振替元口座の機構加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出があったものとして登録株式質権者管理簿に変更の記録</p> <p>受方登録質区分が入力されている場合であって振替先口座が機構加入者口座であるとき 振替先口座の機構加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出があったものとして、登録株式質権者管理簿に記録</p> <p>d 特別株主管理簿への記録</p> <p>機構は、別紙2 - 3 - 1の表に従い、振替先口座又は振替元口座の機構加入者から特別株主の申出又は特別株主の申出内容の変更の申出があったものとされる場合には、特別株主管理簿にその記録を行う。</p>	<p>いては、3 .「登録株式質権者となるべき旨の申出に関する手続」参照。</p> <p>振替請求の入力ミスなどにより、登録株式質権者管理簿に記録された内容に誤りがあることが判明した場合には、振替先口座の機構加入者が、登録株式質権者の申出の取消又は申出内容の変更の申出を行う。</p> <p>受方登録質区分が入力されている場合であって振替先口座が機構加入者口座であるときで、登録株式質権者となるべきものが転質権者であり、かつ転質した質権者に登録株式質権者があった場合は、転質した質権者に係る事項を、書面により、機構に対して申し出る必要がある。</p> <p>渡方登録質区分が入力されている場合であって振替元口座が機構加入者口座（質権口）で転質権者である登録株式質権者であり、転質した質権者に登録株式質権者があった場合で、振替により登録株式質権でなくなる場合、転質した質権者に係る事項に係る変更について、書面により、機構に対して申し出る必要がある。</p> <p>特別株主管理簿への記録については、2 .「特別株主の申出に関する手続」参照。</p> <p>振替請求の入力ミスなどにより、特別株主管理簿に記録された内容に誤りがあることが判明した場合には、振替先口座の機構加入者が、特別株主の申出</p>

内 容	備 考
<p>e 加入者情報システムへの担保株式に関する届出情報の記録 機構は、別紙2 - 3 - 1の表に従い、加入者から担保株式の届出又は届出内容の変更の届出が行われたものとして取り扱う場合には、株主等通知用データに担保株式に関するその情報の記録を行う。</p> <p>(5) 直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近上位機関から振替通知事項の通知を受けた口座管理機関は、直ちに、次に掲げる措置をとらなければならない。 当該通知を受けた口座管理機関が振替通知事項に係る振替先口座を開設したものである場合には、当該振替先口座における増加の記録(振替先口座が質権欄である場合には、株主ごとの数の増加の記録並びに当該株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コードの記録) 当該通知を受けた口座管理機関が振替通知事項に係る振替先口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であって当該振替先口座の加入者の上位機関であるものの顧客口における増加の記録及び当該直近下位機関に対する振替通知事項の通知</p> <p>2. 特別株主の申出に関する手続 (1) 加入者による特別株主の申出に係る手続</p>	<p>の取消又は申出内容の変更の申出を行う。</p> <p>加入者情報システムへの担保株式に関する届出情報の記録については、4. 「担保株式の届出に関する手続」参照。 振替請求の入力ミスなどにより、担保株式に関する届出情報として記録された内容に誤りがあることが判明した場合には、振替元口座又は振替先口座の加入者が、担保株式に関する届出の訂正、取消又は届出内容の変更の届出を行う。</p> <p>質権欄への振替については、振替通知事項として、質権欄に記録すべき株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コードを定めているが、振替通知事項を通知すべき口座管理機関は株主の加入者口座コードのみを通知し、通知を受けた口座管理機関が機構への加入者情報の照会(株主の加入者口座コードを指定)を利用して当該株主の氏名又は名称、住所の情報を機構から入手し口座に記録する対応も可能である。なお、機構が振替システムにより通知する振替通知事項については、第2の1(3)b「振替の申請を受けた口座管理機関における処理」備考欄参照。</p> <p>(業111条、112条及び115条、施166条、</p>

内 容	備 考
<p>a 口座管理機関の加入者による特別株主の申出</p> <p>(a) 特別株主の申出 口座管理機関の加入者は、その口座の保有欄に記録された振替株式が担保の目的で振替を受けたものである場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して特別株主の申出をすることができる。</p> <p>申出を行う振替株式が記録されている口座 申出を行う振替株式の銘柄及び数 特別株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 当該特別株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときはその旨 申出を行う振替株式について の口座に増加の記録がされた日</p> <p>(b) 特別株主の申出内容の変更の申出 特別株主の申出をした口座管理機関の加入者は、申出に係る振替株式について増減が生じたときは、当該口座管理機関に対し、次に掲げる事項を示して特別株主の申出内容の変更の申出をしなければならない。</p> <p>申出を行う振替株式が記録されている口座 申出を行う振替株式の銘柄及び数 特別株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 減少した数及び当該減少が生じた日</p> <p>b 機構加入者による特別株主の申出</p> <p>(a) 特別株主の申出 機構加入者は、その口座の保有口、決済口又は信託口に記録された振替株式が担保の目的で譲り受けたものである場合には、機構に対し、次に掲げる方法により、特別株主の申出をすることができる。</p> <p>ア 申出の手段 統合W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間</p>	<p>167 条及び 168 条)</p> <p>加入者が口座管理機関に対して特別株主の申出を行う具体的な方法は、各口座管理機関の定めるところによる。</p> <p>の日は、原則として、特別株主の申出を行う振替株式に係る直近の総株主通知の株主確定日又は申出をする加入者による直近の個別株主通知の申出受付日以前の日とすることはできない。</p> <p>振替請求により特別株主の申出があったものとして取り扱われる場合については、別紙 2 - 3 - 1 を参照。</p>

内 容	備 考
<p>午前9時から午後3時30分まで</p> <p>ウ 申出事項 申出を行う振替株式が記録されている機構加入者口座の機構加入者コード 銘柄コード 申出を行う数 特別株主の加入者口座コード 当該申出に係る増加の記録の日（効力発生日） 申出又は申出解除の別</p> <p>エ 訂正・取消方法 統合Web端末により申出の解除を行うことができる。</p> <p>(b) 特別株主の申出内容の変更の申出 機構加入者による特別株主の申出内容の変更の申出は、特別株主の申出の解除及び再申出により行う。</p> <p>(c) 申出状況の照会 特別株主の申出を行った機構加入者は、次に掲げる方法により、機構に対し、当該機構加入者の申出に係る特別株主管理簿に記録された内容を照会することができる。</p> <p>ア 照会の手段 統合Web端末画面照会（「特別株主管理簿残高」画面）</p> <p>イ 取扱時間 午前9時から業務終了時まで</p> <p>ウ 入出力事項 （入力項目） 申出を行った振替株式が記録されている機構加入者口座の区分口座コード 銘柄コード 特別株主の加入者口座コード</p>	<p>振替請求により特別株主の申出内容の変更の申出があったものとして取り扱われる場合については、別紙2-3-1を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(出力項目) 機構加入者コード 銘柄コード 特別株主の加入者口座コード 当該特別株主に係る特別株主管理簿の記録事項</p> <p>(2) 加入者から特別株主の申出又はその内容の変更の申出を受けた口座管理機関における処理</p> <p>a 特別株主管理簿への記録 口座管理機関は、加入者から特別株主の申出又はその内容の変更の申出を受けたときは、その備える特別株主管理簿及び特別株主管理簿に準ずる帳簿に、特別株主の申出及びその内容の変更の申出に係る次に掲げる事項を記録する。 申出をした加入者の氏名又は名称及び住所 申出に係る振替株式の記録された口座 銘柄及び銘柄ごとの数 特別株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 申出を受けた日 の数について の加入者の口座に増加の記録がされた日 申出が振替株式の数についての増減が生じたことによるものであるときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日 当該特別株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときはその旨</p> <p>b 特別株主管理簿の記録の変更 口座管理機関は、株式併合、株式分割、合併、株式交換及び株式移転において、申出に係る振替株式が記録された口座に記録された振替株式の数に一定比率を乗じて振替株式の数を増減させたときは、それに応じて、特別株主管理簿に準ずる帳簿の記録内容の変更を記録する。</p> <p>c 機構加入者から特別株主の申出又はその内容の変更の申出を受けた機構における処理 (a) 特別株主管理簿への記録 機構は、機構加入者から特別株主の申出又は内容の変更の申出(申出の解除及び再申出)を受けたときは、その備える特別株主管理簿に、特別株主の申出及びその内容の変更の申出に係る次に掲げる事項を記録する。 申出をした加入者の氏名又は名称及び住所 申出に係る振替株式の記録された口座</p>	<p>(業 110 条、113 条及び 114 条、施 165 条)</p> <p>振替株式が全部抹消されたとき及び取扱廃止となったときも同様。</p> <p>機構は、機構加入者から特別株主の申出又は内容の変更の申出があったときは、担保株式の届出又は届出内容の変更若しくは解除の届出があったものとして取り扱う。</p>

内 容	備 考
<p> 銘柄及び数 特別株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 申出を受けた日 申出が振替株式の数についての増減が生じたことによるものであるときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日 当該特別株主が外国人保有制限銘柄の直接外国人であるときはその旨 </p> <p> (b) 機構加入者等への通知 機構は、特別株主の申出の処理結果について申出を行った機構加入者に対し通知する。 </p> <p> (c) 特別株主管理簿の記録の変更 機構は、株式併合、株式分割、合併、株式交換及び株式移転において、申出に係る振替株式が記録された口座に記録された振替株式の数に一定比率を乗じて振替株式の数を増減させたときは、それに応じて、特別株主管理簿の記録内容の変更を記録する。 </p> <p> (d) 担保株式の届出との関係 機構は、特別株主管理簿に記録された振替株式については、担保株式の届出があったものとして取り扱う。 </p> <p> 3. 登録株式質権者となるべき旨の申出に関する手続 (1) 加入者による登録株式質権者となるべき旨の申出に係る手続 a 口座管理機関の加入者による登録株式質権者となるべき旨の申出 (a) 登録株式質権者となるべき旨の申出 口座管理機関の加入者は、その直近上位機関に対し、その口座の質権欄に記録された振替株式について、次に掲げる事項を示して登録株式質権者となるべき旨の申出をすることができる。 申出を行う振替株式が記録されている口座 申出を行う振替株式の銘柄及び数 申出を行う振替株式の株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者に登録株式質権者がある場合は、その氏名又は名称、住所及び加入者口座コード </p> <p> (b) 登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出 登録株式質権者となるべき旨申出をした口座管理機関の加入者は、申出に係る振替株式について減少が生じたとき(b(b)の場合を除く。)は、直ちに、(a)の直近上位機関に対し、次に </p>	<p> 振替請求により特別株主の申出又はその内容の変更の申出があったものとして取り扱われる場合については、別紙2-3-1を参照。 </p> <p> 振替株式が全部抹消されたとき及び取扱廃止となったときも同様。 </p> <p> (業126条、127条及び130条、施173条、174条及び175条) </p> <p> 加入者が口座管理機関に対して登録株式質権者となるべき旨の申出を行う具体的な方法は、各口座管理機関の定めるところによる。 </p>

内 容	備 考
<p>掲げる事項を示して登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出をしなければならない。</p> <p>申出を行う振替株式が記録されている口座 申出を行う振替株式の銘柄及び数 申出を行う振替株式の株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 申出を行う振替株式について、当該加入者が転質権者である場合で、転質をした質権者に登録株式質権者がある場合は、その氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 減少した数及び当該減少が生じた日</p> <p>b 機構加入者による登録株式質権者となるべき旨の申出</p> <p>(a) 登録株式質権者となるべき旨の申出 質権口の機構加入者は、機構に対し、その質権口に記録された振替株式について、登録株式質権者となるべき旨の申出をすることができる。</p> <p>ア 申出の手段 統合Web端末</p> <p>イ 取扱時間 午前9時から午後3時30分まで</p> <p>ウ 申出事項 申出を行う振替株式が記録されている機構加入者口座の機構加入者コード 銘柄コード 申出を行う数 申出を行う振替株式の株主の加入者口座コード</p> <p>エ 訂正・取消方法 統合Web端末入力により申出内容の取消を行うことができる。</p> <p>(b) 登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出 質権口の機構加入者は、機構に対し、登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出をすることができる。</p>	<p>振替請求により登録株式質権者となるべき旨の申出があったものとして取り扱われる場合については、別紙2-3-1を参照。</p> <p>申出を行うものが転質権者であり、転質をしたものに登録株式質権者がある場合は(前記a(a)の事項の申告がされた場合)、端末入力項目とは別に、機構に対し、書面により、その氏名又は名称、住所及び加入者口座コード等を申告する。</p> <p>機構加入者口座が質権信託口であって、登録株式質権者として信託財産名義を総株主通知等に際して発行者に通知したい場合には、端末入力項目とは別に、機構に対し、書面により、当該信託財産名義の加入者口座コードを申告する。</p> <p>振替請求により登録株式質権者となるべき旨の申出内容の変更の申出があったものとして取り扱われる場合につ</p>

内 容	備 考
<p>ア 申出の手段 統合Web端末</p> <p>イ 取扱時間 午前9時から午後3時30分まで</p> <p>ウ 申出事項 申出を行う振替株式が記録されている機構加入者口座の機構加入者コード 銘柄コード 申出を行う数 申出を行う振替株式の株主の加入者口座コード 当該申出に係る変更事項</p> <p>(c) 申出状況の照会 登録株式質権者となるべき旨の申出を行った機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の申出に係る登録株式質権者管理簿に記録された内容を照会することができる。</p> <p>ア 照会の手段 統合Web端末画面照会(「質権者管理簿残高」画面)</p> <p>イ 取扱時間 午前9時から業務終了時まで</p> <p>ウ 入出力事項 (入力項目) 申出を行った振替株式が記録されている機構加入者口座の区分口座コード 銘柄コード</p> <p>(出力項目) 機構加入者コード 銘柄コード 株主の加入者口座コード 当該申出に係る登録株式質権者管理簿の記録事項</p>	<p>いては、別紙2-3-1を参照。</p> <p>申出を行う振替株式について、当該加入者が転質権者である場合で、転質をした質権者に登録株式質権者がある場合は(前記a(b)の事項の申告がされた場合) 端末入力項目とは別に、機構に対し、書面により、その氏名又は名称、住所及び加入者口座コード等を申告する。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出又はその内容の変更の申出を受けた口座管理機関における処理</p> <p>a 登録株式質権者管理簿への記録 口座管理機関は、加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出又はその内容の変更の申出を受けたときは、その備える登録株式質権者管理簿に、登録株式質権者となるべき旨の申出及びその内容の変更の申出に係る次に掲げる事項を記録しなければならない。 申出に係る振替株式の記録された口座 銘柄及び数 申出に係る振替株式の株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者に登録株式質権者がある場合はその氏名又は名称、住所及び加入者口座コード</p> <p>b 登録株式質権者管理簿の記録の変更 口座管理機関は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、申出に係る振替株式が記録された口座に記録された振替株式の数に一定比率を乗じて振替株式の数を増減させたときは、それに応じて、登録株式質権者管理簿の記録内容の変更を記録する。</p> <p>c 新規記録時における記録 発行者からの新規記録通知において、加入者が登録株式質権者である旨及び質権の目的である振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数等の通知がされたときは、当該加入者の直近上位機関は、当該加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出があったものとして、登録株式質権者管理簿に通知された内容を記録する。</p> <p>(3) 機構加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出又はその内容の変更の申出を受けた機構における処理</p> <p>a 登録株式質権者管理簿への記録 機構は、機構加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出又はその内容の変更の申出を受けたときは、その備える登録株式質権者管理簿に、登録株式質権者となるべき旨の申出及びその内容の変更の申出に係る次に掲げる事項を記録する。 申出に係る振替株式の記録された口座 銘柄及び数 申出に係る振替株式の株主の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者に登録株式質権者がある場合は</p>	<p>(業 125 条、128 条及び 129 条、施 172 条)</p> <p>振替株式が全部抹消されたとき及び取扱廃止となったときも同様。</p> <p>加入者が特例登録質権者である旨が通知されたものについては、登録株式質権者管理簿には記録しない。</p> <p>振替請求により登録株式質権者となるべき旨の申出又はその内容の変更の申出があったものとして取り扱われる場合については、別紙 2 - 3 - 1 を参照。 機構は、申告された内容(転質した申出質権者の氏名又は名称、住所及び加</p>

内 容	備 考
<p data-bbox="324 172 913 199">その氏名又は名称、住所及び加入者口座コード</p> <p data-bbox="232 810 734 837">b 登録株式質権者管理簿の記録の変更</p> <p data-bbox="259 847 1525 991">機構は、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て、取得条項付株式若しくは全部取得条項付種類株式の全部取得の対価の交付、会社分割、合併、株式交換又は株式移転において、申出に係る振替株式が記録された口座に記録された振替株式の数に一定比率を乗じて振替株式の数を増減させたときは、それに応じて、登録株式質権者管理簿の記録内容の変更を記録する。</p> <p data-bbox="232 1075 595 1102">c 新規記録時における記録</p> <p data-bbox="259 1112 1525 1256">発行者からの新規記録通知において、加入者が登録株式質権者である旨及び質権の目的である振替株式の数及び当該数のうち株主ごとの数等の通知がされたときは、当該加入者の直近上位機関は、当該加入者から登録株式質権者となるべき旨の申出があったものとして、登録株式質権者管理簿に通知された内容を記録する。</p> <p data-bbox="170 1299 586 1326">4. 担保株式の届出に関する手続</p> <p data-bbox="188 1335 770 1362">(1) 加入者による担保株式の届出に係る手続</p> <p data-bbox="232 1372 846 1399">a 口座管理機関の加入者による担保株式の届出</p> <p data-bbox="266 1409 542 1436">(a) 担保株式の届出</p>	<p data-bbox="1585 172 2078 389">入者口座コード等)については、振替システム内の登録株式質権者管理簿の情報と紐付けて振替システム外の登録株式質権者管理簿で管理をし、総株主通知のときに、振替システム外で発行者に通知する。</p> <p data-bbox="1585 399 2078 766">機構は、申告された内容(機構加入者口座が質権信託口であって、登録株式質権者として信託財産名義を総株主通知等に際して発行者に通知したい場合の当該信託財産名義の加入者口座コード等)については、振替システム内の登録株式質権者管理簿の情報と紐付けて振替システム外の登録株式質権者管理簿で管理をし、総株主通知のときに、振替システム外で発行者に通知する。</p> <p data-bbox="1585 847 2078 916">振替株式が全部抹消されたとき及び取扱廃止となったときも同様。</p> <p data-bbox="1585 1112 2078 1219">加入者が特例登録質権者である旨が通知されたものについては、登録株式質権者管理簿には記録しない。</p> <p data-bbox="1563 1335 2078 1404">(業 159 条、160 条、161 条、162 条及び 163 条、施 225 条)</p>

内 容	備 考
<p>振替元口座又は振替先口座の口座管理機関の加入者は、担保の目的で振替株式の振替がされた場合には、機構に対し、振替がされた担保株式（質権又は略式譲渡担保権の目的である振替株式をいう。以下同じ。）についての担保株式の届出をすることができる。その場合、加入者は、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、担保株式の届出の取次ぎの請求を行う。</p> <p>届出を行った加入者の氏名又は名称 振替元口座の加入者の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 振替先口座の加入者の氏名又は名称、住所及び加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の氏名又は名称及び加入者口座コード 担保株式の銘柄 振替日 その他機構が定める事項</p> <p>(b) 担保株式の届出内容の変更の届出 口座管理機関の加入者は、担保株式の届出事項の変更又は解除が生じたときは、機構に対し、届出内容の変更又は解除の届出をする。その場合、加入者は、その直近上位機関に対し、変更する事項を示して、担保株式の届出の変更又は解除の届出の取次ぎの請求を行う。</p> <p>b 機構加入者による担保株式の届出 機構加入者による担保株式の届出及びその解除又は内容の変更（担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更を除く。）の届出の手続は、(2) bによる。</p> <p>(2) 加入者から担保株式の届出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関における処理 a 届出の取次ぎの委託</p>	<p>加入者が口座管理機関に対して担保株式の届出の取次ぎの請求を行う具体的な方法は、各口座管理機関の定めるところによる。</p> <p>口座管理機関は、担保株式の届出を行うおうとする加入者に係る加入者情報の登録を、担保株式の届出の取次ぎを行う前日までに行っておかなければならない。</p> <p>機構加入者口座の質権口に記録された振替株式又は機構に対し特別株主の申出を行った振替株式については、担保株式の届出及びその解除又は内容の変更の届出は不要である。</p> <p>振替請求により担保株式の届出又はその内容の変更の届出があったものとして取り扱われる場合については、別紙2-3-1を参照。</p> <p>担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更方法については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>加入者から担保株式の届出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に担保株式の届出の取次ぎを委託する。当該委託を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>b 届出の取次ぎ</p> <p>(a) 届出の取次ぎ等</p> <p>直接口座管理機関は、その加入者から担保株式の届出の取次ぎの請求を受けたとき又は直近下位機関から前記 a の届出の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、当該届出の取次ぎをする。機構加入者が機構に対し担保株式の届出を行う場合も同様とする。</p> <p>(b) 取次ぎの方法</p> <p>ア 届出の手段</p> <p>統合W e b 端末 (画面入力、 C S V ファイル入力)</p> <p>イ 取扱時間</p> <p>午前 9 時から午後 8 時まで</p> <p>ウ 届出事項</p> <p>振替元口座の加入者の加入者口座コード 振替先口座の加入者の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の加入者口座コード 申出を行う振替株式の株主の加入者口座コード 担保株式の銘柄コード 振替日 その他機構が定める事項</p> <p>エ 訂正・取消方法</p> <p>統合W e b 端末入力により申出内容の取消を行うことができる。</p> <p>(3) 直接口座管理機関から届出の取次ぎを受けた機構における処理</p> <p>a 担保株式届出記録簿への記録</p> <p>機構は、直接口座管理機関から加入者による担保株式についての届出の取次ぎを受けたときは、担保株式届出記録簿に、当該届出における担保株式の株主に係る情報として、(2) で通知された内容を記録する。</p>	<p>振替請求により担保株式の届出又はその解除の届出があったものとして取り扱われる場合については、別紙 2 -</p>

内 容	備 考
<p>b 総株主報告に基づく担保株式の届出に関する処理</p> <p>機構は、直接口座管理機関から総株主報告を受けた場合であって、次に掲げるときには、それぞれに定める処理を行う。</p> <p>(a) 担保株式についての届出の記録に係る振替先口座を開設する口座管理機関から、当該口座について担保株式の株主である加入者の加入者口座コードに係る振替株式の数の報告がない(すでに担保権者の口座に担保株式の残高がない)とき</p> <p>届出内容の解除の届出があったものとして、担保株式の届出の記録を抹消する。</p> <p>(b) 報告された通知株主に係る振替株式が記録されている口座が当該通知株主の名義でない場合(当該振替株式が担保株式である場合であり、通知株主の加入者口座コードとは別に当該記録口座(担保権者の口座)の加入者口座コードが報告される。)であって、通知株主の加入者口座コードに係る株主等通知用データに担保株式についての届出における振替先口座として当該記録口座が記録されていない(当該担保株式について担保株式の届出がされていない)とき</p> <p>通知株主の加入者口座コードに係る担保株式の届出があったものとして、次に掲げる内容を記録する。</p> <p>届出を行った加入者の加入者口座コード(ブランク)</p> <p>振替元口座の加入者の加入者口座コード(当該通知株主の加入者口座コード)</p> <p>振替先口座の加入者の加入者口座コード(当該通知株主に係る振替株式が記録されている口座の加入者口座コード)</p> <p>担保株式の株主である加入者の加入者口座コード(当該通知株主の加入者口座コード)</p> <p>担保株式の銘柄コード</p> <p>振替日(当該総株主報告に係る株主確定日)</p> <p>その他機構が定める事項</p> <p>(4) 担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更に関する取扱い</p> <p>a 加入者による申出</p> <p>(a) 口座管理機関の加入者による届出</p> <p>口座管理機関の加入者は、担保株式の届出で届け出た担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更を行うときは、機構に対し、担保株式の届出内容の変更の届出を行う。その場合、加入者は、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、担保株式の届出内容の変更の届出の取次ぎの請求を行う。</p> <p>届出を行う加入者の氏名又は名称</p>	<p>3 - 1 を参照。</p>

内 容	備 考
<p>振替元口座の加入者口座コード 振替先口座の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の変更前の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の変更後の加入者口座コード</p> <p>(b) 機構加入者による届出 機構加入者による担保株式の届出内容の変更(担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更)の届出の手続は、b(b)による。</p> <p>b 加入者から担保株式の届出内容の変更の届出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関における処理</p> <p>(a) 届出の取次ぎの委託 加入者から担保株式の届出内容の変更の届出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その直近上位機関に担保株式の届出内容の変更の届出の取次ぎを委託する。当該委託を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(b) 届出の取次ぎ ア 届出の取次ぎ等 直接口座管理機関は、その加入者から担保株式の届出内容の変更の届出の取次ぎの請求を受けたとき又は直近下位機関から届出の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げる事項を示して届出内容の変更の届出の取次ぎをする。機構加入者が機構に対し担保株式の届出内容の変更(担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更)の届出を行う場合も同様とする。</p> <p>届出を行った加入者の加入者口座コード 振替元口座の加入者の加入者口座コード 振替先口座の加入者の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の変更前の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の変更後の加入者口座コード</p>	<p>変更後の加入者口座コードについては、事前に、振替先口座照会機能により、当該コードの登録の有無の確認等を行うことが望ましい。</p> <p>担保株式の届出内容の変更の届出(担保株式の株主である加入者の加入者口座コードの変更)は、振替元口座の加入者(設定者)又は振替先口座の加入者(担保権者)が行うことができる。</p> <p>機構加入者口座の質権口に記録された振替株式又は機構に対し特別株主の申出を行った振替株式については、担保株式の届出が行われたものとして取り扱われるが、その場合の質権口に記録された株主の加入者口座コード又は特別株主の加入者口座コードの変更を</p>

内 容	備 考
<p>イ 取次ぎの方法 担保株式の届出の取次ぎと同様。</p> <p>c 機構における処理</p> <p>(a) 担保株式についての届出の記録の更新 機構は、直接口座管理機関から株主の加入者口座コードの変更に係る担保株式の届出内容の変更の届出の取次ぎを受けたときは、b(b)ア の加入者口座コードとb(b)ア の加入者口座コードが加入者情報システムにおいて名寄せされているか否かを確認し、名寄せされている場合には、該当の担保株式についての届出の記録における担保株式の株主である加入者の加入者口座コードを変更後のものに更新する。</p> <p>(b) 口座管理機関への通知 機構は、(a) 前段の確認において名寄せされている場合には、(a) 後段の処理結果について、当該担保株式が記録されている口座を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関）に対し通知する。 （当該通知を受けた口座管理機関が当該担保株式が記録されている口座を開設する者でないときは、その直近下位機関であって当該担保株式が記録されている口座を開設する者又はその上位機関である者に対し、機構から通知を受けた内容を通知する。当該通知を受けた口座管理機関が当該担保株式が記録されている口座を開設する者でないときも同様とする。）</p> <p>(c) 口座管理機関における処理 口座管理機関は、直近上位機関から(b)の通知を受けたときは、その備える振替口座簿上の加入者の口座の質権欄に記録された株主の加入者口座コード又は特別株主管理簿上の特別株主の加入者口座コードを、通知された変更後の加入者口座コードに変更する。</p> <p>(5) 担保株式の届出状況の照会</p>	<p>行いたいときは、機構加入者は、担保株式の届出内容の変更の届出の手続ではなく、機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された株主の加入者口座コードの変更の手続又は特別株主の申出内容の変更の申出の手続により行う。</p> <p>登録株式質権者管理簿に記録がある場合には、当該記録についても変更する。</p>

内 容	備 考
<p>担保株式の届出において振替元口座、振替先口座又は株主の加入者口座コードとして設定されている加入者の上位機関である直接口座管理機関は、機構に対し、当該加入者口座コードに係る担保株式の届出状況を照会することができる。</p> <p>a 照会の手段 統合W e b 端末画面照会（「担保株式届出記録簿」画面）又はC S V ファイルダウンロード</p> <p>b 取扱時間 午前7時から午後8時まで</p> <p>c 入出力事項 （入力項目） 表示区分 区分口座コード 銘柄コード 振替元口座の加入者の加入者口座コード 振替先口座の加入者の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の加入者口座コード 設定日（担保株式の届出の際に設定した振替日） 更新日（担保株式届出記録日が更新された日）</p> <p>（出力項目） 銘柄コード 設定日 更新日 振替元口座の加入者の加入者口座コード 振替先口座の加入者の加入者口座コード 担保株式の株主である加入者の加入者口座コード</p> <p>5. 機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された株主の加入者口座コードの変更の手続 （1）機構加入者による申出 機構加入者は、その機構加入者口座の質権口に記録された株主の加入者口座コードの変更を行うときは、機構に対し、次に掲げる方法により申出を行う。</p> <p>a 申出する手段 統合W e b 端末（画面入力）</p>	<p>左記の入力項目において入力が必要となる項目は のみであり、 から については（C S V ファイルダウンロードにおいては、及び）表示する対象を限定する場合に入力する任意項目である。</p> <p>変更後の加入者口座コードについては、事前に、振替先口座照会機能により、当該コードの登録の有無の確認等を行うことが望ましい。</p>

内 容	備 考
<p>b 取扱時間 午前9時から午後8時まで</p> <p>c 申出する項目 質権口の機構加入者コード 質権口に記録された株主の変更前の加入者口座コード 質権口に記録された株主の変更後の加入者口座コード 銘柄コード</p> <p>d 訂正・取消方法 統合Web端末入力により取次内容の取消を行うことができる。訂正する場合には、取消後に改めて加入者口座コードの変更の申出を行う。</p> <p>(2) 機構における処理 機構は、質権口に記録された株主の加入者口座コードの変更の申出を受けたときは、(1)c の加入者口座コードと(1)c の加入者口座コードが株主等通知用データにおいて名寄せされているか否かを確認し、名寄せされている場合には、(1)c の質権口に記録されている株主の加入者口座コードを変更後のものに更新する。</p> <p>(3) 機構加入者等への通知 機構は、(2)前段の確認において名寄せされている場合には、その処理結果について申出を行った機構加入者に対し通知するとともに、変更後の加入者口座コードに係る口座を開設する口座管理機関に対し、「担保株式の株主に係る加入者口座コード設定済」の通知を行う。名寄せされていない場合には、処理エラーの旨を、申出を行った機構加入者に対し通知する。</p> <p>6. その他 機構は、振替請求(質権)、振替請求(譲渡担保)、機構加入者による特別株主の申出、担保株式の届出及び機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された株主の加入者口座コードの変更の申出において示された株主又は特別株主の加入者口座コードに係る加入者情報の登録の有無を、それぞれの処理日の夜間においてチェックし、未登録であった場合には、その翌営業日より当該加入者情報が入力又は当該加入者口座コードの変更が行われ未登録状態が解消するまでの間、請求、申出、届出の取次ぎを行った機構加入者に対し、担保株式加入者未登録一覧を通知する。この場合、当該通知を受けた機構加入者は、速や</p>	

内 容	備 考
<p>かに未登録状態が解消するための措置をとらなければならない。</p> <p>第3 特別株主の申出の簡略化の取扱い</p> <p>特別株主の申出の簡略化の取扱いは、担保権者である機構加入者が担保専用口を用いて譲渡担保の目的である振替株式の受入れをする取扱いであり、当該機構加入者又は当該機構加入者が委託する他の機構加入者が当該譲渡担保の目的である振替株式の株主（特別株主）に係る事項について管理することが可能であると認められる場合に限って利用することができる。以下では、1．で特別株主の申出の簡略化の概要について説明した後、2．及び3．において各事務処理手順について説明する。</p> <p>1．特別株主の申出の簡略化の取扱いの概要</p> <p>(1) 振替及び特別株主の申出の省略</p> <p>a 担保差入れ（担保権設定）のための振替</p> <p>加入者である譲渡担保権設定者は、その直近上位機関に対し、譲渡担保権者である機構加入者の担保専用口を振替先口座とする振替の申請を行う。</p> <p>b 特別株主の申出の省略と特別株主管理事務</p>	<p>(業 116 条、117 条、118 条、119 条、120 条、121 条及び 122 条、施 169 条、170 条及び 171 条)</p> <p>機構加入者が機構から担保専用口の開設を受けようとするときは、区分口座の開設申請において当該区分口座を担保専用口とする旨の申出を行う。</p> <p>機構は、システム上で当該区分口座を担保専用口として認識し、各種処理の制御を行う。</p> <p>当該申請に係る振替が実行されることにより、譲渡担保権設定者の口座に減少の記録がされ、譲渡担保権者である機構加入者の担保専用口に増加の記録がされる。</p> <p>担保専用口に記録された振替株式については、他の機構加入者の担保専用口に転担保として振替することも可能である。なお、担保専用口から担保専用口でない口座に振り替えられた場合には、その振替株式は特別株主の申出の簡略化による取扱いの対象外となる。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、機構加入者の担保専用口に記載されている振替株式については、すべて当該機構加入者から特別株主の申出がされたものとして取り扱い、当該機構加入者に対し、当該振替株式に係る機構の特別株主管理簿に記載すべき事項の管理に係る事務を委託する。</p> <p>c 特別株主管理事務の再委託 担保専用口を持つ機構加入者（以下、申出省略機構加入者という。）は、特別株主の上位機関でないときは、特別株主である他の機構加入者又は特別株主の上位機関である他の機構加入者に対し、機構より委託を受けたbの事務を再委託する。</p> <p>d 総株主通知、個別株主通知及び発行者による振替口座簿の情報提供請求に係る事務処理 担保専用口に記載されている譲渡担保の目的である振替株式については、機構は、前記bにより、機構の特別株主管理簿に記載すべき事項の管理に係る事務を担保専用口の機構加入者に委託していることから、総株主通知、個別株主通知及び発行者による振替口座簿の情報提供請求に係る事務処理においては、委託を受けた機構加入者（当該機構加入者が特別株主管理事務の再委託をしているときは、当該再委託を受けた機構加入者）が、当該委託に係る特別株主についての報告を行う。</p> <p>（注） 新株式数申告を行う必要があるときは、申出省略機構加入者が機構より委託を受けた前記bの事務（特別株主管理事務）を他の機構加入者に再委託している場合には、当該申出省略機構加入者は当該再委託に係る振替株式についての新株式数申告に係る計算をすることができないことから、事前に、当該再委託に係る振替株式を当該他の機構加入者に返戻する必要がある。なお、特別株主管理事務の再委託をしていない場合には、担保専用口に記載された振替株式について当該担保専用口の機構加入者が新株式数申告を行うことは可能である。</p> <p>e 担保権の解除のための振替 担保専用口に記載されている振替株式の譲渡担保権の解除をするときは、当該担保専用口の機構加入者である譲渡担保権者が、機構に対し、一般の振替手続により譲渡担保権設定者の口座を振替先口座とする振替請求を行う。</p> <p>f 担保権の実行のための振替 担保専用口に記載されている振替株式の譲渡担保権の実行をするときは、当該担保専用口の機構加入者である譲渡担保権者が、機構に対し、一般の振替手続により振替請求を行う。</p>	<p>担保専用口から担保専用口でない口座に振り替えられた場合は、その振替株式は特別株主の申出の簡略化による取扱いの対象外となることから、当該担保専用口の機構加入者が特別株主管</p>

内 容	備 考
<p>(2) 特別株主管理事務の委託に係る手続</p> <p>a 特別株主管理事務の委託に係る状況の報告 担保専用口の機構加入者は、担保専用口に記録されている振替株式について、毎営業日に、機構に対し、特別株主管理事務の委託又は再委託に係る状況を報告する。機構は、当該委託又は再委託を受けている機構加入者に対し、当該委託又は再委託に係る状況を報告する。</p> <p>b 担保突合処理 担保専用口の機構加入者（当該機構加入者が特別株主管理事務の再委託をしているときは、当該再委託を受けた機構加入者も含む。）は、担保専用口に記録されている振替株式について、毎営業日に、担保受入れ・差入れについての担保突合処理を行う。</p> <p>2. 担保専用口への振替請求 担保専用口への振替に係る機構に対する振替請求は、一般の振替手続における振替請求を使用しなければならず、振替請求（譲渡担保）は使用してはならない。</p> <p>3. 担保専用口に関する特別株主の申出等の取扱い</p> <p>(1) 特別株主の申出の省略の取扱い</p> <p>a 機構加入者による機構に対する申出の省略 機構は、機構加入者口座の担保専用口に記録された振替株式については、増加の記録がされたときに当該口座の機構加入者から特別株主の申出があったものとして、また減少の記録がされたときに当該口座の機構加入者から特別株主の申出内容の変更（申出株式数の減少）の申出があったものとして取り扱う。</p>	<p>理事務を再委託しているときは、再委託先の機構加入者や当該再委託に係る担保突合処理を行っている機構加入者と十分に連絡をとる必要がある。</p> <p>担保専用口への振替は、譲渡担保の目的である振替株式に限って行うことができる。 機構に対する振替請求において、受方機構加入者口座として担保専用口を指定する。 ただし、振替請求（譲渡担保）【担保解除指定】を使って担保専用口への振替を行うことは可能である。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構による機構加入者への特別株主管理事務の委託 機構は、機構加入者口座の担保専用口に記録された振替株式に係る機構の特別株主管理簿に記録すべき事項について、申出省略機構加入者に対し、特別株主管理事務を委託する。</p> <p>c 委託先機構加入者による特別株主の管理 機構から特別株主管理事務の委託を受けた申出省略機構加入者(当該申出省略機構加入者が特別株主管理事務について他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしているときは当該他の機構加入者。以下「委託先機構加入者」という。)は、当該委託又は再委託に係る振替株式について、機構加入者による特別株主の申出又は申出内容の変更の申出を受けたときに機構が特別株主管理簿に記録すべき事項を、特別株主管理簿に準ずる帳簿により管理する。</p> <p>d 機構からの請求に基づく申出省略機構加入者による特別株主管理簿記録事項の報告 申出省略機構加入者(当該申出省略機構加入者が特別株主管理事務について他の機構加入者に再委託をしているときは委託先機構加入者。)は、機構が担保専用口に記録された振替株式に係る特別株主管理簿に記録すべき事項の報告を求めたときは、直ちに必要な事項の報告を行う。</p> <p>(2) 特別株主管理事務の委託に関する処理</p> <p>a 申出省略機構加入者による特別株主管理事務の再委託の取扱い 申出省略機構加入者は、その担保専用口に記録された振替株式に係る特別株主の上位機関でないときは、特別株主である他の機構加入者又は特別株主の上位機関である他の機構加入者(以下「再委託先機構加入者」という。)に対し、当該振替株式に係る特別株主管理事務を再委託する。</p>	<p>以下のような事項についての報告が必要となることが考えられる。</p> <p>特別株主の振替株式が記録されている担保専用口の機構加入者コード 銘柄及び数 特別株主の氏名又は名称並びに住所及び加入者口座コード の口座に記録された の特別株主の振替株式の数について増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日</p> <p>申出省略機構加入者は、特別株主管理事務の再委託をしているときは、機構の委託に基づく特別株主管理簿に記録すべき事項の管理に代えて、当該委託に係る振替株式についての再委託先機構加入者の委託先機構加入者口座(申</p>

内 容	備 考
<p>b 申出省略機構加入者による特別株主管理事務委託状況の機構への報告</p> <p>(a) 申出省略機構加入者による機構への特別株主管理事務委託状況の報告 申出省略機構加入者は、毎営業日に、前営業日の業務終了時にその担保専用口に記録されている振替株式について、(c) に掲げる特別株主管理事務委託状況報告データを作成し、機構に対し、(c) に掲げる方法により通知する。</p> <p>(b) 特別株主管理事務委託状況の報告についての他の機構加入者への委託の取扱い 申出省略機構加入者は、機構が認めた場合には、機構への特別株主管理事務委託状況報告データの通知を、他の機構加入者に委託することができる。</p>	<p>出省略機構加入者が特別株主管理事務の再委託をしていない場合の当該申出省略機構加入者の顧客口、再委託先機構加入者が特別株主である場合の再委託先機構加入者の自己口及び再委託先機構加入者が特別株主の上位機関である場合の再委託先機構加入者の顧客口をいう。以下同じ。)の加入者口座コードごとの数を管理する。</p> <p>左記の他の機構加入者の下位機関の加入者が特別株主である場合であっても、当該機構加入者が特別株主管理事務の受託者となる。</p> <p>原則として、以下の条件をすべて満たす場合に認める。</p> <p>委託を行う申出省略機構加入者は、あらかじめ、担保専用口ごとに、その旨を機構に届け出ること の届出があった担保専用口については、当該担保専用口に記録された振替株式のすべてについて通知の委託の取扱いとすること 委託を行う申出省略機構加入者が通知を委託する機構加入者は、の届出があった担保専用口について、申出省略機構加入者が機構に対して</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知する方法</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのアップロード)</p> <p>イ 取扱時間(ファイルの集信時間) (ア) ファイル伝送 毎営業日の午前3時から午前9時まで</p> <p>(イ) 統合Web端末 毎営業日の午前7時から午前9時まで</p> <p>ウ 主な通知項目 通知する機構加入者の機構加入者コード 申出省略機構加入者の担保専用口の機構加入者コード 銘柄コード 委託先機構加入者口座の機構加入者コード 前営業日の業務終了時において の申出省略機構加入者が の口座の機構加入者に特別株主管理事務の委託をする振替株式の数</p> <p>エ 訂正方法 (ア) ファイル伝送 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある機構加入者、銘柄コード及び作成基準日ごとにファイルを再送する。 集信日の翌営業日に限り、統合Web端末から訂正が可能。</p>	<p>通知した担保受入れデータにおける相手方機構加入者であること</p> <p>申出省略機構加入者が自己の顧客から担保として受け入れている振替株式が当該申出省略機構加入者の担保専用口に記録されている場合には、 の担保専用口を当該申出省略機構加入者の担保専用口として、 の口座を当該申出省略機構加入者の顧客口としてデータを作成する。 の委託先機構加入者口座は、当該委託先機構加入者が機構に総株主報告を行うときの報告元となる機構加入者口座である。</p>

内 容	備 考
<p>(イ) 統合Web端末 集信日当日及び翌営業日に、統合Web端末入力により訂正を行うことができる。</p> <p>c 申出省略機構加入者及び委託先機構加入者による担保受入れデータ及び担保差入れデータの機構への通知</p> <p>(a) 申出省略機構加入者による担保受入れデータ及び担保差入れデータの機構への通知 申出省略機構加入者は、毎営業日に、次に掲げるデータを作成し、機構に対し、(c)に掲げる方法により通知する。 当該申出省略機構加入者の担保専用口ごとの(c)に掲げる担保受入れデータ 当該申出省略機構加入者の担保専用口から他の機構加入者の担保専用口への振替を行っている場合(申出省略機構加入者が他の申出省略機構加入者に転担保をしている場合)には、担保専用口ごとの(c)に掲げる担保差入れデータ</p> <p>(b) 委託先機構加入者による担保差入れデータの機構への通知 委託先機構加入者は、毎営業日に、当該委託先機構加入者の委託先機構加入者口座から他の機構加入者の担保専用口に振り替えた振替株式会社について、担保専用口ごとの後記(c)に掲げる担保差入れデータを作成し、機構に対し、後記(c)に掲げる方法により通知する。</p> <p>(c) 通知する方法</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのアップロード)</p> <p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送 毎営業日の午前3時から午前9時まで</p> <p>(イ) 統合Web端末 毎営業日の午前7時から午前9時まで</p> <p>ウ 主な通知項目 【担保受入れデータ】 受入れ先機構加入者口座の機構加入者コード</p>	<p>申出省略機構加入者が自己の顧客から担保として受け入れている振替株式が当該申出省略機構加入者の担保専用口に記録されている場合(申出省略機構加入者が特別株主管理事務の再委託をしていない場合)には、当該申出省略機構加入者が自己の担保専用口に振替を受けた振替株式会社について、担保差入れデータの機構への通知を行う。</p> <p>受入れ先機構加入者口座とは、担保を受け入れた申出省略機構加入者の担保専用口のことを指す。</p>

内 容	備 考
<p>銘柄コード 差入れ元機構加入者口座の機構加入者コード</p> <p>前営業日の業務終了時において の口座から の担保専用口に入れている振替株式（すでに当該担保専用口から他の担保専用口へ振替済み（転担保差入れ中）のものを含む。）の数</p> <p>【担保差入れデータ】 差入れ元機構加入者口座の機構加入者コード</p> <p>銘柄コード 受入れ先機構加入者口座の機構加入者コード</p> <p>前営業日の業務終了時において の口座から の口座に差し入れている振替株式の数</p>	<p>差入れ元機構加入者口座とは、 の受入れ先機構加入者口座に増額の記録がされる起因となった振替請求における渡方機構加入者口座のことを指す。（当該振替が申出省略機構加入者間の転担保のためのものである場合には、委託先機構加入者口座とは異なる口座となる。）</p> <p>申出省略機構加入者が自己の顧客からその担保専用口へ担保として受け入れている振替株式については、 の口座を当該申出省略機構加入者の担保専用口として、 の口座を当該申出省略機構加入者の顧客口としてデータを作成する。</p> <p>差入れ元機構加入者口座とは、 の受入れ先機構加入者口座に増額の記録がされる起因となった振替請求における渡方機構加入者口座のことを指す。（当該振替が申出省略機構加入者間の転担保のためのものである場合には、委託先機構加入者口座とは異なる口座となる。）</p> <p>受入れ先機構加入者口座とは、担保を受入れた申出省略機構加入者の担保専用口のことを指す。</p> <p>申出省略機構加入者が自己の顧客からその担保専用口へ担保として受け入れている振替株式については、 の口座を当該申出省略機構加入者の顧客口</p>

内 容	備 考
<p>ア 特別株主管理事務委託対象株式数の通知 機構は、申出省略機構加入者の担保専用口ごとの特別株主管理事務委託対象株式数データを作成し、委託先機構加入者に対し通知する。</p> <p>イ 通知する方法 (ア) 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末(CSVファイルのダウンロード)</p> <p>(イ) 取扱時間 毎営業日の午後3時から午後8時まで</p> <p>(ウ) 通知項目 委託先機構加入者口座の機構加入者コード 銘柄コード 委託元の申出省略機構加入者の機構加入者コードごとの株式数</p> <p>(d) 特別株主管理事務委託状況の報告の委託をした申出省略機構加入者への通知 ア 報告委託分の特別株主管理事務委託状況の通知 機構は、特別株主管理事務委託状況の報告についての他の機構加入者への委託をした申出省略機構加入者がある場合には、特別株主管理事務報告委託分通知を作成し、特別株主管理事務委託状況の報告の委託をした申出省略機構加入者に対し、報告委託分の特別株主管理事務委託状況を通知する。</p> <p>イ 通知する方法</p>	<p>この場合において、通知を受けた委託先機構加入者は、通知された申出省略機構加入者の担保専用口に記録された通知された銘柄及び数に係る特別株主管理事務を行わなければならない。</p> <p>総株主通知に係る株主確定日の翌営業日については、特別株主管理事務委託対象株式数の通知と同時に総株主報告対象株式数の通知が行われるが、特別株主管理事務委託対象株式数については、委託先機構加入者の報告すべき振替株式の数として総株主報告対象株式数通知をする。</p>

内 容	備 考
<p>(ア) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(イ) 取扱時間(ファイルの集信時間) 毎営業日の午後3時から午後8時まで</p> <p>(ウ) 通知項目 申出省略機構加入者の担保専用口の機構加入者コード 報告の委託を受けた機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 担保専用口に係る差入元口座の機構加入者コード 前営業日の業務終了時における の担保専用口に係る差入元口座の機構加入者に対して特別株主管理事務の委託をする振替株式の数</p> <p>(e) 不一致の状況の通知 機構は、(a) の処理の結果で不一致が生じたときは特別株主管理事務委託状況突合不一致データ、(a) の処理の結果で不一致が生じたときは担保突合不一致データを作成し、申出省略機構加入者及び委託先機構加入者に対し、次に掲げる方法により通知する。 ア ファイル伝送による方法 (ア) 取扱時間(ファイルの配信時間) 毎営業日の午後3時から午後8時まで</p> <p>(イ) 通知項目 【特別株主管理事務委託状況突合不一致データ】 申出省略機構加入者又は委託先機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 相手方機構加入者コード 株式数 【担保突合不一致データ】 申出省略機構加入者又は委託先機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 相手方機構加入者コード 受入れ・差入れ区分 相手方機構加入者の受入れ・差入れ区分</p>	

内 容	備 考
<p style="text-align: center;">株式数</p> <p>イ 統合Web端末入力（画面照会）による方法 （ア）取扱時間（データの授受時間） 毎営業日の午後3時から業務終了時まで</p> <p>（イ）画面表示の主な項目 ファイル伝送による方法の通知項目と同様。</p> <p>e 申出省略機構加入者による訂正データの通知 申出省略機構加入者は、機構から特別株主管理事務委託状況突合不一致データ又は担保突合不一致データ又を受けたときは、その内容を確認の上、必要に応じて、機構に対し、次に掲げる方法により訂正データを通知する。</p> <p>（a）通知方法 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>（b）取扱時間（データの授受時間） 毎営業日の正午まで</p> <p>（c）入力の項目 【特別株主管理事務委託状況訂正申告データ】 報告する機構加入者の機構加入者コード 申出省略機構加入者の担保専用口の機構加入者コード 銘柄コード 委託先機構加入者口座の機構加入者コード 前営業日の業務終了時において の申出省略機構加入者が の口座の機構加入者に特別株主管理事務の委託をする振替株式の前々営業日の業務終了時からの増減数 【担保訂正申告データ】 受入れ先機構加入者口座の機構加入者コード 銘柄コード 差入れ元機構加入者口座の機構加入者コード 前営業日の業務終了時において の口座から の担保専用口に受け入れている振替株式（すでに当該担保専用口から他の担保専用口に振替済み（転担保差入れ中）のものを含む。） の前々営業日の業務終了時からの増減数</p>	

内 容	備 考
<p>f 機構による通知等</p> <p>(a) 特別株主管理事務委託対象株式数データ (修正後) の通知 機構は、訂正データの入力状況について、申出省略機構加入者及び委託先機構加入者に対し、次に掲げる方法により通知する。</p> <p>ア 取扱時間 (データの授受時間) 毎営業日の正午まで</p> <p>イ 通知方法 統合W e b 端末照会 (画面照会) による。</p> <p>ウ 照会画面の項目 申出省略機構加入者又は委託先機構加入者の機構加入者コード 銘柄コード 相手方機構加入者コード 株式数</p> <p>(b) 特別株主管理簿の修正 機構は、特別株主管理事務委託状況訂正報告データを受けたときは、特別株主管理簿の記録を修正する。</p> <p>第 4 反対株主の株式買取請求に係る振替手続等</p> <p>1 . 反対株主の株式買取請求に係る振替手続等</p> <p>(1) 発行者における振替機関等 (振替機関又は口座管理機関) に対する手続</p> <p>a 買取口座の開設の申出 発行者は、振替機関等に対し、買取口座の開設の申出を行う。</p> <p>b 買取口座を開設した振替機関等に対する反対株主の通知 発行者は、反対株主から株式買取請求があった場合には、買取口座を開設した振替機関等に対し、当該反対株主の氏名又は名称、住所、加入者口座コード及び当該振替株式の数その他必要な事項を通知しなければならない。</p>	<p>この場合において、通知を受けた委託先機構加入者は、担保突合処理の結果にかかわらず、通知された修正後の特別株主管理事務委託対象株式数に係る特別株主管理事務を行わなければならない。</p> <p>実務上は、口座管理機関に口座を開設することを想定。</p> <p>(業 115 条の 5、施 168 条の 2) 譲渡担保の場合における特別株主の申出 (振替法 151 条 2 項 1 号括弧書き) に相当する手続である。 通知内容及び手続については、前記第 2 2 . 「特別株主の申出に関する手続」</p>

内 容	備 考
<p>c 機構に対する反対株主の通知（消滅会社等の株式買取請求の場合に限る）</p> <p>消滅会社等の発行者は、反対株主から株式買取請求があった場合には、機構に対し、所定の書面により、反対株主の氏名又は名称、加入者口座コード及び当該振替株式の数を通知しなければならない。</p> <p>(2) 株式買取請求に係る振替手続</p> <p>a 反対株主による発行者の買取口座への振替申請</p> <p>反対株主が自己の口座に記録されている振替株式について、株式買取請求をしようとする場合には、当該株主は、直近上位機関に対し、当該発行者の買取口座を振替先とする振替の申請を行わなければならない。</p> <p>b 株式買取請求に係る振替株式に関する届出</p> <p>反対株主又は発行者は、機構に対し、株式買取請求に係る振替により買取口座に記録がされた振替株式について、株式買取請求に係る振替株式に関する届出をすることができる。その場合、反対株主又は発行者は、その上位機関に対し、株式買取請求に係る振替株式に関する届出の取次ぎの請求を行</p>	<p>と同様。</p> <p>左記の通知により、当該直近上位機関の備える反対株主管理簿に通知された内容が記録される。総株主通知においては、反対株主管理簿に記録があるものについて、当該買取口座の加入者に代わり通知された反対株主が株主として通知され、株主名簿に記録される。</p> <p>消滅会社等とは、吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、吸収分割会社（人的分割を行う場合に限る。）新設分割会社（人的分割を行う場合に限る。）株式交換完全子会社及び株式移転完全子会社をいう。</p> <p>所定の書面については、機構ホームページに掲載の「反対株主の株式買取請求に係る通知（消滅会社等の通知）（ST98-24）」を参照。</p> <p>機構はこの通知に基づき、反対株主に対し存続会社等の振替株式を割り当てないための対応を行う。</p> <p>加入者が口座管理機関に対して振替の申請を行う具体的な方法（口座振替依頼書の提出など）は、各口座管理機関の定めるところによる。</p> <p>(業 159 条、施 225 条)</p> <p>実務上は、発行者が行うことを想定。当該手続は、株式買取請求に係る振替後に反対株主による個別株主通知の申出又は発行者による情報提供請求が行</p>

内 容	備 考
<p>う。</p> <p>c 反対株主の株式買取請求の撤回のための振替申請 発行者は、反対株主の株式買取請求の目的で振替された振替株式についてその請求の撤回を承諾したときは、その直近上位機関に対し、反対株主の口座を振替先口座とする振替の申請を行う。</p> <p>d 発行者による反対株主の株式買取請求の効力発生日以後の振替申請 発行者は、株式買取請求の効力発生日以後、その直近上位機関に対し、当該発行者の買取口座に記録されている振替株式について、当該発行者の他の口座を振替先とする振替の申請を行う。</p> <p>(3) 反対株主から振替の申請を受けた口座管理機関及びその上位機関である口座管理機関における手続</p> <p>a 機構に対する振替先口座の照会 反対株主から株式買取請求に係る振替の申請を受けた口座管理機関は、機構に対し、振替先口座の加入者情報システムへの登録の有無について照会することができる。</p> <p>b 機構に対する振替請求</p>	<p>われた際に、報告依頼先機関又は請求取次先機関を特定するための手続である。</p> <p>買取の効力が生じるまでは自身の他の口座への振替を行うことはできない。</p> <p>(業 56 条、施 52 条) 手続については、一般の振替に係る手続(前記第 1 1.(2))と同様。 反対株主の株式買取請求のために振替が行われる場合であって、その振替先口座を開設する口座管理機関が当該振替株式の株主から同意を得ている場合には、当該口座管理機関は、当該株主の加入者口座コード(振替元口座)について同様の照会をすることができる(口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて当該照会を行う。)。なお、買取口座を開設する発行者が機構加入者であり、当該機構加入者が当該振替株式の株主から同意を得ている場合も同様とする。</p>

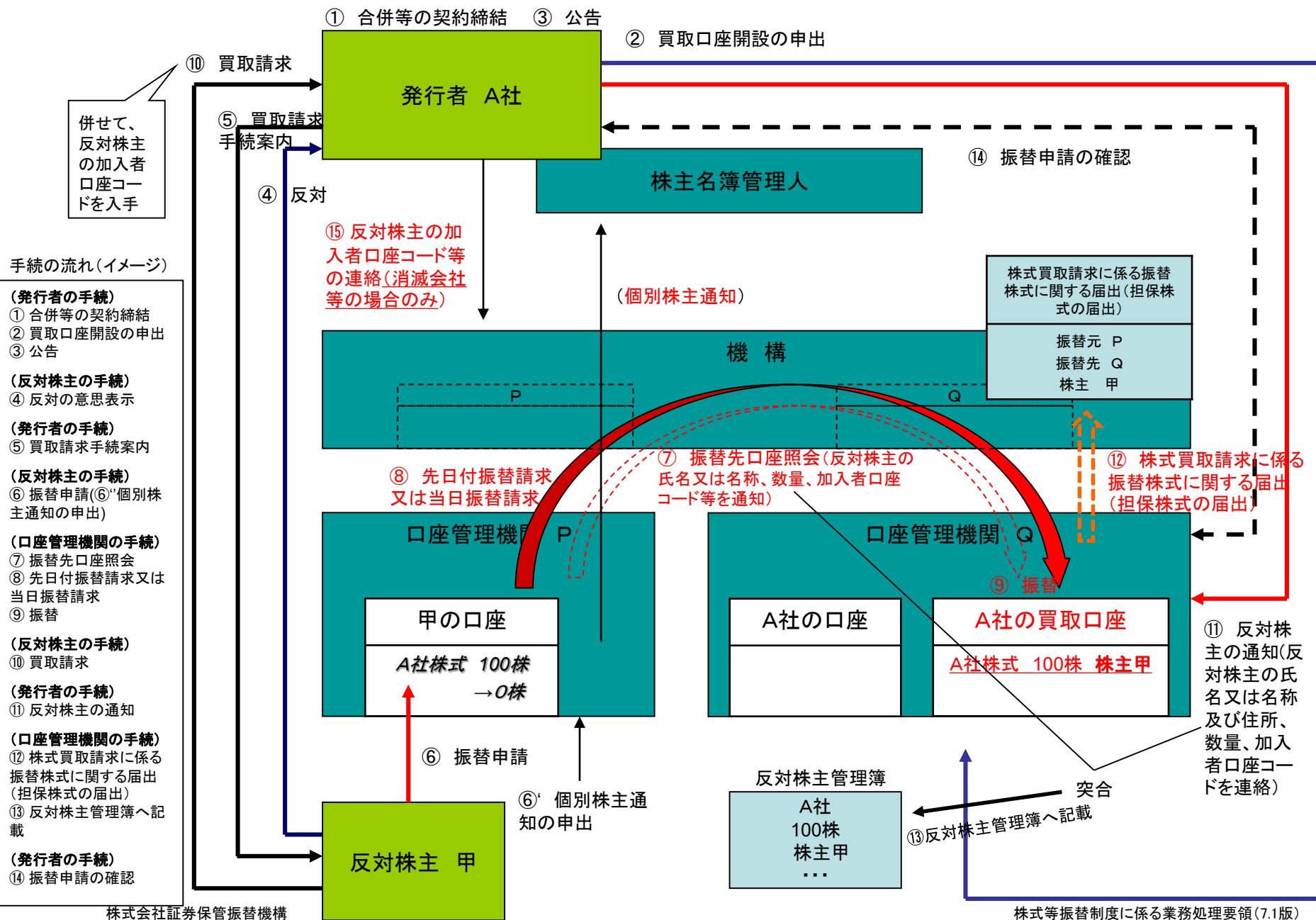
内 容	備 考						
<p>(a) 振替請求の種類と請求方法</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">振替請求の種類</th> <th style="text-align: center;">請求方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先日付振替請求</td> <td>一般の振替と同様。</td> </tr> <tr> <td>当日振替請求</td> <td>一般の振替と同様。</td> </tr> </tbody> </table>	振替請求の種類	請求方法	先日付振替請求	一般の振替と同様。	当日振替請求	一般の振替と同様。	<p>反対株主の上位機関である口座管理機関(振替元)と買取口座を開設する口座管理機関(振替先)との間で調整を行ったうえで「先日付/当日振替請求(譲渡担保)」を利用することも可能である。</p>
振替請求の種類	請求方法						
先日付振替請求	一般の振替と同様。						
当日振替請求	一般の振替と同様。						
<p>(4) 振替を受けた買取口座の口座管理機関及びその上位機関である口座管理機関における手続</p> <p>a 反対株主管理簿への記録 振替機関等は、発行者から1.(1)bの反対株主の通知があった場合には、その備える反対株主管理簿に、反対株主に係る事項を記録する。</p> <p>b 機構に対する株式買取請求に係る振替株式に関する届出 口座管理機関は、発行者から1.(2)bの株式買取請求に係る振替株式に関する届出の取次ぎの請求を受けた場合には、機構に対し、株式買取請求に係る振替株式に関する届出を行う。</p> <p>c 機構に対する振替先口座の照会 機構に対する振替先口座の照会の手続は、前記(3)aと同様。</p> <p>d 機構に対する振替請求 機構に対する振替請求の手続は、前記(3)bと同様。</p> <p>2. その他 消滅会社等の買取請求や買取請求の撤回において、組織再編行為等の効力発生日までに振替が完了しな</p>	<p>(業115条の4、施168条の2) 記録する事項は「特別株主管理簿」に準ずる。</p> <p>当該手続は、担保の目的で振替株式の振替がされた場合の「担保株式の届出」の機能を利用して行う。 手続については、前記第24.「担保株式の届出に関する手続」と同様。 機構は、株式買取請求に係る振替株式に関する届出の取次ぎを受けたときは、担保株式届出記録簿に必要な事項を記録する。</p> <p>撤回による振替を行う場合には、振替先口座照会により、撤回による返戻である旨を通知する。</p> <p>加入者が口座管理機関に対して振替の申請を行う具体的な方法(口座振替依頼書の提出など)は、各口座管理機関の定めるところによる。</p>						

内 容	備 考
かった場合等の取扱いについては、発行者は株主名簿管理人と協議し、必要に応じて、株主名簿管理人は機構に連絡し、対応を協議することとする。	

以 上

反対株主の買取請求に係る手続イメージ(契約締結から振替まで)

参考



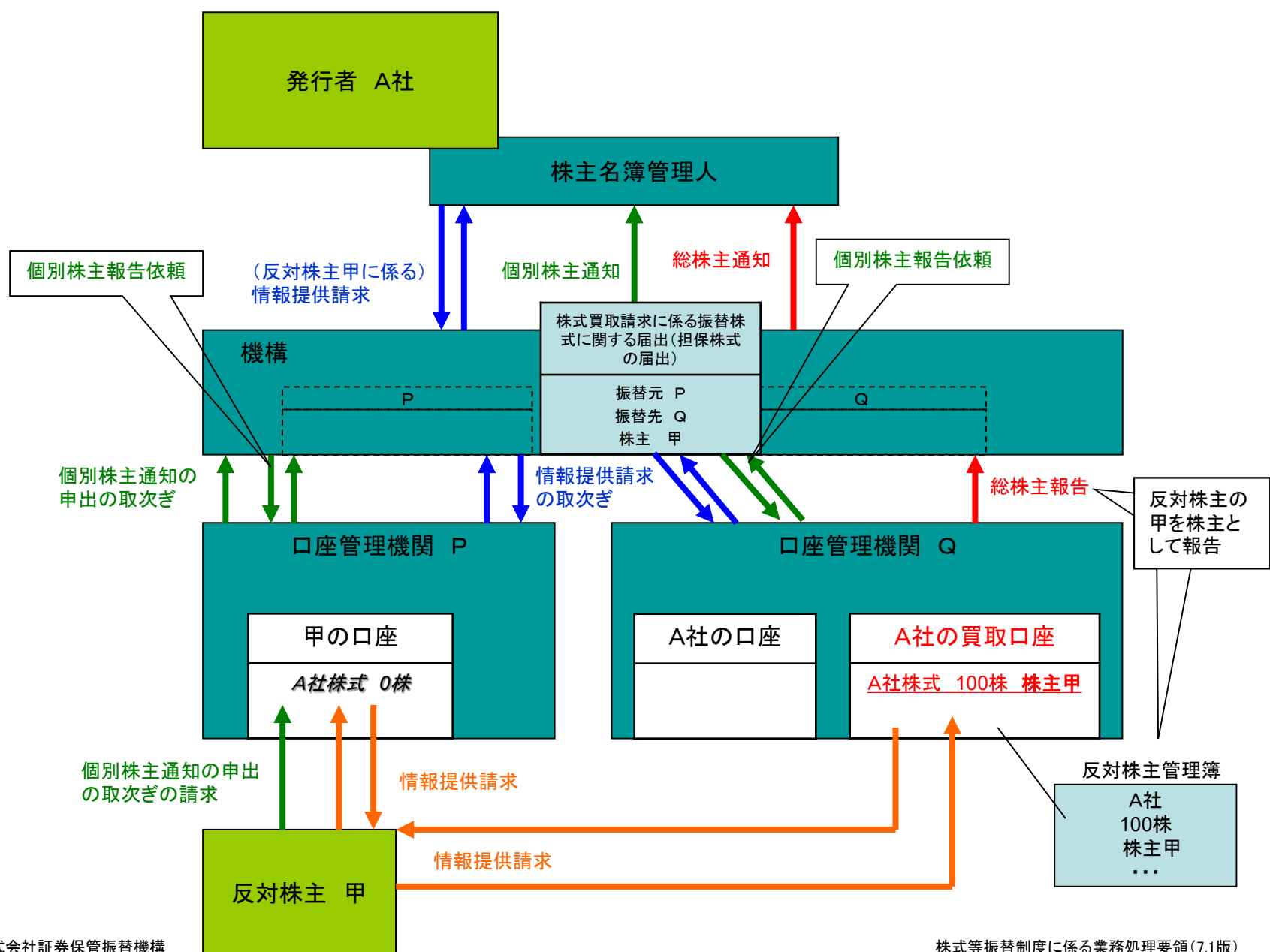
株式買取請求に係る振替株式に関する届出(担保株式の届出)
振替元 P
振替先 Q
株主 甲

口座管理機関 P
甲の口座
A社株式 100株 → 0株

口座管理機関 Q
A社の口座
A社の買取口座
A社株式 100株 株主甲

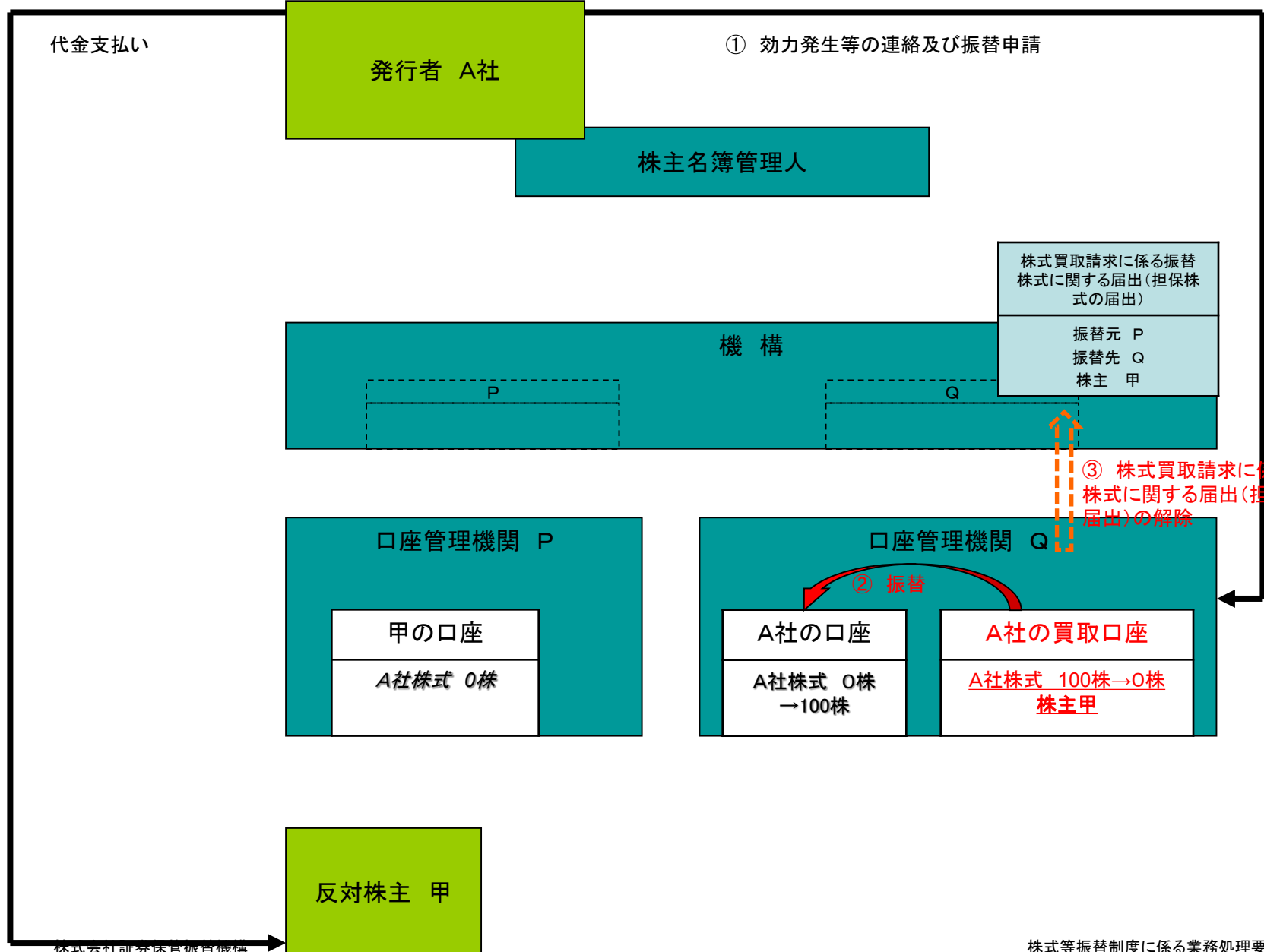
反対株主管理簿
A社 100株 株主甲 ...

反対株主の買取請求に係る手続イメージ(振替から効力発生日の前営業日まで) - 総株主通知等の対応 -



反対株主の買取請求に係る手続イメージ(効力発生日以降)

(吸収合併存続会社のケース)



振替請求と担保の届出等の関係

1. 質入れのための振替請求

質入れのための振替を行うときは、質権専用の振替請求(先日付振替請求(質権)、当日振替請求(質権))のほか、一般の振替請求(担保のための振替であることが機構システムによる振替済通知又は口座処理明細上で明示されない振替請求(先日付振替請求、当日振替請求等))によることも考えられるが、次の点に注意が必要である。(なお、振替通知事項のうち機構システムで通知されない事項(たとえば口座管理機関の加入者の口座の質権欄への振替に一般の振替請求を利用する場合の、株主(設定者)についての情報)については、口座管理機関間で直接授受する必要がある。)

- ① 機構加入者口座の質権口への振替及び機構加入者口座の質権口からの振替の場合には、一般の振替請求は利用できない。
- ② 一般の振替請求では、担保株式の届出の自動処理がなされないことから、担保株式の届出を行うには、振替請求とは別途に統合 Web 端末の画面入力又は CSV ファイル入力によるオペレーションが必要になる。

※ 機構への振替請求が発生しない振替については、担保株式の届出を行うには、統合 Web 端末の画面入力又は CSV ファイル入力によるオペレーションが必要になる。(ただし、総株主報告データによっても担保株式の届出の情報は更新される。)

口座管理機関の加入者の口座の質権欄から他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への振替(典型的には質権の解除や実行)の場合には、一般の振替請求を利用することも、振替請求(質権)【解除】又は【実行】を利用することも、いずれも可能であるが、振替請求(質権)【解除】又は【実行】を利用した場合であっても、担保株式の届出の解除が自動処理されるわけではないことから、その面においては、一般の振替請求を利用する場合と変わるところはない。(この点において、口座管理機関の加入者の口座の質権欄への振替の場合に、一般の振替請求を利用する場合と振替請求(質権)【設定】又は【転質】を利用する場合で担保株式の届出の自動処理の有無に違いがあることは、異なる。)

なお、「振替請求(質権)【解除】」と「振替請求(質権)【実行】」という名称において、便宜的に「解除」や「実行」の文言を使用しているが、この文言そのものに法律上の何らかの効果があるわけではなく、システム上、振替請求(質権)で【解除】を指定した場合には、振替先の口座管理機関に対して振替済通知において質権欄からの振替であることが明示され、【実行】を指定した場合には、質権欄からの振替であることが明示されない(振替先の口座管理機関にとっては、一般の振替請求により振替を受けた場合と区別がつかない。)、という点が異なるだけである。(どちらを指定するかは利用者の選択による。)

○ 質権専用の振替請求と担保の届出等の関係

質権専用の振替請求(先日付振替請求(質権)、当日振替請求(質権))を利用して振替を行うことにより、振替と同時に担保株式の届出や登録株式質権者の申出等の処理がされる。以下において、どのような振替請求が行われたときにどのような処理が同時に行われるのかを示す。

(1) 先日付振替請求(質権)及び当日振替請求(質権)の入力項目

- ① 質権事由(質権設定／質権解除／転質／質権実行)**【必須】**
- ② 機構加入者コード**【必須】**
- ③ 銘柄コード**【必須】**
- ④ 相手方機構加入者コード**【必須】**
- ⑤ 決済日
- ⑥ 数量**【必須】**
- ⑦ 渡方加入者口座コード**【必須】**
- ⑧ 受方加入者口座コード**【必須】**
- ⑨ 加入者口座コード(株主)**【必須】**
- ⑩ 渡方登録質区分(登録質でない／登録質である)**【②が機構加入者の質権口の場合に入力】**
- ⑪ 受方登録質区分(登録質でない／登録質である)**【④が機構加入者の質権口の場合に入力】**
- ⑫ 社内処理用項目**【任意】**
- ⑬ メッセージ1**【任意】**
- ⑭ メッセージ2**【任意】**
- ⑮ 信託財産表示区分(表示なし／表示あり)**【必須】**

※ファイル伝送による先日振替請求については、⑤決済日の項目は存在しない。

(2) 処理の一覧

「担保株式の届出の自動処理」の欄

解除欄

振替請求(質権)による振替が行われることにより、渡方加入者口座(質権口又は質権欄)に記録されていた質権株式について担保株式の届出の解除があったものとして処理されるかどうかを示している。

設定欄

振替請求(質権)が行われることにより、受方加入者口座(質権口又は質権欄)に記録された質権株式について担保株式の届出(振替請求(質権)の入力項目⑦の受方加入者口座に⑧の加入者口座コード(株主)の有する③の銘柄が記録されている旨の届出)があったものとして処理されるかどうかを示している。

「登録株式質権者の申出の自動処理」の欄

渡方登録質区分(登録質)欄

渡方登録質区分が「登録質」である振替請求(質権)による振替が行われることにより、渡方である登録質権者(機構加入者)の登録質権者の申出内容の変更の申出(申出株式数の減少)があったものとして処理されるかどうかを示している。

受方登録質区分(登録質)欄

受方登録質区分が「登録質」である振替請求(質権)による振替が行われることにより、受方である登録質権者(機構加入者)の登録株式質権者の申出があったものとして処理されるかどうかを示している。

ケース	質権事由	渡方加入者口座と受方加入者口座の組み合わせ		担保株式の届出の自動処理		登録株式質権者の申出の自動処理	
		渡方加入者口座	受方加入者口座	解除	届出	渡方登録質区分(登録質)	受方登録質区分(登録質)
①	設定	加入者口座	加入者口座	—	処理される	入力不可	入力不可
②	転質	加入者口座	加入者口座	処理されない	処理される	入力不可	入力不可
③	解除	加入者口座	加入者口座	処理されない	—	入力不可	入力不可
④	実行	加入者口座	加入者口座	処理されない	—	入力不可	入力不可
⑤	設定	加入者口座	機構加入者(質権口)	—	処理される	入力不可	処理される

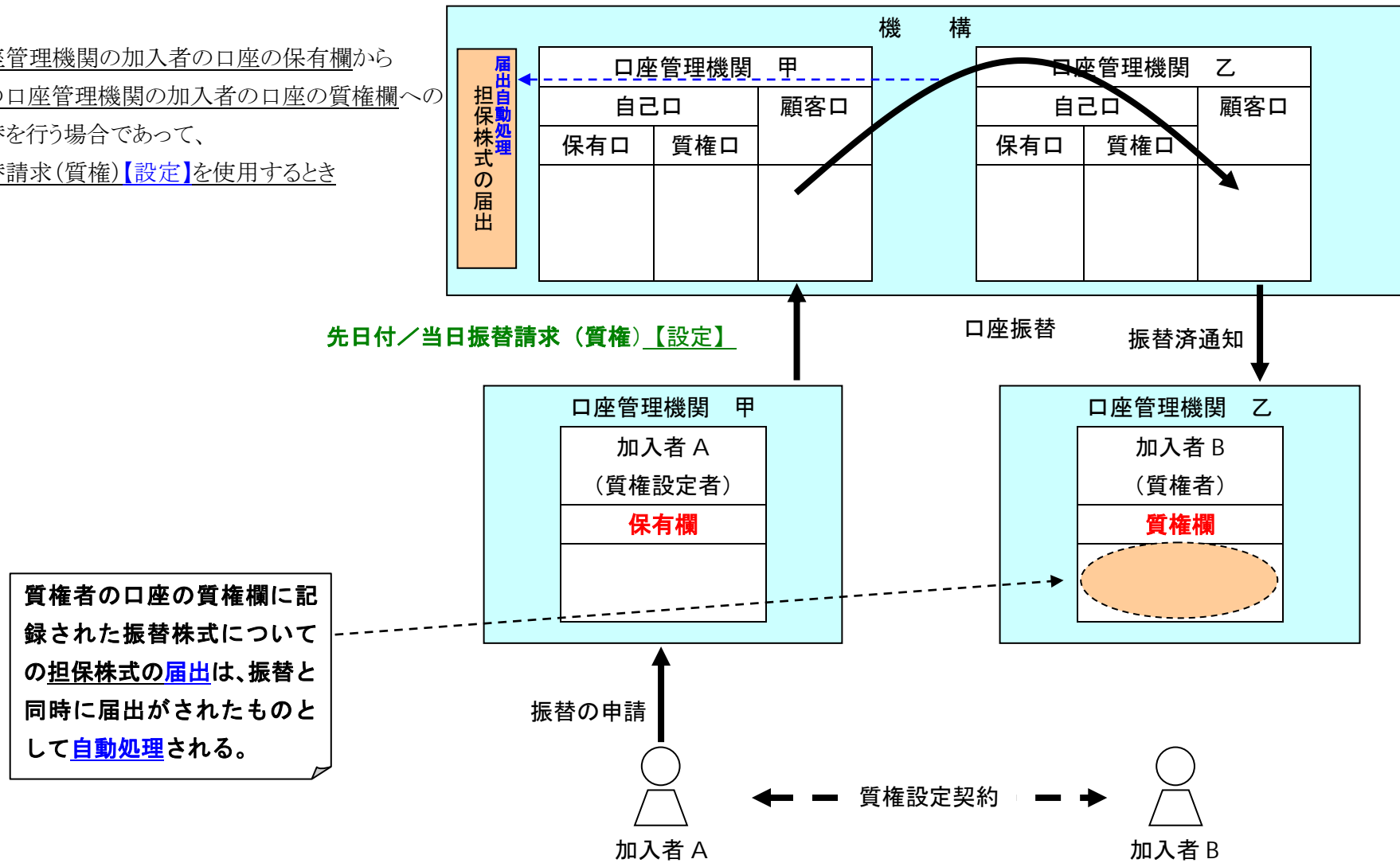
ケース	質権事由	渡方加入者口座と受方加入者口座の組み合わせ		担保株式の届出の自動処理		登録株式質権者の申出の自動処理	
		渡方加入者口座	受方加入者口座	解除	届出	渡方登録質区分(登録質)	受方登録質区分(登録質)
⑥	転質	加入者口座	機構加入者(質権口)	処理されない	処理される	入力不可	処理される
⑦	解除	加入者口座	機構加入者(保有口)	処理されない	—	入力不可	入力不可
⑧	実行	加入者口座	機構加入者(保有口)	処理されない	—	入力不可	入力不可
⑨	設定	機構加入者口座(保有口)	加入者口座	—	処理される	入力不可	入力不可
⑩	転質	機構加入者口座(質権口)	加入者口座	残高ゼロのとき処理される	処理される	処理される(株式数の減少)	入力不可
⑪	解除	機構加入者口座(質権口)	加入者口座	残高ゼロのとき処理される	—	処理される(株式数の減少)	入力不可
⑫	実行	機構加入者口座(質権口)	加入者口座	残高ゼロのとき処理される	—	処理される(株式数の減少)	入力不可
⑬	設定	機構加入者口座(保有口)	機構加入者口座(質権口)	—	処理される	入力不可	処理される
⑭	転質	機構加入者口座(質権口)	機構加入者口座(質権口)	残高ゼロのとき処理される	処理される	処理される(株式数の減少)	処理される
⑮	解除	機構加入者口座(質権口)	機構加入者口座(保有口)	残高ゼロのとき処理される	—	処理される(株式数の減少)	入力不可
⑯	実行	機構加入者口座(質権口)	機構加入者口座(保有口)	残高ゼロのとき処理される	—	処理される(株式数の減少)	入力不可

(3) 上記一覧表のケースごとの図による説明

以下では、上記一覧表のケースに応じた振替の例を示している。但し、シンプルにするために、振替請求と担保株式の届出の関係に絞って図を作成している。

【ケース①】

口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
他の口座管理機関の加入者の口座の質権欄への
振替を行う場合であって、
振替請求(質権)【設定】を使用するとき

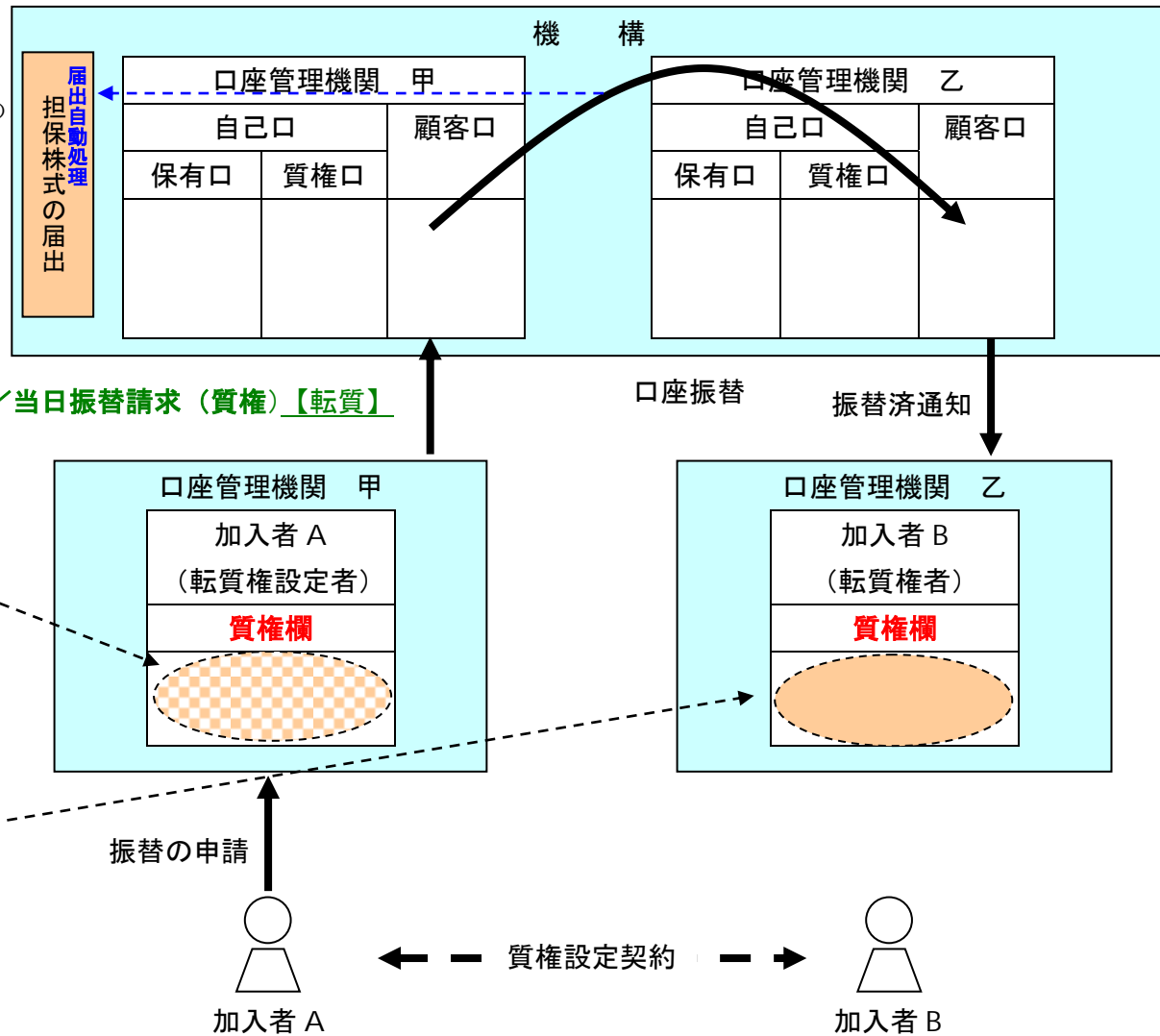


【ケース②】

口座管理機関の加入者の口座の質権欄から他の口座管理機関の加入者の口座の質権欄への振替を行う場合であって、振替請求(質権)【転質】を使用するとき

転質権設定者の口座の質権欄に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、自動処理されない。

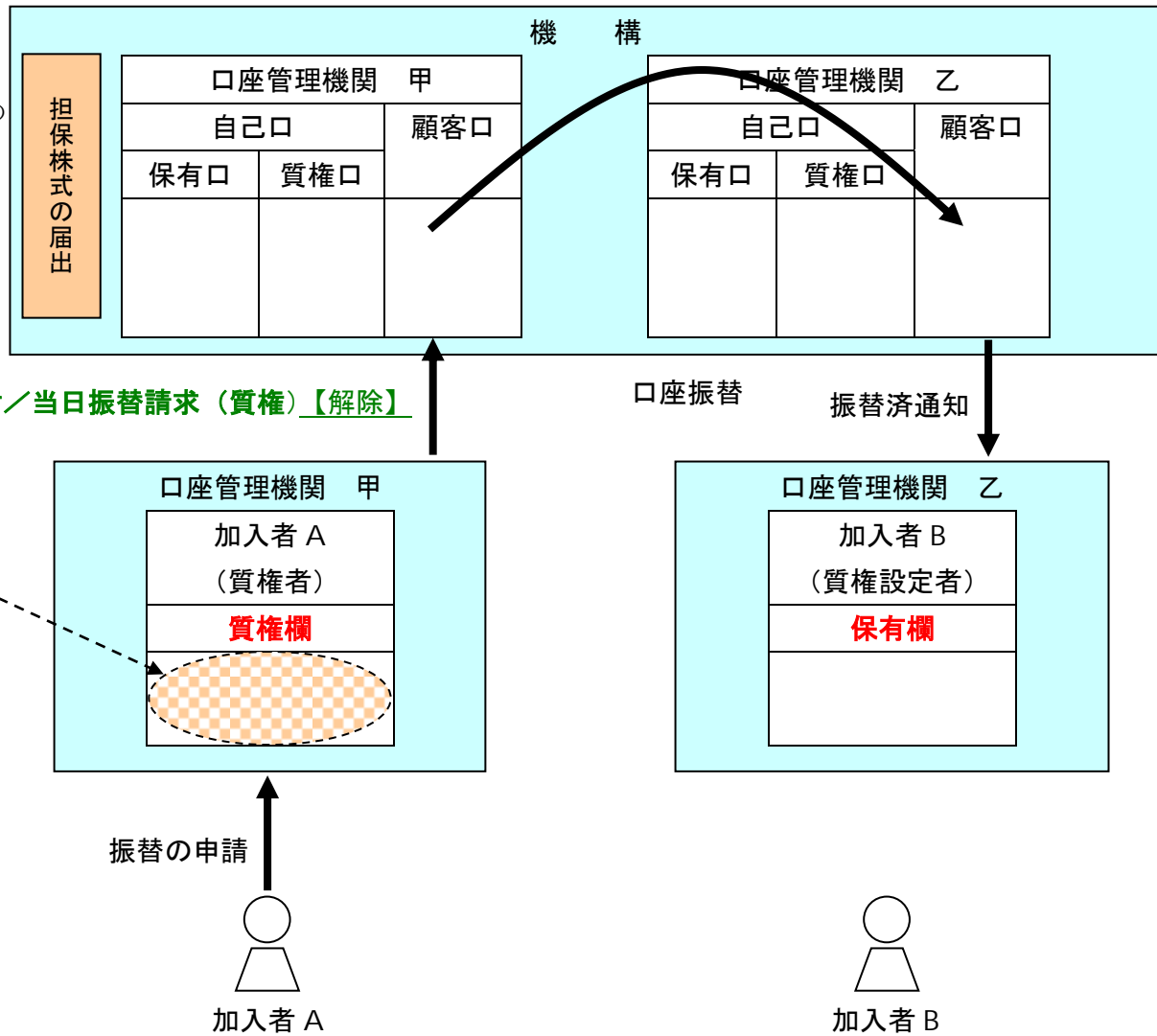
転質権者の口座の質権欄に記録された振替株式についての担保株式の届出は、振替と同時に届出がされたものとして自動処理される。



【ケース③】

口座管理機関の加入者の口座の質権欄から
他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
振替を行う場合であって、
振替請求(質権)【解除】を使用するとき

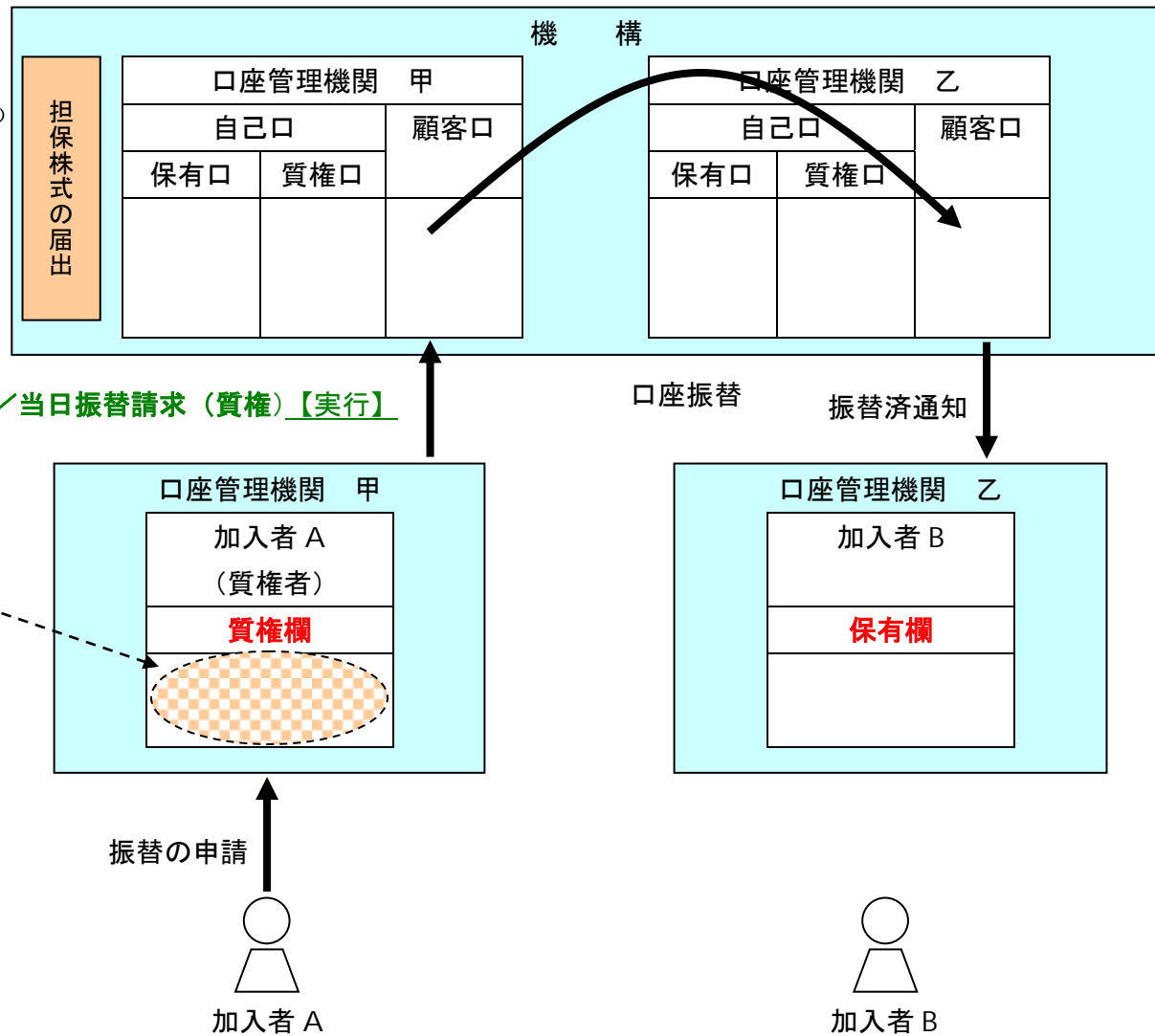
質権者の口座の質権欄に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、自動処理されない。



【ケース④】

口座管理機関の加入者の口座の質権欄から
他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
振替を行う場合であって、
振替請求(質権)【実行】を使用するとき

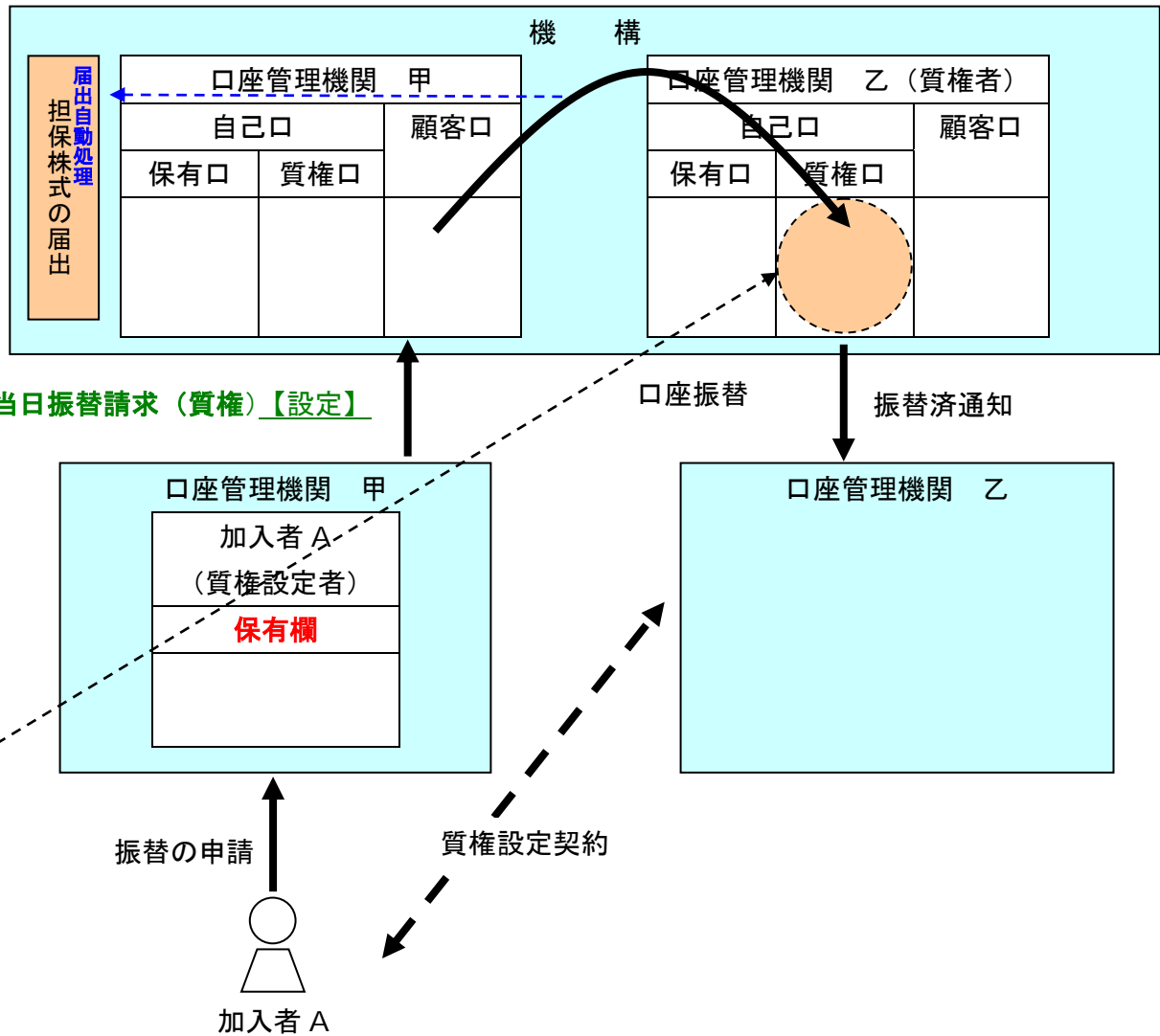
質権者の口座の質権欄に記録された振替株式についての担保株式の届出の解除は、
自動処理されない。



【ケース⑤】

口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
 機構加入者の口座の質権口への
 振替を行う場合には、
 振替請求(質権)【設定】を使用

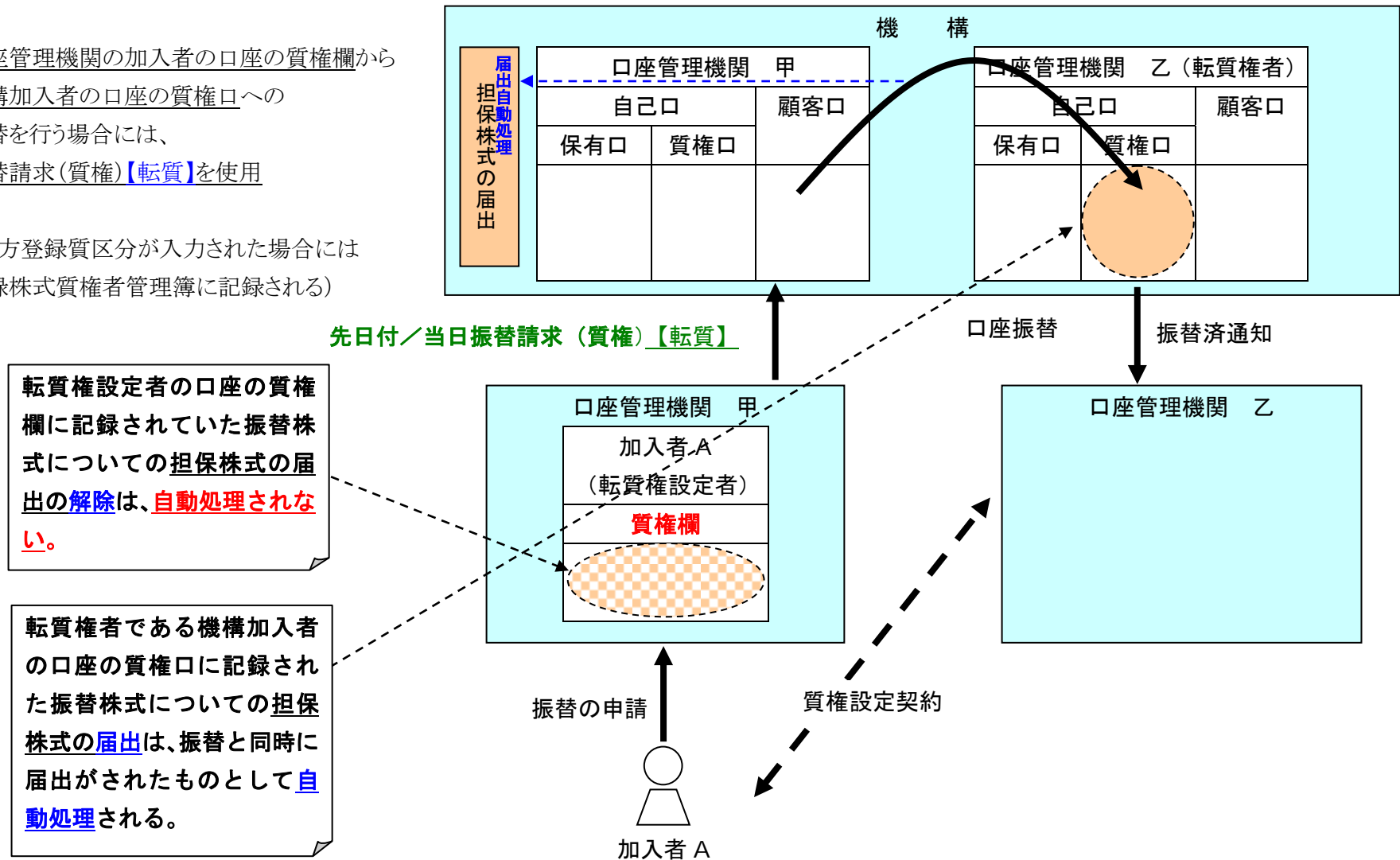
(受方登録質区分が入力された場合には
 登録株式質権者管理簿に記録される)



【ケース⑥】

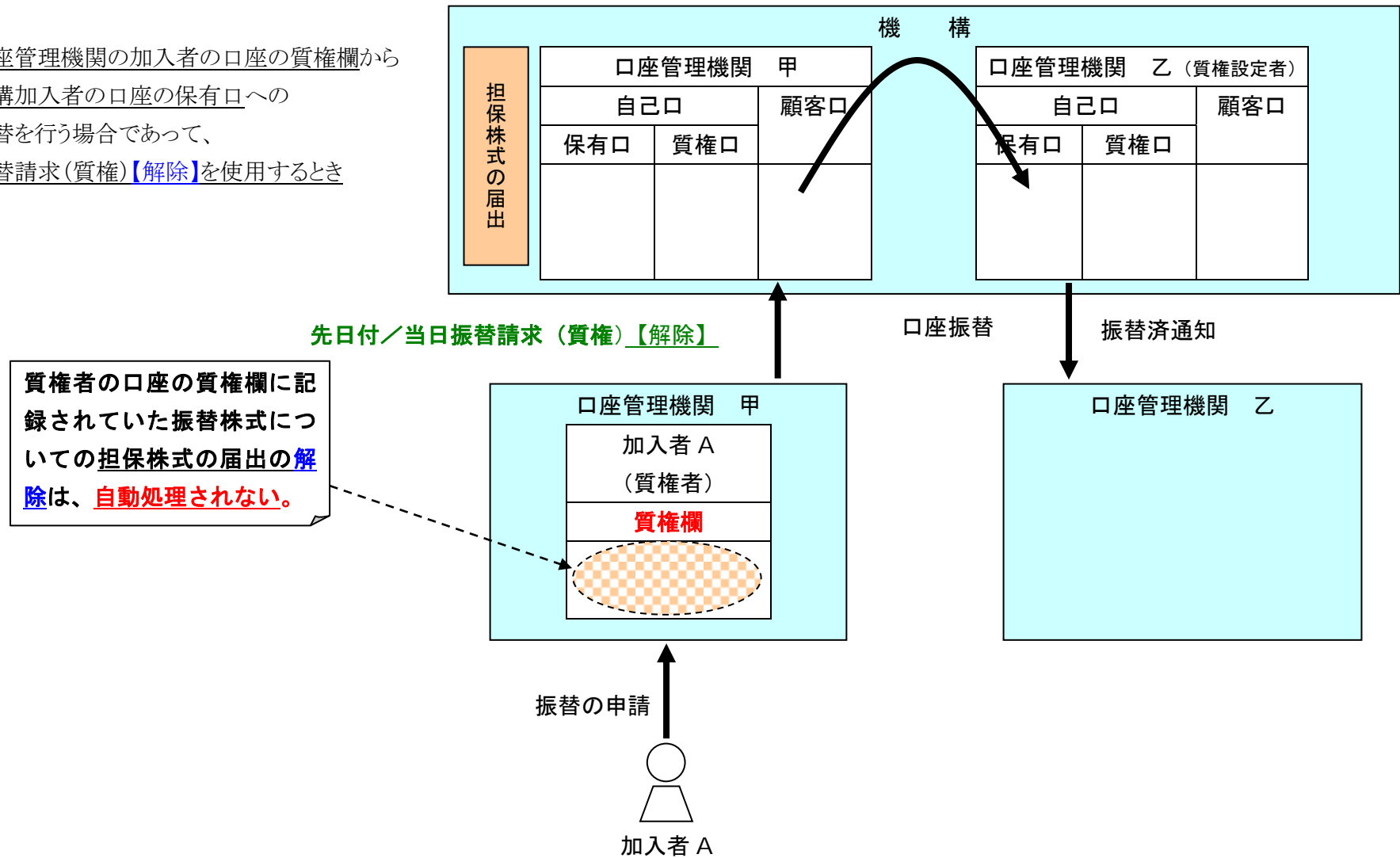
口座管理機関の加入者の口座の質権欄から
 機構加入者の口座の質権口への
 振替を行う場合には、
 振替請求(質権)【**転質**】を使用

(受方登録質区分が入力された場合には
 登録株式質権者管理簿に記録される)



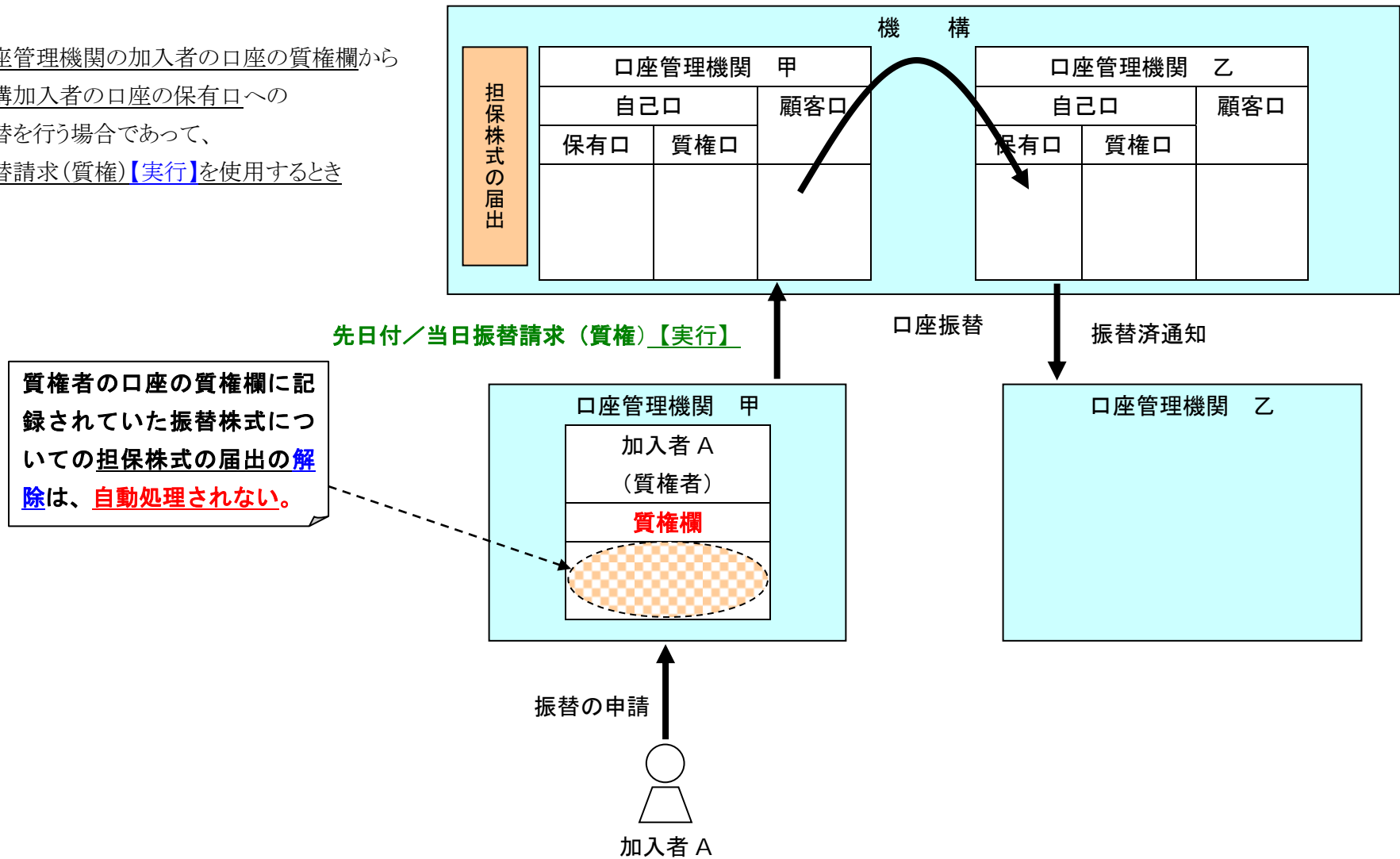
【ケース⑦】

口座管理機関の加入者の口座の質権欄から
 機構加入者の口座の保有口への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(質権)【解除】を使用するとき



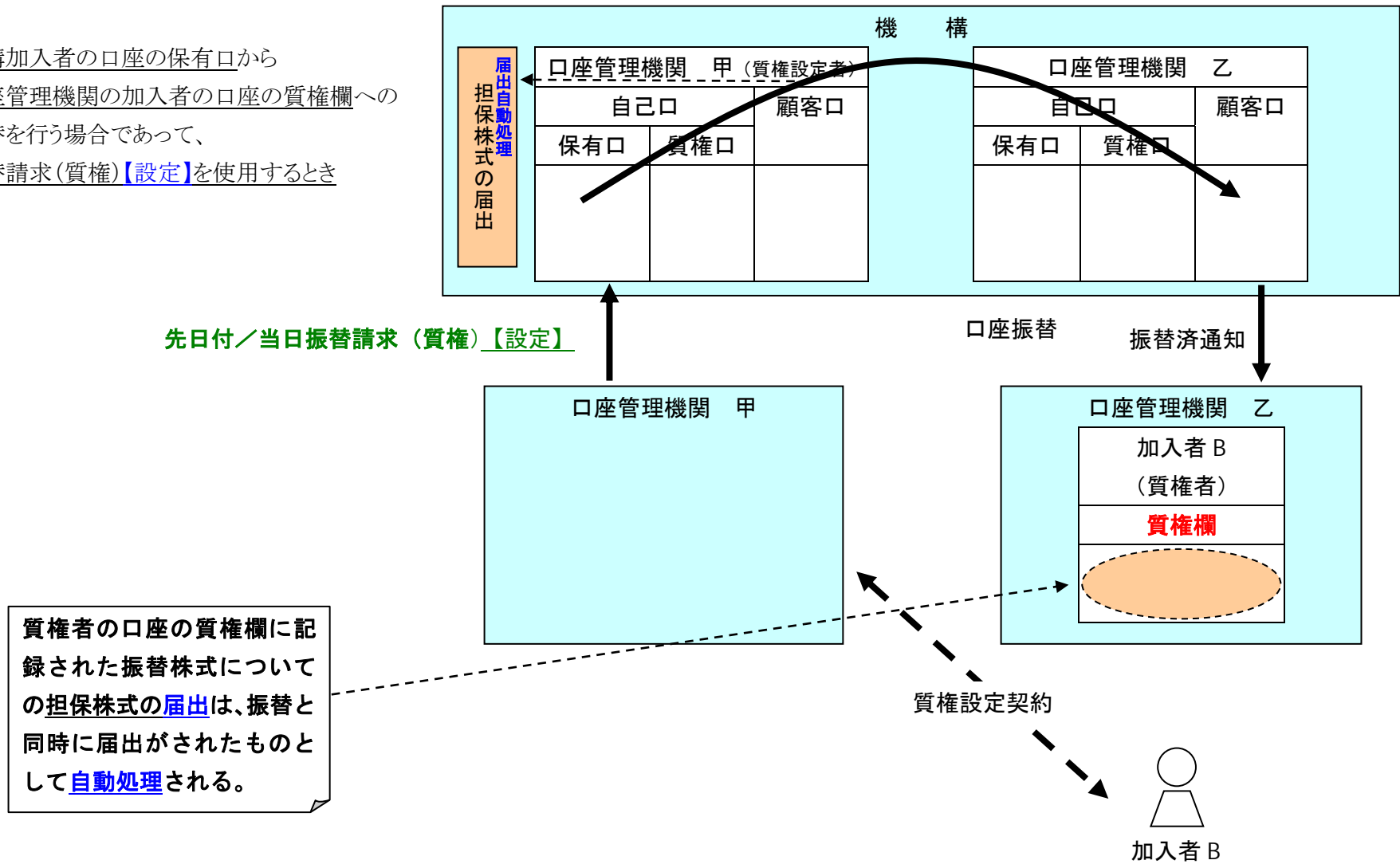
【ケース⑧】

口座管理機関の加入者の口座の質権欄から
 機構加入者の口座の保有口への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(質権)【実行】を使用するとき



【ケース⑨】

機構加入者の口座の保有口から
 口座管理機関の加入者の口座の質権欄への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(質権)【設定】を使用するとき

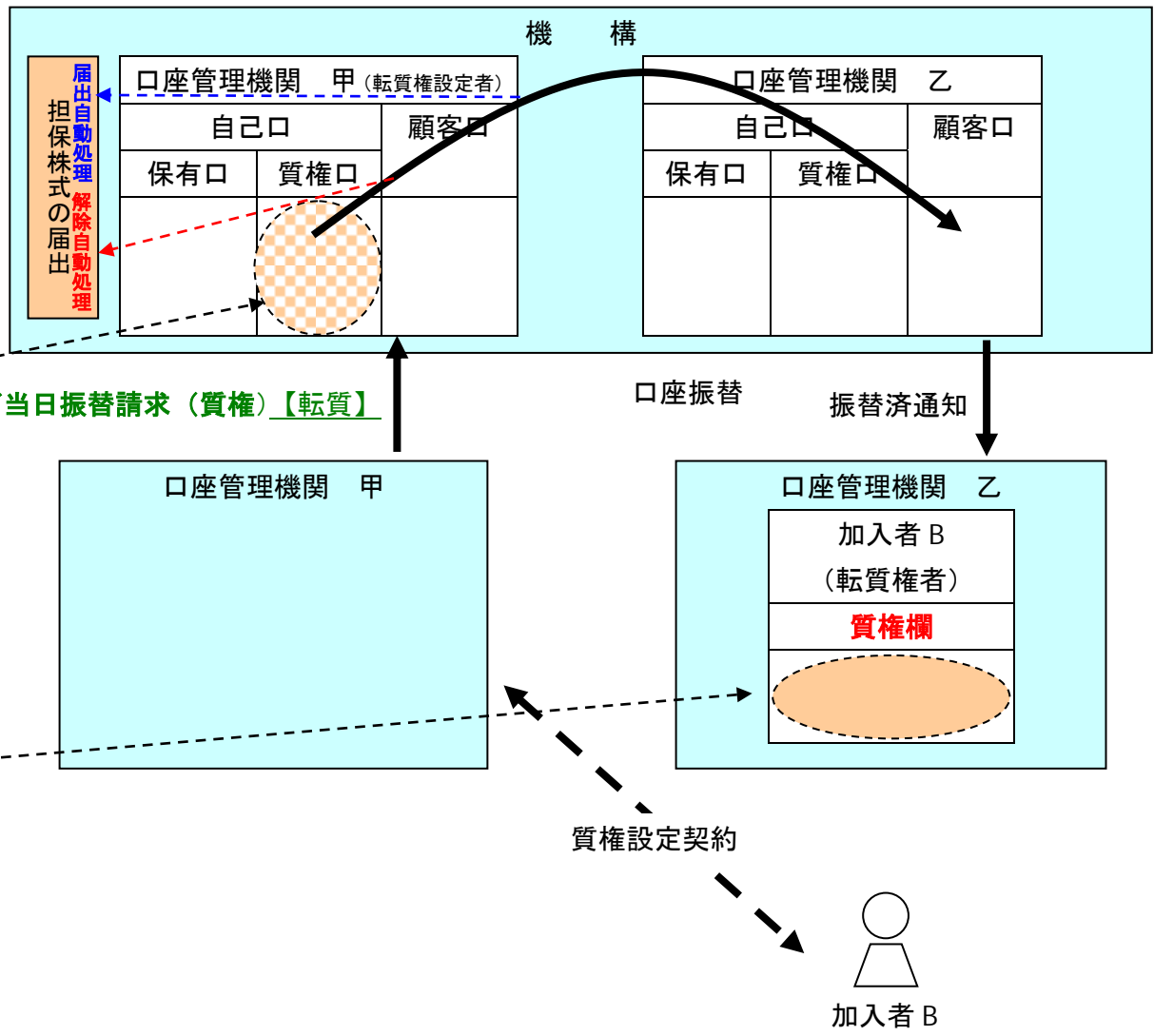


【ケース⑩】

機構加入者の口座の質権口から
 口座管理機関の加入者の口座の質権欄への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(質権)【**転質**】を使用するとき

転質権設定者である機構加入者の口座の質権口に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の**解除**は、当該設定者についての銘柄単位の残高がゼロになる場合に、**自動処理**される。

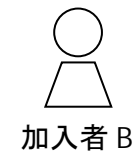
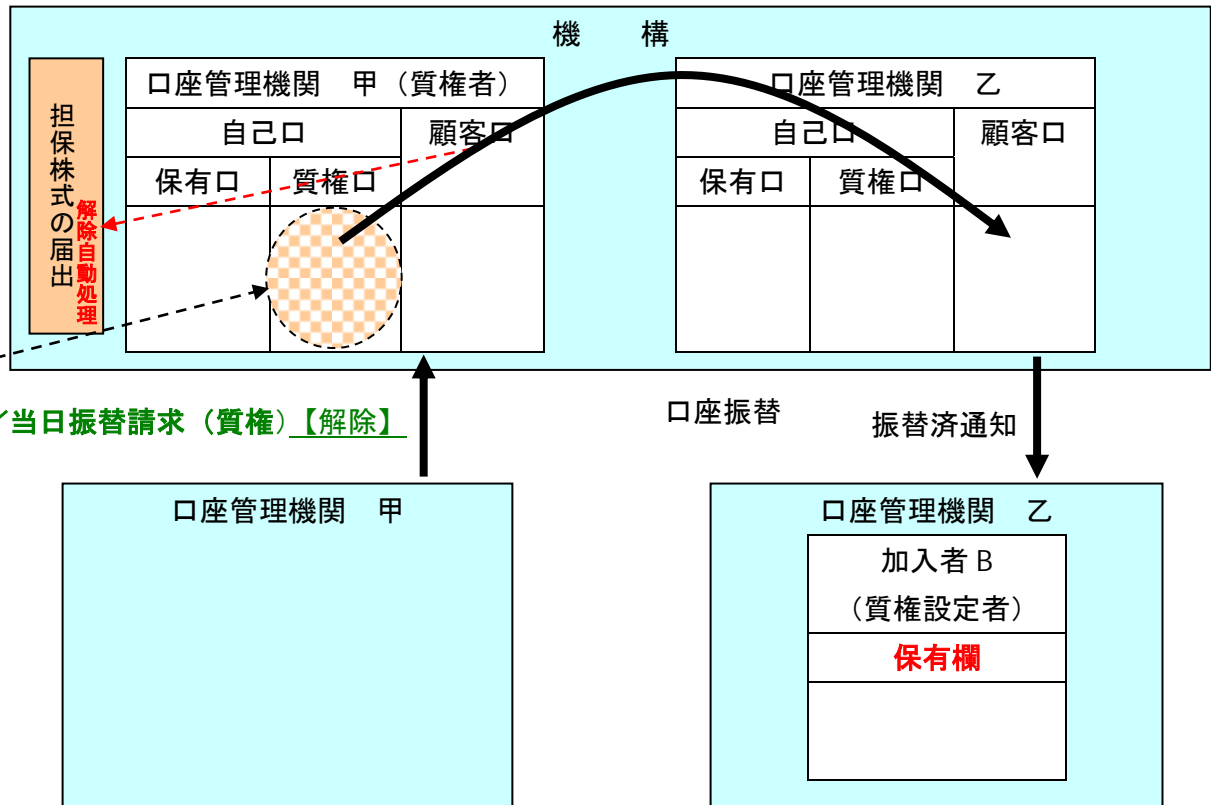
転質権者の口座の質権欄に記録された振替株式についての担保株式の**届出**は、振替と同時に届出がされたものとして**自動処理**される。



【ケース⑪】

機構加入者の口座の質権口から
 口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
 質権解除のための振替を行う場合には、
 振替請求(質権)【解除】を使用

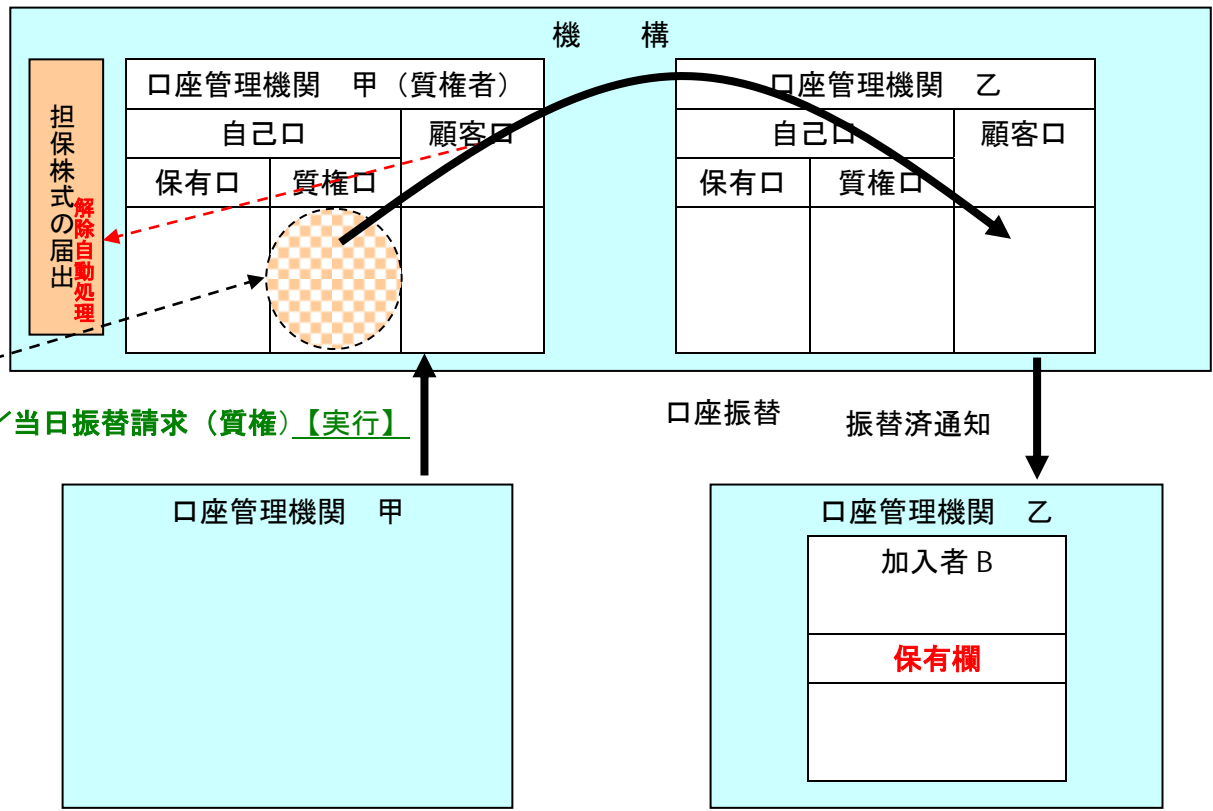
質権者である機構加入者の
 口座の質権口に記録されて
 いた振替株式についての担
 保株式の届出の解除は、当該
 設定者についての銘柄単位
 の残高がゼロになる場合に、
自動処理される。



【ケース⑫】

機構加入者の口座の質権口から
 口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
 質権実行のための振替を行う場合には、
 振替請求(質権)【実行】を使用

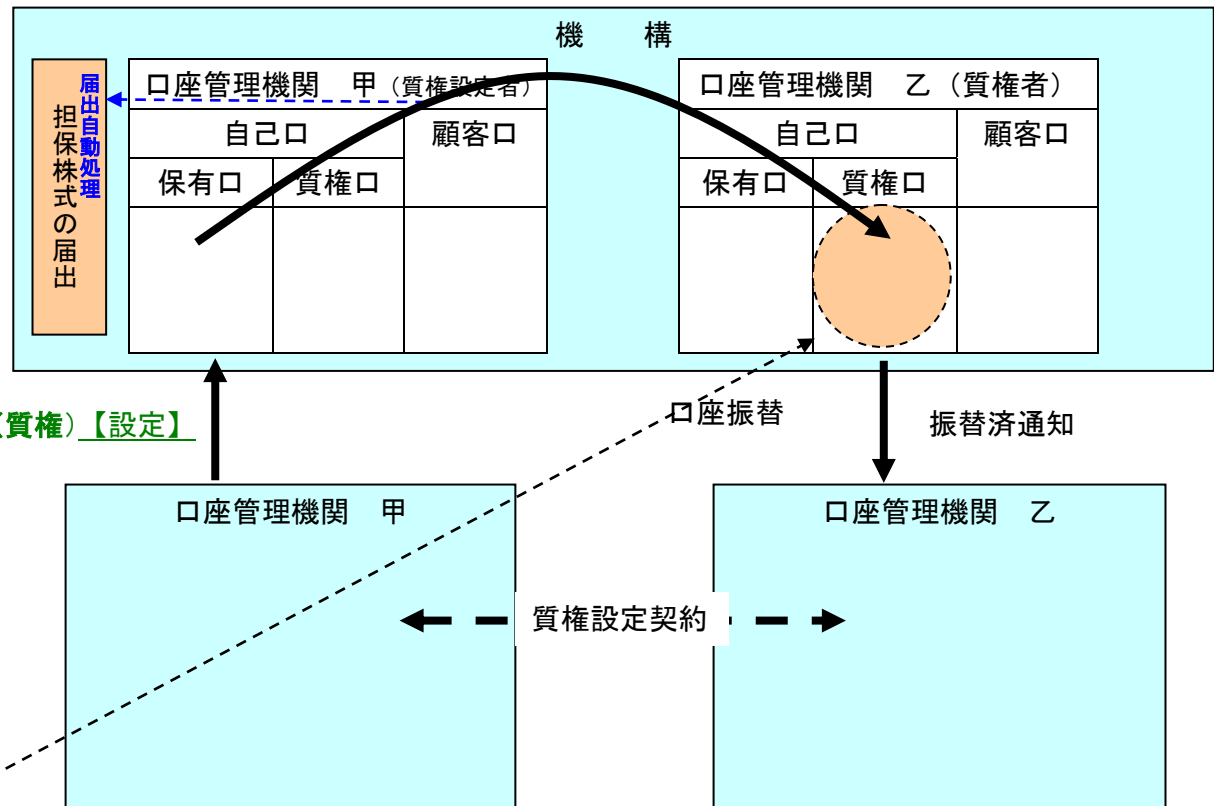
質権者である機構加入者の
 口座の質権口に記録されて
 いた振替株式についての担
 保株式の届出の解除は、当該
 設定者についての銘柄単位
 の残高がゼロになる場合に、
 自動処理される。



【ケース⑬】

機構加入者の口座の保有口から
他の機構加入者の口座の質権口への
振替を行う場合には、
振替請求(質権)【設定】を使用

(受方登録質区分が入力された場合には
登録株式質権者管理簿に記録される)



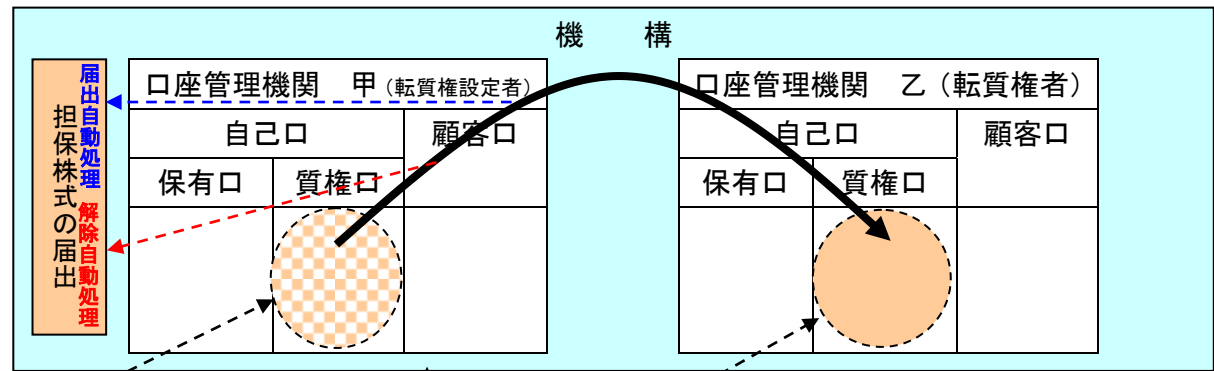
先日付/当日振替請求(質権)【設定】

質権者である機構加入者の
口座の質権口に記録された
振替株式についての担保株
式の届出は、振替と同時に届
出がされたものとして自動
処理される。

【ケース⑭】

機構加入者の口座の質権口から
他の機構加入者の口座の質権口への
振替を行う場合には、
振替請求(質権)【**転質**】を使用

(受方登録質区分が入力された場合には
登録株式質権者管理簿に記録される)



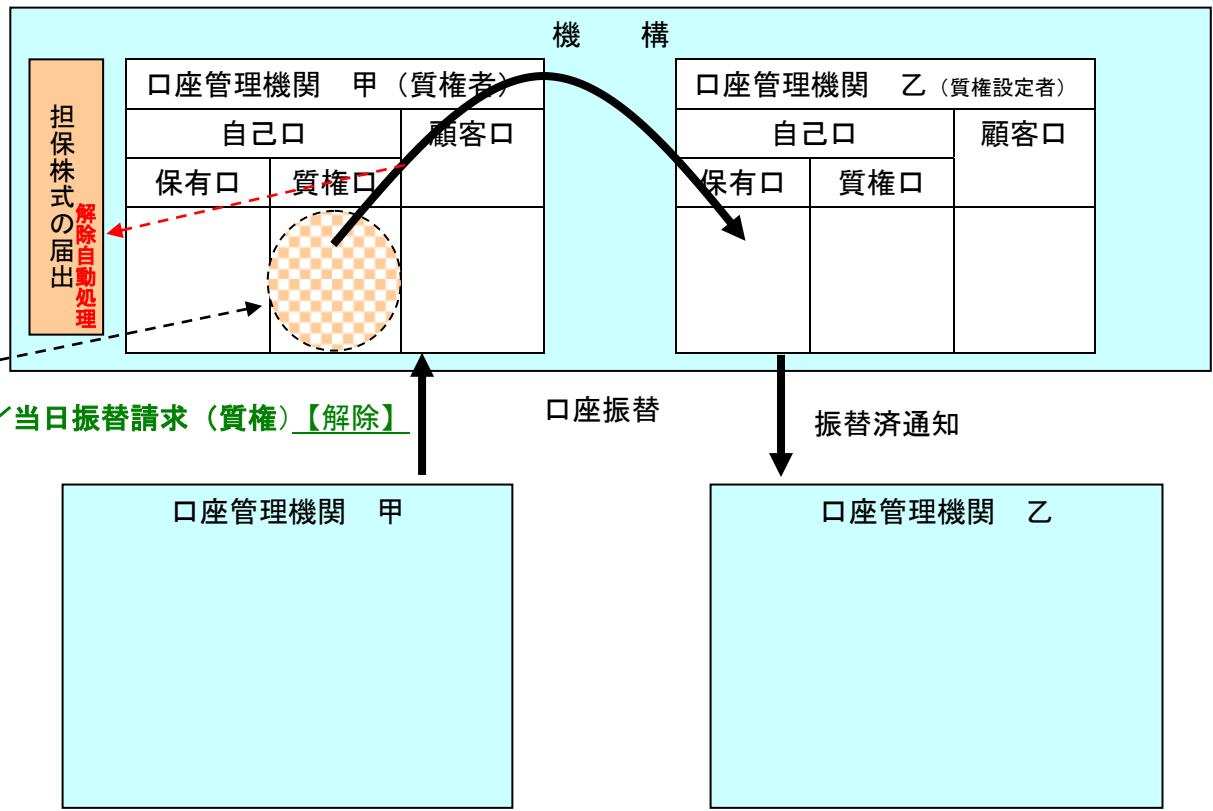
転質権設定者である機構加入者の口座の質権口に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、当該設定者についての銘柄単位の残高がゼロになる場合に、**自動処理**される。

転質権者である機構加入者の口座の質権口に記録された振替株式についての担保株式の届出は、振替と同時に届出がされたものとして**自動処理**される。

【ケース⑮】

機構加入者の口座の質権口から
他の機構加入者の口座の保有口への
質権解除のための振替を行う場合には、
振替請求(質権)【解除】を使用

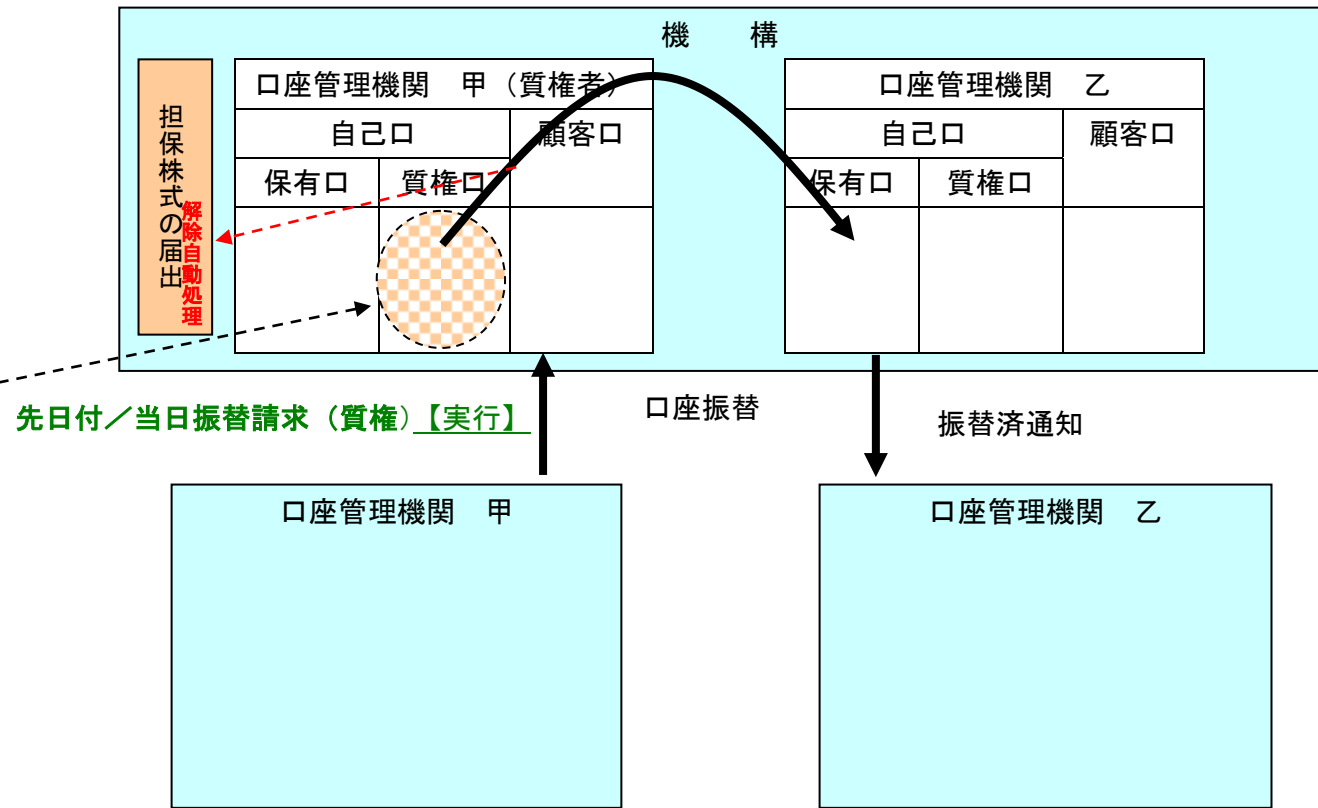
質権者である機構加入者の
口座の質権口に記録されて
いた振替株式についての担
保株式の届出の解除は、当該
設定者についての銘柄単位
の残高がゼロになる場合に、
自動処理される。



【ケース⑬】

機構加入者の口座の質権口から
他の機構加入者の口座の保有口への
質権実行のための振替を行う場合には、
振替請求(質権)【実行】を使用

質権者である機構加入者の
口座の質権口に記録されて
いた振替株式についての担
保株式の届出の解除は、当該
設定者についての銘柄単位
の残高がゼロになる場合に、
自動処理される。



2. 譲渡担保差入れのための振替請求

譲渡担保差入れ(なお、業務処理要領における説明やデータの名称等においては、質権以外の担保の典型として「譲渡担保」の用語を使用しているが、担保の性質が譲渡担保でなければならないということではない。)のための振替を行うためには、譲渡担保専用の振替請求(先日付振替請求(譲渡担保)、当日振替請求(譲渡担保))のほか、一般の振替請求(担保のための振替であることが機構システムによる振替済通知又は口座処理明細上で明示されない振替請求(先日付振替請求、当日振替請求等))によることも考えられるが、一般の振替請求では、担保株式の届出の自動処理や特別株主の申出の自動処理がなされないことから、担保株式の届出や特別株主の申出を行うには、振替請求とは別途に統合 Web 端末入力によるオペレーションが必要になる。

※ 機構への振替請求が発生しない振替については、担保株式の届出を行うには、統合 Web 端末の画面入力又はCSVファイル入力によるオペレーションが必要になる。(ただし、総株主報告データによっても担保株式の届出の情報は更新される。)

口座管理機関の加入者の口座の保有欄から他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への振替(典型的には担保の解除)の場合には、一般の振替請求を利用することも、振替請求(譲渡担保)【解除】を利用することも、いずれも可能であるが、振替請求(譲渡担保)【解除】を利用した場合であっても、担保株式の届出の解除が自動処理されるわけではないことから、その面においては、一般の振替請求を利用する場合と変わるところはない。(この点において、担保の設定において、一般の振替請求を利用する場合と振替請求(譲渡担保)【設定】又は【転担保】を利用する場合で担保株式の届出の自動処理の有無に違いがあることは、異なる。)

なお、「振替請求(譲渡担保)【解除】」という名称において、便宜的に「解除」の文言を使用しているが、この文言そのものに法律上の何らかの効果があるわけではない。機構加入者が、その保有口で特別株主の申出を行っている振替株式について一般の振替請求で振替をしたい場合には、特別株主の申出の解除のオペレーションを行ってから振替請求を行う。

○ 譲渡担保専用の振替請求と担保の届出等の関係

譲渡担保専用の振替請求(先日付振替請求(譲渡担保)、当日振替請求(譲渡担保))を利用して振替を行うことにより、振替と同時に担保株式の届出等の処理がされる。以下において、どのような振替請求が行われたときにどのような処理が同時に行われるのかを示す。

(1) 先日付振替請求(譲渡担保)及び当日振替請求(譲渡担保)の入力項目

- ① 担保事由(担保設定／担保解除／転担保)【必須】
- ② 機構加入者コード【必須】

- ③ 銘柄コード【必須】
- ④ 相手方機構加入者コード【必須】
- ⑤ 決済日
- ⑥ 数量【必須】
- ⑦ 渡方加入者口座コード【必須】
- ⑧ 受方加入者口座コード【必須】
- ⑨ 加入者口座コード(特別株主)【必須】
- ⑩ 社内処理用項目【任意】
- ⑪ メッセージ1【任意】
- ⑫ メッセージ2【任意】
- ⑬ 信託財産表示区分(表示なし分／表示分)【必須】

※ファイル伝送による前日振替請求については、⑤決済日の項目は存在しない。

(2) 処理の一覧

「担保株式の届出の自動処理」の欄

解除欄

振替請求(譲渡担保)による振替が行われることにより、渡方加入者口座(保有口又は保有欄)に記録されていた担保株式について担保株式の届出の解除があったものとして処理されるかどうかを示している。

設定欄

振替請求(譲渡担保)が行われることにより、受方加入者口座(保有口又は保有欄)に記録された担保株式について担保株式の届出(振替請求(譲渡担保)の入力項目⑦の受方加入者口座に⑧の加入者口座コード(株主)の有する③の銘柄が記録されている旨の届出)があったものとして処理されるかどうかを示している。

「特別株主の申出の自動処理」の欄

申出内容の変更又は解除欄

振替請求(譲渡担保)による振替が行われることにより、渡方である機構加入者の特別株主の申出内容の変更(申出株式数の減少)又は申出の解

除があったものとして処理されるかどうかを示している。

申出欄

振替請求(譲渡担保)による振替が行われることにより、受方である機構加入者の特別株主の申出があったものとして処理されるかどうかを示している。

ケース	担保 事由	渡方加入者口座と受方加入者口座の組み合わせ		担保株式の届出の自動処理		特別株主の申出の自動処理	
		渡方加入者口座	受方加入者口座	解除	届出	申出内容の変更又は解除	申出
①	設定	加入者口座	加入者口座	—	処理される	—	—
②	転担	加入者口座	加入者口座	処理されない	処理される	—	—
③	解除	加入者口座	加入者口座	処理されない	—	—	—
④	設定	加入者口座	機構加入者口座(保有口)	—	処理される	—	処理される
⑤	転担	加入者口座	機構加入者口座(保有口)	処理されない	処理される	—	処理される
⑥	解除	加入者口座	機構加入者口座(保有口)	処理されない	—	—	—
⑦	設定	機構加入者口座(保有口) 【特別株主の申出がされて いないものに限る】	加入者口座	—	処理される	—	—
⑧	転担	機構加入者口座(保有口) 【特別株主の申出がされて いるものに限る】	加入者口座	残高ゼロのとき処理される	処理される	処理される	—
⑨	解除	機構加入者口座(保有口) 【特別株主の申出がされて いるものに限る】	加入者口座	残高ゼロのとき処理される	—	処理される	—
⑩	設定	機構加入者口座(保有口)	機構加入者(保有口)	—	処理される	—	処理される

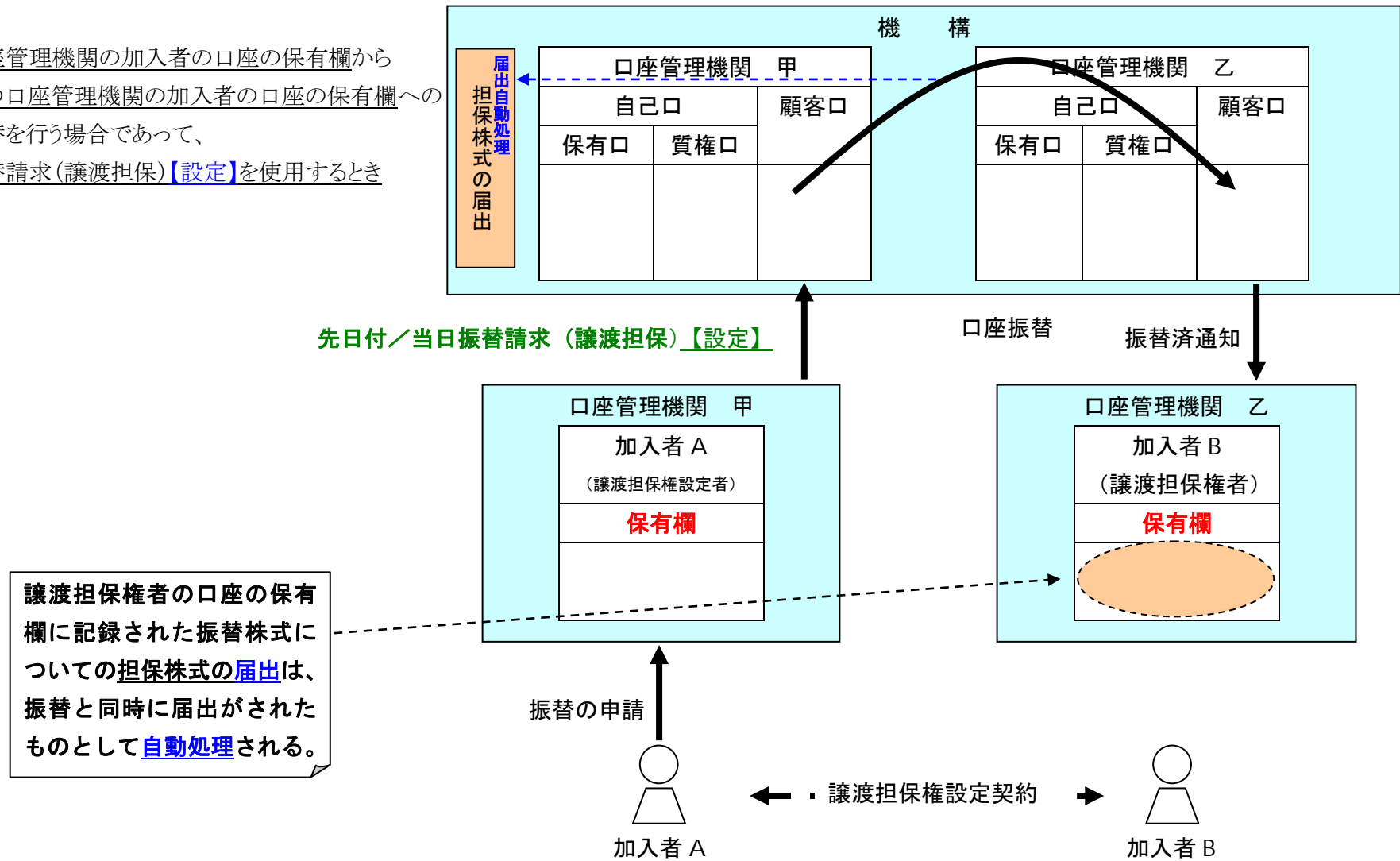
ケース	担保 事由	渡方加入者口座と受方加入者口座の組み合わせ		担保株式の届出の自動処理		特別株主の申出の自動処理	
		渡方加入者口座	受方加入者口座	解除	届出	申出内容の変更又は解除	申出
		【特別株主の申出がされて いないものに限る】					
⑪	転担	機構加入者口座(保有口) 【特別株主の申出がされて いるものに限る】	機構加入者(保有口)	残高ゼロのとき処理される	処理される	処理される	処理される
⑫	解除	機構加入者口座(保有口) 【特別株主の申出がされて いるものに限る】	機構加入者(保有口)	残高ゼロのとき処理される	—	処理される	—

(3) 上記一覧表のケースごとの図による説明

以下では、上記一覧表のケースに応じた振替の例を示している。但し、シンプルにするために、振替請求と担保株式の届出及び特別株主の申出の関係に絞って図を作成している。

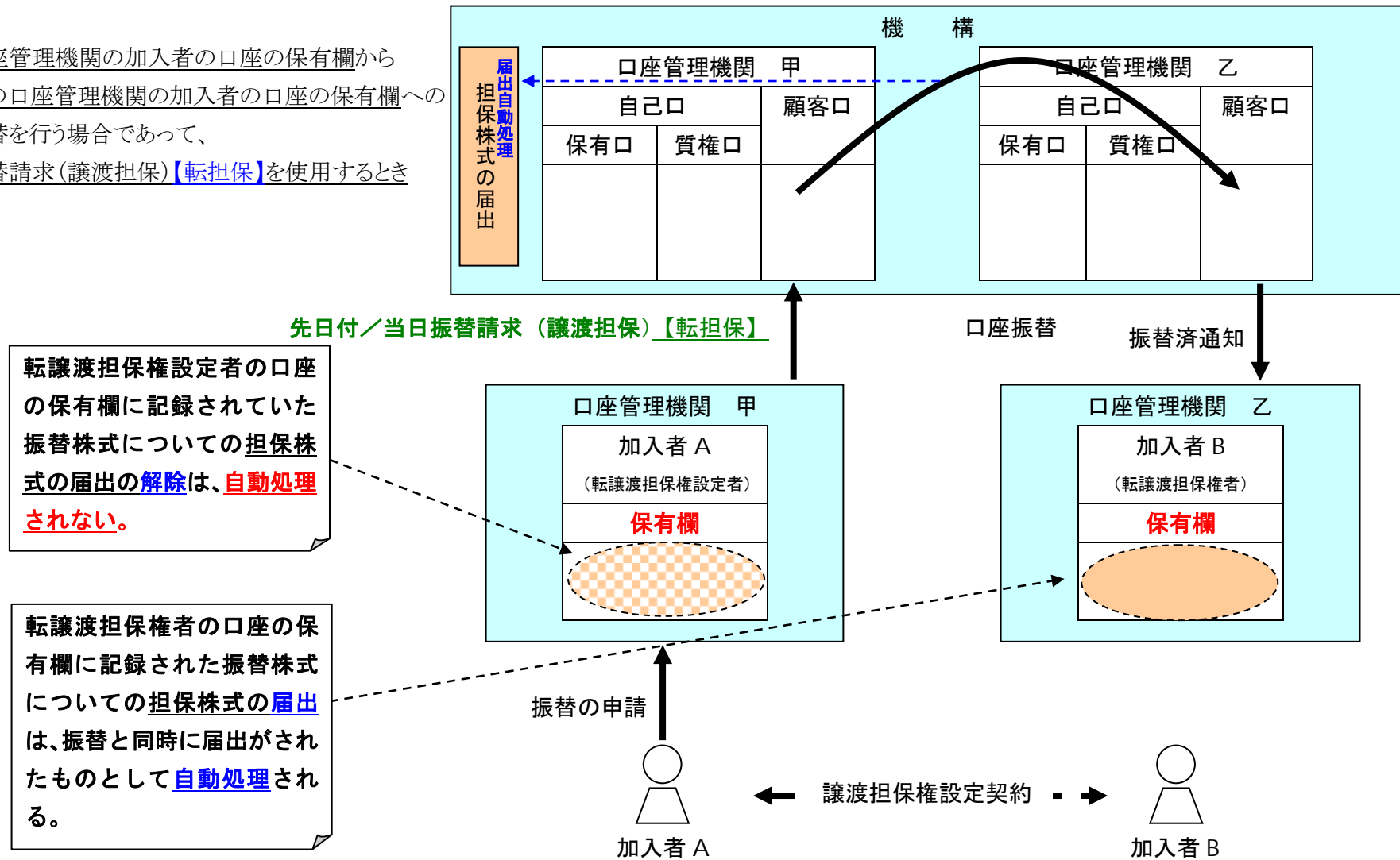
【ケース①】

口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
振替を行う場合であって、
振替請求(譲渡担保)【設定】を使用するとき



【ケース②】

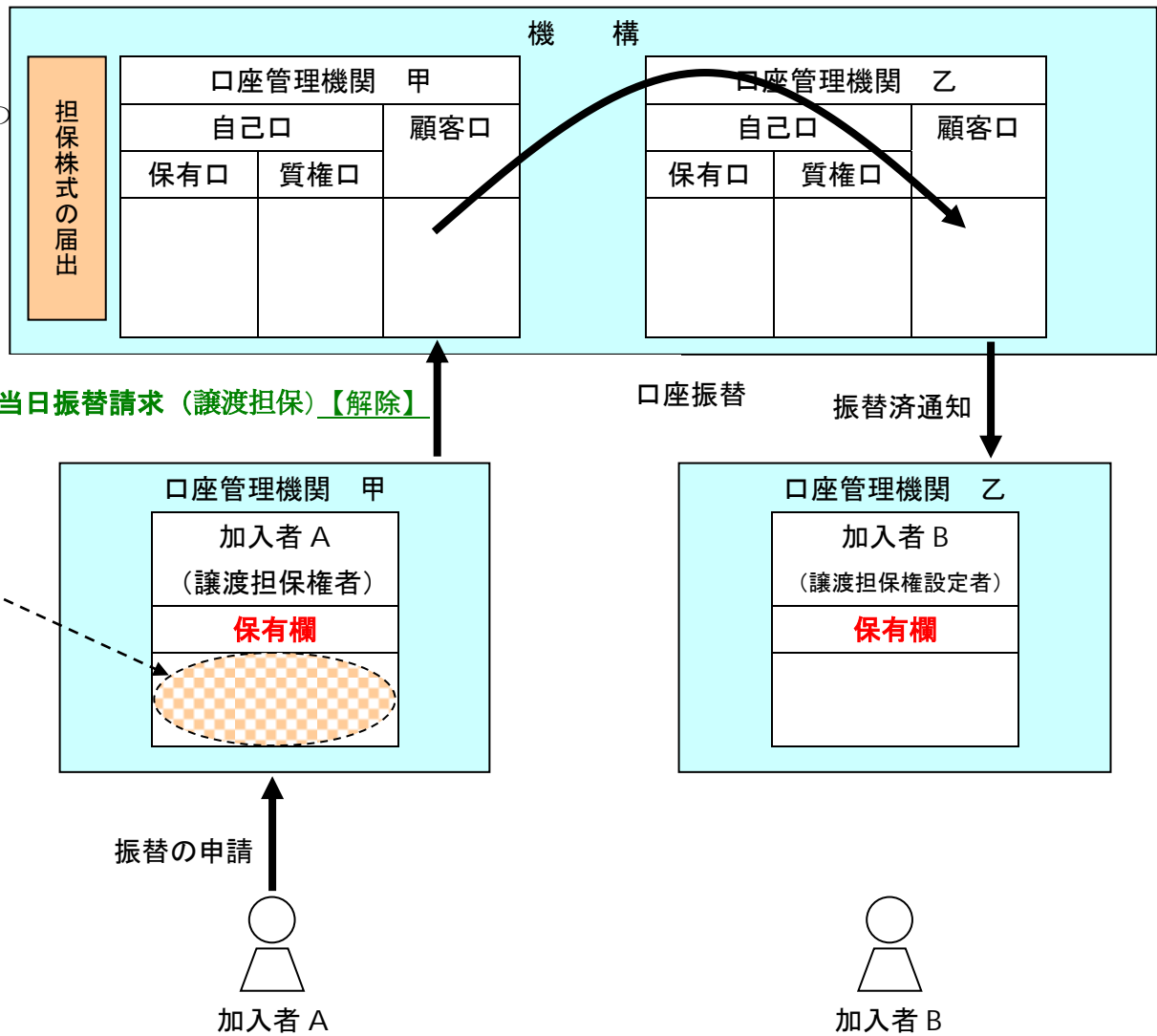
口座管理機関の加入者の口座の保有欄から他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への振替を行う場合であって、振替請求(譲渡担保)【**転担保**】を使用するとき



【ケース③】

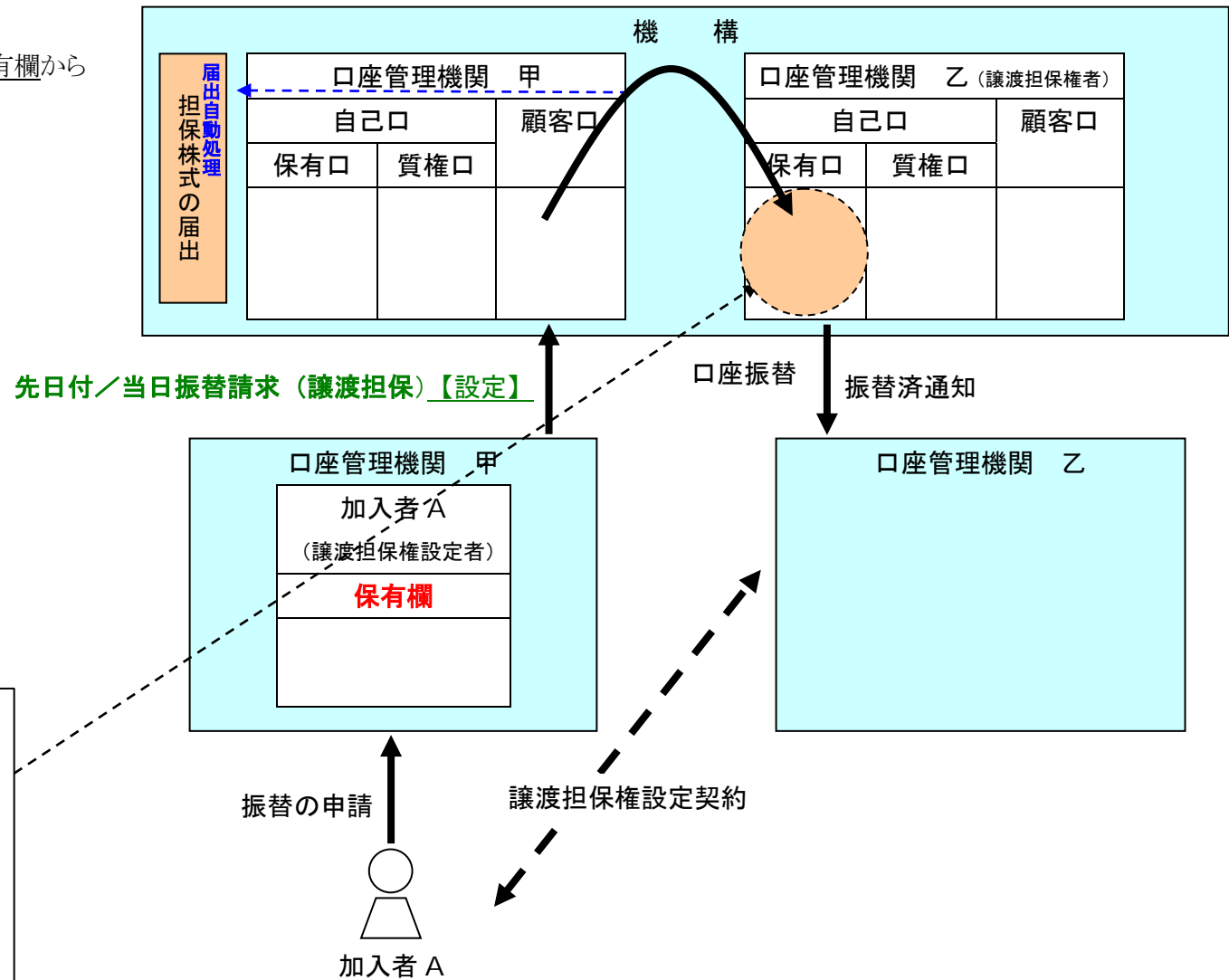
口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
他の口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
振替を行う場合であって、
振替請求(譲渡担保)【解除】を使用するとき

譲渡担保権者の口座の保有欄に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、自動処理されない。



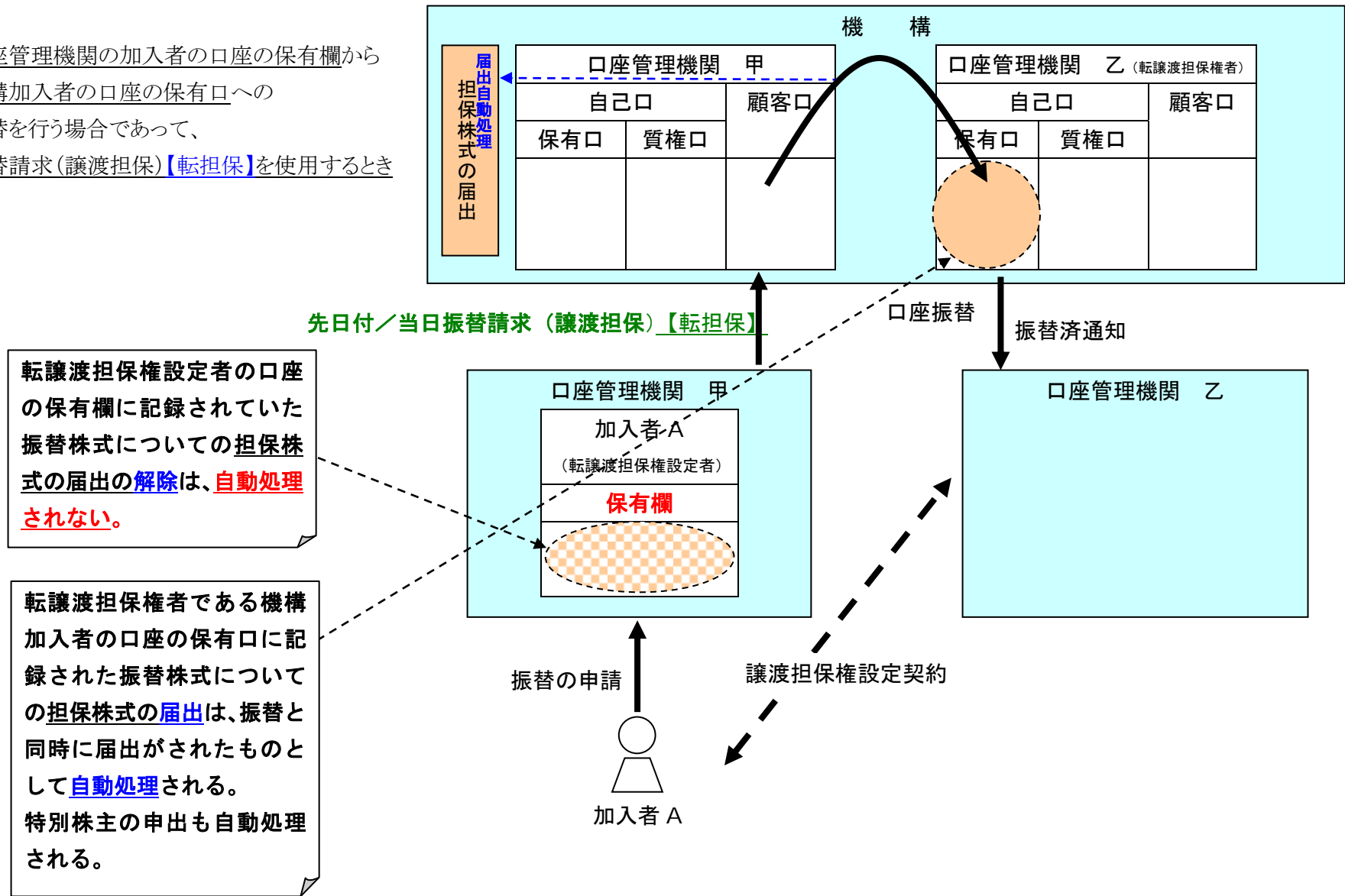
【ケース④】

口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
 機構加入者の口座の保有口への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(譲渡担保)【設定】を使用



【ケース⑤】

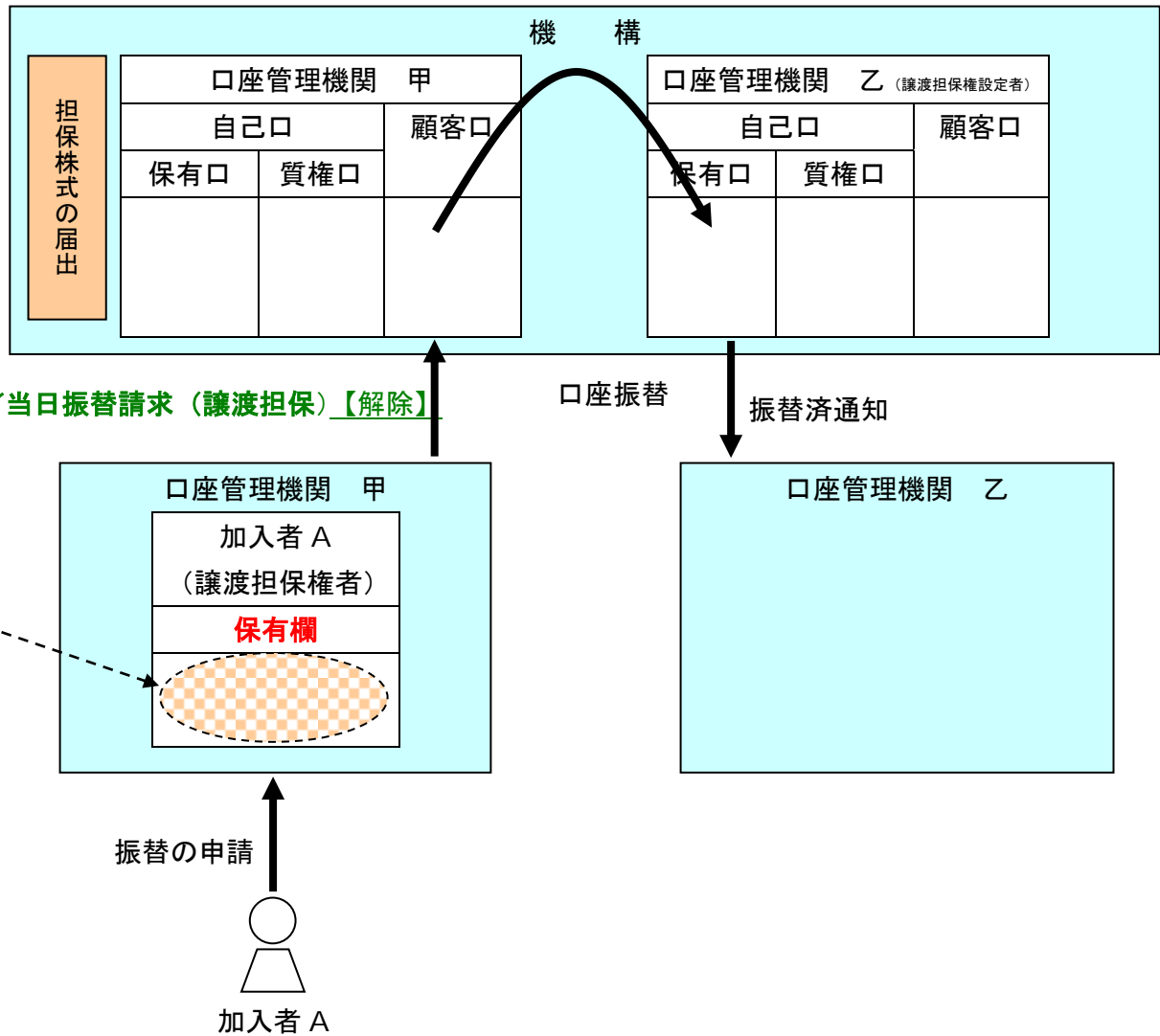
口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
 機構加入者の口座の保有口への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(譲渡担保)【**転担保**】を使用するとき



【ケース⑥】

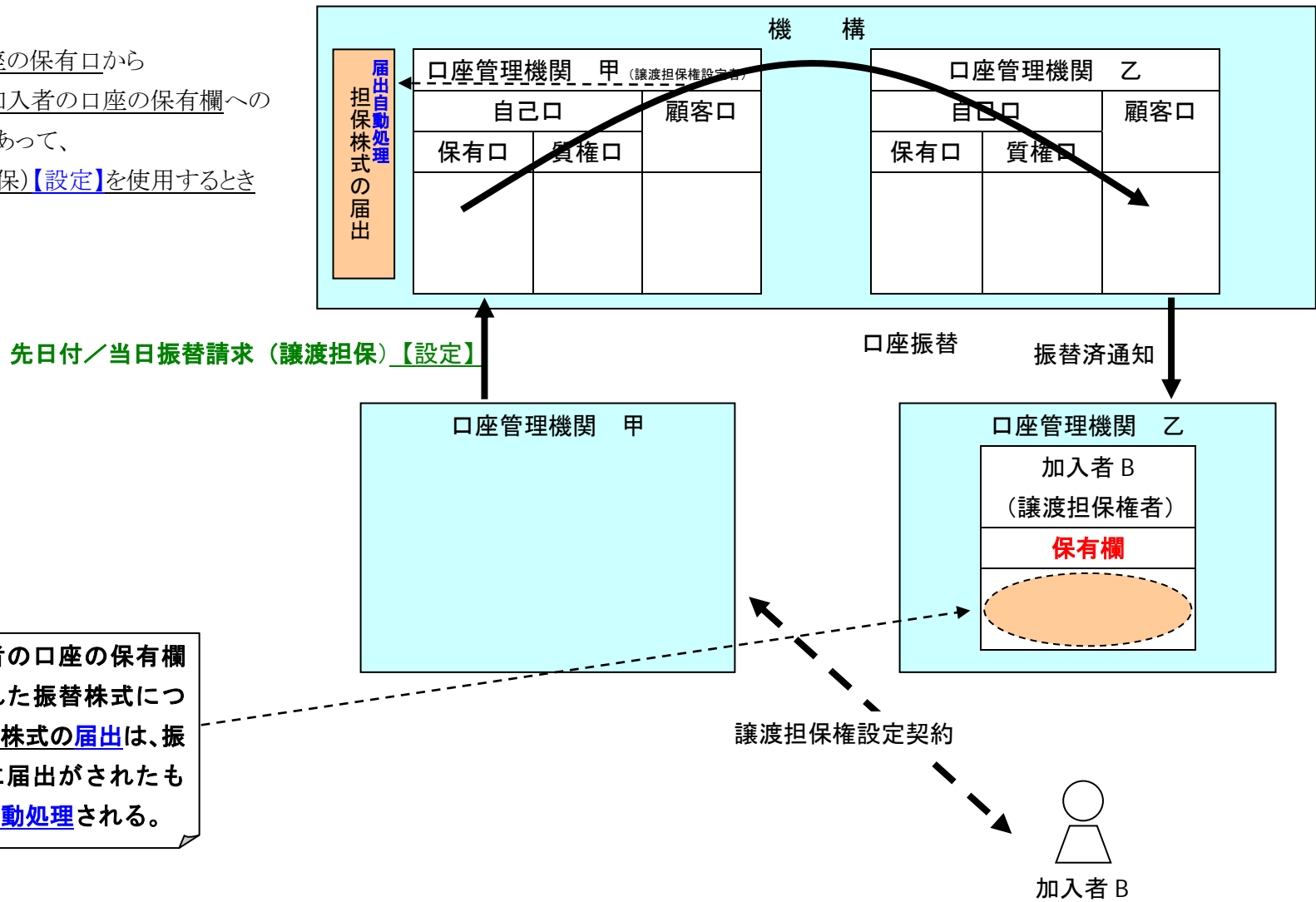
口座管理機関の加入者の口座の保有欄から
 機構加入者の口座の保有口への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(譲渡担保)【解除】を使用するとき

譲渡担保権者の口座の保有欄に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、自動処理されない。



【ケース⑦】

機構加入者の口座の保有口から
 口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(譲渡担保)【設定】を使用するとき

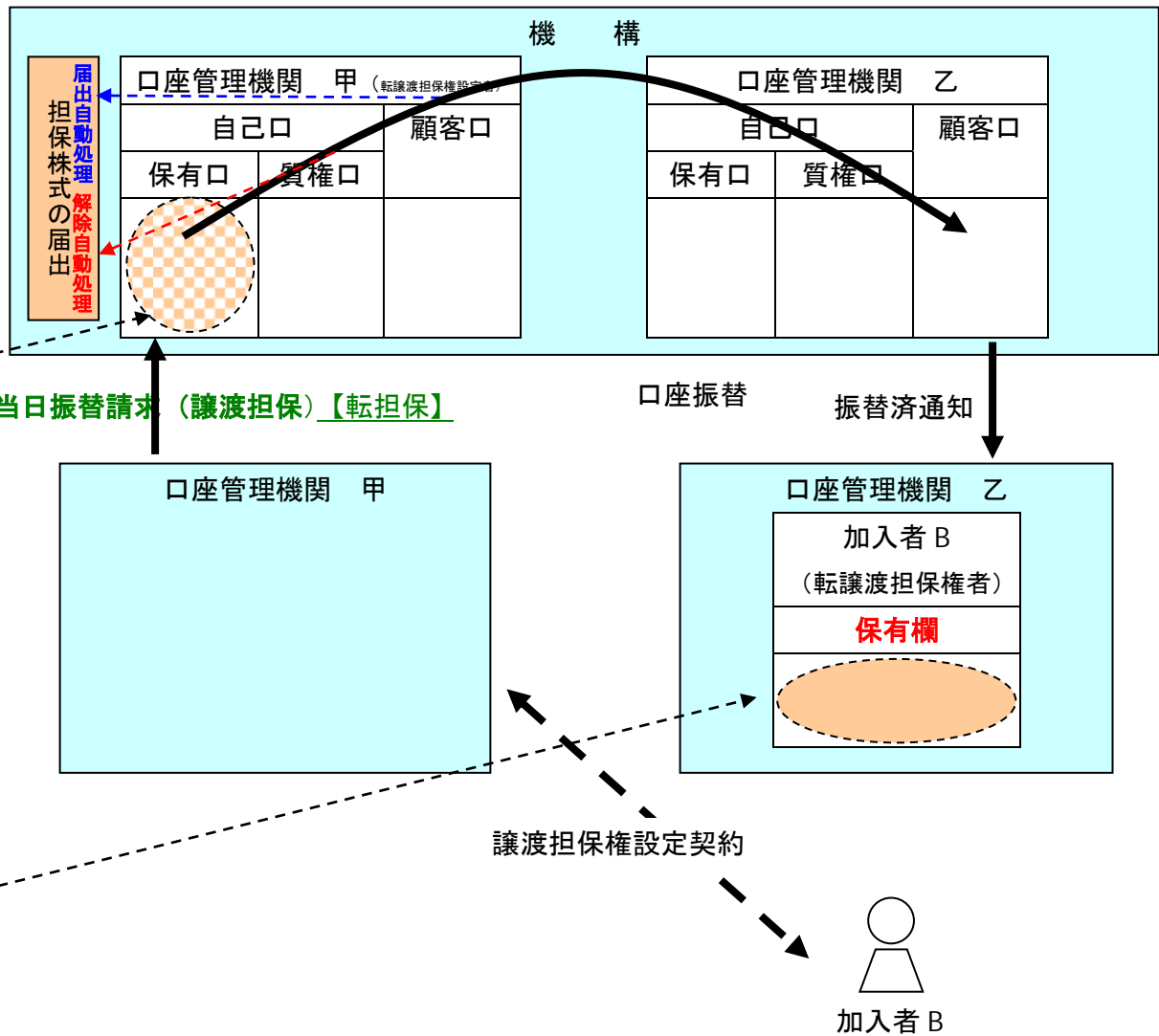


【ケース⑧】

機構加入者の口座の保有口から
 口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(譲渡担保)【**転担保**】を使用するとき

譲渡担保権設定者である
 機構加入者の口座の保有口
 に記録されていた振替株式
 についての**担保株式の届出**
 の**解除**は、当該設定者につ
 いての銘柄単位の残高がゼロ
 になる場合に、**自動処理**され
 る。
 特別株主の申出内容の変更
 の申出も自動処理される。

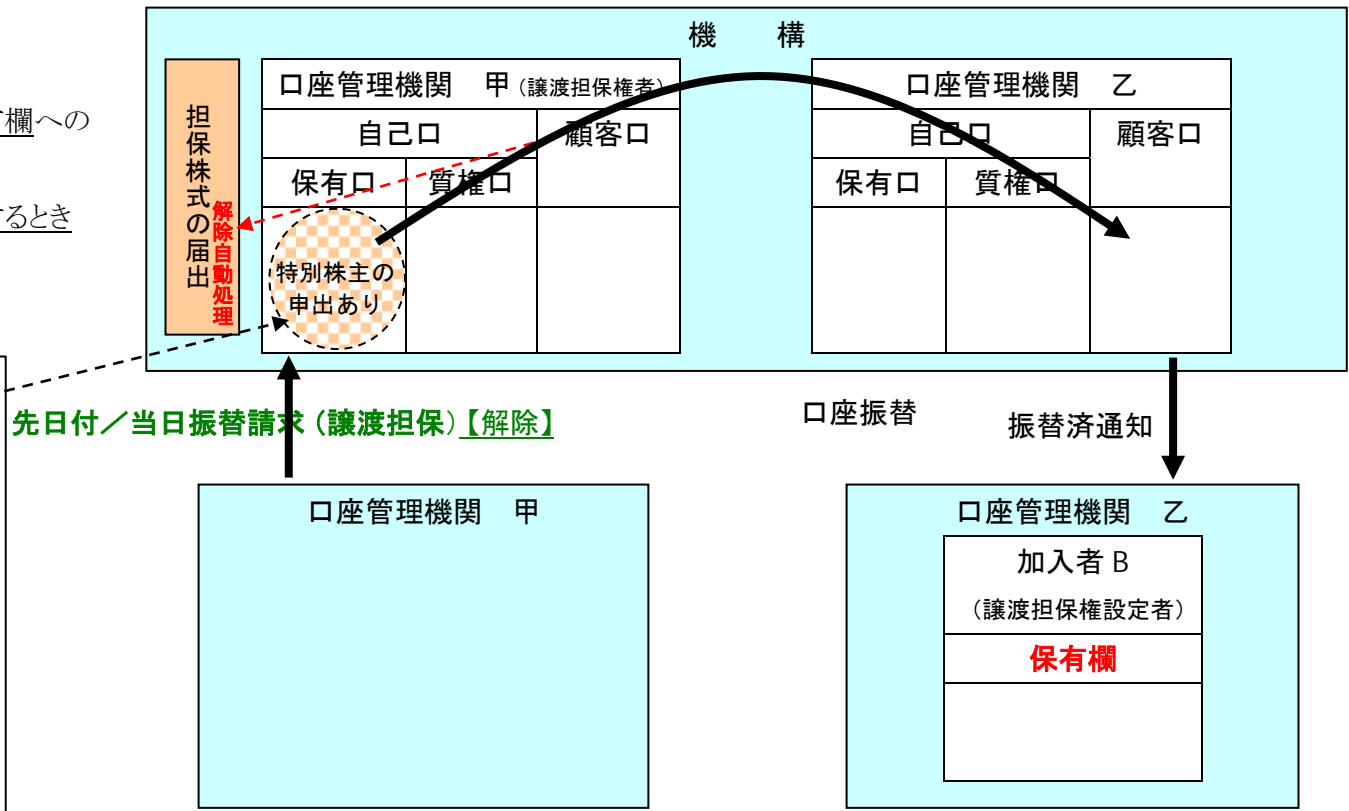
譲渡担保権者の口座の保
 有欄に記録された振替株式
 についての**担保株式の届出**
 は、振替と同時に届出がされ
 たものとして**自動処理**され
 る。



【ケース⑨】

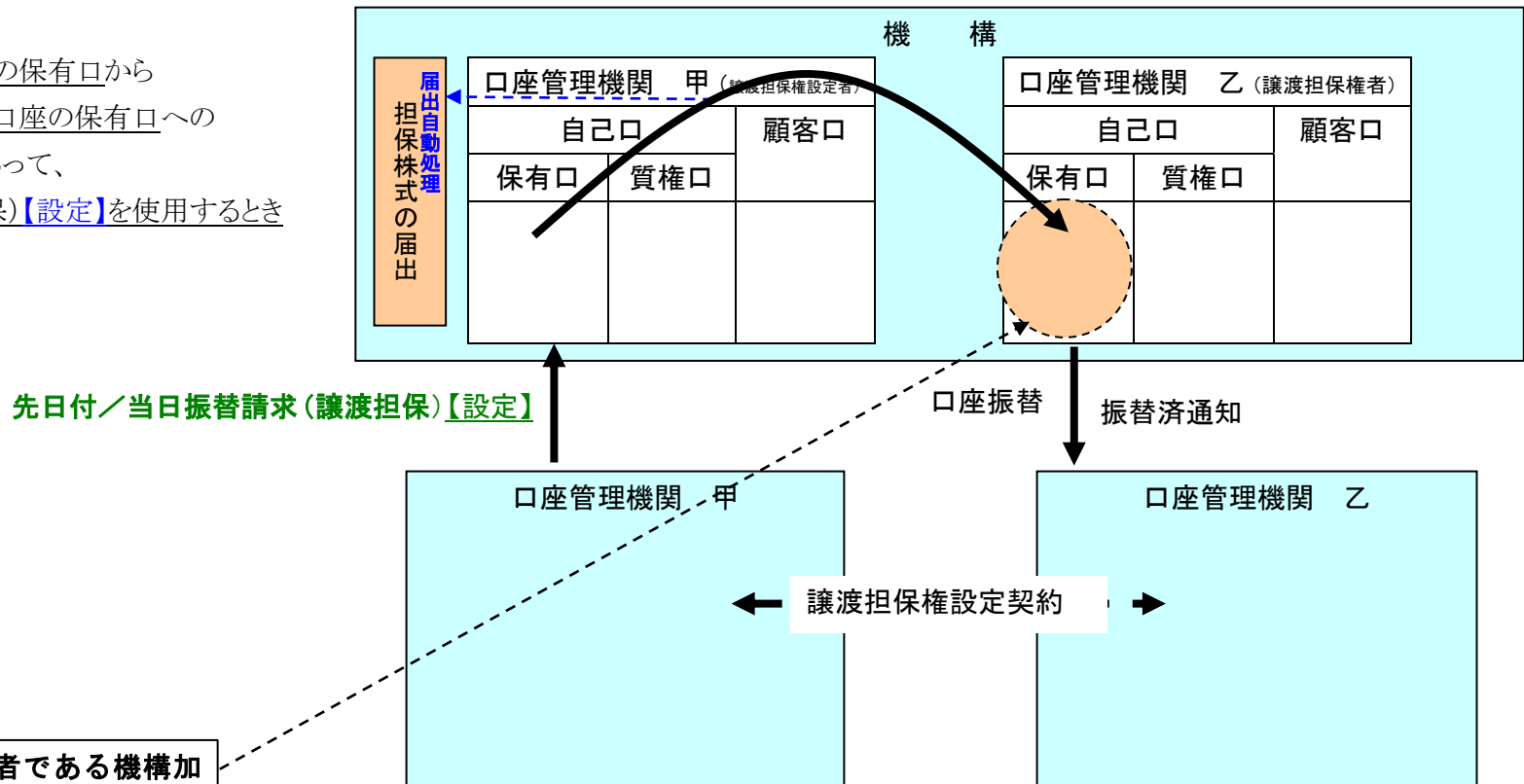
機構加入者の口座の保有口から
 口座管理機関の加入者の口座の保有欄への
 振替を行う場合であって、
 振替請求(譲渡担保)【解除】を使用するとき

譲渡担保権者である機構加入者の口座の保有口に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、当該設定者についての銘柄単位の残高がゼロになる場合に、自動処理される。特別株主の申出内容の変更の申出も自動処理される。



【ケース⑩】

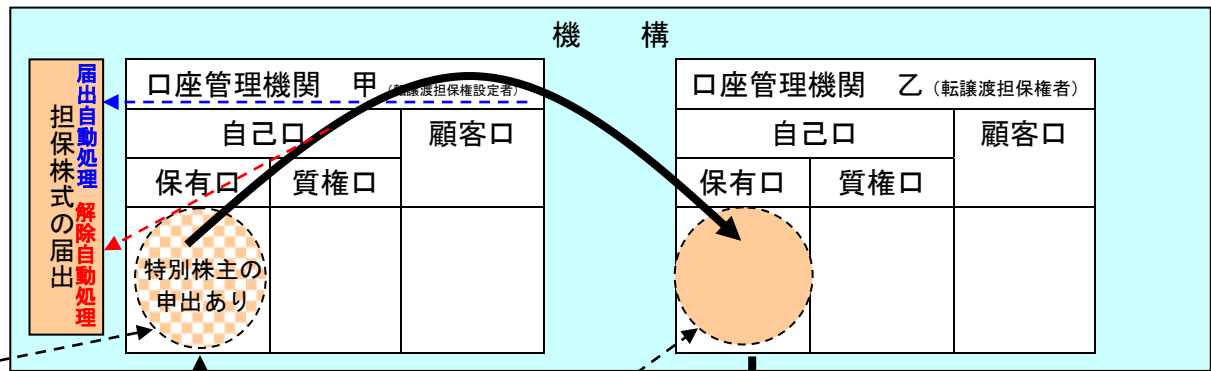
機構加入者の口座の保有口から
他の機構加入者の口座の保有口への
振替を行う場合であって、
振替請求(譲渡担保)【設定】を使用するとき



譲渡担保権者である機構加入者の口座の保有口に記録された振替株式についての担保株式の届出は、振替と同時に届出がされたものとして自動処理される。
特別株主の申出も自動処理される。

【ケース⑪】

機構加入者の口座の保有口から
他の機構加入者の口座の保有口への
振替を行う場合であって、
振替請求(譲渡担保)【**転担保**】を使用するとき



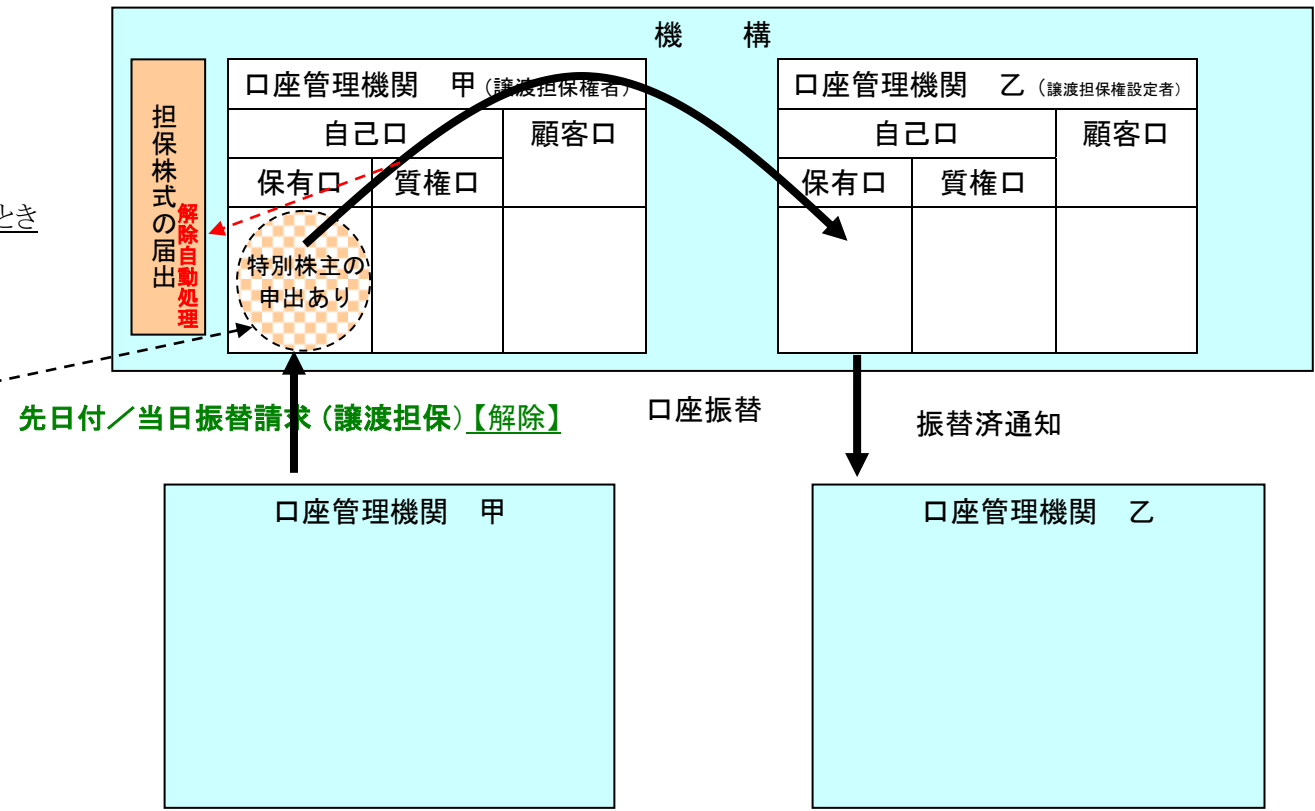
譲渡担保権設定者である
機構加入者の口座の保有口
に記録されていた振替株式
についての担保株式の届出
の解除は、当該設定者につい
ての銘柄単位の残高がゼロ
になる場合に、自動処理され
る。
特別株主の申出内容の変更
の申出も自動処理される

譲渡担保権者である機構加
入者の口座の保有口に記録
された振替株式についての
担保株式の届出は、振替と同
時に届出がされたものとし
て自動処理される。
特別株主の申出も自動処理
される

【ケース⑫】

機構加入者の口座の保有口から
他の機構加入者の口座の保有口への
振替を行う場合であって、
振替請求(譲渡担保)【解除】を使用するとき

譲渡担保権者である機構加入者の口座の保有口に記録されていた振替株式についての担保株式の届出の解除は、当該設定者についての銘柄単位の残高がゼロになる場合に、自動処理される。特別株主の申出内容の変更の申出も自動処理される。

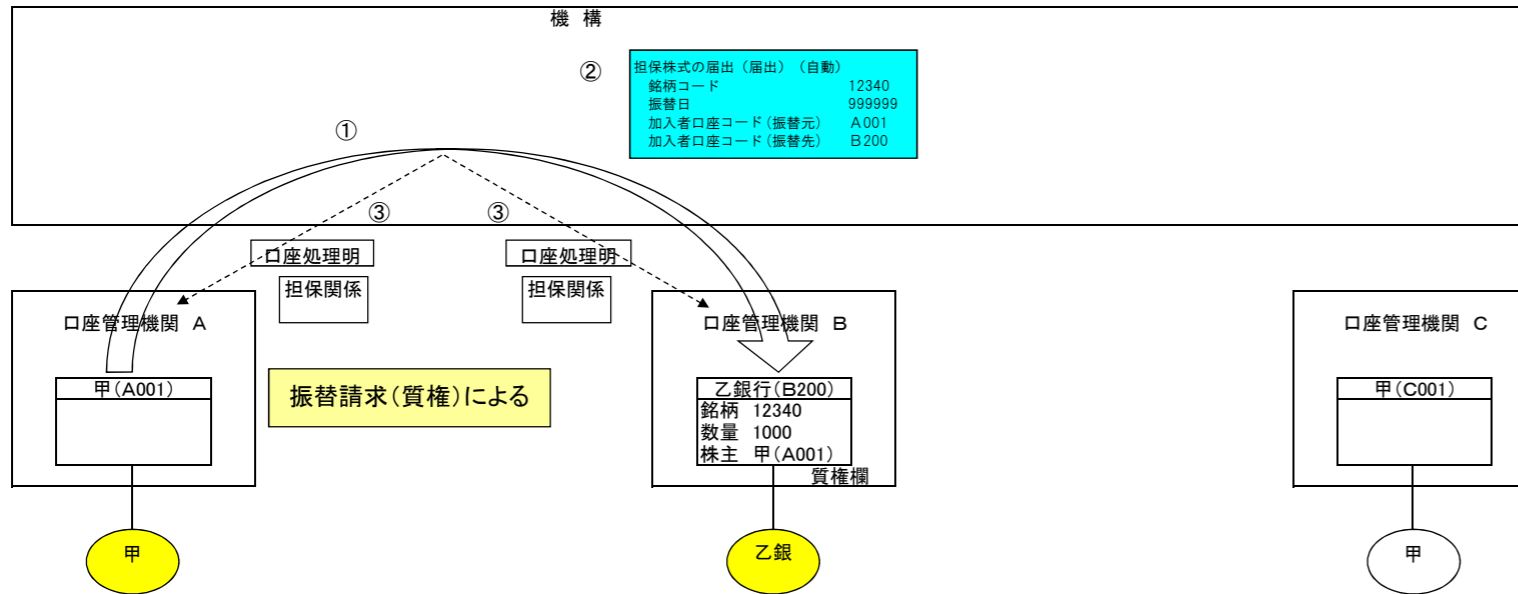


担保株式の株主の加入者口座コードの変更(担保株式の届出における紐付けの変更)について

別紙 2-3-2

I-1 【担保株式の届出(届出)】(口座管理機関の加入者口座で担保受入れをする場合) ※ 以下の図における振替請求(質権)は、振替請求(譲渡担保)でも基本的に同様であるので、振替請求(譲渡担保)の例は省略する。

(1) 振替請求(質権)による自動処理



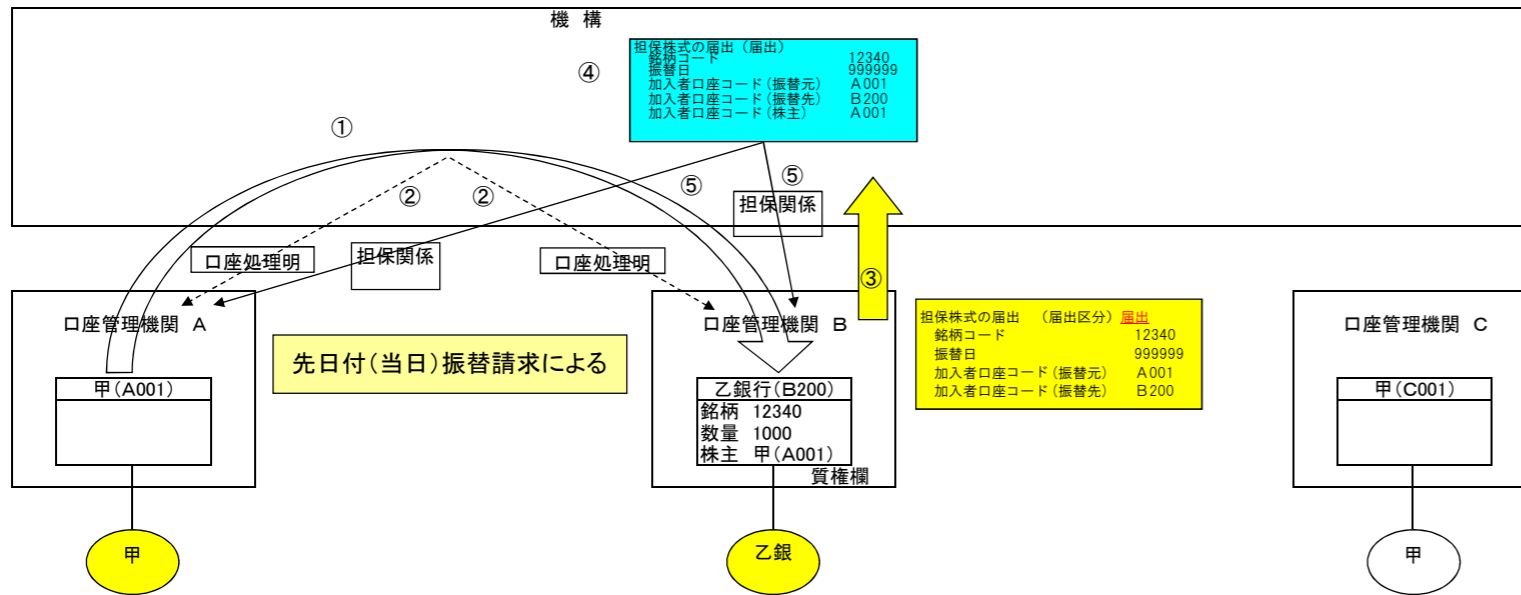
口座処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(質権)	
	質権設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	○
2 処理区分-処理識別コード	250 - 1 (251 - 1)	250 - 5 (251 - 5)
3 銘柄コード	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	受方機構加入者
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	渡方機構加入者
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	メッセージ1、メッセージ2
10 信託財産表示分	△	△
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO	△	
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	○	○
16 受方加入者口座コード	○	○
17 加入者口座コード(株主等)	○	○
18 渡方登録質区分		△
19 受方登録質区分	△	
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

担保関係処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(質権)	
	質権設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	○
2 処理区分-処理識別コード	250 - 1 (251 - 1)	250 - 5 (251 - 5)
3 銘柄コード	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	受方機構加入者
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	渡方機構加入者
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	メッセージ1、メッセージ2
10 信託財産表示分	△	△
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	○	○
16 受方加入者口座コード	○	○
17 加入者口座コード(株主等)	○	○
18 渡方登録質区分		
19 受方登録質区分	△	
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		
33 加入者口座コード(変更前株主等)		

(2) 担保株式の届出による処理



口座処理明細

項目	先日付(当日)振替請求	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	○
2 処理区分-処理識別コード	170 - 1 (171 - 1)	170 - 1 (171 - 1)
3 銘柄コード	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	受方機構加入者
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	渡方機構加入者
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	メッセージ1、メッセージ2
10 信託財産表示分	△	△
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO	△	
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	△	△
16 受方加入者口座コード	△	△
17 加入者口座コード (株主等)		
18 渡方登録区分		
19 受方登録区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	○

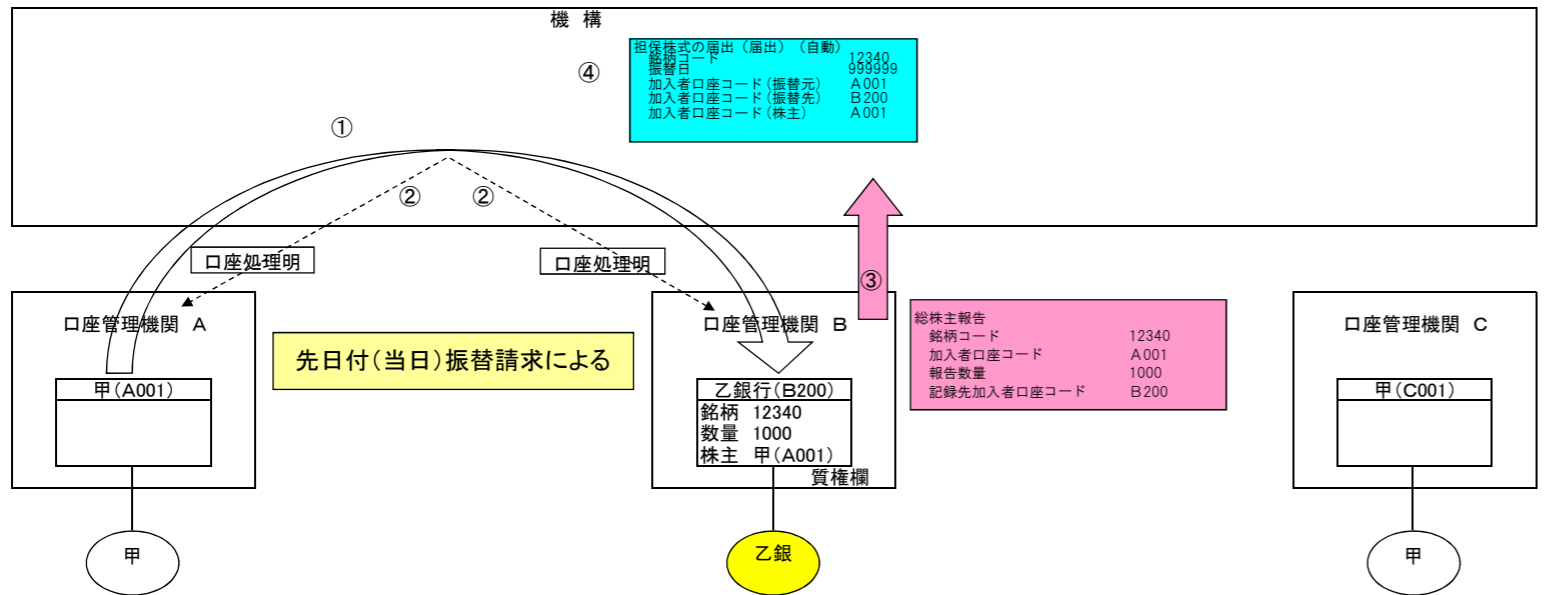
振替元、振替先、株主の上位機構加入者が同じ場合は、集約されます。例のケースだと、振替元と株主の機構加入者が同じため、口座管理機関Aには1レコードのみの出力となります。(以後、変更、解除の場合も同様です。)

担保関係処理明細

項目	担保株式の届出		
	届出		
	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	担保株式の株主である加入者の加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 1	492 - 1	492 - 1
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コードの最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))
17 加入者口座コード (株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 受方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード (過誤訂正用)			
31 処理識別コード (過誤訂正用)			
32 過誤発生日			
33 加入者口座コード (変更前株主等)			

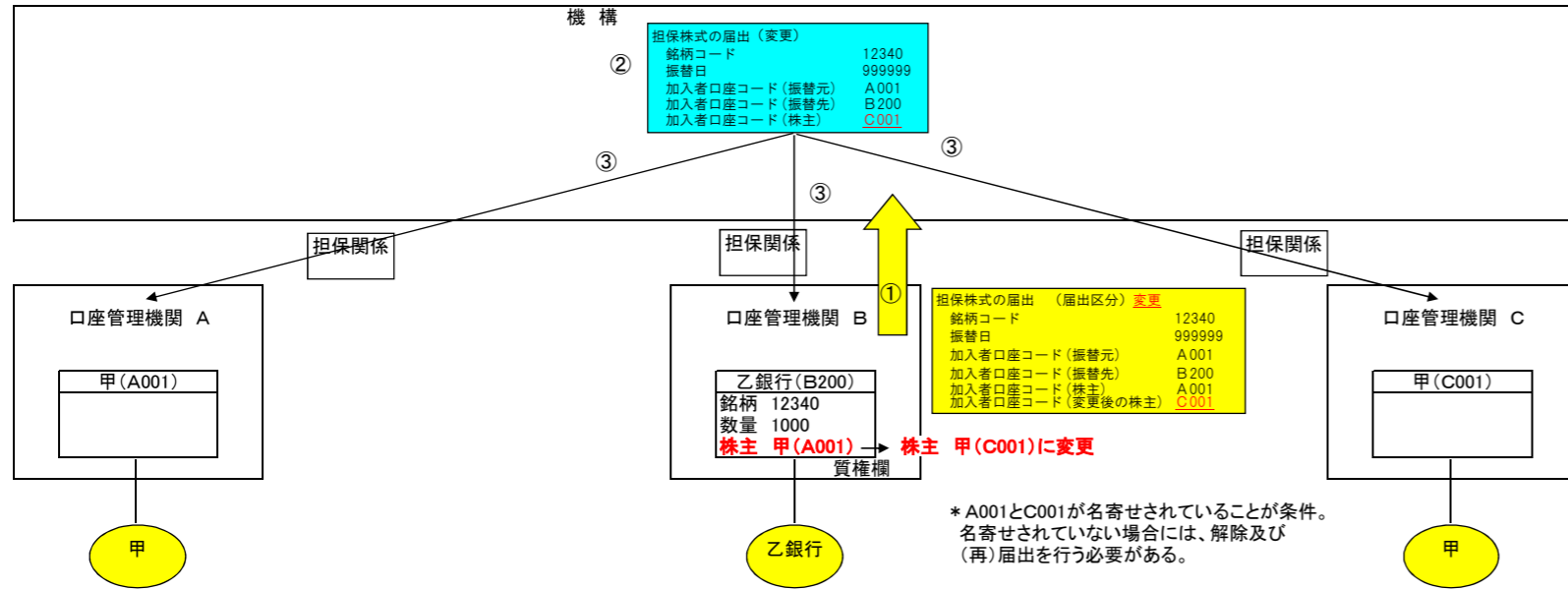
※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

(3) 総株主報告による自動処理



1-2 【担保株式の届出(変更)(解除)】(口座管理機関の加入者口座で担保受入れをしている場合)

(1) 振替先口座の口座管理機関による変更



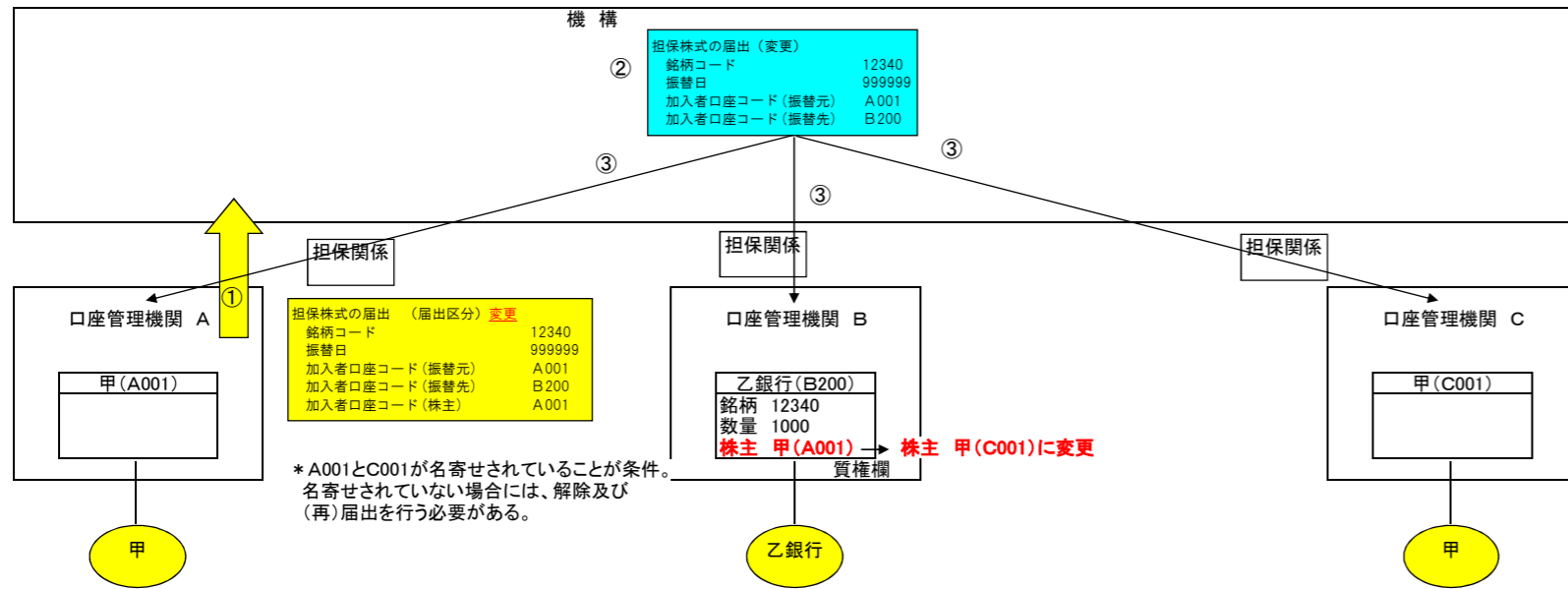
* A001とC001が名寄せされていることが条件。
名寄せされていない場合には、解除及び
(再)届出を行う必要がある。

担保関係処理明細

項目	担保株式の届出			
	変更			
	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の)加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 3	492 - 3	492 - 3	492 - 3
3 銘柄コード	○	○	○	○
4 口座残高増減区分	0(増減に無関係)	0(増減に無関係)	0(増減に無関係)	0(増減に無関係)
5 数量				
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者(振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者(振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の)加入者口座コード の最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1		
9 メッセージ				
10 信託財産表示分				
11 決済価額				
12 センタリファレンスNO				
13 送信者リファレンスNO				
14 実受方機構加入者コード				
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))
17 加入者口座コード(株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更後の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の)加入者口座コード
18 渡方登録買区分				
19 受方登録買区分				
20 委託会社コード				
21 TAコード				
22 代理人コード				
23 資金支払人				
24 受方資金決済会社コード				
25 資金受取人				
26 渡方資金決済会社コード				
27 リンケージリファレンスNO				
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)				
31 処理識別コード(過誤訂正用)				
32 過誤発生日				
33 加入者口座コード(変更前株主等)				

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

(2) 振替元口座の口座管理機関による変更

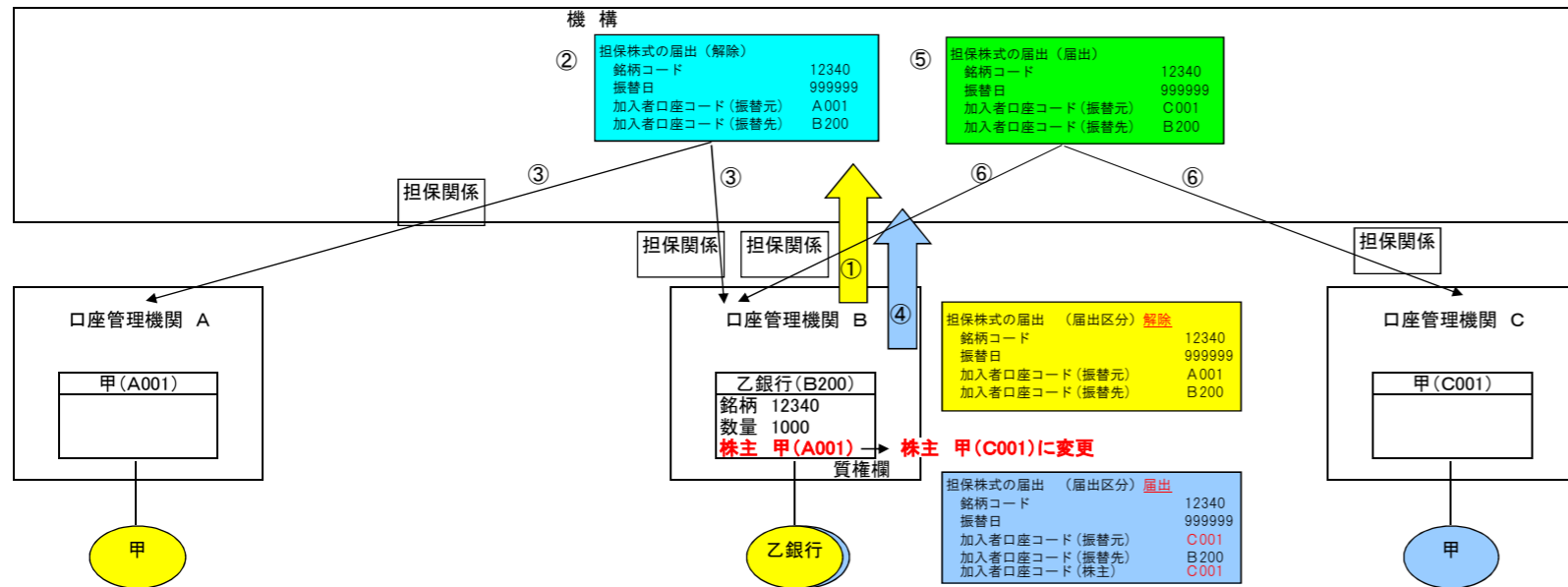


担保関係処理明細

項目	担保株式の届出			
	変更			
	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の) 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 3	492 - 3	492 - 3	492 - 3
3 銘柄コード	○	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量				
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の) 加入者口座コード の最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1		
9 メッセージ				
10 信託財産表示分				
11 決済価額				
12 センタリファレンスNO				
13 送信者リファレンスNO				
14 実受方機構加入者コード				
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))
17 加入者口座コード (株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更後の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更後の) 加入者口座コード
18 渡方登録区分				
19 受方登録区分				
20 委託会社コード				
21 TAコード				
22 代理人コード				
23 資金支払人				
24 受方資金決済会社コード				
25 資金受取人				
26 渡方資金決済会社コード				
27 リンケージリファレンスNO				
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○	○
30 処理区分コード (過誤訂正用)				
31 処理識別コード (過誤訂正用)				
32 過誤発生日				
33 加入者口座コード(変更前株主等)				

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

(3) 振替先口座の口座管理機関による解除及び(再)届出



担保関係処理明細

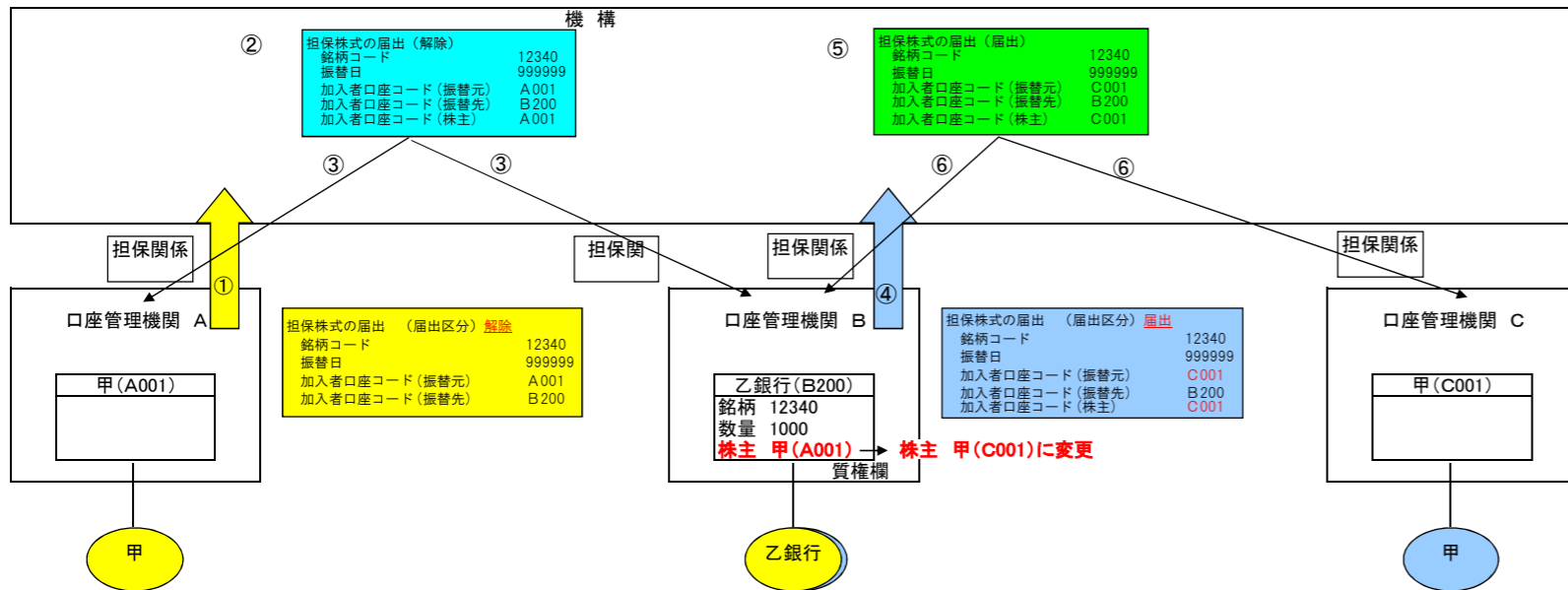
項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 2	492 - 2	492 - 2
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コードの最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))
17 加入者口座コード (株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 渡方資金決済会社コード			
25 リンケージリファレンスNO			
26 効力発生日	振替日	振替日	振替日
27 株式等リファレンスNO	○	○	○
28 処理区分コード (過誤訂正用)			
29 処理識別コード (過誤訂正用)			
30 過誤発生日			
31 加入者口座コード(変更前株主等)			

担保関係処理明細

項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	担保株式の株主である加入者の 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 1	492 - 1	492 - 1
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コードの最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))
17 加入者口座コード (株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 渡方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード (過誤訂正用)			
31 処理識別コード (過誤訂正用)			
32 過誤発生日			
33 加入者口座コード(変更前株主等)			

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

(4) 振替元口座の口座管理機関による解除、振替先口座管理機関による(再)届出



担保関係処理明細

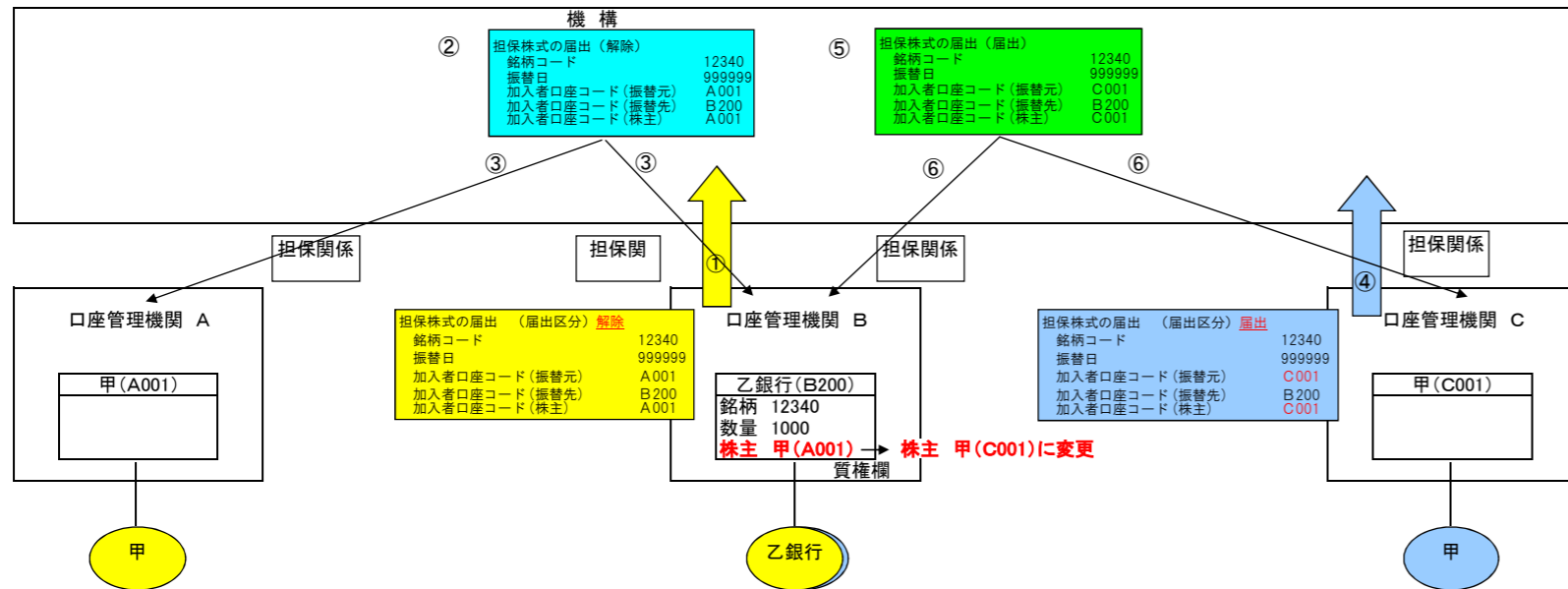
項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 2	492 - 2	492 - 2
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード(担保権者(振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード(担保設定者 (振替元))の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コードの 最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))
17 加入者口座コード(株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 受方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)			
31 処理識別コード(過誤訂正用)			
32 過誤発生日			
33 加入者口座コード(変更前株主等)			

担保関係処理明細

項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	担保株式の株主である加入者の 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 1	492 - 1	492 - 1
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード(担保権者(振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード(担保設定者 (振替元))の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コードの 最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))
17 加入者口座コード(株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 受方資金決済会社コード			
23 資金受取人			
24 渡方資金決済会社コード			
25 リンケージリファレンスNO			
26 効力発生日	振替日	振替日	振替日
27 株式等リファレンスNO	○	○	○
28 処理区分コード(過誤訂正用)			
29 処理識別コード(過誤訂正用)			
30 過誤発生日			
31 加入者口座コード(変更前株主等)			

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

(5) 振替先口座の口座管理機関による解除、変更後の株主の口座を開設する口座管理機関による届出



担保関係処理明細

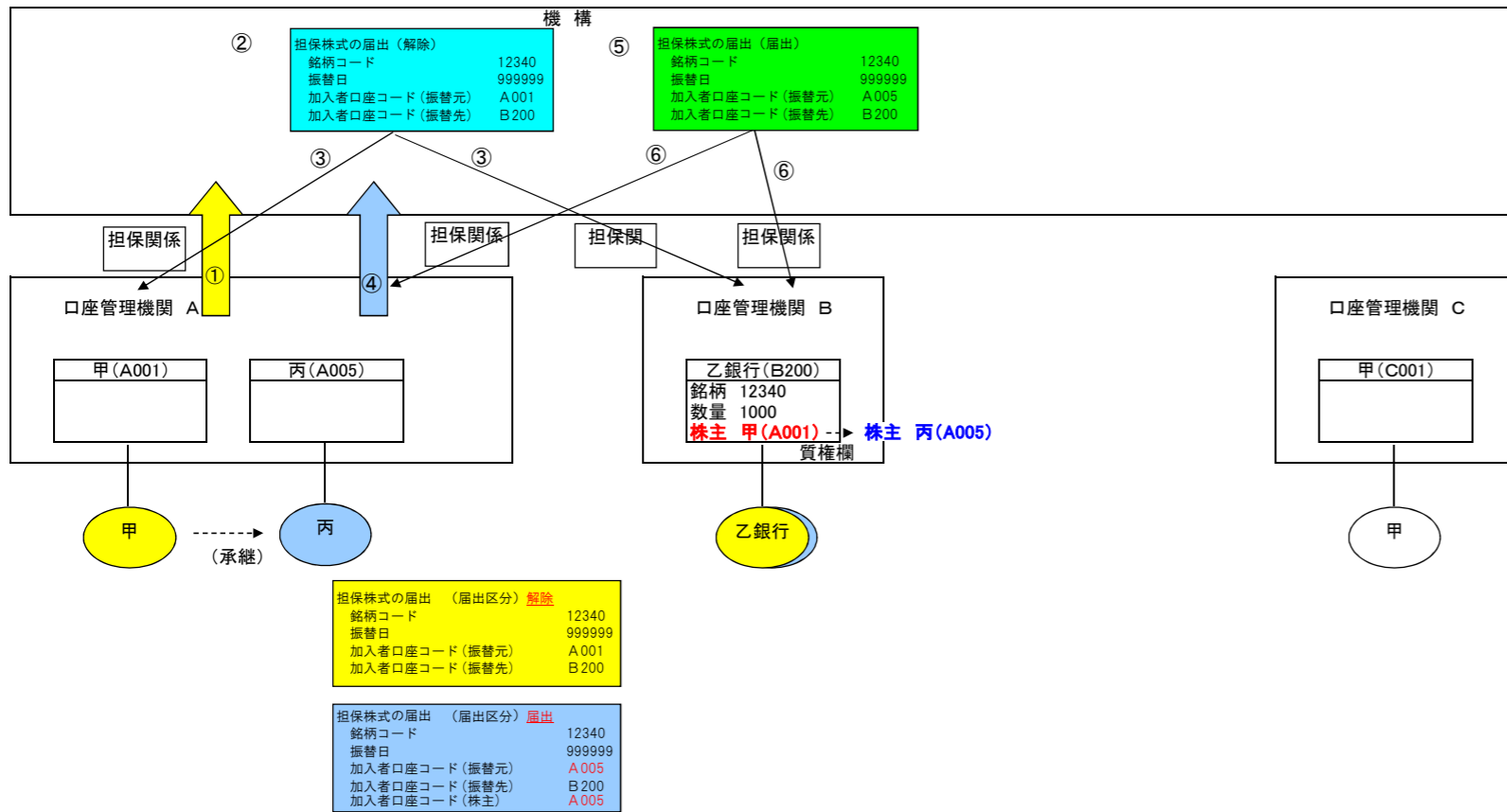
項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 2	492 - 2	492 - 2
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード(担保権者(振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード(担保設定者 (振替元))の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コードの 最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))
17 加入者口座コード(株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 受方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)			
31 処理識別コード(過誤訂正用)			
32 過誤発生日			
33 加入者口座コード(変更前株主等)			

担保関係処理明細

項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	担保株式の株主である加入者の 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 1	492 - 1	492 - 1
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード(担保権者(振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード(担保設定者 (振替元))の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コードの 最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))	加入者口座コード (担保設定者(振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))	加入者口座コード (担保権者(振替先))
17 加入者口座コード(株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の)加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 受方資金決済会社コード			
23 資金受取人			
24 渡方資金決済会社コード			
25 リンケージリファレンスNO			
26 効力発生日	振替日	振替日	振替日
27 株式等リファレンスNO	○	○	○
28 処理区分コード(過誤訂正用)			
29 処理識別コード(過誤訂正用)			
30 過誤発生日			
31 加入者口座コード(変更前株主等)			

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

(6) 振替元口座の口座管理機関による解除、(再)届出



担保関係処理明細

項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 2	492 - 2	492 - 2
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コードの最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))
17 加入者口座コード (株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 受方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日	振替日	振替日	振替日
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード (過誤訂正用)			
31 処理識別コード (過誤訂正用)			
32 過誤発生日			
33 加入者口座コード(変更前株主等)			

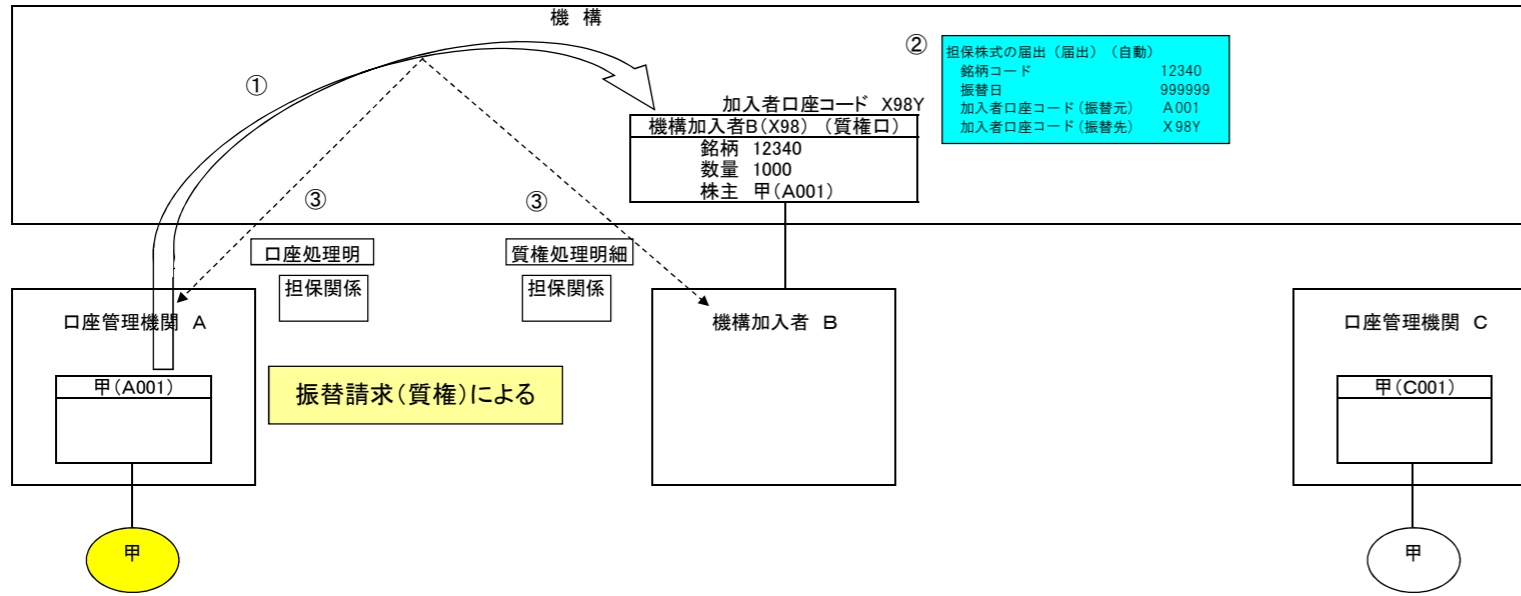
担保関係処理明細

項目	担保株式の届出		
	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	担保株式の株主である加入者の 加入者口座コード
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	492 - 1	492 - 1	492 - 1
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先)) の最上位機構加入者コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元)) の最上位機構加入者コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コードの最上位機構加入者コード
7 相手方機構加入者コード	入力した機構加入者	入力した機構加入者	入力した機構加入者
8 社内処理用項目	○※1	○※1	
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))	加入者口座コード (担保設定者 (振替元))
16 受方加入者口座コード	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))	加入者口座コード (担保権者 (振替先))
17 加入者口座コード (株主等)	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード	担保株式の株主である加入者の (変更前の) 加入者口座コード
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 渡方資金決済会社コード			
25 リンケージリファレンスNO			
26 効力発生日	振替日	振替日	振替日
27 株式等リファレンスNO	○	○	○
28 処理区分コード (過誤訂正用)			
29 処理識別コード (過誤訂正用)			
30 過誤発生日			
31 加入者口座コード(変更前株主等)			

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。

II-1 【担保株式の届出(届出)】(機構加入者口座で担保受入れをする場合)

(1) 振替請求(質権)による自動処理



口座処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(質権)	
	質権設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	250 - 1 (251 - 1)	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	2 (減少)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	
10 信託財産表示分	△	
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO	△	
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	○	
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録質区分		
19 受方登録質区分	△	
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

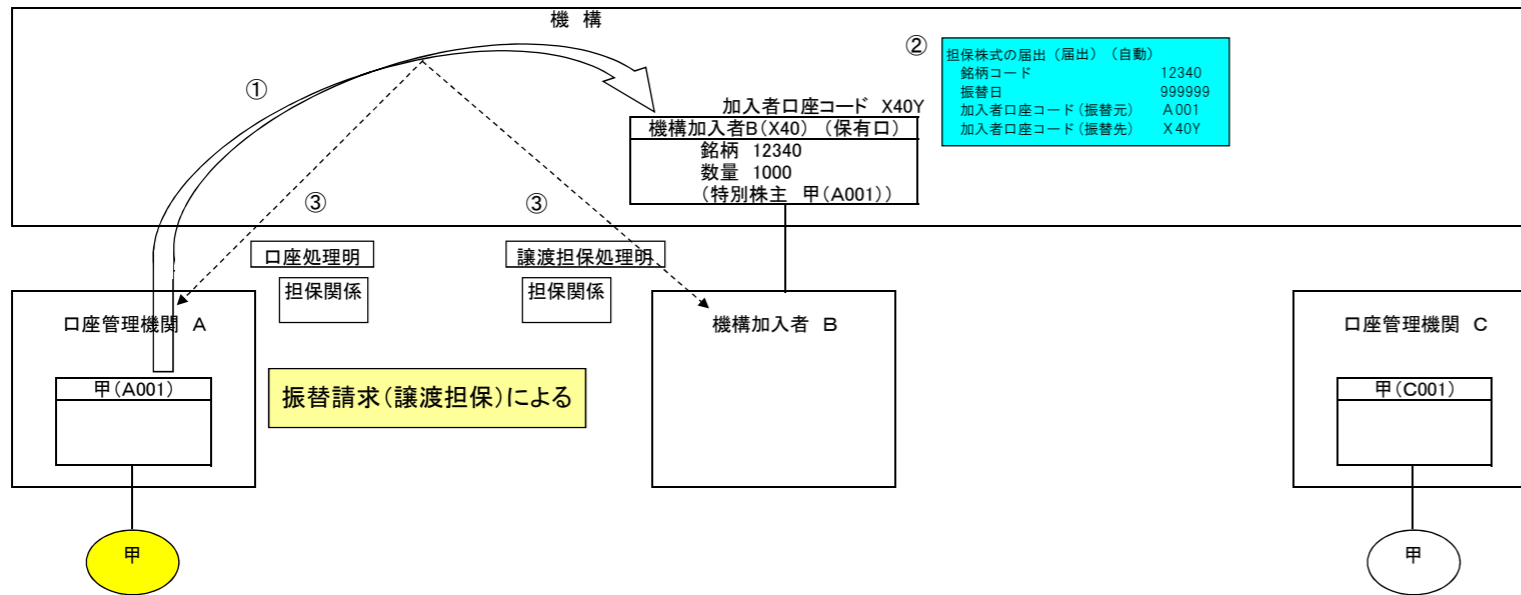
質権処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(質権)	
	質権設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	250 - 5 (251 - 5)	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	1 (増加)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	受方機構加入者	
7 相手方機構加入者コード	渡方機構加入者	
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	
10 信託財産表示分	△	
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	△	
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録質区分	△	
19 受方登録質区分	△	
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

担保関係処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(質権)	
	質権設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	○
2 処理区分-処理識別コード	250 - 1 (251 - 1)	250 - 5 (251 - 5)
3 銘柄コード	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	受方機構加入者
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	渡方機構加入者
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	メッセージ1、メッセージ2
10 信託財産表示分	△	△
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO	△	
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	○	△
16 受方加入者口座コード	△	△
17 加入者口座コード(株主等)	○	○
18 渡方登録質区分		△
19 受方登録質区分	△	△
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		
33 加入者口座コード(変更前株主等)		

(2) 振替請求(譲渡担保)による自動処理



口座処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(譲渡担保)	
	担保設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	255 - 1 (256 - 1)	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	2 (減少)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	
10 信託財産表示分	△	
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO	△	
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	○	
16 受方加入者口座コード	△	
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録質区分		
19 受方登録質区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

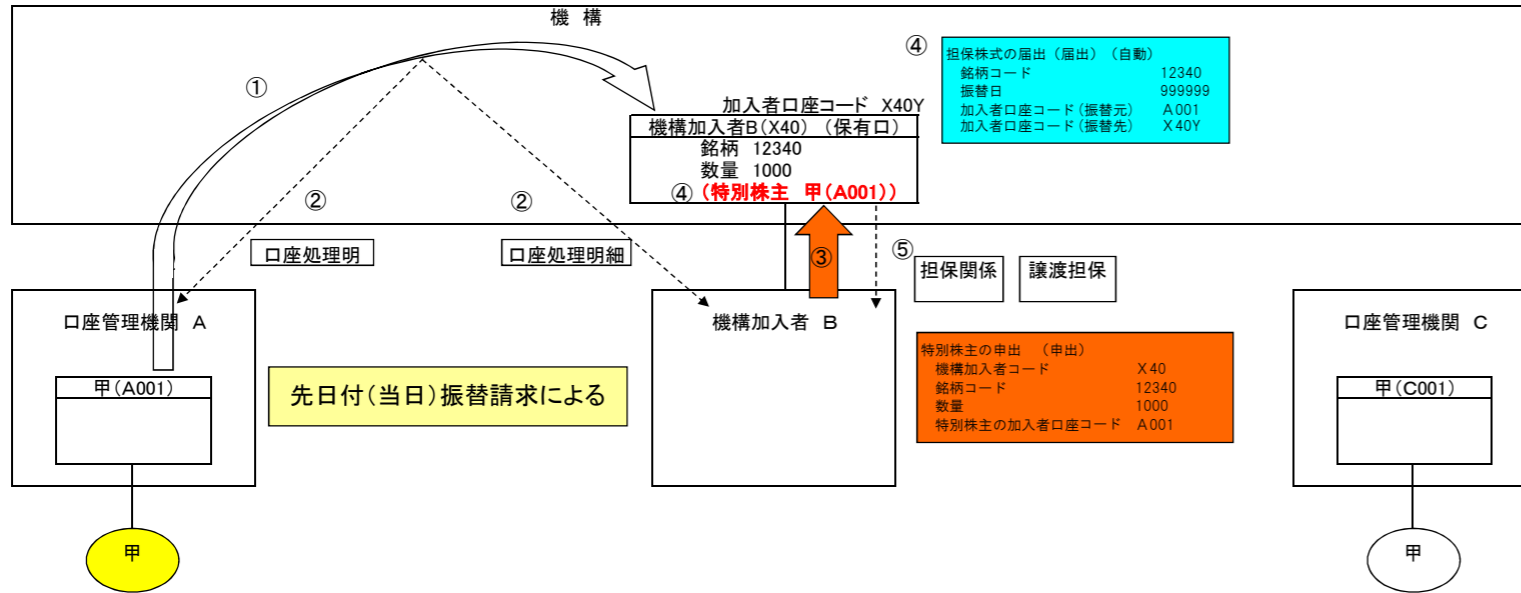
譲渡担保処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(譲渡担保)	
	担保設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	255 - 4 (256 - 4)	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	1 (増加)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	受方機構加入者	
7 相手方機構加入者コード	渡方機構加入者	
8 社内処理用項目		
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	
10 信託財産表示分	△	
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード		△
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)		○
18 渡方登録質区分		
19 受方登録質区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO		○
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

担保関係処理明細

項目	先日付(当日)振替請求(譲渡担保)	
	担保設定	
	渡方	受方
1 処理時刻	○	○
2 処理区分-処理識別コード	255 - 1 (256 - 1)	255 - 4 (256 - 4)
3 銘柄コード	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○
6 機構加入者コード	渡方機構加入者	受方機構加入者
7 相手方機構加入者コード	受方機構加入者	渡方機構加入者
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ	メッセージ1、メッセージ2	メッセージ1、メッセージ2
10 信託財産表示分	△	△
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO	△	
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード	○	△
16 受方加入者口座コード	△	△
17 加入者口座コード(株主等)	○	○
18 渡方登録質区分		
19 受方登録質区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日		
29 株式等リファレンスNO	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 加入者口座コード(変更前株主等)		
33 過誤発生日		

(3) 特別株主の申出による自動処理



担保関係処理明細

項目	特別株主の申出	
	申出	申出者
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	485 - 1	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	1 (増加)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	○	
7 相手方機構加入者コード		
8 社内処理用項目	○	
9 メッセージ		
10 信託財産表示分		
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード		
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録区分		
19 受方登録区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日	特別株主の申出の効力発生日	
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 加入者口座コード(変更前株主等)		
33 過誤発生日		

譲渡担保処理明細

項目	特別株主の申出	
	申出	申出者
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	485 - 1	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	1 (増加)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	○	
7 相手方機構加入者コード		
8 社内処理用項目	○	
9 メッセージ		
10 信託財産表示分		
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード		
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録区分		
19 受方登録区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日	特別株主の申出の効力発生日	
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

II-2 【担保株式の届出(変更)(解除)】(機構加入者口座で担保受入れをしている場合)

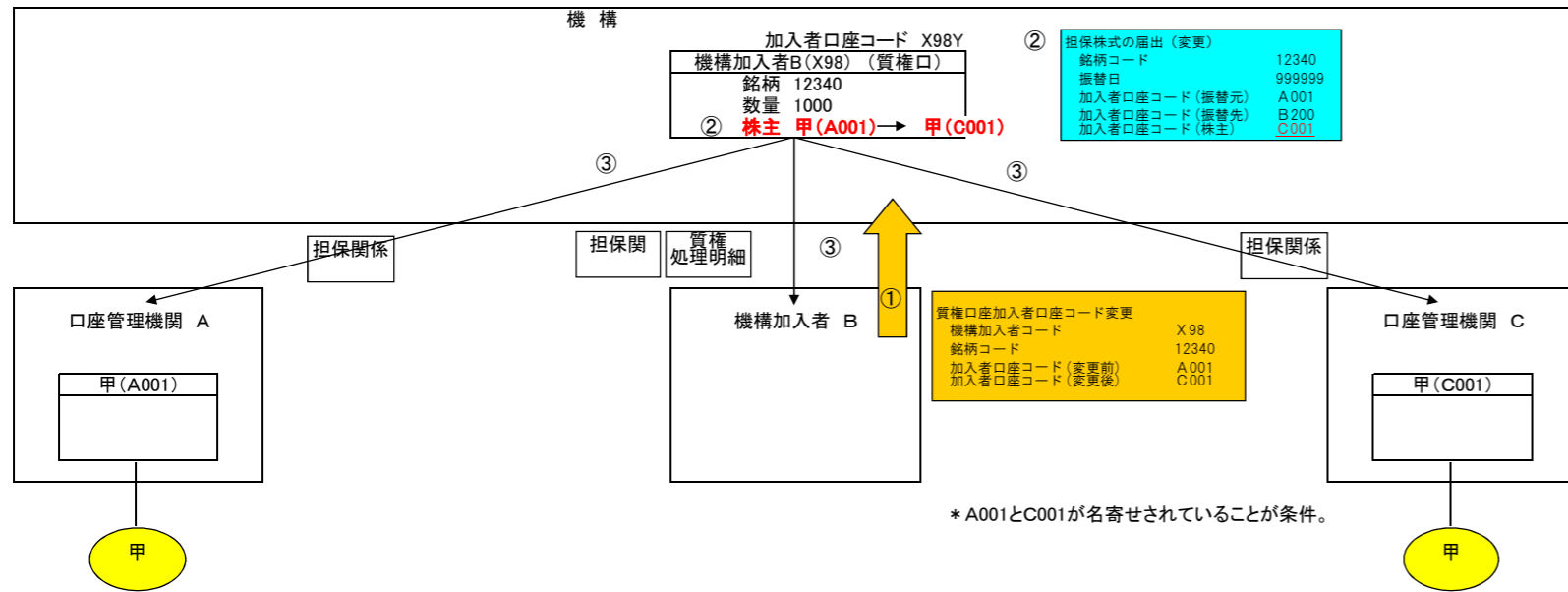
- 機構加入者口座の質権口に記録された株主の加入者口座コード、機構加入者口座の保有口に記録されたもののうち機構の特別株主管理簿に記録された特別株主の加入者口座コードは、担保株式の届出(変更)のオペレーションにより変更をすることはできない。
- 機構加入者口座の質権口に記録された株主の加入者口座コードの変更を行うには、次の手段がある。

オペレーション	入力手段	オペレーションをすることが可能な者	処理内容	留意事項	備考
質権口座加入者口座コード変更	統合Web端末画面	機構加入者口座の質権口の機構加入者	指定された機構加入者口座の質権口において、指定された銘柄について、その株主の加入者口座コードとして、指定された「加入者口座コード(変更前)」と一致するものがある場合には、それについてのみ、指定された「加入者口座コード(変更後)」に変更する。	このオペレーションをする時点において、変更後の加入者口座コードは、すでに加入者情報として登録されており、かつ、変更前の加入者口座コードと名寄せされていない場合、(やむを得ず、名寄せされていない加入者口座コードへの変更を行いたい場合には、個別に機構へ連絡をすること)	形式的には、いったん自己の保有口に振り替え、再度、質権口に変更後の加入者口座コードで振り戻すことは可能。
加入者口座コード変更	統合Web端末画面	変更前の加入者口座コード側の機構加入者 変更後の加入者口座コード側の機構加入者	機構及び口座管理機関が備える振替口座簿(質権口、質権欄)、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿及び担保株式の届出(機構の備える担保株式届出記録簿)における株主(特別株主)の加入者口座コードとして、指定された「加入者口座コード(変更前)」と一致する加入者口座コードがある場合には、(銘柄に関係なく)そのすべてを、指定された「加入者口座コード(変更後)」に変更する。 (口座管理機関の備える振替口座簿(質権欄)、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿については、機構からの通知により、各口座管理機関が変更をする。)	このオペレーションをする時点において、変更後の加入者口座コードは、すでに加入者情報として登録されており、かつ、変更前の加入者口座コードと名寄せされていない場合、(銘柄に関係なく)そのすべてを、指定された「加入者口座コード(変更後)」に変更する。	機構加入者口座の質権口に対する固有のオペレーションではない。
加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)	ファイル伝送	変更前の加入者口座コード側の機構加入者	機構及び口座管理機関が備える振替口座簿(質権口、質権欄)、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿及び担保株式の届出(機構の備える担保株式届出記録簿)における株主(特別株主)の加入者口座コードとして、オペレーションで指定された「加入者口座コード(変更前)」と一致する加入者口座コードがある場合には、(銘柄に関係なく)そのすべてを削除して、「加入者口座コード(変更後)」に置き換える。 (口座管理機関の備える振替口座簿(質権欄)、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿については、機構からの通知により、各口座管理機関が置き換える。)	このオペレーションをする時点において、指定する変更後の加入者口座コードは、すでに加入者情報として登録されている場合、このオペレーションにより、変更前の加入者口座コードの登録は削除され、代わって、変更後の加入者口座コードが新規に登録される。	機構加入者口座の質権口に対する固有のオペレーションではない。加入者情報そのものに関するオペレーションであるため、以下では説明を省略。

- 機構加入者口座の保有口に記録されたもののうち機構の特別株主管理簿に記録された特別株主の加入者口座コードの変更を行うには、次の手段がある。

オペレーション	入力手段	オペレーションをすることが可能な者	処理内容	留意事項	備考
特別株主の申出の解除、再度の申出	統合Web端末画面	機構加入者口座の保有口の機構加入者	指定された機構加入者口座の保有口において、指定された銘柄について、その特別株主(変更前の加入者口座コードのもの)の申出を解除し、その後、変更後の加入者口座コードにより、再度、特別株主の申出のオペレーションを行う。	このオペレーションをする時点において、変更後の加入者口座コードは、すでに加入者情報として登録されていない。	
加入者口座コード変更	統合Web端末画面	変更前の加入者口座コード側の機構加入者 変更後の加入者口座コード側の機構加入者	上記と同じ。	上記と同じ。	上記と同じ。
加入者情報データ(加入者口座コード変更通知)	ファイル伝送	変更前の加入者口座コード側の機構加入者	上記と同じ。	上記と同じ。	上記と同じ。

(1) 質権口座加入者口座コード変更



* A001とC001が名寄せされていることが条件。

質権処理明細

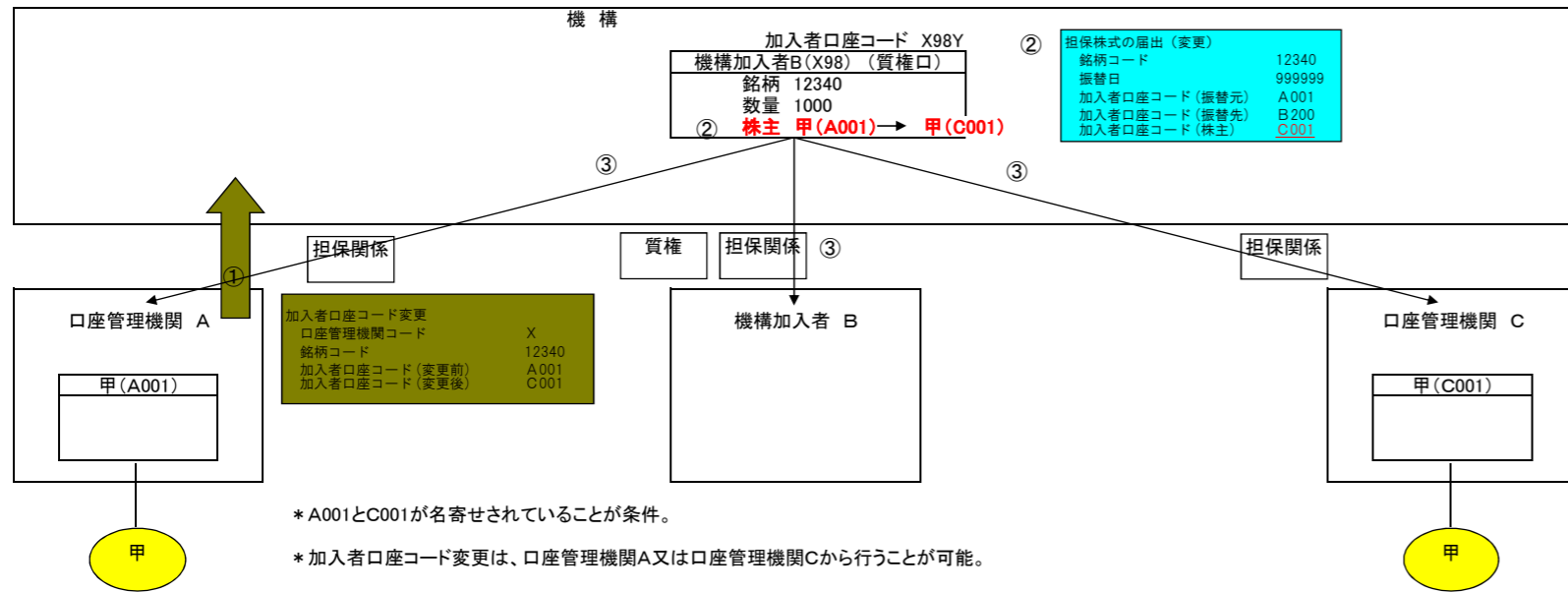
項目	質権加入者口座変更			
	略式質権 質権口の機構加入者	略式質権 質権口の機構加入者	登録質権 質権口の機構加入者	登録質権 質権口の機構加入者
1 処理時刻	○	○	○	○
2 処理区分—処理識別コード	494 — 7	494 — 7	494 — 8	494 — 8
3 銘柄コード	○	○	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○	○	○
6 機構加入者コード	○	○	○	○
7 相手方機構加入者コード	請求入力元の機構加入者	請求入力元の機構加入者	請求入力元の機構加入者	請求入力元の機構加入者
8 社内処理用項目				
9 メッセージ				
10 信託財産表示分				
11 決済価額				
12 センタリファレンスNO				
13 送信者リファレンスNO				
14 実受方機構加入者コード				
15 渡方加入者口座コード				
16 受方加入者口座コード				
17 加入者口座コード(株主等)	変更前加入者口座	変更後加入者口座	変更前加入者口座	変更後加入者口座
18 渡方登録質区分			○	
19 受方登録質区分				○
20 委託会社コード				
21 TAコード				
22 代理人コード				
23 資金支払人				
24 受方資金決済会社コード				
25 資金受取人				
26 渡方資金決済会社コード				
27 リンケージリファレンスNO				
28 効力発生日				
29 株式等リファレンスNO	○	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)				
31 処理識別コード(過誤訂正用)				
32 加入者口座コード(変更前株主等)				
32 過誤発生日				

担保関係処理明細

項目	質権加入者口座コード変更		
	変更前加入者口座	変更後加入者口座	質権口の機構加入者
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分—処理識別コード	494 — 1	494 — 1	494 — 1
3 銘柄コード	○	○	○
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	○※2	○※3	質権者である機構加入者
7 相手方機構加入者コード	請求入力元の機構加入者	請求入力元の機構加入者	請求入力元の機構加入者
8 社内処理用項目			
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	変更前加入者口座	変更前加入者口座	変更前加入者口座
16 受方加入者口座コード	変更後加入者口座	変更後加入者口座	変更後加入者口座
17 加入者口座コード(株主等)			
18 渡方登録質区分			
19 受方登録質区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 受方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日			
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)			
31 処理識別コード(過誤訂正用)			
32 加入者口座コード(変更前株主等)			
33 過誤発生日			

※1 請求入力元の機構加入者のみセットする。
 ※2 変更前加入者口座コードの最上位機構加入者コードをセットする。
 ※3 変更後加入者口座コードの最上位機構加入者コードをセットする。

(2) 加入者口座コード変更



質権処理明細

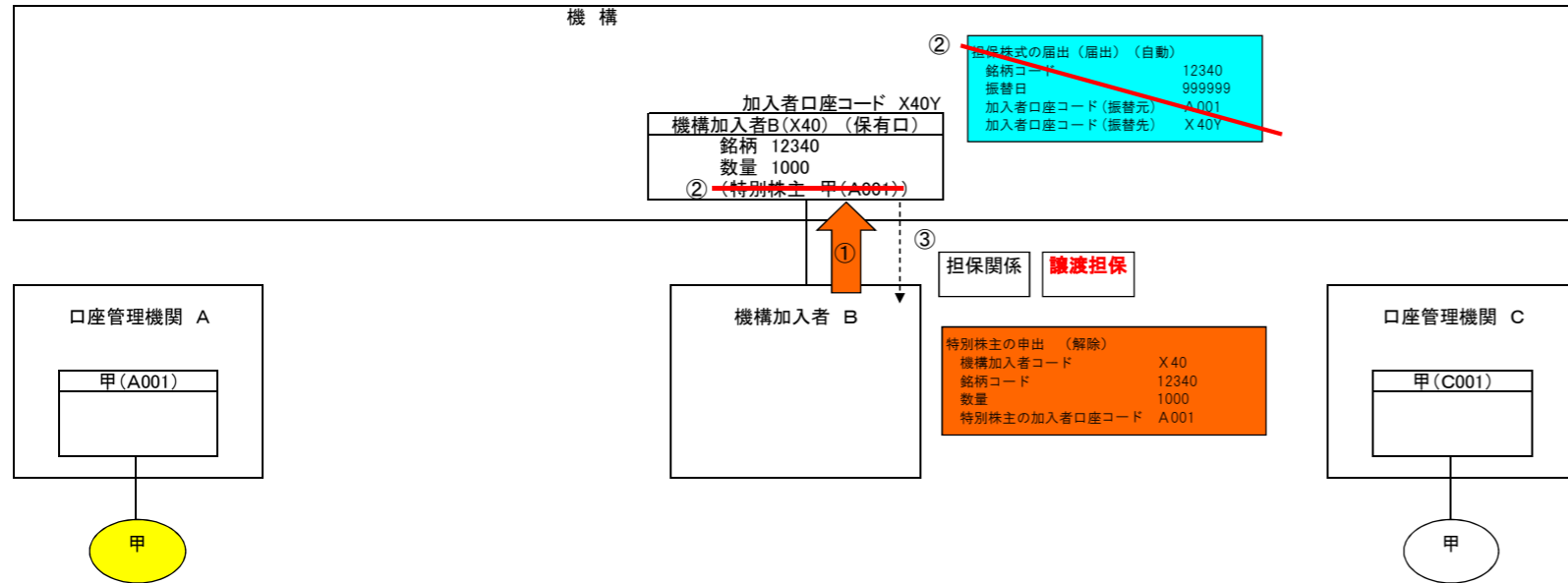
項目	加入者口座コード変更			
	略式質権 質権口の機構加入者	略式質権 質権口の機構加入者	登録質権 質権口の機構加入者	登録質権 質権口の機構加入者
1 処理時刻	○	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	493 - 7	493 - 7	493 - 8	493 - 8
3 銘柄コード	○	○	○	○
4 口座残高増減区分	2 (減少)	1 (増加)	2 (減少)	1 (増加)
5 数量	○	○	○	○
6 機構加入者コード	○	○	○	○
7 相手方機構加入者コード	△ ※2	△ ※2	△ ※2	△ ※2
8 社内処理用項目				
9 メッセージ				
10 信託財産表示分				
11 決済価額				
12 センタリファレンスNO				
13 送信者リファレンスNO				
14 実受方機構加入者コード				
15 渡方加入者口座コード				
16 受方加入者口座コード				
17 加入者口座コード(株主等)	変更前加入者口座	変更後加入者口座	変更前加入者口座	変更後加入者口座
18 渡方登録区分			○	
19 受方登録区分				○
20 委託会社コード				
21 TAコード				
22 代理人コード				
23 資金支払人				
24 受方資金決済会社コード				
25 資金受取人				
26 渡方資金決済会社コード				
27 リンケージリファレンスNO				
28 効力発生日				
29 株式等リファレンスNO	○	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)				
31 処理識別コード(過誤訂正用)				
32 加入者口座コード(変更前株主等)				
33 過誤発生日				

担保関係処理明細

項目	加入者口座コード変更		
	変更前加入者口座	変更後加入者口座	質権口の機構加入者
1 処理時刻	○	○	○
2 処理区分-処理識別コード	493 - 1	493 - 1	493 - 1
3 銘柄コード			
4 口座残高増減区分	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)	0 (増減に無関係)
5 数量			
6 機構加入者コード	変更前加入者口座コードの最上位機構加入者	変更後加入者口座コードの最上位機構加入者	担保権者である機構加入者
7 相手方機構加入者コード	△ ※2	△ ※2	△ ※2
8 社内処理用項目			
9 メッセージ			
10 信託財産表示分			
11 決済価額			
12 センタリファレンスNO			
13 送信者リファレンスNO			
14 実受方機構加入者コード			
15 渡方加入者口座コード	変更前加入者口座	変更前加入者口座	変更前加入者口座
16 受方加入者口座コード	変更後加入者口座	変更後加入者口座	変更後加入者口座
17 加入者口座コード(株主等)			
18 渡方登録区分			
19 受方登録区分			
20 委託会社コード			
21 TAコード			
22 代理人コード			
23 資金支払人			
24 受方資金決済会社コード			
25 資金受取人			
26 渡方資金決済会社コード			
27 リンケージリファレンスNO			
28 効力発生日			
29 株式等リファレンスNO	○	○	○
30 処理区分コード(過誤訂正用)			
31 処理識別コード(過誤訂正用)			
32 加入者口座コード(変更前株主等)			
33 過誤発生日			

※1 請求入力元の口座管理機関の機構加入者の場合のみセットする。
※2 入力口座管理機関コード(5桁)と最小の区分口座コード(2桁)をセットする。

(3) 特別株主の申出の解除 (再度の申出については、申出と同じ)



担保関係処理明細

項目	特別株主の申出	
	申出解除	解除申出者
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	485 - 2	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	2 (減少)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	○	
7 相手方機構加入者コード		
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ		
10 信託財産表示分		
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード		
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録買区分		
19 受方登録買区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日	特別株主の申出の効力発生日	
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 加入者口座コード(変更前株主等)		
33 過誤発生日		

譲渡担保処理明細

項目	特別株主の申出	
	申出解除	解除申出者
1 処理時刻	○	
2 処理区分-処理識別コード	485 - 2	
3 銘柄コード	○	
4 口座残高増減区分	2 (減少)	
5 数量	○	
6 機構加入者コード	○	
7 相手方機構加入者コード		
8 社内処理用項目	メッセージ1	
9 メッセージ		
10 信託財産表示分		
11 決済価額		
12 センタリファレンスNO		
13 送信者リファレンスNO		
14 実受方機構加入者コード		
15 渡方加入者口座コード		
16 受方加入者口座コード		
17 加入者口座コード(株主等)	○	
18 渡方登録買区分		
19 受方登録買区分		
20 委託会社コード		
21 TAコード		
22 代理人コード		
23 資金支払人		
24 受方資金決済会社コード		
25 資金受取人		
26 渡方資金決済会社コード		
27 リンケージリファレンスNO		
28 効力発生日	特別株主の申出の効力発生日	
29 株式等リファレンスNO	○	
30 処理区分コード(過誤訂正用)		
31 処理識別コード(過誤訂正用)		
32 過誤発生日		

権利確定日に日本証券クリアリング機構においてフェイルが発生した場合の権利調整のための追加振替に係る手続

内 容	備 考
<p>I. 追加振替の概要</p> <p>株式会社日本証券クリアリング機構（以下「J S C C」という。）において権利確定日にフェイルが発生した場合（以下、このフェイルを「J S C C権利確定日フェイル」という。）は、権利調整のため、追加振替を利用することができる。追加振替は、J S C C権利確定日フェイルの関係当事者の合意に基づく請求により行われるものであり、その利用については任意である。</p> <p>1. 権利確定日における決済の原則</p> <p>権利確定日においては、次の原則に従って決済を行うこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・証券の受渡しに係るフェイルについては、それが生じないように事務処理が行われることが肝要であり、特に、権利確定日のフェイルの発生は、可能な限り回避するものとする。 ・J S C C権利確定日フェイルが発生した場合には、権利確定日当日の午後1時以後速やかに、J S C Cによりフェイル参加者と被フェイル参加者の対応付けがなされ、双方に通知される。フェイル参加者である機構加入者（以下「フェイル機構加入者」という。）と被フェイル参加者である機構加入者（以下「被フェイル機構加入者」という。）は、原則として、権利確定日当日の午後1時から午後3時30分（振替時限）までの間に、両者間で当該フェイル分についての権利調整のための振替を実行する。 ・J S C C権利確定日フェイルについての権利調整のための振替であって、かつ、権利確定日の午後3時30分までに振替が実行されなかったものについて、機構加入者からの請求により、追加振替を行う。 <p>2. 追加振替の考え方</p> <p>J S C C権利確定日フェイルには次の特殊性がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引所取引は渡方参加者を指定した取引ではなく、J S C C権利確定日フェイルが発生した場合において、被フェイル参加者となるか否かは抽選により決定されるものであることから、被フェイル参加者及びその顧客は、被フェイルとなることをあらかじめ予測できるものではない（被フェイルとなることに偶然性がある）。 ・通常日におけるフェイルとは異なり、権利確定日におけるフェイルは、議決権や配当等の権利について 	<p>※ J S C C権利確定日フェイルであって左記のいずれもできないもの（されないもの）については、J S C C権利確定日フェイルの関係当事者は、J S C Cの「証券決済未了の場合及びバイインの取扱いに関する規則」（第5条）及び「権利確定日のフェイル発生時における清算参加者の対応指針」（項番3.）並びに日本証券業協会の「株式等におけるフェイルに関する留意事項」（項番Ⅷ.）を参照。</p>

内 容	備 考
<p>多大な影響がある。</p> <p>このような特殊性を踏まえると、J S C C権利確定日フェイルについて一定の配慮を加えた対応をとることは不当でなく、加入者の差別的取扱い（振替法第14条）にはあたらないものと考えられること、また、追加振替を行うことは決済制度全体にとって妥当であるとの合意が関係者により形成されていることから、株式等振替制度を適正かつ確実にを行うために必要な措置の一つとして、追加振替を行うものとする。</p> <p>3. 追加振替の種類</p> <p>追加振替は、次の2種類がある。</p> <p>① J S C C権利確定日フェイルに係る権利調整を、日本証券金融株式会社（以下「日本証券金融」という。）において貸借取引に伴う融資の担保として受け入れている株式等を利用することにより行う場合（以下、この方法を「株券担保貸株取引による権利救済スキーム」という。）の追加振替</p> <p>② J S C C権利確定日フェイルに係る権利調整を、株券担保貸株取引による権利救済スキーム以外の方法で行う場合の追加振替</p> <p>4. 追加振替の留意事項</p> <p>追加振替の関係当事者は、次の事項を十分に理解し、各関係当事者において追加振替及びそれに関連する処理が可能であることを確認した上で、機構に対して追加振替を請求する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加振替は、あくまで権利調整のための振替であり、追加振替によってJ S C C権利確定日フェイルが解消されるわけではない。 フェイルとなった取引所取引の決済は、追加振替の有無にかかわらず、翌日に繰り延べられる（フェイ 	<p>※ 株券担保貸株取引による権利救済スキームでは、日本証券金融において、株式等を貸し出すと共に担保として受け入れることになる。本スキームの内容については、日本証券業協会の「株式等におけるフェイルに関する留意事項（別添2）」及び日本証券金融株式会社の「株券担保貸株取引による権利救済スキームに係る取引要領」参照。</p> <p>※ 追加振替の手続等の詳細については、後記Ⅱ.（①の追加振替）及びⅢ.（②の追加振替）参照。</p> <p>※ ②の追加振替は、5日目決済制度の廃止（2009年11月実施）時に、また、①の追加振替は、株式等の決済期間の短縮化（2019年7月実施）時に、権利確定日におけるフェイル発生の可能性を背景として導入されたもの。</p>

内 容	備 考
<p>ル禁止日におけるフェイルの場合を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 追加振替は、権利調整のための振替であることから、追加振替により、権利確定日の最終に残高が記載されるべきであった加入者の口座へ増加の記録が行われなければならない。 被フェイル機構加入者の00口座への追加振替をすることとした場合に、被フェイル機構加入者の00口座への追加振替処理をした時点で、それが当日のJSCC振替(未了分)や一般振替(未了分)に即時に充当される可能性があり、その場合には後続の追加振替が一切できない状態になる。 	<p>※ 追加振替対象の銘柄が、JSCC振替(未了分)や一般振替(未了分)に即時に充当される可能性を回避する方法としては、次のものが考えられる。</p> <p>①追加振替処理日(権利確定日翌営業日)の業務開始後直ちに、当該銘柄に係る市場取引の決済未了データ(JSCCに対する振替請求(JSCCからの通知に基づく渡方機構加入者の決済口からJSCC決済口への決済渡方振替請求の振替未了分をいう。)については、「一時停止・同解除申告(未了分)」により一時停止をかけ、また、当該銘柄に係る一般振替請求の決済未了データ(「先日付DVP振替請求」、「当日DVP振替請求」、「先日付一般振替請求一連動」、「当日一般振替請求一連動」、「先日付振替請求」、「当日振替請求」、「当日残高調整請求」の振替未了分をいう。)については、「一時停止・同解除申告(未了分)」により一時停止をかけて、その状態のもとで追加振替処理を行う(なお、事前に機構に連絡をして調整することが必要)。</p> <p>②あらかじめ、権利確定日において、当該銘柄に係る先日付振替請求は一時停止付で行い、振替一時停止申告(市場取引)も行う。また、追加振替処理日の当日振替請求については、追加振替処理が終了するまでは、一時停止付の振替請求により行う。</p> <p>(なお、00口座を追加振替の受方口座</p>

内 容	備 考
<p>II. 株券担保貸株取引による権利救済スキームに伴う追加振替</p> <p>1. 追加振替請求を行うことができる条件 株券担保貸株取引による権利救済スキームの関係当事者となる機構加入者（日本証券金融及び被フェイル機構加入者）は、機構に対して追加振替請求（2. の手続に従った書面による振替請求のことをいう。以下II. において同じ。）を行うにあたり、次の条件を満たす必要がある。</p> <p>（1）株券担保貸株取引による権利救済スキームに係る振替であること。</p> <p>（2）機構が追加振替（追加振替請求に基づく振替処理をいう。以下II. において同じ。）のオペレーションを行う日の前営業日（権利確定日）最終時点において、振替元（日本証券金融）の口座に追加振替の対象銘柄の追加振替分の当日残高があること。</p> <p>（3）機構が追加振替のオペレーションを行う時点において、振替元（日本証券金融）の口座に追加振替の対象銘柄の追加振替分の当日残高があること。</p> <p>（4）新株式数申告の対象となっている銘柄に係る追加振替請求でないこと。</p>	<p>としないようにすれば、J S C C に対する振替請求に係る問題は生じなくなる。）</p> <p>※ 左記II. では、日本証券金融と被フェイル機構加入者が追加振替の受方及び渡方になるケースを想定して記載している。</p> <p>※ 株券担保貸株取引による権利救済スキームは、特別株主の申出の簡略化の取扱い（第3節「振替手続」第3参照）を利用し、日本証券金融において、担保として受け入れた株式等の特別株主の情報を把握・管理しないことを前提とするスキームである。一方、新株式数申告の対象となっている銘柄の場合、コーポレート・アクションを適切に残高に反映するためには、日本証券金融において、特別株主の情報に基づいて新株式数申告や総株主報告といった処理を行う必要がある。このため、新株式数申告の対象となっている銘柄は結果として本スキームは利用できない</p>

内 容	備 考
<p>(5) 次の①及び②を満たすこと。</p> <p>① 手続書類を提出時間（原則として、権利確定日の午後3時30分から午後5時まで）内に機構に提出すること。</p> <p>② 手続書類の提出順に、機構における追加振替請求の件数の合計が上限件数（原則として、合計50件）以内であること。</p> <p>2. 追加振替に係る手続</p> <p>(1) 被フェイル機構加入者から日本証券金融への連絡等 被フェイル機構加入者は、株券担保貸株取引による権利救済スキームを利用しようとする場合には、日本証券金融に連絡し、同スキームの利用に係る調整を行う。</p> <p>(2) 日本証券金融から機構への手続書類の提出 日本証券金融は、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票兼追加振替対応依頼書(渡方機構加入者用)兼総株主報告対象株式数の変更について」をTarget保振サイトにより機構へ提出する。</p> <p>(3) 被フェイル機構加入者から機構への手続書類の提出 被フェイル機構加入者は、日本証券金融と必要な調整を行ったうえで、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票兼追加振替対応依頼書(渡方機構加入者用)兼総株主報告対象株式数の変更について」(上記(1)で日本証券金融が作成し、同社よりメール等により提出を受けたもの)をTarget保振サイトにより機構へ提出する。</p>	<p>い。</p> <p>※ 提出はTarget保振サイトで行う。手続書類その他手続の詳細については、後述2.「追加振替に係る手続」参照。</p> <p>※ (手続書類1枚につき複数件の追加振替請求が含まれるが)件数の計算は、手続書類の枚数ではなく、手続書類に含まれる追加振替請求の件数で行う。また、後述Ⅲ.の追加振替請求の件数と合算して計算する。</p> <p>※ 追加振替は機構のマニュアルオペレーションを伴う処理であり、対応できる件数には一定の限界がある。</p> <p>※ <u>追加振替に係る手続書類及びその記載例等は、機構ホームページに掲載をしているので、そちらを参照のこと。</u></p> <p>※ 追加振替に係る手続フローについては、「参考」参照。</p> <p>※ 機構は、株券担保貸株取引による権利救済スキームの関係当事者となる機構加入者(日本証券金融及び被フェイル機構加入者)から提出された「(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票兼追加振替対応依頼書(渡方機構加入者用)兼総株主報告対象株式数の変更について」の内容に従い、</p>

内 容	備 考
<p>(4) 機構における確認</p> <p>機構は、フェイル発生日当日中に、J S C Cから受領したフェイル参加者と被フェイル参加者の一覧（「基準日の決済等に係る受方・渡方指定書」と、2.（2）～（3）で提出された書類の突合及び確認を行い、Target 保振サイト上でのステータスを、内容に誤りがある場合には、「不受理」（理由は「運営者メモ欄」に記入）とし、誤りがない場合には、「手続中」とする。また、受付最大件数を越えたために受けられないものについては、「不受理」（理由は「運営者メモ欄」に記入）とする。</p> <p>(5) 機構における入力処理</p> <p>機構は、フェイル発生日翌営業日の原則として午前9時から正午までに、追加振替請求等に係る入力（追加振替及び総株主報告対象株式数の変更）を行い、処理が完了したものについて、Target 保振サイト上でのステータスを「受理」とする。なお、機構における入力処理の時点で、当該銘柄の追加振替分の残高がないなど、追加振替等に係る処理ができないものについては、原則、Target 保振サイト上でのステータスを「不受理」（理由は「運営者メモ欄」に記入）とする。</p>	<p>振替を行うが、当該機構加入者は次の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構は、当該依頼書の内容が株券担保貸株取引による権利救済スキームに基づく振替であることの確認を行うが、当事者の取引契約上問題ないかどうかを確認することはしない。 ・ 残高不足等による制約で追加振替ができなかった場合については、機構は責任を負わない。 <p>※ 日本証券金融は、「(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票兼追加振替対応依頼書(渡方機構加入者用)兼総株主報告対象株式数の変更について」の提出が午後5時までに完了しない見込みである場合には、午後5時までに、電話等により機構にその旨を連絡することとする（機構は、当該連絡をもって被フェイル機構加入者から同様の連絡があったものとする。）。</p> <p>※ 機構は、フェイル発生日の当日の午後1時以降、J S C Cから「基準日の決済等に係る受方・渡方指定書」をメール等により受領する。</p> <p>※ 追加振替の渡方となる機構加入者及び受方となる機構加入者は、ステータスが「受理」となったものについて、統合Web端末にて、「証券口座処理明細」や「総株主・総社債権者報告数照会」等を</p>

内 容	備 考
<p>3. 追加振替後の手続</p> <p>(1) 日本証券金融による特別株主管理事務委託状況報告データ 日本証券金融は、フェイル発生日（権利確定日）から起算して3営業日目の日において、機構に対し特別株主管理事務委託状況報告データを通知する。</p> <p>(2) 被フェイル機構加入者による総株主報告 被フェイル機構加入者は、フェイル発生日（権利確定日）から起算して3営業日目の日において、追加振替後の残高に基づく「総株主報告データ」を機構に通知する。</p>	<p>照会し、追加振替による訂正内容を速やかに確認する。</p> <p>(業 120 条)</p> <p>※ 機構は、追加振替請求に基づく入力処理をフェイル発生日翌営業日の原則として午前9時から正午までに行うが、特別株主管理事務委託状況報告データの通知は当該処理が行われて以降（日本証券金融の担保専用口が増加記録がされて以降）に可能となるため、その翌営業日（午前9時から正午まで）に入力することとなる。</p> <p>※ 日本証券金融及び被フェイル機構加入者は、権利確定日の翌営業日の午前3時から午前9時までに機構に通知する担保差入データ及び担保受入データについては、当該通知の時点では追加振替のオペレーションは行われていないため、追加振替による担保分については報告の対象外となる。</p> <p>(業 148 条)</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照のこと。</p> <p>※ 総株主報告データの通知は特別株主管理事務委託状況報告データの内容が「総株主報告データ」チェック用情報に反映されて以降に可能となるため、当該通知は、フェイル発生日（権利確定日）から起算して3営業日目の日の午後3時から午後8時までに行う（フェイル発生日（権利確定日）から起算して2営業日目</p>

内 容	備 考
<p>(3) 被フェイル機構加入者による特別株主管理簿に準ずる帳簿の管理 被フェイル機構加入者は、日本証券金融から特別株主管理事務の再委託を受けることになるため、追加振替分について、機構が特別株主管理簿に記録すべき事項（特別株主の氏名、住所及び加入者口座コード並びに銘柄及び数等）を特別株主管理簿に準ずる帳簿により管理する。</p> <p>Ⅲ. 株券担保貸株取引による権利救済スキーム以外の方法に伴う追加振替</p> <p>1. 追加振替請求を行うことができる条件 機構加入者は、機構に対して追加振替請求（2. の手続に従った書面による振替請求のことをいう。以下Ⅲ. において同じ。）を行うにあたり、次の条件を満たす必要がある。</p> <p>(1) 追加振替請求を行う対象が、J S C C権利確定日フェイルが発生した場合のフェイル参加者と被フェイル参加者による配当、権利等にかかる取扱いにもとづく振替であって、原則として、J S C Cの清算参加者及びその第一次受渡相手方（以下「顧客等」という。）までの範囲のものであること。</p> <p>(2) 機構が追加振替（追加振替請求に基づく振替処理をいう。以下Ⅲ. において同じ。）のオペレーションを行う日の前営業日（権利確定日）最終時点において、振替元の口座に追加振替の対象銘柄の追加振替分の当日残高（翌営業日に他の追加振替の受方として前営業日付で増加する数を含む）があること。</p> <p>(3) 機構が追加振替のオペレーションを行う時点において、振替元の口座に追加振替の対象銘柄の追加振</p>	<p>の日において、追加振替分を反映していない「総株主報告データ」を通知することは任意）。なお、フェイル発生日（権利確定日）から起算して3営業日目の日の午後3時から午後8時までに総株主報告データが通知されなかった場合には、総株主通知の遅延が発生することから、当該時間帯に通知するよう十分に留意しなければならない。</p> <p>※ 総株主報告データの「加入者口座コード」には被フェイル機構加入者の顧客の加入者口座コードを設定し、「記録先加入者口座コード」にはスペースを設定する。</p>

内 容	備 考
<p>替分の当日残高があること。</p> <p>(4) 新株式数申告の対象となっている銘柄に係る追加振替請求については、当該銘柄に係る新株式数申告が次に掲げる事由によって発生するものであること。</p> <p>① 株式分割 ② 株式無償割当て ③ 株式移転（完全子会社銘柄） ④ 新設合併（消滅会社銘柄） ⑤ 株式併合（注）</p> <p>（注）追加振替の対象銘柄における株式併合後の残高が、株式併合前の追加振替数量以上あることが必要。</p> <p>(5) 次の①及び②を満たすこと。</p> <p>① 手続書類を提出時間（原則として、権利確定日の午後3時30分から午後5時まで）内に機構に提出すること。</p> <p>② 手続書類の提出順に、機構における追加振替請求の件数の合計が上限件数（原則として、合計50件）以内であること。</p> <p>2. 追加振替に係る手続</p> <p>(1) フェイル機構加入者から機構への連絡</p> <p>フェイル発生日当日の午後3時30分までに振替によるフェイル解消ができないと判断したフェイル機構加入者は、被フェイル機構加入者及びその顧客等と調整を行ったうえで、その対応付けを行い、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に機構が定める「<u>㈱日本証券</u></p>	<p>※ 追加振替を行うためには、基準日翌営業日の追加振替のオペレーションを行う時点でも残高があることが必要であるため、当該基準を満たす左記①～⑤のコーポレート・アクションのみを対象とし、基準日時点で残高が抹消されてしまうコーポレート・アクションは対象外としている。なお、吸収合併及び株式交換においては、新株式数申告の対象となっていない場合（対等合併等）であっても、上述の基準を満たさないため、対象外としている。</p> <p>※ 提出はTarget 保振サイトで行う。手続書類その他手続の詳細については、後述2.「追加振替に係る手続」参照。</p> <p>※ （手続書類1枚につき複数件の追加振替請求が含まれるが）件数の計算は、手続書類の枚数ではなく、手続書類に含まれる追加振替請求の件数で行う。また、前述Ⅱ. の追加振替請求の件数と合算して計算する。</p> <p>※ 追加振替は機構のマニュアルオペレーションを伴う処理であり対応できる件数には一定の限界がある</p> <p>※ <u>追加振替に係る手続書類及びその記載例等は、機構ホームページに掲載をしているので、そちらを参照のこと。</u></p> <p>※ 「対応付け」とは、追加振替に係る振替の渡方機構加入者口座と受方機構加</p>

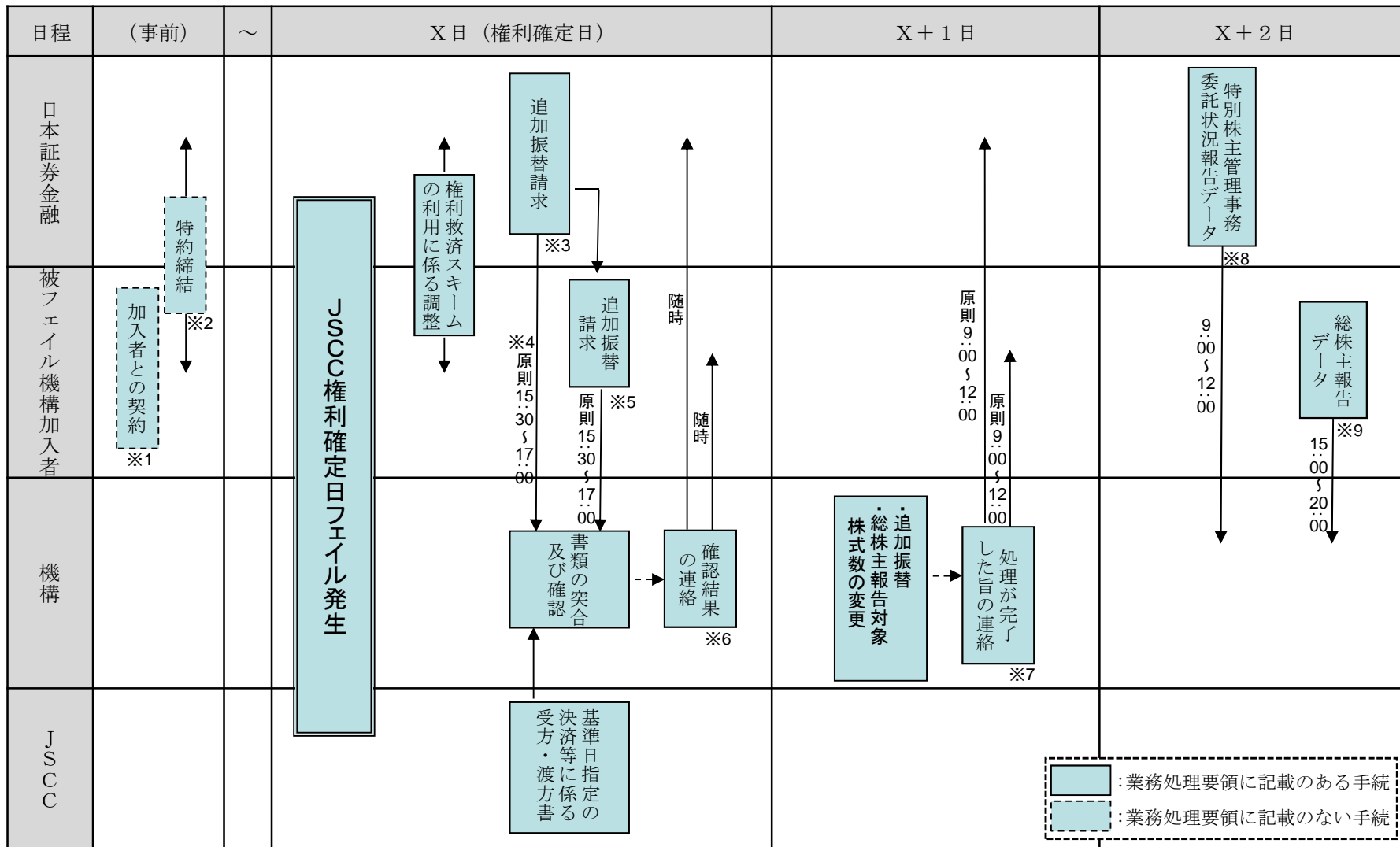
内 容	備 考
<p>リアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票」を Target 保振サイトにより機構へ提出する(注)。 (注) 自己または自己の顧客等が追加振替の対象とならない場合は不要。</p> <p>(2) 被フェイル機構加入者から機構への連絡 被フェイル機構加入者は、自己の顧客(自己の区分口座を含む)等への追加振替または自己の顧客等からの追加振替が必要な場合には、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票」を Target 保振サイトにより機構へ提出する。</p> <p>(3) 「追加振替対応依頼書」等の提出 a 一般的な場合(新株式数申告を伴わない場合)の手続 ・渡方(振替元)となる機構加入者は、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「追加振替対応依頼書(渡方機構加入者用)」を Target 保振サイトにより機構へ提出する。 ・併せて、渡方(振替元)となる機構加入者及び受方(振替先)となる機構加入者は、総株主報告対象株式数の訂正が必要となるため、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「総株主報告対象株式数の変更について」を Target 保振サイトにより機構へ提出する(注)。 (注) 追加振替の受方かつ渡方であって追加振替前の残高と追加振替後の残高が同一となる場合には提出不要。</p> <p>b 新株式数申告を伴う追加振替の場合の手続 ・渡方(振替元)となる機構加入者及び受方(振替先)となる機構加入者は、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「追加振替対応依頼書(渡方機構加入者用/受方機構加入者用)」を Target 保振サイトにより機構へ提出する。 ・併せて、渡方(振替元)となる機構加入者及び受方(振替先)となる機構加入者は、総株主報告対象株式数及び新株式数申告の訂正が必要となるため、フェイル発生日当日の原則として午後3時30分から午後5時までの間に、機構が定める「総株主報告対象株式数の変更について」及び「新株式数申告訂正通知」を Target 保振サイトにより機構へ提出する(注)。 (注) 追加振替の受方かつ渡方であって追加振替前の残高と追加振替後の残高が同一となる場合には提出不要。</p>	<p>入者口座の紐付けをすることをいう。</p> <p>※ フェイル機構加入者及び被フェイル機構加入者は、「(株)日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票」の提出が受付時限の午後5時までに完了しない見込みである場合には、午後5時までに、電話等により機構にその旨を連絡することとする。</p> <p>※ 機構は、機構加入者から提出された「追加振替対応依頼書」(追加振替請求)の内容に従い、振替を行うが、次の点に留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構は、当該依頼書の内容がフェイル機構加入者と被フェイル機構加入者による配当、権利等にかかる取扱いの協議に基づく振替であることの確認を行うが、当事者の取引契約上問題ないかどうかを確認することはしない。 ・残高不足等による制約で追加振替ができなかった場合については、機構は責任を負わない。 <p>※ 渡方(振替元)となる機構加入者及び受方(振替先)となる機構加入者は、「追加振替対応依頼書」等の提出が受付時限の午後5時までに完了しない見込みである場合には、午後5時までに、電話等により機構にその旨を連絡することとする。</p> <p>※ 新株式数申告の対象となっている銘柄に係る追加振替請求を行う場合の、新株式数申告を行う日(上記追加振替のオペレーションを行う日の前営業日(権利確定日))における新株式数申告</p>

内 容	備 考
<p>(4) 機構における確認</p> <p>機構は、フェイル発生日の当日中に、J S C Cから受領したフェイル参加者と被フェイル参加者の一覧（「基準日の決済等に係る受方・渡方指定書」と、2.（1）～（3）で提出された書類の突合及び確認を行い、Target 保振サイト上でのステータスを、内容に誤りがある場合には、「不受理」（理由は「運営者メモ欄」に記入）とし、誤りがない場合には、「手続中」とする。また、受付最大件数を越えたために受けられないものについては、「不受理」（理由は「運営者メモ欄」に記入）とする。</p> <p>(5) 機構における入力処理</p> <p>機構は、フェイル発生日翌営業日の原則として午前9時から正午までに、追加振替請求等に係る入力（追加振替、総株主報告対象株式数の変更、新株式数申告の訂正）を行い、処理が完了したものについて、Target 保振サイト上でのステータスを「受理」とする。なお、機構における入力処理の時点で、当該銘柄の追加振替分の残高がないなど、追加振替等に係る処理ができないものについては、原則、Target 保振サイト上でのステータスを「不受理」（理由は「運営者メモ欄」に記入）とする。</p> <p>3. 追加振替後の手続</p> <p>(1) 総株主報告</p> <p>渡方となる機構加入者及び受方となる機構加入者は、追加振替後の残高に基づく「総株主報告データ」を機構に通知する。</p>	<p>は、同日の最終時点において口座に記録されている数（追加振替処理によりその翌営業日に前営業日付で増減する数を含まない数）に基づき行う。</p> <p>※ 機構は、フェイル発生日の当日の午後1時以降、J S C Cから「基準日の決済等に係る受方・渡方指定書」をメール等により受領する。</p> <p>※ 追加振替の渡方となる機構加入者及び受方となる機構加入者は、ステータスが「受理」となったものについて、統合Web端末にて、「証券口座処理明細」や「総株主・総社債権者報告数照会」等を照会し、追加振替による訂正内容を速やかに確認する。</p> <p>（業148条）</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照のこと。</p>

以 上

【株券担保貸株取引による権利救済スキーム】追加振替に係る手続フロー

参考



※1 被フェイル機構加入者と加入者との間で本スキームを利用することについての予めの同意（本スキームを利用することを盛り込んだ証券取引口座約款の交付等）があることが前提。

※2 被フェイル機構加入者と日本証券金融との間で株券等貸借取引に関する基本契約書に係る特約書を締結していることが前提。

※3 日本証券金融は、本スキームの専用フォーマット「㈱日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票兼追加振替対応依頼書（渡方機構加入者用）兼総株主報告対象株式数の変更について」に必要事項を記入し、Target保振サイトにより機構に提出するとともにメール等により被フェイル機構加入者に提出する。

※4 追加振替請求が午後5時までに完了しない見込みである場合には、午後5時までに電話等により機構にその旨を連絡する。

※5 被フェイル機構加入者は、日本証券金融が作成した「㈱日本証券クリアリング機構におけるフェイルの対応付け連絡票兼追加振替対応依頼書（渡方機構加入者用）兼総株主報告対象株式数の変更について」をTarget保振サイトにより機構に提出する。

※6 Target保振サイト上でのステータスを変更する方法により連絡する（内容に不備がない場合には「手続中」に、不備がある場合及び受付最大件数を越えたために受け付けられない場合には「不受理」にステータス変更）。

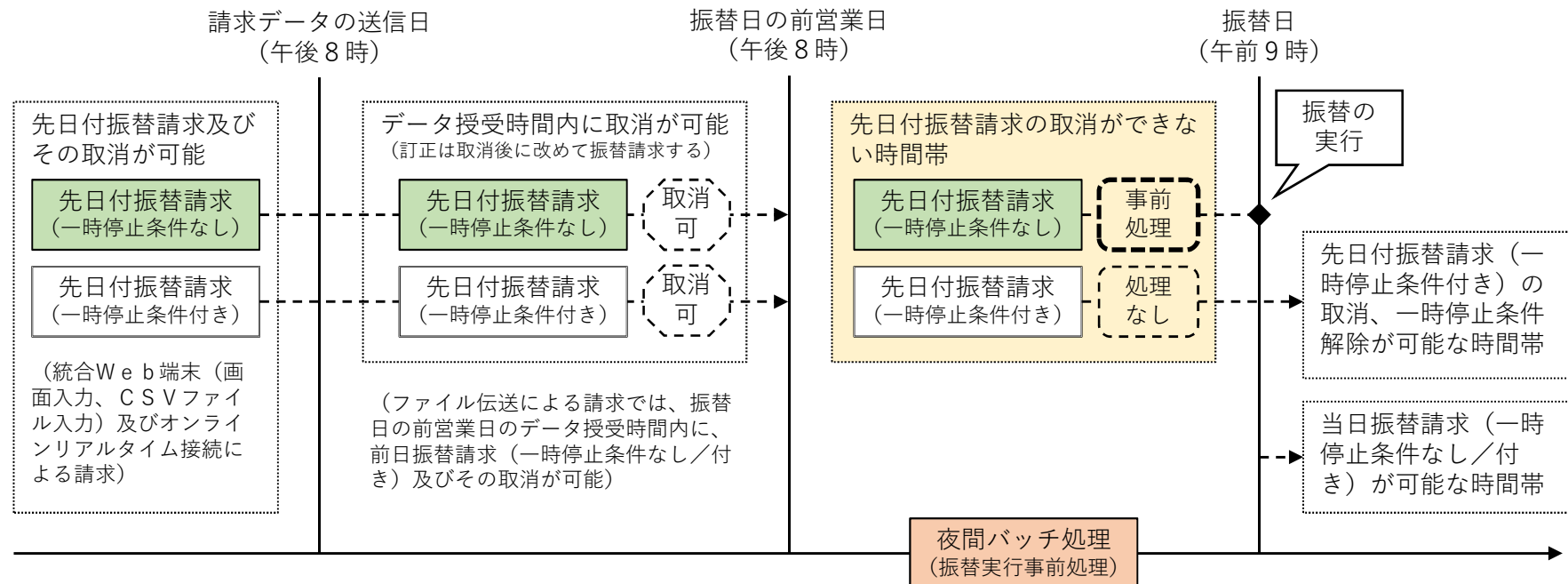
※7 Target保振サイト上でのステータスを変更する方法により連絡する（処理が完了した場合には「受理」に、残高不足等により処理ができなかった場合には「不受理」にステータス変更）。

※8 特別株主管理事務委託状況報告データの通知は日本証券金融の担保専用口増加記録がされて以降に可能となるため、その翌営業日（午前9時から正午まで）に入力する。

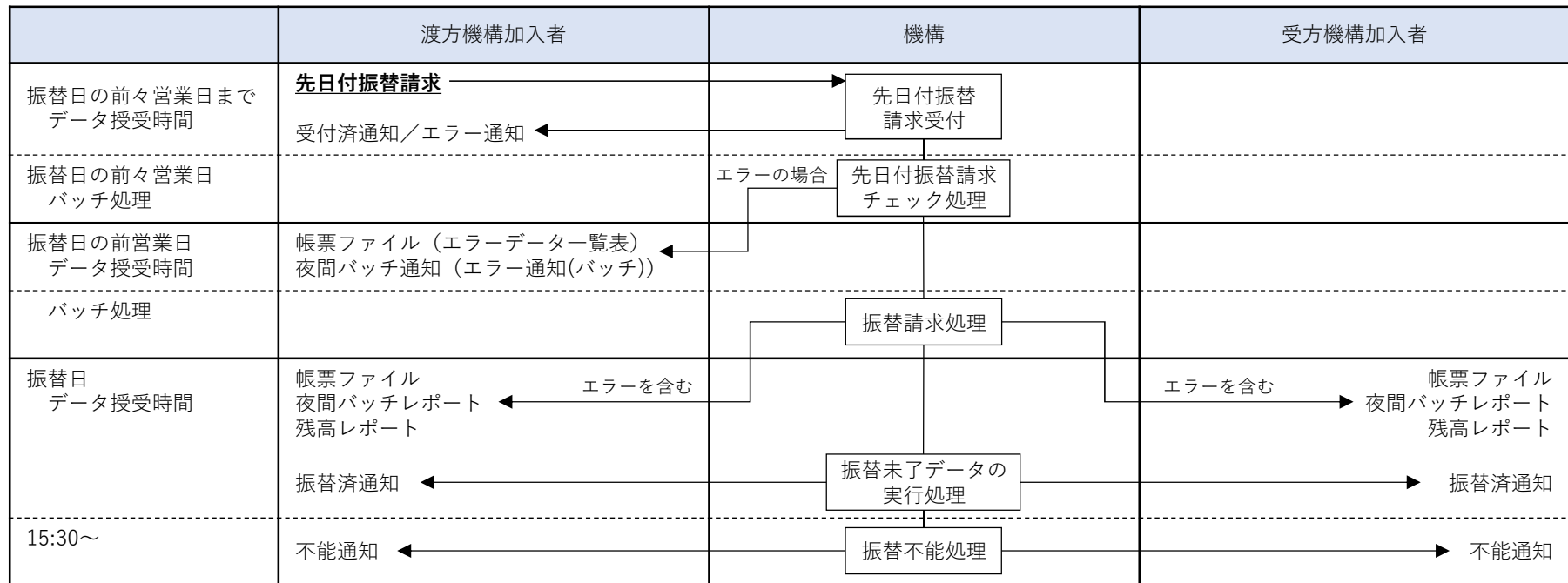
※9 総株主報告データの通知は特別株主管理事務委託状況報告データの内容が「総株主報告データ」チェック用情報に反映されて以降に可能となるため、当日の午後3時から午後8時までに入力する。

先日付振替請求について

- 先日付振替請求とは、次の内容のものである。
 - 振替日の前営業日までに請求データを送信する振替請求である（業務規程施行規則 別表4）。
（ファイル伝送による請求では振替日の前営業日に限り請求データを送信できる。当該請求を前日振替請求という。）
 - 請求データを送信した日の送信時限（午後8時）以降も、振替日の前営業日までのデータ授受の時間内に請求の取消はできるが、振替日の前営業日の送信時限以降は、振替日の午前9時までの間は請求の取消はできない。
 - 請求データは、振替日の前営業日の夜間バッチ処理において、振替日の午前9時を処理時刻とする振替実行事前処理が行われる。なお、一時停止条件が付けられている場合は、振替実行事前処理は行われない。
 - 振替日においては、振替未了状態の請求に限り、請求の取消をすることができる（業務規程施行規則 別表4）。
（注）振替未了とは、振替日において「口座残高が不足している」「一時停止条件が付けられている」「振替請求の実行条件が満たされていない（一般振替DVP関連）」のいずれかの理由により、受け付けられた振替請求が実行待ちとなっている状態を指す。
- したがって、一時停止条件を付けていない先日付振替請求を行い、口座残高も不足していない場合には、振替日の前営業日の送信時限以降から振替日の午前9時までの間に「すでに行った先日付振替請求を振替前に取り消したい」場合であっても、その時点では取消することはできず、振替日の午前9時に振替実行されてしまうことに留意が必要である。

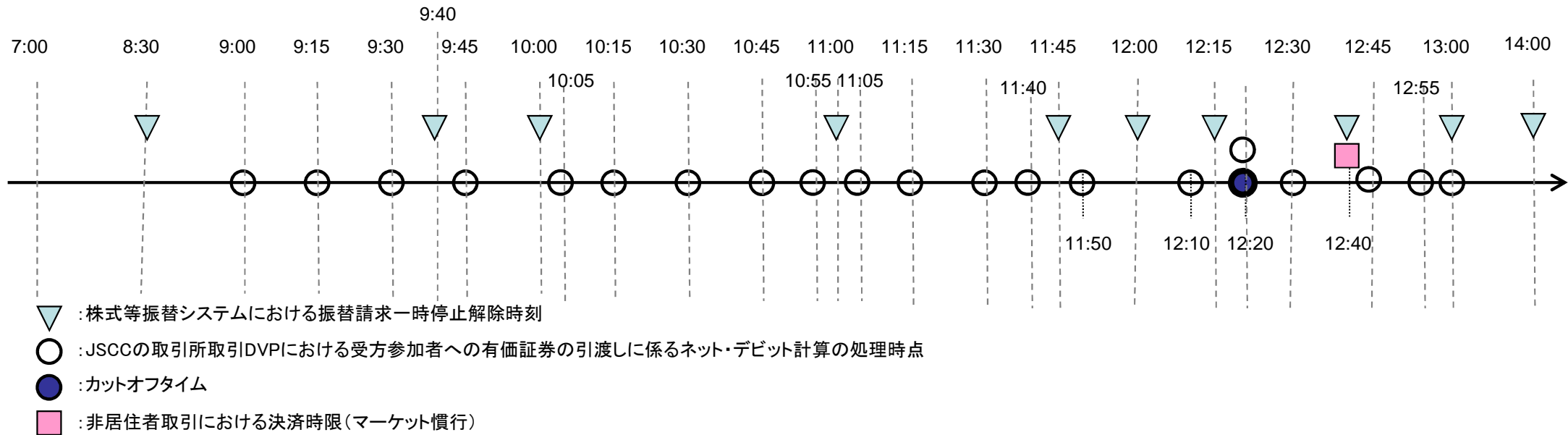


- 先日付振替請求と当日振替請求は、請求データに入力された日付により区別される。
 - 統合Web端末（画面入力、CSVファイル入力）及びオンラインリアルタイム接続による請求においては、「決済日」欄（オンラインリアルタイム接続では「決済日付」欄）に当日日付を入力すれば当日振替請求となり、翌営業日以降の日付を入力すれば先日付振替請求となる。
 - ファイル伝送による請求においては、当日振替請求は行えない（前日振替請求のみ可能）。
- 先日付振替請求の請求内容は、3段階のチェック処理を行う。
 - 入力時点において入力値を確認し、エラーの場合はエラー通知を送信する。
 - 振替日の前々営業日の夜間バッチ処理において入力値を確認し、エラーの場合は振替日の前営業日に配信する帳票ファイル及び夜間バッチ通知によりエラーの旨を通知する（振替日の前々営業日までに請求済の先日付振替請求に限る）。
 - 振替日の前営業日の夜間バッチ処理において入力値を確認し、エラーの場合は振替日に配信する帳票ファイル及び夜間バッチ通知によりエラーの旨を通知する。
- 先日付振替請求の請求データ送信に伴う主な処理フローは以下のとおり。



振替の一時停止機能について

株式等の振替処理に関するタイムスケジュール



(注1) 9:00より前の時刻における一時停止解除等の事前処理について

① 8:30の解除時刻指定による一時停止解除や9:00より前の時刻に解除請求を行った場合には、9:00を実行時刻とする振替の事前処理を行う(振替済通知は出力される)ことになる。例えば、8:30解除時刻指定により一時停止解除が行われた場合には、8:30に渡方及び受方に振替済通知が出力され、8:30に渡方口座に処理時刻9:00の減少記録(事前処理記帳)、受方口座に処理時刻9:00の増加記録(事前処理記帳)がされる。また、例えば、8:30に渡方が先日付振替請求(振替未了分)の取消を行った場合には、8:30に渡方に取消済通知が出力される。

② 口座残高不足により「夜間事前処理」及び上記①の「7:00-9:00事前処理」において振替未了となった各種振替請求について、上記①の「7:00-9:00事前処理」により処理時刻9:00の増加記録の事前処理記帳がされることによって、(事前処理として)口座残高不足が解消されたものについては、その解消されたとき(7:00-9:00までの間)に速やかに9:00を実行時刻とする事前処理が行われる。

③ 機構システムにおいては、オンラインリアルタイム接続方式については、利用者側からのオンライン接続開始は7:00より可能となっているが、例えば機構加入者側システムが機構システムに8:30に接続した場合には、上記①の「7:00-9:00事前処理」における振替済通知は、接続後の8:30から機構加入者側システムに出力されることとなる。

(注2) 先日付振替請求(振替未了分)の振替日における「取消」オペレーションについて

先日付振替請求(振替未了分)について、振替日当日において「取消」のオペレーションを行う場合には、「当日振替請求」の「取消」オペレーションで行うことになる。(決済照合システムからの連動分は決済照合システムから「訂正・取消」オペレーションが可能。また、市場取引(振替未了分)については「一時停止・同解除申告(未了分)」により当日の一時停止オペレーションが可能。)

システム障害発生時の決済時限の臨時延長

1. はじめに

株式等振替システム及び株式等振替システムに関連するシステム（以下「機構システム」という。）又は機構システムの運行に関わる機構以外のシステム^(※1)において、プログラム不具合等によるシステム障害が発生し、代替手段によっても通常通りの決済が行えないときは、機構は、「当社グループにおけるシステム障害発生時の基本方針」のとおり、各種決済時限を臨時に延長する。以下に、対応の内容及び手順を記載する。

(※1) 機構システムの運行に関わる機構以外のシステムとは、機構以外のインフラ機関（日本証券クリアリング機構（以下「JSCC」という。）や日本銀行等）等のシステムを指す。

2. 前提事項

システム障害は、制度・業務プロセスの変更やシステム更改に伴って発生することが多く、当日の業務開始時点から影響が顕在化することが一般的であると考えられることから、こうした実態に即し、機構システム又は機構システム以外の障害により、業務開始時点において、当日の決済に影響が発生している場合を対象として、業務開始時点から順次到来する、日中の各時限の取扱いについて記載する^(※1)。

(※1) 業務開始時点以降の障害については、現時点では臨時延長の対象外とするが、2024年10月以降に臨時延長の対象とする予定。

3. 臨時延長の対象とするシステム障害ケース

(1) 臨時延長の検討の対象とするシステム障害

機構システムの障害又は機構システム以外の障害によって当日の決済に影響が出ている場合又はその可能性がある場合には、その影響度を踏まえ決済の継続に向けて対応を検討し、必要に応じ、臨時に決済時限を延長することにより、予定した決済を極力完了できるようにする。臨時延長の検討の対象とする障害の例については、以下のとおりとする。

臨時延長の検討の対象とする障害の具体例	障害の影響により業務処理が正常に行えず、当日の決済に影響が生じている場合 (例1) 各種決済の振替処理が正常に行えておらず、当日の決済に影響が生じているもの (例2) 参加者から入力された振替請求等の受付が正常に行えておらず、当日の決済に影響が生じているもの
臨時延長の検討の対象としない軽微な障害の具体例	当日の決済に影響が生じない場合や何らかの業務的な対処が可能な場合 (例3) 決済日が先日付となる取引に影響が出ているが、当日の決済には影響が生じていないもの (口座通知や単元未満株式の買取請求等の入力・取次のみが行えない場合等) (例4) 影響が局所的であり関係者において業務的な対処が可能であるもの (新規記録や一部抹消が正常に行えないが、関係者において業務的な対処が可能な場合等)

(2) 臨時延長の判断を行うケース

関係者における臨時延長への準備時間を確保したうえで、予定した決済を当日中に可能な限り完了できるようにすることが望ましいとの考えのもと、障害が継続している場合においては、原則として臨時延長を実施する。

機構システムの障害については、臨時延長の判断を行うタイミング（11:05（「5. 臨時延長の判断及び延長有無を参加者に通知するタイミング」参照。））において、障害対応の状況に応じて以下のとおり延長要否を判断することを原則とする。

(機構システム障害発生時) 臨時延長の判断を行うタイミングでの障害対応の状況		延長要否
障害から復旧する見込みがたっていない場合（「原因調査中」または「対応方法検討中」等、復旧見込み時刻が不明であるもの）		<u>延長する</u>
障害から復旧する見込みがたっている場合（原因調査及び対応方法の検討が完了し、復旧見込み時刻が判明したもの）		
延長対象とする最後の決済時限（延長後の一般振替 DVP 決済時限となる 14:40）までに復旧する見込みの場合		<u>延長する</u>
延長対象とする最後の決済時限（延長後の一般振替 DVP 決済時限となる 14:40） <u>までには復旧しない場合</u> （復旧見込み時刻が 14:40 以降となる場合）		<u>延長しない</u> (※1)

臨時延長を行う場合は、参加者における臨時延長への対応がより安定的に行われるよう、延長の対象となる時限（「4.（1）臨時延長後の各種決済時限一覧」参照。）のすべてを延長する。

(※1) 機構システムの障害については、臨時延長の判断を行うタイミング（11:05）で、臨時延長後の時限までに復旧しないことが明らかである場合は、臨時延長による参加者の業務・システムへの影響を防ぐために、臨時延長を実施しない。機構システム以外の障害については、障害から復旧する見込み等を機構がタイムリーに把握することが難しいと想定されるため、障害の状況等に応じて判断する。

4. 臨時延長の対象とする時限及び延長後の時限

(1) 臨時延長後の各種決済時限一覧

決済時限の臨時延長を行う場合、延長の対象となる時限及び延長後の時限は以下のとおり^(※1)。

#	各種決済時限等	臨時延長後の時限	延長時間	(参考) 平時の時限
1	市場 DVP 決済における予定受払代金の支払時限 ^(※2)	13:00	— (延長なし)	13:00
2	市場 DVP 決済における証券決済時限	13:30	30分	13:00
3	市場 DVP 決済における追加支払金額の通知 ^(※2)	13:31頃	30分	13:01
4	照合カットオフタイム ^(※3)	14:00	1時間40分	12:20
5	貸株 DVP 決済時限 ^(※4)	14:10	40分	13:30
6	市場 DVP 決済における資金支払時限 (JSCC 追加支払時限) ^(※2)	14:25	約55分	14:15
7	金額調整データ入力時限	14:25	40分	13:45
8	一般振替 DVP 決済時限 ^(※4)	14:40	40分	14:00
9	市場 DVP 決済における参加者の金銭受領時限 ^(※2)	14:45	— (延長なし)	14:45
10	一般振替 DVP 決済における資金支払時限 (ほくり資金支払時限)	15:20	約40分	15:10
11	一般振替 DVP 決済における参加者の金銭受領時限	15:30	— (延長なし)	15:30
12	FOP 決済時限 ^(※5)	15:30	— (延長なし)	15:30

(※1) 関連する各振替請求等の入力データの時限及び機構からの通知等を受信する時間等については、別表「延長対象となる時限の詳細について」参照。

(※2) 市場 DVP 決済における JSCC の資金決済に係る各種時限を指す。

(※3) 非居住者決済における照合業務のカットオフタイムを指す。延長する場合は、決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となる。

(※4) 決済照合システムの各連動時限は、対象とする時限に合わせ延長する(貸株 DVP 決済の連動時限は 14:00、一般振替 DVP 決済の連動時限は 14:30)。

(※5) 非 DVP 決済における証券決済時限を指す。本時限については、臨時延長による参加者における後続業務への影響と延長の効果の度合いを鑑み、臨時延長の対象外とする。また、FOP 決済時限後に到来する各種データの授受時刻についても延長は行わず平時の時限どおりとする。

(2) 臨時延長時のネットデビット処理の追加

システム障害により市場 DVP 決済が遅延している状況を想定し、決済を実行できる機会を可能な限り多く設けるために、JSCC から受方参加者への振替を行う「ネットデビット処理」の回数を追加する。

平時においては、市場 DVP 決済時限（13:00）にネットデビット処理が行われた後、JSCC 追加支払時限（14:15）までネットデビット処理は実行されないが、臨時延長時に限り、通常 13:00 に行われるネットデビット処理について、延長後の市場 DVP 決済時限である 13:30 に実行するとともに、13:30 から延長後の JSCC 追加支払時限である 14:25 までにネットデビット処理を 2 回実行する^(※1)。

・ 平時のネットデビット処理時刻

9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:00 / 14:15

・ 臨時延長時のネットデビット処理時刻^(※1)

9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:30 / 13:45 / 14:00 / 14:25

(※1) 障害の影響や復旧状況等により、追加実行するネットデビット処理回数を増減させる場合もある。

臨時延長時の各種決済時限等	延長後の時限
市場 DVP 決済における証券決済時限	13:30
照合カットオフタイム	14:00
貸株 DVP 決済時限	14:10
市場 DVP 決済における資金支払時限 (JSCC 追加支払時限)	14:25
一般振替 DVP 決済時限	14:40
FOP 決済時限	15:30

13:30 から 14:25 までの間に、ネットデビット処理を 2 回実行する。

- ・ 追加 1 回目：13:45
- ・ 追加 2 回目：14:00

5. 臨時延長の判断及び延長有無を参加者に通知するタイミング

臨時延長の実施にあたり、参加者における延長のための準備に必要となる時間を1時間とし、延長対象とする時限が到来する1時間前に臨時延長の実施有無及びその内容について、参加者に通知する。また、参加者に通知するための機構の準備時間を15分とし、機構は、延長対象とする時限のうち最初の時限が到来する1時間15分前までに臨時延長を行うかどうかの判断を行う。

よって、延長対象とする時限のうち最初に到来する「照合カットオフタイム(12:20)」の1時間15分前である「11:05」において、障害の対応状況(「3.(2)臨時延長の判断を行うケース」参照。)によって臨時延長の実施有無を判断し、「11:20」までに参加者に通知する。参加者は、この通知を受け参加者における延長対応を行う。

臨時延長の判断・通知フロー

	機構	参加者	備考
<p>【障害検知】</p> <p>業務開始 ～ 11:05</p>		<p>機構ホームページ、メール、 Target 保振サイトによる通知</p>	<p>※ 機構システムの障害については、障害検知以降、障害の対応状況や臨時延長の可能性等について、原則として 30 分ごとに参加者に通知し、臨時延長の実施有無についてもこの通知にて行う。</p>
<p>【延長判断・参加者通知】</p> <p>11:05 ～ 11:20</p>		<p>機構ホームページ、メール、 Target 保振サイトによる通知</p>	<p>通知方法等の詳細は、2021年6月22日付通知「システム障害発生時における情報発信に係る見直しについて（保振証シス第2号）」を参照。</p>
<p>【延長実施】</p> <p>11:20 ～ 12:20</p>		<p>参加者における延長対応</p>	<p>※ 機構システム以外の障害についても、機構システムの障害発生時と同じ方法で「臨時延長を行うことの通知（11:20）」を行う。</p>

障害発生時における通知文の第一報（イメージ）

システム運行に係る緊急連絡 (証券保管振替機構)									
案件名	〇〇決済における××振替の一部遅延(第一報)								
発生日時	2099年 12月 1日 09時 45分								
対象制度等	<input checked="" type="checkbox"/> 株式等振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 外国株券等保管振替決済制度 <input type="checkbox"/> 一般債振替制度 <input type="checkbox"/> 短期社債振替制度 <input type="checkbox"/> 投資信託振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一般振替DVP制度 <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(国内) <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(非居住者)								
事象内容	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 〇〇決済の××振替において一部機構加入者の決済が遅延								
弊社の対応	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 原因調査中								
時限延長有無	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 時限延長の可能性あり。詳細は、〇〇(本手順書)参照。								
次回連絡予定時刻	10時 30分								
復旧見込時刻	— 時 — 分								
復旧時刻	— 時 — 分								
連絡履歴	第一報	10時 0分時点							
		時	分時点						
		時	分時点						
		時	分時点						
		時	分時点						
		時	分時点						
		時	分時点						
		時	分時点						
		時	分時点						
問合せ先	株式会社 証券保管振替機構 電話：03-XXXX-XXXX								

11:20 以前の「時限延長有無」の通知について

- ✓ 11:20 以前の通知において、臨時延長の可能性のある旨を通知する場合は「時限延長の可能性あり」を記載。以降、原則として30分ごとに障害の状況等を通知する。
- ✓ 11:05 までに復旧した場合など、臨時延長を行わない場合は「時限延長なし(確定)」を記載。

11:20 における臨時延長実施の通知文 (イメージ)

システム運行に係る緊急連絡 (証券保管振替機構)																																																									
案件名	〇〇決済における××振替の一部遅延(第四報)																																																								
発生日時	2099年12月1日 09時45分																																																								
対象制度等	<input checked="" type="checkbox"/> 株式等振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 外国株券等保管振替決済制度 <input type="checkbox"/> 一般債振替制度 <input type="checkbox"/> 短期社債振替制度 <input type="checkbox"/> 投資信託振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一般振替DVP制度 <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(国内) <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(非居住者)																																																								
事象内容	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 〇〇決済の××振替において一部機構加入者の決済が遅延																																																								
弊社の対応	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 原因調査中																																																								
時限延長有無	<input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし 以下の時限を延長します。詳細は、〇〇(本手順書)参照。 ・ <u>照合カットオフタイム(12:20→14:00)</u> <u>市場DVP決済時限(13:00→13:30)</u> <u>貸株DVP決済時限(13:30→14:10)</u> <u>一般振替DVP決済時限(14:00→14:40)</u> ネットデビット処理時刻を以下のとおり変更します(変更は太字部)。 ・ <u>9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:30 / 13:45 / 14:00 / 14:25</u>																																																								
次回連絡予定時刻	11時50分																																																								
復旧見込時刻	—時—分																																																								
復旧時刻	—時—分																																																								
連絡履歴	<table border="1"> <tr> <td>第一報</td> <td>10時0分</td> <td>分時点</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td>第二報</td> <td>10時30分</td> <td>分時点</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td>第三報</td> <td>11時00分</td> <td>分時点</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td>第四報</td> <td>11時20分</td> <td>分時点</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td></td> <td></td> <td>時</td> <td>分時点</td> </tr> </table>	第一報	10時0分	分時点			時	分時点	第二報	10時30分	分時点			時	分時点	第三報	11時00分	分時点			時	分時点	第四報	11時20分	分時点			時	分時点			時			時	分時点			時			時	分時点			時			時	分時点			時			時	分時点
第一報	10時0分	分時点			時	分時点																																																			
第二報	10時30分	分時点			時	分時点																																																			
第三報	11時00分	分時点			時	分時点																																																			
第四報	11時20分	分時点			時	分時点																																																			
		時			時	分時点																																																			
		時			時	分時点																																																			
		時			時	分時点																																																			
		時			時	分時点																																																			
問合せ先	株式会社 証券保管振替機構 電話: 03-XXXXX-XXXX																																																								

✓ 11:20の通知にて臨時延長の実施(確定)を通知。
 ✓ ネットデビット処理は、13:30から14:25までに原則として2回実行することとするが、障害の影響や復旧状況等により処理回数を増減する場合は、本通知に記載する。

6. 臨時延長後の対応

臨時延長を行う場合、延長対象とする最後の時限（延長後の一般振替 DVP 決済における資金支払時限（ほくり資金支払時限）15:20）以降については、平時の時限どおりとする

機構システムの障害については、臨時延長を行うことの通知（11:20）以降、復旧するまで引き続き障害の対応状況等を参加者に通知し、復旧後の最終報において復旧以降の時限の扱いのほか留意事項等について、参加者に通知する^(※1)。

(※1) 機構システム以外の障害については、臨時延長を行うことの通知（11:20）が、原則、機構からの最後の通知となる。
以降は、参加者に通知すべき事項がある場合に、適宜、参加者に通知する。

機構システムの障害発生時における通知文の最終報（イメージ）

システム運行に係る緊急連絡 (証券保管振替機構)																																																									
案件名	〇〇決済における××振替の一部遅延(最終報)																																																								
発生日時	2099年 12月 1日 09時 45分																																																								
対象制度等	<input checked="" type="checkbox"/> 株式等振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 外国株券等保管振替決済制度 <input type="checkbox"/> 一般債振替制度 <input type="checkbox"/> 短期社債振替制度 <input type="checkbox"/> 投資信託振替制度 <input checked="" type="checkbox"/> 一般振替DVP制度 <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(国内) <input checked="" type="checkbox"/> 決済照合システム(非居住者)																																																								
事象内容	<input type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 〇〇決済の××振替において一部機構加入者の決済が遅延																																																								
弊社の対応	<input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし ・ 復旧対応完了																																																								
時限延長有無	<input checked="" type="checkbox"/> 前回通知から変更あり(変更箇所下線) <input type="checkbox"/> 前回通知から変更なし 以下の時限を延長します。詳細は、〇〇(本手順書)参照。 照合カットオフタイム(12:20→14:00) ・ 市場DVP決済時限(13:00→13:30) 貸株DVP決済時限(13:30→14:10) 一般振替DVP決済時限(14:00→14:40) ネットデビット処理時刻を以下のとおり変更します(変更は太字部)。 ・ 9:15 / 9:30 / 9:45 / 10:05 / 10:15 / 10:30 / 10:45 / 10:55 / 11:05 / 11:15 / 11:30 / 11:40 / 11:50 / 12:10 / 12:20 / 12:30 / 12:45 / 12:55 / 13:30 / 13:45 / 14:00 / 14:25 ・ <u>本日は上記のとおり時限を延長しますが、上記時限の以降(翌営業日以降の時限含む)は平時どおりの時限となります。</u>																																																								
次回連絡予定時刻	— 時 — 分																																																								
復旧見込時刻	— 時 — 分																																																								
復旧時刻	13 時 05 分																																																								
連絡履歴	<table border="1"> <tr> <td>第一報</td> <td>10 時 0 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第二報</td> <td>10 時 30 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三報</td> <td>11 時 00 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第四報</td> <td>11 時 20 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第五報</td> <td>11 時 50 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第六報</td> <td>12 時 20 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第七報</td> <td>12 時 50 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終報</td> <td>13 時 20 分時点</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	第一報	10 時 0 分時点						第二報	10 時 30 分時点						第三報	11 時 00 分時点						第四報	11 時 20 分時点						第五報	11 時 50 分時点						第六報	12 時 20 分時点						第七報	12 時 50 分時点						最終報	13 時 20 分時点					
第一報	10 時 0 分時点																																																								
第二報	10 時 30 分時点																																																								
第三報	11 時 00 分時点																																																								
第四報	11 時 20 分時点																																																								
第五報	11 時 50 分時点																																																								
第六報	12 時 20 分時点																																																								
第七報	12 時 50 分時点																																																								
最終報	13 時 20 分時点																																																								
問合せ先	株式会社 証券保管振替機構 電話：03-XXXXX-XXXXX																																																								

復旧完了の旨及び以降の時限の扱い等について、最終報で通知する。

7. 留意事項等

項番	分類	該当章節	留意事項
1	一般振替DVP決済の参加者における資金決済事務時間の短縮について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時 限一覧 (#8、10)	臨時延長を実施した場合、一般DVP決済時限(14:40)からほくり資金支払時限(15:20)の間隔が40分(平時1時間10分)となり、参加者における <u>一般DVP決済の資金支払に係る時間が平時より30分短くなります。</u> また、決済銀行による受払額の承認についても、一般DVP決済時限(14:40)から承認(15:10)までの間隔が30分(平時40分)となり、平時より10分短くなります。
2	照合カットオフタイム延長時の株式等以外の商品への影響について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時 限一覧 (#4)	照合カットオフタイムを延長する場合は、決済照合システム取扱商品のすべてが延長の対象となります。そのため、国債などの株式等以外の商品においては臨時延長に伴う業務的な影響が生じないように、当日を決済日とする取引は通常通り12:20までに照合を完了させることとし、12:20から14:00の間にデータ送信を行わないなど、関係者間で調整のうえ対応をお願いします。
3	FOP決済時限以降の時限について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時 限一覧 (#12)	臨時延長を実施した場合でも、非DVP決済の証券決済時限であるFOP決済時限(15:30)以降の各種時限(前日振替請求の入力時限等)は、延長を行わず平時の時限どおりとします。
4	市場DVP決済に関する留意事項について	4. (1) 臨時延長後の各種決済時 限一覧 (#1、2、3、6、9)	※市場DVP決済に関する留意事項については、別途、JSCCにおいて通知(「株式等のDVP決済事務処理要領」に追記)が行われる予定です。

項番	分類	該当章節	留意事項
5	臨時延長の判断・通知フロー	5. 臨時延長の判断及び延長有無を参加者に通知するタイミング	<p>延長対象とする最初の時限（照合カットオフタイム）の1時間前（11:20）に、延長有無の参加者通知を行いますので、この通知を受け1時間以内に参加者における延長対応をお願いします。なお、機構システムの障害については、11:20以前におきましても、障害検知以降、原則として30分ごとに障害の対応状況や延長有無の可能性を通知します。</p> <p>機構システム以外の障害については、11:20以前におきましても、臨時延長の可能性の有無等を極力早めに通知するように努めますが、その障害の対応状況等は障害発生元が発出する通知等をご確認ください。</p>
6	臨時延長の判断を行うタイミング（11:05）以降に検知した障害について		<p>業務開始時から決済への影響が生じている障害について、「11:05」の時点ですべての時限を対象に臨時延長の要否を判断するフローとしています。一方で「11:05」以降に発生又は検知した障害については、参加者における臨時延長の対応の安定性を確保するために、臨時延長の対象としないこととします。</p>

【別表】 延長対象となる時限の詳細について

各入力データ等の時限及び機構からの通知を受信する時間等について、臨時延長により変更があるものを各業務・システムごとに以下に記す。以下に記載のないものは、平時の時限どおりとなる。

1. 市場 DVP 決済

項番	分類	名称	授受方法	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
1	入力データ (参加者)	一時停止・同解除申告	統合 Web、JEXGW	7:00～13:30	7:00～13:00	一時停止・同解除申告の対象となる請求が市場 DVP 決済に係る振替請求である場合は、市場 DVP 決済における証券決済時限（延長時 13:30）まで行うことができる。
2		プール残高解放請求		7:00～13:30	7:00～13:00	プール残高解放の対象となる請求が市場 DVP 決済に係る振替請求である場合は、市場 DVP 決済における証券決済時限（延長時 13:30）まで行うことができる。
3	入力データ (JSCC)	現金差入担保入金通知	統合 Web、JEXGW	9:00～13:30	9:00～13:00	
4		現金差入担保入金終了通知		9:00～13:30	9:00～13:00	
5		追加支払入金通知		13:30～14:25	13:00～14:15	
6		追加支払入金終了通知		13:30～14:25	13:00～14:15	
7	受信データ (JSCC)	機構加入者別渡方振替済相当額通知	JEXGW	9:00～14:25	9:00～14:15	臨時延長時には、追加で行うネットデビット処理の後にも通知する。
8		市場 DVP 決済未了明細通知		13:30、14:25	13:00、14:15	

2. 決済照合システム

項番	分類	名称	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
1	非居住者取引 ^(※1)	カットオフタイム（入力制限の開始）	14:00	12:20	決済照合システムが当日分の連動振替請求に係る決済指図データ（登録）及び決済指図修正データ（リリース実行不可→リリース実行可）の受付けを締め切る時間。
2		カットオフタイム（入力再開）	14:05	12:25	決済照合システムが入力データの受付けを再開する時間。当日以前を決済日とした決済指図データ（登録）及び決済指図修正データ（リリース実行不可→リリース実行可）については、受渡実行予定日を翌営業日（連動の場合、翌振替可能営業日）に繰延べを行う。
3		DVP 振替連動時限	14:30	13:50	決済照合システムが当日分の DVP 振替請求に係る決済指図データ（取消）及び決済指図修正データ（リリース実行可→リリース実行不可）の受付けを締め切る時間。
4	国内取引	連動時限（DVP 振替（貸株））	14:00	13:20	決済照合システムが当日分の DVP 振替請求（貸株）に係る決済指図データ（登録、取消）及び決済指図修正データの受付けを締め切る時間。
5		連動時限（DVP 振替）	14:30	13:50	決済照合システムが当日分の DVP 振替請求に係る決済指図データ（登録、取消）及び決済指図修正データの受付けを締め切る時間。

(※1) 非居住者取引に係るカットオフタイムは、決済照合システムの取扱商品のすべてが延長の対象となる。

ただし、一般債・短期社債振替システムに係る各種連動時限は延長の対象外となる。

3. 一般振替 DVP 決済

項番	分類	名称	授受方法	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
1	入力データ (参加者)	決済促進送金の預託	日銀ネット (統合 Web)	9:00～14:40	9:00～14:00	左記時限は、返還請求を含む。
2		参加者基金の預託		9:00～14:40	9:00～14:00	左記時限は、参加者基金任意預託額の返還請求を含む。
3		一時停止・同解除申告 (貸株 DVP 振替に係る場合)	統合 Web、JEXGW	7:00～14:40 (7:00～14:10)	7:00～14:00 (7:00～13:30)	一時停止・同解除申告の対象となる請求が DVP 振替請求である場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) まで行うことができる。
4		プール残高解放請求 (貸株 DVP 振替に係る場合)	統合 Web	9:00～14:40 (7:00～14:10)	9:00～14:00 (7:00～14:10)	プール残高解放の対象となる請求が DVP 振替請求の場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) まで行うことができる。
5		当日証券担保指定振替請求・同解除請求	統合 Web、JEXGW	9:00～15:30	9:00～15:30	当日決済のリスク管理条件に反映させる場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) までに行う。
6		国債証券の担保指定証券の預託 (解除請求の場合)	日銀ネット (統合 Web)	9:00～16:00	9:00～16:00	当日決済のリスク管理条件に反映させる場合は、貸株 DVP 決済時限 (延長時 14:10)・一般振替 DVP 決済時限 (延長時 14:40) までに行う。
7		担保指定証券預託 (相手先指定・株式等) (当日決済分)	統合 Web、JEXGW	7:00～14:10	7:00～13:30	左記時限は、承認 (株式等担保) を含む。

項番	分類	名称	授受方法	臨時延長時の時間	平時の時間	備考
8	入力データ (参加者)	担保指定証券預託(相手先指定・ 国債) (承認の場合)	日銀ネット (統合 Web、JEXGW)	7:00～14:10	7:00～13:30	左記時限は、承認(国債担保)も含む。
9		金額調整データ(当日決済分)	統合 Web、JEXGW	7:00～14:25	7:00～13:45	左記時限は、承認(金額調整)も含む。
10		決済銀行受払額の承認	統合 Web	14:40～15:10	14:00～14:40	
11		資金支払	日銀ネット	14:40～15:20	14:00～15:10	
12	受領データ (参加者)	参加者決済額通知	統合 Web、JEXGW	14:40 頃	14:00 頃	
13		決済銀行受払額通知	統合 Web	14:40 頃	14:00 頃	
14		振替完了通知	統合 Web、JEXGW	14:40～15:20	14:00～15:10	差引受取参加者に対しては、一般振替 DVP 決済時限(延長時 14:40) 後速やかに 通知する。差引支払参加者に対して は、資金支払い後速やかに通知する。

第4節 単元未満株式の買取請求及び売渡請求に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 単元未満株式の買取請求の取扱い</p> <p>(1) 買取請求の取次ぎ及び振替の申請</p> <p>a 買取請求の取次ぎ及び振替の申請</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の買取請求（以下、買取請求という。）の取次ぎの請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐ。</p> <p>機構及び口座管理機関は、買取請求の取次ぎの請求を受けるときは、加入者の口座に買取請求に係る株数の記録があることを確認後、当該買取請求に係る買取代金の支払日を当該買取請求に係る振替株式についての振替日とする振替の申請を受ける。</p>	<p>※ 単元未満株式の買取請求に係る処理日程については、資料2-4-1参照。</p> <p>※ 単元未満株式の買取請求に係る発行者における取扱いについては、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「単元未満株式の買取制度事務取扱指針」参照。</p> <p>(業65条、69条)</p> <p>※ 機構は、株主確定日（発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。）がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から（株主確定日が休日の場合は4営業日前の日から）株主確定日までの間に買取請求を受けたときはエラーとする。</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、株式併合等に係る株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日までに請求があり、かつその買取日が株式併合等の効力発生日等の以後となる場合（買取価格の決定日が株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日以後となる場合）において、買取請求者から撤回の申出があったものとみなすことについて、当該買取請求を行った加入者が同意しているものに限り、買取請求を取り次ぐ。</p>

内 容	備 考
<p>b 口座管理機関による買取請求の取次ぎの委託 買取請求の取次ぎの請求又は委託を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に次の事項等を通 知し、買取請求の取次ぎを委託する。</p> <p>① 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ② 買取請求をする加入者の加入者口座コード ③ 買取請求をする加入者の電話番号 ④ 買取代金の受取りに関する事項</p> <p>イ 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 ロ 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座に係る次に掲げる事項</p> <p>(イ) 金融機関等コード (ロ) 店舗コード (ハ) 預金種別 (ニ) 口座番号 (ホ) 口座名義人の氏名または名称(カナ)</p> <p>c 機構加入者による買取請求の取次ぎの請求 機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等（単元未満株式買取・振 替請求）を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力（画面入力、CSVファイ ル入力）又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <p>① 当該機構加入者の機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 当該機構加入者の加入者口座コード ④ 当該機構加入者の電話番号 ⑤ 買取代金の受取りに関する事項</p> <p>イ 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 ロ 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座に係る次に掲げる事項</p> <p>(イ) 金融機関等コード (ロ) 店舗コード (ハ) 預金種別 (ニ) 口座番号 (ホ) 口座名義人の氏名または名称(カナ)</p>	<p>※ 振込を受ける口座として、ゆうちょ銀行口座を指定する場合には、「通帳記号」、「通帳番号」による指定はできない。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送にて買取請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認結果ファイルにて通知する。また、機構は、定時点（7：00、8：00、10：00、11：00、12：00、午後1：00、午後1：30、午後2：00、午後2：30、午後3：00）までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェック（買取請求株数が単元未満であるかのチェック等）を行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>※ 機構は、統合Web端末にて買取請求</p>

内 容	備 考
	<p>の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知/エラー通知にて通知する。</p> <p>※ 機構は、当日の午後3時30分以降の日中バッチにおいて請求データの加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていない場合は、当該請求をエラーとする。(左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。)</p> <p>※ 機構は、当日の午後3時30分以降の日中バッチにおいて、請求データの株数が当該機構加入者の指定する区分口座に存在するかについてのチェックを行い、株数が存在する場合には、請求数量を買取・振替請求中数量(手続中残高)として管理する(当該区分口座に登録されているが、振替の対象外として管理する。)。株数が不足する場合には、エラーとする。</p> <p>※ 機構は、当日の午後6時から午後8時までの間に单元未満株式買取・振替請求を入力した機構加入者に受付又はエラー通知をファイル伝送により通知する。</p> <p>※ 請求内容の訂正は、ファイル伝送のときはファイル単位の置き換え、端末による入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行うことができる。</p> <p>※ 振込を受ける口座として、ゆうちょ銀行口座を指定する場合には、「通帳記号」、「通帳番号」による指定はできない。</p>

内 容	備 考
<p>d 機構加入者による請求の取次ぎの委託</p> <p>機構加入者は、機構に買取請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項等（単元未満株式買取・振替請求）を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力（画面入力、CSVファイル入力）又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該機構加入者の機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 買取請求をする加入者の加入者口座コード ④ 買取請求をする加入者の電話番号 ⑤ 買取代金の受取りに関する事項 <p>イ 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別</p> <p>ロ 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座に係る次に掲げる事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (イ) 金融機関等コード (ロ) 店舗コード (ハ) 預金種別 (ニ) 口座番号 (ホ) 口座名義人の氏名または名称(カナ) <p>e 機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に買取請求の取次ぎの請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に、発行者に対して次の事項等（単元未満株式買取・振替請求取次ぎデータ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ② 買取請求をする加入者の株主等照会コード ③ 買取請求をする加入者の氏名又は名称及び住所 ④ 買取請求をする加入者の電話番号 ⑤ 買取代金の受取りに関する事項 ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 買取請求をする加入者の個人、法人、共有の別 ⑧ 買取請求をする加入者が、法人、共有の場合は代表者 ⑨ 買取請求をする加入者の居住者、非居住者の別 ⑩ 買取請求をする加入者の常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所等 <p>(2) 振替と買取代金の支払い</p>	<p>※ 請求者が買取請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で買取代金を受領しようとする場合には、買取代金の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金を指定することが考えられる。（証券会社は、受領した代金を請求者の証券総合口座等に入金する。）</p> <p>※ 振込を受ける口座として、ゆうちょ銀行口座を指定する場合には、「通帳記号」、「通帳番号」による指定はできない。</p> <p>(業 66 条、67 条)</p>

内 容	備 考
<p>a 振替日の決定及び通知</p> <p>(a) 発行者から機構に対する買取価格等の通知 発行者は、買取価格が決定したときには、買取価格決定日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し次の事項等（単元未満株式買取日データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ② 加入者口座コード(単元未満株式の振替先口座) ③ 買取日（振替日） ④ 買取請求をした加入者の株主等照会コード ⑤ 1株あたり買取価格、請求に係る買取代金 ⑥ 株式等リファレンスNO <p>(b) 機構から機構加入者に対する買取価格等の通知 機構は、発行者から単元未満株式買取日データの通知を受けたときには、通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、単元未満株式買取・振替請求を入力した機構加入者に対して、次の事項等(単元未満株式買取日データ通知)をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 買取請求の取次ぎを依頼した機構加入者の機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 加入者口座コード(単元未満株式の振替先口座) ④ 買取日（振替日） ⑤ 買取請求をした加入者の加入者口座コード ⑥ 1株あたりの買取価格、請求に係る買取代金 ⑦ 株式等リファレンスNO <p>b 買取代金の支払いと単元未満株式の振替 機構は、買取日の業務開始時（午前9時）に、単元未満株式買取・振替請求を入力した機構加入者の口座の買取・振替請求中数量としている数量を、発行者の指定した口座へ振り替える。 発行者は、買取日に、買取請求をした加入者に対し、指定された方法により買取代金の支払いを行う。</p>	<p>※ 単元未満株式買取日データに単元未満株式の振替先口座の指定がない場合には、銘柄マスタに登録してある口座を振替先口座とする。</p> <p>※ 買取代金には、買取請求株式数に買取価格を乗じた額から売買委託手数料（発行者ごとに株式取扱規程等に定める事務手数料）及び消費税を減じた額を設定する。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から買取日等の通知を受けたときは、直近下位機関（買取請求をする加入者の上位機関に限る。）に、必要な事項を通知する。</p> <p>※ 請求者の口座に係る区分口座と振替先口座（発行者の口座）に係る区分口座が同一であるときは、機構における振替は行われない。</p> <p>※ 振替の対象となる残高に対して、担保指定証券、プール残高の設定をしている場合には、振替エラーとなり振替は行われない。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 買取請求の撤回の処理</p> <p>a 買取請求データの取消手続</p> <p>発行者は、株式分割、株式併合、合併等の株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日までに買取価格が決定しない銘柄がある場合には、株主確定日の前営業日までに当該銘柄についての買取請求を(2) a (a)の「単元未満株式買取日データ」において買取りを行わないことを機構に対してファイル伝送で通知することにより買取請求データの取消しを行う。</p> <p>b 機構から発行者に対する通知</p> <p>機構は、買取請求の取消しの処理をしたときは、その翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、発行者に対して、次の事項等（権利行使等取次不能データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ② 買取請求をした加入者の株主等照会コード ③ 権利行使等取次不能区分 ④ 株式等リファレンスNO <p>c 機構から買取・振替請求を入力した機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、買取請求の取消しの処理をしたときは、その翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、買取・振替請求を入力した機構加入者に対して、次の事項等（権利行使等請求結果ファイル）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 買取・振替請求を入力した機構加入者の機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 買取請求をした加入者の加入者口座コード ④ 権利行使等取次不能区分 ⑤ 株式等リファレンスNO 	<p>(業 68 条)</p> <p>※ 機構は、左記の場合で、株主確定日の前営業日までに発行者から買取請求データの取消しがされない場合には、株主確定日の前営業日に自動的に買取請求データの取消しの処理をする。</p> <p>※ 単元未満株式買取請求の受付日の翌営業日以降に、加入者より単元未満株式買取請求の撤回の申出があり、発行者が承諾した場合、発行者は、該当する請求が撤回された旨を単元未満株式買取日データにより機構に通知する。この場合の単元未満株式買取日データの通知は、買取価格決定日から起算して3営業日後の日までとする。</p>

内 容	備 考
<p>2. 単元未満株式の売渡請求の取扱い</p> <p>(1) 売渡請求の取次ぎ</p> <p>a 売渡請求の取次ぎ</p> <p>口座管理機関及び機構は、その加入者から発行者に対する単元未満株式の売渡請求（以下、売渡請求という。）の取次ぎの請求を受けたときは、加入者の口座に単元未満株式の記録があり、売渡請求株数と併せて1単元の株式の数となるべき数であることを確認後、これを発行者に取り次ぐ（売渡請求の取次ぎの可否は、請求者の口座の残高により判断する）。</p> <p>口座管理機関は、請求者より売渡代金相当額の預託を受けるなどにより、請求者からの売渡代金の受領を確保しておく。</p>	<p>※ 単元未満株式の売渡請求に係る処理日程については、資料2-4-2参照。</p> <p>※ 単元未満株式の売渡請求に係る発行者における取扱いについては、平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定「単元未満株式の買増制度事務取扱指針」参照。</p> <p>(業70条、74条)</p> <p>※ 機構は、単元未満株式の売渡制度のない銘柄についての売渡請求を受けたときはエラーとする。</p> <p>※ 発行者は、単元未満株式の売渡請求を受けることができなくなった場合には、原則として、受付を停止しようとする日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。また、単元未満株式の売渡請求の受付を再開しようとする場合には、原則として、受付を再開する日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 機構は、発行者から単元未満株式の売渡請求を受けることができない旨の通知を受けたときは、Target 保振サイトにその旨を掲載する。また、該当銘柄の売渡請求を受けたときはエラーとする。</p> <p>※ 機構は、株主確定日（発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。）がある場合には、株主確定日の前</p>

内 容	備 考
<p>b 口座管理機関による売渡請求の取次ぎの委託 売渡請求の取次ぎの請求又は委託を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に次の事項等を通 知し、売渡請求の取次ぎを委託する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ② 売渡請求をする加入者の加入者口座コード ③ 売渡請求をする加入者の電話番号 <p>c 機構加入者による取次ぎの請求 機構加入者は、機構に売渡請求の取次ぎの請求をするときは、次の事項等（単元未満株式売渡請求） を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分ま での間のファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード（振替先口座） ② 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 機構加入者の加入者口座コード ④ 機構加入者の電話番号 	<p>営業日から起算して10営業日前の日から（株主確定日が休日の場合は11営業日前の日から）株主確定日までの間に売渡請求を受けたときはエラーとする。</p> <p>※ 口座管理機関及び機構は、株式併合等に係る株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日までに請求があり、かつその売渡日が株式併合等の効力発生日以後となる場合（売渡価格の決定日が株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日以後となる場合）等において、売渡請求者が発行者の承諾があるときに撤回することについて当該売渡請求を行った加入者が同意しているものに限り、売渡請求を取り次ぐ。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送にて売渡請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点（7：00、8：00、10：00、11：00、</p>

内 容	備 考
<p>d 機構加入者による請求の取次ぎの委託 機構加入者は、機構に売渡請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項等（単元未満株式売渡請求）を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分ま</p>	<p>12：00、午後1：00、午後1：30、午後2：00、午後2：30、午後3：00）までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェック（売渡請求株数が単元未満であるかのチェック等）を行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>※ 機構は、統合Web端末にて売渡請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知／エラー通知にて通知する。</p> <p>※ 機構は、当日の午後3時30分以降の日中バッチにおいて請求データの加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていない場合は、当該請求をエラーとする。（左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。）</p> <p>※ 機構は、当日の午後6時から午後8時までの間に請求機構加入者に受付又はエラー通知をファイル伝送により通知する。</p> <p>※ 請求内容の訂正は、ファイル伝送のときはファイル単位の置き換え、端末による入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行うことができる。</p>

内 容	備 考
<p>での間のファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード（振替により増加の記録を受ける口座） ② 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 売渡請求をする加入者の加入者口座コード ④ 売渡請求をする加入者の電話番号 <p>e 機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に売渡請求の取次ぎの請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に、発行者に対して次の事項等（単元未満株式売渡請求取次ぎデータ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 売渡請求の取次ぎを委託した機構加入者の機構加入者コード ② 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 売渡請求をした加入者の株主等照会コード ④ 売渡請求をした加入者の加入者口座コード ⑤ 売渡請求をした加入者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 売渡請求をした加入者の電話番号 ⑦ 株式等リファレンスNO ⑧ 売渡請求をした加入者の個人、法人、共有の別 ⑨ 売渡請求をした加入者が、法人、共有の場合は代表者 ⑩ 売渡請求をした加入者の居住者、非居住者の別 ⑪ 売渡請求をした加入者の常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所等 <p>(2) 売渡代金の支払い</p> <p>a 売渡日及び売渡代金の通知</p> <p>(a) 発行者から機構に対する通知</p> <p>発行者は、売渡価格の決定日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項等（単元未満株式売渡代金入金依頼データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 売渡請求の取次ぎを請求又は委託した機構加入者の機構加入者コード ② 売渡請求の取次ぎを請求又は委託した機構加入者の口座管理機関コード ③ 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数（機構加入者の区分口座ごとに合計した数） ④ 売渡代金（機構加入者ごとに合計した数） ⑤ 請求者ごとの明細 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 売渡請求をした加入者の株主等照会コード (ロ) 売渡請求に係る振替株式の数 	<p>(業 71 条、72 条)</p> <p>※ 発行者は、一の営業日において受け付けた売渡請求に係る請求株数の総数が、その日に発行者が有する自己株式の数を上回った場合、当該営業日の売渡請求のすべてを不受理とし、売渡請求の取次ぎを委託した機構加入者にその旨を通知する。（発行者は、単元未満株式の売渡請求を受けることができないときは、機構にその旨を通知する。）</p>

内 容	備 考
<p>(ハ) 権利行使等取次不能区分 (ニ) 1株当たり売渡価格 (ホ) 請求に係る売渡代金 (ヘ) 入金すべき日（売渡価格決定日から起算して4営業日目の日） (ト) 売渡日（振替日。売渡価格決定日から起算して6営業日目の日） (フ) 株式等リファレンスNO</p> <p>(b) 機構から機構加入者に対する通知 機構は、発行者から単元未満株式売渡代金入金依頼データの通知を受けたときには、通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、売渡請求を入力した機構加入者に対して、次の事項（単元未満株式売渡代金入金依頼データ通知）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 売渡請求を入力した機構加入者の機構加入者コード ② 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数（機構加入者の区分口座ごとに合計した数） ③ 売渡代金（機構加入者ごとに合計した数） ④ 請求者ごとの明細 <ol style="list-style-type: none"> (イ) 売渡請求をする加入者の加入者口座コード (ロ) 売渡請求に係る振替株式の数 (ハ) 権利行使等結果区分 (ニ) 1株当たり売渡価格 (ホ) 請求に係る売渡代金 (ヘ) 入金すべき日（売渡価格決定日から起算して4営業日目の日） (ト) 売渡日（振替日。売渡価格決定日から起算して6営業日目の日） (フ) 株式等リファレンスNO <p>b 売渡代金の支払い 機構に売渡請求を取り次いだ機構加入者は、単元未満株式売渡代金入金依頼データ通知に従い、発行者の指定した入金すべき日（売渡価格決定日から起算して4営業日目の日）に、発行者の指定する金融機関預金口座に、銘柄ごとに合算した売渡代金（その下位の口座管理機関の加入者分を含む。）の支払いを行う。なお、売渡代金の振込みを行う際には、振込電文の振込依頼人名欄において、以下の情報をその順に設定し通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード（5桁） ② 口座管理機関コード（5桁） ③ 振込名義人（カナ） 	<p>※ 売渡代金には、売渡請求株式数に売渡価格を乗じた額から売買委託手数料（発行者ごとに株式取扱規程等に定める事務手数料）及び消費税を加算した額を設定する。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から売渡代金入金依頼データ通知を受けたときは、直近下位機関（売渡請求をする加入者の上位機関に限る。）に、当該直近下位機関に係る事項を通知する。</p> <p>※ 売渡請求に係る振替の振替元口座（発行者の口座）の加入者口座コードについては、単元未満株式売渡代金入金依頼データ通知によって通知されないため、機構は、Target 保振サイトにおいて「単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金の振込先銀行口座等一覧」（資料2-4-3参照）として、口座管理機関等に周知する。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直近上位機関の指示に従い、直近上位機関に売渡代金相当額を支払う。</p> <p>※ 売渡代金を振り込むべき発行者の指定する金融機関預金口座については、機構がTarget 保振サイトにおいて「単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金の振込先金融機関預金口座等一覧」（資料2-4-3参照）として、口座管理</p>

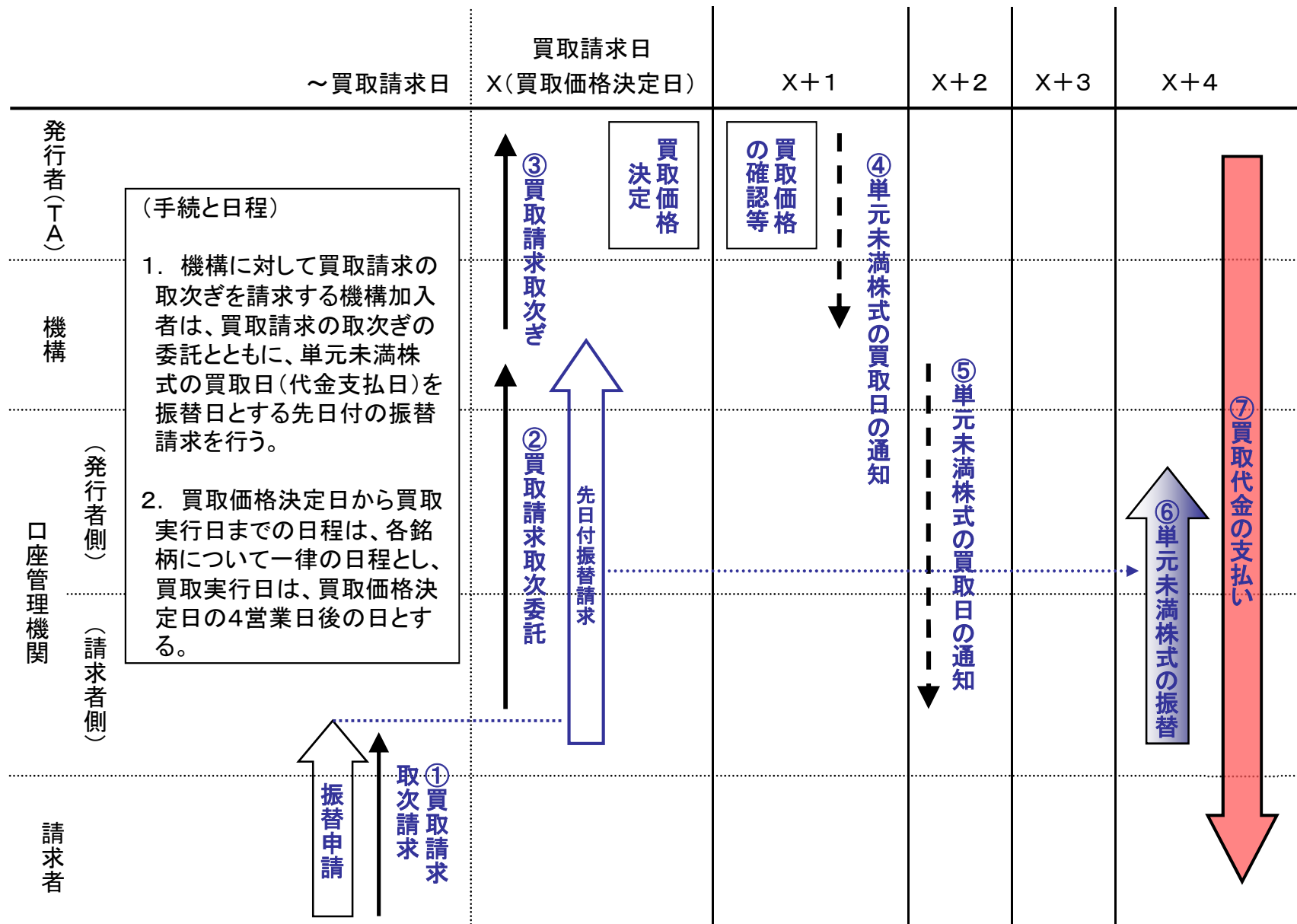
内 容	備 考
<p>(3) 振替 発行者は、売渡請求により売り渡す振替株式について、売渡日（売渡価格決定日から起算して6営業日目の日）の業務開始時（午前9時）を振替時として、売渡請求をした加入者の口座への振替の申請を行う。</p> <p>(4) 売渡請求の撤回の処理 a 売渡請求データの取消しの手続 発行者は、株式分割、株式併合、合併等の株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日までに売渡価格が決定しない銘柄がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して4営業日前の日から株主確定日の前営業日までの日に、当該銘柄についての売渡請求を(2)a.(a)の「単元未満株式売渡代金入金依頼データ」において、権利行使等取次不能区分を「未執行」として機構に通知することにより売渡請求データの取消しを行う。</p>	<p>機関等に周知する。</p> <p>※ 左記①及び②の桁数は合計10桁である必要があるため、①と②との間にスペースを設定してはならない。</p> <p>※ 売渡代金の振込金額が必要金額と異なる場合は、発行者と請求者側口座管理機関との間で連絡をして、金額が異なる理由等を特定する。（特定の加入者に係る金額が不足する場合には、当該加入者についての振替を行わないこととし、後日入金を確認された場合に振替を行う。）</p> <p>(業53条)</p> <p>※ 振替のメッセージ欄にa(a)⑤(チ)の株式等リファレンスNOを入力する。</p> <p>※ 機構は、左記の場合で、株主確定日の前営業日までに発行者から売渡請求の取消しがされない場合には、株主確定日の前営業日に自動的に売渡請求データの取消しの処理をする。</p> <p>※ 単元未満株式売渡請求の受付日の翌営業日以降に、加入者より単元未満株式売渡請求の撤回の申出があり、発行者が承諾した場合、発行者は、該当する請求が撤回された旨を単元未満株式売渡代金入金依頼データにより機構に通知する。この場合の単元未満株式売渡代金入金依頼データの通知は、買取価格決定日から起算して3営業日後の日までとす</p>

内 容	備 考
<p>b 機構から発行者に対する通知</p> <p>機構は、売渡請求の取消しの処理をしたときは、その翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、発行者に対して、次の事項等（権利行使等取次不能データ通知）をファイル伝送により通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ② 売渡請求をした加入者の株主等照会コード ③ 権利行使等取次不能区分 ④ 株式等リファレンスNO <p>c 機構から売渡請求を取り次いだ直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、売渡請求の取消しの処理をしたときは、その翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、売渡請求を取り次いだ直接口座管理機関に対して、次の事項等（単元未満株式売渡請求の取消通知）を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 売渡請求を取り次いだ直接口座管理機関の機構加入者コード ② 売渡請求に係る振替株式の銘柄コード及び数 ③ 売渡請求をした加入者の加入者口座コード ④ 売渡行使等取次不能区分 ⑤ 株式等リファレンスNO 	<p>る。</p>

以 上

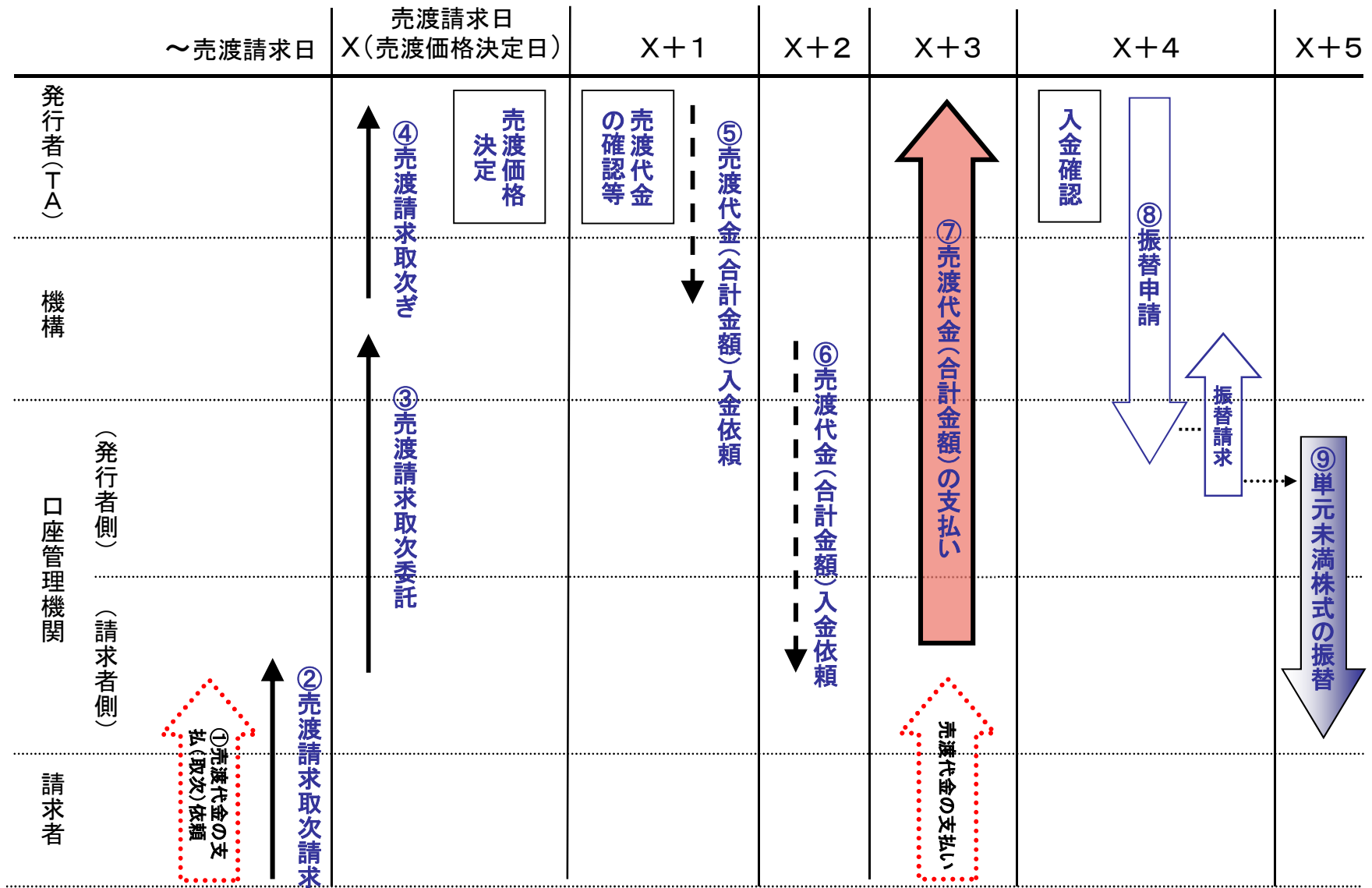
単元未満株式の買取請求に係る処理日程

資料 2 - 4 - 1



(注) 買取請求日と買取価格決定日が異なる日となることも想定される。

単元未満株式の売渡請求に係る処理日程



(注) 売渡請求日と売渡価格決定日が異なる日となることも想定される。

●単元未満株式の売渡請求に係る売渡代金の振込先金融機関預金口座等一覧(イメージ)

銘柄情報		発行会社情報			振込先金融機関預金口座情報							振替元会社口座情報		
銘柄名	銘柄コード	発行会社名	株主名簿管理人名	株主名簿管理人の 連絡先電話番号	金融機関名	金融機関等 コード	支店名	店舗コード	預金種別	口座番号	口座名義人の氏名又は名称 【カナ】	口座管理機関コード	顧客ロコード (顧客口所在コード)	加入者口座番号
〇〇商事	99990	〇〇商事	△△信託銀行	03-9999-9999	××銀行	9999	◇◇支店	999	普通	9999999	△△信託銀行買増口 【△△シンタクギンコウカイマシグチ】	99999	99	99999999999999

第5節 抹消手続

内 容	備 考
<p>1. 一部抹消の取扱い</p>	<p>※ 一部抹消の手続を行うのは、以下の場合である。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 振替株式である自己株式を消却するとき。</p> <p style="margin-left: 2em;">② 振替株式を発行している発行者が吸収合併、株式交換等を行う場合に、自己株式を消滅会社等の株主等に移転させる場合。</p> <p>※ 自己株式の消却に係る一部抹消の処理概要については、資料2-5-1参照。標準的な処理日程については資料2-5-2参照。</p> <p>※ 合併等に伴い合併存続会社等が、その保有する自己株式を移転しようとする場合における一部抹消については、第7節「発行者の組織再編に係る手続」の吸収合併等の項目に記載する。</p> <p>※ 振替法第158条に規定される株式の消却に関する会社法の特例により、振替株式の消却の効力は、振替口座簿における減少の記載又は記録がされた日に生ずることとなっているため、機構及び口座管理機関の営業日でない日を消却の効力発生日とすることはできない。</p> <p>※ 株式移転の効力発生日における株式移転完全子会社の自己株式の消却に関する通知等手続きについては、第7節「発行者の組織再編に係る手続」の資料2-7-8参照のこと。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 発行者による機構への通知 発行者は、自己株式の消却を行うことを決定したときは、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項等を通知する。</p> <p>① 減少の記録がされるべき銘柄（以下、「一部抹消銘柄」という。）、銘柄コード及び振替株式の数 ② 減少の記録（消却）を行う日（以下、「一部抹消日」という。） ③ 一部抹消によりその自己口において減少の記録がされる口座（以下、「一部抹消口座」という。）の加入者口座コード ④ 一部抹消事由</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行者から自己株式の消却を行う旨の通知を受けたときは、速やかに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 一部抹消銘柄及び振替株式の数 ② 一部抹消日</p> <p>(3) 発行者による直近上位機関に対する一部抹消申請 発行者は、一部抹消をするときは、一部抹消日の前営業日のから起算して2営業日前の日までに、一部抹消口座を開設した発行者の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して一部抹消申請（法第 134 条第 1 項の申請をいう。以下同じ。）をする。</p> <p>① 一部抹消銘柄及び振替株式の数 ② 一部抹消日 ③ 一部抹消口座 ④ 一部抹消事由</p> <p>(4) 発行者による機構に対する一部抹消通知 発行者は、一部抹消を行うときは、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知データ）を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日までの午前3時から午後8時まで c 主な通知事項</p> <p>① 一部抹消銘柄 ② 振替株式の数 ③ 抹消日 ④ 加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由</p>	<p>(業 12 条)</p> <p>※ 機構は、(1)により通知された一部抹消口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより、①、②及び③を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、①の銘柄及び数が③の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が①の数に満たない場合には、直ちに、機構に対して、その旨を連絡する。</p> <p>(業 75 条、86 条)</p> <p>※ 機構加入者が発行者として一部抹消を行う場合は、(4)の通知をもって左記(3)の申請を行ったものとする。(施 101 条)</p> <p>(業 75 条、86 条)</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の請求日当日における訂正及び取消は、「一部抹消通知データ」の再送により行うことができる。請求日の翌営業日以降における取消は、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより行うことができる。また、請求日の翌営業日以降における訂正は、取消後に改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 株式等リファレンスNO（訂正又は取消の場合）</p> <p>⑦ 株主確定日（合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。）</p> <p>（5） 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者から一部抹消通知データを受けたときは、次に掲げるところにより、一部抹消口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 一部抹消通知が行われた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② （4）cの事項</p> <p>（6） 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理 一部抹消口座を開設する口座管理機関は、発行者からの一部抹消申請の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p>	<p>行うことができる。（一部抹消日の前営業日まで可能。）</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の送信は、自己株式の消却に係る取締役会決議後に行う。</p> <p>（業75条）</p> <p>※ 機構から「一部抹消通知情報データ」の通知を受けた直接口座管理機関は、当該直接口座管理機関が一部抹消口座を開設した者でないときは、直ちに、その直近下位機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）に、機構から通知された事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 一部抹消を行う発行者が機構加入者である場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p> <p>※ 一部抹消日の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日に通知される。</p> <p>（業75条）</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合は機構）は、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき振替株式の数に満たない場合は、直ちに、機構に対しては電話及びTarget保振サイトにより、発行者に対しては電話及びFAXによりその旨を連絡し、当該連絡を受けた発行者は、</p>

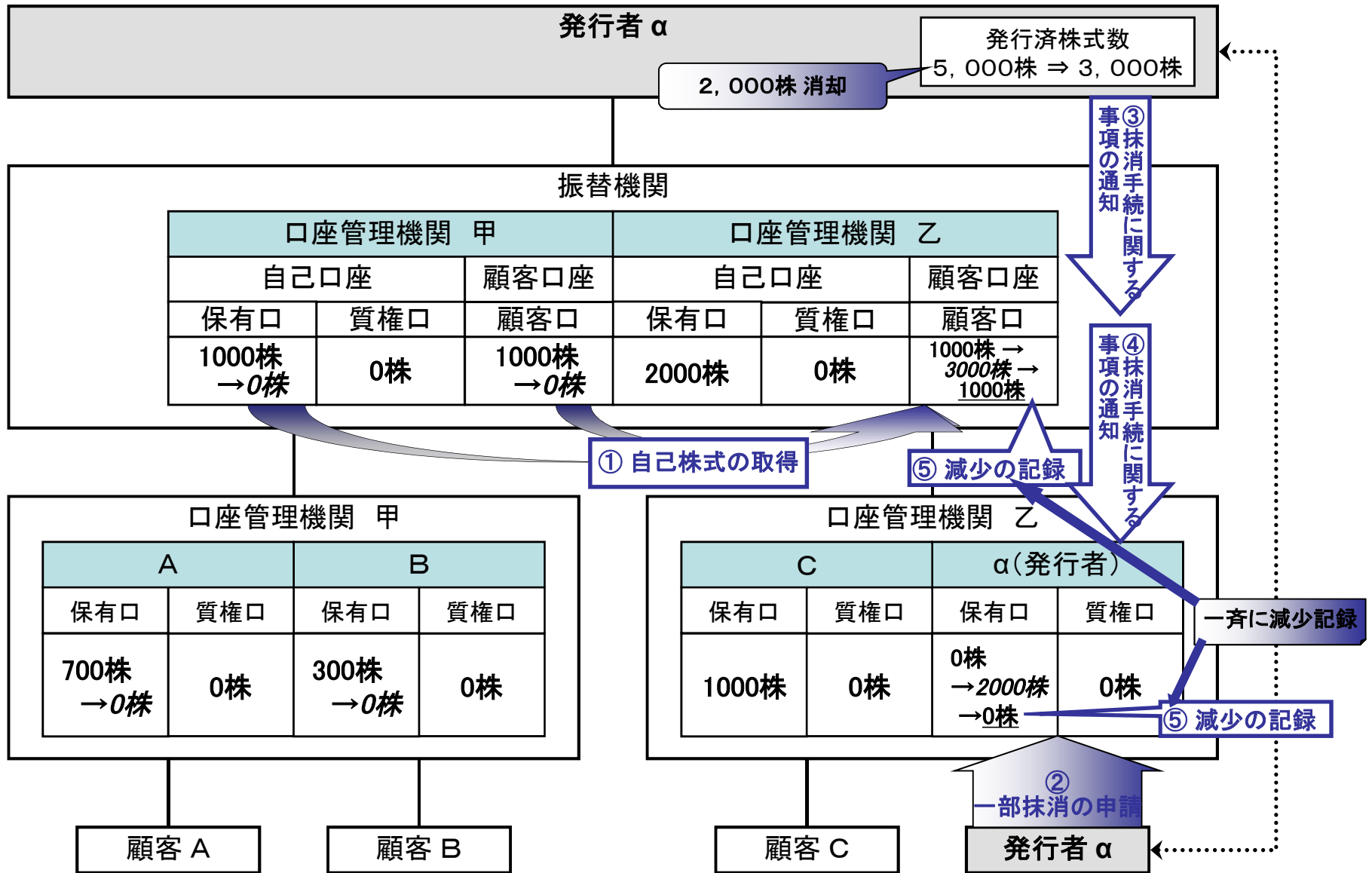
内 容	備 考
<p>(7) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）は、一部抹消日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の一部抹消口座又は一部抹消口座に係る顧客口において、一部抹消銘柄について減少させるべき数の減少の記録をする。</p> <p>(8) 機構による一部抹消処理結果の通知 a 機構による口座管理機関への通知 機構は、一部抹消に係る減額をしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>b 機構による発行者への通知 機構は、一部抹消に係る減額をしたときは、その結果を、発行者に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細））にて通知する。</p> <p>2. 全部抹消の取扱い</p> <p>(1) 発行者による機構に対する通知（法第135条第1項の通知） 発行者は、特定の銘柄についての記録の全部の抹消をしようとするときは、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。なお、当該通知は当該銘柄についての記録の全部を抹消する日（以下、全部抹消日という。）の2週間前の日までに行う。 ① 全部抹消をしようとする銘柄（以下、全部抹消銘柄という。） ② 全部抹消日 ③ 全部抹消事由</p>	<p>直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>(業76条) ※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>(業76条) ※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p> <p>※ 全部抹消の手続を行うのは、以下の場合である。 ① 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部を取得する場合 ② 合併等により発行者が消滅する場合で、株主に、対価として振替株式が交付されない場合</p> <p>(業77条)</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、全部抹消日の1ヶ月前の日に(全部抹消日の1ヶ月前の日以降に(1)の通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全部抹消銘柄 ② 全部抹消日 ③ 全部抹消事由 <p>(3) 機構による総株主通知日程案内 機構は、発行者から(1)の通知を受けたときは、次に掲げるところにより、機構加入者及び発行者に対し、総株主通知に関する日程(総株主通知日程案内データ)を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末(画面照会) b 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。 c 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 全部抹消銘柄 ② 総株主通知事由(増減資等の種別) ③ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日等) ④ 全部抹消日 ⑤ 株主確定日 <p>(4) 機構及び口座管理機関による記録の抹消 機構及び口座管理機関は、全部抹消日の業務開始時(午前9時)に(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の午後3時30分に)、全部抹消銘柄についての記録がされている口座において、全部抹消銘柄の記録の全部を抹消する。</p> <p>(5) 機構による全部抹消銘柄の取扱廃止</p>	<p>(業 77 条)</p> <p>(業 146 条) ※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内データを受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業 77 条)</p> <p>(業 171 条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、全部抹消日に、全部抹消銘柄について取扱廃止とする。</p> <p>(6) 機構による全部抹消の処理結果の通知</p> <p>a 口座管理機関への通知</p> <p>機構は、全部抹消をしたときは、その処理結果を、口座管理機関に対し全部抹消日（新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の翌営業日）の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表））にて通知する。</p> <p>b 発行者への通知</p> <p>機構は、全部抹消をしたときは、その処理結果を発行者に、全部抹消日（新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の翌営業日）の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル」）にて通知する。</p> <p>(7) 機構による総株主通知</p> <p>機構は、全部抹消日から起算して3営業日目の日に、全部抹消に係る振替株式の株主について総株主通知を行う。</p>	<p>(業 77 条)</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」参照。</p> <p>(業 149 条)</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>

以 上

株式の一部抹消(自己株式の消却)の処理概要



自己株式の消却の標準処理日程

資料 2-5-2

日程	決議日	～	X-2週間	～	X-2まで	X-1	消却日 X
発行者							
TA							
機構							
口座管理機関							
備考							

発行者の決定事項等の通知

機構報による通知

一部抹消申請

一部抹消通知データ

一部抹消通知情報データ

一部抹消

一部抹消

9:00に抹消する。

9:00に抹消する。

口座処理結果ファイル(TA用)(処理明細)

機構加入者別口座処理明細表

第6節 株式併合及び株式分割に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 株式併合の取扱い</p> <p>(1) 発行者による株式併合に係る事項の通知 発行者は、株式併合に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式併合日の効力発生日（以下、併合日という。）の2週間前の日又は株式併合に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 株式併合に係る振替株式の銘柄（以下、株式併合銘柄という。）及び銘柄コード ② 効力発生日（併合日） ③ 減少比率（株式併合後の株式併合銘柄である振替株式の発行総数／株式併合前の株式併合銘柄である振替株式の発行総数）</p> <p>(2) 機構による Target 保振サイトによる通知</p>	<p>※ 株式併合における振替口座簿に係る処理概要については資料2-6-1、標準的な事務処理日程のフロー図については資料2-6-2参照。</p> <p>※ 株式併合が上場廃止の原因となる場合で、かつ、上場廃止に伴い振替株式が取扱廃止になる場合（上場廃止に係る最終売買決済日の翌営業日に振替株式の取扱いを廃止する場合に限る。）においては取扱廃止に係る手続のみを行う（取扱廃止の手続については、第16節「振替株式の取扱廃止時の取扱い」参照。）。</p> <p>(業12条)</p> <p>※ 発行者は、株主総会において株式併合に係る議案が否決された場合は、その旨を速やかに機構に通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第136条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、発行者が機構に対する同意時に届け出た口座（同意後に変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、株式併合に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>(業12条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、発行者から（１）の通知を受けた場合は、併合日の１ヶ月前の日に（併合日の１ヶ月前の日以降に（１）の通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに）、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 株式併合銘柄 ② 併合日 ③ 減少比率 ④ 新株式数申告日 ⑤ 調整株式数記録日</p> <p>（３）機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 b 取扱時間 （a）ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日の午前３時から午後８時 （b）統合W e b 端末 株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日の午前７時から午後８時 ※株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日から株主確定日の７ヶ月後の日まで は、統合W e b 端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 株式併合銘柄 ② 総株主通知事由 ③ 増減資種別 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 併合日 ⑦ 株主確定日 ⑧ 減少比率</p> <p>（４）機構及び口座管理機関による記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数の計算 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に併合日において記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数の計算</p>	<p>（業 146 条） ※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>（業 87 条）</p>

内 容	備 考
<p>機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録されている株式併合銘柄である振替株式の数から減少させるべき振替株式の数を減じた数を算出する。</p> <p>減少させるべき振替株式の数は、次の①～③の合計数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている株式併合銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）から当該数に減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数</p> <p>② 保有欄に記録されている株式併合銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているものに限る。）について、特別株主ごとの振替株式の数から当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数の合計数</p> <p>③ 保有欄に記録されている株式併合銘柄である振替株式の数（買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）について、反対株主ごとの振替株式の数から当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）における記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録されている株式併合銘柄である振替株式の数から減少させるべき数を減じた数を算出する。</p> <p>減少させるべき振替株式の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <p>① 質権欄に記録されている株主ごとの株式併合銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されていないものに限る。）から、当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数の合計数</p> <p>② 質権欄に記録されている株主ごとの株式併合銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されているものに限る。）から、当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数の合計数</p> <p>(5) 機構加入者による新株式数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、併合日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送</p> <p>併合日の前営業日の午前3時から午後8時</p>	<p>(業 87 条)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から併合日に記録すべき株式併合銘柄</p>

内 容	備 考
<p>イ 統合Web端末 併合日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 株式併合銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数（(4)で計算した数）</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、併合日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>イ 統合Web端末 併合日の前営業日の午前9時から午後4時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p>	<p>柄である振替株式の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せて通知する。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・併合日の前営業日に統合Web端末から訂正を行う場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合は、前日請求ファイルの再送による。 ・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。</p> <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>② 株式併合銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数（(4) で計算した数）</p> <p>(6) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、(4) a で計算した減少させるべき数の減少の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、(4) b で計算した減少させるべき数の減少の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている株式併合銘柄について、当該直近下位機関からの新株式数申告に基づき、減少の記録をする。</p> <p>(7) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（併合日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式併合銘柄に係る情報を、併合日及びその翌営業日において、「総株主報告データ」として機構に通知する。</p>	<p>(業 87 条)</p> <p>※ 特別株主管理簿又は反対株主管理簿についても、併合日の業務開始時（午前9時）に、特別株主管理簿又は反対株主管理簿に記録された特別株主又は反対株主ごとの振替株式の数から当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数の減少の記録をする。</p> <p>※ 登録株式質権者管理簿についても、併合日の業務開始時（午前9時）に、登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者ごとの振替株式の数から当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）を減じて得た数の減少の記録をする。</p> <p>(業 148 条)</p> <p>※ 総株主報告の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>

内 容	備 考
<p>(8) 機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象株主 機構は、併合日の翌営業日に、併合日の前営業日における株式併合銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、登録質権が設定されている株式併合銘柄については、当該株式併合銘柄が記録されている口座の株主ごとの株式併合銘柄の数に減少比率を乗じて得た数を算出し、その端数を発行者の口座に割り当てる。 機構は、登録質権が設定されていない株式併合銘柄については、株主ごとの株式併合銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に減少比率を乗じて得た数を算出する。当該数から併合日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、併合日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(9) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、(8)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、併合日から起算して3営業日目の日に、併合日の前営業日にその口座に株式併合銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下</p>	<p>(業 88 条)</p> <p>※ 株式併合の場合の端数調整後株数の記録処理の概要については、資料 2-6-3 を参照のこと。</p> <p>※ 株主ごとの株式併合銘柄の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業 88 条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき株式併合銘柄である</p>

内 容	備 考
<p>の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 併合日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 株式併合銘柄</p> <p>③ 総株主通知事由（増減資の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て）の割当てを受ける発行者の口座の加入者口座コードを含む）</p> <p>⑤ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整株式数を含む。）</p> <p>⑦ 調整株式数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑧ 調整株式数</p> <p>⑨ 調整株式数の効力発生日</p> <p>（10）機構による総株主通知</p> <p>機構は、株式併合に係る株主確定日（併合日の前日）における株式併合銘柄の株主について、発行者に対し、併合日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>（11）機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>a 機構における調整株式数の記録</p> <p>（a）自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>（b）顧客口における増加の記録</p>	<p>振替株式の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（株式併合銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>（業149条）</p> <p>※ 機構は、割当計算後の株式併合銘柄の株主ごとの振替株式の数及び発行者の自己口に記録すべき株式併合銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により当該発行者に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>（業88条）</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき併合日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>2. 株式分割の取扱い</p> <p>(1) 発行者による株式分割に係る事項の通知</p> <p>発行者は、株式分割に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式分割日の効力発生日（以下、分割日という。）の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 株式分割に係る振替株式の銘柄（以下、株式分割銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 効力発生日（分割日）</p> <p>③ 増加比率（株式分割後の株式分割銘柄である振替株式の発行総数／株式分割前の株式分割銘柄である振替株式の発行総数）</p> <p>(2) 機構によるTarget保振サイトによる通知</p> <p>機構は、発行者から（1）の通知を受けた場合は、分割日の1ヶ月前の日に（分割日の1ヶ月前の日</p>	<p>※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき併合日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p> <p>※ 株式分割における標準的な事務処理日程のフロー図については資料2-6-4及び資料2-6-5参照。 (業12条)</p> <p>※ 左記の通知は、法第137条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、発行者が機構に対する同意時に届け出た口座（同意後に変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、株式分割に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>(業12条)</p>

内 容	備 考
<p>以降に（１）の通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式分割銘柄 ② 分割日 ③ 増加比率 ④ 新株式数申告日 ⑤ 調整株式数記録日 <p>（３）機構による総株主通知日程案内</p> <p>機構は、株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 b 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日の午前３時から午後８時 (b) 統合W e b 端末 株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日の午前７時から午後８時 <p>※株主確定日の前営業日から起算して５営業日前の日から株主確定日の７ヶ月後の日まで は、統合W e b 端末による照会は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> c 主な通知事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 株式分割銘柄 ② 総株主通知事由 ③ 増減資種別 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 分割日 ⑦ 株主確定日 ⑧ 増加比率 <p>（４）機構及び口座管理機関による記録すべき株式分割銘柄である振替株式の数の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に分割日において記録すべき株式分割銘柄である振替株式の数の計算 <p>機構及び口座管理機関は、分割日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録されている株式</p>	<p>※ 増加比率が整数倍の場合は、④⑤を除く。</p> <p>（業 146 条）</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>（業 89 条）</p>

内 容	備 考
<p>分割銘柄である振替株式の数に増加させるべき振替株式の数を加算した数を算出する。 増加させるべき振替株式の数は、次の①～③の合計数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に増加比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）から保有欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の数を控除して得た数</p> <p>② 保有欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の特別株主ごとの振替株式の数（特別株主の申出がされているものに限る。）にそれぞれ増加比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）から、保有欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の特別株主ごとの数を控除して得た数の合計数</p> <p>③ 保有欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の反対株主ごとの振替株式の数（買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）にそれぞれ増加比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）から、保有欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の反対株主ごとの数を控除して得た数の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）における記録すべき株式分割銘柄である振替株式の数の計算 機構及び口座管理機関は、分割日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録されている株式分割銘柄である振替株式の数に増加させるべき振替株式の数を加算した数を算出する。 増加させるべき振替株式の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <p>① 質権欄に記録されている株主ごとの株式分割銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されていないものに限る。）にそれぞれ増加比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）から、質権欄に記録されている株主ごとの株式分割銘柄である振替株式の数を控除して得た数の合計数</p> <p>② 質権欄に記録されている株主ごとの株式分割銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されているものに限る。）にそれぞれ増加比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）から、質権欄に記録されている株主ごとの株式分割銘柄である振替株式の数を控除して得た数の合計数</p> <p>(5) 機構加入者による新株式数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、分割日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通</p>	<p>(業 89 条)</p> <p>※ 増加比率が整数倍の株式分割の場合は、機構が振替口座簿へ記録すべき数を計算するため、機構加入者による新株式数申告を不要とする。</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関</p>

内 容	備 考
<p>知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 分割日の前営業日の午前 3 時から午後 8 時</p> <p>イ 統合W e b 端末 分割日の前営業日の午前 9 時から午後 8 時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 株式分割銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき株式分割銘柄である振替株式の数 ((4) で計算した数)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告 (担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口 (信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。) を有する機構加入者は、分割日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 分割日の前営業日の午前 3 時から午後 8 時</p>	<p>は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から分割日に記録すべき株式分割銘柄である振替株式の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せて通知する。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 分割日の前営業日に統合W e b 端末から訂正を行う場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合は、前日請求ファイルの再送による。 ・ 分割日及び分割日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 分割日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料 (新株式数申告の入力について)」参照。</p> <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>イ 統合Web端末 分割日の前営業日の午前9時から午後4時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 株式分割銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき株式分割銘柄である振替株式の数 ((4) で計算した数)</p> <p>(6) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、分割日の業務開始時 (午前9時) に、(4) a で計算した増加させるべき数の増加の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、分割日の業務開始時 (午前9時) に、(4) b で計算した増加させるべき数の増加の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、分割日の業務開始時 (午前9時) に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている株式分割銘柄について、当該直近下位機関からの新株式数申告に基づき、増加の記録をする。</p> <p>(7) 直接口座管理機関による総株主報告 1. 「株式併合の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業 89 条)</p> <p>※ 特別株主管理簿又は反対株主管理簿についても、分割日の業務開始時 (午前9時) に、特別株主管理簿又は反対株主管理簿に記録された特別株主又は反対株主ごとの振替株式の数を当該数に増加比率を乗じて得た数 (端数は切り捨て。) から減じて得た数の増加の記録をする。</p> <p>※ 登録株式質権者管理簿についても、分割日の業務開始時 (午前9時) に、登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者ごとの振替株式の数を当該数に増加比率を乗じて得た数 (端数は切り捨て。) から減じて得た数の増加の記録をする。</p> <p>※ 増加比率が整数倍の株式分割の場合は、機構が振替口座簿へ記録すべき数を計算するため、新株式数申告によらず、増加の記録をする。</p> <p>(業 148 条)</p> <p>※ 「併合」を「分割」に、「減少比率」を「増加比率」に読み替える。以下同</p>

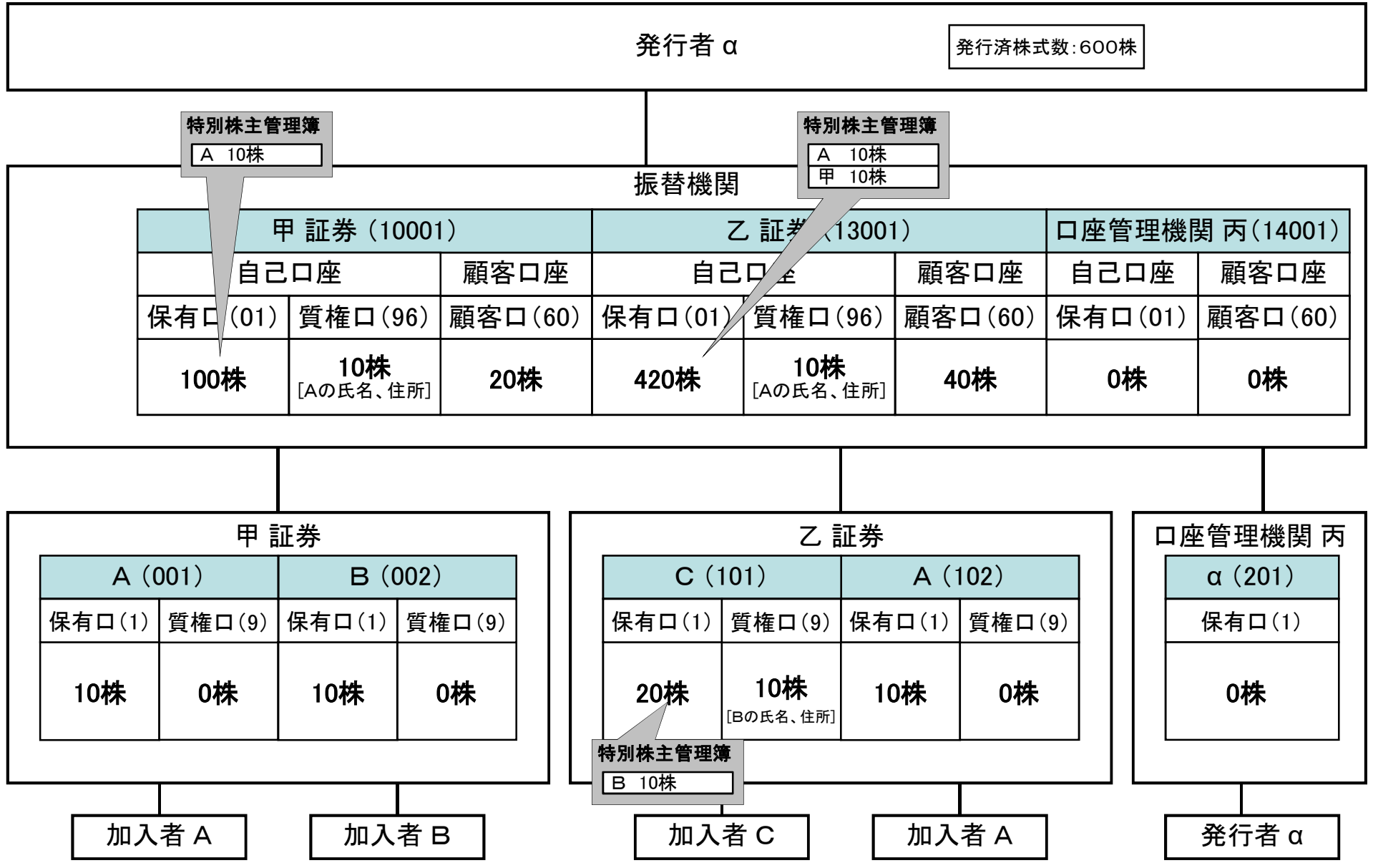
内 容	備 考
<p>(8) 機構による割当計算 1. 「株式併合の取扱い」に準じる。</p> <p>(9) 機構による配分明細通知データの通知 1. 「株式併合の取扱い」に準じる。</p> <p>(10) 機構による総株主通知 1. 「株式併合の取扱い」に準じる。</p> <p>(11) 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続 1. 「株式併合の取扱い」に準じる。</p>	<p>じ。</p> <p>(業 90 条)</p> <p>(第 90 条)</p> <p>(業 149 条)</p> <p>(業 90 条)</p>

以 上

株式併合の場合の振替口座への記録処理イメージ（3株を1株に併合する場合）

【基準日の振替口座簿確定時の状況】

資料2-6-1

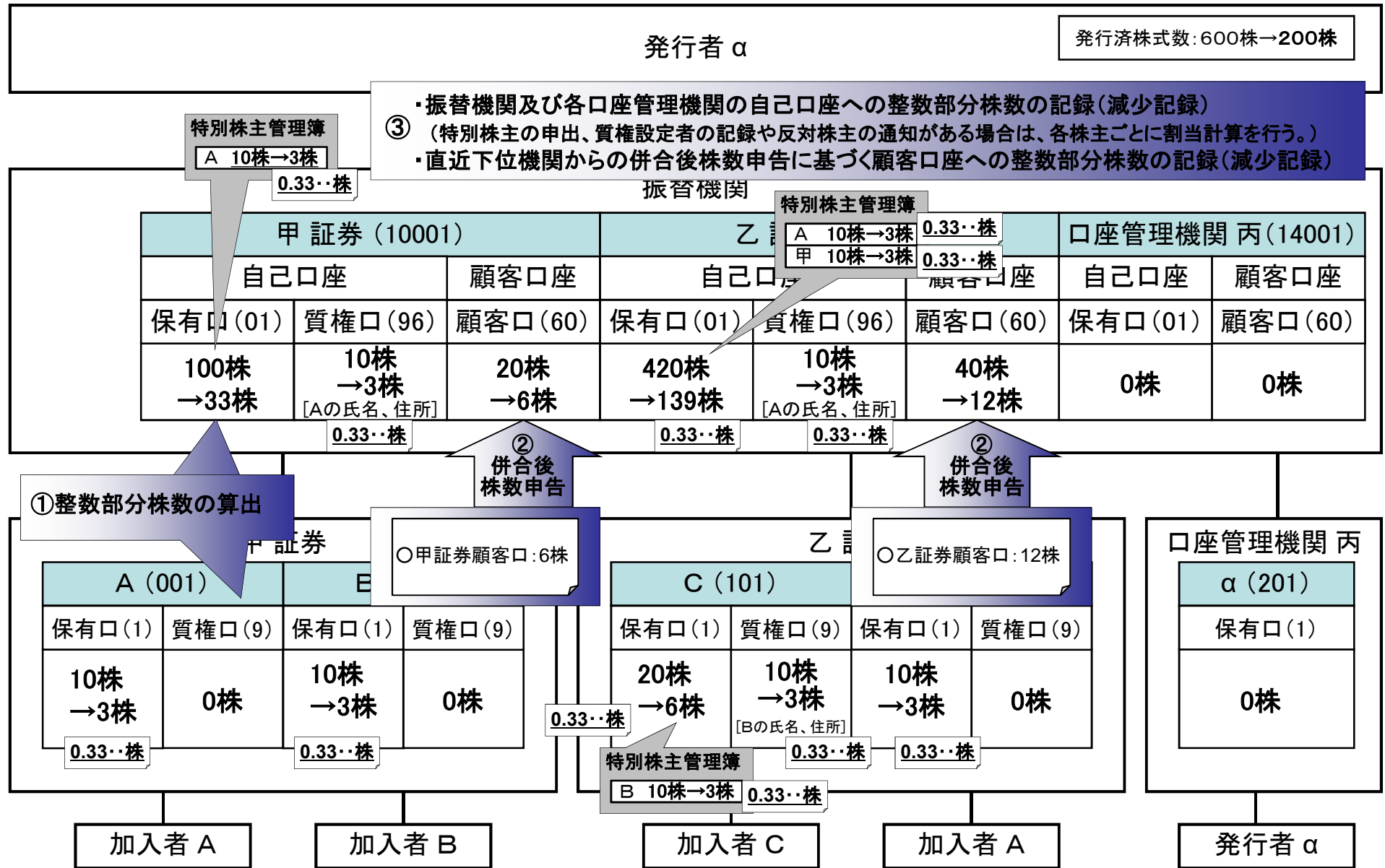


株式併合の場合の振替口座への記録処理イメージ（3株を1株に併合する場合） 【振替機関における割当計算・端数処理】

加入者名	記録口座	基準日株数	割当計算後	整数部分 株数	端数調整後 株数	発行者口座 記録株数	最終記録 株数
A	A保有口(甲証券)	10	3.33...	3			3
	A保有口(乙証券)	10	3.33...	3	2		5
	甲証券保有口	10	3.33...	3			3
	甲証券質権口	10	3.33...	3			3
	乙証券保有口	10	3.33...	3			3
	乙証券質権口	10	3.33...	3			3
B	B保有口(甲証券)	10	3.33...	3	1		4
	乙証券保有口	10	3.33...	3			3
	C保有口(乙証券)	10	3.33...	3			3
C	C質権口(乙証券)	10	3.33...	3		(0.33...)	3
甲証券	甲証券保有口	90	30	30			30
	乙証券保有口	10	3.33...	3		(0.33...)	3
乙証券	乙証券保有口	400	133.33...	133		(0.33...)	133
発行者α	発行者α保有口 (口座管理機関 丙)	0	0	0		1	1
合計		600	200	196	3	1	200

株式併合の場合の振替口座への記録処理イメージ（3株を1株に併合する場合）

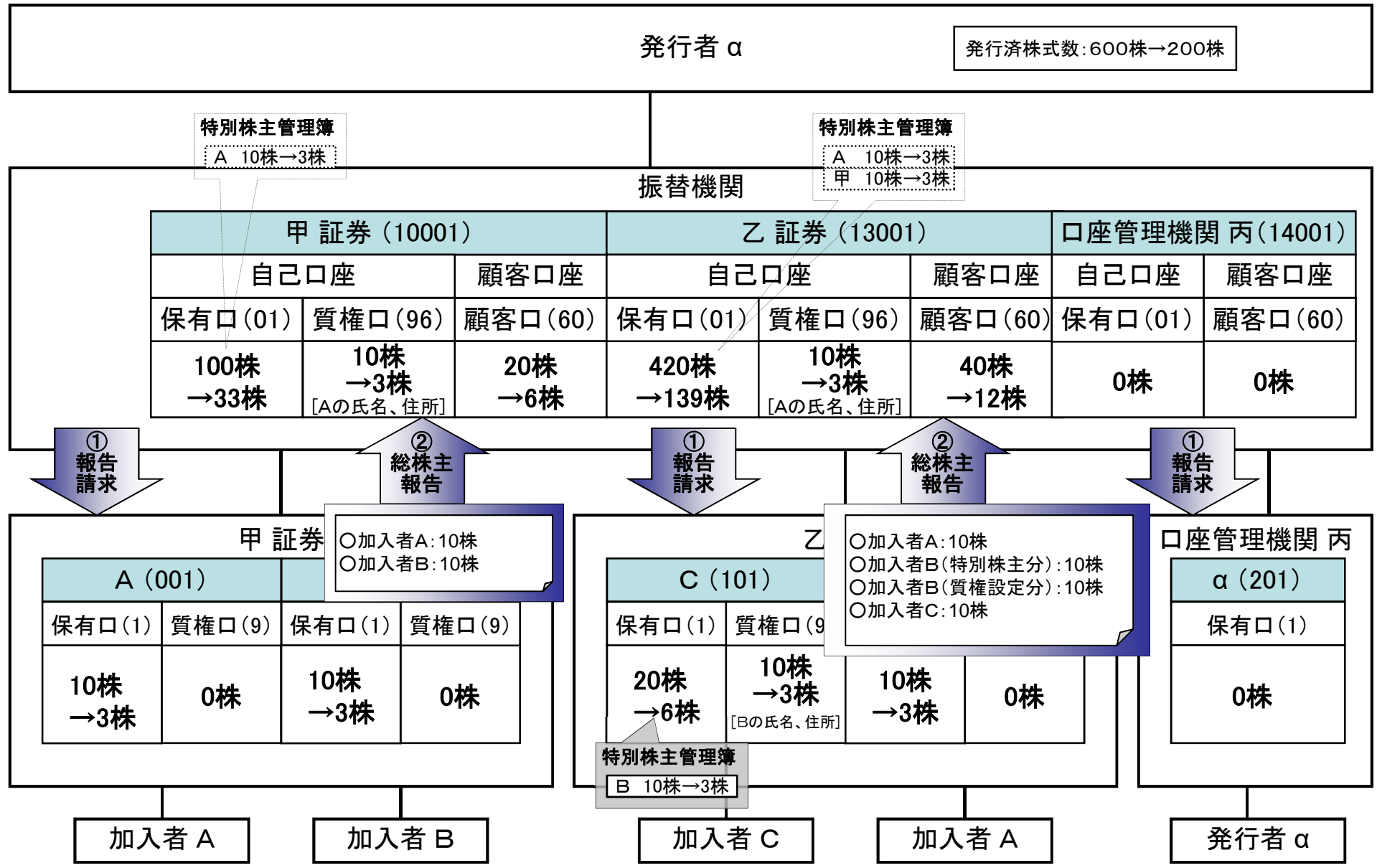
【基準日における整数部分株数の算出と併合後株数申告・効力発生日における振替口座への記録】



(ポイント) 振替機関の振替口座簿上の自己口座に記録された株式についての併合後株数の算出は、振替機関が行う。

株式併合の場合の振替口座への記録処理イメージ（3株を1株に併合する場合）

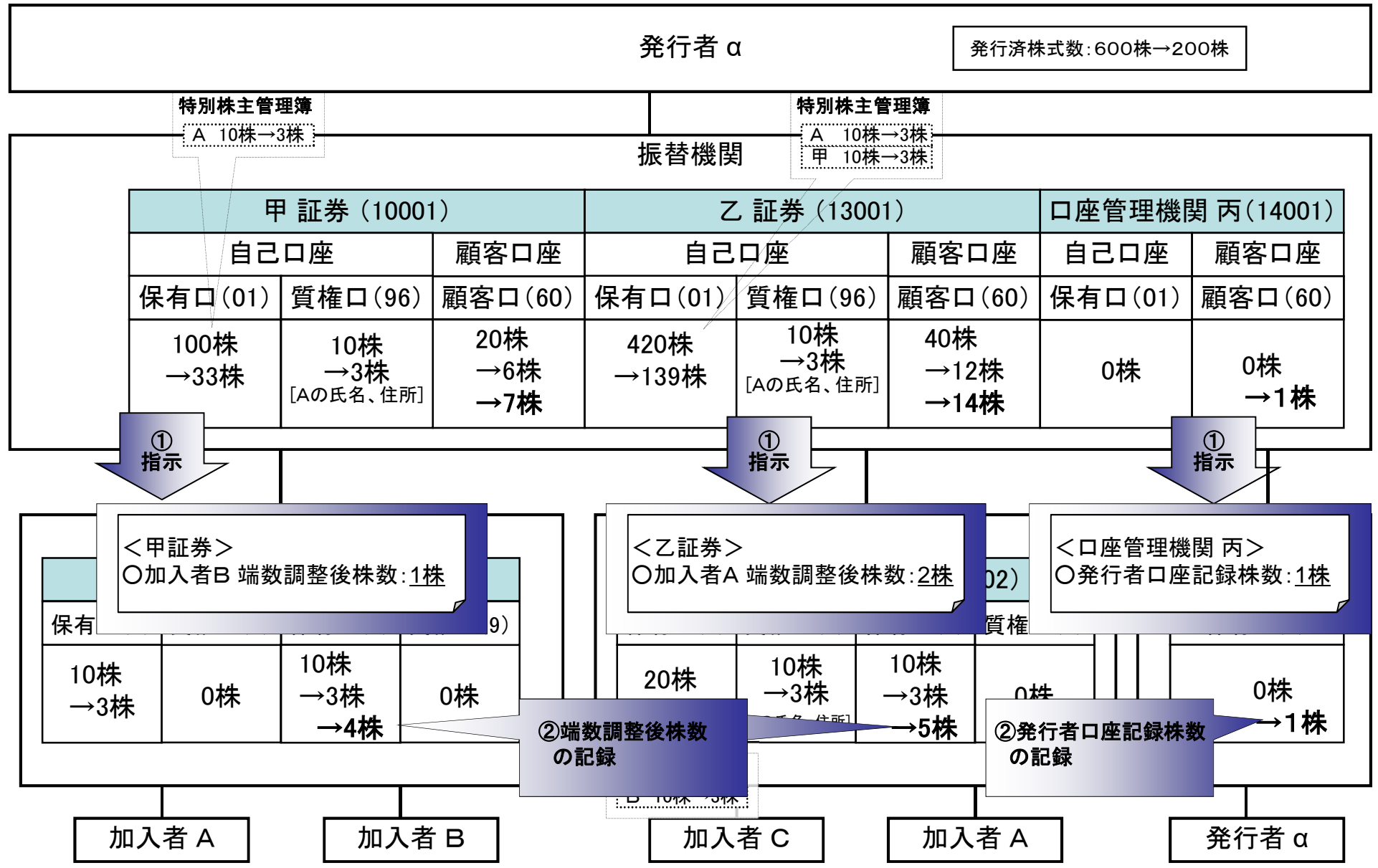
【効力発生日以後の口座管理機関の処理(総株主報告)】



(ポイント) 振替機関の振替口座簿上の自己口座に記録された株式については、総株主報告を要しない。

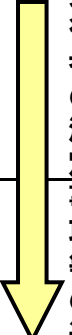
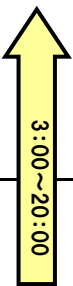

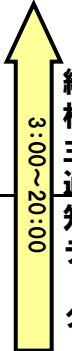
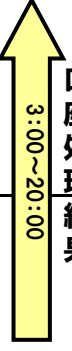
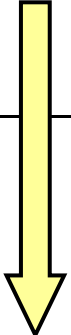

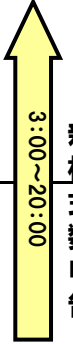
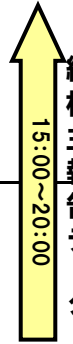
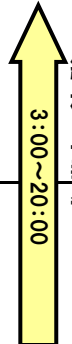



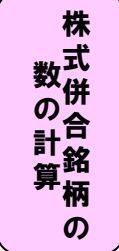
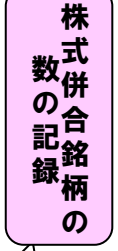



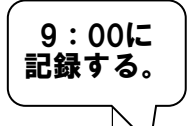
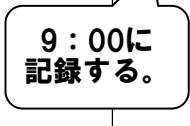
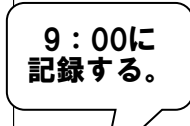
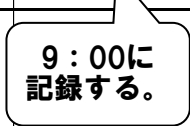
株式併合の場合の振替口座への記録処理イメージ（3株を1株に併合する場合）

【端数調整後株数・発行者口座記録株数の通知と振替口座への記録】



株式併合に係る標準処理日程

資料2-6-2

日程	決議後速やかに（注1）	X-1ヶ月前	～	X-6	～	X-1	併合日 X	X+1	X+2	X+3	
（TA） 発行者											
機構											
口座管理機関											
備考											

（注1）株式併合日の効力発生日の2週間前の日又は株式併合に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

株式併合の場合の端数調整後株数の記録処理イメージ（3株を1株に併合する場合）

株主確定日における記録株数が最も大きい口座に記録する。

加入者名	口座開設先	基準日株数	割当計算後	整数部分 株数	端数調整後 株数	最終記録 株数
A	甲証券	40	13.33...	13	1	14
	乙証券	20	6.66...	6		6

（注）株主確定日における記録株数が同数の場合は、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関における口座に記録する。

株式分割（増加比率が整数倍以外）に係る標準処理日程

日程	決議後速やかに（注1）	X-1ヶ月前	～	X-6	～	X-1	分割日 X	X+1	X+2	X+3	
(TA) 発行者	<p>発行者の決定事項等の通知</p> <p>↓</p>			<p>総株主通知日程案内</p> <p>↑</p>			<p>9:00に記録する。</p>		<p>総株主通知データ</p> <p>↑</p>	<p>9:00に記録する。</p>	
機構			<p>機構報による通知</p> <p>↓</p>	<p>総株主通知日程案内</p> <p>↓</p>	<p>株式分割銘柄の数の計算</p>	<p>9:00に記録する。</p>	<p>株式分割銘柄の数の記録</p>	<p>割当計算</p>	<p>調整記録株式数の</p>	<p>調整記録株式数の</p>	
口座管理機関				<p>総株主通知日程案内</p> <p>↓</p>	<p>株式分割銘柄の数の計算</p>	<p>新株式数申告</p> <p>↑</p>	<p>15:00～20:00</p> <p>総株主報告データ</p>	<p>3:00～20:00</p> <p>口座処理結果</p>	<p>3:00～20:00</p> <p>総株主報告データ</p>	<p>3:00～20:00</p> <p>配分明細通知データ</p>	<p>3:00～20:00</p> <p>調整記録株式数の</p>
備考								<p>9:00に記録する。</p>			<p>9:00に記録する。</p>
							<p>3:00～20:00</p> <p>口座処理結果</p>		<p>3:00～20:00</p> <p>調整記録株式数の</p>	<p>3:00～20:00</p> <p>調整記録株式数の</p>	
										<p>3:00～20:00</p> <p>調整記録株式数の</p>	
										<p>3:00～20:00</p> <p>調整記録株式数の</p>	

（注1）株式分割日の効力発生日の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

株式分割（増加比率が整数倍）に係る標準処理日程

資料2-6-5

日程	決議後速やかに（注1）	X-1ヶ月前	～	X-6	～	X-1	分割日 X	X+1	X+2	X+3
（発行者） TA	↓ 発行者の決定事項等の通知			↑ 総株主通知日 3:00～20:00			↑ 9:00に記録する。 ↑ 口座処理結果 3:00～20:00		↑ 総株主通知データ 3:00～20:00	
機構				↓ 総株主通知日 3:00～20:00		↑ 株式分割銘柄の数の計算 （自動計算）	↑ 株式分割銘柄の数の記録（注） ↑ 総株主報告データ 15:00～20:00	↑ 割当計算	↑ 調整株式数の記録	↑ 口座処理結果
口座管理機関		↓ 機構報による通知				↑ 株式分割銘柄の数の計算	↓ 9:00に記録する。 ↓ 口座処理明細表 3:00～20:00	↓ 総株主報告データ 3:00～20:00	↓ 配分明細通知データ 3:00～20:00	↓ 調整株式数の記録
備考	<p>※本処理の対象となる機構加入者口座は「顧客口」「担保専用口」および「信託財産名義通知信託口」であるが、このうち、「担保専用口」については、業務処理要領「第6節 株式併合及び株式分割に係る手続」（2-6-4ページ）のとおり、事前に担保の解除を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式が記録されないようにする取扱いが定められている。この取扱いについては継続するため、株式分割に係る増加比率が整数倍であるかどうかにかかわらず、従前どおり、担保の解除を適宜実施いただきたい。</p>						<p>9:00に記録する。</p>		<p>：増加比率が整数倍の場合に行わない処理</p>	

（注1）株式分割日の効力発生日の2週間前の日又は株式分割に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

（注2）機構加入者から任意で新株式数申告のデータが入力されたときは、機構システム側のデータ受付時の処理において、その入力をエラーの扱いとはしない。

（注3）効力発生日における機構加入者の口座への増加記録の処理においては、機構加入者から任意に入力された新株式数申告の内容は無効の扱いとなり、機構における増加比率による自動計算の結果が用いられる。

第7節 発行者の組織再編に係る手続

内 容		備 考													
<p>第1 吸収合併の取扱い</p> <p>1. 吸収合併（対等）の取扱い</p> <p>○ 吸収合併についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="291 467 1106 892"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">吸収合併存続会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">吸収合併消滅会社</th> <th>振替</th> <td style="background-color: yellow;">本節に記載の手続</td> <td>吸収合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）</td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>				吸収合併存続会社		振替	非振替	吸収合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	吸収合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）	非振替	吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）	（振替制度外の手続）	<p>※ 吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。</p>
				吸収合併存続会社											
		振替	非振替												
吸収合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	吸収合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）												
	非振替	吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）	（振替制度外の手続）												
<div data-bbox="163 943 1507 1370" data-label="Diagram"> <p style="text-align: center;">消滅会社 A株式会社(振替)</p> <p style="text-align: center;">権利義務の全部承継</p> <p style="text-align: center;">存続会社 B株式会社(振替)</p> <p style="text-align: center;">合併対価(B社株式)の交付</p> <p>A社株主</p> </div>		<p>※ システム的には振替新株予約権又は</p>													
<p>以下においては、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併（対等）に際して、</p>															

内 容	備 考
<p>吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し吸収合併存続会社の振替株式を交付する場合（法第 138 条）の手続について記載する。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>a 吸収合併消滅会社による吸収合併に係る事項の通知</p> <p>吸収合併消滅会社は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（吸収合併期日の 2 週間前の日又は吸収合併に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して 7 営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 吸収合併消滅会社の振替株式の株主に対して吸収合併に際して交付する振替株式の銘柄（以下、吸収合併存続会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 吸収合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下、吸収合併消滅会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 交付する吸収合併存続会社銘柄である振替株式の総数</p> <p>④ 吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の発行総数</p> <p>⑤ 合併比率</p> <p>⑥ 吸収合併の日程</p> <p>⑦ 吸収合併期日</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係る振替株式の総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p>	<p>振替新株予約権付社債を交付することも可能である。</p> <p>(業 12 条)</p> <p>※ 吸収合併消滅会社は、株主総会において吸収合併に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、吸収合併が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第 138 条第 1 項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、吸収合併存続会社が機構に対する同意時に届け出た口座（同意後に変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、吸収合併に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p>

内 容	備 考
<p>⑨ 吸収合併消滅会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数</p> <p>⑩ 吸収合併存続会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数</p> <p>⑪ 上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない株式を記録する口座（加入者コード）及び口座ごとの数</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p>	<p>※ 吸収合併消滅会社は、吸収合併期日の前営業日までに、割当てを受けない吸収合併消滅会社銘柄が記録されている吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数について（⑨、⑩及び⑪）の確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、aにより⑨、⑩若しくは⑪の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑨、⑩又は⑪について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社が保有する吸収合併消滅会社銘柄は、吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>b 吸収合併存続会社による機構に対する吸収合併に係る事項の通知 吸収合併存続会社（機構が取り扱う振替株式の発行者に限る。）は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 吸収合併消滅会社銘柄及び銘柄コード ② 吸収合併存続会社銘柄及び銘柄コード ③ 合併比率 ④ 吸収合併期日 ⑤ 吸収合併存続会社が自己株式を移転しようとするときは、その振替株式の数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、交付する吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、(1) a で吸収合併消滅会社から公示情報（PDFファイル）を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホーム</p>	<p>※ 吸収合併存続会社は、株主総会において吸収合併に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 吸収合併期日に吸収合併存続会社が上場等により取扱開始となる場合には、吸収合併存続会社銘柄については、吸収合併存続会社銘柄についての取扱開始時の取扱いの手続（第2節参照）が同時に行われる。</p> <p>※ 機構は、bにより⑤の通知を受けたときは、速やかに、⑤の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑤について通知する（当該通知には⑤の口座ごとの株式数について一部抹消に係る手続が行われる旨を含む。）。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、⑤で通知された銘柄及び数が⑤の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑤で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>(業172条) ※ 機構は、吸収合併消滅会社から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場</p>

内 容	備 考
<p>ページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する吸収合併に係る事項の通知 機構は、吸収合併消滅会社から(1) a の通知を受けた場合は、吸収合併期日の1ヶ月前の日に(吸収合併期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 吸収合併消滅会社銘柄 ② 吸収合併存続会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 吸収合併期日 <p>(4) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸収合併消滅会社(及び吸収合併存続会社)に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 <p>※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(吸収合併期日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> c 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 吸収合併消滅会社銘柄 ② 吸収合併存続会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資等の種別) ④ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日) ⑤ 効力発生日(吸収合併期日) ⑥ 株主確定日(吸収合併期日の前日) ⑦ 割当比率 <p>(5) 吸収合併存続会社が自己株式を吸収合併存続会社銘柄として移転しようとする場合の抹消の手続</p> <ol style="list-style-type: none"> a 吸収合併存続会社による直近上位機関に対する一部抹消申請 	<p>合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」を参照のこと。</p> <p>(業12条)</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業95条)</p> <p>※ 機構加入者が発行者として一部抹消</p>

内 容	備 考
<p>吸収合併存続会社は、一部抹消をしようとするときは、一部抹消日（吸収合併期日）の前営業日から起算して2営業日前の日までに、一部抹消口座を開設した吸収合併存続会社の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して一部抹消申請（法第134条第1項の申請をいう。以下同じ。）をする。</p> <p>① 一部抹消銘柄（吸収合併存続会社銘柄）及び振替株式の数 ② 一部抹消日（吸収合併期日） ③ 一部抹消口座 ④ 一部抹消事由</p> <p>b 吸収合併存続会社による機構に対する一部抹消通知</p> <p>吸収合併存続会社は、自己株式を吸収合併存続会社銘柄として吸収合併消滅会社株主に移転しようとする場合は、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送 （b）取扱時間 一部抹消日（吸収合併期日）の前営業日から起算して2営業日前の日までの午前3時から午後8時 （c）主な通知事項</p> <p>① 一部抹消銘柄（吸収合併存続会社銘柄）及び振替株式の数 ② 一部抹消日（吸収合併期日） ③ 一部抹消口座の加入者口座コード ④ 一部抹消事由 ⑤ 株式等リファレンスNO（訂正又は取消の場合） ⑥ 株主確定日（合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。） ⑦ 社内処理用項目</p> <p>c 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、吸収合併存続会社から「一部抹消通知データ」を受けたときは、次に掲げるところにより、一部抹消口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送 （b）取扱時間 一部抹消通知が行われた日の翌営業日の午前3時から午後8時まで （c）主な通知事項</p> <p>① bの項目 ② 機構加入者コード</p>	<p>を行う場合は、bの通知をもって左記aの申請を行ったものとする。（施101条）</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。（一部抹消日の前営業日まで可能。）</p> <p>※ 機構から「一部抹消通知情報データ」の通知を受けた直接口座管理機関は、一部抹消口座を開設した者でないときは、直ちに、その直近下位機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）に対し、機構から通知された事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 吸収合併存続会社が機構加入者であ</p>

内 容	備 考
<p>d 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理</p> <p>一部抹消口座を開設する口座管理機関は、吸収合併存続会社からの一部抹消申請の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(6) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、加入者の自己口の保有欄における吸収合併消滅会社銘柄の記録の全部の抹消と、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）と同数の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p>	<p>る場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p> <p>※ 一部抹消日（吸収合併期日）の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日（吸収合併期日）に通知される。</p> <p>※ 吸収合併存続会社が機構加入者である場合は、機構が確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合は機構）は、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき振替株式の数に満たない場合は、直ちに機構及び吸収合併存続会社に電話及びTarget 保振サイトによりその旨を連絡し、連絡を受けた吸収合併存続会社は、直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>(業 94 条)</p> <p>※ 吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、吸収合併消滅会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）と同数の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、加入者の自己口の質権欄における吸収合併消滅会社銘柄の記録の全部の抹消と、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）と同数の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている吸収合併消滅会社銘柄の記録の全部を抹消し、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数と同数（割当てを受けない株式数を除く。）の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>d 吸収合併存続会社が自己株式を吸収合併存続会社銘柄として移転しようとする場合の機構及び口座管理機関における抹消記録 機構及び口座管理機関（存続会社が自己株式を吸収合併存続会社銘柄として移転しようとする場合の当該吸収合併存続会社銘柄が記録された口座を開設する者及びその上位機関に限る。）は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の吸収合併存続会社銘柄として移転される存続会社の自己株式についての記録がされている口座において、移転される吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の減少の記録をする。</p> <p>e 機構による一部抹消処理結果の通知 (a) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>(b) 機構による吸収合併存続会社に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、吸収合併存続会社に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細）」）</p>	<p>※ 吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、登録株式質権者管理簿において、吸収合併消滅会社銘柄についての記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）と同数の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイル手続」参照。</p>

内 容		備 考													
にて通知する。															
<p>(7) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（吸収合併期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、吸収合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(8) 機構による総株主通知 機構は、吸収合併に係る株主確定日（吸収合併期日の前日）における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、吸収合併消滅会社に対し、吸収合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p>		<p>(業 148 条) ※ 総株主報告の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 149 条) ※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>													
<p>2. 吸収合併（非対等）の取扱い</p> <p>○ 吸収合併についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p>		<p>※ 標準的な処理日程のフロー図については資料2-7-1参照。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、吸収合併に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">吸収合併存続会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">吸収合併消滅会社</th> <th>振替</th> <td style="background-color: yellow;">本節に記載の手続</td> <td>吸収合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）</td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>					吸収合併存続会社		振替	非振替	吸収合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	吸収合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）	非振替	吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）	（振替制度外の手続）
		吸収合併存続会社													
		振替	非振替												
吸収合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	吸収合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）												
	非振替	吸収合併存続会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）	（振替制度外の手続）												

内 容	備 考
<div data-bbox="174 220 1518 646" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="197 699 1525 802">以下においては、吸収合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、吸収合併（非対等）に際して、吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社の株主に対し吸収合併存続会社の振替株式を交付する場合（法第138条）の手続について記載する。</p> <p data-bbox="208 850 947 914">(1) 発行者の決定事項等の通知 a 吸収合併消滅会社による吸収合併に係る事項の通知</p> <p data-bbox="266 922 1525 1066">吸収合併消滅会社は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p>	<p data-bbox="1552 699 2074 802">※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。</p> <p data-bbox="1570 850 1688 879">(業12条)</p> <p data-bbox="1552 922 2074 1177">※ 吸収合併消滅会社は、株主総会において吸収合併に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、吸収合併が行われない旨を通知する。</p> <p data-bbox="1552 1185 2074 1439">※ 左記の通知は、法第138条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、吸収合併存続会社が機構に対する同意時に届け出た口座（同意後に変更の届</p>

内 容	備 考
<p>① 吸収合併存続会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 吸収合併消滅会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 交付する吸収合併存続会社銘柄である振替株式の総数</p> <p>④ 吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の発行総数</p> <p>⑤ 合併比率</p> <p>⑥ 吸収合併の日程</p> <p>⑦ 吸収合併期日</p> <p>⑧ 交付する吸収合併存続会社銘柄のうち発行に係る振替株式の総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑨ 吸収合併消滅会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数</p> <p>⑩ 吸収合併存続会社の保有する吸収合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数</p> <p>⑪ 上記⑨及び⑩の他、吸収合併の対価を割り当てない株式を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数</p>	<p>出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、吸収合併に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社は、公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社は、吸収合併期日の前営業日までに、割当てを受けない吸収合併消滅会社銘柄が記録されている吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数について（⑨、⑩及び⑪）の確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、aにより⑨、⑩若しくは⑪の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑨、⑩又</p>

内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>b 吸収合併存続会社による機構に対する吸収合併に係る事項の通知 吸収合併存続会社（機構が取り扱う振替株式の発行者に限る。）は、吸収合併に係る決議又は決定をしたときは、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 吸収合併消滅会社銘柄 ② 吸収合併存続会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 吸収合併期日 ⑤ 吸収合併存続会社が自己株式を移転しようとするときは、その振替株式の数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p>	<p>は①について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 吸収合併消滅会社及び吸収合併存続会社が保有する吸収合併消滅会社銘柄は、吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業 12 条)</p> <p>※ 吸収合併存続会社は、株主総会において吸収合併に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 吸収合併期日に吸収合併存続会社を上場等により取扱開始となる場合には、吸収合併存続会社銘柄についての取扱開始時の取扱いの手続（第 2 節参照）が同時に行われる。</p> <p>※ 機構は、b により⑤の通知を受けたときは、⑤の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑤について通知する（当該通知には⑤の口座ごとの株式数について一部抹消に係る手続が行われる旨を含む。）。当該通</p>

内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示</p> <p>機構は、交付する吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、(1) aで吸収合併消滅会社から公示情報(PDFファイル)を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する吸収合併に係る事項の通知</p> <p>機構は、吸収合併消滅会社から(1) aの通知を受けた場合は、吸収合併期日の1ヶ月前の日に(吸収合併期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 吸収合併消滅会社銘柄 ② 吸収合併存続会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 吸収合併期日 ⑤ 新株式数申告日 ⑥ 調整株式数記録日</p> <p>(4) 機構による総株主通知日程案内</p> <p>機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸収合併消滅会社(及び吸収合併存続会社)に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間</p>	<p>知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、⑤で通知された銘柄及び数が⑤の口座に記録(又は記載)されているか確認する。記録(又は記載)されている数が⑤で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>(業172条)</p> <p>※ 機構は、吸収合併消滅会社から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」参照。</p> <p>(業12条)</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関</p>

内 容	備 考
<p>(a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(吸収合併期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 吸収合併消滅会社銘柄 ② 吸収合併存続会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資等の種別) ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日) ⑥ 効力発生日(吸収合併期日) ⑦ 株主確定日(吸収合併期日の前日) ⑧ 割当比率 <p>(5) 吸収合併存続会社が自己株式を吸収合併存続会社銘柄として移転しようとする場合の抹消の手続</p> <p>a 吸収合併存続会社による直近上位機関に対する一部抹消申請 吸収合併存続会社は、一部抹消をしようとするときは、一部抹消日(吸収合併期日)の前営業日から起算して2営業日前の日までに、一部抹消口座を開設した吸収合併存続会社の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して一部抹消申請(法第134条第1項の申請をいう。以下同じ。)をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一部抹消銘柄(吸収合併存続会社銘柄)及び振替株式の数 ② 一部抹消日(吸収合併期日) ③ 一部抹消口座 ④ 一部抹消事由 <p>b 吸収合併存続会社による機構に対する一部抹消通知 吸収合併存続会社は、自己株式を吸収合併存続会社銘柄として吸収合併消滅会社株主に移転しようとする場合は、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等(一部抹消通知データ)を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間 一部抹消日(吸収合併期日)の前営業日から起算して2営業日前の日までの日の午前3時から午後8時 (c) 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 一部抹消銘柄(吸収合併存続会社銘柄) 	<p>も同様とする。</p> <p>(業95条)</p> <p>※ 機構加入者が発行者として一部抹消を行う場合は、bの通知をもって左記aの申請を行ったものとする。(施101条)</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改めて「一部抹消通知データ」を送信する</p>

内 容	備 考
<p>② 振替株式の数 ③ 一部抹消日（吸収合併期日） ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO（訂正又は取消の場合） ⑦ 株主確定日（合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。） ⑧ 社内処理用項目</p> <p>c 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、吸収合併存続会社から「一部抹消通知データ」を受けたときは、次に掲げるところにより、一部抹消口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送 （b）取扱時間 一部抹消通知が行われた日の翌営業日の午前3時から午後8時 （c）主な通知事項</p> <p>① bの項目 ② 機構加入者コード</p> <p>d 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理 一部抹消口座を開設する口座管理機関は、吸収合併存続会社からの一部抹消申請の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p>	<p>ことにより行うことができる。（一部抹消日の前営業日まで可能。）</p> <p>※ 機構から「一部抹消通知情報データ」の通知を受けた直接口座管理機関は、一部抹消口座を開設した者でないときは、直ちに、その直近下位機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）に対し、機構から通知された事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 吸収合併存続会社が機構加入者である場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p> <p>※ 一部抹消日（吸収合併期日）の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日（吸収合併期日）に通知される。</p> <p>※ 吸収合併存続会社が機構加入者である場合は、機構が確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合は機構）は、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき数に満たない場合は、直ち</p>

内 容	備 考
<p>(6) 機構及び口座管理機関による記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に吸収合併期日において記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数は、次の①～③の合計数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）</p> <p>② 保有欄に記録されている吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているものに限る。）について、特別株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>③ 保有欄に記録されている吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）について、反対株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に吸収合併期日において記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <p>① 質権欄に記録されている株主ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されていないものに限る。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>② 質権欄に記録されている株主ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されているものに限る。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p>	<p>に機構及び吸収合併存続会社に電話及びTarget 保振サイトによりその旨を連絡し、連絡を受けた吸収合併存続会社は、直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>(業 94 条)</p> <p>※ 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社が保有する吸収合併消滅会社銘柄は、吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>(7) 機構加入者による新株式数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、吸収合併期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 ア ファイル伝送 吸収合併期日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合W e b 端末 吸収合併期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード (区分口座) ② 吸収合併消滅会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数 (全加入者分の合算値)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告 (担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口 (信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。) を有する機構加入者は、吸収合併期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 ア ファイル伝送 吸収合併期日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合W e b 端末 吸収合併期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード (区分口座) ② 吸収合併消滅会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>(業 94 条)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から吸収合併期日に記録すべき吸収合併存続銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せて通知する。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収合併期日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・吸収合併期日及び吸収合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・吸収合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定について</p>

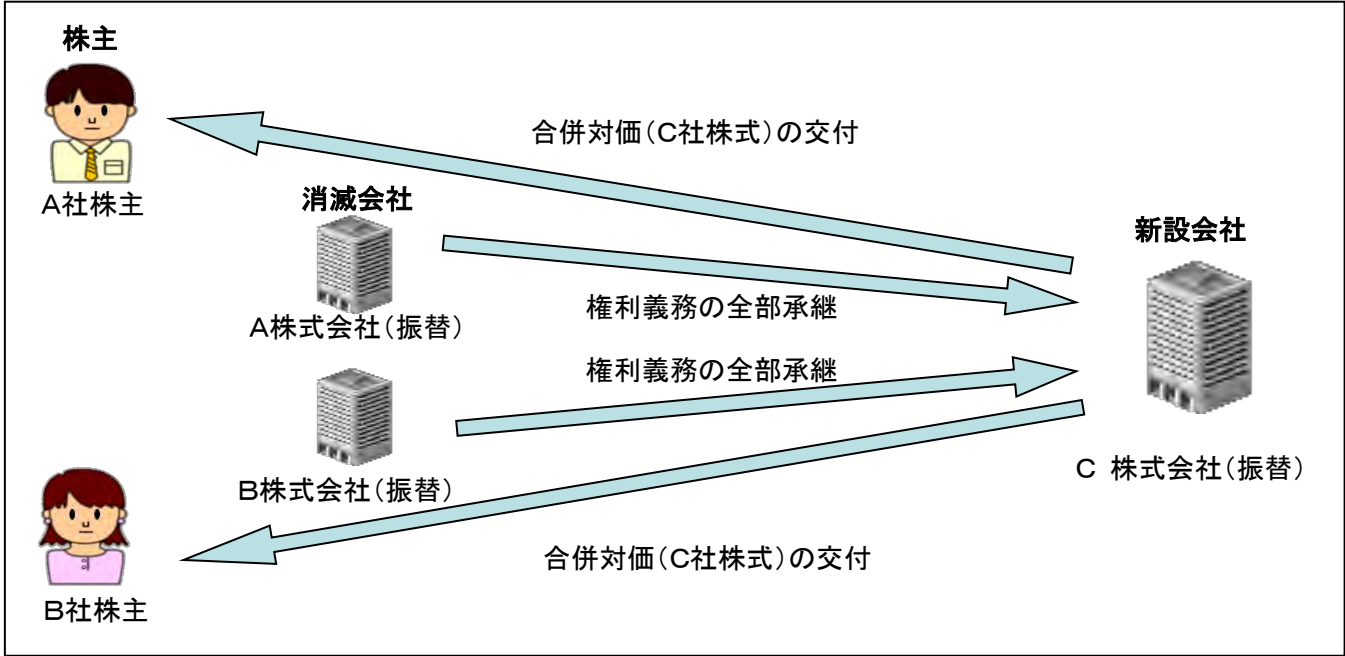
内 容	備 考
<p>(8) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、吸収合併消滅会社銘柄の記録の抹消と、(6) aで計算した吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、吸収合併消滅会社銘柄の記録の抹消と、(6) bで計算した吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数を抹消し、当該直近下位機関からの新株式数申告に基づき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数を記録する。</p> <p>d 吸収合併存続会社が自己株式を吸収合併存続会社銘柄として移転しようとする場合の機構及び口座管理機関における抹消記録</p>	<p>は接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。 (業 94 条)</p> <p>※ 吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、吸収合併消滅会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、登録株式質権者管理簿において、吸収合併消滅会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の吸収合併存続会社銘柄の増加の記録をする。</p>

内 容	備 考
<p>機構及び口座管理機関（吸収合併存続会社が自己株式を吸収合併存続会社銘柄として移転しようとする場合の当該吸収合併存続会社銘柄が記録された口座を開設する者及びその上位機関に限る。）は、吸収合併期日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の吸収合併存続会社が移転しようとする吸収合併存続会社の自己株式についての記録がされている口座において、移転される吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数の減少の記録をする。</p> <p>e 機構による一部抹消処理結果の通知</p> <p>(a) 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>(b) 機構による吸収合併存続会社に対する通知</p> <p>機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、吸収合併存続会社に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（T A用）（処理明細）」）にて通知する。</p> <p>(9) 直接口座管理機関による総株主報告</p> <p>直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（吸収合併期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、吸収合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(10) 機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象株主</p> <p>機構は、吸収合併期日の翌営業日に、吸収合併期日の前営業日における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法</p> <p>機構は、登録質権が設定されている吸収合併消滅会社銘柄については、当該吸収合併消滅会社銘柄が記録されている口座の株主ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数に割当比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。</p>	<p>※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」参照。</p> <p>(業148条)</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社が保有する吸収合併消滅会社銘柄は、吸収合併存続会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、登録質権が設定されていない吸収合併消滅会社銘柄については、株主ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に割当比率を乗じて吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から吸収合併期日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、吸収合併期日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(11) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、吸収合併期日から起算して3営業日目の日に、吸収合併期日の前営業日にその口座に吸収合併消滅会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 吸収合併期日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 吸収合併存続会社銘柄</p> <p>③ 総株主通知事由（増減資の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替株式が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む）</p> <p>⑤ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整株式数を含む。）</p>	<p>※ 株主ごとの吸収合併消滅会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（吸収合併により吸収合併存続会社銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 調整株式数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整株式数 ⑨ 調整株式数の効力発生日</p> <p>(12) 機構による総株主通知 機構は、吸収合併に係る株主確定日（吸収合併期日の前日）における吸収合併消滅会社銘柄の株主について、吸収合併消滅会社に対し、吸収合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>(13) 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続 a 機構における調整株式数の記録手続 (a) 自己口における増加の記録 機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整株式数の記録手続 (a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p>	<p>(業149条) ※ 機構は、割当計算後の吸収合併存続会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び吸収合併存続会社の自己口に記録すべき吸収合併存続会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により吸収合併消滅会社へ通知する。 ※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業97条) ※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき吸収合併期日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容		備 考													
<p>口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分 明細通知データ」に基づき、吸収合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時） に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>第2 新設合併の取扱い 1. 新設合併（対等）の取扱い ○ 新設合併についての手続の概要は次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="291 654 1108 1045"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">新設合併設立会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設合併消滅会社</td> <td>振替</td> <td>本節に記載の手続</td> <td>新設合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td>新設合併設立会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）</td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>				新設合併設立会社		振替	非振替	新設合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	新設合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）	非振替	新設合併設立会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）	<p>※ 新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。</p>
				新設合併設立会社											
		振替	非振替												
新設合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	新設合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）												
	非振替	新設合併設立会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）												



以下においては、新設合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設合併（対等）に際して、新設合併設立会社が新設合併消滅会社の株主に対し新設合併設立会社の振替株式を交付する場合（法第 138 条）の手続について記載する。

なお、特段の記載がない場合は、新設合併に係る株主確定日の翌日が新設合併の効力発生日（新設合併設立会社の設立登記予定日。以下、「新設合併期日」という。）となることを前提とする。

(1) 発行者の決定事項等の通知

新設合併消滅会社は、新設合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（新設合併期日の 2 週間前の日又は新設合併に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して 7 営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。

※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。

(業 12 条)

※ 新設合併消滅会社は、株主総会において新設合併に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等

内 容	備 考
<p>① 新設合併消滅会社の振替株式の株主に対して新設合併に際して交付する振替株式の銘柄（以下、新設合併設立会社銘柄という。）</p> <p>② 新設合併消滅会社の振替株式の銘柄（以下、新設合併消滅会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 合併比率</p> <p>④ 新設合併の日程</p> <p>⑤ 新設合併期日</p> <p>⑥ 新設合併設立会社銘柄である振替株式の発行総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑦ 新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>に対し、Target 保振サイトにより、新設合併が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、新設合併期日前に、機構に対し、新設合併設立会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、新設合併設立会社は、新設合併期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第138条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、上記の新設合併消滅会社が機構に対し提出する新設合併設立会社に係る同意書の添付書類（ドラフト）により届け出た口座とする取扱いとする。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、新設合併期日の前営業日までに、割当てを受けない新設合併消滅会社銘柄が記録されている</p>

内 容	備 考
<p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、(1) で新設合併消滅会社から公示情報 (PDFファイル) を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>新設合併消滅会社の口座 (加入者口座コード) 及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数について (7) の確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、(1) により7の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、7について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録 (又は記載) 内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 新設合併消滅会社が保有する新設合併消滅会社銘柄は、新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業 172 条)</p> <p>※ 機構は、新設合併消滅会社から公示内容に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第 12 節「振替株式の総数等の公示」参照。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する新設合併に係る事項の通知 機構は、新設合併消滅会社から(1)の通知を受けた場合は、新設合併期日の1ヶ月前の日に(新設合併期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新設合併消滅会社銘柄 ② 新設合併設立会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 新設合併期日 <p>(4) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設合併消滅会社(及び新設合併設立会社)に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 <p>※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(新設合併期日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> c 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 新設合併消滅会社銘柄 ② 新設合併設立会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資等の種別) ④ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日) ⑤ 効力発生日(新設合併期日) ⑥ 株主確定日(新設合併期日の前日) ⑦ 割当比率 	<p>(業12条)</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>
<p>(5) 機構による新設合併消滅会社銘柄の振替の制限 機構は、新設合併期日においては、新設合併消滅会社銘柄の振替を制限する。</p>	<p>(業60条)</p>
<p>(6) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、新設合併期日の振替処理終了時(午後3時30分)に、新設合併消滅会社銘柄の記録の抹消と、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数(割当てを受けない株式</p>	<p>(業94条)</p> <p>※ 新設合併期日の振替処理終了時(午後3時30分)に、特別株主管理簿及び反</p>

内 容	備 考
<p>数を除く。)と同数の新設合併設立会社銘柄の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、新設合併消滅会社銘柄の記録の抹消と、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない数を除く。）と同数の新設合併設立会社銘柄の記録をする。</p> <p>c 顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、新設合併期日の業務終了時（午後3時30分）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている新設合併消滅会社銘柄の記録を抹消し、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない数を除く。）と同数の新設合併設立会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(7) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（新設合併期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、新設合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(8) 機構による総株主通知 機構は、新設合併に係る株主確定日（新設合併期日の前日）における新設合併消滅会社銘柄の株主について、新設合併消滅会社に対し、新設合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>2. 新設合併（非対等）の取扱い</p>	<p>対株主管理簿において、新設合併消滅会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない数を除く。）と同数の新設合併設立会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、登録株式質権者管理簿において、新設合併消滅会社銘柄についての記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない数を除く。）と同数の新設合併設立会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(業148条) ※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照のこと。</p> <p>(業149条) ※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 標準的な処理日程のフロー図について</p>

内 容

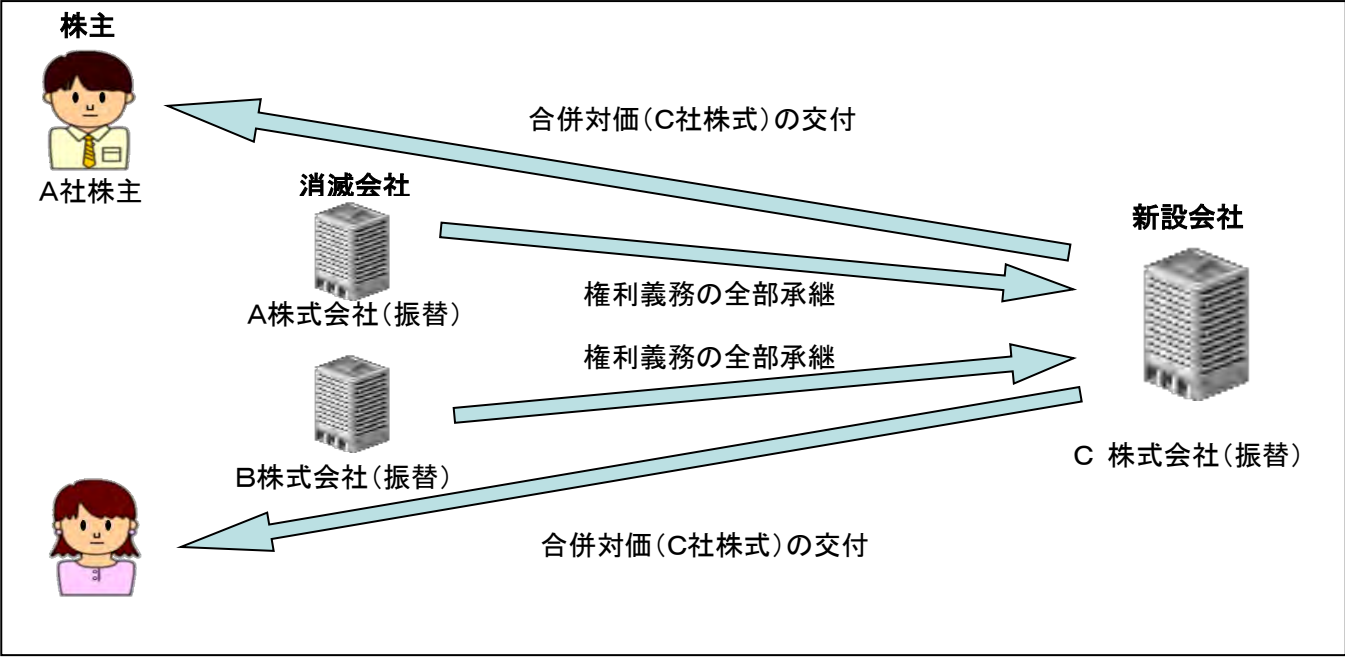
○ 新設合併についての手続の概要は、次の表のとおりである。

		新設合併設立会社	
		振替	非振替
新設合併消滅会社	振替	本節に記載の手続	新設合併消滅会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）
	非振替	新設合併設立会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）

備 考

ては資料2-7-2参照。

※ 新設合併消滅会社の株式が振替株式でない場合において、新設合併に際して、新設合併設立会社が新設合併消滅会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。



内 容	備 考
<p>以下においては、新設合併消滅会社の株式が振替株式である場合において、新設合併（非対等）に際して、新設合併設立会社が新設合併消滅会社の株主に対し新設合併設立会社の振替株式を交付する場合（法第 138 条）の手続について記載する。</p> <p>なお、特段の記載がない場合は、新設合併に係る株主確定日の翌日が新設合併の効力発生日（新設合併設立会社の設立登記予定日。）となることを前提とする。</p> <p>（1）発行者の決定事項等の通知</p> <p>新設合併消滅会社は、新設合併に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（新設合併期日の 2 週間前の日又は新設合併に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して 7 営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p>	<p>※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。</p> <p>（業 12 条）</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、株主総会において新設合併に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、新設合併が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、新設合併期日前に、機構に対し、新設合併設立会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、新設合併設立会社は、新設合併期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第 1 章第 1 節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第 138 条第 1 項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、上記の新設合併消滅会社が機構に対し提出する新設合併設立会社に係る同意</p>

内 容	備 考
<p>① 新設合併設立会社銘柄 ② 新設合併消滅会社銘柄及び銘柄コード ③ 合併比率 ④ 新設合併の日程 ⑤ 新設合併期日 ⑥ 新設合併設立会社銘柄である振替株式の発行総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑦ 新設合併消滅会社の保有する新設合併消滅会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>書の添付書類（ドラフト）により届け出た口座とする取扱いとする。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 新設合併消滅会社は、新設合併期日の前営業日までに、割当てを受けない新設合併消滅会社銘柄が記録されている新設合併消滅会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数についての確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、（1）により⑦の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しそ</p>

内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、(1) で新設合併消滅会社から公示情報 (PDFファイル) を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する新設合併に係る事項の通知 機構は、新設合併消滅会社から (1) の通知を受けた場合は、新設合併期日の1ヶ月前の日に (新設合併期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより以下の事項を通知する。</p> <p>① 新設合併消滅会社銘柄 ② 新設合併設立会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 新設合併期日 ⑤ 新株式数申告日 ⑥ 調整株式数記録日</p> <p>(4) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設合併消滅会社 (及び新設合併設立会社) に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時</p> <p>※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日 (新設合併期日の前日) の</p>	<p>の旨を連絡する。</p> <p>※ 新設合併消滅会社が保有する新設合併消滅会社銘柄は、新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業172条) ※ 機構は、新設合併消滅会社から公示内容に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示の訂正を行う。 ※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」参照。</p> <p>(業12条)</p> <p>(業146条) ※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新設合併消滅会社銘柄 ② 新設合併設立会社銘柄 ③ 総株主通知事由（増減資等の種別） ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 効力発生日（新設合併期日） ⑦ 株主確定日（新設合併期日の前日） ⑧ 割当比率 <p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に新設合併期日において記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、新設合併期日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数は、次の①～③の合計数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保有欄に記録されている新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。） ② 保有欄に記録されている新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているものに限る）について、特別株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数 ③ 保有欄に記録されている新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）について、反対株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数 <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に新設合併期日において記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、新設合併期日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 質権欄に記録されている株主ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（登録株式質 	<p>(業 94 条)</p> <p>※ 新設合併消滅会社が保有する新設合併消滅会社銘柄は、新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>権が設定されていないものに限る。)にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数</p> <p>② 質権欄に記録されている株主ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数(登録株式質権が設定されているものに限る。)にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数</p> <p>(6) 機構加入者による新株式数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、新設合併期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 新設合併期日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>イ 統合Web端末 新設合併期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード(区分口座)</p> <p>② 新設合併消滅会社銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数(全加入者分の合算値)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口)</p> <p>担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、新設合併期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 新設合併期日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>イ 統合Web端末 新設合併期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード(区分口座)</p> <p>② 新設合併消滅会社銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>(業94条)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から新設合併期日に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せた数を通知する。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設合併期日の前営業日に訂正を行うときは、訂正用の書面をTarget保振サイトから機構へ通知し、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・新設合併期日及び新設合併期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・新設合併期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂

内 容	備 考
<p>(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、新設合併消滅会社銘柄の記録の抹消と、(5) a で計算した新設合併設立会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、新設合併消滅会社銘柄の記録の抹消と、(5) b で計算した新設合併設立会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p>	<p>正不可となる。</p> <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。</p> <p>(業94条)</p> <p>※ 新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、新設合併消滅会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（割当を受けない株式数を除く。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の新設合併設立会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、登録株式質権者管理簿において、新設合併消滅会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の新設合併設立会社銘柄の増加の記録をする。</p>

内 容	備 考
<p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、新設合併期日の振替処理終了時（午後3時30分）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数を抹消し、当該直近下位機関からの新株式数申告に基づき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数を記録する。</p> <p>(8) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（新設合併期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、新設合併期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(9) 機構による割当計算 a 割当計算対象株主 機構は、新設合併期日の翌営業日に、新設合併期日の前営業日における新設合併消滅会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、登録質権が設定されている新設合併消滅会社銘柄については、当該新設合併消滅会社銘柄が記録されている口座の株主ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数に割当比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。 機構は、登録質権が設定されていない新設合併消滅会社銘柄については、株主ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に割当比率を乗じて新設合併設立会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から新設合併期日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。 ① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、新設合併期日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座） ② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p>	<p>(業148条) ※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照のこと。</p> <p>(業97条) ※ 新設合併消滅会社が保有する新設合併消滅会社銘柄は、新設合併設立会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株主ごとの新設合併消滅会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。 ※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。 ※ ①において、略式質権の設定された振</p>

内 容	備 考
<p>(10) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、新設合併期日から起算して3営業日目の日に、新設合併期日の前営業日にその口座に新設合併消滅会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 新設合併期日から起算して3営業日目の日(総株主通知日)の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 新設合併設立会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資の種別) ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード(振替株式が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む) ⑤ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑥ 配分数量(調整株式数を含む。) ⑦ 調整株式数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整株式数 ⑨ 調整株式数の効力発生日 <p>(11) 機構による総株主通知</p> <p>機構は、新設合併に係る株主確定日(新設合併期日の前日)における新設合併消滅会社銘柄の株主について、新設合併消滅会社に対し、新設合併期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p>	<p>替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式(その買取りの効力が生じていないものに限る。)については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関(新設合併により新設合併設立会社銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。)に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業149条)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新設合併設立会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び新設合併設立会社の自己口に記録すべき新設合併設立会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により新設合併消滅</p>

内 容	備 考
<p>(12) 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>a 機構における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、新設合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、新設合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、新設合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、新設合併期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	<p>会社に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき新設合併期日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容		備 考																										
<p>第3 吸収分割の取扱い</p> <p>○ 吸収分割についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p> <p>物的分割の手続（吸収分割承継会社が吸収分割会社に対して吸収分割承継会社株式を交付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">吸収分割会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吸収分割承継会社</td> <td>振替</td> <td colspan="2">本節に記載の手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td colspan="2">(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table> <p>人的分割の手続（吸収分割会社はその株主に対して吸収分割承継会社株式を交付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">吸収分割会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">吸収分割承継会社</td> <td>振替</td> <td>本節に記載の手続</td> <td>・吸収分割会社による吸収分割承継会社の振替株式についての手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td>・吸収分割会社株式について総株主通知を行う。 ・吸収分割会社は、吸収分割会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)</td> <td>(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table>				吸収分割会社		振替	非振替	吸収分割承継会社	振替	本節に記載の手続		非振替	(振替制度外の手続)				吸収分割会社		振替	非振替	吸収分割承継会社	振替	本節に記載の手続	・吸収分割会社による吸収分割承継会社の振替株式についての手続	非振替	・吸収分割会社株式について総株主通知を行う。 ・吸収分割会社は、吸収分割会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)	(振替制度外の手続)	<p>※ 標準的な処理日程のフロー図については資料2-7-3参照。</p> <p>※ 吸収分割会社の株式が振替株式でない場合において、吸収分割に際して、吸収分割会社に対し吸収分割承継会社の振替株式を交付する手続は、本節に記載の手続によるが、人的分割において吸収分割会社はその株主に対して同振替株式を交付する手続については、別紙2-2-1参照。</p> <p>※ 吸収分割会社の株式が外国人保有制限銘柄の場合であって、吸収分割に際して、人的分割において吸収分割会社はその株主に対して吸収分割承継会社の振替株式を交付する手続については、第2節「新規記録手続」参照。</p>
				吸収分割会社																								
		振替	非振替																									
吸収分割承継会社	振替	本節に記載の手続																										
	非振替	(振替制度外の手続)																										
		吸収分割会社																										
		振替	非振替																									
吸収分割承継会社	振替	本節に記載の手続	・吸収分割会社による吸収分割承継会社の振替株式についての手続																									
	非振替	・吸収分割会社株式について総株主通知を行う。 ・吸収分割会社は、吸収分割会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)	(振替制度外の手続)																									

内 容	備 考
<div data-bbox="174 204 1527 571" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="197 624 1527 727">以下においては、振替株式を発行する吸収分割承継会社が、吸収分割に際して、吸収分割会社に対して吸収分割承継会社の株式を交付する手続（物的分割の手続）と、振替株式を発行する吸収分割会社はその株主に対し吸収分割承継会社の振替株式を交付する場合の手続（人的分割の手続）について記載する。</p> <p data-bbox="197 735 1527 879">吸収分割承継会社から吸収分割会社に対する振替株式である吸収分割承継会社株式の交付（物的分割の手続）は、新規記録手続又は振替手続により行う。また、振替株式を発行する吸収分割会社からその発行する振替株式の株主に振替株式である吸収分割承継会社株式が交付される場合の交付（人的分割の手続）は振替手続となるが、一般の振替手続ではなく、新株式数申告の方法による手続を行う。</p> <p data-bbox="181 962 862 991">(1) 発行者（吸収分割承継会社）の決定事項等の通知</p> <p data-bbox="197 999 1527 1142">吸収分割承継会社は、吸収分割に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（吸収分割期日の2週間前の日又は吸収分割に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <ol data-bbox="264 1150 1527 1439" style="list-style-type: none"> ① 吸収分割会社に対して吸収分割に際して交付する振替株式の銘柄（以下、吸収分割承継会社銘柄という。）及び銘柄コード ② 吸収分割の日程 ③ 効力発生日（吸収分割期日） ④ 交付する吸収分割承継会社銘柄のうち発行に係るものの振替株式の総数及び株式の内容 ⑤ 吸収分割会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード） ⑥ 同時に人的分割を行う場合にはその旨 ⑦ 吸収分割承継会社が自己株式を移転しようとするときは、その数及び当該自己株式が記録された 	<p data-bbox="1552 624 2089 919">※ 振替株式を発行する吸収分割会社からその発行する振替株式の株主に交付する振替株式である吸収分割承継会社銘柄が複数ある場合の処理の流れ等については、Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載する「会社分割等において複数社を分割するスピンの業務処理に係るご案内」を参照。</p> <p data-bbox="1552 962 1693 991">(業12条)</p> <p data-bbox="1552 999 2089 1254">※ 吸収分割承継会社は、株主総会において吸収分割に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、吸収分割が行われない旨を通知する。</p> <p data-bbox="1552 1262 2089 1334">※ ②吸収分割の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p data-bbox="1552 1342 2089 1439">※ 左記の通知は、(5)の新規記録通知と一体で法第130条第1項の新規記録通知である。</p>

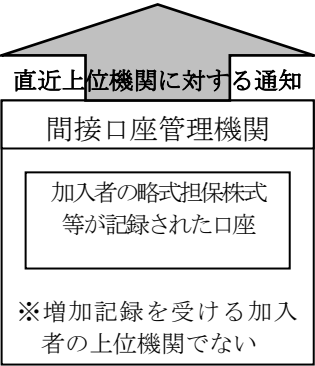
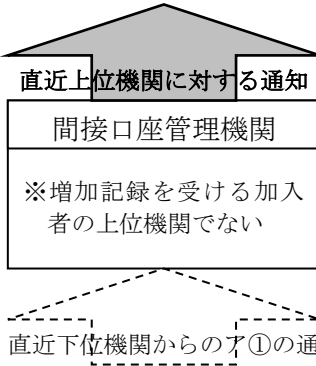
内 容	備 考
<p>口座（加入者口座コード） 添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 発行者（吸収分割会社）の決定事項等の通知</p>	<p>※ 対価の柔軟化により、吸収分割に際して対価として交付されうる株式は吸収分割承継会社の株式に限られないが、ここでは吸収分割承継会社の株式が交付されることを想定している。</p> <p>※ 吸収分割承継会社が吸収分割会社に振替株式を交付するための吸収分割会社の口座（新規記録先口座）は、吸収分割契約において定められる（法第160条第5項）が、当該口座について、口座通知の取次ぎの手続を行う。</p> <p>※ 機構は、(1)により⑤の通知を受けたときは、⑤の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより、当該口座において吸収分割に係る新規記録が行われる旨等を通知する。この通知は、機構において、発行者から通知を受けた加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていることを確認した上で行うこととする。</p> <p>※ 機構は、(1)により⑦の通知を受けたときは、Target 保振サイトにより、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦の内容を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、⑦で通知された数が⑦の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑦で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対してその旨を連絡する。</p> <p>(業12条)</p>

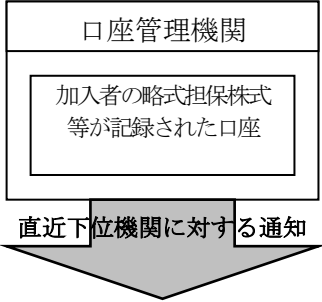
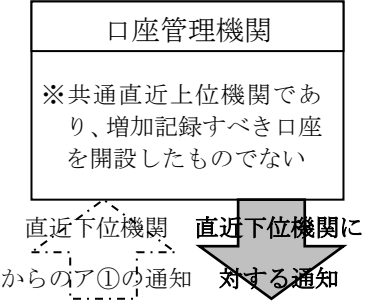
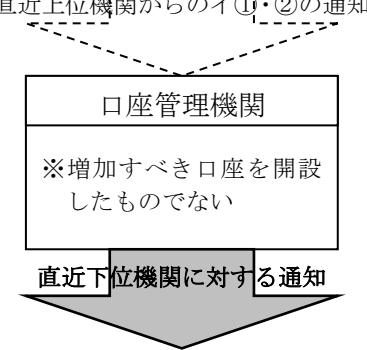
内 容	備 考
<p>吸収分割会社は、吸収分割に係る決議又は決定をしたときは、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 吸収分割会社の株式の銘柄（以下、吸収分割会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 吸収分割承継会社株式が振替株式であるか否かの別</p> <p>③ 吸収分割承継会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>④ 交付比率（吸収分割会社の株主に交付する吸収分割承継会社銘柄である振替株式の総数／吸収分割会社銘柄である振替株式の発行総数）</p> <p>⑤ 効力発生日（吸収分割期日）</p> <p>⑥ 吸収分割期日の吸収分割会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への吸収分割承継会社銘柄の振替を行うべき旨</p> <p>⑦ 自己の保有する吸収分割会社銘柄（吸収分割承継会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>※ 吸収分割会社は、株主総会において吸収分割に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、吸収分割会社による吸収分割会社の口座から吸収分割会社の株主の口座への振替に係る事項の通知である。なお、吸収分割会社は、その直近上位機関に対し、当該通知に係る振替の申請をする（但し、振替手続の処理はしない。）。</p> <p>※ 吸収分割会社は、機構に対して、吸収分割期日（振替日）に振替元口座（吸収分割会社が機構に対する同意時に届け出た調整株式数の記録先口座（同意後に変更の届出を行った場合は、変更後の口座））に振替により減少の記録がされる吸収分割承継会社銘柄を記録しておく旨を確約する。</p> <p>※ 吸収分割会社は、吸収分割期日の前営業日までに、割当てを受けない吸収分割会社銘柄が記録されている吸収分割会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数についての確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した吸収分割会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に</p>

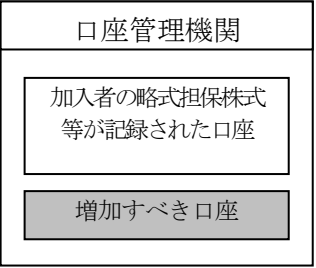
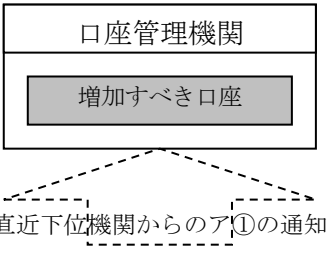
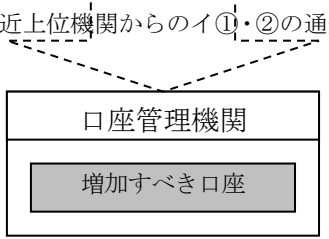
内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する吸収分割に係る事項の通知 機構は、吸収分割会社から(2)の通知を受けた場合は、吸収分割期日の1ヶ月前の日に(吸収分割期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 吸収分割承継会社銘柄 ② 吸収分割会社銘柄 ③ 吸収分割期日 ④ 人的分割が行われる旨 ⑤ 交付比率 ⑥ 新株式数申告日 ⑦ 調整株式数記録日</p> <p>(4) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び吸</p>	<p>記録された吸収分割会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、(2)により⑦の通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録(又は記載)内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 吸収分割会社が保有する吸収分割会社銘柄は、吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業 12 条)</p> <p>(業 146 条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主</p>

内 容	備 考
<p>吸収分割会社（及び吸収分割承継会社）に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間</p> <p>（a）ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>（b）統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時</p> <p>※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会が可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 吸収分割会社銘柄</p> <p>② 吸収分割承継会社銘柄</p> <p>③ 総株主通知事由（増減資等の種別）</p> <p>④ 配分明細区分</p> <p>⑤ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日）</p> <p>⑥ 効力発生日（吸収分割期日）</p> <p>⑦ 株主確定日（吸収分割期日の前日）</p> <p>⑧ 交付比率</p> <p>（5）吸収分割承継会社から吸収分割会社への吸収分割承継会社銘柄の交付</p> <p>吸収分割承継会社は、吸収分割期日の午前9時に、吸収分割会社の口座へ吸収分割の対価である吸収分割承継会社銘柄を新規記録する手続を行う。また、吸収分割承継会社が、吸収分割の対価として自己株式を交付するときは、吸収分割承継会社の口座から吸収分割会社の口座への振替を行う。</p> <p>（6）機構による公示</p> <p>機構は、吸収分割会社に交付する吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、（5）の新規記録通知から生成される公示情報（CSVファイル）を、新規記録日（吸収分割期日）に機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>（7）人的分割の処理</p> <p>人的分割が行われる場合には、（5）の吸収分割会社の口座への吸収分割承継会社銘柄の新規記録又は振替の手続に加えて、吸収分割期日の午前9時において、①吸収分割会社の株主の口座における増加の記録、</p>	<p>通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 吸収分割と同時に吸収分割会社銘柄について株式併合を行う場合には、吸収分割会社銘柄について株式併合の手続を行う。（第6節1.「株式併合の取扱い」参照。）</p> <p>（業51条、53条）</p> <p>※ 新規記録の手続の詳細については、第2節「新規記録手続」参照。</p> <p>※ 人的分割を行う場合には、吸収分割承継会社銘柄は、調整株式の記録先口座として機構に登録された吸収分割会社の口座に新規記録する。</p> <p>（業172条）</p> <p>※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」参照。</p> <p>（業102条、103条、104条）</p>

内 容	備 考
<p>②吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録（①の数の合計数）による振替を行う。また、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③吸収分割会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録（③の数の合計数）による振替を行う。</p> <p>a 吸収分割会社の株主の口座における増加の記録</p> <p>(a) 機構及び口座管理機関による増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、吸収分割期日の前営業日に、次に掲げる区分に従い、それぞれに定める増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>ア 加入者の保有欄に記録された吸収分割会社銘柄（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数は、当該保有欄に記録されている吸収分割会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）とする。 <p>イ 加入者の質権欄に記録された吸収分割会社銘柄（登録株式質権の申出がされているものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該質権欄とする。 ・ 増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数は、当該質権欄に記録されている株主ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権の申出がされているものに限る。）にそれぞれ交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数とする。 <p>ウ 加入者の保有欄に記録された吸収分割会社銘柄（特別株主の申出がされているものに限る。）、加入者の質権欄に記録された吸収分割会社銘柄（登録株式質権の申出がされていないものに限る。）及び買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、質権の目的となっている吸収分割会社銘柄の株主、特別株主又は反対株主の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数は、質権の目的となっている吸収分割会社銘柄の株主、特別株主又は反対株主ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）とする。 <p>(b) 口座管理機関における略式担保又は略式質権の設定された吸収分割承継会社銘柄若しくは反対株主の株式買取請求のされた吸収分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p>	<p>※ 吸収分割会社の保有する吸収分割会社銘柄については、吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 担保の解除等を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>略式担保若しくは略式質権の設定された吸収分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた吸収分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該吸収分割会社銘柄が記録された口座と吸収分割承継会社銘柄の増加を記録すべき口座とが異なるため、吸収分割会社銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関から吸収分割承継会社銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関へ、階層構造を通じて吸収分割承継会社銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。この情報の通知は、以下により行う。</p> <p>ア 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近上位機関に対し、吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座、当該口座で増加を記録すべき振替株式の数等を通知する。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された吸収分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた吸収分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が、その保有欄に吸収分割承継会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <p>② 直近下位機関から①の通知を受けた間接口座管理機関が、その保有欄に吸収分割承継会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <p>ア①</p>  <p>ア②</p>  <p>イ 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近下位機関であって吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座、当該口座で増加を記録すべき振替株式の数等を通知する。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された吸収分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた吸収分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する口座管理機関が、その保有欄に吸収分割承継会社銘柄の増加記録を受ける口座の</p>	<p>※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。</p> <p>※ ①の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座、増加を記録すべき振替株式の数等を通知する（(d)参照）。</p> <p>※ ②の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座、増加を記録すべき振替株式の数等を通知する（(d)参照）。</p>

内 容	備 考
<p>加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が、その保有欄に吸収分割承継会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <p>③ 直近上位機関から①又は②の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <p>イ①</p>  <p>イ②</p>  <p>イ③</p>  <p>ウ 次に掲げる場合、それぞれに規定する口座管理機関は、吸収分割承継会社銘柄の増加を記録すべき口座に吸収分割承継会社銘柄の増加記録をする準備をする。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された吸収分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた吸収分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>③ 直近上位機関からイ①又は②の通知を受けた口座管理機関が吸収分割承継会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p>	

内 容	備 考
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ウ①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ②</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ③</p>  </div> </div> <p>(c) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき振替株式の数の通知 間接口座管理機関は、吸収分割期日の前営業日に、その直近上位機関に、吸収分割期日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数の合計数を通知する。</p> <p>(d) 機構加入者による新株式数申告 ア 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、吸収分割期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> i 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 ii 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (i) ファイル伝送 吸収分割期日の前営業日の午前3時から午後8時 (ii) 統合Web端末 吸収分割期日の前営業日の午前9時から午後8時 iii 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード (区分口座) ② 吸収分割会社銘柄 ③ 当該顧客口 (区分口座) において増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数 <p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき吸収分割承継会社銘柄があるときは、上記に加えて以下の事項 (申告区分は「1: 割当先指定」)</p> <ol style="list-style-type: none"> ④ 略式譲渡担保権の特別株主、略式質権の株主又は買取口座に記録されている振替株式 (その買取りの効力が生じていないものに限る。) に係る反対株主である加入者の加入者口座コード ⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発 	<p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から吸収分割期日に記録すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構</p>

内 容	備 考
<p>行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数</p> <p>イ 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、吸収分割期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>i 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>ii 取扱時間 (i) ファイル伝送 吸収分割期日の前営業日の午前3時から午後8時 (ii) 統合W e b 端末 吸収分割期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>iii 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 吸収分割会社銘柄</p> <p>③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数</p> <p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき吸収分割承継会社銘柄があるときは、上記に加えて以下の事項（申告区分は「1：割当先指定」）</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主、略式質権の株主又は買取口座に記録されている振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）に係る反対株主である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数</p> <p>ウ 機構による機構加入者に対する通知 機構は、統合W e b 端末により新株式数申告を受けたときは、受付時に受付済通知／エラー通知を送信し、ファイル伝送により新株式数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルを送信する。</p>	<p>に対し、当該数を併せて通知する。</p> <p>※ 直接口座管理機関において、略式質権株式若しくは略式担保株式が記録された口座又は買取口座の上位の区分口座と、吸収分割承継会社銘柄の増加記録をすべき口座の上位の区分口座が異なるときは、①～⑥（③を除く。）の申告をする必要がある。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・吸収分割期日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・吸収分割期日及び吸収分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・吸収分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 機構から吸収分割承継会社銘柄を増加すべき口座及び増加すべき振替株式</p>

内 容	備 考
<p>ファイル伝送により送信する。</p> <p>また、吸収分割期日の午前3時以降に機構加入者に通知する帳表ファイルにおいて、各区分口座で増加記録すべき振替株式の数を通知するとともに、当該区分口座に係る略式担保又は略式質権に係る吸収分割承継会社銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数を通知する。</p> <p>(e) 自己口への記録 機構及び口座管理機関は、吸収分割期日の業務開始時（午前9時）に、その開設する加入者の自己口に、増加させるべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数の増加の記録をする。</p> <p>(f) 顧客口への記録 機構及び口座管理機関は、吸収分割期日の業務開始時（午前9時）に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数の増加の記録をする。</p> <p>b 吸収分割会社の口座における吸収分割承継会社銘柄の減少の記録 (a) 吸収分割会社による直近上位機関に対する振替申請 吸収分割会社は、吸収分割期日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、人的分割に係る吸収分割会社の振替元口座である吸収分割会社の口座を開設した直近上位機関に対し、次の事項を示して振替申請をする。</p> <p>① 振替元口座（吸収分割会社の口座）</p>	<p>の数の通知を受けた口座管理機関は、増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替株式の数に当該通知された数を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加記録すべき口座及び当該口座で増加を記録すべき振替株式の数を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき振替株式の数に当該数を加算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関の顧客口に増加すべき振替株式の数は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき振替株式の数を合算した数とする。</p> <p>※ 吸収分割会社の口座は、調整株式数を記録すべき口座としてあらかじめ機構に届出ている口座とする。なお、吸収分割承継会社から交付された吸収分割</p>

内 容	備 考
<p>② 吸収分割承継会社銘柄及び振替数 ③ 振替日（吸収分割期日） ④ 振替先口座（機構の定めた口座を振替先口座とする旨）</p> <p>(b) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、振替元口座である吸収分割会社の口座の上位機関である直接口座管理機関に対し、吸収分割期日の午前3時から午後8時に、減少の記録をすべき吸収分割会社の口座（加入者口座コード）及び減少すべき振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。</p> <p>(c) 振替申請を受けた口座管理機関の処理 振替元口座を開設する口座管理機関は、吸収分割会社からの振替申請の内容と、上位機関から通知された振替に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(d) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（吸収分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口を開設するものに限る。）は、吸収分割期日の業務開始時（午前9時）に、吸収分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、吸収分割会社の株主である加入者の自己口に交付比率により増加の記録をした振替株式の数の合計数と同数の減少の記録をする。</p> <p>c 直接口座管理機関による総株主報告</p>	<p>承継会社銘柄は、当該口座に記録されている必要がある。</p> <p>※ 吸収分割会社は、振替数として、吸収分割会社の各株主に端数が生じない場合の合計数を振替の上限数として通知する。</p> <p>※ 吸収分割会社の口座から減少すべき振替株式の数は、吸収分割会社の株主である加入者の自己口に交付比率により増加を記録した振替株式の数の合計数とする。</p> <p>※ 機構からの通知を受けた直接口座管理機関が振替元口座である吸収分割会社の口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関（振替元口座である吸収分割会社の口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 吸収分割会社から振替申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された減少すべき振替株式の数が吸収分割会社から通知された振替の上限数以下であるときは、同一の数であるものとして取り扱う。</p>

内 容	備 考
<p>直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日（吸収分割期日の前日）において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、吸収分割期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>d 機構による割当計算</p> <p>(a) 割当てを受けるべき株主</p> <p>機構は、吸収分割期日の翌営業日に、吸収分割期日の前営業日における吸収分割会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>(b) 割当計算の方法</p> <p>機構は、登録質権が設定されている吸収分割会社銘柄については、当該吸収分割会社銘柄が記録されている口座の株主ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数に交付比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない吸収分割会社銘柄については、株主ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数と、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に交付比率を乗じて吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から吸収分割期日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、吸収分割期日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(c) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、吸収分割期日から起算して3営業日目の日に、吸収分割期日の前営業日にその口座に吸収分割会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p>	<p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 吸収分割会社の保有する吸収分割会社銘柄については、吸収分割承継会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株主ごとの吸収分割会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 吸収分割期日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 吸収分割会社銘柄 ③ 吸収分割承継会社銘柄 ④ 総株主通知事由（増減資等の種別） ⑤ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（吸収分割承継会社銘柄が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む） ⑥ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑦ 配分数量（調整株式数を含む。） ⑧ 調整株式数の振替口座簿記録予定日 ⑨ 調整株式数 ⑩ 調整株式数の効力発生日 <p>e 機構による総株主通知</p> <p>機構は、吸収分割に係る株主確定日（吸収分割期日の前日）における吸収分割会社銘柄の株主について、吸収分割会社に対し、吸収分割期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>f 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p>	<p>けたときは、直ちに、その直近下位機関（吸収分割承継会社銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、割当計算後の吸収分割承継会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び振替後に吸収分割会社の口座に記録されるべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により吸収分割会社に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>

内 容	備 考
<p>機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>g 吸収分割会社の口座における減少の記録</p> <p>(a) 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、振替元口座の加入者である吸収分割会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき吸収分割会社の口座（加入者口座コード）及び減少すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。</p> <p>(b) 振替申請を受けた口座管理機関の処理</p> <p>振替元口座である吸収分割会社の口座を開設する口座管理機関は、吸収分割会社からの振替申請の内容と、上位機関から通知された振替に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(c) 機構及び口座管理機関による減少の記録</p> <p>機構及び口座管理機関（吸収分割会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。）は、吸収分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）において、吸収分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少の記録をする。</p>	<p>※ 吸収分割会社の口座から減少すべき吸収分割承継会社銘柄である振替株式の数は、吸収分割会社の株主である加入者の自己口に増加を記録した調整株式数の合計数とする。</p> <p>※ 機構からの通知を受けた直接口座管理機関が振替元口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関（減少を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 吸収分割会社から振替申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された減少すべき株数とb（b）で通知された数の合計数が発行者から通知された振替の上限数以下であるときは、同一の数であるものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構が減少の記録をする口座は、吸収分割会社の口座の調整株式を記録すべきとして機構に登録された口座の上位の顧客口とする。</p>

内 容		備 考																										
<p>第4 新設分割の取扱い</p> <p>○ 新設分割についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p> <p>物的分割の手続（新設分割設立会社が新設分割会社に対して新設分割設立会社株式を交付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">新設分割会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設分割設立会社</td> <td>振替</td> <td colspan="2">本節に記載の手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td colspan="2">(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table> <p>人的分割の処理（新設分割会社とその株主に対して新設分割設立会社株式を交付）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">新設分割会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">新設分割設立会社</td> <td>振替</td> <td>本節に記載の手続</td> <td>・新設分割会社による新設分割設立会社株式についての振替手続</td> </tr> <tr> <td>非振替</td> <td>・新設分割会社株式について総株主通知を行う。 ・新設分割会社は、新設分割会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)</td> <td>(振替制度外の手続)</td> </tr> </tbody> </table>				新設分割会社		振替	非振替	新設分割設立会社	振替	本節に記載の手続		非振替	(振替制度外の手続)				新設分割会社		振替	非振替	新設分割設立会社	振替	本節に記載の手続	・新設分割会社による新設分割設立会社株式についての振替手続	非振替	・新設分割会社株式について総株主通知を行う。 ・新設分割会社は、新設分割会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)	(振替制度外の手続)	<p>※ 標準的な処理日程のフロー図については資料2-7-4参照。</p> <p>※ 新設分割会社の株式が振替株式でない場合において、新設分割に際して、新設分割会社に対し新設分割設立会社の振替株式を交付する手続は、本節に記載の手続によるが、人的分割において新設分割会社とその株主に対して同振替株式を交付する手続については、別紙2-2-1参照。</p> <p>※ 新設分割会社の株式が外国人保有制限銘柄の場合であって、新設分割に際して、人的分割において新設分割会社とその株主に対して新設分割設立会社の振替株式を交付する手続については、第2節「新規記録手続」参照。</p>
				新設分割会社																								
		振替	非振替																									
新設分割設立会社	振替	本節に記載の手続																										
	非振替	(振替制度外の手続)																										
		新設分割会社																										
		振替	非振替																									
新設分割設立会社	振替	本節に記載の手続	・新設分割会社による新設分割設立会社株式についての振替手続																									
	非振替	・新設分割会社株式について総株主通知を行う。 ・新設分割会社は、新設分割会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)	(振替制度外の手続)																									

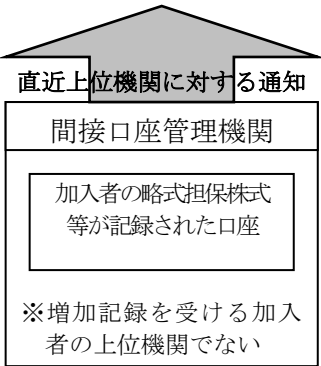
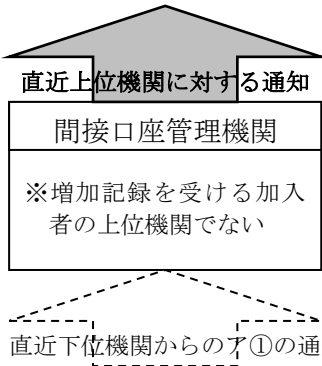
内 容	備 考
<div data-bbox="168 172 1518 539" data-label="Diagram"> </div> <p data-bbox="197 550 1523 651">以下においては、振替株式を発行する新設分割設立会社が、新設分割に際して、新設分割会社に対して新設分割設立会社の株式を交付する手続（物的分割の手続）と、振替株式を発行する新設分割会社はその株主に対し新設分割設立会社の振替株式を交付する場合の手続（人的分割の手続）について記載する。</p> <p data-bbox="197 662 1523 805">新設分割設立会社から新設分割会社に対する振替株式である新設分割設立会社株式の交付（物的分割の手続）は、新規記録手続により行う。また、振替株式を発行する新設分割会社からその発行する振替株式の株主に振替株式である新設分割設立会社株式が交付される場合の交付（人的分割の手続）は振替手続となるが、一般の振替手続ではなく、新株式数申告の方法による手続を行う。</p> <p data-bbox="179 885 806 917">(1) 発行者（新設分割会社）の決定事項等の通知</p> <p data-bbox="197 925 1523 1069">新設分割会社は、新設分割（新設分割会社から新設分割設立会社株式を新規記録により交付するものに限る。）に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（新設分割期日の2週間前の日又は新設分割に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p>	<p data-bbox="1556 550 2083 837">※ 振替株式を発行する新設分割会社からその発行する振替株式の株主に交付する振替株式である新設分割設立会社銘柄が複数ある場合の処理の流れ等については、Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載する「会社分割等において複数社を分割するスピノフの業務処理に係るご案内」を参照。</p> <p data-bbox="1556 885 1691 917">(業 12 条)</p> <p data-bbox="1556 925 2083 1173">※ 新設分割会社は、株主総会において新設分割に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、新設分割が行われない旨を通知する。</p> <p data-bbox="1556 1189 2083 1436">※ 新設分割会社は、新設分割期日前に、機構に対し、新設分割設立会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、新設分割設立会社は、新設分割期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類につ</p>

内 容	備 考
<p>① 新設分割会社に対して新設分割に際して交付する株式の銘柄(以下、新設分割設立会社銘柄という。)</p> <p>② 新設分割設立会社銘柄が振替株式であるか否かの別</p> <p>③ 新設分割の日程</p> <p>④ 新設分割期日</p> <p>⑤ 新設分割設立会社銘柄である振替株式の発行総数及び株式の内容</p> <p>⑥ 新設分割会社の名称及び新規記録先口座(加入者口座コード)</p> <p>⑦ 新設分割会社の振替株式の銘柄(以下、新設分割会社銘柄という。)(人的分割を行う場合のみ)及び銘柄コード</p> <p>⑧ 交付比率(新設分割会社の株主に交付する新設分割設立会社銘柄である振替株式の総数/新設分割会社銘柄である振替株式の発行総数)(人的分割を行う場合のみ)</p> <p>⑨ 新設分割期日の新設分割会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への新設分割設立会社銘柄の振替を行うべき旨(人的分割を行う場合のみ)</p> <p>⑩ 自己の保有する新設分割会社銘柄(新設分割設立会社銘柄の交付を受けない自己株式)が記録された口座(加入者口座コード)及び口座ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数(人的分割を行う場合のみ)</p>	<p>いては、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。)。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ 左記の通知は、新設分割会社による新設分割会社の口座から新設分割会社の株主への振替に係る事項の通知である。なお、新設分割会社は、その直近上位機関に対し、当該通知に係る振替の申請をする(但し、振替手続の処理はしない。)</p> <p>※ ③新設分割の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 新設分割設立会社の新設分割会社の新設分割設立会社銘柄を交付するための新設分割会社の口座(新規記録先口座)は、新設分割計画において定められる(法第160条第5項)が、当該口座について、口座通知の取次ぎの手続を行う。</p> <p>※機構は、(1)により⑥の通知を受けたときは、⑥の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより、当該口座において新設分割に係る新規記録が行われる旨等を通知する。この通知は、機構において、発行者から通知を受けた加入者口座コードが加入者情報システムに登録されていることを確認した上で行うこととする。</p> <p>※ 新設分割会社は、新設分割期日の前営業日までに、割当てを受けない新設分</p>

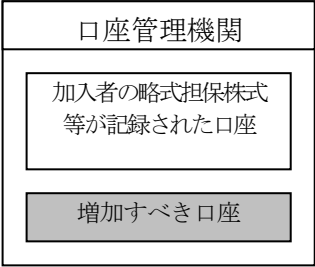
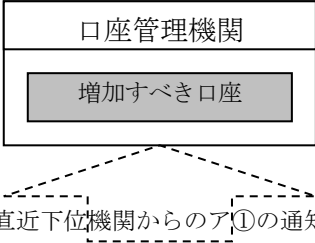
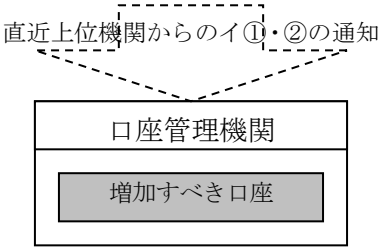
内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する新設分割に係る事項の通知</p> <p>機構は、新設分割会社から(1)の通知を受けた場合は、新設分割期日の1ヶ月前の日に(新設分割期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 新設分割設立会社銘柄 ② 新設分割会社銘柄 ③ 新設分割期日 ④ 人的分割が行われる旨 ⑤ 交付比率 ⑥ 新株式数申告日</p>	<p>割会社銘柄が記録されている新設分割会社の口座(加入者口座コード)及び口座ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数についての確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した新設分割会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された新設分割会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、(1)により⑩について通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑩について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録(又は記載)内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 新設分割会社が保有する新設分割会社銘柄は、新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない。 (業12条)</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 調整株式数記録日</p> <p>(3) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び新設分割会社（及び新設分割設立会社）に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 新設分割会社銘柄 ② 新設分割設立会社銘柄 ③ 総株主通知事由（増減資等の種別） ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 効力発生日（新設分割期日） ⑦ 株主確定日（新設分割期日の前日） ⑧ 交付比率</p> <p>(4) 新設分割設立会社から新設分割会社への新設分割設立会社銘柄の交付 新設分割設立会社は、新設分割期日の午後3時30分に、新設分割会社の口座へ新設分割の対価である新設分割設立会社銘柄を新規記録する手続を行う。</p> <p>(5) 機構による公示 機構は、新設分割会社に交付する新設分割設立会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、(4)の新規記録通知から生成される公示情報（CSVファイル）を、新規記録日（新設分割期日）に機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>(業146条) ※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 ※ 新設分割と同時に新設分割会社銘柄について株式併合を行う場合には、新設分割会社銘柄について株式併合の手続を行う。（第6節1.「株式併合の取扱い」を参照のこと。）</p> <p>(業51条) ※ 新規記録の手続の詳細については、第2節「新規記録手続」参照。 ※ 人的分割を行う場合には、新設分割設立会社銘柄は、調整株式の記録先口座として機構に登録された新設分割会社の口座に新規記録する。</p> <p>(業172条) ※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」参照。</p>

内 容	備 考
<p>(6) 人的分割の処理</p> <p>人的分割が行われる場合には、(4)の新設分割会社の口座への新設分割設立会社銘柄の新規記録の手續に加えて、新設分割期日の午後3時30分において、①新設分割会社の株主の口座における増加の記録、②新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、新設分割期日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③新設分割会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。</p> <p>a 新設分割会社の株主の口座における増加の記録</p> <p>(a) 機構及び口座管理機関による増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、新設分割期日の前営業日に、次に掲げる区分に従い、それぞれに定める増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>ア 加入者の保有欄に記録された新設分割会社銘柄(特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数は、当該保有欄に記録されている新設分割会社銘柄である振替株式の数(特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。)に交付比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)とする。 <p>イ 加入者の質権欄に記録された新設分割会社銘柄(登録株式質権の申出がされているものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該質権欄とする。 ・ 増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数は、当該質権欄に記録されている株主ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数(登録株式質権の申出がされているものに限る。)にそれぞれ交付比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数とする。 <p>ウ 加入者の保有欄に記録された新設分割会社銘柄(特別株主の申出がされているものに限る。)、加入者の質権欄に記録された新設分割会社銘柄(登録株式質権の申出がされていないものに限る。)及び買取口座に記録された振替株式(その買取りの効力が生じていないものに限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、質権の目的となっている新設分割会社銘柄の株主、特別株主又は反対株主の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数は、質権の目的となっている新設分割会社銘柄の株主、特別株主又は反対株主ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ交付比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)とする。 	<p>(業105条、106条、107条)</p> <p>※ 新設分割会社の保有する新設分割会社銘柄については、新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 口座管理機関における略式担保若しくは略式質権の設定された新設分割設立会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた新設分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p> <p>略式担保若しくは略式質権の設定された新設分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた新設分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該新設分割会社銘柄が記録された口座と新設分割設立会社銘柄の増加を記録すべき口座とが異なるため、新設分割会社銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関から新設分割設立会社銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関へ、階層構造を通じて新設分割設立会社銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。この情報の通知は、以下により行う。</p> <p>ア 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近上位機関に対し、新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座、当該口座で増加を記録すべき振替株式の数等を通知する。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された新設分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた新設分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が、その保有欄に新設分割設立会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <p>② 直近下位機関から①の通知を受けた間接口座管理機関が、その保有欄に新設分割設立会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ア①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ア②</p>  </div> </div> <p>イ 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近下位機関であって新設分割</p>	<p>※ 左記の情報の通知には振替システムが利用できないため、該当する口座管理機関は、それぞれ適当な手段によって通知を行う。</p> <p>※ ①の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座、増加を記録すべき振替株式の数等を通知する（(d)参照）。</p> <p>※ ②の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座、増加を記録すべき振替株式の数等を通知する（(d)参照）。</p>

内 容	備 考
<p>設立会社銘柄を増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座、当該口座で増加を記録すべき振替株式の数等を通知する。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された新設分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた新設分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する口座管理機関が、その保有欄に新設分割設立会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が、その保有欄に新設分割設立会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <p>③ 直近上位機関から①又は②の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでない場合</p> <div data-bbox="331 614 1512 1013" style="text-align: center;"> <p>イ①</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 口座管理機関 加入者の略式担保株式 等が記録された口座 </div> <p>直近下位機関に対する通知</p> <p>イ②</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 口座管理機関 ※共通直近上位機関であり、増加記録すべき口座を開設したものでない </div> <p>直近下位機関からア①の通知 直近下位機関に対する通知</p> <p>イ③</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 口座管理機関 ※増加すべき口座を開設したものでない </div> <p>直近上位機関からのイ①・②の通知 直近下位機関に対する通知</p> </div> <p>ウ 次に掲げる場合、それぞれに規定する口座管理機関は、新設分割設立会社銘柄の増加を記録すべき口座に新設分割設立会社銘柄の増加記録をする準備をする。</p> <p>① 略式担保若しくは略式質権の設定された新設分割会社銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた新設分割会社銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>③ 直近上位機関からイ①又は②の通知を受けた口座管理機関が新設分割設立会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p>	

内 容	備 考
<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ウ①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ②</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ウ③</p>  </div> </div> <p>(c) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき振替株式の数の通知 間接口座管理機関は、新設分割期日の前営業日に、その直近上位機関に、新設分割期日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき新設分割設立会社振替銘柄である振替株式の数の合計数を通知する。</p> <p>(d) 機構加入者による新株式数申告 ア 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、新設分割期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 ii 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (i) ファイル伝送 新設分割期日の前営業日の午前3時から午後8時 (ii) 統合Web端末 新設分割期日の前営業日の午前9時から午後8時 iii 主な通知事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード（区分口座） ② 新設分割会社銘柄 ③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数 <p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき新設分割設立会社銘柄があるときは、上記に加えて以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 略式譲渡担保権の特別株主、略式質権の株主又は買取口座に記録されている反対株主（そ 	<p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から新設分割期日に記録すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せて通知する。</p> <p>※ 直接口座管理機関において、略式質権株式若しくは略式担保株式が記録された口座又は買取口座の上位の区分口座と、新設分割設立会社銘柄の増加記録をすべき口座の上位の区分口座が異なるときは、①～⑥（③を除く）の申告をする必要がある。</p>

内 容	備 考
<p>の買取りの効力が生じていないものに限る。)である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数</p> <p>イ 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口）</p> <p>担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、新設分割期日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株式数申告として、以下の事項を通知する。</p> <p>i 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>ii 取扱時間</p> <p>(i) ファイル伝送 新設分割期日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>(ii) 統合W e b 端末 新設分割期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>iii 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 新設分割会社銘柄</p> <p>③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数</p> <p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき新設分割設立会社銘柄があるときは、上記に加えて以下の事項</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主、略式質権の株主又は買取口座に記録されている反対株主（その買取りの効力が生じていないものに限る。）である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数</p> <p>ウ 機構による機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、統合W e b 端末により新株式数申告を受けたときは、受付時に受付済通知／エラー通知を送信し、ファイル伝送により新株式数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルを送信する。</p> <p>また、新設分割期日の午前3時以降に機構加入者に通知する帳表ファイルにおいて、各区分口座で増加記録すべき振替株式の数を通知するとともに、当該区分口座に係る略式担保又は略式質</p>	<p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設分割期日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・新設分割期日及び新設分割期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・新設分割期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。</p> <p>※ 機構から新設分割設立会社銘柄を増加すべき口座及び増加すべき振替株式の数の通知を受けた口座管理機関は、増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替株式の数に当該通知された数</p>

内 容	備 考
<p>権に係る新設分割設立会社銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数を通知する。</p> <p>(e) 自己口への記録 機構及び口座管理機関は、新設分割期日の振替終了時(午後3時30分)に、その開設する加入者の自己口に、増加させるべき新設分割設立会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(f) 顧客口への記録 機構及び口座管理機関は、新設分割期日の振替終了時(午後3時30分)に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数の増加の記録をする。</p> <p>b 新設分割会社の口座における新設分割設立会社銘柄の減少の記録 (a) 新設分割会社による直近上位機関に対する振替申請 新設分割会社は、新設分割期日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、人的分割に係る新設分割会社の振替元口座である新設分割会社の口座を開設した直近上位機関に対し、次の事項を示して振替申請をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替元口座(新設分割会社の口座) ② 新設分割設立会社銘柄及び振替数 ③ 振替日(新設分割期日) ④ 振替先口座(機構の定めた口座を振替先口座とする旨) 	<p>を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加記録すべき口座及び当該口座で増加を記録すべき振替株式の数を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき振替株式の数に当該数を加算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関の顧客口に増加すべき振替株式の数は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき振替株式の数を合算した数とする。</p> <p>※ 新設分割会社の口座は、調整株式数を記録すべき口座としてあらかじめ機構に届出ている口座とする。なお、新設分割設立会社から交付された新設分割設立会社銘柄は、当該口座に記録されている必要がある。</p> <p>※ 新設分割会社は、振替数として、新設分割会社の各株主に端数が生じない場</p>

内 容	備 考
<p>(b) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、振替元口座である新設分割会社の口座の上位機関である直接口座管理機関に対し、新設分割期日の翌営業日の午前3時から午後8時に、減少の記録をすべき新設分割会社の口座（加入者口座コード）及び減少すべき振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。</p> <p>(c) 振替申請を受けた口座管理機関の処理 振替元口座を開設する口座管理機関は、新設分割会社からの振替申請の内容と、上位機関から通知された振替に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(d) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（新設分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口を開設するものに限る。）は、新設分割期日の振替終了時(午後3時30分)に、新設分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、新設分割会社の株主である加入者の自己口に交付比率により増加の記録をした振替株式の数の合計数と同数の減少の記録をする。</p> <p>c 直接口座管理機関による総株主報告</p>	<p>合の合計数を振替の上限数として通知する。</p> <p>※ 新設分割会社の口座から減少すべき振替株式の数は、新設分割会社の株主である加入者の自己口に交付比率により増加を記録した振替株式の数の合計数とする。</p> <p>※ 機構からの通知を受けた直接口座管理機関が振替元口座である新設分割会社の口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関（振替元口座である新設分割会社の口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 新設分割会社から振替申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された減少すべき振替株式の数が新設分割会社から通知された振替の上限数以下であるときは、同一の数であるものとして取り扱う。</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節</p>

内 容	備 考
<p>直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日（新設分割期日の前日）において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、新設分割期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>d 機構による割当計算</p> <p>(a) 割当てを受けるべき株主</p> <p>機構は、新設分割期日の翌営業日に、新設分割期日の前営業日における新設分割会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>(b) 割当計算の方法</p> <p>機構は、登録質権が設定されている新設分割会社銘柄については、当該新設分割会社銘柄が記録されている口座の株主ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数に交付比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない新設分割会社銘柄については、株主ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数と、略式譲渡担保又は略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に交付比率を乗じて新設分割設立会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から新設分割期日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、新設分割期日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(c) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(b) の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、新設分割期日から起算して3営業日目の日に、新設分割期日の前営業日にその口座に新設分割会社銘柄を記録していた機</p>	<p>「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 新設分割会社の保有する新設分割会社銘柄については、新設分割設立会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株主ごとの新設分割会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受</p>

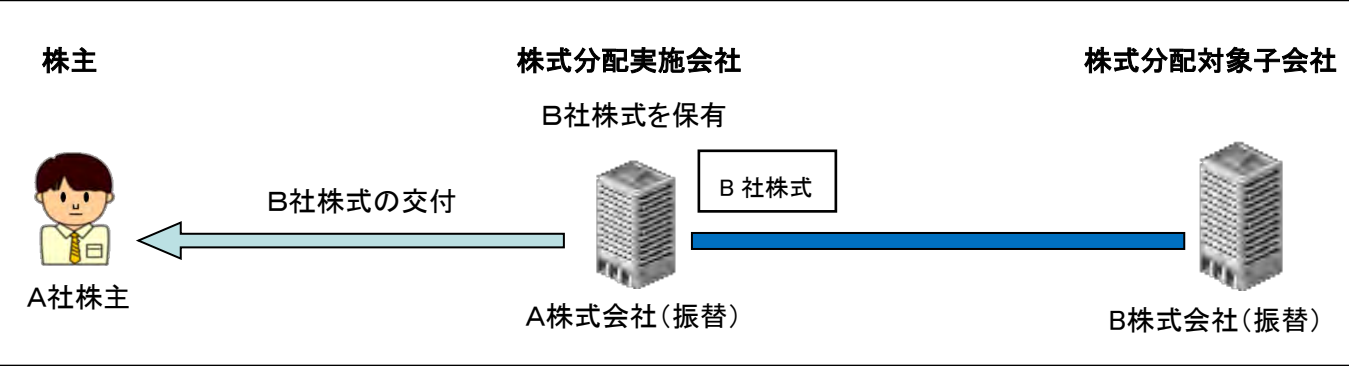
内 容	備 考
<p>構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 新設分割期日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 新設分割会社銘柄</p> <p>③ 新設分割設立会社銘柄</p> <p>④ 総株主通知事由（増減資等の種別）</p> <p>⑤ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（新設分割設立会社銘柄が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む）</p> <p>⑥ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑦ 配分数量（調整株式数を含む。）</p> <p>⑧ 調整株式数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑨ 調整株式数</p> <p>⑩ 調整株式数の効力発生日</p> <p>e 機構による総株主通知 機構は、新設分割に係る株主確定日（新設分割期日の前日）における新設分割会社銘柄の株主について、新設分割会社に対し、新設分割期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>f 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、新設分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録する。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、新設分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>g 新設分割会社の口座における減少の記録</p> <p>(a) 機構の直接口座管理機関に対する通知</p>	<p>けたときは、直ちに、その直近下位機関（新設分割設立会社銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新設分割設立会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び振替後に新設分割会社の口座に記録されるべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により新設分割会社に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 新設分割会社の口座から減少すべき</p>

内 容	備 考
<p>機構は、振替元口座の加入者である新設分割会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、新設分割期日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき新設分割会社の口座（加入者口座コード）及び減少すべき新設分割設立会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。</p> <p>(b) 振替申請を受けた口座管理機関の処理 振替元口座である新設分割会社の口座を開設する口座管理機関は、新設分割会社からの振替申請の内容と、上位機関から通知された振替に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(c) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（新設分割会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。）は、新設分割期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）において、新設分割会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少を記録する。</p> <p>第5 株式分配の取扱い</p>	<p>新設分割設立会社銘柄である振替株式の数は、新設分割会社の株主である加入者の自己口に増加を記録した調整株式数の合計数とする。</p> <p>※ 機構からの通知を受けた直接口座管理機関が振替元口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関（減少を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 新設分割会社から振替申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された減少すべき株数とb（b）で通知された数の合計数が発行者から通知された振替の上限数以下であるときは、同一の数であるものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構が減少の記録をする口座は、新設分割会社の口座の調整株式を記録すべきとして機構に登録された口座の上位の顧客口とする。</p> <p>※ 標準的な処理日程のフロー図について</p>

内 容

○ 株式分配についての手続の概要は、次の表のとおりである。

		株式分配実施会社	
		振替	非振替
株式分配対象子会社	振替	本節に記載の手続	・株式分配実施会社による株式分配対象子会社株式についての振替手続
	非振替	・株式分配実施会社株式について総株主通知を行う。 ・株式分配実施会社は、株式分配実施会社株主に対して非振替株式を交付する。(振替制度外の手続)	(振替制度外の手続)



以下においては、振替株式を発行する株式分配実施会社が、株式分配に際して、その株主に対し株式分配対象子会社の振替株式を交付する場合の手続について記載する。
振替株式を発行する株式分配実施会社からその発行する振替株式の株主に振替株式である株式分配対象子会社株式が交付される場合の交付は振替手続となるが、一般の振替手続ではなく、新株式数申告の方法による手続を行う。

備 考

ては資料2-7-5参照。

- ※ 株式分配実施会社の株式が振替株式でない場合において、株式分配に際して、株式分配実施会社はその株主に対して株式分配対象子会社の振替株式を交付する手続については、別紙2-2-1参照。
- ※ 株式分配実施会社の株式が外国人保有制限銘柄の場合であって、株式分配に際して、株式分配実施会社はその株主に対して株式分配対象子会社の振替株式を交付する手続については、第2節「新規記録手続」参照。

- ※ 振替株式を発行する株式分配実施会社からその発行する振替株式の株主に交付する振替株式である株式分配対象子会社銘柄が複数ある場合の処理の流れ等については、Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載する「会社分割等において複数社を分割するスピン

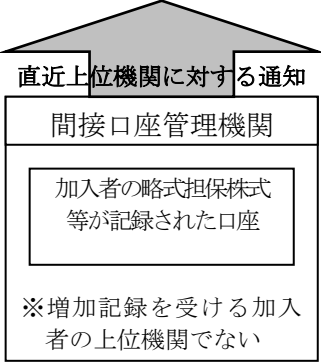
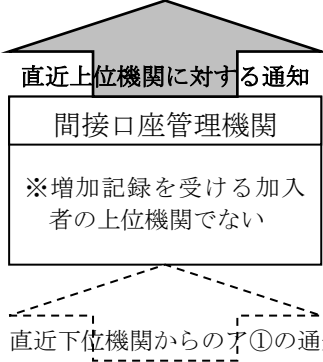
内 容	備 考
<p>(1) 発行者（株式分配実施会社）の決定事項等の通知</p> <p>株式分配実施会社は、株式分配に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式分配効力発生日の2週間前の日又は株式分配に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 株式分配に際して交付される株式の銘柄（以下「株式分配対象子会社銘柄」という。）</p> <p>② 株式分配の日程</p> <p>③ 株式分配の基準日及び株式分配効力発生日</p> <p>④ 株式分配対象子会社銘柄である振替株式の発行総数及び株式の内容</p> <p>⑤ 株式分配実施会社の名称及び新規記録先口座（加入者口座コード）</p>	<p>オフの業務処理に係る「ご案内」を参照。</p> <p>(業12条)</p> <p>※ 株式分配実施会社は、株主総会において株式分配に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、株式分配が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 株式分配対象子会社は、上場承認日の2週間程度前の日までに、機構に対し、新規記録に係る手続日程案等を連絡し、併せて、同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、上場承認日の2営業日前までに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。</p> <p>※ 左記の通知は、株式分配実施会社による株式分配実施会社の口座から株式分配実施会社の株主への振替に係る事項の通知である。なお、株式分配実施会社は、その直近上位機関に対し、当該通知に係る振替の申請をする（但し、振替手続の処理はしない。）。</p> <p>※ ② 株式分配の日程には口座通知の取次ぎ受付締切日を含む。</p> <p>※ 株式分配対象子会社銘柄を記録する</p>

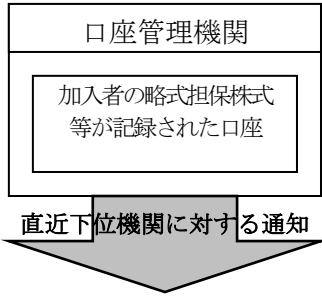
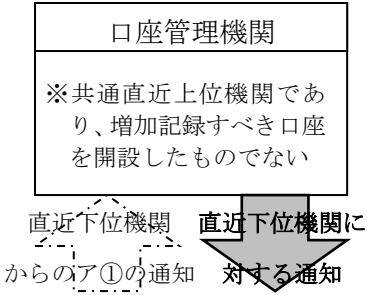
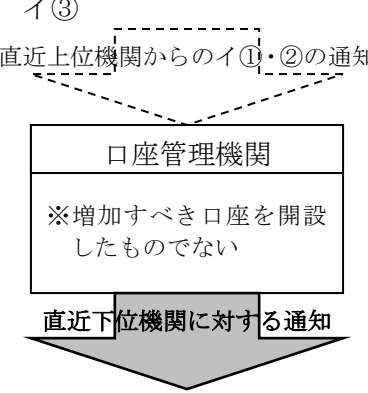
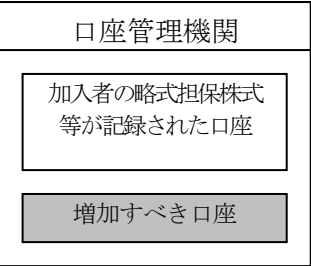
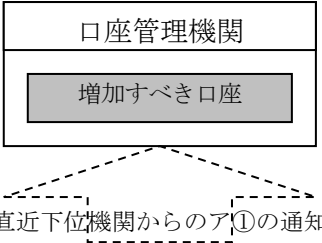
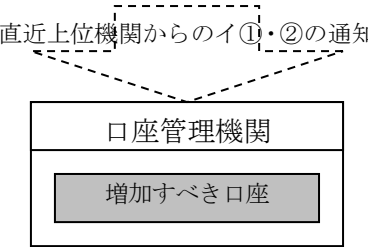
内 容	備 考
<p>⑥ 株式分配実施会社の振替株式の銘柄（以下、「株式分配実施会社銘柄」という。）及び銘柄コード</p> <p>⑦ 交付比率（株式分配実施会社の株主に交付する株式分配対象子会社銘柄である振替株式の総数／株式分配実施会社銘柄である振替株式の発行総数）</p> <p>⑧ 株式分配の基準日の株式分配実施会社の株主に対して、機構に届け出た調整株式数の記録先口座から株主の口座への株式分配対象子会社銘柄の振替を行うべき旨</p> <p>⑨ 自己の保有する株式分配実施会社銘柄（株式分配対象子会社銘柄の交付を受けない自己株式）が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>ための株式分配実施会社の口座（新規記録先口座）について、口座通知の取次ぎの手続を行う。なお、当該口座については、調整株式の記録先口座として機構に登録された株式分配実施会社の口座とする。</p> <p>※ 株式分配実施会社は、株式分配効力発生日の前営業日までに、割当てを受けない株式分配実施会社銘柄が記録されている株式分配実施会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数についての確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した株式分配実施会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された株式分配実施会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、（１）により⑨について通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、速やかに、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑨について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による機構加入者等に対する株式分配に係る事項の通知</p> <p>機構は、株式分配実施会社から(1)の通知を受けた場合は、株式分配効力発生日の1ヶ月前の日に(株式分配効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 株式分配対象子会社銘柄</p> <p>② 株式分配実施会社銘柄</p> <p>③ 株式分配の基準日及び株式分配効力発生日</p> <p>④ 交付比率</p> <p>⑤ 新株式数申告日</p> <p>⑥ 調整株式数記録日</p> <p>(3) 機構による総株主通知日程案内</p> <p>機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式分配実施会社(及び株式分配対象子会社)に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時</p> <p>※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 株式分配実施会社銘柄</p> <p>② 株式分配対象子会社銘柄</p> <p>③ 総株主通知事由(増減資等の種別)</p> <p>④ 配分明細区分</p> <p>⑤ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日)</p> <p>⑥ 株式分配効力発生日</p> <p>⑦ 株主確定日(株式分配効力発生日の前日)</p> <p>⑧ 交付比率</p>	<p>※ 株式分配実施会社が保有する株式分配実施会社銘柄は、株式分配対象子会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業12条)</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 株式分配と同時に株式分配実施会社銘柄について株式併合を行う場合には、株式分配実施会社銘柄について株式併合の手続を行う。(第6節1.「株式併合の取扱い」を参照のこと。)</p>

内 容	備 考
<p>(4) 株式分配対象子会社から株式分配実施会社への株式分配対象子会社銘柄の交付 株式分配対象子会社は、株式分配効力発生日の午前9時に、株式分配実施会社の口座へ株式分配対象子会社銘柄を新規記録する手続を行う。</p> <p>(5) 機構による公示 機構は、株式分配実施会社に交付する株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、(4)の新規記録通知から生成される公示情報(CSVファイル)を、新規記録日(株式分配効力発生日)に機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(6) 株式分配の処理 株式分配に際して、(4)の株式分配実施会社の口座への株式分配対象子会社銘柄の新規記録の手続に加えて、株式分配効力発生日の午前9時において、①株式分配実施会社の株主の口座における増加の記録、②株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録(①の数の合計数)による振替を行う。また、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の午前9時に、③株式分配実施会社の株主の口座における調整株式数の増加の記録、④株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録(③の数の合計数)による振替を行う。</p> <p>a 株式分配実施会社の株主の口座における増加の記録 (a) 機構及び口座管理機関による増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数の計算 機構及び口座管理機関は、株式分配効力発生日の前営業日に、次に掲げる区分に従い、それぞれに定める増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数を算出する。 ア 加入者の保有欄に記録された株式分配実施会社銘柄(特別株主の申出がされているものを除く。)</p>	<p>(業51条) ※ 新規記録の手続の詳細については、第2節「新規記録手続」参照。 ※ 株式分配対象子会社銘柄は、調整株式の記録先口座として機構に登録された株式分配実施会社の口座に新規記録する。 ※ 株式分配実施後に株式分配実施会社が株式分配対象子会社の一部の株式を継続して保有する場合には、株式分配実施会社株主に交付する株式と株式分配実施会社が一部保有する株式を合算した数の新規記録通知データを送信することが考えられる。</p> <p>(業172条) ※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」参照。</p> <p>(業107条の2、107条の3、107条の4) ※ 株式分配実施会社の保有する株式分配実施会社銘柄については、株式分配対象子会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数は、当該保有欄に記録されている株式分配実施会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているものを除く。）に交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）とする。 <p>イ 加入者の質権欄に記録された株式分配実施会社銘柄（登録株式質権の申出がされているものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該質権欄とする。 ・ 増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数は、当該質権欄に記録されている株主ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権の申出がされているものに限る。）にそれぞれ交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数とする。 <p>ウ 加入者の保有欄に記録された株式分配実施会社銘柄（特別株主の申出がされているものに限る。）及び加入者の質権欄に記録された株式分配実施会社銘柄（登録株式質権の申出がされていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、質権の目的となっている株式分配実施会社銘柄の株主又は特別株主の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数は、質権の目的となっている株式分配実施会社銘柄の株主又は特別株主ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ交付比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）とする。 <p>(b) 口座管理機関における略式担保又は略式質権の設定された株式分配実施会社銘柄についての取扱い</p> <p>略式担保又は略式質権の設定された株式分配実施会社銘柄については、当該株式分配実施会社銘柄が記録された口座と株式分配対象子会社銘柄の増加を記録すべき口座とが異なるため、株式分配実施会社銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関から株式分配対象子会社銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関へ、階層構造を通じて株式分配対象子会社銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。この情報の通知は、以下により行う。</p> <p>ア 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近上位機関に対し、株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座、当該口座で増加を記録すべき振替株式の数等を通知する。</p> <p>① 略式担保又は略式質権の設定された株式分配実施会社銘柄が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が、その保有欄に株式分配対象子会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p>	<p>※ 担保の解除等を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 左記の情報の通知には振替システムが利用できないため、該当する口座管理機関は、それぞれ適当な手段によって通知を行う。</p> <p>※ ①の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座、増加を記録すべき振替株式の数等を通知する</p>

内 容	備 考
<p>② 直近下位機関から①の通知を受けた間接口座管理機関が、その保有欄に株式分配対象子会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関でない場合</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>ア①</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>ア②</p>  </div> </div> <p>イ 次に掲げる場合には、それぞれに規定する口座管理機関は、その直近下位機関であつて株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座、当該口座で増加を記録すべき振替株式の数等を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 略式担保又は略式質権の設定された株式分配実施会社銘柄が記録されている口座を開設する口座管理機関が、その保有欄に株式分配対象子会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合 ② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が、その保有欄に株式分配対象子会社銘柄の増加記録を受ける口座の加入者の上位機関であり、かつ、増加記録すべき口座を開設したものでない場合 ③直近上位機関から①又は②の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでない場合 	<p>((d) 参照)。</p> <p>※ ②の口座管理機関が、直接口座管理機関であるときは、機構に対し、新株式数申告により、株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座、増加を記録すべき振替株式の数等を通知する((d) 参照)。</p>

内 容	備 考
<p>イ①</p>  <p>イ②</p>  <p>イ③</p> 	
<p>ウ 次に掲げる場合、それぞれに規定する口座管理機関は、株式分配対象子会社銘柄の増加を記録すべき口座に株式分配対象子会社銘柄の増加記録をする準備をする。</p> <p>① 略式担保又は略式質権の設定された株式分配実施会社銘柄が記録されている口座を開設する間接口座管理機関が株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>② 直近下位機関からア①の通知を受けた口座管理機関が株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p> <p>③ 直近上位機関からイ①又は②の通知を受けた口座管理機関が株式分配対象子会社銘柄を増加記録すべき口座を開設したものである場合</p>	
<p>ウ①</p>  <p>ウ②</p>  <p>ウ③</p> 	

内 容	備 考
<p>(c) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき振替株式の数の通知 間接口座管理機関は、株式分配効力発生日の前営業日に、その直近上位機関に、株式分配効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数の合計数を通知する。</p> <p>(d) 機構加入者による新株式数申告 ア 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、株式分配効力発生日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 ii 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (i) ファイル伝送 株式分配効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時 (ii) 統合Web端末 株式分配効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時 iii 主な通知事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード（区分口座） ② 株式分配実施会社銘柄 ③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数 <p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき株式分配対象子会社銘柄があるときは、上記に加えて以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 略式譲渡担保権の特別株主又は略式質権の株主である加入者の加入者口座コード ⑤ 略式譲渡担保権者又は略式質権者である加入者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数 <p>イ 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、株式分配効力発生日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株式数申告として、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 ii 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (i) ファイル伝送 株式分配効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時 (ii) 統合Web端末 株式分配効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。 ※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から株式分配効力発生日に記録すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せて通知する。 ※ 直接口座管理機関において、略式質権株式又は略式担保株式が記録された口座の上位の区分口座と、株式分配対象子会社銘柄の増加記録をすべき口座の上位の区分口座が異なるときは、①～⑥（③を除く）の申告をする必要がある。 ※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・株式分配効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。

内 容	備 考
<p>iii 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 株式分配実施会社銘柄</p> <p>③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数</p> <p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき株式分配対象子会社銘柄があるときは、上記に加えて以下の事項</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主又は略式質権の株主である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者又は略式質権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数</p> <p>ウ 機構による機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、統合Web端末により新株式数申告を受けたときは、受付時に受付済通知／エラー通知を送信し、ファイル伝送により新株式数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。</p> <p>また、株式分配効力発生日の午前3時以降に機構加入者に通知する帳表ファイルにおいて、各区分口座で増加記録すべき振替株式の数を通知するとともに、当該区分口座に係る略式担保又は略式質権に係る株式分配対象子会社銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数を通知する。</p>	<p>・株式分配効力発生日及び株式分配効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。</p> <p>・株式分配効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p> <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。</p> <p>※ 機構から株式分配対象子会社銘柄を増加すべき口座及び増加すべき振替株式の数の通知を受けた口座管理機関は、増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替株式の数に当該通知された数を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加記録すべき口座及び当該口座で増加を記録すべき振替株式の数を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき振替株式の数に当該数を加</p>

内 容	備 考
<p>(e) 自己口への記録 機構及び口座管理機関は、株式分配効力発生日の業務開始時(午前9時)に、その開設する加入者の自己口に、増加させるべき株式分配対象子会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(f) 顧客口への記録 機構及び口座管理機関は、株式分配効力発生日の業務開始時(午前9時)に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数の増加の記録をする。</p> <p>b 株式分配実施会社の口座における株式分配対象子会社銘柄の減少の記録</p> <p>(a) 株式分配実施会社による直近上位機関に対する振替申請 株式分配実施会社は、株式分配効力発生日の前営業日から起算して2営業日前の日までに、株式分配実施会社の振替元口座である株式分配実施会社の口座を開設した直近上位機関に対し、次の事項を示して振替申請をする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替元口座 (株式分配実施会社の口座) ② 株式分配対象子会社銘柄及び振替数 ③ 振替日 (株式分配効力発生日) ④ 振替先口座 (機構の定めた口座を振替先口座とする旨) <p>(b) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、振替元口座である株式分配実施会社の口座の上位機関である直接口座管理機関に対し、株式分配効力発生日の午前3時から午後8時に、減少の記録をすべき株式分配実施会社の口座(加入者口座コード)及び減少すべき振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。</p>	<p>算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関の顧客口に増加すべき振替株式の数は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき振替株式の数を合算した数とする。</p> <p>※ 株式分配実施会社の口座は、調整株式数を記録すべき口座としてあらかじめ機構に届出ている口座とする。なお、株式分配対象子会社から交付された株式分配対象子会社銘柄は、当該口座に記録されている必要がある。</p> <p>※ 株式分配実施会社は、振替数として、株式分配実施会社の各株主に端数が生じない場合の合計数を振替の上限数として通知する。</p> <p>※ 株式分配実施会社の口座から減少すべき振替株式の数は、株式分配実施会社の株主である加入者の自己口に交付比率により増加を記録した振替株式の数の合計数とする。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 振替申請を受けた口座管理機関の処理 振替元口座を開設する口座管理機関は、株式分配実施会社からの振替申請の内容と、上位機関から通知された振替に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(d) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（株式分配実施会社の口座又は当該口座に係る顧客口を開設するものに限る。）は、株式分配効力発生日の業務開始時(午前9時)に、株式分配実施会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、株式分配実施会社の株主である加入者の自己口に交付比率により増加の記録をした振替株式の数の合計数と同数の減少の記録をする。</p> <p>c 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主日程案内に従い、株主確定日（株式分配効力発生日の前日）において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式分配効力発生日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>d 機構による割当計算 (a) 割当てを受けるべき株主 機構は、株式分配効力発生日の翌営業日に、株式分配効力発生日の前営業日における株式分配実施会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p>	<p>※ 機構からの通知を受けた直接口座管理機関が振替元口座である株式分配実施会社の口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関（振替元口座である株式分配実施会社の口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 株式分配実施会社から振替申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された減少すべき振替株式の数が株式分配実施会社から通知された振替の上限数以下であるときは、同一の数であるものとして取り扱う。</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 株式分配実施会社の保有する株式分配実施会社銘柄については、株式分配対象子会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 割当計算の方法</p> <p>機構は、登録質権が設定されている株式分配実施会社銘柄については、当該株式分配実施会社銘柄が記録されている口座の株主ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数に交付比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない株式分配実施会社銘柄については、株主ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数と、略式譲渡担保又は略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に交付比率を乗じて株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から株式分配効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、株式分配効力発生日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(c) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(b)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株式分配効力発生日から起算して3営業日目の日に、株式分配効力発生日の前営業日にその口座に株式分配実施会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 株式分配効力発生日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 株式分配実施会社銘柄</p> <p>③ 株式分配対象子会社銘柄</p> <p>④ 総株主通知事由（増減資等の種別）</p> <p>⑤ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（株式分配対象子会社銘柄が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む）</p> <p>⑥ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード</p>	<p>※ 株主ごとの株式分配実施会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座又は質権者の口座に株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式又は特別株主の申出のされた振替株式については、株主確定日において、その株主又は特別株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（株式分配対象子会社銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、割当計算後の株式分配対象子会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び振替後に株式分配実施会社の口座に記録されるべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごと</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 配分数量（調整株式数を含む。）</p> <p>⑧ 調整株式数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑨ 調整株式数</p> <p>⑩ 調整株式数の効力発生日</p> <p>e 機構による総株主通知 機構は、株式分配に係る株主確定日（株式分配効力発生日の前日）における株式分配実施銘柄の株主について、株式分配実施会社に対し、株式分配効力発生日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>f 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続 (a) 自己口における増加の記録 機構及び口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加を記録する。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構及び口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>g 株式分配実施会社の口座における減少の記録 (a) 機構の直接口座管理機関に対する通知 機構は、振替元口座の加入者である株式分配実施会社の上位機関である直接口座管理機関に対し、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の午前3時から午後8時に、減少を記録すべき株式分配実施会社の口座（加入者口座コード）及び減少すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数を、ファイル伝送により通知する。</p>	<p>の小数点以下の数を、総株主通知により株式分配実施会社に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 株式分配実施会社の口座から減少すべき株式分配対象子会社銘柄である振替株式の数は、株式分配実施会社の株主である加入者の自己口に増加を記録した調整株式数の合計数とする。</p> <p>※ 機構からの通知を受けた直接口座管理機関が振替元口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関（減少を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も</p>

内 容	備 考
<p>(b) 振替申請を受けた口座管理機関の処理 振替元口座である株式分配実施会社の口座を開設する口座管理機関は、株式分配実施会社からの振替申請の内容と、上位機関から通知された振替に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(c) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（株式分配実施会社の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関に限る。）は、株式分配効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）において、株式分配実施会社の口座又は当該口座に係る顧客口において、加入者の自己口に増加の記録をした調整株式数の合計数と同数の減少を記録する。</p> <p>第6 株式交換の取扱い 1. 株式交換（対等）の取扱い ○ 株式交換（対等）についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p>	<p>同様とする。</p> <p>※ 株式分配実施会社から振替申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から通知された減少すべき株数とb（b）で通知された数の合計数が発行者から通知された振替の上限数以下であるときは、同一の数であるものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構が減少の記録をする口座は、株式分配実施会社の口座の調整株式を記録すべきとして機構に登録された口座の上位の顧客口とする。</p>

内 容			備 考
株式交換完全親会社	株式交換完全親会社		※ 株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式交換に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第 160 条第 1 項）の手続については、別紙 2-2-1 参照。
	振替	非振替	
株式交換完全子会社	振替	本節に記載の手続 株式交換完全子会社の振替株式についての取扱廃止の処理（第 16 節参照）	※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。 （業 12 条）
非振替	株式交換完全親会社の振替株式についての新規記録手続（第 2 節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合） 振替制度外の処理		

以下においては、株式交換完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式交換（対等）に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し株式交換完全親会社の振替株式を交付する場合（法第 138 条）の手続について記載する。

(1) 発行者の決定事項等の通知

a 株式交換完全子会社による株式交換に係る事項の通知

内 容	備 考
<p>株式交換完全子会社は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式交換期日の2週間前の日又は株式交換に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 株式交換完全子会社の振替株式の株主に対して株式交換に際して交付する振替株式の銘柄（以下、株式交換完全親会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 株式交換完全子会社の振替株式の銘柄（以下、株式交換完全子会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 交換比率</p> <p>④ 株式交換の日程</p> <p>⑤ 株式交換期日</p> <p>⑥ 株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの振替株式の総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑦ 株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>※ 株式交換完全子会社は、株主総会において株式交換に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、株式交換が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第138条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、株式交換完全親会社が機構に対する同意時に届け出た口座（同意後に変更の届出を行なった場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、株式交換に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 株式交換完全子会社は、公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 株式交換完全子会社は、株式交換期日の前営業日までに、割当てを受けない株式交換完全子会社銘柄が記録されている株式交換完全親会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交</p>

内 容	備 考
<p>⑧ 反対株主の株式買取請求に係る振替株式についての消却予定の有無</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>b 株式交換完全親会社による機構への株式交換に係る事項の通知 株式交換完全親会社（機構が取り扱う振替株式の発行者に限る。）は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p>	<p>換完全子会社銘柄である振替株式の数について (⑦) の確定情報を、Target 保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、aにより⑦について通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が保有する株式交換完全子会社銘柄は、株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株式交換完全子会社が保有する株式交換完全子会社銘柄は割当てを受ける。</p> <p>※ 株式交換の効力発生日における株式交換完全子会社の自己株式の消却に関する通知等の手続きについては資料2-7-8参照のこと。</p> <p>(業12条)</p> <p>※ 株式交換完全親会社は、株主総会において株式交換に係る議案が否決された</p>

内 容	備 考
<p>① 株式交換完全子会社銘柄及び銘柄コード ② 株式交換完全親会社銘柄及び銘柄コード ③ 交換比率 ④ 株式交換期日 ⑤ 株式交換完全親会社が自己株式を移転しようとするときは、その振替株式の数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、交付する株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、(1) aで株式交換完全子会社から公示情報（PDFファイル）を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>場合は、直ちに、機構に対し Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 株式交換期日に株式交換完全親会社を上場等により取扱開始となる場合には、株式交換完全親会社銘柄についての取扱開始時の取扱いの手続（第2節参照）が同時に行われる。</p> <p>※ 機構は、bにより⑤について通知を受けたときは、⑤の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑤について通知する（当該通知には⑤の口座ごとの株式数について一部抹消に係る手続が行われる旨を含む。）。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、⑤で通知された銘柄及び数が⑤の口座に記録（又は記載）されているか確認する。記録（又は記載）されている数が⑤で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>(業 172 条) ※ 機構は、株式交換完全子会社から公示内容に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示の訂正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する株式交換に係る事項の通知 機構は、株式交換完全子会社から(1) a の通知を受けた場合は、株式交換期日の1ヶ月前の日に(株式交換期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式交換完全子会社銘柄 ② 株式交換完全親会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 株式交換期日 <p>(4) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式交換完全子会社(及び株式交換完全親会社)に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式交換期日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。 c 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 株式交換完全子会社銘柄 ② 株式交換完全親会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資等の種別) ④ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日) ⑤ 効力発生日(株式交換期日) ⑥ 株主確定日(株式交換期日の前日) ⑦ 割当比率 <p>(5) 株式交換完全親会社が自己株式を株式交換完全親会社銘柄として移転しようとする場合の抹消の手続</p> <ol style="list-style-type: none"> a 株式交換完全親会社による直近上位機関に対する一部抹消申請 株式交換完全親会社は、一部抹消をしようとするときは、一部抹消日(株式交換期日)の前営業日から起算して2営業日前の日までに、一部抹消口座を開設した株式交換完全親会社の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して一部抹消申請(法第134条第1項の申請をいう。以下同じ。)をする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 一部抹消銘柄(株式交換完全親会社銘柄)及び振替株式の数 	<p>(業12条)</p> <p>(業146条) ※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業95条) ※ 機構加入者が発行者として一部抹消を行う場合は、bの通知をもって左記aの申請を行ったものとする。(施101条)</p>

内 容	備 考
<p>② 一部抹消日（株式交換期日）</p> <p>③ 一部抹消口座</p> <p>④ 一部抹消事由</p> <p>b 株式交換完全親会社による機構に対する一部抹消通知 株式交換完全親会社は、自己株式を株式交換に際して株式交換完全子会社株主に移転しようとする場合は、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間 一部抹消日（株式交換期日）の前営業日から起算して2営業日前の日までの日の午前3時から午後8時</p> <p>（c）主な通知事項</p> <p>① 一部抹消銘柄（株式交換完全親会社銘柄）</p> <p>② 振替株式の数</p> <p>③ 一部抹消日（株式交換期日）</p> <p>④ 一部抹消口座の加入者口座コード</p> <p>⑤ 一部抹消事由</p> <p>⑥ 株式等リファレンスNO（訂正又は取消の場合）</p> <p>⑦ 株主確定日（合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。）</p> <p>⑧ 社内処理用項目</p> <p>c 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、株式交換完全親会社から「一部抹消通知データ」を受けたときは、次に掲げるところにより、一部抹消口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知情報データ）を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送</p> <p>（b）取扱時間 一部抹消通知が行われた日の翌営業日の午前3時から午後8時</p> <p>（c）主な通知事項</p> <p>① bの項目</p> <p>② 機構加入者コード</p>	<p>※ 「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。（一部抹消日の前営業日まで可能。）</p> <p>※ 機構から「一部抹消通知情報データ」の通知を受けた直接口座管理機関は、一部抹消口座を開設した者でないときは、直ちに、その直近下位機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）に対し、機構から通知された事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が機構加入者である場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p>

内 容	備 考
<p>d 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理 一部抹消口座を開設する口座管理機関は、株式交換完全親会社からの一部抹消申請の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(6) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、加入者の自己口の保有欄における株式交換完全子会社銘柄の記録の全部の抹消と、抹消した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（割当を受けない株式数を除く。）と同数の株式交換完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、加入者の自己口の質権欄に</p>	<p>※ 一部抹消日（株式交換期日）の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日（株式交換期日）に通知される。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が機構加入者である場合は、機構が確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合は機構）は、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき振替株式の数に満たない場合は、直ちに機構及び株式交換完全親会社に電話及びTarget 保振サイトによりその旨を連絡し、連絡を受けた株式交換完全親会社は、直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>(業 94 条)</p> <p>※ 株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、株式交換完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、株式交換完全子会社銘柄の抹消した振替株式の数（割当を受けない株式数を除く。）と同数の株式交換完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 株式交換期日の業務開始時（午前9</p>

内 容	備 考
<p>おける株式交換完全子会社銘柄の記録の全部の抹消と、抹消した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（割当を受けない株式数を除く。）と同数の株式交換完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数を抹消し、抹消した株式交換完全子会社銘柄と同数（割当を受けない株式数を除く。）の株式交換完全親会社銘柄の記録をする。</p> <p>d 株式交換完全親会社が自己株式を株式交換完全親会社銘柄として移転しようとする場合の機構及び口座管理機関における抹消記録 機構及び口座管理機関（株式交換完全親会社が自己株式を株式交換完全親会社銘柄として移転しようとする場合の当該株式交換完全親会社銘柄が記録された口座を開設する者及びその上位機関に限る。）は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の株式交換完全親会社が移転しようとする株式交換完全親会社の自己株式についての記録がされている口座において、移転される株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の減少の記録をする。</p> <p>e 機構による一部抹消処理結果の通知 (a) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>(b) 機構による株式交換完全親会社に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録をしたときは、その結果を、株式交換完全親会社に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細））にて通知する。</p> <p>(7) 直接口座管理機関による総株主報告</p>	<p>時）に、登録株式質権者管理簿において、株式交換完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（割当を受けない株式数を除く。）と同数の株式交換完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」参照。</p> <p>(業148条)</p>

内 容		備 考													
<p>直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（株式交換期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式交換期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(8) 機構による総株主通知</p> <p>機構は、株式交換に係る株主確定日（株式交換期日の前日）における株式交換完全子会社銘柄の株主について、株式交換完全子会社に対し、株式交換期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p>		<p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業149条)</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>													
<p>2. 株式交換（非対等）の取扱い</p> <p>○ 株式交換についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p>		<p>※ 標準的な処理日程のフロー図については資料2-7-6参照。</p> <p>※ 株式交換完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式交換に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">株式交換完全親会社</th> </tr> <tr> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">株式交換完全子会社</th> <th>振替</th> <td style="background-color: yellow;">本節に記載の手続</td> <td>株式交換完全子会社の振替株式についての取扱廃止の処理（第16節参照）</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>株式交換完全親会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）</td> <td>振替制度外の処理</td> </tr> </tbody> </table>					株式交換完全親会社		振替	非振替	株式交換完全子会社	振替	本節に記載の手続	株式交換完全子会社の振替株式についての取扱廃止の処理（第16節参照）	非振替	株式交換完全親会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）	振替制度外の処理
		株式交換完全親会社													
		振替	非振替												
株式交換完全子会社	振替	本節に記載の手続	株式交換完全子会社の振替株式についての取扱廃止の処理（第16節参照）												
	非振替	株式交換完全親会社の振替株式についての新規記録手続（第2節及び備考欄参照）又は振替手続（自己株式の移転の場合）	振替制度外の処理												

内 容	備 考
<p>完全子会社 A株式会社(振替) A社発行済株式全部の取得</p> <p>完全親会社 B株式会社(振替)</p> <p>A社株主</p> <p>完全子会社化</p> <p>交換対価(B社株式)の交付</p>	
<p>以下においては、株式交換完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式交換（非対等）に際して、株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の株主に対し株式交換完全親会社の振替株式を交付する場合（法第138条）の手続について記載する。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>a 株式交換完全子会社による株式交換に係る事項の通知</p> <p>株式交換完全子会社は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式交換期日の2週間前の日又は株式交換に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p>	<p>※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。</p> <p>(業12条)</p> <p>※ 株式交換完全子会社は、株主総会において株式交換に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、株式交換が行われぬ旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第138条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、</p>

内 容	備 考
<p>① 株式交換完全親会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 株式交換完全子会社銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 交換比率</p> <p>④ 株式交換の日程</p> <p>⑤ 株式交換期日</p> <p>⑥ 株式交換完全親会社銘柄のうち発行に係るものの振替株式の総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑦ 株式交換完全親会社の保有する株式交換完全子会社銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>株式交換完全親会社が機構に対する同意時に届け出た口座（同意後に変更の届出を行なった場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、株式交換に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 株式交換完全子会社は、公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 株式交換完全子会社は、株式交換期日の前営業日までに、割当てを受けない株式交換完全子会社銘柄が記録されている株式交換完全親会社の口座（加入者口座コード）及び口座ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数について（⑦）の確定情報を、Target保振サイトにより機構に通知する。その際、通知した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数が、当該口座に記録された株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数の一部である場合には、その旨を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、aにより⑦について通知を受けたとき又は上記確定情報の通知を受けたときは、通知された口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対して、⑦について通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管</p>

内 容	備 考
<p>⑧ 反対株主の株式買取請求に係る振替株式についての消却予定の有無</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>b 株式交換完全親会社による機構に対する株式交換に係る事項の通知 株式交換完全親会社（機構が取り扱う振替株式の発行者に限る。）は、株式交換に係る決議又は決定をしたときは、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 株式交換完全子会社銘柄及び銘柄コード ② 株式交換完全親会社銘柄及び銘柄コード ③ 交換比率 ④ 株式交換期日 ⑤ 株式交換完全親会社が自己株式を移転しようとするときは、その振替株式の数及び当該自己株式が記録された口座（加入者口座コード）</p>	<p>理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が保有する株式交換完全子会社銘柄は、株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株式交換完全子会社が保有する株式交換完全子会社銘柄は割当てを受ける。</p> <p>※ 株式交換の効力発生日における株式交換完全子会社の自己株式の消却に関する通知等の手続きについては資料2-7-8参照のこと。</p> <p>（業12条）</p> <p>※ 株式交換完全親会社は、株主総会において株式交換に係る議案が否決された場合は、直ちに、機構に対しTarget 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 株式交換期日に株式交換完全親会社が上場等により取扱開始となる場合には、株式交換完全親会社銘柄についての取扱開始時の取扱いの手続（第2節参照）が同時に行われる。</p> <p>※ 機構は、bにより⑤について通知を受けたときは、⑤の口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し</p>

内 容	備 考
<p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、交付する株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数のうち発行に係るものについては、(1) a で株式交換完全子会社から公示情報 (PDFファイル) を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する株式交換に係る事項の通知 機構は、株式交換完全子会社から (1) a の通知を受けた場合は、株式交換期日の1ヶ月前の日に (株式交換期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 株式交換完全子会社銘柄 ② 株式交換完全親会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 株式交換期日 ⑤ 新株式数申告日 ⑥ 調整株式数記録日</p> <p>(4) 機構による総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式交換完全子会社 (及び株式交換完全親会社) に通知する。</p>	<p>て、⑤について通知する (当該通知には⑤の口座ごとの株式数について一部抹消に係る手続が行われる旨を含む)。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、⑤で通知された銘柄及び数が⑤の口座に記録 (又は記載) されているか確認する。記録 (又は記載) されている数が⑤で通知された数に満たない場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>(業 172 条) ※ 機構は、株式交換完全子会社から公示内容に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示の訂正を行う。</p> <p>(業 12 条)</p> <p>(業 146 条) ※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、</p>

内 容	備 考
<p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合W e b 端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日（株式交換期日の前日）の7ヶ月後の日まで、統合W e b 端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 株式交換完全子会社銘柄</p> <p>② 株式交換完全親会社銘柄</p> <p>③ 総株主通知事由（増減資等の種別）</p> <p>④ 配分明細区分</p> <p>⑤ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日）</p> <p>⑥ 効力発生日（株式交換期日）</p> <p>⑦ 株主確定日（株式交換期日の前日）</p> <p>⑧ 割当比率</p> <p>(5) 株式交換完全親会社が自己株式を株式交換完全親会社銘柄として移転しようとする場合の抹消の手続</p> <p>a 株式交換完全親会社による直近上位機関に対する一部抹消申請</p> <p>株式交換完全親会社は、一部抹消をしようとするときは、一部抹消日（株式交換期日）の前営業日から起算して2営業日前の日までに、一部抹消口座を開設した株式交換完全親会社の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して一部抹消申請（法第134条第1項の申請をいう。以下同じ。）をする。</p> <p>① 一部抹消銘柄（株式交換完全親会社銘柄）及び振替株式の数</p> <p>② 一部抹消日（株式交換期日）</p> <p>③ 一部抹消口座</p> <p>④ 一部抹消事由</p> <p>b 株式交換完全親会社による機構に対する一部抹消通知</p> <p>株式交換完全親会社は、自己株式を株式交換完全親会社銘柄として株式交換完全子会社株主に移転しようとする場合は、次に掲げるところにより、機構に対し、一部抹消に係る事項等（一部抹消通知データ）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 一部抹消日（株式交換期日）の前営業日から起算して2営業日前の日までの日の午前3時から午後8時</p>	<p>その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業 95 条)</p> <p>※ 機構加入者が発行者として一部抹消を行う場合は、bの通知をもって左記aの申請を行ったものとする。（施 101 条）</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスN Oを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改め</p>

内 容	備 考
<p>(c) 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一部抹消銘柄 (株式交換完全親会社銘柄) ② 振替株式の数 ③ 一部抹消日 (株式交換期日) ④ 一部抹消口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消事由 ⑥ 株式等リファレンスNO (訂正又は取消の場合) ⑦ 株主確定日 (合併等に伴う一部抹消を行う場合に、当該合併等の株主確定日を入力する。) ⑧ 社内処理用項目 <p>c 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、株式交換完全親会社から「一部抹消通知データ」を受けたときは、次に掲げるところにより、一部抹消口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、一部抹消に係る事項等 (一部抹消通知情報データ) を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 通知手段 ファイル伝送 (b) 取扱時間 一部抹消通知が行われた日の翌営業日の午前3時から午後8時 (c) 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① bの項目 ② 機構加入者コード <p>d 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理</p> <p>一部抹消口座を開設する口座管理機関は、株式交換完全親会社からの一部抹消申請の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項との同一を確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p>	<p>て「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。(一部抹消日の前営業日まで可能。)</p> <p>※ 機構から「一部抹消通知情報データ」の通知を受けた直接口座管理機関は、一部抹消口座を開設した者でないときは、直ちに、その直近下位機関 (一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。) に対し、機構から通知された事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が機構加入者である場合は、機構は「一部抹消通知情報データ」を当該機構加入者に送信する。</p> <p>※ 一部抹消日 (株式交換期日) の前営業日に「一部抹消通知データ」が訂正された場合は、「一部抹消通知情報データ」は一部抹消日 (株式交換期日) に通知される。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が機構加入者である場合は、機構が確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関 (機構が確認を行う場合は機構) は、確認の結果が不一致とな</p>

内 容	備 考
<p>(6) 機構及び口座管理機関による記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に株式交換期日において記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、株式交換期日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数は、次の①～③の合計数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）</p> <p>② 保有欄に記録されている株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているものに限る。）について、特別株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>③ 保有欄に記録されている株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）について、反対株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に株式交換期日において記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、株式交換期日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <p>① 質権欄に記録されている株主ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されていないものに限る。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>② 質権欄に記録されている株主ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（登録株式質</p>	<p>った場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄である振替株式の数が減少すべき振替株式の数に満たない場合は、直ちに機構及び株式交換完全親会社に電話及びTarget 保振サイトによりその旨を連絡し、連絡を受けた株式交換完全親会社は、直ちに一部抹消通知データの訂正等の作業を行う。</p> <p>(業 94 条)</p> <p>※ 株式交換完全親会社が保有する株式交換完全子会社銘柄は、株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 株式交換完全親会社が保有する株式交換完全子会社銘柄は、株式交換完全親会社銘柄の割当てを受けない。</p>

内 容	備 考
<p>権が設定されているものに限る。)にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数</p> <p>(7) 機構加入者による新株式数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、株式交換期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 株式交換期日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 株式交換期日の前営業日の午前9時から午後8時 (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式交換完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数(全加入者分の合算値)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告(担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、株式交換期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 株式交換期日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 株式交換期日の前営業日の午前9時から午後8時 (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 株式交換完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数</p>	<p>(業94条)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から株式交換期日に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せて通知する。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式交換期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・株式交換期日及び株式交換期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して所定の書面を提出する。 ・株式交換期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をし</p>


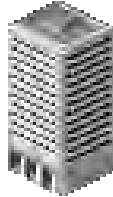

内 容	備 考
<p>(8) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、株式交換完全子会社銘柄の記録の抹消と、(6) a で計算した株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、株式交換完全子会社銘柄の記録の抹消と、(6) b で計算した株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数を抹消し、当該直近下位機関からの</p>	<p>ている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）参照。</p> <p>(業 94 条)</p> <p>※ 株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、株式交換完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の株式交換完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、登録株式質権者管理簿において、株式交換完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の株式交換完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p>

内 容	備 考
<p>新株式数申告に基づき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数を記録する。</p> <p>d 株式交換完全親会社が自己株式を株式交換完全親会社銘柄として移転しようとする場合の機構及び口座管理機関における抹消記録 機構及び口座管理機関（株式交換完全親会社が自己株式を株式交換完全親会社銘柄として移転しようとする場合の当該株式交換完全親会社銘柄が記録された口座を開設する者及びその上位機関に限る。）は、株式交換期日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の株式交換完全親会社が移転しようとする株式交換完全親会社の自己株式についての記録がされている口座において、移転される株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数の減少の記録をする。</p> <p>e 機構による一部抹消処理結果の通知 (a) 機構による直接口座管理機関に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録ををしたときは、その結果を、一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」）にて通知する。</p> <p>(b) 機構による株式交換完全親会社に対する通知 機構は、一部抹消に係る減少の記録ををしたときは、その結果を、株式交換完全親会社に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（T A用）（処理明細）」）にて通知する。</p> <p>(9) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（株式交換期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式交換期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(10) 機構による割当計算 a 割当計算対象株主 機構は、株式交換期日の翌営業日に、株式交換期日の前営業日における株式交換完全子会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、登録質権が設定されている株式交換完全子会社銘柄については、当該株式交換完全子会社</p>	<p>※ 機構は、一部抹消銘柄である振替株式の数について残高不足の場合はエラーとする。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」参照。</p> <p>(業148条) ※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業97条)</p>

内 容	備 考
<p>銘柄が記録されている口座の株主ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数に割当比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない株式交換完全子会社銘柄については、株主ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に割当比率を乗じて株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から株式交換期日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、株式交換期日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(11) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株式交換期日から起算して3営業日目の日に、株式交換期日の前営業日にその口座に株式交換完全子会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 株式交換期日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 株式交換完全親会社銘柄</p> <p>③ 総株主通知事由（増減資の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替株式が交付される場合に調整株式数のう</p>	<p>※ 株主ごとの株式交換完全子会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（株式交換により株式交換完全親会社銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>ち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む)</p> <p>⑤ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整株式数を含む。）</p> <p>⑦ 調整株式数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑧ 調整株式数</p> <p>⑨ 調整株式数の効力発生日</p> <p>(1 2) 機構による総株主通知 機構は、株式交換に係る株主確定日（株式交換期日の前日）における株式交換完全子会社銘柄の株主について、株式交換完全子会社に対し、株式交換期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>(1 3) 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続 a 機構における調整株式数の記録手続 (a) 自己口における増加の記録 機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整株式数の記録手続 (a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p>	<p>(業 149 条)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の株式交換完全親会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び株式交換完全親会社の自己口に記録すべき株式交換完全親会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により株式交換完全子会社に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 97 条)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき株式交換期日に振替口座簿に記録した振替株式の数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容		備 考															
<p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株式交換期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>																	
<p>第7 株式移転の取扱い</p> <p>1. 株式移転（対等）の取扱い</p> <p>○ 株式移転（対等）についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">株式移転設立完全親会社</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">株式移転完全子会社</th> <th>振替</th> <td style="background-color: yellow;">本節に記載の手続</td> <td>株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>株式移転設立完全親会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）</td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>				株式移転設立完全親会社				振替	非振替	株式移転完全子会社	振替	本節に記載の手続	株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）	非振替	株式移転設立完全親会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）	<p>※ 株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。</p>
		株式移転設立完全親会社															
		振替	非振替														
株式移転完全子会社	振替	本節に記載の手続	株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）														
	非振替	株式移転設立完全親会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）														


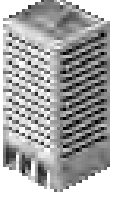

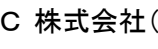
内 容	備 考
<div data-bbox="168 212 1489 718" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>株主 A社株主</p>  <p>設立完全親会社</p>  <p>完全子会社</p>  <p>A株式会社(振替※)</p> <p>C 株式会社(振替)</p> <p>移転対価(C社株式)の交付</p> <p>A社発行済株式全部の取得</p> <p>完全子会社化</p> <p>※ A株式会社は、株式移転の効力発生以後、非振替株式の発行者となる。</p> </div> <p>以下においては、株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式移転（対等）に際して、株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対し株式移転設立完全親会社の振替株式を交付する場合（法第138条）の手續について記載する。</p> <p>なお、特段の記載がない場合は、株式移転に係る株主確定日の翌日が株式移転の効力発生日（株式移転設立完全親会社の設立登記予定日。以下、「株式移転期日」という。）となることを前提とする。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>株式移転完全子会社は、株式移転に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式移転期日の2週間前の日又は株式移転に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p>	<p>※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。</p> <p>(業12条)</p> <p>※ 株式移転完全子会社は、株主総会において株式移転に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、株式移転が行われない旨を通知する。</p> <p>※ 株式移転完全子会社は、株式移転期日前に、機構に対し、株式移転設立完全親会社に係る同意書及び添付書類（ド</p>

内 容	備 考
<p>① 株式移転完全子会社の振替株式の株主に対して株式移転に際して交付する振替株式の銘柄（以下、株式移転設立完全親会社銘柄という。）</p> <p>② 株式移転完全子会社の振替株式の銘柄（以下、株式移転完全子会社銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 移転比率</p> <p>④ 株式移転の日程</p> <p>⑤ 株式移転期日</p> <p>⑥ 株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の発行総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑦ 反対株主の株式買取請求に係る振替株式についての消却予定の有無</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示</p> <p>機構は、(1) で株式移転完全子会社から公示情報（PDFファイル）を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>ラフト）を提出する。また、株式移転設立完全親会社は、株式移転期日以降速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第138条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、上記の株式移転完全子会社が機構に対し提出する株式移転設立完全親会社に係る同意書の添付書類（ドラフト）により届け出た口座とする取扱いとする。</p> <p>※ 株式移転の効力発生日における株式移転完全子会社の自己株式の消却に関する通知等手続きについては資料2-7-8参照のこと。</p> <p>※ 株式移転完全子会社は、公示内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>(業172条)</p> <p>※ 機構は、株式移転完全子会社から公示内容に変更が生じた旨の通知を受けた</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する株式移転に係る事項の通知 機構は、株式移転完全子会社から(1)の通知を受けた場合は、株式移転期日の1ヶ月前の日に(株式移転期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式移転完全子会社銘柄 ② 株式移転設立完全親会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 株式移転期日 ⑤ 株式移転設立完全親会社の口座(調整株式記録口座) <p>(4) 総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式移転完全子会社(及び株式移転設立完全親会社)に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 ※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式移転期日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。 c 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 株式移転完全子会社銘柄 ② 株式移転設立完全親会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資等の種別) ④ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日) ⑤ 効力発生日(株式移転期日) ⑥ 株主確定日(株式移転期日の前日) ⑦ 割当比率 <p>(5) 機構による株式移転完全子会社銘柄の振替の制限</p>	<p>場合は、公示内容の訂正を行う。 ※ 公示についての詳細は、第12節「振替株式の総数等の公示」参照。</p> <p>(業12条)</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業60条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、株式移転期日においては、株式移転完全子会社銘柄の振替を制限する。</p> <p>(6) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、加入者の自己口の保有欄における株式移転完全子会社銘柄の記録の抹消と、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数と同数の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、加入者の自己口の質権欄における株式移転完全子会社銘柄の記録の抹消と、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数と同数の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>c 顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数を抹消し、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数と同数の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(7) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（株式移転期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式移転期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p>	<p>(業94条)</p> <p>※ 株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、株式移転完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）と同数の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、登録株式質権者管理簿において、株式移転完全子会社銘柄についての記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数と同数の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(業148条)</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>

内 容		備 考															
<p>(8) 機構による総株主通知 機構は、株式移転に係る株主確定日（株式移転期日の前日）における株式移転完全子会社銘柄の株主について、株式移転完全子会社に対し、株式移転期日から起算して3営業日後の日に総株主通知を行う。</p> <p>2. 株式移転（非対等）の取扱い ○ 株式移転（非対等）についての手続の概要は、次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="291 542 1108 933"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">株式移転設立完全親会社</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>振替</th> <th>非振替</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">株式移転完全子会社</th> <th>振替</th> <td style="background-color: yellow;">本節に記載の手続</td> <td>株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）</td> </tr> <tr> <th>非振替</th> <td>株式移転設立完全親会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）</td> <td>（振替制度外の手続）</td> </tr> </tbody> </table>				株式移転設立完全親会社				振替	非振替	株式移転完全子会社	振替	本節に記載の手続	株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）	非振替	株式移転設立完全親会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）	<p>（業149条）</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>※ 標準的な処理日程のフロー図については資料2-7-7参照。</p> <p>※ 株式移転完全子会社の株式が振替株式でない場合において、株式移転に際して、株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対し振替株式を交付する場合（法第160条第1項）の手続については、別紙2-2-1参照。</p>
		株式移転設立完全親会社															
		振替	非振替														
株式移転完全子会社	振替	本節に記載の手続	株式移転完全子会社の振替株式についての取扱廃止の手続（第16節参照）														
	非振替	株式移転設立完全親会社の振替株式についての取扱開始時の新規記録手続（第2節及び備考欄参照）	（振替制度外の手続）														

内 容	備 考
<p> 株主 A社株主  </p> <p> 設立完全親会社  </p> <p> 完全子会社  A株式会社(振替※) </p> <p> C 株式会社(振替)  </p> <p> 移転対価(C社株式)の交付 A社発行済株式全部の取得 完全子会社化 </p> <p> ※ A株式会社は、株式移転の効力発生以後、非振替株式の発行者となる。 </p>	
<p> 以下においては、株式移転完全子会社の株式が振替株式である場合において、株式移転（非対等）に際して、株式移転設立完全親会社が株式移転完全子会社の株主に対し株式移転設立完全親会社の振替株式を交付する場合（法第138条）の手続について記載する。 </p> <p> なお、特段の記載がない場合は、株式移転に係る株主確定日の翌日が株式移転期日となることを前提とする。 </p> <p> (1) 発行者の決定事項等の通知 </p> <p> 株式移転完全子会社は、株式移転に係る決議又は決定をしたときは、機構に対し、速やかに（株式移転期日の2週間前の日又は株式移転に係る株主確定日（当該株主確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。 </p>	<p> ※ システム的には振替新株予約権又は振替新株予約権付社債を交付することも可能である。 </p> <p> (業12条) </p> <p> ※ 株式移転完全子会社は、株主総会において株式移転に係る議案が否決された場合は、直ちに機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。当該通知を受けた機構は、機構加入者等に対し、Target 保振サイトにより、株式移転が行われない旨を通知する。 </p> <p> ※ 株式移転完全子会社は、株式移転期日前に、機構に対し、株式移転設立完全親会社に係る同意書及び添付書類（ドラフト）を提出する。また、株式移転設立完全親会社は、株式移転期日以降 </p>

内 容	備 考
<p>① 株式移転設立完全親会社銘柄 ② 株式移転完全子会社銘柄及び銘柄コード ③ 移転比率 ④ 株式移転の日程 ⑤ 株式移転期日 ⑥ 株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の発行総数及び株式の内容（公示情報（PDF））</p> <p>⑦ 反対株主の株式買取請求に係る振替株式についての消却予定の有無</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>（２）機構による公示 機構は、（１）で株式移転完全子会社から公示情報（PDFファイル）を受領したときは、直ちに当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>速やかに、機構に対し、同意書及び添付書類を提出する（機構に提出する同意書及び添付書類については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」参照。）。また、「取扱開始日における株主等の数に係る届出書」を提出する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第138条第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整株式数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整株式数の記録先口座は、上記の株式移転完全子会社が機構に対し提出する株式移転設立完全親会社に係る同意書の添付書類（ドラフト）により届け出た口座とする取扱いとする。</p> <p>※ 株式移転完全子会社は、公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>※ 株式移転の効力発生日における株式移転完全子会社の自己株式の消却に関する通知等手続きについては資料2-7-8参照のこと。</p> <p>（業172条）</p> <p>※ 機構は、株式移転完全子会社から公示内容に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示内容の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第12節「振</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する株式移転に係る事項の通知 機構は、株式移転完全子会社から(1)の通知を受けた場合は、株式移転期日の1ヶ月前の日に(株式移転期日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対して、Target 保振サイトにより以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式移転完全子会社銘柄 ② 株式移転設立完全親会社銘柄 ③ 割当比率 ④ 株式移転期日 ⑤ 株式移転設立完全親会社の口座(調整株式記録口座) ⑥ 新株式数申告日 ⑦ 調整株式数記録日 <p>(4) 総株主通知日程案内 機構は、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総株主通知日程案内を機構加入者及び株式移転完全子会社(及び株式移転設立完全親会社)に通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ol style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 (b) 統合Web端末 株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 <p>※株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から株主確定日(株式移転期日の前日)の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> c 主な通知事項 <ol style="list-style-type: none"> ① 株式移転完全子会社銘柄 ② 株式移転設立完全親会社銘柄 ③ 総株主通知事由(増減資等の種別) ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内(総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日(自/至)、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日) ⑥ 効力発生日(株式移転期日) ⑦ 株主確定日(株式移転期日の前日) ⑧ 割当比率 	<p>替株式の総数等の公示」参照。</p> <p>(業12条)</p> <p>(業146条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総株主通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に株式移転期日において記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、株式移転期日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数は、次の①～③の合計数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）</p> <p>② 保有欄に記録されている株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（特別株主の申出がされているものに限る）について、特別株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>③ 保有欄に記録されている株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（買取口座に記録されている振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）について、反対株主ごとの振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に株式移転期日において記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、株式移転期日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数を算出する。</p> <p>記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <p>① 質権欄に記録されている株主ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されていないものに限る。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>② 質権欄に記録されている株主ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（登録株式質権が設定されているものに限る。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p>	<p>(業 94 条)</p>
<p>(6) 機構加入者による新株式数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、株式移転期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p>	<p>(業 94 条)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間 ア ファイル伝送 株式移転期日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 株式移転期日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 株式移転完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数（全加入者分の合算値）</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、株式移転期日の前営業日に、機構に対し、新株式数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 株式移転期日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合Web端末 株式移転期日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 株式移転完全子会社銘柄 ③ 区分口座に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数</p> <p>(7) 機構による株式移転完全子会社銘柄の振替の制限 機構は、株式移転期日においては、株式移転完全子会社銘柄の振替を制限する。</p>	<p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から株式移転期日に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せた数を通知する。</p> <p>※ 新株式数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 株式移転期日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新株式数申告をした場合は入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新株式数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 株式移転期日及び株式移転期日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 株式移転期日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正できない。 <p>※ 新株式数申告を伴う株主確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別株主管理事務の再委託をしている株式は記録されていないものとする。</p> <p>※ 新株式数申告のデータ設定については接続仕様書「株式等振替システム参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。 (業60条)</p>

内 容	備 考
<p>(8) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、株式移転完全子会社銘柄の記録の抹消と、(5) a で計算した株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、株式移転完全子会社銘柄の記録の抹消と、(5) b で計算した株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数を抹消し、当該直近下位機関からの新株式数申告に基づき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数を記録する。</p> <p>(9) 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、株主確定日（株式移転期日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に係る情報を、株式移転期日及びその翌営業日において「総株主報告データ」として機構に通知する。</p>	<p>(業 94 条)</p> <p>※ 株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、特別株主管理簿及び反対株主管理簿において、株式移転完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別株主及び反対株主ごとに、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（割当てを受けない株式数を除く。）にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>※ 株式移転期日の振替処理終了時（午後3時30分）に、登録株式質権者管理簿において、株式移転完全子会社銘柄の記録を全部抹消するとともに、登録株式質権者ごとに、抹消した株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の株式移転設立完全親会社銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(業 148 条)</p> <p>※ 総株主報告の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p>

内 容	備 考
<p>(10) 機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象株主 機構は、株式移転期日の翌営業日に、株式移転期日の前営業日における株式移転完全子会社銘柄の株主について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総株主報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、登録質権が設定されている株式移転完全子会社銘柄については、当該株式移転完全子会社銘柄が記録されている口座の株主ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数に割当比率を乗じて記録すべき数（端数を切り捨て）を算出し、当該口座に割り当てる。端数は、発行者の口座に割り当てる。 機構は、登録質権が設定されていない株式移転完全子会社銘柄については、株主ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数（当該株主の保有欄に記録されていた数、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている株式の数は含まない。）に割当比率を乗じて株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数を算出する。当該数から株式移転期日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整株式数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。 ① 調整株式数のうち整数 株主の自己口のうち、株式移転期日の前営業日において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座） ② 調整株式数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(11) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、(10)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、株式移転期日から起算して3営業日目の日に、株式移転期日の前営業日にその口座に株式移転完全子会社銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の等事項を通知する。 a 通知手段 ファイル伝送 b 取扱時間 株式移転期日から起算して3営業日目の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p>	<p>(業97条)</p> <p>※ 株主ごとの株式移転完全子会社銘柄である振替株式の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整株式数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者の口座に特別株主として記録されている口座、質権者の口座に株主として記録されている口座又は買取口座に反対株主として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替株式、特別株主の申出のされた振替株式又は買取口座に記録された振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、株主確定日において、その株主、特別株主又は反対株主の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき株式移転設立完全親会社銘柄である振替株式の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（株式移転により株式移転設</p>

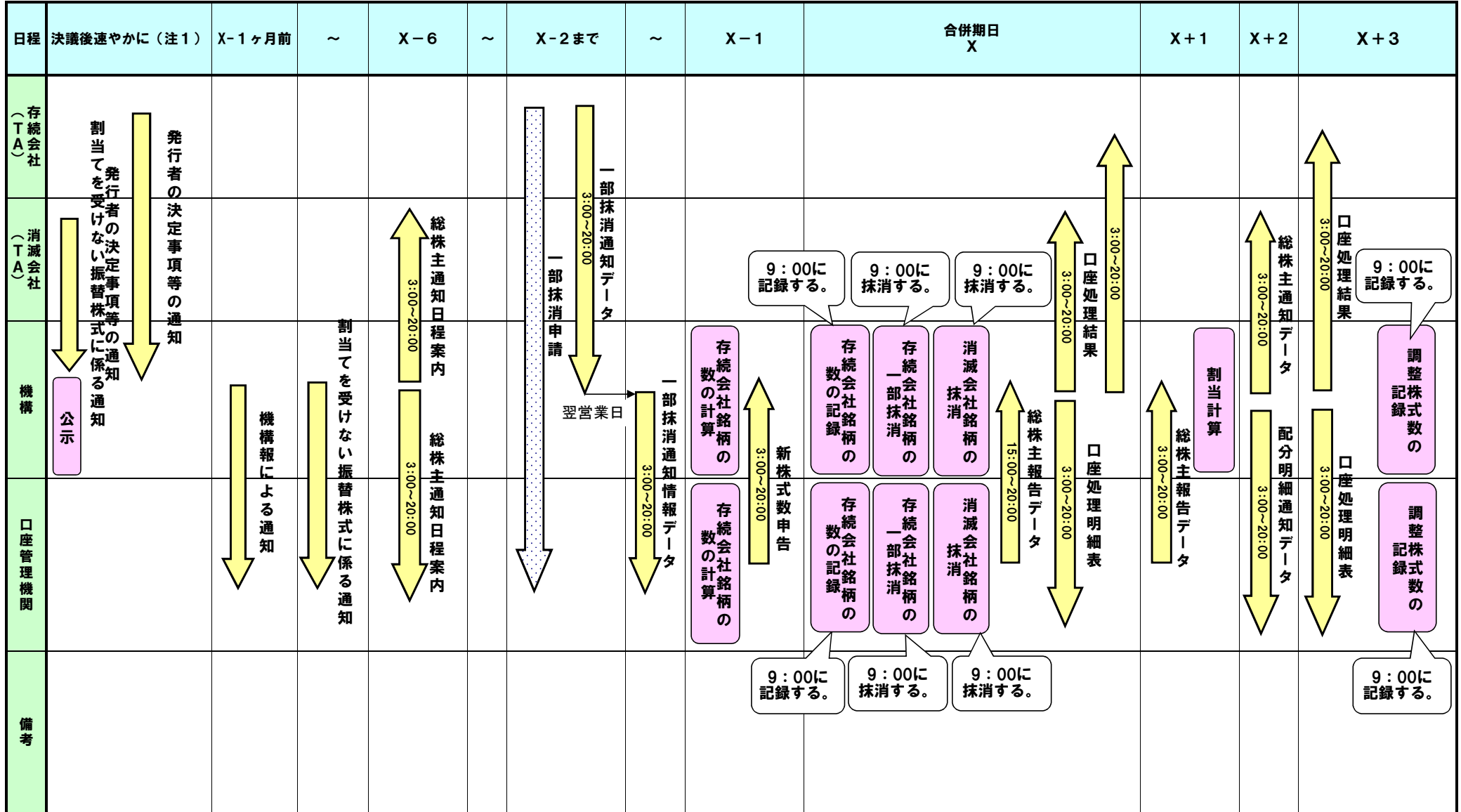
内 容	備 考
<p>c 主な通知事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 株式移転設立完全親会社銘柄 ③ 総株主通知事由（増減資の種別） ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替株式が交付される場合に調整株式数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む） ⑤ 譲渡担保権者、質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整株式数を含む。） ⑦ 調整株式数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整株式数 ⑨ 調整株式数の効力発生日 <p>(12) 機構による総株主通知 機構は、株式移転に係る株主確定日（株式移転期日の前日）における株式移転完全子会社銘柄の株主について、株式移転完全子会社に対し、株式移転期日から起算して3営業日目の日に総株主通知を行う。</p> <p>(13) 機構及び口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>a 機構における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 機構は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その振替株式の数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	<p>立完全親会社銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。)に当該事項を通知する。当該事項の通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業149条)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の株式移転設立完全親会社銘柄の株主ごとの振替株式の数及び株式移転設立完全親会社の自己口に記録すべき株式移転設立親会社銘柄である振替株式の数に係る株主ごとの小数点以下の数を、総株主通知により株式移転設立完全子会社に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の手続の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」参照。</p> <p>(業97条)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新株式数申告に基づき株式移転期日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>b 口座管理機関における調整株式数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整株式数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整株式数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整株式数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、株式移転期日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整株式数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	

以 上

吸収合併（非対等）に係る標準処理日程

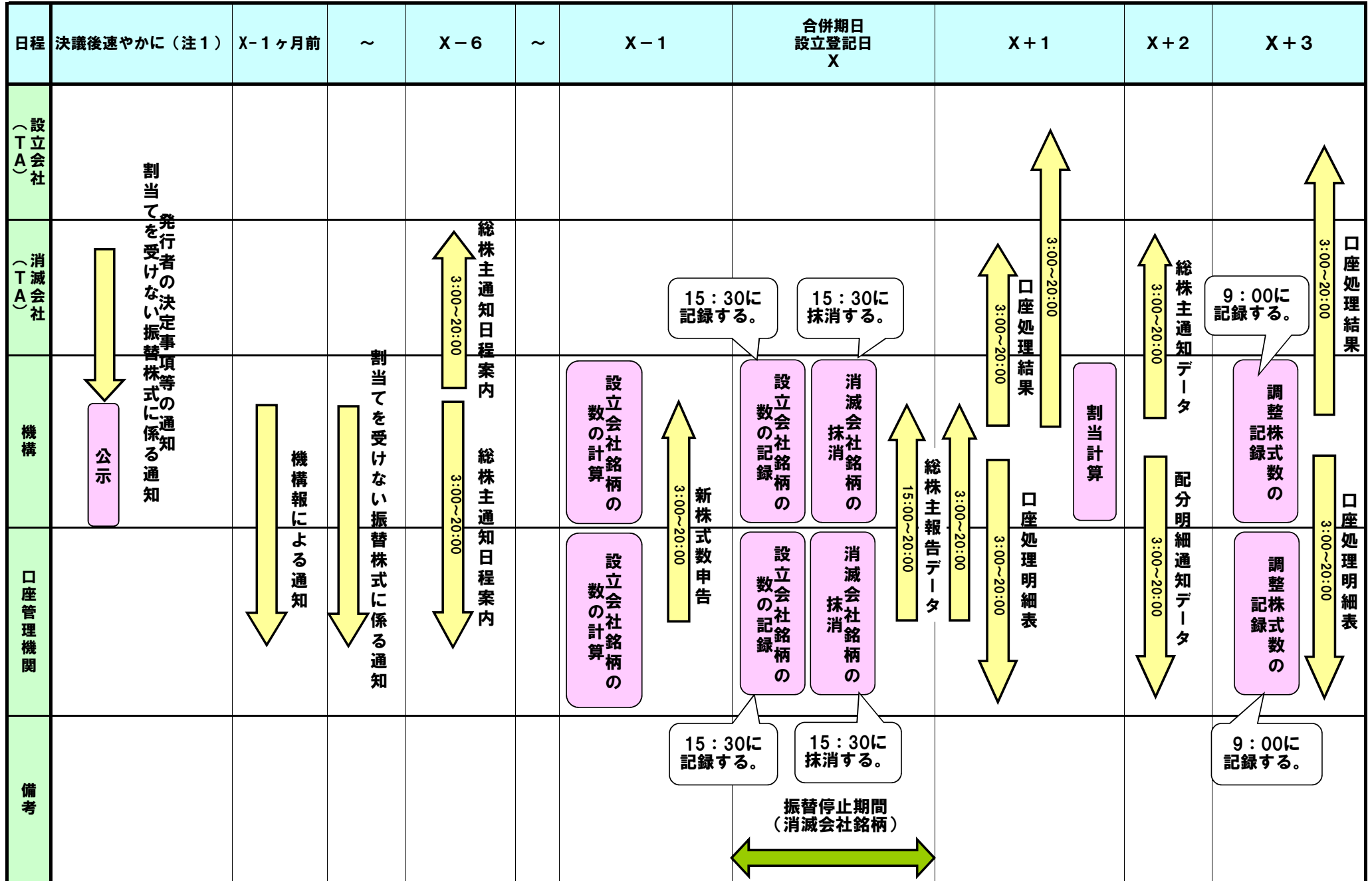
資料2-7-1



（注1）吸収合併期日の2週間前の日又は吸収合併期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

新設合併（非対等）に係る標準処理日程

資料2-7-2



(注1) 新設合併期日の2週間前の日又は新設合併期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

吸収分割に係る標準処理日程

日程	決議後速やかに(注1)	X-1ヶ月前	~	X-6	~	X-2	X-1	分割期日 X	X+1	X+2	X+3
承継会社 (TA)											
分割会社 (TA)											
機構											
口座管理機関											
備考											

(注1) 吸収分割期日の2週間前の日又は吸収分割期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

(注2) オンラインリアルタイム接続又は統合Web端末から行う場合の授受時間帯は午前9時から午後8時まで、ファイル伝送から行う場合の授受時間帯は午前3時から午後8時までとなる。

新設分割に係る標準処理日程

資料2-7-4

日程	決議後速やかに(注1)	X-1ヶ月前	~	X-6	~	X-2	X-1	分割期日 設立登記日 X	X+1	X+2	X+3
(設立会社) (TA)											
(分割会社) (TA)											
機構											
口座管理機関											
備考											

発行者の決定事項等の通知
 割当てを受けない振替株式に係る通知

総株主通知日程案内
 3:00~20:00

新規記録通知データ
 3:00~20:00

設立会社銘柄の
 数の計算

新株式数申告
 3:00~20:00

新規記録通知情報データ
 3:00~20:00

設立会社銘柄の
 増額記録
 (新規記録)

設立会社銘柄の
 減額記録

設立会社銘柄の
 増額記録

公示

総株主報告データ
 15:00~20:00

15:30に
 記録する。
 (分割会社
 の口座)

15:30に
 抹消する。
 (分割会社
 の口座)

15:30に
 記録する。
 (分割会社株
 主の口座)

9:00に
 記録する。
 (分割会社株
 主の口座)

9:00に
 抹消する。
 (分割会社
 の口座)

口座処理結果
 3:00~20:00

割当て計算
 3:00~20:00

総株主報告データ
 3:00~20:00

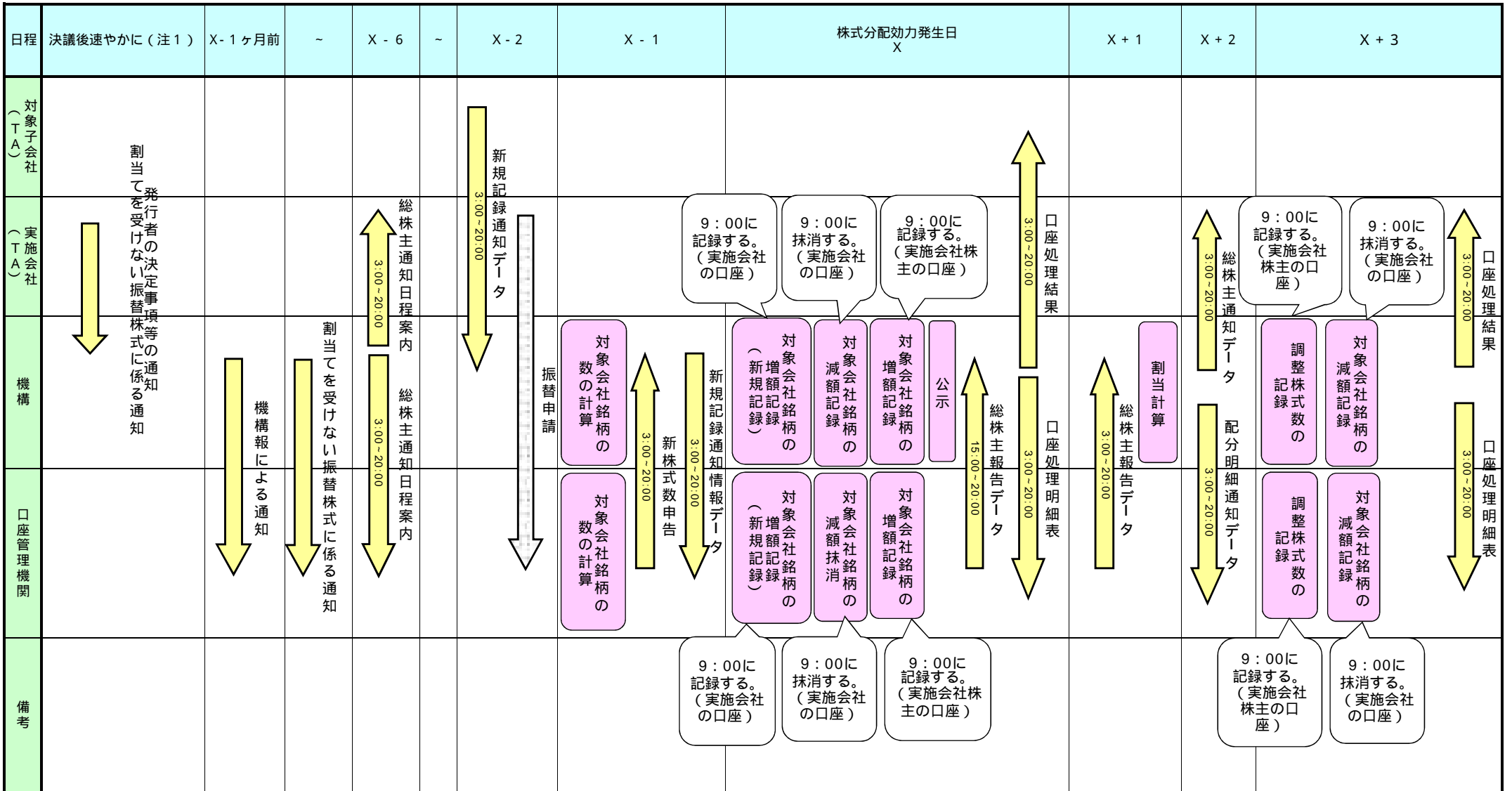
調整株式数の
 記録

設立会社銘柄の
 減額記録

口座処理結果
 3:00~20:00

口座処理明細表
 3:00~20:00

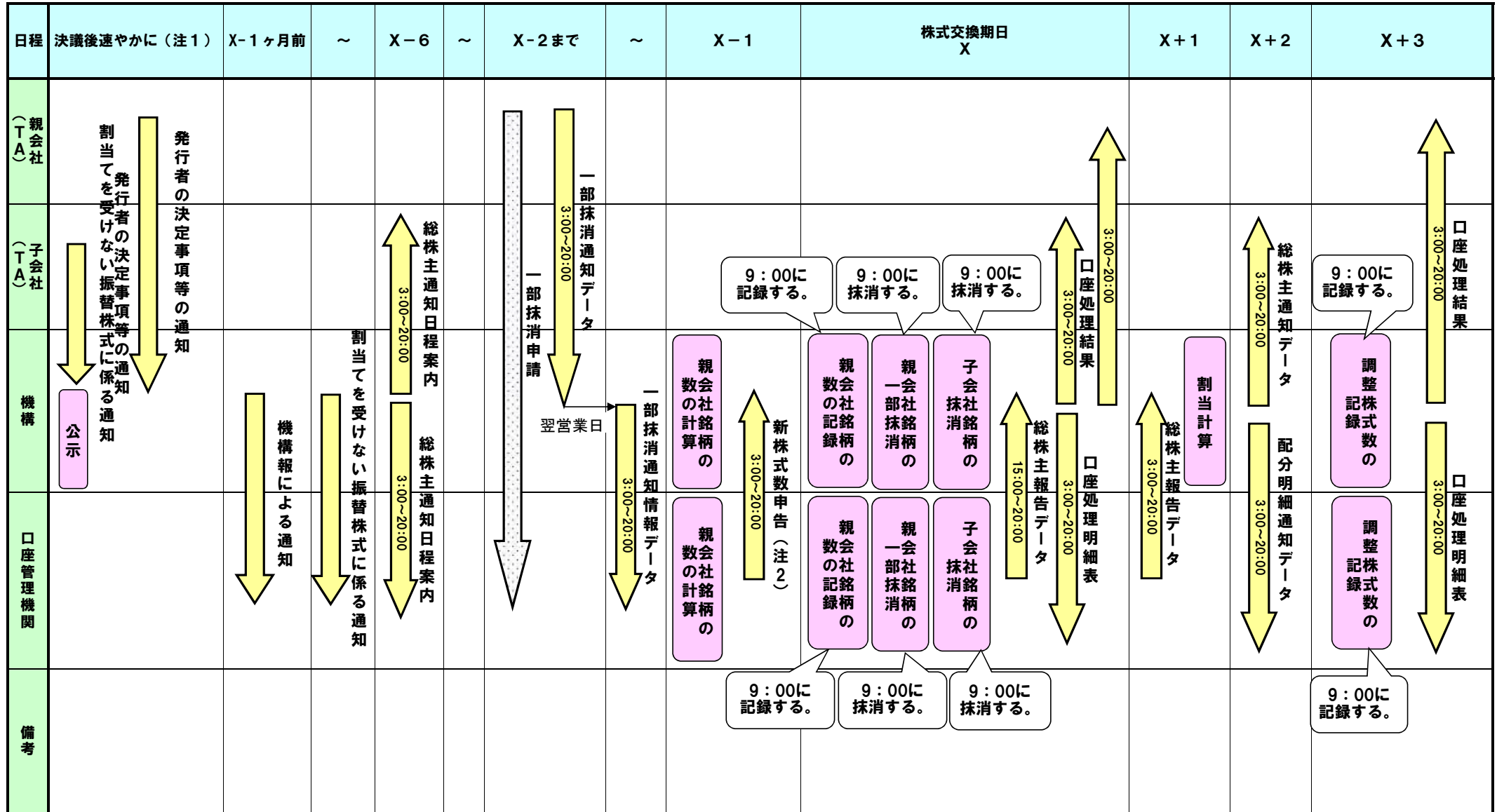
(注1) 新設分割期日の2週間前の日又は新設分割期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで



(注1) 株式分配効力発生日の2週間前の日又は株式分配効力発生日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

株式交換（非対等）に係る標準処理日程

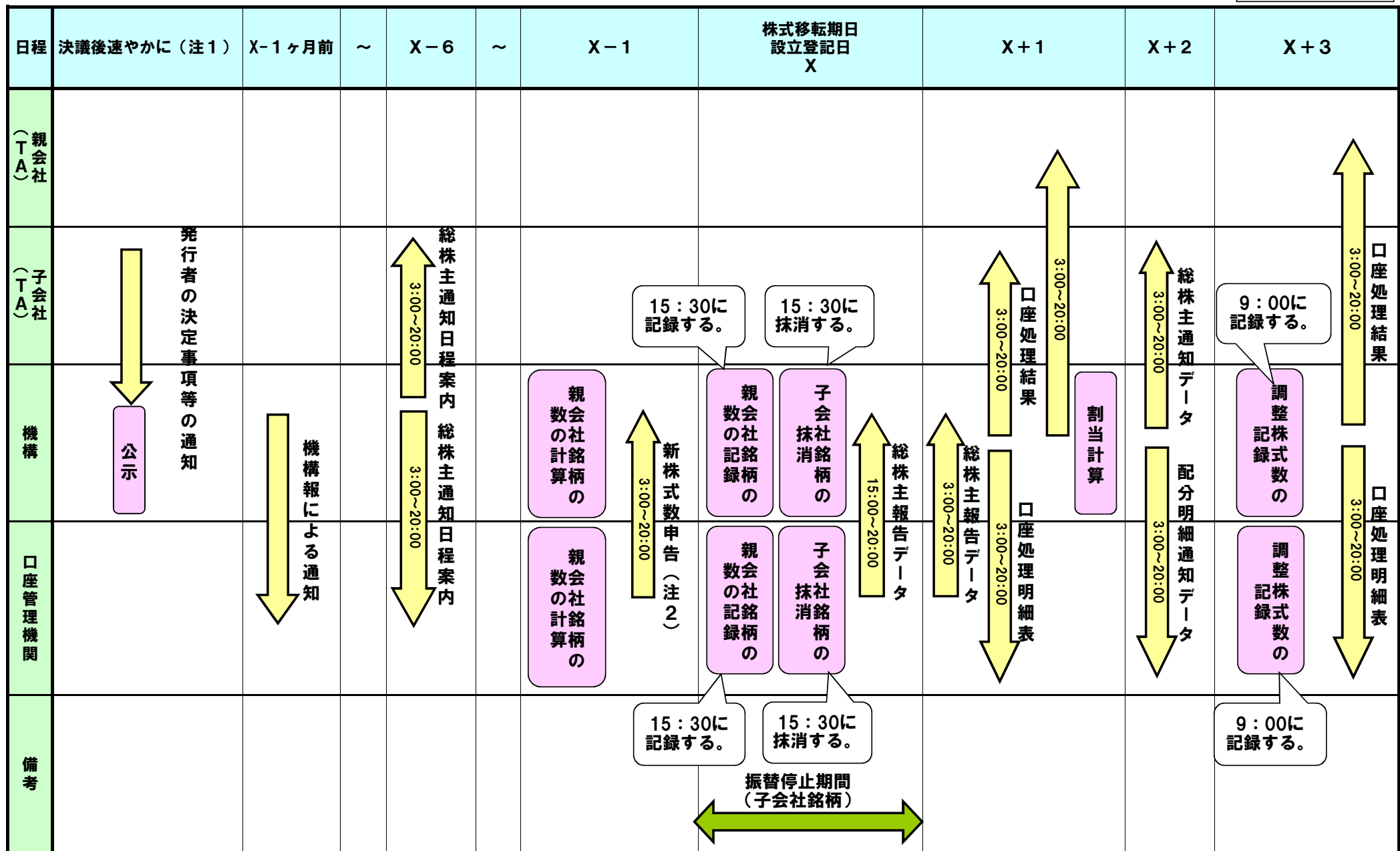
資料2-7-6



(注1) 株式交換期日の2週間前の日又は株式交換期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで
 (注2) 株式交換の効力発生日における株式交換完全子会社の自己株式の消却に関する手続きについては資料2-7-8参照のこと。

株式移転（非対等）に係る標準処理日程

資料2-7-7



(注1) 株式移転期日の2週間前の日又は株式移転期日に係る株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日まで

(注2) 株式移転の効力発生日における株式移転完全子会社の自己株式の消却に関する通知等手続きについては資料2-7-8参照のこと



株式交換又は株式移転の効力発生日における完全子会社の自己株式の消却について

株式交換又は株式移転（以下「株式交換等」という。）において、株式交換完全子会社または株式移転完全子会社（以下「株式交換完全子会社等」という。）の発行する振替株式（以下「株式交換完全子会社銘柄等」という。）に対して対価として振替株式が交付される場合、株式交換完全子会社等の自己株式についても、株式交換等の効力発生日（以下「効力発生日」という。）に、対価として振替株式が交付されることとなる。これに対して、株式交換完全子会社等の自己株式への対価の交付を回避するために、株式交換完全子会社等が効力発生日に自己株式を消却することがある。この効力発生日における株式交換完全子会社銘柄等である自己株式の消却（以下「制度外消却」という。）については、株式交換完全子会社銘柄等が振替株式でなくなった後に振替制度外の手続として行われると考えられていることから、振替法第 134 条に規定する抹消手続によらないこととなる。（なお、株式交換完全子会社等が効力発生日の前に自己株式を消却する場合は、「第 5 節 抹消手続」を参照。）

その一方で、制度外消却を行う場合には、直接口座管理機関において、消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄等については対価が交付されないものとして新株式数申告を行うほか、機構におけるシステム処理において所定の対応が必要となる。

そこで、制度外消却を行う場合の取扱いについて、以下に記載する。

内 容	備考
<p>1. 株式交換完全子会社等による機構への通知</p> <p>株式交換完全子会社等は、制度外消却を行うことを決定したときは、効力発生日の 2 営業日前の 17 時までに、消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄の数等（反対株主の株式買取請求に係る振替株式の数を除く。）を確定したうえで、機構に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項等を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式交換完全子会社等の名称 ② 株式交換完全子会社銘柄等の銘柄コード ③ 消却する日（効力発生日） ④ 消却する自己株式が記録されている株式交換完全子会社等の口座（以下「消却口座」という。）の加入者口座コード（買取口座を除く。） ⑤ 消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄等の数（反対株主の株式買取請求に係る振替株式の数を除く。） ⑥ 反対株主の株式買取請求により取得する株式の消却の有無 	<p>※ 左記の通知の様式については、機構ホームページに掲載の「株式交換等効力発生日における自己株式の消却（ST98-25）」を参照のこと。</p>
<p>2. 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、株式交換完全子会社等から 1. の通知を受けたときは、速やかに、消却口座を開設する直接口座管理機関（消却口座の開設先が間接口座管理機関である場合にはその上位機関である直接口座管理機</p>	

内 容	備 考
<p>関) に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、下記の①から④までについて、消却口座の記録（又は記載）内容と相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>① 株式交換完全子会社等の名称 ② 株式交換完全子会社銘柄等の銘柄コード ③ 消却口座の加入者口座コード ④ 消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄等の数 ⑤ 消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄等については対価が交付されないものとして新株式数申告を行うべき旨</p>	
<p>3. 直接口座管理機関による新株式数申告</p> <p>2. の通知を受けた直接口座管理機関は、消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄等については対価が交付されないものとして、効力発生日の前営業日に新株式数申告を行う。</p>	<p>※2. の通知を受けた直接口座管理機関は、機構からの通知受領時点で既に消却する自己株式である株式交換完全子会社銘柄等についての新株式数申告を行っており、システムを通じて当該新株式数申告を訂正することが困難な場合は、直ちに機構に連絡のうえ、新株式数申告訂正の依頼を行う。</p>

以 上

会社分割(人的分割)・株式分配の処理に係る取扱い

- ・ 会社分割(人的分割)・株式分配が行われる場合の総株主通知日程案内における「総株主通知事由コード」と「増減資等の種別コード」の組み合わせについて

人的分割の方法		吸収分割		新設分割	
		承継会社株式が振替株式	承継会社株式が非振替株式	設立会社株式が振替株式	設立会社株式が非振替株式
剰余金の配当 (会社法 758 条 8 号口又は 763 条 1 項 12 号口)		<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 96 (会社分割一併無) 97 (吸収分割一振替)(※1・2) ・増減資等の種別コード 96 (会社分割一対等) 97 (会社分割一吸収)(※1・2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 32 (その他) ・増減資等の種別コード なし(「増減資等の内容データレコード」配信なし)(※3) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 96 (会社分割一併無) 98 (新設分割一振替)(※1・2) ・増減資等の種別コード 96 (会社分割一対等) 98 (会社分割一新設)(※1・2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 32 (その他) ・増減資等の種別コード なし(「増減資等の内容データレコード」配信なし)(※3)
全部取得条項付種類株式の 取得対価 (会社法 758 条 8 号イ又は 763 条 1 項 12 号イ) (注)当該全部取得条項付種類株式 が振替株式の場合 (※4)	取得対価として承継 会社株式又は設立 会社株式を交付	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 96 (会社分割一併無) 97 (吸収分割一振替)(※1・2) ・増減資等の種別コード 96 (会社分割一対等)(※7) 97 (会社分割一吸収)(※1・2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 23 (会社分割一抹消) ・増減資等の種別コード なし(「増減資等の内容データレコード」配信なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 96 (会社分割一併無) 98 (新設分割一振替)(※1・2) ・増減資等の種別コード 96 (会社分割一対等) 98 (会社分割一新設)(※1・2) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 23 (会社分割一抹消) ・増減資等の種別コード なし(「増減資等の内容データレコード」配信なし)
	取得対価として分割 会社株式を交付(※ 5) (注)当該株式が振替株 式の場合	— (※6)	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 10 (会社分割一振替) ・増減資等の種別コード 16 (条項株式全部) 	— (※6)	<ul style="list-style-type: none"> ・総株主通知事由コード 10 (会社分割一振替) ・増減資等の種別コード 16 (条項株式全部)

※1 株式分配処理については、吸収分割の承継会社株式が振替株式であって、人的分割の方法が剰余金の配当の場合の対応と同様とする。

※2 これらのコードは、会社分割処理のための暫定銘柄コード(機構システム処理の都合上、会社分割(人的分割)・株式分配に係る処理を適切に行うため、機構システムに一時的に登録される銘柄で、一連の手続終了後、削除されるコード)に係るものであり、総株主通知日程案内では通知されず(コード 96 が通知される)、機構報等で通知され、配分明細データに使用される。

暫定銘柄コードについては承継会社株式又は設立会社株式を記録する元となるコードのため、振替株式を発行する分割会社からその発行する振替株式の株主に交付する振替株式である承継会社銘柄等が複数ある場合においては、新株式数申告に際しては複数の暫定銘柄コードをそれぞれ入力して送信する必要があるほか、総株主通知データ、配分明細データでは複数の暫定銘柄コードが設定されたデータが配信される。

※3 このケースにおいては、配当基準日設定にもとづく総株主通知の処理のみが生じ、口座への増減の記録の処理は生じない。

※4 承継会社株式又は設立会社株式が振替株式であって、かつ分割会社株式が振替株式の場合に、全部取得条項付種類株式の取得対価として、承継会社株式又は設立会社株式の交付に加えて分割会社株式の交付を併せて行うことも理屈上は可能と思われるが、そうする必要性が生じることはほとんどありそうになく、実際に行われることは考えがたいため、そのケースへの対応はシステム上想定していない。

※5 会社法施行規則 178 条 2 号又は 179 条 2 号の規定により行われるものを指す。

※6 承継会社株式又は設立会社株式が振替株式であって、かつ分割会社株式が振替株式の場合に、全部取得条項付種類株式の取得対価として、承継会社株式又は設立会社株式の交付をせずに分割会社株式の交付のみを行うことも理屈上は可能と思われるが、そうする必要性が生じることはほとんどありそうになく、実際に行われることは考えがたいため、そのケースへの対応はシステム上想定していない。

※7 口座への減少記録(全部抹消)の部分については、既存のETF上場廃止時の全部抹消処理と同様の処理により対応する(全部抹消の処理区分コードは 585)。

(なお、旧保振制度のときに行われた人的分割においては、人的分割と同時に分割会社で株式併合が行われた例があり、それを想定したコードの組み合わせも用意されているが、ここでは人的分割の処理のみに焦点を当てて整理をしたかったため、この表にはそのケースはあえて記載していない。)

第8節 リコンサイルの手続

内 容	備 考
<p>1. 発行総数と振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 機構における照合</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、毎営業日に、株式の全銘柄について、機構に株主名簿に記録している株式数の合計を通知し、機構は当該株式数と振替口座簿に記録している株式数との一致を確認する。</p> <p>株主名簿と振替口座簿では、株式の増加・減少を記録するタイミングが異なることがあるため、発行者（株主名簿管理人）は株主名簿に記録している株式数を通知するときに、株主名簿と振替口座簿で記録のタイミングが異なるものがあるときは、当該記録のタイミングの違いを調整するための株式数を併せて通知する。</p> <p>また、株式併合等の場合には、振替口座簿では株主確定日の翌営業日に比率による増加又は減少の記録がされるが、株主名簿は総株主通知により記録の変更がされるため、記録のタイミングが異なることとなる。このため、発行者（株主名簿管理人）は、振替口座簿の記録の変更がされた日から株主名簿の記録の変更をするまでの間は、株主名簿の記録が株式併合等による株式数の増減を反映したものではない旨を機構に通知し、必要に応じて株式数を調整するための株式数を通知する。</p> <p>a 発行者（株主名簿管理人）における事務処理</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、毎営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、その取り扱っている全銘柄について、次に掲げる事項等（リコンサイル用残高データファイル）をファイル伝送により通知する。</p> <p>i 銘柄コード</p> <p>ii 合併等の場合に新設・存続会社等の数を消滅会社等の銘柄コードにより通知するときは、その旨</p> <p>iii リコンサイル用残高データファイル送信日（以下、照合日という。）の振替終了時における各銘柄についての以下の事項</p> <p>① 名簿記録数量 株主名簿に記録された株式の合計数（⑤の数を除く。）</p> <p>② 名簿記録数量からの減算調整数量 株主名簿に増加の記録をしたが振替口座簿に増加の記録がされていないものがあるとき又は振替口座簿の減少の記録がされたが株主名簿の減少の記録をしていないものがあるときは、その合計数（⑥の数を除く。）</p> <p>③ 名簿記録数量からの加算調整数量</p>	<p>(業 138 条)</p> <p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、ETF、新株予約権、新株予約権付社債については、リコンサイル用残高データを送信しない。</p> <p>※ 発行者が自己株式を消却する場合には、消却時に振替口座簿の減少の記録（一部抹消）がされるが、株主名簿の減少の記録は、その直後の総株主通知によって行われることから、発行者（株主名簿管理人）は、株主名簿にその減少に係る記録がされる日の前営業日までの間は、消却した株式数を②の数（又は⑥の数）に含めて通知する。</p> <p>※ 株券喪失登録がされている株式数は、①の数に含め、株券喪失登録の抹消日</p>

内 容	備 考
<p>振替口座簿に増加の記録がされたが株主名簿に増加の記録をしていないものがあるときは、その合計数（⑦の数を除く。）</p> <p>④ 未反映フラグ 振替口座簿においては株式併合等に係る記録の変更がされたが、上記①～③までの数が、当該株式併合等に係る記録の変更がされる前のものであるときは、その旨</p> <p>⑤ 未反映の場合の名簿記録数量 ④の未反映フラグのあるときに、株式併合等の効力発生日以降に株主名簿に記録された株式があるときは、その合計数</p> <p>⑥ 未反映の場合の名簿記録数量からの減算調整数量 ④の未反映フラグのあるときに、株式併合等の効力発生日以降に株主名簿に増加の記録をしたが振替口座簿に増加の記録がされていないものがあるとき又は振替口座簿の減少の記録がされたが株主名簿の減少の記録をしていないものがあるときは、その合計数</p> <p>⑦ 未反映の場合の名簿記録数量からの加算調整数量 ④の未反映フラグのあるときに、株式併合等の効力発生日以降に振替口座簿に増加の記録がされたが株主名簿に増加の記録をしていないものがあるときは、その合計数</p> <p>b 機構における事務処理</p> <p>(a) 機構における照合 機構は、照合日の夜間バッチにおいて、全銘柄について、発行者（株主名簿管理人）から通知を受けた数と照合日の振替終了時における振替口座簿に記録していた振替株式の総数について、以下の照合を行う。</p> <p>ア a ④の未反映フラグがないとき 照合日の振替終了時の振替口座簿の数の総数＝①－②＋③</p> <p>イ a ④の未反映フラグがあるとき 照合日の振替終了時の振替口座簿の数の総数＝〔(①－②＋③)×株式併合等に係る比率〕（少数点以下切捨て）＋(⑤－⑥＋⑦)</p> <p>(b) 機構における照合で株式数に相違があることとなった場合の手続 機構は、(a)の照合結果を確認し、相違がある銘柄がある場合には、直ちに、当該銘柄の発行者（株主名簿管理人）に電話及びFAX等にて連絡をする。機構及び株主名簿管理人は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p>	<p>(新規記録の前営業日)までの間は②の数にも含めて通知する。</p> <p>※ 外国人保有制限銘柄について名義書換拒否をしたものがあるときには、その株式数を①に含めて通知する。</p> <p>※ 未反映フラグ(④)があるときは①～③は固定し、その間に生じた株式数の増減は⑤～⑦により通知する。</p> <p>※ 左記の具体例については、資料2-8-1を参照のこと。</p> <p>※ 株式併合等の効力発生日から調整株式数を記録する日の前営業日までの間は、振替口座簿の数の総数(左辺)が発行者からの通知をもとに計算した数(右辺)を上回るときのみ不一致とする。</p> <p>※ 機構は、照合結果に相違が生じた銘柄がある場合には、前営業日(照合日)に当該銘柄の株式数に増減が生じた口座について、その増減が正しく処理されているかについての検証をする。(新規記録がある場合には、新規記録通知</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行者（株主名簿管理人）における照合</p> <p>a 機構における事務処理</p> <p>機構は、毎営業日の午前3時から午後8時までの間に、各株主名簿管理人に対し、当該株主名簿管理人が取り扱う全銘柄について、次に掲げる事項をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 銘柄ごとの振替株式の数（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高）</p> <p>② 前々営業日振替終了時から前営業日振替終了時、前営業日振替終了時から当日振替開始時の間の新規記録又は抹消をした株式数</p> <p>b 発行者（株主名簿管理人）における事務処理</p> <p>(a) 発行者（株主名簿管理人）における照合</p> <p>株主名簿管理人は、機構からaの通知を受けた日に、機構から通知された銘柄ごとの振替株式の数と、その銘柄の発行総数とを照合する。</p> <p>(b) 発行者（株主名簿管理人）における照合で株式数に相違があることとなった場合の手続</p> <p>株主名簿管理人は、(a)の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話及びFAX等にて連絡をする。株主名簿管理人及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) オンライン処理終了後の手続</p> <p>a 機構における事務処理</p> <p>機構は、各機構加入者に対し、毎営業日のオンライン処理終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項等（「残高確認データ」）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード</p>	<p>の数、新規記録された数及び株主名簿管理人が新規記録されたと認識している数の一致を確認する。一部抹消がある場合には、一部抹消通知と一部抹消された数及び株主名簿管理人が一部抹消されたと認識している数の一致を確認する。振替がある場合には、振替元の口座と振替先の口座で同数の増減がされているかを確認する。）</p> <p>※ リコンサイル不一致連絡票（TA用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-14）を参照。</p> <p>（業139条）</p>

内 容	備 考
<p>② 銘柄コード</p> <p>③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替株式の数</p> <p>④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替株式の数</p> <p>b 機構加入者における事務処理</p> <p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から「残高確認データ」の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で株式数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a)の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話及びTarget 保振サイトにて連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>(2) 夜間バッチ終了後</p> <p>a 機構における事務処理 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日、各機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項等（「帳表ファイル（残高・処理明細データ）」）を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>(b) 取扱時間 毎営業日の午前3時から午後8時</p> <p>(c) 通知内容</p> <p>ア 機構加入者別口座残高表</p> <p>① 機構加入者の口座（機構加入者コード）</p> <p>② 株式等、新株予約権付社債等の別（以下「証券種別」という。）</p> <p>③ 帳表データ区分</p> <p>④ 機構加入者の口座に記録された銘柄（銘柄コード）</p> <p>⑤ 前②の銘柄ごとの機構加入者の区分口座に記録された振替株式の数（前営業日の業務終了時、当日の業務開始時、当日の夜間バッチ処理終了時の3区分）</p> <p>⑥ 質権株式の株主又は機構の備える特別株主管理簿に記録された特別株主、信託財産名義管理簿に記録された信託財産名義若しくは反対株主管理簿に記録された反対株主の加入者口座コード</p>	<p>※ リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。</p> <p>※ 機構加入者は、「機構加入者別口座残高表」により、毎営業日の業務終了時に当該機構加入者の口座に記録されていた振替株式の数を翌営業日に把握することができる。</p> <p>※ 「質権株式の株主又は機構の備える特別株主管理簿に記録された特別株主、信託財産名義管理簿に記録された信託財産名義若しくは反対株主管理簿に記録された反対株主の加入者口座コード」は、「帳表データ区分」が、「略式</p>

内 容	備 考
<p>イ 機構加入者別口座処理明細表（口座残高）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者の口座（機構加入者コード） ② 証券種別 ③ 機構加入者の口座に記録された銘柄（銘柄コード） ④ 前営業日の業務終了時、当日の業務開始時又は当日の夜間バッチ処理終了時の別（帳表データ区分） ⑤ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、次の⑥から⑩までに該当しないものの数（普通口残高） ⑥ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、単元未満株式買取請求又は取得請求権付株式の取得請求に係る手続き中の数（手続中残高） ⑦ 機構加入者の口座に記録された振替新株予約権付社債の数のうち、償還期日が到来した数（償還口残高） ⑧ 機構加入者の口座に記録された振替新株予約権付社債の数のうち、振替法第 222 条第 3 項によって交付された書面に記載されたものの数（手続中残高） ⑨ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、特別株主の申出が行われた数、信託財産名義の取扱いの申出が行われた数又は反対株主の通知が行われた数（譲渡担保残高合計） ⑩ 機構加入者の口座に記録された振替株式の数のうち、処分の制限に関する事項の記録がされた数（凍結残高及び凍結残高（譲渡担保）） <p>ウ 機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者の口座（機構加入者コード） ② 証券種別 	<p>質権残高」、「略式質権残高（内信託分数量）」、「登録質権残高」、「登録質権残高（内信託分数量）」、「譲渡担保残高」又は「譲渡担保残高（内信託分数量）」であるときに設定される。この場合、⑤の振替株式の数には、当該株主又は特別株主、信託財産名義若しくは反対株主ごとの数が設定される。</p> <p>※ 機構加入者は、「機構加入者別口座処理明細表（口座残高）」により、毎営業日の業務終了時に当該機構加入者の口座に記録されていた振替株式の数を翌営業日に把握することができる。</p> <p>※ 質権口又は質権信託口に記録された質権株式の株主ごとの数、機構加入者が特別株主の申出を行った場合の特別株主ごとの数、機構加入者が信託財産名義の取扱いの申出（信託財名義の取扱いの包括的な申出を除く。）を行った場合の信託財産名義ごとの数又は機構加入者が反対株主の通知を行った場合の反対株主ごとの数については、前アの「機構加入者別口座残高表」、エの「機構加入者別質権処理明細表（質権残高）」又はカの「機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保残高）」により把握することができる。</p>
	<p>※ 機構加入者は、「機構加入者別口座処理明細表」により、当該機構加入者の</p>

内 容	備 考
<p>③ 機構加入者の口座に記録された銘柄（銘柄コード）</p> <p>④ 振替口座簿に記録された数の増加又は減少等の理由（処理区分コード及び処理識別コード）</p> <p>⑤ 増加又は減少の別（口座残高増減区分）</p> <p>⑥ 増加又は減少した振替株式の数</p> <p>⑦ 信託財産の表示の有無（信託財産表示分）</p> <p>⑧ 増加又は減少が振替によるものであるときは、相手方の機構加入者の口座（相手方機構加入者コード）、社内処理に係る事項（社内処理用項目）及び相手方の機構加入者への通知事項（メッセージ1欄及びメッセージ2欄）その他の振替通知事項</p> <p>⑨ 増加又は減少の記録を行った時刻</p> <p>⑩ センタリファレンスNO、送信者リファレンスNO、株式等レファレンスNO</p> <p>⑪ 増加の記録が、新規記録通知等によるものである場合であって、株式の取得の効力発生日が振替口座簿の記録日と異なるときは、当該効力発生日</p>	<p>口座における前営業日又は当日の夜間バッチ処理における振替株式の数の増加又は減少の別及びその数の履歴を把握することができる。</p> <p>※ 「振替通知事項」の詳細については、第3節を参照。</p>
<p>エ 機構加入者別質権処理明細表（質権残高）</p> <p>① 機構加入者の質権口又は質権信託口（機構加入者コード）</p> <p>② 証券種別</p> <p>③ 前営業日の業務終了時、当日の業務開始時又は当日の夜間バッチ処理終了時の別（帳表データ区分）</p> <p>④ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された銘柄（銘柄コード）</p> <p>⑤ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された質権株式の株主の加入者口座コード</p> <p>⑥ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された前⑤の株主に係る振替株式の数のうち略式質であるものの数（略式質権残高）</p> <p>⑦ 機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された⑤の株主に係る振替株式の数のうち、機構の備える登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者となるべき旨の申出を行った数（登録質権残高）</p>	<p>※ 機構加入者は、「機構加入者別質権処理明細表（質権残高）」により、当該機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された質権株式の株主ごとの数及び機構の備える登録株式質権者に記録された登録株式質権者となるべき旨の申出を行った数を把握することができる。</p>
<p>オ 機構加入者別質権処理明細表（質権処理明細）</p> <p>「機構加入者別質権処理明細表（質権処理明細）」による通知内容は、ウの「機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細）」に準ずる。</p>	<p>※ 機構加入者は、「機構加入者別質権処理明細表（質権処理明細）」により、当該機構加入者の質権口又は質権信託口における前営業日又は当日の夜間バッチ処理における振替株式の数の増加又は減少の別及びその数の履歴を把握す</p>
<p>カ 機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保残高）</p>	

内 容	備 考
<p>① 機構加入者の保有口（担保専用口又は信託財産名義通知信託口を除く。以下このカにおいて同じ。）（機構加入者コード）</p> <p>② 証券種別</p> <p>③ 前営業日の業務終了時、当日の業務開始時又は当日の夜間バッチ処理終了時の別（帳表データ区分）</p> <p>④ 機構加入者の保有口に記録された銘柄（銘柄コード）</p> <p>⑤ 機構加入者が特別株主の申出又は信託財産名義の取扱いの申出（信託財産名義の取扱いの包括的な申出を除く。）により機構に通知した特別株主又は信託財産名義の加入者口座コード</p> <p>⑥ 機構加入者の保有口に記録された前⑤の特別株主又は信託財産名義に係る振替株式の数（譲渡担保残高）</p> <p>キ 機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保処理明細） 「機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保処理明細）」による通知内容は、ウの「機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細）」に準ずる。</p> <p>(d) 統合 Web 端末による CSV ファイルダウンロード機能 機構加入者は、統合 Web 端末のオンライン時間帯において、当該端末を通じて指定した条件により、次の情報を取得することができる。</p> <p>ア 証券口座残高一覧データ（当日） 「証券口座残高一覧データ（当日）」により取得することができる内容は、前（C）イの「機構加入者別口座処理明細表（口座残高）」に準ずる。</p> <p>イ 証券口座処理明細データ（当日） 「証券口座処理明細データ（当日）」により取得することができる内容は、前（C）ウの「機構加入者別口座処理明細表（口座処理明細）」に準ずる。</p>	<p>ることができる。</p> <p>※ 機構加入者は、「機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保残高）」により、当該機構加入者の保有口に記録された振替株式の数のうち、機構の特別株主管理簿に記録された当該機構加入者が特別株主の申出を行った特別株主ごとの数、機構の信託財産名義管理簿に記録された当該機構加入者が信託財産名義の取扱いの申出を行った信託財産名義ごとの数及び機構の反対株主管理簿に記録された当該機構加入者が反対株主の通知を行った反対株主ごとの数を把握することができる。</p> <p>※ 機構加入者は、「機構加入者別譲渡担保処理明細表（譲渡担保処理明細）」により、当該機構加入者の保有口における前営業日又は当日の夜間バッチ処理における振替株式の数の増加又は減少の別及びその数の履歴を把握することができる。</p> <p>※ 統合 Web 端末による CSV ファイルのダウンロードは、毎営業日の口座残高及び口座処理明細を、当日中に取得したい場合に利用する。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構加入者における事務処理</p> <p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構からの前 a. の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で株式数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、前 (a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話及び Target 保振サイトにて連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>3. 間接口座管理機関における照合 間接口座管理機関とその直近上位機関との間における照合は、前 2. の事務処理に準じる。</p>	<p>(業 140 条)</p>

以 上

リコンサイル確認資料

1. 株主名簿管理人は、毎営業日の午後8時までの間に、機構に対し、その取り扱っている全銘柄について、次に掲げる事項をファイル伝送により通知するものとする。

- 照合日(当日)
- 株主名簿管理人名

(明細部)

- 銘柄コード
- 照合日の業務終了時における各銘柄についての以下の事項

- ① 株主名簿に記録された株式の合計数(⑤の数を除く。)
- ② 株主名簿に増加の記録をしたが振替口座簿に増加の記録がされていないものがあるとき(例 新規記録通知日から新規記録日までの間や、株券喪失登録)又は振替口座簿の減少の記録がされたが株主名簿の減少の記録をしていないものがあるとき(例 自己株消却)は、その合計数(⑥の数を除く。)
- ③ 振替口座簿に増加の記録がされたが株主名簿に増加の記録をしていないものがあるとき(例 募集株式の新規記録で株主名簿管理人におけるシステム処理のタイミングにより発生とのこと。)は、その合計数(⑦の数を除く。)
- ④ 振替口座簿においては株式併合等に係る記録の変更がされたが、上記①～③までの数が、当該株式併合等に係る記録の変更がされる前のものであるときは、その旨
- ⑤ ④に規定するときに、株式併合等の効力発生日以降に株主名簿に記録された株式があるときは、その合計数
- ⑥ ④に規定するときに、株式併合等の効力発生日以降に株主名簿に増加の記録をしたが振替口座簿に増加の記録がされていないものがあるとき又は振替口座簿の減少の記録がされたが株主名簿の減少の記録をしていないものがあるときは、その合計数
- ⑦ ④に規定するときに、株式併合等の効力発生日以降に振替口座簿に増加の記録がされたが株主名簿に増加の記録をしていないものがあるときは、その合計数

(参考)各項目のイメージ

- ①及び⑤は、株主名簿の株数
- ②及び⑥は、株主名簿の株数が振替口座簿の株数よりも多くなる場合の、多くなる数
- ③及び⑦は、株主名簿の株数が振替口座簿の株数よりも少くなる場合の、少くなる数
- ④は、①～③の数字が未確定であるときに、その旨を示すフラグ。

2. 機構は、株主名簿管理人から前1. の通知を受けた日の夜間バッチにおいて、全銘柄について、株主名簿管理人から通知を受けた数と当該営業日の業務終了時における振替口座簿に記録していた振替株式の総数について、以下の照合を行う。

○上記④に規定するとき以外のとき
当該日の業務終了時の振替口座簿の数の総数＝①－②＋③

○上記④に規定するとき
当該日の業務終了時の振替口座簿の数の総数＝少数切捨て[(①－②＋③) × 株式併合等に係る比率]＋(⑤－⑥＋⑦)

※ 株式併合等の効力発生日から調整株式数を記録する日の前日までの間は、上記の照合に代わり、当該日の業務終了時の振替口座簿の数の総数(機構加入者の新株式数申告で通知された数の合計数)が、右辺の数を上回らないことの確認のみを行うこととする。

(注1)この資料は、リコンサイルのパターン・イメージを示すことを目的としたものであり、表中の日付は仮置きである。
(注2)説明の都合上、表中、②及び⑥はマイナス表記としているが、株主名簿管理人から機構へのファイル伝送でマイナス符号を付すことは予定していない。

1 新規記録通知(第三者割当等)

	4月1日	4月2日	4月4日
		払込期日	新規記録日
株主名簿		増加(1000)	
振替口座簿			増加(1000)
①	10,000	11,000	11,000
②		-1,000	
③			
④			
⑤(①')			
⑥(②')			
⑦(③')			
機構計算結果	10,000	10,000	11,000

4月2日

第三者割当に係る払込みがあり株主名簿に増加を記録した。(当該日に新規記録通知を行った。)

⇒ 株主名簿に1000株の増加が記録されたので①に1000株を増加する。株主名簿に増加の記録をしたが振替口座簿に増加の記録がされていないので②に当該株数を入力する。

4月4日

振替口座簿に増加が記録された。

⇒ 株主名簿に増加の記録をしたが振替口座簿に増加の記録がされていない数が解消されたので、②を入力しない。

2 新規記録通知(Non-DVP等で、事務上の理由により株主名簿の記録が遅れるケース)

	4月1日	4月2日	4月3日
		払込期日・新規記録日	
株主名簿			増加(1000)
振替口座簿		増加(1000)	
①	10,000	10,000	11,000
②			
③		1,000	
④			
⑤(①')			
⑥(②')			
⑦(③')			
機構計算結果	10,000	11,000	11,000

4月2日

公募に係る払込みがあり振替口座簿に増加(1000株)を記録した。しかし、何らかの理由で同日に株主名簿に増加の記録ができなかった。

⇒ 振替口座簿に増加の記録がされたが、株主名簿に増加の記録がされていないことから、③に1000株を入力する。

4月3日

株主名簿に増加の記録をした。

⇒ 株主名簿に増加が記録されたので①を増加する。振替口座簿に増加の記録がされたが株主名簿に増加の記録がされていない数が解消されたので、③を入力しない。

3 自己株消却

	4月1日	4月2日	10月4日
株主名簿		自己株消却	総株主通知
振替口座簿		減少(1000)	減少(1000)
①	10,000	10,000	9,000
②		-1,000	
③			
④			
⑤(①')			
⑥(②')			
⑦(③')			
機構計算結果	10,000	9,000	9,000

4月2日

自己株消却が行われ振替口座簿に減少を記録した。しかし、総株主通知が行われていないので株主名簿に減少の記録はされていない。

⇒ 振替口座簿に減少の記録がされたが、株主名簿に減少の記録がされていないことから、②に1000株を入力する。

10月4日

総株主通知が行われ株主名簿に減少の記録が行われた。

⇒ ①に総株主通知による変更後の株主名簿の株数を入力する。振替口座簿に減少の記録がされたが株主名簿に減少の記録がされていない数が解消されたので、②を入力しない。

4 株券喪失登録

	4月1日 (喪失登録)	4月2日 喪失登録抹消	4月3日 新規記録
株主名簿			
振替口座簿			新規記録(1000)
①	10,000	10,000	10,000
②	-1,000	-1,000	
③			
④			
⑤(①')			
⑥(②')			
⑦(③')			
機構計算結果	9,000	9,000	10,000

4月1日

喪失登録がされている株数がある。

⇒ 株主名簿に記録されているが振替口座簿に増加の記録がされていないことから、②に1000株を入力する。

4月3日

喪失登録抹消に係る振替口座簿の増加の記録がされた。

⇒ 株主名簿に記録されているが振替口座簿に増加の記録がされていない数が解消されたので、②を入力しない。

5 株式分割 (1:2 以下同じ。)

	4月1日	4月2日 効力発生	4月5日	4月6日 総通知の反映
株主名簿				
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)	
①	10,000	10,000	10,000	20,000
②				
③				
④		Y	Y	
⑤(①')				
⑥(②')				
⑦(③')				
機構計算結果	10,000	20,000	20,000	20,000
振替口座簿	10,000	19,995	20,000	20,000

※ 株主名簿管理人においては、総株主通知の翌営業日(調整株数を記録する日)に株主名簿の記載を更新することが考えられるが、ここでは、何らかの理由でその翌営業日に株主名簿の記載を更新した場合を想定。

4月2日

4月1日を株主確定日、4月2日を効力発生日とする株式分割(1:2)が行われ、4月2日には振替口座簿が機構システムの計算結果により変更された。(注:増加比率が整数倍以外の場合には新株式数申告により変更される。)

⇒ 振替口座簿において株式分割に係る記録の変更がされたが、株主名簿において株式分割に係る記録の変更がされていないことから、④にその旨(ここではYとしている。)を入力する。

4月5日

機構において、株主について名寄せをして計算した結果、生じた調整株式数を振替口座簿の各株主及び会社の口座に増加を記録した。

⇒ ①～⑥については影響なし。(以下、調整株式数の記録については説明を省略します。)

4月6日

株主名簿において総株主通知による記録がされた。

⇒ ①に総株主通知による変更後の株主名簿の株数を入力する。振替口座簿において株式分割に係る記録の変更がされたが、株主名簿において株式分割に係る記録の変更がされていない状態が解消されたので、④を入力しない。

6 株式分割+自己株消却(ver.1)

	4月1日 自己株消却	4月2日	4月5日	4月6日
		効力発生		総通知の反映
株主名簿				減少(2000)
振替口座簿	減少(1000)	新株数の記録	調整株数(5)	
①	10,000	10,000	10,000	18,000
②	-1,000	-1,000	-1,000	
③				
④		Y	Y	
⑤(①')				
⑥(②')				
⑦(③')				
機構計算結果	9,000	18,000	18,000	18,000
振替口座簿	9,000	17,995	18,000	18,000

株式分割の株主確定日以前に自己株消却がされていたケース。4月6日に総株主通知によって株主名簿には分割に係る記録の変更及び自己株消却に係る減額(効力発生後の2,000株)も行われた。

⇒ 3の例と5の例との組合せ

7 株式分割+自己株消却 (ver. 2)

	4月1日	4月2日	4月5日	4月6日
		効力発生	自己株消却	総通知の反映
株主名簿				
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)、減少(2000)	
①	10,000	10,000	10,000	20,000
②				-2,000
③				
④		Y	Y	
⑤(①')				
⑥(②')			-2,000	
⑦(③')				
機構計算結果	10,000	20,000	18,000	18,000
振替口座簿	10,000	19,995	18,000	18,000

6のバリエーション。

4月5日

株式分割の株主確定日後の4月5日に自己株消却がされ、振替口座簿に減少の記録がされた。

⇒ 株主名簿に分割に係る記録の変更がされていない状況で、振替口座簿の減少の記録がされたが株主名簿の減少が行われていないことから、その数を⑥に入力する。

4月6日

総株主通知による株主名簿の記録の変更がされた。しかし、当該総株主通知は4月1日現在のものであるため、4月5日の自己株消却に係る減少は反映されない。

⇒ ①に総株主通知による変更後の株主名簿の株数を入力する。株主名簿に分割に係る記録の変更がされていない状況ではなくなったが、自己株消却分について、振替口座簿の減少の記録がされたが株主名簿の減少が行われていない状態は解消されないため、⑥の数を②に移動する。

8 株式分割+喪失登録 (Ver.1)

	4月1日	4月2日	4月3日	4月5日	4月6日
		効力発生			総通知の反映
	(喪失登録)	喪失登録抹消	新規記録(親+子)		
株主名簿			増加(100)(子)		
振替口座簿		新株数の記録	新規記録(200)	調整株数(5)	
①	10,000	10,000	10,000	10,000	20,000
②	-100	-100	-100	-100	
③					
④		Y	Y	Y	
⑤(①')			100	100	
⑥(②')					
⑦(③')			100	100	
機構計算結果	9,900	19,800	20,000	20,000	20,000
振替口座簿	9,900	19,795	19,995	20,000	20,000

喪失登録が抹消された株式+喪失登録がされていた株式に対して割り当てられた分割新式の合計株式数の新規記録

喪失登録が抹消された株式に対して割り当てられた分割新株式の合計株

株式分割の株主確定日以前に喪失登録がされた株式があるケース。

4月3日

4月2日に株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過して喪失登録が抹消された。これに伴い、株主名簿において、喪失登録が抹消された株式及び喪失登録株式に係る分割新株についての記録がされた。また、同株式について、振替口座簿の喪失登録者の口座に記録された。

⇒ 喪失登録株式に係る分割新株については、株式分割の効力発生日以降に株主名簿及び振替口座簿に記録されたこととなるので、⑤に100株を入力する。また、喪失登録が抹消された株式については、同日においては振替口座簿のみに増加の記録がされたこととなるので、⑦に100株を入力する。(④の旨がある間は、①～③は固定し、その間の株数の増減は⑤～⑦で通知する。)

総株主通知は19,800で来るので、TAにて喪失分(親)

TAにて喪失分(子)100を名簿反映。振替口座簿も記録される

TAにて喪失分(親)100を振替口座簿に反

4月6日

総株主通知により株主名簿の記録が変更された。

⇒ ①に総株主通知による変更後の株主名簿の株数を入力する。株主名簿において株式分割に係る記録の変更がされていない状況が解消されたので、④には入力しない。

9 株式分割+喪失登録 (Ver.2)

	4月1日	4月2日	4月5日	4月6日
	(喪失登録)	効力発生	喪失登録抹消	総通知の反映 新規記録(親+子)
株主名簿				
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)	新規記録(200)
①	10,000	10,000	10,000	20,000
②	-100	-100	-100	
③				
④		Y	Y	
⑤(①')				
⑥(②')				
⑦(③')				
機構計算結果	9,900	19,800	19,800	20,000
振替口座簿	9,900	19,795	19,800	20,000

総株主通知は
19,800で来るので、
TAにて喪失分(親

喪失登録が抹消さ
れた株式+喪失登
録がされていた株
式に対して割り当
てられた分割新株
式の合計株式数の

株式分割の株主確定日以前に喪失登録がされた株式があるケース(8のバリエーション)。

4月6日

総株主通知により株主名簿の記録が変更された。

また、4月5日に株券喪失登録日の翌日から起算して一年を経過して喪失登録が抹消された。これに伴い、株主名簿において、喪失登録が抹消された株式及び喪失登録株式に係る分割新株についての記録がされた。また、同株式について、振替口座簿の喪失登録者の口座に記録された。

⇒ ①に、総株主通知による株数に、喪失登録が抹消された株式及び喪失登録に係る分割新株それぞれの株数を加えた数を入力する。株主名簿に分割に係る記録の変更がされていない状況が解消されたので、④を入力しない。②の数は分割効力発生後の200株となるところであるが、同日に喪失登録が抹消された株式が振替口座簿に記録されたので、株主名簿に記録があるが振替口座簿に増加が記録されていない状況が100株について解消されるので、②から100株を減じる。

10 株式分割+喪失登録 (Ver.3)

	4月1日	4月2日	4月5日	4月6日	4月7日
	(喪失登録)	効力発生	喪失登録抹消	総通知の反映 喪失登録抹消	新規記録(親+子)
株主名簿					
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)		新規記録(200)
①	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000
②	-100	-100	-100	-200	
③					
④		Y	Y		
⑤(①')					
⑥(②')					
⑦(③')					
機構計算結果	9,900	19,800	19,800	19,800	20,000
振替口座簿	9,900	19,795	19,800	19,800	20,000

総株主通知は
19,800で来るので、
TAにて喪失分(親

喪失登録が抹消さ
れた株式+喪失登
録がされていた株
式に対して割り当
てられた分割新株
式の合計株式数の

株式分割の株主確定日以前に喪失登録がされた株式があるケース(9のバリエーション)。

4月7日 4月6日に喪失登録が抹消された株式の記録

TAにて喪失分(親+
子)200を名簿反映。口

リコンサイル確認資料

11 株式分割+第三者割当等 (ver.1)

	4月1日 新株数申告	4月2日 効力発生	4月5日	4月6日 総通知の反映
株主名簿		記録(1000)		
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)、記録(1000)	
①	10,000	10,000	10,000	21,000
②				
③				
④		Y	Y	
⑤(①')		1,000	1,000	
⑥(②')		-1,000		
⑦(③')				
機構計算結果	10,000	20,000	21,000	21,000
振替口座簿	10,000	19,995	21,000	21,000

4月2日

株式分割の株主確定日後の4月2日に第三者割当に係る払込みがあり株主名簿に増加を記録した。(当該日に新規記録通知を行った。)

⇒ 株主名簿に分割に係る記録の変更がされていない状況で、株主名簿に1000株の増加が記録されたので⑤に1000株を増加する。当該数については振替口座簿に増加が記録されていないことから⑥の数にも当該株数を入力する。

4月5日

第三者割当に係る振替口座簿の増加の記録がされた。

⇒ 株主名簿に分割に係る記録の変更がされていない状況で、株主名簿に増加の記録がされたが振替口座簿に増加が記録されていない状態が解消されたことから⑥の数を入力しない。

4月6日

総株主通知により振替口座簿に増加が記録された。

⇒ ①に総株主通知による変更後の株主名簿の株数を入力する。

12 株式分割+第三者割当等 (ver.2)

	4月1日 新株数申告	4月2日 効力発生	4月5日	4月6日 総通知の反映
株主名簿			記録(1000)	
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)	記録(1000)
①	10,000	10,000	10,000	21,000
②				
③				
④		Y	Y	
⑤(①')			1,000	
⑥(②')			-1,000	
⑦(③')				
機構計算結果	10,000	20,000	20,000	21,000
振替口座簿	10,000	19,995	20,000	21,000

株式分割の株主確定日後の4月5日に第三者割当に係る払込みがあり株主名簿に増加を記録した。4月6日に総株主通知による株主名簿の変更をした。また、振替口座簿に第三者割当に係る振替口座簿の増加の記録をした。(11の例のバリエーション)

13 株式分割+第三者割当等 (ver.3)

	4月1日 新株数申告	4月2日 効力発生	4月5日	4月6日 総通知の反映	4月7日
株主名簿				記録(1000)	
振替口座簿		新株数の記録	調整株数(5)		記録(1000)
①	10,000	10,000	10,000	21,000	21,000
②				-1,000	
③					
④		Y	Y		
⑤(①')					
⑥(②')					
⑦(③')					
機構計算結果	10,000	20,000	20,000	20,000	21,000
振替口座簿	10,000	19,995	20,000	20,000	21,000

株式分割の株主確定日後の4月6日に総株主通知による株主名簿の変更をするともに、第三者割当に係る払込みがあり株主名簿に増加を記録した。4月7日に第三者割当に係る振替口座簿の増加の記録をした。(11の例のバリエーション)

14 新設合併(A社、B社は消滅し、C社を設立。A社1株に対しC社1株、B社1株に対しC社2株を割当て)

(1)A社

	4月1日	4月2日	4月5日	4月6日
株主名簿		消滅		
振替口座簿				
①	20,000	20,000	20,000	
②				
③				
④		Y'	Y'	
⑤(①')				
⑥(②')				
⑦(③')				
機構計算結果	20,000			

※ 前回案では、新銘柄コードの確定分、未確定分として旧銘柄の株数を通知いただくことを予定していました。これについて、3以上の会社が合併等をする場合に対応が困難との御指摘を頂きましたことから、通知方法を変更しました。
 ※ 本案では、合併の効力発生日から総株主通知による株主名簿の変更がされる日の前日までの間は、旧銘柄コードにて旧銘柄コード分の株数を通知いただき(A社コードにて旧A社の株主名簿の株数を御報告いただき、B社コードにて旧B社の株主名簿の株数を御報告いただきます。)これを基に機構にて照合をすることとしています。
 ※ なお、旧銘柄に対して新銘柄が1対1で割り当てられる場合であっても、④にフラグを立てていただくことが必要となります。(1対1の場合のフラグと1対1ではない場合のフラグとを異なるものとするかは、機構にて検討します。)

(2)B社

	4月1日	4月2日	4月5日	4月6日
株主名簿	新株数申告	消滅		
振替口座簿				
①	10,000	10,000	10,000	
②				
③				
④		Y	Y	
⑤(①')				
⑥(②')				
⑦(③')				
機構計算結果	10,000			

TAがC社としてリコンサイルデータを通知するまでの間は、旧銘柄コードフラグを付けて送信する。

TAがC社としてリコンサイルデータを通知するまでの間は、旧銘柄コードフ

(3)C社

	4月1日	4月2日	4月5日	4月6日
株主名簿		登記		総通知の反映
振替口座簿				
①				40,000
②				
③				
④				
⑤(①')				
⑥(②')				
⑦(③')				
機構計算結果		40,000	40,000	40,000

銘柄について送信すべき数値がない場合には、当該銘柄についての通知はいただかないイメージです。

4月1日を株主確定日、4月2日を効力発生日(登記日)としてA社、B社を消滅し、C社を新設する新設合併が行われた。A社1株に対しC社1株、B社1株に対しC社2株を割り当てた。

4月2日

株主名簿は会社名が変更される(A社⇒C社、B社⇒C社)が、総株主通知が行われていないので合併比率に係る増減は記録されていない。

⇒A社及びB社は存在しないので、照合の対象外となり、C社株式についての照合が行われることとなる。C社株式の照合は、旧A社コード、旧B社コードを利用して行う。具体的には、旧A社のコードにより旧A社に係る株数を通知し、旧B社コードのコードにより旧B社に係る株数を通知する。旧銘柄コードで通知するものには、旧銘柄コードフラグを付す。

第9節 総株主通知に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 総株主通知事由、通知株主等及び総株主通知請求</p> <p>(1) 総株主通知事由</p> <p>機構は、振替株式、振替株式の発行者又は機構について、次の から までに掲げる事由(以下「総株主通知事由」という。)のいずれかが生じることになったときは、それぞれに定める日を総株主通知(法第151条第1項に規定する通知をいう。以下同じ。)に係る株主確定日として、発行者に対して総株主通知を行う。</p> <p>発行者がその発行する振替株式の株主の権利に係る基準日(会社法第124条第1項に規定する基準日をいう。以下同じ。)を定めたとき 当該基準日</p> <p>特定の銘柄の振替株式について株式併合の効力発生日が到来したとき 当該株式併合の効力発生日の前日</p> <p>機構及び口座管理機関が、発行者による機構に対する全部抹消の通知(発行者がその発行する振替株式の全部を抹消しようとする場合の通知をいう。)又は全部取得の通知(発行者がその発行する取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の全部を取得しようとする場合の通知をいう。)に基づき、特定の銘柄の振替株式の記載又は記録の全部を抹消したとき 当該抹消した日の前日</p> <p>事業年度を1年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過したとき(発行者が会社法第454条第5項に規定する中間配当に係る基準日を定めたときを除く。) 当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日の前日</p> <p>機構が振替業を営む者の指定(法第3条第1項の指定をいう。)を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合(法第41条第1項の規定により、指定が効力を失った場合をいう。)であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日</p> <p>機構が特定の銘柄の振替株式の取扱いを廃止したとき 当該取扱いを廃止した日の前日</p> <p>裁判所が会社更生法(平成14年法律第154号)第194条第1項に規定する基準日を定めたとき 当該基準日</p>	<p>(業144条)</p> <p>、及び に掲げる事由に該当する場合に、法第151条第7項の規定に基づき、発行者が機構に対して行う通知については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>会社法第297条第4項に基づき裁判所の許可を得た株主が、株主総会を招集するための基準日を定めたときについても、 に該当する。</p> <p>から までの事由にあつては、法第151条第1項各号に定める日の前日を振替制度における株主確定日として取り扱っている。</p> <p>発行者は、同一銘柄に係る株主確定日に、機構が別に定める総株主通知事由の優先順位(資料2-9-1を参照。)が同一となるコーポレートアクションを行うことはできない。ただし、定款不記載の期中配当の基準日を株式交換の日の前日に設定する場合等で、総株主通知事由の優先順位が同一であっても総株主通知等の処理に影響を与えないものであり、かつ、機構に対して事前相談の上実施する</p>

内 容	備 考
<p>(2) 通知株主等 株主確定日における総株主通知の対象とする株主（登録株式質権者となるべき旨の申出があるときは、当該申出をした質権者を含む。以下「通知株主等」という。）は、次の から までに掲げる数について、それぞれに定める者とする。</p> <p>加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式の数(次の 及び に掲げる数を除く。) 当該口座の加入者</p> <p>加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式の数のうち特別株主管理簿(特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。) に記載又は記録がされている数 特別株主管理簿に記載又は記録がされている数に係る特別株主</p> <p>加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権株式の数(次の に掲げる数を除く。) 当該質権株式に係る株主</p> <p>加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権株式の数のうち登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている数 当該口座の加入者(当該加入者が転質権者である場合において、転質をした質権者が登録株式質権者であるときは、当該質権者を含む。) 及び当該登録株式質権者管理簿に記載又は記録がされている数に係る株主</p> <p>加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替株式の数のうち反対株主管理簿に記載又は記録がされているもの(その買取の効力が生じていないものに限る。) の数 反対株主管理簿に記載又は記録がされている数に係る反対株主</p> <p>(3) 総株主通知請求 発行者は、正当な理由があるときは、機構に対して、当該発行者が定める株主確定日の株主についての総株主通知の請求(以下「総株主通知請求」という。) を次の a から f までに掲げるところにより行うことができる。</p>	<p>ものについては、この限りでない。 発行者は、原則として、既に設定されている株主確定日の前後 7 営業日の期間に属する日を新たな総株主通知に係る株主確定日とすることはできない。</p> <p>(業 145 条)</p> <p>機構加入者の信託口に記載がされている振替株式の数のうち信託財産名義管理簿に記載又は記録されている数については、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている数に係る信託財産名義を通知株主等とする。</p> <p>加入者が転質権者である場合において、転質をした原質権者(転質権設定者) が登録株式質権者であるときには、当該原質権者も通知株主等となる。</p> <p>(業 151 条、施 195 条)</p>

内 容	備 考
<p>a 総株主通知請求の理由の申告</p> <p>法第 151 条第 8 項は、発行者による総株主通知請求について、「正当な理由があるとき」との制約を課しているが、実務的には、発行者からの請求の受付に際して、機構が「正当な理由」の有無を確認する実務を構築・運用するのは困難であると考えられた。</p> <p>そのため、株式等振替制度の実施に向けた関係者の協議の場において、発行者が行う「正当な理由」の取扱いに関する検討が行われ、行政官庁から提示された「総株主通知の請求・情報提供請求に関する正当な理由の解釈指針」(以下「解釈指針」という。)に沿って関係者が事務処理を行うことが、日本証券業協会の主宰する証券受渡・決済制度改革懇談会において行政官庁を含む関係者により承認された。</p> <p>このような経緯から、機構では、当該解釈指針に掲げられた次の事由のうちの該当するものを、発行者に対して、請求時に申告させるものとしている。</p> <p>(a) 解釈指針の定める正当な理由の類型</p> <p>発行者は、次に掲げる類型のいずれかに該当するときは、「正当な理由」があるものとして、機構に対して、総株主通知請求を行うことができる(次の(b)に該当する場合を除く。)</p> <p>発行者が、法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に基づき株主に對して通知をするために必要があるとき。</p> <p>発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所(金融商品取引所)に提供するために必要があるとき。</p> <p>発行者が、株主に対し、株主優待制度の実施その他振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき。</p> <p>上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。</p> <p>定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。</p> <p>(b) 正当な理由が認められない場合</p> <p>発行者は、前(a)の「正当な理由」の類型のいずれかに該当する事情が存在するときでも、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、機構に対して総株主通知請求を行うことはできない。</p> <p>人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。</p>	<p>機構は、発行者が解釈指針に定める「正当な理由」以外の事由により行う総株主通知請求については、その請求を受理しない。</p> <p>新株予約権、株式及び新株予約権付社債の無償割当ての対象となる株主を確定するための総株主通知請求を行う場合には、左記の または に該当するものと考えられる。</p>

内 容	備 考
<p>犯罪目的を有するとき。 公序良俗に反するとき。 第三者への漏えいを目的とするとき。 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。</p> <p>b 通知期限 株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日</p> <p>c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総株主通知等請求書」を機構に対して提出する。</p> <p>d 取扱時間 随時</p> <p>e 通知内容 株主確定日</p> <p>総株主通知請求の対象となる銘柄 総株主通知請求を行う理由</p>	<p>株主確定日が休業日である場合は、当該休業日の前営業日が株主確定日である場合と同じ通知期限とする。</p> <p>総株主通知等請求書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-01）を参照。 ただし、新株予約権、株式及び新株予約権付社債の無償割当ての対象となる株主を確定する場合は、「総株主通知等請求書（会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用）」を機構に対して提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式（ST80-06）を参照。</p> <p>通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。</p> <p>（業152条、施197条） 発行者は、原則として既に設定した株主確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな株主確定日として総株主通知請求をすることはできない。</p>

内 容	備 考
<p>総株主通知請求を行う理由が正当と認められない目的に該当するか否かの別 新株予約権、株式及び新株予約権付社債の無償割当ての対象となる株主を確定する場合は、割当てをする新株予約権、株式及び新株予約権付社債の別</p> <p>f 総株主通知請求に関する特例 発行者は、四半期末時点における議決権の状況等の株主に関する情報を開示するために、事業年度ごとに四半期会計期間の末日が到来する都度、当該日を株主確定日とする総株主通知請求を行おうとするときは、あらかじめ機構に対してその旨を届け出ることにより、届出日の属する事業年度の翌事業年度の開始日以降に到来する四半期会計期間の末日ごとの総株主通知請求を省略することができる。</p> <p>2. 総株主通知の手続 (1) 機構加入者及び発行者に対する総株主通知日程案内等の通知 機構は、総株主通知事由が生ずることとなったとき又は総株主通知請求を受理したときは、当該総株主通知事由又は総株主通知請求に係る株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、機構加入者及び発行者に対して、総株主通知に係る処理日程等に関する事項(以下「総株主通知日程案内」という。)を、次のaからcまでに掲げるところにより通知する。 また、総株主通知事由が取扱廃止、取得条項付株式の全部取得、合併、株式交換、株式移転又は会社分割のいずれかに係る場合であって、振替株式の交付を伴わないもの等であるときには、機構は、「総株主通知日程案内」を、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、株主確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う(以下「取扱廃止事前通知」という。) 「総株主通知日程案内」又は「取扱廃止事前通知」(以下「総株主通知日程案内等」という。)を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総株主通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。)</p> <p>a 機構加入者及び発行者に対する通知 (a) 通知方法 ファイル伝送及び統合Web端末(ただし、発行者に対してはファイル伝送に限る。)</p>	<p>(業146条、施34条及び183条) 発行者が株主名簿管理人を選任しているときは、機構と発行者との間の2以降の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う(後記3(2)の通知を除く。) 「取扱廃止事前通知」の通知対象となる具体的な通知事由については、資料2-9-1参照。</p> <p>同一の株主確定日に複数の総株主通知事由が重複して生ずることとなった場合には、これらの総株主通知事由のうち、機構が別に定める総株主通知事由の優先順位(資料2-9-1を参照。)に従って、一の総株主通知対象銘柄につき、一の総株主通知事由を総株主通知日程案内等に</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知内容</p> <p>ア 基本的な内容</p> <p>株主確定日</p> <p>株主確定日に係る振替株式の銘柄（以下「総株主通知対象銘柄」という。）(銘柄コード)</p> <p>総株主通知事由</p> <p>直接口座管理機関が機構加入者口座ごとに機構に報告すべき総株主報告の対象となる総株主通知対象銘柄である振替株式の数（以下「総株主報告対象株式数」という。）の通知日（総株主報告対象株式数通知日）</p> <p>「総株主報告データ」の報告期間（総株主報告データ報告日（自）及び総株主報告データ報告日（至））</p> <p>発行者に対する総株主通知の通知日（以下「総株主通知日」という。）</p> <p>「配分明細通知データ」が通知されるか否かの別（配分明細区分）</p> <p>「配分明細通知データ」の通知日（配分明細通知日）</p> <p>調整株式数記録日（口座簿記載予定日）</p> <p>配分される銘柄（配分銘柄コード）</p> <p>イ 増減資等に係る内容</p> <p>「総株主通知日程案内」において、株主確定日が、取得条項付株式の全部取得、株式併合、株式分割、株式無償割当て、新株予約権（新株予約権付社債）無償割当て、株主有償割当増資、合併、株式交換、株式移転又は会社分割（以下「増減資等」という。）のいずれかに係る場合であって、振替株式の交付を伴うもの等であるときは、前ア以外に次の内容についても通知する。</p> <p>また、「取扱廃止事前通知」において、株主確定日が、取得条項付株式の全部取得又は会社分割の場合であって、振替株式の交付を伴うもの等であるときにも、「総株主通知日程案内」と同様に</p>	<p>より通知する。</p> <p>左記に掲げる通知方法のほか、Target 保振サイトにより、すべての総株主通知事由を通知する。</p> <p>統合Web端末では、総株主通知日程案内等を当該通知に係る株主確定日の7か月後の日までの間、照会することができる。</p> <p>(施 184 条)</p> <p>「株主確定日」については、暦日ベースで通知する。</p> <p>「総株主報告対象株式数通知」については、後記(3)を参照。</p> <p>「総株主報告データ」については、後記(4)を参照。</p> <p>「配分明細通知データ」及び「調整株式数」については、第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」及び第7節「発行者の組織再編に係る手続」を参照。</p> <p>増減資等に係る内容の通知対象となる具体的な通知事由については、資料2-9-1を参照。</p> <p>左記に該当する場合(株主有償割当増資を除く。)には、原則として、口座管理機関は新株式数申告を行わなければなら</p>

内 容	備 考
<p>通知する。</p> <p>増減資等の種別 対価交付比率、減少比率、増加比率又は割当比率（割当比率（分子）及び割当比率（分母）） 増減資等の効力発生日（効力発生日） 増減資等の効力の発生が登記による場合の登記予定日（登記日）</p> <p>増減資等により交付される銘柄（合算先銘柄コード）</p> <p>b 総株主通知日程案内等を受けた機構加入者及び発行者における取扱い 通知を受けた機構加入者は、総株主通知日程案内等の内容を確認する。 通知を受けた発行者は、総株主通知日程案内等の内容を確認し、その内容に誤りがあるときは、速やかに機構に対してその旨の報告を行う。</p> <p>c 総株主通知日程案内等の変更、追加及び取消し 機構は、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる事項を付加した訂正後の総株主通知日程</p>	<p>ない。また、機構から機構加入者に対しては「配分明細通知データ」を通知する。詳細については、第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」及び第7節「発行者の組織再編に係る手続」を参照。</p> <p>「総株主通知日程案内」において、「登記日」は合併（新設）株式移転及び会社分割（新設分割設立会社株式を新設分割会社の株主に交付するものに限る。）の場合に設定する。また、「取扱廃止事前通知」において、「登記日」は設定しない。</p> <p>「総株主通知日程案内」において、「合算先銘柄コード」は取得条項付株式の全部取得、合併、株式移転、株式交換及び会社分割（吸収分割承継会社株式又は新設分割設立会社株式を吸収分割会社又は新設分割会社の株主に交付するものに限る。）の場合に設定する。また、「取扱廃止事前通知」において、「合算先銘柄コード」は、取得条項付株式の全部取得の場合に設定する。</p> <p>「株主確定日」は暦日ベースで通知されるが、当該日が休業日である場合には、その前営業日を株主確定日として取り扱う。以下同じ。 左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>通知方法及び通知内容等は、通常の場合</p>

内 容	備 考
<p>案内等を機構加入者及び発行者に対して通知する。</p> <p>通知済の総株主通知日程案内等の内容を変更する必要がある場合 変更である旨 「総株主通知日程案内」の通知後（株主確定日の前営業日から起算して5営業日前を過ぎた日） 又は「取扱廃止事前通知」の通知後（株主確定日の前営業日から起算して11営業日前を過ぎた日）に、総株主通知対象銘柄の追加が発生した場合 追加である旨 通知済の総株主通知日程案内等に係る総株主通知が不要となった場合 取消しである旨</p> <p>(2) 直接口座管理機関に対する「登録済加入者データ」の通知</p> <p>a 直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、「総株主通知日程案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、株主確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、直接口座管理機関（申出省略機構加入者及び信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。）に対して、次の（a）及び（b）に掲げるところにより「登録済加入者データ」を通知する。</p> <p>機構は、「登録済加入者データ」により、直近の総株主通知（他の銘柄に係るものを含む。）に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日（今回の株主確定日から起算して6営業日前の日までの間（以下「通知対象期間」という。）に、直接口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを当該直接口座管理機関に対して通知する。</p> <p>機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p>	<p>合と同一。</p> <p>「取扱廃止事前通知」の変更、追加又は取消しが発生した場合であって、既に「総株主通知日程案内」が通知されているときは、「総株主通知日程案内」の変更、追加又は取消しのみを通知する。</p> <p>通知対象期間中に「加入者情報データ（変更）」や「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」により通知された加入者に係る情報は、「登録済加入者データ」の通知対象外である。通知対象期間中に、「加入者情報データ（新規登録）」により登録を行った後に、加入者口座コードの変更を行った場合には、変更前の加入者口座コードのみが通知されるため注意する。</p> <p>通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日（今回の株主確定日から起算して6営業日前の日）までに「加入者情報データ（削除）」に基づき削除の旨の登録を行っていても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。</p> <p>「総株主通知日程案内」の変更、追加</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 通知内容 新たに加入者口座情報が登録された加入者の加入者口座コード 新たに加入者口座情報が登録された加入者に係る「加入者情報データ(新規登録)」の機構への提出日(株主等通知用データへの登録日) 通知対象期間(登録期間(自)及び登録期間(至))</p> <p>b 「登録済加入者データ」を受けた直接口座管理機関における取扱い 機構に対する加入者情報の通知漏れは、総株主通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。 口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、株主確定日において通知株主等となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報(変更も含む。)がある場合には、株主確定日の前営業日までに「加入者情報データ(新規登録)」又は「加入者情報データ(変更)」等を通知しなければならない。 なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、株主確定日に総株主通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を報告する。</p> <p>(3) 直接口座管理機関に対する「総株主報告対象株式数通知」の通知 a 機構における総株主報告対象株式数の確定 機構は、株主確定日の業務終了時における振替口座簿に記録された総株主対象銘柄である振替株式の数及び株主確定日の翌営業日における申出省略機構加入者からの特別株主管理事務委託状況の報告(株主確定日分)に基づいて、機構加入者口座ごとの総株主報告対象株式数を算出する。</p>	<p>及び取消しがある場合は、「登録済加入者データ」も併せて通知される。このときの「登録済加入者データ」には、当初の「総株主通知日程案内」に係る「登録済加入者データ」で通知した内容は含まれない。 加入者情報の通知については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>左記の報告は電話等により行う。</p> <p>機構は、機構における特別株主管理事務委託状況に係る突合処理に不一致が生じた場合には、申出省略機構加入者が通知する「特別株主管理事務委託状況報告</p>

内 容	備 考
<p>b 直接口座管理機関に対する「総株主報告対象株式数通知」の通知</p> <p>機構は、株主確定日の翌営業日に、次の(a)から(c)までに掲げるところにより、直接口座管理機関に対して、当該直接口座管理機関が行うべき総株主報告の対象となる総株主報告対象株式数(総株主報告対象株式数がゼロである場合を含む。)の通知(以下「総株主報告対象株式数通知」という。)をする。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送及び統合Web端末</p> <p>(b) 通知内容 株主確定日 機構加入者コード 総株主通知対象銘柄(銘柄コード) 機構の振替口座簿に記録されている総株主通知対象銘柄である振替株式の数(振替口座簿数量) 直接口座管理機関が他の機構加入者に特別株主管理事務を再委託している場合には、当該再委託に係る総株主通知対象銘柄である振替株式の数(特別株主管理事務委託状況報告数量)</p>	<p>データ」による報告内容を正しい情報であるものと推定して総株主報告対象株式数の算出をする。</p> <p>特別株主管理事務委託状況の報告については、第3節「振替手続」を参照。 (業147条、施185条)</p> <p>機構は、機構における「総株主報告データ(機構作成成分)」の作成対象である機構加入者の自己口についても、総株主報告対象株式数を通知する。</p> <p>ファイル伝送では、株主確定日の翌営業日の午後3時から午後8時までの間に「総株主報告対象株式数通知」を取得することができる。</p> <p>統合Web端末では、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日に、「総株主報告対象株式数通知」を照会することができるが、株主確定日の翌営業日の午後3時までは、特別株主管理事務委託状況に係る報告内容が反映されていないため注意する。</p> <p>申出省略機構加入者が、機構に対し「特別株主管理事務委託状況報告データ」によって通知した総株主通知対象銘柄である振替株式の数(申出省略機構加入者が</p>

内 容	備 考
<p>直接口座管理機関が他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合には、当該再委託に係る総株主通知対象銘柄である振替株式の数（特別株主管理事務委託対象株式数）</p> <p>過誤訂正が行われた場合のその総株主通知対象銘柄である振替株式の数（過誤訂正数量）</p> <p>総株主報告対象株式数（報告数量）</p> <p>（c）総株主報告対象株式数の訂正 機構は、株主確定日に係る特別株主管理事務委託状況の突合処理が不一致となり、申出省略機構加入者が、機構に報告した「特別株主管理事務委託状況報告データ」を訂正した場合は、総株主報告対象株式数を訂正し、訂正後の総株主報告対象株式数を直接口座管理機関に対して通知する。 「特別株主管理事務委託状況報告データ」の訂正結果を反映した総株主報告対象株式数は、株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午後3時に確定する。</p> <p>（4）直接口座管理機関による「総株主報告データ」の通知 直接口座管理機関は、その備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。）登録株式質権者管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿の株主確定日における記載又は記録に基づいて、総株主通知のために必要な事項として機構が定める通知株主等に係る情報を、「総株主報告データ」として機構に対して、次のaからgまでに掲げるところにより通知しなければならない。</p>	<p>「特別株主管理事務委託状況報告データ」の作成及び通知を他の機構加入者（以下「委託先機構加入者」という。）に再委託している場合において、当該委託先機構加入者が機構に対して通知した総株主通知対象銘柄である振替株式の数を含む。）</p> <p>申出省略機構加入者である他の機構加入者が報告した「特別株主管理事務委託状況報告データ」に基づき、機構から「特別株主管理事務委託対象株式数データ」によって通知された総株主通知対象銘柄である振替株式の数</p> <p>株主確定日の翌営業日に、機構が、振替口座簿の総株主通知対象銘柄である振替株式の数を何らかの理由で訂正した場合に設定する。</p> <p>特別株主管理事務委託状況の訂正処理の状況及び訂正後の総株主報告対象株式数については、統合Web端末により照会が可能である。</p> <p>機構は、振替口座簿の過誤訂正を行った場合（総株主通知対象銘柄の場合に限る。）にも総株主報告対象株式数を訂正する。</p> <p>（業148条、施186条及び187条）</p> <p>他の機構加入者から特別株主管理事務を再委託されている口座管理機関は、特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録された総株主通知対象銘柄である振替</p>

内 容	備 考
<p>間接口座管理機関は、総株主通知のために必要な事項として機構が定める通知株主等に係る情報の機構に対する通知をその直近上位機関に委託する(当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。)</p> <p>直接口座管理機関は、機構に通知する「総株主報告データ」における通知株主等の総株主通知対象銘柄である振替株式の数の合計数と機構から通知された「総株主報告対象株式数通知」における報告すべき総株主通知対象銘柄である振替株式の数が一致しているかを機構に対する報告の際に、照合しなければならない。なお、直接口座管理機関は、その直近下位機関から通知株主等ごとの総株主通知対象銘柄である振替株式の数の情報を受領したときは、その数の合計数が、自らの振替口座簿において当該直近下位機関のために開設している顧客口に記載又は記録されている数と一致していることを併せて確認する。</p> <p>また、直接口座管理機関は、通知株主等が間接外国人であると判定した場合(機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人であることが判明した場合を除く。)又は通知株主等が間接外国人でなくなったと判定した場合(機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。)には、併せて「加入者情報通知書(間接外国人)」を機構に対して提出しなければならない。</p> <p>なお、機構加入者の自己口(担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。)については、機構が、その備える振替口座簿、特別株主管理簿、登録株式質権者管理簿、信託財産名義管理簿及び反対株主管理簿の株主確定日における記録に基づいて、通知株主等ごとの総株主通知対象銘柄である振替株式の数の情報を「総株主報告データ(機構作成分)」として作成する。</p>	<p>株式の数のうち、通知株主等が特別株主であるものを含めて「総株主報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義管理簿に記載又は記録された信託財産名義に係る総株主通知対象銘柄である振替株式の数を対象とする「総株主報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>口座管理機関は、通知株主等に係る総株主通知対象銘柄である振替株式の数がゼロの場合には、機構に「総株主報告データ」を通知する必要はない。</p> <p>加入者が転質権者である場合において、転質をした原質権者(転質権設定者)が登録株式質権者であるときには、口座管理機関は、当該原質権者の氏名又は名称及び住所並びに総株主通知対象銘柄である振替株式の数を「総株主報告書(登録株式質権者情報)(ST80-04)」(書式は機構ホームページに掲載)により、速やかに機構に対し通知する。</p> <p>機構は、直接口座管理機関から「総株主報告データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェック(「総株主報告データ」における総株主通知対象銘柄の機構加入者コードごとの合計数が当該銘柄に係る当該機構加入者コードの総株主報告対象株式数と一致しているかのチェックを含む。)を行い、当該口座管理機関に対し、チェック結果を含む「総株主報告データ入力処理内容通知」を通知する。当該直接口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必</p>

内 容	備 考
<p>a 報告期限 株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日まで</p> <p>b 通知方法 ファイル伝送</p> <p>c 取扱時間 取扱時間は、次のとおりである。 ただし、株主確定日に係る特別株主管理事務委託状況の突合処理が不一致となり、「特別株主管理事務委託状況報告データ」の訂正を行う場合（総株主報告対象株式数の訂正が発生した場合）には、株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午後3時から午後8時までの間に通知しなければならない。</p>	<p>要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「総株主報告データ」を再通知しなければならない。</p> <p>口座管理機関は、株主確定日に、超過記載又は記録がある場合の振替株式の取得の義務及び取得した振替株式に係る権利の全部の放棄の義務に履行されていないものがあるときは、機構に対する「総株主報告データ」の通知の際に、併せて発行者に対抗できないものの数を通知しなければならない。超過記録については、第15節「超過記録発生時の取扱い」を参照。</p> <p>左記の場合、総株主報告対象株式数が確定する株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午後3時よりも前に「総株主報告データ」を通知すると、「総株主報告データ」中の報告株式数と総株主報告対象株式数が一致せず、エラーとなる。なお、「特別株主管理事務委託状況報告データ」の訂正を行う申出省略機構加入者だけでなく、相手方である委託先機構加入者についても総株主報告対象株式数の訂正が発生するため、取扱時間の制限を受けることとなる。特別株主</p>

内 容	備 考
<p>(a) 株主確定日の翌営業日に通知する場合 午後 3 時から午後 8 時まで</p> <p>(b) 株主確定日の翌営業日から起算して 2 営業日目の日に通知する場合 午前 3 時から午後 8 時まで</p> <p>d 通知内容 機構加入者コード 総株主通知対象銘柄 (銘柄コード) 通知株主等である株主の加入者口座コード 通知株主等である株主の有する総株主通知対象銘柄である振替株式の数 当該振替株式の記載又は記録されている口座が通知株主等である株主の口座でない場合には、当該記載又は記録されている口座に係る加入者口座コード (記録先加入者口座コード)</p> <p>に該当する場合には、質入れであるか (の口座の加入者が登録株式質権者となるべき旨の申出をしているときはその旨を含む。) 若しくは譲渡担保差入れであるか又は反対株主の株式買取請求であるかの別 (質属性区分)</p> <p>e 「総株主報告データ」の訂正 (a) 株主確定日の翌営業日から起算して 2 営業日目の日の午後 8 時までの訂正 直接口座管理機関は、機構に対して通知した「総株主報告データ」について、報告期限前にその訂正を要する事情が発生したときは、訂正の内容を反映した「総株主報告データ」を銘柄単位かつ機構加入者口座単位で機構に対して再通知しなければならない。</p> <p>(b) 株主確定日の翌営業日から起算して 2 営業日目の日の午後 8 時以降の訂正</p>	<p>管理事務委託状況の報告については、第 3 節「振替手続」を参照。</p> <p>(施 188 条)</p> <p>「記録先加入者口座コード」には、通知株主等である株主の有する振替株式が、質権、譲渡担保権又は反対株主の株式買取請求の目的として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合に、当該他の加入者 (記録先加入者) の口座に係る加入者口座コードを設定する。</p> <p>「質属性区分」には、通知株主等である株主の有する振替株式が、反対株主の株式買取請求の目的である場合には、特別株主を設定する。</p> <p>通知方法及び取扱時間等は、通常の場合と同一。</p> <p>いったん、機構に対して「総株主報告データ」を通知した後は、通知そのものを取り消すことはできない。</p>

内 容	備 考
<p>直接口座管理機関は、機構に対して通知した「総株主報告データ」について、報告期限後にその訂正を要する事情が発生したときは、直ちに、その旨を機構に報告し、機構の指示にしたがって事後処理を行う。</p> <p>f 「加入者情報未提出エラーデータ」の通知</p> <p>直接口座管理機関が、機構に対して通知した「総株主報告データ」の中に、加入者情報登録簿に加入者口座情報が登録されていない加入者又は加入者口座情報に削除の旨の登録がされている加入者（以下「加入者情報未通知株主等」という。）に係る加入者口座コードが含まれている場合には、機構は、「総株主報告データ」の受領日の翌営業日に、次の（a）から（d）までに掲げるところにより「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。</p> <p>（a）通知対象</p> <p>機構は次の 及び に掲げる口座管理機関（以下「加入者情報未通知機関等」という。）に対して、「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。</p> <p>機構に通知された「総株主報告データ」の中に、加入者情報未通知株主等に係る加入者口座コードがある場合の当該加入者口座コードに係る加入者の口座を開設している口座管理機関（以下「加入者情報未通知機関」という。機構は、加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関に対して「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。）</p> <p>機構に通知された「総株主報告データ」の中に、加入者情報未通知株主等に係る加入者口座コードがある場合で、当該加入者口座コードに係る加入者を質権株式に係る株主又は特別株主として報告した直接口座管理機関</p> <p>（b）通知方法 ファイル伝送</p> <p>（c）通知内容 機構加入者コード 加入者情報未通知株主等の加入者口座コード 加入者情報未通知株主等の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていないものであるか又は削除の旨が登録されたものであるかの別（未提出状況区分）</p>	<p>左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>機構は、加入者情報未通知株主等に関する判定を「総株主報告データ」の中の株主の加入者口座コード及び記録先加入者口座コードの双方について行う。</p> <p>機構は、加入者情報未通知株主等がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p> <p>機構は、加入者情報未通知株主等が信託財産名義として機構に対して届け出られたものであるときには、当該信託財産名義を届け出た信託財産名義通知信託口の機構加入者に対して、「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>加入者情報未通知株主等の加入者口座コードが、 の機構加入者コードに係る口座管理機関の通知した「総株主報告データ」に含まれていたものである場合にはその旨（提出区分）</p> <p>(d) 「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関の処理 「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、エラーとなった原因を特定し、次に掲げる区分に応じ、直ちに機構に対して必要な対応を行わなければならない。加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関は、直ちにその内容を直近下位機関（加入者情報未通知機関又はその上位機関である者）に通知しなければならない。また、加入者情報未通知機関が、間接口座管理機関であって、次のイ又はウに掲げる機構に対する通知又は提出を行うときは、その上位機関を通じて行わなければならない。</p> <p>ア 「総株主報告データ」で通知した加入者口座コードに誤りがあった場合 機構に対して、誤った加入者口座コードを「総株主報告データ」で通知した直接口座管理機関は、訂正後の内容で「総株主報告データ」を再作成し、機構に対して再通知しなければならない。</p> <p>イ 加入者情報未通知株主等に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていない場合 加入者情報未通知機関は、当該加入者情報未通知株主等に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>ウ 加入者情報未通知株主等に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿において削除の旨の登録がされたものである場合 加入者情報未通知機関は、当該加入者情報未通知株主等に係る加入者の口座を再開する旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>g 「総株主報告データ」の通知が遅延した場合の取扱い 「総株主報告データ」の報告期限までに、機構に対して全部又は一部の「総株主報告データ」を通知しなかった直接口座管理機関（以下「報告遅延機関」という。）がある場合には、機構は、当該報告期限の翌営業日に、次に掲げるところにより「総株主報告未提出エラーデータ」を通知する。</p>	<p>「加入者情報未提出エラーデータ」と併せて、「通知日程延期通知データ」（後記（6）を参照。）を受領した加入者情報未通知機関等は、未通知となった理由及び加入者情報の通知見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>「総株主報告データ」の訂正は、前eを参照。</p> <p>加入者情報の通知については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>加入者口座情報に係る削除の旨の登録を訂正する場合は、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を機構に対して通知しなければならない。詳細は、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>直接口座管理機関は、「総株主報告データ」の報告期限までに、機構に対して全部又は一部の「総株主報告データ」を通知できなかったとき又は通知できないこ</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知対象 報告遅延機関</p> <p>(b) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(c) 通知内容 「総株主報告データ」が未通知となっている総株主通知対象銘柄（銘柄コード） 報告遅延機関の機関加入者コード 報告遅延機関が報告すべき の総株主通知対象銘柄である振替株式の総数</p> <p>(d) 「総株主報告未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関の処理 「総株主報告未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関は、直ちに未通知となっている「総株主報告データ」を作成し、機関に対する通知を行わなければならない。</p> <p>(5) 発行者に対する「総株主通知データ」の通知 機関は、直接口座管理機関からの「総株主報告データ」の受領が完了したときは、受領した「総株主報告データ」及び機関が作成した「総株主報告データ（機構作成成分）」に、機関における加入者口座情報の名寄せ結果を反映し、「総株主通知データ」を作成する。 機関は、直接口座管理機関から「総株主報告データ」の受領が完了した日の翌営業日（「総株主報告データ」の受領が完了した日が株主確定日の翌営業日から起算して2 営業日目の日以前であったときは、株主確定日の翌営業日から起算して3 営業日目の日）に、発行者に対して、次に掲げるところにより「総株主通知データ」を通知する。</p>	<p>とが見込まれたときは、直ちにその旨を機関に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>機関は、未通知となっている「総株主報告データ」が通知されるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p> <p>「総株主報告未提出エラーデータ」を受領した報告遅延機関は、「総株主報告データ」の全部又は一部を報告期限までに通知できなかった理由及び当該データの通知の見込み等を直ちに機関に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>(業 149 条、施 182 条、186 条、189 条及び 191 条)</p> <p>機関は、機関又は口座管理機関において、超過記載又は記録に係る義務に履行されていないものがある場合には、「総株主通知データ」の通知の際に、併せて発行者に対抗できないものの数を通知する。超過記録については、第 15 節「超過</p>

内 容	備 考
<p>また、機構は、総株主通知の総株主通知事由が新株式数申告を伴うものである場合には、当該総株主通知と同時に、直接口座管理機関に対して「配分明細通知データ」の通知を行う。</p> <p>a 通知方法 ファイル伝送</p> <p>b 通知内容 機構は、発行者に対する「総株主通知データ」を、次の「総株主通知データ(株式数情報)」と「総株主通知データ(株主情報)」の2種類のデータにより通知する。</p> <p>(a)「総株主通知データ(株式数情報)」の通知内容 機構は、直接口座管理機関から通知された「総株主報告データ」及び機構が作成した「総株主報告データ(機構作成分)」のうち、同一株主の保有株式数を合算(ただし、登録株式質権者となるべき旨の申出がある場合については、当該登録株式質権者となるべき旨の申出を行った加入者ごとに区分して保有株式数を合算)し、「総株主通知データ(株式数情報)」を作成する。通知内容は以下</p>	<p>記録発生時の取扱い」を参照。 「配分明細通知データ」については、第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」及び第7節「発行者の組織再編に係る手続」を参照。</p> <p>(施 190 条) 機構は、一の総株主通知対象銘柄に係る「総株主通知データ(株式数情報)」及び「総株主通知データ(株主情報)」のいずれか又は両方が作成できなかった場合には、当該銘柄に係る総株主通知の延期を行い、部分的な通知は行わない。 加入者が転質権者で、転質をした原質権者(転質権設定者)が登録株式質権者である場合であって、口座管理機関が機構に対して、当該原質権者及びその総株主通知対象銘柄である振替株式の数を通知したときには、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により当該転質をした原質権者の氏名又は名称及び住所並びに総株主通知対象銘柄である振替株式の数等を記載した「総株主通知書(登録株式質権者情報)」を発行者に対して通知する。</p> <p>加入者が登録株式質権者となるべき旨の申出を行った場合であっても、当該加入者が転質をした原質権者(転質権設定者)であるときは、「総株主報告データ(株</p>

内 容	備 考
<p>のとおり。</p> <p>総株主通知対象銘柄（銘柄コード） 通知株主等である株主の株主等照会コード で特定された通知株主等である株主の有する総株主通知対象銘柄が特別口座のみに記載又は記録されている場合にはその旨（特別口座区分） で特定された通知株主等である株主の有する今回の総株主通知時における総株主通知対象銘柄である振替株式の数（通知対象数量） 株主有償割当増資、取得条項付株式の全部取得、株式併合、株式分割、株式無償割当て、新株予約権（新株予約権付社債）無償割当て、合併、株式交換、株式移転又は会社分割によって、総株主通知対象銘柄以外の銘柄が割り当てられる場合に、その割り当てられる銘柄の銘柄コード（割当先銘柄コード） の割当てをする割当計算後の株式数（割当計算後数量（整数）及び割当計算後数量（小数））</p> <p>登録株式質権者となるべき旨の申出がある場合には、当該登録株式質権者の株主等照会コード（登録株式質権者の株主等照会コード）</p> <p>（b）「総株主通知データ（株主情報）」の通知内容 機構は、前（a）で作成した「総株主通知データ（株式数情報）」に含まれる通知株主等のうち、総株主通知対象銘柄に係る直近の総株主通知において、当該銘柄に係る通知株主等でなかった者について、「総株主通知データ（株主情報）」を作成する。通知内容は以下のとおり。</p>	<p>式数情報）」は、当該転質の転質権者ごとに区分して作成される。</p> <p>総株主通知事由が、株主有償割当増資の場合のみ通知される。</p> <p>割当計算後数量 = 通知対象数量 × (割当比率（分子） ÷ 割当比率（分母）) 総株主通知事由が、株主有償割当増資の場合には、設定されない。 登録株式質権者となるべき旨の申出がある場合、登録株式質権者ごとの株式数を通知する。このため、の通知株主等の有する総株主通知の株主確定日における総株主通知対象銘柄である振替株式の数は、質入れされている株式数とされていない株式数を発行者において合算したものとなる。</p> <p>株主情報は、株主確定日現在の株主等通知用データに基づき作成する。 直近の総株主通知以降に、株主等通知用データの内容に変更が生じた場合（最近の総株主通知における通知株主等について、名寄せ又は名寄せ解除により、株主等照会コードの変更が生じた場合を除</p>

内 容	備 考
	<p>く。)であっても、「総株主通知データ(株主情報)」の通知対象とならない。</p> <p>機構での取扱開始時の株主又は登録株式質権者(以下「取扱開始時株主等」という。)の口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの通知を受けるため、発行者は、遅くとも機構での取扱開始後の最初の総株主通知に係る株主確定日までに、「株主等照会コード照会データ提出書(ST80-54)」(書式は機構ホームページに掲載)及び「株主等照会コード照会データ」を、Target 保振サイトにより機構に提出しなければならない。なお、「株主等照会コード照会データ」の内容は、次の事項である。</p> <p>銘柄コード 株主名簿管理人コード 取扱開始時株主等の口座の加入者口座コード 取扱開始後の最初の総株主通知に係る株主確定日の予定日</p> <p>機構は、機構での取扱開始後の最初の総株主通知の際に、左記の通知事項以外に、取扱開始時株主等の口座の加入者口座コードに紐づく株主等照会コードを「株主等照会コード照会結果データ」としてファイル伝送により発行者に通知する。なお、「株主等照会コード照会結果データ」の通知内容は、次の事項である。</p> <p>銘柄コード 株主名簿管理人コード 取扱開始時株主等の口座の加入者口座コード 取扱開始後の最初の総株主通知</p>

内 容	備 考
	<p>に係る株主確定日における取扱開始時株主等の口座に紐づく株主等照会コード</p> <p>取扱開始後の最初の総株主通知に係る株主確定日</p> <p>なお、機構での取扱開始後の最初の総株主通知の場合以外にも、次の区分に応じて、発行者は、それぞれに掲げる加入者口座コードに紐づく株主等照会コードの通知を受けることができる。通知を受けるための手続きや通知内容は、機構での取扱開始後の最初の総株主通知の場合に準じる。</p> <p>法第 131 条第 3 項、同 133 条第 2 項又は同 159 条第 2 項の規定に基づき、新たに特別口座を開設したとき 当該特別口座に係る加入者口座コード</p> <p>非振替新株予約権等の権利行使をされたとき 交付される振替株式の新規記録先の口座に係る加入者口座コード</p> <p>所在不明株主の株式売却手続において、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否かの調査を行うとき又は一般口座に係る所在不明株主の特定を行うとき 特別口座に係る加入者口座コード</p> <p>三角組織再編等において、非振替株式の発行者の株主に振替株式が交付されるとき 振替先の口座に係る加入者口座コード</p> <p>特別口座を他の口座管理機関に移管するとき 移管元及び移管先</p>

内 容	備 考
<p>ア 基本的な内容</p> <p>総株主通知対象銘柄（銘柄コード） 通知株主等の株主等照会コード 通知株主等が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるか否かの別（外国人区分）</p> <p>通知株主等の氏名又は名称 氏名又は名称・桁あふれ区分 通知株主等のカナ氏名又はカナ名称</p>	<p>の特別口座に係る加入者口座コード</p> <p>所在不明株主の株式売却手続の詳細は、第 11 節「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」を参照。</p> <p>口座管理機関から、機構に対する「総株主報告データ」の通知に際して、通知株主等が間接外国人であると判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人であることが判明した場合を除く。）又は通知株主等が間接外国人でなくなったと判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。）の通知がされた場合には、機構は、加入者情報 Web 端末の「申請・届出書等」画面によりその旨を記載した「株主情報通知書(間接外国人)」を発行者に対して通知する。また、機構は、機構加入者について、間接外国人であること又は間接外国人でなくなったことが判明したときも、その旨を発行者に通知する。なお、外国人保有制限銘柄の発行者が行う、通知株主等に係る間接外国人であるか否かの判定結果についての機構への通知については、第 1 章第 6 節「加入者情報の管理」を参照。「通知株主等の氏名又は名称」又は「通知株主等のカナ氏名又はカナ名称」について、機構の定めた文字数を超えたとき</p>

内 容	備 考
<p data-bbox="387 172 864 204">カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分</p> <p data-bbox="387 435 1308 504">通知株主等の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 通知株主等の住所</p>	<p data-bbox="1563 172 2078 427">は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知株主等の氏名又は名称等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書(氏名・名称・住所)」を発行者に対して通知する(別に「株主情報通知書(共有者情報)」を通知する場合を除く。)</p> <p data-bbox="1563 475 2078 576">機構は、「通知株主等の住所」のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p data-bbox="1563 587 2078 986">「通知株主等の住所」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知株主等の住所の情報のすべてを記載した「株主情報通知書(氏名・名称・住所)」を発行者に対して通知する(別に「株主情報通知書(共有者情報)」を通知する場合を除く。)。この場合において、機構は、「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。</p> <p data-bbox="1563 997 2078 1439">通知株主等の口座が複数の者の共有に属する場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書(共有者情報)」を発行者に対して通知する。また、株主名簿管理人である口座管理機関が、発行者の申出により特別口座を開設している場合であって、株式等振替制度の開始前に、当該口座管理機関が、機構に対して、機構から発行者に対する共有者全員の氏名又は名称及び住所の通知を受託する旨</p>

内 容	備 考
<p style="text-align: center;">通知株主等が法人であるときは、代表者の役職名並びに氏名及びカナ氏名</p> <p>イ 通知株主等からの届出の取次ぎに係る内容 機構は、次に掲げる届出について、通知株主等から発行者に対する届出の取次ぎを委託されているときは、発行者に対し、前アの「基本的な内容」に加え、それぞれに掲げる内容を通知する。</p> <p>(ア) 通知株主等の口座が複数の者の共有に属する場合の共有代表者の選任に係る届出 共有代表者の役職名 共有代表者の氏名 共有代表者のカナ氏名</p> <p>(イ) 常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定(常任代理人の選任に代えて行うものに限る。)に係る届出 常任代理人の氏名又は名称 常任代理人の代表者等の役職名 常任代理人の代表者等の氏名 常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号</p> <p style="text-align: center;">常任代理人又は国内連絡先の住所</p> <p>(ウ) 法定代理人の選任に係る届出</p>	<p>の届出をしているときは(機構が定める場合に限る。) 機構は、当該届出の対象となった共有者に係る「株主情報通知書(共有者情報)」の発行者に対する通知を、当該口座管理機関に委託して行う。なお、当該取扱対象の共有者を申出株主とする個別株主通知、当該取扱対象の共有者を対象加入者とする情報提供請求及び当該取扱対象の共有者に係る株主情報の変更の通知等においても、同様の取扱いとする。</p> <p>(業 33 条 7 項及び 8 項)</p> <p>左記の通知を受けた発行者は、総株主通知のときに、通知株主等から、当該内容の届出を受けたものとして取り扱わなければならない。</p> <p>通知株主等が非居住者であって、 から までの情報はなく、 及び に係る情報のみが通知された場合には、当該内容の通知を受けた発行者は、通知株主等から、国内連絡先住所の指定に係る届出を受けたものとして取り扱わなければならない。</p> <p>機構は、常任代理人又は国内連絡先の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>法定代理人の氏名又は名称 法定代理人の代表者等の役職名 法定代理人の代表者等の氏名 法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 法定代理人の住所</p> <p>法定代理人等の代理権の制限に係る事項</p> <p>(エ)配当金振込指定(登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とするものに限る。)</p> <p>配当金振込指定方式</p> <p>において加入者が登録配当金受領口座方式の利用を選択しているときは、次に掲げる事項 登録配当金受領口座として指定する預金口座を開設する金融機関に係る金融機関番号、 店番号、預金種別及び口座番号 登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 登録配当金受領口座の口座名義人が、当該加入者以外の者であるときは、その旨(登録配当金受領口座の口座名義人区分)</p> <p>ｃ 「総株主通知データ」の訂正 機構は、口座管理機関から「総株主報告データ」の報告期限後に当該データに訂正を要する事情が生じた旨の連絡を受けたとき又は株主確定日後に名寄せ結果の訂正の必要を認めて強制名寄せ解除を行った場合であって、その名寄せ結果の訂正の原因となる事実が株主確定日以前の日が生じたものであると認識したとき等にあつては、直ちに、その旨及びその内容を発行者に対して連絡し、発行者の指示にしたがって、訂正後の内容の「総株主通知訂正通知書」による通知その他の必要な対応を行う。</p>	<p>機構は、法定代理人等の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>配当金に係る取扱いの詳細は、第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。</p> <p>機構は、口座管理機関が「加入者情報データ」の通知に際して「登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」の通知を省略したときは、発行者に対して「 」(10 桁)を設定して通知する。</p> <p>機構は、「総株主通知訂正通知書」の通知を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により行う。 機構は、左記の発行者に対する連絡を「総株主通知データ」の通知日当日に行ったときは、速やかに発行者に対して「総株主通知訂正通知書」を通知する。</p>

内 容	備 考						
<p>(6) 総株主通知の日程延期</p> <p>a 日程延期の事由</p> <p>機構は、次に掲げる場合には、該当する総株主通知対象銘柄について、総株主通知日程案内等により通知した総株主通知日を延期する。</p> <p>株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午後8時において、加入者情報未通知機関等がある場合</p> <p>株主確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午後8時において、報告遅延機関がある場合</p> <p>b 機構加入者に対する「通知日程延期通知データ」等の通知</p> <p>機構は、総株主通知日程案内等により通知した総株主通知日を延期したときは、「総株主報告データ」の報告期限の翌営業日に、機構加入者に対して、次に掲げるところにより、その旨及びその理由を「通知日程延期通知データ」によって通知する。</p> <p>(a) 通知対象</p> <p>機構加入者に対する「通知日程延期通知データ」は、総株主通知事由が株主確定日における新株式数申告を伴うものであるか否かによって、通知される対象が次のように異なる。</p> <table border="1" data-bbox="309 879 1523 1295"> <thead> <tr> <th></th> <th>総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものである場合</th> <th>総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものでない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通知対象</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 加入者情報未通知機関等(加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関) 報告遅延機関 総株主通知日の延期の対象となった総株主通知対象銘柄について、総株主報告対象株式数が1以上である機構加入者口座の機構加入者(加入者情報未通知機関等及び報告遅延機関を除く。) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 加入者情報未通知機関等(加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関) 報告遅延機関 </td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 通知方法</p> <p>ファイル伝送</p>		総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものである場合	総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものでない場合	通知対象	<ul style="list-style-type: none"> 加入者情報未通知機関等(加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関) 報告遅延機関 総株主通知日の延期の対象となった総株主通知対象銘柄について、総株主報告対象株式数が1以上である機構加入者口座の機構加入者(加入者情報未通知機関等及び報告遅延機関を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者情報未通知機関等(加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関) 報告遅延機関 	<p>加入者情報未通知機関等については、(4) f (a) を参照。報告遅延機関については、(4) g を参照。</p> <p>機構は、加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p>
	総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものである場合	総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものでない場合					
通知対象	<ul style="list-style-type: none"> 加入者情報未通知機関等(加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関) 報告遅延機関 総株主通知日の延期の対象となった総株主通知対象銘柄について、総株主報告対象株式数が1以上である機構加入者口座の機構加入者(加入者情報未通知機関等及び報告遅延機関を除く。) 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者情報未通知機関等(加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関) 報告遅延機関 					

内 容	備 考
<p>(c) 通知内容 総株主通知日が延期となった総株主通知対象銘柄（銘柄コード） 総株主通知日が延期となった理由（延期事由） 延期となった総株主通知における加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関の総株主報告対象株式数</p> <p>(d) 「通知日程延期通知データ」を受領した口座管理機関における処理 「通知日程延期通知データ」を受領した口座管理機関は、総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものである場合であって、その総株主通知日の延期対象となった総株主通知対象銘柄について、総株主報告対象株式数が1以上である直近下位機関があるときは、当該直近下位機関に対して、「通知日程延期通知データ」の内容を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。） また、加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、「通知日程延期通知データ」を受領した口座管理機関は、その内容を直近下位機関（加入者情報未通知機関又はその上位機関である者）に通知しなければならない。</p> <p>c 発行者に対する「通知日程延期通知データ」の通知 機構は、発行者に対して総株主通知日程案内等により通知した総株主通知日を延期したときは、「総株主報告データ」の報告期限の翌営業日に、当該発行者に対して、次の（a）及び（b）に掲げるところにより、その旨及びその理由を「通知日程延期通知データ」によって通知する。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 通知内容 総株主通知日が延期となった総株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p>	<p>「通知日程延期通知データ」を受領した直接口座管理機関が、加入者情報未通知機関等若しくはその上位機関又は報告遅延機関でない場合には、日程延期の原因となった口座管理機関の総株主報告対象株式数の合計数が通知される。</p> <p>総株主通知事由が、新株式数申告を伴うものである場合、機構が直接口座管理機関に対して通知する「配分明細通知データ」の通知日程が延期される。 「通知日程延期通知データ」と併せて、「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、（4）f（d）に定める処理を行わなければならない。 通知日程延期通知データ」と併せて、「総株主報告未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、（4）g（d）に定める処理を行わなければならない。</p> <p>機構は、加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p>

内 容	備 考
<p>総株主通知日が延期となった理由（延期事由） 延期となった総株主通知における加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）及び報告遅延機関の総株主報告対象株式数の合計数</p> <p>d 発行者に対する総株主通知の遅延等に係る通知 機構は、総株主通知日を延期したときは、口座管理機関からの総株主通知の遅延に関する報告に基づき、総株主通知日の延期の事由、加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関を含む。）又は報告遅延機関（間接口座管理機関から必要な情報が得られないために、「総株主報告データ」の通知が遅延した場合については、その間接口座管理機関を含む。）の名称及び総株主通知の見込み等を記載した「総株主通知日程延期通知書」を、Target 保振サイトにより発行者に対して通知する。</p> <p>e 遅延が解消した場合の総株主通知 機構は、すべての加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関を含む。）又は報告遅延機関から正常な「総株主報告データ」の通知を受けたときは、その通知日の翌営業日に、発行者に対して「総株主通知データ」を通知する。 また、機構は、当該総株主通知の総株主通知事由が新株式数申告を伴うものである場合には、当該総株主通知と同時に、直接口座管理機関に対して「配分明細通知データ」の通知を行う。</p> <p>3 . 外国人保有制限銘柄の名義書換拒否等に係る取扱い</p> <p>(1) 発行者に対する名義書換完了等の確認 機構は、外国人保有制限銘柄に係る総株主通知の株主確定日の3週間後に、当該銘柄の発行者に対して、名義書換の手続きが完了しているか否かの確認を行う（既に発行者から後記（2）の通知がされている場合は、当該確認を行わない。）</p> <p>(2) 発行者による名義書換完了等の通知 機構から名義書換完了等の確認の連絡を受けた外国人保有制限銘柄に係る発行者は、名義書換の手続きが完了している場合は、以下に掲げるところにより、機構に対し、名義書換手続きが完了した旨等を通知する。</p> <p>a 通知期限 原則として、株主確定日の1か月後の応当日（休業日の場合は、その翌営業日とする。）</p>	<p>機構は、口座管理機関からの報告内容に基づき発行者への報告を行う。</p> <p>「配分明細通知データ」については、第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」及び第7節「発行者の組織再編に係る手続」を参照。</p> <p>名義書換の手続きが、総株主通知に係る株主確定日の1か月後までに完了しない見込みである場合は、発行者は、機構に対して、名義書換の手続きの完了の時期の見込みを報告する。</p>

内 容	備 考
<p>b 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「名義書換完了等通知書」を機構に対して提出する。</p> <p>c 取扱時間 随時</p> <p>d 通知内容 名義書換手続きが完了した旨 外国人保有制限銘柄である振替株式の発行済株式数（発行済株式総数） 直接外国人である株主が有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数の合計数（外国人直接保有総数） 間接外国人である株主が有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数の合計数（外国人間接保有総数） 外国人保有制限銘柄の発行者自身が保有する当該銘柄の振替株式の数（自己株式数） 外国人保有制限銘柄である振替株式に係る会社法施行規則第 67 条に規定する相互保有対象議決権の数の合計数（相互株式保有数） 外国人保有制限銘柄である振替株式の単元未満株式の数（単元未満株式数） 外国人保有比率 株主確定日 名義書換拒否の有無</p> <p>（3）発行者による名義書換拒否に係る情報の通知 総株主通知を受けた外国人保有制限銘柄の発行者は、当該総株主通知による株主名簿確定時に、当該総株主通知に係る通知株主等である株主の有する振替株式の数のうち株主名簿に記載又は記録をしない（以下「名義書換拒否」という。）ものがあるときは、機構に対して、次の a から e ままでに掲げるところにより、当該名義書換拒否の対象となった株主（以下「名義書換拒否対象株主」という。）その他の事項を「名義書換拒否対象株主報告データ」として通知する。</p>	<p>名義書換完了等通知書については、機構ホームページに掲載の書式（ST80-05）を参照。</p> <p>通知期限日当日の取扱時間は、午後 5 時までである。</p> <p>～ の事項を「直近確定情報」という。</p> <p>（業 153 条 1 項） 外国人保有制限銘柄の発行者は、一の株主確定日に係る総株主通知の内容について、事後に「総株主通知訂正通知書」により総株主通知の訂正が行われた場合であって、総株主通知の訂正内容を反映した「名義書換拒否対象株主報告データ」を機構に対して通知するとき又は既に機構に対して通知済の「名義書換拒否対象</p>

内 容	備 考
<p>a 通知日 原則として、株主確定日の1か月後の応当日（休業日の場合は、その翌営業日とする。）</p> <p>b 通知方法 ファイル伝送</p> <p>c 取扱時間 午前3時から午後8時まで</p> <p>d 通知内容 名義書換拒否が行われた銘柄（銘柄コード） 名義書換拒否対象株主の株主等照会コード 名義書換拒否が行われた銘柄の総株主通知に係る株主確定日 名義書換拒否対象株主について、総株主通知で通知された数（総株主通知数量） 名義書換拒否対象株主について、総株主通知で通知された数のうち、名義書換拒否が行われた数（名義書換拒否数量） 名義書換拒否対象株主について、総株主通知で通知された数のうち、議決権を制限した数（議決権制限数量） 株主名簿に記載又は記録しない数の合計数（名義書換拒否数量合計） 議決権を制限した数の合計数（議決権制限数量合計）</p> <p>e 「名義書換拒否対象株主報告データ」の訂正又は取消し （a）通知日当日における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「名義書換拒否対象株主報告データ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しをしようとするときには、訂正又は取消しの内容を反映した「名義書換拒否対象株主報告データ」を機構に対して再通知する。</p>	<p>株主報告データ」に総株主通知の訂正内容を反映するため、同データを訂正するときは、あらかじめ機構に連絡し（総株主通知日と同日付で機構から「総株主通知訂正通知書」が通知された場合を除く。）機構の指示するところにしたがって、必要な事務を行わなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知日の翌営業日以降における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「名義書換拒否対象株主報告データ」について、通知日の翌営業日以降に、その訂正又は取消しをしようとするときには、同一銘柄・同一株主確定日に係る、訂正又は取消しの内容を反映した「名義書換拒否対象株主報告データ」を機構に対して再通知する。ただし、訂正又は取消しの内容を反映した「名義書換拒否対象株主報告データ」には、訂正又は取消しにより、名義書換拒否数量又は議決権制限数量がゼロになった場合にも、その内容を含めなければならない。</p> <p>(4) 機構における按分計算 機構は、「名義書換拒否対象株主報告データ」を受領した場合であって、名義書換拒否対象株主の有する振替株式が複数の口座に記載又は記録されているときは、その名義書換拒否が行われた数について、按分計算を行い、それぞれの口座に配分する。名義書換拒否対象株主が質権株式の株主、特別株主又は反対株主である場合には、担保等の目的となっている振替株式が当該名義書換拒否対象株主の口座（質権者の口座の質権欄、譲渡担保権者の口座を開設する口座管理機関が備える特別株主管理簿又は買取口座を開設する口座管理機関が備える反対株主管理簿に記載又は記録されている名義書換拒否対象株主の加入者口座コードに係る口座）に記載又は記録されていたものとして按分計算を行う。なお、議決権を制限した数に係る按分計算も同様に行う。</p> <p>(5) 発行者からの「名義書換拒否対象株主報告データ」にエラーがある場合の取扱い 機構は、発行者から受領した「名義書換拒否対象株主報告データ」の内容にエラーがあるときは、発行者が「名義書換拒否対象株主報告データ」を通知した日の翌営業日に、当該発行者に対し、ファイル伝送により、当該「名義書換拒否対象株主報告データ」中のエラー項目及びその内容を含む「名義書換拒否対象株主エラー通知」を通知する。</p> <p>(6) 口座管理機関に対する名義書換完了の通知 機構は、外国人保有制限銘柄の発行者から名義書換が完了した旨の通知を受けたときは、株主確定日の1か月後の応当日（休業日の場合は、その翌営業日とする。）の翌営業日に、Target 保振サイトにより口座管理機関に対し名義書換完了の通知を行う。</p>	<p>機構は、「総株主報告データ」において当該外国人株主に係る株式数を通知した口座管理機関に対して名義書換拒否等の情報を通知する。</p> <p>エラーの理由は、名義書換拒否対象株主として指定された者の株主等照会コードが加入者情報登録簿に未登録であること、名義書換拒否対象株主として指定された者が総株主通知の通知株主等でないこと、名義書換拒否対象株主に係る「総株主通知数量」として通知された数と総株主通知で通知された数が不一致であること等である。</p> <p>機構は、外国人保有制限銘柄の発行者から名義書換が完了していない旨の報告を受けたときは、その旨を左記の通知に</p>

内 容	備 考
<p>(7) 口座管理機関に対する「名義書換拒否加入者通知」の通知</p> <p>機構は、発行者から「名義書換拒否対象株主報告データ」を受領したときは、その翌営業日に、按分計算結果を含む名義書換拒否に係る事項（以下「名義書換拒否結果」という。）を名義書換拒否対象株主である加入者の上位機関である直接口座管理機関又は名義書換拒否対象株主である機構加入者に対して、次のaからcまでに掲げるところにより「名義書換拒否加入者通知」として通知する。なお、当該通知を受けた口座管理機関が、名義書換拒否対象株主である加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち当該加入者の上位機関である者に対し、「名義書換拒否加入者通知」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）</p> <p>a 通知方法 ファイル伝送又は統合Web端末（CSVファイルのダウンロード）</p> <p>b 取扱時間 （a）ファイル伝送 午前3時から午後8時まで （b）統合Web端末 午前7時から午後8時まで</p> <p>c 通知内容 名義書換拒否が行われた銘柄（銘柄コード） 名義書換拒否が行われた銘柄の総株主通知の株主確定日 名義書換拒否対象株主の加入者口座コード 名義書換拒否対象株主が有する株式の記載又は記録されている口座が、名義書換拒否対象株主の口座でない場合には、当該記載又は記録されている口座に係る加入者口座コード（記録先加入者口座コード） 名義書換拒否対象株主について、総株主報告で通知された数（総株主報告数量） 名義書換拒否対象株主について、総株主報告で通知された数のうち、名義書換が行われた数（名</p>	<p>代えて通知する。</p> <p>併せて、機構は、機構ホームページにおける外国人保有制限銘柄の期中公表において、直近確定情報についても公表する。</p> <p>（業153条2項） 左記の通知は、名義書換拒否対象株主の口座を開設する口座管理機関に対して行い、質権者及び譲渡担保権者の口座並びに買取口座を開設する口座管理機関には通知されない。</p>

内 容	備 考
<p>義書換済数量) 名義書換拒否対象株主について、総株主報告で通知された数のうち、名義書換拒否が行われた数 (名義書換拒否数量) 総株主報告数量のうち、議決権を制限された数(議決権制限数量) 口座管理機関の顧客口に記載又は記録された名義書換拒否が行われた銘柄について、名義書換拒否が行われた数の合計数(名義書換拒否数量合計)</p> <p>d 「名義書換拒否加入者通知」の訂正 発行者からの「名義書換拒否対象株主報告データ」に訂正又は取消しがあった場合等で、口座管理機関に通知済みの「名義書換拒否加入者通知」に訂正が必要となったときは、速やかに、機構は、その訂正の内容を反映した「名義書換拒否加入者通知」を作成し、口座管理機関に対して再通知する。</p> <p>4. 発行者に対する株主情報の変更情報の提供 機構は、口座管理機関からの加入者情報(新規登録、変更)の通知の受領により、株主等通知用データ等の内容を更新した場合等であって、その更新が、直近の「総株主通知データ」により発行者に通知した総株主通知事項のうち、「総株主通知データ(株主情報)」により通知した事項を対象とするものであるとき又は「総株主通知データ(株式数情報)」により通知した登録株式質権者に係る事項を対象とするものであるときは、更新日の翌営業日(ただし、株主等通知用データ等の更新が、総株主通知に係る株主確定日の翌営業日から総株主通知日の前営業日までを生じた場合には、機構は当該更新の内容を営業日ごとに取りまとめて総株主通知日に通知する。)に、発行者に対して、その内容(以下「株主情報の変更情報」という。)を通知する。</p> <p>(1) 発行者に対する「株主情報変更通知データ」の通知 機構は、株主等通知用データ等の更新の内容が株主等照会コード以外のものであるときは、発行者に対して、次のaからcまでに掲げるところにより「株主情報変更通知データ」を通知する。</p> <p>a 通知対象 機構は、次のいずれかに該当する者に係る株主情報の変更情報をそれぞれ該当する銘柄の発行者に通知する。</p> <p>当該銘柄の直近の総株主通知において、発行者に株主又は登録株式質権者として通知された者 配当金振込指定の単純取次ぎに係る「配当金振込指定データ」の通知が行われた者(に該当す</p>	<p>通知方法は、通常の場合と同一。</p> <p>(業 150 条、施 193 条)</p> <p>株主等通知用データの更新が、株主確定日の翌営業日から総株主通知日の前営業日までを生じた場合には、総株主通知日に、同一の株主等照会コードに対して複数の通知がされることがある。</p>

内 容	備 考
<p>る者を除く。)</p> <p>機構における名寄せ解除により株主等通知用データが新規に登録された者で、かつ、名寄せ解除前に 又は に該当していた者</p> <p>b 通知方法 ファイル伝送</p> <p>c 通知内容 総株主通知における「総株主通知データ(株主情報)」の内容及び通知対象となった者が直近の総株主通知において株主又は登録株式質権者として通知されたかどうかの属性(以下「登録株式質権者区分」という。)</p>	<p>(施 192 条)</p> <p>「株主情報変更通知データ」で通知した内容については、次回の総株主通知において、「総株主通知データ(株主情報)」の通知対象とならない。</p> <p>機構は、発行者に対して、通知対象となった者に係る「総株主通知データ(株主情報)」に含まれる事項及び登録株式質権者区分(更新された項目以外のものを含む。)を通知する。発行者は、直近の総株主通知等で通知された内容と異なる内容が通知された項目を株主情報の変更情報として通知されたものと取り扱う。</p> <p>発行者は、株主情報の変更情報として通知された内容が、通知対象となった者からの届出の取次ぎに係るものであるときは、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定めるところにより取り扱う。</p> <p>新たに届出の取次ぎに係る内容の通知を受けたとき 当該通知対象となった者から、選任又は指定等の届出があったものとして取り扱う。</p> <p>既に届出を受けている項目の変更に係る内容の通知を受けたとき 当該通知対象となった者から、当該項目に係る変更の届出があったものと</p>

内 容	備 考
	<p>して取り扱う。</p> <p>既に届出を受けている項目が通知されなくなったとき</p> <p>当該通知対象となった者から、解任又は指定の取消しの届出があったものとして取り扱う。</p> <p>通知対象となった者の氏名若しくは名称又はカナ氏名若しくはカナ名称が機構の定めた文字数を超える場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面によりその氏名又は名称等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>通知対象となった者の住所が機構の定めた文字数を超える場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面によりその住所の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>通知対象となった者の口座が複数の者の共有に属する場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。</p> <p>a に該当する者については、登録株式質権者区分を、株主又は登録株式質権者のどちらでもない者として通知する。</p> <p>「株主情報変更通知データ」の作成基準日が株主確定日である場合は、登録株</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行者に対する「株主等照会コード変更通知データ」の通知 機構は、名寄せ処理の結果、株主等通知用データ中の株主等照会コードを変更したときは、発行者に対して、次の a から c までに掲げるところにより「株主等照会コード変更通知データ」を通知する。</p> <p>a 通知対象</p>	<p>式質権者区分を判定保留として通知する（「総株主通知データ（株式数情報）」によって当該属性を通知する。） 機構が、市町村合併等により株主等通知用データ中の加入者の住所、共有代表者の住所、常任代理人の住所又は国内連絡先の住所及び法定代理人の住所に係る住所コードを更新した（以下「住所一括変更」という。）場合は、その旨を通知する。また、更新対象の住所コードに対応する郵便番号に変更があった場合には、郵便番号についても併せて更新する（変更前の郵便番号が、事業所の個別郵便番号である場合、住所変更前の住所に対して誤って登録された郵便番号である場合及び住所一括変更の対象とならない住所の郵便番号である場合を除く。）ただし、機構による住所コードの更新と同日に、更新対象の「株主等通知用データ」に名寄せされた加入者情報に係る「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」が機構加入者から通知された場合、通知された内容にかかわらず住所コードを更新した旨の通知は行わない。</p> <p>(施 194 条) 株主等通知用データの変更が、株主確定日の翌営業日から総株主通知日の前営業日までに生じた場合には、同一の株主等照会コードに対して複数の通知がされることがある。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、名寄せにより2つの株主等通知用データが1つに名寄せされた場合又は名寄せ解除により株主等通知用データが新規に登録された場合で、かつ、次のいずれかに該当する者に係る株主等照会コードの変更情報をそれぞれの該当する銘柄の発行者に通知する。</p> <p>当該銘柄の直近の総株主通知において、発行者に株主又は登録株式質権者として通知された者 配当金振込指定の単純取次ぎに係る「配当金振込指定データ」において、発行者に株主等照会コードが通知された者（ に該当する場合を除く。） 機構における名寄せ解除により株主等通知用データが新規に登録された者で、かつ、名寄せ解除前に 又は に該当していた者</p> <p>b 通知方法 ファイル伝送</p> <p>c 通知内容 銘柄（銘柄コード） 株主等照会コードの変更の事由（変更事由区分） 変更前の株主等照会コード 変更後の株主等照会コード 変更日 株主情報の通知を伴うか否かの別（株主情報有無区分）</p> <p>（3）株主名簿管理人の変更に伴う発行者に対する株主等照会コードの変更情報の通知 機構は、発行者が株主名簿管理人を変更した結果、株主等通知用データ中の株主等照会コードを変更したときは、発行者に対して、次に掲げるところにより「株主等照会コード照会結果データ」を通知す</p>	<p>機構は、名寄せ解除によって株主等通知用データが新規に登録された場合で、かつ、名寄せ解除前に a 又は に該当していた者については、発行者に対し「株主等照会コード変更通知データ」と併せて、「総株主通知データ（株主情報）」に相当する情報及び登録株式質権者区分を通知する。なお、当該内容については、当該者が次回の総株主通知において通知株主等となった場合に、再度、「総株主通知データ（株主情報）」として通知される。</p> <p>（施 194 条） 機構からの左記のデータの通知に先立って、発行者は、遅くとも株主名簿管理</p>

内 容	備 考
<p>る。</p> <p>a 通知方法 ファイル伝送</p> <p>b 通知内容 銘柄（銘柄コード） 変更前の株主名簿管理人コード 株主名簿管理人の変更日における変更前の株主等照会コード 変更後の株主名簿管理人コード 株主名簿管理人の変更日における変更後の株主等照会コード 株主名簿管理人の変更日から起算して2営業日前の日</p>	<p>人の変更後の最初の総株主通知に係る株主確定日までに、「株主等照会コード照会データ提出書（ST80-54）」（書式は機構ホームページに掲載）及び「株主等照会コード照会データ」を、Target 保振サイトにより機構に提出しなければならない。なお、「株主等照会コード照会データ」の内容は、次の事項である。</p> <p>銘柄コード 変更前の株主名簿管理人コード 株主名簿管理人の変更日における変更前の株主等照会コード 株主名簿管理人の変更日における変更後の株主名簿管理人コード 株主名簿管理人の変更日から起算して2営業日前の日（当該日は「株主等照会コード照会データ提出書」等の提出日の180日前までの日を指定することが可能である。）</p> <p>発行者に合併、株式交換又は株式移転等（以下「合併等」という。）が生じた場合であって、存続会社等又は新設会社等の株主名簿管理人と消滅会社等の株主名簿管理人が異なる場合についても、同様に取り扱う。この場合の機構から発行者に対する「株主等照会コード照会結果データ」は、Target 保振サイトにより通知する。なお、発行者が機構に提出する「株主等照会コード照会データ」の内容は、次の事項である。</p> <p>存続会社等又は新設会社等の銘柄コード 消滅会社等の株主名簿管理人コード</p>

内 容	備 考
	消滅会社等の株主に係る変更前の株主等照会コード 存続会社等又は新設会社等の株主名簿管理人コード 合併等の効力発生日の日

内 容			備 考
【総株主通知のイメージ図（標準日程）】			
	口座管理機関	機 構	発行者(株主名簿管理人)
株主確定日等の確定後速やかに(1)		通知及び請求の受付	株主確定日等に係る通知 総株主通知請求 保振サイト
- 12日 夜間バッチ		取扱廃止事前通知の作成	
- 11日	取扱廃止事前通知(2)		取扱廃止事前通知(2)
- 6日 夜間バッチ		総株主通知日程案内及び登録済加入者データの作成	
- 5日	総株主通知日程案内登録済加入者データ加入者情報の通知状況の確認		総株主通知日程案内
0日 株主確定日	新株式数申告(3)		
夜間バッチ		総株主報告対象株式数の確定(4)	
+ 1日	総株主報告対象株式数通知 総株主報告データの作成		
+ 2日まで	総株主報告データ	総株主報告データの受付	
+ 2日 夜間バッチ		総株主通知データ及び配分明細通知データの作成	
+ 3日	配分明細通知データ(5)		総株主通知データ

- 1 総株主通知請求は株主確定日とする日の前営業日を起算日として7営業日前までに行わなければならない。
- 2 総株主通知事由が取扱廃止等でない場合には「取扱廃止事前通知」を通知しない。
- 3 総株主通知事由が新株式数申告を伴うものでない場合には通知しない。
- 4 特別株主管理事務委託状況に係る報告内容については、株主確定日の翌営業日の午後3時にならないと反映されない。
- 5 総株主通知事由が新株式数申告を伴うものでない場合には、「配分明細通知データ」は通知されない。

総株主通知日程案内等における総株主通知事由等の取扱い

項番	総株主通知事由コード	総株主通知事由の内容		通知対象銘柄	増減資等／新株式数申告・配分明細通知対象(注1)	取扱廃止事前通知対象	統合Web端末における画面表示	優先順位
		大分類	小分類					
1	01	株主有償割当増資(注2)	新株予約権の無償割当てを伴わないものに限る。	決議会社の株式	○(注3)	—	有償割当増資	2
2	04	株式分割		決議会社の株式	○	—	株式分割	1
3	05	株式等の無償割当て	振替株式等を交付	決議会社の株式	○	—	無償割当—振替	1
4	06	株式併合		決議会社の株式	○	—	株式併合	1
5	07	吸収合併	振替株式等を交付	消滅会社の株式	●	—	吸収合併—振替	1
6	10	会社分割	分割会社が株式を全部取得(振替株式である分割会社株式が対価)	分割会社の株式	○	○	会社分割—振替	1
7	11	取得条項付株式の全部取得	振替株式等を交付	決議会社の株式	○	○	全部取得—振替	1
8	13	取得条項付新株予約権等の全部取得	振替株式等を交付	決議会社の予約権等	○	○	予約権取得—振	1
9	15	吸収合併	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	消滅会社の株式	—	○	吸収合併—廃止	1
10	16	吸収合併	非振替株式等を交付	消滅会社の株式	—	○	吸収合併—抹消	1
11	17	新設合併	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	決議会社の株式	—	○	新設合併—廃止	1
12	18	新設合併	非振替株式等を交付	消滅会社の株式	—	○	新設合併—抹消	1
13	19	株式移転	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	完全子会社の株式	—	○	株式移転—廃止	1
14	20	株式移転	非振替株式等を交付	完全子会社の株式	—	○	株式移転—抹消	1
15	21	株式交換	金銭その他の株式又は振替株式等以外の財産を交付	完全子会社の株式	—	○	株式交換—廃止	1
16	22	株式交換	非振替株式等を交付	完全子会社の株式	—	○	株式交換—抹消	1
17	23	会社分割	分割会社が株式を全部取得(振替株式である分割会社等の株式以外の財産が対価)	分割会社の株式	—	○	会社分割—抹消	1
18	24	取得条項付株式の全部取得	非振替株式等を交付	決議会社の株式	—	○	全部取得—抹消	1
19	25	取得条項付新株予約権等の全部取得	非振替株式等を交付	決議会社の予約権等	—	○	予約権取得—抹	1
20	26	合併、株式交換等(新株予約権等、承継なし)	合併、株式交換等により非振替新株予約権、非振替新株予約権付社債を承継	消滅会社等の予約権等	—	○	消滅会社—抹消	1
21	27	取扱廃止	上場廃止等による取扱廃止	取扱廃止銘柄	—	○	取扱廃止—抹消	1
22	28	合併、株式交換等(新株予約権等、承継あり)	合併、株式交換等により振替新株予約権、振替新株予約権付社債を承継	消滅会社等の予約権等	○	○	消滅会社—承継	1
23	30	株式等の無償割当て	非振替株式等を交付	決議会社の株式	—	—	無償割当—非振	1
24	31	総株主通知請求	四半期会計期間の末日を一定の日とする包括的な請求を行った場合を除く。	請求会社の株式	—	—	請求—株主通知	1
25	32	その他	定款不記載の期中配当、会社更生法に基づく一定の日の設定、振替機関の指定の効力喪失、振替機関の指定の取消し及びその他の権利の確定のための基準日の設定等	決議会社の株式等	—	—	その他	1
26	33	総新株予約権者通知請求		請求会社の予約権	—	—	請求—予約権者	1
27	34	総新株予約権付社債権者通知請求		請求会社の予約権付社債	—	—	請求—CB通知	1
28	80	定時株主総会、期末配当		全銘柄の株式	—	—	定総・期末配当	4
29	81	中間決算期末等		全銘柄の株式又は基準日が到来した株式	—	—	中間決算期末等	4
30	82	臨時株主総会		決議会社の株式	—	—	臨時株主総会	3
31	91	株式移転	振替株式等を交付	完全子会社の株式	●	—	株式移転—振替	1
32	93	新設合併	振替株式等を交付	消滅会社の株式	●	—	新設合併—振替	1
33	94	株式交換	振替株式等を交付	完全子会社の株式	●	—	株式交換—振替	1
34	95	会社分割(注4)	分割会社において株式併合を実施	分割会社の株式	○	—	会社分割—併合	1
35	96	会社分割(注4)	分割会社における株式併合なし(分割会社が株式を全部取得する場合を除く。)	分割会社の株式	—	—	会社分割—併無	1
36	97	会社分割(吸収分割)(注4・5)	現物配当又は取得対価として振替株式である承継会社株式を交付	分割会社の株式(暫定銘柄)	○	—	吸収分割—振替	—
37	98	会社分割(新設分割)(注5)	現物配当又は取得対価として振替株式である設立会社株式を交付	分割会社の株式(暫定銘柄)	○	—	新設分割—振替	—

注1. 増減資等／新株式数申告・配分明細通知対象欄の「●」は、対等合併等である場合(1対1の割当比率により同種の振替株式等が割り当てられる場合)には、増減資等に係る内容については通知対象であるが、

新株式数申告及び配分明細通知については通知対象外であることを示している。

注2. 項番1については、振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権(いわゆる買収防衛策としての新株予約権)の無償割当て及び外国人保有制限銘柄の無償割当て等(外国人保有制限銘柄の全部取得等を含む)においても使用される。

注3. 項番1は、増減資等に係る内容については通知対象であるが、新株式数申告及び配分明細通知については通知対象外である。

注4. 項番34、35及び36については、株式分配においても使用される。

注5. 項番36及び37は、項番34及び35との組み合わせにより使用される。また、項番36及び37は、「総株主通知日程案内」及び統合Web端末における画面表示では通知されず、別途、Target保振サイトにより通知される。

第10節 個別株主通知に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 個別株主通知の手続</p> <p>(1) 加入者による直近上位機関への個別株主通知の申出の取次ぎの請求</p> <p>a 加入者による請求</p> <p>(a) 請求方法</p> <p>加入者（機構加入者を除く。次の（2）において同じ。）は、発行者に対して少数株主権等の行使をしようとするときは、その直近上位機関である口座管理機関に対し、機構の定める事項を記載した「個別株主通知申出書」を提出する方法により個別株主通知（法第154条第3項の通知をいう。以下同じ。）の申出の取次ぎの請求を行わなければならない。</p> <p>(b) 「個別株主通知申出書」の必要的記載内容</p> <p>① 加入者の氏名又は名称</p> <p>② 加入者の住所</p> <p>③ 個別株主通知の対象とする振替株式の銘柄（以下「個別株主通知対象銘柄」という。）</p> <p>④ 直近上位機関が加入者のために開設した一の口座に記載又は記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを対象とする個別株主通知（以下「一部通知」という。）の申出の取次ぎを請求するときは、その旨</p> <p>⑤ 前④の一部通知の申出の取次ぎを請求するときは、その理由</p>	<p>(法154条4項、業154条1項)</p> <p>※ 加入者は、個別株主通知の申出の取次ぎの請求に際して、発行者に個別株主通知が行われるべき日を指定することはできない。</p> <p>※ 複数の加入者が、少数株主権等を共同して行使しようとする場合には、それぞれの加入者がそれぞれの直近上位機関に対して個別株主通知の申出の取次ぎの請求を行わなければならない。この場合において、実際の少数株主権等の行使は、それぞれの個別株主通知が発行者に対して行われた日から4週間内に、当該少数株主権等を共同して行使する旨を示して行う。</p> <p>(業154条2項、施199条)</p> <p>※ 加入者は、一の発行者について内容の異なる2以上の種類の銘柄の振替株式を有するときは、当該銘柄ごとに個別株主通知の申出の取次ぎの請求を行う。</p> <p>※ 一部通知の申出の場合の個別株主通知の通知日は、一部通知ではない申出の場合の個別株主通知の通知日よりも1</p>

内 容	備 考
<p>b 申出受付機関による「個別株主通知申出受付票」の交付等</p> <p>(a) 申出受付機関における請求受付手続</p> <p>加入者から個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関（以下「申出受付機関」という。）は、当該請求が加入者本人によるものであることを適切に確認したうえで、当該請求に係る受付番号（個別株主通知の申出を特定するために申出受付機関が付番する番号をいう。）を付番し、当該請求を行った加入者（以下「申出株主」という。）に対して「個別株主通知申出受付票」を交付する。</p>	<p>～3営業日前の日となる（標準日程の場合）。</p> <p>※ 加入者は、一部通知の申出の取次ぎを請求する場合であって、一の直近上位機関から複数の口座の開設を受けているときは、個別株主通知の対象とする口座を直近上位機関に対して示さなければならない。</p> <p>※ 一部通知においては、個別株主通知の対象とする口座に係る加入者口座コードが、他の加入者の口座において質権株式の株主、特別株主又は反対株主を示す情報として利用されている場合であっても、発行者に通知される個別株主通知対象銘柄である振替株式の数には、当該質権、譲渡担保権又は反対株主の株式買取請求の目的となっている振替株式の数は含まれない。</p> <p>（業154条4項、施201条）</p> <p>※ 申出受付機関は、申出株主から何らかの理由で急いで個別株主通知の手続きを行いたい旨の相談を受けた場合は、一部通知の申出に係る説明を行うことが望ましい（一部通知の申出の場合の個別株主通知は、一部通知ではない申出の場合の個別株主通知よりも標準日程の場合1～3営業日早く通知されるため。）。</p> <p>※ 申出受付機関は、個別株主通知の申出の取次ぎの請求を、加入者が他の者に委託して行ったときは、当該他の者への委託が適切に行われたものであるかにつ</p>

内 容	備 考
<p>(b) 「個別株主通知申出受付票」の必要的記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申出株主の氏名又は名称 ② 申出株主の住所 ③ 申出受付機関の名称 ④ 個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受け付けた日（以下「申出受付日」という。） ⑤ 受付番号 ⑥ 個別株主通知対象銘柄 ⑦ 一部通知の申出の取次ぎの請求を受けたときは、その旨 ⑧ 一部通知の申出の取次ぎの請求を受けたときは、申出株主が「個別株主通知申出書」に記載した一部通知の申出に係る理由 <p>(2) 申出受付機関による個別株主通知の申出の取次ぎ</p>	<p>いても確認しなければならない。</p> <p>※ 申出受付機関の付番する受付番号は、14桁の数字とする。なお、申出受付機関（当該申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、その顧客口ごと、かつ、同一の申出受付日ごとに受付番号を重複させてはならない（直接口座管理機関は、同一の顧客口について、当該直接口座管理機関の加入者による請求に係る受付番号と、その下位機関の加入者による請求に係る受付番号を、それぞれの請求に係る申出受付日が同一であるときに、重複させてはならない。）。</p> <p>※ 申出受付機関が、間接口座管理機関であって、かつ、法第44条第1項第13号に掲げる者である場合は、当該口座管理機関の上位機関に対して、申出株主に対する「個別株主通知申出受付票」の交付を委任することができる。</p> <p>※ 申出受付機関は、「個別株主通知申出書」に記載された申出株主の氏名若しくは名称又は住所に振替制度外字が含まれているときは、申出株主との合意に基づいて当該振替制度外字を振替制度内字に置き換えた情報（加入者情報として機構に通知されているもの又は「加入者情報更新済通知データ」により機構から通知されたものに限る。）を、「個別株主通知申出受付票」に付記する。</p>

内 容	備 考
<p>申出受付機関は、申出株主による個別株主通知の申出の取次ぎの請求を受け付けたときは、機構に対して、次の a から e までに掲げるところにより「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を通知しなければならない。</p> <p>申出受付機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構に通知する際に、申出株主に係る加入者情報（変更に係る情報も含む。）を機構に通知していない場合は、併せて「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」を通知しなければならない。</p> <p>申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知等をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>a 通知期限 原則として、申出受付日当日</p>	<p>（業 154 条 5 項から 7 項まで、施 202 条）</p> <p>※ 申出受付機関は、「個別株主通知申出書」に記載された申出株主の氏名若しくは名称又は住所が、機構の加入者情報登録簿に登録された加入者口座情報と異なるものである場合には、機構に対する「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知に併せて、加入者情報データ（変更）を通知しなければならない。</p> <p>※ 機構は、申出受付機関からファイル伝送によって「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領したときは、速やかに、当該データの内容について簡易なチェックを行い、当該申出受付機関に対し、ファイル伝送によってチェック結果を含む「個別株主通知申出取次ぎデータ入力処理内容通知」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、訂正内容を反映した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構に対して再通知する。</p> <p>※ 申出受付機関は、申出受付日当日に機構に対する「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を通知できない事情があるときは、その旨を申出株主に告知しなければならない。</p> <p>※ 申出受付機関が間接口座管理機関であるときに、当該間接口座管理機関からの委託に基づき、その上位機関である直接口座管理機関が機構に対して行う「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知</p>

内 容	備 考
<p>b 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Web端末の「個別株主通知の申出取次ぎ」画面への入力</p> <p>c 取扱時間 (a) ファイル伝送の場合 午前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 加入者情報Web端末の画面入力の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>d 通知内容 ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号</p>	<p>は、原則として、当該直接口座管理機関が、下位機関から委託を受けた日の当日に行う。</p> <p>※ 機構は、同一日に、個別株主通知の申出取次ぎデータがファイル伝送と加入者情報Web端末の画面入力の双方により通知された場合で、ファイル伝送で通知された機構加入者コードと加入者情報Web端末の画面に入力された加入者口座コードの上7桁に紐付く機構加入者コードが同一であり、かつ、両データの申出受付日及び受付番号が同一である場合は、ファイル伝送によって通知されたものを優先する。</p> <p>※ 受付番号は、申出受付機関が付番した14桁の受付番号の先頭に「00」を追加した16桁で設定する。</p> <p>※ 機構は、一の申出受付機関が、申出受付日と受付番号の双方が同一となる「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 申出株主が一部通知の申出の取次ぎを請求したときは、その旨（一部通知区分）</p> <p>e 「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の訂正又は取消し</p> <p>(a) 通知日当日の訂正又は取消し</p> <p>ア ファイル伝送の場合 申出受付機関（申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正又は取消し内容を反映した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構に再通知しなければならない。</p> <p>イ 加入者情報Web端末の画面入力の場合 申出受付機関（申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、加入者情報Web端末により取次ぎを取り消し、必要に応じて、訂正内容を反映した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を再入力しなければならない。</p> <p>(b) 通知日の翌営業日以降における訂正又は取消し 申出受付機関（申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」について、通知日の翌営業日以降に、その訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、原則として、その訂正又は取消しを行うことができない。</p> <p>(3) 機構加入者による機構への個別株主通知の申出 機構加入者が、発行者に対して少数株主権等の行使をしようとするときは、あらかじめ、次のaからfまでに掲げるところにより、機構に対して、「個別株主通知申出予定日通知書」によって、その旨等を通告したうえで、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を通知する方法により、個別株主通知の申出を行わなければならない。</p>	<p>に通知したときは、機構の夜間バッチにおける処理順序が先頭のデータのみを処理し、後順位のデータを破棄する（機構への通知日が複数日にわたった場合も同様に後順位のデータを破棄する。）。</p> <p>※ 申出受付機関は、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の訂正又は取消しが、申出株主による個別株主通知の申出の取次ぎの請求の内容の訂正又は取消しに起因するときは、受付票の回収又は再交付その他の必要な手続を行う。</p> <p>(業 154 条 3 項、施 200 条)</p> <p>※ 個別株主通知申出予定日通知書は、機構ホームページに掲載の書式 (ST80-11) を参照。</p> <p>※ 信託財産名義の取扱いの申出を行っ</p>

内 容	備 考
<p>a 事前通告の期限 少数株主権等の行使の決定後速やかに（原則として、申出予定日の前営業日まで）</p> <p>b 事前通告の方法 Target 保振サイトによる「個別株主通知申出予定日通知書」の通知</p> <p>c 記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者の名称 ② 機構加入者口座 ③ 機構加入者の口座の加入者口座コード ④ 個別株主通知対象銘柄 ⑤ 機構が当該機構加入者のために開設した一の機構加入者口座（保有口であるものに限る。）に記録がされた個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のみを個別株主通知の対象とする場合には、その旨及びその理由並びに一部通知の対象とする機構加入者口座 ⑥ 申出予定日 <p>d 機構加入者に対する受付番号の通知 機構は、機構加入者から個別株主通知の申出に係る「個別株主通知申出予定日通知書」を受領したときは、受付番号を付番し、Target 保振サイトにより当該機構加入者に対して通知する。</p> <p>e 機構に対する個別株主通知の申出 機構加入者は、c⑥の申出予定日に、機構に対して、前（2）と同様に「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を通知しなければならない。</p>	<p>た機構加入者は、当該取扱いの対象となった個別株主通知対象銘柄である振替株式の数について個別株主通知の申出を行うときは、機構に対して登録の申請を行った信託財産名義ごとに、個別株主通知の申出を行う。</p> <p>※ 事前通告の通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。</p> <p>※ 機構加入者が個別株主通知の申出を行う場合における「個別株主通知の申出取次ぎデータ」中の「受付番号」には、前dにより機構から通知を受けた受付番号を設定する。また、「申出株主の加</p>

内 容	備 考
<p>f 機構加入者に対する「個別株主通知申出受付票」の交付 機構は、機構加入者から前eの「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日に、当該機構加入者に対して「個別株主通知申出受付票」を交付する。</p> <p>(4) 報告依頼先機関に対する「個別株主報告依頼データ」の通知 機構は、申出受付機関（申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）又は少数株主権等の行使をしようとする機構加入者から「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領したときは、当該データの受領日の翌営業日に、申出株主（機構加入者を含む。以下同じ。）のために口座を開設する他の口座管理機関その他の個別株主報告を依頼すべき口座管理機関（以下「報告依頼先機関」という。）を特定したうえで、報告依頼先機関（当該報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次のaからcまでに掲げるところにより「個別株主報告依頼データ」を通知する。 機構から「個別株主報告依頼データ」を受けた直接口座管理機関が報告依頼先機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち報告依頼先機関である者又は報告依頼先機関の上位機関である者に対して、「個別株主報告依頼データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が報告依頼先機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>a 通知方法 ファイル伝送</p> <p>b 報告依頼先機関の範囲 機構は、次の①から③までのいずれかに該当する者を、報告依頼先機関として取り扱う。 ① 申出株主のために口座を開設する口座管理機関（申出受付機関が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」において指定した申出株主の口座以外に、当該申出株主の口座を開設しているときは、当該申出受付機関を含む。また、個別株主通知の対象となる期間（以下「通知対象期間」という。）中に申出株主の口座を解約した口座管理機関を含む。）</p>	<p>入者口座コード」には、機構が当該機構加入者の機構加入者口座に対して付番した加入者口座コードを設定する。</p> <p>(業 154 条 4 項、施 201 条) ※ 機構加入者に対する「個別株主通知申出受付票」の交付は、原則として郵送の方法によって行う。</p> <p>(業 154 条 9 項、施 203 条) ※ 機構における報告依頼先機関の特定は、「個別株主報告依頼データ」の作成時点（「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受けた日の夜間バッチ処理終了時）における加入者情報登録簿（機構が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受けた日の日中に受領した「加入者情報データ」によって登録・更新された内容を含む。）及び担保株式届出記録簿（「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受けた日の前営業日までに届出が行われた内容に限る。）を利用して行う。</p> <p>(業 154 条 8 項) ※ 機構は、信託財産名義管理簿に登録された信託財産名義を申出株主とする「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を、当該信託財産名義の登録の申請を行った</p>

内 容	備 考
<p>② 個別株主通知に係る通知対象期間中において、申出株主を株主とする個別株主通知対象銘柄である振替株式について、機構の備える担保株式届出記録簿に担保株式の届出（反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出を含む。）の記録がある場合の当該記録における振替先口座（当該通知対象期間中に解約されたものを含む。）を開設する口座管理機関（申出受付機関を含む。）</p> <p>③ 申出株主が機構加入者である場合であって、当該機構加入者がその自己口について担保専用口への振替を行う旨を届け出ている場合の当該機構加入者（報告の対象は、当該機構加入者が、自ら特別株主となるべき担保株式に係る特別株主管理事務を他の機構加入者から再委託されている対象銘柄である振替株式の数に限る。）</p>	<p>機構加入者以外の口座管理機関から受領した場合であって、当該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、当該信託財産名義通知信託口の機構加入者に対して「個別株主報告依頼データ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、個別株主通知に係る通知対象期間中に、①の報告依頼先機関が、申出株主の口座に係る加入者口座コードの変更を行っている場合は、変更前の加入者口座コードと変更後の加入者口座コードの双方について（申出受付機関が、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」において指定した申出株主の口座に係る加入者口座コードを、通知対象期間中に変更している場合（申出株主が、一部通知の申出の取次ぎを請求した場合を含む。）は、変更前の加入者口座コードについて）、「個別株主報告依頼データ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、個別株主通知に係る通知対象期間中に、申出株主のために口座を開設していた口座管理機関が、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の時点で合併等によって消滅している場合等にあつては、当該消滅した口座管理機関が付番した加入者口座コードに係る「個別株主報告依頼データ」を存続会社等である他の口座管理機関に対して通知する。</p> <p>※ 機構は、報告依頼先機関として特定された者が、申出受付日において申出株主の口座が属していた顧客口を廃止しているとき（機構加入者又は間接口座管理</p>

内 容	備 考
<p>c 通知内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 記録先加入者口座コード ⑥ 通知対象期間（対象期間（自）及び対象期間（至）） 	<p>機関でなくなっているときを含む。）は、「個別株主報告依頼データ」の通知を行わない。</p> <p>※ 機構は、報告依頼先機関が存在しない場合（一部通知の申出が行われた場合を含む。）には、「個別株主報告依頼データ」の通知を行わない。</p> <p>（業 154 条 9 項、施 204 条及び 205 条）</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式の効力発生日又は新規記録日が旧株式に係る通知対象期間に含まれるときは、機構は新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードによって「個別株主報告依頼データ」を通知する。</p> <p>※ 「記録先加入者口座コード」には、申出株主の有する個別株主通知対象銘柄である振替株式が、質権、譲渡担保権又は反対株主の株式買取請求の目的として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合に、当該他の加入者（記録先加入者）の口座に係る加入者口座コードを設定する。</p> <p>※ 「対象期間（自）」には、加入者の口座に係る加入者口座情報の加入者情報登録簿への登録日又は削除登録日にかかわらず、常に申出受付日の前日（休業日を含む。）から起算して6か月と28日前の日を設定し、「対象期間（至）」には、</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 報告期限日</p> <p>(5) 申出受付機関に対する「個別株主通知予定日データ」等の通知</p> <p>a 「個別株主通知予定日データ」の通知</p> <p>機構は、前(4)で特定された報告依頼先機関のそれぞれについて定めた報告期限日に基づいて、個別株主通知予定日を定め、申出受付機関(当該申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関)又は申出株主である機構加入者から「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日に、当該申出受付機関(当該申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関)又は申出株主である当該機構加入者に対して、次の(a)から(c)までに掲げるところにより「個別株主通知予定日データ」を通知する。</p> <p>機構から「個別株主通知予定日データ」を受けた直接口座管理機関が申出受付機関でないときは、当該直接口座管理機関は、速やかに、その直近下位機関のうち申出受付機関である者又は申出受付機関の上位機関である者に対し、「個別株主通知予定日データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない(当該通知を受けた者が申出受付機関でない場合も同様とする。)</p>	<p>申出受付日の前日(休業日を含む。)を設定する。ただし、個別株主通知対象銘柄の取扱開始日が申出受付日の前日から起算して6か月と28日前の日以降の日である場合は、「対象期間(自)」には、当該銘柄の取扱開始日を設定する。</p> <p>※ 「報告期限日」には、報告依頼先機関が直接口座管理機関であるときは、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構が受領した日の翌営業日から起算して3営業日目の日、報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関(機構を除く。)の数に応じて、2営業日を加算した日を設定する。</p> <p>(業154条10項から12項まで)</p> <p>※ 機構は、前(4)で特定した報告依頼先機関が存在するときは当該報告依頼先機関のそれぞれについて定めた報告期限日のうち、最も遅い日の翌営業日を個別株主通知予定日(通知予定日)として定める。また、前(4)で特定した報告依頼先機関が存在しない場合は、申出受付機関が機構加入者であるときは申出受付機関について定めた報告期限日の2営業日後の日、申出受付機関が間接口座管理機関であるときは申出受付機関について定めた報告期限日の翌営業日を個別株主通知予定日(通知予定日)として定める。ただし、一部通知の申出の場合は、機構は、申出受付機関が機構加入者であるときは申出受付機関につ</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p>	<p>いて定めた報告期限日の翌営業日、申出受付機関が間接口座管理機関であるときは申出受付機関について定めた報告期限日の翌営業日を個別株主通知予定日（通知予定日）として定める（個別株主通知の通知対象期間中に申出株主の口座に係る加入者口座コードが変更されていて、「個別株主報告データ」の報告対象となる加入者口座が複数存在する場合は除く。この場合は、報告依頼先機関が存在するときと同様に、報告依頼先機関のそれぞれについて定めた報告期限日のうち、最も遅い日の翌営業日を個別株主通知予定日（通知予定日）として定める。）。</p> <p>※ 機構は、「個別株主通知予定日データ」に、個別株主通知予定日のほか、申出受付機関の報告期限日及び当該申出受付機関が機構に対して通知すべき「個別株主報告データ」に係る通知対象期間を含めて通知する。</p> <p>※ 一部通知の申出において、申出受付機関が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知日当日に「個別株主報告データ」を機構に通知した場合であって、機構がその翌営業日に申出受付機関に対して「個別株主通知済データ」を通知したときは、機構は申出受付機関に対して「個別株主通知予定日データ」を通知しない。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知内容</p> <p>① 申出株主の加入者口座コード</p> <p>② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 個別株主通知予定日（通知予定日）</p> <p>⑥ 通知対象期間（対象期間（自）及び対象期間（至））</p> <p>⑦ 報告期限日</p>	<p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式の効力発生日又は新規記録日が旧株式に係る通知対象期間に含まれるときは、機構は旧株式の銘柄コードによって「個別株主通知予定日データ」を申出受付機関に通知するとともに、新株式の銘柄コードによって「個別株主報告依頼データ」を申出受付機関に通知する。</p> <p>※ 「対象期間（自）」には、申出受付機関が開設した申出株主の口座に係る加入者口座情報の加入者情報登録簿への登録日にかかわらず、常に申出受付日の前日（休業日を含む。）から起算して6か月と28日前の日を設定し、「対象期間（至）」には、申出受付日の前日（休業日を含む。）を設定する。ただし、個別株主通知対象銘柄の取扱開始日が申出受付日の前日から起算して6か月と28日前の日以降の日である場合は、「対象期間（自）」には、当該銘柄の取扱開始日を設定する。</p> <p>※ 「報告期限日」には、申出受付機関が直接口座管理機関であるときは、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構が受領した日の翌営業日から起算して2営業日目の日、申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関</p>

内 容	備 考
<p>(c) 「個別株主通知予定日データ」を受けた申出受付機関における処理 申出受付機関は、「個別株主通知予定日データ」によって通知された個別株主通知予定日を、速やかに、申出株主に通知する。</p> <p>b 「加入者情報未提出エラーデータ」の通知 機構は、申出受付機関（当該申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）から受領した「個別株主通知の申出取次ぎデータ」において指定された申出株主の加入者口座コードに係る加入者口座情報が加入者情報登録簿に登録されていないとき又は当該加入者口座コードに係る加入者口座情報に削除の旨が登録されているときは、前（4）の報告依頼先機関の特定に係る処理を中断し、当該申出受付機関（当該申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次の（a）から（d）までに掲げるところにより「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。 機構から「加入者情報未提出エラーデータ」を受けた直接口座管理機関が申出受付機関でないときは、当該直接口座管理機関は、速やかに、その直近下位機関のうち申出受付機関である者又は申出受付機関の上位機関である者に対し、「加入者情報未提出エラーデータ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が申出受付機関の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p>	<p>（機構を除く。）の数に応じて1営業日を加算した日を設定する（機構加入者が、発行者に対して少数株主権等の行使をしようとする場合であって、信託財産名義通知信託口に係る信託財産名義について個別株主通知の申出を行った者でないときは、当該報告期限日を読み捨てる。）。</p> <p>※ 一部通知の申出の場合であって、申出受付機関が「個別株主通知予定日データ」によって通知された報告期限日より前に、「個別株主報告データ」を機構に通知する予定であるときは、当該データの通知日の翌営業日を個別株主通知予定日として、申出株主に通知する。</p> <p>※ 機構加入者が個別株主通知の申出を行った場合であって、当該機構加入者が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」中の「申出株主の加入者口座コード」に、機構が当該機構加入者の自己口に対して付番した加入者口座コード以外のものを設定したときも、機構は当該機構加入者に対して「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 申出株主の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていないものであるか又は削除の旨が登録されたものであるかの別（未提出状況区分） <p>(c) 申出株主に対する告知</p> <p>「加入者情報未提出エラーデータ」を受けた申出受付機関は、申出株主に対して、遅滞なく、申出受付日当日に機構に対する個別株主通知の申出の取次ぎが行えなかった旨その他の必要な事項を告知しなければならない。</p> <p>(d) 「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の再通知等</p> <p>「加入者情報未提出エラーデータ」を受けた申出受付機関は、エラーとなった原因を特定し、次に掲げる区分に応じ、直ちに機構に対して必要な対応を行わなければならない（申出受付機関が、間接口座管理機関であるときは、機構に対する通知を、その上位機関を通じて行う。）。</p> <p>ア 「個別株主通知の申出取次ぎデータ」で通知した加入者口座コードに誤りがあった場合 機構に対して、誤った加入者口座コードを「個別株主通知の申出取次ぎデータ」で通知した直接口座管理機関は、訂正後の内容で「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を再作成し、機構に対して再通知する。</p> <p>イ 申出株主に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていなかった場合 申出受付機関は、当該申出株主に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知す</p>	<p>※ 申出受付機関は、「加入者情報未提出エラーデータ」を受けた場合、発行者への個別株主通知の日程に影響が生ずるため、申出株主に対して、その旨の告知を行う必要がある。</p> <p>※ 申出受付機関は、加入者情報登録簿における登録内容を、加入者情報Web端末の「加入者情報照会」画面により確認することができる。</p> <p>※ 申出受付機関は、「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（削除）」（加入者の口座の再開を内容とするものに限る。）の通知と、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の再通知を同一営業日に行うことができる。</p> <p>※ 加入者情報の通知の詳細は、第1章第</p>

内 容	備 考
<p>るとともに、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構に対して再通知する。</p> <p>ウ 申出株主に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿において削除の旨の登録がされていた場合 申出受付機関は、当該申出株主に係る加入者の口座を再開する旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知するとともに、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を機構に対して再通知する。</p> <p>(6) 申出受付機関又は報告依頼先機関による「個別株主報告データ」の通知 申出受付機関又は報告依頼先機関は、その備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。）、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿の記載又は記録に基づいて、個別株主通知のために必要な事項として機構が定める申出株主に係る情報を、「個別株主報告データ」として機構に対して、次の a から g までに掲げるところにより通知しなければならない。 申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、個別株主通知のために必要な事項として機構が定める申出株主に係る情報の機構に対する通知を、その直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。 申出受付機関又は報告依頼先機関は、申出株主が間接外国人であると判定した場合（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人であることが判明した場合を除く。）又は申出株主が間接外国人でなくなったと判定した場合（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。）には、併せて「加入者情報通知書（間接外国人）」を機構に対して提出しなければならない。 なお、機構加入者が個別株主通知の申出を行った場合等にあつては、機構が、機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。）等に係る「個別株主報告データ（機構作成分）」を作成する。</p>	<p>6 節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 加入者口座情報に係る削除の旨の登録を訂正する場合は、その旨の「加入者情報訂正申告データ」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>(業 154 条 13 項から 18 項まで、施 206 条及び 207 条)</p> <p>※ 申出受付機関又は報告依頼先機関は、機構から通知された「個別株主通知予定日データ」又は「個別株主報告依頼データ」のそれぞれに対応する「個別株主報告データ」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>※ 報告依頼先機関が、申出株主のために口座を開設した者でないときは、申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数が記載又は記録された報告依頼先機関の加入者の口座の質権欄の記載若しくは記録、申出株主を特別株主とする特別株主管理簿の記載若しくは記録又は申出株主を反対株主とする反対株主管理簿の記載若しくは記録に基づいて、「個別株主報告データ」の作成を行う（報告依頼先機関の加入者の口座の質権欄、特別株主管理簿及び反対株主管理簿に申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録があるときは、これらの数を合算する。）。</p>

内 容	備 考
	<p>※ 申出受付機関又は報告依頼先機関は、機構からの「個別株主通知予定日データ」又は「個別株主報告依頼データ」によって通知された口座（申出株主の口座又は記録先加入者口座コードに係る口座）以外の口座に、申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録があることを認識しているときは、「個別株主報告データ」の作成に際して、当該数を合算する。</p> <p>※ 報告依頼先機関（申出株主のために口座を開設する者に限る。）又はその上位機関である直接口座管理機関が、他の機構加入者から特別株主管理事務を再委託されている場合には、特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録された個別株主通知対象銘柄である振替株式の数のうち、申出株主が特別株主であるものを含めて「個別株主報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>※ 申出株主が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が、自らが特別株主となるべき担保株式に係る特別株主管理事務を他の機構加入者から再委託されているときは、当該機構加入者が、当該再委託に係る個別株主通知対象銘柄である振替株式の数についての「個別株主報告データ」を作成する（当該機構加入者の保有口に記録された数については、機構が、「個別株主報告データ（機構作成分）」を作成する。詳細は後記gを参照。）。</p> <p>※ 申出株主が、信託財産名義通知信託口座に係る信託財産名義である場合には、当</p>

内 容	備 考
	<p>該信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義管理簿に記載又は記録された信託財産名義に係る個別株主通知対象銘柄である振替株式の数を対象とする「個別株主報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>※ 通知対象期間において、個別株主通知対象銘柄の発行者が合併等を行っている場合であっても、「個別株主報告データ」は、機構からの「個別株主通知予定日データ」又は「個別株主報告依頼データ」において指定された個別株主通知対象銘柄である振替株式の数についてのみ作成する。</p> <p>※ 機構は、申出受付機関又は報告依頼先機関から「個別株主報告データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェックを行い、当該申出受付機関又は報告依頼先機関に対し、チェック結果を含む「個別株主報告データ入力処理内容通知」を通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「個別株主報告データ」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 申出受付機関又は報告依頼先機関は、超過記載又は記録がある場合の振替株式の取得の義務及び取得した振替株式に係る権利の全部の放棄の義務に履行されていないものがあるときは、機構に対する「個別株主報告データ」の通知の際に、併せて発行者に対抗できないものの数を通知しなければならない。超過記録については、第 15 節「超過記録発生</p>

内 容	備 考
<p>a 通知期限 機構が「個別株主通知予定日データ」又は「個別株主報告依頼データ」において通知した報告期限日まで ただし、報告期限日までの間に、申出受付機関若しくは請求取次先機関が申出株主の口座が属する顧客口の廃止を予定している場合又は申出株主である機構加入者が担保専用口への振替を行う旨を届け出ている自己口の廃止を予定している場合は、当該顧客口又は自己口の廃止の前営業日まで。</p> <p>b 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロード</p>	<p>時の取扱い」を参照。</p> <p>(業 154 条 18 項)</p> <p>※ 一部通知の申出の場合で、申出株主が何らかの理由で急いで個別株主通知の手続を行っているときは、申出受付機関は、機構が「個別株主通知予定日データ」において通知した報告期限日にかかわらず、速やかに「個別株主報告データ」を機構に通知するように努める。</p> <p>※ 申出受付機関は、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知日当日に、機構に対して「個別株主報告データ」を通知することができる。</p> <p>※ 機構は、同一日に、同一の機構加入者コード、加入者口座コード、個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）、申出受付日、受付番号及び記録先加入者口座コードが設定された「個別株主報告データ」が、ファイル伝送と加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロードの双方により通知されたときは、ファイル伝送によって通知されたものを優先する。</p> <p>※ 申出受付機関が、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知日当日に、機構に対して「個別株主報告データ」を通知する場合の通知方法については、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知方法と同一の通知方法に限る。</p>

内 容	備 考
<p>c 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送の場合 午前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 加入者情報Web端末によるCSVアップロードの場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>d 通知内容</p> <p>(a) 基本情報レコード</p> <p>① 申出株主の加入者口座コード</p> <p>② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 記録先加入者口座コード</p> <p>(b) 増減数量履歴レコード</p> <p>① 申出株主の加入者口座コード</p> <p>② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 記録先加入者口座コード</p>	<p>(業 154 条 13 項、施 206 条及び 207 条)</p> <p>※ 「記録先加入者口座コード」には、報告依頼先機関が、申出株主のために口座を開設する者である場合は、申出株主の口座に係る加入者口座コードを「記録先加入者口座コード」に設定する。また、報告依頼先機関が、申出株主のために口座を開設した者でない場合は、申出株主を質権株式の株主として記載又は記録する他の加入者の口座、申出株主について特別株主の申出を行った他の加入者の口座又は申出株主について反対株主の通知を行った他の加入者の口座に係る加入者口座コードを「記録先加入者口座コード」に設定する。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 対象日（報告対象日）</p> <p>⑦ 対象日において振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（増減数量）</p> <p>⑧ 対象日において振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記載又は記録がされた申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数（報告対象日残高）</p> <p>（c）増減資等数量履歴レコード</p> <p>① 申出株主の加入者口座コード</p> <p>② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 記録先加入者口座コード</p> <p>⑥ 振替口座簿又は信託財産名義管理簿における増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合における当該増加の記載又は記録がされた日（報告対象日（増加記録日））</p> <p>⑦ 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数（次の⑧の効力発生日に係るものに限る。）</p> <p>⑧ 効力発生日</p> <p>e 「個別株主報告データ」の訂正</p>	<p>※ 「報告対象日」には、加入者の口座の開設日又は解約日の如何にかかわらず、個別株主通知に係る通知対象期間中のすべての日（暦日）を設定する。</p> <p>※ 「増減数量」には、対象日の各日の申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数から、その前日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数を減じて得た数を設定する（対象日が、加入者の口座の開設日前の日又は解約日後の日であるときは、ゼロを設定する。）。</p> <p>※ 「報告対象日残高」には、対象日の各日の業務終了時において口座に記載又は記録された個別株主通知対象銘柄である振替株式の数を設定する（対象日が、加入者の口座の開設日前の日又は解約日後の日であるときは、ゼロを設定する。）。</p> <p>※ 増減資等数量履歴レコードは、振替口座簿又は信託財産名義管理簿における増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合に機構に通知する。</p> <p>※ 同一の増加記録日について、異なる効力発生日の付記がある場合は、効力発生日ごとに増減資等数量履歴レコードを作成する。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 「個別株主報告データ」の通知日当日における訂正 申出受付機関又は報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「個別株主報告データ」について、通知日当日に、その訂正を要する事情が発生したときは、訂正内容を反映した「個別株主報告データ」を機構に対して再通知しなければならない。</p> <p>(b) 機構から「個別株主通知済データ」が通知される前における訂正 申出受付機関又は報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「個別株主報告データ」について、通知日の翌営業日以降の日に、その訂正を要する事情が発生した場合であって、機構から「個別株主通知済データ」の通知を受けていないときは、直ちに、訂正内容を反映した「個別株主報告データ」を機構に対して再通知しなければならない。 なお、機構が「個別株主通知予定日データ」又は「個別株主報告依頼データ」において通知した報告期限日の到来後に、「個別株主報告データ」の訂正を行うときは、その旨を機構に連絡しなければならない。</p> <p>(c) 機構から「個別株主通知済データ」が通知された後における訂正 申出受付機関又は報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「個別株主報告データ」について、通知日の翌営業日以降の日に、その訂正を要する事情が発生した場合であって、機構から「個別株主通知済データ」が通知されているときは、直ちに、その旨を機構に報告し、機構の指示にしたがって事後処理を行う。</p>	<p>※ 通知日当日中の「個別株主報告データ」の再通知はファイル単位で行う。なお、いったん、機構に対して「個別株主報告データ」を通知した後は、通知そのものを取り消すことはできない。</p> <p>※ この場合における訂正内容を反映した「個別株主報告データ」の通知は、機構加入者コード、申出株主の加入者口座コード、銘柄コード、記録先加入者口座コード、申出受付日及び受付番号によって特定される内容ごとに行う。</p> <p>※ 左記の連絡は、電話等により行う。</p> <p>※ 左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>※ 機構が申出受付機関又は報告依頼先機関に対して「個別株主通知済データ」を通知した日以降の日においては、「個別株主報告データ」を再通知する方法では訂正を行うことができない。</p>
<p>f 「個別株主報告データ」の通知が遅延した場合の取扱い</p> <p>(a) 個別株主報告遅延機関に対する「個別株主報告データ未了通知」の通知 「個別株主報告データ」の報告期限日までに、機構に対して「個別株主報告データ」を通知しなかった申出受付機関又は報告依頼先機関（以下「個別株主報告遅延機関」という。）がある場合には、機構は、当該報告期限日の翌営業日に、当該個別株主報告遅延機関（当該個別株主報告遅延機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次のアからウまでに掲げるところにより「個別株主報告データ未了通知」を通知する。 機構から「個別株主報告データ未了通知」を受けた直接口座管理機関が個別株主報告遅延機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関のうち個別株主報告遅延機関である者又は個別株主報告遅延機関の上位機関である者に対し、「個別株主報告データ未了通知」に</p>	<p>※ 申出受付機関又は報告依頼先機関は、「個別株主報告データ」の報告期限日までに、機構に対して「個別株主報告データ」を通知できなかったとき又は通知できないことを見込まれたときは、直ちにその旨を機構に電話等により報告しなければならない。</p> <p>※ 機構は、未通知となっている「個別株</p>

内 容	備 考
<p>よって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が個別株主報告遅延機関でない場合についても同様とする。）。</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送</p> <p>イ 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 記録先加入者口座コード ⑥ 報告期限日 ⑦ 「個別株主報告データ」の通知が行われていない旨（報告未了区分） <p>ウ 個別株主報告遅延機関における処理</p> <p>「個別株主報告データ未了通知」を受領した個別株主報告遅延機関（当該個別株主報告遅延機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、直ちに未通知となっている「個別株主報告データ」を作成し、機構に対して通知しなければならない。</p> <p>また、個別株主報告遅延機関は、遅滞なく、申出株主に対して、発行者に対する個別株主通知が遅延する旨その他の必要な事項を告知しなければならない。</p> <p>(b) 個別株主報告遅延機関以外の申出受付機関又は報告依頼先機関に対する「個別株主報告データ未了通知」の通知</p> <p>当初の個別株主通知予定日の前営業日までに、機構に対して「個別株主報告データ」を通知しなかった個別株主報告遅延機関がある場合には、機構は、その翌営業日（当初の個別株主通知予定日）に、個別株主報告遅延機関以外の申出受付機関及び報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次のアからウまでに掲げるところにより「個別株主報告データ未了通知」を通知する。</p> <p>機構から「個別株主報告データ未了通知」を受けた直接口座管理機関が申出受付機関又は報告依頼先機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関のうち申出受付機関若しくは報告依頼先機関である者又は申出受付機関若しくは報告依頼先機関の上位機関である者に対し、「個別株主報告データ未了通知」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当</p>	<p>主報告データ」が通知されるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p> <p>※ 「個別株主報告データ未了通知」を受領した個別株主報告遅延機関は、「個別株主報告データ」を報告期限日までに通知できなかった理由及び当該データの通知見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>※ 機構は、発行者に対して「個別株主通知データ」を通知するまで、左記の通知を毎営業日行う。</p> <p>※ 機構は、個別株主通知に係る通知対象期間中のすべての日において申出株主が個別株主通知対象銘柄を有していない旨の「個別株主報告データ」を機構に通知した報告依頼先機関に対しては、「個別株主報告データ未了通知」を通知</p>

内 容	備 考
<p>該通知を受けた者が申出受付機関又は報告依頼先機関でない場合についても同様とする。)</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送</p> <p>イ 通知内容 前 (a) イと同一の内容を通知する。</p> <p>ウ 申出受付機関における処理 申出受付機関は、機構から「個別株主報告データ未了通知」を受領したときは、遅滞なく、申出株主に対して、発行者に対する個別株主通知が遅延する旨その他の必要な事項を告知しなければならない。</p> <p>g 機構における「個別株主報告データ (機構作成分)」の作成 機構は、申出株主が、次に掲げる者のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる個別株主通知対象銘柄である振替株式の数に係る「個別株主報告データ (機構作成分)」を作成する。</p> <p>① 申出株主が機構加入者であるとき 当該機構加入者の保有口 (担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。) に記録された個別株主通知対象銘柄である振替株式の数</p> <p>② 申出株主が機構加入者の質権口又は質権信託口に株主として記録された者であるとき 当該機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数</p> <p>③ 申出株主が機構の備える特別株主管理簿に特別株主として記録された者であるとき 特別株主管理簿に記録された申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数</p> <p>④ 申出株主が機構の備える反対株主管理簿に反対株主として記録された者であるとき 反対株主管理簿に記録された申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数</p>	<p>しない。</p> <p>※ 個別株主報告遅延機関以外の申出受付機関又は報告依頼先機関に対する通知に際しては、「報告期限日」に、当初の個別株主通知予定日を設定する。</p> <p>※ 個別株主報告遅延機関以外の申出受付機関又は報告依頼先機関に対する通知に際しては、「報告未了区分」には、スペースを設定する。</p> <p>※ 申出株主が機構加入者であって、当該機構加入者が他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合の当該再委託に係る個別株主通知対象銘柄である振替株式の数については、当該機構加入者が、その特別株主管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に基づいて「個別株主報告データ」を作成する。</p> <p>※ 申出株主が信託財産名義である場合の当該信託財産名義に係る個別株主通知対象銘柄である振替株式の数 (信託財産名義通知信託口に係るものを除く。) については、機構が、その信託財産名義</p>

内 容	備 考
<p>(7) 発行者に対する「個別株主通知データ」の通知</p> <p>機構は、すべての申出受付機関及び報告依頼先機関からの「個別株主報告データ」の受領が完了したときは、受領した「個別株主報告データ」及び機構が作成した「個別株主報告データ（機構作成成分）」を合算し、「個別株主通知データ」を作成する。</p> <p>機構は、すべての申出受付機関及び報告依頼先機関から「個別株主報告データ」の受領が完了した日の翌営業日（「個別株主報告データ」の受領が完了した日が個別株主通知予定日以前の日であったときは、当該個別株主通知予定日）に、発行者に対して、次の a から c までに掲げるところにより「個別株主通知データ」を通知する。ただし、一部通知の申出の場合は、機構は、申出受付機関から「個別株主報告データ」の受領が完了した日の翌営業日に、発行者に対して、「個別株主通知データ」を通知する。</p>	<p>管理簿の記録に基づいて「個別株主報告データ（機構作成成分）」を作成する。</p> <p>※ 機構による「個別株主報告データ」の作成は、個別株主通知日の前営業日に行う。</p> <p>（業 154 条 19 項及び 20 項、施 34 条、208 条、209 条及び 210 条）</p> <p>※ 発行者が株主名簿管理人を選任しているときは、機構と発行者との間の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う。</p> <p>※ 機構は、発行者に対して「個別株主通知データ」を通知したときは、株主等通知用データに、個別株主通知対象銘柄について個別株主通知を行った旨の記録を行う（これにより、発行者は、個別株主通知日から次の株主確定日に係る総株主通知日までの間、申出株主の株主等照会コードを指定して振替口座簿の情報提供請求を行うことが可能となる。）。</p> <p>※ 機構は、機構又は口座管理機関において超過記載又は記録に係る義務に履行されていないものがある場合には、「個別株主通知データ」の通知の際に、併せて発行者に対抗できないものの数を通知する。超過記録については、第 15 節「超過記録発生時の取扱い」を参照。</p> <p>※ 機構は、一部通知の申出の場合を除き、すべての申出受付機関及び報告依頼先機関から「個別株主報告データ」を報告期限日前の日に受領した場合でも、個別株主通知予定日までは、発行者に対す</p>

内 容	備 考
<p>a 通知方法 ファイル伝送</p> <p>b 通知内容 (a) 「個別株主通知データ (株式数情報)」 ア 基本情報レコード ① 個別株主通知対象銘柄 (銘柄コード) ② 申出株主の株主等照会コード ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 一部通知区分</p> <p>イ 増減数量履歴レコード</p>	<p>る通知を行わない。</p> <p>※ 機構は、一部通知の申出の場合であっても、個別株主通知の通知対象期間中に申出株主の口座に係る加入者口座コードが変更されていて、「個別株主報告データ」の報告対象となる加入者口座が複数存在する場合には、申出受付機関及び報告依頼先機関からの「個別株主報告データ」の受領が完了した日の翌営業日に、発行者に対して、「個別株主通知データ」を通知する。</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式の効力発生日又は新規記録日が旧株式に係る通知対象期間に含まれるときは、機構は、新株式及び旧株式に係る「個別株主報告データ」を合算し、旧株式の銘柄コードによって「個別株主通知データ」を発行者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>① 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 申出株主の株主等照会コード</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 対象日（通知対象日）</p> <p>⑥ 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（増減数量）</p> <p>⑦ 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数（通知対象日残高）</p> <p>ウ 増減資等数量履歴レコード</p> <p>① 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 申出株主の株主等照会コード</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合における当該増加の記載又は記録がされた日（通知対象日（増加記録日））</p> <p>⑥ 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数（次の⑧の効力発生日に係るものに限る。）（増減数量）</p> <p>⑦ 効力発生日</p> <p>(b) 「個別株主通知データ（株主情報）」</p> <p>ア 基本的な内容</p>	<p>※ 「増減数量」には、対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の合計数からその前日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の合計数を減じて得た数を設定する。</p> <p>※ 増減資等数量履歴レコードは、振替口座簿又は信託財産名義管理簿における増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合に通知する。</p> <p>※ 同一の増加記録日について、異なる効力発生日の付記がある場合は、効力発生日ごとに増減資等数量履歴レコードを通知する。この場合において、発行者は、増減資等数量履歴レコードによって通知された個別株主通知対象銘柄である振替株式の数が、株式の取得の効力発生日から振替口座簿に記載又は記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>※ 発行者は、機構での取扱開始時から取扱開始後の最初の総株主通知に係る株</p>

内 容	備 考
<p>① 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 申出株主の株主等照会コード</p> <p>③ 申出受付日</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 申出株主が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるか否かの別（外国人区分）</p> <p>⑥ 申出株主の氏名又は名称</p>	<p>主確定日までの間に、株主から個別株主通知等を受けた場合であって、継続保有の状況を確認するために、必要と認められる事情があるときは、個別株主通知等によって通知された株主の株主等照会コードを示すことにより、機構に対して当該株主の取扱開始時点の株主等照会コードを照会することができる。</p> <p>※ 申出受付機関又は報告依頼先機関から、機構に対する「個別株主報告データ」の通知に際して、申出株主が間接外国人であると判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人であることが判明した場合を除く。）又は申出株主が間接外国人でなくなったと判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。）の通知がされた場合には、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面によりその旨を記載した「株主情報通知書（間接外国人）」を発行者に対して通知する。また、機構は、申出株主である機構加入者について、間接外国人であること又は間接外国人でないことが判明したときも、その旨を発行者に通知する。</p> <p>※ 「申出株主の氏名又は名称」又は「申</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 氏名又は名称・桁あふれ区分</p> <p>⑧ 申出株主のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>⑨ カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分</p> <p>⑩ 申出株主の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号</p> <p>⑪ 申出株主の住所</p> <p>⑫ 申出株主等が法人であるときは、代表者の役職名並びに氏名及びカナ氏名</p> <p>イ 申出株主からの届出の取次ぎに係る内容</p>	<p>出株主の「カナ氏名又はカナ名称」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により申出株主の氏名又は名称等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 機構は、「申出株主の住所」のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ 「申出株主の住所」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により申出株主の住所の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。この場合において、機構は、⑦「氏名又は名称・桁あふれ区分」を住所の桁あふれを示す区分として使用する。</p> <p>※ 申出株主の口座が複数の者の共有に属する場合には、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、次に掲げる届出について、申出株主から発行者に対する届出の取次ぎを委託されているときは、発行者に対し、前アの「基本的な内容」に加え、次のそれぞれに掲げる届出の内容を通知する。</p> <p>(ア) 申出株主の口座が複数の者の共有に属する場合の共有代表者の選任に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共有代表者の役職名 ② 共有代表者の氏名 ③ 共有代表者のカナ氏名 <p>(イ) 常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定（常任代理人の選任に代えて行うものに限る。）に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常任代理人の氏名又は名称 ② 常任代理人の代表者等の役職名 ③ 常任代理人の代表者等の氏名 ④ 常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号 ⑤ 常任代理人又は国内連絡先の住所 <p>(ウ) 法定代理人の選任に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法定代理人の氏名又は名称 ② 法定代理人の代表者等の役職名 ③ 法定代理人の代表者等の氏名 ④ 法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 ⑤ 法定代理人の住所 <p>⑥ 法定代理人の代理権の制限に係る事項</p> <p>(エ) 配当金振込指定（登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とするものに限る。）。</p> <p>i 配当金振込指定方式</p>	<p>※ 左記の通知を受けた発行者は、個別株主通知のときに、申出株主から、当該内容の届出を受けたものとして取り扱わなければならない。</p> <p>※ 申出株主が非居住者であって、①から③までの情報がなく、④及び⑤に係る情報のみが通知された場合には、当該内容の通知を受けた発行者は、申出株主から、国内連絡先住所の届出を受けたものとして取り扱わなければならない。</p> <p>※ 機構は、常任代理人又は国内連絡先の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、法定代理人の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ 配当金に係る取扱いの詳細は、第14節「配当金に関する取扱い」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>ii i において申出株主が登録配当金受領口座方式の利用を選択しているときは、次に掲げる事項</p> <p>① 登録配当金受領口座として指定する預金口座を開設する金融機関に係る金融機関番号、店番号、預金種別及び口座番号</p> <p>② 登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>③ 登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>④ 登録配当金受領口座の口座名義人が、当該加入者以外の者であるときは、その旨（登録配当金受領口座の口座名義人区分）</p> <p>c 「個別株主通知データ」の訂正</p> <p>機構は、申出受付機関又は報告依頼先機関から受領した「個別株主報告データ」に誤りがあった場合等で、発行者に通知済みの「個別株主通知データ」に訂正が必要となったときは、直ちに、その旨を発行者に報告するとともに、訂正後の内容を「個別株主通知訂正通知書」により発行者に対して通知する。</p> <p>(8) 申出受付機関及び報告依頼先機関に対する「個別株主通知済データ」の通知</p> <p>機構は、発行者に対して「個別株主通知データ」の通知を行った日（以下「個別株主通知日」という。）に、申出受付機関及び報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次のaからcまでに掲げるところにより「個別株主通知済データ」を通知する。</p> <p>機構から「個別株主通知済データ」を受けた直接口座管理機関が申出受付機関又は報告依頼先機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち申出受付機関若しくは報告依頼先機関である者又は申出受付機関若しくは報告依頼先機関の上位機関である者に対し、「個別株主通知済データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が申出受付機関又は報告依頼先機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>a 通知方法</p>	<p>※ 機構は、口座管理機関が「加入者情報データ」の通知に際して「登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」の通知を省略したときは、発行者に対して「#」（10桁）を設定して通知する。</p> <p>※ 機構は、「個別株主通知訂正通知書」の通知を加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により行う。</p> <p>※ 「個別株主通知データ」の訂正は、「総株主通知データ」の訂正に準じて行うものとする。</p> <p>(業 155 条 1 項から 3 項まで、施 211 条及び 212 条)</p> <p>※ 機構は、個別株主通知に係る通知対象期間を通じて、申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録がない旨を通知した報告依頼先機関に対しては、「個別株主通知済データ」を通知しない。</p>

内 容	備 考
<p>ファイル伝送</p> <p>b 通知内容</p> <p>(a) 基本情報レコード</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 記録先加入者口座コード ⑥ 個別株主通知日 <p>(b) 増減数量履歴レコード</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 記録先加入者口座コード ⑥ 対象日 ⑦ 対象日において振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（増減数量） ⑧ 対象日において振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記載又は記録がされた申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数（報告対象日残高） <p>(c) 増減資等数量履歴レコード</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申出株主の加入者口座コード ② 個別株主通知対象銘柄（銘柄コード） ③ 申出受付日 ④ 受付番号 ⑤ 記録先加入者口座コード ⑥ 振替口座簿又は信託財産名義管理簿における増加の記載又は記録がされた日と株式の取得 	<p>※ 機構は、当該データにおいて、⑥の個別株主通知日を除き、(6)により、申出受付機関又は報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）が機構に対して通知した「個別株主報告データ」と同一の内容を通知する。</p> <p>※ 機構は、当該データにおいて、(6)により、申出受付機関又は報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）が機構に対して通知した「個別株主報告データ」と同一の内容を通知する。</p> <p>※ 機構は、当該データにおいて、(6)により、申出受付機関又は報告依頼先機関（当該申出受付機関又は報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）が機構に対して通知した「個別株主報告デ</p>

内 容	備 考
<p>の効力発生日が異なるものがある場合における当該増加の記載又は記録がされた日（報告対象日（増加記録日））</p> <p>⑦ 対象日において申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数（次の⑧の効力発生日に係るものに限る。）（増減数量）</p> <p>⑧ 効力発生日</p> <p>c 申出受付機関及び報告依頼先機関における処理</p> <p>前bの機構からの「個別株主通知済データ」を受領した申出受付機関及び報告依頼先機関は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を、申出株主に対して交付しなければならない。</p> <p>① 個別株主通知をした旨</p> <p>② 個別株主通知日</p> <p>③ 受付番号</p> <p>④ 個別株主通知対象銘柄</p> <p>⑤ 当該申出受付機関又は報告依頼先機関が機構に対して通知した申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数</p>	<p>一タ」と同一の内容を通知する。</p> <p>（業 155 条 4 項）</p> <p>※ 申出受付機関又は報告依頼先機関は、「当該申出受付機関又は報告依頼先機関が機構に対して通知した申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数」として、少なくとも、当該申出受付機関又は報告依頼先機関が申出受付日の前日を対象日として機構に通知した申出株主が有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数を申出株主に交付する書面に記載しなければならない。</p> <p>※ 申出株主が、通知対象期間中のすべての対象日における個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の通知を希望する場合には、申出受付機関又は報告依頼先機関は、その内容を当該申出株主に通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式及び旧株式に係る「個別株主通知済データ」を機構から受領した申出受付機関及び報告依頼先機関は、左記の書面について、新株式及び旧株式のそれぞれを作成</p>

内 容	備 考
<p>(9) 機構による申出株主への通知</p> <p>a 申出株主が機構加入者である場合の取扱い</p> <p>機構は、機構加入者からの個別株主通知の申出に基づいて、発行者に「個別株主通知データ」を通知したときは、個別株主通知日後、遅滞なく、当該機構加入者に対して「個別株主通知済通知書」を交付する。</p> <p>b 申出株主が機構加入者の質権口若しくは質権信託口に株主として記録された者、機構の備える特別株主管理簿に特別株主として記録された者又は機構の備える反対株主管理簿に反対株主として記録された者である場合の取扱い</p> <p>機構は、発行者に対する「個別株主通知データ」の通知を行った場合であって、機構加入者の質権口若しくは質権信託口、機構の備える特別株主管理簿又は機構の備える反対株主管理簿に、申出株主の有する個別株主通知対象銘柄である振替株式の数が記録されていたときは、個別株主通知日後、遅滞なく、当該申出株主に対して「個別株主通知済通知書」を交付する。</p> <p>2. 少数株主権等の行使の取扱い</p> <p>申出株主は、個別株主通知日から4週間が経過するまでの間に、発行者に対する少数株主権等の行使を行う必要がある。</p>	<p>することでも、新株式及び旧株式を合算して作成することでも、いずれであっても差し支えない。</p> <p>※ 機構が作成した「個別株主報告データ(機構作成分)」に係る「個別株主通知済データ」は、機構加入者に対して通知されない。</p> <p>※ 「個別株主通知済通知書」の交付は、原則として郵送により行う。</p> <p>※ 申出株主が機構加入者である場合には、機構の開設する口座に個別株主通知対象銘柄である振替株式の数の記録がない場合であっても、「個別株主通知済通知書」を交付する。</p> <p>※ 左記の「個別株主通知済通知書」の交付は、加入者情報登録簿に登録された当該申出株主の住所あての郵送により行う。</p> <p>(法154条2項)</p> <p>※ 申出株主による少数株主権等の行使の取扱いについては、発行者が定める株式取扱規程等に定めるところによる。</p> <p>※ 発行者は、申出株主が直近上位機関から交付された「個別株主通知申出受付票」を提示した場合には、「個別株主通知申出受付票」と機構から通知される</p>

内 容	備 考
	<p>「個別株主通知データ」の内容を、受付番号をキーとして照合することが可能である。この場合において、受付番号の照合は、「個別株主通知データ」中の受付番号の下 14 桁と「個別株主通知申出受付票」に記載された受付番号との間で行う。</p>

内 容				備 考
【個別株主通知のイメージ図（標準日程）】				
	口座管理機関 (申出受付機関)	機 構	他の口座管理機関（報告依頼先 機関）、発行者（株主名簿管理人）	
0日 申出 受付日	加入者からの個別株主通知の 申出の取次ぎの請求の受付 個別株主通知の申出取次ぎ データ	個別株主通知の申出取次 ぎデータの受付		<p>※ 申出受付機関が直接口座管理機関であるときは、申出受付機関の機構に対する「個別株主報告データ」の報告期限日は、機構が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日から起算して2営業日目の日、申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関（機構を除く。）の数に応じてさらに1営業日を加算した日となる。</p> <p>※ 報告依頼先機関が直接口座管理機関であるときは、報告依頼先機関の機構に対する「個別株主報告データ」の報告期限日は、機構が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日から起算して3営業日目の日、報告依頼先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関（機構を除く。）の数に応じてさらに2営業日を加算した日となる。</p> <p>※ 申出受付機関は、「個別株主通知の申出取次ぎデータ」の通知日当日に、機構に対して「個別株主報告データ」を通知することができる。</p>
申出 受付日 夜間 バッチ		報告依頼先機関の特定、個 別株主報告依頼データ及び 個別株主通知予定日データの 作成		
+1日	個別株主通知予定日データ →申出株主への予定日の通知 →個別株主報告データの作成		・ 報告依頼先機関 個別株主報告依頼データ →個別株主報告データの作成	
+2日 まで	個別株主報告データ	個別株主報告データの受付		
+3日 まで		個別株主報告データの受付	・ 報告依頼先機関 個別株主報告データ	
+3日 夜間 バッチ		個別株主通知データ及び個 別株主通知済データの作成		
+4日	個別株主通知済データ →申出株主への個別株主通知 の内容の通知		・ 発行者（株主名簿管理人） 個別株主通知データ ・ 報告依頼先機関 個別株主通知済データ →申出株主への個別株主通 知の内容の通知	

内 容				備 考
【個別株主通知のイメージ図（一部通知の申出の場合の標準日程）】				
	口座管理機関 (申出受付機関)	機 構	発行者(株主名簿管理人)	
0日 申出 受付日	加入者からの個別株主通知の 申出の取次ぎの請求の受付 個別株主通知の申出取次ぎ データ	個別株主通知の申出取次 ぎデータの受付		<p>※ 申出受付機関が直接口座管理機関であるときは、申出受付機関の機構に対する「個別株主報告データ」の報告期限日は、機構が「個別株主通知の申出取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日から起算して2営業日目の日、申出受付機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関（機構を除く。）の数に応じてさらに1営業日を加算した日となる。</p> <p>※ 申出受付機関が申出受付日に「個別株主報告データ」を機構に通知した場合であって、機構がその翌営業日に申出受付機関に対して「個別株主通知済データ」を通知したときは、機構は申出受付機関に対して「個別株主通知予定日データ」を通知しない。</p> <p>※ 申出受付機関が申出受付日に機構に対して「個別株主報告データ」を通知した場合は、機構は申出受付日の翌営業日に、発行者に対して「個別株主通知データ」を通知するとともに、申出受付機関に対して「個別株主通知済データ」を通知する。</p>
申出 受付日 夜間 バッチ		個別株主通知予定日デー タの作成		
+1日	個別株主通知予定日デー タ →申出株主への予定日の通知 →個別株主報告データの作成			
+2日 まで	個別株主報告デー タ	個別株主報告デー タの受付		
+2日 夜間 バッチ		個別株主通知デー タ及び個 別株主通知済デー タの作成		
+3日	個別株主通知済デー タ →申出株主への個別株主通知 の内容の通知		個別株主通知デー タ	

第 11 節 振替口座簿の情報提供請求に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続</p> <p>(1) 加入者による直近上位機関への請求</p> <p>a 制度概要</p> <p>加入者（機構加入者を除く。）は、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関の備える振替口座簿の自己の口座に記載若しくは記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供すること（以下「振替口座簿の情報提供」という。）を請求することができる。</p> <p>b 請求方法</p> <p>加入者は、振替口座簿の情報提供の請求をする場合には、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 請求の目的</p> <p>③ 請求の対象となる加入者の口座</p> <p>④ その他証明すべき事項を特定するに足りる事項</p> <p>(2) 機構加入者による機構への請求</p> <p>a 制度概要</p> <p>機構加入者は、機構に対し、機構から開設を受けた区分口座ごとに、機構の備える振替口座簿に記載されている事項（以下「振替口座簿記録事項」という。）を証明した書面の交付又は電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供を請求することができる。</p> <p>機構加入者は、受領方法として、郵送又は Target 保振サイトを通じた電磁的方法のいずれかを指定する。</p>	<p>(法 277 条前段、業 287 条 1 項)</p> <p>※ 振替口座簿に記載又は記録されている事項のうち、加入者の氏名又は名称及び住所その他の事項については、加入者本人から直近上位機関への届出によるほか、機構から通知される「加入者情報更新済通知データ」によっても変更される。</p> <p>(口座管理機関命令 3 条 1 項、業 287 条 2 項)</p> <p>※ 加入者からの請求を受けた直近上位機関が行う情報提供の方法については、当該直近上位機関の定めるところによる。</p> <p>(法 277 条前段、業 287 条 1 項)</p> <p>※ 機構の振替口座簿に記載された機構加入者の名称及び住所は、機構加入者による機構に対する届出内容（業務規程施行規則第 11 条第 1 項の規定に基づいて機構加入者が行う届出の内容）のほか、当該機構加入者が他の口座管理機関か</p>

内 容	備 考
<p>b 機構加入者による情報提供請求</p> <p>機構加入者は、機構に対して、振替口座簿の情報提供の請求をするときは、次に掲げるところにより振替口座簿の情報提供の請求に係る「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」を通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知方法 Target 保振サイトによる「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」の通知</p> <p>(b) 受付時間 随時</p>	<p>ら口座の開設を受けている場合には、当該他の口座管理機関に対して届出を行った内容(加入者情報登録簿に登録されたものに限る。)によっても変更される。</p> <p>※ 情報提供の方法は、郵送による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付、Target 保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面(PDF)の交付及びTarget 保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項(CSV)の情報提供の3種類がある。</p> <p>※ 機構加入者は、あらかじめ、Target 保振サイトから「申請・請求CSVファイル作成ツール」を取得して、「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」を作成する。</p> <p>※ Target 保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付又は振替口座簿記録事項の情報提供を受ける場合は、あらかじめ、機構との間で、電子証明書の申請及び取得を行う必要がある。</p> <p>(施 359 条 1 項)</p> <p>※ 機構は、毎営業日の午後 2 時を経過して Target 保振サイトにより通知された請求については、翌営業日に当該請求を受け付けたものとして取り扱う。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 請求日 ② 機構加入者の名称及び住所 ③ 口座管理機関コード ④ 請求事務に係る担当者の所属部署名、氏名、連絡先電話番号及びメールアドレス ⑤ 請求の目的 ⑥ 請求の内容（情報提供の方法が、振替口座簿記録事項を証明した書面の交付であるか、電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供であるかの別） <p>⑦ 情報提供の請求の区分</p>	<p>(業 287 条 2 項)</p> <p>※ 「情報の受領方法（交付方法）」において Target 保振サイトを通じた電磁的方法を選択した場合に限り、振替口座簿記録事項を証明した書面（PDF）の交付に加えて、電磁的方法による振替口座簿記録事項（CSV）の情報提供を請求することができる。</p> <p>※ 「情報提供請求の区分」は、次のいずれかを指定する。なお、「請求の方式」において「定期的に継続した請求」を選択した場合には、以下の①②③のみ指定できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 請求対象期間中の一の日において振替口座簿に記録された振替株式の数（機構加入者別残高表） ② 機構加入者口座の属性区分が質権口又は質権信託口である場合において、請求対象期間中の一の日における当該質権口又は質権信託口に記録された質権株式の株主ごとの振替株式の数（機構加入者別残高表（質権）） ③ 請求対象期間中の一の日において特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記録された振替株式の数（機構加入者別残高表（特別株主管理簿）） ④ 請求対象期間中の一の日において

内 容	備 考
<p>⑧ 請求の対象とする区分口座（区分口座コード）</p> <p>⑨ 請求の対象とする銘柄（以下「対象銘柄」という。）（銘柄コード）</p> <p>⑩ 請求の方式（都度の請求か、定期的に継続した請求かの別）</p>	<p>振替口座簿に記録された振替株式の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（機構加入者別口座処理明細表）</p> <p>⑤ 機構加入者口座の属性区分が質権口又は質権信託口である場合において、請求対象期間中の一の日における当該質権口又は質権信託口に記録された質権株式の株主ごとの振替株式の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（機構加入者別口座処理明細表（質権））</p> <p>⑥ 請求対象期間中の一の日において特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記録された振替株式の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（機構加入者別口座処理明細表（特別株主管理簿））</p> <p>※ 「請求の方式」において「定期的に継続した請求」を選択した場合には、保有する全ての区分口座（区分口座コード）が請求対象となる。</p> <p>※ 「対象銘柄」を指定しない場合は、当該機構加入者の請求の対象とする区分口座に記録されたすべての銘柄が情報提供の対象となる。</p> <p>※ 都度の請求では、情報提供請求の都度、機構加入者による通知内容に基づき情報提供を行う。</p> <p>※ 定期的に継続した請求では、停止の請求があるまで、指定した月の最終営業日に係る都度の情報提供請求が自動的にあったものとみなす。</p>

内 容	備 考
<p>⑪ 請求の対象とする期間（以下「請求対象期間」という。）</p> <p>⑫ 情報の受領方法（交付方法）（郵送か、Target 保振サイトを通じた電磁的方法かの別）</p> <p>⑬ 電子証明書番号（電子証明書名称）</p> <p>⑭ 送付先の郵便番号、住所及び部署名</p> <p>（d）請求の訂正又は取消し 機構加入者は、機構に対して通知した「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」について、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、速やかに、その旨を機構に報告するとともに、訂正の場合には、訂正内容を反映した「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」を</p>	<p>※ 「請求対象期間」は、振替口座簿の記録日を基準として指定する（株式分割等に係る調整株式数を証明の対象に含める場合については、その増加の記録が行われた日を対象として請求を行う必要がある。）。</p> <p>※ 定期的に継続した請求の場合、最終営業日に係る情報提供請求を行う月及び当該請求を適用する開始日を指定する。</p> <p>※ 郵送を指定した場合は、振替口座簿記録事項を証明した書面を交付する。Target 保振サイトを通じた電磁的方法を指定した場合は、振替口座簿記録事項を証明した書面（PDF）を交付するとともに、「請求の内容」において指定した場合には電磁的方法による振替口座簿記録事項（CSV）の情報提供を行う。</p> <p>※ 「請求の方式」において「定期的に継続した請求」を選択した場合には、Target 保振サイトを通じた電磁的方法に限り指定できる。</p> <p>※ 「情報の受領方法」において、Target 保振サイトを通じた電磁的方法による書面の交付又は情報提供を選択した場合に、所定の電子証明書名称を指定する。</p> <p>※ 「情報の受領方法」において、郵送による書面の交付を選択した場合に、送付先を指定する。</p> <p>※ 左記の報告は、電話等により行う。また、機構は受領した「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」の内容に</p>

内 容	備 考
<p>Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>c 機構加入者に対する情報提供 機構は、機構加入者から、振替口座簿の情報提供の請求に係る「振替口座簿記録事項証明書請求CSVファイル」の通知を受けたときは、原則として、請求受付日の翌営業日に、当該機構加入者が指定した請求の内容及び情報の受領方法に基づき、当該機構加入者に対して、次の（a）及び（b）に掲げるところにより、振替口座簿記録事項を証明した書面の交付又は電磁的方法による振替口座簿記録事項の情報提供を行う。</p> <p>（a）交付方法 郵送による振替口座簿記録事項を証明した書面の交付、又はTarget 保振サイトを通じた電磁的方法による振替口座簿記録事項を証明した書面（PDF）の交付若しくは電磁的方法による振替口座簿記録事項（CSV）の情報提供</p>	<p>誤りがある場合は、当該請求を無効とし、その旨を機構加入者に通知する。</p> <p>※ 機構加入者は、機構の請求受付日の業務終了後においては、請求内容の訂正又は取消しを行うことができない。</p> <p>※ 機構加入者が、請求の方式として都度の請求、情報の受領方法として郵送を指定した場合には、原則として、請求受付日の翌営業日中に発送を行う。ただし、情報提供の請求が集中した場合等には、発送時期が遅れることがある。</p> <p>※ 機構加入者が、請求の方式として都度の請求、情報の受領方法としてTarget 保振サイトを通じた電磁的方法を指定した場合には、原則として、請求日の翌営業日の午後4時に暗号化のうえ通知する。ただし、情報提供の請求が集中した場合等には、通知時期が遅れることがある。なお、復号するための暗号は、電子証明書の取得時に併せて取得する。</p> <p>※ 機構加入者が、請求の方式として定期的に継続した請求を指定した場合には、原則として、月末最終営業日の翌営業日の午後4時にTarget 保振サイトを通じた電磁的方法により、暗号化のうえ通知する。ただし、情報提供の請求が集中し</p>

内 容	備 考
<p>(b) 振替口座簿記録事項を証明した書面及び振替口座簿記録事項の情報の内容</p> <p>ア 「機構加入者別残高表」の内容</p> <p>① 対象日（指定日）</p> <p>② 機構加入者の名称及び住所</p> <p>③ 機構加入者コード</p> <p>④ 機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときは、その旨</p> <p>⑤ 機構加入者口座に記録された対象銘柄及び当該銘柄の銘柄コード</p> <p>⑥ 指定日における前⑤の対象銘柄ごとの振替株式の数</p> <p>イ 「機構加入者別残高表（質権）」の内容</p> <p>① 対象日（指定日）</p> <p>② 機構加入者の名称及び住所</p> <p>③ 機構加入者コード（属性区分が質権口又は質権信託口である機構加入者口座に係るものに限る。オにおいて同じ。）</p> <p>④ 機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときは、その旨</p> <p>⑤ 機構加入者口座に記録された対象銘柄及び当該銘柄の銘柄コード</p> <p>⑥ 指定日における前⑤の対象銘柄ごとの振替株式の数</p> <p>⑦ 前⑥の対象銘柄ごとの数のうち質権株式の株主ごとの数並びに当該株主の加入者口座コード、氏名又は名称及び住所</p> <p>⑧ 前⑦の質権株式の株主ごとの振替株式の数のうち機構加入者が登録株式質権者となるべき旨の申出を行ったものがあるときは、当該株主ごとの振替株式の数のうち、機構の備える登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者となるべき旨の申出のある数</p>	<p>た場合等には、通知時期が遅れることがある。なお、復号するための暗号は、電子証明書の取得時に併せて取得する。</p> <p>※ 機構加入者の指定した請求対象期間中の日を設定する。次のイ及びウにおいても同様。</p> <p>※ 機構は、機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る間接外国人であると判定しているときは、その旨を「振替口座簿記録事項証明書（機構加入者用）」に付記する。次のイからカまでにおいても同様。</p>

内 容	備 考
<p>ウ 「機構加入者別残高表（特別株主管理簿）」の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象日（指定日） ② 機構加入者の名称及び住所 ③ 機構加入者コード ④ 機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときは、その旨 ⑤ 機構の備える特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記録された対象銘柄及び当該銘柄の銘柄コード ⑥ 指定日における前⑤の対象銘柄ごとの振替株式の数 ⑦ 前⑥の数のうち特別株主ごとの数、信託財産名義管理簿に記録された信託財産名義ごとの数又は反対株主管理簿に記録された反対株主ごとの数並びに当該特別株主の加入者口座コード、氏名若しくは名称及び住所、当該信託財産名義及びその加入者口座コード又は当該反対株主の加入者口座コード、氏名若しくは名称及び住所 <p>エ 「機構加入者別口座処理明細表」の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求対象期間（指定日） ② 機構加入者の名称及び住所 ③ 機構加入者コード ④ 機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときは、その旨 ⑤ 機構加入者口座に記録された対象銘柄及び当該銘柄の銘柄コード ⑥ 指定日の前営業日及び指定日における前⑤の対象銘柄ごとの振替株式の数 ⑦ ⑥の数について、機構加入者の指定した請求対象期間中に増加又は減少の記録がされているときは、増加又は減少の別、その数及び記録日並びに当該数のうちに記録日と株式の効力発生日が異なるものがあるときは、効力発生日及び効力発生日ごとの数 <p>オ 「機構加入者別口座処理明細表（質権）」の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求対象期間（指定日） ② 機構加入者の名称及び住所 ③ 機構加入者コード ④ 機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときは、その旨 ⑤ 機構加入者口座に記録された対象銘柄及び当該銘柄の銘柄コード ⑥ 指定日の前営業日及び指定日における前⑤の対象銘柄ごとの質権株式の株主ごとの数並びに 	<p>※ 請求対象期間中の一日を設定する（「機構加入者別口座処理明細表」は、日付ごとに作成される。）。次のオ及びカにおいても同様。</p>

内 容	備 考
<p>当該株主の加入者口座コード、氏名又は名称及び住所</p> <p>⑦ 前⑥の質権株式の株主ごとの振替株式の数のうちに機構加入者が登録株式質権者となるべき旨の申出を行ったものがあるときは、当該株主ごとの振替株式の数のうち、機構の備える登録株式質権者管理簿に記録された登録株式質権者となるべき旨の申出のある数</p> <p>⑧ ⑥及び⑦の数について、指定日に増加又は減少の記録がされているときは、増加又は減少の別、その数及び記録日並びに当該数のうちに記録日と株式の効力発生日が異なるものがあるときは、効力発生日及び効力発生日ごとの数</p> <p>カ 「機構加入者別口座処理明細表（特別株主管理簿）」の内容</p> <p>① 請求対象期間（指定日）</p> <p>② 機構加入者の名称及び住所</p> <p>③ 機構加入者コード</p> <p>④ 機構加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるときは、その旨</p> <p>⑤ 機構の備える特別株主管理簿又は信託財産名義管理簿に記録された対象銘柄及び当該銘柄の銘柄コード</p> <p>⑥ 指定日の前営業日及び指定日における前⑤の対象銘柄ごとの特別株主ごとの数、信託財産名義管理簿に記録された信託財産名義ごとの数又は反対株主管理簿に記録された反対株主ごとの数並びに当該特別株主の加入者口座コード、氏名若しくは名称及び住所、当該信託財産名義及びその加入者口座コード又は当該反対株主の加入者口座コード、氏名若しくは名称及び住所</p> <p>⑦ ⑥の数について、指定日に増加又は減少の記録がされているときは、増加又は減少の別、その数及び記録日並びに当該数のうちに記録日と株式の効力発生日が異なるものがあるときは、効力発生日及び効力発生日ごとの数</p>	

内 容	備 考
<p>2. 発行者による振替口座簿の情報提供請求の手続</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>a 機構による請求の取次ぎ</p> <p>法第 277 条後段は、加入者の口座について利害関係を有する者として政令で定めるものについても、正当な理由があるときは、加入者の直近上位機関が定めた費用を支払って、その直近上位機関が備える振替口座簿に記載され、若しくは記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報提供の請求をすることができる旨を規定しており、社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成 14 年政令第 362 号）（以下「施行令」という。）第 84 条及び社債、株式等の振替に関する命令（平成 14 年内閣府・法務省令第 5 号）（以下「命令」という。）第 61 条第 2 号は、発行者について、その発行する振替株式に関する記載又は記録について利害関係を有するものと規定している。</p> <p>株式等振替制度では、機構が加入者の口座の名寄せを一元的に行い、発行者に対しては、原則として、名寄せの後の情報のみを通知するため、通常、発行者は、加入者の口座の所在を把握できないことから、機構を通じて情報提供の請求を行う仕組みを構築することが、発行者の情報提供請求権の実効性を確保する観点から必要とされた。また、このような機構を通じた仕組みの構築は、請求窓口の集約化を通じて、発行者の情報提供請求権の行使の利便性や口座管理機関の事務の効率性の向上にも資すると考えられた。</p> <p>そこで、株式等振替制度では、機構は、発行者からの振替口座簿の記載又は記録事項に係る情報提供の請求（以下「情報提供請求」という。）を受けたときは、機構が管理する加入者情報登録簿及び担保株式届出記録簿により、請求の対象となった加入者（以下「対象加入者」という。）の有する振替株式が記載又は記録されている可能性のある口座を特定し、当該口座を開設する口座管理機関に対して情報提供請求の取次ぎを行うものとしている。なお、担保株式の匿名性（略式質又は略式譲渡担保においては、株主が他の者に振替株式を質権又は譲渡担保の目的として差し入れていることが発行者の知り得るところとならないとの性質）を維持する観点から、機構から発行者による情報提供請求の取次ぎを受けた口座管理機関は、発行者に提供すべき情報を機構に対して提供し、機構は、各口座管理機関から提供を受けた情報を合算して、発行者に対する情報提供を行うものとしている。</p>	<p>(法 277 条後段、業 156 条 1 項)</p> <p>※ 機構を通じて行う請求に際して、発行者は、加入者の口座を指定することはできない。</p> <p>※ 取扱廃止銘柄の発行者は、取扱最終日の 10 年後の応答日の前営業日まで、左記の請求を行うことができる。</p> <p>※ 左記の取次ぎは、振替口座簿に記載又は記録された事項を証明した書面の交付を目的とするものではない。</p> <p>※ 左記の取次ぎを受けた口座管理機関が定める費用（以下「情報提供料」という。）の発行者に対する請求は、機構が各口座管理機関の情報提供料を取りまとめて発行者に取り次ぐとともに、口座管理機関に代わって発行者から情報提供料相当額を受領して、各口座管理機関に対して情報提供料相当額を引き渡すこととしている。なお、情報提供料の請求事務の詳細については、「情報提供料の請求事務取扱要領」に規定している。</p>

内 容	備 考									
<p>b 株主名簿管理人への請求事務の委託 発行者による情報提供請求に係る事務を機構の運営する振替システムにより効率的かつ迅速に処理する必要から、原則として、発行者は、機構に対する請求及び機構を通じて提供される情報の受領を株主名簿管理人に委託しなければならない。</p> <p>c 機構の提供する情報提供請求の取次ぎ機能の種別 発行者による情報提供請求のニーズは、株主と自称する者が発行者に対して何らかの行動を起こしたような場合において「その者が株主であることを迅速に把握したい」というもの及び少数株主権等の行使に係る継続保有期間の判定や金融商品取引法等の定める開示書類の作成等のために、「株主の有する振替株式の数を正確に把握したい」というものに大別される。 株式等振替制度では、いわゆる「多階層構造」が採用されているため、機構を通じて情報伝達を行う仕組み上、機構が、すべての口座管理機関から必要な情報の通知を受け、それを集約して発行者に回答するには、相応の日数が必要となると考えられた。 そこで、株式等振替制度では、対象加入者の口座（対象加入者の有する振替株式が記載又は記録された他の加入者の口座を含む。以下このcにおいて同じ。）のすべてを取次ぎの対象とする「情報提供請求（全部情報）」の機能に加えて、「ある者が株主であることを迅速に把握したい」というニーズに対応する観点から、機構とシステム接続を行う直接口座管理機関に開設された対象加入者の口座のみを取次ぎの対象とする「情報提供請求（部分情報）」の機能を、発行者に対して提供することとした。</p>	<p>※ 機構は、機構を窓口として行う発行者の情報提供請求として、機構の運営する振替システムを通じて行われたもののみを対象加入者の口座を開設する口座管理機関への取次ぎの対象とする（後記（4）aに該当する場合を除く。）。</p> <p>（業156条2項、施213条）</p> <p>※ 「情報提供請求（部分情報）」によって発行者に提供される情報には、間接口座管理機関が開設する対象加入者の口座に記載又は記録された振替株式の数が含まれないため、対象加入者が「株主でないこと」を正確に把握することはできないことに留意する必要がある。</p>									
<p>【情報提供請求（全部情報）と情報提供請求（部分情報）の比較】</p>										
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="183 1066 564 1106">項 目</th> <th data-bbox="564 1066 1034 1106">情報提供請求（全部情報）</th> <th data-bbox="1034 1066 1505 1106">情報提供請求（部分情報）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="183 1106 564 1181">対象加入者の口座の範囲</td> <td data-bbox="564 1106 1034 1181">対象加入者の口座のすべて</td> <td data-bbox="1034 1106 1505 1181">対象加入者の口座のうち、機構又は直接口座管理機関が開設するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="183 1181 564 1444">機構から発行者への情報の提供予定日（原則的な取扱い）</td> <td data-bbox="564 1181 1034 1444">対象加入者の口座の株式等振替制度における所在に応じて、機構が定めて当該口座を開設する口座管理機関に通知する情報提供期限日の（該当する口座管理機関が複数あるときは、そのうちの最も遅い日とする。）翌営業日</td> <td data-bbox="1034 1181 1505 1444">機構が発行者からの情報提供請求を受け付けた日（以下「請求受付日」という。）の当日</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	情報提供請求（全部情報）	情報提供請求（部分情報）	対象加入者の口座の範囲	対象加入者の口座のすべて	対象加入者の口座のうち、機構又は直接口座管理機関が開設するもの	機構から発行者への情報の提供予定日（原則的な取扱い）	対象加入者の口座の株式等振替制度における所在に応じて、機構が定めて当該口座を開設する口座管理機関に通知する情報提供期限日の（該当する口座管理機関が複数あるときは、そのうちの最も遅い日とする。）翌営業日	機構が発行者からの情報提供請求を受け付けた日（以下「請求受付日」という。）の当日	<p>※ 対象加入者の口座は、情報提供請求（全部情報）及び情報提供請求（部分情報）のいずれの場合についても、機構の管理する加入者情報登録簿及び担保株式届出記録簿（反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出を含む。）において特定されるものに限る。</p> <p>※ 個人株主が上場会社等の自己の株式の公開買付けに応じて売付けを行った場合であって、発行者が、当該個人株主</p>
項 目	情報提供請求（全部情報）	情報提供請求（部分情報）								
対象加入者の口座の範囲	対象加入者の口座のすべて	対象加入者の口座のうち、機構又は直接口座管理機関が開設するもの								
機構から発行者への情報の提供予定日（原則的な取扱い）	対象加入者の口座の株式等振替制度における所在に応じて、機構が定めて当該口座を開設する口座管理機関に通知する情報提供期限日の（該当する口座管理機関が複数あるときは、そのうちの最も遅い日とする。）翌営業日	機構が発行者からの情報提供請求を受け付けた日（以下「請求受付日」という。）の当日								

内 容		備 考												
発行者に提供される振替株式の数	請求受付日の前日からさかのぼる6か月間の範囲で、発行者が任意に指定する期間中の各日において、対象加入者が有する振替株式の数並びに当該日における増加又は減少の別及びその数	請求受付日の前営業日において、対象加入者が有する振替株式の数												
<p>d 対象加入者の特定の方法</p> <p>発行者は、機構に対する情報提供請求に際して、原則として、機構が対象加入者に付番した株主等照会コード又は対象加入者の氏名若しくは名称及び住所のいずれかにより、対象加入者を特定しなければならない。</p> <p>なお、株式等振替制度では、このほか、発行者の通知する「請求の理由」が、「株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき」に該当する場合には、例外的に、機構の定める範囲で、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を機構に指示して、機構の加入者情報登録簿に登録された加入者のうち、指示した内容に該当する者を対象加入者として機構に特定させる方法（以下「あいまい請求機能」という。）を利用することができる。</p> <p>【あいまい請求機能の利用に際しての留意点】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>留意点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象加入者となるべき者の範囲</td> <td>国内に居住する自然人又は内国法人</td> </tr> <tr> <td>対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の項目別の指示の方法</td> <td></td> </tr> <tr> <td>国内に居住する自然人の氏名</td> <td>対象加入者となるべき者の「氏名（カナにより表記されたものを含む。）」又は「姓（カナにより表記されたものを含む。）」のいずれかを指定する方法</td> </tr> <tr> <td>内国法人の名称</td> <td>法人の種別を除く「名称（カナにより表記されたものを含む。）」を指定する方法</td> </tr> <tr> <td>国内に居住する自然人又は内国法人の住所</td> <td>「都道府県名」、「市区郡町村名」その他の機構が定める区分により、住所の前方部分を指定する方法</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	留意点	対象加入者となるべき者の範囲	国内に居住する自然人又は内国法人	対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の項目別の指示の方法		国内に居住する自然人の氏名	対象加入者となるべき者の「氏名（カナにより表記されたものを含む。）」又は「姓（カナにより表記されたものを含む。）」のいずれかを指定する方法	内国法人の名称	法人の種別を除く「名称（カナにより表記されたものを含む。）」を指定する方法	国内に居住する自然人又は内国法人の住所	「都道府県名」、「市区郡町村名」その他の機構が定める区分により、住所の前方部分を指定する方法	<p>が公開買付期間の末日において租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当するか否かを確認するときは、情報提供請求（全部情報）を行うことによって確認することができる。</p> <p>（業157条2項及び158条2項、施215条及び221条）</p> <p>※ 株主等照会コードにより対象加入者を特定する方法の利用（後記（4）aの場合を除く。）は、直近の総株主通知に係る通知株主等又は直近の総株主通知後の個別株主通知に係る申出株主を対象加入者とする場合に限られる（発行者は、直近の総株主通知において登録株式質権者としてのみ通知された株主等照会コード、情報提供請求又は機構からの口座取次ぎデータ等によって知り得た株主等照会コードを利用して、機構に対して情報提供請求を行うことはできない。）。</p> <p>※ あいまい請求機能は、後記（2）又は（3）の場合にのみ利用することができる。</p> <p>※ 機構は、発行者が指示した内容に該当する者が複数ある場合は、当該複数の者について、それぞれ特定があったものとして取り扱う。</p>
項 目	留意点													
対象加入者となるべき者の範囲	国内に居住する自然人又は内国法人													
対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の項目別の指示の方法														
国内に居住する自然人の氏名	対象加入者となるべき者の「氏名（カナにより表記されたものを含む。）」又は「姓（カナにより表記されたものを含む。）」のいずれかを指定する方法													
内国法人の名称	法人の種別を除く「名称（カナにより表記されたものを含む。）」を指定する方法													
国内に居住する自然人又は内国法人の住所	「都道府県名」、「市区郡町村名」その他の機構が定める区分により、住所の前方部分を指定する方法													

内 容	備 考
<p>e 情報提供請求の理由の申告</p> <p>法第 277 条は、口座に利害関係を有する者（発行者を含む。）による情報提供請求について、「正当な理由があるとき」との制約を課しているが、実務的には、発行者からの請求の受付に際して、機構が「正当な理由」の有無を確認する実務を構築・運用するのは困難であり、また、機構が口座管理機関が発行者からの請求を取り次いだ後に、各口座管理機関が個別に「正当な理由」の有無を確認する必要があるとした場合には、機構を窓口とした請求の取次ぎスキームが機能しなくなることが懸念された。</p> <p>そのため、株式等振替制度の実施に向けた関係者の協議の場において、発行者が行う情報提供請求に係る「正当な理由」の取扱いに関する検討が行われ、行政官庁から提示された「総株主通知の請求・情報提供請求に関する正当な理由の解釈指針」（以下この節において「解釈指針」という。）に沿って関係者が事務処理を行うことが、日本証券業協会の主宰する証券受渡・決済制度改革懇談会において行政官庁を含む関係者により承認された。</p> <p>このような経緯から、機構では、当該解釈指針に掲げられた事由のいずれかに該当する場合に限って、発行者からの情報提供請求を口座管理機関に取り次ぐものとし、口座管理機関に対しては、機構からの指示に基づいて振替口座簿記録事項を通知することを義務付けている。</p> <p>(a) 解釈指針の定める正当な理由の類型</p> <p>発行者は、次に掲げる類型のいずれかに該当するときは、「正当な理由」があるものとして、機構に対し情報提供請求を行うことができる（次の（b）に該当する場合を除く。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の同意があるとき。 ② 株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要があるとき。 ③ 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。 ④ 発行者が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。 ⑤ 上場廃止、免許取消しその他発行者又は株主に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。 ⑥ 定款又は定款の委任に基づき株式の取扱い等に関して定められる株式取扱規程において定められた事由が生じたとき。 <p>(b) 正当な理由が認められない場合</p> <p>発行者は、前（a）の「正当な理由」の類型のいずれかに該当する事情が存在するときでも、次</p>	<p>※ 解釈指針に規定された「正当な理由」に相当する事由が存在するか否かの判断は、発行者が行い、仮に不法な請求が行われた場合であっても、その責任を機構は負わない。</p> <p>※ 発行者は、機構に対する情報提供請求に際して、「情報提供請求の理由」として、解釈指針に規定された 6 項目の「正当な理由」の類型のいずれかへの該当有無（該当する類型があるときはその内容）及び 6 項目の「正当な理由が認められない場合」の類型のいずれかへの該当有無の双方を申告しなければならない。</p> <p>※ 機構は、発行者が解釈指針に定める「正当な理由」以外の事由により行う情報提供請求については、その取次ぎを行わない。</p>

内 容	備 考
<p>のいずれかに該当する場合には、「正当な理由」は認められず、機構に対して情報提供請求を行うことはできない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。 ② 犯罪目的を有するとき。 ③ 公序良俗に反するとき。 ④ 第三者への漏えいを目的とするとき。 ⑤ 株主に対する営業行為を行う目的であるとき。 ⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。 	

内 容			備 考
(2) 情報提供請求 (全部情報) の手続			
【情報提供請求 (全部情報) のイメージ図 (標準日程)】			
	口座管理機関 (請求取次先機関)	機 構	発行者(株主名簿管理人)
0日 請求 受付日		情報提供請求(全部情報) データの受付	情報提供請求(全部情報) データ
請求 受付日 夜間 バッチ		請求取次先機関の特定、情 報提供(全部情報)取次ぎ データ及び振替口座簿記録 事項提供予定日データの作 成	
+1日	情報提供請求(全部情報) 取次ぎデータ →振替口座簿記録事項報告 データの作成		振替口座簿記録事項提供 予定日データ
+3日 まで	振替口座簿記録事項報告 データ	振替口座簿記録事項報告 データの受付	
+3日 夜間 バッチ		振替口座簿記録事項通知 データの作成	
+4日			振替口座簿記録事項通知 データ
			<p>※ 請求取次先機関が直接口座管理機関であるときは、請求取次先機関の機構に対する「振替口座簿記録事項報告データ」による情報提供期限日は、機構が発行者から「情報提供請求(全部情報)データ」を受領した日(請求受付日)の翌営業日から起算して3営業日目の日、請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関(機構を除く。)の数に応じてさらに2営業日を加算した日となる。</p> <p>※ 振替口座簿記録事項の提供予定日以前であっても、機構は、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」の通知を受けたときは、その翌営業日に、発行者に対して「振替口座簿記録事項通知データ」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>a 発行者による情報提供請求（全部情報） 発行者は、情報提供請求（全部情報）をするときは、機構に対して、次の（a）から（e）までに掲げるところにより「情報提供請求（全部情報）データ」を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知方法 ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末の「情報提供請求（全部情報）」画面への入力</p>	<p>（業 157 条 1 項、施 214 条）</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式の効力発生日又は新規記録日が情報提供請求（全部情報）の請求対象期間に含まれるときは、新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードを指定して請求を行う。なお、新株式に係る請求については、加入者情報W e b 端末を通じて対象加入者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により行い、「請求対象期間（自）」及び「請求対象期間（至）」には、新株式の新規記録日を設定する必要がある。</p> <p>※ 対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定した請求は、加入者情報W e b 端末により行う（ファイル伝送では行うことができない）。</p> <p>※ 機構は、発行者からの通知内容が競合した場合には、次の区分にしたがって、それぞれに掲げるとおりに取り扱う。</p> <p>① 発行者が、同一日に、ファイル伝送と加入者情報W e b 端末の双方で、同一銘柄について同一の条件を指定して請求を行ったときは、機構は、ファイル伝送によって行われた請求を優先的に処理し、加入者情報W e b 端末によって行われた請求はエラーとする。詳細は、後記 c（b）を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間 ア ファイル伝送による請求の場合 午前3時から午後8時まで</p>	<p>② 発行者が、同一日に、加入者情報Web端末により、同一銘柄について同一の条件を指定して請求を行ったときは、機構は、後続の請求をエラーとする。なお、発行者が、対象加入者となるべき者について異なる内容を指定して請求を行った場合で、結果的に機構において同一の者が対象加入者として特定されたときは、それぞれの請求を正常な請求として取り扱う。</p> <p>※ 機構は、発行者が、加入者情報Web端末により、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所の一部を指定して情報提供請求（全部情報）を行った場合であって、発行者の指定内容に基づいて機構が対象加入者として特定した者が500件を超えるときは、当該請求をエラーとする。</p> <p>※ 機構は、ファイル伝送により発行者から「情報提供請求（全部情報）データ」を受領したときは、直ちに、当該データの内容について簡易なチェックを行い、その結果を「情報提供請求（全部情報）データ入力処理内容通知」として当該発行者に対して通知する。当該発行者は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、訂正内容を反映した「情報提供請求（全部情報）データ」を機構に対して再通知する。</p>

内 容	備 考
<p>イ 加入者情報Web端末による請求の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(c) 通知内容</p> <p>① 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 対象加入者の株主等照会コード</p> <p>③ 対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所</p> <p>④ 請求対象期間（対象期間（自）及び対象期間（至））</p>	<p>※ 取扱廃止の事由が合併等であり、取扱廃止銘柄の発行者の権利義務関係を承継した存続会社等が取扱銘柄となっている場合の発行者は、取扱廃止後6か月までは取扱廃止銘柄の銘柄コードを設定することができる。</p> <p>※ 加入者情報Web端末による請求の場合で、対象加入者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により対象加入者を特定するとき（あいまい請求機能を利用する場合を含む。）は、対象加入者の株主等照会コードの通知は要しない。</p> <p>※ ファイル伝送による請求の場合、「対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所」の通知は要しない。</p> <p>※ 「対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所」の指定は、機構の定める振替制度内字の範囲内の文字によって行うことを要する（振替制度内字については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。）。</p> <p>※ 「請求対象期間」には、請求受付日の前日から前6か月の期間（対象銘柄の機構における取扱開始日前の日を含まない。）の範囲で開始日付と終了日付を暦日ベースで設定する。</p> <p>※ 発行者は、特定の日の振替口座簿記録事項に係る情報提供請求を行うときは、請求対象期間の開始日付と終了日付の</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 請求の理由</p> <p>⑥ 発行者に正当な理由が認められない場合に該当する事情が存在するか否かの別（無効事由区分）</p> <p>⑦ 情報の受領方法</p> <p>(d) 請求の訂正又は取消し</p> <p>ア 請求日当日における訂正又は取消し</p> <p>(ア) ファイル伝送による請求の場合</p> <p>発行者は、機構に対して通知した「情報提供請求（全部情報）データ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、当該日のファイル伝送受付時間帯のう</p>	<p>双方に同一日を設定する。</p> <p>※ 機構は、請求受付日の前日から6か月を超えてさかのぼった日が請求対象期間として指定された場合又は対象銘柄の機構における取扱開始日前の日が請求対象期間に含まれる場合には、請求の全部をエラーとする（指定可能な期間に係る請求としての読替えは行わない。）。なお、発行者は、請求受付日の前日から6か月を超えてさかのぼった日を含む期間を対象として情報提供請求を行うときは、別に機構が定める方法（「振替口座簿情報提供請求書（発行者用）」を提出する方法）により、情報提供請求を行うことができる（詳細については、後記（4）aを参照。）。</p> <p>※ 発行者は、振替口座簿記録事項の情報を記載した書面の交付を求める場合は、情報提供請求（全部情報）の通知に際して、「情報の受領方法」として、書面の交付を求める旨を機構に通知しなければならない。この場合、機構は、後記fの「振替口座簿記録事項通知データ」と同内容の事項を「振替口座簿記録事項通知書」として発行者に対して交付する。</p>

内 容	備 考
<p>ちに、訂正又は取消しの内容を反映した「情報提供請求（全部情報）データ」を再通知しなければならない。</p> <p>(イ) 加入者情報W e b 端末による請求の場合 発行者は、機構に対して通知した「情報提供請求（全部情報）データ」について、通知日当日に、その内容を訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正又は取消しの対象となる請求に係る受付番号を指定して、加入者情報W e b 端末により請求を取り消し、必要に応じて、訂正内容を反映した「情報提供請求（全部情報）データ」を再入力しなければならない。</p> <p>イ 請求日の翌営業日以降における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「情報提供請求（全部情報）データ」について、通知日の翌営業日以降に、その訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、原則として、その訂正又は取消しを行うことはできない（この場合、発行者は、必要に応じて、新たな請求を機構に対して行わなければならない。）。</p> <p>なお、発行者は、機構に対する「情報提供請求（全部情報）データ」の通知日の翌営業日以降で、機構から発行者に対して「振替口座簿記録事項通知データ」が通知される前に、当該発行者が行った「情報提供請求」に正当な理由が存在しないことが明らかになったとき又は正当な理由が認められない場合に該当することが明らかになったときは、直ちに、その旨を機構に報告しなければならない。</p> <p>(e) 発行者に対する受付番号の通知 機構は、発行者が情報提供請求（全部情報）を加入者情報W e b 端末によって行った場合であって、当該情報提供請求（全部情報）を正常に受け付けたときは、加入者情報W e b 端末に表示する方法により、当該請求に係る受付番号を発行者に通知する。</p> <p>b 請求取次先機関に対する「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」の通知 機構は、発行者から「情報提供請求（全部情報）データ」の通知を受けたときは、請求受付日の翌営</p>	<p>※ 左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>※ 発行者は、機構から通知される受付番号により、「振替口座簿記録事項提供予定日データ」又は「振替口座簿記録事項通知データ」の特定その他の業務処理を行う。</p> <p>※ 機構は、発行者がファイル伝送により請求を行った場合には、請求日の翌営業日に発行者に通知する「振替口座簿記録事項提供予定日通知データ」により受付番号の通知を行う。</p> <p>(業 157 条 3 項から 6 項まで、施 216 条)</p>

内 容	備 考
<p>業日に、対象加入者のために口座を開設する口座管理機関その他の情報提供請求を取り次ぐべき口座管理機関（以下「請求取次先機関」という。）を特定したうえで、請求取次先機関ごとに情報提供期限日を定め、請求取次先機関（当該請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次の（a）から（c）までに掲げるところにより「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」を通知して、発行者からの請求の取次ぎを行う。</p> <p>機構から「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」を受けた直接口座管理機関が、請求取次先機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち請求取次先機関である者又は請求取次先機関の上位機関である者に対して、「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、請求取次先機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>（a） 通知方法 ファイル伝送</p> <p>（b） 請求取次先機関の範囲 機構は、次の①から③までのいずれかに該当する者を、情報提供請求（全部情報）に係る請求取次先機関として取り扱う。</p> <p>① 対象加入者のために口座を開設する口座管理機関（発行者が指定する請求対象期間中に、当該対象加入者の口座を解約した口座管理機関を含む。）</p> <p>② 発行者が指定する請求対象期間中において、対象加入者を株主とする対象銘柄である振替株式について、機構の備える担保株式届出記録簿に担保株式の届出（反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の記録を含む。）の記録がある場合の当該記録における振替先口座（当該請求対象期間中に解約された口座を含む。）を開設する口座管理機関</p> <p>③ 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者がその自己口について担保専用口への振替を行う旨を届け出ている場合の当該機構加入者（報告の対象は、当該機構加入者が、自ら特別株主となるべき担保株式に係る特別株主管理事務を他の機構加入者から再委託されている対象銘柄である振替株式の数に限る。）</p>	<p>※ 機構における請求取次先機関の特定は、「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」の作成時点（請求受付日の夜間バッチ処理終了時）における加入者情報登録簿（請求受付日中に機構が受領した「加入者情報データ」によって登録・更新された内容を含む。）及び担保株式届出記録簿（請求受付日の前営業日までに届出が行われた内容に限る。）を利用して行う。</p> <p>※ 機構は、発行者が信託財産名義を対象加入者とする請求を行った場合であって、当該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、当該信託財産名義通知信託口の機構加入者に対して「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、発行者の指定する請求対象期間中に、①の請求取次先機関が、対象加入者の口座に係る加入者口座コードの変更を行っている場合にあっては、変更前の加入者口座コードと変更後の加入者口座コードの双方について「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、発行者が指定する請求対象期間中に対象加入者のために口座を開設していた口座管理機関が、請求受付日の時点では合併等によって消滅している</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知内容</p> <p>① 対象加入者の加入者口座コード</p> <p>② 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 記録先加入者口座コード</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 情報提供期限日（報告期限）</p>	<p>場合等にあつては、当該消滅した口座管理機関が付番した加入者口座コードに係る「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」を存続会社等である他の口座管理機関に対して通知する。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関として特定された者が、請求受付日において対象加入者の口座が属していた顧客口を廃止しているとき（機構加入者又は間接口座管理機関でなくなっているときを含む。）は、「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」の通知を行わない。</p> <p>※ 一の記録先加入者口座コードに係る加入者の口座に、質権株式と担保株式が同時に記録されている場合であっても、「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」は、1件として通知される。</p> <p>※ 「記録先加入者口座コード」には、対象加入者の有する対象銘柄である振替株式が、質権、譲渡担保権又は反対株主の株式買取請求の目的として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合に、当該他の加入者（記録先加入者）の口座に係る加入者口座コードを設定する。</p> <p>※ 「情報提供期限日」には、請求取次先機関が直接口座管理機関であるときは、請求受付日の翌営業日から起算して3営業日目の日、請求取次先機関が間接口</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 請求対象期間（対象期間（自）及び対象期間（至））</p> <p>⑦ 請求の理由</p> <p>⑧ 発行者に正当な理由が認められない場合に該当する事情が存在しない旨（無効事由区分）</p> <p>c 発行者に対する「振替口座簿記録事項提供予定日データ」等の通知</p> <p>(a) 「振替口座簿記録事項提供予定日データ」の通知</p> <p>機構は、発行者から「情報提供請求（全部情報）データ」の通知を受けたときは、前bで特定した請求取次先機関のそれぞれについて定めた情報提供期限日に基づいて、振替口座簿記録事項の提供予定日を定め、請求受付日の翌営業日に、発行者に対して、次のア及びイに掲げるところにより「振替口座簿記録事項提供予定日データ」を通知する。</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送</p> <p>イ 通知内容</p> <p>① 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 対象加入者の株主等照会コード</p> <p>③ 請求対象期間</p> <p>④ 請求の理由</p> <p>⑤ 発行者に正当な理由が認められない場合に該当する事情が存在しない旨（無効事由区分）</p> <p>⑥ 情報の受領方法</p> <p>⑦ 受付番号</p> <p>⑧ 振替口座簿記録事項の提供予定日</p> <p>⑨ 情報提供請求（全部情報）の入力方法の種別（入力部署）</p> <p>(b) 「エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、発行者から受領した「情報提供請求（全部情報）データ」において指定された対象加入</p>	<p>座管理機関であるときは、その上位機関（機構を除く。）の数に応じて2営業日を加算した日を設定する。</p> <p>※ 機構は、前bで特定した請求取次先機関のそれぞれについて定めた情報提供期限日のうち、最も遅い日の翌営業日を振替口座簿記録事項の提供予定日として定める。</p> <p>※ 発行者が、対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により、情報提供請求（全部情報）を行ったときは、「株主等照会コード」欄はすべて「ゼロ」（21桁）とする。</p> <p>※ 「エラー通知データ」の通知は、左記</p>

内 容	備 考
<p>者の株主等照会コード又は対象加入者若しくは対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所に係る加入者口座情報が加入者情報登録簿に登録されていないときは、前 b の請求取次先機関の特定に係る処理を中断し、請求受付日の翌営業日に、発行者に対して、次のア及びイに掲げるところにより「エラー通知データ」を通知する。</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送</p> <p>イ 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行者の通知した情報提供請求（全部情報）の内容 ② 受付番号 ③ エラー理由 ④ 情報提供請求（全部情報）の入力方法の種別（入力部署） <p>d 請求取次先機関による「振替口座簿記録事項報告データ」の通知</p> <p>請求取次先機関は、その備える振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。）、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿の記載又は記録に基づいて、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数その他の発行者への通知のために必要な情報を「振替口座簿記録事項報告データ」として、機構に対して、次の（a）から（f）までに掲げるところにより通知しなければならない。</p> <p>請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数その他の発行者への通知のために必要な情報の機構に対する通知を、その直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>請求取次先機関は、対象加入者が外国人保有制限銘柄に係る間接外国人であると判定した場合（機構</p>	<p>の場合以外に、次の場合にも通知される。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行者が株主等照会コードによって指定した対象加入者が、直近の総株主通知又は直近の総株主通知後の個別株主通知によって発行者に通知された者でない場合 ② 発行者がファイル伝送と加入者情報 W e b 端末の双方から同一の銘柄コード、同一の株主等照会コード及び同一の請求対象期間を指定して「情報提供請求（全部情報）データ」を送信した場合（この場合、機構は、加入者情報 W e b 端末から入力された請求についてエラーを通知する。） <p>（業 157 条 7 項から 12 項まで、施 217 条及び 218 条）</p> <p>※ 請求取次先機関は、機構から通知された情報提供期限日にかかわらず、可能な限り速やかに、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数その他の発行者への通知のために必要な情報を機構に通知するよう努めなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人であることが判明した場合を除く。)又は対象加入者が間接外国人でなくなったと判定した場合(機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。)には、併せて「加入者情報通知書(間接外国人)」を機構に対して提出しなければならない。</p> <p>なお、対象加入者が機構加入者である場合等にあっては、機構が、機構加入者の自己口(担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。)に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数等に係る「振替口座簿記録事項報告データ(機構作成分)」を作成する。</p>	<p>※ 請求取次先機関が、対象加入者のために口座を開設した者でないときは、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数が記載又は記録された請求取次先機関の加入者の口座の質権欄の記載若しくは記録、対象加入者を特別株主とする特別株主管理簿の記載若しくは記録又は対象加入者を反対株主とする反対株主管理簿の記載若しくは記録に基づいて、「振替口座簿記録事項報告データ」の作成を行う(請求取次先機関の加入者の口座の質権欄、特別株主管理簿及び反対株主管理簿に対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録があるときは、これらの数を合算する。)</p> <p>※ 請求取次先機関は、機構からの「情報提供請求(全部情報)取次ぎデータ」によって通知された口座(対象加入者の口座又は記録先加入者口座コードに係る口座)以外の口座に、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録があることを認識しているときは、「振替口座簿記録事項報告データ」の作成に際して、当該数を合算する。</p> <p>※ 請求取次先機関(対象加入者のために口座を開設する者に限る。)又はその上位機関である直接口座管理機関が、他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合には、特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録された対象銘柄である振替株式の数のうち、対象加入者が特別株主であるものを含めて「振替口座簿記録事項報告データ」</p>

内 容	備 考
	<p>を作成しなければならない。</p> <p>※ 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が、自ら特別株主となるべき担保株式に係る特別株主管理事務を他の機構加入者から再委託されているときは、当該機構加入者が、当該再委託に係る対象銘柄である振替株式の数についての「振替口座簿記録事項報告データ」を作成する（当該機構加入者の保有口に記録された数については、機構が「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成分）」を作成する。詳細は後記 e を参照。）。</p> <p>※ 発行者が信託財産名義を対象加入者とする請求を行った場合であって、当該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、当該信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義管理簿に記載又は記録された信託財産名義に係る対象銘柄である振替株式の数を対象とする「振替口座簿記録事項報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>※ 請求対象期間において、対象銘柄の発行者が合併等を行っている場合であっても、「振替口座簿記録事項報告データ」は、機構からの「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」において指定された対象銘柄である振替株式の数についてのみ作成する。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」を受領したときは、直ちに、簡易なチェックを行い、その結果を「振替口座簿記録事項報告デ</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知期限 「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」において機構が指定した情報提供期限日まで ただし、情報提供期限日までの間に、請求取次先機関が対象加入者の口座が属する顧客口の廃止を予定している場合又は対象加入者である機構加入者が担保専用口への振替を行う旨を届け出ている自己口の廃止を予定している場合は、当該顧客口又は自己口の廃止の前営業日まで。</p> <p>(b) 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末によるC S Vファイルのアップロード</p> <p>(c) 取扱時間 ア ファイル伝送による通知の場合 午前3時から午後8時まで イ 加入者情報W e b 端末による通知の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(d) 通知内容 ア 基本情報レコード ① 対象加入者の加入者口座コード</p>	<p>ータ入力処理内容通知」として当該請求取次先機関に対して通知する。当該請求取次先機関は、直ちに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対し、訂正内容を反映した「振替口座簿記録事項報告データ」を再通知しなければならない。</p> <p>※ 機構は、同一日に、同一の機構加入者コード、加入者口座コード、対象銘柄（銘柄コード）、受付番号及び記録先加入者口座コードが設定された「振替口座簿記録事項報告データ」が、ファイル伝送と加入者情報W e b 端末によるC S Vファイルのアップロードの双方により通知されたときは、ファイル伝送によって通知されたものを優先する。</p>

内 容	備 考
<p>② 対象銘柄（銘柄コード） ③ 記録先加入者口座コード</p> <p>④ 受付番号 ⑤ 請求対象期間 ⑥ 情報提供料請求額（税込） ⑦ 情報提供料請求額（税込）に含まれる消費税相当額</p> <p>イ 増減数量履歴データレコード ① 対象加入者の加入者口座コード ② 対象銘柄（銘柄コード） ③ 記録先加入者口座コード ④ 受付番号 ⑤ 対象日</p>	<p>※ 「記録先加入者口座コード」には、請求取次先機関が、対象加入者のために口座を開設する者である場合は、対象加入者の口座に係る加入者口座コードを「記録先加入者口座コード」に設定する。また、請求取次先機関が対象加入者のために口座を開設した者でない場合は、対象加入者を質権株式の株主として記載又は記録する他の加入者の口座、対象加入者について特別株主の申出を行った他の加入者の口座又は対象加入者について反対株主の通知を行った他の加入者の口座に係る加入者口座コードを「記録先加入者口座コード」に設定する。</p> <p>※ 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が、その自己口について担保専用口への振替を行う旨を届け出ているとき又は対象加入者が信託財産名義である場合であって、当該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、「情報提供料請求額（税込）」及び「情報提供料請求額（税込）に含まれる消費税相当額」にゼロ又はスペースを設定する。</p> <p>※ 「対象日」には、加入者の口座の開設</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 対象日において振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（増減数量）</p> <p>⑦ 対象日において振替口座簿、特別株主管理簿、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿に記載又は記録がされた対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数（対象日残高）</p> <p>ウ 増減資等数量履歴データレコード</p> <p>① 対象加入者の加入者口座コード</p> <p>② 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 記録先加入者口座コード</p> <p>④ 受付番号</p> <p>⑤ 振替口座簿又は信託財産名義管理簿における増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合における当該増加の記載又は記録がされた日（対象日（増加記録日））</p> <p>⑥ 対象日において、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数（次の⑦の効力発生日に係るものに限る。）（増減数量）</p> <p>⑦ 効力発生日</p> <p>(e) 「振替口座簿記録事項報告データ」の訂正</p> <p>ア 「振替口座簿記録事項報告データ」の通知日当日における訂正</p> <p>請求取次先機関（請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「振替口座簿記録事項報告データ」について、通知日当日</p>	<p>日又は加入者の口座の解約日にかかわらず、常に請求対象期間中のすべての日（暦日）を設定する。</p> <p>※ 「増減数量」には、対象日の各日の対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数から、その前日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数を減じて得た数を設定する（対象日が、加入者の口座の開設日前の日又は加入者の口座の解約日後の日であるときは、ゼロを設定する。）。</p> <p>※ 「対象日残高」は、対象日の各日の業務終了時において口座に記載又は記録された数を設定する（対象日が加入者の口座の開設日前の日又は加入者の口座の解約日後の日であるときは、ゼロを設定する。）。</p> <p>※ 増減資等数量履歴データレコードは、振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合に機構に通知する。</p> <p>※ 同一記録日に、異なる効力発生日の付記がある場合は、効力発生日ごとに増減資等数量履歴データレコードを作成する。</p> <p>※ 通知日当日中の「振替口座簿記録事項報告データ」の再通知はファイル単位で</p>

内 容	備 考
<p>に、その訂正を要する事情が発生したときは、訂正内容を反映した「振替口座簿記録事項報告データ」を機構に対して再通知しなければならない。</p> <p>イ 「振替口座簿記録事項報告データ」の通知日の翌営業日以降の日における訂正 請求取次先機関（請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、機構に対して通知した「振替口座簿記録事項報告データ」について、通知日の翌営業日以降の日、その訂正を要する事情が発生したときは、直ちにその旨を機構に報告し、機構の指示にしたがって事後処理を行う。</p> <p>（f）「振替口座簿記録事項報告データ」の通知が遅延した場合の取扱い 「振替口座簿記録事項報告データ」の情報提供期限日までに、機構に対して「振替口座簿記録事項報告データ」を通知しなかった請求取次先機関（以下「振替口座簿記録事項報告遅延機関」という。）がある場合は、機構は、当該情報提供期限日の翌営業日に、当該振替口座簿記録事項報告遅延機関（当該振替口座簿記録事項報告遅延機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次のアからウまでに掲げるところにより「振替口座簿記録事項報告データ未了通知」を通知する。 機構から「振替口座簿記録事項報告データ未了通知」を受けた直接口座管理機関が振替口座簿記録事項報告遅延機関でないときは、当該直接口座管理機関は、直ちに、その直近下位機関のうち振替口座簿記録事項報告遅延機関である者又は振替口座簿記録事項報告遅延機関の上位機関である者に対し、「振替口座簿記録事項報告データ未了通知」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が振替口座簿記録事項報告遅延機関でない場合についても同様とする。）。</p> <p>ア 通知方法 ファイル伝送</p>	<p>行う。なお、いったん、機構に対して「振替口座簿記録事項報告データ」を通知した後は、通知そのものを取り消すことはできない。</p> <p>※ 左記の報告は、電話等により行う。 ※ 機構は、請求取次先機関に対して指定した情報提供期限日の到来前であっても、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」を受領したときは、発行者に対して「振替口座簿記録事項通知データ」を通知するため、この場合において、請求取次先機関は、「振替口座簿記録事項報告データ」を再通知する方法で訂正を行うことができない。</p> <p>※ 請求取次先機関は、「振替口座簿記録事項報告データ」の情報提供期限日までに、機構に対して「振替口座簿記録事項報告データ」を通知できなかったとき又は通知できないことが見込まれたときは、直ちにその旨を機構に電話等により報告しなければならない。 ※ 機構は、未通知となっている「振替口座簿記録事項報告データ」が通知されるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p>

内 容	備 考
<p>イ 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象銘柄（銘柄コード） ② 対象加入者の加入者口座コード ③ 記録先加入者口座コード ④ 受付番号 <p>ウ 振替口座簿記録事項報告遅延機関における処理</p> <p>「振替口座簿記録事項報告データ未了通知」を受領した振替口座簿記録事項報告遅延機関（当該振替口座簿記録事項報告遅延機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）は、「振替口座簿記録事項報告データ」の通知ができない事情が解消した後、直ちに「振替口座簿記録事項報告データ」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>e 機構における「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成分）」の作成</p> <p>機構は、対象加入者が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる対象銘柄である振替株式の数に係る「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成分）」を作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象加入者が機構加入者であるとき 当該機構加入者の保有口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。）に記録された対象銘柄である振替株式の数 ② 対象加入者が機構加入者の質権口又は質権信託口に株主として記録された者であるとき 当該機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数 ③ 対象加入者が機構の備える特別株主管理簿に特別株主として記録された者であるとき 特別株主管理簿に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数 ④ 対象加入者が機構の備える反対株主管理簿に反対株主として記録された者であるとき 反対株主管理簿に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数 	<p>※ 「振替口座簿記録事項報告データ未了通知」を受領した振替口座簿記録事項報告遅延機関は、「振替口座簿記録事項報告データ」を情報提供期限日までに通知できなかった理由及び当該データの通知見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>（業 157 条 13 項）</p> <p>※ 対象加入者が機構加入者であって、当該機構加入者が他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合の当該再委託に係る対象銘柄である振替株式の数については、当該機構加入者がその特別株主管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に基づいて「振替口座簿記録事項報告データ」を作成する。</p> <p>※ 対象加入者が機構の備える信託財産名義管理簿に記録された信託財産名義であるときの当該信託財産名義に係る対象銘柄である振替株式の数については、機構が「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成分）」を作成する。</p> <p>※ 機構による「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成分）」の作成は、発行者に対する「振替口座簿記録事項通知デ</p>

内 容	備 考
<p>f 発行者に対する「振替口座簿記録事項通知データ」の通知</p> <p>機構は、すべての請求取次先機関からの「振替口座簿記録事項報告データ」の受領が完了したときは、受領した「振替口座簿記録事項報告データ」及び機構が作成した「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成成分）」を合算し、「振替口座簿記録事項通知データ」を作成する。</p> <p>機構は、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」を受領した日の翌営業日に、発行者に対して、次の（a）から（c）までに掲げるところにより「振替口座簿記録事項通知データ」を通知する。</p> <p>また、発行者が、振替口座簿記録事項の情報の受領方法として、書面の交付を指定したときは、機構は、当該日に、発行者に対して、「振替口座簿記録事項通知書」を送付する。</p> <p>（a）通知方法 ファイル伝送（書面交付の場合は、「振替口座簿記録事項通知書」の送付。）</p> <p>（b）通知内容 ア 振替口座簿記録事項通知データ ① 対象銘柄（銘柄コード） ② 対象加入者の株主等照会コード</p>	<p>ータ」の通知日の前営業日に行う。</p> <p>（業 157 条 13 項、施 219 条）</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関からの「振替口座簿記録事項報告データ」の受領が請求取次先機関に対して通知した情報提供期限日前に完了したときは、当該完了した日の翌営業日に、発行者に対する情報提供を行う。</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードを指定して情報提供請求（全部情報）を行ったときは、機構は新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードによって「振替口座簿記録事項通知データ」を発行者に対して通知する。</p> <p>※ 「振替口座簿記録事項通知書」の送付は、原則として、あらかじめ発行者が機構に対して届け出た本店所在地あての郵送により行う（別の送付先を指定する場合は、その旨を機構に届け出る。）。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関から受領した「振替口座簿記録事項報告データ」及び機構が作成した「振替口座簿記録事項報告データ（機構作成成分）」において、対</p>

内 容	備 考
	<p>象加入者（発行者があいまい請求機能を利用して情報提供請求（全部情報）を行った場合にあっては、機構が対象加入者として特定したすべての者）が発行者の指定した請求対象期間中に対象銘柄である振替株式を有していないことが判明したときは、次の場合に応じて、それぞれに掲げる内容を「対象加入者の株主等照会コード」として設定する。</p> <p>① 発行者が対象加入者の株主等照会コードを指定する方法により情報提供請求（全部情報）を行ったとき 対象加入者の株主等照会コードを設定する（この場合、機構は、請求対象期間中の「対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数」をゼロとした「振替口座簿記録事項通知データ」を発行者に通知する。）。</p> <p>② 発行者が対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により情報提供請求（全部情報）を行った場合であって、対象加入者のうちに、直近の総株主通知又は直近の総株主通知後の個別株主通知によって発行者に通知された者があるとき 当該対象加入者の株主等照会コードを設定する（この場合、機構は、当該対象加入者について、請求対象期間中の「対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数」をゼロとした「振替口座簿記録事項通知データ」を発行者に通知する。）。</p> <p>③ 発行者が対象加入者又は対象加入</p>

内 容	備 考
<p>③ 対象加入者の氏名又は名称</p> <p>④ 対象加入者の住所</p>	<p>者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により情報提供請求（全部情報）を行った場合であって、対象加入者のうちに、直近の総株主通知又は直近の総株主通知後の個別株主通知によって発行者に通知された者がいないとき 対象加入者の株主等照会コードに代えて、「該当する者が存在しない」旨を示す情報を設定する（この場合、「振替口座簿記録事項通知データ」の「対象加入者の株主等照会コード」にはすべて「9」（21桁）、「対象加入者の氏名または名称」、「対象加入者の住所」及び「対象加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人であるか否かの別」の項目にはスペースを設定する。また、次のイ及びウに掲げる内容は発行者に対して通知しない。）。</p> <p>※ 「対象加入者の氏名又は名称」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により対象加入者の氏名又は名称等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 機構は、「対象加入者の住所」のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ 「対象加入者の住所」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 請求対象期間（対象期間（自）及び対象期間（至））</p> <p>⑥ 受付番号</p> <p>⑦ 対象加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人であるか否かの別（外国人区分）</p>	<p>出書等」画面により対象加入者の住所の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 対象加入者の口座が複数の者の共有に属する場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。</p> <p>※ 機構は、発行者が、あいまい請求機能を利用して情報提供請求（全部情報）を行った場合には、機構が対象加入者として特定した者のうち、発行者の指定した請求対象期間中に対象銘柄である振替株式を有していた者のすべてについて「振替口座簿記録事項通知データ」を通知する。この場合において機構は、複数の対象加入者に係る「振替口座簿記録事項通知データ」について、同一の受付番号により通知を行う。</p> <p>※ 請求取次先機関から、機構に対する「振替口座簿記録事項通知データ」の通知に際して、対象加入者が間接外国人であると判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により間接外国人であることが判明した場合を除く。）又は対象加入者が間接外国人でなくなると判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。）の通知がされた場合に</p>

内 容	備 考
<p>イ 増減数量履歴データ</p> <p>① 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 対象加入者の株主等照会コード</p> <p>③ 受付番号</p> <p>④ 対象日（請求対象期間中の一日）</p> <p>⑤ 対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記載又は記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数（増減数量）</p> <p>⑥ 対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数（対象日残高）</p> <p>ウ 増減資等数量履歴データ</p> <p>① 対象銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 対象加入者の株主等照会コード</p> <p>③ 受付番号</p> <p>④ 振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録が行われた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合における当該増加の記載又は記録が行われた日（対象日（振替口座簿記録日））</p> <p>⑤ 対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数（次の⑥の効力発生日に係るものに限る。）（増減数量）</p> <p>⑥ 効力発生日</p>	<p>は、機構は加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面によりその旨を記載した「株主情報通知書（間接外国人）」を発行者に対して通知する。また、機構は、対象加入者である機構加入者について、間接外国人であること又は間接外国人でなくなったことが判明したときも、その旨を発行者に通知する。</p> <p>※ 「増減数量」には、対象日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の合計数からその前日において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の合計数を減じて得た数を設定する。</p> <p>※ 増減資等数量履歴データは、振替口座簿又は信託財産名義管理簿に増加の記載又は記録がされた日と株式の取得の効力発生日が異なるものがある場合に通知する。</p> <p>※ 同一の対象日に、異なる効力発生日の付記がある場合は、効力発生日ごとに増減資等数量履歴データを通知する。この場合において、発行者は、増減資等履歴データによって通知された対象銘柄である振替株式の数が、株式の取得の効力</p>

内 容	備 考
<p>(c) 「振替口座簿記録事項通知データ」の訂正</p> <p>機構は、請求取次先機関からの「振替口座簿記録事項報告データ」に誤りがあった場合等で、発行者に通知済みの「振替口座簿記録事項通知データ」に訂正が必要となったときは、直ちにその旨を発行者に報告するとともに、訂正後の内容を「振替口座簿記録事項訂正通知書」により発行者に対して通知する。</p> <p>g 発行者に対する「情報提供延期通知データ」の通知</p> <p>機構は、発行者に対して「振替口座簿記録事項提供予定日データ」により通知した情報提供予定日の前営業日までに、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」を受領できなかったときは、当初の情報提供予定日に、発行者に対して、次の(a)から(c)までに掲げるところにより情報提供請求(全部情報)に基づく情報提供を延期する旨を「情報提供延期通知データ」によって通知する。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p>	<p>発生日から振替口座簿に記載又は記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構は、「振替口座簿記録事項訂正通知書」の通知を加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により行う。</p> <p>※ 「振替口座簿記録事項報告データ」の訂正は、「総株主通知データ」の訂正に準じて行うものとする。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告データ」の通知が遅延する旨の報告を受けたときその他発行者に対する「振替口座簿記録事項通知データ」の通知の遅延が見込まれる事情が生じたときは、直ちにその旨及び通知の見込み等を発行者に電話等により報告する。</p> <p>※ 機構は、振替口座簿記録事項報告遅延機関がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p> <p>※ 発行者が、あいまい請求機能を利用して情報提供請求(全部情報)を行った場合であって、機構において特定した対象加入者が複数あるときは、当該対象加入者のすべてについて「振替口座簿記録事項報告データ」が受領されるまで、遅延として取り扱い、発行者に対して左記の通知を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 対象銘柄（銘柄コード） ② 対象加入者の株主等照会コード <p>③ 受付番号</p> <p>(c) 遅延が解消した場合の情報提供 機構は、すべての請求取次先機関からの「振替口座簿記録事項報告データ」の受領が完了した日の翌営業日に、発行者に対して「振替口座簿記録事項通知データ」を通知する。</p>	<p>※ 発行者が、あいまい請求機能を利用して情報提供請求（全部情報）を行った場合においては、「対象加入者の株主等照会コード」欄はすべてゼロ（21 桁）を設定する。</p>

内 容			備 考
(3) 情報提供請求（部分情報）の手続			
【情報提供請求（部分情報）のイメージ図（標準日程）】			
	口座管理機関 (請求取次先機関)	機 構	発行者(株主名簿管理人)
0日 請求受 付日		情報提供請求(部分情報) データの受付	情報提供請求(部分情報) データ 午後4時まで
2時間 30分 以内	情報提供請求(部分情報) 取次ぎデータ →対象加入者保有株式数 報告データの作成	請求取次先機関の特定、情 報提供(部分情報)取次ぎ データの作成	
	対象加入者保有株式数 報告データ 午後5時まで	対象加入者保有株式数報 告データの受付	
		対象加入者保有株式数通 知データの作成	対象加入者保有株式数 通知データ
+1日	(請求受付日の午後2時30分 以降に、情報提供(部分情報)取 次ぎデータを受け付けた場合)	対象加入者保有株式数報 告データの受付	
	対象加入者保有株式数 報告データ	対象加入者保有株式数通 知データの作成	対象加入者保有株式数 通知データ

※ 発行者が、機構に対する「情報提供請求（部分情報）データ」の通知を午後2時30分までに行った場合、機構は、原則として、請求受付日当日に、発行者に対して「対象加入者保有株式数通知データ」を通知する。

※ 請求取次先機関は、機構からの「情報提供（部分情報）取次ぎデータ」を受領した時刻から、2時間30分以内に、機構に対して「対象加入者保有株式数報告データ」を通知するよう努める。

内 容	備 考
<p>a 発行者による情報提供請求（部分情報） 発行者は、情報提供請求（部分情報）をするときは、機構に対して「情報提供請求（部分情報）データ」を通知しなければならない。</p> <p>（a）通知方法 加入者情報Web端末の「情報提供請求（部分情報）」画面への入力</p>	<p>（業 158 条 1 項、施 220 条）</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、情報提供請求（部分情報）の請求受付日が新株式と旧株式の併合日であるときは、新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードを指定して請求を行う。なお、新株式に係る請求については、対象加入者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により行う必要がある。</p> <p>※ 機構は、発行者が、同一日に、同一銘柄について、同一の株主等照会コードを指定して情報提供請求（部分情報）を行ったときは、後続の請求をエラーとする。なお、発行者が、対象加入者となるべき者について異なる内容を指定して請求を行った場合で、結果的に機構において同一の者が対象加入者として特定されたときは、それぞれの請求を正常な請求として取り扱う。</p> <p>※ 機構は、情報提供請求（部分情報）に基づく発行者に対する情報提供を、加入者情報Web端末の画面上の表示の方法によって行う（発行者は、その請求に際して、情報の受領方法を機構に対して指定することができない。）。</p> <p>※ 機構は、発行者があいまい請求機能を利用して情報提供請求（部分情報）を行った場合であって、発行者の指定内容に</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間 午前8時30分から午後4時まで</p> <p>(c) 運用上の制限 ア カットオフタイム 発行者が、毎営業日の午後2時30分までに請求を行った場合には、機構は、原則として、当該営業日中に「対象加入者保有株式数通知データ」の通知を行う。</p> <p>イ 請求件数による制限 前アにかかわらず、一の営業日において、機構が受領した「情報提供請求（部分情報）データ」に基づいて、機構が請求取次先機関に対して通知する「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の請求取次先機関ごとの件数が、100件を超えることとなった場合には、当該100件を超えることとなったとき以後に行われた情報提供請求（部分情報）について、請求受付日当日中に、発行者に対する「対象加入者保有株式数通知データ」の通知が行われない場合がある。</p> <p>(d) 通知内容 ① 対象銘柄（銘柄コード） ② 対象加入者の株主等照会コード又は対象加入者若しくは対象加入者となるべき者の氏名若しくは名称及び住所</p> <p>③ 請求の理由 ④ 発行者に正当な理由が認められない場合に該当する事情が存在するか否かの別</p>	<p>基づいて機構が対象加入者として特定した者が500件を超えるときは、当該請求をエラーとする。</p> <p>※ 午後2時30分を過ぎて行われた請求については、後述する標準処理時間との関係で、請求日当日には「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されない場合があるので留意する。</p> <p>※ 機構は、各営業日においてカットオフタイム到来前に受け付け、請求取次先機関に対して取次ぎを行った情報提供請求（部分情報）の請求取次先機関ごとの件数が、100件を超えたときは、その旨をTarget 保振サイトに掲載して発行者に通知する。</p> <p>※ 「対象加入者若しくは対象加入者となるべき者の氏名若しくは名称及び住所」の指定は、機構の定める振替制度内字の範囲内の文字によって行うことを要する（振替制度内字については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。）。</p>

内 容	備 考
<p>(e) 請求の訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「情報提供請求（部分情報）データ」について、その内容の訂正又は取消しを要する事情が発生した場合であっても、その訂正又は取消しを行うことはできない（この場合、発行者は、必要に応じて、新たな請求を機構に対して行わなければならない。）。</p> <p>なお、発行者は、機構に対する「情報提供請求（部分情報）データ」の通知後に、当該発行者が行った「情報提供請求」に正当な理由が存在しないことが明らかになったとき又は正当な理由が認められない場合に該当することが明らかになったときは、直ちに、その旨を機構に報告しなければならない。</p> <p>b 請求取次先機関に対する「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の通知 機構は、発行者から「情報提供請求（部分情報）データ」の通知を受けたときは、請求取次先機関を特定し、次の（a）から（c）までに掲げるところにより、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を当該請求取次先機関に通知して、発行者からの請求の取次ぎを行う。</p> <p>(a) 通知方法 加入者情報Web端末の「情報提供請求（部分情報）・取次ぎ一覧」画面への表示又は加入者情報</p>	<p>※ 左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>（業 158 条 3 項及び 4 項、施 222 条）</p> <p>※ 機構における請求取次先機関の特定は、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の作成時点（原則として、請求受付日の業務開始時）における加入者情報登録簿（請求受付日中に機構が受領した「加入者情報データ」によって登録・更新される内容は含まない。）及び担保株式届出記録簿（請求受付日の前営業日までに届出が行われた内容に限る。）を利用して行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関（他の機構加入者の担保専用口に担保株式の差入れを行っており、当該他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている機構加入者を含む。）は、日中のオンライン時間帯において、情報提供請求（部分情報）の取次ぎの有無を確認するために必要な社内体制を整備しなければならない。</p> <p>※ 加入者情報Web端末の「情報提供請</p>

内 容	備 考
<p>Web 端末による CSV ファイルのダウンロード</p> <p>(b) 請求取次先機関の範囲 機構は、次の①から③までのいずれかに該当する者を、情報提供請求（部分情報）に係る請求取次先機関として取り扱う。</p> <p>① 対象加入者のために口座を開設する直接口座管理機関 ② 対象加入者を株主とする対象銘柄である振替株式について、機構の備える担保株式届出記録簿に担保株式の届出（反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出を含む。）の記録がある場合の当該記録における振替先口座を開設する直接口座管理機関 ③ 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者がその自己口について担保専用口への振替を行う旨を届け出ている場合の当該機構加入者（報告の対象は、当該機構加入者が、自ら特別株主となるべき担保株式に係る特別株主管理事務を他の機構加入者から再委託されている対象銘柄である振替株式の数に限る。）</p> <p>(c) 通知内容</p> <p>① 受付番号 ② 請求受付日（機構への情報提供期限日（報告期限）） ③ 対象加入者の加入者口座コード ④ 記録先加入者口座コード</p> <p>⑤ 対象銘柄（銘柄コード、銘柄名） ⑥ 請求の理由</p>	<p>求（部分情報）・取次ぎ一覧」画面の日中の最終更新時間は、午後 4 時となっている。</p> <p>※ 加入者情報 Web 端末による CSV ファイルのダウンロードが可能な「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」は、報告可能なデータのみである。</p> <p>※ 機構は、発行者が信託財産名義を対象加入者とする請求を行った場合であって、当該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、当該信託財産名義通知信託口の機構加入者に対して「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、請求日の前営業日において対象加入者に係る加入者口座情報に削除の旨を登録した口座管理機関に対しても請求の取次ぎを行う。</p> <p>※ 「記録先加入者口座コード」には、対象加入者の有する対象銘柄である振替株式が、質権、譲渡担保権又は反対株主の株式買取請求の目的として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合に、当該他の加入者（記録先加入者）の口座に係る加入者口座コードを設定する。</p>

内 容	備 考
<p>c 請求取次先機関による「対象加入者保有株式数報告データ」の通知</p> <p>請求取次先機関は、その振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。）、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿の記載又は記録に基づいて、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数その他の発行者への通知のために必要な情報を「対象加入者保有株式数報告データ」として、機構に対して、次の（a）から（f）までに掲げるところにより通知しなければならない。</p> <p>請求取次先機関は、対象加入者が外国人保有制限銘柄にかかる間接外国人であると判定した場合（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人であることが判明した場合を除く。）又は対象加入者が間接外国人でなくなったと判定した場合（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により、間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。）には、併せて「加入者情報通知書（間接外国人）」を機構に対して提出しなければならない。</p> <p>なお、機構加入者が対象加入者である場合等にあつては、機構が、機構加入者の自己口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。）に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数等に係る「対象加入者保有株式数報告データ（機構作成分）」を作成する。</p>	<p>（業 158 条 5 項及び 6 項、施 223 条）</p> <p>※ 請求取次先機関が、対象加入者のために口座を開設した者でないときは、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式が記載又は記録された請求取次先機関の加入者の口座の質権欄の記載若しくは記録、対象加入者を特別株主とする特別株主管理簿の記載若しくは記録又は対象加入者を反対株主とする反対株主管理簿の記載若しくは記録に基づいて、「対象加入者保有株式数報告データ」の作成を行う（請求取次先機関の加入者の口座の質権欄、特別株主管理簿及び反対株主管理簿に対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録があるときは、これらの数を合算する。）。</p> <p>※ 請求取次先機関は、機構からの「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」によって通知された口座（対象加入者の口座又は記録先加入者口座コードに係る口座）以外の口座に、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数の記載又は記録があることを認識しているときは、「対象加入者保有株式数報告データ」の作成に際して、当該数を合算する。</p> <p>※ 請求取次先機関（対象加入者のために口座を開設する者に限る。）が、他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合には、特別株主管理簿に準ずる帳簿に記載又は記録された対象銘柄である振替株式の数のうち、対象加入者が特別株主であるものを含め</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知期限等</p> <p>ア 通知期限</p> <p>原則として、機構から「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受領した日当日</p> <p>なお、一の営業日において、発行者からの請求に基づいて機構が行う取次ぎの請求取次先機関ごとの件数が、100件を超える場合等であって、受領した日当日中の「対象加入者保有株式数報告データ」の通知が困難な事情があるときは、請求取次先機関は、機構に対する「対象加入者保有株式数報告データ」の通知を当該受領した日の翌営業日に行うことができる。</p>	<p>て「対象加入者保有株式数報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>※ 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が、自らが特別株主となるべき担保株式に係る特別株主管理事務を他の機構加入者から再委託されているときは、当該機構加入者が、当該再委託に係る対象銘柄である振替株式の数についての「対象加入者保有株式数報告データ」を作成する（当該機構加入者の保有口に記録された数については、機構が「対象加入者保有株式数報告データ（機構作成成分）」を作成する。詳細は後記dを参照。）。</p> <p>※ 発行者が信託財産名義を対象加入者とする請求を行った場合であって、当該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、当該信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義管理簿に記載又は記録された信託財産名義に係る対象銘柄である振替株式の数を対象とする「対象加入者保有株式数報告データ」を作成しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>イ 標準処理時間 請求取次先機関は、機構に対する「対象加入者保有株式数報告データ」の通知を、機構から「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受領した時刻から、2時間30分以内に行うよう努めなければならない。</p> <p>(b) 通知方法 加入者情報Web端末の「対象加入者保有株式数報告」画面への入力又は加入者情報Web端末によるCSVファイルのアップロード</p> <p>(c) 取扱時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(d) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受付番号 ② 請求受付日 ③ 対象加入者の加入者口座コード ④ 記録先加入者口座コード ⑤ 対象銘柄（銘柄コード及び銘柄名） ⑥ 請求受付日の前営業日の業務終了時において、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数 ⑦ 情報提供料請求額（税込） ⑧ 情報提供料請求額（税込）に含まれる消費税相当額 	<p>※ 請求取次先機関は、毎営業日の午後2時30分までに受領した「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」については、原則として、受領した日当日中に「対象加入者保有株式数報告データ」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>※ 請求取次先機関は、加入者情報Web端末の「情報提供請求（部分情報）・取次ぎ一覧」画面による「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の確認を、毎営業日の午後8時まで行うことができる。</p> <p>※ 「請求受付日の前営業日の業務終了時において、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数」には、ゼロである旨の通知を含む。</p> <p>※ 対象加入者が機構加入者である場合であって、当該機構加入者が、その自己口について担保専用口への振替を行う旨を届け出ているとき又は対象加入者が信託財産名義である場合であって、当</p>

内 容	備 考
<p>(e) 「対象加入者保有株式数報告データ」の訂正 請求取次先機関は、機構に対して通知した「対象加入者保有株式数報告データ」について、その訂正を要する事情が発生したとき（通知日の翌営業日以降に、当該事情が発生した場合を含む。）は、直ちにその旨を機構に報告したうえで、訂正内容を記載した「対象加入者保有株式数訂正報告書」を機構に対して提出しなければならない。</p> <p>(f) 「対象加入者保有株式数報告データ」の通知が遅延した場合の取扱い ア 「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の受領日当日の取扱い 請求取次先機関は、何らかの事情で「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受領した日に、機構に対して「対象加入者保有株式数報告データ」を通知できなかったときは、当該受領した日の翌営業日に「対象加入者保有株式数報告データ」を通知しなければならない。</p> <p>イ 「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」の受領日の翌営業日の取扱い 請求取次先機関は、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日までに、機構に対して「対象加入者保有株式数報告データ」を通知できなかったときは、「対象加入者保有株式数報告データ」を通知できない事情が解消した後、直ちに、必要な事項を記載した「対象加入者保有株式数報告書（報告遅延分）」を機構に対して提出する。</p>	<p>該信託財産名義が信託財産名義通知信託口に係るものであるときは、「情報提供料請求額（税込）」及び「情報提供料請求額（税込）」に含まれる消費税相当額にゼロを設定する。</p> <p>※ 左記の報告は、電話等により行う。 ※ 機構は、すべての請求取次先機関から「対象加入者保有株式数報告データ」を受領したときは、直ちに発行者に対して「対象加入者保有株式数通知データ」を通知するため、請求取次先機関は、加入者情報Web端末による送信内容の訂正を行うことができない。</p> <p>※ 請求取次先機関は、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日の午後5時までに、機構に対して「対象加入者保有株式数報告データ」を通知できなかったとき又は通知できないことが見込まれたときは、直ちにその旨及び通知できない理由等を機構に電話等により報告しなければならない。 ※ 「対象加入者保有株式数報告書（報告遅延分）」の提出は、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数がゼロ</p>

内 容	備 考
<p>d 機構における「対象加入者保有株式数報告データ（機構作成分）」の作成</p> <p>機構は、対象加入者が次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる対象銘柄である振替株式の数に係る「対象加入者保有株式数報告データ」を作成する。</p> <p>① 対象加入者が機構加入者であるとき 当該機構加入者の保有口（担保専用口及び信託財産名義通知信託口を除く。）に記録された対象銘柄である振替株式の数</p> <p>② 対象加入者が機構加入者の質権口又は質権信託口に株主として記録された者であるとき 当該機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数</p> <p>③ 対象加入者が機構の備える特別株主管理簿に特別株主として記録された者であるとき 特別株主管理簿に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数</p> <p>④ 対象加入者が機構の備える反対株主管理簿に反対株主として記録された者であるとき 反対株主管理簿に記録された対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数</p> <p>e 発行者に対する「対象加入者保有株式数通知データ」の通知</p> <p>機構は、すべての請求取次先機関からの「対象加入者保有株式数報告データ」の受領が完了したときは、受領した「対象加入者保有株式数報告データ」及び機構が作成した「対象加入者保有株式数報告データ（機構作成分）」を合算し、「対象加入者保有株式数通知データ」を作成する。</p> <p>機構は、「対象加入者保有株式数通知データ」の作成後、直ちに、発行者に対して、次の（a）から（c）までに掲げるところにより「対象加入者保有株式数通知データ」を通知する。</p>	<p>である場合も行う必要がある。</p> <p>（業 158 条 7 項）</p> <p>※ 対象加入者が機構加入者であって、当該機構加入者が他の機構加入者から特別株主管理事務の再委託を受けている場合の当該再委託に係る対象銘柄である振替株式の数については、当該再委託先の機構加入者がその特別株主管理簿に準ずる帳簿の記載又は記録に基づいて「対象加入者保有株式数報告データ」を作成する。</p> <p>※ 対象加入者が機構の備える信託財産名義管理簿に記録された信託財産名義であるときの当該信託財産名義に係る対象銘柄である振替株式の数についても、機構が「対象加入者保有株式数報告データ（機構作成分）」を作成する。</p> <p>（業 158 条 7 項、施 224 条）</p> <p>※ 発行者があいまい請求機能を利用して情報提供請求（部分情報）を行い、複数の者が対象加入者として特定された場合は、機構は、すべての対象加入者について、請求取次先機関から「対象加入者保有株式数報告データ」を受領した後に、発行者に対して「対象加入者保有株式数通知データ」を通知する。</p> <p>※ 発行者が株主有償割当増資を行う際に発行する新株式について発行日決済取引が行われる場合であって、新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードを指</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知方法 加入者情報W e b 端末の「対象加入者保有株式数通知一覧」画面への表示</p> <p>(b) 通知内容 ① 受付番号 ② 対象加入者の株主等照会コード</p>	<p>定して行った情報提供請求（部分情報）を行ったときは、機構は新株式及び旧株式のそれぞれの銘柄コードによって「対象加入者保有株式数通知データ」を発行者に対して通知する。</p> <p>※ 発行者は、加入者情報W e b 端末による「対象加入者保有株式数通知一覧」画面の照会を、機構による「対象加入者保有株式数通知データ」の通知日から8営業日の間、行うことができる。</p> <p>※ 加入者情報W e b 端末の「対象加入者保有株式数通知一覧」画面の更新は、請求取次先機関である口座管理機関からの「対象加入者保有株式数報告データ」の送信時限である午後5時までとなる。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関から受領した「対象加入者保有株式数報告データ」及び機構が作成した「対象加入者保有株式数報告データ（機構作成分）」において、対象加入者（発行者があいまい請求機能を利用して情報提供請求（部分情報）を行った場合にあっては、機構が対象加入者として特定したすべての者）が対象銘柄である振替株式を有していないことが判明したときは、次の場合に応じて、それぞれに掲げる内容を「対象加入者の株主等照会コード」として設定する。</p> <p>① 発行者が対象加入者の株主等照会コードを指定する方法により情報提</p>

内 容	備 考
	<p>供請求（部分情報）を行ったとき 対象加入者の株主等照会コードを設定する（この場合、機構は、「対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数」をゼロとした「対象加入者保有株式数通知データ」を発行者に通知する。）。</p> <p>② 発行者が対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により情報提供請求（部分情報）を行った場合であって、対象加入者のうちに、直近の総株主通知又は直近の総株主通知後の個別株主通知によって発行者に通知された者があるとき 当該対象加入者の株主等照会コードを設定する（この場合、機構は、当該対象加入者について、「対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数」をゼロとした「対象加入者保有株式数通知データ」を発行者に通知する。）。</p> <p>③ 発行者が対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所を指定する方法により情報提供請求（部分情報）を行った場合であって、対象加入者のうちに、直近の総株主通知又は直近の総株主通知後の個別株主通知によって発行者に通知された者がいないとき 対象加入者の株主等照会コードに代えて、「該当する者が存在しない」旨を示す情報を設定する（この場合、「対象加入者保有株式数通知データ」の「対象加入者の株主等照会コード」、「対象加入者の氏名</p>

内 容	備 考
<p>③ 請求受付日 ④ 通知日時 ⑤ 対象加入者の氏名又は名称</p> <p>⑥ 対象加入者の住所</p> <p>⑦ 対象銘柄（銘柄コード及び銘柄名） ⑧ 対象日（請求受付日の前日）において対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数</p>	<p>又は名称」、「対象加入者の住所」、「対象日」及び「対象加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人であるか否かの別」の項目にはスペースを設定する。。</p> <p>※ 「対象加入者の氏名又は名称」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により対象加入者の氏名又は名称等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 「対象加入者の住所」について、機構の定めた文字数を超えたときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により対象加入者の住所の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 対象加入者の口座が複数の者の共有に属する場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。</p>

内 容	備 考
<p>⑨ 対象加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人であるか否かの別（外国人区分）</p> <p>⑩ 処理ステータス</p> <p>⑪ 請求の理由（正当な理由）</p> <p>(c) 「対象加入者保有株式数通知データ」の訂正 機構は、請求取次先機関からの「対象加入者保有株式数報告データ」に誤りがあった場合等で、発行者に通知済みの「対象加入者保有株式数通知データ」に訂正が必要となったときは、直ちに、その旨を発行者に報告するとともに、訂正後の内容を「対象加入者保有株式数訂正通知書」により発行者に対して通知する。</p> <p>f 請求取次先機関からの報告が遅延した場合の取扱い (a) 請求受付日当日における通知 機構は、発行者から受領した「情報提供請求（部分情報）データ」に基づいて請求取次先機関に対して「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を通知した日（請求受付日）の当日の午後5時</p>	<p>※ 請求取次先機関から、機構に対する「対象加入者保有株式数報告データ」の通知に際して、対象加入者が間接外国人であると判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により間接外国人であることが判明した場合を除く。）又は対象加入者が間接外国人でなくなったと判定された旨（機構からの「間接外国人区分更新済データ」により間接外国人でなくなったことが判明した場合を除く。）の通知がされた場合には、機構は加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面によりその旨を記載した「株主情報通知書（間接外国人）」を発行者に対して通知する。また、機構は、対象加入者である機構加入者について、間接外国人であること又は間接外国人でなくなったことが判明したときも、その旨を発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、「対象加入者保有株式数訂正通知書」の通知を加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により行う。</p> <p>※ 「対象加入者保有株式数報告データ」の訂正は、「総株主通知データ」の訂正に準じて行うものとする。</p> <p>※ 左記の内容は、「対象加入者保有株式数通知一覧」画面中の「処理ステータス」</p>

内 容	備 考
<p>までに、すべての請求取次先機関から「対象加入者保有株式数報告データ」を受領できなかった場合には、「対象加入者保有株式数通知データ」が請求受付日当日に通知できない旨を、加入者情報Web端末の「対象加入者保有株式数通知一覧」画面により、請求受付日当日の午後5時に発行者に対して通知する。</p> <p>(b) 請求受付日の翌営業日における情報提供</p> <p>機構は、請求取次先機関に対して「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を通知した日（請求受付日）の翌営業日の午後5時までに「対象加入者保有株式数報告データ」を通知しなかった請求取次先機関があるときは、他の請求取次先機関から通知されたデータに基づいて、「対象加入者保有株式数通知データ」を作成し、一部の請求取次先機関からの通知がなかった旨と併せて、加入者情報Web端末の「対象加入者保有株式数通知一覧」画面により、発行者に対して通知する。</p>	<p>に「未通知（未了分）」と表示して通知する。</p> <p>※ 発行者があいまい請求機能を利用して情報提供請求（部分情報）を行い、複数の者が対象加入者として特定された場合であって、機構が、請求取次先機関から、特定したすべての対象加入者に係る「対象加入者保有株式数報告データ」を受領できなかったときも、「対象加入者保有株式数通知一覧」画面中の「処理ステータス」に「未通知（未了分）」と表示して通知する。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関から、「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日の午後5時までに「対象加入者保有株式数報告データ」を通知できない旨の報告を受けたときその他発行者に対する「対象加入者保有株式数通知データ」の通知が不完全なものとなる見込みが生じたときは、直ちにその旨等を発行者に電話等により報告する。</p> <p>※ 一部の請求取次先機関からの報告がなかった旨は、「対象加入者保有株式数通知一覧」画面中の「処理ステータス」に「通知済（打切り）」と表示して通知する。</p> <p>※ 発行者があいまい請求機能を利用して情報提供請求（部分情報）を行い、複数の者が対象加入者として特定された場合であって、機構が、全部又は一部の請求取次先機関から「対象加入者保有株</p>

内 容	備 考												
<p>(c) 請求受付日の翌々営業日以降の日における情報提供</p> <p>機構は、請求取次先機関に対して「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を通知した日（請求受付日）の翌営業日の午後5時までに「対象加入者保有株式数報告データ」を通知しなかった請求取次先機関から、請求受付日の翌々営業日以降の日に「対象加入者保有株式数報告書（報告遅延分）」を受領したときは、速やかに「対象加入者保有株式数通知書（追完情報）」を作成のうえ、発行者に対して加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知する。</p> <p>「対象加入者保有株式数通知一覧」画面の処理ステータスの一覧</p> <table border="1" data-bbox="241 805 1523 1340"> <thead> <tr> <th>表示内容</th> <th>表示内容の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未通知</td> <td>請求受付日の午後5時より前の時点で、機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されていない場合に表示する。</td> </tr> <tr> <td>未通知（未了分）</td> <td>請求受付日の午後5時以降の時点で、機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されていない場合に表示する。また、請求受付日の翌営業日の午後5時よりも前の時点で、機構から当該データが通知されていない場合にも表示する。</td> </tr> <tr> <td>通知済</td> <td>請求受付日に機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知された場合に表示する。</td> </tr> <tr> <td>通知済（未了分）</td> <td>請求受付日に機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されず、請求受付日の翌営業日に当該データが通知された場合に表示する。</td> </tr> <tr> <td>通知済（打切り）</td> <td>請求受付日の翌営業日の午後5時の時点で、口座管理機関からの報告が完了していない状態で機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知された場合に表示する。</td> </tr> </tbody> </table>	表示内容	表示内容の説明	未通知	請求受付日の午後5時より前の時点で、機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されていない場合に表示する。	未通知（未了分）	請求受付日の午後5時以降の時点で、機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されていない場合に表示する。また、請求受付日の翌営業日の午後5時よりも前の時点で、機構から当該データが通知されていない場合にも表示する。	通知済	請求受付日に機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知された場合に表示する。	通知済（未了分）	請求受付日に機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されず、請求受付日の翌営業日に当該データが通知された場合に表示する。	通知済（打切り）	請求受付日の翌営業日の午後5時の時点で、口座管理機関からの報告が完了していない状態で機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知された場合に表示する。	<p>式数報告データ」を受領できなかったときは、「対象加入者保有株式数通知データ」の通知対象となるすべての対象加入者について、「対象加入者保有株式数通知一覧」画面中の「処理ステータス」に「通知済（打切り）」と表示して通知する。</p> <p>※ 当該通知は、請求取次先機関から提出された「対象加入者保有株式数報告書（報告遅延分）」において、対象加入者（当該対象加入者が、請求受付日の翌営業日において「対象加入者保有株式数通知データ」の通知対象となった者である場合に限る。）が有する対象銘柄である振替株式の数がゼロである旨が通知された場合においても行う。</p> <p>※ 機構は、請求取次先機関に対して「情報提供請求（部分情報）取次ぎデータ」を通知した日（請求受付日）の翌営業日の午後5時までに「対象加入者保有株式数報告データ」を通知しなかった請求取次先機関が複数あるときは、当該請求取次先機関から「対象加入者保有株式数報告書（報告遅延分）」を受領する都度、「対象加入者保有株式数通知書（追完情報）」を発行者に対して通知する。なお、「対象加入者保有株式数通知書（追完情報）」の通知のときにおいて、「対象加入者保有株式数報告書（報告遅延分）」が未提出である請求取次先機関がある場合には、機構は、その旨を「対象加入者保有株式数通知書（追完情報）」に付記</p>
表示内容	表示内容の説明												
未通知	請求受付日の午後5時より前の時点で、機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されていない場合に表示する。												
未通知（未了分）	請求受付日の午後5時以降の時点で、機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されていない場合に表示する。また、請求受付日の翌営業日の午後5時よりも前の時点で、機構から当該データが通知されていない場合にも表示する。												
通知済	請求受付日に機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知された場合に表示する。												
通知済（未了分）	請求受付日に機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知されず、請求受付日の翌営業日に当該データが通知された場合に表示する。												
通知済（打切り）	請求受付日の翌営業日の午後5時の時点で、口座管理機関からの報告が完了していない状態で機構から「対象加入者保有株式数通知データ」が通知された場合に表示する。												

内 容	備 考
<p>(4) 非典型的な振替口座簿の情報提供請求の取扱い</p> <p>a 請求日の前日から6か月を超えてさかのぼった日を指定した請求の取扱い</p> <p>(a) 発行者による情報提供請求</p> <p>発行者は、請求日の前日から6か月を超えてさかのぼった日を含む期間を対象として振替口座簿の情報提供請求を行うときは、機構に対して、次のアからエまでに掲げるところにより「振替口座簿情報提供請求書（発行者用）」を提出しなければならない。</p> <p>ア 提出方法 Target 保振サイトによる「振替口座簿情報提供請求書（発行者用）」の提出</p> <p>イ 提出時間 随時</p> <p>ウ 「振替口座簿情報提供請求書（発行者用）」の記載内容</p> <p>① 対象銘柄</p> <p>② 対象加入者の株主等照会コード</p>	<p>する。</p> <p>※ 「振替口座簿記録事項通知書」の交付予定日は、請求の都度、機構が定め、発行者に通知する。</p> <p>※ 振替口座簿情報提供請求書（発行者用）は、機構ホームページに掲載の書式(ST80-21)を参照。</p> <p>※ 機構は、毎営業日の午後5時を経過してTarget 保振サイトにより通知された請求については、翌営業日に当該請求を受け付けたものとして取り扱う。</p> <p>※ 取扱廃止銘柄の発行者（取扱廃止の事由が合併等であり、取扱廃止銘柄の発行者の権利義務関係を承継した存続会社等が取扱銘柄の発行者となっている場合を除く。）は、機構に対して左記の請求書を提出する場合には、あらかじめ電話により連絡する。</p> <p>※ 発行者は、対象加入者又は対象加入者となるべき者の指定方法として氏名又は名称及び住所の全部を指定する場合であって、機構に対して左記の請求書を提出する場合には、あらかじめ電話によ</p>

内 容	備 考
<p>③ 請求対象期間</p> <p>④ 請求の理由</p> <p>⑤ 発行者に正当な理由が認められない場合に該当する事情が存在するか否かの別（無効事由区分）</p> <p>⑥ 情報の受領方法</p> <p>エ 請求の訂正又は取消し 発行者は、機構に提出した「振替口座簿情報提供請求書（発行者用）」の内容の訂正又は取消しを要する事情が生じたときは、速やかにその旨を機構に報告する。</p> <p>(b) 請求取次先機関に対する請求の取次ぎ 機構は、発行者から「振替口座簿情報提供請求書（発行者用）」の提出を受けたときは、請求受付日以前の加入者情報登録簿及び担保株式届出記録簿（反対株主の株式買取請求に係る振替株式に関する届出の記録を含む。）の記録に基づいて、請求取次先機関の特定を行い、当該請求取次先機関（請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して、次のアからウまでに掲げるところにより「情報提供請求取次書」を通知して、発行者からの請求の取次ぎを行う。 機構から「情報提供請求取次書」を受領した直接口座管理機関が、請求取次先機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち請求取次先機関である者又は請求取次先機関の上位機関である者に対し「情報提供請求取次書」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、請求取次先機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>ア 通知方法 Target 保振サイト</p> <p>イ 請求取次先機関の範囲 情報提供請求（全部情報）における請求取次先機関の範囲に準ずる（(2) b (b) を参照。）。</p> <p>ウ 記載内容</p>	<p>り連絡する。</p> <p>※ 発行者は、請求対象期間として、請求日の前日から請求日の前 10 年の期間（機構における取扱開始日前の日を除く。）の範囲で開始日と終了日付を暦日ベースで指定する。</p> <p>※ 機構における請求取次先機関の特定は、請求受付日における加入者情報登録簿及び担保株式届出記録簿（請求受付日の前営業日までに届出が行われた内容に限る。）に基づき行う。</p>

内 容	備 考
<p>情報提供請求（全部情報）における「情報提供請求（全部情報）取次ぎデータ」の通知内容に準ずる（(2) b (c) を参照。）。</p> <p>(c) 請求取次先機関による振替口座簿記録事項の通知 請求取次先機関は、その振替口座簿、特別株主管理簿（特別株主管理簿に準ずる帳簿を含む。）、信託財産名義管理簿又は反対株主管理簿の記載又は記録に基づいて、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数その他の発行者への通知のために必要な情報を記載した「振替口座簿記録事項報告書」を、機構に対して、次に掲げるところにより提出しなければならない。 請求取次先機関が間接口座管理機関であるときは、対象加入者が有する対象銘柄である振替株式の数その他の発行者への通知のために必要な情報の機構に対する通知を、その直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>ア 提出期限 「振替口座簿情報提供請求取次書」により指定された情報提供期限日</p> <p>イ 提出方法 Target 保振サイトによる「振替口座簿記録事項報告書」の提出</p> <p>ウ 提出時間 随時</p> <p>エ 「振替口座簿記録事項報告書」の訂正 情報提供請求（全部情報）における「振替口座簿記録事項報告データ」の訂正に係る取扱いに準ずる（2. (2) c (e) を参照。）。</p> <p>オ 報告遅延の場合の取扱い 情報提供請求（全部情報）に係る報告遅延時の取扱いに準ずる（(2) c (f) ウを参照。）。</p> <p>(d) 発行者に対する振替口座簿記録事項の通知 機構は、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告書」を受領したときは、受領した情報と機構が作成する機構加入者等の保有口等に係る振替口座簿記録事項の情報を合算し、「振替口座簿記録事項通知書」を作成する。</p>	<p>※ 情報提供期限日（報告期限）は、請求の都度、機構が定める。</p> <p>※ ファイル伝送及び加入者情報Web 端末による通知は行うことができない。</p> <p>※ 情報提供期限日当日の提出時限は、午後5時までである。</p> <p>※ 機構加入者等の保有口等に係る振替口座簿記録事項の情報の作成は、情報提供請求（全部情報）における機構による</p>

内 容	備 考
<p>機構は、原則として、すべての請求取次先機関から「振替口座簿記録事項報告書」を受領した日の翌営業日に、発行者に対して、「振替口座簿記録事項通知書」を交付する。</p> <p>ア 交付方法 原則として「振替口座簿記録事項通知書」の送付</p> <p>イ 通知内容 情報提供請求（全部情報）における「振替口座簿記録事項通知データ」の通知内容に準ずる（（2）f（b）を参照。）。</p> <p>ウ 「振替口座簿記録事項通知書」の訂正 情報提供請求（全部情報）における「振替口座簿記録事項通知データ」の訂正に準ずる（（2）f（c）を参照。）。</p> <p>b 所在不明株主の株式の売却を行うための請求の取扱い 発行者は、会社法第 197 条第 1 項及び第 5 項の規定により、所在不明株主の株式の売却を行おうとする場合であって、当該所在不明株主の口座を開設する口座管理機関の名称を知ることができないときは、当該所在不明株主の口座及び当該口座に記載又は記録された当該発行者の銘柄の振替株式の数に関する情報提供の請求をすることができる。</p> <p>（a）発行者による情報提供請求に係る事前通告 発行者は、会社法第 198 条第 1 項の期間（利害関係人による異議申述期間）が経過した後、機構に対して、「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」を提出する。なお、「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」には、所在不明株主の株式売却に係る公告内容等に関する必要書類を添付する。</p>	<p>「振替口座簿記録事項報告データ」の作成に係る取扱いに準ずる（（2）dを参照。）。</p> <p>※ 「振替口座簿記録事項通知書」の送付は、原則として、あらかじめ発行者が機構に対して届け出た本店所在地あての郵送により行う（別の送付先を指定する場合は、その旨を機構に届け出る。）。</p> <p>※ 発行者が、電磁的な方法による情報提供を指定するときは、PDFファイルの形式による提供を行う。</p> <p>※ 所在不明株主の株式の売却に係る手続きについては、資料2-11-1「所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続」参照。</p> <p>※ 利害関係人による異議申述期間の経過をもって、発行者に所在不明株主の株式の売却に係る代理権が発生することを前提としている。</p> <p>※ 所在不明株主の株式売却に係る公告</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知期限 異議申述期間終了後速やかに</p> <p>イ 通知方法 Target 保振サイト</p> <p>ウ 「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」の記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 売却の対象となる銘柄の名称及び銘柄コード ② 所在不明株主の株主等照会コード ③ 所在不明株主ごとの売却対象株式の数 ④ 株式の売却等に係る事務処理日程（株主確定日、公告掲載日、異議申述期間、情報提供請求予定日及び株式売却予定日） <p>(b) 発行者による情報提供請求 前(a)の事前通告を行った発行者は、事前通告を行った翌営業日以降に、機構に対して、所在不明株主の株式の売却を行うための請求に係る「情報提供請求（全部情報）データ」を通知する。</p>	<p>内容等に関する必要書類は、電子公告の内容及び当該電子公告に係る調査機関からの電子公告証明とする。</p> <p>※ 「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」は、機構ホームページ掲載の書式（ST80-23）参照。</p> <p>※ 「情報提供請求（全部情報）データ」の通知内容については、(2) a (c) を参照。</p> <p>※ 「情報提供請求（全部情報）データ」の作成に際しては、次の事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「対象加入者又は対象加入者となるべき者の氏名又は名称及び住所」の通知に代えて、株主等照会コードにより請求を行う。 ② 「請求対象期間」には、請求日の前営業日を設定する。

内 容	備 考
<p>(c) 機構における処理 機構は、発行者から「情報提供請求（全部情報）データ」の通知を受けたときは、情報提供請求（全部情報）に係る手続を行う。 なお、機構は、発行者に対する情報提供の際に、併せて所在不明株主の株式が記載又は記録されている口座の加入者口座コード及び当該口座に記載又は記録された売却対象銘柄である振替株式の数に関する情報を記載した「振替口座簿記録事項通知書」を交付する。</p> <p>3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続</p> <p>(1) 加入者の口座につき利害関係を有する者による加入者の直近上位機関（機構を除く。）への請求</p> <p>a 制度概要 法第 277 条後段は、加入者の口座につき利害関係を有する者として政令で定めるもの（以下「利害関係人」という。）について、正当な理由があるときは、加入者の直近上位機関に対して、振替口座簿に記載又は記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供を請求することができる旨を規定しており、施行令第 84 条及び命令第 61 条は、利害関係人として、発行者のほか、次に掲げる者を規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者（施行令第 84 条） ② 加入者の相続人その他の一般承継人（命令第 61 条第 1 号） ③ 名義書換失念株式の保有者（請求の対象となる加入者の口座が名義株主の特別口座であって、名義書換失念株式である銘柄に係る記載又は記録に限る。）（命令第 61 条第 4 号） ④ 加入者の口座の質権欄に記載又は記録された株主（命令第 61 条第 5 号） ⑤ 加入者が口座に記載又は記録された振替株式の数について特別株主の申出を行っている場合における当該特別株主（命令第 61 条第 6 号） ⑥ 加入者が口座に記載又は記録された振替株式の数について反対株主の通知を行っている場合における当該反対株主（命令第 61 条第 7 号） <p>b 請求方法 利害関係人は、加入者の直近上位機関に対して振替口座簿に記載又は記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供の請求をする場合には、次の事項を示すとともに、利害関係を明らかにする書面を提出する（その他の請求の具体的な手続については、各口座管理機関が定める。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利害関係人の氏名又は名称及び住所 ② 請求の目的 	<p>※ 原則として、左記の「振替口座簿記録事項通知書」の交付は、発行者の株主名簿管理人に対して行う。</p> <p>(業 287 条 1 項)</p> <p>※ 請求を受けた加入者の直近上位機関による情報提供の方法については、当該直近上位機関の定めるところによる。</p>

内 容	備 考
<p>③ 請求の対象となる加入者の口座 ④ その他証明すべき事項を特定するに足る情報</p> <p>(2) 機構加入者の口座につき利害関係を有する者による機構への請求</p> <p>a 制度概要 機構加入者の口座に係る利害関係人（発行者を除く。）は、正当な理由があるときは、機構に対して、機構加入者に係る振替口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供を請求することができる。</p> <p>b 利害関係人による機構に対する情報提供請求 利害関係人は、機構に対して、振替口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供の請求をするときは、機構の定める「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」に、利害関係を明らかにする書類を添付して提出するとともに、機構に対して本人確認書類を提示しなければならない。 また、口座管理機関は、その加入者から、機構加入者の口座に係る利害関係人としての機構に対する請求に係る取次ぎの委託を受け、機構に対して、その内容を取り次ぐことができる。当該取次ぎの委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する内容の取次ぎをその直近上位機関に再委託する（当該再委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときも同様とする。）。</p>	<p>(業 287 条 1 項)</p> <p>(業 287 条 2 項から 5 項まで、施 359 条 2 項)</p> <p>※ 利害関係人の代理人が請求を行う場合は、利害関係人の本人確認書類のほか、請求に係る事務の委任の事実を証する書面及び当該代理人の本人確認書類の提示を要する。</p> <p>※ 利害関係人が機構加入者である場合（機構加入者が他の機構加入者の口座について利害関係を有する場合）には、本人確認書類の提示を省略することができる。</p> <p>※ 利害関係人は、請求書面の提出に際して、機構の定める手数料（郵送料の実費相当額を含む。）を支払う。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者から左記の請求に係る取次ぎの委託を受けたときは、当該加入者から機構の定める「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」等の提出を受け、併せて機構の定める手数料の提供を受けなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者から左記の請求に係る取次ぎの委託を受けたと</p>

内 容	備 考
<p>(a) 利害関係人の範囲及び利害関係を明らかにする書類の取扱い</p> <p>機構は、次の①から⑤までに該当する者を、機構加入者の口座に係る利害関係人として取り扱い、それぞれに定める書類を「振替口座簿情報提供請求書（その他利害関係人用）」に添付すべき利害関係を明らかにする書類とする。</p> <p>① 利害関係人が機構加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者であるとき 破産管財人（破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 74 条第 1 項）、管財人（会社更生法第 67 条第 1 項）、管財人（民事再生法（平成 11 年法律 225 号）第 64 条第 1 項）及び保全管理人（民事再生法第 79 条第 1 項）等の資格証明書</p> <p>② 利害関係人が機構加入者の一般承継人であるとき 合併による承継にあつては合併後の法人の登記事項証明書、分割による承継にあつては分割後の法人の登記事項証明書及び分割契約書（新設分割にあつては分割計画書）その他の承継の事実を証する書類</p> <p>③ 利害関係人が機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された株主であるとき 質権設定に係る契約書等の写し</p> <p>④ 利害関係人が機構の備える特別株主管理簿において特別株主として記録された者であるとき 譲渡担保設定に係る契約書等の写し</p> <p>⑤ 利害関係人が機構の備える反対株主管理簿において反対株主として記録された者であるとき 発行者に提出した株式買取請求書の写し</p> <p>(b) 提出方法 「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」等の持参又は郵送</p>	<p>きは、当該加入者の本人確認を行わなければならない（この場合、利害関係人は、機構に対する本人確認書類の提示を省略することができる（利害関係を明らかにする書類の添付を省略することはできない。）。）。</p> <p>※ 振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-24）を参照。</p> <p>※ 口座管理機関が、その加入者から機構に対する請求に係る取次ぎの委託を受けた場合の当該口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関である場</p>

内 容	備 考
<p>(c) 提出時間 午前9時から午後5時まで</p> <p>(d) 「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」の記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利害関係人の氏名又は名称及び住所 ② 利害関係人の連絡先電話番号（利害関係人が法人であるときは、その担当者の役職名及び氏名並びに連絡先電話番号） ③ 対象銘柄 ④ 請求日 ⑤ 請求の対象となる機構加入者の口座 ⑥ ⑤に係る機構加入者の名称 ⑦ 請求対象期間 ⑧ 請求の目的 ⑨ 情報の受領方法 <p>⑩ 利害関係の内容</p> <p>(e) 請求の訂正又は取消し 利害関係人は、機構に対して提出した「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」について、提出日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、速やかに、その旨を機構に報告するとともに、訂正の場合には、訂正内容を反映した「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」を機構に再提出しなければならない。 また、利害関係人は、機構に対して提出した「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」について、提出日の翌営業日以降の日に、その訂正又は取消しを行うことはできない。この場</p>	<p>合における上位機関である直接口座管理機関を含む。）による機構に対する提出方法も、左記と同様とする。</p> <p>※ 「情報の受領方法」は、書面の郵送又はPDFファイルを格納した外部記憶媒体の郵送の方法のいずれかから選択する。利害関係人は、PDFファイルを格納した外部記憶媒体の郵送の方法を選択する場合は、PDFファイルを格納する外部記憶媒体（機構が定めるものに限る。）を併せて提出する。</p>

内 容	備 考
<p>合において、利害関係人は、必要に応じ、「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」を機構に再提出する。</p> <p>なお、利害関係人は、機構に対する「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」の提出日の翌営業日以降で、機構から「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」の交付を受ける前に、当該利害関係人が行った「情報提供請求」に正当な理由が存在しないことが明らかになったとき又は正当な理由が認められない場合に該当することが明らかになったときは、直ちに、その旨を機構に報告しなければならない。</p> <p>(f) 利害関係人に対する受付票の交付</p> <p>機構は、利害関係人から「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」を受領したとき（利害関係人が、「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」を持参により提出する場合に限る。）は、振替口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供の予定日（以下この（2）において「情報提供予定日」という。）を記載した受付票を当該利害関係人に交付する。</p> <p>なお、このとき、機構は、利害関係人から提出された利害関係を明らかにする書類を併せて返却する。</p> <p>c 利害関係人に対する「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」の交付</p> <p>機構は、b（f）で定めた情報提供予定日に、利害関係人に対して、「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」を交付する。</p> <p>(a) 交付方法</p> <p>機構は、「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」の交付を、請求時に利害関係人が指定した方法（利害関係人の住所あての書面又はPDFファイルを格納した外部記憶媒体の郵送の方法）によって行う。</p> <p>また、利害関係人が、「振替口座簿情報提供請求書（その他の利害関係人用）」を郵送により提出した場合は、機構は、利害関係人から提出された利害関係を明らかにする書類を併せて返却する。</p>	<p>※ 情報提供予定日の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>① 請求対象期間が、請求日の前営業日のみである場合 請求受付日の2営業日後の日</p> <p>② 請求対象期間が、請求日の前営業日前の日を含む場合 請求対象期間に応じて機構がその都度定める。</p> <p>※ 口座管理機関を通した請求の場合は、機構は、利害関係人の本人確認手続を省略するとともに、口座管理機関に対して受付票を交付する。</p> <p>※ 「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」の送付は、原則として、本人確認書類に記載された利害関係人の住所あてに行う（利害関係人は、別の送付先を指定する場合は、あらかじめその旨を機構に届け出る。）。この場合において、機構は、株式等振替制度に係る</p>

内 容	備 考
<p>(b) 「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」の記載内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者の名称及び住所 ② 機構加入者の口座（区分口座コード、口座の種別） ③ 利害関係人の氏名又は名称及び住所 ④ 対象日 ⑤ 対象銘柄 ⑥ 対象日において機構加入者の口座に記録されている対象銘柄である振替株式の数 ⑦ 対象日において機構加入者の口座に記録されている対象銘柄である振替株式の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別及びその数 	<p>手数料に関する規則に定める手数料のほか、郵送に係る実費相当額を当該利害関係人に対して請求する。</p> <p>※ 口座管理機関を通じた請求の場合でも、機構は、直接に、利害関係人に対して「振替口座簿記録事項証明書（その他の利害関係人用）」を交付する。</p> <p>※ ⑥及び⑦には、利害関係人が機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された株主である場合は、機構加入者の質権口又は質権信託口に記録された振替株式の数のうち利害関係人が株主として記録された数に係るもの（機構加入者が登録株式質権者である旨の申出を行ったものがあるときは、その数を併せて示す。）を、利害関係人が機構の備える特別株主管理簿において特別株主として記録された者である場合は、機構加入者の保有口に記録された振替株式の数のうち利害関係人が特別株主である旨の申出がある数に係るものを、利害関係人が機構の備える反対株主管理簿において反対株主として記録された者である場合は、機構加入者の保有口に記録された振替株式の数のうち利害関係人が反対株主である旨の通知がある数に係るものを、それぞれ記載する。</p>

所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続

株式等振替制度における所在不明株主の株式売却に係る事務処理手続について、以下に記述する。なお、標準的な事務処理として記述していることから、所在不明株主（特に一般口座を有する所在不明株主）が多数となることを見込まれる場合などにおいては、発行者、株主名簿管理人及び口座管理機関等の関係者間で協議のうえ、効率的な事務処理の観点から、個別の事務対応を行うことも想定されている点に留意する。

内 容	備考／確認事項
<p>I. 所在不明株主の株式売却制度の概要</p> <p>1. 所在不明株主</p> <p>発行者は、次のいずれにも該当する株式を競売し、かつ、その代金をその株式の株主（以下、所在不明株主という。）に交付することができる（会社法第 197 条第 1 項、第 5 項）。なお、株券喪失登録がされた株券に係る株式については、所在不明株主の株式売却制度の対象外である（会社法第 230 条第 4 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その株式の株主に対して、会社法第 196 条第 1 項又は第 294 条第 2 項の規定により通知又は催告をすることを要しないもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会社法第 196 条第 1 項…発行者が株主に対してする通知又は催告が 5 年以上継続して到達しない場合。 ・ 会社法第 294 条第 2 項…発行者が取得条項付新株予約権を取得すると引き換えに当該新株予約権者に対して当該発行者の株式を交付する場合で、当該新株予約権証券が提出されない場合。 ○ その株式の株主が、継続して 5 年間剰余金の配当を受領しなかったもの。 <p>なお、その株式に登録株式質権者がある場合には、上記に加えて、当該登録株式質権者が次のいずれにも該当することが必要となる（会社法第 197 条第 5 項）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その株式の登録株式質権者に対して、会社法第 196 条第 3 項にて準用する同条第 1 項（上記参照）の規定により通知又は催告をすることを要しないもの。 ○ その株式の登録株式質権者が、継続して 5 年間剰余金の配当を受領しなかったもの。 <p>2. 異議申述のための公告及び催告</p> <p>発行者が、所在不明株主の株式を売却する場合は、発行者は、以下の事項を公告し、かつ、所在不明株主及び登録株式質権者に対して、各別に催告しなければならない（会社法第 198 条第 1 項、会社法施行規則第 39 条）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所在不明株主その他の利害関係人が一定の期間内（3 か月以上）に異議申述ができる旨 ○ 所在不明株主の株式を売却する旨 	<p>※ 株式売却代金に係る所在不明株主の権利の消滅時効期間は 10 年である（民法第 167 条第 1 項）。</p> <p>※ ここでは株式売却代金の取扱いについては記述しない。</p> <p>※ 会社法第 294 条第 2 項の規定により通知又は催告をすることを要しないものについては、取得条項付新株予約権の取得により株式が発行されることとなるが、一方で、株主名簿に記載又は記録されないこととなる。この状態の株式を売却対象とする場合の手続については、発行者口座への新規記録による。</p> <p>※ 登録株式質権者がある場合、売却代金の交付対象は当該登録株式質権者となる。</p> <p>※ その他の利害関係人については、法令等に規定されていないが、共有株主及び登録株式質権者が想定されているものと考えられる（「株式会社法」（江頭）P200）。なお、場合によっては略式担保権者も含まれると考</p>

内 容	備考／確認事項
<p>○ 所在不明株主の株主名簿上の氏名又は名称及び住所</p> <p>○ 競売対象株式の数</p> <p>○ 株券が発行されている場合は、当該株券の番号</p> <p>3. 株式の売却（2. の手続において異議申述がなかった株式に限る。） 発行者は、市場価格のある株式については、市場価格として以下の方法によって算定される額をもって売却することができる（会社法第 197 条第 2 項、会社法施行規則第 38 条）。</p> <p>○ 市場において売却する場合 市場において売却する価格</p> <p>○ 市場において売却する場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 売却日における市場の最終価格（売却日に取引がない場合は、その後の市場における最初の価格） ・ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象である時は、売却日における公開買付け等に係る価格 <p>4. 発行者による株式の買取り（2. の手続において異議申述がなかった株式に限る。） 発行者は、次に掲げる事項を取締役会決議によって定めることにより、売却する株式の全部又は一部を買い取ることができる（会社法第 197 条第 3 項、第 4 項）。</p> <p>○ 買取り対象株式の数</p> <p>○ 買取りの対価として交付する金銭の総額</p> <p>II. 所在不明株主等の口座に一般口座が含まれる場合の手続</p> <p>1. 発行者による機構への所在不明株主に係る通知 発行者は、異議申述のための公告及び催告を行った場合は、機構に対して、速やかに、Target 保振サイトにより、PDF ファイル形式で、公告事項（I. 2. 参照）及び所在不明株主の口座に一般口座が含まれる旨を通知する。</p>	<p>えられる。</p> <p>※ 概念図については別紙 1 参照。</p> <p>※ 発行者が、株主名簿管理人の変更を行い、当該変更後の株主名簿管理人が特別口座を開設する口座管理機関でない場合等であって、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否か判断できないときは、発行者は、左記と同様の手続により、機構に対して公告事項（I. 2. 参照）及び所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか不明である旨を通知する。この場合、発行者は、所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否か遅滞なく調査し、当該通知後 2 週間</p>

内 容	備考／確認事項
<p>2. 発行者による機構への一般口座に係る所在不明株主の株主等照会コード等の通知 所在不明株主の口座に一般口座が含まれる場合は、発行者は、異議申述のための公告を行った後3週間以内に、機構に対して、一般口座に係る所在不明株主の氏名、住所及び株主等照会コードを通知する。</p> <p>3. 機構による口座管理機関への所在不明株主に係る通知 機構は、発行者から所在不明株主に係る通知を受けた場合は、一般口座に係る所在不明株主の口座を開設する口座管理機関に対して、2の発行者による機構への一般口座に係る所在不明株主の株主等照会コード等の通知後2週間以内に、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公告事項（I. 2. 参照） ○ 所在不明株主の口座に一般口座が含まれる旨 ○ 一般口座に係る所在不明株主の口座に係る加入者口座コード <p>4. 口座管理機関による所在不明株主の確認 機構から所在不明株主に係る通知を受けた口座管理機関は、その加入者の中に所在不明株主となってい</p>	<p>以内に、Target 保振サイトにより、その結果を機構に対して通知する。 ※ 所在不明株主の口座に一般口座が含まれているか否か調査するため又は一般口座に係る所在不明株主を特定するために、発行者は、機構への所在不明株主に係る通知後に、株主名簿管理人を通じて、機構に対して、すべての特別口座に係る加入者口座コードに紐づく株主等照会コードを照会することができる。</p> <p>※ 左記の手続は、発行者の株主名簿管理人が機構ホームページ掲載の「所在不明株主通知書（ST80-25）」をTarget 保振サイトにより機構に通知する方法により行う。</p> <p>※ 左記の通知は、Target 保振サイトの個別通知により行う。 ※ 所在不明株主の直近上位機関が間接口座管理機関である場合は、機構は当該間接口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に対して左記の通知を行う。 ※ 一般口座に係る所在不明株主及び当該株主の保有株式に係る利害関係人から、異議申述期間中に異議申述がなかった場合には、発行者が、当該株主の口座を開設する口座管理機関を把握するために、機構に対して情報提供請求を行う可能性がある。当該情報提供請求が行われたときは、機構は、発行者に対して所在不明株主の口座及び株式数の情報を提供する。</p>

内 容	備考／確認事項
<p>る加入者がある場合は、必要に応じて、当該加入者に連絡及び確認を行う。</p> <p>5. 発行者による機構への情報提供請求に係る事前連絡（一般口座に係る所在不明株主の株式のうち異議申述がなかったものに限る。）</p> <p>発行者は、異議申述期間中に所在不明株主その他の利害関係人（以下、所在不明株主等という。）からの異議申述がなかった株式を、売却対象株式として特定し、当該売却対象株式に係る所在不明株主についての情報提供請求を行うが、当該請求に先立ち、発行者は、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を記載した書面（機構ホームページ掲載の「所在不明株主に対する情報提供請求に係る事前連絡書」（ST80-23）、以下「事前連絡書」という。）を機構に提出する。なお、事前連絡書には公告内容等に関する必要書類を添付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 売却対象株式の銘柄名及び銘柄コード ○ 所在不明株主の株主等照会コード ○ 所在不明株主毎の売却対象株式の数 ○ 株式売却等に係る事務処理日程（株主確定日、公告掲載日、異議申述期間、情報提供請求予定日及び株式売却予定日） <p>6. 発行者による機構への情報提供請求（一般口座に係る所在不明株主の株式のうち異議申述がなかったものに限る。）</p> <p>機構に対して事前連絡書を提出した発行者は、事前連絡書の提出日の翌営業日以降に、同連絡書にて通知した所在不明株主について、以下の要領で情報提供請求を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「全部情報」の請求を行う。 ○ 「対象期間」については、情報提供請求日の前営業日とする。 ○ 「授受の方法」については、「1：書面」を設定することを原則とする。 	<p>※ 所在不明株主となっている加入者と連絡が取れた場合は、売却対象となっていること、異議申述が可能であること、住所変更の手続きを行うことなどについて案内を行うことが考えられる。</p> <p>※ 左記の手続は、発行者の株主名簿管理人が行う。</p> <p>※ 「授受の方法」については原則として「1：書面」を設定するが、情報提供請求を行う所在不明株主が多数である場合など株主名簿管理人の事務負担が大きいと考えられる場合等においては、事前に機構と調整したうえでデータ形式での情報の授受を行うことも想定される。この場合については、「授</p>

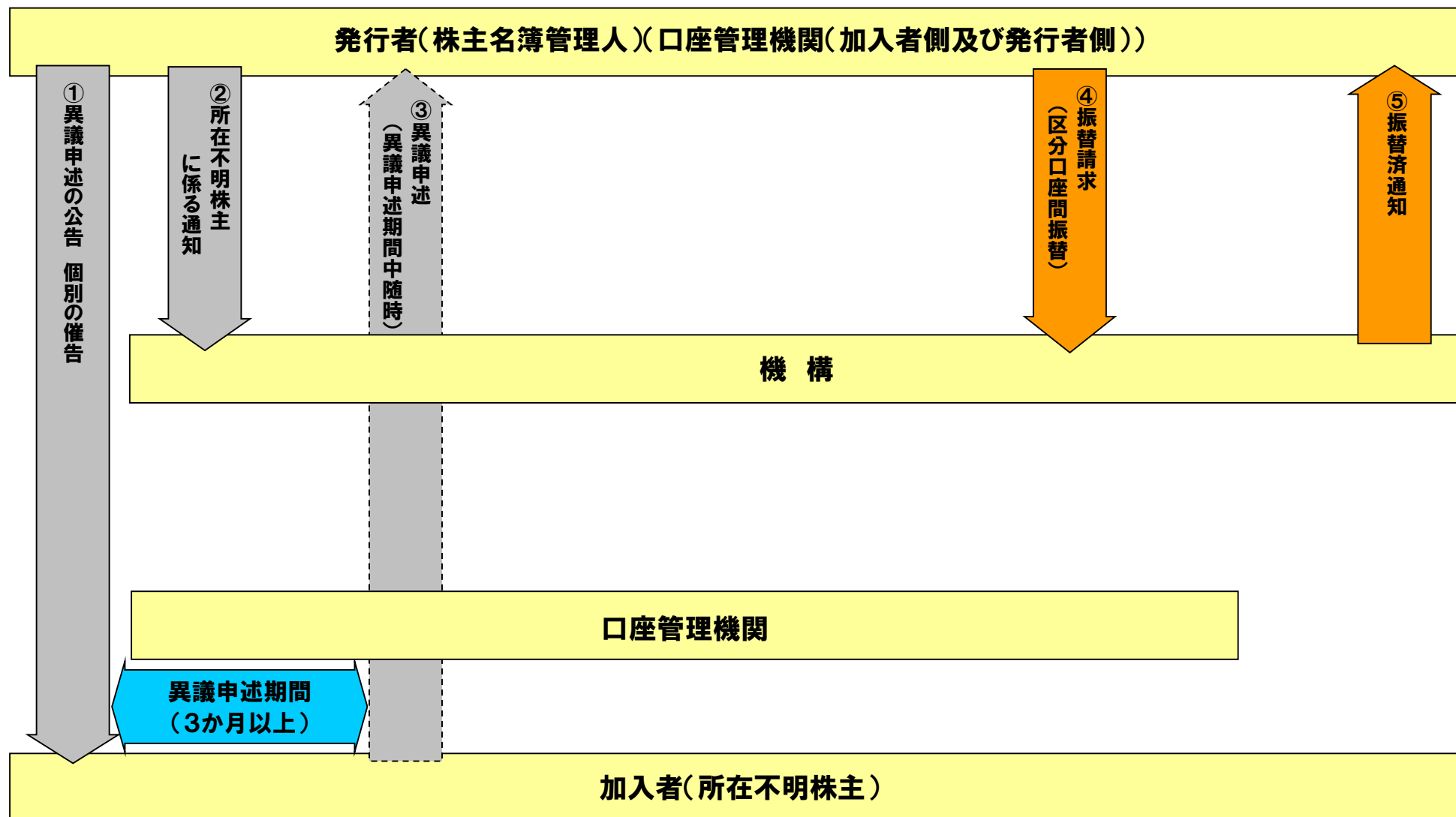
内 容	備考／確認事項
<p>7. 機構による発行者への情報提供（一般口座に係る所在不明株主の株式のうち異議申述がなかったものに限る。）</p> <p>機構は、発行者に対して情報提供を行おうとするときは、原則として以下の方法によることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 書面（振替口座簿記載事項通知書）の交付による。 ○ 売却対象株式の記載又は記録がある口座についての情報に限る。 ○ 売却対象株式が記載又は記録された口座（担保権者の口座を含む。）の加入者口座コードを通知する。 ○ 交付する書面（振替口座簿記載事項通知書）については、情報提供を行った口座管理機関ごとに作成する。 <p>8. 発行者による口座管理機関への振替申請（一般口座に係る所在不明株主の株式のうち異議申述がなかったものに限る。）</p> <p>発行者は、7.において機構より交付を受けた振替口座簿記載事項通知書に係る所在不明株主等の口座を開設する口座管理機関に対して、所在不明株主の株式売却に係る振替申請を行う。その際、発行者は、以下の書面を添付するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所在不明株主の株式売却についての発行者の代理権を証する書面 ○ 機構より交付を受けた振替口座簿記載事項通知書 <p>Ⅲ. 所在不明株主等の口座が特別口座のみである場合の手続</p> <p><前提>株主名簿管理人が、特別口座を開設する口座管理機関であり、かつ、発行者の口座を開設していることを前提とする。</p> <p>→発行者は、特別口座を開設する口座管理機関である株主名簿管理人に対して情報提供の請求を行うこ</p>	<p>受の方法」は「0：ファイル伝送」を設定する。</p> <p>※ 発行者は、所在不明株主の代理人としての立場ではなく、発行者としての立場で情報提供請求を行うこととなるため、正当な理由が必要である。</p> <p>※ 原則として、書面の交付は、発行者の株主名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 所在不明株主が売却対象株式について質権を設定している場合の請求取次先機関から機構への情報提供の内容には、登録株式質権者となるべき旨の申出がある振替株式の数についての内訳情報は含まない。</p> <p>※ 所在不明株主（特に一般口座を有する所在不明株主）が多数となることを見込まれる場合などにおいては、発行者、株主名簿管理人及び口座管理機関等の関係者間で協議のうえ、発行者が、振替申請に際してCSVファイル形式のデータを添付するなどの対応をとることにより、口座管理機関における振替請求のための事務負担の軽減に配慮することも考えられる。</p> <p>※ 概念図については別紙2参照。</p> <p>※ 発行者が株主名簿管理人の変更を行い、当該変更後の株主名簿管理人が特別口座を開設する口座管理機関でない場合において</p>

内 容	備考／確認事項
<p>とにより、所在不明株主の口座を知っていることを前提とする。</p> <p>1. 発行者による機構への所在不明株主に係る通知 発行者は、異議申述のための公告及び催告を行った場合は、機構に対して、速やかに、Target 保振サイトにより、PDFファイル形式で、公告事項（I. 2. 参照）及び所在不明株主の口座が特別口座のみである旨を通知する。</p> <p>2. 発行者による区分口座間振替請求（異議申述がなかった株式に限る。） 発行者は、所在不明株主の口座から発行者の口座へ区分口座間振替を行う。</p>	<p>も、発行者は当該口座管理機関に対して情報提供請求を行うことにより、所在不明株主の口座を知っていることを前提とする。</p>

以 上

所在不明株主の株式売却制度に係る事務処理手続(概念図)
＜所在不明株主等の口座が特別口座のみである場合＞

◎ 株主名簿管理人が、特別口座を管理する口座管理機関であり、かつ、発行者の口座を開設している状況を前提としている。



第 12 節 振替株式の総数等の公示

内 容	備 考
<p>1. 公示の時期</p> <p>機構は、発行者から合併等の通知を受けた場合には、原則として当該通知を受けた日の夕刻に、新規記録通知を受けた場合には、新規記録日の夕刻に、株式の内容及び新規記録に係る株数（合併等の場合は発行に係る株式）を機構ホームページにおいて公示（法第 162 条の措置をいう。以下同じ。）をする。</p>	<p>（業 172 条）</p> <p>※ 機構は、機構取扱株式等の取扱廃止の日の前営業日まで公示を行う。</p>
<p>2. 公示の対象</p> <p>機構は、次に掲げる場合に公示を行う。</p> <p>（1）次に掲げる新規記録通知（法第 130 条第 1 項の通知をいう。以下同じ。）を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取扱開始による振替株式の新規記録 ② 公募増資（DVP方式）による振替株式の新規記録 ③ 公募増資（非DVP方式）による振替株式の新規記録 ④ 第三者割当増資による振替株式の新規記録 ⑤ 株主有償割当増資による振替株式の新規記録 ⑥ 取得請求権付株式の取得による振替株式の新規記録 ⑦ 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の取得による振替株式の新規記録 ⑧ 取得条項付株式の一部取得による振替株式の新規記録 ⑨ 振替及び非振替の新株予約権又は新株予約権付社債の行使による振替株式の新規記録 ⑩ 会社分割（物的分割又は人的分割）による振替株式の新規記録 ⑪ 取得条項付株式又は全部取得条項付き種類株式の全部取得による振替株式の新規記録 ⑫ 株式無償割当てによる振替株式の新規記録 ⑬ その他 <p>（2）合併、株式交換又は株式移転の通知（法第 138 条第 1 項前段の通知をいう。以下同じ。）を受けた場合</p>	<p>（業 172 条）</p> <p>※ 株式分割、株式併合は、法第 162 条の措置の対象ではない。</p>
<p>3. 公示の取扱い</p> <p>公示は、振替システムで作成したCSVファイル又は発行者から受領したPDFファイルを、次に掲げる場合に、それぞれに定める方法により、機構ホームページに掲載することにより行う。</p> <p>（1）普通株式について新規記録通知データ、振替新株予約権若しくは振替新株予約権付社債の行使又は発行時DVP方式による新規記録を行う場合</p> <p>機構は、新規記録日の夕刻に、振替システムにより作成したCSVファイルにより、公示すべき内容</p>	<p>（業 172 条）</p> <p>※ 機構のシステムに登録された銘柄名、</p>

内 容	備 考
<p>を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(2) 種類株式について新規記録通知データ又は発行時DVP方式による新規記録を行う場合 機構は、新規記録日の夕刻に、発行者から受領したPDFファイルを機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得による振替株式の新規記録又は株式無償割当てによる振替株式の新規記録を行う場合 機構は、新規記録日の夕刻に、発行者から受領したPDFファイルを機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(4) 合併等の場合 機構は、発行者から合併等の通知を受けたときに、当該通知において発行者から受領したPDFファ</p>	<p>株式の内容、単元株式数を公示に利用するためには、その登録内容が正しいことを担保する必要がある。このため、一斉移行時及び取扱開始時に機構のシステムに登録された内容を印字して発行者に交付し、発行者にその内容で公示をすることについて同意を得る。</p> <p>※ 発行者は、銘柄名、銘柄コード、株式の内容、単元株式数、新規記録日、新規記録数、配当に関する事項、残余財産の分配に関する事項、議決権に関する事項、種類株主総会の決議に関する事項、取得条項に関する事項、取得請求に関する事項、その他の項目をPDFファイルにてTarget 保振サイト経由で機構に提出する。</p> <p>※ 機構は、発行者から受領したPDFファイルを機構ホームページにアップロードすることにより公示を行う。</p> <p>※ 発行者は、銘柄名、銘柄コード、株式の内容、単元株式数、新規記録日、新規記録数をPDFファイルにてTarget 保振サイト経由で機構に提出する。</p> <p>※ 機構は、発行者から受領したPDFファイルを機構ホームページにアップロードすることにより公示を行う。</p> <p>※ 発行者は、銘柄名、銘柄コード、株式</p>

内 容				備 考												
<p>イルを機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(参考)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>新規記録通知データ、振替新株予約権若しくは振替新株予約権付社債の行使又は発行時DVP方式による振替株式の新規記録</td> <td>取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得又は株式無償割当てによる振替株式の新規記録</td> <td>合併等</td> </tr> <tr> <td>普通株式</td> <td>新規記録通知データをもとに、銘柄マスタより株式の内容を抽出、新規記録した株式数とともにCSVファイルに出力、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載 (注)</td> <td>発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載</td> <td>発行者から提出される公示用PDFを、当該提出を受けた日に機構ホームページに掲載</td> </tr> <tr> <td>種類株式</td> <td>発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載</td> <td>発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載</td> <td>発行者から提出される公示用PDFを、当該提出を受けた日に機構ホームページに掲載</td> </tr> </table> <p>(注) 同意書の添付書類を元に、システムに銘柄名、銘柄コード、単元株式数を登録する。</p>					新規記録通知データ、振替新株予約権若しくは振替新株予約権付社債の行使又は発行時DVP方式による振替株式の新規記録	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得又は株式無償割当てによる振替株式の新規記録	合併等	普通株式	新規記録通知データをもとに、銘柄マスタより株式の内容を抽出、新規記録した株式数とともにCSVファイルに出力、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載 (注)	発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載	発行者から提出される公示用PDFを、当該提出を受けた日に機構ホームページに掲載	種類株式	発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載	発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載	発行者から提出される公示用PDFを、当該提出を受けた日に機構ホームページに掲載	<p>の内容、単元株式数、新規記録日、発行総数をPDFファイルにてTarget 保振サイト経由で機構に提出する。</p> <p>※ 機構は、発行者から受領したPDFファイルを機構ホームページにアップロードすることにより公示を行う。</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報の訂正の依頼を受けたときは、公示情報を訂正する。(訂正を行うケースとしては、単元未満株式の株主又は反対株主による買取請求等で発行者の自己株式の数や割当株式数変動することなどがあげられる。)</p>
	新規記録通知データ、振替新株予約権若しくは振替新株予約権付社債の行使又は発行時DVP方式による振替株式の新規記録	取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得又は株式無償割当てによる振替株式の新規記録	合併等													
普通株式	新規記録通知データをもとに、銘柄マスタより株式の内容を抽出、新規記録した株式数とともにCSVファイルに出力、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載 (注)	発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載	発行者から提出される公示用PDFを、当該提出を受けた日に機構ホームページに掲載													
種類株式	発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載	発行者から提出される公示用PDFを、新規記録日の夕刻に機構ホームページに掲載	発行者から提出される公示用PDFを、当該提出を受けた日に機構ホームページに掲載													

以 上

第 13 節 外国人保有制限銘柄についての期中公表に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 外国人保有制限銘柄の期中公表の取扱い等</p> <p>(1) 発行者、機構及び口座管理機関の合意による公表 機構は、外国人保有制限銘柄の発行者、機構及び口座管理機関の合意により、日々、外国人保有制限銘柄ごとに、直接外国人が保有する当該銘柄の振替株式の数を分子、振替口座簿に記録された当該銘柄の振替株式の数を分母とする比率（以下「外国人直接保有比率」という。）等の公表（以下「期中公表」という。）をする。</p> <p>(2) 外国人保有制限銘柄である旨の申告等</p> <p>a 外国人保有制限銘柄の発行者の同意時等における申告 外国人保有制限銘柄の発行者は、その発行する株式について機構が取り扱うことに同意するときは、機構に対し、その銘柄が外国人保有制限銘柄である旨を申告しなければならない。機構が取り扱っている外国人保有制限銘柄でない銘柄が外国人保有制限銘柄になることになったときも、同様とする。また、当該銘柄が外国人保有制限銘柄に該当しなくなったときは、機構に対し、その旨を通知しなければならない。</p> <p>b Target 保振サイトにおける外国人保有制限銘柄に係る通知及び掲示 機構は、外国人保有制限銘柄について取扱いを開始するとき、外国人保有制限銘柄でない銘柄が外国人保有制限銘柄になったとき、外国人保有制限銘柄について取扱いを廃止するとき又は外国人保有制限銘柄が外国人保有制限銘柄に該当しなくなったときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するとともに、機構ホームページに掲示する外国人保有制限銘柄の一覧を更新する。</p> <p>(3) 期中公表の開始及び停止の時期 機構は、外国人保有制限銘柄の新規記録日又は外国人保有制限銘柄でない銘柄が外国人保有制限銘柄になった日の翌日から期中公表を開始し、当該銘柄の取扱廃止日又は当該銘柄が外国人保有制限銘柄に該当しなくなった日に、その期中公表を停止する。</p> <p>2. 口座管理機関における事務処理</p> <p>(1) 間接口座管理機関による直近上位機関への報告</p>	<p>(業 164 条、業 165 条)</p> <p>※ 期中公表の情報は参考情報であり、法令上の意味合いはない。</p> <p>※ 左記の申告又は通知は、発行者の決定事項等の通知に含まれる。(第 1 章第 2 節を参照。)</p> <p>※ 期中公表の情報は、取扱廃止日の前営業日の情報を取扱廃止日において公表し、取扱廃止日の翌営業日にその情報が削除される。</p>

内 容	備 考
<p>間接口座管理機関は、日々、直近上位機関に対し、外国人保有制限銘柄ごとに、直接外国人である加入者がその前営業日において保有する振替株式の数（以下「外国人直接保有株式数」という。）の合計数を報告しなければならない。</p> <p>(2) 機構加入者による機構への報告</p> <p>a 報告する内容</p> <p>機構加入者（直接口座管理機関）は、日々、機構に対し、顧客口の区分口座ごと、外国人保有制限</p>	<p>※ 左記の報告する合計数は、直近下位機関から報告を受けた数があるときは、その数を合わせた数とする。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者が直接外国人でない場合であっても、次に掲げる振替株式については直接外国人が保有するものとしてその数を報告する。</p> <p>① 加入者の口座の質権欄に記録されている振替株式のうち、その株主が直接外国人であるもの</p> <p>② 加入者の口座の保有欄に記録されている振替株式のうち、特別株主の申出がされたものであって、当該特別株主が直接外国人であるもの</p> <p>③ 加入者の口座の保有欄に記録されている振替株式のうち、反対株主の通知がされたものであって、当該反対株主が直接外国人であるもの</p> <p>(注) 質権欄に記録されるべき株主が直接外国人であるか否かは、質権欄への振替における振替通知事項である。また、特別株主が直接外国人であるか否かは、加入者の特別株主の申出における申出事項であり、反対株主が直接外国人であるか否かは、加入者の反対株主の通知における通知事項である。</p> <p>※ 機構から特別株主管理事務の委託を受けている申出省略機構加入者（当該</p>

内 容	備 考
<p>銘柄ごとに、外国人直接保有株式数の合計数を報告しなければならない。</p> <p>b 報告する方法</p> <p>(a) 報告する方法 ファイル伝送又は統合Web端末 (CSVファイルのアップロード)</p> <p>(b) 取扱時間 (集信時間)</p> <p>ア ファイル伝送 毎営業日午前3時から午前9時まで</p> <p>イ 統合Web端末 毎営業日午前7時から午前9時まで</p> <p>(c) データレコードの項目</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 外国人直接保有株式数</p> <p>(d) 訂正・取消方法</p>	<p>申出省略機構加入者が他の機構加入者に対し当該事務を再委託しているときは、当該他の機構加入者は、特別株主管理事務の委託に係る特別株主が直接外国人である場合には、当該特別株主の保有する数も含めた数を報告する。</p> <p>※ 機構加入者口座の自己口に記録された振替株式の数 (特別株主管理事務の委託に係るものを除く。) については報告する必要はない。(外国人である機構加入者の信託財産名義は外国人分として計算。)</p> <p>※ 前記 (1) 備考欄の内容は、機構加入者による機構に対する報告についても同様とする。</p> <p>※ 機構加入者は、集信日以降に送信デー</p>

内 容	備 考
<p>ア ファイル伝送 集信日当日に訂正を行う場合には、訂正のある銘柄のみをファイル伝送にて再送する。また、取消の場合には、取消する銘柄の振替株式の数を“0”としてファイル伝送にて再送する。ファイル自体を取消す場合には、ヘッダーレコードとエンドレコードのみをセットしたファイルを再送する。</p> <p>イ 統合Web端末 集信日当日において統合Web端末入力により、訂正・取消を行うことができる。</p> <p>c 報告の省略 機構加入者は、その機構加入者口座の顧客口である外国人株式記録口に記録された振替株式について、外国人直接保有株式数の合計数の報告は省略できる。</p> <p>3. 機構における事務処理 (1) 外国人直接保有株式総数の算出 機構は、日々、外国人保有制限銘柄ごとに、外国人直接保有株式総数を算出する。</p>	<p>タに誤りがあることを知ったときは、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、訂正内容を届け出る。その場合において、機構は、後記3.(4)の期中公表データについての情報の提供における過去分の情報を訂正する。</p> <p>※ 機構加入者は、その機構加入者口座の顧客口を外国人株式記録口としようとする場合には、機構に対し口座開設の申請又は区分口座の開設の申請をするときに、その旨の申請を行う。この申請は口座開設後（事後）でも可能である。（第1章第4節を参照。）</p> <p>※ 外国人株式記録口には、直接外国人の保有する振替株式以外の株式を記録することはできない。なお、外国人保有制限銘柄以外の銘柄の記録は可能である。</p> <p>※ 外国人直接保有株式総数は、次に掲げる数の合計数とする。</p> <p>① 算出日において口座管理機関から報告を受けた外国人直接保有株式数</p> <p>② 算出日の前営業日における外国人株式記録口に記録されていた振替株式の数</p> <p>③ 算出日の前営業日における機構加入者の自己口（担保専用口を除く）</p>

内 容	備 考
<p>(2) 外国人直接保有比率の算出 機構は、日々、外国人保有制限銘柄ごとに、外国人直接保有株式総数を振替口座簿に記録された当該銘柄の振替株式の総数で除して、外国人直接保有比率を算出する。</p> <p>(3) 公表</p>	<p>く。)に記録されていた直接外国人 が保有する振替株式の数 (注1) ③は、機構加入者の自己 口(担保専用口を除く。)に記録 されていた直接外国人が保有す る振替株式の数は、直接外国人で ある機構加入者の保有口に記録 されている振替株式(特別株主の 申出が行われているものを除 く。)の数、機構加入者の保有口 に記録されている振替株式のう ち特別株主の申出がされている ものであって、その特別株主が直 接外国人であるものの数、機構加 入者の質権口に記録されている 振替株式のうち、その株主が直接 外国人であるものの数及び機構 加入者の保有口に記録されてい る振替株式のうち反対株主の通 知がされているものであって、そ の反対株主が直接外国人である ものの数の合計数である。 (注2) 担保専用口に記録されて いる振替株式の特別株主が直接 外国人である場合には、委託先 機構加入者が当該特別株主の保 有する数を含めた合計数を報告 する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、日々、外国人保有制限銘柄ごとに、機構ホームページにおいて、次に掲げる事項を公表する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公表数値の基準となる日（算出日の前営業日） ② 発行者名（銘柄名） ③ 銘柄コード ④ I S I Nコード ⑤ ①の日における振替口座簿記録総数 ⑥ ①の日における外国人直接保有総数 ⑦ ①の日における外国人直接保有比率 <p>(4) 期中公表データについての情報の提供</p> <p>機構は、前記(3)①から⑦のデータについては、過去の公表分のデータも含めて、機構ホームページにおいてCSVファイルによりその情報を提供し、閲覧者による当該ファイルのダウンロードを可能とする。</p>	<p>※ 機構ホームページ上には、日本語表示と英語表示を設ける。また、公表数値についての留意事項（当該数値は参考情報である旨など）を表示する。</p> <p>※ 日々の期中公表の数値とは別途、機構は、発行者から Target 保振サイトにて直近の株主名簿に基づく次に掲げる事項の通知を受けて、機構ホームページ上に参考情報としてその数値を掲示する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 発行済株式総数 ② 外国人直接保有総数 ③ 外国人間接保有総数 ④ 自己株式数 ⑤ 相互保有株式数 ⑥ 単元未満株式数 ⑦ 外国人等保有比率 <p>※ 機構は、上記の参考情報については、株主確定日の翌営業日から発行者から情報の通知を受けるまでの間（株主確定日から1ヶ月）は、機構ホームページ上に掲示しない。発行者は、株主確定日後に上記①から⑦の内容を機構に対し、1ヶ月以内に通知する。（発行者の決定事項等の通知に含まれる。）</p> <p>（注）株主確定日の3週間後に、機構から発行者に対して、名義書換が完了しているか、電話等により確認を行う。</p> <p>※ 期中公表の画面イメージについては、資料2-13-1参照。</p>

内 容	備 考

以 上

■ 期中公表画面イメージ(一部抜粋)

外国人保有制限銘柄期中公表

外国人保有制限銘柄の発行会社、機構及び口座管理機関の同意に基づき、外国人保有制限銘柄ごとに、口座管理機関から日々報告され、前営業日最終時点の外国人が保有する外国人保有制限銘柄である振替株式の数を分子、当該口座簿に記録された当該銘柄の総振替株式の数を分母とする比率（外国人直接保有比率）等の公表を行っております（英語版については、「Foreign Investors' Holding Ratio of FOL(Foreign Ownership Limitation) Issues」をご覧ください。）。

外国人保有制限銘柄情報ダウンロード

CSVファイルダウンロード

過去の外国人保有制限銘柄情報等のCSVファイルをダウンロードすることができます。 該当対象の会社と期間を指定して〔CSVファイルダウンロード〕ボタンを押してください。

注意 一度にダウンロードできるCSVファイルは最大で3年分です。
3年分以上のファイルをダウンロードする場合は、複数に分けてダウンロードしてください。

対象会社
全て

対象期間
mm/dd/yyyy ~ mm/dd/yyyy

CSVファイルダウンロード >

外国人保有制限銘柄期中公表一覧

2023/06/22 19:00:00表 (最終更新日時)

● 表示事項に関する留意点

会社名	株式会社フジ・メディア・ホールディングス	+	
銘柄コード	45760	ISINコード	JP3819400007
会社名	株式会社WOWOW	+	
銘柄コード	48300	ISINコード	JP3900770004
会社名	日本航空株式会社	+	
銘柄コード	92010	ISINコード	JP3705200008
会社名	ANAホールディングス株式会社	+	
銘柄コード	92020	ISINコード	JP3429600000

■ 振替口座簿記録総数等及び直近確定情報

会社名 **ANAホールディングス株式会社**
銘柄コード: 92020 ISINコード: JP3429600000

振替口座簿記録総数	484,293,561	外国人直接保有総数	61,741,146	外国人直接保有比率	12.74%
-----------	-------------	-----------	------------	-----------	--------

直近確定情報

発行済株式総数	484,293,561	外国人直接保有総数	40,567,921	外国人間接保有総数	0
自己株式数	13,653,098	相互保有株式数	51,475	単元未満株式数	1,294,063
外国人保有比率	8.64%	株主確定日	2023年03月31日		

閉じる

- 各銘柄の“+”(プラス)をクリックすることで、振替口座簿記録総数等を参照することができます。
 - なお、直近確定情報は、該当銘柄の新たな株主確定日が到来した時点から、機構が口座管理機関に対し名義書換完了の通知を行う日(※)までの期間は非表示となります。
- (※)通常は、株主確定日の1ヵ月後の応当日(休業日の場合はその翌営業日)の翌営業日

期中公表画面については、英語版も用意してあります。

第 14 節 配当金に関する取扱い

内 容	備 考
<p>1. 配当金に関する取扱いの概要</p> <p>(1) 株式等振替制度を通じた配当金振込指定の取次ぎ</p> <p>株式等振替制度の下では、株式等振替制度開始前の株主管理事務において、株主確認の方法として採用されてきた「届出印制度」が廃止されることとなり、関係当局、発行者、株主名簿管理人、証券会社、金融機関及び機構その他の関係者による検討の結果、これに代わる新たな株主確認の手段として、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく本人確認義務を負う口座管理機関が、加入者が発行者に対して行う各種の届出（諸届）の受付け及び取次ぎを行うことが関係者により合意された。</p> <p>株式等振替制度における配当金振込指定（会社法第 457 条第 1 項の配当財産の交付を受ける場所として、金融機関預金口座を発行者に対して指定する旨の通知をいう。以下同じ。）の取次ぎは、関係者における事務の効率化の観点から、口座管理機関において受け付けられた配当金振込指定を、機構の振替システムを通じて発行者に伝達する仕組みとして実現されたものである。</p> <p>また、株式等振替制度では、機構において加入者情報を一元的に管理することを前提に、加入者の配当金振込指定に係る事務負担を効率化する観点から、新たに登録配当金受領口座方式を採用したほか、株式等振替制度における加入者の口座の記載又は記録を利用した配当金の受払いスキームとして、新たに株式数比例配分方式を導入している。</p> <p style="margin-top: 20px;">【配当金振込指定方式の比較】</p>	<p>※ 機構における取扱開始前に、加入者が発行者に対して行った配当金振込指定については、引き続き有効なものとして取り扱われる。なお、機構における取扱開始前に、加入者が発行者に対して行った配当金振込指定等と、株式等振替制度を通じた配当金振込指定との内容の競合が生じた場合には、発行者は、原則として、後日付で受領したものを有効なものとして取り扱うこととしている。</p> <p>※ 加入者は、発行者に対して配当金振込指定を行わない場合には、株式等振替制度開始前と同様に、発行者から配当金領収証の交付を受け、発行者の指定する金融機関（配当金支払事務取扱銀行）に当該配当金領収証を呈示する形式（配当金領収証の一覧払いの形式）により、配当金を受領する。</p> <p>※ 発行者が株主名簿管理人を選任しているときは、機構と発行者との間の通知は、株主名簿管理人を通して行う（後記 3（2）a の通知を除く。）。</p>

内 容				備 考
項 目	配当金振込指定の単純取次ぎ	登録配当金受領口座方式	株式数比例配分方式	
対象となる銘柄	加入者の指定した銘柄	加入者の有するすべての銘柄	加入者の有するすべての銘柄	
取次ぎ等の条件	原則として、加入者が直近上位機関から開設を受けた口座の保有欄に記録されている銘柄に限る。	特になし。	加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座（株式数比例配分方式非取扱顧客口に属するものに限る。）の開設を受けた者である場合は当該方式を利用できない。	
<p>a 配当金振込指定の単純取次ぎ</p> <p>配当金振込指定の単純取次ぎは、加入者が、個々の銘柄ごとに、配当金の振込先の口座（以下「振込先口座」）として、金融機関預金口座を指定する内容の配当金振込指定書を発行者に提出することに代えて、その直近上位機関に発行者への配当金振込指定の取次ぎを請求し、当該直近上位機関がそれを機構に再委託することにより、株式等振替制度の階層構造を利用して発行者への配当金振込指定の取次ぎを行う仕組みとして導入されたものである。</p> <p>なお、次のbの登録配当金受領口座方式又はcの株式数比例配分方式を現に利用している加入者は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することができない。</p>				
<p>b 登録配当金受領口座方式</p> <p>登録配当金受領口座方式は、加入者が、その直近上位機関を経由して機構の備える加入者情報登録簿に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金受領口座」という。）への振込みにより、当該加入者が有するすべての銘柄の配当金を受領する方法として、株式等振替制度の開始と同時に導入されたものである。</p> <p>登録配当金受領口座方式を利用する加入者は、当該加入者が有する個々の銘柄について、それぞれ配当金振込指定の取次ぎ請求を行う事務負担が軽減される。</p> <p>なお、登録配当金受領口座方式を利用する加入者は、前aの配当金振込指定の単純取次ぎ及び次のcの株式数比例配分方式を併用することはできない。</p>				
<p>c 株式数比例配分方式</p> <p>株式数比例配分方式は、加入者が、発行者から支払われる配当金の受領を直近上位機関に委託し、発行者は当該委託に基づいて、加入者の直近上位機関が当該加入者のために開設する口座に記載又は記録がされた振替株式の数に応じ、当該直近上位機関に対して配当金の支払いを行うことにより、加入者が</p>				<p>※ 金融商品取引法第35条第1項に規定する第一種金融商品取引業者の業務の範囲には、加入者のために開設する口</p>

内 容	備 考
<p>配当金を受領する方法として、株式等振替制度の開始と同時に導入されたものである。</p> <p>これにより、加入者は、当該加入者が有する振替株式に係るキャッシュ・フローを、証券会社等から開設を受けた証券取引口座等において、一元的に管理することが可能となり、発行者としても、配当金支払いコスト（振込手数料等）を節減できることになる。</p> <p>また、担保株式の匿名性（略式質又は略式譲渡担保においては、加入者が他の者に振替株式を質権又は譲渡担保の目的として差し入れていることが発行者に認識されないという略式質又は略式譲渡担保の特性をいう。）を維持したいとのニーズ（加入者が、金融機関である口座管理機関から口座の開設を受けている事実が明らかになることにより、加入者が保有株式を担保として差し入れているとの推測が発行者において生ずるのを回避したいとのニーズ）があること、加入者の配当金を代理受領した口座管理機関は、配当金相当額の入金時における速やかな入金確認や顧客資産の分別管理等に係る事務管理体制の整備が求められるが、このような体制の整備には相応の負担が生ずること等を踏まえて、口座管理機関は、その直近上位機関から開設を受けた顧客口ごとに、あらかじめ、機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出をすることができるものとしている。その結果、加入者が、機構に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出をした口座管理機関（以下「株式数比例配分方式非取扱機関」という。）から口座（当該届出の対象となった顧客口（以下「株式数比例配分方式非取扱顧客口」という。）に属するものに限る。）の開設を受けている場合には、株式数比例配分方式を利用することができないことになる。</p> <p>なお、株式数比例配分方式を利用する加入者は、aの配当金振込指定の単純取次ぎ及び前bの登録配当金受領口座方式を併用することができない。</p>	<p>座に記載又は記録された振替株式の数を超えて配当金の代理受領を行うことが含まれないため、加入者の口座に記載又は記録された振替株式の数に応じて配当金を受領することを前提としている。</p> <p>※ 口座管理機関が加入者の配当金を代理受領する場合には、株式数比例配分方式を利用しなければならない。</p> <p>※ 株式数比例配分方式による配当金の支払いは、原則として、加入者の直近上位機関の名義の口座管理機関配当金受領口座あてに行われるため、株式等振替制度における一般的な取扱いにかかわらず、株式数比例配分方式を利用する加入者については、加入者の口座を開設する口座管理機関の名称が、発行者に対して明らかになる。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出があった場合において、その理由が機構の定める基準に該当しないときは、当該届出を不受理とすることができる。詳細は、後記（2）a（a）ウを参照。</p> <p>※ 株式数比例配分方式非取扱機関の加入者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属するものに限る。）のほか、次に掲げる者は、その有する振替株式に係る配当金の受領について株式数比例配分方式を利用することができない。</p> <p>① 機構加入者</p> <p>② 他の者から株券喪失登録がされて</p>

内 容	備 考
<p>(2) 制度関係者における事務体制の整備等</p> <p>a 口座管理機関における対応</p> <p>口座管理機関は、口座管理機関としての業務の開始に際して、次の(a)及び(b)に掲げる事項につき、必要な事務手続等を行わなければならない。</p> <p>(a) 株式数比例配分方式の取扱いの有無等に係る届出等</p> <p>ア 口座管理機関による届出</p> <p>直接口座管理機関は機構から開設を受けた区分口座（顧客口であるものに限る。）ごとに、間接口座管理機関は機構の定める顧客口所在コードごとに、書面により、機構に対して次に掲げる内容の届出をしなければならない（③から⑧までに掲げる事項については、②において加入者の配当金の受領を受託するものとした場合に限る。）。</p>	<p>いる株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>（業166条1項、2項及び8項、施228条1項及び3項）</p> <p>※ 左記の届出は、原則として、直接口座管理機関にあっては、機構が口座の開設を承認したときに、間接口座管理機関にあっては、機構がその業務の開始を承認したときにそれぞれ行う。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託する旨の届出を受けたときは、当該届出に係る事項を機構の振替システムに登録する。</p> <p>※ 口座管理機関は、届出内容を変更しようとするときは、機構に対して、変更の日を指定して、あらかじめ、その旨及び変更内容をTarget保振サイトにより届け出なければならない。</p>

内 容	備 考
<p>① 口座管理機関の名称及び区分口座又は顧客口所在コード</p> <p>② 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託するか否かの別及び加入者の配当金の受領を受託しないものとする場合には、その理由</p> <p>③ 株式数比例配分方式に基づく配当金の受領に係る口座管理機関の金融機関預金口座（以下「口座管理機関配当金受領口座」という。）を開設する金融機関の名称及び支店等の名称（金融機関番号及び店番号を含む。）</p> <p>④ 口座管理機関配当金受領口座の預金種別</p> <p>⑤ 口座管理機関配当金受領口座の口座番号</p> <p>⑥ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>⑦ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>⑧ 口座管理機関が、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を他の者に再委託することにより、口座管理機関配当金受領口座の口座名義人が、当該口座管理機関以外の者となる場合は、その旨</p>	<p>※ 口座管理機関は、その口座管理機関配当金受領口座の変更に係る届出を行った場合であっても、口座管理機関の指定する変更の日以前に、機構から発行者（発行者が株主名簿管理人を選任しているときは株主名簿管理人）に対して「配当金受払予定額データ」が通知されたときは、発行者が当該「配当金受払予定額データ」に基づいて支払う配当金について、変更前の口座管理機関配当金受領口座で受領しなければならない。</p>
<p>イ 外国間接口座管理機関が加入者から配当金の受領を受託する場合の取扱い</p> <p>外国間接口座管理機関が株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託する場合には、次に掲げる条件を満たさなければならない。</p> <p>① 外国間接口座管理機関が、上位機関である国内口座管理機関（当該外国間接口座管理機関の直近上位機関である国内口座管理機関をいう。なお、直近上位機関が国内口座管理機関でない場合には、国内における最下位の口座管理機関をいう。以下同じ。）に対して当該外国間接口座管理機関の加入者に対する株式数比例配分方式による配当金の支払業務を委任していること。</p> <p>② 外国間接口座管理機関が、株式数比例配分方式に係る口座管理機関配当金受領口座として上位機関である国内口座管理機関名義の金融機関預金口座を指定するとともに、加入者から同意を得た上で、上位機関である国内口座管理機関に対して株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領に係る事務（以下「配当金受領事務」という。）を再委託していること。</p> <p>③ 株式数比例配分方式を利用する外国間接口座管理機関の加入者が、当該外国間接口座管理機関の上位機関である国内口座管理機関を常任代理人として指定するとともに、当該国内口</p>	<p>※ 左記の取扱いにより、株式数比例配分方式によって支払われる配当金（租税特別措置法第9条の3の2第1項に該当する場合に限る。）については、外国間接口座管理機関の上位機関である国内口座管理機関が国内の支払の取扱者となる。</p> <p>※ 外国間接口座管理機関が株式数比例配分方式を取り扱う場合には、当該外国間接口座管理機関の上位機関である国内口座管理機関は、当該外国間接口座管理機関が前アの届出を行うまでに、当該外国間接口座管理機関が左記</p>


内 容	備 考
<p data-bbox="387 172 1377 204">座管理機関が当該加入者の加入者情報に常任代理人として登録されていること。</p> <p data-bbox="293 360 1541 616">ウ 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出に係る取扱い 機構は、口座管理機関から、アにおいて、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出を受けたときは、その理由が、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないことができる場合として機構が定める基準に該当するか否かの確認を行う。 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しないことができる場合として機構が定める基準は、株式数比例配分方式の利用に係る加入者の利便性を考慮して、次のとおりとしている。</p> <ol data-bbox="338 660 1541 1066" style="list-style-type: none"> ① 口座管理機関の顧客口（間接口座管理機関が直近上位機関から開設を受ける顧客口座を含む。以下このウにおいて同じ。）が、発行者の申出により開設される特別口座の管理のみを目的として開設されたものであるとき。 ② 口座管理機関（銀行、長期信用銀行、協同組織金融機関、証券金融会社、保険会社又は短資会社であるものに限る。）の顧客口が、もっぱら担保設定者である加入者の口座の管理を目的として開設されたものであるとき。 ③ 口座管理機関の顧客口が、金銭の貸付け等を業として行う加入者のために開設された口座（当該口座に記載又は記録された振替株式のすべてが、他の加入者から差し入れられた担保株式であるものに限る。）の管理のみを目的として開設されたものであるとき。 ④ 口座管理機関の顧客口が、発行者の自己株式を管理するための当該発行者の口座の管理のみを目的として開設されたものであるとき。 	<p data-bbox="1592 172 2085 316">の条件を満たすために必要な事項を、当該国内口座管理機関が遵守することを約諾する旨が記載された確認書を機構に対して提出しなければならない。</p> <p data-bbox="1581 395 1776 427">（業 166 条 3 項）</p> <p data-bbox="1570 435 2085 954">※ 株式数比例配分方式非取扱機関となろうとする口座管理機関は、機構への届出に先立って、その加入者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属することとなる場合に限る。）のうちに、現に株式数比例配分方式を利用している者がいるときは、当該加入者に対してその旨（配当金振込指定方式の変更を要する旨を含む。）を通知し、速やかに、配当金振込指定方式を指定無し又は登録配当金受領口座方式に変更する旨の「加入者情報データ（変更）」を機構に対して通知しなければならない。</p> <p data-bbox="1570 962 2085 1439">※ 口座管理機関は、機構が株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出を受理したときは、速やかに、その旨を現にその加入者である者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。）に対して通知する。また、株式数比例配分方式非取扱機関は、加入者の口座（当該口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属することとなる場合に限る。）の開設に際して、株式数比例配分方式を利用できない旨を加入者に説明し、その承諾を得なければ</p>

内 容	備 考
<p>エ 機構による株式数比例配分方式非取扱機関の通知等</p> <p>機構は、前ウにより、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託しない旨の届出を受理したときは、次に掲げる事項を Target 保振サイトに掲載して他の口座管理機関、発行者及び株主名簿管理人に通知する（口座管理機関、発行者及び株主名簿管理人は、Target 保振サイトにより株式数比例配分方式非取扱機関及びその株式数比例配分方式非取扱顧客口の一覧を取得することができる。）。</p> <p>また、機構は、株式数比例配分方式非取扱機関の加入者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。）に係る加入者情報登録簿の記録について、当該加入者が「株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている（株式数比例配分方式の利用要件を満たさない）」旨を付記する。</p> <p>① 株式数比例配分方式非取扱機関の名称 ② 株式数比例配分方式非取扱機関の口座管理機関コード ③ 株式数比例配分方式非取扱顧客口の機構加入者コード又は顧客口所在コード</p> <p>(b) 配当金の代理受領に係る事務体制の整備 ア 口座管理機関における事務体制の整備</p>	<p>ならない（株式数比例配分方式非取扱機関が、特別口座を開設する者である場合には、上記に代えて、特別口座（当該特別口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。）の開設後、当該特別口座の加入者に株式数比例配分方式を利用できない旨を通知しなければならない。）。</p> <p>※ 一の株式数比例配分方式非取扱機関が、下位機関を有する場合であって、当該下位機関が株式数比例配分方式非取扱機関でない場合、当該株式数比例配分方式による配当金の受払いに係る各種のデータを授受する必要があることに留意する。</p> <p>(業 166 条 4 項、施 228 条 4 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者情報 Web 端末の「加入者情報照会」画面で照会することにより、加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座の開設を受けている者であるか否かの情報を確認することができる。</p>

内 容	備 考
<p>前（a）において、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託する旨の届出を行った口座管理機関は、加入者からの必要な同意の取得、加入者に代理して受領した配当金相当額の加入者への引渡し並びに配当金相当額の入金時における速やかな入金確認等について、所要の体制整備を行わなければならない。</p> <p>イ 配当金受領事務の他の者への委任 口座管理機関は、その必要に応じて、株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領に係る事務を、他の者に再委託することができる。 配当金受領事務を他の者に再委託しようとする口座管理機関は、あらかじめ次に掲げる事項を機構に届け出なければならない。この場合において、当該口座管理機関は、（a）アの届出に際して、再委託先の金融機関預金口座を口座管理機関配当金受領口座として機構に届け出る。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配当金受領事務を他の者に再委託する旨 ② 再委託先の名称 ③ 再委託先の住所 ④ 再委託先が他の口座管理機関である場合には、その旨 <p>b 発行者における対応 (a) 登録株式質権者に係る情報を含む総株主通知を受領した発行者における取扱い ア 質権が登録された振替株式の配当金の原則的な取扱い 発行者は、登録株式質権者からの別段の届出がない限り、質権が登録された振替株式についての配当金を、株主（質権設定者）に交付する。</p> <p>イ 登録株式質権者による受領権限の届出がある場合の取扱い 加入者は、加入者の口座の質権欄に記録された振替株式（以下「質権株式」という。）について、直近上位機関に登録株式質権者となるべき旨の申出を行った場合であって、当該質権株式に係る配</p>	<p>（業 166 条 5 項） ※ 株式数比例配分方式に基づく加入者の配当金の受領を受託する旨の届出を行った口座管理機関は、機構加入者口座（顧客口であるものに限る。）の廃止又は間接口座管理機関の承認の取消しを申請したときは、当該申請に基づく機構加入者口座の廃止の日又は承認の取消しの日前に到来した配当基準日に係る配当金の株式数比例配分方式による受払いを適正に行うために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>（業 166 条 6 項及び 7 項、施 228 条 5 項） ※ 口座管理機関は、配当金受領事務を他の者に再委託する場合には、加入者が株式数比例配分方式を利用する旨の配当金振込指定の取次ぎ請求を行う際に、当該再委託の旨その他必要な事項について、加入者の同意を得なければならない。</p> <p>※ 当該届出の具体的な手続（登録株式質権者本人からの届出であるか否かの</p>

内 容	備 考
<p>当金を発行者から受領しようとするときは、その旨を発行者に届け出る。</p> <p>発行者は、質権株式について、登録株式質権者が、自らに配当金を交付すべき旨の届出（登録株式質権者に配当金の受領権限がある旨の届出）を行ったときは、当該届出に基づいて登録株式質権者に対して配当金の支払いを行う。</p> <p>(b) 株券喪失登録がされている株券に係る株式の名義人等に関する情報の通知</p> <p>発行者は、他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式の名義人等である加入者により、株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定が行われることを抑止するため、その株券喪失登録簿に株券喪失登録がされた株券があるときは、遅滞なく、当該発行者の申出により特別口座を開設している口座管理機関を通じて、次に掲げる者の氏名又は名称及び住所その他の機構が定める事項を機構に対して通知しなければならない。</p> <p>① 株券喪失登録者</p> <p>② 株券喪失登録がされている株券に係る株式の名義人</p> <p>③ 株券喪失登録がされている株券を所持する者から株券喪失登録の抹消の申請があった場合の当該申請を行った者</p> <p>(c) 配当金振込指定に基づく支払いの対象となる金銭等</p> <p>発行者は、機構から通知された配当金振込指定の内容に基づいて、剰余金の配当その他の次に掲げる事由により株主に対して交付する金銭を支払う。</p> <p>① 剰余金の配当（会社法第 453 条の剰余金の配当又は同第 454 条第 5 項の剰余金の配当であって、金銭により交付されるものに限る。）</p>	<p>確認方法等)については、発行者が定める。</p> <p>※ 左記の機構に対する通知は、「加入者情報データ（新規登録）」により行い、機構は通知を受けた事項を、加入者情報登録簿に加入者口座情報として登録する。</p> <p>※ 発行者は、株券喪失登録を抹消したときは、速やかに、その旨を当該発行者の申出により特別口座を開設している口座管理機関（当初の機構に対する通知を行った者に限る。）を通じて、機構に対して通知しなければならない（当該口座管理機関による機構に対する通知は、株券喪失登録者等のうち、当該発行者の申出により特別口座の開設を受ける者以外の者について「加入者情報データ（削除）」を通知する方法によって行い、機構は当該通知に基づいて、その加入者情報登録簿中の該当する加入者口座情報に削除の旨の登録を行う。）。</p> <p>(施 228 条 2 項)</p>

内 容	備 考
<p>② 会社法第 234 条第 1 項各号に掲げる行為又は同法第 235 条第 1 項に規定する株式の分割若しくは株式の併合に際して交付する端数の処理代金</p>	<p>※ 発行者は、②の金銭のみを支払うことはできない。また、発行者は、複数の事由による端数の処理代金を合算して支払うことはできない。</p>

内 容			備 考
2. 配当金振込指定の取次ぎの手続 【配当金振込指定の単純取次ぎのイメージ図】			
	口座管理機関	機構	発行者(株主名簿管理人)
受付日	加入者からの配当金振込 指定の取次ぎの請求 →加入者本人からの届出 である旨の確認 ↓		
取次日	配当金振込指定取次ぎ データ 配当金振込指定取次ぎ データ入力処理内容通知	配当金振込指定取次ぎ データ受付	
取次日 夜間 バッチ		エラーの場合 配当金振込指定取次ぎ 履歴の蓄積	
取次日 の翌 営業 日	エラー結果通知データ 配当金振込指定取次ぎ データ結果通知		配当金振込指定データ
照会日	 加入者情報Web端末 (加入者情報照会 (登録加入者))	加入者情報サーバ	

内 容			備 考
【登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎのイメージ図】			
	口座管理機関	機構	発行者(株主名簿管理人)
受付日	加入者からの配当金振込 指定の取次ぎの請求 →加入者本人からの届出 である旨の確認 ↓		
取次日	加入者情報データ (新規登録・変更) 加入者情報データ 確認ファイル	加入者情報データ(新規 登録・変更)受付	
取次日 夜間 バッチ		エラーの場合 株主等通知用データ(配当 金振込指定方式)の登録	
取次日 の翌 営業日	加入者情報エラー通知データ 加入者情報登録・変更済 通知データ		(総株主通知の通知株主等) 株主情報変更通知データ
総株主 通知日		総株主通知作成処理	総株主通知データ (株主情報)

内 容	備 考
<p>(1) 加入者による配当金振込指定の取次ぎ請求</p> <p>加入者は、その直近上位機関に対して、発行者への配当金振込指定（配当金振込指定の単純取次ぎ及び登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の双方を含む。）の取次ぎを請求することができる。</p> <p>また、加入者は、その直近上位機関に配当金振込指定の取次ぎを請求した後、その内容を変更しようとするときも、その直近上位機関に対して、変更後の配当金振込指定の取次ぎを請求することができる。</p> <p>発行者に対して届け出た配当金振込指定を解除しようとするとき又は登録配当金受領口座方式若しくは株式数比例配分方式の利用を中止しようとするとき（以後、配当金領収証による一覧払いの形式に変更しようとするとき）についても同様に扱う。</p> <p>a 請求方法</p> <p>加入者は、当該加入者が有する振替株式に係る配当金を、指定する金融機関預金口座への振込みの方法で受領しようとするときは、全国株懇連合会の定める「株式配当金振込指定書」（モデル様式）又は各</p>	<p>（業 168 条 1 項及び 2 項、169 条 1 項）</p> <p>※ 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用しようとする加入者は、その直近上位機関に発行者に対する配当金振込指定の取次ぎを請求することを要する。</p> <p>※ 加入者は、登録株式質権者として受領する配当金について、株式等振替制度を通じた配当金振込指定の取次ぎをその直近上位機関に請求することはできない。</p> <p>※ 配当金振込指定の内容の変更には次の内容の双方を含む。</p> <p>① 配当金振込指定方式（登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式）の変更</p> <p>② 振込先口座又は登録配当金受領口座の変更</p> <p>※ 機構における取扱開始前に、加入者が発行者に対して行った配当金振込指定の内容の変更又は解除をしようとするときも、その取次ぎを直近上位機関に請求することができる。</p> <p>※ 加入者は、一の直近上位機関に対して取次ぎを請求した配当金振込指定に係る内容の変更又は解除について、他の直近上位機関にその取次ぎを請求することができる。</p> <p>※ 「株式配当金振込指定書」（モデル様式）については、全国株懇連合会と全国</p>

内 容	備 考
<p>口座管理機関の定める書式により、必要な事項をその直近上位機関に示して、発行者に対する配当金振込指定の取次ぎを請求する。</p> <p>b 「株式配当金振込指定書」の記載内容</p> <p>① 加入者の氏名又は名称</p> <p>② 加入者の住所</p> <p>③ 加入者が法人であるときは、その代表者の氏名</p> <p>④ 加入者が配当金振込指定の単純取次ぎを請求するときは、配当金振込指定の対象となる振替株式の銘柄及び配当金の振込先の口座（以下「振込先口座」という。）として指定する金融機関預金口座の次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込先口座を開設する金融機関の名称及びその支店等の名称 ・ 振込先口座の預金種別 ・ 振込先口座の口座番号 ・ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称 ・ 振込先口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・ 振込先口座の口座名義人が配当金振込指定の取次ぎを請求する加入者以外の者であるときは、その旨 	<p>銀行協会の定める「株式配当金支払事務取扱要領」を参照。</p> <p>（業 168 条 3 項、5 項及び 6 項、施 230 条 1 項及び 2 項）</p> <p>※ 加入者は、直近上位機関から開設を受けた当該加入者の口座に振替株式の数の記載又は記録がある銘柄その他の機関が定める銘柄を対象として、配当金振込指定の単純取次ぎを当該直近上位機関に請求することができる。</p> <p>※ 加入者は、直近上位機関が認める場合には、「振込先口座を開設する金融機関の名称及びその支店等の名称」、「振込先口座の預金種別」及び「振込先口座の口座番号」に代えて「振込先口座の通帳記号」及び「振込先口座の通帳番号」により請求することができる。この場合、④の「口座名義人」は「通帳名義人」と読み替える。</p> <p>※ 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用している加入者は、配当金振込指定の単純取次ぎの請求を行うことができない。</p> <p>※ 発行者が複数の種類の株式を発行している場合に、加入者が一の種類の振替株式である銘柄を指定して配当金振込指定の単純取次ぎの請求を行ったときは、他の種類の銘柄についても、同一の内容の配当金振込指定があったものとして取り扱う。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 加入者が登録配当金受領口座方式を利用しようとするときは、その旨及び登録配当金受領口座として指定する金融機関預金口座の次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録配当金受領口座を開設する金融機関の名称及びその支店等の名称 ・ 登録配当金受領口座の預金種別 ・ 登録配当金受領口座の口座番号 ・ 登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称 ・ 登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・ 登録配当金受領口座の口座名義人が配当金振込指定の取次ぎを請求する加入者以外の者であるときは、その旨 <p>⑥ 加入者が株式数比例配分方式を利用しようとするときは、その旨</p> <p>c 加入者の同意事項 株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する加入者は、配当金振込指定の取次ぎの請求に際して、次に掲げる事項について、直近上位機関に同意を与えなければならない。</p>	<p>※ 加入者は、配当金振込指定の単純取次ぎ又は登録配当金受領口座方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を行う場合であって、加入者の指定する金融機関預金口座の口座名義人が、当該加入者以外の者であるとき（当該加入者が直近上位機関に対して配当金の受領に係る権限を含む事務の委託を行う場合を除く。）は、配当金の受領に係る事務の委託等の事実を証する書面の写しを添付する。</p> <p>※ 加入者が次に掲げる者である場合には、株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求することができない。</p> <p>① 株式数比例配分方式非取扱機関の加入者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属するものに限る。）</p> <p>② 機構加入者</p> <p>③ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第225条第1項の規定により株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者</p> <p>（業25条27号）</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者の口座を開</p>

内 容	備 考
<p>① 加入者の口座に記載又は記録がされた振替株式の数に係る配当金の受領を直近上位機関又は直近上位機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。</p> <p>② 加入者が口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された口座に記載又は記録がされた振替株式の数に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に通知することについて、直近上位機関に委託すること。</p> <p>③ 直近上位機関は、前②により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知について、直近上位機関の上位機関及び当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと。</p> <p>④ 加入者に代理して配当金を受領する口座管理機関の名称、当該口座管理機関の口座管理機関配当金受領口座及び当該口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること。</p> <p>⑤ 発行者が、加入者の受領すべき配当金を、機構が前④により発行者に通知した口座管理機関に対して支払った場合には、発行者の当該加入者に対する配当金支払債務が消滅すること。</p> <p>d 口座管理機関における請求受付時の手続</p> <p>(a) 本人確認及び書類の保管等</p> <p>口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、当該請求が当該加入者本人（又は当該加入者から適正に当該請求に係る代理権を授与された者）によるものであることを、適切に確認しなければならない。</p> <p>口座管理機関は、その加入者からの配当金振込指定の取次ぎの請求に係る書面等を適切に保管する。</p> <p>(b) 加入者情報登録簿に登録されている配当金振込指定の内容の照会</p> <p>口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の単純取次ぎ又は株式数比例配分方式を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、機構に対して配当金振込指定の請求を取り次ぐにあたり、当該加入者に係る加入者情報登録簿に登録されている配当金振込指定の内容を照会することができる。</p> <p>なお、口座管理機関は、加入者からの照会等があった場合にも、機構の加入者情報登録簿に登録された配当金振込指定の内容及び「配当金振込指定取次ぎデータ」の取次ぎ履歴を照会することができる。</p>	<p>設する際に、加入者との間でこれらの同意事項を含む契約（振替決済口座管理約款等）を締結しなければならない。</p> <p>※ 振替口座管理約款等においては、左記のほか、口座管理機関とその加入者との間で、当該加入者に代わって口座管理機関が受領した配当金の引渡し方法についても、あらかじめ合意しておくことが考えられる。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者が振込先口座又は登録配当金受領口座として指定しようとする金融機関預金口座について、その口座の内容の確認（口座確認）を行うことは求められない。</p> <p>※ 口座管理機関は、左記の照会の結果、加入者が現に登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している旨が株主等通知用データに登録されていることを知ったときは、当該加入者による配当金振込指定の単純取次ぎを受け付けない。また、口座管理機関は、加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座（当該口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合</p>

内 容	備 考
<p>ア 株主等通知用データの照会（登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用状況等に係る照会）</p> <p>（ア）照会方法 加入者情報W e b 端末の「加入者情報照会（登録加入者）」画面の照会</p> <p>（イ）取扱時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>（ウ）機構からの応答内容</p> <p>① 株主等通知用データに登録されている配当金振込指定方式の内容</p> <p>② 加入者が登録配当金受領口座方式を利用している旨が、株主等通知用データに登録されている場合であって、その内容が当該口座管理機関の取次ぎに係るものであるときは、登</p>	<p>に限る。) の開設を受けていることを知ったときは、株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを受け付けない。詳細は、後記（c）を参照。</p> <p>※ 加入者が現に登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している旨が株主等通知用データに登録されている場合であって、なお、当該加入者が配当金振込指定の単純取次ぎを請求しようとするときは、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を中止する旨の配当金振込指定の取次ぎの請求を併せて行う必要がある。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、左記の照会をその上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。</p> <p>※ 株主等通知用データには、配当金振込指定の単純取次ぎの内容は含まれない。</p>

内 容	備 考
<p>録配当金受領口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号</p> <p>③ 加入者が登録配当金受領口座方式を利用している旨が、株主等通知用データに登録されている場合であって、その内容が当該口座管理機関の取次ぎに係るものでないときは、その旨</p> <p>④ 加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座(当該口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。)の開設を受けている者その他の株式数比例配分方式の利用の要件を満たさない者(機構加入者である場合を除く。)であるときは、その旨</p> <p>イ 配当金振込指定の取次ぎ履歴の照会(配当金振込指定の単純取次ぎの履歴に係る照会)</p> <p>(ア) 照会方法 加入者情報W e b 端末の「配当金振込指定取次ぎ履歴照会・照会結果一覧」画面の照会</p> <p>(イ) 取扱時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(ウ) 機構からの応答内容 ① 銘柄</p>	<p>※ 取次ぎ履歴の照会対象は、原則として、照会日の1年半前の日から前営業日までの間に、口座管理機関が機構に通知した「配当金振込指定取次ぎデータ」に係るものであって、機構における処理が正常に行われたものに限られる。加入者が、他の口座管理機関に対して配当金振込指定又は当該指定の解除の取次ぎの請求を行ったもの等については照会の対象に含まれない。このため、照会結果は、実際に発行者が管理している配当金振込指定の内容と異なる場合がある。</p> <p>※ 機構加入者は、機構に通知した自己の配当金振込指定に係る履歴を、加入者情報W e b 端末の「配当金振込指定取次ぎ履歴照会・照会結果一覧」画面により照会することができる。</p>

内 容	備 考
<p>② 処理日</p> <p>③ 次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込先口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号 ・ 振込先口座の預金種別 ・ 振込先口座の口座番号 <p>(c) 配当金振込指定の取次ぎの不受理事由</p> <p>口座管理機関は、その加入者からの請求内容が次の①から③までに掲げる事由のいずれかに該当するときは、当該加入者の請求を不受理としなければならない。</p> <p>① 加入者から当該加入者以外の者を名義人とする金融機関預金口座を指定する内容の配当金振込指定の取次ぎの請求を受けた場合であって、当該加入者から当該名義人が配当金を受領する権限等を有する旨を証する書面等の提示がないとき。</p> <p>② 加入者から株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を受け</p>	<p>※ 口座管理機関が、「振込先口座の通帳記号」及び「振込先口座の通帳番号」により取次ぎの請求を受け付けた場合には、③の各事項に代えて「振込先口座の通帳記号」及び「振込先口座の通帳番号」を表示する。</p> <p>(業 168 条 8 項、施 230 条 4 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の単純取次ぎの請求を受けた場合であって、現に、当該加入者の口座の保有欄に当該加入者の指定する銘柄に係る振替株式の数の記載又は記録がないとき（当該加入者の指定する銘柄の振替株式が他の加入者に担保株式又は反対株主の株式買取請求の目的として振り替えられている場合であって、当該他の加入者の口座の質権欄、当該他の加入者の直近上位機関が管理する特別株主管理簿又は買取口座を開設する口座管理機関が管理する反対株主管理簿に、当該口座管理機関が付番した当該加入者の加入者口座コードが担保株式の株主又は反対株主を示す情報として記載又は記録されていることを認識している場合を除く。）は、当該加入者の請求を不受理とすることができる。</p>

内 容	備 考
<p>た場合であって、当該加入者が次のいずれかに該当する者であること（当該加入者が株式数比例配分方式の利用要件を満たさないこと）を認識しているとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 株式数比例配分方式非取扱機関の加入者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。） ii 機構加入者 iii 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者又は株券喪失登録がされている株券を所持する者として株券喪失登録の抹消の申請を行った者 <p>③ 加入者が、登録株式質権者として質権株式に係る配当金を受領することを意図して配当金振込指定を行おうとしたとき。</p> <p>e 機構加入者による配当金振込指定の取次ぎ請求 機構加入者は、その有する振替株式の銘柄に係る配当金を金融機関預金口座への振込みにより受領しようとするときは、次の（a）及び（b）に掲げるところにより、機構に配当金振込指定の取次ぎを請求することができる。なお、機構加入者は、株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求することはできない。</p> <p>（a）配当金振込指定の単純取次ぎ 機構加入者は、既に登録配当金受領口座方式を利用している場合を除いて、銘柄ごとに「配当金振込指定取次ぎデータ」を通知することにより、機構に対して自らの有する振替株式の配当金に係る配当金振込指定の取次ぎを請求することができる（配当金振込指定の内容の変更又は解除についても同様に扱う。）。</p>	<p>※ 口座管理機関は、加入者情報Web端末の「加入者情報照会」画面を利用して、その加入者が株式数比例配分方式非取扱機関から口座（当該口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。）の開設を受けた者であるか否かを確認することができる（間接口座管理機関は、当該確認をその上位機関である直接口座管理機関を通じて行う。）。</p> <p>（業 168 条 4 項、施 230 条 3 項）</p> <p>※ 「配当金振込指定取次ぎデータ」の通知方法等については、後記（2）a を参照。</p> <p>※ 機構は、機構加入者の口座に「配当金振込指定取次ぎデータ」の対象となる銘柄の振替株式の数の記録がない場合であっても、請求を受け付ける。</p> <p>※ 機構加入者は、現に登録配当金受領口座方式を利用している場合において、銘柄ごとに「配当金振込指定取次ぎデータ」を通知しようとするときは、あらかじめ機構に対して登録配当金受領口座方式の利用の中止に係る届出を行わなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 登録配当金受領口座方式 機構加入者は、「口座開設申請書」その他の届出書面により登録配当金受領口座方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求することができる。</p> <p>(2) 口座管理機関による配当金振込指定の取次ぎ 口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、遅滞なく、その内容を機構に通知して、発行者に対する配当金振込指定の取次ぎを機構に委託する。 口座管理機関から機構への取次ぎ内容の通知は、配当金振込指定の単純取次ぎにあつては、「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知する方法、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎにあつては、「加入者情報データ」を機構に通知する方法によって行わなければならない。 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「配当金振込指定取次ぎデータ」又は「加入者情報データ」の通知をその直近上位機関に委託する（当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>a 配当金振込指定の単純取次ぎ 口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の単純取次ぎの請求を受けたときは、当該加入者の請求内容に基づき、機構に対して、遅滞なく「配当金振込指定取次ぎデータ」を通知しなければならない。 口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知する際に、当該加入者に係る加入者情報（変更に係る情報も含む。）を機構に通知していない場合は、併せて「加入者情報データ」を通知しなければならない。</p>	<p>※ 機構加入者に係る加入者情報の登録又は変更は、機構が行う。</p> <p>(業 168 条 7 項、 9 項及び 10 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、現に登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している加入者（当該口座管理機関の下位機関の加入者を含む。）について、「配当金振込指定取次ぎデータ」を通知するときは、当該データを機構に対して通知する日（当該日を含む。）までに、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を中止する旨の「加入者情報データ（変更）」を機構に通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者から配当金振込指定の内容の変更に係る取次ぎの請求を受けたときは、変更後の内容を含む「配当金振込指定取次ぎデータ」を、機構に対して通知する。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から「配当金振</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知方法 ファイル伝送又は加入者情報W e b 端末の「配当金振込指定取次ぎ（単純取次ぎ）入力」画面への入力</p> <p>(b) 取扱時間 ア ファイル伝送の場合 午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 加入者情報W e b 端末の画面入力の場合 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(c) 通知内容</p> <p>① 配当金振込指定の対象となる銘柄（銘柄コード） ② 加入者の氏名又は名称及び住所（加入者口座コード）</p>	<p>込指定取次ぎデータ」を受領したときは、直ちに、当該データの内容について簡易なチェックを行い、その結果を「配当金振込指定取次ぎデータ入力処理内容通知」として当該口座管理機関に対して通知する。当該口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、訂正内容を反映した「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に対して再通知する。</p> <p>※ 機構は同一日に、「配当金振込指定取次ぎデータ」をファイル伝送と加入者情報W e b 端末画面の双方から通知された場合で、同一の銘柄コード、加入者口座コードである場合には、ファイル伝送によって通知されたものを優先する。</p> <p>（業168条11項、施230条5項から8項まで）</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者から配当金振込指定の解除（配当金領収証による一覧払いの形式への変更）に係る取次ぎの請求を受け、ファイル伝送によっ</p>

内 容	備 考
<p>③ 次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込先口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号 ・ 振込先口座の預金種別 ・ 振込先口座の口座番号 ・ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称 ・ 振込先口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・ 振込先口座の口座名義人が②の加入者以外の者であるときは、その旨 <p>(d) 「配当金振込指定取次ぎデータ」の訂正又は取消し ア 機構への通知日当日の訂正又は取消し (ア) ファイル伝送の場合 口座管理機関は、機構に対して通知した「配当金振込指定取次ぎデータ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正又は取消しの内容を反映した「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に再通知する。</p>	<p>て「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知するときは、当該データの配当金振込指定の対象となる銘柄の銘柄コード及び加入者の加入者口座コード以外の項目にはスペース（空欄）を設定する。</p> <p>※ 口座管理機関は、「配当金振込指定取次ぎデータ」中の「振込先口座の口座名義人の氏名又は名称」又は「振込先口座の通帳名義人の氏名又は名称」について、機構の定める統一文字集合の範囲内の文字により通知しなければならない（なお、口座管理機関は、当該項目の通知を省略することができる。この場合において当該口座管理機関は、「配当金振込指定取次ぎデータ」中の当該項目に、「#」（10桁）を設定する。）。</p> <p>※ 口座管理機関が、「振込先口座の通帳記号」及び「振込先口座の通帳番号」により取次ぎの請求を受け付けた場合には、「振込先口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号」、「振込先口座の預金種別」及び「振込先口座の口座番号」に代えて「振込先口座の通帳記号」及び「振込先口座の通帳番号」を通知する。この場合、③の「口座名義人」は「通帳名義人」と読み替える。</p>

内 容	備 考
<p>(イ) 加入者情報Web端末の画面入力の場合 口座管理機関は、機構に対して通知した「配当金振込指定取次ぎデータ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、加入者情報Web端末により取次ぎを取り消し、必要に応じて訂正内容を反映した「配当金振込指定取次ぎデータ」を再入力しなければならない。</p> <p>イ 機構への通知日の翌営業日以降の訂正又は取消し 口座管理機関は、機構に対して通知した「配当金振込指定取次ぎデータ」について、通知日の翌営業日以降に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、直ちに、機構にその旨を報告するとともに、次の区分に応じて、それぞれに掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>(ア) 訂正の内容が振込先口座に係るものである場合 口座管理機関は、速やかに訂正後の内容を反映した「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知しなければならない。</p> <p>(イ) 訂正の内容が配当金振込指定を行った加入者又は配当金振込指定の対象となった銘柄に係るものである場合 口座管理機関は、訂正前の「配当金振込指定取次ぎデータ」と同一の加入者口座コード及び銘柄コードを指定して、配当金振込指定の取消し（解除）に係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知するとともに、訂正後の内容の「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知しなければならない。</p> <p>(ウ) 配当金振込指定取次ぎの取消しを行う場合 口座管理機関は、訂正前の「配当金振込指定取次ぎデータ」と同一の加入者口座コード及び銘柄コードを指定して、配当金振込指定の取消し（解除）に係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を機構に通知しなければならない。</p> <p>b 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎ 口座管理機関は、その加入者から登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、当該配当金振込指定の内容を「加入者情報データ」により機構に通知しなければならない。</p>	<p>(業 168 条 11 項、施 230 条 5 項から 8 項まで)</p> <p>※ 加入者情報の通知については、第 1 章第 6 節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者から株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を受け</p>

内 容	備 考
<p>(3) 口座管理機関に対する通知</p> <p>a 配当金振込指定の単純取次ぎ</p> <p>(a) 「配当金振込指定取次ぎデータ結果通知」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から一の加入者に係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を受領した場合において、その処理を正常に完了したときは、その旨を、「配当金振込指定取次ぎデータ結果通知」として、「配当金振込指定取次ぎデータ」の受付日の翌営業日に、ファイル伝送により、当該口座管理機関（配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者の直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に通知する。</p> <p>(b) 「エラー結果通知データ」の通知</p> <p>機構は、口座管理機関から一の加入者に係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を受領した場合において、「配当金振込指定取次ぎデータ」の内容に、次のいずれかに該当するものがあるときは、「配当金振込指定取次ぎデータ」に係る取次ぎ処理を中断し、その旨を「エラー結果通知データ」として、「配当金振込指定取次ぎデータ」の受付日の翌営業日に、ファイル伝送により、当該口座管理機関（配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者の直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に通知する。</p>	<p>た場合であって、当該加入者が株式数比例配分方式非取扱機関の加入者（当該加入者の口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。）その他の（1）d（c）③に掲げる者のいずれかに該当すると認識しているときは、株式数比例配分方式の利用を内容とする「加入者情報データ」を機構に通知してはならない。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者から登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用の中止を内容とする配当金振込指定の取次ぎの請求を受けたときは、配当金振込指定方式を指定無しとする内容の「加入者情報データ（変更）」を機構に通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者から当該機構加入者の有する振替株式である銘柄の配当金に係る「配当金振込指定取次ぎデータ」を受領した場合についても、同様に「配当金振込指定取次ぎデータ結果通知」を当該機構加入者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>この場合において、「エラー結果通知データ」を受けた直接口座管理機関が、配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者の直近上位機関でないときは、速やかに、その直近下位機関のうち当該加入者の直近下位機関である者又は当該加入者の上位機関である者に対し、「エラー結果通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が当該加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>① 配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、加入者情報登録簿に登録されていないとき。</p> <p>② 加入者情報登録簿において、配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者の加入者口座コードに係る加入者口座情報に削除の旨が登録されているとき。</p> <p>③ 配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者が登録配当金受領口座方式を利用しているとき（「配当金振込指定取次ぎデータ」と当該加入者について登録配当金受領口座方式を利用する旨を含む「加入者情報データ」が、機構に同日に通知された場合を含む。）</p> <p>④ 配当金振込指定の取次ぎの請求を行った加入者が株式数比例配分方式を利用しているとき（「配当金振込指定取次ぎデータ」と当該加入者について株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ」が、機構に同日に通知された場合を含む。）</p> <p>b 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎ機構は、口座管理機関から、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨を含む「加入者情報データ」を正常に受領したときは、当該内容に基づいて、加入者情報登録簿における加入者口座情報及び株主等通知用データの登録又は更新を行った上で、その旨を「加入者情報データ結果通知」（「加入者情報登録済通知データ」又は「加入者情報変更済通知データ」として、「加入者情報データ」の受付日の翌営業日に、ファイル伝送により当該口座管理機関に通知する。</p>	<p>（業 168 条 14 項）</p> <p>※ 加入者情報の通知については、第 1 章第 6 節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から、配当金振込指定方式を指定無しとする内容の「加入者情報データ（新規登録）」を受領した場合（株式数比例配分方式非取扱機関からその株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する加入者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を受領した場合を除く。）であって、株主等通知用データにおいて当該加入者の配当金振込指定方式として登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨が登録されているときは、「加入</p>

内 容	備 考
	<p>者情報データ（新規登録）」の内容に基づいて株主等通知用データを更新せずに、配当金振込指定方式として登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式が登録済みである旨を「加入者情報登録済通知データ」において当該口座管理機関に通知する。この場合において、株式数比例配分方式が登録済みである旨の「加入者情報登録済通知データ」を受領した口座管理機関は、その加入者から配当金受領事務の委任を受けたものとして取り扱う。</p> <p>※ 機構は、株式数比例配分方式非取扱機関から口座（当該口座が株式数比例配分方式非取扱顧客口に属する場合に限る。）の開設を受けている加入者について、口座管理機関から、株式数比例配分方式の利用を内容とする「加入者情報データ」を受領したときは、当該データに基づいて株主等通知用データを更新せず、株主等通知用データの配当金振込指定方式の登録内容にしたがって、配当金振込指定方式の登録がない旨又は登録配当金受領口座方式が登録済みである旨を「加入者情報登録済通知データ」又は「加入者情報変更済通知データ」において口座管理機関に通知する。</p> <p>※ 機構は、株主等通知用データにおいて、加入者の配当金振込指定方式として株式数比例配分方式が登録されている場合（当該株主等通知用データに紐づく加入者口座情報に係る加入者情報を株式数比例配分方式非取扱機関が通</p>

内 容	備 考
<p>(4) 他の口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、一の加入者について、当該加入者のために口座を開設する一の口座管理機関から登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする「加入者情報データ」を受領し、当該データに基づいて当該加入者に係る株主等通知用データを更新したときは、当該更新日の翌営業日に、ファイ</p>	<p>知し、かつ、当該加入者口座情報に削除の旨の登録がされている場合に限る。)であって、当該株式数比例配分方式非取扱機関から当該加入者の口座を再開する旨の「加入者情報データ (削除)」を受領したときは、当該加入者に係る株主等通知用データの配当金振込指定方式を指定無しとする内容に更新し、当該株式数比例配分方式非取扱機関に対して、配当金振込指定方式を指定無しとする旨の「加入者情報更新済通知データ」を通知する。</p> <p>※ 機構は、複数の加入者口座情報の名寄せを行っている場合であって、そのうちの一の加入者口座情報を更新したことにより、株主等通知用データに係る加入者口座情報について名寄せの解除を行った際に、株主等通知用データにおける配当金振込先指定方式の項目の更新処理が適切に行われなかった可能性があると判断したときは、名寄せ解除前の株主等通知用データに名寄せされている加入者情報を通知した口座管理機関に対して、加入者の希望する配当金振込先指定方式の確認等を依頼する (当該口座管理機関が複数存在する場合は、直近で当該加入者に係る加入者情報を通知した口座管理機関に対して依頼する。)</p> <p>(業 168 条 15 項、169 条 3 項)</p> <p>※ 加入者情報の通知については、第 1 章第 6 節「加入者情報の管理」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>ル伝送により、更新された株主等通知用データ中の配当金振込指定方式の内容を「加入者情報更新済通知データ」として、当該加入者のために口座を開設する他の口座管理機関（当該他の口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して通知する。</p> <p>機構から「加入者情報更新済通知データ」を受けた直接口座管理機関が、通知を受けた事項に係る加入者の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「加入者情報更新済通知データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>口座管理機関は、機構から、株式数比例配分方式の利用を内容とする「加入者情報更新済通知データ」を受領した場合は、当該通知に基づいて、その加入者から配当金受領事務を受託したものとして取り扱う。</p> <p>また、口座管理機関は、機構から、株式数比例配分方式の利用の中止を内容とする「加入者情報更新済通知データ」を受領したときは、当該通知に基づいて、その加入者から配当金受領事務の委託が解除されたものとして取り扱う。</p> <p>(5) 発行者に対する配当金振込指定の通知 a 配当金振込指定の単純取次ぎ</p>	<p>※ 機構は、一の口座管理機関から、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を中止する旨の「加入者情報データ（変更）」を受領した場合についても、同様に「加入者情報更新済通知データ」を他の口座管理機関に対して通知する。</p> <p>※ 既に登録配当金受領口座方式を利用する旨が株主等通知用データに登録されている加入者について、登録配当金受領口座の変更等を内容とする「加入者情報データ（変更）」が通知された場合には、「加入者情報更新済通知データ」の通知対象とならない。</p> <p>※ 機構は、株主等通知用データにおいて、加入者の配当金振込指定方式として株式数比例配分方式が登録されている場合（当該株主等通知用データに紐づく加入者口座情報に係る加入者情報を株式数比例配分方式非取扱機関が通知し、かつ、当該加入者口座情報に削除の旨の登録がされている場合に限る。）であって、当該株式数比例配分方式非取扱機関から当該加入者の口座を再開する旨の「加入者情報データ（削除）」を受領したときは、当該加入者に係る株主等通知用データの配当金振込指定方式を指定無しとする内容に更新し、配当金振込指定方式を指定無しとする旨の「加入者情報更新済通知データ」を他の口座管理機関に対して通知する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、口座管理機関から「配当金振込指定取次ぎデータ」を受領した日の翌営業日に、当該データにおいて指定された銘柄の発行者に対して、「配当金振込指定データ」を通知する。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 通知内容 ア 振込先口座に関する情報</p> <p>① 配当金振込指定の対象となる銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 加入者の株主等照会コード</p> <p>③ 次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振込先口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号 ・ 振込先口座の預金種別 ・ 振込先口座の口座番号 ・ 振込先口座の口座名義人の氏名又は名称 ・ 振込先口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・ 振込先口座の口座名義人が加入者以外の者であるときは、その旨 	<p>(業 168 条 12 項、施 231 条)</p> <p>※ 発行者が株主名簿管理人を変更した場合であって、その変更の日以後においてもなお、旧株主名簿管理人が「配当金振込指定データ」を受領する必要があるときは、あらかじめその旨等を機構に届け出なければならない。</p> <p>※ 機構は、加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求が、配当金振込指定の解除を内容とするものであるときは、左記③をスペースとして発行者に通知する。</p> <p>※ 口座管理機関が「配当金振込指定取次ぎデータ」の通知に際して「振込先口座の口座名義人の氏名又は名称」又は「振込先口座の通帳名義人の氏名又は名称」の通知を省略したときは、機構は当該項目に「#」（10 桁）を設定して発行者に通知する。</p> <p>※ 口座管理機関が、「振込先口座の通帳記号」及び「振込先口座の通帳番号」により取次ぎの請求を受け付けた場合には、「振込先口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号」、「振込先口座の預金種別」及び「振込先口座の口座番号」に代えて「振込先口座の通帳記</p>

内 容	備 考
<p>イ 加入者に関する情報（基本的な内容）</p> <p>① 配当金振込指定の対象となる銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 加入者の株主等照会コード</p> <p>③ 加入者が外国人保有制限銘柄に係る外国人等であるか否かの別（外国人区分）</p> <p>④ 加入者の氏名又は名称</p> <p>⑤ 氏名又は名称・桁あふれ区分</p> <p>⑥ 加入者のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>⑦ カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分</p> <p>⑧ 加入者の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号</p> <p>⑨ 加入者の住所</p>	<p>号」及び「振込先口座の通帳番号」を通知する。この場合、③の「口座名義人」は「通帳名義人」と読み替える。</p> <p>※ 機構は、加入者が、直近の総株主通知において発行者に株主として通知された者であるか否かにかかわらず、当該加入者に関する情報を発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、発行者への「配当金振込指定データ」の通知をした日からその後最初に到来した総株主通知に係る株主確定日までの間に、当該加入者の株主等通知用データの内容に変更が生じたときは、発行者に対して「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」を通知する。</p> <p>※ 「加入者の氏名又は名称」又は「加入者のカナ氏名又はカナ名称」について、機構の定めた文字数を超える場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により加入者の氏名又は名称等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 機構は、「加入者の住所」のうち町・</p>

内 容	備 考
<p>⑩ 加入者が法人であるときは、代表者の役職名並びに氏名及びカナ氏名</p> <p>⑪ 配当金振込指定方式（常に、指定無しとなる。）</p> <p>ウ 加入者に関する情報（届出の取次ぎに係る内容（配当金振込指定以外） 機構は、次に掲げる発行者への届出について、加入者から発行者に対する届出の取次ぎを委託されているときは、発行者に対し、ア及び前イに加え、それぞれに掲げる届出の内容を通知する。</p> <p>（ア）加入者の口座が複数の者の共有に属する場合の共有代表者の選任に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共有代表者の役職名 ② 共有代表者の氏名 ③ 共有代表者のカナ氏名 <p>（イ）常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定（常任代理人の選任に代えて行うものに限る。）に係る届出</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 常任代理人の氏名又は名称 ② 常任代理人の代表者等の役職名 ③ 常任代理人の代表者等の氏名 	<p>字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ 「加入者の住所」について、機構の定めた文字数を超える場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により加入者の住所の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する（別に「株主情報通知書（共有者情報）」を通知する場合を除く。）。</p> <p>※ 加入者の口座が複数の者の共有に属する場合は、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。</p> <p>※ 左記のウに掲げる事項の通知を受けた発行者は、加入者から、当該内容の届出を受けたものとして取り扱わなければならない。</p> <p>※ 加入者が非居住者であって、①から③までの情報はなく、④及び⑤に係る情報のみが通知された場合には、当該内容の通知を受けた発行者は、当該加入者から、国内連絡先住所の届出を受</p>

内 容	備 考
<p>④ 常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号 ⑤ 常任代理人又は国内連絡先の住所</p> <p>(ウ) 法定代理人の選任に係る届出 ① 法定代理人の氏名又は名称 ② 法定代理人の代表者等の役職名 ③ 法定代理人の代表者等の氏名 ④ 法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号 ⑤ 法定代理人の住所</p> <p>⑥ 法定代理人の代理権の制限に係る事項</p> <p>(c) 名寄せ解除が生じた場合における配当金振込指定の内容の再通知 機構は、株主等通知用データにおいて、複数の加入者口座情報等の名寄せを行っている場合であって、加入者口座情報等の更新により、名寄せの解除を行ったときは、発行者に対して、当該名寄せの解除の対象となった加入者に係る「配当金振込指定データ」の内容を記載した「配当金振込指定再通知書」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により再通知する。</p> <p>b 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎ 機構は、加入者が、直近の総株主通知において発行者に株主として通知された者でない場合は、株主等通知用データに登録されている配当金振込指定方式の内容を、「総株主通知データ(株主情報)」により発行者に対して通知する。 また、機構は、加入者が、直近の総株主通知において発行者に株主として通知された者である場合は、株主等通知用データに登録されている配当金振込指定方式の内容を更新した日の翌営業日に、「株主情報変更通知データ」により発行者に対して通知する。 なお、機構は、株主等通知用データにおいて、複数の加入者口座情報等の名寄せを行っている場合であって、加入者口座情報等の更新により、名寄せの解除を行ったときは、「株主等照会コード変更通知データ」の通知に際して、当該名寄せの解除の対象となった加入者ごとに、株主等通知用データに登録されている配当金振込指定方式の内容を発行者に対して再通知する。</p>	<p>けたものとして取り扱わなければならない。 ※ 機構は、常任代理人又は国内連絡先の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、法定代理人の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>(業 168 条 12 項、施 231 条) ※ 「総株主通知データ(株主情報)」及び「株主情報変更通知データ」に係る取扱いについては、第 9 節「総株主通知に係る手続」を参照。 ※ 加入者による配当金振込指定の取次ぎの請求が、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用の中止を内容とするものであるときは、機構は配当金振込指定方式の内容を指定無</p>

内 容	備 考
<p>(6) 発行者における配当金振込指定に係る情報の管理</p> <p>a 配当金振込指定の単純取次ぎ</p> <p>発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」の内容について、加入者本人からの届出である旨を確認済みであるものとして、次の区分に応じて適切に管理しなければならない。</p> <p>(a) 加入者が株主として株主名簿に記載又は記録されている者であって、初めて配当金振込指定を行うものである場合の取扱い</p> <p>発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に基づいて、発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を登録する。</p> <p>(b) 加入者が株主として株主名簿に記載又は記録されている者であって、既に配当金振込指定を行っているものである場合の取扱い</p> <p>発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に基づいて発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を更新する（発行者は、機構からの通知日が最新のものを優先的に取り扱う。）。</p>	<p>しとして発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、名寄せの解除の対象となった加入者の株主等照会コードが、既に発行者に通知されているものであるときは、配当金振込指定方式の再通知を「株主情報変更通知データ」により行い、当該加入者の株主等照会コードが、新たに発行者に通知されるものであるときは、配当金振込指定方式の再通知を「株主等照会コード変更通知データ」により行う。</p> <p>(業 168 条 13 項)</p> <p>※ 発行者は、加入者による配当金振込指定を、発行者が機構から「配当金振込指定データ」の通知を受けたときに当該発行者に到達したものと取り扱う。</p> <p>※ 発行者は、機構から、「配当金振込指定データ」を受領した日が、一の配当基準日に係る配当金支払方法の確定日よりも前であるときは、新たに通知された振込先口座に、当該配当基準日に係る配当金を支払うことができる（当該</p>

内 容	備 考
<p>(c) 加入者が登録株式質権者として株主名簿に記載又は記録された者である場合の取扱い 発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に係る加入者が登録株式質権者として株主名簿に記載又は記録された者である場合は、当該登録株式質権者である者が、株主として受け取るべき配当金に係る配当金振込指定を行ったものとして取り扱う。 この場合において、発行者は、当該「配当金振込指定データ」の受領後に到来した最初の株主確定日に係る総株主通知において当該登録株式質権者が株主として通知されなかったときは、当該データを破棄する。</p> <p>(d) 加入者が株主名簿に記載又は記録された者でない場合の取扱い 発行者は、機構から通知された「配当金振込指定データ」に係る加入者が株主名簿に記載又は記録されていない者である場合であって、当該「配当金振込指定データ」の受領後に到来した株主確定日に係る総株主通知において、当該加入者が株主として通知されたときは、当該株主に係る配当金振込指定として取り扱い、株主として通知されなかったとき（ストックオプション行使等により株主確定日以前に株式の効力が発生し、振替口座簿への新規記録日が当該株主確定日後となる場合であって、発行者が配当金の支払い対象とする株主を除く。）は、当該データを破棄する。</p> <p>(e) 同一日に同一の加入者について複数の「配当金振込指定データ」が通知された場合の取扱い 発行者は、同一日に同一の加入者に係る複数の「配当金振込指定データ」が機構から通知された場合であって、指定された振込先口座等の内容がそれぞれ異なるものであるときは、当該発行者が定めるところにより適切に取り扱う。</p>	<p>配当基準日において、加入者が株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定を行っていた者である場合を除く。)</p> <p>※ 発行者は、加入者が、機構における取扱開始前から発行者に配当金振込指定を行っている者である場合においても、機構から受領した「配当金振込指定データ」により、当該加入者に係る配当金振込指定の内容の更新を行う。</p> <p>※ 発行者は、登録株式質権者から配当金の受領権限がある旨の届出があった場合は、当該登録株式質権者に対する配当金の支払いを、配当金領収証による一覧払いの形式又は別に当該登録株式質権者が指定した方法により行う。</p> <p>※ 機構は、加入者が、直近の総株主通知において発行者に通知株主等として通知された者でないときは、「配当金振込指定データ」の通知後の最初の総株主通知において、当該加入者を通知株主等として通知するときは、「総株主通知データ（株主情報）」により当該加入者に係る株主等通知用データの内容を発行者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>b 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎ 発行者は、機構から通知された「総株主通知データ（株主情報）」又は「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」における配当金振込指定方式の内容について、加入者本人からの届出である旨を確認済みであるものとして、次の区分に応じて適切に管理しなければならない。</p> <p>(a) 株主の選択する配当金振込指定方式の内容が登録配当金受領口座方式である場合の取扱い 発行者は、初めて株主から配当金振込指定を受領した場合であって、機構から通知された「総株主通知データ（株主情報）」又は「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」の内容が、当該株主が配当金振込指定方式として登録配当金受領口座方式の利用を選択するものであるときは、当該データの内容に基づいて、発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を登録する。 また、発行者は、既に株主から配当金振込指定を受けている場合であって、機構から通知された「総株主通知データ（株主情報）」又は「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」の内容が、当該株主が配当金振込指定方式として登録配当金受領口座方式の利用を選択するものであり、かつ、当該データにおいて指定された登録配当金受領口座の内容が現に株主から受けている配当金振込指定に係る振込先口座の内容と異なるときは、当該データの内容に基づいて、発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を更新する（発行者は、機構からの通知日が最新のもの優先的に取り扱う。）。</p> <p>(b) 株主の選択する配当金振込指定方式の内容が株式数比例配分方式である場合の取扱い 発行者は、初めて株主から配当金振込指定を受領した場合であって、機構から通知された「総株主通知データ（株主情報）」又は「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」の内容が、当該株主が配当金振込指定方式として株式数比例配分方式の利用を選択するものであるときは、当該データの内容に基づいて、発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を登録する。 また、発行者は、既に株主から株式数比例配分方式以外の配当金振込指定を受けている場合であって、機構から通知された「総株主通知データ（株主情報）」又は「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」の内容が、当該株主が配当金振込指定方式として株式数</p>	<p>(業 168 条 13 項)</p> <p>※ 発行者は、加入者による配当金振込指定を、発行者が機構から「総株主通知データ（株主情報）」又は「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」の通知を受けたときに当該発行者に到達したものと取り扱う。</p> <p>※ 発行者は、機構から、「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」を受領した日が、一の配当基準日に係る配当金支払方法の確定日よりも前であるときは、新たに通知された登録配当金受領口座に、当該配当基準日に係る配当金を支払うことができる（当該配当基準日において、加入者が株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定を行っていた者である場合を除く。）。</p> <p>※ 株式数比例配分方式による配当金の支払いは、配当金振込指定方式として株式数比例配分方式を選択する旨の通知が、「総株主通知データ（株主情報）」により通知されたときは、当該総株主通知に係る株主確定日以降に到来する最初の配当基準日に係る配当金の支払いのときから行い、「株主情報変更通知</p>

内 容	備 考
<p>比例配分方式の利用を選択するものであるときは、当該データの内容に基づいて、発行者が管理する配当金支払方式に係る情報を更新する（発行者は、機構からの通知日が最新のものを優先的に取り扱う。）。</p> <p>(c) 株主の選択する配当金振込指定方式の内容が指定無しである場合の取扱い 発行者は、既に株主から登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定を受けている場合であって、機構から通知された「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」の内容が、当該株主の配当金振込指定方式を指定無しとするものであるときは、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式の利用の中止の届出を受けたものとして取り扱う（発行者は、機構からの通知日が最新のものを優先的に取り扱う。）。</p> <p>(d) 登録株式質権者である者に関する取扱い 発行者は、機構から登録株式質権者として株主名簿に記載又は記録されるべき者について、「総株主通知データ（株主情報）」（加入者の配当金振込方式として、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式が指定されているものに限る。）を受領したときは、当該データ中の「配当金振込指定方式」に係る情報を読み捨てる。 また、発行者は、機構から登録株式質権者として株主名簿に記載又は記録された者について、「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」（加入者の配当金振込方式として、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式が指定されているものに限る。）を受領したときは、当該登録株式質権者である者が、株主として受け取るべき配当金に係る配当金振込指定を行ったものとして取り扱う。この場合において、発行者は、当該データを受領後に到来する最初の</p>	<p>データ」及び「株主等照会コード変更通知データ」により通知されたときは、当該データを受領後に到来する最初の配当基準日に係る配当金の支払いのときから行う。</p> <p>※ 発行者は、一の配当基準日において株式数比例配分方式を利用するものとしていた株主について、当該配当基準日に係る配当金支払開始日が到来する前に、株式数比例配分方式の利用を中止する旨又は登録配当金受領口座方式に変更する旨の「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」を受領した場合でも、当該配当基準日に係る配当金の支払いを株式数比例配分方式により行う。</p> <p>※ 機構は、株主である者と登録株式質権者である者とを区別せずに「配当金振込指定方式」に係る情報を含む「総株主通知データ（株主情報）」等を発行者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>株主確定日に係る総株主通知において、当該登録株式質権者である者が株主として通知されなかったときは、当該データ中の配当金振込指定方式に係る情報を読み捨てる。</p> <p>c 配当金の振込不能又は金融機関の支店統廃合等による登録配当金受領口座の変更等に係る取扱い</p> <p>(a) 基本的な取扱い</p> <p>発行者は、機構から通知された配当金振込指定の単純取次ぎに係る振込先口座又は登録配当金受領口座方式に係る登録配当金受領口座への配当金の支払いに際して、振込不能が生じたときは、全国株連連合会と全国銀行協会の定める「株式配当金支払事務取扱要領」に基づいて、適切に事後処理を行う。</p> <p>発行者は、振込不能が登録配当金受領口座について生じたときは、登録配当金受領口座方式に係る登録配当金受領口座として当該口座を指定した株主に対し、その直近上位機関に登録配当金受領口座の変更に係る届出を行うよう促す。</p> <p>(b) 金融機関の支店統廃合等による登録配当金受領口座の変更及び登録配当金受領口座の補正の取扱い</p> <p>ア 発行者による「登録配当金振込先口座変更データ」の通知</p> <p>発行者は、金融機関の支店統廃合等により、株主の登録配当金受領口座に係る金融機関番号、店番号又は口座番号の変更が生じた事実を知った場合（機構から受領した「総株主通知データ」等において、金融機関の支店統廃合等によって存在しなくなった金融機関番号又は店番号が登録配当金受領口座として指定されていることを知った場合を含む。）であって、当該金融機関に対して変更後の金融機関預金口座の確認を行ったときは、「登録配当金振込先口座変更データ」を機構に対して通知することができる。</p> <p>また、発行者は、株主の登録配当金受領口座を開設する金融機関から、登録配当金受領口座に係る店番号、預金種別又は口座番号を補正して配当金の入金処理を行った旨の通知（「株式配当金振込変更通知書」による通知）を受けたときも、機構に対して、「登録配当金振込先口座変更データ」を通知することができる。</p> <p>(ア) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(イ) 取扱時間 午前2時から午後5時まで</p>	<p>※ 株主から直近上位機関に対する変更に係る届出が適正に行われない場合、変更前の登録配当金受領口座が、再度、機構から発行者に通知される。</p> <p>※ 登録配当金受領口座の口座名義人が変更された場合等については、「登録配当金振込先口座変更データ」の通知対象とならない。</p> <p>※ 配当金振込指定の単純取次ぎに係る振込先口座に係る情報については、「登録配当金振込先口座変更データ」の通知対象とならない。</p> <p>※ 「登録配当金振込先口座変更データ」は、銘柄単位で作成することでも、銘柄を横断して作成することでも、いずれであっても差し支えない。</p>

内 容	備 考
<p>(ウ) 通知内容</p> <p>① 登録配当金受領口座に係る株主の株主等照会コード</p> <p>② 変更前の（機構から通知された）登録配当金受領口座に係る次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更前の登録配当金受領口座に係る金融機関番号及び店番号 ・ 変更前の登録配当金受領口座に係る預金種別 ・ 変更前の登録配当金受領口座に係る口座番号 ・ 変更前の登録配当金受領口座に係る口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・ 変更前の登録配当金受領口座に係る口座名義人が、①の株主以外の者であるときは、その旨 <p>③ 変更後（補正後）の登録配当金受領口座に係る次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の登録配当金受領口座に係る金融機関番号及び店番号 ・ 変更後の登録配当金受領口座に係る預金種別 ・ 変更後の登録配当金受領口座に係る口座番号 <p>イ 機構における処理</p> <p>機構は、発行者から「登録配当金振込先口座変更データ」の通知を受けた日の夜間バッチ処理において、当該データに基づいて、株主等通知用データにおける登録配当金受領口座に係る情報を更新する。</p> <p>ウ 発行者に対する「株主情報変更通知データ」の通知</p> <p>機構は、発行者から通知された「登録配当金振込先口座変更データ」に基づいて、株主等通知用データの更新を行ったときは、当該データの通知日の翌営業日に、発行者に対して「株主情報変更通知データ」を通知する。</p>	<p>※ 機構は、「登録配当金振込先口座変更データ」中の変更前の登録配当金受領口座の内容が、株主等通知用データの内容と一致しないとき（他の発行者から通知された「登録配当金振込先口座変更データ」又は口座管理機関から通知された「加入者情報データ」により、株主等通知用データが更新されている場合を含む。）は、当該「登録配当金振込先口座変更データ」に係る処理を行わない。</p> <p>※ 「株主情報変更通知データ」による処理結果の通知は、「登録配当金振込先口座変更データ」により株主等通知用デ</p>

内 容	備 考
<p>(ア) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(イ) 通知内容</p> <p>① 配当金振込指定方式（登録配当金受領口座方式を利用する旨）</p> <p>② 変更後の登録配当金受領口座に係る次に掲げる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録配当金受領口座を開設する金融機関の金融機関番号及び店番号 ・ 登録配当金受領口座の預金種別 ・ 登録配当金受領口座の口座番号 ・ 登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称 	<p>ータが更新された者が、次のいずれかに該当する場合に行う。</p> <p>① 直近の総株主通知における通知株主等</p> <p>② 直近の総株主通知において通知株主等に該当しなかったものの、当該総株主通知に係る株主確定日後に配当金振込指定の単純取次ぎに係る「配当金振込指定データ」の通知がされた加入者（その後に通知された「株主情報変更通知データ」により、登録配当金受領口座方式を利用する旨が通知された場合に限る。）</p> <p>③ 直近の総株主通知において通知株主等に該当しなかったものの、当該総株主通知に係る株主確定日後に「株主等照会コード変更通知データ」の通知がされた加入者</p> <p>※ その他の「株主情報変更通知データ」に係る通知内容の詳細については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p> <p>※ 口座管理機関が「加入者情報データ」の通知に際して「登録配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」の通知を省略したときは、機構は当該項目に「#」（10桁）を設定して発行者に通知</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称 ・ 登録配当金受領口座の口座名義人が加入者以外の者であるときは、その旨 <p>エ 発行者に対する「登録配当金振込先口座変更エラー通知データ」の通知</p> <p>機構は、発行者からの「登録配当金振込先口座変更データ」を受領した場合において、「登録配当金振込先口座変更データ」の内容に、次のいずれかに該当するものがあるときは、「登録配当金振込先口座変更データ」に係る処理を中断し、その旨を「登録配当金振込先口座変更エラー通知データ」として、「登録配当金振込先口座変更データ」の受付日の翌営業日に、ファイル伝送により、当該発行者に通知する。なお、当該通知を受領した発行者は通知内容を確認し、必要に応じて「登録配当金振込先口座変更データ」を再通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更の対象となった株主の株主等通知用データが存在しないとき（変更の対象となった株主の株主等通知用データに紐づくすべての加入者口座情報に削除の旨が登録されているときを含む。）。 ② 変更の対象となった株主が登録配当金受領口座方式を利用していないとき。 ③ 変更の対象となった株主の株主等通知用データの「登録配当金受領口座の口座名義人カナ氏名又はカナ名称」が、「登録配当金振込先口座変更データ」で通知された変更前の「振込先口座の口座名義人カナ氏名又はカナ名称」と一致しないとき。 ④ 変更の対象となった株主の株主等通知用データの「登録配当金受領口座の口座名義人区分」が、「登録配当金振込先口座変更データ」で通知された変更前の「振込先口座の口座名義人区分」と一致しないとき。 ⑤ 変更の対象となった株主の株主等通知用データの「登録配当金受領口座金融機関預金口座コード」が、「登録配当金振込先口座変更データ」で通知された「変更後の振込先口座の金融機関預金口座コード」と一致するとき。 ⑥ 変更の対象となった株主の株主等通知用データの「登録配当金受領口座金融機関預金口座コード」が、「登録配当金振込先口座変更データ」で通知された「変更前の振込先口座の金融機関預金口座コード」と一致しないとき。 ⑦ 発行者から「登録配当金振込先口座変更データ」を受領した日と同日に、他の発行者から同一の株主について「登録配当金振込先口座変更データ」を受領した場合であって、「変更後の振込先口座の金融機関預金口座コード」が他の発行者から「登録配当金振込先口座変更データ」で通知された「変更後の振込先口座の金融機関預金口座コード」と一致しないとき。 <p>オ 口座管理機関に対する「加入者情報変更済通知データ」の通知</p>	<p>する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、発行者からの「登録配当金振込先口座変更データ」により株主等通知用データを更新したときは、更新した日の翌営業日に、変更後の登録配当金受領口座に係る情報を含む「加入者情報変更済通知データ」を、変更前の登録配当金受領口座に係る情報を機構に通知した口座管理機関に対して、ファイル伝送により通知する。</p> <p>(7) 株式等振替制度外で行われた配当金振込指定の取扱い</p> <p>a 発行者における配当金振込指定の受付時の留意事項</p> <p>発行者は、株式等振替制度外で株主から配当金振込指定を受け付けようとする場合において、当該株主が、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している者であるときは、当該株主による配当金振込指定を不受理としなければならない。</p> <p>b 株式等振替制度を通じて受領した配当金振込指定との優先順位</p>	<p>※ 機構は、変更前の登録配当金受領口座に係る情報を通知した口座管理機関により、加入者口座情報に削除の旨の登録がされている場合には、「加入者情報変更済通知データ」の通知を行わない。</p> <p>※ 加入者情報Web端末の「加入者情報照会」画面では、発行者からの「登録配当金振込先口座変更データ」によって更新された内容を照会することができない。</p> <p>※ 機構は、変更前の登録配当金受領口座に係る情報（同一の金融機関預金口座）について複数の口座管理機関から通知を受けているときは、加入者情報登録簿における登録又は更新の日付が最も新しい加入者口座情報に係る口座管理機関に対して、「加入者情報変更済通知データ」を通知する。</p> <p>※ 加入者情報の通知については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 発行者は、株主が登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用している者であるか否かを、直近の総株主通知の際の「総株主通知データ（株主情報）」又は直近の総株主通知後に機構から通知された「株主情報変更通知データ」若しくは「株主等照会コード変更通知データ」によって判別する。</p>

内 容	備 考
<p>発行者は、株式等振替制度外で株主から配当金振込指定を受け付けた場合であって、当該株主が、既に株式等振替制度を通じて、配当金振込指定の単純取次ぎにより、配当金振込指定を行っている者であるときは、発行者は、株式等振替制度外で受け付けた配当金振込指定の内容により、当該株主について発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を更新する。</p> <p>また、既に株式等振替制度外で配当金振込指定を受け付けている株主が、新たに株式等振替制度を通じて配当金振込指定の単純取次ぎ、登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を利用する旨の配当金振込指定を行ったときは、発行者は、機構からの通知内容により、当該株主について発行者が管理する配当金支払方法に係る情報を更新する。</p>	

内 容			備 考
3. 株式数比例配分方式による配当金の受払いスキーム			
【イメージ図】			
	口座管理機関	機 構	発行者(株主名簿管理人)
支払額 確定日			配当金支払額の確定
通知日		配当金支払予定額データ受付	配当金支払予定額データ 配当金支払予定額データ 入力処理内容通知
通知日 夜間 バッチ		配当金の割当計算	
通知日 の翌営 業日			配当金支払予定額エラー通知 配当金受払予定額データ 配当金受払予定額明細 データ
配当金 支払開 始日の 3営業 日前	配当金入金予定額 明細データ		
配当金 支払開 始日	入金確認		配当金の支払い

※ 株式数比例配分方式以外の方法による配当金の受払いについては、全国株懇連合会及び全国銀行協会の「株式配当金支払事務取扱要領」の定めるところによって行う。

※ 剰余金の配当に関する株主提案を受領した発行者は、日本経済団体連合会、全国株懇連合会及び機構が策定した「株主から剰余金の配当に関する提案を受領した場合の標準モデル」(資料2-14-1)に基づき対応することが望ましい(個社事情により当該モデルとは異なる対応をすることも想定される。)

内 容	備 考
<p>(1) 株式数比例配分方式による配当金の支払いの対象となる株主の特定</p> <p>a 基本的な取扱い</p> <p>発行者は、一の配当基準日に係る総株主通知のときにおいて、株式数比例配分方式を利用する旨の配当金振込指定を行っている株主（以下「株式数比例配分方式利用株主」という。）に対しては、原則として、株式数比例配分方式により、当該配当基準日に係る配当金の支払いを行う。</p> <p>b 発行者において株式数比例配分方式の支払対象から除外する場合</p> <p>発行者は、株式数比例配分方式利用株主について、次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、株式数比例配分方式による配当金の支払対象から当該株主を除外したうえで、直ちに、その旨を記載した「株式数比例配分方式除外株主通知書」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により機構に報告する。</p> <p>① 登録株式質権者から配当金の受領権限がある旨の届出があった場合（株主が、その有する振替株式の全部又は一部について質権設定を行っている場合であって、当該質権設定された株式の全部又は一部について、質権者が総株主通知のときに登録株式質権者となるべき旨の申出を行っており、かつ、登録株式質権者が、質権が登録された株式の全部又は一部について、自らに配当金の受領権限がある旨の届出を発行者に対して行ったとき。）</p> <p>② 裁判所から、株主の配当金支払請求権に係る差押命令が送達された場合</p>	<p>※ 発行者は、配当基準日に係る総株主通知後に機構から通知された「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」により、株主が新たに株式数比例配分方式を利用する旨又は株式数比例配分方式の利用を中止する旨の配当金振込指定の取次ぎを受けた場合、その後最初に到来した配当基準日に係る配当金の支払いのときから、当該「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」の内容を適用する。</p> <p>※ 発行者は、株式数比例配分方式による配当金の支払対象から除外した株主について、後記（3）の「配当金支払予定額データ」の通知に際して、当該株主に係る配当金支払予定額をゼロと設定する。</p> <p>※ 株式数比例配分方式除外株主通知書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-32）を参照。</p> <p>※ ①、③又は④の場合において、株主が受領すべき配当金があるときは、発行者は、別に当該株主が指定する方法又は配当金領収証等の交付の方法により、当該株主に対する配当金の支払いを行う。</p> <p>※ ②の場合において、発行者は、株主への配当金の支払いを中止する。</p>

内 容	備 考
<p>③ 株主確定日（配当に係る基準日であるものに限る。）以前に株式の効力が発生したものの、振替口座簿への新規記録日が当該株主確定日後となったとき等であって、当該株主確定日に係る総株主通知において株主として通知された者の当該株主確定日における保有株式数について、総株主通知により通知された数と発行者において配当金の支払い対象として認識している数に差異がある場合</p> <p>④ 一の株主確定日に係る総株主通知の内容について、事後に「総株主通知訂正通知書」により、名寄せの解除又は総株主報告データの訂正に係る総株主通知の訂正が行われた場合であって、その訂正内容を「配当金支払予定額データ」に反映できない場合</p> <p>⑤ 発行者（外国人保有制限銘柄に限る。）が、法令等に基づき、一の株主確定日に係る総株主通知により通知された数のすべてについて名義書換を拒否した外国人に対して、名義書換拒否株式に係る配当金を支払わない場合</p> <p>(2) 交付金銭等情報の通知</p> <p>a 発行者による交付金銭等情報の通知</p> <p>発行者は、全国株懇連合会及び日本証券業協会が定める「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」において規定する事由により株主に金銭等を交付する場合は、後記（3）の通知に先立って、「みなし配当の金額」や「純資産減少割合」等の情報（以下「交付金銭等情報」という。）の開示後、機構に対して、速やかに、所定の書式により、Target 保振サイトを通じて交付金銭等情報を通知する。</p>	<p>※ 株式数比例配分方式の支払対象から除外する株主には、総株主通知の訂正の内容が名寄せの解除に係るものである場合は、訂正前の株主等照会コードを継承した者を含む。</p> <p>※ 発行者は、総株主通知の訂正内容を反映した「配当金支払予定額データ」を機構に対して通知するとき又は既に機構に対して通知済の「配当金支払予定額データ」に総株主通知の訂正内容を反映するため、同データを訂正するときは、あらかじめ機構に連絡し（総株主通知日と同日付で機構から「総株主通知訂正通知書」が通知された場合を除く。）、機構の指示するところにしたがって、必要な事務を行わなければならない。</p> <p>※ 左記の通知の手続の詳細については、機構が定める「交付金銭等情報通知マニュアル」を参照。</p> <p>※ 左記の通知を行った後に、通知した交付金銭等の内容に訂正又は変更が生じた場合は、訂正又は変更後の情報を</p>

内 容	備 考
<p>b 口座管理機関に対する交付金銭等情報に関する通知 機構は、発行者から交付金銭等情報に関する通知を受けた場合は、原則として、発行者から通知された日（ただし、17 時以降に通知されたものは翌営業日扱い）の翌々当日に、口座管理機関に対して、Target 保振サイトを通じて発行者から通知された情報を通知する。</p> <p>(3) 発行者による配当金支払予定額の通知 発行者は、株主ごとの配当金支払額の確定後、当該発行者の定める配当金支払開始日の4 営業日前の日（以下「配当金支払予定額通知期限」という。）までに、株式数比例配分方式利用株主に係る「配当金支払予定額データ」を機構に通知しなければならない。</p>	<p>速やかに機構に通知する。</p> <p>※ 通知内容については、全国株懇連合会及び日本証券業協会が定める「会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領」を参照。</p> <p>(業 170 条 1 項、施 232 条)</p> <p>※ 発行者は、発行者が定める配当金支払開始日と株式数比例配分方式に係る配当金の振込日に差異が生ずることのないよう、株式数比例配分方式において必要となる追加的な事務処理を考慮して、配当金の支払いに係る日程管理を行わなければならない（実務上は、左記の配当金支払予定額通知期限に先立ち、振込依頼書（磁気データ）の仕向銀行に対する提出期限（全国銀行資金決済ネットワーク内国為替運営機構の定める振込依頼データ（MT）の交付期限）が到来することとなるため、当該提出期限の前営業日までに「配当金支払予定額データ」を通知する必要がある。）。</p> <p>※ 発行者が複数の種類の株式を発行している場合は、発行者は、株式数比例配分方式に係る「配当金支払予定額データ」を当該種類株式ごとに作成しなければならない。なお、発行者は、株式数比例配分方式により、機構における取扱対象外の種類株式に係る配当金を支払ってはならない。</p>

内 容	備 考
<p>a 通知方法 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 午前3時から午後8時まで</p> <p>c 通知内容</p> <p>① 配当基準日</p> <p>② 銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 株式数比例配分方式利用株主に係る株主等照会コード</p> <p>④ 株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額（源泉徴収税額控除前）</p>	<p>※ 発行者は、同一の配当基準日について複数の「配当金支払予定額データ」を通知する必要があるときは、あらかじめ機構にその旨を通告し、機構の指示するところにしたがって、必要な事務を行わなければならない。</p> <p>※ 機構は、発行者から「配当金支払予定額データ」を受領したときは、直ちに、当該データの内容について簡易なチェックを行い、その結果を「配当金支払予定額データ入力処理内容通知」として当該発行者に対して通知する。当該発行者は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、訂正内容を反映した「配当金支払予定額データ」を機構に対して再通知する。</p> <p>※ 機構は、発行者の通知した「配当金支払予定額データ」中の株主等照会コードが、配当基準日における株式数比例配分方式利用株主に係るものでない場合には、当該データをエラーとする。</p> <p>※ 発行者は、株式数比例配分方式利用株主が前（1）bに掲げる事由に該当するときは、当該株主に係る配当金支払</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 配当金支払開始日</p> <p>⑥ 口座管理機関による所得税等の源泉徴収の要否（源泉徴収区分）</p> <p>⑦ 株主確定日</p> <p>⑧ 端数処理代金の有無（端数処理代金区分）</p> <p>⑨ 端数の処理代金支払予定額</p> <p>⑩ 大口個人株主又は源泉徴収不適用株主に該当するか否か（株主区分）</p> <p>⑪ 外国人保有制限銘柄について、名義書換拒否の対象となった振替株式の数に係る配当金を支払う銘柄であるか否か（名義書換拒否株数支払区分）</p> <p>d 配当金支払予定額データの訂正又は取消し (a) 通知日当日の訂正又は取消し</p>	<p>予定額をゼロとして機構に通知する。</p> <p>※ 発行者は、剰余金の配当と端数の処理代金を合算して株主に支払う場合には、合算後の支払予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当しない場合には、源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当する場合には、口座管理機関が所得税等の源泉徴収をする必要がある旨を左記の項目に設定する。それ以外の場合には、口座管理機関が所得税等の源泉徴収をする必要がない旨を設定する。</p> <p>※ 端数の処理代金の対象は、会社法第234条第1項各号に掲げる行為又は同法第235条第1項に規定する株式の分割若しくは株式の併合に際して交付する端数の処理代金とする。なお、株式数比例配分方式を利用して、端数の処理代金のみを剰余金の配当とは別に支払うこと及び複数の種類の端数の処理代金を合わせて支払うことはできない。</p>

内 容	備 考
<p>発行者は、機構に対して通知した「配当金支払予定額データ」について、通知日当日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正又は取消し内容を反映したデータを機構に再通知する。</p> <p>(b) 通知日の翌営業日から配当金支払予定額通知期限までの間における訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「配当金支払予定額データ」について、通知日の翌営業日から配当金支払予定額通知期限までの日に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正内容を反映した「配当金支払予定額データ」又は取消しデータを機構に再通知する。</p> <p>(c) 配当金支払予定額通知期限後の訂正又は取消し 発行者は、機構に対して通知した「配当金支払予定額データ」について、配当金支払予定額通知期限後（配当金支払開始日の前日までに）に、その訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、直ちに、その旨を機構に通告するとともに、機構の指示するところにしたがって、必要な事務を行う。</p>	<p>※ 「配当金支払予定額データ」中の銘柄又は配当基準日について、訂正を要する事情が発生したときは、対象となるデータの取消しが必要となる。</p> <p>※ 訂正又は取消しを要する事情として想定されるものは次のとおり。 ① 株式数比例配分方式利用株主に係る配当金計算の過誤 ② 配当金支払開始日及び配当金支払額等の変更（有配から無配への変更を含む。） ③ 前（1）bに掲げる事由の発生</p> <p>※ 「配当金支払予定額データ」中の銘柄、配当基準日又は配当金支払開始日のいずれかについて、訂正を要する事情が発生したときは、対象となるデータの取消しが必要となる。</p> <p>※ 左記の場合における「配当金支払予定額データ」の訂正は、配当基準日、銘柄、配当金支払開始日単位で該当するすべてのレコードを再送する方法によって行う。</p> <p>※ 発行者は、同一の配当基準日に係る「配当金支払予定額データ」の取消しと訂正を同日に行うことはできない。</p> <p>※ 発行者による通告は、電話連絡による。</p> <p>※ 発行者は、左記の通告を遅くとも、配当金支払開始日の前日までに完了しなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(4) 機構における割当計算</p> <p>機構は、発行者から「配当金支払予定額データ」を受領した日の夜間バッチ処理において、株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額（発行者が、剰余金の配当と端数の処理代金を合算して支払う場合には、端数の処理代金支払予定額を含まない金額。以下この(4)において同じ。)及び端数の処理代金支払予定額について、次のとおり割当計算を行い、株式数比例配分方式利用株主がその直近上位機関から開設を受けた口座ごとの配分額（以下「配当金入金予定額」及び「端数の処理代金入金予定額」という。）を算出する。</p>	<p>(業 170 条 2 項、施 233 条 1 項)</p> <p>※ 機構は、株式数比例配分方式利用株主が、質権株式の株主、特別株主又は反対株主である場合は、担保等の目的となっている振替株式が記載又は記録された質権者若しくは譲渡担保権者の口座又は買取口座（記録先加入者口座コードに係る口座）ごとに、それぞれの口座に記載又は記録された振替株式の数に基づいて行った割当計算結果と、株式数比例配分方式利用株主の口座（質権者の口座に記載若しくは記録された株主若しくは譲渡担保権者に係る特別株主管理簿に記載若しくは記録された特別株主又は反対株主管理簿に記載若しくは記録された反対株主の加入者口座コードに係る口座）の保有欄に記載又は記録された振替株式の数（株式数比例配分方式利用株主による特別株主の申出又は発行者による反対株主の通知が行われたものを除く。）に基づいて行った割当計算結果を合算して、当該株式数比例配分方式利用株主の口座ごとの配当金入金予定額及び端数の処理代金入金予定額を算出する。</p> <p>※ 機構は、外国人保有制限銘柄について、名義書換拒否が行われ、かつ名義書換拒否が行われた株式に係る配当金が支払われない場合であって、名義書換拒否の対象となった株主が株式数比例配分方式利用株主であるときは、名義書換拒否の対象となった振替株式の数</p>

内 容	備 考
<p>① 株式数比例配分方式利用株主の有する総株主通知対象銘柄である振替株式の数に基づいて、加入者口座コードごと、記録先加入者口座コードごと（質属性区分が異なるものがある場合は、総株主通知対象銘柄である振替株式の数を合算する。）に、配当金及び端数の処理代金の受領割合を算出する。</p> $\text{受領割合} = \frac{\text{加入者口座コードごと、記録先加入者口座コードごとの配当基準日における総株主通知対象銘柄である振替株式の数}}{\text{株式数比例配分方式利用株主ごとの配当基準日における総株主通知対象銘柄である振替株式の数}}$ <p>② 前（3）において発行者から通知された当該株式数比例配分方式利用株主に係る配当金支払予定額及び端数の処理代金支払予定額に、①で算出した加入者口座コードごと、記録先加入者口座コードごとの受領割合を乗じて、加入者口座コードごと、記録先加入者口座コードごとの配当金入金予定額及び端数の処理代金入金予定額を算出する。割当計算の結果、端数が生ずる場合は、配当基準日における加入者口座コードごと、記録先加入者口座コードごとの総株主通知対象銘柄である振替株式の数が最も大きい加入者口座コードに係る株式数比例配分方式利用株主の口座に端数の合計を配分する。</p> $\begin{aligned} \text{配当金入金予定額} &= \text{配当金支払予定額} \times \text{受領割合} \\ \text{端数の処理代金入金予定額} &= \text{端数の処理代金支払予定額} \times \text{受領割合} \end{aligned}$ <p>（5）発行者に対する「配当金受払予定額データ」等の通知</p>	<p>を控除した振替株式の数により、配当金支払予定額の割当計算を行う。</p> <p>※ ②の計算に際して、配当基準日における加入者口座コードごと、記録先加入者口座コードごとの総株主通知対象銘柄である振替株式の数が最も大きい加入者口座コードに係る株式数比例配分方式利用株主の口座が複数存在するときは、加入者口座コードが最も大きい口座に端数の合計を配分する。この場合において、「総株主報告データ」中に、当該加入者口座コードが最も大きい口座に係るデータが複数存在するときは、記録先加入者口座コードが付されていないデータに端数の合計を配分する（記録先加入者口座コードが付されていないデータがないときは、記録先加入者口座コードの最も大きいデータに端数の合計を配分する。）。</p> <p>（業 170 条 2 項、施 233 条 2 項及び 3 項、並びに 234 条）</p>

内 容	備 考
<p>a 発行者に対する「配当金受払予定額データ」及び「配当金受払予定額明細データ」の通知</p> <p>機構は、前（４）の機構における割当計算の結果に基づき、株式数比例配分方式利用株主の口座を開設する口座管理機関の配当金受領口座ごとの配当金受払予定額の合計を「配当金受払予定額データ」として、株式数比例配分方式利用株主の口座ごとの配当金受払予定額の明細を「配当金受払予定額明細データ」として、それぞれ作成する。</p> <p>機構は、発行者から「配当金支払予定額データ」を受領した日の翌営業日に、次の（a）及び（b）に掲げるところにより、「配当金受払予定額データ」及び「配当金受払予定額明細データ」を発行者に対して通知する。</p> <p>（a）通知方法 ファイル伝送</p> <p>（b）通知内容 ア 「配当金受払予定額データ」の通知内容</p> <p>① 配当基準日</p> <p>② 銘柄（銘柄コード）</p> <p>③ 口座管理機関配当金受領口座の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関番号 ・ 店番号 ・ 預金種別 ・ 口座番号 <p>④ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>⑤ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>⑥ 口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金受払予定額（源泉徴収税額控除前）</p>	<p>※ 発行者は、機構から通知される「配当金受払予定額データ」に基づいて、配当金の支払いを行う。</p> <p>※ 発行者が「配当金支払予定額データ」の通知日の翌営業日以降に、当該データの取消しを内容とする通知を行った場合、機構は、左記の③から⑤までをスペースとし、⑥を「0」（9桁）とした「配当金受払予定額データ」を発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、「口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」における口座名義人の氏名又は名称の前に、加入者の直近上位機関の口座管理機関コード（加入者の直近上位機関が外国間接口座管理機関である場合には、当該外国間接口座管理機関の上位国内口座管理機関コードとする。）を設定して発行者に通知する。</p> <p>※ 発行者が、剰余金の配当と端数の処</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 配当金支払開始日</p> <p>⑧ 株主確定日</p> <p>イ 「配当金受払予定額明細データ」の通知内容</p> <p>① 銘柄（銘柄コード）</p> <p>② 株主等照会コード</p> <p>③ 株主等照会コードごとの配当金支払予定額（源泉徴収税額控除前）</p> <p>④ 口座管理機関配当金受領口座の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関番号 ・ 店番号 ・ 預金種別 ・ 口座番号 <p>⑤ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称</p> <p>⑥ 口座管理機関配当金受領口座の口座名義人のカナ氏名又はカナ名称</p>	<p>理代金を合算して株主に支払う場合には、合算後の受払予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当しない場合には、源泉徴収税額控除後の配当金受払予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当しない場合には、源泉徴収税額控除後の配当金支払予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 機構は、「口座管理機関配当金受領口座の口座名義人の氏名又は名称」における口座名義人の氏名又は名称の前に、加入者の直近上位機関の口座管理機関コード（加入者の直近上位機関が外国間接口座管理機関である場合には、当該外国間接口座管理機関の上位国内口座管理機関コードとする。）を設定して発行者に通知する。</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 株式数比例配分方式利用株主ごとの配当金支払予定額のうち口座管理機関配当金受領口座ごとの按分計算額</p> <p>⑧ 配当金支払開始日</p> <p>b 発行者による配当金支払予定額に係る通知にエラーがある場合の取扱い 機構は、発行者から受領した「配当金支払予定額データ」の内容にエラーがあるときは、発行者から「配当金支払予定額データ」を受領した日の翌営業日に、ファイル伝送により当該「配当金支払予定額データ」中のエラー項目及びその内容を含む「配当金支払予定額データエラー通知」を発行者に通知する。</p> <p>(6) 口座管理機関に対する「配当金入金予定額明細データ」の通知 機構は、配当金支払開始日の3営業日前の日に、「配当金入金予定額明細データ」を株式数比例配分</p>	<p>※ 発行者が、剰余金の配当と端数の処理代金を合算して株主に支払う場合には、合算後の計算額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 機構は、以下のいずれかに該当する場合に、「配当金支払予定額データエラー通知」を発行者に通知する。</p> <p>① 発行者が「配当金支払予定額データ」において通知した株主等照会コードに係る加入者が、配当基準日に係る総株主通知における通知株主等でない場合（発行者が「配当金支払予定額データ」において通知した株主等照会コードが、株主等通知用データに存在しない場合を含む。）</p> <p>② 発行者が「配当金支払予定額データ」において通知した株主等照会コードが、配当基準日の時点で、当該株主等照会コードに係る加入者の加入者口座情報のすべてについて削除の旨の登録が行われていたものである場合</p> <p>③ 発行者が「配当金支払予定額データ」において通知した株主等照会コードに係る加入者が、配当基準日の時点で、株式数比例配分方式を利用する旨の配当金振込指定を行っていた者でない場合</p> <p>(業 170 条 3 項から 5 項まで、施 235 条)</p>

内 容	備 考
<p>方式利用株主の口座を開設する口座管理機関（当該口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関）に対して通知する。</p> <p>機構から、「配当金入金予定額明細データ」を受けた直接口座管理機関が、株式数比例配分方式利用株主の直近上位機関でないときは、速やかにその直近下位機関のうち当該株主の直近上位機関である者又は当該株主の上位機関である者に対して、「配当金入金予定額明細データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が当該株主の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 「配当金入金予定額明細データ」の通知内容</p> <p>① 配当基準日 ② 銘柄（銘柄コード） ③ 加入者口座コード</p> <p>④ 加入者口座コードごとの配当金入金予定額（源泉徴収税額控除前）</p>	<p>※ 一の口座管理機関が、株式数比例配分方式非取扱機関である場合でも、その下位機関が株式数比例配分方式非取扱機関でないときは、当該口座管理機関は、下位機関に係る「配当金入金予定額明細データ」を授受しなければならない。</p> <p>※ 機構は、「配当金入金予定額明細データ」を、株式数比例配分方式利用株主の有する振替株式が記載又は記録された質権者（当該質権者が登録株式質権者となるべき旨の申出を行っている場合を含む。）及び譲渡担保権者の口座並びに買取口座を開設する口座管理機関に対しては通知しない。</p> <p>※ 加入者の配当金の受領を他の者に再委託している口座管理機関は、機構から通知された「配当金入金予定額明細データ」の内容を、速やかに再委託先に通知しなければならない。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関からの「加入者情報データ（加入者口座コード変更）」に基づいて、配当基準日後に加入者口座コードの変更を行った場合であっても、変更前の加入者口座コードを通知する。</p> <p>※ 発行者が、剰余金の配当と端数の処</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 配当金支払開始日</p> <p>⑥ 記録先加入者口座コード</p> <p>⑦ 銘柄ごとの口座管理機関の所得税等の源泉徴収の要否（源泉徴収区分）</p> <p>⑧ 株主確定日</p> <p>⑨ 割当計算に際して端数の合計額の割当てを行ったときは、その旨（調整区分）</p> <p>⑩ 端数処理代金の有無（端数処理代金区分）</p> <p>⑪ 端数の処理代金入金予定額</p> <p>⑫ 端数の処理代金に係る割当計算に際して端数の合計額の割当てを行ったときは、その旨（調整区分（端数の処理代金））</p>	<p>理代金を合算して支払う場合には、合算後の入金予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当しない場合には、源泉徴収税額控除後の配当金入金予定額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 記録先加入者口座コードは、配当基準日に係る総株主報告データ中に、担保株式（特別株主管理事務の委託の対象となったものを除く。）又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式の情報が含まれる場合に、担保株式又は反対株主の株式買取請求に係る振替株式の配当金入金予定額と、株式数比例配分方式利用株主の口座の保有欄に記載又は記録された振替株式（特別株主管理事務の受託の対象となったものを含む。）の配当金入金予定額を区分するために設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当する場合には、口座管理機関が所得税等の源泉徴収をする必要がある旨を左記の項目に設定する。それ以外の場合には、口座管理機関が所得税等の源泉徴収をする必要がない旨を設定する。</p>

内 容	備 考
<p>⑬ 大口個人株主又は源泉徴収不適用株主に該当するか否か（株主区分）</p> <p>⑭ 配当金の支払対象である振替株式の数（配当金支払対象数量）</p> <p>⑮ 銘柄ごとの配当金入金予定総額（源泉徴収税額控除前）（銘柄別配当金入金予定総額）</p> <p>⑯ 銘柄ごとの端数の処理代金入金予定総額（銘柄別端数の処理代金入金予定総額）</p>	<p>※ 外国人保有制限銘柄について、名義書換拒否の対象となった振替株式の数に係る配当金を支払わない銘柄の場合には、配当基準日に係る総株主報告データにおいて、株式数比例配分方式利用株主の口座の保有欄に記載又は記録された振替株式の数（特別株主管理事務の受託の対象となったものを含む。）から、名義書換拒否の対象となった振替株式の数を控除した数を左記の項目に設定する。なお、株式数比例配分方式利用株主が、質権株式の株主、特別株主又は反対株主である場合には、質権者若しくは譲渡担保権者の口座又は買取口座に記載又は記録された担保等の目的となっている振替株式の数から名義書換拒否の対象となった振替株式の数を控除した数を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 租税特別措置法第9条の3の2第1項の配当金に該当しない場合には、源泉徴収税額控除後の配当金入金予定総額を左記の項目に設定する。</p> <p>※ 「銘柄ごとの配当金入金予定総額（銘柄別配当金入金予定総額）」は、口座管理機関がその加入者に代わって受領すべき配当金入金予定額の合計額（当該口座管理機関が下位機関を有するときは、当該下位機関の加入者に係る配当金入金予定額を加算した金額）を設定する。「銘柄ごとの端数の処理代金入金予定総額（銘柄別端数の処理代金入金予定総額）」も同様である。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 「配当金入金予定額明細データ」の訂正に関する取扱い 機構は、口座管理機関に対する「配当金入金予定額明細データ」の通知後に、発行者から「配当金支払予定額データ」の訂正又は取消しを要する事情が生じた旨の通告を受けたときは、直ちに、その旨を口座管理機関に通知する。</p> <p>(d) 加入者の配当金入金予定額が0円となる場合の通知 機構は、(1) bに掲げる事由により、一の株式数比例配分方式利用株主の配当金入金予定額をゼロとする「配当金入金予定額明細データ」を口座管理機関に通知したときは、遅滞なく、Target保振サイトにより、その旨等を記載した「株式数比例配分方式除外加入者通知書」を当該口座管理機関に対して通知する。</p> <p>(7) 配当金の受払いに関する取扱い a 発行者による配当金の支払い 発行者は、機構から通知された「配当金受払予定額データ」(発行者が、「配当金支払予定額データ」の訂正等を行った場合には、当該訂正等の後に機構から通知されたもの)に基づき、口座管理機関配当金受領口座あての振込依頼書(磁気データ)を作成のうえ、配当金支払開始日前の所定の日までに、仕向銀行に交付する。</p>	<p>※ 通知は、Target保振サイトに掲載する方法により行う。</p> <p>※ この場合において、口座管理機関は、機構から受領済みの「配当金入金予定額明細データ」について、機構が別に指示するところにより取り扱う。</p> <p>※ 株式数比例配分方式利用株主の口座に記載又は記録された振替株式の数に対して計算される配当金入金予定額が、円未満であるために、ゼロである旨が通知された場合は、左記の通知の対象とならない。</p> <p>(業170条6項)</p> <p>※ その他の事務の詳細については、全国株懇連合会及び全国銀行協会の「株式配当金支払事務取扱要領」等に定めるところによる。</p> <p>※ 発行者は、株式数比例配分方式利用株主に係る配当金差押命令が、配当金支払開始日の直前に送達された場合等にあつては、直ちに、その旨を機構及び当該株式数比例配分方式利用株主に代わって配当金を受領すべき口座管理機関に通知するとともに、機構から通知された「配当金受払予定額明細データ」を利用して、対象となる株主への支払</p>

内 容	備 考
<p>b 振込不能が生じた場合の取扱い</p> <p>発行者は、仕向銀行から口座管理機関配当金受領口座への振込みが行えなかった旨の連絡を受けたときは、直接、当該口座管理機関に対して、配当金の振込先口座の確認を行い、再振込みその他の必要な事務を行う。</p> <p>c 口座管理機関による入金確認・分別管理等</p> <p>口座管理機関（口座管理機関から配当金受領事務の再委託を受けた者を含む。）は、発行者から口座管理機関配当金受領口座あてに、その加入者の受領すべき配当金相当額の振込みがあったときは、直ちに、その内容の確認・分別等の必要な措置を行う。</p>	<p>額を控除した額を計算し、控除後の金額について口座管理機関配当金受領口座あての振込みを行う。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関の連絡先窓口等について、あらかじめTarget 保振サイトに掲載する方法により発行者（株主名簿管理人）に周知する。</p> <p>※ 口座管理機関は、口座管理機関配当金受領口座に変更が生じたときは、直ちにその旨を機構に通知しなければならない（業 166 条 8 項）。</p> <p>※ 口座管理機関は、機構から通知された「配当金入金予定額明細データ」中の「銘柄ごとの配当金入金予定総額（銘柄別配当金入金予定総額）」及び「銘柄ごとの端数の処理代金入金予定総額（銘柄別端数の処理代金入金予定総額）」（当該口座管理機関が下位機関を有するときは、当該下位機関の加入者の口座に係る配当金入金予定額及び端数の処理代金入金予定額を控除した金額）により、配当金支払開始日における入金管理等を行う。</p> <p>※ 株式数比例配分方式によって支払われる配当金（租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に該当する場合に限る。）に係る所得税の源泉徴収及び住民税の特別徴収については、国内における支払の取扱者である口座管理機関が行う。</p>

内 容	備 考
<p>d 口座管理機関が株式数比例配分方式利用株主の口座を解約した場合の取扱い 口座管理機関は、配当基準日から配当金支払開始日までの間に、株式数比例配分方式利用株主である加入者の口座を解約したときは、顧客が口座を解約した場合等における預り金の返還等に係る通常事務に基づいて、当該加入者への配当金相当額の引渡しを適切に行う。</p> <p>e 発行者による株主への通知等 (a) 「振込先通知書」における取扱い 発行者は、必要に応じて、配当金支払開始日付の「振込先通知書」に、「株式数比例配分方式により、株主の指定する代理人である口座管理機関における株主の口座に記載又は記録された振替株式の数に応じて、当該口座管理機関に按分して支払った」旨を記載して、他の郵送物（株主総会決議通知書等）とともに、株主あてに送付する。</p> <p>(b) 「配当金計算書」における取扱い 発行者は、必要に応じて、「配当金受払予定額明細データ」に基づき、「配当金計算書」に受領先の口座管理機関名及び口座管理機関別の支払額等を記載することができる。</p> <p>(c) 株主等からの照会時の対応 発行者は、株主その他の利害関係者（税務当局等を含む。）から配当金の支払状況等に係る照会を受けたときは、「配当金受払予定額明細データ」に基づいて口座管理機関配当金受領口座等を回答することができる。</p>	<p>※ この場合、口座管理機関は加入者からの配当金受領事務の委託が継続されているものとして取り扱わなければならない。</p>

株主から剰余金の配当に関する提案が行われた場合の標準モデル

平成 28 年 2 月 8 日
 日本経済団体連合会
 全国株懇連合会
 証券保管振替機構

剰余金の配当（以下「配当」という。）の支払いに係る現行実務は、会社提案の配当議案が株主総会で可決されることを前提に、関係者が株主総会決議前から配当金支払事務を開始することにより成り立っており、配当に関する株主提案が行われ、当該提案が株主総会で可決される場合には対応できない仕組みである（取締役会決議で配当をすることができる旨の定款規定がない場合に限る。）。

昨今の株主からの増配要求の高まり等を踏まえて、このような事態が発生した場合であっても、関係者が配当金支払事務を円滑に行うことが可能となるよう、日本経済団体連合会、全国株懇連合会及び証券保管振替機構（以下「機構」という。）は、振替株式の発行者（以下「発行者」という。）が株主から配当に関する提案を受領した場合の標準モデルを策定した。

なお、配当に関する株主提案を受領した発行者は、原則として本モデルに基づき対応することが望ましいものの、個社事情により本モデルとは異なる対応をすることも想定される。

内 容	備 考
<p>1. 配当金支払開始日の確定</p> <p>発行者は、株主から会社法第 303 条に基づき株主総会の目的として配当に関する請求を受けた場合には、以下の事項を踏まえて、配当金支払開始日を確定した上で、株主総会招集を決定する。</p> <p>(1) 配当金支払開始日の後ろ倒し</p> <p>配当に関する株主提案を受領した発行者は、会社法第 454 条に基づく株主総会の決議により支払う配当の配当金支払開始日を、株主総会の日の翌営業日から起算して 7 営業日後の日以降の日とする。この結果、配当金支払開始日が配当基準日から起算して 3 か月を超えるか否かによって、以下のとおり異なる対応となる。</p> <p>a. 配当金支払開始日が配当基準日から起算して 3 か月を超えない場合</p> <p>発行者は、配当議案の決議事項である「配当の効力発生日」として、株主総会の日の翌営業日から起算して 7 営業日後の日以降の日を設定する配当金支払開始日を定める。</p>	<p>※ 株主総会の決議に基づいて関係者が配当金支払事務を行うために必要な期間を確保する。</p>

内 容	備 考
<p>b. 配当金支払開始日が配当基準日から起算して3か月を超える場合 発行者は、配当議案において、「配当の効力発生日」として株主総会の日を設定し、それとは別に、「配当金支払開始日」を決議事項として定める。なお、配当金支払開始日は、株主総会后3週間以内の日を設定する。</p> <p>(2) 同一の配当基準日に係る配当金の取扱い 配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主総会において会社提案と株主提案の配当議案を対案として取り扱わず、株主が双方の議案に賛成することを制限しないときには、双方の議案に係る配当金支払開始日を同一日とする。</p> <p>(3) 配当金支払開始日に関する株主との調整</p>	<p>※ 会社法第124条第2項に、「基準日を定める場合には、株式会社は、基準日株主が行使用することができる権利（基準日から3箇月以内に行使用するものに限る。）の内容を定めなければならない。」と規定されているところ、発行者が会社法第454条に基づく決議に際して、配当の効力発生日とは別に、配当金支払開始日を定めた配当議案を株主総会で決議すれば、配当金支払開始日を基準日から3か月を超える日に猶予することは問題なく、株主への遅延損害金の支払義務は発生しないとされている。</p> <p>※ 配当金支払開始日は、株主総会后、合理的な期間内に設定する必要があるとされている。なお、法定調書の提出期限が支払確定日（配当の効力発生日）から1か月以内とされていることから、関係者が源泉徴収事務を適切に行うことができるよう左記の取扱いとする。</p> <p>※ 発行者が同一の配当基準日に係る配当の支払いを複数回に分けて行った場合には、税額計算の端数処理を支払いの都度行うのではなく、総額に基づき行う必要があり、関係者の配当金支払事務において多大な負担が生じることから左記の取扱いとする。</p>

内 容	備 考
<p>配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主提案について、(1) 及び (2) の対応が適用されるよう、配当議案を提案した株主と調整を行う。</p> <p>2. 機構に対する配当に関する株主提案を受領した旨等の通知</p> <p>(1) 株主総会の招集決定後の通知 配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主総会の招集決定後に、機構に対して Target 保振サイトを通じて以下の事項を通知する。</p> <p>① 銘柄（銘柄コード） ② 発行者名 ③ 会社提案議案と株主提案議案を対案として取り扱うか否かの別 ④ 配当基準日 ⑤ 会社提案議案及び株主提案議案に係る配当の効力発生日 ⑥ 会社提案議案及び株主提案議案に係る配当金支払開始日</p> <p>(2) 株主総会後の通知 配当に関する株主提案を受領した発行者は、株主総会の決議後にも、機構に対して Target 保振サイトを通じて配当議案の決議結果を通知する。</p> <p>① 銘柄（銘柄コード） ② 発行者名 ③ 会社提案議案又は株主提案議案のどちらが決議されたか ④ 配当基準日 ⑤ 決議された配当議案に係る配当の効力発生日 ⑥ 決議された配当議案に係る配当金支払開始日</p>	<p>※ 株主総会の決議結果如何にかかわらず、後続する配当金支払事務が円滑に行われることを可能とする。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知を受けた事項をその都度口座管理機関に対して Target 保振サイトを通じて通知する。</p>

以 上

第 15 節 超過記録発生時の取扱い

内 容	備 考
<p>第 1 超過記録発生時の義務の履行</p> <p>1. 法律の規定の概要</p> <p>(1) 振替機関の義務</p> <p>a 振替の申請による善意取得によりすべての株主の有する特定の銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、次に掲げる①の合計数が②の発行総数を超えるときは、振替機関は、その超過数（①の合計数から②の発行総数を控除した数をいう。）に達するまで、当該銘柄の振替株式を取得する義務を負う。（法第 145 条第 1 項）</p> <p style="margin-left: 2em;">① 振替機関の備える振替口座簿における振替機関の加入者の口座に記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数</p> <p style="margin-left: 2em;">② 当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数及び発行者が法第 159 条第 1 項の規定により同項の通知（新規記録通知）をすることができない振替株式の数（株券喪失登録がされている株券に係る株式の数）を除く。）</p> <p>b 前記 a ①の数は、振替機関の加入者の口座における増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、当該記録に係る数の振替株式を取得した者のないこと（善意取得が生じていないこと）が証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の数とする。（法第 145 条第 2 項）</p> <p>c 振替機関は、前記 a. により振替株式を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。（法第 145 条第 3 項）</p> <p>d 前記 c の振替株式についての権利は、放棄の意思表示がされたときは、消滅する。（法第 145 条第 4 項）</p> <p>e 振替機関は、振替株式について発行者に対し権利放棄の意思表示を行ったときは、直ちに、当該振替株式について振替口座簿の抹消を行わなければならない。（法第 145 条第 5 項）</p>	<p>※ 振替機関は、左記の超過記録が生じている状態にある限り左記の義務を負い、超過記録が発生したことについての振替機関の故意、過失は問われない。（第三者（発行者等）により超過記録の状態が生じた場合も義務を負う。）</p> <p>※ 加入者の振替の申請によらず振替機関が振替口座簿に超過記録をした場合には、直ちには善意取得は成立しておらず、振替機関がその誤記録を正しい記録に訂正すればよい。</p> <p>※ 振替機関以外の者の責任により超過記録が生じ、振替機関が義務の履行を果たした場合には、その原因者に対して損害賠償を求めることができる。</p>

内 容	備 考
<p>f 前記 a の銘柄の振替株式の発行者が、振替機関に対し、義務の履行のための当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第 2 編第 2 章第 8 節（募集株式の発行等）の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。（法第 145 条第 6 項）</p> <p>(2) 口座管理機関の義務</p> <p>a 振替の申請による善意取得によりすべての株主の有する特定の銘柄の振替株式の総数が当該銘柄の振替株式の発行総数（消却された振替株式の数を除く。）を超えることとなる場合において、次に掲げる①の合計数が②の数を超えることとなる口座管理機関があるときは、当該口座管理機関は、発行者に対し、その超過数（①の合計数から②の数を控除した数をいう。）に相当する数の当該銘柄の振替株式について権利の全部を放棄する旨の意思表示をする義務を負う。（法第 146 条第 1 項）</p> <p>① 当該口座管理機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の加入者の口座に記録された当該銘柄の振替株式の数の合計数</p> <p>② 当該口座管理機関の直近上位機関の備える振替口座簿における当該口座管理機関の口座の顧客口座に記録された当該銘柄の振替株式の数</p> <p>b 前記 a . ①の数は、当該口座管理機関の加入者の口座における増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、当該記録に係る数の振替株式を取得した者のないこと（善意取得が生じていないこと）が証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の数とする。又、前記 a . ②の数は、当該顧客口座における増加又は減少の記録であって当該記録に係る権利の発生、移転又は消滅が生じなかったものがある場合において、当該記録に係る数の振替株式を取得した者のないことが証明されたときは、当該記録がなかったとした場合の数とする。（法第 146 条第 2 項）</p> <p>c 前記 a の場合において、口座管理機関は、超過数に相当する数の振替株式を有していないときは、放棄の意思表示をする前に、当該超過数に達するまで、当該銘柄（以下、超過記録銘柄という。）の振替株式を取得する義務を負う。（法第 146 条第 3 項）</p> <p>d 口座管理機関は、振替株式について発行者に対し権利放棄の意思表示をしたときは、直ちに、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。（法第 146 条第 4 項）</p> <p>① 当該放棄の意思表示をした旨</p> <p>② 当該放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄（以下、権利放棄銘柄という。）及び数（以下、権利放棄数という。）</p>	

内 容	備 考
<p>e 前記 d. の通知を受けた直近上位機関は、直ちに、当該銘柄の振替株式について、その備える振替口座簿における次に掲げる記録をしなければならない。(法第 146 条第 5 項)</p> <p>① 権利放棄の意思表示をした口座管理機関の口座の自己口座における権利放棄数の減少の記録</p> <p>② 権利放棄の意思表示をした口座管理機関の口座の顧客口座における権利放棄数の増加の記録</p> <p>f 超過記録銘柄の振替株式の発行者が、前記 c. の口座管理機関に対し、義務の履行のための当該振替株式の取得をさせるため、自己の株式を処分する場合には、会社法第 2 編第 2 章第 8 節（募集株式の発行等）の規定は、適用しない。この場合において、当該処分は、公正な価額で行わなければならない。(法第 146 条第 6 項)</p> <p>2. 機構による超過記録に係る義務の発生時の対応</p> <p>(1) 日々のリコンサイル結果の確認</p> <p>機構は、日々の夜間バッチにおいて行われるリコンサイル処理により、機構の振替口座簿に記録された銘柄ごとの振替株式の総数と当該銘柄の発行総数の不一致の発生の有無を確認する。</p> <p>(2) リコンサイルにおいて不一致が発生していた場合の対応</p> <p>a 株主名簿管理人への確認依頼</p> <p>機構は、前記 (1) において不一致が発生していることを確認した場合には、直ちに、不一致が発生している銘柄の株主名簿管理人に連絡を取り、不一致が発生した銘柄及び不一致の状況（株主名簿管理人から通知された数及び機構の振替口座簿に記録された数の状況）を報告し、株主名簿管理人によるリコンサイルデータの誤通知の有無の確認を依頼する。</p> <p>b 株主名簿管理人によるリコンサイルデータの誤通知があった場合の対応</p> <p>前記 a の株主名簿管理人への確認の結果、株主名簿管理人によるリコンサイルデータの誤通知が判明した場合には、機構は、株主名簿管理人より正しいデータの提示を受け、当該データにより不一致が解消することを確認する。</p> <p>c 株主名簿管理人によるリコンサイルデータの誤通知がなかった場合の対応</p> <p>前記 a の株主名簿管理人への確認の結果、株主名簿管理人によるリコンサイルデータの誤通知がないことが判明した場合又は前記 b により不一致の解消が確認できなかった場合には、機構は、誤記録の原因を究明し、次に掲げる措置をとる。</p> <p>(a) 善意取得が生じていないことが判明したとき</p> <p>機構による誤記録が発生しているが善意取得が生じていないことが判明した場合には、直ちに</p>	<p>(業 138 条)</p> <p>(業 141 条、142 条)</p>

内 容	備 考
<p>関係する機構加入者及び口座管理機関に連絡をとり、振替口座簿の記録の訂正を行う。</p> <p>(b) 善意取得が生じていることが判明したとき 機構による誤記録が発生しており、かつ善意取得が生じていることが判明した場合には、機構は、次に掲げる措置をとる。</p> <p>ア 金融庁総務企画局市場課に連絡を取り、事故の状況を報告する。</p> <p>イ 発行者に連絡を取り、機構が義務の履行のために取得することのできる自己株式の状況等を確認する。</p> <p>ウ 事故の状況を機構加入者等に通知する（一斉FAX及びTarget 保振サイト）とともに、機構ホームページにおいて公表する。</p> <p>d 義務を履行する場合の処理 機構は、前記1.（1）の超過記録に係る義務を履行するときは、次に掲げる措置をとる。</p>	<p>※ 振替の停止は行わない。</p> <p>※ 事故の報告は、書面又は電子申請により可能である。なお、事故の報告において報告すべき法定の事項は以下のとおり。</p> <p>(1) 事故があったことを知ったとき（一般振替機関の監督に関する命令第17条第2項）</p> <p>① 事故が発生した営業所の名称</p> <p>② 事故を起こした取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名</p> <p>③ 事故の概要</p> <p>(2) 事故の詳細が判明したとき（一般振替機関の監督に関する命令第17条第3項）</p> <p>① 事故の詳細</p> <p>② 改善策</p> <p>※ 事故の報告において報告すべき事項は、超過記録の発生その他、以下の事項が定められている。（一般振替機関の監督に関する命令第17条第1項）</p> <p>① 振替機関又は振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与、監査役、執行役又は使用人が法令又は当該振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。</p> <p>② 電子情報処理組織の故障その他の偶発的な事情により、振替業の全部又は一部を停止すること。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 振替株式の取得</p> <p>機構は、超過記録に係る義務の履行のために振替株式の取得をした場合には、当該振替株式を機関口座に振り替える。</p> <p>【機構による振替株式の取得の手順】</p> <p>○ 留意事項</p> <p>振替株式の取得は、次に掲げる方法が考えられる。</p> <p>ア 発行者からの取得</p> <p>イ 株主との相対取引による取得</p> <p>ウ 取引所市場からの取得</p> <p>振替株式の取得の際には、以下の点に留意が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アについては、発行者が自己株式を保有している場合に限られるが、発行者が処分可能な自己株式が超過数に満たないときは、イ又はウによる取得とあわせて行う必要がある。 ・ 超過記録に係る義務の全部の履行が、超過記録発生日以降の超過記録銘柄についての基準日までに行えない可能性が高いときは、総株主通知後2週間以内に超過記録に係る義務が履行された場合の救済措置（後記第2 1. (1) d参照）の適用を受けるためには、機構が取得した振替株式の株主が特定される必要があることに注意する必要がある。ア及びイについては、特定に関しては問題ないが、イの場合には、救済措置を受けるためには、譲渡人である株主が会社法第124条第1項に規定する権利（基準日株主に与えられる権利）を放棄することが必要である。また、ウにより取得した場合には、機構は、基準日の株主と交渉し、議決権等を放棄することの了解が得られた場合には、保有する株式を交換することが必要である。 <p>○ 取得の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構の経営陣により意思決定（取得方法、取得資金の調達方法等の決定）をし、機構は金融庁へ決定した内容を報告する。 ② 機構は、証券会社等から機構名義の口座（以下、取得用口座という。）の開設を受ける。（ウによる取得の場合には買付委託する証券会社から口座の開設を受ける。） ③ 機構は、売買契約等の締結をし、買付先に買付代金の支払いを行い、取得した振替株式について取得用口座又は機関口座への振替を受ける。 ④ 機構は、取得用口座への振替を受けたときは、速やかに、取得用口座を開設する口座管理機関に対し、取得した振替株式について取得用口座から機関口座への振替の申請を行う。 	<p>※ 機関口座は、左記③又は④の振替を行う前営業日に開設をする。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 権利放棄の意思表示 機構は、前記(a)の振替株式の取得をした場合には、直ちに、発行者に対し、書面により、当該振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をする。</p> <p>(c) 機関口座に記録された振替株式の抹消 機構は、前記(b)の意思表示をしたときは、直ちに機関口座に記録された振替株式を抹消する。</p> <p>(d) 義務の履行状況の報告 機構は、機構の超過記録に係る義務の履行の状況について、次に掲げる報告等を行う。 ア 金融庁総務企画局市場課に連絡を取り、機構の超過記録に係る義務の履行の状況について報告する。 イ 機構の超過記録に係る義務の履行の状況について、機構加入者に通知する(一斉FAX及びTarget保振サイト)とともに、機構ホームページにおいて公表する。</p> <p>3. 口座管理機関における超過記録に係る義務の発生時の対応</p> <p>(1) 日々のリコンサイル結果の確認 口座管理機関は、日々、直近上位機関が開設する当該口座管理機関の顧客口に記録された振替株式の銘柄ごとの数と、当該口座管理機関が備える振替口座簿に記録された銘柄ごとの数が一致することを確認する。</p> <p>(2) 不一致が発生していた場合の対応</p> <p>a 機構への報告 口座管理機関は、前記(1)において不一致が発生していることを確認した場合であって、善意取得が生じているときは、直ちに、機構に対し、不一致が発生した銘柄及び不一致の状況を報告する。</p>	<p>※ 当該書面には、権利の全部を放棄する旨、銘柄及び放棄する数を記載する。</p> <p>※ 抹消のオペレーションは、機構の管理端末の「過誤訂正画面」により行う。(減少機構加入者コードとして、機関口座を指定し、抹消する数量の減少をする。)</p> <p>(業139条) ※ 機構は、日々、業務終了後に、機構加入者に対し、機構加入者が当該確認を行うためのデータを通知する。(第8節「リコンサイルの手続」を参照。)</p> <p>(業143条) ※ 善意取得が生じていないときは、口座管理機関は、直ちに、誤記録を訂正する。 ※ 機構は、口座管理機関から左記の報告を受けたときは、前記2.と同様に、金融庁に対する事故の報告を行う。また、超過記録をした口座管理機関に対</p>

内 容	備 考
<p>b 義務の履行 前記 a の口座管理機関は、速やかに前記 1. (2) の義務の履行を行い、その履行の状況を機構に報告する。</p> <p>第 2 超過記録が発生しているときの総株主通知及び個別株主通知 1. 法律の規定 (1) 発行者に対抗することができない数等 a 振替機関が超過記録をした場合の発行者に対抗することができない数 振替機関が超過記録をした場合において、振替機関が超過記録に係る振替株式の取得及び権利の放棄の義務の全部を履行するまでの間は、各株主は、当該株主の有する当該銘柄の振替株式のうち次に掲げる①の数が②の総数に占める割合を超過数（権利放棄の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数に関する部分について、発行者に対抗することができない。（法第 147 条第 1 項）</p>	<p>し、速やかにその事実を公表するように要請する。</p> <p>※ 超過記録を生じた口座管理機関が機構加入者である場合には、機構に対する前記 1. (2) d. の通知は Target 保振サイトで書面により行い、当該書面には次に掲げる事項を記載する。</p> <p>① 権利放棄の意思表示に係る振替株式の銘柄及び数 ② 減少の記録をする機構加入者口座（自己口） ③ 増加の記録をする機構加入者口座（顧客口）</p> <p>機構は、当該意思表示を受けたときは、管理端末により、②の口座の減額及び③の口座の増額を行う。</p> <p>※ 機構は、口座管理機関から左記の報告を受けたときは、前記 2. と同様に、金融庁に対する報告を行う。また、超過記録をした口座管理機関に対し、速やかに履行状況を公表するように要請する。</p> <p>※ 左記①の数は、振替機関の下位機関であって当該下位機関の超過記録により当該銘柄の振替株式についての権利放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての超過数に</p>

内 容	備 考
<p>① 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数</p> <p>② すべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数</p> <p>b 口座管理機関が超過記録をした場合の発行者に対抗することができない数</p> <p>口座管理機関が超過記録をした場合において、当該口座管理機関が超過記録に係る振替株式の取得及び権利の放棄の義務の全部を履行するまでの間は、株主（当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式についての株主に限る。）は、その有する当該銘柄の振替株式のうち次に掲げる①の数が②の総数に占める割合を超過数（超過記録に係る義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る数を控除した数）に乗じた数（以下、口座管理機関分制限数という。）に関する部分について、発行者に対抗することができない。（法第148条第1項）</p> <p>① 当該株主の有する当該銘柄の振替株式の数</p> <p>② 当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式についてのすべての株主の有する当該銘柄の振替株式の総数</p>	<p>関する当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式についての株主に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数である。</p> <p>※ 左記②の数は、振替機関の下位機関であって当該下位機関の超過記録により当該銘柄の振替株式についての権利放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式についてのすべての株主の口座管理機関分制限数（b参照）の合計数を控除した数である。</p> <p>※ 左記①の数は、当該口座管理機関の下位機関であって当該下位機関の超過記録により当該銘柄の振替株式についての権利放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての超過数に関する当該株主（当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式についての株主に限る。）の口座管理機関分制限数を控除した数である。</p> <p>※ 左記②の数は、当該口座管理機関の下位機関であって当該下位機関の超過記録により当該銘柄の振替株式についての権利放棄の意思表示をすべきものがあるときは、当該下位機関についての超過数に関する当該下位機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされ</p>

内 容	備 考
<p>c 振替機関又は口座管理機関の損害賠償義務</p> <p>振替機関が超過記録をした場合において、振替機関は、各株主に対して超過記録に係る義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。(法第 147 条第 2 項)</p> <p>口座管理機関が超過記録をした場合において、当該口座管理機関は、株主(当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式会社についての株主に限る。)に対して超過記録に係る義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務を負う。(法第 148 条第 2 項)</p> <p>d 総株主通知後 2 週間以内に超過記録に係る義務が履行された場合の救済措置</p> <p>振替機関又は口座管理機関が超過記録をした場合において、振替機関が総株主通知(発行者が基準日を定めたとき及び事業年度を一年とする発行者について、事業年度ごとに、当該事業年度の開始の日から起算して六月を経過したときに行うものに限る。)の後 2 週間以内に、振替機関又は口座管理機関が超過記録に係る振替株式会社についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をしたときは、振替機関が当該通知において当該振替株式会社(権利の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式会社)の株主として通知をした者(以下、特定被通知株主という。)以外の株主に係る会社法第 124 条第 1 項に規定する権利(基準日株主に与えられる権利)の行使については、前記 a. の発行者に対抗することができない数の規定は適用しない(口座管理機関による超過記録の場合は、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式に係るものに限る。)。ただし、当該振替株式会社(権利の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式会社)が次の各号のいずれかに該当するものである場合に限る。(法第 147 条第 3 項、第 148 条第 3 項)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特定被通知株主が当該通知の後 2 週間以内に、発行者に対し、会社法第 124 条第 1 項に規定する権利(基準日株主に与えられる権利)の全部を放棄する旨の意思表示をした振替株式 ② 発行者が有する自己の株式 ③ 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における単元未満株式 ④ 発行者が議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合における会社法第 308 条第 1 項に規定する法務省令で定める株主(相互保有により議決権を有しない株主)の株式 <p>e 超過記録に係る義務が履行された場合の少数株主権等についての救済措置</p> <p>振替機関又は口座管理機関が超過記録に係る義務の全部を履行したときは、少数株主権等の行使に</p>	<p>た振替株式会社についてのすべての株主の口座管理機関分制限数の合計数を控除した数である。</p> <p>※ 義務の不履行によって生じた損害は法律に例示されていないが、権利縮減により受け取ることができなかった配当相当額、議決権を行使することができなかったことによる損害などが考えられる。</p> <p>※ 左記の基準日としては、議決権及び剰余金配当請求権に係る基準日が想定されているものと考えられるが、基準日株主に与えられうる権利はそれらに限らない(株式無償割当ての基準日など)。なお、株式併合の効力発生日における総株主通知や全部抹消時の総株主通知が救済措置の対象外とされている理由は「株式併合等の効力が割当日に生じるから」と説明されている。</p> <p>※ 単元未満株式や相互保有株式に関しては、議決権については当然に与えられないことから株主による権利放棄の意思表示を必要としないが、剰余金配当請求権等についてはそうではないため、議決権を行使する者のみを定めるために基準日を定めた場合に限られている。</p> <p>※ 左記の規定は、振替機関が超過記録に</p>

内 容	備 考
<p>ついては、前記 a. 又は b. の発行者に対抗することができない数の規定は適用しない（口座管理機関による超過記録の場合は、当該口座管理機関又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式に係るものに限る。）。(法第 147 条第 4 項、第 148 条第 4 項)</p> <p>f 議決権の特例 超過記録により発行者に対抗することができない株式以外の株式について一株に満たない端数が生じたとき、又は単元未満株式が生じたときは、各株主は、会社法第 308 条第 1 項の規定（株式 1 株につき 1 個の議決権（単元株制度を採用している場合は 1 単元の株式につき 1 個の議決権））にかかわらず、当該端数又は当該単元未満株式については、当該端数又は当該単元未満株式の数を単元株式数で除した数（これらの数に百分の一に満たない数があるときは、これを切り捨てた数）の議決権を有する。(法第 153 条)</p> <p>g 発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした剰余金の配当 発行者が超過記録により当該発行者に対抗することができないものとされた振替株式についてした剰余金の配当は、当該発行者が善意の場合であっても、当該銘柄の他の振替株式に係る当該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。その場合において、株主は、発行者に対し、対抗することができないものとされた振替株式についてされた剰余金の配当に係る金額の返還をする義務を負わず、発行者は、当該金額の限度において、株主の振替機関等に対する超過記録に係る義務の不履行による損害賠償請求権を取得する。(法第 149 条)</p> <p>(2) 総株主通知及び個別株主通知 a 総株主通知の通知事項 振替機関は、振替機関又は口座管理機関が超過記録をしている場合において、総株主通知をするときは、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記録がされた振替株式のうち発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。(法第 151 条第 5 項)</p> <p>b 株主名簿の記録事項 (a) 発行者は、総株主通知において前記 a. の発行者に対抗することができないものの数の通知を受けた場合には、株主名簿に記載しなければならない。(法第 152 条第 1 項)</p> <p>(b) 前記 (a) にかかわらず、振替機関又は口座管理機関が総株主通知後の 2 週間以内に、超過記</p>	<p>係る義務の全部を履行したときは、少数株主権等の継続保有要件については、超過記録は当初から存在しなかったものとして取扱う趣旨と説明されている。</p> <p>(業 149 条、154 条)</p> <p>※ この場合、株主名簿には、株主の口座に記録された数と発行者に対抗することができない数の両方が記載される。</p>

内 容	備 考
<p>録に係る振替株式についての権利の全部を放棄する旨の意思表示をした場合（当該振替株式が前記（１）d①から④に掲げるものである場合に限る。）には、発行者は、超過記録に係る義務の全部を履行した振替機関等又はその下位機関が開設した口座に記録がされた振替株式については、発行者に対抗することができないものの数を株主名簿に記載してはならない。（法第 152 条第 2 項）</p> <p>（c）前記（b）の場合には、発行者は、前記（１）d の特定被通知株主については、次に掲げる①の数から②の数を控除した数を特定被通知株主の有する振替株式の数として株主名簿に記載しなければならない。（法第 152 条第 3 項）</p> <p>① 総株主通知により通知された特定被通知株主の有する振替株式の数</p> <p>② 振替機関又は口座管理機関の超過記録に係る義務の全部の履行に係る振替株式のうち特定被通知株主に係るものの数</p> <p>c 個別株主通知の通知事項</p> <p>振替機関は、振替機関又は口座管理機関が超過記録をしている場合において、個別株主通知をするときは、当該振替機関又はその下位機関の加入者の口座に記録がされた振替株式のうち発行者に対抗することができないものの数を示さなければならない。（法第 154 条第 5 項）</p> <p>2. 総株主通知の対応</p> <p>（1）基本方針</p> <p>機構は、株主確定日において超過記録が生じているときは、当該株主確定日に係る総株主通知において株主ごとの発行者に対抗することができない数の通知をしなければならないが、総株主通知後 2 週間以内に超過記録に係る義務が履行された場合の救済措置があることを踏まえ、以下の対応を行う。</p> <p>a 株主確定日から総株主報告日までに超過記録に係る義務の全部が履行され、前記 1（１）d の条件が満たされているとき</p> <p>① 口座管理機関が超過記録をしている場合には、株主確定日において義務の全部が履行された場合と同様の総株主報告を行う。（義務の履行のために取得された振替株式についての株主は総株主通知（報告）対象外となるため、超過記録をした口座管理機関は、義務の履行のために取得した振替株式が株主確定日において記録されていた口座を開設する口座管理機関と十分に連絡を取る必要がある。）</p> <p>② 機構が超過記録をしている場合には、口座管理機関は、株主確定日において超過記録が発生していなかった場合と同様の総株主報告を行う。</p> <p>③ 機構は、株主確定日において超過記録が発生していなかった場合と同様の総株主通知を行う。</p>	<p>（業 149 条）</p>

内 容	備 考
<p>b 株主確定日後 2 週間以内に超過記録に係る義務の全部が履行されることが確実であり、かつ前記 1 (1) d の条件が満たされることも確実である場合 前記 a と同様の処理を行う。</p> <p>c 株主確定日後 2 週間以内に超過記録に係る義務の全部が履行されることが確実でない場合 機構は、総株主通知において株主ごとの発行者に対抗することができない数の通知をするが、機構が振替システムにより発行者に通知する総株主通知データに当該数の情報を含ませることはシステム仕様上困難であることから、次に掲げる方法により対応する。</p> <p>(a) 総株主報告データの内容 機構加入者が機構に対し振替システムにより報告する総株主報告データにおける株式数は、振替口座簿に記録された数とする。</p> <p>(b) 総株主通知データの内容 機構が発行者に対し振替システムにより通知する総株主通知データにおける株式数は、振替口座簿に記録された数とする。</p> <p>(c) 発行者に対抗することができない数の計算及び通知 機構は、前記 (b) のデータとは別途に、前記 (a) の総株主報告データをもとに、株主ごとの発行者に対抗することができない数を計算し、発行者に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p>	<p>※ この場合、機構は、あらかじめ、総株主通知の方法について、発行者及び口座管理機関と十分に連絡を取った上で対応する。</p> <p>※ 機構は、超過した状態の総株主報告データを受けのために、総株主報告対象株式数通知の訂正を行う。</p> <p>※ 機構は、日々のリコンサイル結果の確認等により超過記録が生じている状況（超過記録をしている口座管理機関、超過記録が生じている銘柄及び超過数）を把握していることから、口座管理機関から報告される総株主報告データ（加入者ごとの発行者に対抗することができない数の情報は含まれていない。）により、株主ごとの発行者に対抗することができない数を計算することは可能である。</p> <p>※ 通知する事項は、次に掲げるものとする。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 総株主通知後の2週間以内の超過記録に係る義務の履行に係る処理</p> <p>a 口座管理機関による義務の履行 超過記録をした口座管理機関は、総株主通知後の2週間以内に超過記録に係る義務の履行をした場合には、超過記録に係る義務の履行についての機構に対する報告の際に、併せて特定被通知株主の氏名又は名称及び住所を報告する。</p> <p>b 機構による発行者に対する報告 機構は、機構が超過記録をした場合において総株主通知後の2週間以内に当該超過記録に係る義務の全部の履行をした場合又は口座管理機関が超過記録をした場合であって当該口座管理機関から前記 a の報告を受けた場合には、発行者に対し、次に掲げる事項を Target 保振サイトにより報告する。</p> <p>① 超過記録に係る義務の全部の履行をしたものの名称 ② 超過記録に係る義務の全部の履行をした日 ③ 権利放棄をした銘柄及び数 ④ 特定被通知株主の氏名又は名称及び住所 ⑤ 特定被通知株主の株主等照会コード</p> <p>3. 個別株主通知の対応</p> <p>(1) 発行者に対抗することができない数の通知 機構は、個別株主通知をする場合において、超過記録により申出株主の保有する振替株式の数のうち発行者に対抗できない数があるときは、当該数の通知をしなければならないが、機構が振替システムにより発行者に通知する個別株主通知データに当該数の情報を含ませることはシステム仕様上困難であることから、次に掲げる方法により対応する。</p> <p>a 個別株主報告データの内容 機構加入者が機構に対し振替システムにより報告する個別株主報告データにおける株式数は、振替口座簿に記録された数とする。</p> <p>b 個別株主通知データの内容 機構が発行者に対し振替システムにより通知する個別株主通知データにおける株式数は、振替口座</p>	<p>① 株主確定日 ② 銘柄コード ③ 株主等照会コード ④ 登録株式質権者の株主等照会コード（登録質の場合） ⑤ 対抗することができない数</p> <p>※ 超過記録に係る義務の全部の履行をした者は発行者に対して権利の放棄の意思表示をしているので、発行者は機構から左記の報告を受ける前に①から③の内容については把握している。</p> <p>(業 154 条)</p> <p>※ この場合、機構は、あらかじめ、個別株主通知の方法について、発行者及び口座管理機関と十分に連絡を取った上で対応する。</p>

内 容	備 考
<p>簿に記録された数とする。</p> <p>c 発行者に対抗することができない数の計算及び通知 機構は、前記 b. のデータとは別途に、口座管理機関から書面等により、株主ごとの発行者に対抗することができない数の報告を受け、発行者に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>第3 超過記録が発生しているときの株式分割等 口座管理機関において超過記録が発生している振替株式について株式分割、株式併合、合併、株式交換又は株式移転が発生した場合には、口座に記録された数に従い、通常通りの処理を行う。但し、その場合において、超過記録数の調整は、機構が指示するところに従い、超過記録を生じた口座管理機関の顧客口の数を減じる（超過記録を起こした口座管理機関の下位機関以外の口座管理機関の顧客口及び機構加入者の自己口に記録された超過記録に係る銘柄の振替株式の数が発行総数と一致するように、超過記録を起こした口座管理機関の顧客口の数を減じる。）ことにより行う。</p> <p>第4 口座管理機関破綻時の対応 1. 破綻した口座管理機関による振替業の取扱い ① 振替法上、口座管理機関は破綻等により口座管理機関となることができる者でなくなったときも、振替業の結了の目的の範囲内において口座管理機関とみなされる（法第46条で準用する第42条）。 ② 口座管理機関は、超過記録により破綻した場合にも、超過記録に係る義務の全部の履行は不能であっても、振替業については、振替業の結了の目的の範囲内で、法令及び機構の業務規程に従って続ける義務がある。従って、前記の処理は当然に行う。 ③ 口座管理機関が破綻した場合、一般的には、その加入者は、他の口座管理機関に開設された口座への振替（移管）をすることが想定される。口座管理機関が超過記録をした場合には、その加入者又は下位</p>	<p>※ 機構は、超過記録の発生状況を機構加入者にも通知しているため、超過記録をしている口座管理機関において（必要に応じてその下位機関に報告を求めて）発行者に対抗することができない数の計算をすることは可能である。</p> <p>※ 通知する事項は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受付番号（個別株主通知データで通知した受付番号） ② 銘柄コード ③ 株主等照会コード ④ 対抗することができない数 <p>（業21条、143条）</p> <p>※ 高橋康文編著・尾崎輝宏著『逐条解説 新社債、株式等振替法』（金融財政事情研究会、2006年）では、法第46条で第42条の準用の規定が設けられたのは、振替機関が指定を失ったときと同様に、口座管理機関が口座管理機関となることができるものでなくなったとき</p>

内 容	備 考
<p>機関の加入者の保有する超過記録銘柄である振替株式の数のすべてを他の口座へ移管することはできないが、当該口座管理機関の直近上位機関に開設された顧客口の残高がゼロになるまでは、自由に振替はできる。</p> <p>④ 顧客口の残高がゼロになったあとは、超過記録に係る口座管理機関の権利放棄の義務が履行されない限り、振替をすることはできないが、それにより加入者に損害が発生した場合には、口座管理機関はその損害を賠償する義務を負っている。</p> <p>2. 加入者保護信託</p> <p>① 加入者保護信託は、振替機関又は口座管理機関による誤記録によって加入者が受けた損害に係る債権を保護するものであり、当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者が、破産手続開始の決定、再生手続の開始の決定、更生手続の開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けた場合に、加入者保護信託の受託者から、当該加入者が破産手続開始時等において現に当該直近上位機関（破産直近上位機関等）に対して有する債権（補償対象債権）に相当する金額について、一千万円を限度として支払われるものである。</p> <p>② 支払いまでの手続の概要としては、受託者が破産直近上位機関等から破産手続開始の決定等通知を受けて、補償対象債権の届出期間や届出場所を公告し、届出期間内における加入者からの請求を受けて、加入者保護信託の運営委員会の指図により支払いが行われる。</p>	<p>に振替口座簿の法的効果が直ちに失われるとすれば権利の移転が円滑に行われなくなるため、と説明されている。</p> <p>※ 高橋康文編著・尾崎輝宏著『逐条解説 新社債、株式等振替法』（金融財政事情研究会、2006年）では、破綻した口座管理機関は、その管理する振替口座簿に残高がある限り振替業を結了できず、清算は終了しないと説明されている。基本的には、超過記録により振替のできない残高が残っている場合も同様と考えられる。ただし口座管理機関は、清算が結了しない場合には、事業譲渡等を行うことができるとされている。</p> <p>※ 口座管理機関業務結了までに想定される業務については別紙2-15-1を参照</p> <p>(業36条)</p> <p>※ 加入者に支払いを行った場合には、受託者が、支払いを行った額に応じ、当該支払いに係る補償対象債権を取得する。</p>

以 上

口座管理機関業務終了までに想定される業務について

I. 口座管理機関業務終了までに想定される業務

口座管理機関は、破綻した場合であっても、口座管理機関業務が終了するまでは口座管理機関とみなされることとなる。

したがって、口座管理機関業務が終了するまでは適切に業務を継続する必要がある、特に株式等振替制度全体に影響を与える以下の業務については、確実な業務遂行に留意する必要がある。

1. 振替口座簿の管理

(1) 加入者の口座の残高の記録及びその増減の記録

- ① 残高移管（振替）に伴って加入者の口座へ減少の記録をする必要がある。
- ② 加入者の口座に残高のある銘柄については、発行会社により、残高の変動を伴うコーポレートアクション（株式分割、株式併合、合併、株式交換、株式移転等）が行われることも十分に考えられるが、その場合には、そのコーポレートアクションの内容に従った加入者の口座への記録（株式分割であれば増加の記録、株式併合であれば減少の記録、合併であれば減少の記録及び増加の記録）を適切に行う必要がある。この場合の処理の流れとしては、次の2つがある。（なお、このうちb. については、残高の変動を伴うコーポレートアクションの全ての場合において必ず発生するというものではない。）
 - a. 必要に応じて、新株式数申告を口座管理機関が行い、その結果に従って、口座管理機関が加入者の口座に記録する。分割比率、併合比率、割当比率をもとに割当計算（加入者の口座ごとの株式分割後の株数、株式併合後の株数、割り当てられる存続会社銘柄の株数等の算出）を行い、その結果を集計したデータ（新株式数申告データ）を作成し、機構に申告（新株式数申告）をする必要がある。¹
 - b. 機構から通知を受けた「配分明細通知データ」の内容に従って、口座管理機関が加入者の口座に調整株式数を記録する。

(2) 加入者の口座の記録に従った総株主報告、個別株主報告、情報提供のためのデータ作成

- ① 口座管理機関の加入者の口座に残高のある銘柄について、株主確定日（基準日等）が到来した場合には、総株主報告のためのデータを作成し、機構に総株主報告する必要がある。²
- ② 口座管理機関の加入者である株主が、個別株主通知の申出を行った場合（当該口座管理機関以外の他の口座管理機関に申し出を

¹ この割当計算で使用する分割比率等の情報は、上記（2）①の「総株主通知日程案内データ」に含まれている。

² 株主確定日の到来スケジュール等の情報は、機構から「総株主通知日程案内データ」により通知している。

行う場合もある)には、個別株主報告のためのデータを作成し、機構に個別株主報告する必要がある。また、口座管理機関の加入者について、発行会社から情報提供請求がされた場合には、情報提供のためのデータを作成し、機構に振替口座簿記録事項報告する必要がある。

2. 機構との間のデータ送受信

(1) データ送信

- ・ 振替における「振替請求」のデータのほか、上記の「新株式数申告」、「総株主報告」、「個別株主報告」、「情報提供」の手続においても、機構システムに対して、必要なデータを送信する必要がある。
- ・ これらのデータのうち、「総株主報告」のデータについては、機構システム上、統合Web端末又は加入者情報Web端末からではデータの送信をすることはできず、ファイル伝送によりデータを送信する必要がある。

(2) データ受信

- ・ 上記1.の「振替口座簿の管理」に係る処理やデータの作成等を適切に行うためには、機構システムから必要なデータを受信する必要がある。
- ・ 次に掲げるデータについては、統合Web端末又は加入者情報Web端末からでは、データの受信をすることはできず、ファイル伝送によりデータを受信する必要がある。³

(総株主通知、コーポレートアクションに関するもの)

「総株主通知日程案内データ」 (ただし、統合Web端末の画面上でも確認は可能)

「総株主報告対象株式数通知データ」 (ただし、統合Web端末の画面上でも確認は可能)

「配分明細通知データ」

(その他)

「個別株主報告依頼データ」

「個別株主通知予定日データ」

「個別株主通知済データ」

「情報提供請求(全部情報)取次ぎデータ」

³ ファイル伝送でしかデータの受信ができないものとしては、上記のもの以外にも「特別株主管理事務委託状況突合不一致データ」等がある。

II. 計算会社を利用している場合における留意事項

計算会社又はWeb端末操作の代行会社等（以下「計算会社等」という。）を通じて、振替口座簿の管理（上記I. 1）や機構との間のデータ送受信（上記I. 2）を行っている場合には、口座管理機関の破綻に伴い計算会社等の利用取り止め・契約解除を行うと口座管理機関業務を継続することが困難となることから、業務が終了するまでの間は、引き続き、計算会社等を利用する必要がある。⁴

III. その他

口座管理機関が破綻した場合（破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てが行われた場合等）には、速やかに機構に対して連絡する必要がある。

なお、振替法第44条第1項各号に掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨の届出を行う必要がある。

以上

⁴ 仮に計算会社との契約が近い将来に継続できない見込みが高くなってきたときは、他の口座管理機関への事業の譲渡、会社分割で他の口座管理機関に事業を承継させる方法などによって、計算会社との契約が継続している間に速やかに業務を終了させる必要がある。

第 16 節 振替株式の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>(1) 発行者から機構への上場廃止等に係る通知</p> <p>a 上場廃止に係る通知</p> <p>発行者は、その発行する振替株式に上場廃止の原因となる事実（組織再編行為が上場廃止の原因となる場合の組織再編行為の決定又は決議を除く。）が発生した場合は、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知（発行者の決定事項等の通知）する。</p>	<p>※ 上場承認後（TOKYO PRO Market に係る発行者については東京証券取引所による上場申請の公表後）、市況の悪化等の理由により上場日までの間に上場承認が取り消された場合（TOKYO PRO Market に係る発行者については、上場申請の取り下げの公表等が行われた場合を含む。）の取扱いは、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座通知データが発行者により承認されていない場合は、発行者が当該口座通知データを非承認とすることにより口座通知データを取り消す。 ・口座通知データが発行者により承認されている場合は、口座管理機関から当該データを取り消す。（口座管理機関がデータを取り消さなかった場合は、発行者により承認された口座通知データは、発行者が承認の際に入力をした新規記録予定日（当初の新規記録予定日）に取り消される。 ・新たに上場承認（TOKYO PRO Market に係る発行者については東京証券取引所による上場申請の公表）がされたときは、通常取扱開始と同様の手続により処理をする。 <p>（業 12 条）</p> <p>※ 取扱開始日以降上場日までに上場承認の取消しが行われた場合は、以下の取扱いとする。（第 1 章第 1 節「機構取扱対象株式等」を参照のこと。）</p>

内 容	備 考
<p>① 上場廃止となる振替株式の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>b 機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実の発生に係る通知 発行者は、その発行する振替株式等に機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実が発生した場合（前記 a に該当する場合を除く）は、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知（発行者の決定事項等の通知）する。</p> <p>① 機構取扱対象株式等に該当しないこととなる振替株式等の銘柄 ② 該当しないこととなる取扱要件 ③ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>(2) 機構による取扱廃止 機構は、機構取扱対象株式等に該当しないこととなる振替株式（以下、取扱廃止銘柄という。）について、発行者から前記（1） a の通知があった場合は、金融商品取引所有価証券市場における売買に係る最終売買決済日の翌営業日に、前記（1） b の通知があった場合には、機構が別に定める日に、取扱いを廃止する。ただし、機構が取扱いを継続する必要があると認めるときは、別に機構が定める日まで、その取扱いを継続することができる。</p> <p>(3) 機構による発行者への通知 機構は、振替株式についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、当該振替株式を発行する発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>① 発行者は、直ちに上場承認が取り消された旨を書面により機構に通知する。 ② 機構は、発行者からの通知後直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場承認が取り消された振替株式の銘柄 ・ 通知した新規記録日 ・ 取扱いを廃止する旨 <p>※ 有価証券報告書提出会社が発行する振替株式等については、発行者が金融商品取引法に定める期間内（金融商品取引法等により提出期限の延長が認められている発行者については、延長後の期間内）に有価証券報告書の提出を行わなかった場合に、機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実が発生したものとす。</p> <p>(業 9 条) ※ 取扱いを継続する必要があると認められる場合としては、「(9) 会社解散又は民事再生手続開始の申立て等の事由により上場廃止となった銘柄の取扱い継続」や「(10) 機構取扱対象株式等に該当しないこととなった銘柄の取扱いの継続」を行う場合等が考えられる。</p> <p>(業 10 条) ※ 「(10) 機構取扱対象株式等に該当しないこととなった銘柄の取扱いの継</p>

内 容	備 考
<p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(4) 機構による機構加入者等への通知 機構は、振替株式についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 各種取次ぎの最終日 ⑤ 取扱廃止日に取扱いを廃止する銘柄についての振替口座簿の記録はすべて抹消する旨 ⑥ 質権株式については、総株主通知においてその株主のみが通知される旨。ただし、登録株式質権者となるべき旨の申出をした加入者については、総株主通知で通知される旨 ⑦ 担保の目的で保有欄に記録された振替株式については、総株主通知においてその口座の加入者が株主として通知される旨。ただし、特別株主の申出をしている場合には、特別株主が株主として通知される旨 ⑧ 信託財産表示がされている振替株式については、総株主通知において信託財産表示がされていることが通知されない旨</p> <p>(5) 機構ホームページへの掲載 機構は、振替株式についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、機構ホームページにその内容を掲載する。</p> <p>(6) 取扱廃止銘柄についての総株主通知 機構は、取扱廃止銘柄について、取扱廃止日の前日を株主確定日とする総株主通知を行う。</p>	<p>続」を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。</p> <p>(業 10 条) ※ 「(10) 機構取扱対象株式等に該当しないこととなった銘柄の取扱いの継続」を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。</p> <p>(業 144 条) ※ 総株主通知の詳細については第9節「総株主通知に係る手続」を参照。 ※ 組織再編等(吸収合併等)に伴う取扱廃止において、取扱廃止に係る株主確定日が休日であり、かつ、組織再編等に係る株主確定日と異なる日である場合には(実質の株主確定日は同日である)、組織再編等に係る株主確定日を総株主通知における株主確定日とする。</p>

内 容	備 考
<p>(7) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における取扱廃止銘柄についての記録を抹消する。</p>	<p>(業 171 条)</p>
<p>(8) 機構による記録の抹消の処理結果の通知</p> <p>a 口座管理機関への通知 機構は、機構加入者に対し、取扱廃止日の午前3時から午後8時に、ファイル伝送により、取扱廃止銘柄について記録の抹消の処理結果（「機構加入者別口座処理明細表」）を通知する。</p> <p>b 発行者への通知 機構は、発行者に対し、取扱廃止日の午前3時から午後8時に、ファイル伝送により、取扱廃止銘柄について記録の抹消の処理結果（「口座処理結果ファイル」）を通知する。</p>	<p>(業 171 条)</p> <p>※ 取扱廃止銘柄についてのリコンサイルの手続は、取扱廃止日の前営業日がリコンサイルの最終日となる。</p> <p>※ 取扱廃止銘柄についての公示は、取扱廃止日の前営業日が公示の最終日となる。</p> <p>※ 機構加入者別口座処理明細表の内容については、第8節「リコンサイルの手続」を参照。</p>
<p>(9) 会社解散又は民事再生手続開始の申立て等の事由により上場廃止となった銘柄の取扱い継続 金融商品取引所において上場廃止となった銘柄のうち、次に掲げる条件をすべて満たす場合に限り、上場廃止となった銘柄の取扱いを継続する。</p> <p>① 金融商品取引所における上場廃止の原因となる事実が、会社の解散（合併による解散を除く。）、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立てのいずれかであること。</p> <p>② 機構の取扱継続期間において、機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること。</p>	<p>※ 日本証券業協会におけるフェニックス銘柄としての指定が取り消された振替株式についても、左記に準じて取り扱うものとする。</p> <p>※ 会社の解散（合併による解散を除く。）、民事再生手続開始の申立て又は会社更生手続開始の申立ての事情により金融商品取引所における上場が廃止された場合であっても、債権者との調整不調により、その後に破産手続に移行した場合には、破産手続開始の決定を受けたときに、速やかに機構における取扱いを廃止することになる。</p> <p>※ 業務規程上、フェニックス銘柄の発行者に対して、機構における取扱いに際して機構の定める規程、規則及び機構が定める業務処理の方法に従うことを</p>

内 容	備 考
<p>③ 機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること。</p> <p>④ 機構の取扱継続期間において、発行者が機構の定める手数料を支払うこと。</p> <p>(10) 機構取扱対象株式等に該当しないこととなった銘柄の取扱いの継続 機構取扱対象株式等に該当しないこととなった銘柄（(9)に該当する場合を除く）のうち、次に掲げる条件をすべて満たす場合には、銘柄の取扱いを継続する。</p> <p>① (1) a 又は b において、機構に対し一定期間の取扱いの継続を希望する旨を通知すること。 ② 機構の取扱継続期間において、機構が定める業務処理の方法に従うことを発行者が再度確認していること。 ③ 機構の取扱継続期間において、発行者と指定株主名簿管理人との契約が継続されていること。</p>	<p>約諾する所定の書面の提出を求めている。経営破たんの状態にないフェニックス銘柄について、このような書面の提出を求めていることとの均衡から、特定管理株式の要件を充たすような事情が生じた発行者との間でも、適切な業務処理（とりわけ機構に対する必要事項の適時かつ適切な通知が確保される必要がある）の実施について改めて確認を得るものとする。なお、当該確認は、上場廃止前の機構が定める日までに機構所定の書式により行うものとする。</p> <p>※ 取扱継続期間において発行者と指定株主名簿管理人との契約が解除されることとなった場合には、その事由の如何にかかわらず、直ちに（原則として、契約の解除の効力発生日以前の日に）機構における取扱いを廃止する。</p> <p>※ 機構取扱対象株式等に該当しないこととなった日から起算して1年後の日（機構が別に認める場合は、1年後の日以降の機構が別に定める日）まで取扱いを継続する。</p> <p>※ 取扱継続期間において発行者と指定株主名簿管理人との契約が解除されることとなった場合には、その事由の如何にかかわらず、直ちに（原則として、</p>

内 容	備 考
<p>④ 機構の取扱継続期間において、発行者が機構の定める手数料を支払うこと。</p> <p>⑤ 取扱いを継続することにより、株式等振替制度の信用が害されないこと。</p> <p>⑥ 取扱いを継続することにより、株式等振替制度の適正かつ確実な運営に支障が生じるおそれがないこと。</p>	<p>契約の解除の効力発生日以前の日(に)機構における取扱いを廃止する。</p>

以 上

第 16 節の 2 書面交付請求に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 書面交付請求の対象</p> <p>加入者は、次に掲げる振替株式の発行者に対する書面交付請求（会社法第325条の5第2項に規定する書面交付請求をいう。以下同じ。）の取次ぎを、その直近上位機関に対して請求することができる。</p> <p>また、加入者は、発行者に対して書面交付請求を行った内容を撤回しようとするときも、その直近上位機関に対して、撤回の取次ぎを請求することができる。</p> <p>① 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式（当該加入者が特別株主の申出をしたものを除く。）</p> <p>② 加入者が他の加入者の口座における特別株主である場合には、当該口座の保有欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該特別株主についてのもの</p> <p>③ 加入者が他の加入者の口座の質権欄に株主として記載又は記録がされた者である場合には、当該質権欄に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの</p> <p>④ 加入者が反対株主である場合には、買取口座に記載又は記録がされた振替株式のうち当該株主についてのもの</p> <p>2. 書面交付請求の取次ぎの手続き</p> <p>(1) 加入者による書面交付請求の取次ぎ請求</p> <p>加入者は、書面交付請求の取次ぎを請求しようとするときは、保有する銘柄ごとに、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日までに、その直近上位機関である口座管理機関に対して、以下に掲げる事項を示して、書面交付請求の取次ぎを請求しなければならない。</p> <p>① 書面交付請求の対象となる振替株式の銘柄</p> <p>② 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>③ 書面交付請求をする旨又は書面交付請求を撤回する旨の別（以下「請求又は撤回の別」という。）</p> <p>また、機構加入者は、保有する銘柄ごとに「書面交付請求取次ぎデータ」を通知することにより、機構に対して機構加入者自身が加入者として書面交付請求の取次ぎを請求することができる。</p> <p>(2) 口座管理機関による書面交付請求の取次ぎ</p>	<p>（法 159 条の 2 第 2 項、業 172 条の 2 第 1 項及び第 10 項）</p> <p>（業172条の2第2項、施237条の2）</p> <p>※ 加入者からの取次ぎ請求の受付方法は、各口座管理機関が定める方法による。</p> <p>（業172条の2第3項、施237条の2第2項）</p> <p>※ 「書面交付請求取次ぎデータ」の通知方法等については、後記（2）bを参照。</p>

内 容	備 考
<p>a 本人確認 口座管理機関は、加入者から書面交付請求の取次ぎの請求を受けたときは、当該請求が加入者本人（又は加入者から適正に当該請求に係る代理権を授与された者）によるものであることを確認しなければならない。</p> <p>b 口座管理機関による機構への通知 口座管理機関は、加入者から書面交付請求の取次ぎの請求を受けたときは、加入者の請求内容に基づき、次に掲げる事項のとおり、機構に対して、遅滞なく「書面交付請求取次ぎデータ」を通知して、発行者に対する書面交付請求の取次ぎを機構に委託しなければならない。 口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、「書面交付請求取次ぎデータ」を機構に通知する際に、加入者に係る加入者情報を機構に通知していない場合は、併せて「加入者情報データ」を同日中に通知しなければならない。</p> <p>(a) 通知方法 加入者情報Web端末から「書面交付請求取次ぎ入力」画面への入力又はCSVファイルのアップロードにより行う。</p> <p>(b) 取扱時間 午前8時30分から午後5時まで</p> <p>(c) 通知内容 ① 書面交付請求の対象となる銘柄（銘柄コード） ② 加入者の氏名又は名称及び住所（加入者口座コード） ③ 請求又は撤回の別 ④ 書面交付請求の取次ぎの請求を受け付けた日（以下「申出受付日」という。）</p> <p>(d) 通知当日の訂正又は取消し ア 加入者情報Web端末への画面入力の場合 口座管理機関は、機構に対して「書面交付請求取次ぎデータ」を通知した日の当日中に、当</p>	<p>(業172条の2第4項から第7項、施237条の2、施237条の3)</p> <p>※ 「書面交付請求取次ぎデータ」は、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日の翌営業日から起算して6営業日目の日までに機構に通知しなければならない。</p> <p>※ 口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、機構に対する「書面交付請求取次ぎデータ」の通知はその直近上位機関に委託する（直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p>

内 容	備 考
<p>該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、加入者情報W e b 端末の「書面交付請求取次ぎ一覧」画面から該当するデータを選択してその内容の取消しを行い、必要に応じて訂正内容を反映した「書面交付請求取次ぎデータ」を再入力しなければならない。</p> <p>イ 加入者情報W e b 端末へのC S Vファイルのアップロードの場合 口座管理機関は、機構に対して「書面交付請求取次ぎデータ」を通知した日の当日中に、当該内容の訂正又は取消しを行おうとするときは、訂正又は取消しの内容を反映した「書面交付請求取次ぎデータ」をC S Vファイルのアップロードにより再通知してその内容の訂正又は取消しを行わなければならない。</p> <p>(3) 機構の処理</p> <p>a 口座管理機関に対する通知 機構は、口座管理機関から「書面交付請求取次ぎデータ」を受領したときは、翌営業日に口座管理機関に対し加入者情報W e b 端末により「書面交付請求取次ぎ結果データ」を通知する。 また、受領した「書面交付請求取次ぎデータ」の内容に、次のいずれかに該当するものがあるときは、「書面交付請求取次ぎデータ」に係る取次ぎ処理を中止し、エラーとなった旨を通知する。当該エラーとなった旨を受領した口座管理機関は、必要に応じて「書面交付請求取次ぎデータ」を再通知しなければならない。エラーとなった旨を受領した口座管理機関が、書面交付請求の取次ぎの請求を行った加入者の直近上位機関でないときは、速やかに、その直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が当該加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>① 書面交付請求の取次ぎの請求を行った加入者の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、加入者情報登録簿に登録されていないとき ② 加入者情報登録簿において、書面交付請求の取次ぎの請求を行った加入者の加入者口座コードに係る加入者口座情報に削除の旨が登録されているとき ③ 書面交付請求の対象となる銘柄が振替株式でないとき</p> <p>b. 発行者に対する通知 機構は、口座管理機関から「書面交付請求取次ぎデータ」を受けたときは、翌営業日に、次に掲げる事項のとおり、当該データに指定された銘柄の発行者に対して、「書面交付請求データ」を通知する。</p>	<p>※ 加入者の直近上位機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関に通知する。</p> <p>(業172条の2第8項及び第9項、施237条の4)</p> <p>※ 発行者が株主名簿管理人を選任しているときは、機構と発行者との間の通知は、当該株主名簿管理人を通して行う。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 書面交付請求の対象となる銘柄（銘柄コード） ② 加入者の株主等照会コード ③ 請求又は撤回の別 ④ 申出受付日 ⑤ 加入者の「総株主通知データ(株主情報)」に相当する情報 <p>(c) 株主情報の変更の通知 機構は、発行者へ「書面交付請求データ」を通知した日から、その後最初に到来する総株主通知に係る株主確定日までの間に、その加入者の株主等通知用データの内容に変更が生じたときは、変更日の翌営業日に、発行者に対して、「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」により、変更の内容を通知する。</p> <p>(4) 発行者における書面交付請求に係る情報の管理 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」の内容について、次の区分に応じて適切に管理しなければならない。</p> <p>a 加入者が株主として株主名簿に記載又は記録されている場合 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」に基づいて発行者が管理する書面交付請求に係る情報を更新する。</p> <p>b 加入者が株主名簿に記載又は記録されていない場合</p>	<p>※ 機構は、加入者が、直近の総株主通知において発行者に株主として通知された者であるか否かにかかわらず、加入者の「総株主通知データ(株主情報)」に相当する情報を発行者に通知する。</p> <p>※ 機構は、左記の③内容が、撤回する旨であるときは、左記の⑤の内容を発行者に通知しない。</p> <p>※ 「総株主通知データ(株主情報)」の内容については、第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p> <p>※ 「株主情報変更通知データ」又は「株主等照会コード変更通知データ」に係る取扱いについては、第9節「総株主通知に係る手続」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」の受領後の総株主通知等により、その加入者が株主に該当するときは、当該株主に係る書面交付請求として取り扱い、株主に該当しないときは、当該データを破棄する。</p> <p>c 同一日に同一の加入者について複数の「書面交付請求データ」が通知された場合 発行者は、同一日に同一の加入者に係る複数の「書面交付請求データ」が機構から通知された場合であって、請求又は撤回の別がそれぞれ異なるものであるときは、発行者が定めるところにより適切に取り扱う。</p> <p>d 機構が加入者の名寄せ解除を行った場合 発行者は、機構から通知された「書面交付請求データ」に係る加入者について、機構による名寄せの解除が行われた場合は、名寄せ解除前の株主として管理していた書面交付請求に係る情報を、「株主等照会コード変更通知データ」が通知された株主に引き継ぐ。 ただし、機構が名寄せ結果の訂正の必要を認めて強制名寄せ解除を行った場合は、機構は、必要に応じて、発行者に対して連絡の上、当該名寄せの解除の対象となった加入者に係る「書面交付請求データ」の内容を記載した「書面交付請求データ再通知書」を、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知する。発行者は、当該通知書に基づいて発行者が管理する書面交付請求に係る情報を更新する。</p> <p>3. 口座管理機関による書面交付請求の取次ぎ履歴の照会 口座管理機関は、機構に通知した「書面交付請求取次ぎデータ」の取次ぎ履歴を照会することができる。</p> <p>(1) 照会方法 加入者情報Web端末の「書面交付請求取次ぎ履歴照会・照会結果一覧」画面の照会により行う。</p> <p>(2) 取扱時間 午前8時30分から午後5時まで</p>	<p>※ 取次ぎ履歴の照会対象は、照会日の10年前の日から前営業日までの間に、口座管理機関が機構に通知した「書面交付請求取次ぎデータ」のうち、機構における処理が正常に行われたものに限られる。また、加入者が、他の口座管理機関に対して請求を行ったものについては照会の対象に含まれない。</p>

内 容		備 考															
(3) 機構からの応答内容 ① 書面交付請求の対象となる銘柄 ② 申出受付日 ③ 請求又は撤回の別 ④ 取次日																	
【書面交付請求のイメージ図】																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>口座管理機関</th> <th>機構</th> <th>発行者(株主名簿管理人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 受付日 加入者からの書面交付請求の取次ぎの請求受付 ↓ 加入者の本人確認 ↓ </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 取次日 書面交付請求取次ぎデータ </td> <td> 書面交付請求取次ぎデータ受付 </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 取次日の翌営業日 書面交付請求取次ぎ結果データ </td> <td></td> <td> 書面交付請求データ </td> </tr> <tr> <td> 照会日 書面交付請求取次履歴の照会 </td> <td> 照会 ↓ 書面交付請求取次ぎ履歴の蓄積 ↑ 応答 </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	口座管理機関	機構	発行者(株主名簿管理人)	受付日 加入者からの書面交付請求の取次ぎの請求受付 ↓ 加入者の本人確認 ↓			取次日 書面交付請求取次ぎデータ	書面交付請求取次ぎデータ受付		取次日の翌営業日 書面交付請求取次ぎ結果データ		書面交付請求データ	照会日 書面交付請求取次履歴の照会	照会 ↓ 書面交付請求取次ぎ履歴の蓄積 ↑ 応答		<p>※ 加入者は、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日までに直近上位機関に対して書面交付請求の取次ぎを請求する。</p> <p>※ 口座管理機関は、書面交付請求の対象となる株主総会に係る株主確定日の翌営業日から起算して6営業日目の日までに「書面交付請求取次ぎデータ」を機構に通知する。</p> <p>※ 「書面交付請求取次ぎデータ」の内容に不備があった場合のエラー通知も「書面交付請求取次ぎ結果データ」により通知する。</p>
口座管理機関	機構	発行者(株主名簿管理人)															
受付日 加入者からの書面交付請求の取次ぎの請求受付 ↓ 加入者の本人確認 ↓																	
取次日 書面交付請求取次ぎデータ	書面交付請求取次ぎデータ受付																
取次日の翌営業日 書面交付請求取次ぎ結果データ		書面交付請求データ															
照会日 書面交付請求取次履歴の照会	照会 ↓ 書面交付請求取次ぎ履歴の蓄積 ↑ 応答																

第 17 節 振替投資口の取扱い

内 容	備 考
<p>振替投資口（法第 226 条に規定する振替投資口をいう。以下同じ。）についての新規記録、振替、抹消、併合、分割、投資法人の吸収合併及び新設合併、総投資主通知、個別投資主通知、情報提供請求、銘柄公示及び書面交付請求の各手続については、振替株式における各手続と同様の手続であるが、一部、振替株式と振替投資口で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項（振替投資口に固有の手続）がある。以下では、その相違点及び制度上の留意事項について説明する。</p> <p>1. 発行者の同意手続</p> <p>（1）法律上の取扱いにおける相違点</p> <p>発行者が機構に同意を与えるには、株式の場合は発起人全員の同意又は取締役会の決議（監査等委員会設置会社については取締役への委任可能及び指名委員会等設置会社については執行役への委任可能）を必要とするが、投資口の場合は設立企画人全員の同意又は執行役員会の決定（役員会の承認が必要）による。</p> <p>（2）制度上の留意事項</p> <p>発行者が機構に対して同意書を提出するときには、株式については発起人全員の同意又は取締役会で決議したことを証する書面を添付するが、投資口については設立企画人全員の同意又は役員会で承認したことを証する書面を添付する。</p> <p>2. 投資証券の不発行</p> <p>（1）法律上の取扱いにおける相違点</p> <p>a 投資証券が無効となる時期</p> <p>株式については、株券発行会社とその株式に係る株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更が効力を生ずる日に、すべての株券が無効となる。</p> <p>一方で、投資口については、発行者が発行済みの投資口について機構に同意を与える場合には、公示催告手続（非訴事件手続法第 100 条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている投資証券以外の投資証券は、法第 227 条 4 項において準用する第 131 条 1 項 1 号の一定の日（新規記録通知に係る一定の日）において無効となるが、公示催告手続が行われている投資証券は、当該一定の日には無効とならず、当該投資証券に係る新規記録通知により加入者の口座に増額の記録がされたときに無効となる。</p>	<p>（業 271 条）</p> <p>※ その他の添付書類としては、株式における定款に相当するものは規約、株式取扱規則に相当するものは投資口取扱規則になる。（第 1 章第 1 節「発行者の同意等」を参照のこと。）</p> <p>※ 振替投資口でない投資口については、株式と異なり、必ず投資証券を発行しなければならない。（但し、投資口の払戻しをする旨の規約の定めがある場合には、規約によって、投資主の請求があるまで投資証券を発行しない旨を定めることができる。）</p> <p>※ 一定の日において公示催告手続が行われている投資証券の投資口について</p>

内 容	備 考
<p>b 取扱廃止時等の投資証券の発行の請求</p> <p>振替株式会社については、当該振替株式が機構によって取り扱われなくなったときであっても、当該株式の発行者が株券発行会社とならない限り、株主は発行者に対して、株券の発行を請求することはできない。</p> <p>一方で、振替投資口については、当該振替投資口が機構によって取り扱われなくなったとき、又は機構が振替機関の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって機構の振替業を承継する者が存しないときは、投資主は発行者に対して、投資証券の発行を請求することができる。</p> <p>(2) 制度上の留意事項</p> <p>前記(1) a の事項は、振替口座簿に記録されない振替株式又は振替投資口に関するものであることから、取扱開始時の新規記録手続及び株券喪失登録抹消時又は投資法人が除権決定の正本等の書類を添付して新規記録の請求を受けた場合における新規記録手続については、振替株式と振替投資口で特段の異なる手続は生じない。</p> <p>3. その他</p> <p>その他の主な相違点としては次に掲げるものがあるが、これらは、振替株式会社における手続のうち振替投資口については発生しない手続があるということを意味しており、振替投資口に固有の手続が発生するも</p>	<p>は、株式における株券喪失登録がされた株券の株式と同様に、法第130条第1項の新規記録通知をすることができない。当該投資口については、投資口の発行者は、投資証券に係る除権決定の正本等の書類を添付して新規記録の請求を受けた場合に、遅滞なく、振替機関等に対して当該請求を行った者のために特別口座の開設の申出をし、機構に対して新規記録通知を行う。(なお、口座通知の取次ぎによる新規記録も可能。)</p> <p>※ 左記の場合、投資主は発行者に対して投資証券の発行を請求することができるが、実務上、投資主への投資証券の交付に当たっては、取扱廃止時等の総投資主通知による投資主名簿を元に、発行者から、直接、投資主に対して投資証券の交付が行われることが想定される。</p> <p>※ 投資口の払戻しに係る手続については、現行の取引所の上場規程では、そ</p>

内 容	備 考
<p>のではない。</p> <p>① 投資口については、合併に際して自己投資口を移転する手続はない。(法令に定める場合を除き、自己投資口の取得は禁止されており、また、自己投資口を取得した場合には、相当の時期にその投資口の処分(上場投資口については、市場による売却)又は消却をしなければならない。)</p> <p>② 投資口については、株式交換、株式移転、会社分割及び株式無償割当てに相当するものはない。</p> <p>③ 投資口については、取得請求権付株式及び取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式に相当するものはない。</p> <p>④ 投資口については、単元未満株式の買取請求、単元未満株式の売渡請求に相当するものはない。</p>	<p>の規約において払戻しをする旨の定めがない投資証券に限って上場できることとなっていることから、上場投資証券について払戻しが発生することはない。</p>

以 上

第 18 節 振替優先出資の取扱い

内 容	備 考
<p>協同組織金融機関の振替優先出資（法第 234 条に定める振替優先出資をいう。以下同じ。）についての新規記録、振替、抹消、分割、協同組織金融機関の吸収合併及び新設合併、総優先出資者通知、個別優先出資者通知、情報提供請求、銘柄公示及び書面交付請求の各手続については、振替株式における各手続と同様の手続であるが、一部、振替株式と振替優先出資で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項を以下で説明する。</p> <p>1. 発行者の同意手続</p> <p>(1) 法律上の取扱いにおける相違点</p> <p>発行者が機構に同意を与えるには、株式の場合は発起人全員の同意又は取締役会の決議（監査等委員会設置会社については取締役への委任可能及び指名委員会等設置会社については執行役への委任可能）を必要とするが、優先出資の場合は理事の決定による。</p> <p>(2) 制度上の留意事項</p> <p>発行者が機構に対して同意書を提出するときには、株式については発起人全員の同意又は取締役会で決議したことを証する書面を添付するが、優先出資については理事会（理事会がない場合は、業務執行を決定する機関）で決定したことを証する書面を添付する。</p> <p>2. その他</p> <p>その他の主な相違点としては次に掲げるものがあるが、これらは、振替株式における手続のうち振替優先出資については発生しない手続があるということを意味しており、振替優先出資に固有の手続が発生す</p>	<p>(業 272 条)</p> <p>※ 参考：協同組織金融機関とは、以下に掲げるものをいう。</p> <p>① 農林中央金庫 ② 商工組合中央金庫 ③ 信用協同組合及び協同組合連合会 ④ 信用金庫及び信用金庫連合会 ⑤ 労働金庫及び労働金庫連合会 ⑥ 農業協同組合及び農業協同組合連合会 ⑦ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会</p> <p>※ その他の添付書類としては、株式における株式取扱規則に相当するものは優先出資取扱規則になる。（第 1 章第 1 節「3. 発行者の同意等」を参照のこと。）</p>

内 容	備 考
<p>るものではない。</p> <p>① 優先出資については、株式併合に相当するものはない。</p> <p>② 優先出資については、株式交換、株式移転、会社分割及び株式無償割当てに相当するものはない。</p> <p>③ 優先出資については、取得請求権付株式及び取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式に相当するものはない。</p> <p>④ 優先出資については、単元未満株式の買取請求、単元未満株式の売渡請求、その他株式の買取請求に相当するものはない。</p>	

以 上

第3章 振替新株予約権付社債

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第3章	振替新株予約権付社債		
第1節	振替口座簿とその記録事項	3-1-1	~ 3-1-9
第2節	銘柄情報の通知	3-2-1	~ 3-2-13
第3節	新規記録手続	3-3-1	~ 3-3-25
第4節	振替手続	3-4-1	~ 3-4-2
第5節	元利金支払い	3-5-1	~ 3-5-10
第6節	繰上償還の手続	3-6-1	~ 3-6-5
第7節	買入消却の手続	3-7-1	~ 3-7-4
第8節	全部抹消の手続	3-8-1	
第9節	振替新株予約権付社債の新株予約権行使	3-9-1	~ 3-9-9
第10節	合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続	3-10-1	~ 3-10-15
第11節	リコンサイルの手続	3-11-1	~ 3-11-3
第12節	総新株予約権付社債権者通知の手続	3-12-1	~ 3-12-20
第13節	振替口座簿の情報提供請求の手続	3-13-1	
第14節	社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い	3-14-1	~ 3-14-8
第15節	振替新株予約権付社債の総数等の公示	3-15-1	
第16節	振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い	3-16-1	~ 3-16-5
第17節	特例新株予約権付社債の移行に係る取扱い	3-17-1	~ 3-17-10
第18節	取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続	3-18-1	~ 3-18-2
第19節	振替新株予約権付社債の非居住者非課税制度に係る取扱い	3-19-1	~ 3-19-9
第20節	新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額に係る取扱い	3-20-1	~ 3-20-2
第21節	振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の対応	3-21-1	~ 3-21-14
	(参考1) ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について		
	(参考2) 株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の新株予約権行使に関する事務処理について		

第1節 振替口座簿とその記録事項

内 容	備 考
<p>1. 振替口座簿の区分 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。</p> <p>2. 口座管理機関の口座 振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。</p> <p>① 自己口 ② 顧客口</p> <p>3. 振替口座簿の記録事項 (1) 自己口の記録事項等 a 保有欄・質権欄の区分 加入者（口座管理機関である者を除く。）の口座及び加入者が口座管理機関である場合の自己口（以下「自己口」という。）は、その加入者の保有する振替新株予約権付社債を記録する欄（以下「保有欄」という。）と当該加入者が質権者であるときに、質権の目的である振替新株予約権付社債（以下「質権新株予約権付社債」という。）を記録する欄（以下「質権欄」という。）に区分するものとする。</p> <p>b 記録事項 自己口には、次に掲げる事項を記録するものとする。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数（次の④に掲げるものを除く。） ④ 加入者が質権者であるときは、その旨、質権新株予約権付社債の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権付社債権者ごとの数並びに当該新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに③及び④の数のうち信託財産であるものの数 ⑥ ③又は④の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記録がされた日 ⑦ 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときはその旨 ⑧ 振替新株予約権付社債の処分の制限に関する事項</p>	<p>（業第173条第1項）</p> <p>（業第173条第2項、施第238条第1項から第3項）</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者（当該加入者の質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者を含む。）に係る加入者口座コードを、当該加入者の氏名又は名称に付記するものとする。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債の数については、実務上、金額を用いるものとする。</p> <p>※ 口座管理機関は、その開設する口座に記録する質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所を、機構に対する加入者情報の照会（質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の加入者口座コードを指</p>

内 容	備 考
<p>(2) 顧客口の記録事項 顧客口には、次に掲げる事項を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数 <p>(3) 信託財産である旨の記録</p> <ol style="list-style-type: none"> a 加入者からの申請による記録 <ol style="list-style-type: none"> (a) 信託の記録 <ol style="list-style-type: none"> ア 加入者による申請 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 受託者による申請 <p>信託の受託者である加入者は、直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、その口座（顧客口を除く。）に記録された振替新株予約権付社債について、振替新株予約権付社債が信託財産である旨の記録をすることの申請（以下「信託財産表示の申請」という。）をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 受託者の口座 ② 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数 ③ ①の口座において信託の記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別 <p>(イ) 受益者又は委託者による申請</p>	<p>定)により得た情報により記録することができるものとする。(当該照会は、当該質権新株予約権付社債についての担保新株予約権付社債の届出がされている場合(第2章第3節「振替手続」を参照。)に限って、届出がされた新株予約権付社債の加入者口座コードについて可能である。また、口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて上記の照会を行う。直接口座管理機関は、下位機関からの委託を受けて、機構に対し当該照会を行う。)</p> <p>(業第173条第3項、施第238条第4項)</p> <p>(業第175条第1項及び第2項)</p> <p>(業第175条第3項及び第4項)</p>

内 容	備 考
<p>受益者又は委託者は、受託者に代位して信託財産表示の申請をすることができる。この場合においては、受益者又は委託者は、当該申請において、受託者の氏名又は名称及び住所並びに代位の原因を示し、かつ、当該代位の原因及び当該申請に係る振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>イ 機構及び口座管理機関の手続 機構及び口座管理機関は、その加入者から信託財産表示の申請を受けたときは、当該申請に係る口座において、当該申請に係る振替新株予約権付社債について信託財産である旨の記録（(1) b ⑤に掲げる事項の記録をいう。以下同じ。）をしなければならない。</p> <p>(b) 信託の記録の抹消 ア 加入者による申請 振替新株予約権付社債についての権利を固有財産に帰属させることにより当該振替新株予約権付社債についての権利が信託財産に属しないこととなる場合には、受託者及び受益者は、受託者の直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して、信託の記録の抹消の申請（以下「信託財産表示の抹消申請」という。）をすることができる。受益者が信託財産表示の抹消申請をする場合においては、申請に際して、申請の原因を示し、かつ、当該申請の原因及び自己が受益者である旨を証する資料を提出しなければならない。</p> <p>① 受託者の口座 ② 当該申請に係る振替新株予約権付社債の銘柄及び数 ③ ①の口座において信託の記録の抹消がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別</p> <p>イ 機構及び口座管理機関の手続 機構及び口座管理機関は、その加入者から信託財産表示の抹消申請を受けたときは、当該申請に係る口座において、当該申請に係る振替株式について信託財産である旨の記録を抹消しなければならない。</p> <p>(4) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録 a 加入者からの申告（書類の提示）に基づく記録 (a) 外国人である旨の記録 ア 加入者による申請 加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等であるとき又は外国人保有制限銘柄の外国人等となったときは、直近上位機関に対し、その旨を記した書類又は資料を提示して申告（次のイにおいて「外</p>	<p>(業第 175 条第 5 項)</p> <p>(業第 176 条)</p> <p>(業第 25 条第 8 項)</p> <p>※ 左記の事項は、口座管理機関と加入者</p>

内 容	備 考
<p>国人等申告」という。) しなければならない。</p> <p>イ 機構及び口座管理機関における手続 機構及び口座管理機関は、加入者から外国人等申告があったときは、その加入者の口座に加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録をしなければならない。(加入者情報の管理については第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。)</p> <p>(b) 外国人である旨の記録の抹消 ア 加入者による申請 加入者は、外国人保有制限銘柄の外国人等でなくなったときは、直近上位機関に対し、その旨の申告(次のイにおいて「外国人等抹消申告」という。)をしなければならない。</p> <p>イ 機構及び口座管理機関における手続 機構及び口座管理機関は、加入者から外国人等抹消申告があったときは、その加入者の口座の加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録を抹消しなければならない。(加入者情報の管理については第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。)</p> <p>b 機構からの通知に基づく記録 機構からの加入者情報更新済通知に基づく記録及び記録の抹消については、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>(5) 処分の制限に関する事項の記録 機構及び口座管理機関は、執行裁判所等から差押命令等の送達を受けたときは、その内容に従い、加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録をしなければならない。</p> <p>(6) 口座の増加記録日と異なる取得日の記録 機構及び口座管理機関は、その加入者が発行者から交付されるべき振替新株予約権付社債を取得した日と当該振替新株予約権付社債の増加を口座に記録した日が異なるときは、その取得日を当該振替新株予約権付社債の増加の記録に付記する。</p>	<p>との契約事項である。(「口座管理機関による口座の開設及び廃止」(第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。)</p> <p>(業第31条第1項第4号)</p> <p>(業第173条第2項第7号)</p> <p>(業第173条第2項第9号)</p> <p>※ 以下の振替新株予約権付社債については、発行者から交付されるべき振替新株予約権付社債を取得した日と当該振替新株予約権付社債の増加を口座に記録した日が異なる可能性がある。</p>

内 容	備 考	
	交付される場合	交付される手続
	取得条項付商品の一部取得の対価の振替新株予約権付社債	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	合併等の対価新株予約権付社債（消滅会社等が振替株式等でない）	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	合併等により承継された新株予約権付社債（消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合）	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	新株予約権付社債の無償割当等に係る調整新株予約権付社債	配分明細
<p>一般の新規記録手続の場合には、新規記録通知情報データにより新規記録日と効力発生日の両方のデータが口座管理機関に通知される。また、配分明細によっても口座簿記録日と効力発生日の両方のデータが通知される。</p> <p>一般の振替手続の場合には、振替済通知や口座処理明細には、効力発生日の項目はないが、口座管理機関は、次に掲げる通知により効力発生日を知ることが可能である。</p>		
交付される場合	効力発生日の通知方法	
取得条項付商品の	機構報により発	

内 容	備 考	
<p>(7) 記録事項の変更</p> <p>a 振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったとき 機構及び口座管理機関は、その備える振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったときは、直ちに、当該振替口座簿にその記録をしなければならない。</p> <p>b 口座の移管が行われたとき 機構及び口座管理機関は、口座の移管に係る振替の手続において、振替元口座に減少の記録をした日と振替先口座に増加の記録をした日が異なっているときは、その加入者の申出により、振替先口座の増加の記録日に振替元口座の減少の記録日を付記しなければならない。</p> <p>4. 機構における取扱い</p> <p>(1) 口座の取扱い</p> <p>a 開設する機構加入者口座 機構が開設する機構加入者口座は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものとする。</p> <p>① 機構加入者が口座管理機関である場合 自己口及び顧客口</p> <p>② 機構加入者が口座管理機関でない場合 自己口</p>	一部取得の対価の振替新株予約権付社債	行者の決定事項として通知される。
	合併等の対価新株予約権付社債（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。
	合併等により承継された新株予約権付社債（消滅会社等の新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。
<p>(業第 174 条)</p> <p>※ 「振替口座簿の記録事項につき変更が生じたことを知ったとき」とは、加入者からの変更届又は機構からの加入者情報更新済通知により加入者の住所等の変更を知ったときや、機構からの通知により銘柄名の変更を知ったときである。</p> <p>(業第 173 条第 2 項第 10 号)</p> <p>(業 19 条第 1 項)</p> <p>※ 口座は、課税の種別に応じて、課税口と非課税口の区分を行わないものとする。</p>		

内 容	備 考																														
<p>b 口座区分の属性区分及び利用目的 振替新株予約権付社債に関する区分口座コード毎の口座の種類及び属性区分の対応は以下の通り。 (口座の種類及び属性区分については第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コード</th> <th style="text-align: center;">口座の種類</th> <th style="text-align: center;">属性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">00</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">自己口</td> <td>保有口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">01～19</td> <td>保有口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20～39</td> <td>信託口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40～49</td> <td>保有口、担保専用口又は信託口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50～59</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">予備（無指定）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60～69</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">顧客口</td> <td>顧客口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70～79</td> <td>顧客口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80～89</td> <td>顧客口又は外国人株式記録口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90～97</td> <td style="text-align: center;">自己口又は顧客口</td> <td>保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">98</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">自己口</td> <td>質権口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">99</td> <td>質権口又は質権信託口</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 振替口座簿の記録に関する取扱い</p> <p>a 機構加入者等の氏名等の記録</p> <p>機構は、その備える振替口座簿に記録すべき次に掲げる事項を、株主等通知用データとして登録された情報により記録する。</p> <p>① 機構加入者の名称及び住所 ② 質権口に記録する新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>b 信託財産である旨の記録 (a) 機構加入者からの申請による記録</p>	コード	口座の種類	属性区分	00	自己口	保有口	01～19	保有口	20～39	信託口	40～49	保有口、担保専用口又は信託口	50～59	予備（無指定）		60～69	顧客口	顧客口	70～79	顧客口	80～89	顧客口又は外国人株式記録口	90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口	98	自己口	質権口	99	質権口又は質権信託口	<p>※ 振替新株予約権付社債の数については、実務上、金額を用いるものとする。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債の数については、金額を円単位で表示するものとする。</p> <p>※ 機構加入申請者又は機構加入者は、口座の開設又は区分口座の開設の申請をするときは、開設を申請する機構加入者口座又は区分口座の属性区分及び利用目的を明示する（第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照）。振替新株予約権付社債の口座は、振替株式の口座の開設と、同時に開設される。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債であっても、担保専用口及び外国人株式記録口に記録することは可能であるが、振替株式における特別株主の申出等に係る機能を利用することはできない。</p> <p>(業第173条第2項、施第238条第1項から第3項)</p>
コード	口座の種類	属性区分																													
00	自己口	保有口																													
01～19		保有口																													
20～39		信託口																													
40～49		保有口、担保専用口又は信託口																													
50～59	予備（無指定）																														
60～69	顧客口	顧客口																													
70～79		顧客口																													
80～89		顧客口又は外国人株式記録口																													
90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口																													
98	自己口	質権口																													
99		質権口又は質権信託口																													

内 容	備 考
<p>ア 信託口又は質権信託口による記録 (ア) 信託口又は質権信託口の記録 機構加入者が信託の受託者である場合、信託財産である振替株式等は信託口又は質権信託口に記録しなければならない。</p> <p>(イ) 信託口又は質権信託口の機能 信託口とは、機構加入者が信託の受託者である場合に、信託財産である振替新株予約権付社債（質権の目的であるものを除く。）に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座であり、質権信託口とは、信託財産である質権の目的の振替新株予約権付社債に限って記録するための機構加入者口座の自己口の区分口座である。機構は、当該区分口座に記録された振替新株予約権付社債については、その全てに一律に信託財産である旨の記録を行う。</p> <p>(ウ) 信託口又は質権信託口の開設 機構加入者は、機構に対し、原則として区分口座の開設の申請をするときに、当該区分口座を信託口として利用する旨又は質権信託口として利用する旨を申告することで、信託口又は質権信託口の開設を受けることができる。</p> <p>c 処分の制限に関する事項の記録 機構は、機構加入者の口座に処分の制限に関する事項の記録（以下当該事項の記録をした振替新株予約権付社債の数を「凍結残高」という。）をするときは、機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。また、当該記録をしたときは、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合Web端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。</p> <p>(3) 信託財産名義の取扱い a 信託財産名義の取扱い 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口に記録された振替新株予約権付社債の全部又は一部につき、当該機構加入者口座の名義以外（以下「信託財産名義」という。）を総新株予約権付社債権者通知に際して会社に通知する取扱い（以下「信託財産名義の取扱い」という。）の申出をすることができる。</p>	<p>※ 「信託口」と「信託財産名義の取扱いの包括的な申出」（(3) b参照）とは、一体のものではなく、信託財産名義の取扱いの包括的な申出を行わない信託口の開設を受けることも可能である。</p> <p>※ 機構加入者は、複数の信託口又は質権信託口の開設を受けることが可能である。</p>

内 容	備 考
<p>b 信託財産名義の取扱いの包括的な申出</p> <p>(a) 機構加入者による信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請 機構加入者は、機構に対し、当該機構加入者の信託口について、信託財産名義の取扱いの包括的な申出（当該信託口に記録された振替新株予約権付社債について、当該機構加入者が信託財産名義管理簿を備えて信託財産名義ごとの数及びその増減等を管理し、当該信託口に記録された振替新株予約権付社債についての総新株予約権付社債権者通知及び振替口座簿記録事項通知等に係る必要な情報を機構に対して報告するための事務（以下「信託財産名義管理事務」という。）を行うことの申出をいう。以下同じ。）を申請することができる。</p> <p>(b) 申請方法 機構加入者は、機構に対し、原則として信託口の区分口座の開設の申請をするときに、当該信託口について信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請をする。</p> <p>(c) 機構による承認 機構は、機構加入者から信託財産名義の取扱いの包括的な申出の申請を受けた場合であって、当該機構加入者が信託財産名義管理事務を適正かつ円滑に行うことができることその他の機構が定める要件を満たしていると認めるときは、当該申請の承認（以下、機構が当該承認をした信託口を「信託財産名義通知信託口」という。）をする。</p> <p>c 信託財産名義に係る加入者の情報の取扱い 信託財産名義に係る加入者の情報の取扱いについては、第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>(4) 区分口座の残高管理に関する取扱い 区分口座の残高管理に関する取扱いについては、第2章第1節「振替口座簿とその記載事項等」に準じる。</p>	<p>※ 左記の「当該機構加入者口座の名義」とは、例えば「〇〇信託銀行株式会社」であり、信託財産名義とは例えば「〇〇信託銀行株式会社（年金信託口）」である。</p> <p>(業第233条第1項)</p> <p>(業第233条第2項)</p> <p>※ 信託財産名義管理簿には、次に掲げる事項を記録する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 信託財産名義通知信託口の機構加入者コード ② 信託財産名義の加入者口座コード ③ ②の加入者口座コードごとの銘柄及び数 ④ ③の数についての増減が生じたときは、増加又は減少の別、その数及び当該増減が生じた日

以 上

第2節 銘柄情報の通知

内 容	備 考
<p>1. 銘柄情報の通知に係る手続</p> <p>(1) 発行する新株予約権付社債が上場新株予約権付社債の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 銘柄コード等の通知 機構は、発行者が振替新株予約権付社債の発行を決定した日（以下「発行決議日」という。）の翌々営業日に銘柄コード、I S I Nコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p style="margin-left: 20px;">b 発行代理人による銘柄情報の通知 発行代理人は、発行者が振替新株予約権付社債の発行条件を決定した場合には、発行条件を決定した日（以下「条件決定日」という。）の翌営業日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより発行する振替新株予約権付社債の銘柄に関する情報（以下「銘柄情報」という。）を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。</p>	<p>※ 本通知に係る手続は、第3節「新規記録手続」の前に実施する。銘柄情報の通知を含めた新規記録の標準日程については、資料3-3-3を参照。</p> <p>※ 銘柄情報の通知の処理フローは、資料3-2-2を参照。</p> <p>※ 発行者は、発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p style="text-align: center;">(業第178条第1項、施第240条)</p> <p>※ 発行代理人は、CSVファイルのアップロードにより銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1ファイルでファイルを作成する。</p> <p>※ 発行代理人は、CSVファイルにより銘柄情報を通知する場合には、機構が提供するエクセルマクロにより銘柄情報の項目チェックを行う。発行代理人は、自社システムにより同様のチェックを行うことも可能である。</p> <p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により機構に銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。</p> <p>※ 発行代理人がファイル伝送により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1レコードでファイルを作成</p>

内 容	備 考
<p>(a) 銘柄に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権付社債の銘柄コード ② 振替新株予約権付社債の I S I Nコード ③ 振替新株予約権付社債の銘柄 ④ 発行者の略称 ⑤ 振替新株予約権付社債の銘柄の回号 ⑥ 上場新株予約権付社債に該当するか否かの別 ⑦ 新株予約権付社債が上場されている場合の金融商品取引所 <p>(b) 社債に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権付社債に保証が付されているときは、その旨及びその内容 ② 振替新株予約権付社債が担保付社債信託法第 24 条第 2 項において準用する同条第 1 項の担保付社債その他の担保権の設定がされたものであるときは、その旨及びその内容（担保付社債であるときは、同法第 24 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる事項を含む。） ③ 数回に分けて金銭の払込みがあるときは、その旨 ④ 他の発行者と合同して発行するときは、その旨 ⑤ 振替新株予約権付社債に劣後特約が付されているときは、その旨 ⑥ 振替新株予約権付社債に責任財産限定特約が付されているときは、その旨 ⑦ 振替新株予約権付社債に係る銘柄情報の通知である旨 ⑧ 振替新株予約権付社債の募集開始日 ⑨ 払込日 ⑩ 各社債の金額 ⑪ 一定の日までに振替新株予約権付社債の総額について割当てを受ける者を定めていない場合において、振替新株予約権付社債の全部を発行しないこととするときは、その旨 	<p>する。</p> <p>※ 発行要項は、P D F の形式で送付する。</p> <p>※ 発行代理人は、機構非関与銘柄についても、発行要項を送付する必要がある。</p> <p>※ 銘柄情報の項目の設定要領は、資料 3-2-1 及び資料 3-2-5 を参照。</p> <p>※ 元利払日程通知の配信の都合上、元利払期日と払込日との間は、中 4 営業日以上空けるものとする。ただし、第三者割当てにより発行された非上場新株予約権付社債の場合で、元利金の受領先が元利払いの日程を把握している場合には、元利払期日と払込期日との間を中 3 営業日まで短縮することが可能である。</p>

内 容	備 考
<p>⑫ 振替新株予約権付社債の発行総額</p> <p>⑬ 発行代理人の代理人コード</p> <p>⑭ 支払代理人の代理人コード</p> <p>⑮ 発行者が資金決済会社を定めた場合における資金決済会社の資金決済会社コード</p> <p>⑯ 振替新株予約権付社債が機構関与銘柄であるか又は機構非関与銘柄であるかの別</p> <p>⑰ 個別承認方式の採用の有無（振替新株予約権付社債が機構関与銘柄である場合に限る。）</p> <p>⑱ 社債管理者の社債管理者コード</p> <p>(c) 利払に関する事項</p> <p>① 償還期日、繰上償還期日又は利払期日が休業日に該当する場合の取扱いに関する事項</p> <p>② 振替新株予約権付社債の利払いが固定利率、変動利率又は割引債であるかの別</p> <p>③ 利払期日</p> <p>④ 償還期日直前の利払期日における利払いの有無</p> <p>⑤ 利率</p> <p>⑥ 1円あたりの利子額（振替新株予約権付社債の銘柄の発行条件に従って、1円単位の利金計算により得られた値をいう。以下同じ。）</p> <p>(d) 満期償還に関する事項</p> <p>① 償還期日</p> <p>② 償還価額</p> <p>(e) コールオプションに関する事項</p> <p>① コールオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項</p> <p>② 繰上償還期日</p> <p>③ 繰上償還に係る償還価額</p> <p>④ 1円あたりの利子額</p>	<p>※ 小数点以下 13 位未満の端数が生じた場合には、切捨てる。</p> <p>※ 発行時において、コールオプション条項が設定されている場合には、コールオプション有無フラグにコールオプション有りを設定する。</p> <p>※ 発行時において、繰上償還期日を決していない場合には、コールオプション有無フラグにコールオプション未行使を設定する。</p> <p>※ 期中にコールオプションの行使を決定するときは、コールオプション行使フラグをコールオプション行使に変更するとともに繰上償還期日、償還</p>

内 容	備 考
<p>(f) プットオプションに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① プットオプションの行使に伴う繰上償還に係る事項 ② 行使期間開始日 ③ 行使期間終了日 ④ 繰上償還期日 ⑤ 繰上償還に係る償還価額 <p>(g) 新株予約権に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新株予約権の総数 ② 新株予約権の行使期間開始日 ③ 新株予約権の行使期間終了日 ④ 新株予約権の発行価額 ⑤ 新株予約権の行使価額 ⑥ 行使請求受付場所 <p>(h) 取得条項に関する事項</p>	<p>価額、1円あたりの利子額を設定する。</p> <p>※ 発行時において、プットオプション条項が設定されている場合には、プットオプション有無フラグにプットオプション有りを設定する。</p> <p>※ 発行時において、プットオプションの行使期間を決定していない場合には、プットオプション行使フラグにプットオプション不可能を設定する。</p> <p>※ 期中にプットオプションの行使期間を決定したときは、プットオプション行使フラグをプットオプション行使可能に変更するとともに、行使期間開始日、行使期間終了日、繰上償還期日、償還価額を設定する。</p> <p>※ プットオプション行使期間終了日と繰上償還期日との間は、中1営業日以上空けるものとする。</p> <p>※ 新株予約権の行使価額の変更は、上場新株予約権付社債についてのみ変更後の行使価額を機構に通知するものとし、第三者割当てにより発行された非上場新株予約権付社債については、機構への通知は不要とする。</p> <p>※ ⑥の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。</p>

内 容	備 考
<p>① 振替新株予約権付社債に取得条項が付されているときは、その旨</p> <p>② 取得条項に係る取得日</p> <p>③ 取得対価の種類</p> <p>(i) 新株予約権を行使した場合に生じた端数に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権を行使した場合に生じた端数の取扱い <p>(j) 特例新株予約権付社債に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特例新株予約権付社債又は非特例新株予約権付社債の別 <p>(k) 元金手数料に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 元金手数料率 ② 元金手数料率基準 ③ 利金手数料率 ④ 利金手数料基準 <p>c 機構による銘柄情報の確認</p> <p>(a) 入力項目のチェック</p> <p>ア 機構による入力項目の確認及び発行代理人への確認結果の通知</p> <p>機構は、ファイル伝送により発行代理人から銘柄情報の通知を受けた場合には、振替システムにより入力項目について不備の有無を確認し、その結果を発行代理人に通知する。</p> <p>イ 入力項目に不備があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正</p> <p>発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、条件決定日の翌営業日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。</p>	<p>※ 機構は、発行代理人からCSVファイルのアップロードにより通知された場合には、振替システムによる入力項目のチェックは行わない。</p> <p>※ 左記の通知は、振替システムにより行う。</p> <p>※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(a)アの確認を行い、不備があった場合には発行代理人に連絡する。連絡を受けた発行代理人は直ちに不備を訂正するものとする。</p> <p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により機構に銘柄情報を通知した場合には、</p>

内 容	備 考
<p>(b) 銘柄情報と発行要項との内容の一致の確認</p> <p>ア 機構による確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、(a)の確認の結果、入力項目に不備がないことを確認したときは、発行代理人より通知された銘柄情報について、エクセルマクロによるチェックを行うとともに銘柄情報の内容と発行要項とに差異がないかを確認し、その結果を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>イ 銘柄情報と発行要項との内容に不一致があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、条件決定日の翌営業日から起算して、2営業日目の日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより通知する。</p> <p>d 機構による銘柄情報の通知 機構は、以下により統合Web 端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>(a) 統合Web 端末による方法 (CSVファイルのダウンロード) 機構加入者、発行代理人及び支払代理人は、条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の日から振替新株予約権付社債の取扱廃止の日までの午前7時から午後8時までの間、統合Web 端末により銘柄情報のCSVファイルをダウンロードすることができる。</p>	<p>機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。</p> <p>※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(b)アの確認を行い、不備があった場合には、発行代理人に連絡する。発行代理人は、直ちに銘柄情報を訂正するものとする。</p> <p>※ CSVファイルのダウンロードは、以下の方法による。</p> <p>① 機構が提供した日の銘柄情報の全部を取得する場合には、機構が通知した日、銘柄コードを指定せず、ダウンロードする。</p> <p>② 特定の銘柄について機構が提供した全情報を取得する場合には、銘柄コードを指定してダウンロードする。</p> <p>③ 特定の日に提供された全銘柄の銘柄情報を取得する場合には、機構が通知した日を指定してダウンロードする。</p>

内 容	備 考
<p>(b) ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>(2) 発行する新株予約権付社債が非上場新株予約権付社債の場合</p> <p>a 発行者による取扱申請手続 発行者は、非上場新株予約権付社債の発行の決定を行った場合には、機構に対し、発行の決定日（以下「発行決議日」という。）に当該新株予約権付社債を機構が取扱うことについての申請（以下「取扱申請」という。）を行う。発行者は、取扱申請を行う場合には、機構に対し、非上場新株予約権付社債取扱申請書及び発行要項（以下「取扱申請書類」という。）をTarget 保振サイトにより提出する。</p> <p>b 機構による審査手続 機構は、取扱申請の内容について審査を行い、発行者に対し、Target 保振サイト等により取扱いの可否を通知する。</p>	<p>④ 特定の日に提供された特定の銘柄情報を取得する場合には、銘柄コード及び機構からの通知日を指定してダウンロードする。</p> <p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ 機構加入者は、ファイル伝送により銘柄情報を取得する場合には、機構が提供した日の銘柄情報に限り取得することができる。</p> <p>※ 発行者は、発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p>※ 機構に対する取扱申請書類の提出手続を発行代理人が行うことも可能とする。</p> <p>※ 非上場新株予約権付社債取扱申請書は、機構ホームページに掲載の書式（ST03-04）を参照。</p> <p>※ 機構は、発行者から提出された取扱申請書類により取扱申請に係る新株予約権付社債が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できる場合には、当該新株予約権付社債を取扱うものとする。</p>

内 容	備 考
<p>c 銘柄コード等の付番申請手続 機構は、取扱申請に係る新株予約権付社債が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できた場合には、発行決議日の翌営業日から起算して2営業日目の日に証券コード協議会に対し、銘柄コード及びI S I Nコードの付番をメール等により申請する。</p> <p>d 銘柄コード等の付番手続 証券コード協議会は、銘柄コード及びI S I Nコードを付番し、発行決議日の翌営業日から起算して3営業日目の日に機構に対し、メール等により通知する。</p> <p>e 発行代理人に対する銘柄コード等の通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して4営業日目の日に、銘柄コード、I S I Nコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>f 発行代理人による銘柄情報の通知 発行代理人は、発行決議日の翌営業日から起算して5営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日）の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。</p>	<p>(業第178条第1項、施第240条)</p> <p>※ 発行代理人は、CSV形式により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1ファイルでデータを作成するものとする。1回につき、複数の電子ファイルを添付して送付することは、可能である。</p> <p>※ 発行代理人は、CSVファイルにより銘柄情報を通知する場合には、機構が提供するエクセルマクロにより銘柄情報の項目チェックを行う。発行代理人は、自社システムにより同様のチェックを行っておくことも可能である。</p>

内 容	備 考
<p>g 機構による銘柄情報の確認</p> <p>(a) 入力項目のチェック</p> <p>ア 機構による入力項目の確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、ファイル伝送により発行代理人から銘柄情報の通知を受けた場合には、振替システムにより入力項目について不備の有無を確認し、その結果を発行代理人に通知する。</p> <p>イ 入力項目に不備があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、発行決議日の翌営業日から起算して5営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日）の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。</p> <p>(b) 銘柄情報と発行要項との内容の一致の確認</p>	<p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。</p> <p>※ 発行代理人がファイル伝送形式により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき、1レコードでデータを作成するものとする</p> <p>※ 発行要項は、PDFの形式により送付する。</p> <p>※ 発行代理人は、機構非関与銘柄についても、発行要項を送付する必要がある。</p> <p>※ 銘柄情報の項目の設定要領は、資料3-2-1を参照。</p> <p>※ 機構は、発行代理人からCSVファイルのアップロードにより通知された場合には、振替システムによる入力項目のチェックは行わない。</p> <p>※ 左記の通知は、振替システムにより行う。</p> <p>※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(a)アの確認を行い、不備があった場合には発行代理人に連絡する。連絡を受けた発行代理人は直ちに不備を訂正するものとする。</p>

内 容	備 考
<p>ア 機構による確認及び発行代理人への確認結果の通知 機構は、(a) の確認の結果、入力項目に不備がないことを確認したときは、発行代理人より通知された銘柄情報について、エクセルマクロによるチェックを行うとともに銘柄情報の内容と発行要項とに差異がないかを確認し、その結果を発行代理人に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>イ 銘柄情報と発行要項との内容に不一致があった場合の発行代理人による銘柄情報の訂正 発行代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた場合には、銘柄情報を修正し、発行決議日の翌営業日から起算して6営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合には、条件決定日の翌営業日から起算して、2営業日目の日）の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより通知する。</p> <p>h 機構による銘柄情報の通知 機構は、以下により統合Web 端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。 (a) 統合Web 端末による方法（CSVファイルのダウンロード） 機構加入者、発行代理人及び支払代理人は、発行決議日の翌営業日から起算して7営業日目の日（条件決定日から起算して4営業日目の日）から振替新株予約権付社債の取扱廃止の日までの午前7時から午後8時までの間、統合Web 端末により銘柄情報のCSVファイルをダウンロードすることができる。</p>	<p>※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、(b) アの確認を行い、不備があった場合には発行代理人に連絡をする。発行代理人は、直ちに銘柄情報を訂正するものとする。</p> <p>(業第178条第2項)</p> <p>※ CSVファイルのダウンロードは、以下の方法による。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構が提供した日の銘柄情報の全部を取得する場合には、機構が通知した日、銘柄コードを指定せず、ダウンロードする。 ② 特定の銘柄について機構が提供した全情報を取得する場合には、銘柄コードを指定してダウンロードする。 ③ 特定の日に提供された全銘柄の銘柄情報を取得する場合には、機構が通知した日を指定してダウンロードする。 ④ 特定の日に提供された特定の銘柄情報を取得する場合には、銘柄コード及び機構からの通知日を指定してダウンロードする。

内 容	備 考
<p>(b) ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、発行決議日の翌営業日から起算して7営業日目の日（条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>i 発行者に対する銘柄コード等の通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して7営業日目の日（発行者が条件決定日を設定する場合は、条件決定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）に銘柄コード及びI S I Nコードを発行者に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>2. 銘柄情報の変更に係る手続</p> <p>(1) 支払代理人による銘柄情報の変更通知 支払代理人は、期中において発行者が新株予約権付社債の内容に関する決議、決定を行ったこと等でもない、取扱開始時に機構に対して通知した銘柄情報が変更となる場合には、銘柄情報の変更を決定した日以降、速やかに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより銘柄情報の変更通知を行う。</p>	<p>※ 機構は、発行代理人、支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ 機構加入者は、ファイル伝送により銘柄情報を取得する場合には、機構が提供した日の銘柄情報に限り取得することができる。</p> <p>※ 第1章第1節2. (4)「発行者への取扱開始日の通知」とあわせて行う。</p> <p>※ 銘柄情報の変更の処理フローは、資料3-2-3を参照。</p> <p>(業第179条第1項)</p> <p>※ 銘柄情報の変更通知は、原則として発行者が変更を決定した日の翌営業日の午後0時30分までに機構に対して通知する。機構への通知が午後0時30分以降となる場合には、機構による銘柄情報の確認が翌営業日になることに留意する。</p> <p>※ 支払代理人は、ファイル伝送により銘柄情報の変更通知をした場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構による銘柄情報の確認</p> <p>a 入力項目のチェック</p> <p>(a) 機構による入力項目の確認及び支払代理人への確認結果の通知</p> <p>機構は、ファイル伝送により支払代理人より銘柄情報の変更通知を受けた場合には、振替システムにより入力項目について不備の有無を確認し、その結果を支払代理人に通知する。</p> <p>(b) 入力項目に不備があった場合の支払代理人による銘柄情報の変更通知の訂正</p> <p>機構から入力項目に不備があった旨の通知を受けた支払代理人は、銘柄情報の変更通知内容を修正し、当日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。</p> <p>b 銘柄情報の変更通知と適時開示情報等との内容の一致確認</p> <p>(a) 機構による確認及び支払代理人への確認結果の通知</p> <p>機構は、aの結果、入力項目に不備がないことを確認したときは、支払代理人より通知された銘柄情報の変更通知について、エクセルマクロによるチェックを行うとともに変更内容と発行者の適時開示情報等とに差異がないかを確認し、その結果を支払代理人にTarget保振サイトにより通知する。</p> <p>(b) 銘柄情報の変更通知と適時開示情報等との内容に不一致があった場合の支払代理人による銘柄情報の変更通知内容の訂正</p> <p>支払代理人は、機構から入力項目に不備があった旨の連絡を受けた場合には、銘柄情報の変更通知内容を修正し、銘柄情報の変更通知を行った日（以下「銘柄情報変更通知日」という。）の翌営業日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送又はCSVファイルのアップロードにより通知する。</p> <p>(3) 機構による銘柄情報の変更通知</p> <p>機構は、以下により統合Web端末又はファイル伝送により銘柄情報の変更通知を行う。</p> <p>a 統合Web端末による方法（CSVファイルのダウンロード）</p>	<p>※ 機構は、Target保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより通知された場合には、振替システムによる入力項目のチェックは行わない。</p> <p>※ 左記の通知は、振替システムにより行う。</p> <p>※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、a(a)の確認を行い、不備があった場合には支払代理人に連絡をする。連絡を受けた支払代理人は直ちに不備を訂正するものとする。</p> <p>※ 機構は、銘柄情報の再送を受けたときは、b(a)の確認を行い、不備があった場合には支払代理人に連絡をする。支払代理人は、直ちに銘柄情報を訂正するものとする。</p> <p>(業第179条第2項)</p>

内 容	備 考
<p>機構加入者、発行代理人及び支払代理人は、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して2営業日目の日から振替新株予約権付社債の取扱廃止の日までの午前7時から午後8時までの間、統合Web端末による銘柄情報の変更内容に関するCSVファイルをダウンロードすることができる。</p> <p>b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して、2営業日目の日の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報の変更内容を通知する。</p> <p>(4) 銘柄情報の変更通知の受付制限 機構は、振替新株予約権付社債の元利払処理に影響が生じないよう、特定の項目について、一定期間、銘柄情報の変更通知の受付を制限する。</p>	<p>※ CSVファイルのダウンロードは、以下の方法による。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構が提供した日の銘柄情報の全部を取得する場合には、機構が通知した日、銘柄コードを指定せず、ダウンロードする。 ② 特定の銘柄について機構が提供した全情報を取得する場合には、銘柄コードを指定してダウンロードする。 ③ 特定の日に提供された全銘柄の銘柄情報を取得する場合には、機構が通知した日を指定してダウンロードする。 ④ 特定の日に提供された特定の銘柄情報を取得する場合には、銘柄コード及び機構からの通知日を指定してダウンロードする。 <p>※ 機構は、発行代理人、支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ 機構加入者は、ファイル伝送により銘柄情報を取得する場合には、機構が提供した日の銘柄情報に限り取得することができる。</p> <p>※ 銘柄情報の変更通知の受付を制限する項目は、資料3-2-4を参照。</p>

以上

発行・支払代理人による振替新株予約権付社債の銘柄情報項目の設定について

- 取扱開始時における銘柄情報の通知、取扱開始後における変更情報の通知及び通知済みの銘柄情報または変更情報を取り消す場合に、以下の項目を設定する。
- 変更情報を通知する場合は、必須欄を入力のうち、選択欄の中から変更する項目に所定の情報を入力。
- 銘柄正式名称、発行者略称、回号、社内処理項目は全角文字で入力。それ以外の項目は、半角文字で入力。

項番	項目名	新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
1-1	基本項目	銘柄コード	必須	必須	必須	数値(固定)	9 銘柄コード
1-2		ISINコード	必須	必須	必須	文字(固定)	12 ISINコード
2-1		適用日	必須	必須	必須	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※新規の場合は払込日、変更の場合は変更適用日を入力。即日適用の場合は“99999999”を入力。
2-2		提供日	必須	必須	必須	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※代理人は“00000000”を入力。銘柄情報の提供日は機構が入力。
3		新規変更取消区分	必須	必須	必須	数値(固定)	1 “0”:新規(取扱開始時の銘柄情報の場合に入力)、“1”:変更(取扱開始後の変更情報の場合に入力)、“2”:取消(機構に通知した銘柄情報をすべて取り消す場合に入力)
4	銘柄	銘柄正式名称	必須	選択	—	文字(可変)	200 ※全角文字で入力(最大200文字まで)。
5		発行者略称	必須	選択	—	文字(可変)	8 ※全角文字で入力(最大8文字まで)。
6		回号等	必須	選択	—	文字(可変)	6 n回m号 (例)20回の場合“20回” 3回1号の場合“3回1号” ※全角文字で入力(最大6文字まで)。
7		募集区分	必須	選択	—	文字(固定)	1 “K”:公募、“D”:第三者割当、“M”:無償割当
8-1	上場区分	上場区分(東証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:東京証券取引所非上場、“1”:東京証券取引所上場
8-2		予備	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”固定
8-3		上場区分(名証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:名古屋証券取引所非上場、“1”:名古屋証券取引所上場
8-4		上場区分(福証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:福岡証券取引所非上場、“1”:福岡証券取引所上場
8-5		上場区分(札証)	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:札幌証券取引所非上場、“1”:札幌証券取引所上場
8-6		予備	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”固定
9	社債に関する事項	保証区分	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:無保証、“2”:銀行保証、“3”:保証協会及び銀行保証、“9”:その他保証
10		担保区分	必須	選択	—	数値(固定)	1 “0”:無担保、“1”:一般担保、“2”:物上担保、“9”:その他担保
11		分割発行有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 物上担保付でない場合 “0” 物上担保付の場合 “N”:分割発行なし、“Y”:分割発行あり
12		合同発行フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:合同発行でない、“Y”:合同発行
13		劣後特約有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:劣後特約なし、“Y”:劣後特約あり
14		責任財産限定特約有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:責任財産限定特約なし、“Y”:責任財産限定特約あり
15		債券種類	必須	選択	—	数値(固定)	2 “80”:新株予約権付社債 “99”:その他
16		募集開始日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd
17		払込日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※無償割当の場合は、割当日を入力。
18		各社債の金額	必須	選択	—	数値(可変)	14 整数部14桁(単位:円)
19		打切発行フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 “N”:打切り発行でない、“Y”:打切り発行
20		発行総額	必須	選択	—	数値(可変)	14 整数部14桁(単位:円)

項番	項目名	新規	変更	取消	形式	桁数	設定値	
21	発行代理人コード	必須	選択	—	数値(固定)	5	代理人コード ※金融・証券区分コード[1桁]+証券会社等標準コード若しくは統一金融機関コード[4桁] 又は、“9”+代理人固有有名コード(機構が附番)[4桁]	
22	支払代理人コード	必須	選択	—	数値(固定)	5	代理人コード ※金融・証券区分コード[1桁]+証券会社等標準コード若しくは統一金融機関コード[4桁] 又は、“9”+代理人固有有名コード(機構が附番したコード)[4桁]	
23	資金決済会社コード	必須	選択	—	数値(固定)	7	資金決済会社コード ※金融機関等コード[4桁]+店舗コード[3桁]	
24	機構関与方式採用フラグ	必須	選択	—	数値(固定)	1	”0”: 機構非関与方式、“1”: 機構関与方式	
25	個別承認採用フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	機構関与方式の場合 “N”: 採用しない、“Y”: 採用する 機構非関与方式の場合 “0”	
26	社債管理者	社債管理者コード (1)~(10)	必須	選択	—	数値(固定)	4(10)	統一金融機関コード[4桁] ※社債管理者が複数の場合は、(1)~(10)に連続して入力。重複入力は不可。社債管理者が未決定の場合 は“9999”を入力。残りは“0000”を入力。 ※社債管理者が不設置の場合は、全て“0000”を入力。
27	休日処理	休日処理区分	必須	選択	—	数値(固定)	1	”1”: 前営業日に繰り上げ、“2”: 翌営業日に繰下げ、 ”3”: 原則翌営業日に繰下げ、但し、翌月になる場合は、前営業日に繰り上げ
28	利払	利付割引区分	必須	選択	—	文字(固定)	1	”F”: 固定利率、“V”: 変動利率、“Z”: 割引債(ゼロクーポン債を含む)
29	利払 (固定利率、 変動利率)	利払期日(1)~(12)	必須	選択	—	数値(固定)	4(12)	mmdd ※利付割引区分が”F”または”V”の場合に入力。利払期日が複数ある場合は、(1)~(12)に連続して入力。重 複入力は不可。利払期日が未決定の場合は”9999”を入力。残りは”0000”を入力。 ※2月末日の場合は”0299”と入力。 ※利付割引区分が”Z”の場合は、全て”0000”を入力。
30		最終利払有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	”N”: 満期直前の利払日に利払いなし、“Y”: 満期直前の利払日に利払いあり ※利付割引区分が”F”または”V”の場合に入力。最終利払有無が未決定の場合は、“9”を入力。 ※利付割引区分が”Z”の場合は、“0”を入力。
31	利払 (固定利率)	初回利払期日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※利付割引区分が”F”の場合に入力。 ※利付割引区分が”V”または”Z”の場合は、“00000000”を入力。
32		利率	必須	選択	—	数値(可変)	10	整数部2桁、小数点1桁、小数部7桁(単位:%) ※利付割引区分が”F”の場合に入力。利率が未決定の場合は、“99.9999999”を入力。 ※利付割引区分が”V”または”Z”の場合は、“0”を入力。
33		1円あたりの利子額(初期)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が”F”の場合に入力。利子額が未決定の場合は、“9.999999999999999”を入力。 ※利付割引区分が”V”または”Z”の場合は、“0”を入力。
34		1円あたりの利子額(通常)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が”F”の場合に入力。利子額が未決定の場合は、“9.999999999999999”を入力。 ※利付割引区分が”V”または”Z”の場合は、“0”を入力。
35		1円あたりの利子額(終期)	必須	選択	—	数値(可変)	15	整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が”F”の場合に入力。利子額が未決定の場合は、“9.999999999999999”を入力。 ※利付割引区分が”V”または”Z”の場合は、“0”を入力。
36		利払期日(今回)	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyymmdd ※利付割引区分が”V”の場合に入力。 ※利付割引区分が”F”または”Z”の場合は、“00000000”を入力。

項番	項目名	新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
37	利払 (変動利率)	利率(今回)	必須	選択	—	数値(可変)	10 整数部2桁、小数点1桁、小数部7桁(単位:%) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利率が未決定の場合は、"99.999999"を入力。 ※今回の利率が予め決まっている場合に入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
38		1円あたりの利子額(今回)	必須	選択	—	数値(可変)	15 整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利子額が未決定の場合は、"9.999999999999"を入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
39		利払期日(次回)	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※利付割引区分が"V"の場合に入力。次回利払期日が未決定の場合は、"99999999"を入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"00000000"を入力。
40		利率(次回)	必須	選択	—	数値(可変)	10 整数部2桁、小数点1桁、小数部7桁(単位:%) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利率が未決定の場合は、"99.999999"を入力。 ※次回の利率が予め決まっている場合に入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
41		1円あたりの利子額(次回)	必須	選択	—	数値(可変)	15 整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※利付割引区分が"V"の場合に入力。利子額が未決定の場合は、"9.999999999999"を入力。 ※利付割引区分が"F"または"Z"の場合は、"0"を入力。
42	償還	満期償還期日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd
43		償還価額	必須	選択	—	数値(可変)	14 整数部14桁(単位:円) ※「各社債の金額」あたりの金額 ※発行時に設定された償還価額を示す。コールオプション又はプットオプションにより繰上償還が行われる場合でも当該償還価額は変更しない。
44	コールオプション (全額償還)	コールオプション有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 "N":コールオプションなし、"Y":コールオプションあり
45		コールオプション行使フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 "N":コールオプション未行使、"Y":コールオプション行使 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
46		繰上償還期日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※コールオプション有無フラグが"Y"、コールオプション行使フラグが"N"の場合に、繰上償還期日が未決定のときは、"99999999"を入力。 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。
47		償還価額	必須	選択	—	数値(可変)	14 整数部14桁(単位:円) ※「各社債の金額」あたりの金額 ※コールオプション有無フラグが"Y"、コールオプション行使フラグが"N"の場合に、償還価額が未決定のときは、"99999999999999"を入力。 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
48		1円あたりの利子額	必須	選択	—	数値(可変)	15 整数部1桁、小数点1桁、小数部13桁(単位:円) ※コールオプション有無フラグが"Y"、コールオプション行使フラグが"N"の場合に、利子額が未決定のときは、"9.99999999999999"を入力。 ※コールオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
49		プットオプション有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 "N":プットオプションなし、"Y":プットオプションあり
50		プットオプション行使フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1 "N":プットオプション不可能、"Y":プットオプション行使可能 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
51		行使期間開始日	必須	選択	—	数値(固定)	8 yyyyymmdd ※プットオプション有無フラグが"Y"、プットオプション行使フラグが"N"の場合に、行使期間が未決定のときは、"99999999"を入力。 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。

項番	項目名		新規	変更	取消	形式	桁数	設定値
52	プットオプション	行使期間終了日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyyymmdd ※プットオプション有無フラグが"Y"、プットオプション行使フラグが"N"の場合に、行使期間が未決定のときは、"99999999"を入力。 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。
53		繰上償還期日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyyymmdd ※プットオプション有無フラグが"Y"、プットオプション行使フラグが"N"の場合に、繰上償還期日が未決定のときは、"99999999"を入力。 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。
54		償還価額	必須	選択	—	数値(可変)	14	整数部14桁(単位:円) ※「各社債の金額」あたりの金額 ※プットオプション有無フラグが"Y"、プットオプション行使フラグが"N"の場合に、償還価額が未決定のときは、"99999999999999"を入力。 ※プットオプション有無フラグが"N"の場合は、"0"を入力。
55	新株予約権に関する事項	新株予約権の総数	必須	選択	—	数値(可変)	14	整数部14桁(単位:個)
56		新株予約権の行使期間開始日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyyymmdd
57		新株予約権の行使期間終了日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyyymmdd
58		新株予約権の発行価額	必須	選択	—	数値(可変)	12	整数部7桁、小数点1桁、小数部4桁(単位:円) ※新株予約権の発行が無償の場合は"0"を入力。
59		新株予約権の行使価額	必須	選択	—	数値(可変)	17	整数部14桁、小数点1桁、小数部2桁(単位:円) ※転換価額を入力。
60		行使請求受付場所	必須	選択	—	数値(固定)	2	TAコード ※TAコード(機構が付番したコード)[2桁]
61	取得条項	取得条項有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":取得条項なし、"Y":取得条項あり
62		取得条項に係る取得日	必須	選択	—	数値(固定)	8	yyyyymmdd ※取得条項有無フラグが"Y"の場合に、取得日が未決定のときは、"99999999"を入力。その後、取得日を決定した場合には、変更情報通知により反映。 ※取得条項有無フラグが"N"の場合は、"00000000"を入力。
63		取得対価(交付財産)の種類	必須	選択	—	文字(固定)	1	"0":なし、"1":株、"2":CB、"3":W、"4":SB、"5":現金、 "6":株と現金、"7":CBと現金、"8":Wと現金、"9":SBと現金、"A"その他
64	端数償還金	端数償還金有無フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":端数償還金なし、"Y":端数償還金あり
65	特例債	特例新株予約権付社債フラグ	必須	選択	—	文字(固定)	1	"N":特例社債でない、"Y":特例社債(特例新株予約権付社債の銘柄情報の場合)を入力
66	元利払手数料率	元金手数料率	必須	選択	—	数値(可変)	18	整数部3桁、小数点1桁、小数部14桁(100円単位あたりの料率を(1/100)円単位で設定)
67		元金手数料率基準	必須	選択	—	数値(固定)	1	"1":実質金額基準、"2":名目金額基準
68		利金手数料率	必須	選択	—	数値(可変)	18	整数部3桁、小数点1桁、小数部14桁(100円単位あたりの料率を(1/100)円単位で設定)
69		利金手数料率基準	必須	選択	—	数値(固定)	1	"1":元金基準、"2":利金基準、"3":割引債・ゼロクーポン債
70	社内処理用項目	社内処理用項目1	任意	任意	任意	文字(可変)	35	※全角文字で入力(最大35文字まで)。
71		社内処理用項目2	任意	任意	任意	文字(可変)	35	※全角文字で入力(最大35文字まで)。

振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供に関する処理フロー

(上場CBの場合)

日程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
発行決議 (X)					
X+2~		← Target 保振サイト	銘柄コード、 ISINコード 等		機構は、金融商品取引所の所報等から銘柄コード、ISINコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称の情報を入手し、Target 保振サイトにより通知する。
条件決定 (Y)					
Y+1	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】			<p>① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、ファイル伝送により通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、午後 0 時 30 分までに行う。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかにその旨を Target 保振サイトより連絡する。</p> <p>② 機構は、発行代理人からファイル伝送により銘柄情報が通知された場合には、振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。</p> <p>③ 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、午後 4 時まで機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。</p>	

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
Y+2	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】				<p>① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、機構は、その旨を Target 保振サイトにより発行代理人へ通知する。</p> <p>② 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し午後4時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。</p>
Y+1 ~Y+2	【Target 保振サイトにより銘柄情報を授受する場合】				<p>① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、Target 保振サイトから CSV ファイルにより通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、Y+1 の日の午後0時30分までに行う。</p> <p>(注) 機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。</p> <p>② 機構は、発行代理人から、Target 保振サイトにより銘柄情報が通知された場合には、エクセルマクロにより、形式チェックを行うとともに、通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結</p>

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
					<p>果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。</p> <p>③ 発行代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーであった場合には、正しいファイルを作成し、Y+2の日の午後4時までに機構に対し Target 保振サイトからCSVファイルにより通知する。</p>
Y + 3					<p>機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（午前3時～午後8時）又は統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により、発行代理人に対しては、統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により通知する。</p>
払込期日					<p>機構は、公示のために機構の HP に発行要項を PDF により掲示する。</p>

以 上

(第三者割当てにより発行される非上場CBの場合)

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
発行決議 (X)	取扱申請書類	Target 保振サイト			発行者は、機構に対し、取扱申請書類（発行要項）を Target 保振サイトにより提出する。 （注）取扱申請書の機構への送信又は提出は、発行代理人等発行者の代理人が行うことも可能とする。
X + 1		Target 保振サイト	申請内容審査 ↓ 取扱可否連絡		機構は、申請内容を審査し、Target 保振サイトにより、取扱いの可否を発行者へ通知する。
X + 2			銘柄コード・ISIN コード付番申請		機構は、証券コード協議会に対し、メール等により銘柄コード、ISIN コードの付番を申請する。
X + 3			銘柄コード・ISIN コード受領		機構は、証券コード協議会より付番された銘柄コード、ISIN コードを、メール等により受領する。
X + 4		Target 保振サイト	銘柄コード、ISIN コード等通知		機構は、発行代理人に対し、銘柄コード、ISIN コード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を Target 保振サイトにより通知する。
	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】	発行要項	Target 保振サイト		① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、ファイル伝送により通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、午後 0 時 3 0 分までに行う。 ② 発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによ

日程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
X + 5 又は Y + 1 (Yは条件決定日)					<p>りその旨を連絡する。</p> <p>③ 機構は、発行代理人からファイル伝送により銘柄情報が通知された場合には、振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。</p> <p>④ 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、午後4時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。</p>
X + 6 又は Y + 2	【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】				<p>① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、機構は、その旨を Target 保振サイトにより発行代理人へ通知する。</p> <p>② 発行代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイルを作成し、午後4時までに機構に対しファイル伝送により通知する。発行代理人は、銘柄情報の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかに Target 保振サイトによりその旨を連絡する。</p>

日程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">訂正</div>	ファイル伝送		
X+5～ X+6 又は Y+1～ Y+2	【Target 保振サイトにより銘柄情報を授受する場合】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">発行要項</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">エクセルマクロによる形式チェック</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">銘柄情報</div>	Target 保振サイト <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">エクセルマクロによる形式チェック</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">内容確認（目視）</div> ↓ <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">確認結果</div>		<p>① 発行代理人は、機構に対し、発行要項を Target 保振サイトから PDF の形式で送付するとともに、銘柄情報を入力したファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、Target 保振サイトから CSV ファイルにより通知する。発行要項、銘柄情報の通知は、X+5 又は Y+1 の日の午後 0 時 30 分までに行う。</p> <p>（注）機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。</p> <p>② 機構は、発行代理人から、Target 保振サイトにより銘柄情報が通知された場合には、エクセルマクロにより、形式チェックを行うとともに、通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。</p> <p>③ 発行代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーであった場合には、正しいファイルを作成し、X+6 又は Y+2 の日の午後 4 時までには機構に対して Target 保振サイトから CSV ファイルにより通知する。</p>
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">送信連絡</div>	Target 保振サイト		
		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">訂正</div>	Target 保振サイト		

日 程	発行者	発行代理人	機 構	機構加入者等	処理概要
X + 7 又は Y + 3		← 統合 Web 端末	銘柄情報	→ ファイル伝送、 統合 Web 端末	① 機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（午前 3 時～午後 8 時）又は統合 Web 端末（午前 7 時～午後 8 時）により、発行代理人に対しては、統合 Web 端末（午前 7 時～午後 8 時）により通知する。
		← Target 保振サイト	銘柄コード・ISIN コード通知		② 機構は、発行者に対し、銘柄コード、ISIN コードを Target 保振サイトにより通知する。
払込期日			公示		機構は、公示のために機構ホームページに発行要項を PDF により掲示する。

以 上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の変更に関する処理フロー

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
銘柄情報変更決定日				
銘柄情報変更通知日 (X)	<p>【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】</p>		<p>① 支払代理人は、発行者が期中において、新株予約権付社債の内容に関する決議・決定を行ったこと等に伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報に変更となる場合には、原則として、速やかに銘柄情報変更ファイルを作成し、機構に対し、ファイル伝送により通知する（注1、2）。支払代理人は、銘柄情報の変更通知が完了した場合には、速やかにTarget 保振サイトによりその旨を通知する。</p> <p>（注1）銘柄情報の変更通知は、原則として発行者が決定した日の翌営業日までに機構に通知するものとする。</p> <p>（注2）銘柄情報の変更の主な事例として、商号変更等による銘柄名の変更、株式分割等に伴う予約権行使価格の調整、予約権行使受付場所の変更、変動利付債の利率の変更等がある。</p> <p>② 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについて振替システムにより形式チェックを行い、確認結果を通知する。</p> <p>③ 支払代理人は、システムによる形式チェックの結果、エラーがあった場合には、支払代理人は、正しいファイルを作成し、午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。支払代理人は、銘柄情報の変更の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかにTarget 保振サイトによりその旨を連絡する。</p>	
	<p>【ファイル伝送により銘柄情報を授受する場合】</p>		<p>① 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに支払代理人より通知された銘柄情報の変更内容が発行者の適時開示情報と差異がないかを目視により確認し、確認結果をTarget 保振サイトより通知する。</p> <p>② 支払代理人は、確認結果がエラーであった場合には、正しいファイ</p>	

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
X ~ X+1				<p>ルを作成し、X+1の日の午後4時までに機構に対し、ファイル伝送により通知する。支払代理人は、銘柄情報の変更の通知が完了した場合には、機構に対し、速やかにTarget 保振サイトによりその旨を連絡する。</p>
銘柄情報変更通知日 (X) ~ X+1	<p>【Target 保振サイトにより銘柄情報を授受する場合】</p>			<p>① 支払代理人は、発行者が期中において、新株予約権付社債の内容に関する決議・決定を行ったこと等に伴い、取扱開始時に通知した銘柄情報が変更となる場合には、速やかに銘柄情報変更ファイルを作成し、機構が提供するエクセルマクロにより形式チェックを行い、機構に対し、Target 保振サイトからCSVファイルにより通知する（注1、2）。</p> <p>（注1）銘柄情報の変更通知は、原則として発行者が決定した日の翌営業日の午後0時30分までに機構に通知するものとする。</p> <p>（注2）銘柄情報の変更の主な事例として、商号変更等による銘柄名の変更、株式分割等に伴う予約権行使価格の調整、予約権行使受付場所の変更、変動利付債の利率の変更等がある。</p> <p>② 機構は、支払代理人から通知された銘柄情報変更ファイルについてエクセルマクロにより形式チェックを行うとともに支払代理人より通知された銘柄情報の変更内容が発行者の適時開示情報と差異がないかを目視により確認し、確認結果を通知する。機構は、確認結果がエラーであった場合には、誤ったファイルを添付して通知する。</p>

日 程	支払代理人	機 構	機構加入者	処理概要
				③ 支払代理人は、形式チェック又は、目視確認の結果、エラーがあった場合には、正しいファイルを作成し、X+1の日の午後4時までに機構に対し、Target 保振サイトからCSVファイルにより通知する。
X + 2			ファイル伝送、 統合 Web 端末	機構は、銘柄情報を機構加入者に対しては、ファイル伝送（午前3時～午後8時）又は統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により、支払代理人に対しては、統合 Web 端末（午前7時～午後8時）により通知する。

以 上

変更時に通知期限がある銘柄情報項目について

銘柄変更における通知期限がある項目の一覧を以降に示す。

項番	項目名	通知する期限	
1		※ ファイル伝送のフォーマットと構成を合わせるために予備欄として記載。	
2			
3	基本項目	銘柄コード	
4		ISIN コード	
5		適用日	
6		提供日	
7		新規変更取消区分	
8	銘柄	銘柄正式名称	適用日の3営業日前 *注1
9		発行者略称	適用日の3営業日前 *注1
10		回号等	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
11		募集区分	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
12	上場区分	上場区分(東証)	適用日の3営業日前 *注1
13		予備	
14		上場区分(名証)	適用日の3営業日前 *注1
15		上場区分(福証)	適用日の3営業日前 *注1
16		上場区分(札証)	適用日の3営業日前 *注1
17		予備	
18	社債に関する事項	保証区分	適用日の3営業日前 *注1
19		担保区分	適用日の3営業日前 *注1
20		分割発行有無フラグ	適用日の3営業日前 *注1

項番	項目名	通知する期限
21	合同発行フラグ	適用日の3営業日前 *注1
22	劣後特約有無フラグ	適用日の3営業日前 *注1
23	責任財産限定特約有無フラグ	適用日の3営業日前 *注1
24	債券種類	適用日の3営業日前 *注1
25	募集開始日	適用日の3営業日前 *注1
26	払込日	適用日の3営業日前 *注1
27	各社債の金額	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
28	打切発行フラグ	適用日の3営業日前 *注1
29	発行総額	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
30	発行代理人コード	適用日の3営業日前 *注1
31	支払代理人コード	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
32	資金決済会社コード	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
33	機構関与方式採用フラグ	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
34	個別承認採用フラグ	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
35	社債管理者コード(1)	適用日の3営業日前 *注1
36	社債管理者コード(2)	適用日の3営業日前 *注1
37	社債管理者コード(3)	適用日の3営業日前 *注1
38	社債管理者コード(4)	適用日の3営業日前 *注1
39	社債管理者コード(5)	適用日の3営業日前 *注1
40	社債管理者コード(6)	適用日の3営業日前 *注1
41	社債管理者コード(7)	適用日の3営業日前 *注1
42	社債管理者コード(8)	適用日の3営業日前 *注1
43	社債管理者コード(9)	適用日の3営業日前 *注1
44	社債管理者コード(10)	適用日の3営業日前 *注1

項番	項目名		通知する期限
45	休日処理	休日処理区分	元利払期日、繰上償還期日の9営業日前 *注2
46	利払	利付割引区分	機構取扱開始日の3営業日前 *注1
47	利払 (固定、変動)	利払期日(1)	利払期日の9営業日前 *注2
48		利払期日(2)	利払期日の9営業日前 *注2
49		利払期日(3)	利払期日の9営業日前 *注2
50		利払期日(4)	利払期日の9営業日前 *注2
51		利払期日(5)	利払期日の9営業日前 *注2
52		利払期日(6)	利払期日の9営業日前 *注2
53		利払期日(7)	利払期日の9営業日前 *注2
54		利払期日(8)	利払期日の9営業日前 *注2
55		利払期日(9)	利払期日の9営業日前 *注2
56		利払期日(10)	利払期日の9営業日前 *注2
57		利払期日(11)	利払期日の9営業日前 *注2
58		利払期日(12)	利払期日の9営業日前 *注2
59		最終利払有無フラグ	最終利払期日の9営業日前 *注2
60	利払 (固定利率)	初回利払期日	初回利払期日の9営業日前 *注2
61		利率	利払期日の9営業日前 *注2
62		1円あたりの利子額(初期)	初回利払期日の9営業日前 *注2
63		1円あたりの利子額(通常)	利払期日の9営業日前 *注2
64		1円あたりの利子額(終期)	満期償還日の9営業日前 *注2
65	利払 (変動利率)	利払期日(今回)	今回利払期日の9営業日前 *注2
66		利率(今回)	今回利払期日の5営業日前 *注2
67		1円あたりの利子額(今回)	今回利払期日の5営業日前 *注2
68			利払期日(次回)

項番	項目名	通知する期限
69	利率(次回)	適用日の3営業日前 *注1
70	1円あたりの利子額(次回)	適用日の3営業日前 *注1
71	償還	満期償還期日
72	償還額	償還期日の9営業日前 *注2
73	コールオプション有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注1
74	コールオプション行使フラグ	繰上償還期日の9営業日前 *注2
75	繰上償還期日	繰上償還期日の9営業日前かつ、元利払期日から6営業日以上開ける。 *注2
76	償還額	繰上償還期日の9営業日前 *注2
77	1円あたりの利子額	繰上償還期日の9営業日前 *注2
78	プットオプション有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
79	プットオプション行使フラグ	繰上償還期日の9営業日前 *注2
80	行使期間開始日	繰上償還期日の9営業日前 *注2
81	行使期間終了日	繰上償還期日の9営業日前 *注2
82	繰上償還期日	繰上償還期日の9営業日前 *注2
83	償還額	繰上償還期日の9営業日前 *注2
84	新株予約権の総数	適用日の3営業日前 *注1
85	新株予約権の行使期間開始日	適用日の3営業日前 *注1
86	新株予約権の行使期間終了日	適用日の3営業日前 *注1
87	新株予約権の発行価額	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
88	新株予約権の行使価額	適用日の3営業日前 *注1
89	行使請求受付場所	適用日の3営業日前 *注1
90	取得条項有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
91	取得条項に係る取得日	適用日の3営業日前かつ、元利払期日がある場合は、当該元利払期日から6営業日以上空ける。 *注1

項番	項目名		通知する期限
92		取得対価(交付財産)の種類	適用日の3営業日前 *注1
93	端数償還金	端数償還金有無フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
94	特例債	特例新株予約権付社債フラグ	機構取扱開始日の3営業日前 *注2
95	元利払手数料率	元金手数料率	適用日の3営業日前 *注1
96		元金手数料率基準	適用日の3営業日前 *注1
97		利金手数料率	適用日の3営業日前 *注1
98		利金手数料率基準	適用日の3営業日前 *注1
99	社内処理用項目	社内処理用項目1	
100		社内処理用項目2	

*注1 ---- 適用日に即時適用”99999999“を指定した場合は、原則として提供日が適用日となります

*注2 ---- 適用日に即時適用”99999999“を指定する場合は、通知期限以前に変更情報を通知して下さい

以上

振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供に係る事務処理要領

第1.5版

平成26年4月



1. 振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供方法について

項目	内容	備考
<p>1. 銘柄情報等の通知</p> <p>(1) 通知時期</p> <p>a. 発行時における銘柄情報等の通知</p> <p>b. 期中における銘柄情報の変更通知</p>	<p>○ 発行代理人は、会社が機構の取扱対象となる新株予約権付社債を発行する場合には、機構に対して、銘柄情報を通知する。</p> <p>○ 発行代理人は、会社が振替新株予約権付社債の利率、新株予約権行使価格等の発行条件を決定した日の翌営業日に、機構に対して、当該振替新株予約権付社債の銘柄情報ファイル及び発行要項を送信する。</p> <p>○ 発行代理人は、銘柄情報を機構に通知する場合には、機構が定める銘柄情報項目ごとの通知期限までに通知する必要がある。この場合の通知期限は、原則として期中における銘柄情報の変更通知における通知期限に準じるものとする。</p> <p>○ 支払代理人は、会社が振替新株予約権付社債を発行した後、当該振替新株予約権付社債の内容に関する決議若しくは決定を行ったことに伴い、銘柄情報に変更となる場合には、原則として会社が決定した日の翌営業日に、機構に対して、銘柄情報変更ファイルを送信する。</p> <p>○ 支払代理人は、銘柄情報の変更通知を機構に通知する場合には、機構が定める銘柄</p>	<p>○ 発行代理人は、元利払方式が機構関与方式、機構非関与方式の如何に関わらず、機構に対して、銘柄情報を通知する。</p> <p>○ 具体的な事務フローについては、資料3-2-2（振替新株予約権付社債の銘柄情報の通知・提供に関する処理フロー）参照。</p> <p>○ 銘柄情報の変更通知における通知期限については、資料3-2-4（変更時に通知期限がある銘柄情報項目について）を参照。</p> <p>○ 具体的な事務フローについては、資料3-2-3（振替新株予約権付社債の銘柄情報の変更に関する処理フロー）参照。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 通知形式</p> <p>a. 銘柄情報の通知</p> <p>b. 発行要項の通知</p> <p>(3) CSV形式により通知する場合の手続</p> <p>(4) ファイル伝送により通知する場合の手続</p>	<p>情報項目ごとの通知期限までに通知する必要がある。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、銘柄情報をCSV形式又はファイル伝送により通知する。CSV形式で銘柄情報を通知する場合には、Target保振サイトにより行う。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、発行要項をPDFで作成し、Target保振サイトにより通知する。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、CSV形式により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき1電子ファイルでデータを作成する。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、CSV形式により銘柄情報ファイルを作成する場合には、機構が提供するエクセルマクロを使用して、銘柄情報の項目チェックを行う。</p> <p>○ 機構は、発行・支払代理人から通知を受けたときは、エクセルマクロによる形式チェックを行うとともに通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを確認し、確認結果をTarget保振サイトにより通知する。確認結果がエラーであった場合には、エラー内容をTarget保振サイトにより通知する。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知する場合には、1銘柄につき1レコードでデータを作成する。</p> <p>○ 機構は、発行・支払代理人から通知を受けたときは、振替システムによる形式チェ</p>	<p>○ 機構が定める通知期限については、資料3-2-4(変更時に通知期限がある銘柄情報項目について)を参照。</p> <p>○ 銘柄情報の変更通知についても同様。</p> <p>○ 1回に複数の電子ファイルを添付して通知することが可能。</p> <p>○ 機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを各発行・支払代理人の社内システムで行うことも可能。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2. 銘柄情報の提供</p> <p>(1) 提供時期</p> <p>(2) 提供形式</p> <p>(3) CSV形式により提供を受ける場合の手続</p>	<p>ックを行い、確認結果を振替システムにより通知する。</p> <p>○ 振替システムによる形式チェックの結果、正常だった場合には、エクセルマクロによる形式チェックを行うとともに通知された銘柄情報の内容が発行要項と差異がないかを確認し、確認結果をTarget保振サイトにより通知する。確認結果がエラーであった場合には、エラー内容をTarget保振サイトにより通知する。</p> <p>○ 機構は、発行・支払代理人から銘柄情報ファイル又は銘柄情報変更ファイルの通知を受けたときは、当該ファイルの内容を確認のうえ、発行・支払代理人から受領した日の2営業日後に、機構加入者及び発行・支払代理人に対して当該情報を提供する。</p> <p>○ 機構は、機構加入者に対し、CSV形式又はファイル伝送により銘柄情報を提供する。</p> <p>○ 機構は、発行・支払代理人に対し、CSV形式により銘柄情報を提供する。</p> <p>○ CSV形式で銘柄情報を提供する場合には、統合Web端末により行う。</p> <p>○ 機構加入者及び発行・支払代理人は、次の方法により、銘柄情報を取得する。</p> <p>① その日に機構が提供した銘柄情報の全部を取得する場合 銘柄コードを指定せずにダウンロードする。</p> <p>② それまでに機構が提供した特定の銘柄に係る銘柄情報を取得する場合 銘柄コードを指定してダウンロードする。</p> <p>③ 提供日を指定して銘柄情報（その日に提供された全銘柄）を取得する場合 機構が銘柄情報を提供した日を指定してダウンロードする。</p> <p>④ 提供日を指定して特定の銘柄に係る銘柄情報を取得する場合 銘柄コード及び機構が銘柄情報を提供した日を指定してダウンロードする。</p>	<p>○ 機構は、発行・支払代理人に対し、ファイル伝送による銘柄情報の提供は行わない。</p>

項 目	内 容	備 考
(4) ファイル伝送形式により提供を受ける場合の手続	○ 機構加入者は、機構がその日に提供した銘柄情報のみを取得する。	○ その日よりも前の日に提供した銘柄情報は取得不可。

以 上

2. 振替新株予約権付社債の銘柄情報の設定方法について

項 目	内 容	備 考
1. 銘柄コード・I S I N コード	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上場新株予約権付社債について、機構は、金融商品取引所の所報等（非上場新株予約権付社債については証券コード協議会）から銘柄コード及びI S I Nコードの情報を入手し、銘柄コード、I S I Nコード、銘柄正式名称、発行者名、発行者略称を発行代理人に対し、Target 保振サイトより通知する。発行・支払代理人は、Target 保振サイトより当該情報を入手し、銘柄情報項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 銘柄情報項目については、資料3-2-1（発行・支払代理人による振替新株予約権付社債の銘柄情報項目の設定について）参照。 ○ I S I Nコードは振替システムでは取扱わないが、金融機関の社内管理上広く使用されていることを踏まえ、銘柄情報項目とする。
2. 適用日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規の場合は、払込日（無償割当により新株予約権付社債が発行される場合には、割当日、合併等の対価、取得条項付株式等の対価、全部取得条項付種類株式の対価、取得請求権付株式の対価として新株予約権付社債が交付される場合、新株予約権付社債が承継される場合には、効力発生日）、変更の場合は、変更適用日を設定する。変更の効力が既に発生している場合には、即時適用を示すオール9を設定する。 ○ 通知済みの銘柄情報を全て取消す場合又は変更情報を取消す場合には、即時適用を示すオール9を設定する。 	
3. 提供日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行・支払代理人は、オールゼロを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、銘柄情報提供日を

項 目	内 容	備 考
<p>4. 新規変更取消区分 (1) 銘柄情報の変更</p> <p>(2) 銘柄情報の取消</p>	<p>○ 発行・支払代理人は、期中において、通知済みの銘柄情報の変更を行う場合には、基本項目（銘柄コード、I S I Nコード、適用日、提供日、新規変更取消区分）に必要な入力を行うとともに変更する項目に変更後の情報を設定して、銘柄情報ファイルを送信する。新規変更取消区分には、「変更」を設定する。</p> <p>○ 複数の項目を変更する場合、それらの項目の適用日が同一である場合には、1ファイルで銘柄情報ファイルを作成し、適用日が異なる場合には、適用日ごとにファイルを分けて作成する。</p> <p>○ 機構は、元利払処理に影響がないよう、特定の項目について、元利払期日の一定日前から変更情報の受付を制限する。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、通知済みの銘柄情報を全て取消す場合には、基本項目（銘柄コード、I S I Nコード、適用日、提供日、新規変更取消区分）及び社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に必要な入力を行い、銘柄情報ファイルを送信する。新規変更取消区分には、「取消」を設定し、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、取消の理由を入力する。</p> <p>(例) H19. 9. 28に機構に通知した次の銘柄情報（新規及び変更情報）をH19. 10. 1に取消すケース</p> <p>① 適用日H19. 10. 5 新規情報</p> <p>② 適用日H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更）</p> <p>①、②を全て取消す場合（通知を無かったことにする場合）</p> <p>・銘柄コード、I S I Nコードには、所定のコードを設定</p>	<p>設定して機構加入者に通知する。</p> <p>○ 変更の際して通知期限を設ける銘柄情報項目については、資料3-2-3（変更時に通知期限がある銘柄情報項目について）参照。</p> <p>○ ファイルの作成方法及び機構に対する通知期限については、銘柄情報の取消、訂正の場合も同様。</p> <p>○ 通知済みの銘柄情報を全て取消す場合（「取消」を使用する場合）には、払込日の3営業日前までに機構に通知する必要がある。</p> <p>○ 左記の例で①のみを取消すことは不可。</p> <p>○ 左記の例で②のみを取消す場合には、新規変更取消区分の「取消」は使用せず、「変更」により行う。</p>

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・新規変更取消区分欄には、「取消」を設定 ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、取消の理由を入力（例. 上場延期のため） ・その他の項目は、空欄 <p>○ 発行・支払代理人は、通知済みの変更情報を取消す場合には、新規変更取消区分を「変更」に設定し、変更該当項目を変更前の情報に戻したうえで、ファイルを送信する。社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、変更の取消である旨を入力する。</p> <p>（例1）H19. 9. 28に機構に通知した次の銘柄情報（新規及び変更情報）を変更情報の適用日前であるH19. 10. 1に取消すケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適用日H19. 10. 5 新規情報 ② 適用日H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更） <p>②で変更した行使請求受付場所を取消す場合（変更を無かったことにする場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・適用日欄には、変更情報の適用日H19. 11. 1を西暦で設定 ・行使請求受付場所欄に変更前のTAコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「変更（適用日2007. 11. 1）の取消」と入力 <p>（例2）上記のケースで変更情報適用日後であるH19. 11. 2に取消すケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 	<p>○ 新規変更取消区分が「取消」に設定される場合には、必ず、適用日欄には、「即時適用」を設定する。</p> <p>○ 変更情報の取消とは、適用日の直前の状態に戻すことである。</p> <p>○ 新規変更取消区分の「変更」の意味が、情報の変更のための「変更」なのか、それとも変更分の取消のための「変更」なのかを区別するため、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に変更の理由を入力する。</p> <p>○ 取消の理由を社内処理用項目2に入力することは、不可。</p> <p>○ 適用日以降に取消す場合（既に効力が発生している変更情報を取消す場合）に</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(3) 銘柄情報の訂正</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・行使請求受付場所欄に変更前のT Aコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「変更（適用日2007. 11. 1）の取消」と入力 <p>(例3) H19. 11. 1に機構に通知（機構から機構加入者に対しては、2営業日後の11. 3に提供）した新規変更取消区分を即時適用として通知した変更情報を取消すケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適用日 即時適用 変更情報（行使請求受付場所の変更） <ul style="list-style-type: none"> ・銘柄コード、I S I Nコードには、所定のコードを設定 ・新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・適用日欄には、「即時適用」を設定 ・行使請求受付場所欄に変更前のT Aコードを設定 ・社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「即時適用（提供日2007. 11. 3）の取消」と入力 <p>○ 発行・支払代理人は、通知済みの新規情報の一部を訂正する場合には、新規変更取消区分を「変更」に設定し、訂正該当項目を訂正後の情報に変更したうえで、ファイルを送信する。社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、新規分の訂正である旨を入力する。</p> <p>(例) H19. 9. 28に機構に通知した次の銘柄情報のうち、①の新規情報の項目の一部について、変更情報の適用日前であるH19. 10. 1に訂正するケース (例. 利率の訂正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 適用日H19. 10. 5 新規情報 	<p>は、適用日欄に「即時適用」を設定する。</p> <p>○ 即時適用で通知した変更情報を取消す場合には、適用日欄に「即時適用」を設定する。</p> <p>○ 発行・支払代理人は、即時適用で通知した変更情報を取消す場合には、機構が機構加入者に対して変更情報を提供した日を統合Web端末で確認し、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に入力する。</p> <p>○ 新規変更取消区分の「変更」の意味が、情報の変更のための「変更」なのか、それとも変更分の訂正のための「変更」なのかを区別するため、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に訂正の理由を入力する。</p>

項 目	内 容	備 考
	<p>② 適用日H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 ・ 新規変更取消区分には、「変更」を設定 ・ 適用日欄には、H19. 10. 5を西暦で設定 ・ 利率欄に正しい利率を設定 ・ 社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「新規の訂正」と入力 <p>○ 発行・支払代理人は、通知済みの変更情報を訂正する場合には、新規変更取消区分を「変更」に設定し、訂正該当項目を訂正後の情報に変更したうえで、ファイルを送信する。社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、変更の訂正である旨を入力する。</p> <p>（例1）H19. 9. 28に機構に通知した次の銘柄情報のうち、②の変更情報の項目の一部について、変更情報の適用日前であるH19. 10. 1に訂正するケース（例、「行使請求受付場所」の訂正）</p> <p>① 適用日H19. 10. 5 新規情報</p> <p>② 適用日H19. 11. 1 変更情報（行使請求受付場所の変更）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 ・ 新規変更取消区分には、「変更」を設定 ・ 適用日欄には、H19. 11. 1を西暦で設定 ・ 行使請求受付場所欄には、正しいTAコードを設定 ・ 社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「変更（適用日2007. 11. 1）の訂正」と入力 <p>（例2）上記のケースで変更情報適用日後であるH19. 11. 2に訂正するケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 	<p>○ 訂正の理由を社内処理用項目2に入力することは、不可。</p> <p>○ 変更情報の訂正とは、適用日の直前の状態とは、異なる状態に修正することである。</p> <p>○ 適用日以降に訂正する場合（既に効力が発生している</p>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 変更、訂正を行う際の留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・ 適用日欄には、「即時適用」を設定 ・ 行使請求受付場所欄には、正しいTAコードを設定 ・ 社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「変更（適用日2007. 11. 1）の訂正」と入力 <p>(例3) H19. 11. 1に機構に通知（機構から機構加入者に対しては、2営業日後の11. 3に提供）した新規変更取消区分を即時適用として通知した変更情報を訂正するケース</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 適用日 即時適用 変更情報（行使請求受付場所の変更） <ul style="list-style-type: none"> ・ 銘柄コード、ISINコードには、所定のコードを設定 ・ 新規変更取消区分欄には、「変更」を設定 ・ 適用日欄には、「即時適用」を設定 ・ 行使請求受付場所欄には、正しいTAコードを設定 ・ 社内処理用項目欄（社内処理用項目1）には、「即時適用（提供日2007. 11. 3）の訂正」と入力 <p>○ 銘柄情報の変更又は訂正を行う場合において、その項目について、その適用日以降の日を適用日とする別の変更又は訂正が既に入力されている場合には、その入力についても、訂正する必要がある。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① H19. 10. 1にH20. 2. 1を適用日とする行使請求受付場所の変更（A→Bに変更）を入力 ② ①の変更は、入力ミスであることが判明。H19. 10. 2に行使請求受付 	<p>変更情報を訂正する場合には、適用日欄に「即時適用」を設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 即時適用で通知した変更情報を訂正する場合には、適用日欄に「即時適用」を設定する。 ○ 発行・支払代理人は、即時適用で通知した変更情報を訂正する場合には、機構が機構加入者に対して変更情報を提供した日を口座振替端末で確認し、社内処理用項目欄（社内処理用項目1）に入力する。 ○ 左記の事例において、H19. 11. 1時点では、AからDへの行使請求受付場所の変更は、未だ適用日を迎えていないため、効力が発生しておらず、C→Dの変更を行うことにより行使

項 目	内 容	備 考
5. 銘柄正式名称	<p>場所の変更の訂正（A→C）を入力</p> <p>③ その後、当初の予定が変更となり、H19.12.1から行使請求受付場所がAからDに変更されることとなったため、発行・支払代理人は、H19.11.1にH19.12.1を適用日とする行使請求受付場所の変更（A→D）を入力した。</p> <p>・このようなケースの場合には、発行・支払代理人は、H20.2.1を適用日とする行使請求受付場所の変更（A→C）についても、H19.11.1に変更情報の訂正によりC→Dへ訂正する必要がある。</p> <p>○ 会社が商号変更をした場合には、銘柄正式名称も変更となる。</p> <p>（例）ほふり商事株式会社からほふりホールディングス株式会社に商号が変更された場合 （変更前）ほふり商事株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債 （変更後）ほふりホールディングス株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債</p>	<p>請求受付場所は、適用日の直前の状態とは異なる状態（適用日直前は、A）となるため、変更情報の取消ではなく、変更情報の訂正として取扱う。</p> <p>○ 一般債振替制度とは、取扱いが異なる。</p>
6. 募集区分	<p>○ 発行する新株予約権付社債が上場新株予約権付社債の場合には、「公募」、非上場新株予約権付社債の場合には、「第三者割当」を設定する。また、無償割当により発行される場合には、「無償割当」を設定する。</p>	<p>○ 非上場新株予約権付社債を公募により発行する場合は、「第三者割当」を設定する。</p>
7. 上場区分	<p>○ 発行する振替新株予約権付社債がフェニックス銘柄である場合には、上場区分（東証）、上場区分（名証）、上場区分（福証）、上場区分（札証）、を各々非上場に設定し、社内処理用項目2に「フェニックス銘柄に指定」と設定する。</p>	<p>○ 振替制度では、フェニックス銘柄についても機構の取扱対象となる。</p>

項 目	内 容	備 考
8. 募集開始日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 募集開始日には、それぞれ次の日を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 上場新株予約権付社債 募集開始日を設定する。 ② 非上場新株予約権付社債（募集開始日が設定される場合） 募集開始日を設定する。 ③ 非上場新株予約権付社債（募集開始日が設定されない場合） 払込日を設定する。 ④ 新株予約権付社債の無償割当て 割当日を設定する。 ⑤ コーポレートアクションにより振替新株予約権付社債が交付される場合 効力発生日を設定する。 	
9. 払込日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 無償割当により新株予約権付社債が発行される場合には、割当日を設定する。 ○ 合併等の対価、取得条項付株式等の対価、全部取得条項付種類株式の対価、取得請求権付株式の対価として新株予約権付社債が交付される場合、新株予約権付社債が承継される場合には、効力発生日を設定する。 	
10. 各社債の金額	14 桁（単位：円）で設定する。	
11. 打切発行フラグ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則「Y」（打切発行）を設定する。ただし、例外として会社が振替新株予約権付社債の募集に際して、打切発行でない旨の決定をした場合には、「N」（打切発行でない）を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成18年5月1日から施行された会社法では、社債は、打切発行が原則とされ、打切発行でない社債を発行する場合には、会社は、その旨の決定をすることが必要であるとされている。

項 目	内 容	備 考
12. 発行総額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新株予約権の行使、買入消却等により振替新株予約権付社債の発行総額が減額となった場合でも、発行総額を変更することは不要。 	
13. 社債管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 非上場新株予約権付社債の場合において、会社が社債管理者を設置せず、財務代理人を設置する場合には、オールゼロを設定する。 ○ 社債管理者コード（１）～（１０）を変更する場合には、変更とならない社債管理者コードも設定する。 （例） 社債管理者A（０００１）、B（０００２）、C（０００３）を新規登録した後、A（０００１）、C（０００３）に変更する場合 （新規登録時） （１）０００１、（２）０００２、（３）０００３、（４）～（１０）には、オールゼロを設定する。 （変更通知） （１）０００１、（２）０００３、（３）～（１０）には、オールゼロを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、会社から直接、財務代理人を設置又は変更した旨の通知を受ける。 ○ （例）の場合、変更通知では、社債管理者Cの社債管理者コード０００３は、（２）に設定する。
14. 利払（固定利率、変動利率） （１）最終利払有無フラグ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満期償還日直前の利払日に利払いがある場合には、「Y」、利払いがない場合には、「N」を設定する。利付割引区分が割引債（ゼロクーポン債を含む。）の場合には、ゼロを設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満期償還期日に利金が支払われるか否かを示すものでないことに留意することが必要。

項 目	内 容	備 考
<p>(2) 利払期日</p>	<p>○ 利払日を変更する場合には、適用日欄に変更前の最終利払日の翌営業日を設定する。ただし、即日適用が可能な場合には、適用日欄に即日適用を意味するオール9を設定する。</p> <p>(例1) 毎月の利払日を30日から15日に変更する。機構への通知日が1/5、2月利払分から変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適用日欄には、変更前最終利払日の翌営業日を設定する。例えば、1/30が月曜日の場合には、翌営業日である1/31を適用日欄に設定する。 ・ 変更後の利払日は、利払期日欄に1/15、2/15、3/15、・・・とそれぞれ設定する。 <p>(例2) 毎月の利払日を30日から15日に変更する。機構への通知日が1/5、1月利払分から変更する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 例1のケースと異なり、即日適用が可能であるので、適用日欄には、即日適用日を意味するオール9を設定する。 ・ 変更後の利払日は、利払期日欄に1/15、2/15、3/15、・・・とそれぞれ設定する。 <p>○ 利払期日(1)～(12)を変更する場合には、変更とならない利払期日も設定する。</p> <p>(例)</p> <p>利払期日を毎月末から3月末、9月末の年2回に変更する場合</p> <p>(新規登録時)</p> <p>(1) 0131、(2) 0299、(3) 0331、(4) 0430、(5) 0531、(6) 0630、(7) 0731、(8) 0831、(9) 0930、(10) 1031、(11) 1130、(12) 1231</p>	

項 目	内 容	備 考
15. 利払（固定利率）、利払（変動利率） ・ 1円あたりの利子額	（変更通知） （1）0331、（2）0930、（3）～（12）には、オールゼロを設定する。 ○ 1円あたりの利子額は、利率に利金額計算期間を乗じて算出する（計算の結果、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合には、切捨てる。）。 （例）利率1%、利金額計算期間170日／365日 1円あたりの利子額＝ $0.01 \times (170日 / 365日) = 0.0046575342465$	○ 機構では、利率と1円あたりの利子額との整合性についてチェックは行わないため、設定に際しては、十分な留意が必要。
16. 利払（固定利率） ・ 初回利払期日	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
17. 利払（変動利率） （1）利払期日（今回）、利払期日（次回）	○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。	
（2）利払期日（今回）	○ 利払期日（今回）が設定されている場合で、未だ当該利払期日が終了していない場合には、適用日を当該利払期日終了後の日として、次の利払期日を利払期日（今回）に設定することはできない。 （例） 利払期日（今回） 20090331 利率（今回） 1% 1円あたりの利子額（今回）0.005	○ 当該利払期日に係る1円あたりの利子額（1円あたりの利子額（今回））についても同様

項 目	内 容	備 考
(3) 利率(今回)、利率(次回)	<p>利払期日(次回) 20090930 利率(次回) 2% 1円あたりの利子額(次回) 0.01</p> <p>・2009.3.31の利払が終了していない段階においては、適用日を今回利払期日終了後の日として、2009.9.30を利払期日(今回)に設定することはできない。</p> <p>○ 変動利付債の場合において次回の適用利率が決定した場合には、利払期日、適用利率、1円あたりの利子額をそれぞれ「次回」の欄に設定し、前回の利率変動時に「次回」の欄に設定していた利払期日、適用利率、1円あたりの利子額を「今回」の欄に設定する。</p>	
(4) 利払期日(今回)、利率(今回)、1円あたりの利子額(今回)、利払期日(次回)、利率(次回)、1円あたりの利子額(次回)	<p>○ 利払(変動利率)の項目(利払期日(今回)、利率(今回)、1円あたりの利子額(今回)、利払期日(次回)、利率(次回)、1円あたりの利子額(次回))のうち、いずれかの項目が変更になった場合には、他の項目についても設定する。</p> <p>(例)</p> <p>(利率(次回)の決定前)</p> <p>利払期日(今回) 20090331 利率(今回) 1% 1円あたりの利子額(今回) 0.005 利払期日(次回) 20090930 利率(次回) 未定 1円あたりの利子額(次回) 未定</p> <p>(利率(次回)の決定時)</p> <p>利払期日(今回) 20090331</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>18. 償還</p> <p>・満期償還期日</p> <p>19. コールオプション（全額償還）</p> <p>（1）コールオプション有無フラグ</p>	<p>利率（今回）1%</p> <p>1円あたりの利子額（今回）0.005</p> <p>利払期日（次回）20090930</p> <p>利率（次回）2%</p> <p>1円あたりの利子額（次回）0.01</p> <p>・このようなケースでは、値が変更とならない利払期日（今回）、利率（今回）、1円あたりの利子額（今回）、利払期日（次回）についても設定する。</p> <p>○ 満期償還期日より後の利払日は、存在しないため、満期償還期日が利払期日（今回）となる場合には、利払期日（次回）、利率（次回）、1円あたりの利子額（次回）には、オール9を設定する。</p> <p>○ 永久債の場合は、満期償還期日には、オール9を設定する。</p> <p>○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。</p> <p>○ 発行時において、コールオプション条項が設定されている場合には、コールオプション有無フラグに「Y」（コールオプションあり）を設定する。</p> <p>○ 例えば、130%コールオプション条項のようなコールオプション条項により新株予約権付社債が繰上償還される場合以外にも、例えば、新株予約権付社債の発行会社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることが株主総会で決議された場合等、一定の条件が生じた場合に新株予約権付社債の繰上償還が可能となる権利が会社に付与されている場合があるが、このような場合には、コールオプション有無フラグに「Y」（コールオプションあり）を設定する。</p>	<p>○ 会社がコールオプションを行使する場合には、発行・支払代理人は、銘柄情報変更ファイルを機構に対し、送信する。</p>

項 目	内 容	備 考
(2) コールオプション行使フラグ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行時においては、コールオプション行使フラグに「N」（コールオプション未行使）を設定する。 ○ 期中に、コールオプションの行使（繰上償還期日）を決定したときは、コールオプション行使フラグを「Y」（コールオプション行使）に変更するとともに、繰上償還期日、償還価額、1円あたりの利子額を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満期償還期日及びその償還価額を変更することは不要。
(3) 繰上償還期日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利払日より後に繰上償還期日が設定される場合には、利払日と繰上償還期日を中6営業日空けて設定する。 ○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利払日より前に繰上償還が設定される場合には、利払日と繰上償還期日の間を空けることは不要。
20. プットオプション		
(1) プットオプション有無フラグ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行時において、プットオプション条項が設定されている場合には、プットオプション有無フラグに「Y」（プットオプションあり）を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新株予約権付社債権者がプットオプション行使をする場合には、口座管理機関は、プットオプション行使請求を機構に対し、送信する。
(2) プットオプション行使フラグ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行時において、プットオプションの行使期間を決定していない場合には、プットオプション行使フラグに「N」（プットオプション不可能）を設定する。 ○ 期中に、プットオプションの行使期間を決定したときは、プットオプション行使フラグを「Y」（プットオプション行使可能）に変更するとともに、行使期間開始日、行使期間終了日、繰上償還期日、償還価額を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 満期償還期日及びその償還価額を変更することは不要。
(3) 行使期間開始日、行使期間終了日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。 	

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 繰上償還期日</p> <p>21. 新株予約権に関する事項</p> <p>(1) 新株予約権の総数</p> <p>(2) 新株予約権の行使期間開始日、新株予約権の行使期間終了日</p> <p>(3) 新株予約権の行使期間終了日</p> <p>(4) 新株予約権の行使価額</p>	<p>○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。</p> <p>○ 新株予約権の行使、買入消却等により振替新株予約権付社債の発行総額が減額となった場合でも、新株予約権の総数を変更することは不要。</p> <p>○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。</p> <p>○ 永久債の場合は、新株予約権の行使期間終了日には、オール9を設定する。</p> <p>○ コールオプション（一定の条件が生じた場合に新株予約権付社債の繰上償還が可能となる権利が会社に付与されているものを含む。）の行使により振替新株予約権付社債が繰上償還される場合において、行使期間終了日が繰上償還期日の前営業日とならない場合には、行使期間終了日の変更を通知することが必要。この場合の通知は、コールオプションの行使をする場合の銘柄情報通知と同じファイルで通知する。</p> <p>○ 上場新株予約権付社債の行使価額の変更については、変更情報の通知対象とするが、第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、変更情報の通知対象としない。</p>	<p>○ 行使期間終了日が繰上償還期日の前営業日となる場合には、通知は不要。</p> <p>○ 上場の要件を満たさなくなったことにより、期中に非上場となった銘柄のうち、機構が引き続き取り扱うものについては、変更情報の通知対象とする。</p>

項 目	内 容	備 考
(5) 行使請求受付場所	<p>○ 行使請求受付場所には、次のT Aコードを設定する（T Aコード順）。</p> <p>東京証券代行（株） 0 3</p> <p>日本証券代行（株） 0 4</p> <p>三菱U F J信託銀行（株） 2 2</p> <p>みずほ信託銀行（株） 2 4</p> <p>三井住友信託銀行（株） 2 6</p> <p>（株）アイ・アールジャパン 7 1</p> <p>（株）S M B C信託銀行 7 2</p>	<p>○ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の発行当初における行使価額については、機構に通知が必要。</p>
22. 取得条項		
(1) 取得条項に係る取得日	<p>○ 新株予約権付社債の記録が振替口座簿から抹消される日（会社による取得日）を設定する。</p> <p>○ 発行要項に記載されている実日付が休日である場合においても、休日を設定する。</p>	
(2) 取得対価（交付財産）の種類	<p>○ 取得条項有無フラグを「N 取得条項なし」に設定した場合には、取得対価（交付財産の種類）を「0 なし」に設定する。</p>	
23. 端数償還金		
・ 端数償還金有無フラグ	<p>○ 新株予約権を行使した新株予約権付社債権者に交付する株式の数に端数が生じた場合において、端数について新株予約権付社債権者に一定の金銭を交付することとされている場合には、端数償還金有無フラグに「Y」（端数償還金あり）を、端数</p>	<p>○ 調整金の情報については、機構は、会社から直接、通知を受ける。</p>

項 目	内 容	備 考
24. 元利払手数料率 (1) 元金手数料率 (2) 元金手数料率基準 (3) 利金手数料率 (4) 利金手数料基準	<p>を切捨てることとされている場合には、端数償還金有無フラグに「N」（端数償還金なし）を設定する。</p> <p>○ 元金手数料率には、償還に係る手数料率を設定する。</p> <p>○ 100円単位あたりの料率を1/100円単位（銭単位）で設定する。</p> <p>○ 元金手数料率基準には、利金手数料基準を「1. 元金基準」に設定した場合には、「1. 実質金額基準」又は、「2. 名目金額基準」を設定し、利金手数料基準を「2. 利金基準」又は「3. 割引債・ゼロクーポン債」に設定した場合には、「2. 名目金額基準」を設定する。</p> <p>○ 利金手数料率には、利払に係る手数料率を設定する。</p> <p>○ 100円単位あたりの料率を1/100円単位（銭単位）で設定する。</p> <p>○ 利金手数料基準には、元金を基準として利金手数料を算出する場合には、「1. 元金基準」を設定し、利金を基準として利金手数料を算出する場合には、「2. 利金基準」を設定する。割引債・ゼロクーポン債の場合には、利金手数料基準に「3.</p>	<p>○ 本来、実質金額基準や名目金額基準は、利金手数料基準を元金基準とした場合の基準であるが、利金手数料率を利金基準又は割引債・ゼロクーポン債に設定した場合でも、システム上は、何らかの値を設定する必要があることから便宜的に元金手数料率基準を名目金額基準に設定するものである。</p>

項 目	内 容	備 考
25. 社内処理用項目 (1) 社内処理用項目 1 (2) 社内処理用項目 2	割引債・ゼロクーポン債」を設定する。 ○ 銘柄情報の取消・訂正を通知する場合に使用する。 ○ 発行する振替新株予約権付社債がフェニックス銘柄である場合には、「フェニックス銘柄に指定」と設定する。 ○ 事務処理のために発行・支払代理人が任意に使用することが可能。	○ 社内処理用項目 1 については、発行代理人が任意に使用することは不可。

以 上

第3節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>第1 公募及び第三者割当てに係る新株予約権付社債についての取扱い</p> <p>1. 発行時DVP方式</p> <p>(1) 引受証券会社による新規記録情報の通知</p> <p>引受証券会社は、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、募集開始日の午前7時から午後9時まで、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日の午前7時から午後9時までの間に、統合Web端末での画面入力、CSVファイル入力又はオンラインリアルタイム接続により機構の決済照合システムに以下の事項「新規記録情報」を通知する。</p> <p>① 送信者リファレンスNO ② 取引種類コード ③ 払込期日 ④ 発行価額 ⑤ ファンドコード ⑥ 各社債の金額 ⑦ 引受証券会社のコード ⑧ 発行代理人コード ⑨ 引受対象となる振替新株予約権付社債の金額 ⑩ 銘柄コード ⑪ 銘柄名称 ⑫ 払込金額</p>	<p>(業第181条第2項、施第243条第2項及び第3項)</p> <p>※ 新規記録の標準日程は、資料3-3-3を参照。</p> <p>※ 公募及び第三者割当てにより新株予約権付社債を発行する場合には、原則として発行時DVP方式で発行するものとする。</p> <p>※ 発行代理人及び引受証券会社は、決済照合の利用者である必要がある。</p> <p>※ 新規記録情報の通知及び払込金の払込みは、原則として、引受主幹事証券会社が代表して行う。</p> <p>※ 発行時DVP方式により資金決済をしようとする者は、日銀ネットのオンライン取引先を有する金融機関等であって、あらかじめ機構に資金決済会社として登録しておく必要がある。</p> <p>※ 日本銀行における資金決済の払方金融機関及び受方金融機関が同一であるときは、発行時DVP方式を利用することができない。</p> <p>※ 発行代理人は、統合Web端末により、事前にSSI情報の登録の前提となるファンド情報(ファンドコードは、発行代理人の金融機関識別コード(8桁)とする。)を登録し、決済情報をSSI情報に登録しておく。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行代理人による新規記録情報の承認</p> <p>a 新規記録情報の通知</p> <p>機構は、引受証券会社が入力した「新規記録情報」を直ちに、発行代理人に通知する。</p>	<p>※ 発行代理人によるファンド情報の登録及び決済条件の S S I 情報への登録がされると、引受証券会社の統合 Web 端末にその旨の表示がされる。</p> <p>※ 引受証券会社が機構加入者でない場合は、その上位の直接口座管理機関の顧客口を指定して新規記録を受ける。</p> <p>※ 機構は、引受証券会社による「新規記録情報データ」を受けたときは、センタリファレンスナンバーを付番して引受証券会社に通知する。</p> <p>(業第 181 条第 3 項)</p> <p>※ 引受証券会社は、発行代理人に対して、発行代理人が新規記録情報の承認を行うために必要な情報として次の事項を上場新株予約権付社債及び公募により発行される非上場新株予約権付社債の場合には、原則として募集開始日、遅くとも、払込期日の前営業日から起算して 3 営業日前の日までに、第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合には、原則として、機構が銘柄情報の提供を行った日の翌営業日、遅くとも、払込期日の前営業日から起算して 3 営業日前の日までに振替システム以外の方法により通知する。</p> <p>① 引受証券会社の名称</p> <p>② 銘柄略称</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ 額面金額</p> <p>⑤ 約定金額 (額面金額に発行単価を乗じて算出した金額)</p> <p>⑥ 受渡金額 (約定金額から手数料 (手数料</p>

内 容	備 考
<p>b 新規記録情報の承認による新規記録通知</p> <p>発行代理人は、新規記録情報の通知を受けたときは、その内容を確認し、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、銘柄情報の提供を受けた日から払込期日の前営業日から起算して2営業日前までの午前7時から午後9時までの間、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日から払込期日の前営業日から起算して2営業日前までの午前7時から午後9時までの間に、統合Web端末への画面入力、CSVファイル入力又はオンラインリアルタイム接続により「新規記録情報」を承認する旨を機構に対して通知する。発行代理人は、新規記録情報に誤りがある場合には、「新規記録情報」を非承認とする。</p> <p>c 発行代理人の承認結果の通知</p> <p>機構は、発行代理人が「新規記録情報」を非承認とした場合には、直ちに引受証券会社にその旨を通知する。</p> <p>(3) 決済照合後の機構の処理</p> <p>a 決済照合結果の通知</p> <p>機構は、発行代理人から「新規記録情報」を承認する旨の通知を受けたときは、直ちに引受証券会社に「決済照合結果通知」を通知する。</p>	<p>料を約定金額から控除して受渡しを行う場合における当該手数料)を控除した金額)</p> <p>⑦ I S I Nコード</p> <p>⑧ その他発行代理人が求める情報</p> <p>(業第181条第4項及び第5項)</p> <p>※ 発行代理人は、「新規記録情報」を承認することにより、その内容に従って引受証券会社が払込みを行うことを条件に引受証券会社の口座に振替新株予約権付社債を新規記録する。</p> <p>(業第181条第6項)</p> <p>※ 発行代理人が非承認としたときは、「新規記録情報データ」は、取消しになる。発行代理人が非承認とした旨の通知を受けた引受証券会社は、直ちに「新規記録情報」を訂正して新規に入力する。</p> <p>※ 非SSI取引とされている場合には、発行代理人及び引受証券会社は、発行代理人により「新規記録情報」の承認がされた後、払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日までに機構の決済照合システムに「決済指図データ」を通知し、機構は、決済照合を行う。</p> <p>(業第181条第7項)</p> <p>※ 非SSI取引の場合は、「決済指図データ」が照合された場合に引受証券会社に「決済照合結果通知」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>b 発行口への記録</p> <p>(a) 発行代理人及び引受証券会社への通知</p> <p>機構は、決済照合済みとなったときは、振替システムにおいて発行口の記録を行うとともに、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により発行代理人及び引受証券会社に対し、午前7時から午後8時までの間に以下の事項「発行口記録情報通知」を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① センタリファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 払込期日 ④ 銘柄コード ⑤ 引受証券会社ごとの振替新株予約権付社債の金額 ⑥ 払込金額 ⑦ 発行代理人コード ⑧ 機構加入者コード（新規記録先口座） ⑨ 受方資金決済会社コード ⑩ 渡方資金決済会社コード <p>(b) 資金決済会社への通知</p> <p>発行代理人又は引受証券会社が資金決済会社とならない場合には、機構は、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により発行者又は引受証券会社が選任する資金決済会社に対し、午前7時から午後8時までの間に以下の事項「資金決済情報通知」を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① センタリファレンスNO ② 発行代理人コード ③ 払込金額 ④ 払込期日 ⑤ 機構加入者コード（新規記録先口座） ⑥ 受方資金決済会社コード ⑦ 渡方資金決済会社コード <p>c 日本銀行に対する入金依頼</p> <p>機構は、払込日の午前9時から午後3時30分の間に日本銀行に対し、引受証券会社又はその資金決済会社の当座勘定からの払込金額の引落とし及び発行代理人又はその資金決済会社への払込金額の入金の依頼（「入金依頼」）をする。</p>	<p>（業第181条第8項、施第243条第4項）</p> <p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって振替新株予約権付社債としての効果は生じない。</p> <p>※ 機構は、発行代理人に対しては、統合Web端末により通知するものとする。</p> <p>（業第181条第9項、施第243条第4項）</p> <p>※ 発行代理人又は機構加入者が自ら資金決済会社となる場合には、発行代理人又は引受証券会社に対し、「資金決済情報通知」を通知する。</p> <p>（業第181条第10項）</p>

内 容	備 考
<p>(4) 日本銀行による引受証券会社及び発行代理人に対する通知 日本銀行は、機構から「入金依頼」を受けたときは、引受証券会社又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落対象通知」を、発行代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金対象通知」を、それぞれ通知する。</p> <p>(5) 引受証券会社から日本銀行に対する払込みの依頼 引受証券会社又はその資金決済会社は、払込期日の午前10時30分までに日本銀行に払込依頼を通知することにより、日本銀行から引受証券会社又はその資金決済会社に通知された「当座勘定引落対象通知」の内容による払込みを行うべき旨を依頼する。</p> <p>(6) 日本銀行による資金決済 日本銀行は、前(5)の払込みの依頼を受けたときは、引受証券会社又はその資金決済会社から払込金額を引落とし、発行代理人又はその資金決済会社の当座勘定に当該金額を入金する。また、発行代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金通知」を、引受証券会社又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落通知」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知」を通知する。</p> <p>(7) 機構による新規記録 a 機構による新規記録 機構は、日本銀行から前(6)の「当座勘定入金済通知」を受けたときは、直ちに機構が新規記録すべき口座に所要の増加の記録をする。</p>	<p>(業第181条第11項)</p> <p>※ 機構は、払込期日の午後3時30分までに日本銀行から「当座勘定入金済通知」を受けなかった場合には、発行口の記録を抹消し、引受証券会社又はその資金決済会社及び発行代理人又はその資金決済会社に通知した発行口記録情報通知及び資金決済情報通知を取り消す(機構は、上記にかかわらず、日本銀行から午後5時まで「当座勘定入金済通知」を受けることが可能であり、業務管理端末によりその状況を確認することができる。)</p> <p>(業第181条第12項)</p> <p>※ 日本銀行において払込期日の午後3時30分から午後5時までの間に資金決済が行われたとき又はシステム障害等のやむを得ない理由により引受証券会社が日本銀行を利用しないで払込みをした場合には、日本銀行又は発行代理人は、払込みが行われた旨を機構に電話等で連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>b 発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対する新規記録済の通知 機構は、新規記録をしたときは、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により、発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対し、午前9時から午後3時30分までの間に以下の事項「新規記録済通知」を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① センタリファレンスNO ② 銘柄コード ③ 払込期日 ④ 新規記録がされた振替新株予約権付社債の金額 ⑤ 株主名簿管理人 ⑥ 発行代理人コード ⑦ 受方資金決済会社コード ⑧ 機構加入者コード（新規記録先口座） ⑨ 渡方資金決済会社コード ⑩ 払込金額 <p>c 発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により発行代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、引受証券会社に「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>2. 発行時DVP方式によらない方式 (1) 引受証券会社から発行代理人への通知 引受証券会社は、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、募集開始日から発行代理人が機構に(2)の新規記録情報通知を行う日の前営業日までの間に、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日から発行代理人が機構に(2)の新規記録情報通知を行う日の前営業日までの間に発行代理人に以下の情報を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 引受証券会社 ② 引受証券会社が機構加入者である場合は、当該引受証券会社の機構加入者コード ③ 引受証券会社が機構加入者でない場合には、引受証券会社が新規記録先の口座を開設している口座管理機関及び上位機関である機構加入者の機構加入者コード ④ 銘柄略称 ⑤ 銘柄コード ⑥ 額面金額 	<p>(業第181条第13項) ※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に係る事項を通知する。</p> <p>※ 発行代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることも可能。</p> <p>(業第180条第2項) ※ 新規記録の標準日程は、資料3-3-4を参照。 ※ 新規記録情報の通知及び払込金の払込みは、原則として、引受主幹事証券会社が代表して行う。 ※ 発行代理人と引受証券会社との間で合意している場合や、やむを得ない事由による場合には、発行時DVP方式によらない方式により新規記録することができる。 ※ 左記の通知は、振替システムを利用せ</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 約定金額（額面金額に発行単価を乗じて算出した金額）</p> <p>⑧ 受渡金額（約定金額から手数料を控除した金額）</p> <p>⑨ 資金決済の方法</p> <p>⑩ 信託財産表示分か否か</p> <p>⑪ I S I Nコード</p> <p>⑫ その他発行代理人が求める情報</p> <p>（2）発行代理人による新規記録情報の通知</p> <p>発行代理人は、引受証券会社からの（1）の通知をもとに、公募により新株予約権付社債が発行される場合には、募集開始日の翌営業日から起算して3営業日目の日から払込期日の前営業日から起算して2営業日前の日までの午前9時から午後3時30分までの間、第三者割当てにより新株予約権付社債が発行される場合には、発行決議日の翌営業日から起算して8営業日目の日から払込期日の前営業日から起算して2営業日前までの午前9時から午後3時30分までの間に、統合Web端末への入力により以下の情報「新規記録情報通知」を機構に対して通知する。</p> <p>① 送信者リファレンスNO</p> <p>② 発行代理人コード</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ 引受証券会社の機構加入者コード（引受証券会社が間接口座管理機関である場合には、上位機関の機構加入者コード）</p> <p>⑤ 払込期日</p> <p>⑥ 信託財産表示分</p> <p>（3）機構による発行口の記録</p> <p>機構は、振替システムにおいて発行口の記録を行うとともに、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により発行代理人及び引受証券会社に対し、午前9時から午後3時30分までの間に以下の事項「発行口記録情報通知」を通知する。</p> <p>① 株式等リファレンスNO</p> <p>② 送信者リファレンスNO</p> <p>③ 発行代理人コード</p>	<p>ず、引受証券会社から直接、発行代理人に通知するものとする。</p> <p>※ 発行時DVPによらない方式により新規記録を行う場合は、決済照合システムは利用できないものとする。</p> <p>（業第180条第1項、施第241条、施第242条第1項及び第2項）</p> <p>※ 引受証券会社（機構加入者）が信託の受託者である場合には、新規記録先口座として信託口又は質権信託口を示さなければならない。</p> <p>（業第180条第3項、施第242条第4項及び第5項）</p> <p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であり、発行口への記録によって振替新株予約権付社債としての効果は生じない。</p> <p>※ 機構は、発行代理人に対しては、統合Web端末により通知するものとする。</p>

内 容	備 考
<p>④ 銘柄コード ⑤ 引受証券会社ごとの振替新株予約権付社債の金額 ⑥ 引受証券会社の機構加入者コード（引受証券会社が間接口座管理機関である場合には、上位機関の機構加入者コード） ⑦ 払込期日 ⑧ 信託財産表示分</p> <p>(4) 引受証券会社による払込金の払込み 引受証券会社は、払込期日の午前10時30分までに発行代理人に払込金の払込みを行う。</p> <p>(5) 発行代理人による新規記録通知 発行代理人は、払込期日に引受証券会社から払込金が払込まれたことを確認し、払込期日の午前9時から午後3時30分の間に機構に対し、統合Web端末により以下の事項「資金振替済通知（新規記録）」を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 発行代理人コード ④ 銘柄コード</p> <p>(6) 機構による新規記録 a 機構による新規記録 機構は、発行代理人から通知された「資金振替済通知（新規記録）」の内容を確認し、引受証券会社の口座又は引受証券会社が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者の口座に所要の増加の記録をする。</p> <p>b 発行代理人及び引受証券会社に対する新規記録済の通知 機構は、新規記録をしたときは、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により、発行代理人、引受証券会社及び株主名簿管理人に対し、午前9時から午後3時30分までの間に以下の事項「新規記録済通知」を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 払込期日</p>	<p>※ 払込金の払込みは、発行代理人と引受証券会社との間で事前に約した方法により行う。</p> <p>(業第180条第4項、施第242条第6項) ※ 機構は、払込期日の午後3時30分までに発行代理人から「資金振替済通知（新規記録）」を受けなかった場合には、発行口の記録を抹消し、引受証券会社及び発行代理人にエラーを通知する。</p> <p>(業第180条第5項)</p> <p>(業第180条第6項及び第7項) ※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に係る事項を通知する。 ※ 機構は、発行代理人に対しては、統合Web端末により通知するものとする。</p>

内 容	備 考
<p>④ 銘柄コード ⑤ 新規記録がされた振替新株予約権付社債の金額 ⑥ 株主名簿管理人コード ⑦ 発行代理人コード ⑧ 記録先の機構加入者コード</p> <p>c 発行代理人及び引受証券会社に対する処理結果の通知 機構は、新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により発行代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、引受証券会社に「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>第2 その他の事由による振替新株予約権付社債の発行等</p> <p>1. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得による振替新株予約権付社債の交付</p> <p>(1) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付</p> <p>a 取得条項付新株予約権付社債の一部取得に係る振替 発行者は、振替新株予約権付社債である取得条項付新株予約権付社債の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替を申請する。</p> <p>b 取得条項付新株予約権付社債の対価の交付 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替新株予約権付社債である場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替新株予約権付社債を交付する。 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の対価が振替新株予約権付社債でない場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。</p>	<p>※ 発行代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることも可能。</p> <p>(業第216条) (業第217条第1項)</p> <p>※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録しようとするときは、あらかじめ、当該新株予約権付社債に係る銘柄情報について発行代理人を通じて、機構に通知する。銘柄情報の通知については第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日に効力発生日を付記する。</p> <p>※ 取得条項付新株予約権付社債の新株予約権付社債権者は、直近上位機関に対して口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、第2章第2節「新規記録手続き」に準じる。</p> <p>2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付</p> <p>(1) 取得条項付新株予約権付社債の全部取得に係る抹消通知及び取得対価新株予約権付社債の新規記録通知 発行者は、機構に対し、取得条項付新株予約権付社債である振替新株予約権付社債を全部取得し、取得対価として振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、会社法第236条第1項第7号イに規定する事由が生じた日又は同法第236条第1項第7号ロに規定する日を定めた場合、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得しようとする取得条項付新株予約権付社債の銘柄(以下「取得対象銘柄」という。) ② 取得対価として交付しようとする取得条項付新株予約権付社債の銘柄(以下「取得対価銘柄」という。) ③ 取得に係る手続日程 ④ 効力発生日(全部取得日) ⑤ 対価交付比率 ⑥ 取得の対価としての振替新株予約権付社債の交付に際して発行する振替新株予約権付社債の総数 ⑦ 取得対価の交付を受ける取得対象銘柄のうち、自己の保有する取得対象銘柄が記録された口座(加入者口座コード)及び口座ごとの金額(割当てを受ける新株予約権付社債が振替新株予約権付社債の場合に限る。) ⑧ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座(加入者口座コード) 	<p>(業第218条第1項、施第287条及び第288条第1項)</p> <p>※ 取得条項付新株予約権の全部取得の取扱いは、取得条項付新株予約権付社債の全部取得の取扱いに準じて行う。</p> <p>※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに、(新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに) 機構に通知しなければならない。</p> <p>※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行い、機構に届出を行っておく必要がある。</p> <p>※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された⑦の口座に係る情報をその口座を開設する口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該口座管理機関は通知された情報について確認する。</p> <p>※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載することにより公示を行った後、改めて割当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振</p>

内 容	備 考
<p>(2) 銘柄情報の通知</p> <p>取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。</p> <p>① 募集開始日 全部取得日の前営業日を入力する。</p> <p>② 払込日 全部取得日を入力する。</p> <p>③ 発行総額 取得対象銘柄である振替新株予約権付社債の残存総数に対価交付比率を乗じた額とする。</p> <p>④ 新株予約権の発行総数 ③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。</p> <p>(3) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者から(1)の通知を受けたときは、直ちに、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項をTarget 保振サイトにより通知する。</p> <p>(4) 総新株予約権付社債権者通知日程案内等</p>	<p>替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。</p> <p>(業第218条第2項、施第288条第2項)</p> <p>※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。</p> <p>※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から銘柄情報を受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。</p> <p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する。</p> <p>(業第218条第3項、施第289条)</p> <p>(業第242条、施第321条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者及び発行者（株主名簿管理人）に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間 (a) ファイル伝送 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合Web端末 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者の確定日（全部取得日の前営業日）の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 銘柄コード ② 総新株予約権付社債権者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細の有無 ④ 日程案内（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日、総新株予約権付社債権者報告データ報告日（自/至）、総新株予約権付社債権者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑤ 全部取得日（新株予約権付社債権者確定日の翌営業日） ⑥ 新株予約権付社債権者の確定日 ⑦ 対価交付比率</p> <p>(5) 割当てを受けない振替新株予約権付社債についての通知 発行者は、機構に対し、Target 保振サイトにより、対価の割当てを受けない取得対象銘柄を記録する口座（加入者口座コード）及び取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の金額を通知する。</p> <p>(6) 新株予約権付社債権者の口座における増額記録</p>	<p>※ 機構は、全部取得日の前営業日を新株予約権付社債権者の確定日として全部取得される取得対象銘柄について総新株予約権付社債権者通知を行う。総新株予約権付社債権者通知の手続については、第12節「総新株予約権付社債権者通知」を参照。</p> <p>(施第322条)</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された口座に係る情報をその口座を開設する口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該口座管理機関は通知された情報について確認する。</p>

内 容	備 考
<p>a 機構及び口座管理機関における増加すべき取得対価銘柄の金額の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の前営業日に、次に掲げる振替新株予約権付社債について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき取得対価銘柄の金額を算出するものとする。</p> <p>(a) 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債（買取口座に記録された振替新株予約権付社債であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取得対価銘柄の増加の記録をすべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき取得対価銘柄の金額は、当該保有欄に記録されている取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない数は切捨てる。）とする。 <p>(b) 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債であって信託財産名義管理簿に記録された振替新株予約権付社債</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、信託財産名義である加入者の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき取得対価銘柄の金額は、当該保有欄に記録されている取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの金額に対価交付比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない数は切り捨てる。）とする。 <p>(c) 加入者の口座の質権欄に記録された振替新株予約権付社債及び買取口座に記録された振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加記録すべき口座は、質権の目的となっている振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者及び反対新株予約権付社債権者の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき取得対価銘柄の金額は、新株予約権付社債権者ごとの取得対象銘柄の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額（各社債の金額に満たない数は切り捨てる。）とする。 <p>b 口座管理機関における質権の設定された取得対象銘柄又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p> <p>質権の設定された取得対象銘柄又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた取得対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該取得対象銘柄</p>	<p>(業第 218 条第 6 項及び第 7 項、施第 290 条)</p> <p>※ 発行者の自己の取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 譲渡担保として、保有欄に記録されている振替新株予約権付社債については、振替株式における特別株主の申出に相当する仕組みがないため、譲渡担保権者の保有欄に取得対価銘柄が記録される。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債については、振替株式における登録質権者となる旨の申出に相当する制度は存在しない。</p> <p>(業第 218 条第 8 項から第 13 項、施第 291 条及び第 292 条)</p>

内 容	備 考
<p>の振替新株予約権付社債が記録された口座と取得対価銘柄の増加を記録すべき口座とが異なるため、取得対象銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関（以下「取得対象銘柄記録口座管理機関」という。）から取得対価銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関（以下「取得対価銘柄記録口座管理機関」という。）へ階層構造を通じて取得対価銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。なお、通知を受けた取得対価銘柄記録口座管理機関は取得対価銘柄の増加記録を行う。</p> <p>(a) 通知事項 取得対象銘柄記録口座管理機関から取得対価銘柄記録口座管理機関へ以下の事項を通知する。 ① 取得対価銘柄を増加記録すべき口座（加入者口座コード） ② 増加を記録すべき金額 ③ 取得対象銘柄の記録がされていた口座（加入者口座コード） ④ 取得対象銘柄の銘柄及び銘柄コード</p> <p>(b) 口座管理機関における処理 ア 取得対象銘柄記録口座管理機関における処理 取得対象銘柄記録口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 取得対象銘柄記録口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 取得対象銘柄記録口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 取得対象銘柄記録口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>イ 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。 ① 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>ウ 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理</p>	<p>※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。</p> <p>※ 左記に掲げるそれぞれの口座管理機関は、自身が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関へ通知事項を通知し、取得対価銘柄記録口座管理機関の下位機関である場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。上記のどちらでもない場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。通知を受けた取得対価銘柄記録口座管理機関は、取得対価銘柄の増加記録を行う。</p>

内 容	備 考
<p>直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>① 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録</p> <p>② 当該通知を受けた口座管理機関が取得対価銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>c 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき金額の通知 間接口座管理機関は、全部取得日の前営業日に、その直近上位機関に、全部取得日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の合計金額（(6) b (b) によりその顧客口に増加すべき金額を除く。）を通知する。</p> <p>d 機構加入者による新株予約権付社債数申告 (a) 機構加入者による新株予約権付社債数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株予約権付社債数申告を行う。</p> <p>ア 顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、全部取得日の前営業日に当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権付社債数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。</p> <p>(ア) 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>(イ) 取扱時間</p> <p>① ファイル伝送 全部取得日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>② 統合W e b 端末 全部取得日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(ウ) 主な通知内容</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 取得対象銘柄の銘柄コード</p> <p>③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額</p>	<p>(業第 218 条第 14 項及び第 15 項)</p> <p>(業第 244 条、施第 324 条)</p> <p>※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。</p> <p>(業第 218 条第 16 項第 1 号、施第 293 条第 2 項)</p> <p>※ 新株予約権付社債数申告の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 全部取得日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末の場合、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 全部取得日及びその翌営業日に訂正を行う場合はTarget 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 全部取得日の翌営業日から起算して2営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。

内 容	備 考
<p>当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。</p> <p>④ 質権に係る新株予約権付社債権者又は買取口座に記録されている振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）に係る反対新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額</p> <p>イ 自己口（信託口）に係る申告</p> <p>信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、全部取得日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株予約権付社債数申告として、以下の事項を通知する。</p> <p>（ア）通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>（イ）取扱時間</p> <p>① ファイル伝送 全部取得日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>② 統合Web端末 全部取得日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>（ウ）主な通知内容</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 取得対象銘柄の銘柄コード</p> <p>③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。</p> <p>④ 質権に係る新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 質権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額</p>	<p>※ 直接口座管理機関が共通直近上位機関である場合においても、質権新株予約権付社債が記録された口座又は買取口座の上位の区分口座と増加すべき口座の上位の区分口座が異なるときは、当該増加すべき口座及び増加すべき金額について、①～⑥（③を除く。）の申告をする必要がある。</p> <p>（業第 218 条第 16 項第 2 号及び第 3 号、 施第 293 条第 3 項及び第 4 号）</p>

内 容	備 考
<p>(b) 機構による機構加入者への通知</p> <p>機構は、統合W e b 端末により新株予約権付社債数申告を受けたときは、受付時に「受付済通知/エラー通知」を送信し、ファイル伝送により新株予約権付社債数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。</p> <p>また、全部取得日の午前3時以降に機構加入者に通知する「帳表ファイル」において、各区分口座で増加記録すべき金額を通知するとともに、当該区分口座に係る質権に係る取得対価銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額を通知する。</p> <p>e 自己口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時（午前9時）に、その開設する加入者の自己口に増加させるべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。</p> <p>f 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時（午前9時）に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。</p> <p>(7) 取得条項付新株予約権付社債の記録の抹消</p> <p>機構及び口座管理機関は、全部取得日の業務開始時（午前9時）において、取得条項付新株予約権付社債</p>	<p>※ 機構から取得対価銘柄を増加すべき口座及び増加すべき取得対価銘柄の振替新株予約権付社債の金額の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替新株予約権付社債の金額に当該通知された振替新株予約権付社債の金額を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加すべき金額を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき金額に当該金額を加算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第218条第22項第1号ロ、ハ及び第2号ロ、ハ)</p> <p>(業第218条第22項第3号ロ、ハ)</p> <p>※ 口座管理機関が顧客口に増加すべき金額は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき金額を合算した金額とする。</p> <p>(業第218条第22項第1号イ、第2号イ及び第3号イ)</p>

内 容	備 考
<p>についての記録がされている口座において、当該新株予約権付社債の全部についての記録を抹消する。</p> <p>(8) 自己新株予約権付社債を交付する場合の取扱い</p> <p>a 発行者の一部抹消の申請</p> <p>発行者は、取得対象銘柄である新株予約権付社債権者に自己の新株予約権付社債を交付しようとするときは、全部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日までにその直近上位機関に対して、次の事項を示して当該振替新株予約権付社債の一部抹消の申請をしなければならない。</p> <p>① 交付しようとする自己の取得対価銘柄が記録されている口座</p> <p>② 交付しようとする自己の取得対価銘柄の銘柄及び金額</p> <p>③ 振替日</p> <p>b 発行者による支払代理人への通知</p> <p>発行者は、支払代理人に対し、自己の振替新株予約権付社債を交付する旨を書面等により通知する。</p> <p>c 機構加入者による機構への通知</p> <p>機構加入者は、先日付買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。</p> <p>(9) 直接口座管理機関による総新株予約権付社債権者報告</p> <p>直接口座管理機関は、機構からの総新株予約権付社債権者通知日程案内に従い、新株予約権付社債権者確定日(全部取得日の前営業日)において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取得対象銘柄に係る情報を、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総新株予約権付社債権者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(10) 機構による割当計算</p> <p>a 割当てを受けるべき新株予約権付社債権者</p>	<p>(業第219条第1項、施第296条第1項)</p> <p>※ 自己の新株予約権付社債を交付する場合の一部抹消の手続は、法上の振替手続をシステム上実現するための手続である。</p> <p>※ 発行者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、①～③の事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 組織再編等により振替新株予約権付社債が交付される場合において、発行者が自己の新株予約権付社債を移転する場合には、買入消却の手続により行う。</p> <p>(業第219条第2項、施第296条第2項及び第3項)</p> <p>※ 買入消却の具体的な方法は、第7節「買入消却の手続」を参照。</p> <p>(業第220条第1項、施第297条第1項から第3項)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、全部取得日の前営業日における新株予約権付社債権者について割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、新株予約権付社債権者ごとに、当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額（当該新株予約権付社債権者の保有欄に記録されていた金額と、質権者の口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額と、買取口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の金額を合計した金額。）に対価交付比率を乗じて取得対価銘柄を保有する金額を算出する。</p> <p>c 割当計算後の調整新株予約権付社債数の通知 機構は、機構加入者に、以下のとおり「配分明細通知データ」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 全部取得日の翌営業日から起算して2営業日後の日（総新株予約権付社債権者通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 取得対象銘柄の銘柄コード ③ 取得対価銘柄の銘柄コード ④ 総新株予約権付社債権者通知事由 ⑤ 割当の対象となる加入者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整新株予約権付社債数を含む。） ⑦ 調整新株予約権付社債数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整新株予約権付社債数 ⑨ 調整新株予約権付社債数の効力発生日 <p>3. 新株予約権付社債の無償割当てにより交付される振替新株予約権付社債の取扱い</p> <p>(1) 新株予約権付社債の割当てに伴う通知及び新規記録通知</p>	<p>※ 発行者の自己の取得対象銘柄については、取得対価銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業第220条第2項、施第298条)</p> <p>※ 新株予約権付社債権者ごとの金額は、機構において、加入者ごとに名寄せ合算した金額とする。</p> <p>(業第220条、施第297条から第299条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から「配分明細通知データ」を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（取得対価銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第223条第1項、施第301条及び第302条)</p> <p>※ 新株予約権付社債の無償割当てを行</p>

内 容	備 考
<p>発行者は、振替株式の株主に対し、無償で振替新株予約権付社債を割当てる旨の決議を行った場合は、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 新株予約権付社債の無償割当てを受ける株式の銘柄（以下「対象銘柄」という。）</p> <p>② 新株予約権付社債の無償割当てにより交付される新株予約権付社債の銘柄（以下「割当銘柄」という。）</p> <p>③ 新株予約権付社債の無償割当てに係る手続日程</p> <p>④ 新株予約権付社債の無償割当ての基準日又は総株主通知の請求により株主確定日を設定する場合、株主確定日</p> <p>⑤ 効力発生日</p> <p>⑥ 割当比率</p> <p>⑦ 株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる新株予約権付社債の有無、有る場合には、その金額及び新規記録予定日</p> <p>⑧ 新株予約権付社債の無償割当てに際して発行する新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる金額を除く。）</p> <p>⑨ 新株予約権付社債の無償割当てを受ける振替株式の銘柄のうち、自己の保有する振替株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの金額（割当てを受ける株式が振替株式の場合に限る。）</p> <p>⑩ 自己の保有する割当銘柄を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p>	<p>うには基準日を設定する方法と総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法とがある。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権付社債の無償割当ての発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。</p> <p>※ 株券喪失登録がされた株券に係る株式に対して割り当てられる振替新株予約権付社債の新規記録については、第2章第2節「新規記録手続」の「取扱開始時の取扱い」に準じる。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された⑨の口座に係る情報をその口座を開設する口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該口座管理機関は通知された情報について確認する。</p> <p>※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに）機構に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権付社債の無償割当てを行う際には、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書（会社法第277条に基づく新株</p>

内 容	備 考
<p>(2) 銘柄情報の通知</p> <p>発行代理人は、発行者が振替株式の株主に対し、無償割当てを行う振替新株予約権付社債の条件決定日の翌営業日の午後0時30分までに（割当決議と条件決定日が同一の場合は、当該日の翌営業日の午後0時30分までに）機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、割当銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人には次に掲げる事項に留意し、当該銘柄情報ファイルを作成する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 募集開始日 割当日を入力する ② 払込日 割当日を入力する ③ 発行総額 発行決議時における振替株式の発行済株式数に割当比率を乗じた額とする。 ④ 新株予約権の発行総数 	<p>予約権の無償割当て等用)」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式（ST80-06）を参照。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権付社債の無償割当ての発行決議後、速やかに（株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知する。</p> <p>※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行い、機構に届出を行っておく必要がある。</p> <p>※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。</p> <p>※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項により公示を行った後、改めて割当計算により確定した新株予約権付社債の金額を公示する。</p> <p>（業第223条第2項、施第302条第2項）</p> <p>※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。</p> <p>※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から銘柄情報を受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。</p> <p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報</p>

内 容	備 考
<p>③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。</p> <p>以後の手続については、2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付（3）から（10）に準じる。</p> <p>4. 合併等の対価として消滅会社等の株主に対して交付される振替新株予約権付社債</p> <p>(1) 合併等の組織再編に際し、振替新株予約権付社債を交付する旨の通知及び新規記録通知</p> <p>発行者は、合併等に際し、消滅会社等の振替株式の株主に対し、対価として存続会社等又は新設会社等の振替新株予約権付社債を交付する旨の決議を行った場合は機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 消滅会社等の振替株式の株主に対して交付する振替新株予約権付社債の銘柄（以下「合併等対価銘柄」という。）</p> <p>② 消滅会社等の振替株式の銘柄（以下「消滅会社等銘柄」という。）</p> <p>③ 合併等に係る手続日程</p> <p>④ 合併等の基準日</p> <p>⑤ 効力発生日</p> <p>⑥ 割当比率調整新株予約権付社債数のうち整数 株主の自己口のうち、新株予約権付社債の割当基準日（株主確定日）において最も大きい振替株式の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、加入者口座コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>⑦ 合併等に際して、消滅会社等の振替株式の株主に対し、対価として交付する存続会社等又は新設会社等の新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる金額を除く。）</p> <p>⑧ 消滅会社等銘柄のうち自己の保有する消滅会社等銘柄である振替株式（合併等対価銘柄を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの消滅会社等銘柄の数</p> <p>⑨ 自己の保有する合併等対価銘柄を移転する場合には、移転する金額及び当該金額の記録された発行</p>	<p>を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、機構が別途定める方法による。</p> <p>※ 発行者は、合併等の基準日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに）機構に通知する。</p> <p>※ 発行者は、合併等対価銘柄として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行ったうえで、機構に届出を行っておく必要がある。</p> <p>※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。</p> <p>※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載する</p>

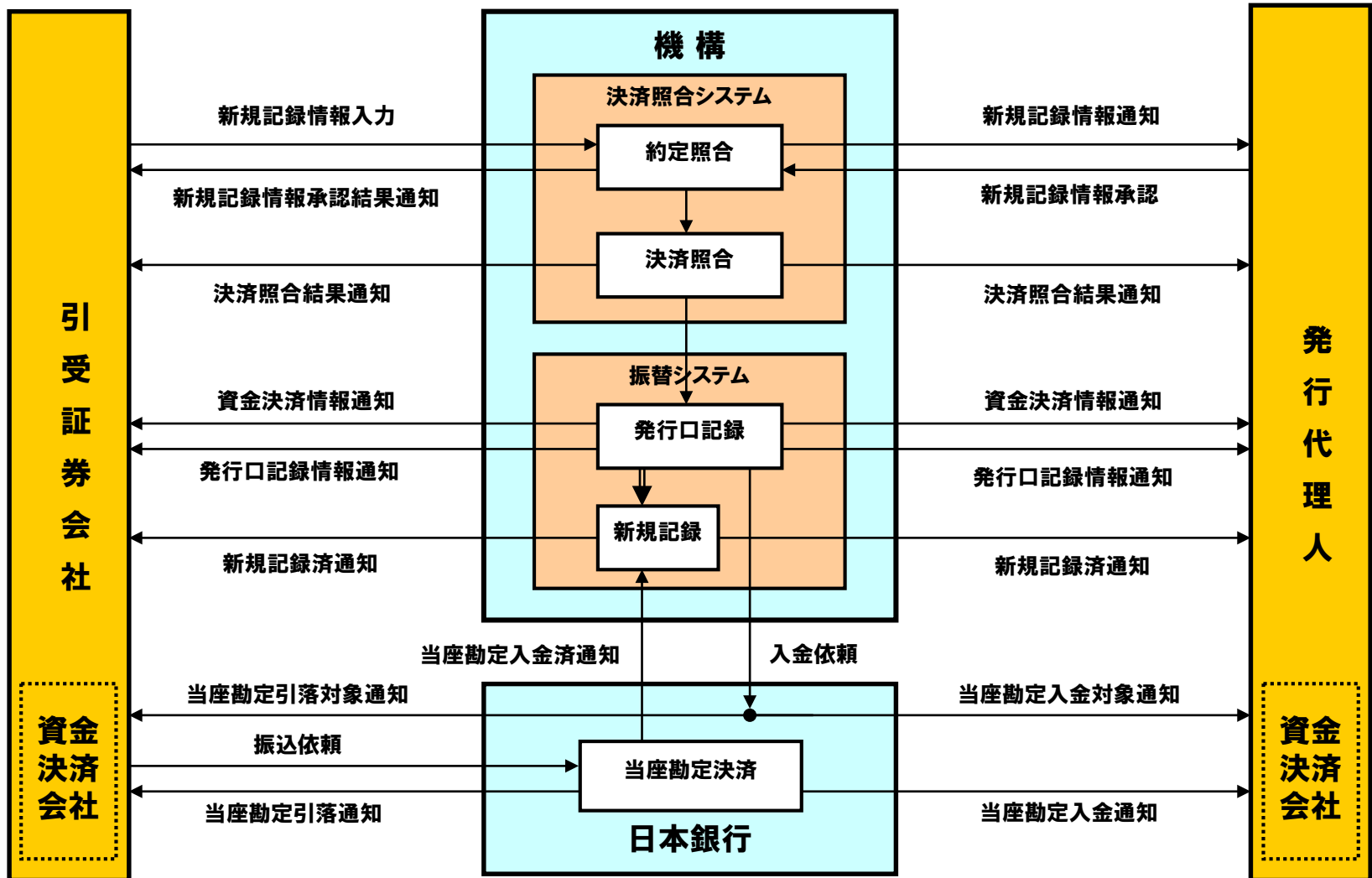
内 容	備 考
<p>者の口座（加入者口座コード）</p> <p>（２）銘柄情報の通知 合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、消滅会社等銘柄である振替株式の株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後0時30分までに機構に対し、ファイル伝送又はTarget保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、合併等対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該銘柄情報ファイルを作成する。</p> <p>① 募集開始日 合併等に係る株主確定日を入力する</p> <p>② 払込日 合併等の効力発生日（振替新株予約権付社債の新規記録日）を入力する</p> <p>③ 発行総額 前（１）の決議時における消滅会社等銘柄の発行済株式数に割当比率を乗じた額とする。</p> <p>④ 新株予約権の発行総数 ③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。</p> <p>以後の手続については、2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付（3）から（10）に準じる。</p>	<p>ことにより公示を行った後、改めて割当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。</p> <p>※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。</p> <p>※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。</p> <p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する</p>

内 容	備 考
<p>5. 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により交付される振替新株予約権付社債</p> <p>(1) 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に際し、振替新株予約権付社債を交付する旨の通知及び新規記録通知</p> <p>発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に際し、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の株主に対し、対価として振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、機構に対し、会社法第107条第2項第3号イの事由が生じた日又は同法第171条第1項第3号に規定する取得日を定めた場合、機構に対し、Target 保振サイトにより次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 取得しようとする取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の銘柄（以下「取得対象銘柄」という。）</p> <p>② 取得対価として交付しようとする振替新株予約権付社債の銘柄（以下「取得対価銘柄」という。）</p> <p>③ 取得に係る手続日程</p> <p>④ 効力発生日（全部取得日）</p> <p>⑤ 対価交付比率</p> <p>⑥ 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得に際して発行する振替新株予約権付社債の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる金額を除く。）</p> <p>⑦ 自己の保有する取得対象銘柄（取得の対価を交付しない自己株式）の記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの取得対象銘柄の数（取得対象銘柄が振替新株予約権付社債の場合のみ）</p> <p>⑧ 自己の保有する取得対価銘柄を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p>	<p>(業第80条第23項)</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。</p> <p>※ 発行者は、取得日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前までに）機構に通知する。</p> <p>※ 発行者は、対価として、振替新株予約権付社債を新規記録により、交付しようとするときは、あらかじめ、発行代理人及び支払代理人の選任を行い、機構に届出を行っておく必要がある。</p> <p>※ 発行代理人及び支払代理人の選任の詳細については、第1章第3節「発行代理人等」を参照。</p> <p>※ 発行者が取得日以降に機構に通知する場合は、発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部抹消日を機構に通知しなければならない。この場合、機構は全部取得日の前営業日を株主確定日、全部抹消日を取得対価の記録日として手続する。</p> <p>※ 機構は、発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載することにより公示を行った後、改めて割</p>

内 容	備 考
<p>(2) 銘柄情報の通知</p> <p>取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の発行代理人は、取得対象銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式である振替株式の株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までの午後0時30分までに機構に対し、Target 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、取得対価銘柄である振替新株予約権付社債の銘柄情報を通知する。また、発行代理人は、Target 保振サイトから機構に対し、発行要項を送付する。なお、発行代理人は、次に掲げる事項に留意し、当該「銘柄情報ファイル」を作成する。</p> <p>① 募集開始日 全部取得日の前営業日を入力する。</p> <p>② 払込日 全部取得日を入力する。</p> <p>③ 発行総額 取得対象銘柄である取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の発行総数に対価交付比率を乗じた額とする</p> <p>④ 新株予約権の発行総数 ③の発行総額を各社債の金額で除した数を入力する。</p> <p>以後の手続については、2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替新株予約権付社債の交付(3)から(10)に準じる。</p>	<p>当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。</p> <p>(業第218条第2項、施第288条第2項)</p> <p>※ 銘柄情報通知の詳細については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 発行代理人は、ファイル伝送により銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより当該通知を行った旨を連絡する。</p> <p>※ 当該銘柄情報については、機構が発行代理人から銘柄情報を受領した日の翌営業日から起算して2営業日後の日までに機構加入者に対してファイル伝送又は統合Web端末により通知する。</p> <p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>※ ③及び④については、機構による新株予約権付社債の割当計算後に確定した発行総数及び総額を銘柄情報の変更通知として改めて機構に通知する。割当計算により確定した発行総数及び総額については、割当計算終了後、発行代理人に対し、統合Web端末より「口座処理結果ファイル」により通知する。</p>

以 上

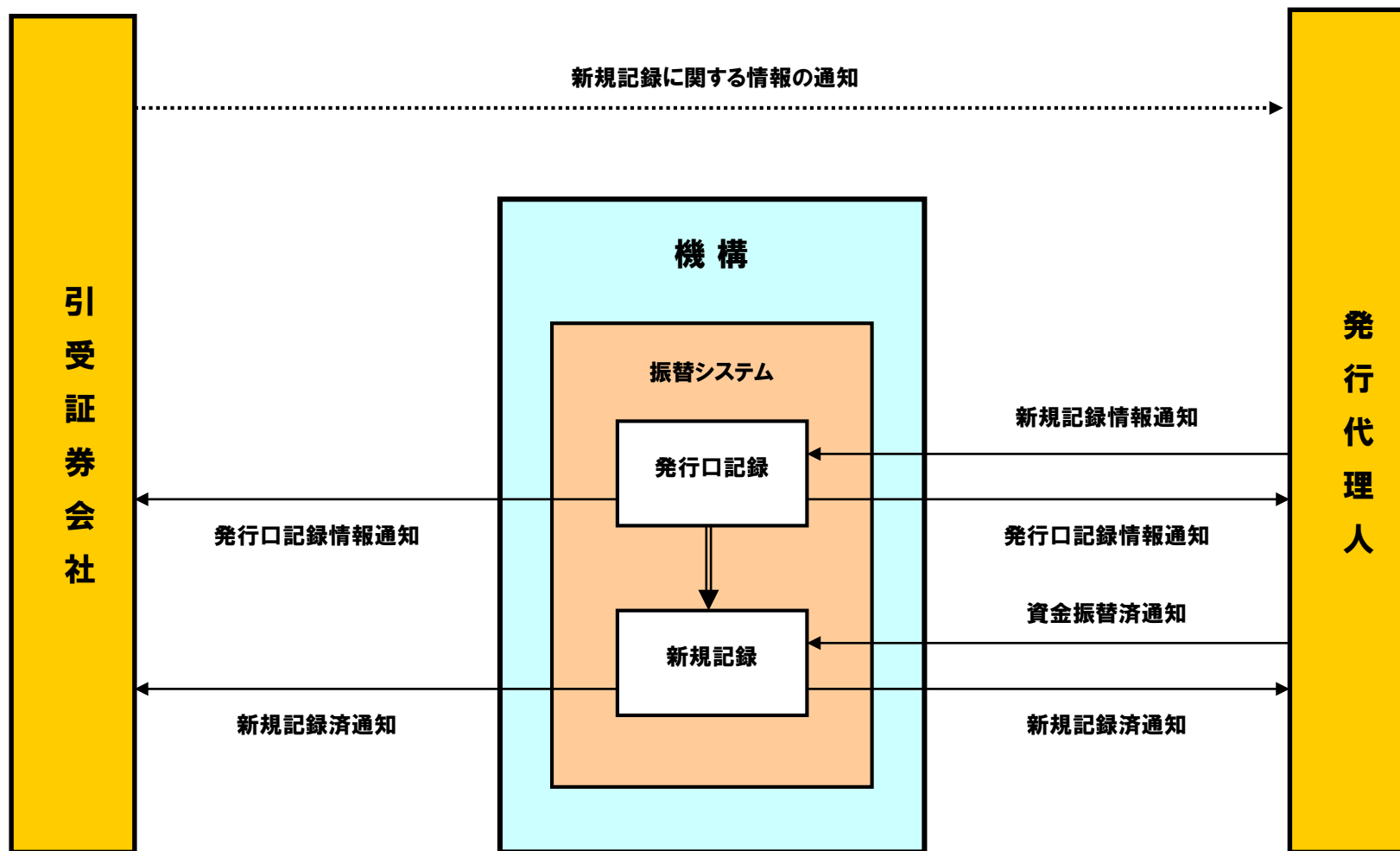
新規記録の処理イメージ（発行時DVP方式）



※ 資金決済情報通知は、資金決済会社にも送信する。

※ 新規記録済通知は、株主名簿管理人にも送信する。

新規記録の処理イメージ（非DVP方式）



- ※ 発行代理人は、払込期日に、引受証券会社から払込みが行われたことを確認した後、機構に対して、資金振替済通知を行う。
- ※ 機構は、発行代理人から受け付けた資金振替済通知に基づき、受付日当日のオンライン処理により振替口座簿に新株予約権付社債の記録を行う。
- ※ 新規記録済通知は、株主名簿管理人にも送信する。

振替新株予約権付社債の新規記録の標準日程

① 上場新株予約権付社債（発行時DVP方式）

日程	発行決議日 X … X+2 …	条件決定日 Y	募集開始日 Y+1	Y+2	Y+3 … Z-2	Z-1	払込期日 Z
発行代理人		↑ 銘柄コード等通知	↓ 銘柄情報通知	↑ 新規記録情報	↑ 銘柄情報提供	↓ 新規記録情報承認	↑ 新規記録済通知
機構					↑ 銘柄マスタ登録 (9:00)	↓ 発行口記録	↑ 新規記録
引受証券会社			↑ 新規記録情報 (注1)		↓ 銘柄情報提供		↑ 払込依頼 (日銀ネット)
備考	募集又は 売出しの 届出	← 7日以上 (届出の効力発生 (金商法第8条、開示ガイドライン8-1))			← 2週間以上 (株主に対する募集事項の通知又は公告 (会社法第240条第2項、第3項))		

発行代理人は、銘柄情報の提供を受けた日 (Y+3) から払込期日の2営業日前 (Z-2) までに承認する。

引受証券会社は、募集開始日に新規記録情報を通知する。

(注1) 引受証券会社は、発行代理人に対し、新規記録情報承認のために必要な情報について、電子メール等で通知する。

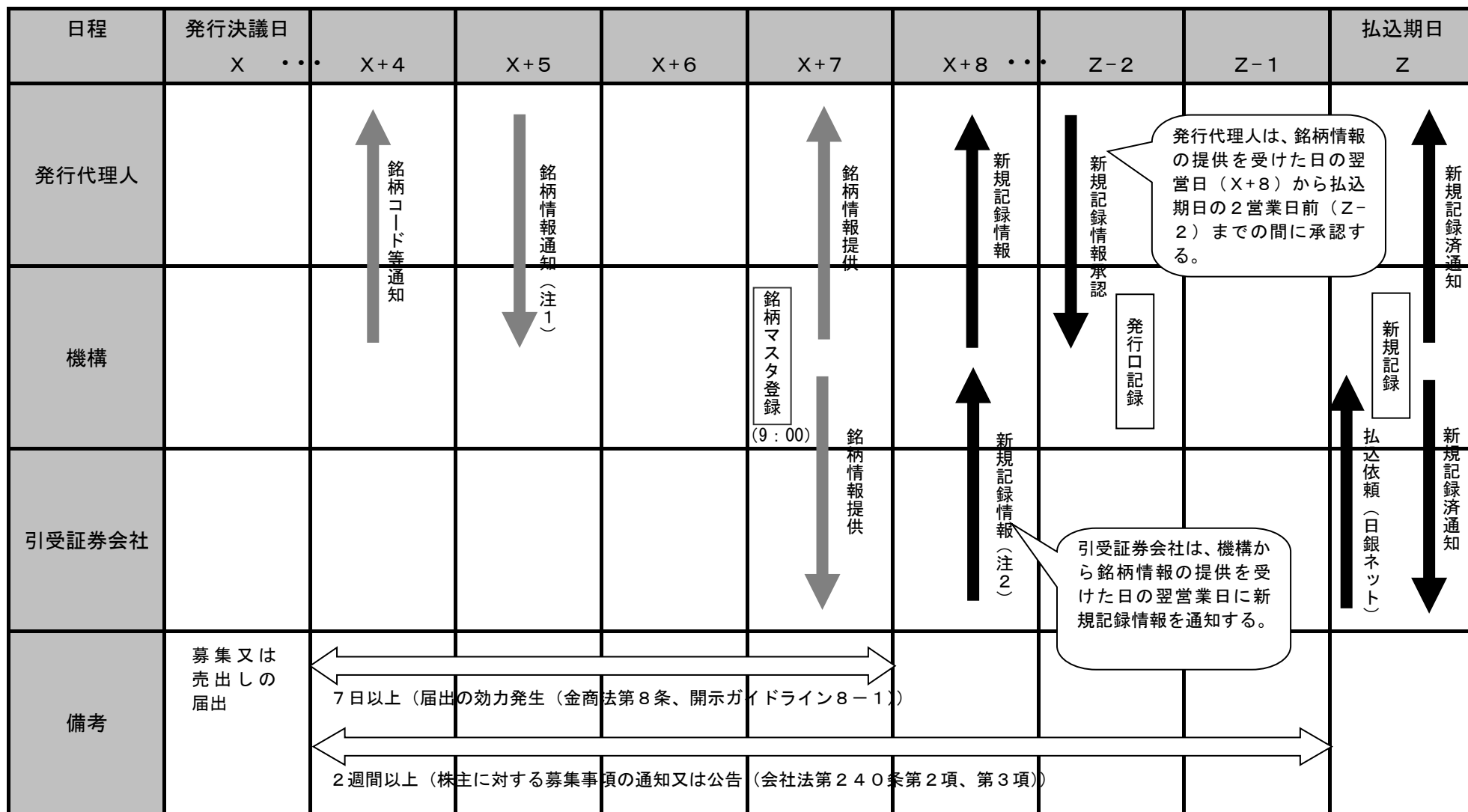
② 上場新株予約権付社債（非DVP方式）

日程	発行決議日 X ..	X+2 ..	条件決定日 Y	募集開始日 Y+1	Y+2	Y+3	Y+4 (Z-2)	Z-1	払込期日 Z
発行代理人		↑ 銘柄コード等通知		↓ 銘柄情報通知		↑ 銘柄情報提供	↓ 新規記録情報通知		↓ 資金振替済通知
機構				↑ 新規記録情報		↓ 銘柄マスタ登録 (9:00)	↓ 発行口記録		↓ 新規記録
引受証券会社						↑ 銘柄情報提供			↑ 新規記録済通知
備考	募集又は 売出しの 届出	← 7日以上（届出の効力発生（金商法第8条、開示ガイドライン8-1））							← 2週間以上（株主に対する募集事項の通知又は公告（会社法第240条第2項、第3項））

引受証券会社は、募集開始日から発行代理人が機構に新規記録情報通知を行う日の前営業日までの間に必要な情報を通知する。

発行代理人は、銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日（Y+4）から払込期日の2営業日前（Z-2）までに通知する。

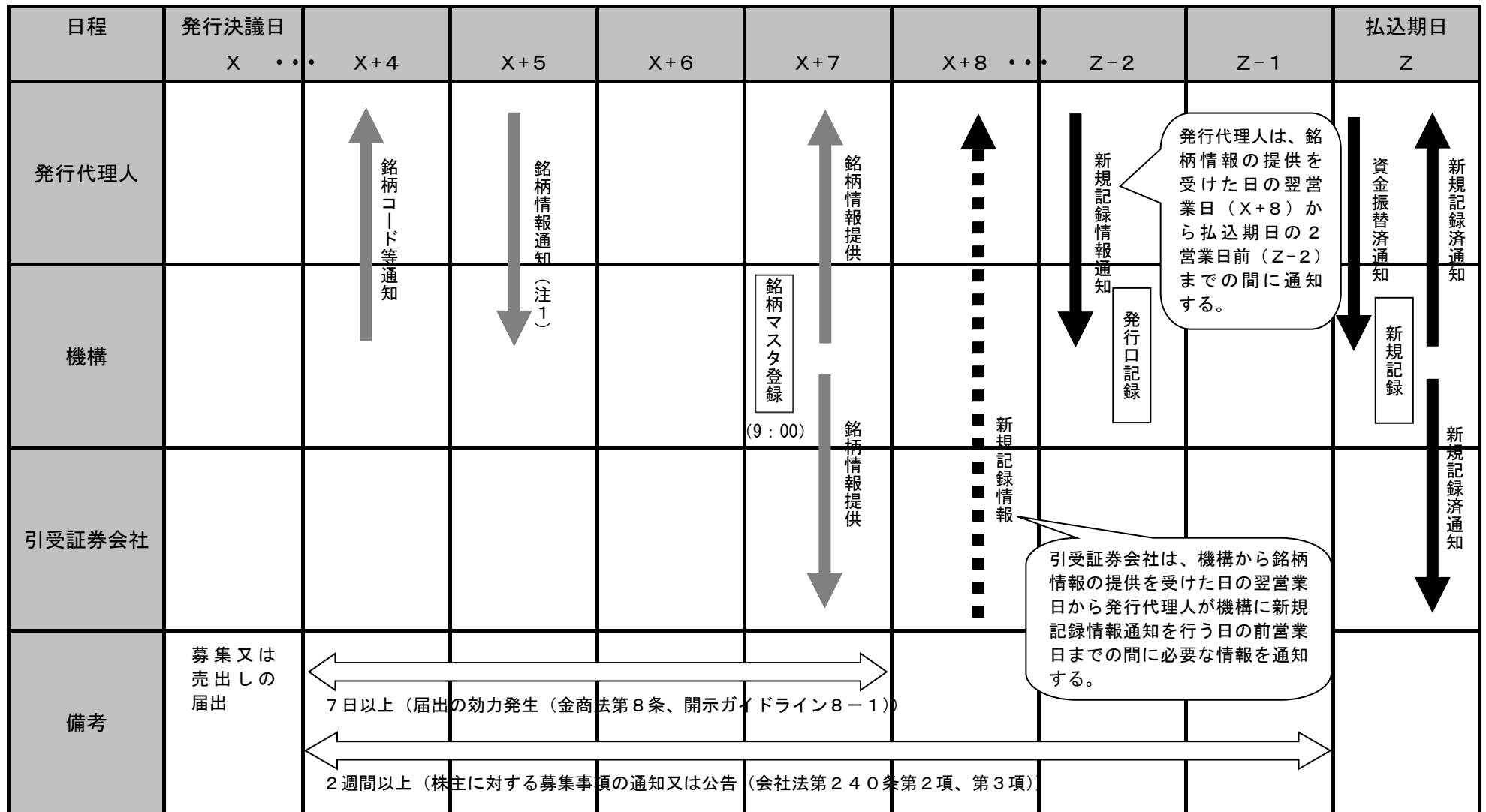
③ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債（発行時DVP方式）



(注1) 新株予約権の行使価額等の発行条件がX+4までに決定していることが、X+5に銘柄情報通知を行う前提となる。

(注2) 引受証券会社は、発行代理人に対し、新規記録情報承認のために必要な情報について、電子メール等で通知する。

④ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債（非DVP方式）



(注1) 新株予約権の行使価額等の発行条件がX+4までに決定していることが、X+5に銘柄情報通知を行う前提となる。

振替新株予約権付社債の新規記録の処理フロー

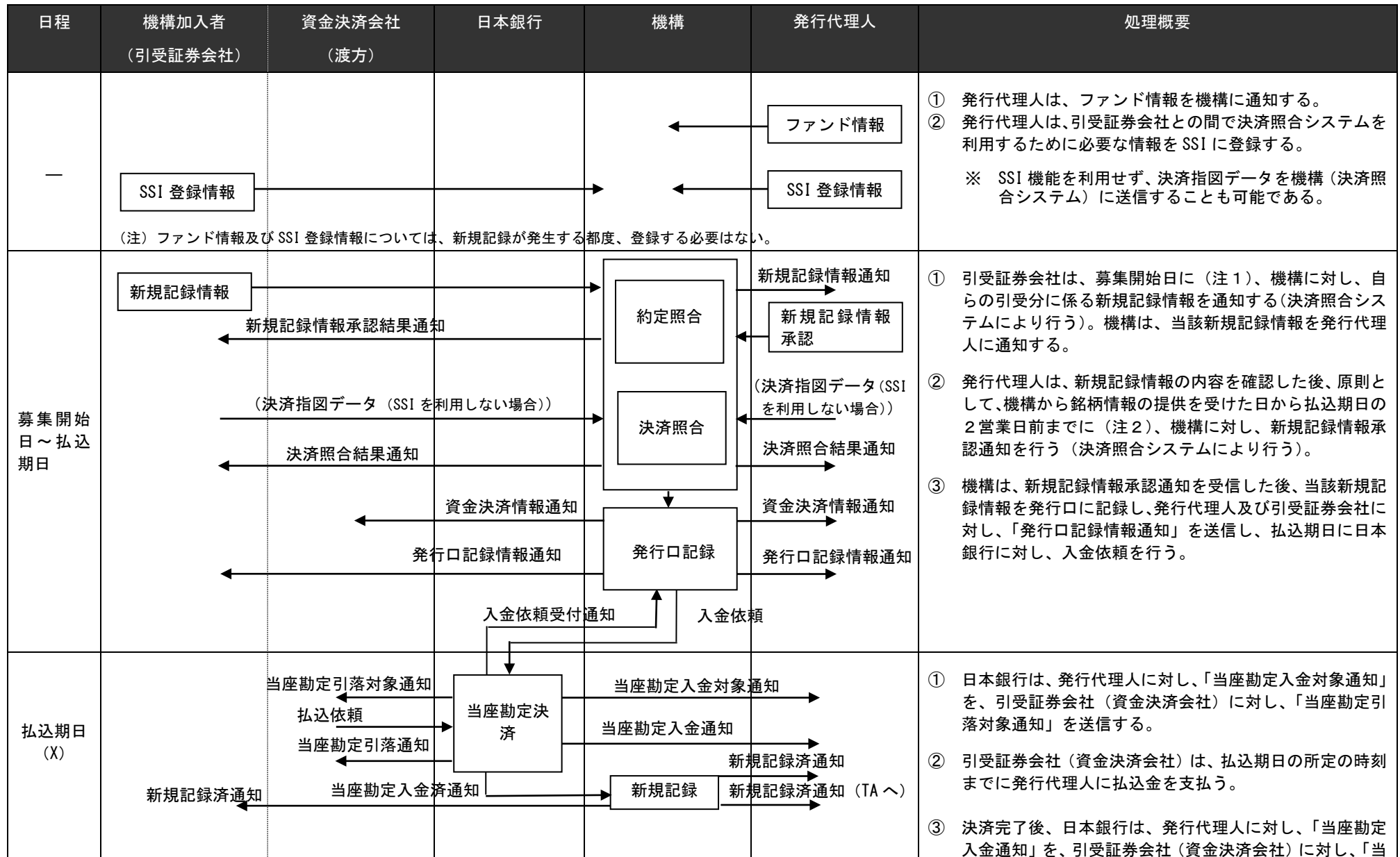
資料3-3-4

1. 銘柄情報の通知

日程	機構加入者 (引受証券会社)	資金決済会社 (渡方)	日本銀行	機構	発行代理人	処理概要
発行決議 後速やかに					銘柄情報	<p>① 振替新株予約権付社債の発行決議を行った会社は、発行代理人を通じて、払込期日より前の所定の日までに（発行条件の決定後速やかに）、機構に対して振替新株予約権付社債に関する情報（銘柄情報）を通知する。</p> <p>(注) 銘柄情報を通知した発行代理人は、機構に発行要項を送付する。</p>
発行決議 後速やかに				銘柄情報提供		<p>① 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報の内容を確認する。</p> <p>② 発行代理人から通知された場合には、銘柄情報を機構加入者及び発行代理人（支払代理人）に通知する。</p> <p>(注1) 期中に銘柄情報の変更があった場合にも、機構は、変更情報を機構加入者、発行代理人（支払代理人）に通知する。</p>

2. 新規記録手続

(1) 発行時DVP方式による新規記録（上場新株予約権付社債の場合）



日程	機構加入者 (引受証券会社)	資金決済会社 (渡方)	日本銀行	機構	発行代理人	処理概要
						座勘定引落通知」を送信するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知」を送信する。 ④ 機構は、引受証券会社の口座に新規記録を行い、引受証券会社、発行代理人及び株主名簿管理人に対し、「新規記録済通知」を送信する。

(注1) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日に行う。

(注2) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに行う。

(2) 発行時DVP方式によらない(決済照合システムを利用しない)新規記録(上場新株予約権付社債の場合)

日程	機構加入者 (引受証券会社)	資金決済会社 (渡方)	日本銀行	機構	発行代理人	処理概要
募集開始日～払込期日の2営業日前			新規記録情報	発行口へ記録		<p>① 引受証券会社は、募集開始日から発行代理人が新規記録情報を機構に通知する日の前営業日までに(注1)、発行代理人に対し、直接、発行代理人が新規記録情報を機構に通知するために必要な情報を通知する。</p> <p>② 発行代理人は、原則として、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに(注2)、機構に対し、新規記録情報を通知する。</p> <p>③ 機構は、新規記録情報を発行口に記録し、発行代理人及び引受証券会社に対し、「発行口記録情報通知」を送信する。</p>
払込期日(X)	資金振替依頼	資金振替	資金振替済確認	新規記録	資金振替済通知(新規記録) 新規記録済通知 新規記録済通知(TAへ)	<p>① 引受証券会社(資金決済会社)は、払込期日に、発行代理人に払込金を支払う。</p> <p>② 発行代理人は、機構加入者から払込みが行われたことを確認した後に、機構に対し、「資金振替済通知(新規記録)」を行う。</p> <p>③ 機構は、引受証券会社の口座に新規記録を行い、引受証券会社、発行代理人及び株主名簿管理人に対し、「新規記録済通知」を送信する。</p>

(注1) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から発行代理人が新規記録情報を機構に対して通知する日の前営業日までに行う。

(注2) 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権付社債の場合は、機構から銘柄情報の提供を受けた日の翌営業日から払込期日の2営業日前までに行う。

以上

第4節 振替手続

内 容	備 考
<p>第1 一般の振替に係る手続</p> <p>1. 原則的な手続</p> <p>振替新株予約権付社債の一般の振替に係る手続のうち、原則的な手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>2. 例外的な手続</p> <p>(1) 指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い</p> <p>例外的な手続のうち、指定証券取引清算機関（株式会社日本証券クリアリング及び株式会社ほふりクリアリング）の取引対象の決済に係る新株予約権付社債の振替の取扱いについては、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>(2) 特別口座に係る振替についての取扱い</p> <p>特別口座からの振替及び特別口座への振替の取扱いについては、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>(3) 自己新株予約権付社債の処分に伴う振替</p> <p>取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部又は全部取得により振替新株予約権付社債が交付される場合、新株予約権付社債に係る新株予約権の無償割当により振替新株予約権付社債が交付される場合、合併等の対価として新株予約権付社債が交付される場合、合併等の対価として新株予約権付社債が承継される場合における自己新株予約権付社債の処分（交付）に係る振替については、それぞれの手続の項目を参照のこと。</p> <p>3. 振替の制限</p> <p>(1) 機構による振替の制限</p> <p>機構は、特定の銘柄について、振替をしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を、Target 保振サイトにより、機構加入者に対し通知する。</p>	<p>(業第182条、施第244条)</p> <p>※ 振替新株予約権付社債については、貸株DVP振替に係る手続は、存在しない。</p> <p>(業第188条、施第250条及び第262条)</p> <p>(業第189条、施第263条第1項)</p> <p>※ 特定の銘柄の振替新株予約権付社債の振替をしない日として機構が定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>① 機構加入者が新株予約権付社債数申告を行う日の翌営業日が新設合併又は株式移転の場合における効力発</p>

内 容	備 考
<p>第2 担保に係る振替手続</p> <p>1. 質入れ関連手続 質入れ関連の手続のうち、質入れ（質権設定）のための振替、担保新株予約権付社債の届出、質権の解除のための振替及び質権の実行のための振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>2. 譲渡担保差入れ関連手続 譲渡担保差入れ関連手続のうち、譲渡担保差入れ（譲渡担保権設定）のための振替、担保新株予約権付社債の届出、譲渡担保権の解除のための振替及び譲渡担保権の実行のための振替については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>3. 反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求に係る振替手続 反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求に係る振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>4. 質権口に係る新株予約権付社債権者の加入者口座コードの変更の手続き 機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された新株予約権付社債権者の加入者口座コードの変更の手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p>	<p>生日であるときに、その日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権付社債に限る。）</p> <p>② 元利払期日の前営業日 ③ 満期償還日 ④ 繰上償還日及びその前営業日（プットオプションが付されている銘柄を有する加入者がプットオプションを行使していない場合を除く。）</p> <p>（業第186条及び第187条、施第246条から第249条）</p> <p>※ 振替新株予約権付社債については、質入れ関連の手続として、登録質権者となるべき旨の申出の手続は、存在しない。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債の譲渡担保設定に際しては、「振替請求（譲渡担保）」は、利用できない。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債については、譲渡担保差し入れ関連手続として、特別株主の申出の手続は、存在しない。</p>

以 上

第5節 元利金支払い

内 容	備 考
<p>1. 元利金支払いに係る事前準備</p> <p>(1) 機構関与方式と機構非関与方式</p> <p>発行代理人は、元利金の支払方法について、銘柄ごとに機構関与方式又は機構非関与方式のいずれかの方法を選択し、機構に銘柄情報項目として通知する。</p> <p>a 機構関与方式</p> <p>機構関与方式とは、機構が通知した元利金請求に係る情報にもとづき、支払代理人から機構加入者に対し元利金を支払った後、機構加入者から間接口座管理機関又は加入者、間接口座管理機関から加入者へと元利金を支払う方法をいう。機構関与方式の場合には、支払代理人から機構加入者への資金決済は、日本銀行の当座勘定を通じて行うものとする。ただし、支払代理人と機構加入者の資金決済会社が同一の場合は、支払代理人は、機構加入者との間で事前に約した方法により資金決済を行う。</p>	<p>※ 銘柄情報の通知方法については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 支払代理人は、銘柄情報の変更により元利金の支払方式を変更することができる。</p> <p>※ 加入者の直近上位機関は、加入者との間で元利金の支払請求及び代理受領に係る委任契約を締結する必要がある。</p> <p>※ 原則として、支払代理人は、機構関与方式により元利金を支払う。</p> <p>※ 口座管理機関が機構の業務規程等に基づいて、発行者のために提供する元利金支払に関する役務に対し、発行者が負担する手数料については、別途の定めがある場合を除き、以下のように取り扱う。</p> <p>① 発行者は、発行時に手数料率を決定後、その情報を速やかに発行代理人を通じて機構に通知し、機構は機構加入者に当該手数料の情報を配信する。さらに機構加入者は直近下位機関に対し、当該情報を提供する。</p> <p>② 発行者から支払いを受けた支払代理人は、機構が備える振替口座簿において機構加入者の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、当該機構</p>

内 容	備 考
<p>b 機構非関与方式 機構非関与方式とは、支払代理人と機構加入者又は加入者との間で、事前に約した方法により元利金を支払う方法をいう。</p>	<p>加入者に支払う。発行者および支払代理人の当該手数料の支払いに係る債務の履行は、機構加入者への支払いをもって完了する。</p> <p>③ 支払代理人から支払いを受けた機構加入者は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く。）の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、直近下位機関に支払う。</p> <p>④ 直近上位機関から支払いを受けた間接口座管理機関は、自らが備える振替口座簿においてその加入者（非居住者を除く）の顧客口及び信託口に記録された残高についての元利金支払に関する手数料を、直近下位機関に支払う。</p> <p>※ 機構は、支払代理人に対し、発行者から口座管理機関に対して支払われる元利金手数料の算定のために必要となる機構加入者の区分口座の情報を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>※ 機構非関与方式を選択できるのは、①支払代理人のみが社債権者である場合、②支払代理人が口座管理機関であり、ある特定の銘柄についての全ての金額が当該口座管理機関の振替口座簿に記録されている場合等である。</p> <p>※ 機構非関与方式である銘柄について、口座管理機関が他の口座管理機関へ振替をしようとする場合には、支払代理人は、元利金の支払方式を機構非関与</p>

内 容	備 考
<p>(2) 利金の計算方法 支払代理人等に支払われる利金額は、次の方法により算出する。</p> <p>a 発行者による支払代理人への支払い 発行者から支払代理人に支払われる利金額は、銘柄の残存総額に1円あたりの利子額を乗じて計算する。</p> <p>b 支払代理人による機構加入者への支払い 支払代理人から機構加入者に支払われる利金額は、機構加入者の区分口座ごとの残高に1円あたりの利子額を乗じて計算する。</p> <p>c 口座管理機関による加入者への支払い 口座管理機関から加入者に支払われる利金額は、加入者の口座ごとの残高に1円あたりの利子額を乗じて計算する。</p> <p>2. 元利金支払いに係る事務処理</p> <p>(1) 元利払期日に係る日程の通知</p> <p>機構は、機構関与銘柄の元利払期日が到来するときは、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日までの間に、「元利払日程通知」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (CSV ファイルダウンロード)</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合Web端末 元利払期日の前営業日から起算して5営業日前の日から元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前7時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 元利払期日 ② 銘柄コード ③ 残存総額 ④ 加入者別担保受入れデータ集信期間</p>	<p>方式から機構関与方式に変更する。</p> <p>(施第277条)</p> <p>※ 1円あたりの利子額の計算は、発行者が発行要項に定められた方法により行う(少数第13位未満の端数が生じた場合は切り捨てる。)(計算例1円あたりの利子額=表面利率(%) / 100 × 計算対象日数 / 基準日数)。</p> <p>※ a～cの計算において、端数が生じた場合には、円単位未満を切り捨てる。</p> <p>※ 各々において受領した金額と支払った金額に差異が生じた場合の精算は、行わないものとする。具体的な計算例については、資料3-5-4を参照。</p> <p>(業第196条、施第270条)</p> <p>※ 機構非関与銘柄については、「元利払日程通知」は通知しない。</p> <p>※ 元利払期日と元利払期日の間は、元利払日程通知の配信の都合上、中6営業日以上空けるものとする。</p> <p>※ 元利払期日前5営業日以内に、振替新株予約権付社債の全部取得日が設定される場合には、それ以降、当該元利払期日に係る「元利払日程通知」は、送信しない。</p> <p>※ 差押の対象となる金額は、「元利払日程通知ファイル」、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」、「元利金請求データ」には含まれない。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 元利払対象残高データ配信期間 ⑥ 課税情報申告データ集信日 ⑦ 元利金請求データ配信日 ⑧ 振替停止日</p> <p>(2) 担保受入機構加入者による担保受入に係る申告 担保受入機構加入者（新株予約権付社債を担保として受け入れている機構加入者のうち、機構が定める者をいう。以下同じ。）は、機構に対し、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の午後4時から午後8時までの間に、(1)で通知された振替新株予約権付社債のうち、担保差入機構加入者（担保受入機構加入者に担保を差し入れた機構加入者又は担保受入機構加入者に担保を差し入れた加入者の上位機関である機構加入者をいう。以下同じ。）から担保として受け入れた振替新株予約権付社債について、ファイル伝送又は統合W e b 端末（CSV ファイル入力）により以下の事項「加入者別担保受入データ」を通知する。</p> <p>① 担保受入機構加入者の機構加入者コード ② 担保として受け入れている振替新株予約権付社債の銘柄コード ③ 担保差入機構加入者の機構加入者コード ④ 担保として受け入れている新株予約権付社債の機構加入者ごとの金額</p> <p>(3) 機構による元利払対象残高の通知 機構は、(1)で通知した振替新株予約権付社債について、機構加入者及び支払代理人に対し、元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日に元利払の対象となる振替新株予約権付社債の金額について、以下の事項「元利払対象残高データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末（CSV ファイルダウンロード） b 取扱時間 (a) ファイル伝送 元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前3時から午後8時 (b) 統合W e b 端末 元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日及び元利払期日の前営業日の午前7時から午後8時 c 主な通知事項 ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者又はその資金決済会社が元利金の支払いを受ける対象となる振替新株予約権付社債の金</p>	<p>(業第197条、施第271条) ※ 担保権者の口座の保有欄又は質権欄に記録されている振替新株予約権付社債に係る元利金は、原則として、その担保権者の口座を開設する機構加入者に支払われることとなるが、金融商品取引所、証券取引清算機関、証券金融会社等機構が認める機構加入者については、事前に担保受入情報を機構に通知することにより、担保差入機構加入者に元利金が支払われることとなる。</p> <p>(業第198条、施第272条) ※ 機構加入者は、当該通知が直近下位機関に係るものであるときは、直ちに当該直近下位機関に当該通知事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。 ※ 機構非関与銘柄については、「元利払対象残高データ」は、通知対象外とする。 ※ 機構は、元利払期日の前営業日から起算して3営業日前の日及び元利払期日の前営業日から起算して2営業日前の日の振替終了時点（午後3時30分）における振替口座簿の記録に「加入者別担保受入データ」の記録を加算して、「元利払対象残高データ」を作成する。</p>

内 容	備 考
<p>額（以下「元利払対象残高」という。）</p> <p>④ 機構加入者の口座に記録されている振替新株予約権付社債の金額</p> <p>（４）機構加入者による課税情報の通知 機構加入者は、元利払期日の前営業日に、機構から通知を受けた元利払対象残高について、「課税情報申告データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末（CSV ファイル入力）</p> <p>b 取扱時間 （a）ファイル伝送 元利払期日の前営業日の日の午前3時から午前11時 （b）統合W e b 端末 元利払期日の前営業日の日の午前7時から午前11時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 利子課税区分（以下「税区分」という。） ④ 新株予約権付社債の金額 ⑤ 国税額（租税特別措置法第9条の3の2第1項の規定の適用を受ける利子に係る国税額を除く。以下同じ。） ⑥ 国税額を控除した後の利金請求額（以下「国税引後利金請求額」という。）</p>	<p>※ 利払時の「元利払対象残高データ」には、社債権者集会における議決権行使等のための証明に係る残高を含むが、差押対象である残高は、含まない。</p> <p>※ 償還時の「元利払対象残高データ」には、社債権者集会における議決権行使等のための証明書に係る残高及び差押対象である残高は含まない。</p> <p>（業第199条、施第273条）</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関に元利払対象残高についての課税情報（直近下位機関から通知を受けた課税情報を含む。）を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 「課税情報申告データ」の新株予約権付社債の金額、国税額、国税引後利金請求額は、機構加入者コードごと、銘柄ごと、税区分ごとに通知する。</p> <p>※ 利子課税に係る税区分については、資料3-5-5を参照。</p> <p>※ 機構非関与銘柄については、「課税情報申告データ」の通知対象外とする。</p> <p>※ 機構加入者が通知する国税額、国税引後利金請求額の計算は、税区分90・91（非居住者）を設定した場合のみとする（税区分90・91（非居住者）以外の場合は、機構が計算する。）。</p> <p>※ 利払期日の前営業日の午前11時まで「課税情報申告データ」が機構に通知されない場合には、機構は、一律、税区分85（口座管理機関源泉徴収分）として国税額、国税引後利金請求額を計算する。</p>

内 容	備 考
<p>(5) 機構による元利金請求額の通知</p> <p>機構は、(4) の通知を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社が機構加入者又はその資金決済会社に対して支払うべき金額（以下「元利金請求額」という。）を確定し、機構加入者及びその資金決済会社及び支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に、ファイル伝送又は統合Web端末（CSV ファイルダウンロード）により以下の事項「元利金請求データ」を通知する。</p> <p>a 「元利金請求内容明細通知」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 支払代理人コード ③ 資金支払先の資金決済会社コード ④ 資金受入先の資金決済会社コード ⑤ 銘柄コード ⑥ 個別承認採用フラグ ⑦ 機構加入者コード ⑧ 税区分 ⑨ 元利払対象残高 ⑩ 国税額を控除する前の利金請求額（以下「国税引前利金請求額」という。） ⑪ 国税額 ⑫ 国税引後利金請求額 ⑬ 対象銘柄が償還となる場合には、償還金請求額 <p>b 「決済予定額通知」</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 資金支払先の資金決済会社コード ③ 資金受入先の資金決済会社コード ④ 支払金額 <p>(6) 元利金の支払方法の変更</p> <p>支払代理人は、機構から通知される「元利金請求データ」のうち、特定の銘柄について個別承認方式（支払代理人が振替新株予約権付社債の元利金を機構加入者に支払う際に当該支払代理人が同日に当該機構加</p>	<p>※ 割引債の場合は、非居住者非課税制度の適用を受ける場合を除き、「課税情報申告データ」を通知する必要はない。</p> <p>(業第200条、施第274条)</p> <p>※ 加入者は、元利金の請求について、直近上位機関に委任するものとする。当該委任を受けた間接口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 加入者（機構加入者を除く。）は、元利金の受領について、直近上位機関である口座管理機関に委任するものとする。当該直近上位機関が口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 機構は、元利金支払いの対象となる銘柄が機構非関与銘柄の場合には、最終償還時のみ、「元利金請求内容明細通知」が通知される（「決済予定額通知」は、通知されない。）。</p> <p>※ 支払金額は、資金支払先と資金受入先の資金決済会社が同一となる場合についても、通知される。</p> <p>(業第201条、施第275条)</p> <p>※ 個別承認方式に変更する必要がない場合には、機構への通知は、不要である。</p>

内 容	備 考
<p>入者に支払うべき他の振替新株予約権付社債の元利金と合算せず支払う方法をいう。以下同じ。)に変更する必要がある場合には、機構に対し、連絡を行ったうえで、元利払期日の前営業日の午後0時30分から午後3時30分までの間に統合Web端末により、「元利金請求内容承認可否通知」にて銘柄コードを通知する。</p> <p>(7) 元利金の支払方法を変更した旨の通知 機構は、元利金の支払方法を個別承認方式に変更する旨の通知を受けた場合には、元利払期日の前営業日に機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、以下の事項「元利金請求内容確定通知」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (CSV ファイルダウンロード)</p> <p>b 取扱時間 元利払期日の前営業日の日の午後4時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 元利払期日 ② 個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄コード</p> <p>(8) 元利金請求額の計算 機構は、(6)の通知を受けたときは、個別承認方式に変更された振替新株予約権付社債の銘柄とその他の銘柄を区分して、元利金請求額を再度算出し、機構加入者及びその資金決済会社並びに支払代理人及びその資金決済会社に対し、元利払期日の前営業日の午後5時から午後8時までの間にファイル伝送又は統合Web端末 (CSV ファイルダウンロード) により (5) の事項を通知する。</p> <p>(9) 元利金の支払い a 日本銀行の当座勘定により元利金の支払いが行われる場合 (a) 日本銀行に対する入金依頼 機構は、元利払期日の午前9時から午後3時30分までの間に日本銀行に対し、支払代理人又はその資金決済会社の当座勘定からの元利払いの金額の引落とし及び機構加入者又はその資金決済会社への元利払いの金額の入金の依頼 (「入金依頼」) をする。</p> <p>(b) 日本銀行による支払代理人及び機構加入者に対する通知</p>	<p>※ 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」を受けた場合には、通知を受けた銘柄について、個別承認方式に変更するオペレーションを行う。</p> <p>※ 機構非関与銘柄については、「元利金請求内容承認可否通知」の通知対象外である。</p> <p>(業第202条、施第276条)</p> <p>※ 機構は、支払代理人から「元利金請求内容承認可否通知」の通知がなかった場合には、元利金請求内容確定通知を対象銘柄なしとして通知する。</p> <p>(業第203条)</p> <p>(業第204条第1項)</p>

内 容	備 考
<p>日本銀行は、機構から「入金依頼」を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落対象通知」を、機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金対象通知」を、それぞれ通知する。</p> <p>(c) 支払代理人から日本銀行に対する払込みの依頼 支払代理人又はその資金決済会社は、元利払期日の午前10時30分までに日本銀行に払込依頼を行い、日本銀行から支払代理人又はその資金決済会社に通知された「当座勘定引落対象通知」の内容により払込みを行うことについて依頼する。</p> <p>(d) 日本銀行による資金決済 日本銀行は、前(c)の払込みの依頼を受けたときは、支払代理人又はその資金決済会社から払込金額を引落とし、機構加入者又はその資金決済会社の当座勘定に当該金額を入金する。また、機構加入者又はその資金決済会社に対し、「当座勘定入金通知」を支払代理人又はその資金決済会社に対し、「当座勘定引落通知」をそれぞれ通知するとともに、機構に対し、「当座勘定入金済通知」を通知する。</p> <p>(e) 機構による振替新株予約権付社債の抹消 機構は、元利金支払いが振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、日本銀行から「当座勘定入金済通知」を受けた後、直ちに当該通知に係る振替新株予約権付社債の全部についての記録を抹消する。ただし、償還に係る銘柄の支払代理人と機構加入者又はその資金決済会社とが同一のものである場合には、日本銀行の当座預金における資金移動がないことから、「当座勘定入金済通知」が作成されず、機構は、当該機構加入者が記録する当該銘柄の記録を抹消することができない。機構加入者は、償還に係る銘柄の支払代理人と機構加入者又はその資金決済会社とが同一のものである場合には、後述のb市中銀行により元利金の支払いが行われる場合と同様に元利金の払込みを確認した後、元利払期日の午後3時30分までに「資金振替済通知(抹消)」を機構に対し、通知する。</p> <p>(f) 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、記録を抹消した日の午前9時から午後</p>	<p>(業第204条第2項)</p> <p>※ 機構は、元利払期日の午後3時30分までに日本銀行から「当座勘定入金済通知」がなかった場合は、支払代理人及び機構加入者に「抹消済通知(決済未了)」を通知する。午後3時30分以降に資金決済がされた場合には、翌営業日以降に機構に対し、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により「資金振替済通知(抹消)」を通知する。</p> <p>(業第204条第3項)</p> <p>(業第204条第4項から第6項、施第279条)</p> <p>※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に</p>

内 容	備 考
<p>3時30分までの間に以下の事項「抹消済通知」を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 抹消日 ⑤ 新株予約権付社債の数 ⑥ 渡方資金決済会社コード ⑦ 受方資金決済会社コード <p>(g) 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、機構加入者に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p> <p>b 市中銀行により元利金の支払いが行われる場合</p> <p>(a) 機構加入者による抹消通知 機構加入者は、元利払期日に支払代理人から機構非関与方式に係る元利金が払い込まれたことを確認し、当該元利金支払いが振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、元利払期日の午前9時から午後3時30分の間に機構に対し、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により以下の事項「資金振替済通知（抹消）」を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 送信者リファレンスNO ② 銘柄コード又は株式等リファレンスNO ③ 機構加入者の口座管理機関コード <p>(b) 機構による振替新株予約権付社債の抹消 機構は、(a)の「資金振替済通知（抹消）」を受けたときは、振替新株予約権付社債の記録がされている機構加入者口座において、当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。</p> <p>(c) 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、記録を抹消した日の午前9時から午後3時30分までの間に以下の事項「抹消済通知」を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 決済番号（株式等リファレンスNO） ② 機構加入者コード 	<p>係る事項を通知する。</p> <p>※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。</p> <p>(業第205条第1項、施第280条第1項)</p> <p>※ 銘柄コード及び株式等リファレンスNOの両方を指定した場合はエラーとなることに留意する。</p> <p>(業第205条第2項、施第280条第2項)</p> <p>(業第205条第3項及び第4項)</p> <p>※ 機構から通知を受けた直接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、当該通知のうち当該直近下位機関に係る事項を通知する。</p>

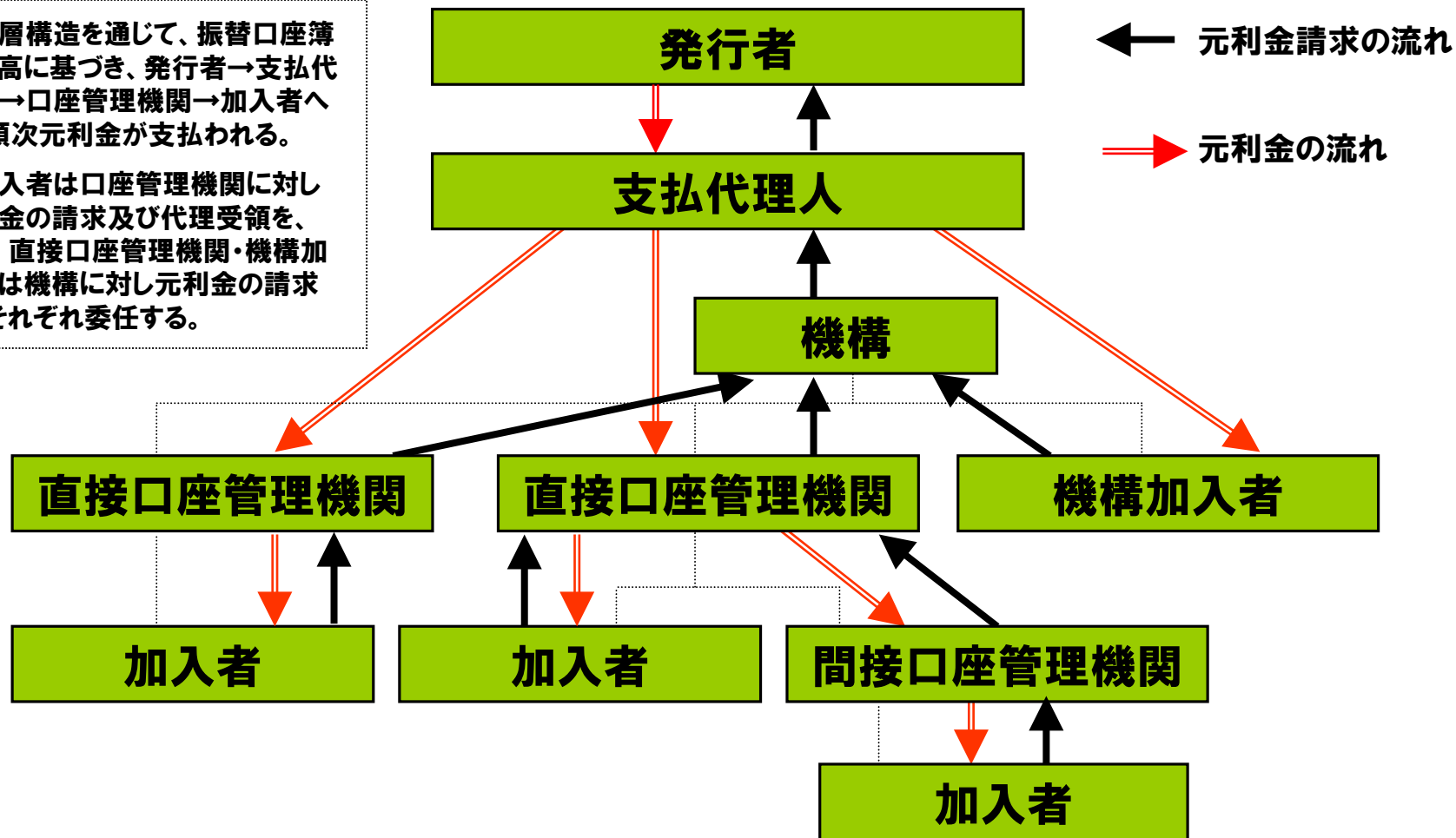
内 容	備 考
<p>③ 銘柄コード ④ 抹消日 ⑤ 新株予約権付社債の数 ⑥ 渡方資金決済会社コード ⑦ 受方資金決済会社コード</p> <p>(d) 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル(処理明細)」を、機構加入者に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p> <p>3. 国税の還付請求又は追加納付に係る取扱い 機構加入者は、元利金支払いに係る国税の還付請求又は追加納付が発生した場合には、機構を通さず、直接、支払代理人に対して、「元利金請求データ」の訂正依頼を行う。</p>	<p>※ 支払代理人に対しては、CSVファイルにより通知することも可能である。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関に還付請求又は追加納付(直近下位機関から依頼を受けた還付請求又は追加納付に係る訂正を含む。)の訂正依頼を行うものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構加入者又は支払代理人は、機構に対し、当該元利払に係る元利金請求データの内容を書面又はファイルにより交付することを請求できる。請求方法の詳細については、資料3-5-6参照。</p>

以 上

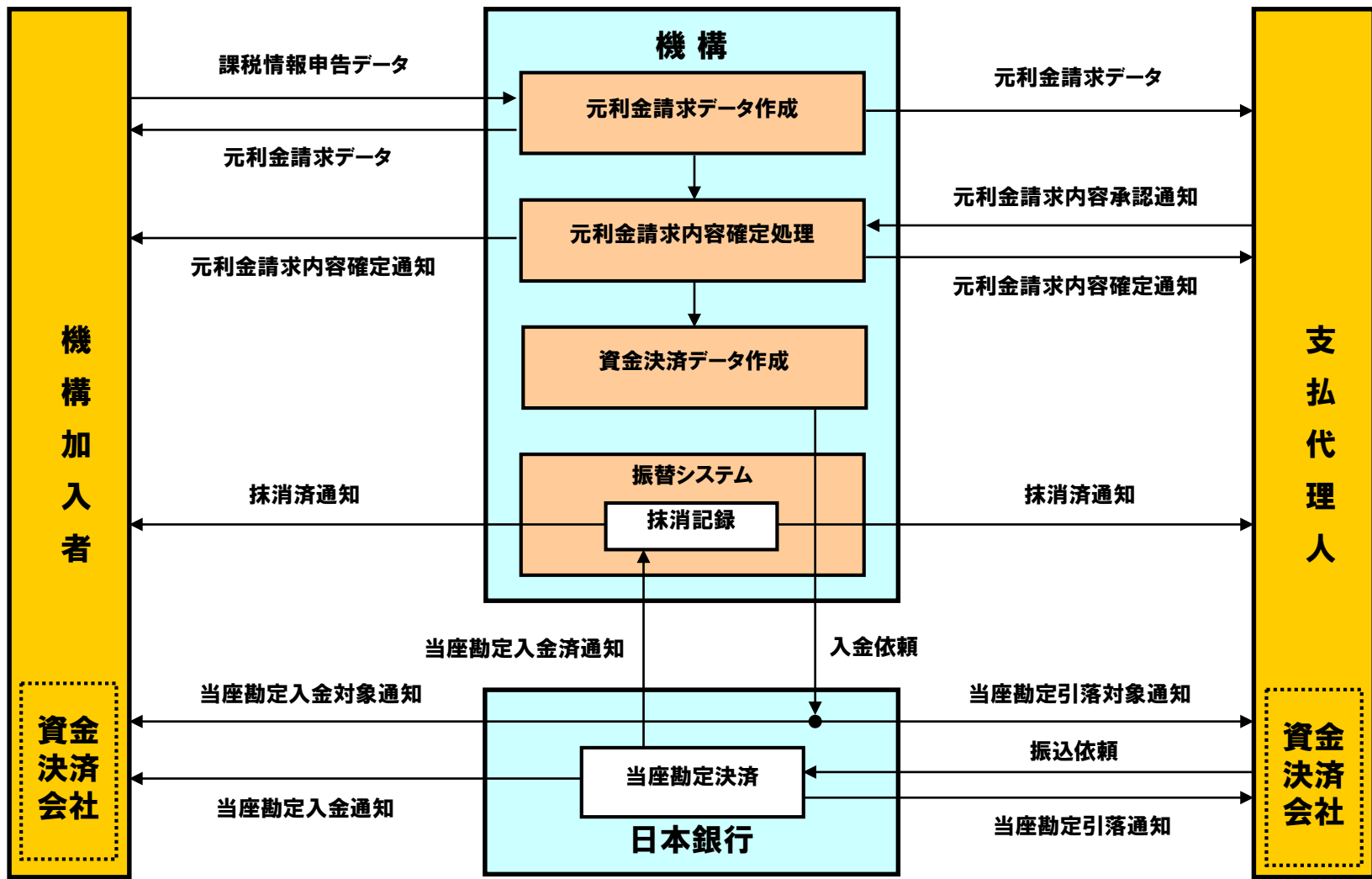
元利金の請求と支払いの流れ

※ 階層構造を通じて、振替口座簿の残高に基づき、発行者→支払代理人→口座管理機関→加入者へと、順次元利金が支払われる。

※ 加入者は口座管理機関に対し元利金の請求及び代理受領を、また、直接口座管理機関・機構加入者は機構に対し元利金の請求を、それぞれ委任する。



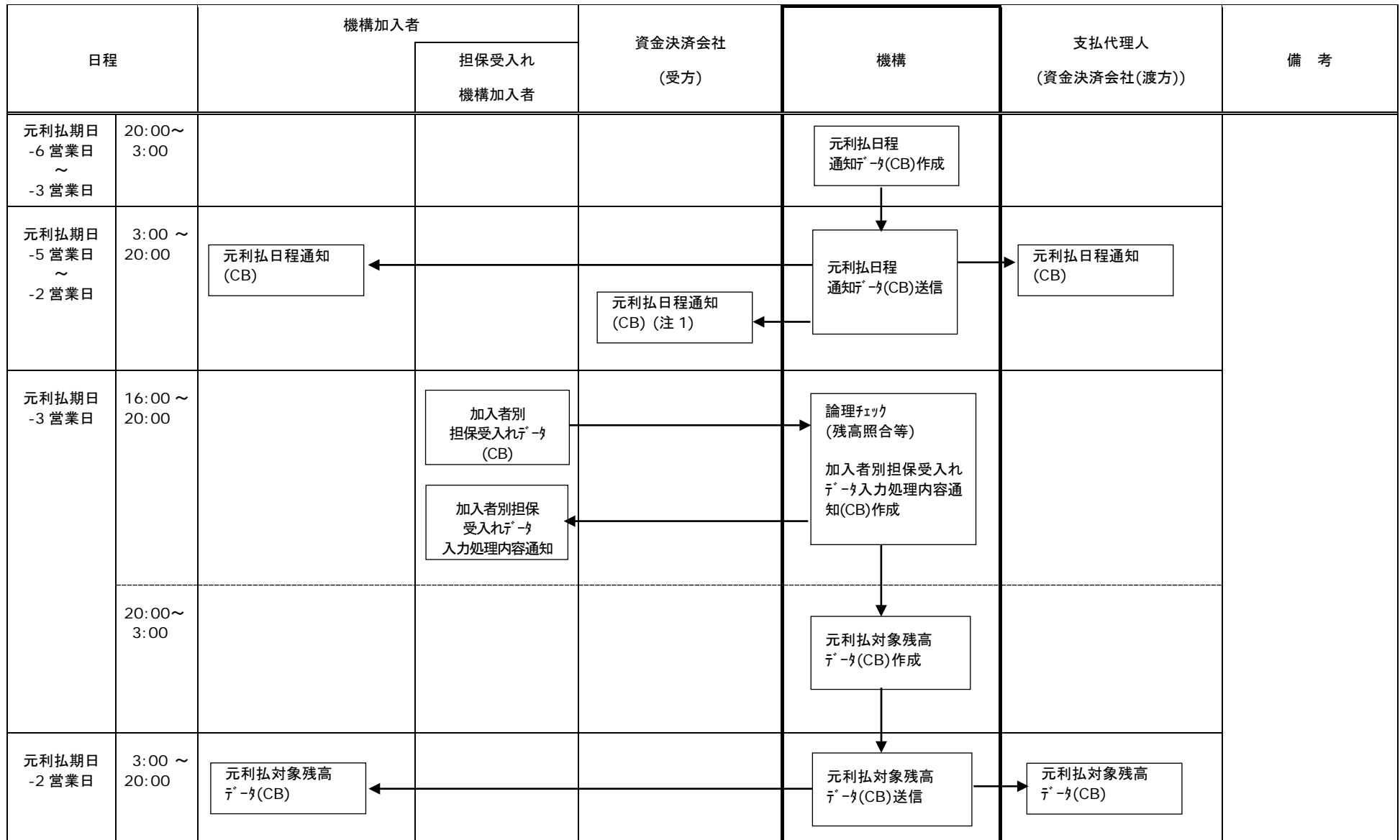
元利金支払い（処理イメージ）



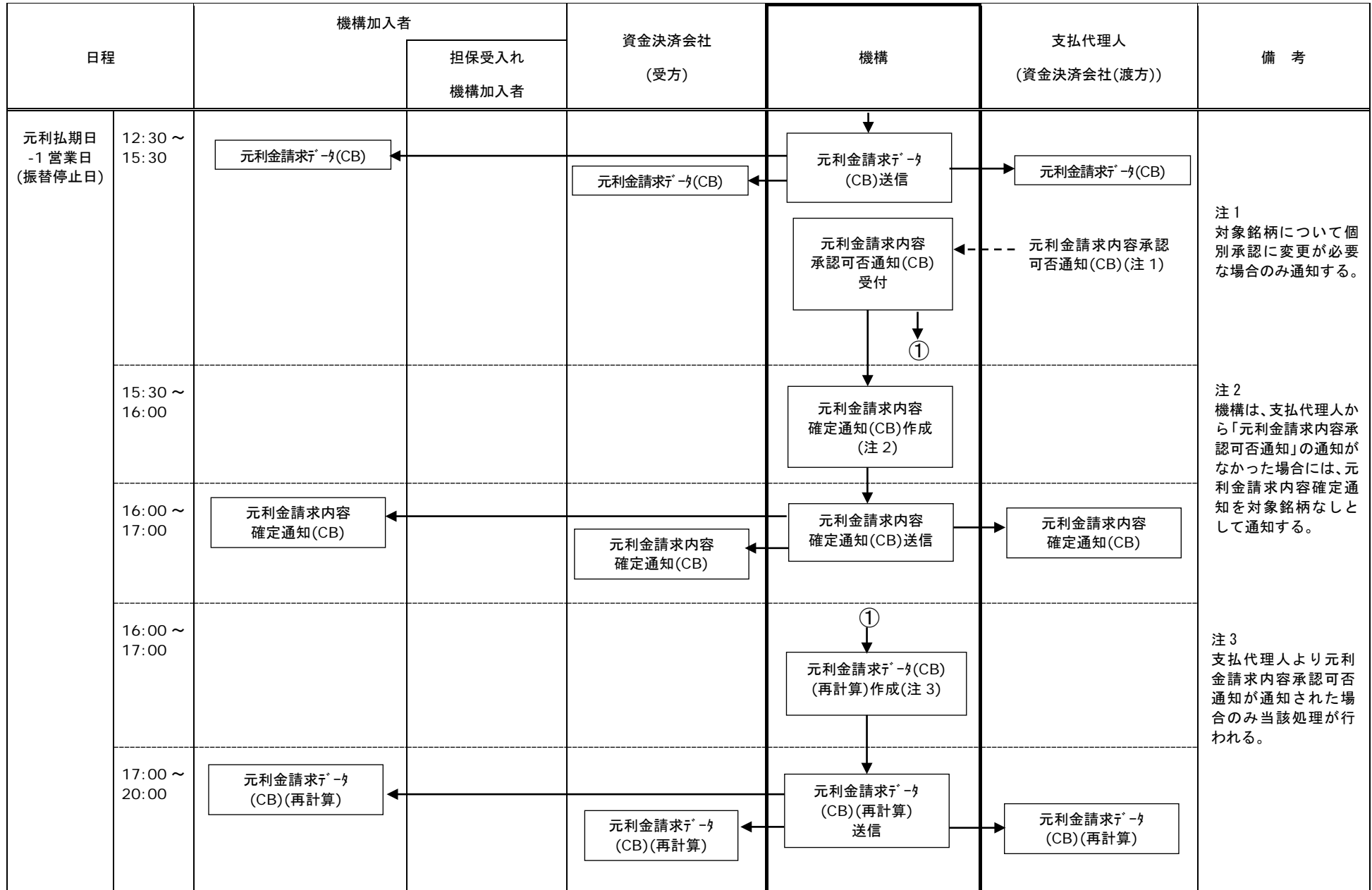
※機構は、元利払処理日程を記した「元利払日程通知」を元利払期日の5営業日前から2営業日前の日までの間、機構加入者及び支払代理人に対してファイル伝送又はCSVファイルにより通知する。

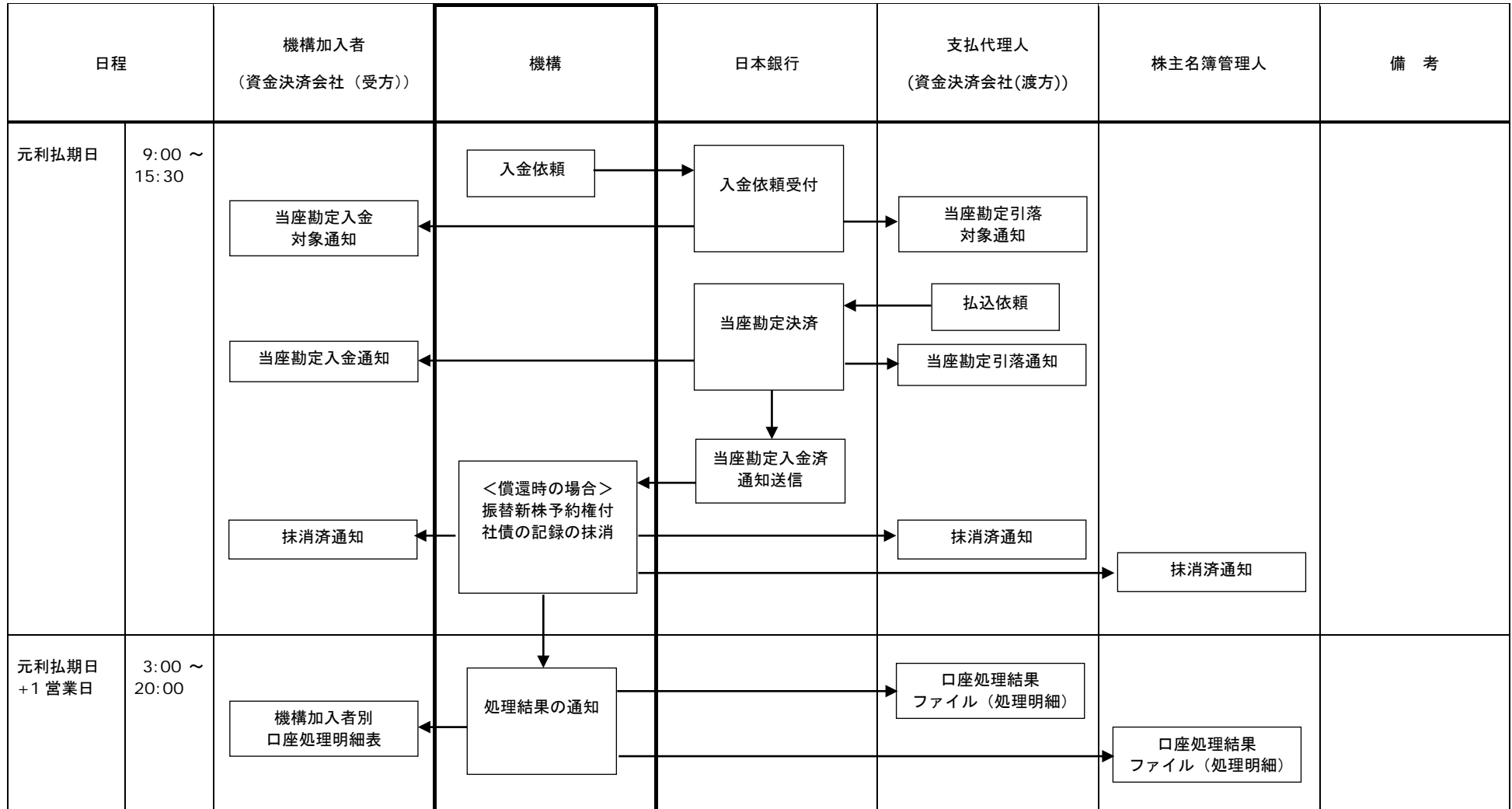
※機構は、日本銀行から当座勘定入金済通知を受領した後、当該決済が振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、当該振替新株予約権付社債の抹消を行う。利払いに係るものである場合には、抹消は行わない。

元金支払いの処理フロー



日程	機構加入者		資金決済会社 (受方)	機構	支払代理人 (資金決済会社(渡方))	備考
		担保受入れ 機構加入者				
元利払期日 -2 営業日	16:00 ~ 20:00			論理チェック (残高照合等) 加入者別担保受入れ データ入力処理内容通知 (CB)作成 ↓ 元利払対象残高 データ(CB)作成		
	20:00 ~ 3:00					
元利払期日 -1 営業日	3:00 ~ 20:00	元利払対象残高 データ(CB)		元利払対象残高 データ(CB)送信	元利払対象残高 データ(CB)	
元利払期日 -1 営業日 (振替停止日)	3:00 ~ 11:00	課税情報申告データ (CB) 課税情報申告データ (CB)入力処理内容通知		論理チェック 課税情報申告データ入力 処理内容通知(CB) 作成・送信 ↓ 元利金請求データ (CB)作成		
	11:00 ~ 12:30					



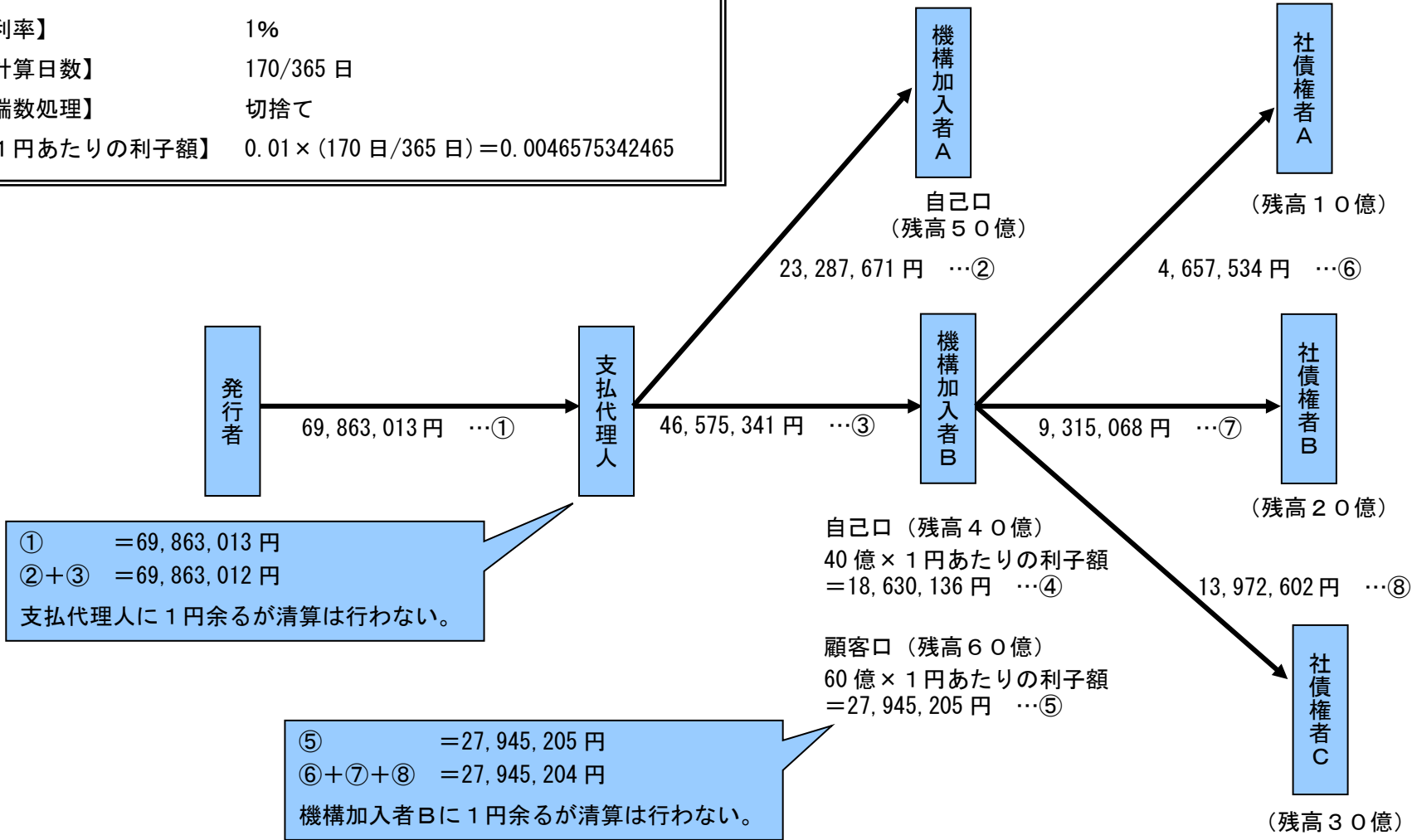


以上

利金の差額が生じる場合の具体例

(設例)

銘柄の条件	
【発行総額】	150 億円
【利率】	1%
【計算日数】	170/365 日
【端数処理】	切捨て
【1円あたりの利子額】	$0.01 \times (170 \text{ 日} / 365 \text{ 日}) = 0.0046575342465$



利子課税に係る税区分

税区分コード	税区分	税率	備考
00	元金のみ	—	
10	分離課税	15.315% (注1)	
20	総合課税	15.315% (注1)	
30	非課税法人及び源泉徴収不適用	0%	
31	非課税信託財産 (投資信託)	0%	
32	非課税信託財産 (年金信託)	0%	
40	少額貯蓄非課税 (マル優) (注2)	0%	
60	財形貯蓄非課税	0%	
70	非居住者	0%	
71	非居住者	10%	
72	非居住者	12%	
73	非居住者	12.5%	
74	非居住者	15%	
75	非居住者	25%	
80	非居住者非課税制度対象分非課税 (発行者源泉徴収分)	0%	
81	非居住者非課税制度対象分非課税 (口座管理機関源泉徴収分)	0%	
85	口座管理機関源泉徴収分	—	
90	非居住者 (注3)	課税分	—
91		非課税分	—
92	マル優 (分かち) (注2)	分離課税分	15.315% (注1)
93		非課税分	0%

(注1) 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(復興財源確保法)の施行により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、表中の税率が適用される。

(注2) 新株予約権付社債についてマル優の適用を受ける場合には、税区分85(口座管理機関源泉徴収分)が設定されることが想定されるため、税区分40(少額貯蓄非課税(マル優))及び税区分92・93(マル優(分かち))が設定されることはない。

(注3) 非居住者保有分について、税区分70から75までに該当しない税率の適用を受ける場合には、税区分90・91(非居住者)を使用して、全期間、当該税率で申告を行う。

元金請求内容情報及び決済予定額情報の請求方法について

株式等の振替に関する業務規程第 200 条に基づき、弊社が支払代理人及び機構加入者に対して通知した機構関与銘柄（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除く。以下、単に「機構関与銘柄」とします。）に係る元金請求内容情報及び決済予定額情報（以下、「元金請求内容情報等」とします。）について、当該支払代理人及び機構加入者は、別途、書面等での交付を請求することができます。

ご請求の方法等は、次のとおりです。

1. 請求の内容

(1) 元金請求内容情報及び決済予定額情報確認書

償還期日、繰上償還期日又は利払期日が到来した機構関与銘柄に係る元金請求内容情報等を記載した帳票を確認書に添付して交付いたします。

※ 当該帳票は、統合 Web 端末及びファイル伝送のご利用により取得することができる「元金請求データ」の内容を印字したものととなります。

(2) 元金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル

償還期日、繰上償還期日又は利払期日が到来した機構関与銘柄に係る元金請求内容情報等が保存されている CSV ファイルを交付いたします。

※ 当該 CSV ファイルは、統合 Web 端末及びファイル伝送のご利用により取得することができる「元金請求データ」と同等のものとなります。

2. 請求のできる方

支払代理人及び機構加入者

3. 請求方法

(1) Target 保振サイト（以下「Target」という。）による請求のみとなります。

※ 請求される前に必ず弊社までご連絡ください。

①ご提出いただくもの

- ・ 元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書等請求書

②受付日

午後0時までに請求があったものについては、当日が受付日となります。午後0時を過ぎて請求があったものは、翌営業日が受付日となります。

4. 受取方法

(1) Target による受取のみとなります。

①通知方法

Target による通知

②通知日

- ・ 確認書による交付の場合には受付日の翌営業日、ファイルによる交付の場合には受付日の4営業日後の日（当方の作業の都合上、当該通知日までに通知できない場合は、弊社よりご連絡いたします。）

5. 手数料

確認書の交付にかかる手数料（元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書交付手数料）は、確認書1通につき500円となります。また、当該確認書に添付する帳票が10枚を超過する場合は、超過枚数1枚につき10円を加算します。

CSV ファイルの交付にかかる手数料（元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイル提供手数料）は、CSV ファイル1つ（請求対象日毎）につき500円となります。

以 上

第6節 繰上償還の手続

内 容	備 考
<p>1. コールオプションの行使</p> <p>(1) 支払代理人による通知</p> <p>支払代理人は、発行者が振替新株予約権付社債に付されたコールオプション（発行者がその意思表示により、振替新株予約権付社債の繰上償還（振替新株予約権付社債の銘柄の払込日翌日から償還期日の前日までにおいて、発行総額（償還済みの額を除く。）を償還する償還方法をいう。以下同じ。）をすることができる権利をいう。以下同じ。）の行使により振替新株予約権付社債を抹消しようとするときは、発行者がコールオプションの行使の決定をした日以降、速やかに機構に対し、ファイル伝送又は Target 保振サイトへの CSVファイルのアップロードにより以下の事項を通知する。</p> <p>① 銘柄コード ② I S I Nコード ③ コールオプション行使フラグ ④ 繰上償還期日 ⑤ 償還価額 ⑥ 1円あたりの利子額</p> <p>(2) 機構による銘柄情報の通知</p> <p>機構は、以下により統合Web端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>a 統合Web端末による方法（CSVファイルのダウンロード）</p> <p>機構加入者及び支払代理人は、通知を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日の午前7時</p>	<p>（業第206条第1項、施第281条第1項及び2項）</p> <p>※ 発行者は、コールオプションの行使により振替新株予約権付社債の一部のみを抹消することはできない。</p> <p>※ コールオプションの行使は、銘柄情報の変更通知として左記の事項を機構に対して、通知する。銘柄情報の変更通知の事務処理については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 発行者は、ファイル伝送により機構に銘柄情報を通知した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより通知した旨を連絡する。</p> <p>※ コールオプションを行使する場合には、銘柄情報項目のコールオプション行使フラグをN（コールオプション未行使）からY（コールオプション行使）に変更する。</p> <p>※ 利払日よりも後に繰上償還期日を設定する場合には、利払日と繰上償還期日の中6営業日空けて設定しなければならない。</p> <p>（業第206条第2項、施第281条第3項）</p> <p>※ 機構は、左記の事項を Target 保振サイトでも通知する。</p>

内 容	備 考
<p>から午後8時までの間、統合Web端末により銘柄情報のCSVファイルをダウンロードすることができる。</p> <p>b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、通知を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>(3) 繰上償還の処理 コールオプションが行使された場合の振替新株予約権付社債の繰上償還の処理は、満期償還の場合の元利金支払いと同様の手続により行うものとする。</p> <p>2. プットオプションの行使 (1) 支払代理人による機構への通知 支払代理人は、発行者が振替新株予約権付社債に付されたプットオプション（新株予約権付社債権者がその意思表示により当該振替新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債について、発行者に対し、繰上償還（利払日のいずれかの日において償還されるものに限る。）を請求できる権利をいう。以下同じ。）の行使を請求できることとしたときは、支払代理人は、速やかに機構に対し、ファイル伝送又はTarget 保振サイトへのCSVファイルのアップロードにより以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② I S I Nコード ③ プットオプション行使フラグ ④ 行使期間開始日 ⑤ 行使期間満了日 ⑥ 繰上償還期日 ⑦ 償還価額 	<p>(業第207条) ※ 満期償還の場合の元利払いの手続については、第5節「元利金支払い」を参照。</p> <p>(業第208条第1項、施第282条第1項) ※ 発行者は、利付債について、プットオプションによる繰上償還を行う場合には、新株予約権付社債の利払日に行わなければならない。 ※ プットオプションの行使を請求できることとしたときは、銘柄情報の変更通知として左記の事項を機構に対して、通知する。銘柄情報の変更通知の事務処理については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。 ※ プットオプションの行使を請求できることとしたときは、プットオプション行使フラグをN（プットオプション不可能）からY（プットオプション行使可能）に変更する。 ※ プットオプションの行使に係る行使期間満了日と繰上償還期日との間は、中1営業日空けるものとする。 ※ 繰上償還期日と満期償還期日との間は、中6営業日空けるものとする。</p>

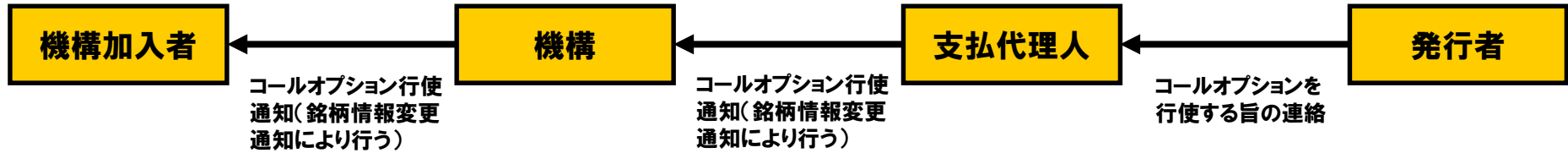
内 容	備 考
<p>(2) 機構による銘柄情報の通知 機構は、以下により統合Web端末又はファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>a 統合Web端末による方法（CSVファイルのダウンロード） 機構加入者及び支払代理人は、通知を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日の午前7時から午後8時までの間、統合Web端末により銘柄情報のCSVファイルをダウンロードすることができる。</p> <p>b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、通知を受けた日の翌営業日から起算して2営業日後の日の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報を通知する。</p> <p>(3) プットオプションの行使の取次ぎ</p> <p>a プットオプションの行使の取次ぎ及び抹消請求 機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対するプットオプションの行使の請求（以下「プットオプション行使請求」という。）の取次ぎの請求を受けた場合には、これを発行者に取次ぐ。</p> <p>b 間接口座管理機関によるプットオプション行使請求の取次ぎの委託 加入者からプットオプションの行使請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、次の事項を示して、プットオプション行使請求の取次ぎを委託するものとする。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>① 銘柄コード ② プットオプションを行使する新株予約権付社債の金額 ③ プットオプション行使請求の取次ぎを委託する直近上位機関が求める事項</p> <p>c 機構加入者による取次ぎの請求又はプットオプション行使請求の取次ぎの委託</p> <p>(a) 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託 機構加入者は、その加入者からプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関からプットオプション行使請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により、次の事項「プットオプション行使請求」を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し、プットオプション行使請求を行う場合も同様とする。</p>	<p>(業第208条第2項、施第282条第2項) ※ 機構は、左記の事項をTarget保振サイトでも通知する。</p> <p>(業第209条第1項から第6項、施第283条) ※ 機構加入者は、機構にプットオプション行使を通知した日の午後3時30分までの間、統合Web端末への入力の場合は当該取次ぎの取消しを行うことが可能であり（訂正は取消後に再入力を行</p>

内 容	備 考
<p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ プットオプションを行使する新株予約権付社債の金額</p> <p>(b) 機構によるデータの確認 ア ファイル伝送 機構は、ファイル伝送にてプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>イ 統合Web 機構は、統合Web端末にてプットオプション行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知/エラー通知にて通知する。</p> <p>d 機構から機構加入者への通知 機構は、機構加入者から「プットオプション行使請求」を受けた場合において、当該請求に誤りがなかった場合には、受付通知「プットオプション行使請求受付通知」を、当該請求に誤りがあった場合には、誤りがある旨の通知「プットオプション請求エラー通知」を午後6時から午後8時までの間のファイル伝送により機構加入者に対して通知する。</p> <p>e 機構及び機構加入者による振替及び抹消の受付の停止 機構加入者が機構に対して上記cの通知を行ったときは、機構及び機構加入者は、当該プットオプション行使に係る振替新株予約権付社債の金額について、繰上償還期日までの期間の振替及び抹消を停止する。</p>	<p>う)、ファイル伝送の場合は当該取次ぎの取消し又は訂正を行うことが可能である(機構は、午後3時30分以降の取消しは、受付けない)。</p> <p>※ 定時点とは、午前7時、午前8時、午前10時、午前11時、午後0時、午後1時、午後1時30分、午後2時、午後2時30分、午後3時を指す。</p> <p>※ 機構は、機構加入者よりプットオプション行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、当該機構加入者が指定する口座に新株予約権付社債の金額が存在するかのチェックを行い、存在する場合には、請求金額を償還口に記録して管理する。金額が存在しない場合は、エラーとして機構加入者に通知する。</p>

振替新株予約権付社債の繰上償還（処理イメージ）

◎ コールオプションの行使

※ コールオプション…発行者の意思表示により繰上償還をすることができる権利



⇒ 繰上償還期日に元利払処理(満期償還手続と同様の処理)を行う。

◎ プットオプションの行使

※ プットオプション…社債権者(加入者)の意思表示により発行者に対し繰上償還を請求することができる権利



※ 間接口座管理機関は直接口座管理機関(機構加入者)を通じて機構に通知を行う。

⇒ 機構及び口座管理機関は、当該プットオプションの行使に係る振替新株予約権付社債の数量について、繰上償還期日までの期間、振替及び抹消を停止する。

⇒ 繰上償還期日に元利払処理(満期償還手続と同様の処理)を行う。

● 新株予約権付社債の振替制度においては、抽選償還方式及び一般債振替制度における定時償還方式には対応しない。

第7節 買入消却の手続

内 容	備 考												
<p>1. 買入消却の種類と請求方法 買入消却の手続に関する機構に対する請求には次に掲げる種類がある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">買入消却の種類</th> <th style="width: 30%;">請求方法</th> <th style="width: 50%;">主な処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先日付買入消却</td> <td>統合W e b 端末入力</td> <td>消却日前日までに入力し、消却日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> <tr> <td> 前日買入消却</td> <td>ファイル伝送</td> <td>消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> <tr> <td>当日買入消却</td> <td>統合W e b 端末入力</td> <td>消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 先日付買入消却の場合の手続</p> <p>(1) 発行者による機構への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却の実施を決定した場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより次の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード ② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額 ③ 抹消日（買入消却日） ④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード <p>(2) 発行者による支払代理人への通知 発行者は、支払代理人に対し、買入消却を実施する旨を通知する。</p> <p>(3) 発行者による口座管理機関への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却を行う場合には、当該振替新株予約権付社債の買付けを委託する口座管理機関に対し、買入消却を実施する旨を通知するとともに、買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、次の事項を示して抹消の申請を行う。</p>	買入消却の種類	請求方法	主な処理	先日付買入消却	統合W e b 端末入力	消却日前日までに入力し、消却日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。	前日買入消却	ファイル伝送	消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。	当日買入消却	統合W e b 端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。	<p>(法第199条、業第191条及び第211条)</p> <p>※ ファイル伝送は前日買入消却請求のみ可能。</p>
買入消却の種類	請求方法	主な処理											
先日付買入消却	統合W e b 端末入力	消却日前日までに入力し、消却日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。											
前日買入消却	ファイル伝送	消却日前日に入力し、翌日の午前9時に抹消を行うための買入消却請求。											
当日買入消却	統合W e b 端末入力	消却日当日に入力し、リアルタイムで抹消を行うための買入消却請求。											

内 容	備 考
<p>① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード</p> <p>② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額</p> <p>③ 抹消日（買入消却日）</p> <p>④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード</p> <p>⑤ 買入消却を行う旨</p> <p>(4) 間接口座管理機関による買入消却の通知 発行者から買入消却の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、(3) で示された事項を通知しなければならない。</p> <p>(5) 直接口座管理機関による買入消却の通知 直接口座管理機関は、発行者から買入消却の申請を受けたとき又は直近下位機関から買入消却の通知を受けたときは、買入消却日の前営業日までの午前9時から午後8時までの間の統合Web端末への入力又は買入消却日の前営業日の午前3時から午後8時までのファイル伝送により機構に対し、次の事項を通知する。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード</p> <p>③ 買入消却する振替新株予約権付社債の金額</p> <p>(6) 機構及び口座管理機関による抹消手続</p> <p>a 機構及び口座管理機関による抹消手続 機構及び口座管理機関は、買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、買入消却日の午前9時に振替口座簿の記録を抹消する。</p> <p>b 直接口座管理機関、支払代理人及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p> <p>3. 当日買入消却の場合の手続</p> <p>(1) 発行者による機構への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却を行う旨の決議を行った場合には、機構に対し、Target 保振サイトにより次の事項を通知する。</p> <p>① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード</p>	<p>※ 直接口座管理機関は、先日付買入消却の場合に限り入力取消し又は訂正を行うことが可能である（統合Web端末の場合には、午前9時から午後8時まで入力取消しを行うことが可能である（訂正は取消後に再入力を行う）。ファイル伝送の場合には、午前3時から午後8時までの間、入力取消し又は訂正を行うことが可能である。）。</p> <p>※ 支払代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることもできる。</p>

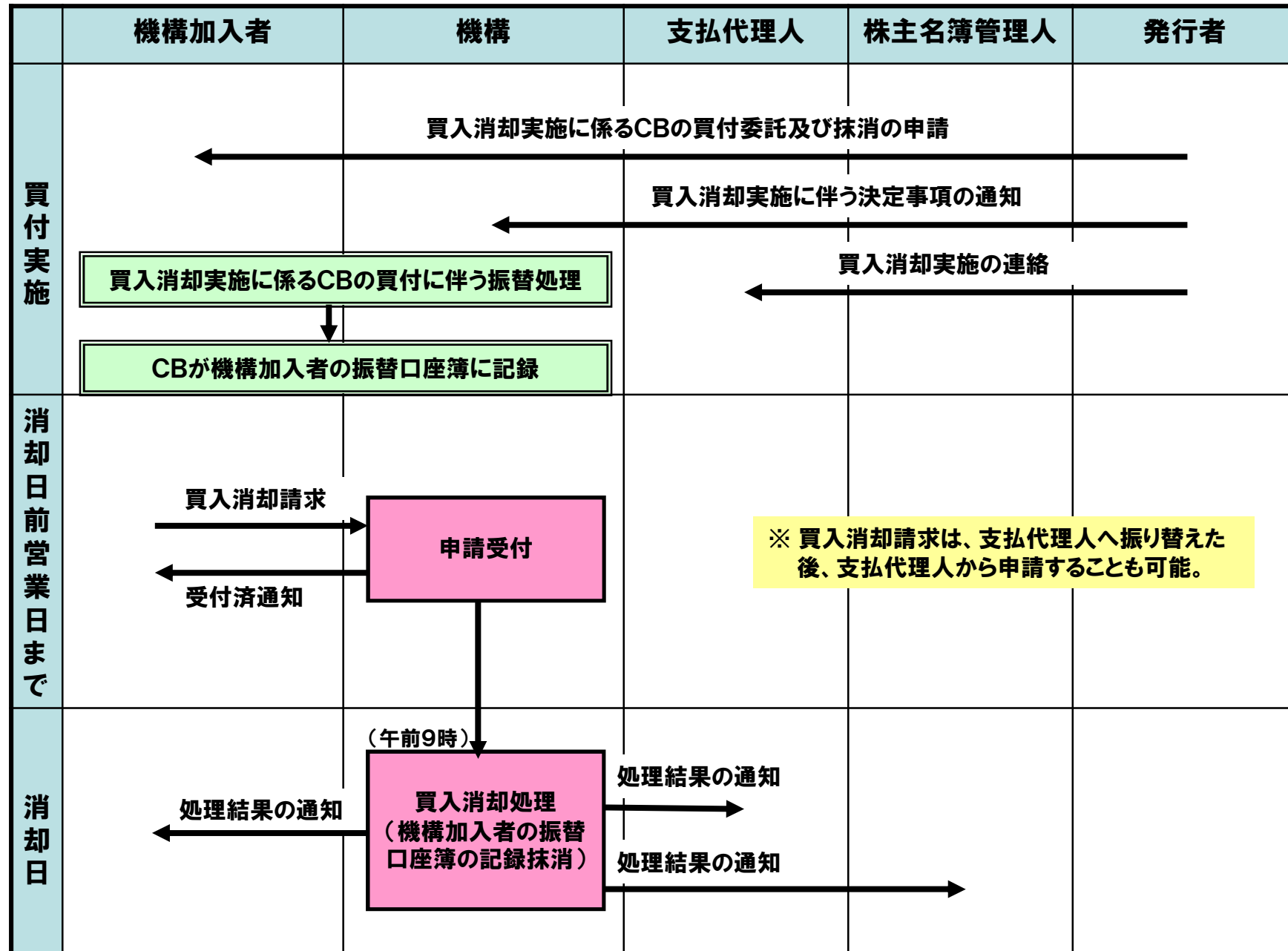
内 容	備 考
<p>② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額</p> <p>③ 抹消日（買入消却日）</p> <p>④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード</p> <p>(2) 発行者による支払代理人への通知 発行者は、支払代理人に対し、買入消却を実施する旨を通知する。</p> <p>(3) 発行者による口座管理機関への通知 発行者は、振替新株予約権付社債の買入消却を行う場合には、当該振替新株予約権付社債の買付けを委託する口座管理機関に対し、買入消却を実施する旨を通知するとともに、買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、次の事項を示して抹消の申請を行う。</p> <p>① 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード</p> <p>② 買入消却する振替新株予約権付社債の金額</p> <p>③ 抹消日（買入消却日）</p> <p>④ 買入消却する発行者の口座の加入者口座コード</p> <p>⑤ 買入消却を行う旨</p> <p>(4) 間接口座管理機関による買入消却の通知 発行者から買入消却の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、(3) で示された事項を通知しなければならない。</p> <p>(5) 直接口座管理機関による買入消却の通知 直接口座管理機関は、発行者から買入消却の申請を受けたとき又は直近下位機関から買入消却の通知を受けたときは、振替口座簿の記録を抹消し、買入消却の当日の午前9時から午後3時30分間の統合Web端末への入力により機構に対し、次の事項を通知する。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 買入消却する振替新株予約権付社債の銘柄コード</p> <p>③ 買入消却する振替新株予約権付社債の金額</p> <p>(6) 機構による抹消手続 a 機構による抹消手続 機構は、(5) の申請を受けた買入消却の対象となる振替新株予約権付社債について、直ちに振替口座簿の記録を抹消する。</p>	<p>※ 当日買入消却の場合には、取消し又は訂正はできない。</p>

内 容	備 考
<p>b 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、機構加入者及び株主名簿管理人に対しては、統合Web端末又はオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対しては、統合Web端末により、記録を抹消した日の午前9時から午後3時30分までの間に「抹消済通知」を通知する。</p> <p>c 直接口座管理機関、支払代理人及び株主名簿管理人に対する処理結果の通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び株主名簿管理人に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p>	<p>※ 支払代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることもできる。</p>

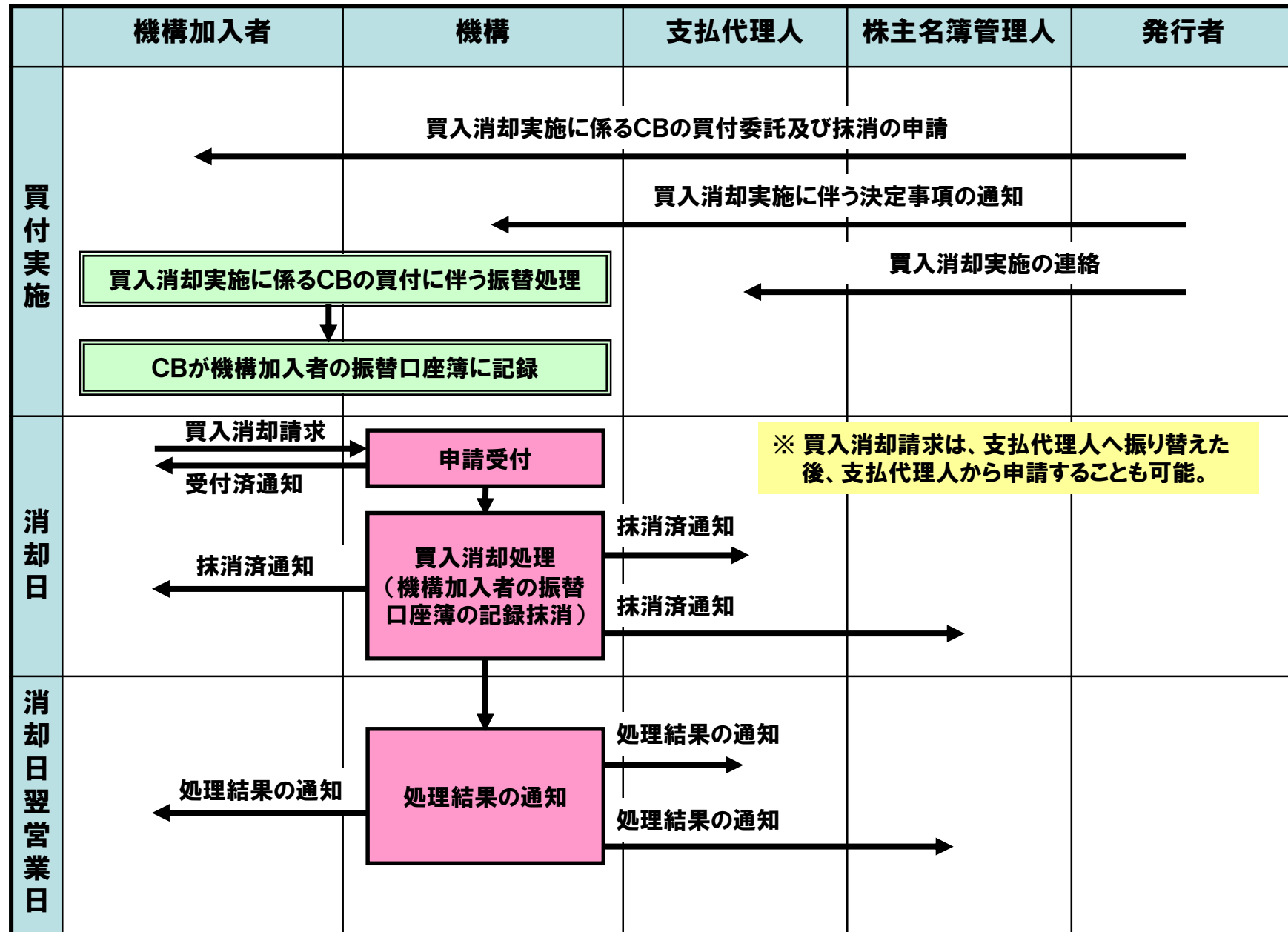
以 上

振替新株予約権付社債の先日付買入消却（処理イメージ）

資料3-7-1



振替新株予約権付社債の当日買入消却（処理イメージ）



第8節 全部抹消の手続

内 容	備 考
1. 振替新株予約権付社債の全部抹消の取扱い 振替新株予約権付社債の全部抹消の手続は、第2章第5節「抹消手続」に準じるものとする。	

以 上

第9節 振替新株予約権付社債の新株予約権行使

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権行使請求等の取次ぎ及び抹消請求</p> <p>(1) 新株予約権行使請求の取次ぎ及び抹消請求</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権の行使の請求（以下この節において「新株予約権行使請求」という。）の取次ぎの請求を発行者に取り次ぐ。</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、請求日を抹消日とする当該新株予約権行使に係る新株予約権付社債の一部抹消の請求を受けたものとして扱う。</p> <p>(2) 新株予約権の行使により生じた単元未満株式の買取請求の手続</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から新株予約権行使請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎの請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐ。</p> <p>(3) 間接口座管理機関による新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は委託を受けた間接口座管理機関は、その直近上位機関に次の事項</p>	<p>(業第 212 条、施第 284 条)</p> <p>※ 新株予約権の行使を行おうとする加入者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、特別口座に記録された新株予約権付社債について新株予約権行使請求の取次ぎを受ける場合には、加入者が申出をして開設を受けた口座に当該新株予約権付社債を振替えた後に新株予約権行使請求の取次ぎを行う。</p> <p>※ 新株予約権行使により発生する単元未満株式について同時買取請求を行う場合には、買取代金の支払日を振替日として単元未満株式を発行者の口座へ振り替える振替請求を行ったものとして扱う。</p> <p>※ 加入者が行使請求と同時に単元未満株式の買取請求を行う場合には、行使請求により生じる単元未満株式の全株式数を買取請求の対象とするものとし、一部のみを対象とすることはできない。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、新株予約権行使</p>

内 容	備 考
<p>を通知し、新株予約権行使請求の取次ぎを委託する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額</p> <p>③ 新株予約権行使をした加入者の加入者口座コード</p> <p>④ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑤ 単元未満株式の同時買取請求の有無</p> <p>⑥ 単元未満株式の買取代金、端数償還金及び調整金の受取りに関する事項</p> <p> a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別</p> <p> b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p> (a) 金融機関等コード</p> <p> (b) 店舗コード</p> <p> (c) 預金種別</p> <p> (d) 口座番号</p> <p> (e) 口座名義人の氏名又は名称 (カナ)</p> <p>(4) 機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p> a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託</p> <p> 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力(画面入力、</p>	<p>により交付される振替株式を振替口座簿に記録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権付社債について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。</p> <p>※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとし入力する。</p> <p>※ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の代金支払いを振込みとする場合における受領口座は、一の口座とする。</p> <p>※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で買取代金等を受領しようとする場合には、買取代金等の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金を指定することが考えられる。(証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。)</p> <p>※ 間接口座管理機関は、加入者から新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎをするときは、その直近上位機関にその取次ぎを委託する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 機構加入者は、新株予約権行使により交付される振替株式を振替口座簿に記</p>

内 容	備 考
<p>CSVファイル入力)又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額 ④ 加入者口座コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑦ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項 (a) 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 (b) 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 ア 金融機関等コード イ 店舗コード ウ 預金種別 エ 口座番号 オ 口座名義人の氏名又は名称(カナ)</p>	<p>録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権付社債について、行使請求中であることを識別できるように管理する。</p> <p>※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとし、ない場合のみ入力する。</p> <p>※ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の代金支払いを振込みとする場合における受領口座は、一の口座とする。</p> <p>※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で買取代金等を受領しようとする場合には、買取代金等の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金指定が考えられる。(証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。)</p> <p>※ 機構加入者は、加入者から新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎをするときは、機構に取次ぎを請求する。</p> <p>※ 単元未満株式の同時買取請求を行わない場合であっても、新株予約権行使がされる銘柄が端数償還金又は調整金が支払われる銘柄である場合は、受取りに関する事項への入力が必要である。</p> <p>※ 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎをした日の午後3時30分までの間は、当該取次ぎの取消し又は訂</p>

内 容	備 考
<p>b 機構によるデータの確認</p> <p>(a) ファイル伝送</p> <p>機構は、ファイル伝送にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>(b) 統合Web</p> <p>機構は、統合Web端末にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知/エラー通知にて通知する。</p>	<p>正を行うことが可能である（機構は、午後3時30分以降の取消しは、受け付けない。）。</p> <p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web端末への入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行う。</p> <p>※ 定時点とは、午前7時、午前8時、午前10時、午前11時、午後0時、午後1時、午後1時30分、午後2時、午後2時30分、午後3時を指す。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使の取次ぎを受けた日の午後6時から午後8時の間に、当該機構加入者に受付通知又はエラー通知を通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、当該機構加入者が指定する口座に新株予約権行使に係る新株予約権付社債の金額が存在するかのチェックを行い、不足する場合は、エラーとして機構加入者に通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、請求データ</p>

内 容	備 考
<p>(5) 機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 株式等リファレンスNO ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権付社債の金額 ④ 株主等照会コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑦ 単元未満株式の買取代金、端数償還金、調整金の受取りに関する事項 <ol style="list-style-type: none"> a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 <ol style="list-style-type: none"> (a) 金融機関等コード (b) 店舗コード (c) 預金種別 (d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称（カナ） ⑧ 加入者の個人、法人、共有の別 ⑨ 加入者が法人の場合は、代表者 ⑩ 加入者の居住者、非居住者の別 ⑪ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所 等 <p>(6) 機構による抹消手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> a 機構による抹消手続き <p>機構は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けた振替新株予約権付社債について、振替口座簿の記録を抹消する。</p>	<p>の加入者口座コードが加入者情報システムに登録されているかのチェックを行い、登録されていない場合は、エラーとして機構加入者に通知する。（左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。）</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時</p>

内 容	備 考
<p>b 直接口座管理機関、支払代理人及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対する処理結果の通知</p> <p>(a) 抹消日当日における通知</p> <p>機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の午後3時30分以降に、直接口座管理機関及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により、「抹消済通知」を通知する。</p> <p>(b) 抹消日翌営業日における通知</p> <p>機構は、振替新株予約権付社債の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により支払代理人及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p> <p>2. 新株予約権行使により交付される振替株式の記録</p> <p>(1) 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知</p> <p>行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、機構から新株予約権行使請求に係る通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に機構に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権行使により交付される振替株式の銘柄コード ② 新規記録日 ③ 株式等リファレンスNO ④ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑤ 信託財産表示分 ⑥ 効力発生日 ⑦ 株主等照会コード ⑧ 自己株式の充当の有無 ⑨ 自己株式充当株数 ⑩ 自己株式の充当元の加入者口座コード ⑪ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑫ 単元未満株式の同時買取請求の対象となる株数 <p>(2) 機構による直接口座管理機関への通知</p> <p>機構は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、新株予約権行使請求を機構に通知した直接口座管理機関に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p>	<p>30分以降の処理において、記録を抹消する。</p> <p>※ 支払代理人は、統合Web端末からCSV形式でダウンロードすることもできる。</p> <p>(業第214条、施第286条)</p> <p>※ 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知に先立ち、発行者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。</p> <p>※ 自己株式の充当元の口座は、原則として、制度参加の際に発行者が機構に届け出た口座とする。</p> <p>※ 充当元口座に記録されている振替株式の数が充当株数に満たない場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、自己株式の充当を行わず、新株により振替株式を交付する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受けたときは、直ちに</p>

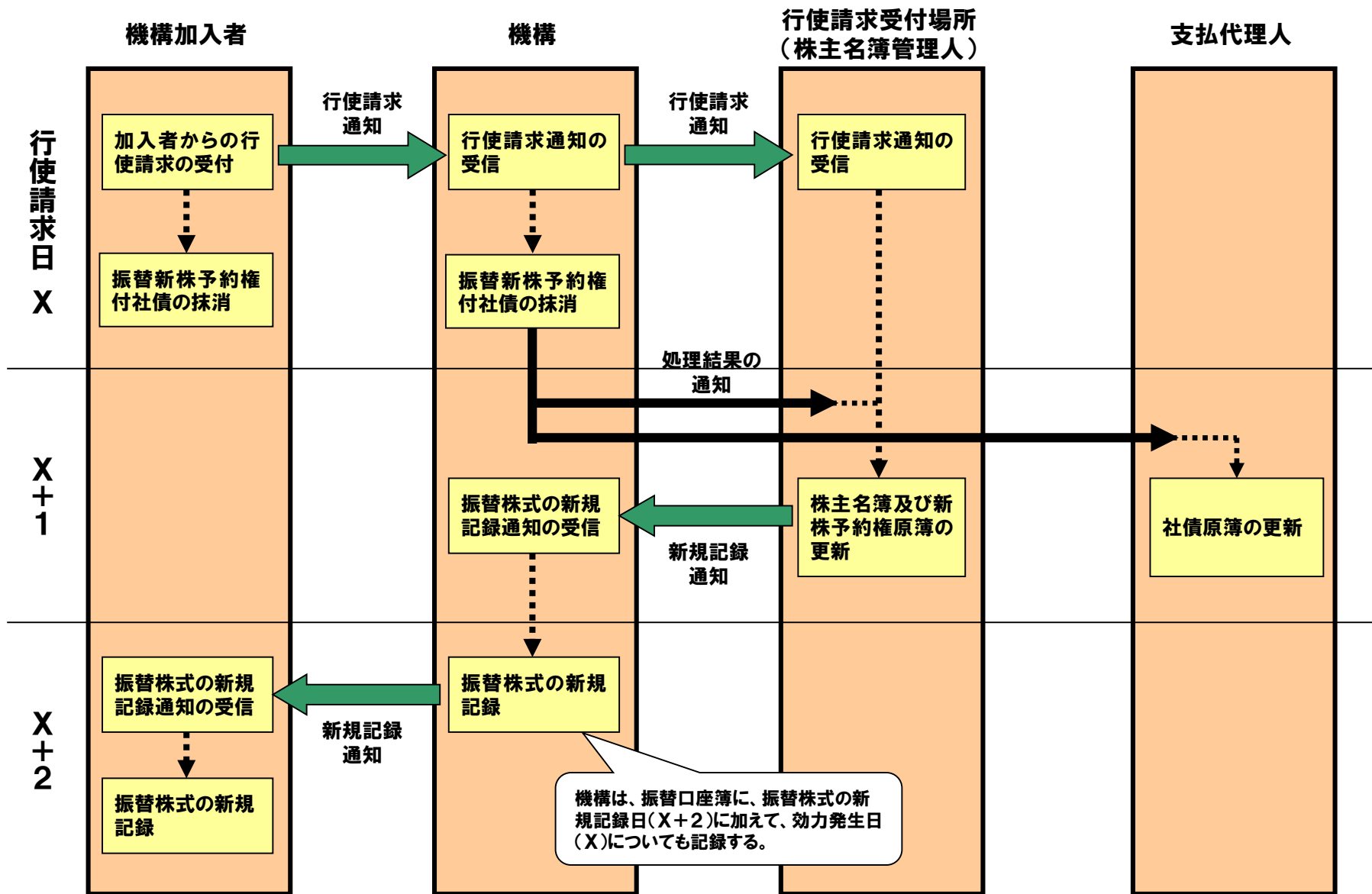
内 容	備 考
<p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新規記録日 ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑥ 信託財産表示分 ⑦ 効力発生日 ⑧ 加入者口座コード ⑨ 単元未満株式の同時買取請求の有無 ⑩ 単元未満株式の同時買取請求の対象となる株数</p> <p>(3) 振替口座簿への記録 機構及び口座管理機関は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>3. 新株予約権行使により生じる単元未満株式についての買取手続 (1) 振替日の決定及び通知 a 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、買取価格が決定したときは、その翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、単元未満株式の買取日に係る次の事項をファイル伝送により通知する。 ① 買取請求に係る振替株式の銘柄コード</p>	<p>当該通知に係る直近下位機関に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、直接口座管理機関に対する通知において、交付される振替株式が新株であるか発行者の自己株式か区別せず、交付される振替株式の総数を通知する。</p> <p>※ 新株予約権行使に対して自己株式を充当する場合には、機構及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に発行者の自己株式の減少の記録を行う。</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から通知された単元未満株式が買取請求の対象である場合には、当該単元未満株式を振替口座簿に記録したうえで、発行者の口座へ振替を行う時まで、振替及び抹消を停止する。</p> <p>(業第215条)</p> <p>※ 単元未満株式の振替先口座の指定がない場合には、制度参加の際に発行者が機構に届け出た口座を振替先口座とする。</p>

内 容	備 考
<p>② 権利行使等取次不能区分 ③ 株式等リファレンスNO ④ 買取請求に係る振替株式の数 ⑤ 加入者口座コード（単元未満株式の振替先口座） ⑥ 株主等照会コード ⑦ 買取日（振替日） ⑧ 1株あたりの買取価格 ⑨ 買取代金</p> <p>b 機構による直接口座管理機関への通知 機構は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から、単元未満株式の買取日に係る通知を受けたときは、通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、新株予約権行使請求を機構に通知した機構加入者に対して、次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 買取請求に係る振替株式の銘柄コード ③ 株式等リファレンスNO ④ 買取請求に係る振替株式の数 ⑤ 加入者口座コード ⑥ 買取日 ⑦ 1株あたりの買取価格 ⑧ 買取代金 ⑨ 加入者口座コード（単元未満株式の振替先口座）</p> <p>(2) 買取代金の支払いと単元未満株式の振替 機構は、買取日の業務開始時（午前9時）に新株予約権行使請求を機構に通知した機構加入者の口座の買取請求中数量となっている株数を行使請求受付場所（株主名簿管理人）の指定した口座へ振り替える。 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、買取日に買取請求をした加入者に対し、指定された方法により買取代金の支払いを行う。</p> <p>4. 新株予約権行使請求等の制限 (1) 新株予約権行使請求の制限 機構は、次に掲げる日においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。</p> <p>① 新株予約権行使により交付される振替株式に係る株主確定日及びその前営業日 ② 元利払期日の前営業日</p>	<p>※ 株式分割、株式併合、合併等の権利付最終日までに買取価格が決定しない場合の取扱いについては、単元未満株式の買取請求の処理に準じる。</p> <p>※ 買取代金には、単元未満株式に係る売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税、端数償還金及び調整金の額は含まない。</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から買取日等の通知を受けたときは、直近下位機関に、必要な事項を通知する。</p> <p>※ 請求者の口座に係る区分口座と振替先口座（発行者の口座）に係る区分口座が同一であるときは、機構における振替は行われない。</p> <p>（業第213条、施第285条）</p> <p>※ 機構は、左記の日に新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、エラーとする。</p>

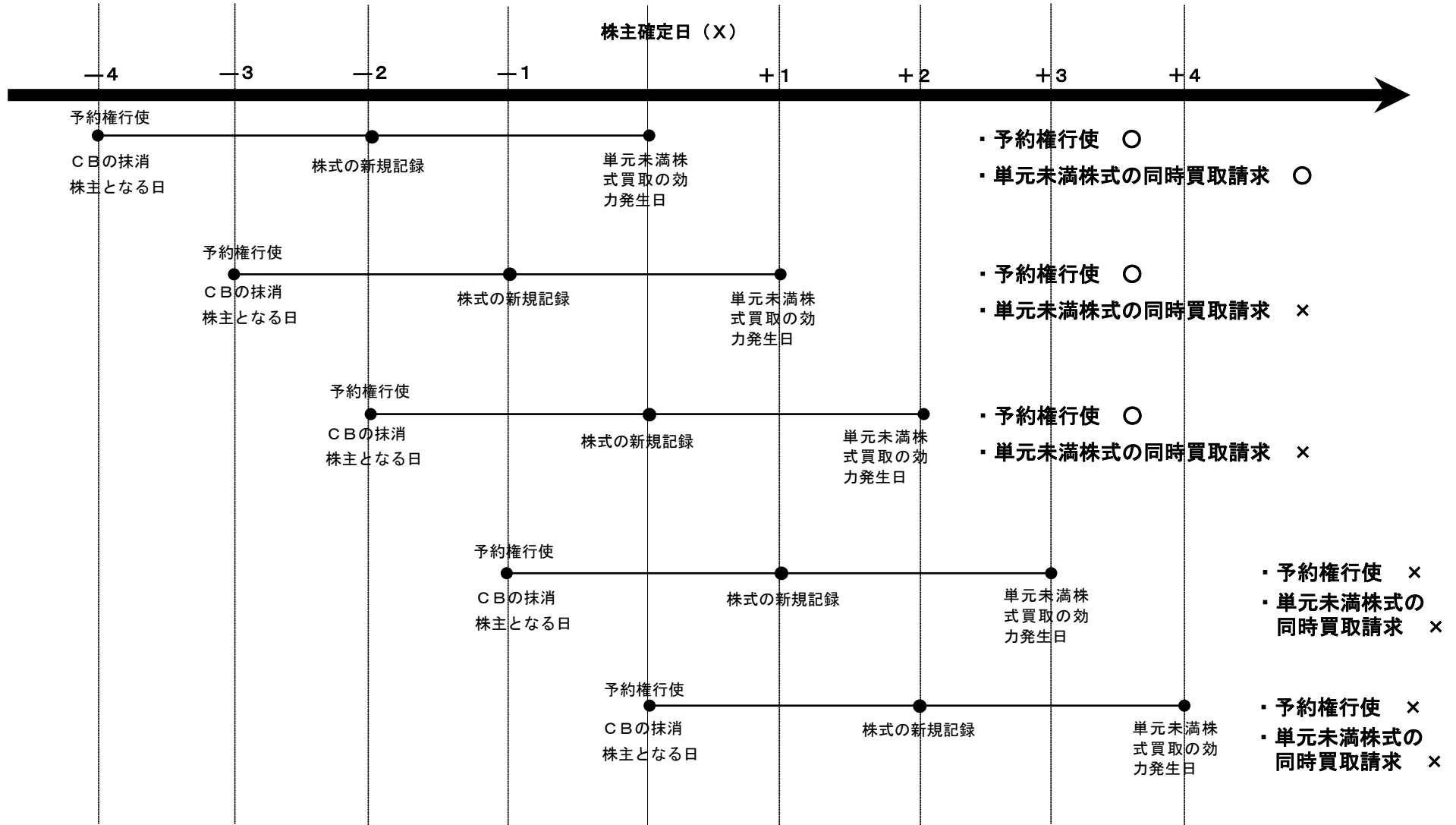
内 容	備 考
<p>③ その他機構が必要であると認めた日</p> <p>(2) 新株予約権行使請求と同時に行う単元未満株式の買取請求の取次ぎの制限</p> <p>機構は、株主確定日（発行者が請求する総株主通知に係る株主確定日を含む。）がある場合には、株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から（株主確定日が休日の場合は4営業日前の日から）株主確定日までの間においては、新株予約権行使請求と同時に行使請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎを行わないこととする。</p>	

以 上

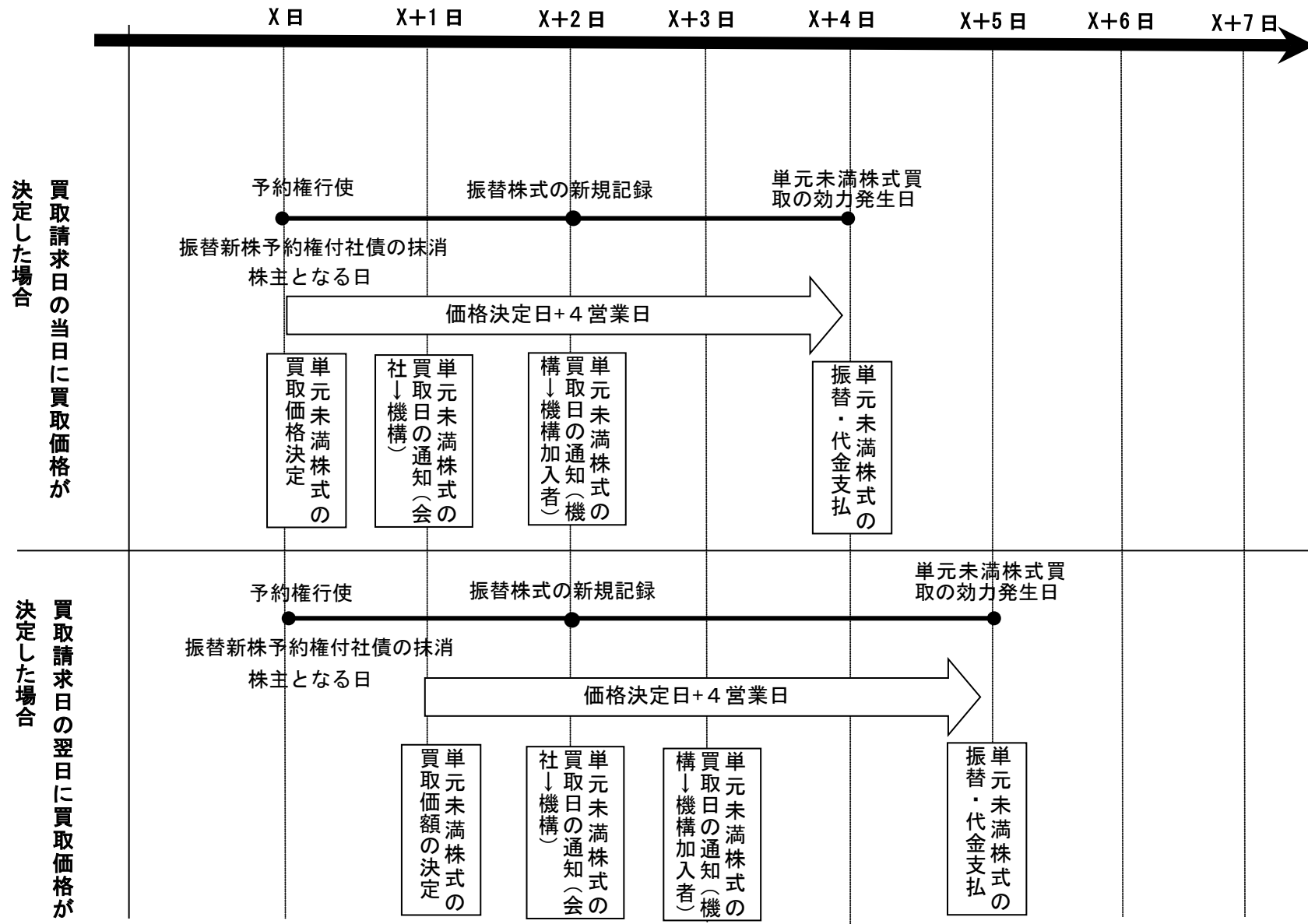
振替新株予約権付社債の新株予約権行使（処理フロー）



振替新株予約権付社債の新株予約権行使の制限日の取扱い



新株予約権行使により生じた単元未満株式の買取請求に係る処理日程について



第 10 節 合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続

内 容	備 考
<p>1. 消滅会社等の振替新株予約権付社債に係る抹消通知及び存続会社等の振替新株予約権付社債の新規記録通知</p> <p>(1) 消滅会社等による通知</p> <p>吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転完全親会社（以下「存続会社等」という。）が吸収合併消滅会社、新設合併消滅会社、吸収分割会社、新設分割会社、株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社（以下「消滅会社等」という。）の新株予約権付社債権者に対し、存続会社等の新株予約権付社債を交付（承継）する場合には、消滅会社等は、取締役会決議後、速やかに（合併等効力発生日（吸収合併等がその効力を生ずる日又は新設会社等の成立の日をいう。以下この節において同じ。）の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）機構に対し、以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 承継される振替新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（抹消）に係る手続日程 ③ 消滅会社等の振替新株予約権付社債の全部抹消日 ④ 割当比率（承継後の銘柄の発行総数／承継される銘柄の発行総数） ⑤ 合併等の期日 <p>(2) 存続会社等による通知</p> <p>消滅会社等の振替新株予約権付社債を存続会社等が承継するときには、存続会社等は、取締役会決議後、速やかに（吸収合併、吸収分割及び株式交換の場合は、合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに）機構に対し、以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 承継後の振替新株予約権付社債の銘柄 ② 承継（新規記録）に係る手続日程 ③ 新規記録する日 ④ 割当比率（承継後の銘柄の発行総数／承継される銘柄の発行総数） ⑤ 合併等の期日 ⑥ 自己の保有する振替新株予約権付社債を移転する場合は、移転する金額及び当該金額の記録された発行者の口座（加入者口座コード） 	<p>（業第 225 条第 1 項、施第 304 条）</p> <p>※ 当該通知は、法第 200 条第 1 項の通知（全部抹消通知）である。</p> <p>※ 消滅会社等の通知については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 当該通知は、法第 195 条第 1 項の通知（新規記録通知）である。</p> <p>※ 存続会社等の通知については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、消滅会社等及び存続会社等から(1)及び(2)の通知を受けた場合には、合併等効力発生日の前営業日から起算して1ヶ月前の日に(合併等効力発生日の前営業日から起算して1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項等をTarget保振サイトにより通知する。</p> <p>2. 存続会社等の発行代理人による銘柄情報等の通知</p> <p>(1) 存続会社等の発行代理人による銘柄情報等の通知</p> <p>存続会社等の発行代理人は、発行者の取締役会決議後、速やかに(合併等効力発生日の前営業日から起算して2週間前の日又は新株予約権付社債権者の確定日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までに)機構に対し、存続会社等が交付(承継)する振替新株予約権付社債の銘柄情報をファイル伝送又はTarget保振サイトへのCSVファイルアップロードにより通知するとともに存続会社等の振替新株予約権付社債の発行要項をPDFの形式でTarget保振サイトにより通知する。</p> <p>(2) 機構の機構加入者に対する通知</p> <p>機構は、存続会社等の発行代理人から(1)の銘柄情報の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して3営業日後の日に機構加入者に対し、ファイル伝送により通知する。</p> <p>3. 総新株予約権付社債権者通知の日程案内等</p> <p>機構は、合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日に「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者に通知する。</p> <p>(1) 通知手段</p> <p>ファイル伝送又は統合Web端末</p>	<p>(業第225条第3項から第5項、施第306条)</p> <p>(業第225条第2項、施第305条第2項)</p> <p>※ 銘柄情報の通知については、第2節「銘柄情報の通知」を参照。</p> <p>※ 新設合併、新設分割及び株式移転の場合においては、消滅会社等の発行代理人が存続会社等の発行代理人として選任されることを想定している。</p> <p>※ 機構は、存続会社等の発行代理人から通知された発行要項を機構ホームページに掲載することにより公示を行った後、改めて割当計算により確定した振替新株予約権付社債の金額を公示する。公示の具体的な処理方法については、第15節「振替新株予約権付社債の総数等の公示」を参照。</p> <p>(業第242条、施第320条から第322条)</p> <p>※ 機構は、合併等効力発生日の前営業日を新株予約権付社債権者の確定日として全部抹消される銘柄についての総新株予約権付社債権者通知を行う。(総新株予約権付社債権者通知の手続につい</p>

内 容	備 考
<p>(2) 取扱時間</p> <p>a ファイル伝送 合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>b 統合Web端末 合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 合併等効力発生日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者の確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会が可能。</p> <p>(3) 主な通知事項</p> <p>① 銘柄 ② 総新株予約権付社債権者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細の有無 ④ 日程案内（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日、「総新株予約権付社債権者報告データ」報告日（自/至）、総新株予約権付社債権者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑤ 効力発生日 ⑥ 新株予約権付社債権者の確定日 ⑦ 対価交付比率</p> <p>4. 新株予約権付社債権者の口座における増額記録</p> <p>(1) 機構及び口座管理機関における増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額の計算 機構及び口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日において、次に掲げる消滅会社等の銘柄について、合併等効力発生日において増加の記録をすべき金額として、それぞれ次に定める金額を算出する。</p> <p>a 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債（買取口座に記録された振替新株予約権付社債であって、その買取りの効力が生じていないものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額は、当該保有欄に記録されている消滅会社等の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額(端数は切り捨てる。)とする。 <p>b 加入者の口座の保有欄に記録された振替新株予約権付社債であって信託財産名義管理簿に記録された振替新株予約権付社債</p>	<p>ては、第12節「総新株予約権付社債権者通知の手続」を参照。）</p> <p>※ 総新株予約権付社債権者通知日程案内とは別に、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも、総新株予約権付社債権者通知に関する日程（取扱廃止事前通知）を通知する。</p> <p>(業第225条6項から第13項)</p> <p>※ 譲渡担保として、保有欄に記録されている振替新株予約権付社債については、振替株式における特別株主の申出に相当する仕組みがないため、譲渡担保権者の保有欄に取得対価銘柄が記録される。</p>

内 容	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、信託財産名義である加入者の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額は、当該保有欄に記録されている消滅会社等の振替新株予約権付社債の信託財産名義ごとの金額に対価交付比率を乗じて得た金額（端数は切り捨てる。）とする。 <p>c 加入者の口座の質権欄に記録された振替新株予約権付社債及び買取口座に記録された振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、質権の目的となっている振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者又は反対新株予約権付社債権者の口座の保有欄とする。 ・ 増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額は、新株予約権付社債権者ごとの消滅会社等の振替新株予約権付社債の金額に対価交付比率を乗じて得た金額（端数は切り捨てる。）とする。 <p>(2) 口座管理機関における質権の設定された消滅会社等の振替新株予約権付社債又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた消滅会社等の振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p> <p>質権の設定された消滅会社等の振替新株予約権付社債又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求のされた消滅会社等の振替新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該消滅会社等の振替新株予約権付社債が記録された口座と存続会社等の振替新株予約権付社債の増加を記録すべき口座とが異なるため、消滅会社等の振替新株予約権付社債が記録された口座を開設する口座管理機関（以下「質権者側口座管理機関」という。）から存続会社等の振替新株予約権付社債の増加を記録する口座を開設する口座管理機関（以下「質権設定者側口座管理機関」という。）へ階層構造を通じて存続会社等の振替新株予約権付社債の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。なお、通知を受けた質権設定者側口座管理機関は存続会社等の振替新株予約権付社債の増加記録を行う。</p> <p>a 通知事項 質権者側口座管理機関から質権設定者側口座管理機関へ以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 存続会社等の振替新株予約権付社債を増加記録すべき口座（加入者口座コード） ② 増加を記録すべき金額 ③ 消滅会社等の振替新株予約権付社債の記録がされていた口座（加入者口座コード） ④ 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード <p>b 口座管理機関における処理 (a) 質権者側口座管理機関における処理 質権者側口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p>	<p>※ 振替新株予約権付社債については、振替株式における登録質権者となる旨の申出に相当する制度は存在しない。</p> <p>(業第 225 条第 6 項から第 13 項)</p> <p>※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。</p> <p>※ 左記に掲げるそれぞれの口座管理機関は、自身が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、直近下</p>

内 容	備 考
<p>① 質権者側口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知</p> <p>② 質権者側口座管理機関が質権設定者側口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録</p> <p>③ 質権者側口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>(b) 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>① 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知</p> <p>② 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録</p> <p>③ 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>(c) 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <p>① 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録</p> <p>② 当該通知を受けた口座管理機関が質権設定者側口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p>	<p>位機関へ通知事項を通知し、質権設定者側口座管理機関の下位機関である場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。上記のどちらでもない場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。通知を受けた質権設定者側口座管理機関は、存続会社等の振替新株予約権付社債の増加記録を行う。</p>

内 容	備 考
<div data-bbox="309 229 1415 871" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[質権者側口座管理機関 直近上位機関への通知] -- "(a) ①" --> B[間接口座管理機関 直近上位機関への通知] B -- "(b) ①" --> C[機構加入者 直近下位機関への通知] B -- "(b) ③" --> D[間接口座管理機関 直近下位機関への通知] D -- "(c) ②" --> E[質権設定者側口座管理機関 増加の記録] E -- "(c) ①" --> F[] </pre> </div> <p data-bbox="181 922 1525 1066">(3) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき金額の通知 間接口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日に、その直近上位機関に、合併等効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権付社債の金額の合計金額（(2) bによりその顧客口に増加すべき金額を除く。）を通知する。</p> <p data-bbox="181 1145 1249 1251">(4) 機構加入者による新株予約権付社債数申告 a 機構加入者による新株予約権付社債数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株予約権付社債数申告を通知する。</p> <p data-bbox="237 1334 1525 1439">(a) 顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、合併等効力発生日の前営業日に、当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権付社債数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。</p>	<p data-bbox="1570 922 1984 951">(業第 225 条第 14 項及び第 15 項)</p> <p data-bbox="1570 1145 1984 1174">(業第 225 条第 16 項から第 20 項)</p> <p data-bbox="1552 1222 2074 1327">※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。</p> <p data-bbox="1552 1369 2074 1439">※ 「新株予約権付社債数申告」の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いと</p>

内 容	備 考
<p>ア 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送 合併等効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>(イ) 統合W e b 端末 合併等効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容</p> <p>① 機構加入者コード(区分口座)</p> <p>② 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄</p> <p>③ 当該顧客口(区分口座)において増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。</p> <p>④ 質権に係る振替新株予約権付社債権者又は買取口座に記録されている振替新株予約権付社債(その買取りの効力が生じていないものに限る。)に係る反対新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額</p> <p>(b) 自己口(信託口)に係る申告 信託口(信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)を有する機構加入者は、合併等効力発生日の前営業日に、機構に対し、自己口に係る新株予約権付社債数申告として、以下の事項を通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併等効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合W e b 端末の場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は前日請求ファイルを再送する。 合併等効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 合併等効力発生日から起算して3営業日目の日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。 <p>※ 直接口座管理機関が共通直近上位機関である場合においても、質権新株予約権付社債が記録された口座又は買取口座の上位の区分口座と増加すべき口座の上位の区分口座が異なるときは、当該増加すべき口座及び増加すべき金額について、①～⑥(③を除く。)の申告をする必要がある。</p>

内 容	備 考
<p>イ 取扱時間 (ア) ファイル伝送 合併等効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>(イ) 統合Web端末 合併等効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード (区分口座) ② 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ③ 当該自己口 (区分口座) において増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権付社債があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。 ④ 質権に係る振替新株予約権付社債権者である加入者の加入者口座コード ⑤ 質権者である加入者の加入者口座コード ⑥ ④の口座で増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額 <p>b 機構による機構加入者への通知 機構は、統合Web端末により新株予約権付社債数申告を受けたときは、受付時に「受付済通知/エラー通知」を送信し、ファイル伝送により新株予約権付社債数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。 また、合併等効力発生日の午前3時以降に機構加入者に通知する「帳表ファイル」において、各区分口座で増加記録すべき金額を通知するとともに、当該区分口座に係る質権に係る存続会社等の振替新株予約権付社債を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額を通知する。</p>	<p>※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うことなどにより、当該口座管理機関が開設した加入者以外の加入者からの担保は受入れていない (他の機構加入者に特別株主の管理事務を再委託している振替株式は記録されていない) ものとする。</p> <p>※ 担保専用口について、当該申告をする機構加入者が開設する加入者の口座から差し入れられた担保株式が記録されているときは、①～⑥ (③を除く) の申告をする必要がある。</p> <p>※ 機構から存続会社等の振替新株予約権付社債を増加すべき口座及び増加すべき振替新株予約権付社債の金額の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものである場合には、当該口座において増加すべき金額に当該通知された金額を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加記録すべき口座及び当</p>

内 容	備 考
<p>(5) 自己口への記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併、株式交換、吸収分割の場合は、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、新設合併、株式移転、新設分割の場合は、合併等効力発生日（登記日）の午後3時30分にその開設する加入者の自己口に増加させるべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。</p> <p>(6) 顧客口への記録 機構及び口座管理機関は、吸収合併、株式交換、吸収分割の場合は、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、新設合併、株式移転、新設分割の場合は、合併等効力発生日（登記日）の午後3時30分において、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき存続会社等の振替新株予約権付社債の金額の増加の記録をする。</p> <p>(7) 消滅会社等の振替新株予約権付社債の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、合併等の効力が合併等効力発生日を要件とする場合には、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、合併等の効力が登記を要件とする場合には、合併等効力発生日の振替処理終了時（午後3時30分）に消滅会社等の振替新株予約権付社債が記録されている口座において、当該振替新株予約権付社債の全部についての記録を抹消する。</p> <p>5. 自己の振替新株予約権付社債を交付する場合の取扱い (1) 発行者の一部抹消の申請 存続会社等は、新株予約権付社債権者に自己の振替新株予約権付社債を交付しようとするときは、合併等効力発生日の前営業日から起算して2営業日前の日までにその直近上位機関に対して、次の事項を示して当該振替新株予約権付社債の一部抹消の申請をしなければならない。 ① 交付しようとする自己の存続会社等の振替新株予約権付社債が記録されている口座 ② 交付しようとする自己の存続会社等の振替新株予約権付社債の銘柄及び金額 ③ 振替日（合併効力発生日）</p>	<p>該口座で増加を記録すべき金額を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき金額に当該金額を加算する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第225条第21項及び第22項)</p> <p>(業第225条第21項及び第22項) ※ 口座管理機関の顧客口に増加すべき金額は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設する自己口に増加すべき金額を合算した金額とする。</p> <p>(業第225条第21項及び第22項)</p> <p>(業第226条第1項から第8項) ※ 自己の振替新株予約権付社債を交付する場合の一部抹消の手続は、振替法上の振替手続をシステム上実現するための手続である。 ※ 発行者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行者による支払代理人への通知 存続会社等は、支払代理人に対し、自己の振替新株予約権付社債を交付する旨を書面等により通知する。</p> <p>(3) 機構加入者による機構への通知 機構加入者は、先日付買入消却又は当日買入消却に係る一部抹消通知を機構に通知する。</p> <p>6. 直接口座管理機関による総新株予約権付社債権者報告 直接口座管理機関は、機構からの総新株予約権付社債権者通知日程案内に従い、新株予約権付社債権者確定日（合併等効力発生日の前営業日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄に係る情報を、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総新株予約権付社債権者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>7. 機構による割当計算 (1) 割当てを受けるべき新株予約権付社債権者 機構は、合併等効力発生日の前営業日における新株予約権付社債権者について割当計算を行う。</p> <p>(2) 割当計算の方法 機構は、新株予約権付社債権者ごとに、当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額（当該新株予約権付社債権者の保有欄に記録されていた金額と、質権者の口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の振替新株予約権付社債の金額と、買取口座に記録されている当該新株予約権付社債権者の新株予約権付社債（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の金額を合計した金額。）に対価交付比率を乗じて存続会社等の振替新株予約権付社債を保有する金額を算出する。</p> <p>(3) 割当計算後の振替新株予約権付社債の金額の通知 機構は、機構加入者に、以下のとおり「配分明細通知データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 合併等効力発生日から起算して4営業日後の日（総新株予約権付社債権者通知日）の午前3時から午後8時</p>	<p>ちに、その直近上位機関に対し、①～③の事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 買入消却の具体的な方法は、第7節「買入消却の手続」を参照。</p> <p>(業第227条、施第313条から第315条)</p> <p>※ 新株予約権付社債権者ごとの金額は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した金額とする。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から配分明細通知データを受けたときは、直ちに、その直近下位機関（存続会社等の振替新株予約権付社債の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とす</p>

内 容	備 考
<p>c 主な通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 消滅会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ③ 存続会社等の振替新株予約権付社債の銘柄 ④ 総新株予約権付社債権者通知事由 ⑤ 割当の対象となる加入者の加入者口座コード ⑥ 質権者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード ⑦ 配分数量 ⑧ 調整数量の振替口座簿記録予定日 ⑨ 調整数量 ⑩ 調整数量の効力発生日 <p>8. 特別口座に記録された振替新株予約権付社債の取扱い</p> <p>(1) 発行者による新株予約権付社債権者に対する通知</p> <p>株式交換、株式移転、会社分割（以下「株式交換等」という。）により完全親会社又は承継会社若しくは設立会社となる発行者（以下「完全親会社等」という。）は、株式交換等により完全子会社又は分割会社となる発行者（以下「完全子会社等」という。）の新株予約権付社債権者に対し、完全親会社等の振替新株予約権付社債を交付する場合には、完全子会社等により開設された特別口座の新株予約権付社債権者に対し、法第196条第1項の通知（発行者が振替新株予約権付社債の口座を知ることができない場合に関する手続）を行う。</p>	<p>る。</p> <p>※ 機構は、割当計算後の振替新株予約権付社債権者ごとの金額に係る新株予約権付社債権者ごとの小数点以下の金額を総新株予約権付社債権者通知により当該発行者に通知する。</p> <p>(業第228条)</p> <p>※ 株式交換等の場合には、完全親会社等と完全子会社等は、別の発行者であるため、完全子会社等により開設された特別口座に親会社等の振替新株予約権付社債を記録できないことから、法第196条第1項の通知を行うものである。</p> <p>※ 合併等により振替新株予約権付社債が承継される場合については、消滅会社と存続会社又は設立会社は、合併等により同一の発行者となるため、法第196条第1項の通知は、不要である。</p> <p>※ 発行者は、完全親会社等の振替新株予約権付社債を記録する口座を通知しない新株予約権付社債権者については、合併等効力発生日の前営業日から起算して2営業日前までに特別口座に記録されている完全子会社等の振替新株予約権付社債を他の口座へ振替えるよう周知に努めなければならない。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 発行者への口座の通知 法第196条第1項の通知を受けた新株予約権付社債権者は、完全親会社等に対し、完全親会社等の振替新株予約権付社債の交付を受けるための口座を郵送等、発行者が指定した方法により通知する。</p> <p>(3) 新株予約権付社債権者による事前の振替がされなかった場合の取扱い</p> <p>a 完全子会社等から口座管理機関への訂正の依頼 完全子会社等は、合併等効力発生日の前営業日から起算して2営業日前までに完全子会社等の新株予約権付社債権者が特別口座に記録されている振替新株予約権付社債を他の口座に振り替えなかった場合には、合併等効力発生日の前営業日に特別口座を開設している口座管理機関に対し、以下の事項を示して、訂正を依頼する。</p> <p>① 完全子会社等の銘柄 ② 完全子会社等が開設した特別口座に記録されている振替新株予約権付社債の金額 ③ 完全子会社等が開設した特別口座の加入者口座コード ④ 完全親会社等の振替新株予約権付社債の交付を受けるための口座の加入者口座コード ⑤ 訂正日（振替日）</p> <p>b 振替を利用した口座管理機関による訂正 口座管理機関は、完全子会社等からaの通知を受けた場合には、株式交換、吸収分割の場合は、合併等効力発生日の業務開始時（午前9時）に、株式移転、新設分割の場合は、合併等効力発生日（登記日）の午後3時30分に完全子会社等が開設した特別口座に、完全親会社等の振替新株予約権付社債を一旦記録した後に、直ちに当該振替新株予約権付社債を所定の口座（(3)④の口座）に振替える。振替に際しては、振替先口座の照会機能又は振替のメッセージ欄を利用する等して、振替先の口座管理機関に対し、当該振替が訂正によるものである旨を連絡する。</p> <p>9. 振替制度に移行していない新株予約権付社債の取扱い</p> <p>(1) 合併等の効力発生日前に承継に係る新株予約権付社債を振替制度に移行した場合の取扱い 消滅会社等の社債券を有する新株予約権付社債権者は、合併等の効力発生日の前に、存続会社等の振替新株予約権付社債（以下「承継銘柄」という。）の交付を受けるための口座を開設する口座管理機関を通じて、当該社債券を移行する。移行された新株予約権付社債については、存続会社等の振替新株予約権付社債として承継され、合併等の効力発生日に当該口座において新規記録される。</p>	<p>※ 完全親会社等の振替新株予約権付社債を完全子会社等が開設した特別口座に記録する処理は、便宜的な処理であるため、口座管理機関は、直ちに振替を実行する。</p> <p>※ 合併等により消滅会社等が発行している特例新株予約権付社債のうち、振替制度に移行していない新株予約権付社債券（以下この節において「社債券」という。）が存続会社等に振替新株予約権付社債として承継される場合の取扱いについて定めたものである。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 合併等の効力発生日前に承継に係る新株予約権付社債を振替制度に移行しなかった場合の取扱い</p> <p>a 社債券の提出の取次ぎの請求 消滅会社等の新株予約権付社債券を有する新株予約権付社債権者は、承継銘柄の交付を受けるための口座を開設する口座管理機関に対し、社債券の提出の取次ぎを請求する。</p> <p>b 口座管理機関による社債券の提出の取次ぎ等 社債券の提出の取次ぎの請求を受けた口座管理機関は、社債券の真贋を確認のうえ、承継銘柄の発行代理人に対し、社債券の提出を取り次ぐとともに承継銘柄を新規記録するために必要な情報として次の事項（以下この節において「新規記録情報」という。）を電子メール等により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録先の口座管理機関 ② 新規記録先の口座管理機関が機構加入者である場合には、機構加入者コード ③ 新規記録先の口座管理機関が機構加入者でない場合には、その上位機関である機構加入者の機構加入者コード ④ 承継銘柄の銘柄略称 ⑤ 承継銘柄の銘柄コード及び I S I Nコード ⑥ 新規記録される承継銘柄の金額 ⑦ 加入者口座コード ⑧ その他発行代理人が求める情報 <p>c 発行代理人による新規記録情報通知 口座管理機関を通じて社債券の提出を受けた承継銘柄の発行代理人は、社債券の真贋を確認のうえ、社債券の提出を受けた日から起算して3営業日後の日に次の事項（以下この節において「新規記録情報通知」という。）を機構に対し、通知する。</p>	<p>※ 新株予約権付社債権者は、社債券を直接、消滅会社等に提出することができないものとする。</p> <p>※ 新株予約権付社債券は、合併等の効力発生日の前営業日から起算して6営業日前までに振替新株予約権付社債に移行しておく必要がある。当該日までに移行しなかった場合には、合併等の効力発生日以降に手続を行う。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者は、社債券の提出の取次ぎを口座管理機関に請求するまでに承継銘柄を新規記録するための口座を開設しておく必要がある。</p> <p>※ 発行代理人は、新規記録情報に不備があった場合には、口座管理機関に対し、その旨を電子メール等により通知する。</p> <p>※ 社債券の提出を取り次いだ口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関にも新規記録情報を通知する。</p> <p>※ 新規記録情報通知は決済照合システムを利用せずに行う。</p>

内 容	備 考
<p>① 送信者リファレンスNO ② 発行代理人コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録される承継銘柄の金額 ⑤ 加入者口座コード ⑥ 新規記録先の機構加入者の機構加入者コード（新規記録先の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関の機構加入者コード） ⑦ 払込期日（新規記録日）</p> <p>d 発行口の記録 新規記録情報通知を受けた機構は、直ちに振替システムにおいて発行口の記録を行うとともに発行代理人及び機構加入者に対し、次の事項（以下この節において「発行口記録情報通知」という。）を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 発行代理人コード ④ 銘柄コード ⑤ 新規記録される承継銘柄の金額 ⑥ 加入者口座コード ⑦ 新規記録先の機構加入者の機構加入者コード（新規記録先の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関の機構加入者コード） ⑧ 払込期日（新規記録日）</p> <p>e 発行代理人による新規記録通知 発行代理人は、社債券の提出を受けた日から起算して5営業日後の日に機構に対し、口座振替システムにより次の事項（以下この節において「資金振替済通知（新規記録）」という。）を通知する。 ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 発行代理人コード ④ 承継銘柄の銘柄コード</p> <p>f 新規記録 発行代理人から資金振替済通知（新規記録）の通知を受けた機構は、機構加入者の口座又は新規記</p>	<p>※ 発行口記録情報通知を受けた機構加入者は、通知内容を確認し、誤りがある場合には、発行代理人に対し、新規記録情報通知の内容に誤りがある旨を通知する。</p> <p>※ 元利払期日の前営業日は、新規記録ができないため、発行代理人は、社債券の提出を受けた日から起算して5営業日後の日が元利払期日の前営業日にあたる場合には、社債券の提出を受けた日から起算して6営業日後の日に資金振替済通知（新規記録）を機構に通知するものとする。</p> <p>※ 機構から新規記録済通知を受けた直</p>

内 容	備 考
<p>録先の口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、上位機関である機構加入者の口座に増加記録を行い、発行代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、次の事項（以下この節において「新規記録済通知」という。）を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 送信者リファレンスNO ③ 払込期日（新規記録日） ④ 銘柄コード ⑤ 新規記録された承継銘柄の金額 ⑥ 株主名簿管理人コード ⑦ 発行代理人コード ⑧ 記録先の機構加入者コード 	<p>接口座管理機関は、直ちにその直近下位機関に対し、通知する。</p>

以 上

合併等において新株予約権付社債が承継される場合の処理フロー

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
合併等効力発生日の2週間前まで	<div data-bbox="369 335 526 438" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の抹消通知</div>	<div data-bbox="560 438 1064 510" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消滅会社等の振替 CB の銘柄及び銘柄コード、抹消日 (=合併等効力発生日)</div> <div data-bbox="649 550 806 686" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存続会社等の振替 CB の新規記録通知</div> <div data-bbox="840 662 1366 774" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">存続会社等の振替 CB の銘柄及び銘柄コード、新規記録予定日 (=合併等効力発生日)、発行される存続会社等の振替 CB の総数及び総額</div> <div data-bbox="649 861 806 901" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">発行要項</div> <div data-bbox="649 941 974 981" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">同意書</div>			<p>① 消滅会社等は、合併等効力発生日までの2週間前までに機構に対し、書面等の方法により消滅会社等の振替新株予約権付社債に係る抹消通知を行う。</p> <p>② 存続会社等は、合併等効力発生日までの2週間前までに機構に対し、書面等の方法により存続会社等の振替新株予約権付社債に係る新規記録通知を行うとともに発行要項（原本）を機構に送付する（注）。</p> <p>③ 存続会社等は、機構が新株予約権付社債を取り扱うことについて同意書を提出する（既に同意書を提出している場合には、不要）。</p> <p>（注）承継される振替新株予約権付社債が非上場新株予約権付社債の場合には、存続会社等は、合併等効力発生日の2週間前までの間に機構に対し、発行する振替新株予約権付社債について取扱申請を行い、銘柄コードを取得しておく必要がある（銘柄コードの取得方法は、「振替新株予約権付社債に係る銘柄情報の通知及び公示に関する手続」による）。</p>
合併等効力発生日の2週間前の日の翌日まで			<div data-bbox="907 1069 1064 1173" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">抹消、新規記録通知の内容確認</div> <div data-bbox="929 1204 1064 1252" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訂正依頼</div> <div data-bbox="660 1316 817 1356" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訂正</div> <div data-bbox="392 1356 548 1396" style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">訂正</div>		<p>機構は、消滅会社等から通知された抹消通知の内容及び存続会社等から通知された新規記録通知の内容が発行要項と差異がないか確認する。</p> <p>抹消、新規記録通知の内容が発行要項と異なる場合には、機構は、その旨を消滅会社等又は存続会社等へ通知し、訂正を依頼する。</p>

日 程	消滅会社等	存続会社等	機 構	機構加入者	処理概要
合併等効力発生日			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">消滅会社等の振替 CB の抹消及び存続会社等の振替 CB の新規記録</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">公 示</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">消滅会社等の振替 CB の抹消及び存続会社等の振替 CB の新規記録</div>	<p>① 機構及び機構加入者は、合併等効力発生日に消滅会社等の振替新株予約権付社債の抹消及び存続会社等の振替新株予約権付社債の新規記録を行う（注1～3）。</p> <p>（注1）消滅会社等の振替新株予約権付社債から存続会社等の振替新株予約権付社債へ銘柄を変更することにより行う。</p> <p>（注2）新設合併又は株式移転の場合には、合併効力発生日（登記日）の振替処理終了時（15:30）、吸収合併又は株式交換の場合には、合併等効力発生日の業務開始時（9:00）に行う。</p> <p>（注3）機構は、消滅会社等の支払代理人に対し、消滅会社等の振替新株予約権付社債を抹消した旨を通知するとともに存続会社等の発行代理人に対し、存続会社等の振替新株予約権付社債を新規記録した旨を通知する。</p> <p>② 機構は、公示のために機構ホームページに発行要項をPDFにより掲示する。</p>
新株予約権付社債権者の確定日+2営業日			←	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">総新株予約権付社債権者報告</div>	<p>口座管理機関は、機構に対し、新株予約権付社債権者の確定日における新株予約権付社債権者を報告する。</p>
新株予約権付社債権者の確定日+3営業日以降		←	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">総新株予約権付社債権者通知</div>		<p>機構は、消滅会社等の新株予約権付社債権者について、存続会社等に対して、総新株予約権付社債権者通知を行う。</p>

以 上

【合併等の効力発生日前に承継に係る新株予約権付社債を振替制度に移行しなかった場合の新規記録日程】

日程	・・・	X (社債券受領日)	X + 1	X + 2	X + 3	X + 4 (新規記録)
発行代理人		▲ ■■■■■ 社債券提出、 新規記録情報		▼ ■■■■■ 新規記録情報通知	▲ ■■■■■ 発行口記録通知	▼ ■■■■■ 資金振替済通知
機 構				■ ■■■■■ 発行口記録	▲ ■■■■■ 発行口記録通知	▼ ■■■■■ 新規記録
口座管理機関	▲ ■■■■■ 社債券提出					▲ ■■■■■ 新規記録済通知
新株予約権付 社債権者						▼ ■■■■■ 新規記録済通知
備 考		発行代理人が社債券を受領した日をX日とする。			1日空ける。	

第 11 節 リコンサイルの手続

内 容	備 考
<p>1. 発行総数と振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 発行者における照合</p> <p>a 機構による発行者への通知</p> <p>機構は、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前3時から午後8時までの間に、振替新株予約権付社債の行使請求受付場所である各株主名簿管理人及び各発行・支払代理人に対し、当該株主名簿管理人、当該発行・支払代理人が取扱う全銘柄について次に掲げる事項（「口座処理結果ファイル」）をファイル伝送及びCSVファイルにより通知する。</p> <p>① 銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高）</p> <p>② 前々営業日の振替終了時から前営業日の振替終了時、前営業日の振替終了時から当日の振替開始時の新規記録又は抹消をした振替新株予約権付社債の数</p> <p>b 株主名簿管理人及び発行・支払代理人における照合</p> <p>(a) 株主名簿管理人及び発行・支払代理人における照合</p> <p>株主名簿管理人及び発行・支払代理人は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容とその銘柄の発行総数とを照合する。</p> <p>(b) 株主名簿管理人及び発行・支払代理人における照合で振替新株予約権付社債の数に相違があることとなった場合の手続</p> <p>株主名簿管理人及び発行・支払代理人は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。株主名簿管理人、発行・支払代理人及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 当日振替時限終了後の手続</p> <p>a 機構による機構加入者への通知</p> <p>機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。</p>	<p>(業第 234 条第 1 項)</p> <p>※ 機構は、株主名簿管理人に対しては、CSVファイルにより「口座処理結果ファイル」を通知しない。</p> <p>※ 特例新株予約権付社債については、個別移行の受入により増加の記録を行った数についても通知する。</p> <p>(業第 234 条第 2 項)</p> <p>※ 株主名簿管理人及び発行・支払代理人は、「リコンサイル用残高データ」を送信しない。</p> <p>(施第 318 条)</p> <p>※ リコンサイル不一致連絡票 (TA 用) については、機構ホームページに掲載の書式 (ST01-14) を参照。</p> <p>(業第 235 条第 1 項)</p>

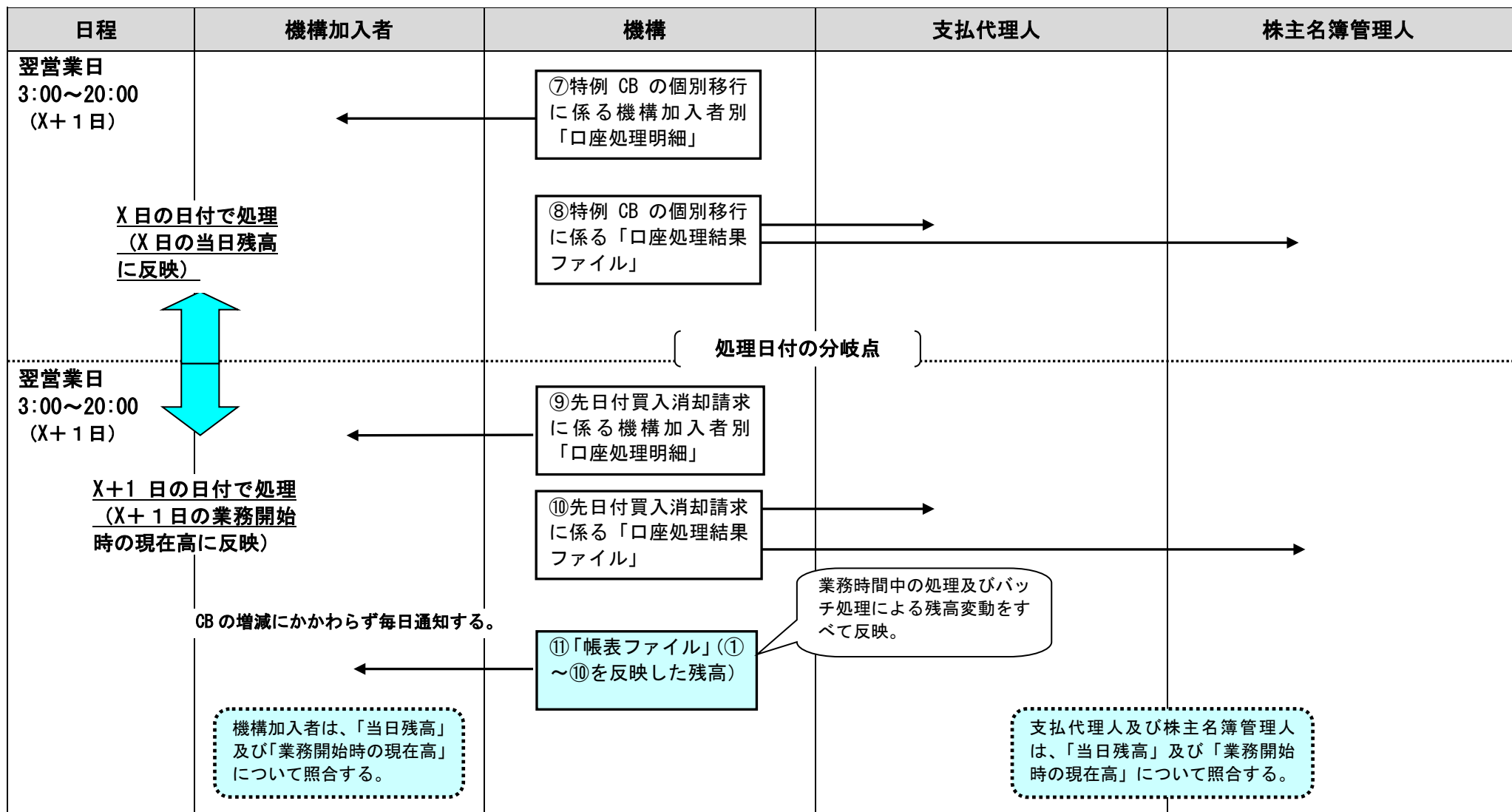
内 容	備 考
<p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数 ④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数</p> <p>b 機構加入者における照合 (a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容と自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で振替新株予約権付社債の数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡するものとする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、振替口座簿の記録が本来記録すべき内容と異なったものであるときは必要な修正を行う。</p> <p>(2) 夜間バッチ終了後 a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前 3 時から午後 8 時までの間において、各機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項を含む「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表・機構加入者別口座処理明細表）」をファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により通知する。</p> <p>(a) 前々営業日・前営業日の確定残高、当日業務開始時における以下の情報 ア 機構加入者コード イ 銘柄コード ウ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権付社債の数 エ 質権口に記録されている質権新株予約権付社債の新株予約権付社債権者の加入者口座コード及び当該新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の銘柄及びその数</p> <p>(b) 各口座に係る前々営業日から前営業日、前営業日から当日振替開始時間の処理明細</p> <p>b 機構加入者における照合</p>	<p>(業第 235 条第 2 項)</p> <p>(施第 319 条第 1 項) ※ リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。</p> <p>※ 前々営業日から前営業日間の処理明細は、前営業日の事前処理明細及び当日処理明細であり、前営業日から当日振替開始時間の処理明細は、当日の事前処理明細である。</p> <p>(業第 235 条第 2 項)</p>

内 容	備 考
<p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構からの前 a の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で振替新株予約権付社債の数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>3. 間接口座管理機関における照合 間接口座管理機関とその直近上位機関との間における照合は、前 2. の事務処理に準じる。</p>	<p>(施第 319 条第 1 項)</p> <p>(施第 319 条第 2 項)</p>

以 上

振替新株予約権付社債の残高照合の処理フロー

日程	機構加入者	機構	支払代理人	株主名簿管理人
9:00~15:30 (X日)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">①償還に係る「抹消済通知」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">②当日買入消却請求に係る「抹消済通知」</div>		
15:30~18:00	CBの増減にかかわらず毎日通知する。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">機構加入者は、振替処理終了時の残高について照合</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0f7fa;">③「残高確認データ」 (①②を反映した残高)</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> ・振替処理終了時の各区分口座の残高の内訳を送信。 </div>	
18:00~20:00		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">④新株予約権行使請求・抹消請求取次通知</div>		
翌営業日 3:00~20:00 (X+1日)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">⑤新株予約権行使に係る「口座処理明細」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">⑥新株予約権行使に係る「口座処理結果ファイル」</div>		



- 注1 振替新株予約権付社債の残高照合については、支払代理人及び株主名簿管理人が発行総数を機構に通知することによる照合は行わない。
- 注2 ①償還に係る「抹消済通知」は、満期償還・繰上全額償還に係る抹消とプットオプション行使による繰上一部償還に係る抹消は区別しない。全額償還の場合は、日中に全残高が抹消されるため、③の「残高確認データ」は、送信されない。
- 注3 ⑪「帳表ファイル」は、銘柄ごとの「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。処理明細は含まない。

振替新株予約権付社債に係る残高照合のポイント

(機構による残高情報の配信)

○ 機構は、毎営業日の午前3時から午後8時までの間、発行・支払代理人及び株主名簿管理人に対し、「口座処理結果ファイル」として、次に掲げる事項をファイル伝送により通知する。

- 銘柄ごとの数量(前日残高、当日残高、事前処理終了時点の現在残高)
- 新規記録された振替新株予約権付社債の数量
- 抹消された振替新株予約権付社債の数量

※ 「口座処理結果ファイル」は、口座振替Web端末から、CSVファイル形式により、午前7時から午後8時までの間取得が可能。

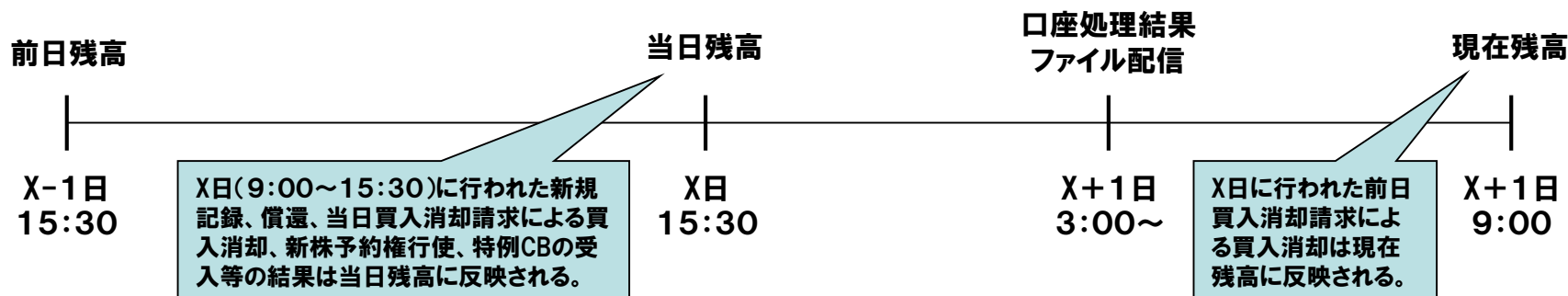
(発行・支払代理人及び株主名簿管理人による照合)

○ 発行・支払代理人及び株主名簿管理人は、機構から「口座処理結果ファイル」の通知を受けたときは、当該通知の内容とその銘柄の発行総数の照合を行う。

▽ 振替新株予約権付社債の増減要因

振替新株予約権付社債の新規記録、償還、買入消却、新株予約権行使、特例新株予約権付社債の振替受入簿への受入、等

▽ 「口座処理結果ファイル」の中に記載される残高情報のイメージ



第 12 節 総新株予約権付社債権者通知の手続

内 容	備 考
<p>1. 総新株予約権付社債権者通知及び通知新株予約権付社債権者</p> <p>(1) 総新株予約権付社債権者通知事由</p> <p>機構は、振替新株予約権付社債について、次に掲げる事由（以下「総新株予約権付社債権者通知事由」という）が生じることになったときは、それぞれに定める日を総新株予約権付社債権者通知（法第 218 条第 1 項に規定する通知をいう。以下同じ。）に係る新株予約権付社債権者を確定する日（以下「新株予約権付社債権者確定日」という。）として発行者に総新株予約権付社債権者通知を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 法第 200 条第 3 項により振替新株予約権付社債の記録を全部抹消したとき 全部抹消した日</p> <p style="margin-left: 2em;">b 法第 218 条第 5 項により発行者が一定の日を定めて機構に総新株予約権付社債権者通知請求を行ったとき 当該一定の日</p> <p>(2) 通知新株予約権付社債権者</p> <p>機構が総新株予約権付社債権者通知の対象とする新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者は、次に掲げる数について、それぞれ定める者とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">a 加入者の口座の保有欄に記録がされている振替新株予約権付社債の数（c に掲げる数を除く。） 当該口座の加入者</p>	<p>(法第 218 条第 1 項、業第 240 条、施第 218 条第 5 項)</p> <p>※ 全部抹消は、抹消する日の午前 9 時の処理であり、実務上、抹消する日の前営業日を新株予約権付社債権者確定日として取り扱う。</p> <p>(法第 218 条第 2 項第 1 号及び第 2 号、業第 241 条)</p> <p>※ 機構加入者の信託口に記録がされている振替新株予約権付社債の数のうち信託財産名義管理簿に記載又は記録されている数については、信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている数に係る信託財産名義通知新株予約権付社債権者とする。</p> <p>※ 譲渡担保として、保有欄に記録されている振替新株予約権付社債については、振替</p>

内 容	備 考
<p>b 加入者の口座の質権欄に記録がされている質権新株予約権付社債の数 当該質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者</p> <p>c 加入者の口座の保有欄に記録がされている振替新株予約権付社債の数のうち反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされているもの（その買取の効力が生じていないものに限る。）の数 反対新株予約権付社債権者管理簿に記録がされている数に係る反対新株予約権付社債権者</p> <p>(3) 新株予約権付社債権者確定日の設定禁止期間 発行者は、原則として以下の期間については、新株予約権付社債権者確定日として設定することはできない。 ① 既に設定した新株予約権付社債権者確定日の前後7営業日の期間 ② 取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価として振替株式が交付される場合は、当該振替株式に係る株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日当日までの期間</p> <p>(4) 総新株予約権付社債権者通知請求 発行者は、正当な理由があるときは、機構に対して、当該発行者が定める新株予約権付社債権者確定日の総新株予約権付社債権者通知の請求（以下「総新株予約権付社債権者通知請求」という。）を次のとおり行うことができる。</p> <p>a 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由とその正当性 法第218条第5項は、発行者による総新株予約権付社債権者通知請求について、「正当な理由があるとき」との制約を課しているが、実務的には、発行者からの請求の受付に際して、機構が「正当な理由」の有無を確認する実務を構築・運用するのは困難であると考えられた。 そのため、株式等振替制度の実施に向けた関係者の協議の場において、発行者が行う「正当な理由」の取扱いに関する検討が行われ、監督当局から提示された「総株主通知等の請求、情報提供請求に関する正当な理由の解釈指針」（以下「解釈指針」という。）に沿って関係者が事務処理を行うことが、日本証券業協会の主宰する証券受渡・決済制度改革懇談会において監督当局を含む関係者により承認された。 このような経緯から、機構では、当該解釈指針に掲げられた次の事由のうちの該当するものを、</p>	<p>株式における特別株主の申出に相当する仕組みがないため、担保設定者を通知新株予約権付社債権者とするためには、あらかじめ、担保設定者の口座に当該振替新株予約権付社債を振り替える必要がある。</p> <p>(業第247条、施第330条)</p> <p>(業第246条、施328条)</p>

内 容	備 考
<p>発行者に対して、請求時に申告させるものとする。</p> <p>(a) 解釈指針の定める正当な理由の類型 発行者は、次に掲げる類型のいずれかに該当する場合に、「正当な理由」があるものとして、機構に対して、総株予約権付社債権者通知請求を行うことができる（次の（b）に該当する場合を除く。）。</p> <p>① 発行者が、新株予約権付社債権者に対し、優待制度の実施その他振替新株予約権付社債の新株予約権付社債権者共通の利益のためにする行為をしようとするとき。 ② 新株予約権の目的である株式の上場廃止、免許取消しその他発行者、株主、新株予約権付社債権者に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき。 ③ 新株予約権付社債の発行要項において定められた事由が生じたとき。</p> <p>(b) 「正当な理由」が認められない場合 発行者は、前（a）の「正当な理由」の類型のいずれかに該当する事情が存在するときでも、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、機構に対して総新株予約権付社債権者通知請求を行うことはできない。</p> <p>① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。 ② 犯罪目的を有するとき。 ③ 公序良俗に反するとき。 ④ 第三者への漏えいを目的とするとき。 ⑤ 新株予約権付社債権者に対する営業行為を行う目的であるとき。 ⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。</p> <p>b 通知期限 新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して7営業日前の日の午後5時まで</p> <p>c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総新株予約権付社債権者通知請求書」を機構に対して提出する。</p> <p>d 通知内容 ① 新株予約権付社債権者確定日</p>	<p>※ 機構は、発行者が解釈指針に定める「正当な理由以外」の事由により行う総新株予約権付社債権者通知請求については、その請求を受理しない。</p> <p>※ その他の具体的な理由として、発行者が新株予約権付社債に係る社債権者集会を招集する際に、法定の公告に加えて招集の通知を行うために新株予約権付社債権者を把握する目的等が考えられる。</p> <p>※ 総新株予約権付社債権者通知請求書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-02）を参照。</p> <p>（業第246条第2項、施第329条）</p>

内 容	備 考
<p>② 総新株予約権付社債権者通知請求の対象となる銘柄</p> <p>③ 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由</p> <p>④ 総新株予約権付社債権者通知請求を行う理由が正当と認められない目的に該当するか否かの別</p> <p>2. 総新株予約権付社債権者通知の手続</p> <p>(1) 機構加入者及び発行者に対する「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の通知</p> <p>機構は、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったとき又は総新株予約権付社債権者通知請求を受理したときは、総新株予約権付社債権者通知に係る日程案内（以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内」という。）を、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に機構加入者及び株主名簿管理人に対して通知する。</p> <p>また、総新株予約権付社債権者通知事由が生ずることとなったときは、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日のほか、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日にも行う（以下「取扱廃止事前通知」という。）。「総新株予約権付社債権者通知日程案内」又は「取扱廃止事前通知」（以下「総新株予約権付社債権者通知日程案内等」という。）を受けた直接口座管理機関は、その直近下位機関がある場合には、当該直近下位機関に対して総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。）。</p> <p>a 機構加入者及び株主名簿管理人に対する通知</p> <p>(a) 通知方法</p> <p>ファイル伝送及び統合W e b 端末（ただし、株主名簿管理人に対してはファイル伝送に限る。）</p>	<p>※ 振替新株予約権付社債に係る社債権者集会の招集のために総新株予約権付社債権者通知請求を行う場合には、「社債権者集会の開催事務の効率化ガイドライン（標準モデル）」の利用の有無についても併せて通知する。なお、機構は、発行者からガイドラインの利用について通知を受けたときは、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトによりその旨を通知する。</p> <p>(業第 242 条、施第 321 条)</p> <p>※ 左記に掲げる通知方法のほか、Target 保振サイトにより、総新株予約権付社債権者通知事由を通知する。</p> <p>※ 統合W e b 端末では、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を新株予約権付社債</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知内容</p> <p>ア 基本的な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権付社債権者確定日 ② 新株予約権付社債権者確定日に係る振替新株予約権付社債の銘柄（以下「総新株予約権付社債権者通知対象銘柄」という）（銘柄コード） ③ 総新株予約権付社債権者通知事由 ④ 直接口座管理機関が機構加入者口座ごとに機構に報告すべき総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数（以下「総新株予約権付社債権者報告対象社債数」という。）の通知日（総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知日） ⑤ 「総新株予約権付社債権者報告データの報告期間（「総新株予約権付社債権者報告データ報告日（自）」及び「総新株予約権付社債権者報告データ報告日（至）」） ⑥ 総新株予約権付社債権者通知日 ⑦ 「配分明細通知データ」が通知されるか否かの別（配分明細区分） ⑧ 「配分明細通知データ」の通知予定日（「配分明細通知日」） ⑨ 機構及び口座管理機関が振替口座簿に調整新株予約権付社債数等を記録する予定日（「口座簿記載予定日」） ⑩ 配分される銘柄（配分銘柄コード） <p>イ 増減資に係る内容</p> <p>新株予約権付社債権者確定日が取得条項付新株予約権付社債の全部取得又は新株予約権付社債の承継（以下「増減資等」という。）のいずれかに係るものであるときは、前ア以外に次の内容についても通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 増減資等の種別 ② 割当比率（「割当比率（分母）」及び「割当比率（分子）」） ③ 増減資等の効力発生日（効力発生日） ④ 増減資等の効力が登記による場合の登記予定日（「登記日」） ⑤ 「配分明細通知データ」を通知することとなった事象により配分されることとなる「合算先銘柄コード」 	<p>権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から新株予約権付社債権者確定日の7ヵ月後の日までの間、照会することができる。</p> <p>(施第322条)</p> <p>※ 新株予約権付社債権者確定日は暦日ベースで通知されるが、休日である場合には、その前営業日を新株予約権付社債権者確定日として取り扱う。以下同じ。</p> <p>※ 「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」については、(3)を参照。</p> <p>※ 「総新株予約権付社債権者報告データ」については、(4)を参照。</p> <p>※ 「配分明細通知データ」及び調整新株予約権付社債については、第3節「新規記録」及び第10節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」等を参照。</p> <p>※ 「総新株予約権付社債権者通知日程案内」において、「登記日」は新株予約権付社債の承継の場合に設定する（ただし、登記を要件としている場合に限る。）。</p> <p>※ 取得条項付新株予約権付社債の全部取得又は新株予約権付社債の承継の場合には、「合算先銘柄コード」を設定する。</p>

内 容	備 考
<p>b 総新株予約権付社債権者通知日程案内等を受けた機構加入者及び株主名簿管理人における取扱い</p> <p>通知を受けた機構加入者及び株主名簿管理人は、総新株予約権付社債権者通知日程案内等の内容を確認し、その内容に誤りがある場合は、速やかに機構に対してその旨の報告を行う。</p> <p>c 総新株予約権付社債権者通知日程案内等の変更、追加及び取消し</p> <p>機構は、前bの結果、次のいずれかに該当するときには、それぞれに掲げる事項を付加した訂正後の「総新株予約権付社債権者通知日程案内」を機構加入者及び株主名簿管理人に対して通知する。</p> <p>① 通知済の「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の内容を変更する必要がある場合 変更である旨</p> <p>② 総新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日を過ぎた後又は総新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して11営業日前の日を過ぎた後に、総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の追加が発生した場合 追加である旨</p> <p>③ 通知済の総新株予約権付社債権者通知日程案内等が不要となった場合 取消しである旨</p> <p>(2) 直接口座管理機関に対する「登録済加入者データ」の通知</p> <p>a 直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の通知に併せて、加入者情報の通知漏れ防止のため、新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に直接口座管理機関（信託財産名義通知信託口の機構加入者を含む。以下この節において同じ。）に対して「登録済加入者データ」を通知する。</p> <p>機構は、「登録済加入者データ」により、直前の総新株予約権付社債権者通知（他の銘柄に係るものを含む。）に係る「登録済加入者データ」の通知日から今回の「登録済加入者データ」の通知日の前営業日（今回の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して6営業日前）までの間（以下「通知対象期間」という。）に、直接口座管理機関から「加入者情報データ（新規登録）」が通知され、加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録した加入者に係る加入者口座コードを直接口座管理機関に対して通知する。</p> <p>機構から「登録済加入者データ」の通知を受けた直接口座管理機関が、加入者の直近上位機関</p>	<p>※ 左記報告は、電話等により行う。</p> <p>※ 機構は誤りの内容（未通知の場合を含む。）によっては、発行者に対して別途書面の提出を求める場合がある。</p> <p>※ 通知方法、通知内容等は、通常の場合と同一。</p> <p>※ 「取扱廃止事前通知」の変更、追加又は取消しが発生した場合であって、既に「総株主通知日程案内」が通知されているときは、「総株主通知日程案内」の変更、追加又は取消しのみを通知する。</p> <p>※ 通知対象期間中に「加入者情報データ（変更）」や「加入者情報データ（加入者口座コード変更通知）」により通知された加入者に係る情報は、「登録済加入者データ」の通知対象外である。通知対象期間中に、「加入者情報データ（新規登録）」により登録を行った後に、加入者口座コードの変更を行った場合には、変更前の加入者口座コードのみが通知されるため注意する。</p> <p>※ 通知対象期間中に加入者情報登録簿に加入者口座情報を登録された加入者であれば、今回の「登録済加入者データ」の通知</p>

内 容	備 考
<p>でないときは、速やかにその直近下位機関のうち加入者の直近上位機関である者又は加入者の上位機関である者に対して、「登録済加入者データ」によって通知を受けた事項を通知しなければならない（当該通知を受けた者が加入者の直近上位機関でない場合も同様とする。）。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新たに加入者口座情報が登録された加入者口座コード ② 新たに加入者口座情報が登録された加入者口座コードに係るチェックデジット ③ 新たに加入者口座情報が登録された加入者口座コードに係る加入者口座情報が登録された日（「株主等通知用データへの登録日」） ④ 通知対象期間（「登録期間（自）」及び「登録期間（至）」） <p>b 「登録済加入者データ」を受けた直接口座管理機関における取扱い 機構に対する加入者情報の通知漏れは、総新株予約権付社債権者通知の遅延要因となるため、「登録済加入者データ」を受けた口座管理機関は、機構に対して未通知となっている加入者情報の有無を確認する。 口座管理機関は、加入者情報の通知に係る原則的な取扱いにかかわらず、新株予約権付社債権者確定日において通知新株予約権付社債権者となることが見込まれる加入者のうち、未通知の加入者情報（変更も含む。）がある場合には、新株予約権付社債権者確定日の前営業日までに</p>	<p>日の前営業日（今回の新株予約権付社債権者確定日の前営業日から起算して6営業日前）までに「加入者情報データ（削除）」に基づき削除の旨の登録を行っていても、「登録済加入者データ」により当該加入者に係る加入者口座コードが通知される。</p> <p>※ 「総新株予約権付社債権者通知日程案内」の変更、追加及び取消しがある場合は、「登録済加入者データ」も併せて通知される。このときの「登録済加入者データ」には、当初の「総新株予約権付社債権者通知日程案内」に係る「登録済加入者データ」で通知した内容は含まれない。</p> <p>※ 加入者情報の通知については、第1章第6節「加入者情報に関する取扱い」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>「加入者情報データ（新規登録）又は「加入者情報データ（変更）」等を通知しなければならない。</p> <p>なお、口座管理機関は、やむを得ない事情により、新株予約権付社債権者確定日に総新株予約権付社債権者通知対象銘柄を保有する加入者に係る加入者情報等の通知を行う場合には、あらかじめ機構に対しその旨を通知する。</p> <p>(3) 直接口座管理機関に対する「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」の通知</p> <p>a 機構における総新株予約権付社債権者対象社債数の確定</p> <p>機構は、新株予約権付社債権者確定日の業務終了時における振替口座簿に記録された総新株予約権付社債権者報告対象銘柄である振替新株予約権付社債の数に基づいて、銘柄ごとに、直接口座管理機関が機構に報告すべき総新株予約権付社債権者報告対象社債数を算出する。</p> <p>b 直接口座管理機関に対する「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」の通知</p> <p>機構は、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日に、直接口座管理機関が行うべき総株予約権付社債権者報告の対象となる総新株予約権付社債権者報告対象社債数(総新株予約権付社債権者報告対象社債数がゼロである場合を含む。)を直接口座管理機関に対して通知する(以下「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」という。)</p> <p>(a) 通知方法</p> <p>ファイル伝送及び統合W e b 端末</p>	<p>※ 左記の報告は電話等により行う。</p> <p>(業第 243 条、施第 323 条)</p> <p>※ 総新株予約権付社債権者対象社債数の確定に際して、振替新株予約権付社債は、総株主通知における特別株主管理事務委託状況確定処理に相当する処理は行わない。</p> <p>※ 機構は、機構における「総新株予約権付社債権者報告データ」の作成対象である機構加入者の自己口についても、総新株予約権付社債権者対象社債数を通知する。</p> <p>※ ファイル伝送では、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日の午後 3 時から午後 8 時までの間に「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」を取得することができる。</p> <p>※ 統合W e b 端末では、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日及び翌々営業日の午前 7 時から午後 8 時までの間に「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」を取得することができる。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権付社債権者確定日 ② 機構加入者コード ③ 総新株予約権付社債権者報告の対象銘柄（銘柄コード） ④ 機構の振替口座簿に記録されている数（振替口座簿数量） ⑤ 過誤訂正による調整が行われた場合のその数（過誤訂正数量） ⑥ 総新株予約権付社債権者報告対象社債数（報告数量） <p>(4) 直接口座管理機関による「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知</p> <p>直接口座管理機関は、その備える振替口座簿、信託財産名義管理簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿の新株予約権付社債権者確定日における記載又は記録に基づいて、総新株予約権付社債権者通知のために必要な事項として機構が定める通知新株予約権付社債権者に係る情報を、「総新株予約権付社債権者報告データ」として機構に対して、以下のとおり通知するものとする。間接口座管理機関は、総新株予約権付社債権者通知のために必要な事項として機構が定める通知新株予約権付社債権者に係る情報の機構に対する通知をその直近上位機関に委託する（その直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。）。</p> <p>直接口座管理機関は、機構に通知する「総新株予約権付社債権者報告データ」における通知新株予約権付社債権者の総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数の合計数と機構から通知された「総新株予約権付社債権者報告対象社債数通知」における報告すべき振替新株予約権付社債の数が一致しているかを照合するものとする。なお、直接口座管理機関は、下位機関から通知新株予約権付社債権者ごとの総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数等の情報を受領したときは、その数の合計が、自らの振替口座簿において当該下位機関に係る顧客口に記載又は記録されている数と一致していることを併せて確認する。</p> <p>なお、機構加入者の自己口については、機構が、その備える振替口座簿、信託財産名義管理簿及び反対新株予約権付社債権者管理簿の新株予約権付社債権者確定日における記録に基づいて、通知新株予約権付社債権者ごとの総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数等の情報を「総新株予約権付社債権者報告データ（機構作成分）」として作成する。</p>	<p>※ 振替口座簿の過誤訂正が発生した場合（総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の場合に限る。）には、総新株予約権付社債権者報告対象社債数の訂正が発生する。</p> <p>（業第244条、施第324条）</p> <p>※ 信託財産名義通知信託口の機構加入者は、信託財産名義管理簿に記載又は記録された信託財産名義に係る振替新株予約権付社債の数を対象とする「総新株予約権付社債権者報告データ」を作成しなければならない。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、通知新株予約権付社債権者に係る総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数がゼロの場合には、機構に「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知する必要はない。</p> <p>※ 機構は、直接口座管理機関から「総新株予約権付社債権者報告データ」を受領したときは、速やかに、簡易なチェック（「総新株予約権付社債権者報告データ」における総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の機構加入者コードごとの合計数が当該銘柄に係る当該機構加入者コードの総新株予約権付社債権者報告対象社債数と一致しているかのチェックを含む。）を行い、当該口座管理機関に対し、チェック結果を含む「総新株予約権付社債権者報告データ入力処理内容通知」を通知する。当該直接口座管理機関は、速やかに、入力件数及びエラー件数等の確認を行い、必要に応じて、機構に対</p>

内 容	備 考
<p>a 通知期限 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日まで</p> <p>b 通知方法 ファイル伝送</p> <p>c 取扱時間 (a) 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日に通知する場合 午後3時から午後8時まで (b) 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日に通知する場合 午前3時から午後8時まで</p> <p>d 通知内容 ① 総新株予約権付社債権者報告の対象銘柄（銘柄コード） ② 機構加入者コード ③ 通知新株予約権付社債権者の加入者口座コード ④ 通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードに係るチェックデジット ⑤ 通知新株予約権付社債権者の総新株予約権付社債権者通知対象銘柄である振替新株予約権付社債の数 ⑥ 当該振替新株予約権付社債の記録されている口座が新株予約権付社債権者の名義でない場</p>	<p>し、訂正内容を反映した「総新株予約権付社債権者報告データ」を再通知するものとする。</p> <p>※ 口座管理機関は、新株予約権付社債権者確定日に、超過記載又は記録がある場合の振替新株予約権付社債の取得の義務及び取得した振替新株予約権付社債に係る権利の全部の放棄の義務に履行されていないものがある場合は、機構に対する「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知の際に、あわせて発行者に対抗できないものの数を通知しなければならない。</p> <p>(業第245条)</p> <p>※ 「記録先加入者口座コード」には、通知新株予約権付社債権者の有する振替新株予約権付社債が質権又は反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求の目的として他の加入者の口座に記載又は記録されている場合に、当該他の加入者（記録先加入者）の口座に係る加入者口座コードを設定する。</p>

内 容	備 考
<p>合には、当該記録されている口座に係る加入者口座コード（記録先加入者口座コード）</p> <p>⑦ 記録先加入者口座コードに係るチェックデジット</p> <p>⑧ ⑥に該当する場合にはその旨（質属性区分）</p> <p>e 「総新株予約権付社債権者報告データ」の訂正又は取消し</p> <p>(a) 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目日の午後8時までの訂正 直接口座管理機関は、機構に対して通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」について、 通知期限前にその訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、訂正又は取消しの内容を反映した 「総新株予約権付社債権者報告データ」を銘柄単位かつ機構加入者口座単位で機構に対して再通 知する。</p> <p>(b) 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目日の午後8時以降の訂正 直接口座管理機関は、機構に対して通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」について、 通知期限後にその訂正又は取消しを要する事情が発生したときは、直ちに、その旨を機構に報告し、 機構の指示にしたがって事後処理を行う。</p> <p>f 「加入者情報未提出エラーデータ」の通知 直接口座管理機関が、機構に対して通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」の中に、加 入者情報登録簿に加入者口座情報が登録されていない加入者又は加入者口座情報に削除の旨の登 録がされている加入者（以下「加入者情報未通知新株予約権付社債権者」という。）に係る加入者 口座コードが含まれている場合には、機構は、「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領日の 翌営業日に、次のとおり「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する</p> <p>(a) 通知対象</p> <p>① 機構に通知された「総新株予約権付社債権者報告データ」の中に、加入者情報未通知新株予約 権付社債権者に係る加入者口座コードがある場合の当該加入者口座コードに係る加入者の口座 を開設している口座管理機関（以下「加入者情報未通知機関」という。当該加入者情報未通知新 株予約権付社債権者のために口座を開設しているのが間接口座管理機関であるときは、機構は、 その上位機関である直接口座管理機関に対して「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。）</p>	<p>※ 「質属性区分」には、反対新株予約権付社債権者の新株予約権付社債買取請求の目的である場合には、略式質を設定する。</p> <p>※ 通知方法及び取扱時間等は、通常の場合と同一。</p> <p>※ 一旦、機構に対して「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知した後は、通知そのものを取り消すことはできない。</p> <p>※ 左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>※ 機構は、加入者情報未通知新株予約権付社債権者に関する判定を「総新株予約権付社債権者報告データ」の中の新株予約権付社債権者の加入者口座コード及び記録先加入者口座コードの双方について行う。</p> <p>※ 機構は、加入者情報未通知新株予約権付社債権者がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p> <p>※ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者が信託財産名義として機構に対して届け出られたものであるときには、当該信託財産名義を届け出た信託財産名義通知信託口の機構加入者に対して、「加入者情報未提出エラーデータ」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>② 機構に通知された「総新株予約権付社債権者報告データ」の中に、加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者口座コードがある場合で、当該加入者口座コードに係る加入者を質権新株予約権付社債に係る新株予約権付社債権者として報告した直接口座管理機関</p> <p>①及び②の口座管理機関を以下「加入者情報未通知機関等」という。</p> <p>(b) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(c) 通知内容</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コード</p> <p>③ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードに係るチェックデジット</p> <p>④ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードに係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていないものであるか又は削除の旨が登録されたものであるかの別（未提出状況区分）</p> <p>⑤ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者の加入者口座コードが自社の通知した「総新株予約権付社債権者報告データ」に含まれていたものである場合にはその旨（提出区分）</p> <p>(d) 「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関の処理 「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、エラーとなった原因を特定し、次に掲げる区分に応じ、直ちに機構に対して必要な対応を行わなければならない。加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関は、直ちにその内容を直近下位機関（加入者情報未通知機関又はその上位機関である者）に通知しなければならない。また、加入者情報未通知機関が、間接口座管理機関であって、機構に対する通知を行うときは、その上位機関を通じて行う。</p> <p>ア 「総新株予約権付社債権者報告データ」で通知した加入者口座コードに誤りがあった場合 機構に対して、誤った加入者口座コードを「総新株予約権付社債権者報告データ」で通知した直接口座管理機関は、訂正後の内容で「総新株予約権付社債権者報告データ」を再作成し、機構に対して再通知する。</p> <p>イ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿に登録されていなかった場合</p>	<p>※ 「加入者情報未提出エラーデータ」と併せて、「通知日程延期通知データ」（(6)を参照。）を受領した加入者情報未通知機関等は、未提出となった理由及び加入者情報の通知見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>※ 「総新株予約権付社債権者報告データ」の訂正は、前 e を参照。</p> <p>※ 加入者情報の通知については、第 1 章第</p>

内 容	備 考
<p>加入者情報未通知機関は、当該加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る「加入者情報データ（新規登録）」を機構に対して通知する。</p> <p>ウ 加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者口座情報が、機構の加入者情報登録簿において削除の旨の登録がされていた場合 加入者情報未通知機関は、当該加入者情報未通知新株予約権付社債権者に係る加入者の口座を再開する旨の「加入者情報データ（削除）」を機構に対して通知する。</p> <p>g 「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知が遅延した場合の取扱い 「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の業務終了時に、機構に対して全部又は一部の「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知しなかった直接口座管理機関（以下「報告遅延機関」という。）がある場合には、機構は、当該通知期限の翌営業日に、次のとおり「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を通知する。</p> <p>(a) 通知対象 報告遅延機関</p> <p>(b) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(c) 通知内容 ① 「総新株予約権付社債権者報告データ」が未通知となっている総新株予約権付社債権者通知対象銘柄（銘柄コード）</p>	<p>6 節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 加入者口座情報に係る削除の旨の登録を訂正する場合は、その旨を含む「加入者情報訂正申告データ」を機構に対して通知しなければならない。詳細は第1章第6節「加入者情報の管理」を参照。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の業務終了時まで、機構に対して全部又は一部の「総新株予約権付社債権者報告データ」を通知できなかったとき又は通知できないことが見込まれたときは、直ちにその旨を機構に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>※ 機構は、未通知となっている「総新株予約権付社債権者報告データ」が通知されるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p>

内 容	備 考
<p>② 報告遅延機関の機構加入者コード</p> <p>③ 報告遅延機関が報告すべき振替新株予約権付社債の総数</p> <p>(d) 「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関の処理 「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を受領した直接口座管理機関は、直ちに未通知となっている「総新株予約権付社債権者報告データ」を作成し、通知を行わなければならない。</p> <p>(5) 発行者に対する「総新株予約権付社債権者通知データ」の通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関からの「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領が完了したときは、受領した「総新株予約権付社債権者報告データ」及び機構が作成した「総新株予約権付社債権者報告データ（機構作成分）」に、機構における加入者口座情報の名寄せ結果を反映し、「総新株予約権付社債権者通知データ」を作成する。</p> <p>機構は、直接口座管理機関から「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領が完了した日の翌営業日（「総新株予約権付社債権者報告データ」の受領が完了した日が新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日以前であったときは、新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日）に、発行者に対して、次のとおり「総新株予約権付社債権者通知データ」を通知する。</p> <p>また、機構は、総新株予約権付社債権者通知の総新株予約権付社債権者通知事由が新株予約権付社債権数申告等を伴うものである場合には、当該総新株予約権付社債権者通知と同時に、直接口座管理機関に対して「配分明細通知データ」の通知を行う。</p> <p>a 通知方法 ファイル伝送</p> <p>b 通知内容 機構は、発行者に対する「総新株予約権付社債権者通知データ」を、次の「総新株予約権付社債</p>	<p>※ 「総新株予約権付社債権者報告データ」の訂正は、eを参照。</p> <p>※ 「総新株予約権付社債権者報告未提出エラーデータ」を受領した報告遅延機関は、「総新株予約権付社債権者報告データ」の全部又は一部を期限までに通知できなかった理由及び当該データの通知の見込み等を直ちに機構に対して電話等により報告しなければならない。</p> <p>(業第 245 条、施第 325 条、施 326 条、施 327 条)</p> <p>※ 機構は、機構又は口座管理機関において、超過記載又は記録に係る義務に履行されていないものがある場合には、「総新株予約権付社債権者通知データ」の通知の際に、あわせて発行者に対抗できないものの数を通知する。</p> <p>※ 「配分明細通知データ」については、第3節「新規記録手続」及び第10節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」等を参照。</p> <p>※ 一の銘柄に係る「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」</p>

内 容	備 考
<p>権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」と「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」の2種類のデータにより通知する。</p> <p>(a) 「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」の通知内容 機構は、直接口座管理機関から通知された「総新株予約権付社債権者報告データ」及び機構が作成した「総新株予約権付社債権者報告データ（機構作成分）」のうち、同一新株予約権付社債権者の保有新株予約権付社債数を合算し、「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」を作成する。通知内容は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総新株予約権付社債権者通知の対象銘柄（「銘柄コード」） ② 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コード ③ 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コードに係るチェックデジット ④ ②で特定された通知新株予約権付社債権者に係る新株予約権付社債が特別口座のみに記録されている場合にはその旨（「特別口座区分」） ⑤ ②で特定された通知新株予約権付社債権者に係る総新株予約権付社債権者通知時における総新株予約権付社債権者通知対象銘柄の数（「通知対象数量」） ⑥ 取得条項付新株予約権付社債の全部取得、合併等（消滅会社等の新株予約権付社債が、合併、株式交換又は株式移転に際して、存続会社等又は新設会社等に振替新株予約権付社債として承継されるものをいう。以下同じ。）により、総新株予約権付社債権者通知の対象銘柄以外の銘柄を割り当てる場合にはその銘柄コード（「割当先銘柄コード」） ⑦ ⑥の割当をする振替新株予約権付社債の数（割当計算後数量（整数）及び割当計算後数量（小数）） <p>(b) 「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」の通知内容 機構は、前（a）で作成した「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債数情報）」に含まれる通知新株予約権付社債権者について「総新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」を作成する。通知内容は以下のとおり。</p>	<p>及び「新株予約権付社債権者通知データ（新株予約権付社債権者情報）」のいずれか又は両方が作成できなかつた場合には、当該銘柄に係る総新株予約権付社債権者通知の延期を行い、部分的な通知は行わない。</p> <p>※ 割当計算後数量＝通知対象数量×（割当比率（分子）÷割当比率（分母））</p> <p>※ 新株予約権付社債権者情報は、新株予約権付社債権者確定日現在での情報に基づき作成する。</p> <p>※ 総新株予約権付社債権者通知は、前回の総新株予約権付社債権者通知で通知した新株予約権付社債権者も含んだ新株予約権付社債権者確定日時点における全新株予約権付社債権者の情報を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>ア 基本的な内容</p> <p>① 総新株予約権付社債権者通知の対象銘柄（「銘柄コード」）</p> <p>② 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コード</p> <p>③ 通知新株予約権付社債権者の株主等照会コードに係るチェックデジット</p> <p>④ 通知新株予約権付社債権者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるか否かの別（「外国人区別」）</p> <p>⑤ 通知新株予約権付社債権者の氏名又は名称</p> <p>⑥ 氏名又は名称・桁あふれ区分</p> <p>⑦ 通知新株予約権付社債権者のカナ氏名又はカナ名称</p> <p>⑧ カナ氏名又はカナ名称・桁あふれ区分</p> <p>⑨ 通知新株予約権付社債権者の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号</p> <p>⑩ 通知新株予約権付社債権者の住所</p> <p>⑪ 通知新株予約権付社債権者が法人であるときは、代表者の役職名並びに氏名及びカナ氏名</p> <p>イ 通知新株予約権付社債権者からの届出の取次ぎに係る内容</p> <p>機構は、次に掲げる届出について、通知新株予約権付社債権者から発行者に対する届出の取次ぎを委託されているときは、発行者に対し、前アの「基本的な内容」に加え、次のそれぞれに掲げる届出の内容を通知する。</p> <p>（ア）通知新株予約権付社債権者の口座が複数の者の共有に属する場合の共有代表者の選任</p>	<p>※ ⑤、⑦又は⑩について、桁あふれがあるときは、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により通知新株予約権付社債権者の氏名等の情報のすべてを記載した「株主情報通知書（氏名・名称・住所）」を発行者に対して通知する。</p> <p>※ ⑩について、機構は、通知新株予約権付社債権者の住所のうち町・字コード化可能な部分については、住所コードにより発行者に通知する。</p> <p>※ ⑤、⑦、⑨及び⑩について、通知新株予約権付社債権者の口座が複数の者の共有に属する場合には、機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により共有者全員の氏名又は名称及び住所を記載した「株主情報通知書（共有者情報）」を発行者に対して通知する。</p> <p>（業第33条第7項及び第8項）</p> <p>※ 左記の通知を受けた発行者は、総新株予約権付社債権者通知のときに、通知新株予約権付社債権者から、当該内容の届出を受けたものとして取り扱う。</p>

内 容	備 考
<p>に係る届出</p> <p>① 共有代表者の役職名</p> <p>② 共有代表者の氏名</p> <p>③ 共有代表者のカナ氏名</p> <p>(イ) 常任代理人の選任に係る届出又は加入者が非居住者である場合の国内連絡先の指定(常任代理人の選任に代えて行うものに限る。)に係る届出</p> <p>① 常任代理人の氏名又は名称</p> <p>② 常任代理人の代表者等の役職名</p> <p>③ 常任代理人の代表者等の氏名</p> <p>④ 常任代理人又は国内連絡先の住所に係る郵便番号</p> <p>⑤ 常任代理人又は国内連絡先の住所(住所コードを含む場合がある。)</p> <p>(ウ) 法定代理人の選任に係る届出</p> <p>① 法定代理人の氏名又は名称</p> <p>② 法定代理人の代表者等の役職名</p> <p>③ 法定代理人の代表者等の氏名</p> <p>④ 法定代理人の住所が日本国内に所在するものであるときは、その郵便番号</p> <p>⑤ 法定代理人の住所(住所コードを含む場合がある。)</p> <p>⑥ 法定代理人等の代理権の制限に係る事項</p> <p>c 「総新株予約権付社債権者通知データ」の訂正</p> <p>機構は、口座管理機関からの「総新株予約権付社債権者報告データ」に誤りがあった場合等には、直ちにその旨を発行者に報告し、発行者に通知済みの「総新株予約権付社債権者通知データ」に訂正が必要となった場合には、訂正後の内容を「総新株予約権付社債権者通知訂正通知書」を発行者に対して通知する。</p> <p>(6) 総新株予約権付社債権者通知の日程延期</p> <p>a 日程延期の事由</p> <p>機構は、次に掲げる場合には、総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知した総新株予約権付社債権者通知対象銘柄に係る総新株予約権付社債権者通知日を延期する。</p> <p>① 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の業務終了時において、加入者情報未通知機関等がある場合</p> <p>② 新株予約権付社債権者確定日の翌営業日から起算して2営業日目の日の業務終了時において</p>	<p>※ 通知新株予約権付社債権者が非居住者であって、①～③の情報はなく、④及び⑤に係る情報のみが通知された場合には、当該内容の通知を受けた発行者は、通知新株予約権付社債権者から、国内連絡先住所の届出を受けたものとして取り扱わなければならない。</p> <p>※ 左記の報告は、電話等により行う。</p> <p>※ 機構は、加入者情報Web端末の「申請・届出書等」画面により「総新株予約権付社債権者通知訂正通知書」の通知を行う。</p> <p>※ 加入者情報未通知機関等については、(4) f (a) を参照。報告遅延機関については、(4) g を参照。</p>

内 容	備 考
<p>て、報告遅延機関がある場合</p> <p>b 機構加入者に対する「通知日程延期通知データ」等の通知 機構は、総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知した総新株予約権付社債権者通知日を延期したときは、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の翌営業日に、機構加入者に対し、その旨及びその理由を「通知日程延期通知データ」によって通知する。</p> <p>(a) 通知対象 機構加入者に対する「通知日程延期通知データ」は、総新株予約権付社債権者通知事由が新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債数申告等を伴うものであるか否かによって、通知される対象が次のように異なる。</p> <p>ア 総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告を伴うものである場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関） ② 報告遅延機関 ③ 総新株予約権付社債権者通知日の延期の対象となった総新株予約権付社債権者通知対象銘柄について、総新株予約権付社債権者報告対象新株予約権付社債数が1以上である機構加入者口座の機構加入者（加入者情報未通知機関等及び報告遅延機関を除く。） <p>イ 総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告等を伴うものでない場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関） ② 報告遅延機関 <p>(b) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(c) 通知内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 総新株予約権付社債権者通知が延期となった対象銘柄（「銘柄コード」） ② 総新株予約権付社債権者通知が延期となった理由（「延期事由」） ③ 延期となった総新株予約権付社債権者通知における加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関の総新株予約権付社債権者報告対象社債数 	<p>※ 「通知日程延期通知データ」を受領した直接口座管理機関が、加入者情報未通知機関等及びその上位機関又は報告遅延機関でない場合には、日程延期の原因となった口座管理機関が報告すべき新株予約権付社債数の合計が通知される。</p>

内 容	備 考
<p>(d) 「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者における処理 機構から「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者は、通知された内容を確認しなければならない。</p> <p>「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者は、総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告等を伴うものである場合であって、その総新株予約権付社債権者通知日の延期対象となった総株予約権付社債権者通知対象銘柄については、総新株予約権付社債権者報告対象社債数が1以上である直近下位機関があるときは、当該直近下位機関に対して、「通知日程延期通知データ」の内容を通知しなければならない（当該通知を受けた者が、間接口座管理機関である場合についても同様とする。）。</p> <p>また、加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、「通知日程延期通知データ」を受領した機構加入者は、その内容を直近下位機関（加入者情報未通知機関又はその上位機関である者）に通知しなければならない。</p> <p>c 発行者に対する「通知日程延期通知データ」の通知 機構は、発行者に対して総新株予約権付社債権者通知日程案内等により通知した総新株予約権付社債権者通知対象銘柄に係る総新株予約権付社債権者通知日を延期したときは、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知期限の翌営業日に、発行者に対し、その旨及びその理由を「通知日程延期通知データ」によって通知する。</p> <p>(a) 通知方法 ファイル伝送</p> <p>(b) 通知内容 ① 総新株予約権付社債権者通知が延期となった対象銘柄（「銘柄コード」） ② 総新株予約権付社債権者通知が延期となった理由（「延期事由」） ③ 延期となった総新株予約権付社債権者通知における加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関の総新株予約権付社債権者報告対象社債数</p>	<p>※ 総新株予約権付社債権者通知事由が、新株予約権付社債数申告を伴うものである場合、機構が直接口座管理機関に対して通知する「配分明細通知データ」の通知日程が延期される。</p> <p>※ 「通知日程延期通知データ」と併せて、「加入者情報未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、(4) f (d) に定める処理を行わなければならない。</p> <p>※ 「通知日程延期通知データ」と併せて、「総株主報告未提出エラーデータ」を受領した口座管理機関は、(4) g (d) に定める処理を行わなければならない。</p> <p>※ 機構は、加入者情報未通知機関等又は報告遅延機関がなくなるまで、左記の通知を毎営業日行う。</p>

内 容	備 考
<p>d 発行者に対する総新株予約権付社債権者通知の遅延等に係る通知</p> <p>機構は、口座管理機関からの総新株予約権付社債権者通知の遅延に関する報告に基づき、総新株予約権付社債権者通知の延期の事由、加入者情報未通知機関等（加入者情報未通知機関が間接口座管理機関であるときは、その上位機関である直接口座管理機関を含む。）又は報告遅延機関（間接口座管理機関から必要な情報が得られないために、「総新株予約権付社債権者報告データ」の通知が遅延した場合については、その間接口座管理機関を含む。）の名称及び総新株予約権付社債権者通知の見込み等を記載した「総新株予約権付社債権者通知日程延期通知書」を Target 保振サイトにより発行者に対して通知する。</p> <p>e 遅延が解消した場合の総新株予約権付社債権者通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関が b に掲げる対応を行い、各営業日の「総新株予約権付社債権者通知データ」を作成する時点において総新株予約権付社債権者通知を行う準備が整ったときは、その日の翌営業日に、発行者に対して「総新株予約権付社債権者通知データ」を通知する。</p> <p>また、機構は、当該総新株予約権付社債権者通知の総新株予約権付社債権者通知事由が新株予約権付社債数申告等を伴うものである場合には、当該総新株予約権付社債権者通知と同時に、直接口座管理機関に対して「配分明細通知データ」の通知を行う。</p>	<p>※ 機構は、口座管理機関からの報告内容に基づき発行者への報告を行う。</p> <p>※ 「配分明細通知データ」については、第 3 節「新規記録」及び第 10 節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手續」等を参照。</p>

以上

第13節 振替口座簿の情報提供請求の手続

内 容	備 考
<p>1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。</p> <p>2. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。ただし、(1) a③から⑥まで及び(2) b (a) ③から⑤までを除く。</p>	

以 上

第 14 節 社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱い

内 容	備 考
<p>1. 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の交付手続</p> <p>(1) 機構加入者による証明書の交付請求</p> <p>機構加入者は、機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている新株予約権付社債の銘柄について、証明書の交付を請求する場合には、機構に対して、次に掲げる事項を記入した所定の請求書を提出し、証明書の交付請求を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求書の提出方法 Target 保振サイト ・ 請求書記載事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 証明書の交付請求を行う機構加入者の名称及び住所 ② 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ③ 証明書の請求の目的（請求理由が、社債権者集会における議決権行使か否かの別（社債権者集会における議決権行使の場合には、社債権者集会開催日も記載）） ④ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄の名称 ⑤ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄コード ⑥ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の金額 ⑦ 証明書の送付先 ⑧ その他必要な事項 <p>(2) 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結</p> <p>機構は、機構加入者から証明書の交付請求を受けた場合には、機構の備える振替口座簿の自己口に記録された新株予約権付社債の銘柄のうち、当該証明書の交付請求の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、口座残高の凍結（振替及び抹消の停止措置をいう。以下第 14 節において同じ。）を行う。</p>	<p>（業第 253 条及び第 254 条、施第 332 条及び第 333 条）</p> <p>※ 機構加入者は、当該請求の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金（満期償還及び全額繰上償還に伴う償還金をいう。以下第 14 節において同じ。）の受領を行うことはできない。</p> <p>※ 請求書については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-05）を使用する。</p> <p>※ 機構は、原則として、毎営業日の午後 3 時までに受け付けた請求を当日分として、翌々営業日に証明書を発送する。</p> <p>※ ⑥について、機構加入者は、特定の銘柄に係る新株予約権付社債の全部又は一部の金額を指定して証明書の交付を請求することが可能。</p> <p>※ 機構は、原則として、毎営業日の午後 3 時までに受け付けた請求を当日分として、翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による証明書の交付</p> <p>機構は、機構加入者より証明書の交付請求を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の交付請求を行った機構加入者の名称及び住所 ② 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ 機構加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び⑤のうち信託財産であるものの金額 ⑦ 振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が外国人制限銘柄であり、機構加入者が外国人等であるときはその旨 ⑧ その他必要な事項 <p>(4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）</p> <p>機構は、機構加入者に対し、証明書を交付した場合であって、当該証明書の対象となった銘柄の償還が迫っているときには、支払代理人に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った旨 ② 証明書の交付に係る口座残高の凍結日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 <p>なお、償還が迫っている銘柄か否かは以下により判断する。</p> <p>【償還が迫っていない銘柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来しない銘柄 <p>【償還が迫っている銘柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来する銘柄 	<p>※ 機構は、原則として、当該請求を受け付けた日の翌々営業日に、(1)⑦の証明書の送付先あてに証明書を発送する。</p> <p>※ 証明書の交付は、原則郵送により行う。</p> <p>※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。</p> <p>※ 機構は、証明書の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。</p> <p>※ Target 保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から3か月とする。</p> <p>※ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の場</p>

内 容	備 考
<p>・請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の銘柄</p> <p>2. 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の交付手続</p> <p>(1) 新株予約権付社債権者による証明書の交付請求</p> <p>口座管理機関は、新株予約権付社債権者から新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の交付請求を受けらるにあたっては、当該新株予約権付社債権者から、次に掲げる事項を記載した請求書を受領する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の交付請求を行う新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 証明書の交付請求を行う新株予約権付社債権者に係る口座 ③ 証明書の請求の目的（請求理由が、社債権者集会における議決権行使か否かの別（社債権者集会における議決権行使の場合には、社債権者集会開催日も記載）） ④ 証明書の交付請求の対象となる新株予約権付社債の銘柄の名称 ⑤ その他必要な事項 <p>(2) 新株予約権付社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結</p> <p>口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の交付請求を受けた場合には、新株予約権付社債権者の振替口座簿に記録された新株予約権付社債のうち、当該証明書の交付対象となった新株予約権付社債の金額について、口座残高の凍結を行う。</p> <p>(3) 口座管理機関による証明書の交付</p> <p>口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の交付請求を受けた場合には、次に掲げる事項を記載した証明書を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 対象銘柄の名称 ③ ①の新株予約権付社債権者が保有する対象銘柄の金額 ④ 新株予約権付社債権者が信託の受託者であるときは、その旨及び③のうち信託財産であるものの金額 ⑤ 新株予約権付社債についての処分の制限に関する事項 ⑥ 振替新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が外国人制限銘柄であり、 	<p>合には、証明書の使用を終える時点が分からないため、便宜上、「償還が迫っている銘柄」として取り扱う。</p> <p>※ 社債管理者が設置される新株予約権付社債を想定した社債権者集会における議決権行使の取扱いは、「社債権者集会の開催実務の効率化ガイドライン（標準モデル）」（一般債振替制度に係る業務処理要領 参考4-3-1）を参照。</p> <p>※ 左記の取扱いは、振替法第222条第4項の規定（新株予約権付社債権者は、当該請求の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替又は抹消の申請を行うことはできない。）を担保するための取扱いである。</p> <p>※ ⑤として、証明書の返還手続が完了するまでの間、振替の申請、抹消の申請及び償還金の受領を行うことができない旨を記載する。</p>

内 容	備 考
<p>新株予約権付社債権者が外国人等であるときはその旨</p> <p>(4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知） 直接口座管理機関は、その新株予約権付社債権者からの請求により証明書を交付した場合であって、当該証明書の対象となった銘柄の償還が迫っているとき又は直近下位機関から証明書を交付した旨の通知を受けたときには、直ちに、当該直接口座管理機関の備える振替口座簿の自己口又は顧客口に記録された新株予約権付社債の銘柄のうち、当該証明書の対象となった金額について、機構に対し、以下の事項を記載した「証明書の交付又は返還に関する通知書」（以下「通知書」という。）を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の交付に係る通知である旨 ② 対象銘柄の名称 ③ 対象銘柄の銘柄コード ④ 対象銘柄の金額 ⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード ⑥ その他必要な事項 <p>なお、償還が迫っている銘柄か否かは以下により判断する。</p> <p>【償還が迫っていない銘柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来しない銘柄 <p>【償還が迫っている銘柄】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするものであり、証明書の発行日から社債権者集会開催日の30日後の日までの間に、満期償還日又は繰上償還期日が到来する銘柄 ・ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の銘柄 <p>(5) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構の備える振替口座簿の顧客口に係る口座残高の凍結） 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、機構の備える振替口座簿の顧客口に記録された新株予約権付社債の銘柄のうち、当該通知書により、通知された金額に係る口座残高の凍結を行う。</p>	<p>※ 通知書については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-07）を使用する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、Target 保振サイト接続により、通知書を提出する。</p> <p>※ 証明書を交付した口座管理機関が間接口座管理機関である場合であって、対象銘柄の償還が迫っているときには、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 請求の目的が、社債権者集会における議決権行使を目的とするもの以外の場合には、証明書の使用を終える時点が分からないため、便宜上、「償還が迫っている銘柄」として取り扱う。</p> <p>※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに口座残高を凍結する。</p>

内 容	備 考
<p>(6) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受け、証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った場合には、支払代理人に対し、次の事項を記載した書面を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の交付に係る口座残高の凍結を行った旨 ② 証明書の交付に係る口座残高の凍結日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 <p>3. 機構の備える振替口座簿の自己口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の返還手続</p> <p>(1) 機構加入者による証明書の返還 機構加入者は、1. (3) 機構による証明書の交付において、機構が交付した証明書について、使用を終えた場合には、機構に対して、速やかに返還する。</p> <p>(2) 機構の備える振替口座簿の自己口に係る口座残高の凍結解除 機構は、機構加入者から証明書が返還された場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>(3) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、1. (4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）により、支払代理人に対して書面を交付している場合であって、機構加入者から証明書の返還を受けたときには、支払代理人に対し、次の事項を記載した書面を交付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード 	<p>※ 機構は、当該通知の対象となった新株予約権付社債の銘柄の金額について、元利金の支払手続の対象（満期償還及び全額繰上償還を除く。）とする。</p> <p>※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。</p> <p>※ 機構は、証明書の交付に係る口座残高の凍結日の翌営業日に左記の書面の交付を行う。</p> <p>※ Target 保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結日の翌営業日から3か月とする。</p> <p>(業第 255 条、施第 334 条)</p> <p>※ 機構への証明書の返還は、郵送により行う。</p> <p>※ 機構は、原則として、証明書の返還日の翌営業日の正午までに証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。</p> <p>※ 機構は、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に左記の書面の交付を行う</p> <p>※ Target 保振サイトの個社別通知にお</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項</p> <p>4. 機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る証明書の返還手続</p> <p>(1) 新株予約権付社債権者による証明書の返還 口座管理機関は、新株予約権付社債権者に対して、新株予約権付社債権者が証明書の使用を終えた場合には、速やかに証明書を返還するように促す。</p> <p>(2) 新株予約権付社債権者の振替口座簿の口座残高の凍結解除 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の返還を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>(3) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知） 直接口座管理機関は、2.(4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）により、機構に対して通知書を提出している場合であって、その新株予約権付社債権者から証明書が返還されたとき又は直近下位機関から証明書が返還された旨の通知を受けたときには、直ちに、機構に対し、通知書の提出により、次に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 証明書の返還に係る通知である旨 ② 対象銘柄の名称 ③ 対象銘柄の銘柄コード ④ 対象銘柄の金額 ⑤ 対象銘柄が記録されている口座の機構加入者コード</p>	<p>ける左記の書面の掲載期間は、口座凍結の解除日の翌営業日から3か月とする。</p> <p>※ 証明書が口座管理機関に返還されないと、口座管理機関が証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行うことができないため、発行者は新株予約権付社債権者に対して速やかに証明書を返還する。</p> <p>※ 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から証明書の返還がされない場合には、必要に応じて、新株予約権付社債権者に対して当該証明書の返還を督促する（償還が迫っていない銘柄として直近上位機関に証明書を発行した旨を通知していない場合であって当該証明書が返還されないまま対象銘柄の償還日が迫ってきたときは機構にその旨を連絡する。）。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、Target 保振サイト接続により、通知書を提出する。 ※ 証明書の返還を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合であって、証明書を交付した旨を直近上位機関に通知しているときには、当該間接口座管理機関は、その直近上位機関に対し、必要な事項を通知しなければならない。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ その他必要な事項</p> <p>(4) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構の備える振替口座簿の顧客口に記録されている新株予約権付社債の銘柄に係る口座残高の凍結解除） 機構は、直接口座管理機関から通知書の提出を受けた場合には、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>(5) 償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知） 機構は、2.（6）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（機構による支払代理人への通知）により、支払代理人に対して書面を交付している場合であって、直接口座管理機関からの通知により、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行ったときには、支払代理人に対し、次に掲げる事項を記載した書面を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行った旨 ② 証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日 ③ 対象銘柄の名称 ④ 対象銘柄の銘柄コード ⑤ 対象銘柄の金額 ⑥ その他必要な事項 <p>5. 証明書の再交付手続</p> <p>(1) 証明書の再交付 機構及び機構加入者は、1.（3）機構による証明書の交付において、証明書を交付した機構加入者から証明書の紛失による証明書の再交付請求を受けた場合には、交付手続と同様の手続により、証明書を再交付する。</p>	<p>※ ④について、複数の証明書の交付に係る通知書の金額を合計して、証明書の返還に係る通知書を提出することはできない。証明書の返還に係る通知書を提出する場合には、2.（4）償還が迫っている銘柄に係る取扱い（直接口座管理機関による機構への通知）において、機構に提出した通知書単位で提出しなければならない。</p> <p>※ 機構は、原則として、通知書の受領日の翌営業日の正午までに、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除を行う。</p> <p>※ 機構は、支払代理人に対して、Target 保振サイトの個社別通知により、左記の書面を交付する。</p> <p>※ 機構は、証明書の返還に係る口座残高の凍結の解除日の翌営業日に左記の書面を交付する。</p> <p>※ Target 保振サイトの個社別通知における左記の書面の掲載期間は、口座残高の凍結の解除日の翌営業日から3か月とする。</p> <p>※ 機構加入者は、機構に対して証明書の再交付請求をする場合には、その旨機構に連絡を行う。</p> <p>※ 機構は、機構加入者に対して証明書を</p>

内 容	備 考
<p>(2) 証明書を再交付した旨の通知</p> <p>機構は、(1)において、「証明書」を再交付した場合には、当該証明書の対象銘柄の発行者に対して、新株予約権付社債権者が証明書を紛失したことにより証明書の再交付を行った旨を連絡する。当該連絡の際には、紛失した証明書及び再交付した証明書を特定するため、以下の事項を連絡する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 証明書の対象となった新株予約権付社債の銘柄の名称 ② 対象銘柄の銘柄コード ③ 対象銘柄の金額 ④ 失効した証明書及び再交付した証明書の交付日 ⑤ その他失効した証明書及び再交付した証明書を特定する事項 	<p>再交付する場合には、再度、証明書交付に係る手数料を課金する。</p> <p>※ 口座管理機関が、2.(3) 口座管理機関における証明書の交付において、証明書を交付した新株予約権付社債権者から証明書の紛失による証明書の再交付請求を受けた場合には、機構と同様の手続により、証明書を再交付することが想定される。</p> <p>※ 口座管理機関が、証明書を再交付した場合には、機構と同様の手続により、新株予約権付社債権者が証明書を紛失したことにより証明書の再交付を行った旨を連絡する。</p> <p>※ 反対新株予約権付社債権者による社債権者集会における議決権行使等のための証明書の取扱いについては、1. から5. の手続に準じて処理を行う。</p>

以 上

第 15 節 振替新株予約権付社債の総数等の公示

内 容	備 考
<p>1. 公示</p> <p>(1) 発行する振替新株予約権付社債が公募又は第三者割当てにより発行された振替新株予約権付社債である場合 機構は、払込金の払込日の午後 7 時に発行代理人から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。</p> <p>(2) 発行する振替新株予約権付社債が組織再編等により発行された振替新株予約権付社債である場合 機構は、振替新株予約権付社債の効力発生日等の午後 7 時に、発行代理人から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。発行される振替新株予約権付社債が新株予約権付社債数申告を伴うものである場合には、当該公示に加え、株主等の確定日の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に確定した振替新株予約権付社債の発行総数を機構ホームページに掲載する。</p>	<p>(業第 261 条、施第 338 条)</p> <p>※ 組織再編等により発行された振替新株予約権付社債とは以下に掲げるものを指す。</p> <p>① 合併等により振替新株予約権付社債が承継される場合</p> <p>② 合併等の対価として振替新株予約権付社債が交付される場合</p> <p>③ 取得条項の取得対価として振替新株予約権付社債が交付される場合</p> <p>④ 取得請求権付株式の取得対価として振替新株予約権付社債が交付される場合</p> <p>⑤ 新株予約権付社債の無償割当てにより振替新株予約権付社債が交付される場合</p>

以 上

第 16 節 振替新株予約権付社債の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>1. 振替新株予約権付社債の取扱廃止事由</p> <p>機構は、機構が取扱う振替新株予約権付社債が次の事項に該当することとなった場合は、取扱いを廃止する。</p> <p>(1) 新株予約権の目的である株式が上場廃止、フェニックス銘柄の指定取消し等により振替株式でなくなった場合</p> <p>(2) 振替新株予約権付社債が上場廃止となった場合</p> <p>(3) 振替新株予約権付社債についてフェニックス銘柄の指定が取消された場合</p> <p>(4) その他機構が定める要件に合致しなくなった場合</p>	<p>(業第 9 条)</p> <p>※ 機構は、取扱いを廃止する場合には、取扱いを廃止する振替新株予約権付社債の取扱廃止日について、社債券の発行に係る可否及び社債券の発行日程等の調整を発行者と行ったうえで決定する。</p> <p>※ 新株予約権の目的である株式が振替株式であることが振替新株予約権付社債の要件とされている。</p> <p>※ 左記に該当する場合であっても、次に掲げる新株予約権付社債については、機構は取扱いを継続する。</p> <p>① 金融商品取引所において上場額面総額 3 億円未満となり、上場廃止となった振替新株予約権付社債（当該振替新株予約権付社債の償還期日又はすべての新株予約権が行使されるまで）</p> <p>② 期限の利益を喪失したことにより上場廃止となった振替新株予約権付社債であって、特定認証紛争解決手続（産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定するものをいう。）等により事業の再生が見込まれる発行者が発行する振替新株予約権付社債</p>

内 容	備 考
<p>2. 社債券が発行される場合の取扱廃止手続</p> <p>機構が振替新株予約権付社債の取扱いの廃止を決定した場合には、機構は取扱廃止の決定をした振替新株予約権付社債の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権付社債券（以下「社債券」という。）の発行の請求（以下「発行請求」という。）の取次ぎを受け、これを発行者に取次ぐものとする。</p> <p>(1) 口座管理機関への通知</p> <p>機構は、発行者が社債券を発行する場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権付社債の振替若しくは抹消の最終日及び取扱廃止日等を通知する。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による社債券の発行請求の取次ぎの委託</p> <p>加入者から社債券の発行請求の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次の事項を示して、発行請求の取次ぎをしなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード ② 社債券の発行請求を取次ぐ振替新株予約権付社債の総額 ③ 社債券の運搬先の名称、郵便番号及び住所 ④ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の加入者口座コード ⑥ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額 <p>(3) 機構加入者による口座管理機関の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p>	<p>(業第 256 条第 1 項)</p> <p>※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、社債券の発行の請求を口座管理機関に委任することについて、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することにより、加入者から同意を得ておく。</p> <p>(業第 9 条)</p> <p>(業第 256 条第 4 項及び第 5 項)</p> <p>※ 口座管理機関は、社債券を交付すべき新株予約権付社債権者が所在不明で連絡が取れない等の事由により社債券を受け渡すことができない場合であって、口座管理機関が当該社債券を保管することができない場合については、社債券の発行請求の金額から控除したうえで、報告を行う。</p> <p>※ 所在不明で連絡が取れない等の理由で社債券の発行請求をしなかった新株予約権付社債権者が後日、社債券の発行請求を行う場合には、当該新株予約権付社債権者は、口座管理機関から取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書の交付を受け、発行者に対して直接、社債券の発行請求を行う。</p> <p>※ 発行者は、社債券を発行しなかった新株予約権付社債権者の情報を既に社債券を交付した者かどうかの判定のために利用するものとする。</p> <p>(業第 256 条第 3 項及び第 6 項、施第 335 条)</p>

内 容	備 考
<p>機構加入者は、加入者から社債券の発行請求を受けたとき又はその直近下位機関から社債券の発行請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより社債券の発行請求の取次ぎに係る事項を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し社債券の発行請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p> <p>① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする口座管理機関ごとの振替新株予約権付社債の金額</p> <p>③ 社債券の運搬先の名称、郵便番号及び住所（（2）において取次ぎを受けたものを含む。）</p> <p>④ 社債券の発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする振替新株予約権付社債の総額</p> <p>⑤ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>⑥ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者の加入者口座コード</p> <p>⑦ 社債券の発行請求をしない新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額</p> <p>（4）機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消</p> <p>機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する新株予約権付社債についての記録を抹消する。</p> <p>（5）機構による社債券の発行請求の取次ぎ</p> <p>機構は、取扱廃止日の翌営業日に、（3）において口座管理機関から通知された情報を発行者に取り次ぐことにより、社債券の発行請求を行う。</p> <p>（6）発行者による社債券の交付</p> <p>取扱いを廃止する振替新株予約権付社債の発行者は、機構から取り次がれた発行請求に基づき、機構加入者及び間接口座管理機関の指定した搬送先ごとに社債券をまとめて搬送し、新株予約権付社債権者に社債券を交付する。</p> <p>3. 社債券が発行されない場合の取扱廃止手続</p> <p>機構は、振替新株予約権付社債の取扱廃止に際し、社債券が速やかに発行されない場合や社債券の発行が不能であると認められる場合には、取扱廃止の決定をした振替新株予約権付社債の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権付社債権</p>	<p>※ 当該通知は、機構が定める書面を Target 保振サイトにより提出する方法により行う。</p> <p>※ 社債券の搬送先については、機構加入者の店舗単位及び間接口座管理機関単位の指定も可能とする。この場合は、機構加入者は、社債券の搬送先ごとの内訳を示す。</p> <p>※ 新株予約権付社債券発行請求取次書については、機構ホームページに掲載の書式（ST03-08）を参照。</p> <p>※ 当該作業については取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、支払代理人及び株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>（法第 193 条第 2 項、業第 256 条第 7 項）</p> <p>（業第 257 条）</p> <p>※ 口座管理機関は、発行者から搬送された社債券について、速やかに新株予約権付社債権者に交付する。</p> <p>※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。</p>

内 容	備 考
<p>者に係る情報を通知する。</p> <p>(1) 口座管理機関への通知 機構は、社債券が速やかに発行されない場合や社債券の発行が不能であると認められる場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権付社債の取扱廃止日等を通知するとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権付社債権者の情報を機構に対して報告するよう通知する。</p> <p>(2) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。</p> <p>(3) 取扱廃止日の前営業日における振替新株予約権付社債権者の報告 直接口座管理機関は、機構に対して、取扱廃止日の前営業日における新株予約権付社債権者の情報を機構に報告する。間接口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記録されている振替新株予約権付社債につき、この報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項の報告を行う。</p> <p>① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード</p>	<p>※ 当該取扱いについては、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することで、加入者から同意を得ておく。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者から発行者への権利行使は、新株予約権付社債権者とその直近上位機関に請求した振替口座簿記録事項証明書を提示して行うことを想定している。</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権付社債の取扱廃止以降においても、その加入者からの請求にもとづき、取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書を交付する。</p> <p>※ 当該作業については、取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、支払代理人及び株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>(業第 259 条、施第 337 条)</p> <p>※ 当該新株予約権付社債権者に係る口座管理機関から機構への報告、機構から発行者の通知は、法第 218 条の通知に基づくものではない。</p> <p>※ 当該新株予約権付社債権者に係る口座管</p>

内 容	備 考
<p>③ 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>④ 新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額</p> <p>(4) 取扱廃止日の前営業日における振替新株予約権付社債権者の通知 機構は、発行者に対し、(3)により報告を受けた内容及び機構の振替口座簿に記録されている内容に基づき、発行者に対して次の事項を通知する。</p> <p>① 振替新株予約権付社債の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>③ 新株予約権付社債権者ごとの振替新株予約権付社債の金額</p> <p>④ 新株予約権付社債権者の通知番号</p>	<p>理機関から機構への報告、機構から発行者の通知については、総新株予約権付社債権者報告及び総新株予約権付社債権者通知の方法に準じて行う。</p> <p>(業第 259 条、施第 337 条)</p> <p>※ 当該新株予約権付社債権者の通知については、手数料は課金しない。</p>

以 上

第 17 節 特例新株予約権付社債の移行に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 特例新株予約権付社債 機構取扱対象となる新株予約権付社債について、次の要件を満たす場合には、振替受入簿への記録により、振替新株予約権付社債とすることができる（法附則第 41 条）。</p> <p>(1) 決済合理化法の施行日までに発行の決議がされたもの</p> <p>(2) 新株予約権付社債の発行後に、発行者が法の規定の適用を受けることとする旨の決定をしたもの</p> <p>(3) 新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が振替株式であるもの</p> <p>(4) 譲渡による取得について、発行者の承認を要することの定め（会社法第 236 条第 1 項第 6 号）がないもの</p> <p>2. 機構に対する同意手続等</p> <p>(1) 振替法の規定の適用を受けることとする旨の決定 発行者は、既発債である新株予約権付社債について、特例新株予約権付社債とする旨の決定を行う。</p>	<p>(業附第 8 条)</p> <p>※ 転換社債についても同様の特例がある（法附則第 42 条）。</p> <p>※ 当該譲渡制限については、会社法第 236 条の「新株予約権の内容」として、発行時の目論見書における発行要項において定めているかどうかにより判断する。</p> <p>※ 当該決定は、取締役会設置会社の場合には、取締役会決議を、監査等委員会設置会社の場合で、会社法第 399 条の 13 第 5 項により、当該決定について取締役に委任されている場合には、当該取締役の決定を、指名委員会等設置会社の場合で、会社法第 416 条第 4 項により、当該決定について執行役に委任されている場合には、当該執行役の決定を行う必要がある。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 同意に係る決議</p> <p>発行者は、特例新株予約権付社債及び将来発行する振替新株予約権付社債に関する機構取扱いについて包括的に同意する旨の決定を行ったうえで、機構に対し、機構が指定する方法により、法第13条第1項に係る同意を行う。</p> <p>(3) 発行代理人及び支払代理人の選任</p> <p>発行者は、機構への同意手続に際して、あらかじめ機構が指定した発行代理人及び支払代理人の中から少なくとも1社を発行代理人及び支払代理人として選任したうえで、「発行代理人及び支払代理人の選任届出書」により、機構に届け出るものとする。</p>	<p>※ 同意は、特例新株予約権付社債及び将来発行する振替新株予約権付社債に関する機構取扱いについての包括的な同意とする。</p> <p>※ 同意書については、次の書類を添付する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「発行代理人及び支払代理人の選任届出書」 ② 「社債管理委託契約書（写し）」 ③ 「特例新株予約権付社債の内容に係る届出書」 ④ 「発行目論見書（既に保振制度において機構が取扱いを行っている銘柄については、提出不要。）」 ⑤ 印鑑証明書（振替株式の同意手続と同時に手続を行う場合は不要。）」 <p>※ 発行代理人及び支払代理人の選任は、一般債振替制度とは別に行う。</p> <p>※ 発行代理人は銘柄情報の登録等を、支払代理人は移行後から償還までの機構との手続を、発行者に代わって行う。</p> <p>※ 原則として、一の銘柄の発行代理人及び支払代理人は同一とする。</p> <p>※ 発行者が選任できる発行代理人及び支払代理人の数は、10社までとする。</p> <p>※ 特例新株予約権付社債がなくとも、将来の発行に備えて、発行代理人及び支払代理人の選任をあらかじめ、行っておくことは可能とする。</p> <p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対して、どの発行者から選任されたかについてTarget保振サイトにより通知する。</p>

内 容	備 考
<p>3. 特例新株予約権付社債の銘柄情報の通知手続</p> <p>(1) 機構による銘柄略称等の情報の提供 機構は、同意書の提出及び発行代理人及び支払代理人の選任の届出を受けた後、機構が定める日に当該発行代理人に対して次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 既発債である新株予約権付社債の銘柄正式名称 ② 既発債の発行者に係る発行者略称 ③ 既発債である新株予約権付社債の回号等 ④ 既発債である新株予約権付社債に係る銘柄コード ⑤ 既発債である新株予約権付社債に係る ISIN コード ⑥ 既発債である新株予約権付社債の上場区分 ⑦ 既発債である新株予約権付社債の満期償還期日</p> <p>(2) 発行代理人による銘柄情報の通知 発行代理人は、機構が定める日までに、Target 保振サイトにCSVファイルをアップロードすることにより、特例新株予約権付社債の銘柄に関する情報（以下「銘柄情報」という。）を通知する。</p> <p>(3) 機構による銘柄情報の確認 機構は、発行代理人から通知された銘柄情報と発行要項等を照合し、照合の結果、誤りがあった場合には、発行代理人に対し、再通知を依頼する。</p> <p>(4) 発行代理人による銘柄の情報の再通知</p>	<p>※ 当該通知は、Target 保振サイトに掲載することにより行う。</p> <p>※ 非上場新株予約権付社債については、発行者からの請求を受けて、機構が証券コード協議会に対し、銘柄コード及びISINコードの付番申請を行う。</p> <p>(業附第9条、施附第8条)</p> <p>※ 振替制度施行後は、ファイル伝送により銘柄情報を通知することも可能。</p> <p>※ 特例新株予約権付社債1銘柄につき、1電子ファイルでデータを作成する。1回につき、複数の電子ファイルを添付して送付することも可能とする。</p> <p>※ 当該銘柄情報の通知に際しては、機構が提供するエクセルマクロを使用して銘柄情報の項目チェックを行い、電子ファイルを作成するものとする。ただし、機構の提供するエクセルマクロを使用せず、同様のチェックを発行代理人の社内システムで行うことも可能とする。</p> <p>※ 発行代理人は、Target 保振サイトから銘柄情報を通知する。</p> <p>※ 再提出の依頼は、Target 保振サイト又は電話等により行う。</p>

内 容	備 考
<p>銘柄の情報の再通知の依頼を受けた発行代理人は、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、正しい銘柄情報を通知する。</p> <p>(5) 機構による銘柄情報の提供 機構は、機構が定める日に機構加入者及び発行代理人及び支払代理人に対し、ファイル伝送及び統合 Web 端末にCSVファイルをアップロードすることにより、特例新株予約権付社債の銘柄情報を提供する。</p> <p>4. 移行申請の概要</p> <p>(1) 新株予約権付社債権者による移行申請の委任 特例新株予約権付社債券（以下「社債券」という。）の新株予約権付社債権者（以下「社債権者」という。）は、機構に対し、社債券を提出するとともに、自らのために開設された当該特例新株予約権付社債の振替を行うための口座（以下「移行先口座」という。）を示して、振替受入簿への記録を申請することができる（以下「移行申請」という。）。 なお、社債権者は、自らが加入者として口座の開設を受けた口座管理機関に対して、移行申請手続を委任する。当該社債権者が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。</p> <p>(2) 口座管理機関による移行申請 口座管理機関は、新株予約権付社債権者から委任を受けた社債券に係る移行申請を行う。</p> <p>(3) 移行申請できない社債券 新株予約権付社債権者は、次の社債券については、移行申請を行うことができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公示催告の申立て中である社債券 ② 除権決定済社債券 ③ 偽造又は変造された社債券 ④ 汚損又は毀損している社債券 ⑤ 弁済期が到来していない利札欠落社債券 	<p>※ 機構は、発行代理人及び支払代理人に対しては、CSV形式により銘柄情報を提供するものとし、ファイル伝送形式による提供は、行わないものとする。</p> <p>(業附第 11 条第 1 項及び第 2 項)</p> <p>※ 社債券について登録債の状態でも所有している新株予約権付社債権者はあらかじめ、社債券の発行を受けたうえで、口座管理機関に対し、移行申請手続を委任する。</p> <p>※ 質権者は社債券に係る移行申請を行うことはできない。</p> <p>※ 口座管理機関は、移行申請手続について、事前に新株予約権付社債権者に対し、株式等振替決済口座管理約款を交付し、所定の期間をもって異議がなければ同意を得たものとして取扱う等の方法により、委任を受けるものとする。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 満期償還日到来済社債券 ⑦ 利払期日到来済の利札のある社債券 ⑧ 抽選償還当選番号発表日以降の抽選償還当選社債券</p> <p>5. 移行申請（個別移行方式）</p> <p>(1) 対象となる社債券 施行日前日までに機構に預託されていない社債券については、施行日以降、当該社債券の満期日又は繰上償還期日の6営業日前まで、新株予約権付社債権者の申請により個別に移行を受付けるものとする。</p> <p>(2) 移行申請</p> <p>a 新株予約権付社債権者の移行申請 移行申請を行う新株予約権付社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、機構への移行申請の手続を委任する。なお、移行申請の委任を受けた口座管理機関が機構加入者でない場合は、その上位の機構加入者に対して当該移行申請手続を委任する。</p> <p>b 口座管理機関による移行申請</p> <p>(a) 個別移行の日程調整 移行申請に際し、口座管理機関は、移行日の前営業日の正午までに機構に対し、社債券の持込みスケジュール、持込み枚数等について電話にて連絡を行い、機構と個別移行の日程を調整後、「移行申請連絡票」をTarget保振サイトにて提出する。</p> <p>(b) 社債券の有効性の確認 社債券の移行申請を行う口座管理機関は、当該社債券が4.(3)の各項目に該当しないことを確認する。</p>	<p>(業附第11条第1項から第5項)</p> <p>※ 新株予約権付社債権者は、移行申請を委任した口座管理機関に開設した口座以外の口座を特例新株予約権付社債の移行先口座として指定することはできない。</p> <p>※ 間接口座管理機関が機構に対して直接移行申請を行うことも可能とするが、その場合、振替口座簿記録予定日や新株予約権付社債の金額等の情報について、事前に上位機関に通知しておく必要がある。</p> <p>※ 事務上の制約から、一定数量以上の社債券の移行申請については、必ずしも希望どおりに移行申請を受け付けることができない場合もある。</p> <p>※ 移行申請を行う口座管理機関は、必要に応じて支払代理人に対しても社債券の有効性の確認を行う。</p> <p>※ 移行申請を行う口座管理機関は、マイク</p>

内 容	備 考
<p>(c) 機構に対する個別移行申請書等の提出 口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、Target 保振サイトにて個別移行申請書及び振替口座簿記録データを提出することにより、移行申請を行う。 個別移行申請書の記載項目は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 特例新株予約権付社債の記録先の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 銘柄名 ⑤ 社債券の券種 ⑥ 社債券の枚数 ⑦ 特例新株予約権付社債の金額 <p>振替口座簿記録データの記載項目は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 特例新株予約権付社債の記録先の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 特例新株予約権付社債の金額 ⑤ 信託財産表示区分 ⑥ 振替口座簿記録日 <p>(d) 機構に対する社債券等の提出 口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、提出書類等明細書、社債券及び振替受入簿データを提出する。 振替受入簿データの記載項目は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 特例新株予約権付社債の記録先の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 社債券の券種 ⑤ 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 振替口座簿記録日 ⑦ 社債券の記号・番号 	<p>ロフィルム等により社債券の記番号を記録する。</p> <p>(業附第 11 条第 6 項から第 9 項、施附第 10 条)</p> <p>※ 振替口座簿記録データ及び振替受入簿データは機構が Target 保振サイト上で提供する「特例 CB・特例 ETF 移行申請データ作成ツール」により作成する（Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載の「特例新株予約権付社債及び特例投資信託受益権の移行手続」参照。）。</p> <p>※ 振替口座簿記録データ及び振替受入簿データの作成方法については「株式等振替システム 参考資料（特例新株予約権付社債の移行申請データの作成方法について）」参照。</p> <p>※ 同一銘柄の移行申請に際して、社債権者が複数となる場合には、社債権者ごとに振替口座簿記録データを作成する。</p> <p>※ 口座管理機関の担当者は、社債券等を機構に提出する際、運転免許証等の本人確認書類を提示する。当該提示がない場合には、移行申請を受け付けない。</p> <p>※ Target 保振サイトにて個別移行申請書等が提出されていない場合、又は提出された社債券に不備がある場合には、機構は移行申請を受け付けない。</p> <p>※ 機構は、振替口座簿記録データの内容が正しいことを確認した後に、社債券等を受領する。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 振替受入簿への記録 機構は、口座管理機関から受け付けた移行申請の内容を確認の上、移行日に、その申請内容に基づき、振替受入簿への記録を行う。</p> <p>(4) 振替口座簿への記録 機構は、振替口座簿記録データに基づき、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）に、振替口座簿へ増加の記録を行う。</p> <p>a 機構が移行先口座を開設している場合の手続 機構は、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）において、機構加入者の自己口への増加の記録を行う。</p> <p>b 口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理</p> <p>① 機構の顧客口への記録 機構は、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）において、機構加入者の顧客口への増加の記録を行う。</p> <p>② 口座管理機関の口座への記録 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）において、移行先口座への増加の記録を行う。間接口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、その上位の口座管理機</p>	<p>※ 振替受入簿データはTarget保振サイトにより提出する。</p> <p>※ 振替口座簿記録日の日付は、移行日とする。</p> <p>※ 提出書類等明細書については、機構ホームページに掲載の書式を参照。</p> <p>※ 振替口座簿記録データの読み込み時に、当該データの不備等が判明した場合には、機構は、移行申請を行った口座管理機関に不備内容を連絡し、振替口座簿記録データの再提出を依頼する。</p> <p>(業附第14条第1項)</p> <p>(業附第14条第2項、施附第13条)</p> <p>(業附第14条第3項)</p>

内 容	備 考
<p>関は、間接口座管理機関の口座の顧客口への増加の記録を行うとともに、必要事項を間接口座管理機関に通知する。</p> <p>(5) 振替受入簿への記録済の通知 機構は、(3)において、振替受入簿への記録を行った場合には、支払代理人に対し、無効処理済の社債券を搬送することで、振替受入簿への記録を行った旨の通知を行う。</p> <p>(6) 振替口座簿への記録内容の確認</p> <p>① 移行日当日における記録内容の確認 機構は、移行日の午後3時30分以降に、機構加入者及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により「新規記録済通知」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数等の通知を行い、機構加入者、支払代理人及び株主名簿管理人は当該通知により移行内容の確認を行う。</p> <p>② 機構加入者における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対し、ファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により「帳表ファイル(機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表)」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の数等の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>③ 支払代理人及び株主名簿管理人における記録内容の確認 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、支払代理人及び株主名簿管理人に対し、「口座処理結果ファイル」により、振替口座簿へ記録した特例新株予約権付社債の金額等の通知を行い、支払代理人及び株主名簿管理人はそれぞれ、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>(7) 移行済の通知</p> <p>a 機構における手続 機構は、支払代理人に対し、移行済の社債券を搬送する。</p> <p>b 支払代理人における手続</p> <p>① 社債原簿の更新 支払代理人は、機構から搬送された移行済社債券について、確認を行ったうえで、社債原簿に移行済情報を反映させ、更新する。</p>	<p>※ 統合Web端末では、午前7時から午後8時までの間「帳表ファイル(機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表)」を取得することが可能。</p> <p>(業附第12条、施附第11条)</p> <p>※ 統合Web端末では、午前7時から午後8時までの間「口座処理結果ファイル」を取得することが可能。</p> <p>※ 個別移行方式に伴う移行済の社債券の搬送は、原則、移行日に行う。</p>

内 容	備 考
<p>② 新株予約権原簿の更新 支払代理人は、株主名簿管理人に対し、移行済社債券に係る記号・番号等の移行済情報を通 知し、株主名簿管理人は当該情報に基づいて新株予約権原簿に移行済情報を反映させ、更新す る。</p> <p>(8) 社債券の移行申請に係る受付制限 機構は、社債券の移行申請について、当該銘柄の元利払期日の5営業日前の日から元利払期日の 前営業日までの間、受付を制限する。</p>	<p>(業附第13条、施附第12条)</p>

以上

特例新株予約権付社債の個別移行に関する業務フロー

日 程	支払代理人、株主名簿管理人	機 構	機構加入者	処理概要
事前調整等 (~X-1)			日程等の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 移行申請を行う口座管理機関は、移行申請に当たり、事前に、スケジュール、持込枚数等について、機構と調整する。(事務上の制約から、一定数量以上の社債券の移行申請に係る日程等については、必ずしも希望の日に移行申請を受け付けることができない場合もありうるので、予め余裕を持った日程で調整を行う。) ○ 社債券を持ち込む口座管理機関は、社債券の真贋性及び事故社債券でないことを確認する。
移行日 (X) ~12:00		<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">精査</div> </div>	移行申請	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関を経由して、機構に対し移行申請を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 社債権者は、自らが加入者として口座の開設を受ける口座管理機関に対して移行申請手続を委任する。(当該社債権者が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。) 移行申請の委任を受けた口座管理機関が、機構加入者の場合には、機構に対して移行申請を行い、機構加入者でない場合には、その上位の機構加入者に対して、当該移行申請手続を委任する。(株式等振替決済口座管理約款を交付することに対応する。) ・ なお、間接口座管理機関が、機構に対して直接移行申請を行う場合は、振替口座簿記録予定日・社債の金額等の情報を、上位機関に通知しておくものとする。 ・ 移行申請を行う口座管理機関は、マイクロフィルム等により社債券の記号・番号を記録する。 ○ 口座管理機関は、機構に対して、社債券、移行申請書、振替口座簿記録データ、振替受入簿データを提出する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行申請書の記載項目：申請取扱者コード、記録先機構加入者コード、銘柄コード、銘柄名、社債券の券種、社債券の枚数、移行

日 程	支払代理人、株主名簿管理人	機 構	機構加入者	処理概要
				<p>数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振替口座簿記録データ項目：申請取扱者コード、記録先の機構加入者コード、銘柄コード、移行数量、信託財産表示区分、振替口座簿記録日 ・ 振替受入簿データ項目：申請取扱者コード、記録先の機構加入者コード、銘柄コード、社債券の券種、移行申請者の氏名又は名称及び住所、振替口座簿記録日、社債券の記号・番号 ・ 移行申請書、振替口座簿記録データ、振替受入簿データは、機構が提供する「特例 CB・特例 ETF 移行申請データ作成ツール」により作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 口座管理機関は、移行申請書、振替口座簿記録データ、振替受入簿データを正午までに機構に対して Target 保振サイトにより提出する。 ○ 機構は、移行申請書及び移行申請データと移行内容が一致すること等を精査する。 ○ 機構は、移行申請受付後、口座管理機関に対し、書面等により移行申請を受け付けた旨の書面を手交する。 ○ 機構は、元利払期日の5営業日前から前営業日までの間は、移行申請を受け付けないものとする。
<p>移行日 (X) ~15:30</p>	<p>社債原簿の 変更</p>	<p>入力処理</p> <p>振替受入簿作成</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 振替口座簿記録データの提出を受けた機構は、当該データを振替システムに入力する。 ○ 機構は、口座管理機関から移行申請を受けた場合には、移行日に、その申請内容に基づき、振替受入簿への記録を行う。 ○ 機構は、支払代理人に対し、移行済の社債券を搬送することにより、移行済の通知を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 移行済の社債券の搬送は、原則、移行日に行うものとする。 <p>※ 移行済の社債券の具体的な搬送方法、スケジュール等については、支払代理人と事前に調整する。</p>

移行済の通知

日 程	支払代理人、株主名簿管理人	機 構	機構加入者	処理概要
				<ul style="list-style-type: none"> ○ 支払代理人は、社債原簿に移行済の情報を反映させる。 ○ 支払代理人は、株主名簿管理人に対して、移行内容を通知する。 ○ 株主名簿管理人は、支払代理人からの通知に基づき、新株予約権原簿に移行済の情報を反映させる。
移行日 (X) 15:30		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">振替口座簿への記録</div>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、振替処理終了時（15:30）において、機構が移行先口座を開設している場合には、機構加入者の自己口への増加の記録を行い、口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、機構加入者の顧客口への増加の記録を行う。 ○ 機構は、機構加入者及び株主名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、支払代理人に対し統合Web端末により「新規記録済通知」を通知する。 ○ 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（15:30）において、移行先口座への増加の記録を行う。間接口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、その上位の口座管理機関は、間接口座管理機関の口座の顧客口への増加の記録を行うとともに、必要事項を間接口座管理機関に通知する。
X + 1 3:00 ~20:00		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">処理結果の通知</div>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 機構は、機構加入者に対し、帳表ファイル（口座処理明細データ）により、振替口座簿への増加記録した数等の通知を行う。機構加入者は、当該ファイルにより移行内容を確認する。 ○ 機構は、支払代理人に対し、口座処理結果ファイル（ファイル伝送又はCSVファイル）により、振替口座簿に増加記録した数等の通知を行う。支払代理人は、当該ファイルにより移行内容を確認する。 ○ 機構は、株主名簿管理人に対し、口座処理結果ファイル（ファイル伝送）により、振替口座簿に増加記録した数等の通知を行う。株主名簿管理人は、当該ファイルにより移行内容を確認する。

個別移行方式

項目	事務処理
1. 個別移行方式の対象	<ul style="list-style-type: none"> ● 施行日の前日までに機構に預託されていない社債券については、個別移行方式により移行を行う。
2. 社債権者による移行申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、移行申請の手続を委任する。
3. 口座管理機関による移行申請	<ul style="list-style-type: none"> ● 口座管理機関は、移行申請を行う場合には、事前に、移行日、持込枚数等について、機構と調整する。 ● 口座管理機関は、事前に調整した移行日の12:00 までに、機構に対して、社債券、移行申請書、振替受入簿データ、振替口座簿記録データ等を提出する。 <div data-bbox="484 661 1246 986" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(振替受入簿データの記載項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請取扱者コード ・ 記録先の機構加入者コード ・ 銘柄コード ・ 社債券の券種 ・ 移行申請者の氏名又は名称及び住所 ・ 振替口座簿記録日 ・ 社債券の記号・番号 </div> <div data-bbox="1292 661 1841 948" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(振替口座簿記録データの記載項目)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請取扱者コード ・ 記録先の機構加入者コード ・ 銘柄コード ・ 移行数量 ・ 信託財産表示区分 ・ 振替口座簿記録日 </div> <p>※移行申請書、振替口座簿記録データ及び振替受入簿データはTarget保振サイトにより提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 間接口座管理機関が直接移行申請を行う場合には、事前に、振替口座簿記録予定日、特例新株予約権付社債の金額等の情報を、上位機関に通知しておくものとする。
4. 振替受入簿への記録	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、口座管理機関から受領した振替受入簿データに基づき、振替受入簿を作成する。
5. 振替口座簿への記録	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構及び口座管理機関は、振替口座簿記録データの内容に基づき、移行日の振替処理終了時(15:30)に、移行先の口座へ増加の記録を行う。
6. 移行済社債券の送付	<ul style="list-style-type: none"> ● 機構は、支払代理人に対して、移行済社債券を送付する。

特例新株予約権付社債の銘柄情報項目の設定について

資料3-17-3

項番	項目名	発行代理人の入力方法
1-1	銘柄コード	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
1-2	ISINコード	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
2-1	適用日	銘柄情報通知日の3営業日後の日付を入力する。
2-2	提供日	新規発行の場合と同様("00000000"を入力)。
3	新規変更取消区分	「新規」を入力
4	銘柄正式名称	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
5	発行者略称	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
6	回号等	機構から代理人に事前に提供することにより代理人が入力する
7	募集区分	新規発行の場合と同様
8-1	上場区分(東証)	新規発行の場合と同様
8-2	予備	—
8-3	上場区分(名証)	新規発行の場合と同様
8-4	上場区分(福証)	新規発行の場合と同様
8-5	上場区分(札証)	新規発行の場合と同様
8-6	予備	—

項番	項目名	発行代理人の入力方法
9	保証区分	新規発行の場合と同様
10	担保区分	新規発行の場合と同様
11	分割発行有無フラグ	新規発行の場合と同様
12	合同発行フラグ	新規発行の場合と同様
13	劣後特約有無フラグ	新規発行の場合と同様
14	責任財産限定特約有無フラグ	新規発行の場合と同様
15	債券種類	新株予約権付社債の場合は、“80”、転換社債の場合は、“99”を入力
16	募集開始日	ブランク(=何も入力しない)
17	払込日	発行当初の払込日を入力
18	各社債の金額	新規発行の場合と同様
19	打切発行フラグ	新規発行の場合と同様
20	発行総額	発行当初の発行総額を入力
21	発行代理人コード	新規発行の場合と同様
22	支払代理人コード	新規発行の場合と同様
23	資金決済会社コード	新規発行の場合と同様
24	機構関与方式採用フラグ	新規発行の場合と同様
25	個別承認採用フラグ	新規発行の場合と同様
26	社債管理者	社債管理者コード(1)～(10)
27	休日処理	休日処理区分
28	利払	利付割引区分
29	利払(固定利率、 変動利率)	利払期日(1)～(12)
30		最終利払有無フラグ
31	利払 (固定利率)	初回利払期日
32		利率
33		1円あたりの利子額(初期)
34		1円あたりの利子額(通常)
35		1円あたりの利子額(終期)

項番	項目名	発行代理人の入力方法
36	利払 (変動利率)	利払期日(今回)
37		利率(今回)
38		1円あたりの利子額(今回)
39		利払期日(次回)
40		利率(次回)
41		1円あたりの利子額(次回)
42	償還	満期償還期日
43		償還価額
44	コールオプション (全額償還)	コールオプション有無フラグ
45		コールオプション行使フラグ
46		繰上償還期日
47		償還価額
48		1円あたりの利子額
49	プットオプション	プットオプション有無フラグ
50		プットオプション行使フラグ
51		行使期間開始日
52		行使期間終了日
53		繰上償還期日
54		償還価額

項番	項目名	発行代理人の入力方法
55	新株予約権に関する事項	新株予約権の総数
56		発行当初の新株予約権の総数を入力
57		新株予約権の行使期間開始日
58		行使期間開始日が過去の場合は、過去日付
59		新株予約権の行使期間終了日
60		新規発行の場合と同様
61	取得条項	新株予約権の発行価額
62		新規発行の場合と同様
63		新株予約権の行使価額
64	取得条項に係る取得日	新規発行の場合と同様
65	取得対価(交付財産)の種類	新規発行の場合と同様
66	端数償還金	端数償還金有無フラグ
67	特例債	特例新株予約権付社債フラグ
68	元利払手数料率	”Y”を入力
69		元金手数料率
70		元金手数料率基準
71		新規発行の場合と同様
72	社内処理用項目	利金手数料率
73		利金手数料率基準
74	社内処理用項目1	新規発行の場合と同様(代理人はblankで通知)
75	社内処理用項目2	代理人が必要に応じて使用

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い

1. 電子化施行日以降の新株予約権付社債の税制優遇措置の取扱い

- 新株予約権付社債の税制優遇措置は、電子化施行日（決済合理化法の施行日をいう。以下同じ。）以降は、振替債のみに適用されるようになる。
- 振替債に適用される税制優遇措置については、現在、新株予約権付社債に認められている税制優遇措置に加え、新たに、資本金1億円以上の内国法人が源泉徴収不適用の措置を受けることができるようになる（租税特別措置法第8条第3項）。

2. 登録債の取扱い

- 現在、登録債となっている新株予約権付社債については、①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第10条第1項第2号及び第3号）、②公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第11条第4項）、③勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の2第1項第3号）、④勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法第4条の3第8項）、⑤金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用（租税特別措置法第8条第1項第1号、第3号及び第2項）が適用されている。
- 社債等登録法は、証券市場整備法施行日（平成15年1月6日）から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日に廃止されることとなっており（証券市場整備法附則第1条第2項）、登録債となっている新株予約権付社債については、社債等登録法の廃止日以降、登録債としての社債等登録法上の効力を有する（証券市場整備法附則第3条）ものの、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（証券市場整備法附則第9条、第10条）。
- 登録債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間（利子等の計算期間のうち平成20年1月5日までにその期間が終了するものをいう。以下同じ。）の終了日までに登録債から現物債に移行しておくことが必要である（注1）。また、電子化施行日以降においても、引き続き税制優遇措置の適用を受けるためには、現物債に移行した新株予約権付社債を電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。

（注1）現物債については、登録債で認められている税制優遇措置のうち、③、④、⑤の措置がない。

- 電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注2、3）。

（注2）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注3）新株予約権付社債については、振替法上、登録債から直接、振替債に移行することができないため、一旦、現物債にしてから、移行する必要がある。

3. 現物債の取扱い

- 現在、現物債となっている新株予約権付社債については、①障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法第10条第1項第2号及び第3号）、②公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法第11条第4項）が適用されている。

- 現物債となっている新株予約権付社債については、電子化施行日以降、税制優遇措置の適用が受けられなくなる（所得税法施行令第37条第2項改正、所得税法施行規則第16条第1項改正）。

- 現物債となっている新株予約権付社債について、引き続き税制優遇措置を受けるためには、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行することが必要である。

- 電子化施行日に振替債に移行（集中移行）しなかった場合でも、電子化施行日以降に振替債に移行（個別移行）したときは、再び、税制優遇措置の適用を受けることが可能である（注4、5）。

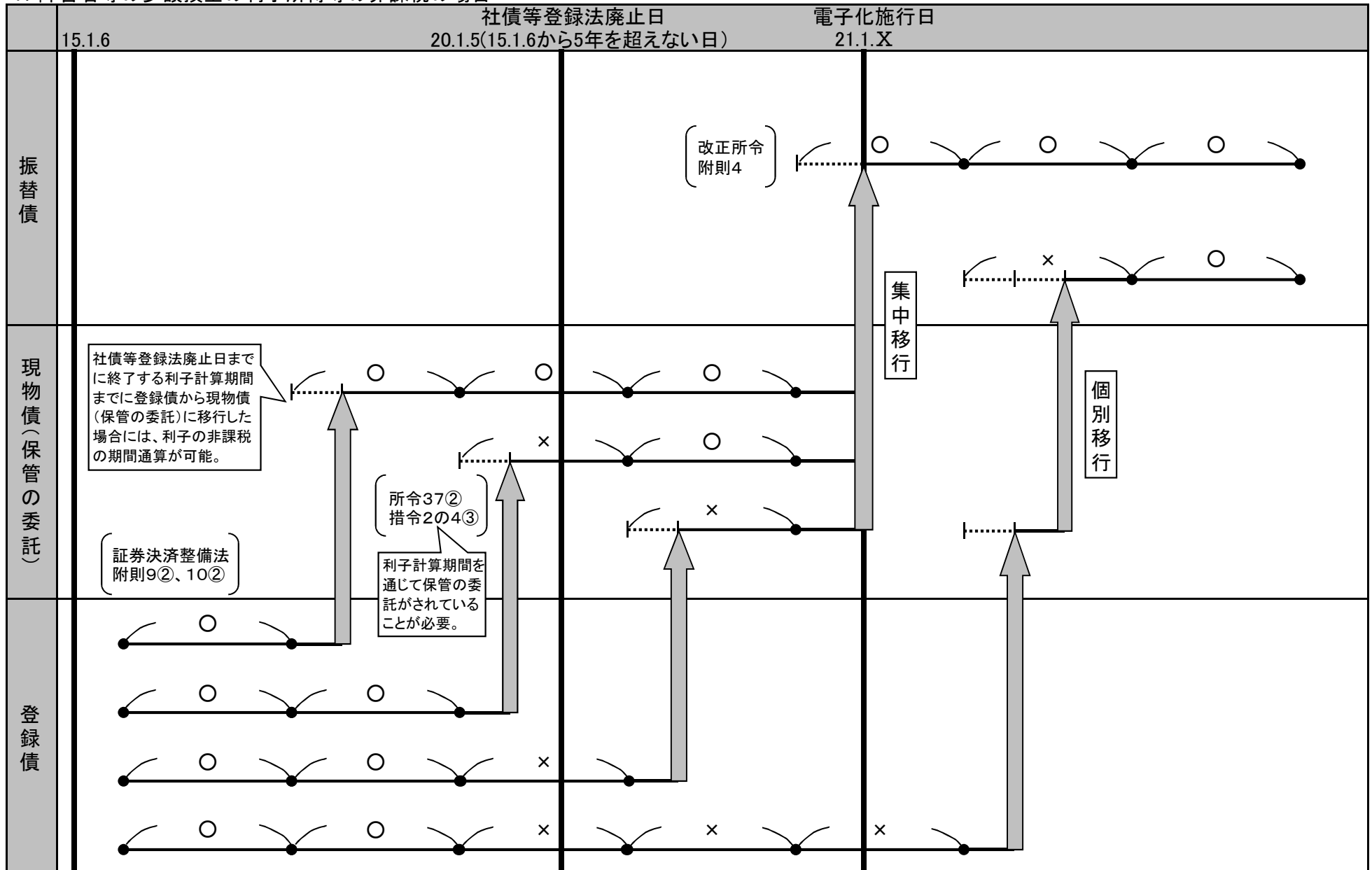
（注4）一般債振替制度では、登録債・現物債に係る非課税等の措置を引き続き受けるためには、証券市場整備法附則における特例計算期間の終了日までに振替債に移行する必要がある。なお、当該終了日までに移行手続がとられなかった場合、満期償還期日まで課税玉として取り扱われることとなる。

（注5）電子化施行日以降に現物債として発行の決定がされた新株予約権付社債については、振替債に移行できない（振替法附則第41条）。

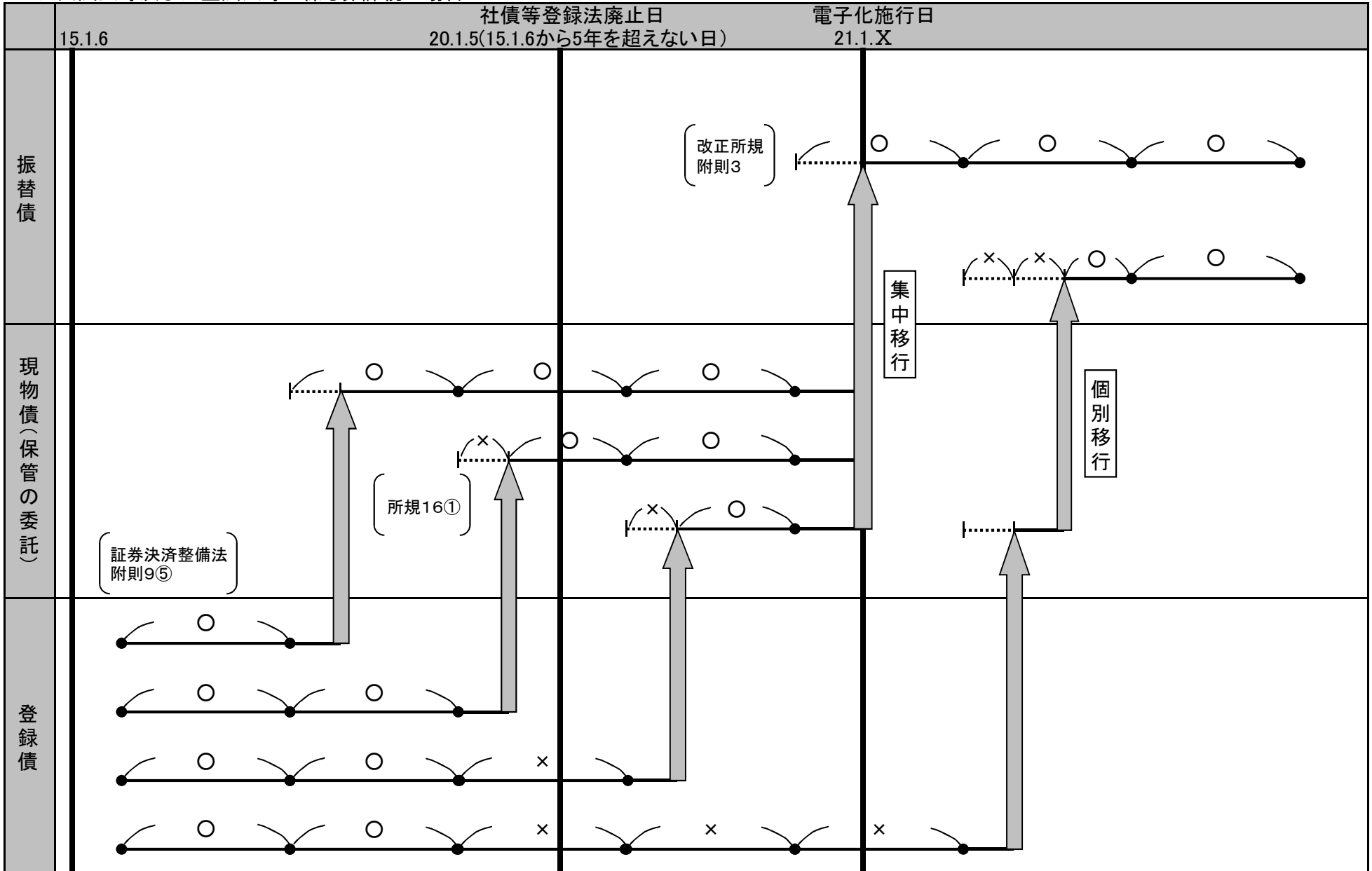
以 上

新株予約権付社債の振替制度移行に伴う税制優遇措置の取扱い(適用関係図)

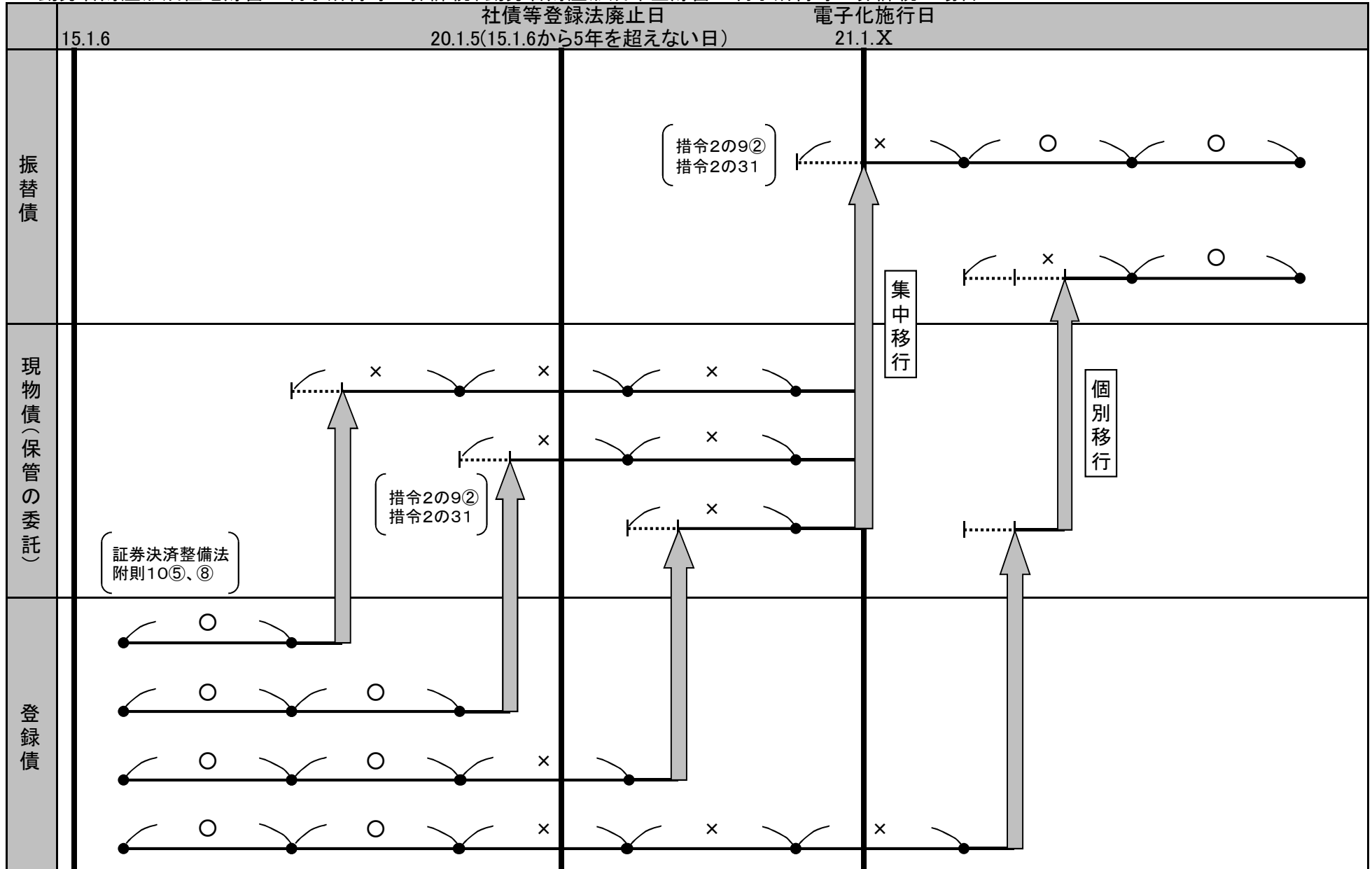
1. 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税の場合



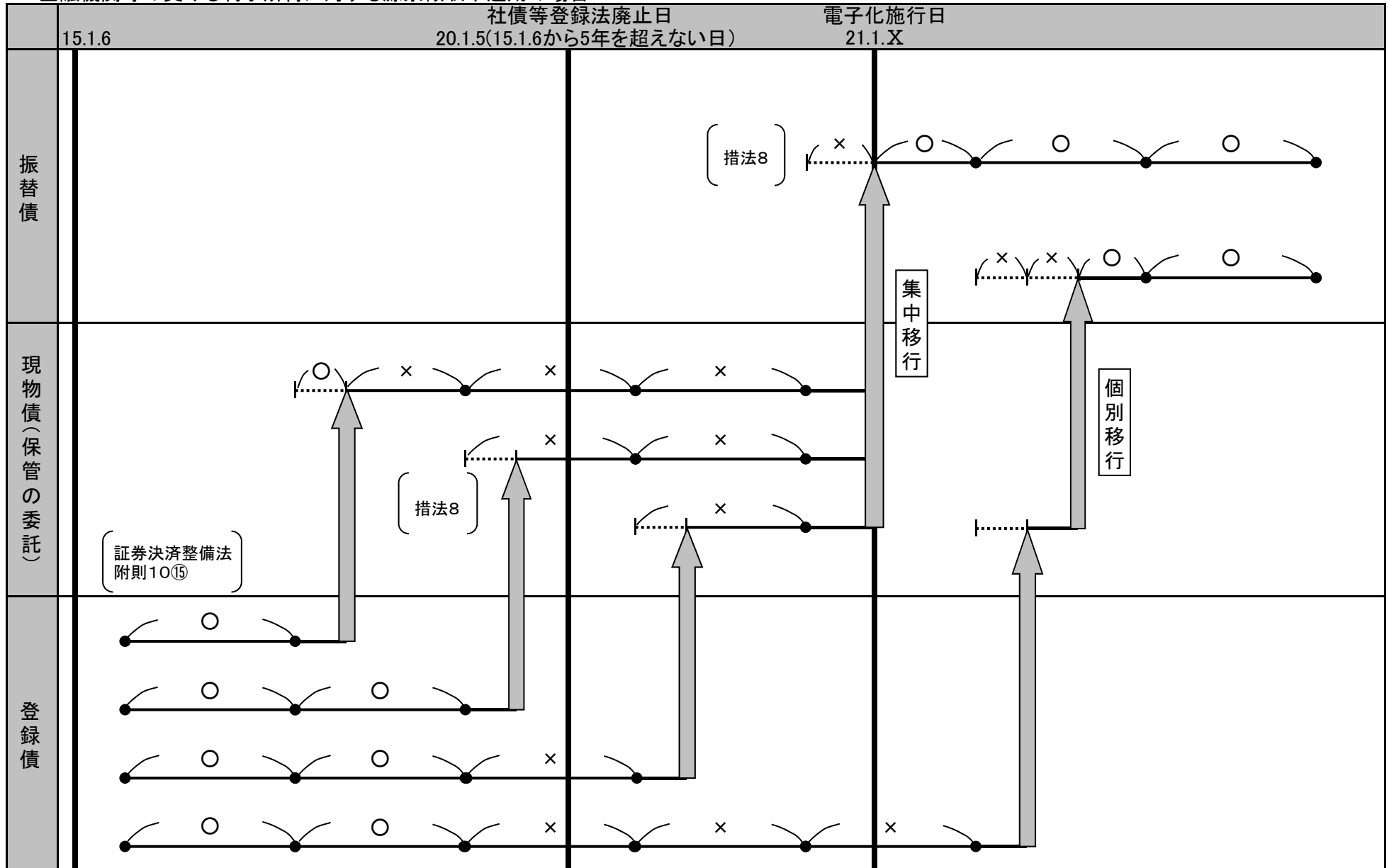
2. 公共法人等及び公益法人等に係る非課税の場合



3. 勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税の場合



4. 金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収不適用の場合



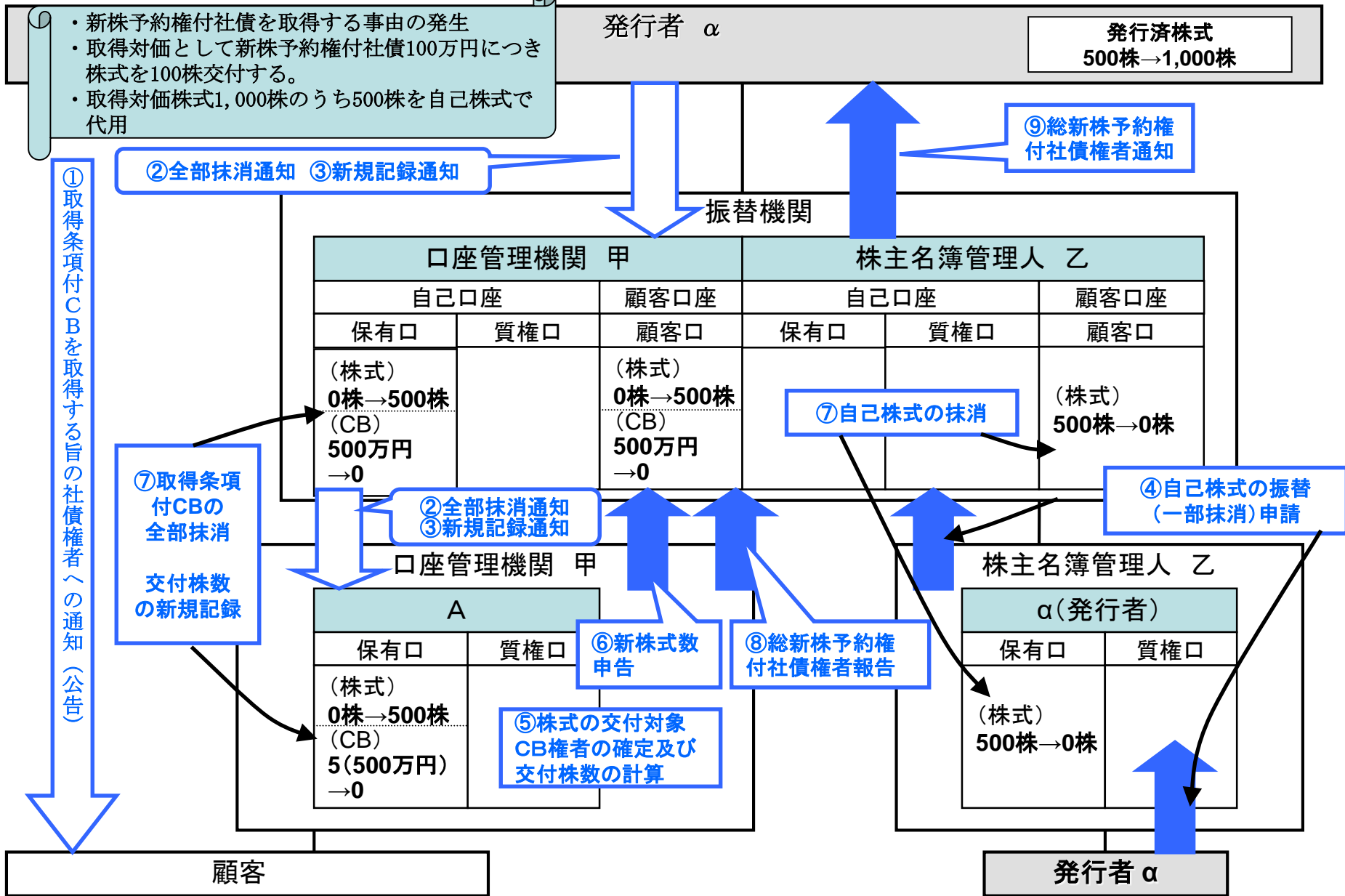
第 18 節 取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続

内 容	備 考
<p>1. 取得条項付新株予約権付社債の一部取得による振替株式の交付</p> <p>(1) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付</p> <p>a 取得条項付新株予約権付社債の一部取得に係る振替 発行者は、振替新株予約権付社債である取得条項付新株予約権付社債の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替を申請する。</p> <p>b 取得条項付新株予約権付社債の対価の交付 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替株式である場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替株式を交付する。 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の対価が振替株式でない場合には、口座において取得条項付新株予約権付社債の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。</p> <p>(2) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の振替株式の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、第 2 章第 2 節「新規記録手続」に準じる。</p> <p>2. 取得条項付新株予約権付社債の全部取得による振替株式の交付</p> <p>(1) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付に関する取扱いについては、第 2 章第 2 節「新規記録手続き」に準じる。</p>	<p>※ 取得対価の交付は、取得条項付株式の取得の対価の交付の取扱いに準じる。</p> <p>※ 発行者は、対価として振替株式を新規記録しようとするときは、加入者の直近上位機関に対して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。(直接口座管理機関から機構への口座通知データ通知は対価の増加の記録をする日の前営業日から起算して 7 営業日前までに行う。)</p> <p>※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日に効力発生日を付記する。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債については、質入れ関連の手続として、登録質権者となるべ</p>

内 容	備 考
<p>(2) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の全部取得日の設定の制限 発行者は、取得条項付新株予約権付社債の全部取得に伴い交付する取得対価銘柄である振替株式が次に掲げる日に該当するときは、全部取得日を設定することができない。</p> <p>① 取得対価銘柄である振替株式に係る株主確定日の前営業日から起算して3営業日前の日から株主確定日当日までの間 ② その他機構が必要と認めた日</p> <p>(3) 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付 取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の振替株式の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、第2章第2節「新規記録手続」に準じる。</p>	<p>き旨の申出の手続は、存在しない。</p> <p>※ 振替新株予約権付社債については、譲渡担保差し入れ関連手続として、特別株主の申出の手続は、存在しない。</p> <p>※ 発行者は、対価として振替株式を新規記録しようとするときは、加入者の直近上位機関に対して、口座通知の取次ぎの請求をしなければならない。(直接口座管理機関から機構への口座通知データ通知は対価の増加の記録をする日の前営業日から起算して7営業日前までに行う。</p> <p>※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日に効力発生日を付記する。</p>

以 上

振替制度における取得条項付新株予約権付社債の全部取得の処理イメージ（自己株式を使用する場合）



(手続の手順)

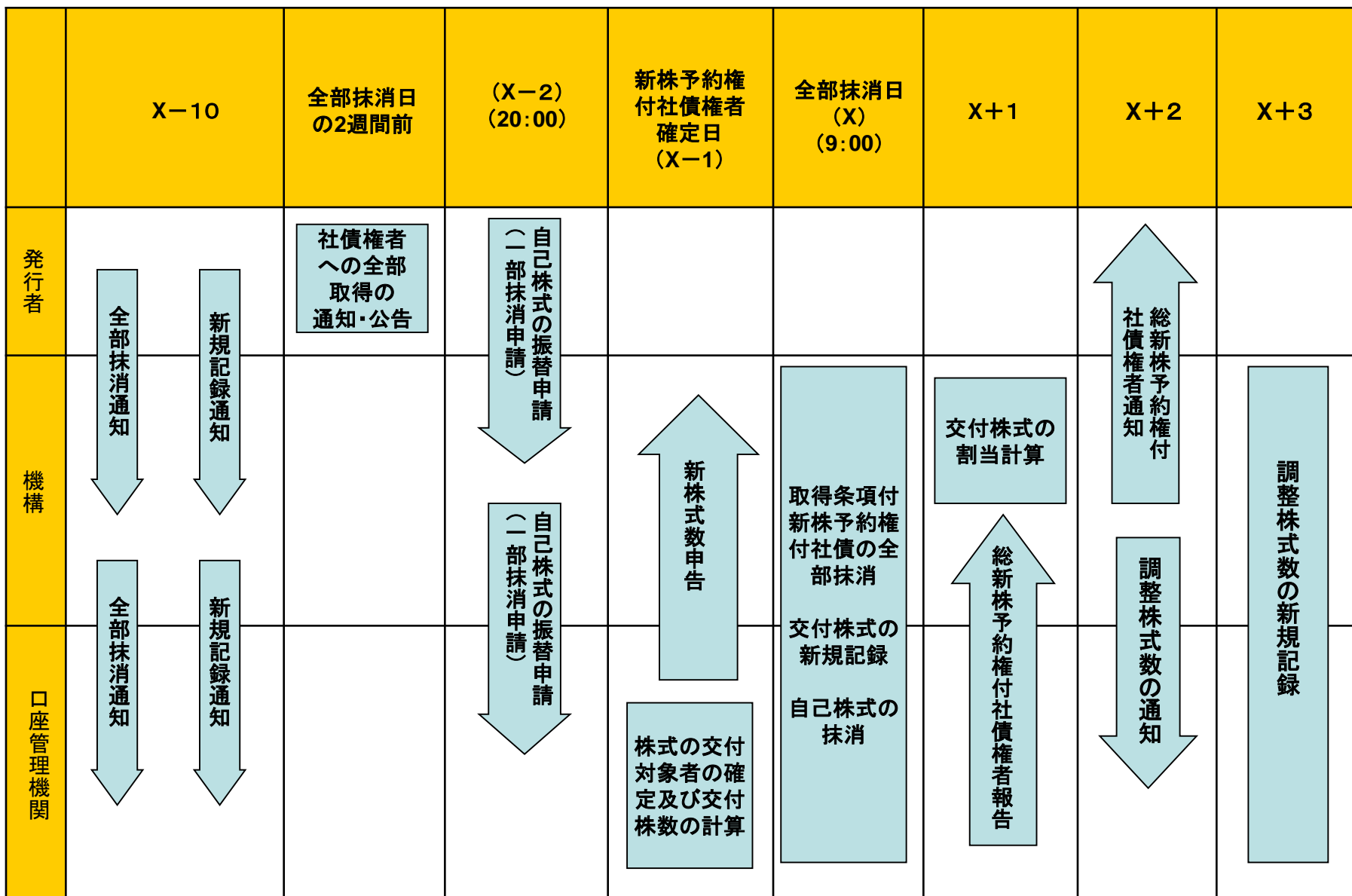
1. 発行者は、取得条項付新株予約権付社債について全部を取得する旨の通知(公告)を行う。
2. 発行者は、取得条項付新株予約権付社債について全部を取得する一定の事由が生じたときは、遅滞なく「全部抹消の通知」を行う。(振替法第217条第3項)。
3. 発行者は、新株予約権付社債権者確定日までに、機構に対して、新規記録通知(取得対価である振替株式の新規記録のために必要な対価交付比率及び交付対価を記録すべき日等の情報の通知)を行う。
4. 発行者は、全部抹消日の2営業日前の日の午後8時までに、直近上位機関を通じて、自己株式の交付株数を報告する(一部抹消申請)。
5. 機構及び口座管理機関は、「全部抹消の通知」を受けてその振替口座簿に記載又は記録されている取得条項付新株予約権付社債の全部を抹消する。(発行者は全部抹消により当該新株予約権付社債を取得する。(振替法第217条第4項))
6. 口座管理機関は、新株予約権付社債権者確定日の新株予約権付社債権者について確定し、口座に記録されている振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じて交付株数を算出し、機構に申告する(新株式数申告)。
7. 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権付社債の数に対価交付比率を乗じて算出した交付株数を口座に新規記録又は増加記録するとともに、発行者の自己株式が記録されている口座に減少の記録を行う。
8. 口座管理機関は、機構に対して新株予約権付社債権者確定日における新株予約権付社債権者を報告する。
9. 機構は、口座管理機関からの報告をもとに新株予約権付社債権者について発行者に総新株予約権付社債権者通知を行う。

(注)取得対価である自己株式については、新株予約権の行使に際して自己株式を充当する場合と同様にあらかじめ株主名簿管理人の口座に集約しておくものとする。

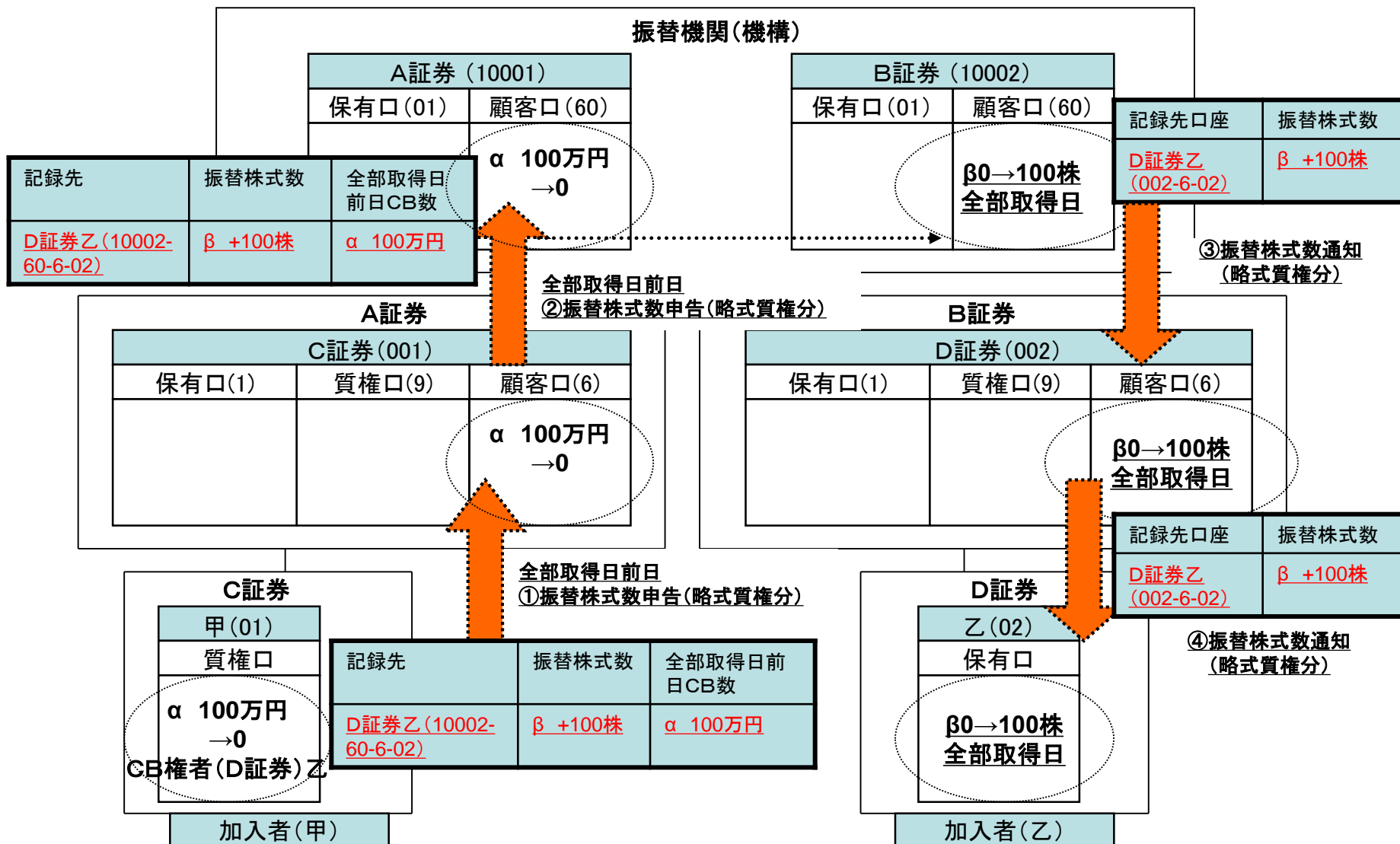
(調整株式数がある場合の対応)

- 機構は、名寄せ後の交付株数の計算を行う。
 - ① 機構は、名寄せ後の交付株数に対価交付比率乗じて、合計交付株数(名寄せ後の交付総株数及び新株予約権付社債権者ごとの交付株数)を算出する。
 - ② 複数の口座管理機関の口座に記録されている新株予約権付社債権者については、それぞれの新株予約権付社債の数に交付比率を乗じて交付株数を算出する。
 - ③ ①と②の数に差異が生じた場合は、この交付株式の数の差(調整株式数)は、新株予約権付社債権者確定日において最も大きい数の新株予約権付社債を記録していた口座管理機関の振替口座簿に記録する。
 - 機構は、口座管理機関に対し、①及び②で算出した交付株数を通知する。(名寄せ後の調整株数の通知)
 - 機構及び口座管理機関は、上記の通知された交付株数を口座簿に記録する。

全部取得条項付新株予約権付社債に係る処理フロー (交付株式に発行者の有する自己株式を当てる場合)



略式質権受入口座を開設する口座管理機関による略式質権分の交付株数の申告イメージ (α新株予約権付社債に額面100万円につき振替株式100株を交付する場合)



- ①略式質権者(甲)の口座を開設する口座管理機関Cは、加入者(甲)の差入担保に係る部分について、交付されるべき振替株式数の計算をして、記録先口座ごとの株数を直近上位機関に申告する。当該申告を受けた口座管理機関が共通直近上位機関でない場合も同様とする。
- ②略式質権設定者乙に係る振替株式数通知を直近上位機関から受けた口座管理機関は、新規記録するべき口座を開設したものでない場合は、当該通知を直近下位機関に取次ぎ、全部取得日の業務開始時9:00に各口座に増加の記録をする。

取得条項付商品の振替制度における取扱い

振替制度において、取得条項付商品の取得及びその取得対価の交付が行われる場合の事務処理については、以下のとおり。

1. 会社法の規定と振替制度における事務処理の基本方針

- 会社法で規定されている取得条項付商品とその取得対価の組み合わせは以下のとおりとなる。

	取得対価				
	株式	新株予約権	新株予約権付社債	社債	金銭等
取得条項付株式	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取得条項付新株予約権	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
取得条項付新株予約権付社債	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(振替法の規定)

- 取得条項付商品の取得に係る処理は、全部取得の場合は発行者からの全部抹消通知により取得条項付商品の全部抹消を行い、一部取得の場合は発行者からの振替申請により発行会社の口座へ振替を行う。
- 取得対価の交付に係る処理は、新発ものを交付するときは新規記録、既発もの（自己株式等）を交付するときは振替により行う。

(事務処理)

- 機構が取り扱う取得条項付商品を全部取得し、機構が取り扱う取得対価を交付する場合には、株式の併合等の処理と同様に、口座管理機関及び機構において、取得対価の新規記録数を計算して増加記録することにより、取得条項付商品の全部抹消と取得対価の新規記録を同一のタイミングで行うスキームを構築する。
- その他の場合は、取得条項付商品の取得は通常の一部抹消又は振替、取得対価の交付は通常の新規記録又は振替により行う。

2. 事務処理の概要

(1) 全部取得の処理

① 機構取扱商品を全部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 発行者から取得条項付商品の全部抹消通知及び取得対価の新規記録通知を受け、口座管理機関の計算に基づき、口座管理機関及び機構において、全部抹消日に取得条項付商品の全部抹消及び取得対価の新規記録を行う。その後、機構において名寄せを行い、調整株式数等が発生する場合には当該株式数等の通知を行う。(株式の併合、分割、合併、株式無償割当等の処理に準じた方法)
- ・ 対価として自己株式等を交付する場合は、上記の処理にあわせて、発行会社は、交付する自己株式等を有する口座及び数量を機構に通知し、口座管理機関及び機構は、全部抹消日に発行会社の口座から当該自己株式等を減額する。(新株予約権付社債の行使請求に対し自己株式を充当する場合の処理に準じた方法)

(注) 社債を交付する場合の処理については、機構内における株式等振替システムと社債の振替システムとの連動等の対応を踏まえて、検討する。

② 機構取扱商品を全部取得し、機構非取扱商品を交付する場合

- ・ 発行者からの全部抹消通知により、機構及び口座管理機関において、取得条項付商品の全部抹消を行う。
- ・ 対価の交付は、振替制度外で行う。

③ 機構非取扱商品を全部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、振替制度外で行う。
- ・ 対価の交付は、発行者から機構への新規記録通知により行う。対価として自己株式等を交付する場合は、発行者から機構への振替請求により行う。

(2) 一部取得の処理

① 機構取扱商品を一部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、発行者から取得対象者である加入者の直近上位機関への振替申請に基づき、当該直近上位機関から機構への振替請求により、当該商品を発行者の口座へ振り替えることにより行う。

※ 一部取得は、発行会社が予め取得対象を特定したうえで、当該取得対象者に通知したうえで行われる。

- ・ 対価の交付は、発行者から機構への新規記録通知により行う。対価として自己株式等を交付する場合は、発行者から機構への振替請求により行う。

② 機構取扱商品を一部取得し、機構非取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、発行者からの取得対象者である加入者の直近上位機関への振替申請に基づき、当該直近上位機関から機構への振替請求により、当該商品を発行者の口座へ振り替えることにより行う。

※ 一部取得は、発行者が予め取得対象を特定したうえで、当該取得対象者に通知したうえで行われる。

- ・ 対価の交付は、振替制度外で行う。

③ 機構非取扱商品を一部取得し、機構取扱商品を交付する場合

- ・ 取得条項付商品の取得は、振替制度外で行う。

- ・ 対価の交付は、発行者から機構への新規記録通知により行う。対価として自己株式等を交付する場合は、発行者から機構への振替請求により行う。

【参考】その他の処理

- 会社法では、合併の対価として存続会社の株式以外に金銭その他の財産を交付すること、また、合併の際に新株予約権及び新株予約権付社債を承継することが可能となっている。これらの処理は、ある商品がある商品に置き換えるという処理を行えばよいことから、上述の取得条項付商品の処理に準じた方法により行う。

(1) 合併対価の柔軟化

- ・ 取得条項付株式を全部取得し、その取得対価を交付する処理に準じた方法により行う。

(2) 新株予約権又は新株予約権付社債の承継

- ・ 取得条項付新株予約権又は新株予約権付社債を全部取得し、その取得対価として新株予約権又は新株予約権付社債を交付する処理に準じた方法により行う。

以 上

第 19 節 振替新株予約権付社債の非居住者非課税制度に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 用語の定義</p> <p>(1) 特定振替社債等 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 66 条第 2 号に掲げる社債で同条に規定する振替社債に該当するもの（以下「振替社債等」という。）のうち、その利子の額が当該振替社債等の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する租税特別措置法施行令（以下「租令」という。）で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものをいう。</p> <p>(2) 特定振替割引債 振替社債等のうち、租税特別措置法（以下「租法」という。）第 41 条の 12 の 2 第 6 項第 1 号イ又はニに規定する割引債に該当するもの（その償還金（同条第 1 項 1 号に掲げるものをいう。以下同じ。）の額が当該割引債の発行者又は当該発行者の特殊関係者に関する租令で定める指標を基礎として算定されるもの以外のものに限る。）をいう。</p> <p>(3) 振替記載等 振替法に定めるところにより行われる同法の振替口座簿への記載又は記録をいう。</p> <p>(4) 特定振替機関 振替法第 2 条第 2 項に規定する振替機関のうち、同法第 13 条の規定に基づき社債（これに類するものとして租令で定めるものを含む。以下「社債等」という。）を取り扱うことについて当該社債等の発行者から同意を得た者をいう。</p>	<p>※ 振替システムにおいて割引債（利付割引区分が「Z：割引債（ゼロクーポン債を含む）」の銘柄）として区分している銘柄とは必ずしも一致しない。</p> <p>※ 本業務処理要領における特定振替割引債には、振替国債及び振替地方債は含まない。</p> <p>※ 機構を指す。</p>

内 容	備 考
<p>(5) 特定口座管理機関 振替法第2条第4項に規定する口座管理機関（(6)及び(7)において「口座管理機関」という。）のうち、特定振替機関が同法第12条第1項の規定により口座を開設した者をいう。</p> <p>(6) 特定間接口座管理機関 口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するもの（外国間接口座管理機関に該当する者を除く。）をいう。 ① 特定口座管理機関が振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ② ①又は③の規定により特定間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ③ ②の規定により特定間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者</p> <p>(7) 外国間接口座管理機関 口座管理機関（振替法第44条第1項13号に掲げる者に該当するものに限るものとし、内国法人を除く。（8）において「外国口座管理機関」という。）のうち、特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関が振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者をいう。</p> <p>(8) 外国再間接口座管理機関 外国口座管理機関のうち、次のいずれかに該当するものをいう。 ① 外国間接口座管理機関が振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ② ①又は③の規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口座を開設した者 ③ ②の規定により外国再間接口座管理機関に該当するものが振替法第44条第1項の規定により口</p>	<p>※ 機構加入者を指す。</p> <p>※ 間接口座管理機関（振替法第44条第1項13号に掲げる者に該当するものを除く。）を指す。</p> <p>※ 外国再間接口座管理機関とは、外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関（以下「外国間接口座管理機関等」という。）に該当する者から口座の開設を受けた者を指す。</p>

内 容	備 考
<p>座を開設した者</p> <p>(9) 適格外国仲介業者 外国間接口座管理機関又は外国再間接口座管理機関のうち、所得税法（以下「所法」という。）第162条第1項に規定する条約その他の我が国が締結した国際約束（租税の賦課及び徴収に関する情報を相互に提供することを定める規定を有するものに限る。）の我が国以外の締約国又は締約者（以下「条約相手国等」という。）に本店又は主たる事務所を有する者として租令で定めるところにより国税庁長官の承認を受けた者をいう。</p> <p>(10) 特定国外営業所等 適格外国仲介業者の営業所又は事務所のうち、条約相手国等に所在するものをいう。</p> <p>2. 非居住者非課税制度の概要 非居住者又は外国法人（以下「非居住者等」という。）が、特定振替社債等の利子又は特定振替割引債の償還金について、租法第5条の3第1項又は租法第41条の13の3第1項から第3項の適用を受けることで、当該利子又は償還金については、所得税が課されない。本業務処理要領において、当該適用を受けるために必要な株式等振替制度における事務処理について定める。</p> <p>3. 外国間接口座管理機関等及び適格外国仲介業者の承認手続 (1) 外国間接口座管理機関等の承認手続 外国間接口座管理機関等の承認手続については、第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」に</p>	<p>※ 法令上の適用概要及び実務上の取扱等については、日本証券業協会会員通知「非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する改正法令の概要及びその細目並びに実務上の取扱い」を参照。</p>

内 容	備 考
<p>準ずる。</p> <p>(2) 適格外国仲介業者の承認手続</p> <p>外国間接口座管理機関等は、適格外国仲介業者の承認を申請する場合には、「適格外国仲介業者の承認申請書」及びその他所要の書類（以下「適格外国仲介業者の承認申請書等」という。）を、その上位機関を経由して機構に提出する。機構は当該申請書等を国税庁長官に提出する。</p>	<p>(租令第3条の2第6、7項)</p> <p>※ 適格外国仲介業者の承認は、国税庁長官が行う。</p> <p>※ 「適格外国仲介業者の承認申請書」は、国税庁「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について（法令解釈通達）」に定める書式を用いるものとする。</p> <p>※ 適格外国仲介業者の承認手続は機構加入者である特定口座管理機関ごとに行う。</p> <p>※ 「適格外国仲介業者の承認申請書等」は、電子メール又は郵送により、機構に提出する。</p> <p>※ 振替制度（株式等振替制度、一般債振替制度及び短期社債振替制度）ごとの提出は不要とする。</p> <p>※ 機構は、機構加入者から適格外国仲介業者の承認申請書等の提出を受けた場合には、当該提出日の3営業日後の日に、国税庁長官宛に提出する。</p> <p>※ 適格外国仲介業者の承認申請書等を機構に提出する者が提出時に外国間接</p>

内 容	備 考
<p>申請者が提出する申請書その他所要の書類は、各区分に応じて以下のとおりとする。</p> <p>① 申請者が振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債（以下3においては振替国債及び振替地方債に係るものを含む。）に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持していない場合 申請書（申請者の納税管理人以外の代理人を選任する場合には、その旨を記載した委任状を添付する。）</p> <p>② 申請者が既に振替国債に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び振替国債に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し</p> <p>③ 申請者が既に振替地方債に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び振替地方債に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し</p> <p>④ 申請者が既に特定振替社債等に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び特定振替社債等に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し</p> <p>⑤ 申請者が既に特定振替割引債に係る適格外国仲介業者の承認通知書を所持している場合 申請書及び特定振替割引債に係る適格外国仲介業者の承認通知書の写し</p>	<p>口座管理機関等として振替制度に参加していない場合には、制度参加手続書類と同時に提出することも可能とする。この場合には、機構は、当該提出者の外国間接口座管理機関等の承認日に国税庁長官宛に提出する。</p> <p>※ 承認通知書の送付を希望する外国法人である申請者については、国内の代理人を選任しなければならない。</p> <p>※ 国税庁長官から申請者に承認通知書が送付された場合又は国税庁長官に申請書の提出がなされた日の属する月の翌月末日までにその申請につき承認又は却下の処分がなかった場合において、当該申請者は、適格外国仲介業者としての承認を得る（租令第3条の2第7項において準用する租令第3条第8項）</p> <p>※ ②～⑤の場合は、国税庁長官に申請書等の提出がされた時において、適格外国仲介業者の承認があったものとみなされる（租令第3条の2第8項、9項、第26条の20第10項、12項）</p> <p>※ ②～⑤の場合で、適格外国仲介業者の</p>

内 容	備 考
<p>4. 非居住者非課税に係る業務処理</p> <p>(1) 元利金請求の取扱い</p> <p>機構加入者は、機構の備える振替口座簿における顧客口（特定受託者（第5条の3第9項において準用する租法第5条の2第19項に規定する信託の受託者をいう。以下同じ。）を受託者とする信託の信託財産については、信託口。）に記録された特定振替社債等に係る利子及び特定振替割引債に係る償還金について、非居住者非課税制度に係る非課税措置の適用を受ける場合は、「課税情報申告データ」を作成の上、送信することで非居住者非課税度適用分である旨を機構に通知する。機構は、当該通知に基づき、「元利金請求データ」を作成し、支払代理人に通知する。</p>	<p>承認通知書の受領日後に商号変更等の異動が生じている場合には、適格外国仲介業者の異動に係る申告書の写しや官報等の異動の事実を確認できる資料を添付する。</p> <p>※ 「課税情報申告データ」における税区分は、顧客口に記録した場合は、81 とし、信託口に記録した場合は、80 とする。当該税区分を設定することによって、非居住者非課税制度適用分である旨を示す。同データの作成方法等の詳細については第3章第5節「元利金支払い」を参照。</p> <p>※ 「元利金請求データ」の取扱いの詳細等については、第3章第5節「元利金支払い」を参照。</p> <p>※ 機構非関与銘柄は、満期償還時又は全額繰上償還時を除き、「元利金請求データ」の配信対象外である。そのため、非居住者等が機構非関与銘柄を取得した場合には、当該銘柄の支払代理人は、当該銘柄について、機構関与銘柄への銘柄</p>

内 容	備 考
<p>(2) 特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者に係る特殊関係者に関する書類の提出等の取扱い</p> <p>特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者は、租法5条の3第1項又は第3項後段及び同法41条の13の3第1項の規定の適用があるものとして当該特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金につき租法第9条の3の2第1項又は所法第212条の規定及び租法41条の12の2第2項又は第3項の規定による所得税の徴収がされなかった場合には、当該特定振替社債等の利子の支払の日及び当該特定振替割引債の償還の日を含む事業年度開始の時に於ける当該発行者の特殊関係者である非居住者等に係る租法第5条の3第10項又は同法第41条の13の3第13項に規定する書類（以下「特殊関係者に係る届出書類」という。）を、当該特定振替社債等の利子の支払の日及び当該特定振替割引債の償還の日以後2月以内に、当該特定振替社債等の利子に係る租令第3条の2第24項（同条第27項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は特定振替割引債の償還金に係る租令第26条の20第27項（同条第30項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知（「特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知」という。以下（2）において同じ。）をした特定振替機関等（租法第5条の3第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の本店等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。ただし、既に当該事業年度開始の時に係る当該書類を提出している場合は、この限りでない。</p> <p>特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者への特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務署の</p>	<p>情報変更を行わなければならない。</p> <p>※ 特定振替社債等が特定振替割引債に該当し、かつ買入消却を行う場合はシステム上において上記の通知が行われなため、買入消却日の前営業日までに非居住者非課税制度適用分である旨を書面により機構に通知する。</p> <p>（租令第3条の2第26項、第26条の20第29項）</p> <p>※ 特定振替社債等及び特定振替割引債</p>

内 容	備 考
<p>通知は、以下の方法にて行うものとする。</p> <p>a 支払代理人への通知</p> <p>特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務署の通知は、(1)の通知をもって行われたものとし、特定振替社債等及び特定振替割引債の支払代理人は、当該通知内容を確認する(通知に係る機構加入者を特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知をした特定振替機関等に該当するものとして、当該機構加入者の本店等の所轄税務署を確認する。)。ただし、間接口座管理機関が特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知をした特定振替機関等に該当する場合、当該間接口座管理機関は、対象となる特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金の支払の日以後5営業日までに、当該特定振替社債等及び特定振替割引債の支払代理人へ本店所在地等に係る所轄税務署等を記載した書類(以下「特定振替機関等の所轄税務署に係る通知書」という。)を提出(メール又はFax等)するものとする。</p>	<p>の発行者は特定振替機関等の本店等の所在地を把握していないため、通知を要する。</p> <p>※ 機構加入者の所轄税務署は通知に含まれる機構加入者コードにて機構加入者名称を識別の上、支払代理人にて確認するものとする。</p> <p>※ 間接口座管理機関に係る情報は機構より通知される内容に含まれないため、「特定振替機関等の所轄税務署に係る通知書」の支払代理人への提出の対応が必要となるもの。</p> <p>※ 非居住者等が適格外国仲介業者から当該特定振替社債等の振替記載等を受けている場合には、当該特定振替社債等に係る特定振替機関等が対応を行う。</p> <p>※ 「特定振替機関等の所轄税務署に係る通知書」については、機構ホームページに掲載の書式(ST03-09)を参照。</p> <p>※ 特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金の支払の日以後5営業日までに当該特定振替社債等の支払代理人に「特定振替機関等の所轄税務署に</p>

内 容	備 考
<p>b 発行者への通知</p> <p>a の通知を受けた特定振替社債等及び特定振替割引債の支払代理人は、当該通知の内容を特定振替社債等及び特定振替割引債の発行者に通知する。</p>	<p>係る通知書」の提出がなかった場合は、特定振替社債等及び特定振替割引債に係る通知をした特定振替機関等に間接口座管理機関が含まれなかったものとする。</p> <p>※ 通知方法は支払代理人と発行者にて事前に定めた方法とする。</p> <p>※ 支払代理人は発行者が特定振替機関等の本店等の所在地の所轄税務に「特殊関係者に係る届出書類」を特定振替社債等の利子及び特定振替割引債の償還金の支払の日以後2月以内に提出が行なえるように通知を行うものとする。</p>

以 上

第 20 節 新株予約権付社債における償還すべき社債の金額の減額に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る通知</p> <p>発行者は、社債権者集会における振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る決議が裁判所において認可された場合又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされる場合には、速やかに機構に対し、「償還すべき社債の金額の減額」に係る通知として次に掲げる事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>① 償還すべき社債の金額が減額される銘柄</p> <p>② 減額後の償還すべき社債の金額</p> <p>③ 償還すべき社債の金額の減額に係る効力発生日</p> <p>④ 償還すべき社債の金額を減額した事由</p> <p>2. 裁判所の認可等に係る通知</p> <p>(1) 支払代理人による通知</p> <p>支払代理人は、社債権者集会における振替新株予約権付社債の償還すべき社債の金額の減額に係る決議が裁判所において認可された場合又は社債権者集会の目的である事項として社債の金額の減額を行う旨が提案され、当該提案につき社債権者集会の決議の省略により決議があったものとみなされる場合には、速やかに機構に対し、償還価額及びその他変更が発生した事項について、ファイル伝送又は Target 保振サイトにより銘柄情報の変更通知を行う。</p>	<p>※ 左記の通知については、「償還すべき社債の金額の減額」に係る所定の通知書式 (ST98-82) を使用して通知する。</p> <p>※ 各社債の金額は、償還すべき社債の金額の減額にかかわらず、変更されることはない。</p> <p>※ 機構は、左記の通知を受けた後、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項等を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(業第 260 条の 2、施第 337 条の 2)</p> <p>※ 償還すべき社債の金額の減額に伴い、期中に支払を行う利子額に変更が発生する場合には、「1 円あたりの利子額」(初期、通常、終期、今回) の変更に係る銘柄情報の変更通知を行う。なお、利子額の計算の際に「1 円あたりの利子額」に乗ずる残高は、各社債の金額であり、減額後の償還価額ではないことに留意する必要がある。</p> <p>※ 償還すべき社債の金額の減額分について、各新株予約権付社債権者からの一部抹消申請は、行わないこととする (振替口座簿上の残高については、減額しない。)</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構による銘柄情報の変更通知 機構は、以下により統合W e b 端末又はファイル伝送により銘柄情報の変更通知を行う。</p> <p>a 統合W e b 端末による方法 (C S Vファイルのダウンロード) 機構加入者及び支払代理人は、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して2営業日目の日の午前7時から午後8時までの間、統合W e b 端末により銘柄情報の変更内容に関するC S Vファイルをダウンロードすることができる。</p> <p>b ファイル伝送による方法 機構は、機構加入者に対して、銘柄情報変更通知日の翌営業日から起算して、2営業日目の日の午前3時から午後8時までの間、ファイル伝送により銘柄情報の変更内容を通知する。</p> <p>3. 公示 機構は、発行者及び支払代理人から上記1. 及び2. (1) についての通知を受けた場合には、償還すべき社債の金額が減額された旨について、当該振替新株予約権付社債に係る公示情報に付記 (既に公示されている当該新株予約権付社債の情報と一体のものとして公示) する。なお、付記については、発行者から通知された償還すべき社債の金額の減額に係る内容を機構ホームページにP D F ファイルを掲載することにより行う。</p>	<p>(業第 261 条第 2 項、施第 338 条)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、償還期日に、減額された償還価額で新株予約権付社債を償還し、振替口座簿の記録を抹消する。</p>

以 上

第 21 節 振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の対応

内 容	備 考
<p>1. 差押命令等に係る通知の送達を受けた場合の取扱い</p> <p>(1) 機構が差押命令等による処分の制限に係る通知の送達を受けた場合</p> <p>a 機構における取扱い</p> <p>(a) 口座凍結</p> <p>機構は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について差押命令等による処分の制限に係る通知（以下「差押命令等に係る通知」という。）の送達を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の自己口について、振替、抹消及び元利払いが行われないようにするために必要な措置（以下「口座凍結」という。）を行う。</p> <p>(b) 支払代理人への通知</p> <p>口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった銘柄の支払代理人に対し、送達を受けた差押命令等に係る通知に係る以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結処理日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード</p> <p>(c) 機構加入者への残高の通知</p>	<p>※ 法第 280 条の規定により、新株予約権付社債は、強制執行、仮差押え及び仮処分の執行、競売並びに没収保全（以下「差押え等」という。）の対象とされている。</p> <p>(業第 288 条第 4 項、施第 360 条)</p> <p>※ 差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている機構加入者の振替口座簿上で凍結する方法により行い、普通口座残高と別の凍結残高として記録する。</p>

内 容	備 考
<p>口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合Web端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。</p> <p>(2) 機構加入者又は間接口座管理機関が差押命令等に係る通知の送達を受けた場合</p> <p>a 間接口座管理機関における取扱い</p> <p>(a) 直近上位機関への通知</p> <p>間接口座管理機関は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について、差押命令等に係る通知の送達を受けた場合には、直ちに、直近上位機関に対し、その旨並びに当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>b 機構加入者における取扱い</p> <p>(a) 機構への通知</p> <p>機構加入者は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について差押命令等に係る通知の送達を受けた場合又は「a 間接口座管理機関における取扱い（a）直近上位機関への通知」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで当該通知に係る以下の事項をTarget 保振サイトにより通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 機構加入者コード ⑤ 加入者口座コード <p>c 機構における取扱い</p> <p>(a) 口座凍結</p> <p>機構は、「b 機構加入者における取扱い（a）機構への通知」に定める通知を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の顧客口について、口座凍結を行う。</p> <p>(b) 支払代理人への通知</p> <p>口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった銘柄の支払代理人に対し、「b 機構加入者における取扱い（a）機構への通知」に定める通知に係る以下の事項をTarget 保振サイトにより通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄 	<p>(業第 288 条第 1 項第 2 項)</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直ちに、差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結を行う。</p> <p>(業第 288 条第 3 項)</p> <p>※ 機構加入者は、直ちに、差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結を行う。</p> <p>(業第 288 条第 4 項、施第 360 条)</p>

内 容	備 考
<p>② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結処理日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード</p> <p>(c) 機構加入者への残高の通知 口座凍結後、機構は、当該口座凍結の対象となった区分口座を開設する口座管理機関に対し、帳表ファイル（機構加入者別口座残高表）及び統合Web端末（証券口座残高一覧）にて凍結残高を含む残高の情報を通知する。</p>	<p>※ 差押え等の競合（債務者又は滞納者（以下「債務者等」という。）が保有する振替新株予約権付社債の一部について差押え等を受けた後、その残余の額を超えて別に差押え等を受けた場合又は債務者等が保有する振替新株予約権付社債の全部について差押え等を受けた後、別に差押え等を受けた場合をいう。）が発生した場合は、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に準じて処理を行う。なお、差押命令等に係る通知に記載された金額と実際の凍結金額が異なることに伴い、支払代理人への通知等に関し、別途必要な処理を行う。</p> <p>(業第288条第5項)</p> <p>※ 差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の金額の減少が発生した場合は、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に準じて処理を行う。なお、支払代理人への通知の差替えが発生することに伴い、支払代理人への通知等に関し、</p>

内 容	備 考
<p>2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い</p> <p>(1) 機構が差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知の送達を受けた場合</p> <p>a 機構における取扱い</p> <p>(a) 口座凍結解除</p> <p>機構は、その備える振替口座簿に記録されている振替新株予約権付社債について差押命令等の申立ての取下げ又は取消等に関する通知（以下「差押命令等の申立ての取下げ等の通知」という。）の送達を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の自己口について、口座凍結を解除するために必要な措置（以下「口座凍結解除」という。）を行う。</p> <p>(b) 支払代理人への通知</p> <p>口座凍結解除後、機構は、当該口座凍結解除の対象となった銘柄の支払代理人に対し、送達を受けた差押命令等の申立ての取下げ等の通知に係る以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結解除日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード</p> <p>(2) 機構加入者又は間接口座管理機関が差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合</p> <p>a 間接口座管理機関における取扱い</p> <p>(a) 直近上位機関への通知</p> <p>間接口座管理機関は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について、差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合には、直ちに、直近上位機関に対し、その旨並びに当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>b 機構加入者における取扱い</p>	<p>別途必要な処理を行う。</p> <p>※ 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている凍結残高から、当該銘柄が差押命令等に係る通知の送達を受けた際に記録又は記載されていた口座へ振替を行う。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直ちに、通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結解除を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 機構への通知 機構加入者は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債について差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合又は「a 間接口座管理機関における取扱い (a) 直近上位機関への通知」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで当該通知に係る以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 機構加入者コード ⑤ 加入者口座コード <p>c 機構における取扱い</p> <p>(a) 口座凍結解除 機構は、「b 機構加入者における取扱い (a) 機構への通知」に定める通知を受けた場合には、当該通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄及び金額が記録又は記載されている機構加入者の顧客口について、口座凍結解除を行う。</p> <p>(b) 支払代理人への通知 口座凍結解除後、機構は、当該口座凍結解除の対象となった銘柄の支払代理人に対し、「b 機構加入者における取扱い (a) 機構への通知」に定める通知に係る以下の事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄 ② 銘柄コード ③ 金額 ④ 口座凍結解除日 ⑤ 機構加入者の名称 ⑥ 機構加入者コード <p>3. 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替の申請があった場合の取扱い (1) 取扱いの概要</p>	<p>※ 機構加入者は、直ちに、通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座について、口座凍結解除を行う。</p> <p>※ 差押え等の競合が解消した場合は、「2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い」に準じて処理を行う。</p>

内 容	備 考
<p>振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債のうち、差押え等を受けたものについて、裁判所書記官その他法令で定める者（以下「裁判所書記官等」という。）から、法令の規定による譲渡若しくは売却の命令又は同様の決定（以下「譲渡命令又は売却命令等」という。）に基づく振替の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿における減少の記録又は記載等振替のために必要な手続を行う。なお、上記振替の申請は書面によってなされる（以下、当該書面を「振替の申請書」という。）。</p> <p>(2) 裁判所書記官等から機構に対し振替の申請があった場合</p> <p>a 機構における取扱い</p> <p>(a) 振替手続等</p> <p>機構は、裁判所書記官等から「振替の申請書」を受領した場合には、「振替の申請書」に記載された渡方機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録又は記載を行うとともに、受方機構加入者口座において増加の記録又は記載を行う。</p> <p>(b) 機構加入者への通知</p> <p>振替手続後、機構は、当該振替の対象となった渡方機構加入者と受方機構加入者に対し、振替に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(c) 支払代理人への通知</p> <p>振替手続後、機構は、当該振替の対象となった銘柄の支払代理人に対し、振替等に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(3) 裁判所書記官等から機構加入者又は間接口座管理機関に対し振替の申請があった場合</p> <p>a 渡方口座管理機関における取扱い</p> <p>(a) 上位機関への通知</p> <p>ア 間接口座管理機関における取扱い</p> <p>間接口座管理機関は、裁判所書記官等から「振替の申請書」を受領した場合には、直近上位機関に対し、譲渡命令又は売却命令等（写し）及び「振替の申請書」（写し）を添付したうえで、当該振替に係る内容を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>イ 機構加入者における取扱い</p> <p>機構加入者は、裁判所書記官等から「振替の申請書」を受領した場合又は「ア 間接口座管理機関における取扱い」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで、当該振替に係る事項を通知する。機構への通知に際しては、譲渡命令又は売却命令等（写し。下位</p>	<p>※ 当該振替手続等の結果、機構加入者の口座においてなされていた口座凍結は解除される。</p> <p>※ 振替に係る内容の詳細（渡方機構加入者等）については当該通知により確認する。</p> <p>※ 支払代理人においては、当該通知に基づいて、機構加入者の口座における口座凍結が解除された旨を確認する。</p>

内 容	備 考
<p>機関から受領したものを含む。)及び「振替の申請書」(写し。下位機関から受領したものを含む。)を添付したうえで、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。</p> <p>b 機構における取扱い</p> <p>(a) 振替手続等</p> <p>機構は、機構加入者より振替に係る事項の通知を受けた場合には、渡方機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録又は記載を行うとともに、受方機構加入者口座において増加の記録又は記載を行う。</p> <p>(b) 機構加入者への通知</p> <p>振替手続後、機構は、当該振替の対象となった渡方機構加入者及び受方機構加入者に対し、振替に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(c) 支払代理人への通知</p> <p>振替手続後、機構は、当該振替の対象となった銘柄の支払代理人に対し、振替等に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>4. 元利金の取扱い</p> <p>(1) 差押え等の対象となった残高に係る課税情報の通知等の取扱い</p> <p>a 取扱いの前提</p> <p>差押え等の対象となった残高については、元利払処理の対象外となり、「元利払日程通知ファイル」、「元利払対象残高データ」、「課税情報申告データ」及び「元利金請求データ」における対象金額に含まれない。そのため、差押え等を受けている期間中に元利払期日に係る元利金請求データ等の配信が完了した場合、支払代理人は、当該元利払期日における差押え等の対象となった残高に係る税区分等を、上記データを用いて確認することができない。支払代理人が、差押え等の対象となった残高に係る税区分等を確認するためには、課税情報の通知等と同様の手続(以下「差押え等に係る課税情報通知等」という。)を別に行う必要がある。</p> <p>b 差押え等に係る課税情報通知等の取扱い</p> <p>(a) 機構加入者における取扱い</p> <p>債務者等の上位機関である機構加入者又は自らが債務者等である機構加入者は、元利払期日経過後、</p>	<p>※ 当該振替手続等の結果、渡方機構加入者の口座においてなされていた口座凍結は解除される。</p> <p>※ 振替に係る内容の詳細(渡方機構加入者等)については当該通知により確認する。</p> <p>※ 支払代理人においては、当該通知に基づいて、渡方機構加入者の口座における口座凍結が解除された旨を確認する。</p> <p>※ 機構の関与が不要であって、機構加</p>

内 容	備 考
<p>直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで元利払期日に係る元利金及び債務者の氏名等の情報を通知する。機構への通知に際しては、差押命令等に係る通知の写しを添付し、当該通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。</p> <p>(b) 機構における取扱い 機構は、「(a) 機構加入者における取扱い」に定める通知を受けた場合には、支払代理人に対し、当該情報を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(2) 差押え等の対象となった残高について、差押え等を受けている期間中に元利払期日に係る元利金請求データ等の配信が完了し、その後、振替機関等が差押命令等の申立ての取下げ等の通知等の送達を受けた場合における当該元利払期日に係る元利金の請求及び支払いの取扱い</p> <p>a 元利金の請求及び支払いの取扱い 債務者等の直近上位機関が差押命令等の申立ての取下げ等の通知を受けた後に、債務者等において元利金の支払いを請求する場合の請求及び支払いに係る具体的な取扱いは以下のとおり。</p> <p>(a) 機構加入者における取扱い 債務者等若しくは譲受人の上位機関である機構加入者若しくは自らが債務者等である機構加入者又は支払代理人が、元利金の請求に機構の関与を希望する場合には、機構加入者は、機構に対し、連絡</p>	<p>入者、間接口座管理機関及び支払代理人の間で別に調整が可能である場合には、左記以外の方法による実施も可能とする。</p> <p>※ 債務者等の直近上位機関が間接口座管理機関である場合であっても、上位機関である機構加入者が機構に対して当該通知を行う。</p> <p>※ 機構の関与が不要であって、機構加入者、間接口座管理機関及び支払代理人の間で別に調整が可能である場合には、左記以外の方法による実施も可能とする。ただし、その場合においても後述の「(e) 抹消の取扱い」にて定める抹消に係る手続は実施するものとする。</p> <p>※ 譲渡命令又は売却命令等に基づいて対象残高に係る振替を受けた者（以下「譲受人」という。）において元利金の支払いを請求する場合の請求及び支払いに係る具体的な取扱いも同様とする。</p> <p>※ 債務者等又は譲受人の直近上位機関が間接口座管理機関である場合で</p>

内 容	備 考
<p>を行ったうえで元利金の請求に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。機構への通知に際しては、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。</p> <p>(b) 機構における取扱い 機構は、「(a) 機構加入者における取扱い」に定める通知を受けた場合には、支払代理人に対し、当該請求に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(c) 支払代理人における取扱い 支払代理人は、「(b) 機構における取扱い」に定める通知を受けた場合には、請求を行った機構加入者が「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」にて機構より通知された機構加入者と一致していることを確認したうえで、事前に受領した「(1) 差押え等の対象となった残高に係る課税情報の通知等の取扱い」にて機構より通知された差押え等に係る課税情報通知等の情報等を利用して、機構加入者に対して元利金の支払いを行う。</p> <p>(d) 口座管理機関における取扱い 機構加入者は、「(c) 支払代理人における取扱い」に定める元利金の支払いを受けた場合であって自らが債務者等でない場合には、債務者等若しくは譲受人又は債務者等若しくは譲受人の上位機関である直近下位機関に対して元利金の支払いを行う。当該支払を受けた口座管理機関が債務者等又は譲受人でない場合も同様とする。</p> <p>(e) 抹消の取扱い ア 機構加入者による抹消の申請 機構加入者は、「(c) 支払代理人における取扱い」に定める元利金の支払いを確認し、当該元利支払いが振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合には、機構に対し、抹消の申請を行う。</p> <p>イ 機構による振替新株予約権付社債の抹消 機構は、機構加入者による抹消の申請を受けたときは、振替新株予約権付社債の記録がされている機構加入者口座において、当該振替新株予約権付社債についての記録を抹消する。</p> <p>ウ 支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対する抹消済みの通知 機構は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したときは、支払代理人、機構加入者及び株主名簿管理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>5. 裁判所書記官から抹消の申請があった場合の取扱い</p>	<p>あっても、上位機関である機構加入者が機構に対して当該通知を行う。</p> <p>※ 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替があった場合には、「3. 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替の申請があった場合の取扱い」にて機構より通知された機構加入者と一致していることを確認する。</p> <p>※ 機構は、業務管理端末から抹消のオペレーションを行う。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 取扱いの概要 差押え等を受けた振替新株予約権付社債について、民事執行規則第 150 条の 6 第 1 項又は第 2 項に規定する供託があったことを証する文書が提出された場合には、裁判所書記官は、当該供託に係る振替新株予約権付社債について、抹消の申請をしなければならないとされている（民事執行規則第 150 条の 6 第 4 項）。振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債のうち、差押え等を受けたものについて、裁判所書記官から、抹消の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿における減少の記録又は記載等抹消のために必要な手続を行う。なお、上記抹消の申請は書面によってなされる（以下、当該書面を「抹消の申請書（供託）」という。）。</p> <p>(2) 裁判所書記官から機構に対し抹消の申請があった場合 a 機構における取扱い (a) 抹消手続 機構は、裁判所書記官から「抹消の申請書（供託）」を受領した場合には、「抹消の申請書（供託）」に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。</p> <p>(b) 機構加入者への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の申請の対象となった口座を開設する機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(c) 支払代理人への通知 抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(3) 裁判所書記官から機構加入者又は間接口座管理機関に対し抹消の申請があった場合 a 口座管理機関における取扱い (a) 上位機関への通知 ア 間接口座管理機関における取扱い 間接口座管理機関は、裁判所書記官から「抹消の申請書（供託）」を受領した場合には、直近上位機関に対し、「抹消の申請書（供託）」（写し）を添付したうえで、当該抹消に係る内容を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>イ 機構加入者における取扱い 機構加入者は、裁判所書記官から「抹消の申請書（供託）」を受領した場合又は「ア. 間接口座管理機関における取扱い」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえ</p>	

内 容	備 考
<p>で当該抹消に係る事項を通知する。機構への通知に際しては、「抹消の申請書（供託）」（写し。下位機関から受領したものを含む。）を添付したうえで、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。</p> <p>b 機構における取扱い</p> <p>(a) 抹消手続</p> <p>機構は、機構加入者より抹消に係る事項の通知を受けた場合には、「抹消の申請書（供託）」（写し）に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。</p> <p>(b) 機構加入者への通知</p> <p>抹消手続後、機構は、当該抹消に係る事項の通知を行った機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(c) 支払代理人への通知</p> <p>抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>6. 差押債権者等から償還金の取立てがあった場合の取扱い</p> <p>(1) 取扱いの概要</p> <p>振替新株予約権付社債を差し押さえた債権者（以下「差押債権者」という。）は、債務者に対して差押命令が送達された日から 1 週間が経過したときは、当該振替新株予約権付社債を取り立てることができる（民事執行規則第 150 条の 5 第 1 項）。また、税務署長その他国税の徴収に関する事務に従事する職員（以下「徴収職員」という。）は、差し押さえた振替新株予約権付社債の取立てをすることができる（国税徴収法第 73 条の 2 第 4 項において準用する同法第 67 条第 1 項）。そのため、差押債権者又は徴収職員（以下「差押債権者等」という。）から発行者に対して適法な償還金の取立てがあった場合には、発行者は、差押債権者等が債務者等に代わって抹消申請を行うことと引換えに償還金の取立てに応じることとなる。振替機関等は、その備える振替口座簿に記録又は記載されている振替新株予約権付社債のうち、差押え等を受けた振替新株予約権付社債で償還期日を迎えたものについて、差押債権者等から抹消の申請を受けた場合には、直ちに、その備える振替口座簿における減少の記録又は記載等必要な手続を行う。なお、上記抹消の申請は必ず書面で受け付ける（以下、当該書面を「抹消の申請書（取立て）」という。）。</p> <p>(2) 差押債権者等から機構に対し抹消の申請があった場合</p> <p>a 発行者における取扱い</p> <p>(a) 機構への通知</p>	

内 容	備 考
<p>発行者は、差押債権者等から償還金の取立てを受けた場合には、直ちに、機構に対し、差押債権者等から償還金の取立てがあった旨並びに当該取立てに係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>b 機構における取扱い</p> <p>(a) 取立てに係る支払日、抹消日等の調整</p> <p>機構は、「a. 発行者における取扱い (a) 機構への通知」に定める通知を受けた場合には、支払代理人との間で取立てに係る支払日や抹消日等について調整を行う。</p> <p>(b) 抹消手続</p> <p>機構は、「a. 発行者における取扱い (a) 機構への通知」に定める通知を受けた場合及び差押債権者等から「抹消の申請書 (取立て)」を受領した場合には、事前に支払代理人と調整を行った日程で、「抹消の申請書 (取立て)」に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。</p> <p>(c) 機構加入者への通知</p> <p>抹消手続後、機構は、当該抹消の申請の対象となった口座を開設する機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(d) 支払代理人への通知</p> <p>抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>c 支払代理人における取立てに係る支払い</p> <p>支払代理人は、事前に機構と調整を行った日程で、取立てに係る支払いを行う。</p> <p>(3) 差押債権者等から機構加入者又は間接口座管理機関に対し抹消の申請があった場合</p> <p>a 発行者における取扱い</p> <p>(a) 機構への通知</p> <p>発行者は、差押債権者等から償還金の取立てを受けた場合には、直ちに、機構に対し、差押債権者等から償還金の取立てがあった旨並びに当該取立てに係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>b 取立てに係る支払日、抹消日等の調整</p> <p>支払代理人は、差押命令等に係る通知の対象となった振替新株予約権付社債の銘柄が記録又は記載されている口座を開設する機構加入者又は間接口座管理機関との間で、取立てに係る支払日や抹消日</p>	

内 容	備 考
<p>等について調整を行う。</p> <p>c 口座管理機関における取扱い</p> <p>(a) 上位機関への通知</p> <p>ア 間接口座管理機関における取扱い</p> <p>間接口座管理機関は、差押債権者等から「抹消の申請書（取立て）」を受領した場合には、直近上位機関に対し、「抹消の申請書（取立て）」（写し）を添付したうえで、当該抹消に係る内容を通知する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>イ 機構加入者における取扱い</p> <p>機構加入者は、差押債権者等から「抹消の申請書（取立て）」を受領した場合又は「ア．間接口座管理機関における取扱い」に定める通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、連絡を行ったうえで当該抹消に係る事項を通知する。機構への通知に際しては、「抹消の申請書（取立て）」（写し。下位機関から受領したものを含む。）を添付したうえで、差押命令等に係る通知の送達を受けた際に機構へ届け出た事項を再度通知するものとする。</p> <p>d 機構における取扱い</p> <p>(a) 抹消手続</p> <p>機構は、機構加入者より抹消に係る事項の通知を受けた場合、並びに「a．発行者における取扱い（a）機構への通知」に定める通知を受けた場合には、「抹消の申請書（取立て）」に記載された機構加入者の口座における口座凍結済の対象金額について減少の記録を行う。</p> <p>(b) 機構加入者への通知</p> <p>抹消手続後、機構は、当該抹消に係る事項の通知を行った機構加入者に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(c) 支払代理人への通知</p> <p>抹消手続後、機構は、当該抹消の対象となった銘柄の支払代理人に対し、抹消に係る内容を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>e 支払代理人における取立てに係る支払い</p> <p>支払代理人は、事前に機構加入者又は間接口座管理機関と調整を行った日程で、取立てに係る支払いを行う。</p>	

内 容	備 考
<p>7. 全部抹消があった場合の口座凍結中残高の取扱い</p> <p>(1) 取扱いの前提 差押命令等に係る通知の送達を受け、口座凍結の対象となっている振替新株予約権付社債の銘柄について全部抹消があった場合には、口座凍結中の残高も含めて抹消される。</p> <p>(2) 具体的な取扱い 振替新株予約権付社債の全部抹消に係る具体的な手続については、第8節「全部抹消の手続」を参照。</p> <p>(3) 関係者への連絡等 差押命令等に係る通知の対象となった銘柄の記録の全部が抹消された場合には、裁判所、支払代理人等の関係者への連絡等その他所要の手続を実施する。</p>	

以 上

振替新株予約権付社債が差押え等を受けた場合の処理フロー

1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）
2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の送達日 (口座凍結処理日)	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日 (口座凍結解除日)
支払代理人		
機構		
機構加入者		
間接口座管理機関		
裁判所		
※参照項番	「1. (2) a」～「1. (2) c」	「2. (2)」

3. 譲渡命令又は売却命令等に基づく振替の申請があった場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の送達日	～	振替の申請日
支払代理人	差押命令等の送達に伴い、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結処理を行う		
受方機構加入者			
機構			
渡方機構加入者			
間接口座管理機関			
裁判所書記官等			
※参照項番		「1. (2)」	

4. 元利金の取扱い

日程	差押命令等の送達日	～	元利払日 (償還日)	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日	差押命令等の申立ての取下げ等の通知日以降		
株主名簿管理人	差押命令等の送達に伴い、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結処理を行う			差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達に伴い、「2. 差押命令等の申立ての取下げ等の通知の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結解除処理を行う			
支払代理人							
機構							
機構加入者			課税情報通知				
間接口座管理機関			利払日の都度実施する				
債務者等 又は 譲受人							
※参照項番	「1. (2)」		「4. (1) b」	「2. (2)」	「4. (2) a (a) ~ 4. (2) a (e) ウ」		

The flowchart illustrates the process of principal and interest payment across various roles and stages. Key elements include:

- 元利金の請求 (Interest Request):** Indicated by upward arrows from the 'Institution' and 'Institution Member' rows.
- 元利金の支払い (Interest Payment):** Indicated by downward arrows from the 'Institution' and 'Institution Member' rows.
- 抹消の申請 (Cancellation Request):** Indicated by an upward arrow from the 'Institution Member' row.
- 抹消の手続 (Cancellation Procedure):** Represented by boxes in the 'Institution Member' and 'Institution' rows.
- 抹消通知 (Cancellation Notice):** Indicated by a downward arrow from the 'Institution Member' row.
- 課税情報通知 (Tax Information Notice):** Indicated by an upward arrow from the 'Institution Member' row.
- 支払代理人への通知 (Notice to Payment Agent):** Indicated by an upward arrow from the 'Institution' row.

5. 裁判所書記官から抹消の申請があった場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の送達日	～	供託日	抹消の申請日
支払代理人	差押命令等の送達に伴い、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結処理を行う			
機構				抹消手続 ↑ 機構への通知
機構加入者				抹消手続 ↓ 機構加入者への通知 ↑ 支払代理人への通知
間接口座管理機関				抹消手続 ↑ 直近上位機関への通知
裁判所書記官				抹消の申請 ↑ 供託文書の提出
発行者				
※参照項番		「1. (2)」		

6. 差押債権者等から償還金の取立てがあった場合の取扱い（機構加入者の顧客口の銘柄について）

日程	差押命令等の送達日	～	取立ての申請日	～	抹消の申請日	支払日	
支払代理人	差押命令等の送達に伴い、「1. 差押命令等の送達を受けた場合の取扱い」に記載の口座凍結処理を行う						
機構					抹消手続		
機構加入者			機構への通知	支払日、抹消日等の調整		抹消手続	取立てに係る支払い
債務者の口座を開設する間接口座管理機関					直近上位機関への通知	抹消手続	
発行者					抹消の申請		
差押債権者等			償還金の取立て				
※参照項番		「1. (2)」		「6. (3) a」	「6. (3) b」	「6. (3) c」～「6. (3) d」	「6. (3) e」

【参考1】ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理について

内 容	備 考
<p>1. 口座の通知</p> <p>副転換代理人は、ユーロ円建新株予約権付社債の発行時に、会社及び株主名簿管理人に対して、当該新株予約権付社債の新株予約権行使に伴い交付される振替株式の記録を受けべき口座（加入者口座コード）を通知する。</p>	<p>※ 副転換代理人は、口座管理機関として新株予約権行使の名義代理人（以下「カストディアン」という。）の口座を開設する。</p> <p>※ 会社は、新株予約権行使が行われる都度、副転換代理人から通知を受けた口座に振替株式の交付を行うものとする。</p> <p>※ 振替株式の記録を受けべき口座については、本来、証券保管振替機構（以下「機構」という。）を通じて、口座通知データの送受信を行うところであるが、株式交付日程の都合上、当該データの送受信は行わないこととする。なお、この取扱いは、当該データの送受信が行えるようになるまでの暫定措置とする。</p>
<p>2. 新株予約権行使の通知</p> <p>現地の主転換代理人は、新株予約権付社債者から新株予約権行使の請求を受けた場合には、国内の会社及び副転換代理人に対して、新株予約権行使の通知を行う。</p>	<p>※ 新株予約権行使により発行される株式は、現地で行使請求が行われた日の翌暦日（日本時間）に効力が発生する。</p>
<p>3. 新株予約権行使の内容の照合</p>	

内 容	備 考
<p>会社及び副転換代理人は、主転換代理人から新株予約権行使の通知を受けたときは、当該新株予約権行使の内容について照合を行う。</p> <p>4. 振替株式の交付の依頼 会社は、副転換代理人と新株予約権行使の内容の照合を行った後、株主名簿管理人に対して、振替株式の交付を依頼する。</p> <p>5. 振替株式の交付内容の照合 (1) 株主名簿管理人による振替株式の交付内容の通知 株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前 8 時 30 分から正午までの間に、副転換代理人に対し、新株予約権行使に伴い交付される振替株式の内容について、次の事項を通知する。</p> <p>① 振替株式の銘柄 ② 振替株式の数 ③ 振替株式の交付日（振替株式の交付依頼日の 3 営業日後の日） ④ 振替株式の交付先である副転換代理人の機構加入者コード ⑤ 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コード ⑥ 振替株式の交付先であるカスタディアンへの加入者口座コード ⑦ 振替株式の交付元である会社の加入者口座コード ⑧ 新株予約権行使の効力発生日 ⑨ 振替株式の全部又は一部が自己株式である場合は、新株又は自己株式の別及びその内訳</p>	<p>※ 新株予約権行使により交付される振替株式は、カスタディアン又はそのノミニー名義で株主名簿に記載される。</p> <p>※ 当該通知は、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を用いて行う。</p> <p>※ ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使に伴う振替株式の交付内容の通知であることを明確にするため、口座照会の事由は「その他」、振替の種類は「その他振替」を指定し、フリーメッセージ欄に「ユーロ円新株予約権行使」と入力する。</p> <p>※ ③は「振替先口座照会」の入力項目の中の「振替予定日」欄に、④は「受方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑤は「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に、⑥は「振替先口座の加入者口座コード」欄に、⑦は「振替元口座の加入者口座</p>

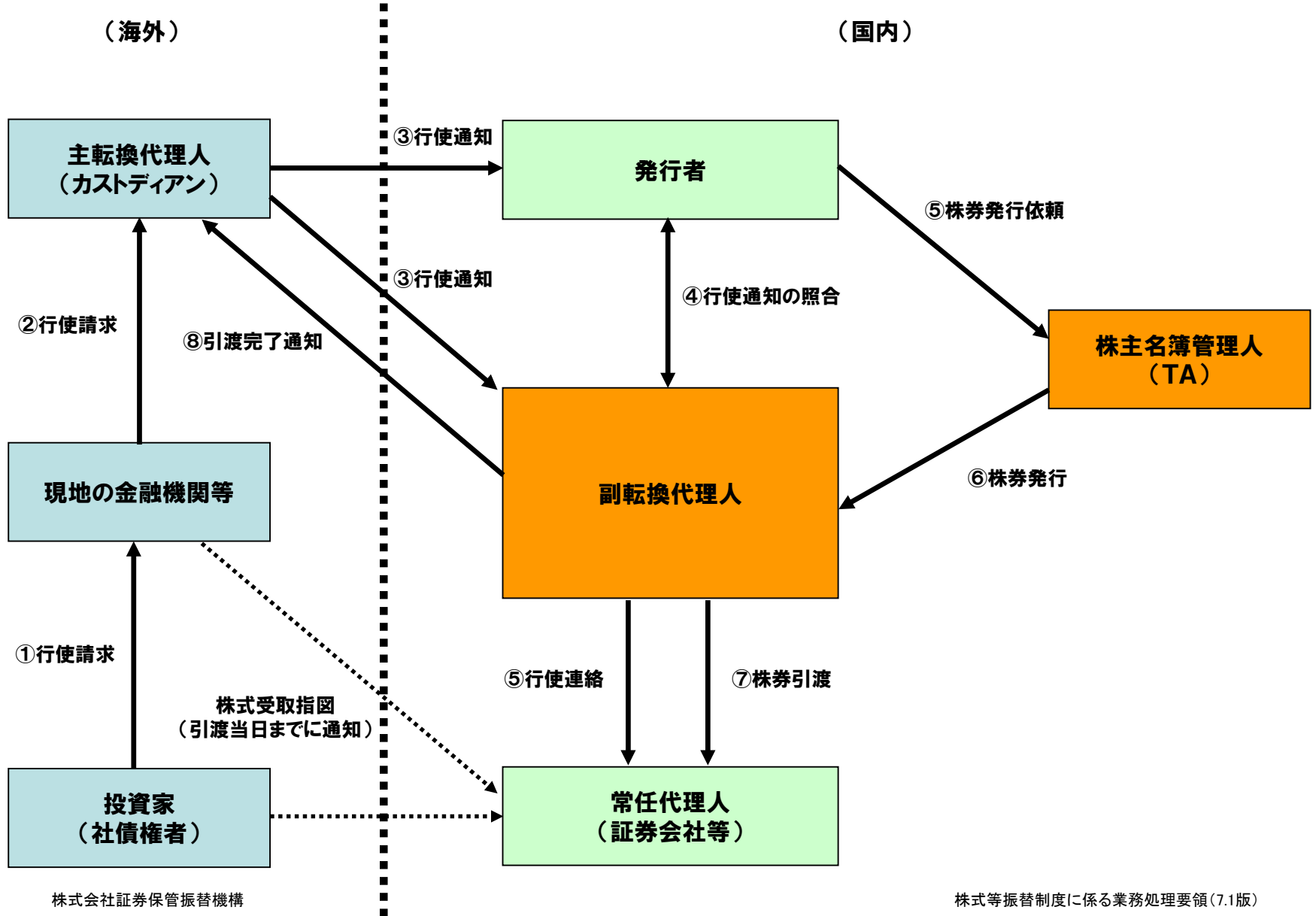
内 容	備 考
<p>(2) 副転換代理人による振替株式の交付内容の確認</p> <p>副転換代理人は、株主名簿管理人から振替株式の交付内容の通知を受けた場合には、当該通知を受けた日の正午から午後4時30分までの間に、当該通知の内容について確認を行う。</p> <p>6. 新規記録</p> <p>(1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知</p> <p>株主名簿管理人は、会社から振替株式の交付の依頼を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 振替株式の銘柄</p> <p>② 加入者（カストディアン）の加入者口座コード</p> <p>③ 加入者（カストディアン）の株主等照会コード</p> <p>④ 振替株式の数</p> <p>⑤ 新規記録区分（「振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」を指定する。）</p> <p>⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日を入力する。）</p> <p>⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の3営業日後の日を入力する。）</p>	<p>コード」欄に、⑧は「取得日」欄に、⑨は「フリーメッセージ」欄にそれぞれ入力する。</p> <p>※ ⑨の入力例としては、新株を500株、自己株式を500株交付する場合は、「交付株式総数1,000株、内新株交付分500株、自己株式交付分500株」と入力する。</p> <p>※ 副転換代理人は、確認の結果、当該通知の内容に過誤が判明したときは、直ちに、株主名簿管理人に対し、電話等により連絡することとし、株主名簿管理人は必要な措置をとる。</p> <p>※ 新規記録通知データは、主転換代理人から受けた新株予約権行使の通知毎に作成する。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは入力しない。</p> <p>※ 株主名簿管理人は、5.(2)において振替株式の交付内容に過誤があった場合で、既に機構に対して新規記録通知データを送信しているときは、当該データを訂正のう</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構から副転換代理人への新規記録通知</p> <p>機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、副転換代理人に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 振替株式の銘柄 ② 振替株式の数 ③ 副転換代理人の機構加入者コード ④ 加入者（カストディアン）の加入者口座コード ⑤ 新規記録区分（振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） ⑦ 新規記録日（振替株式の交付依頼日の3営業日後の日）</p> <p>(3) 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び副転換代理人は、新規記録日の業務開始時（9:00）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>(4) 新規記録の処理結果の通知</p> <p>機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び副転換代理人に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により送信する。</p> <p>7. 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合の手続</p> <p>株主名簿管理人は、会社が新株予約権行使に対して新株の交付に代えて自己株式を交付することとした</p>	<p>え、午後8時までにファイル伝送により通知する。</p> <p>※ 新規記録情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。</p> <p>※ 機構は副転換代理人の口座の顧客口に増加の記録を行い、副転換代理人はカストディアンの口座に増加の記録を行う。</p> <p>※ 当該通知は、株主名簿管理人へは「口座処理結果ファイル」により、副転換代理人へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細票」により通知される。</p> <p>※ 振替の申請は、先日付振替請求に</p>

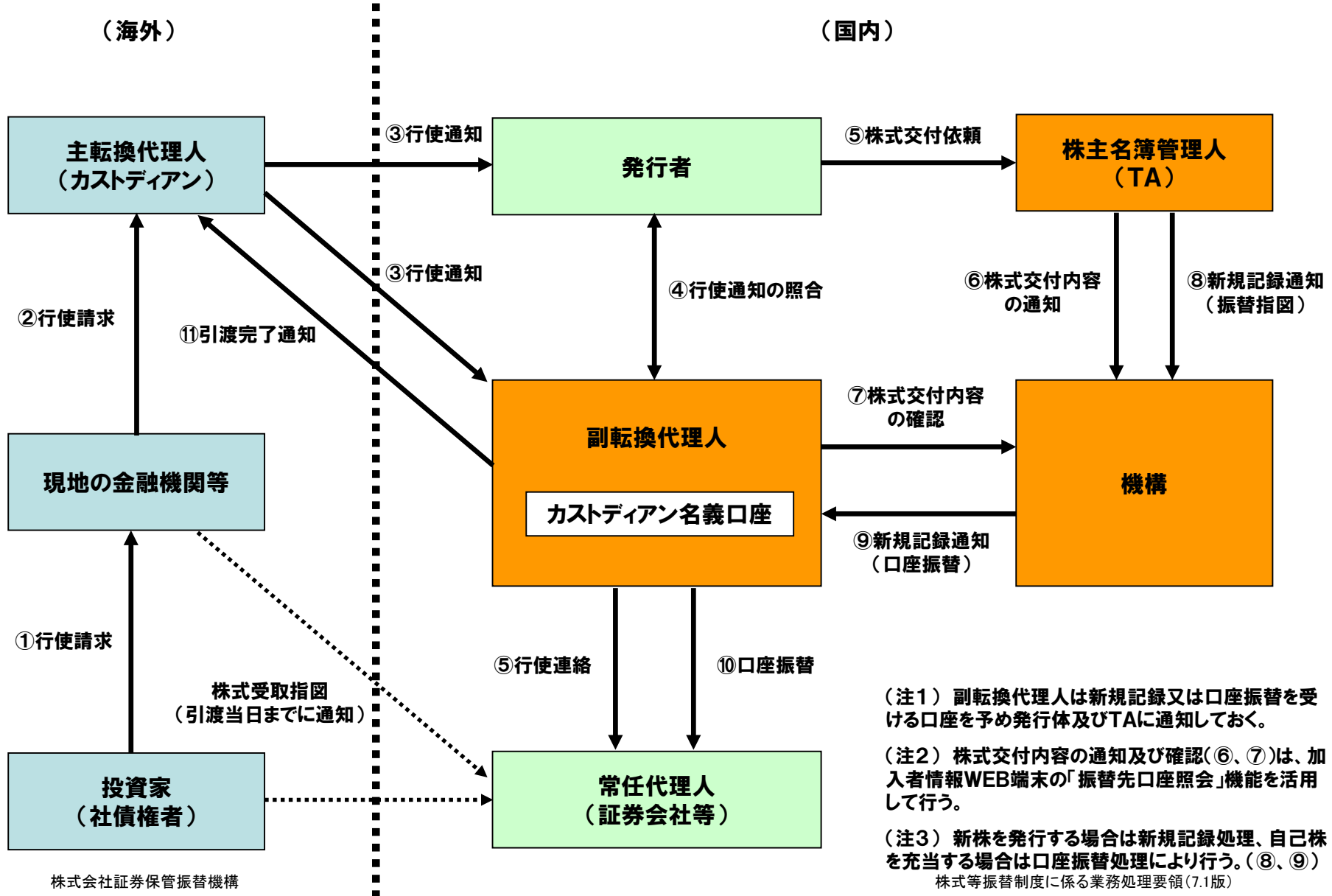
内 容	備 考
<p>場合には、機構に対して、振替株式の交付日（新株を交付する場合の新規記録日と同日）の業務開始時（9:00）を振替時とするカストディアンの口座への振替の申請を行う。</p> <p>8. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理</p> <p>（1）単元未満株式の取扱い</p> <p>株主名簿管理人は、新株予約権行使に伴い単元未満株式が生じる場合には、単元株数部分と単元未満株数部分を合算のうえ、機構に対し、新規記録通知又は振替の申請を行う。</p> <p>（2）単元未満株式の振替及び買取代金の支払い</p> <p>副転換代理人は、単元未満株式の買取処理が行われる場合には、買取日（振替株式の交付日）に、会社の口座への振替の申請を行う。株主名簿管理人は、買取日（振替株式の交付日）に、副転換代理人に対し、買取代金の支払いを行う。</p>	<p>より行う。</p> <p>※ 新株予約権行使に伴う自己株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。</p> <p>※ 当該振替先の会社の口座は、株主名簿管理人に開設された口座とする。</p> <p>※ 買取処理による単元未満株式の振替である旨を振替のメッセージ欄に入力する。</p>

以 上

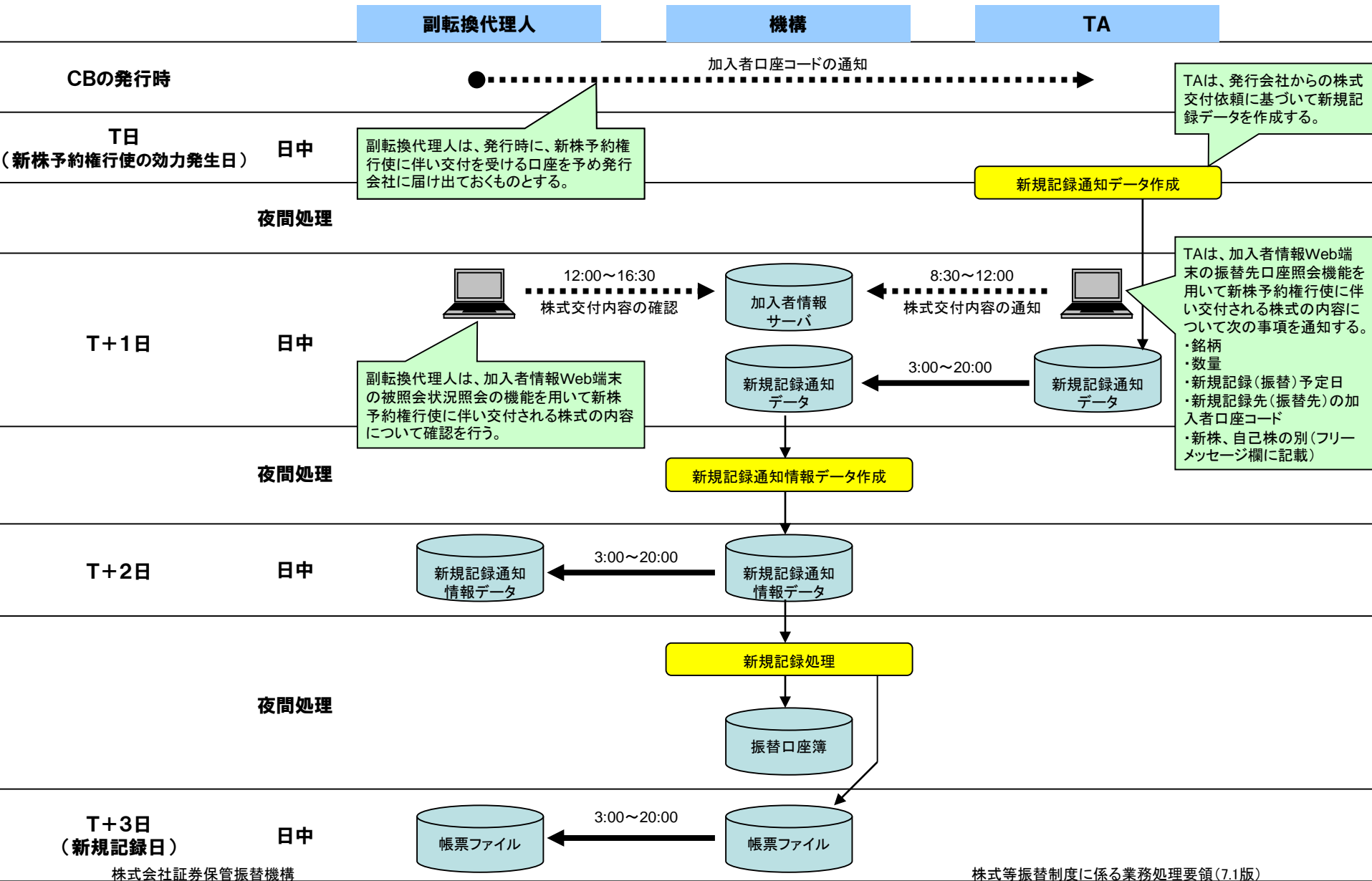
ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(現行処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(振替制度における処理フロー)



ユーロ円建新株予約権付社債の新株予約権行使(処理日程)



【参考2】株式等振替制度の対象とならない新株予約権等の取扱いに関する事務処理について

I. 非振替新株予約権付社債の新株予約権行使に関する事務処理

- 機構の取扱対象でない新株予約権付社債について新株予約権行使が行われる場合の事務スキームについて、以下に記述する。なお、機構の取扱対象であって振替制度に移行していない新株予約権付社債（特例新株予約権付社債）については、個別移行したうえで、振替制度において新株予約権行使を行うことを原則とするが、個別移行についての同意が得られないものについては、当該事務スキームを適用する。

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権行使の手続き</p> <p>(1) 新株予約権行使請求の取次ぎの請求</p> <p>新株予約権付社債権者は、新株予約権付社債に係る新株予約権行使請求を行う場合には、新株予約権行使請求書に次に掲げる事項を記入のうえ、新株予約権付社債券及びその他発行会社の求める書類を添えて、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 新株予約権付社債の銘柄 ④ 新株予約権付社債の行使請求額面 ⑤ その他発行会社の求める事項 <p>(2) 新株予約権行使請求の取次ぎ</p> <p>直接口座管理機関は、その加入者である新株予約権付社債権者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から新株予約権行使請求の取次ぎの委託を受けた場合には、株主名簿管理人に対し、新株予約権行使請求書、新株予約権付社債券及びその他発行会社の求める書類（以下「新株予約権行使請求に係る書類」という。）を送付することにより、新株予約権行使請求の取次ぎを行う。</p>	<p>※ 新株予約権付社債権者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者は、新株予約権行使により交付される振替株式の記録を受けするための口座（特別口座を除く。）をあらかじめ口座管理機関に開設しておかなければならない。</p> <p>※ 加入者口座コードを発行会社に正確に通知する必要があること等から、当該新株予約権付社債の新株予約権行使請求については、口座管理機関が発行会社に取り次ぐ方法により行うことを原則とする。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直近上位機関に新株予約権行使請求の取次ぎの委託を行う。当該委託を受けた間接口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、株主名簿管理人が振替株式の新規記録日を特定できるよう、新株予約権行使請求に係る書類を送付した日（以下「新株予約権行使請求取次日」という。）を新株予約権行使請求書に記入す</p>

内 容	備 考
<p>2. 振替株式の交付の手続き</p> <p>(1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知</p> <p>株主名簿管理人は、新株予約権行使請求取次日の4営業日後の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 新株予約権付社債権者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） <p>(2) 機構から直接口座管理機関への新規記録通知情報の通知</p> <p>機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（新株予約権行使請求取次日の5営業日後の日）の午前3時から午後8時までの間に、直接口座管理機関に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 直接口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（9：その他） 	<p>る。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、新株予約権行使請求取次日の2営業日後の日までに、株主名簿管理人に到着するよう取次ぎを行う。</p> <p>※ 株主名簿管理人による機構への通知に先立ち、発行会社は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。</p> <p>※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。</p> <p>※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。</p> <p>※ 新規記録区分は、「9：その他」を指定する。</p> <p>※ 新規記録日は、新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日を設定する。</p> <p>※ 自己株式を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自己株式充当区分（「充当あり」を指定する。） ②自己株式充当数量 ③加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。） <p>※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日）</p> <p>⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）</p> <p>(3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>(4) 新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。</p> <p>(5) 新株予約権行使から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 新株予約権の行使又は転換の請求の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならない。そのため株主名簿管理人は、権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間、新株予約権の行使又は転換の請求を受け付けることができない。口座管理機関は、加入者から新株予約権の行使又は転換の請求の取次ぎを受ける場合には、留意が必要である。</p> <p>3. 株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求が行われた場合の手続き</p> <p>(1) 新株予約権行使請求の受付 新株予約権付社債権者が、自らの口座を開設する直近上位の口座管理機関を経由せず、株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求を行った場合には、株主名簿管理人は、当該新株予約権付社債権者の加入者口座コード等に誤りがないかについて確認を行ったうえで、新株予約権行使請求を受け付ける。</p>	<p>る。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行う際に、効力発生日を付記する。</p> <p>※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、直接口座管理機関へは、「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。</p> <p>※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（兼）転換請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者から株主名簿管理人への直接の新株予約権行使請求は例外措置であり、新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関が新株予約権行使請求を取り次ぐことを原則とする。</p> <p>※ 加入者口座コードの確認は、加入者から口座管理機関発行の加入者口座コードを証明する書面の提出を求める方法、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を使</p>

内 容	備 考
<p>(2) 口座管理機関への振替株式の交付通知</p> <p>株主名簿管理人は、新株予約権付社債権者から新株予約権行使請求を受けた場合には、新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関に対し、当該新株予約権付社債権者が新株予約権行使請求をした旨及び次の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権付社債権者の氏名又は名称 ② 新株予約権付社債権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権付社債の銘柄及び数 ④ 交付する振替株式の銘柄及び数 ⑤ 新規記録日（口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） 	<p>用する方法又は新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関に問合せの方法等により行う。</p> <p>※ 新株予約権付社債権者の口座を開設する口座管理機関は、当該新株予約権付社債権者が新株予約権行使請求を行ったことを把握していないため、当該通知を行う必要がある。</p> <p>※ 当該通知は加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能の使用又は FAX 等により行う。なお、「振替先口座照会」機能を使用して通知を行う場合、(1) 新株予約権行使請求の受付の際に実施する加入者口座コードの確認を兼ねることとする。</p> <p>※ 「振替先口座照会」機能を使用せず、FAX 等にて通知を行う場合は、新株予約権付社債権者の氏名又は名称に加え、必要に応じて住所についても通知を行う。</p> <p>※ FAX 等にて当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、直近上位機関に必要な情報を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関への加入者口座コードの確認及び振替株式の交付通知を行う際に「振替先口座照会」機能を使用する場合には、各入力項目の設定方法は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「照会先の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「振替先口座の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「受方機構加入者の機構加入者コード」欄

内 容	備 考
	<p>振替株式の交付先である機構加入者の機構加入者コードを設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「振替元口座の加入者口座コード」欄 振替株式の交付元である発行会社の加入者口座コードを設定する。 ・「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コードを設定する。 ・「口座照会の事由」欄 「その他」を指定する。 ・「振替種類」欄 「その他振替」を指定する。 ・「振替予定日」欄 左記⑤を設定する。 ・「銘柄コード」欄（1行目） 交付する株式の銘柄を設定する。 ・「振替数量」欄（1行目） 交付する株式の数量を設定する。 ・「取得日」欄（1行目） 左記⑥を設定する。 ・「フリーメッセージ」欄 <ul style="list-style-type: none"> 【通知内容に係る記載】 「非振替新株予約権付社債に係る新株予約権行使」と入力する。 【行使数量に係る記載】 行使された新株予約権付社債の数量（「～円」）を入力する。 【交付方法に係る記載】 交付方法（「新株交付」または「自己株充当」）を入力する。 <p>※ 振替株式を自己株充当により交付する場合も同様に、「振替元口座の加入者口座コード」欄に発行会社の自己株式の充当元の加入者口座コード、「渡方機構加入者の機構加入者</p>

内 容	備 考
<p>(3) 振替株式の交付に係る手続き 振替株式の交付に係る手続きについては、2. 振替株式の交付の手続きと同様の手続きを行う。ただし、振替株式の交付日は、口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日とする。</p> <p>4. 新株予約権行使に伴い生じる単元未満株式の買取処理 新株予約権の行使により生じる単元未満株式について、新株予約権者が買取請求を希望する場合には、新株予約権の行使により交付される振替株式が、口座管理機関の口座に記録された後、口座管理機関に対して買取請求の取次ぎ請求を行う。</p>	<p>入者コード」欄に株主名簿管理人の機構加入者コードを入力する。</p> <p>※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（兼）転換請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。</p>

II. 取締役・従業員割当型新株予約権の新株予約権行使に関する事務処理

- 取締役又は従業員等に割り当てられた新株予約権について新株予約権行使が行われる場合の事務スキームについて、以下に記述する。当該事務スキームは、現行において定着している実務慣行を踏まえ、発行会社及び新株予約権者の口座が同一の口座管理機関に開設されている場合を前提とする。

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権行使の手続き</p> <p>(1) 新株予約権行使に伴う払込み 新株予約権者は、新株予約権行使に際し、発行会社が指定する銀行等の払込場所において、当該新株予約権行使に係る払込みを行う。</p> <p>(2) 新株予約権行使請求 新株予約権者は、新株予約権行使請求書に次に掲げる事項を記入のうえ、発行会社の求める書類を添えて、発行会社に対し、新株予約権行使請求を行う。</p> <p>① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権の銘柄 ④ 新株予約権の行使数量 ⑤ その他発行会社の求める事項</p> <p>(3) 発行会社による払込みの確認 発行会社は、新株予約権者から新株予約権行使請求を受けた場合には、新株予約権行使に係る払込みの確認を行う。</p>	<p>※ 新株予約権者は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。</p> <p>※ 上場会社の取締役等の報酬等として発行された新株予約権の行使において、金銭の払込みが不要とされた場合を除く。</p> <p>※ 発行会社は、口座管理機関の提供するストック・オプション管理サービスを利用している場合には、新株予約権者の加入者口座コードを把握することができることから、当該新株予約権行使請求については、口座管理機関による取次ぎは行わず、新株予約権者自身が発行会社の新株予約権行使請求受付部署に対して行う。</p> <p>※ 発行会社は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、行使条件を満たしていることを併せて確認する。</p> <p>※ 上場会社の取締役等の報酬等として発行された新株予約権の行使において、金銭の払込みが不要とされた場合を除く。</p>

内 容	備 考
<p>2. 振替株式の交付指図</p> <p>(1) 発行会社から株主名簿管理人への振替株式の新規記録指図 発行会社は、新株予約権行使請求に際し、新株式を交付することとした場合には、株主名簿管理人に対し、次の事項を示して、振替株式の新規記録を指図する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権の銘柄及び数 ④ 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ⑤ 新規記録日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） <p>(2) 発行会社から口座管理機関への自己株式の振替指図 発行会社は、新株予約権行使請求に対して自己株式を交付することとした場合には、口座管理機関に対し、次の事項を示して、当該口座管理機関の管理する発行会社の口座から新株予約権者の口座への自己株式の振替を指図する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権の銘柄及び数 ④ 交付する自己株式の銘柄及び数 ⑤ 自己株式の振替日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） <p>(3) 新株予約権原簿の記載変更 株主名簿管理人は、(1)の指図又は(2)の通知を受けた場合には、新株予約権原簿の記載の変更を行う。</p> <p>3. 振替株式の交付の手続き</p> <p>(1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、発行会社から振替株式の新規記録の指図を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（5：振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式） 	<p>※ 発行会社は、当該指図の内容を、口座管理機関（ストック・オプション管理サービスを受託する口座管理機関）にも通知する。</p> <p>※ 発行会社は、当該指図の内容を、株主名簿管理人にも通知する。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。 ※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。 ※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。 ※ 新規記録区分は、「5：振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式」を</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 新規記録日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日）</p> <p>⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）</p> <p>(2) 機構から直接口座管理機関への新規記録情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日（新株予約権行使の効力発生日の3営業日後の日）の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、口座管理機関に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 新規記録する振替株式の銘柄及び数</p> <p>② 新株予約権者の加入者口座コード</p> <p>③ 口座管理機関の機構加入者コード</p> <p>④ 新規記録区分（5：振替新株予約権でない新株予約権の行使による振替株式）</p> <p>⑤ 新規記録日（新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日）</p> <p>⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）</p> <p>(3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>(4) 新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。</p> <p>(5) 新株予約権行使から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 新株予約権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象にならないことから、新株予約権者に不利益が生じる可能性がある。そのため、新株予約権者においては、株主確定日間際の新株予約権の行使は避けることが望ましい。</p> <p>4. 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合の手続き 口座管理機関は、発行会社から自己株式の振替指図を受けた場合には、振替株式の交付日（新株式を</p>	<p>指定する。</p> <p>※ 新規記録日は、新株予約権行使の効力発生日の4営業日後の日を設定する。</p> <p>※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。</p> <p>※ 新株予約権者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行う際に、効力発生日を付記する。</p> <p>※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、口座管理機関へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。</p> <p>※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（ストックオプション用）」を参照。</p>

内 容	備 考
交付する場合の新規記録日と同日)に、当該口座管理機関の管理する発行会社の口座から新株予約権者の口座に振替株式の振替を行う。	

Ⅲ. 株主割当型新株予約権の新株予約権行使に関する事務処理

- 株主に対して割り当てられた新株予約権について新株予約権行使が行われる場合の事務スキームについて、以下に記述する。当該事務スキームは、株主名簿管理人が新株予約権行使請求の受付場所となる場合を前提とする。発行会社が新株予約権行使請求の受付場所となる場合には当該事務スキームに準じて処理を行う。

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権行使の手続き</p> <p>(1) 新株予約権行使に伴う払込み 新株予約権者は、新株予約権行使に際し、発行会社が指定する銀行等の払込場所において、当該新株予約権行使に係る払込みを行う。</p> <p>(2) 新株予約権行使請求の取次ぎの請求 新株予約権者は、新株予約権行使請求を行う場合には、新株予約権行使請求書に次に掲げる事項を記入のうえ、払込みに係る受領書等の写し及びその他発行会社の求める書類を添えて、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行う。</p> <p>① 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権の銘柄 ④ 新株予約権の行使請求数量 ⑤ その他発行会社の求める事項</p>	<p>※ 新株予約権者は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。</p> <p>※ 新株予約権者は、当該払込みに係る受領証等の新株予約権行使に係る払込みを行ったことを証明できる書類を受領しておくものとする。</p> <p>※ 新株予約権者は、新株予約権行使請求により交付される振替株式の記録を受けるための口座（特別口座を除く。）をあらかじめ口座管理機関に開設しておかなければならない。</p> <p>※ 加入者口座コードを発行会社に正確に通知する必要があること等から、当該新株予約権の新株予約権行使請求については、口座管理機関が発行会社に取り次ぐ方法により行う。</p> <p>※ 新株予約権者は、新株予約権行使請求の取次ぎ請求に際し、新株予約権の割当通知書等の口座管理機関が割当新株予約権数を確認できる書類を提示する。</p> <p>※ 発行会社は、新株予約権の行使の条件と</p>

内 容	備 考
<p>(3) 口座管理機関における新株予約権行使請求内容等の確認 口座管理機関は、新株予約権者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた場合には、次の事項について確認を行う。</p> <p>① 新株予約権の行使請求数量に相当する払込みを行っているかどうか。</p> <p>② 新株予約権の行使請求数量が新株予約権の割当通知書等に記載されている数量を超過していないかどうか。</p> <p>③ 特定口座を開設している加入者について、新株予約権の行使請求数量が割当基準日において、当該口座に記録されていた割当対象株式の範囲を超える場合には、当該超過分の取次ぎを行うかどうか。</p> <p>(4) 新株予約権行使請求の取次ぎ 直接口座管理機関は、新株予約権者から新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から新株予約権行使請求の取次ぎの委託を受けた場合には、株主名簿管理人に対し、新株予約権行使請求書、払込みに係る受領書等の写し及びその他発行会社の求める書類（以下「新株予約権行使請求に係る書類」という。）を送付することにより、新株予約権行使請求の取次ぎを行う。</p>	<p>して、信託銀行及び海外トラスティ等が株主名簿上に登録された株主となっている場合には、株主名簿上の株主ではない実質的株主の経済的利益を確保するため、実質的株主単位による新株予約権行使ができる取扱いとすることが望ましい。</p> <p>※ 新株予約権の行使請求数量に相当する払込みが適正に行われていない場合、当該取次ぎ請求は受付けない。</p> <p>※ 新株予約権行使請求に伴い交付される振替株式の特定口座の入庫の取扱いについては、新株予約権の割当対象株式が割当基準日において特定口座に記録されていた場合に、当該割当対象株式の範囲内で当該特定口座に入庫することができる（租特法施行令第25条10の2第14項第12号）（資料5参照）。</p> <p>※ 新株予約権者は、(3)③において、当該超過分の新株予約権行使請求の取次ぎ請求を行わないこととした場合、割当基準日において、割当対象株式が記録されていた別の特定口座を開設する口座管理機関に対し、新株予約権行使の取次ぎ請求を行う。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直近上位機関に新株予約権行使請求の取次ぎの委託を行う。当該委託を受けた間接口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、株主名簿管理人が振替株式の新規記録日を特定できるよう、新株予約権行使請求に係る書類を送付した日（以下「新株予約権行使請求取次日」と</p>

内 容	備 考
<p>(5) 株主名簿管理人による払込み等の確認 株主名簿管理人は、直接口座管理機関から新株予約権行使の取次ぎを受けた場合には、次の事項について確認を行う。</p> <p>① 新株予約権の行使請求数量に相当する払込みを行っているかどうか。 ② 新株予約権の行使請求数量が新株予約権原簿に記載されている数量を超過していないかどうか</p> <p>2. 振替株式の交付の手続き</p> <p>(1) 株主名簿管理人から機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、新株予約権行使請求取次日の4営業日後の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）</p>	<p>いう。)を新株予約権行使請求書に記入する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、新株予約権行使請求取次日の2営業日後の日までに、株主名簿管理人に到着するよう取次ぎを行う。</p> <p>※ 株主名簿管理人による機構への通知に先立ち、発行会社は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。</p> <p>※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。</p> <p>※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。</p> <p>※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。</p> <p>※ 新規記録区分は、「9：その他」を指定する。</p> <p>※ 新規記録日は、新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日を設定する。</p> <p>※ 自己株式を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。</p> <p>①自己株式充当区分（「充当あり」を指定する。） ②自己株式充当数量 ③加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。）</p>

内 容	備 考
<p>(2) 機構から直接口座管理機関への新規記録通知情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日（新株予約権行使請求取次日の5営業日後の日）の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、直接口座管理機関に対し、次の事項（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 直接口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（新株予約権行使請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日）</p> <p>(3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>(4) 新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。</p> <p>(5) 新株予約権行使から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 新株予約権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならない。そのため株主名簿管理人は、権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間、新株予約権の行使の請求を受け付けることができない。口座管理機関は、加入者から新株予約権の行使の請求の取次ぎを受ける場合には、留意が必要である。</p> <p>3. 株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求が行われた場合の手続き</p> <p>(1) 新株予約権行使請求の受付 新株予約権者が、自らの口座を開設する直近上位の口座管理機関を経由せず、株主名簿管理人に対し、直接、新株予約権行使請求を行った場合には、株主名簿管理人は、当該新株予約権者の加入者口</p>	<p>※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。 ※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。</p> <p>※ 新株予約権者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行う際に、効力発生日を付記する。</p> <p>※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、口座管理機関へは「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。</p> <p>※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「新株予約権行使請求書（兼）転換請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。</p> <p>※ 新株予約権者から株主名簿管理人への直接の新株予約権行使請求は例外措置であ</p>

内 容	備 考
<p>座コードに誤りがないかについて確認を行ったうえで、新株予約権行使請求を受け付ける。</p> <p>(2) 口座管理機関への振替株式の交付通知 株主名簿管理人は、新株予約権者から新株予約権行使請求を受けた場合には、新株予約権者の口座を開設する口座管理機関に対し、次の事項を示し、その加入者が新株予約権行使請求を行った旨を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権者の氏名又は名称 ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 行使請求された新株予約権の銘柄及び数 ④ 交付する振替株式の銘柄及び数 ⑤ 新規記録日（口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日） ⑥ 効力発生日（新株予約権行使の効力発生日） 	<p>り、新株予約権者の口座を開設する口座管理機関が新株予約権行使請求を取り次ぐことを原則とする。</p> <p>※ 加入者口座コードの確認は、加入者から口座管理機関発行の加入者口座コードを証明する書類の提出を求める方法、加入者情報 Web 画面の「振替先口座照会」機能を使用する方法又は、新株予約権者の口座を開設する直近上位の口座管理機関に問合せする方法等により行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、その加入者が新株予約権行使を行ったことを把握していないため、当該通知を行う必要がある。</p> <p>※ 当該通知は加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能の使用又は FAX 等により行う。なお、「振替先口座照会」機能を使用して通知を行う場合、(1) 新株予約権行使請求の受付の際に実施する加入者口座コードの確認を兼ねることとする。</p> <p>※ 「振替先口座照会」機能を使用せず、FAX 等にて通知を行う場合は、新株予約権者の氏名又は名称に加え、必要に応じて住所についても通知を行う。</p> <p>※ FAX 等にて当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、直近上位機関に必要な情報を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関への加入者口座コードの確認及び振替株式の交付通知を行う際に「振替先口座照会」機能を使用する場合には、各入力項目の設定方法は以下のとおりとする。</p>

内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> ・「照会先の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「振替先口座の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「受方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付先である機構加入者の機構加入者コードを設定する。 ・「振替元口座の加入者口座コード」欄 振替株式の交付元である発行会社の加入者口座コードを設定する。 ・「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コードを設定する。 ・「口座照会の事由」欄 「その他」を指定する。 ・「振替種類」欄 「その他振替」を指定する。 ・「振替予定日」欄 左記⑤を設定する。 ・「銘柄コード」欄（1行目） 交付する株式の銘柄を設定する。 ・「振替数量」欄（1行目） 交付する株式の数量を設定する。 ・「取得日」欄（1行目） 左記⑥を設定する。 ・「フリーメッセージ」欄 【通知内容に係る記載】 「株主割当型新株予約権に係る新株予約権行使」と入力する。 【行使数量に係る記載】 行使された新株予約権の数量（「～個」）を入力する。 【交付方法に係る記載】 交付方法（「新株交付」または「自己株充当」）を入力する。

内 容	備 考
<p>(3) 振替株式の交付に係る手続き 振替株式の交付に係る手続きについては、2. 振替株式の交付のと同様の手続を行う。ただし、振替株式の交付日は、口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日とする。</p>	<p>※ 振替株式を自己株充当により交付する場合も同様に、「振替元口座の加入者口座コード」欄に発行会社の自己株式の充当元の加入者口座コード、「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に株主名簿管理人の機構加入者コードを入力する。</p>

IV. 振替株式でない取得請求権付株式の取得請求に関する事務処理

- 振替株式でない取得請求権付株式（以下、「取得請求権付株式」という。）に係る取得請求権行使（以下、「取得請求」という。）の対価として、振替株式が交付される場合の事務スキームについて、以下に記述する。

内 容	備 考
<p>1. 取得請求の手続き</p> <p>(1) 取得請求権付株式の株主による取得請求の取次ぎの請求 取得請求を行う取得請求権付株式の株主（以下「取得請求者」という。）は、次に掲げる事項を記入した取得請求権行使請求書にその他発行会社の求める書類（以下「取得請求権行使請求書類」という。）を添付し、自らの口座を開設する口座管理機関に対し、取得請求の取次ぎの請求を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得請求者の氏名又は名称及び住所 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 取得請求権付株式の銘柄及び数（取得請求に係るものに限る。） ④ その他発行会社の求める事項 <p>(2) 直接口座管理機関による取得請求の取次ぎ 直接口座管理機関は、その加入者である取得請求者から取得請求の取次ぎの請求を受けた場合又はその直近下位機関から取得請求の取次ぎの委託を受けた場合には、株主名簿管理人に対し、取得請求権行使請求書類を送付することにより、取得請求の取次ぎを行う。</p> <p>2. 振替株式の交付の手続き</p>	<p>※ 取得請求者は、取得請求の対価として交付される振替株式の記録を受けるための口座（特別口座を除く。）を、あらかじめ口座管理機関に開設しておかなければならない。</p> <p>※ 加入者口座コードを発行会社に正確に通知する必要があること等から、取得請求については、取得請求者の口座を開設する口座管理機関が発行会社に取り次ぐ方法により行うことを原則とする。</p> <p>※ 取得請求の取次ぎの請求を受けた間接口座管理機関は、直近上位機関に取得請求の取次ぎの委託を行う。当該委託を受けた間接口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、株主名簿管理人が取得請求の対価として交付する振替株式の新規記録日を特定できるよう、取得請求権行使請求書類の送付日（以下「取得請求取次日」という。）を取得請求権行使請求書類に記入する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、取得請求取次日の2営業日後の日までに、株主名簿管理人に到着するよう取次ぎを行う。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 株主名簿管理人による機構への新規記録通知 株主名簿管理人は、取得請求取次日の4営業日後の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、次の事項等（新規記録通知データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録をする振替株式の銘柄及び数 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 取得請求者の株主等照会コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（取得請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（取得請求日） <p>(2) 機構から直接口座管理機関への新規記録通知情報の通知 機構は、株主名簿管理人から新規記録通知データを受けた日の翌営業日（取得請求取次日の5営業日後の日）の午前3時から午後8時までの間に、直接口座管理機関に対し、次の事項等（新規記録通知情報データ）をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新規記録する振替株式の銘柄及び数 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 直接口座管理機関の機構加入者コード ④ 新規記録区分（9：その他） ⑤ 新規記録日（取得請求取次日の6営業日後の日） ⑥ 効力発生日（取得請求日） <p>(3) 振替口座簿における増加の記録 機構及び口座管理機関は、新規記録日の業務開始時（午前9時）に、新規記録通知の内容に基づき、振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p>	<p>※ 株式等リファレンスNOは、設定しない。</p> <p>※ 株主等照会コードについては、ダミーのコードを設定する。</p> <p>※ 株主名簿管理人は、機構に対し、株主等照会コードの照会を行うことができる。</p> <p>※ 新規記録区分は、「9：その他」を指定する。</p> <p>※ 新規記録日は、取得請求取次日の6営業日後の日を設定する。</p> <p>※ 自己株式を交付する場合には、左記の事項に加えて、次の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自己株式充当区分（「充当あり」を指定する。） ②自己株式充当数量 ③加入者口座コード（「充当元口座」を設定する。） <p>※ 新規記録通知情報データの明細レコード区分には、「口座通知なし」を指定する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から受けた新規記録通知情報データに直近下位機関に係るデータが含まれている場合には、直近下位機関に対して、当該データを通知する。当該通知を受けた直近下位機関も同様とする。</p> <p>※ 取得請求者の口座を開設する機構又は口座管理機関は、振替口座簿に増加の記録を行なう際に、取得請求日を効力発生日として付記する。</p>

内 容	備 考
<p>(4) 機構による新規記録の処理結果の通知 機構は、新規記録日の午前3時から午後8時までの間に、株主名簿管理人及び直接口座管理機関に対し、新規記録の処理結果をファイル伝送により通知する。</p> <p>(5) 取得請求から振替株式の新規記録日までの間に株主確定日を迎える場合の取扱い 取得請求権の行使の時期によっては、株主確定日までに振替口座簿への株式の記録が間に合わず、総株主通知の対象とならない。そのため株主名簿管理人は、権利付最終日の翌営業日から株主確定日までの期間、取得請求権の行使を受け付けることができない。口座管理機関は、加入者からの取得請求権の行使の取次ぎを受ける場合には、留意が必要である。</p>	<p>※ 当該通知は、株主名簿管理人へは、「口座処理結果ファイル」により、直接口座管理機関へは、「機構加入者別口座残高表」及び「機構加入者別口座処理明細表」により通知される。</p> <p>※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「取得請求権行使請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会から会員宛通知（日証協（市企）20第42号）がされている。</p>
<p>3. 株主名簿管理人に対し、直接、取得請求が行われた場合の手続き</p> <p>(1) 株主名簿管理人による取得請求の受付 取得請求者が、自らの口座を開設する口座管理機関を経由せず、直接、株主名簿管理人に対し、直接、取得請求を行った場合には、株主名簿管理人は、当該取得請求者から通知があった加入者口座コード等に誤りがないかについて確認を行ったうえで、取得請求を受け付ける。</p> <p>(2) 株主名簿管理人による口座管理機関への振替株式の交付通知 株主名簿管理人は、取得請求者から取得請求を受けた場合には、取得請求者の口座を開設する口座管理機関に対し、当該取得請求者が取得請求をした旨及び次の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 取得請求者の氏名又は名称 ② 取得請求者の加入者口座コード ③ 取得請求権付株式の銘柄及び数（取得請求に係るものに限る。） ④ 交付する振替株式の銘柄及び数 	<p>※ 取得請求者から株主名簿管理人への直接の取得請求は例外措置であり、取得請求者の口座を開設する口座管理機関が取得請求を取り次ぐことを原則とする。</p> <p>※ 加入者口座コードの確認は、加入者から口座管理機関発行の加入者口座コードを証明する書面の提出を求める方法、加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能を使用する方法又は取得請求者の口座を開設する口座管理機関に問合せの方法等により行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、当該取得請求者が取得請求を行ったことを把握していないため、当該通知を行う必要がある。</p> <p>※ 当該通知は加入者情報 Web 端末の「振替先口座照会」機能の使用又は FAX 等により</p>

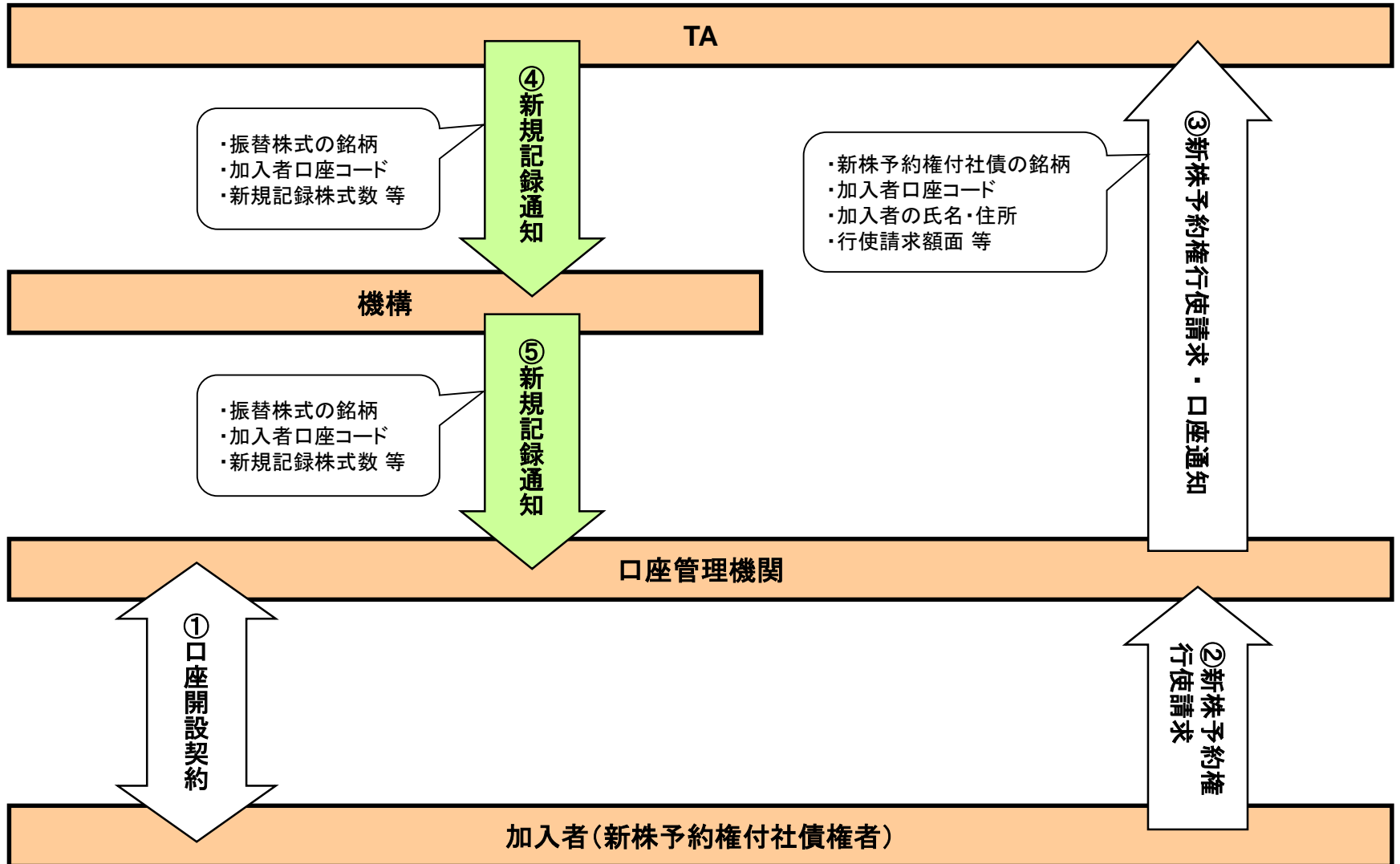
内 容	備 考
<p>⑤ 新規記録日（口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日）</p> <p>⑥ 効力発生日（取得請求日）</p>	<p>行う。なお、「振替先口座照会」機能を使用して通知を行う場合、（1）株主名簿管理人による取得請求の受付の際に実施する加入者口座コードの確認を兼ねることとする。</p> <p>※ 「振替先口座照会」機能を使用せず、FAX等にて通知を行う場合は、取得請求者の氏名又は名称に加え、必要に応じて住所についても通知を行う。</p> <p>※ FAX等にて当該通知を受けた口座管理機関が間接口座管理機関の場合には、直近上位機関に必要な情報を通知する。当該通知を受けた直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>※ 口座管理機関への加入者口座コードの確認及び振替株式の交付通知を行う際に「振替先口座照会」機能を使用する場合には、各入力項目の設定方法は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「照会先の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「振替先口座の加入者口座コード」欄 左記②を設定する。 ・「受方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付先である機構加入者の機構加入者コードを設定する。 ・「振替元口座の加入者口座コード」欄 振替株式の交付元である発行会社の加入者口座コードを設定する。 ・「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄 振替株式の交付元である株主名簿管理人の機構加入者コードを設定する。 ・「口座照会の事由」欄 「その他」を指定する。 ・「振替種類」欄 「その他振替」を指定する。

内 容	備 考
<p>(3) 振替株式の交付に係る手続き 振替株式の交付に係る手続きについては、2. 振替株式の交付の手続きと同様の手続きを行う。ただし、振替株式の交付日は、口座管理機関への振替株式の交付通知日の3営業日後の日とする。</p> <p>4. 取得請求に伴い生じる単元未満株式の買取処理 取得請求権の行使により生じる単元未満株式について、取得請求権者が買取請求を希望する場合には、取得請求権の行使により交付される振替株式が、口座管理機関の口座に記録された後、口座管理機関に対して買取請求の取次ぎ請求を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「振替予定日」欄 左記⑤を設定する。 ・「銘柄コード」欄（1行目） 交付する株式の銘柄を設定する。 ・「振替数量」欄（1行目） 交付する株式の数量を設定する。 ・「取得日」欄（1行目） 左記⑥を設定する。 ・「フリーメッセージ」欄 【通知内容に係る記載】 「振替株式でない取得請求権付株式の取得請求」と入力する。 【行使数量に係る記載】 行使された取得請求権付株式の数量（「～株」）を入力する。 【交付方法に係る記載】 交付方法（「新株交付」または「自己株充当」）を入力する。 <p>※ 振替株式を自己株充当により交付する場合も同様に、「振替元口座の加入者口座コード」欄に発行会社の自己株式の充当元の加入者口座コード、「渡方機構加入者の機構加入者コード」欄に株主名簿管理人の機構加入者コードを入力する。</p> <p>※ 平成20年12月5日全国株懇連合会理事会決定の「取得請求権行使請求書」を参照。全国株懇連合会理事会決定事項については、平成20年12月10日に日本証券業協会</p>

内 容	備 考
	から会員宛通知（日証協（市企）20 第 42 号）がされている。

以 上

非振替新株予約権付社債の新株予約権行使の処理イメージ



(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、機構は、株主名簿管理人からの通知に基づき、自己株式充当口座から減少する方法により

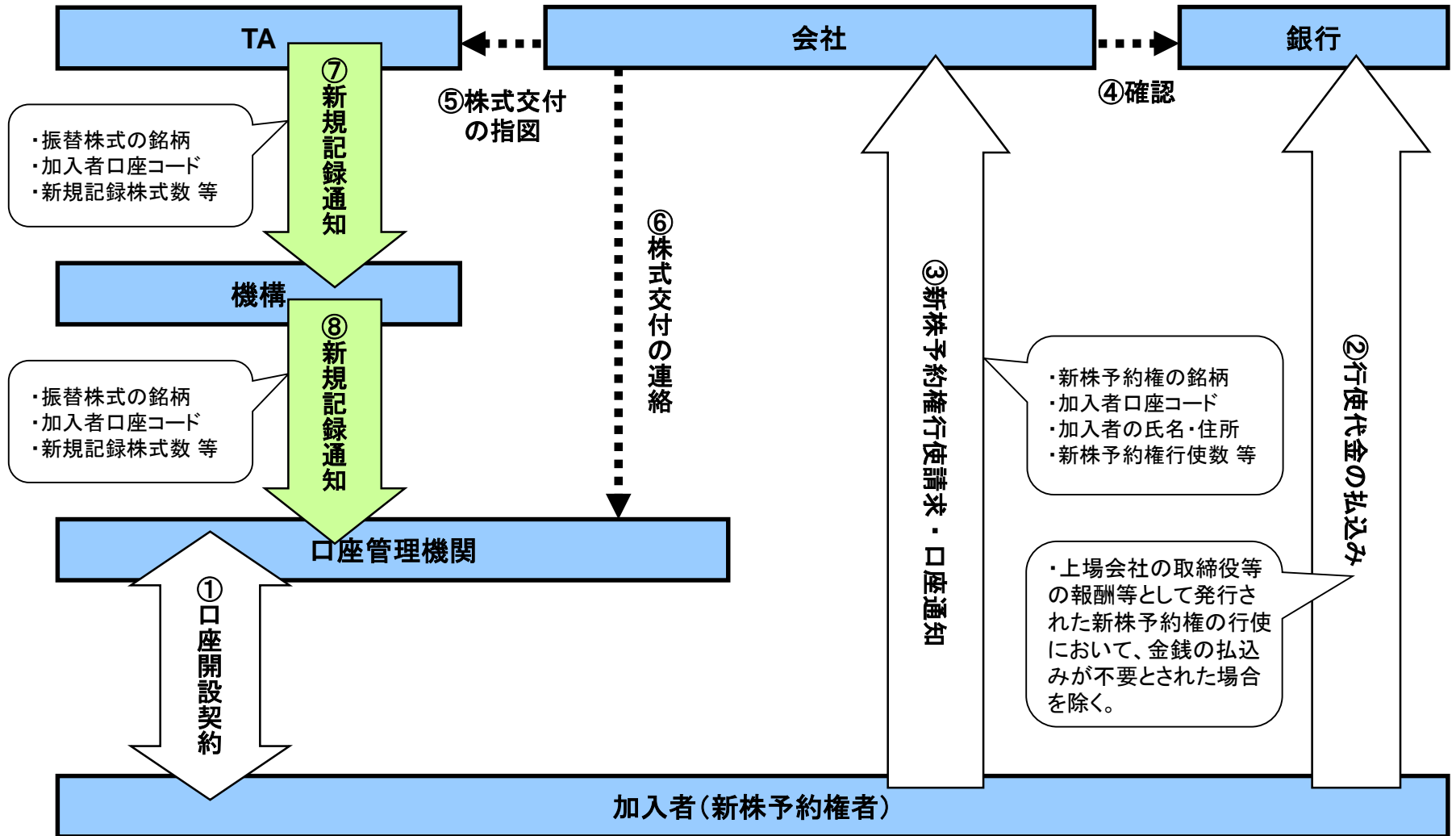
非振替新株予約権付社債の新株予約権行使の標準日程

	新株予約権行使 の取次ぎの請求 X - α	新株予約権行使 の取次ぎ X	X + 1	X + 2	X + 3	X + 4	X + 5	X + 6
株主名簿管理人								
機構						新規記録通知 データ 3:00~20:00	新規記録通知 情報データ 3:00~20:00	新規記録 9:00
口座管理機関								
新株予約権者	新株予約権 行使請求	新株予約権行使 請求・口座通知						

(注1) Xは、口座管理機関が株主名簿管理人に対し、新株予約権行使請求に必要な書類を発送する日である。この標準日程においては、株主名簿管理人に必要な書類がX+2に到着したと仮定し、その2営業日後の日に株主名簿管理人が新規記録通知を行う日程としている。

(注2) 新株予約権者が株主名簿管理人に直接新株予約権行使を行った場合には、株主名簿管理人は、口座管理機関に対し振替株式を交付する旨の通知を行い、その翌営業日に、機構に対し新規記録通知データを送信する。

取締役・従業員割当型新株予約権の新株予約権行使の処理イメージ

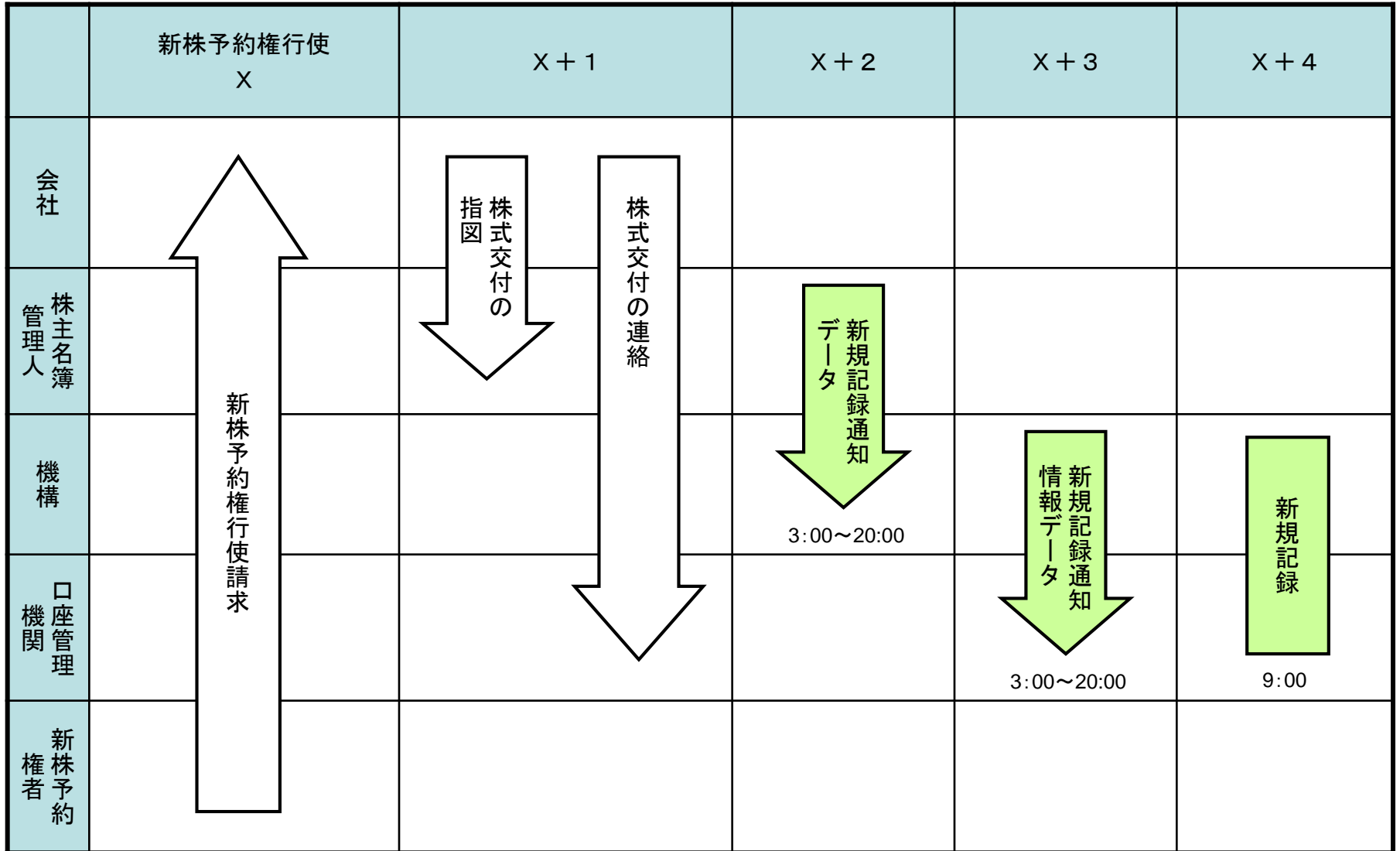


(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、口座管理機関は、会社からの指図に基づき、口座管理機関の管理する会社の口座から新株予約権者の口座へ自己株式の振替を行う。

株式会社証券保管振替機構

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.1版)

取締役・従業員割当型新株予約権の新株予約権行使の標準日程



(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、口座管理機関は、会社からの指図に基づき、口座管理機関の管理する会社の口座から新株予約権者の口座へ自己株式の振替を行う。

株式会社証券保管振替機構

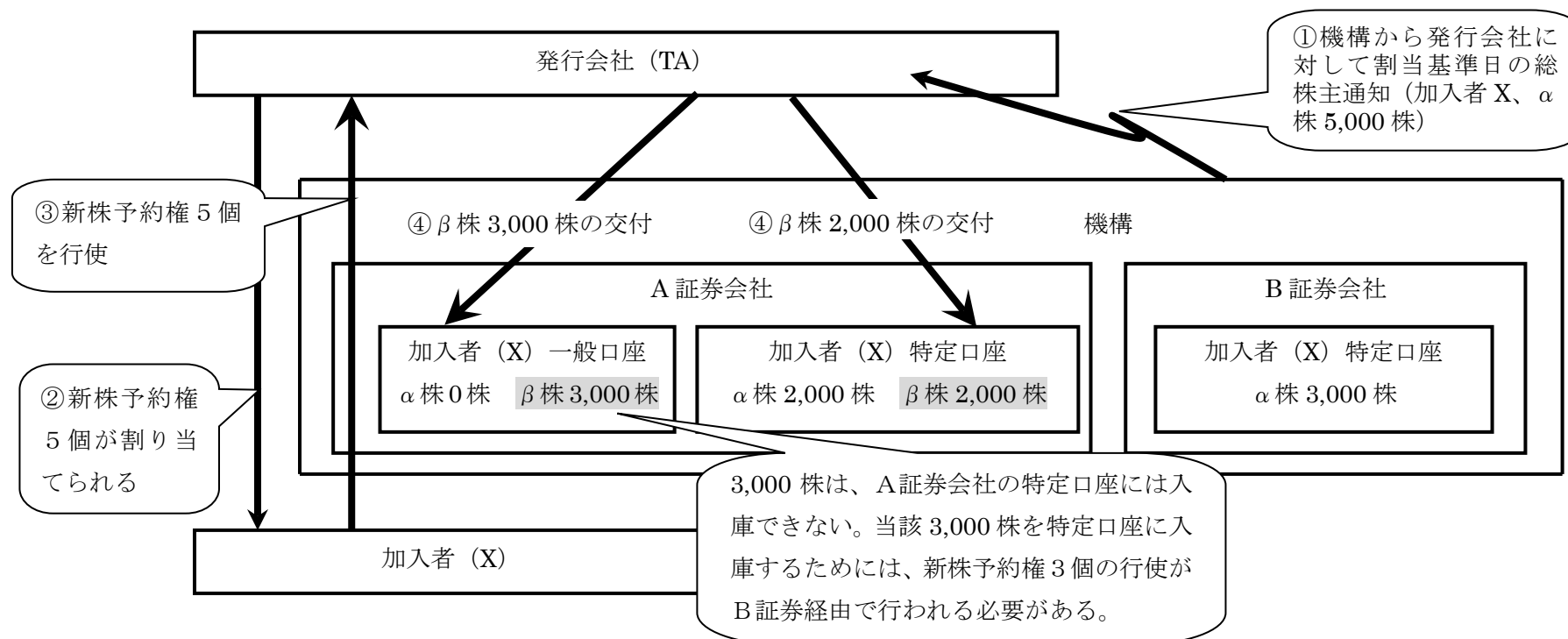
株式等振替制度に係る業務処理要領(7.1版)

株主割当型新株予約権の新株予約権行使に伴い交付される振替株式の特定口座に関する取扱い

1. 新株予約権行使に伴い交付される振替株式の特定口座への入庫の取扱い

株主割当により交付された新株予約権の新株予約権行使に伴い交付される振替株式については、株主割当の基準日において特定口座に記録されていた割当対象株式の範囲を超えて記録することはできない。

(例) 加入者 (X) が A 証券会社及び B 証券会社の両方に特定口座を開設しており、株式 1,000 株につき新株予約権 (新株予約権 1 個の目的である株数は 1,000 株) 1 個の割合で新株予約権が割り当てられた場合の取扱い



※1 α 株は、株主割当の基準日において振替口座簿に記録されていた振替株式 (新株予約権の割当対象株式)。

※2 β 株は、新株予約権行使によって交付された振替株式。

(参考) 租税特別措置法施行令第 25 条 10 の 2 第 14 項第 12 号

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が開設する特定口座に係る特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権（租税特別措置法 等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十五号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債の転換権を含む。）又は当該特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利若しくは当該特定口座内保管上場株式等について与えられた新株予約権の行使により取得する上場株式等で、当該上場株式等の当該特定口座への受入れを、振替口座簿又は株券等の保管及び振替に関する法律 に規定する顧客口座簿に記載又は記録をする方法により行うもの。

2. 口座管理機関における対応

(1) 特定口座に入庫可能な振替株式の数の把握

口座管理機関は、株主割当の基準日において特定口座に記録されていた振替株式の残高を基に、加入者に対して割当てられた新株予約権の数を把握しておく。

(2) 新株予約権行使の取次ぎに際しての確認

口座管理機関は、特定口座を開設している加入者から新株予約権の行使請求を受けた場合には、当該新株予約権の数が株主割当の基準日時点で当該特定口座に記録されていた割当対象株式の範囲を超えるときは、当該超過分の新株予約権については、株主割当の基準日時点で当該超過分の新株予約権に見合う株式が記録されていた口座管理機関に対して請求を行うよう案内する。

※ 振替制度施行日から平成 21 年 5 月 31 日までの間については、1. (例) において、一旦、加入者 (X) の一般口座に記録された β 株 3,000 株についても口座管理機関に必要な書類を提出することにより、A 証券会社及び B 証券会社に開設された加入者 (X) の特定口座に入庫することができる。

(参考) 租税特別措置法施行令附則（平成 17 年 4 月 1 日から平成 21 年 5 月 31 日までの間の特定口座への上場株式等の保管の委託に関する経過措置）

第 11 条 平成十七年四月一日から平成二十一年五月三十一日までの間は、新法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座（以下この条において「特定口座」という。）に係る同項第二号ハに規定する政令で定める上場株式等は、新令第二十五条の十の二第十四項各号に掲げるもののほか、当該特定口座を開設する新法第三十七条の十一の三第一項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が有する新法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等（新法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等（以

下この条において「金融商品取引業者等」という。)の営業所(新令第二十五条の十の二第五項に規定する営業所をいう。以下この条において同じ。)に係る社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿に記載又は記録がされているもの及び金融商品取引業者等の営業所に開設されている当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者の有価証券の保管の委託に係る口座に保管の委託がされているものを除く。以下この条において「特例上場株式等」という。)とする。

2 平成十七年四月一日から平成二十一年五月三十一日までの間に、前項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が同項の特定口座に特例上場株式等の保管の委託をしようとする場合には、当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者は、特例上場株式等を当該特定口座に保管の委託をする旨、保管の委託をする特例上場株式等の種類、銘柄、数その他財務省令で定める事項を記載した書類を当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければならない。

3. 発行会社における対応

(1) 新株予約権者への周知

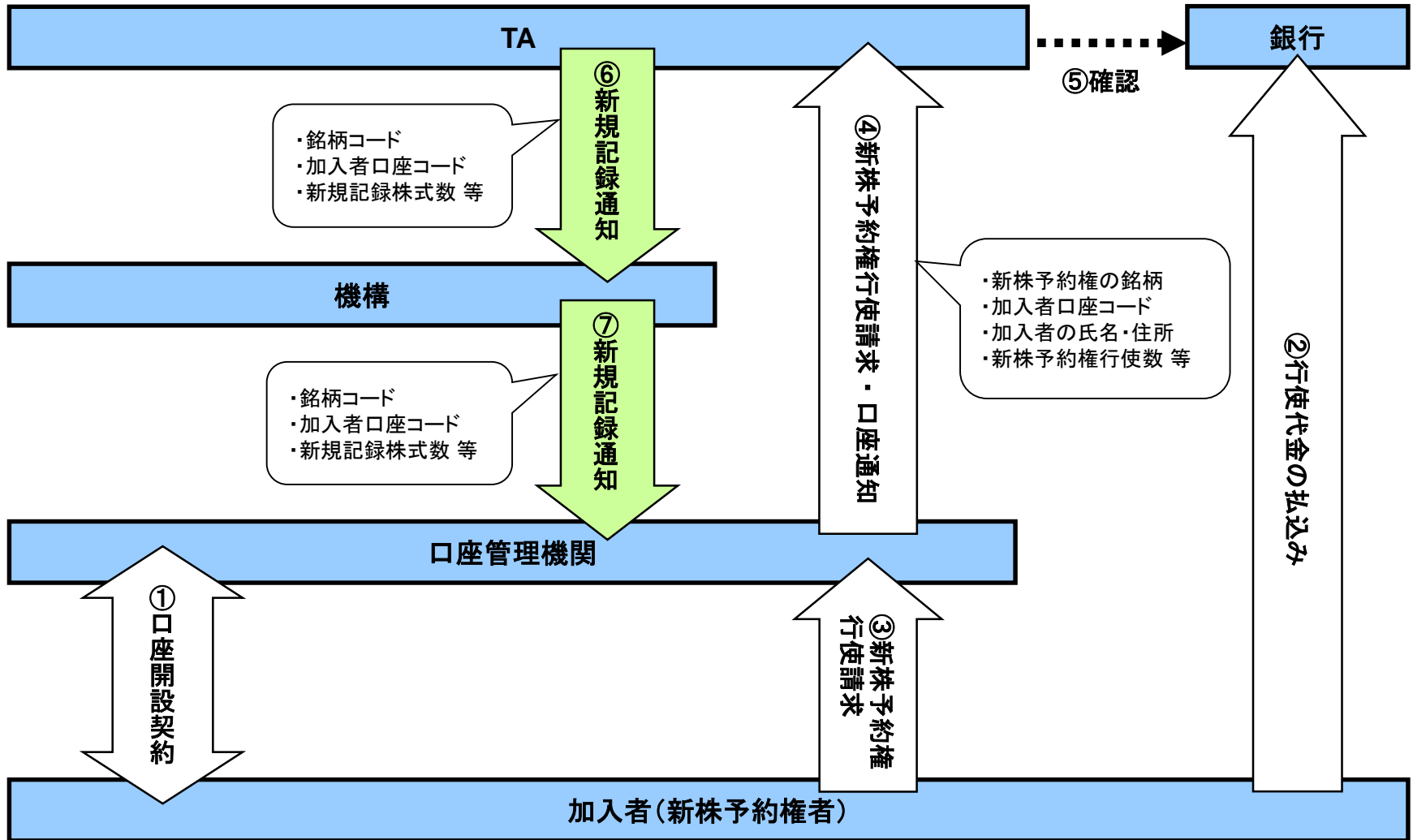
発行会社は、新株予約権の割当対象株主に対して割当通知を行う際に本件について記した書面を同封する等の方法により、新株予約権者に対し周知を行う。

(2) 新株予約権の分割行使の容認について

発行会社は、株主が複数の口座管理機関の特定口座に株式を保有している場合があることを考慮し、株主に対して割り当てた新株予約権については、分割行使を容認することが必要である。

以 上

株主割当型新株予約権の新株予約権行使の処理イメージ



(注) 新株予約権行使に対して自己株式を交付する場合には、機構は、株主名簿管理人からの通知に基づき、自己株式充当口座から減少する方法により
 口座振替処理を行う。
株式会社証券保管振替機構

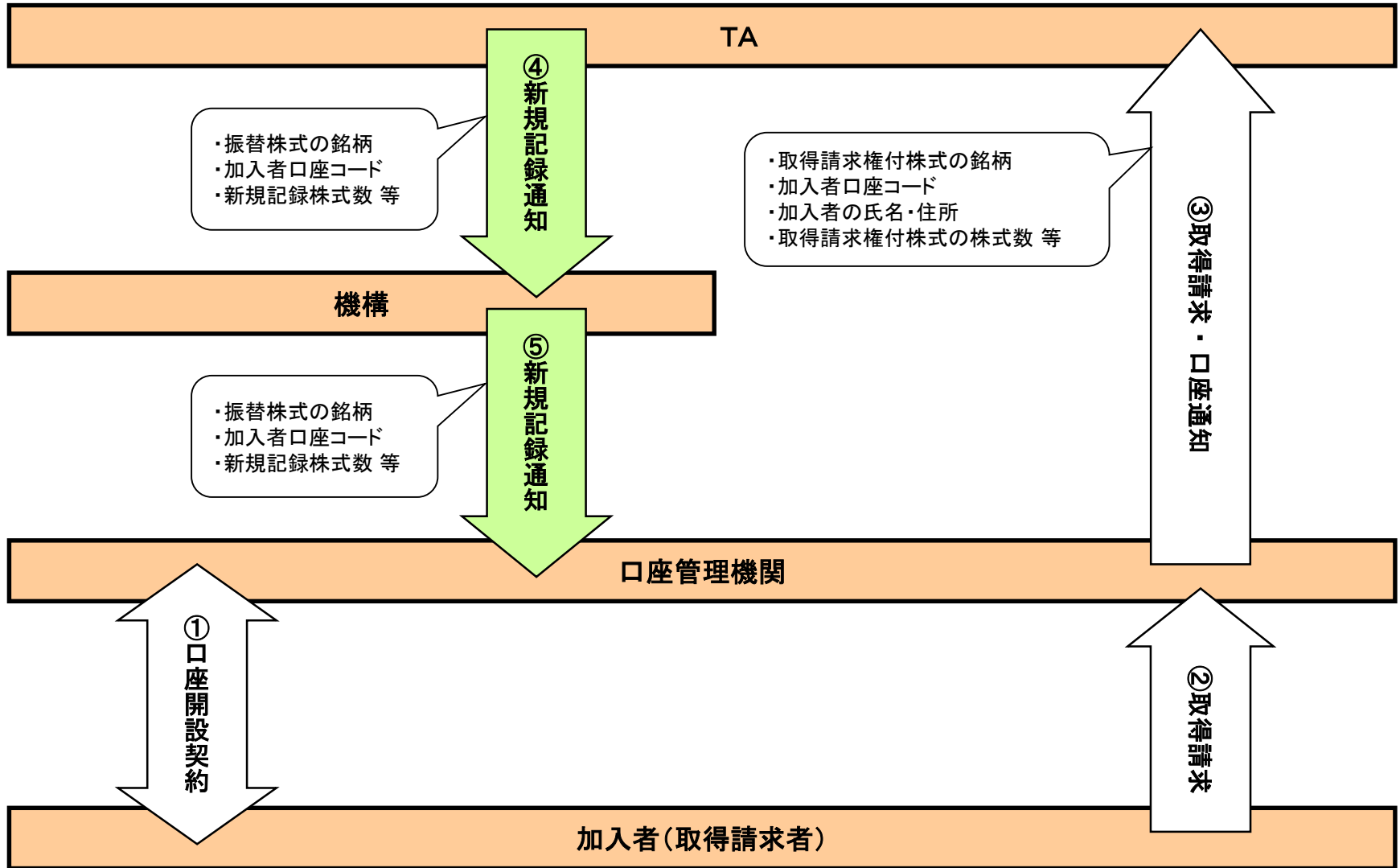
株主割当型新株予約権の新株予約権行使の標準日程

	新株予約権行使 の取次ぎの請求 X - α	新株予約権行使 の取次ぎ X	X + 1	X + 2	X + 3	X + 4	X + 5	X + 6
株主名簿管理人			払込みの確認等					
機構		↑ 新株予約権行使請求・口座通知				↓ 新規記録通知 データ 3:00~20:00		
口座管理機関	↑ 新株予約権 行使請求						↓ 新規記録通知 情報データ 3:00~20:00	↓ 新規記録 9:00
新株予約権者								

(注1) 口座管理機関の所在地によって株主名簿管理人への必要書類の到着日が異なること等を考慮し、取次日から4営業日後に新規記録通知を行う日程とした。

(注2) 新株予約権者が株主名簿管理人に直接新株予約権行使を行った場合には、株主名簿管理人は、口座管理機関に対し振替株式を交付する旨の通知を行い、その翌営業日に、機構に対し新規記録通知データを送信する。

振替株式でない取得請求権付株式の取得請求の処理イメージ



(注) 取得請求の対価として自己株式を交付する場合には、機構は、株主名簿管理人からの通知に基づき、自己株式充当口座から減少する方法により

振替株式でない取得請求権付株式の取得請求の標準日程

	取得請求の 取次ぎの請求 X - α	取得請求の 取次ぎ X	X + 1	X + 2	X + 3	X + 4	X + 5	X + 6
株主名簿管理人								
機構								
口座管理機関								
取得請求者								

取得請求の標準日程のフロー:

- 取得請求者**は **X - α** に取得請求を行います。
- 口座管理機関**は **X** に取得請求・口座通知を行います。
- 株主名簿管理人**は **X + 4** に新規記録通知データを受けます (3:00~20:00)。
- 機構**は **X + 5** に新規記録通知情報データを受けます (3:00~20:00)。
- 新規記録**は **X + 6** に完了します (9:00)。

(注1) 口座管理機関の所在地によって株主名簿管理人への必要書類の到着日が異なること等を考慮し、取次日から4営業日後に新規記録通知を行う日程とした。

(注2) 取得請求者が株主名簿管理人に直接取得請求を行った場合には、株主名簿管理人は、口座管理機関に対し振替株式を交付する旨の通知を行い、その翌営業日に、機構に対し新規記録通知データを送信する。

第4章 振替新株予約権

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第4章 振替新株予約権

第1節	振替口座簿とその記録事項	4-1-1	~	4-1-5
第2節	新規記録手続	4-2-1	~	4-2-2 2
第3節	振替手続	4-3-1	~	4-3-2
第4節	振替新株予約権の抹消手続	4-4-1		
第5節	振替新株予約権の新株予約権行使	4-5-1	~	4-5-8
第6節	振替新株予約権の行使期間満了の手続	4-6-1		
第7節	合併等において振替新株予約権が承継される場合の手続	4-7-1	~	4-7-3
第8節	リコンサイルの手続	4-8-1	~	4-8-3
第9節	総新株予約権者通知の手続	4-9-1		
第10節	振替口座簿の情報提供請求の手続	4-10-1		
第11節	振替新株予約権の総数等の公示	4-11-1		
第12節	振替新株予約権の取扱廃止時の取扱い	4-12-1	~	4-12-5
第13節	取得条項付新株予約権の取得の手続	4-13-1		
第14節	振替新投資口予約権の取扱い	4-14-1		

第1節 振替口座簿とその記録事項

内 容	備 考
<p>1. 振替口座簿の区分</p> <p>振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分する。</p> <p>2. 口座管理機関の口座</p> <p>振替口座簿中の口座管理機関の口座は、次に掲げるものに区分する。</p> <p>① 自己口</p> <p>② 顧客口</p> <p>3. 振替口座簿の記録事項</p> <p>(1) 自己口の記録事項等</p> <p>a 保有欄・質権欄の区分</p> <p>加入者（口座管理機関である者を除く。）の口座及び加入者が口座管理機関である場合の自己口（以下「自己口」という。）は、その加入者の保有する振替新株予約権を記録する欄（以下「保有欄」という。）と当該加入者が質権者であるときに、質権の目的である振替新株予約権（以下「質権新株予約権」という。）を記録する欄（以下「質権欄」という。）に区分する。</p> <p>b 記録事項</p> <p>自己口には、次に掲げる事項を記録するものとする。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 銘柄ごとの数（次の④に掲げるものを除く。）</p> <p>④ 加入者が質権者であるときは、その旨、質権新株予約権の銘柄ごとの数、当該数のうち新株予約権者ごとの数並びに当該新株予約権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>⑤ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨並びに③及び④の数のうち信託財産であるものの数</p> <p>⑥ ③又は④の数の増加又は減少の記録がされたときは、増加又は減少の別、その数及び当該記録がされた日</p> <p>⑦ 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等であるときはその旨</p> <p>⑧ 振替新株予約権の処分の制限に関する事項</p>	<p>(業第263条において準用する第173条第1項)</p> <p>(業第263条において準用する第173条第2項、施第342条において準用する第238条第1項から第3項)</p> <p>※ 口座管理機関は、加入者（当該加入者の質権新株予約権の新株予約権者を含む。）に係る加入者口座コードを、当該加入者の氏名又は名称に付記するものとする。</p> <p>※ 口座管理機関は、その開設する口座に記録する質権新株予約権の新株予約権者の氏名又は名称及び住所を、機構に対する加入者情報の照会（質権新株予約権の新株予約権者の加入者口座コードを指定）により得た情報により記録することができるものとする。（当該照会は、当該質権新株予約権についての</p>

内 容	備 考
<p>(2) 顧客口の記録事項</p> <p>顧客口には、次に掲げる事項を記録する。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 銘柄及び銘柄コード ③ 銘柄ごとの数</p> <p>(3) 信託財産である旨の記録 信託財産である旨の記録については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(4) 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録 加入者が外国人保有制限銘柄の外国人等である旨の記録については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(5) 処分の制限に関する事項の記録 処分の制限に関する事項の記録については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(6) 口座の増加記録日と異なる取得日の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者が発行者から交付されるべき振替新株予約権を取得した日と当該振替新株予約権の増加を口座に記録した日が異なるときは、その取得日を当該振替新株予約権の増加の記録に付記する。</p>	<p>担保新株予約権の届出がされている場合（第2章第3節「振替手続」を参照。）に限って、届出がされた新株予約権の加入者口座コードについて可能である。また、口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位機関である直接口座管理機関を通じて上記の照会を行う。直接口座管理機関は、下位機関からの委託を受けて、機構に対し当該照会を行う。）</p> <p>(業第263条において準用する第173条第3項、施第342条において準用する第238条第4項)</p> <p>(業第263条において準用する第173条第2項第9号) ※ 以下の振替新株予約権については、発行者から交付されるべき振替新株予約権を取得した日と当該振替新株予約権の増加を口座に記録した日が異なる可能性がある。</p>

内 容	備 考	
	交付される場合	交付される手続
	取得条項付商品の一部取得の対価の振替新株予約権	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）	一般の新規記録手続又は一般の振替手続
	合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）	一般の新規記録又は一般の振替手続
	新株予約権の無償割当等に係る調整新株予約権	配分明細
	<p>一般の新規記録手続の場合には、新規記録通知情報データにより新規記録日と効力発生日の両方のデータが口座管理機関に通知される。また、配分明細によっても口座簿記録日と効力発生日の両方のデータが通知される。</p> <p>一般の振替手続の場合には、振替済通知や口座処理明細には、効力発生日の項目はないが、口座管理機関は、次に掲げる通知により効力発生日を知ることが可能である。</p>	
	交付される場合	効力発生日の通知方法
取得条項付商品の一部取得の対価の振替新株予約権	機構報により発行者の決定事項として通知される。	

内 容	備 考																										
<p>(7) 記録事項の変更 記録事項の変更については、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>4. 機構における取扱い (1) 口座の取扱い a 開設する機構加入者口座 機構が開設する機構加入者口座は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定めるものとする。 ① 機構加入者が口座管理機関である場合 自己口及び顧客口 ② 機構加入者が口座管理機関でない場合 自己口</p> <p>b 口座区分の属性区分及び利用目的 振替新株予約権に関する区分口座コードごとの口座の種類及び属性区分の対応は以下のとおり。 (口座の種類及び属性区分については第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">コード</th> <th style="text-align: center;">口座の種類</th> <th style="text-align: center;">属性区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">00</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">自己口</td> <td style="text-align: center;">保有口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">01～19</td> <td style="text-align: center;">保有口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20～39</td> <td style="text-align: center;">信託口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40～49</td> <td style="text-align: center;">保有口、担保専用口又は信託口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50～59</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">予備（無指定）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60～69</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">顧客口</td> <td style="text-align: center;">顧客口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70～79</td> <td style="text-align: center;">顧客口</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80～89</td> <td style="text-align: center;">顧客口又は外国人株式記録口</td> </tr> </tbody> </table>	コード	口座の種類	属性区分	00	自己口	保有口	01～19	保有口	20～39	信託口	40～49	保有口、担保専用口又は信託口	50～59	予備（無指定）		60～69	顧客口	顧客口	70～79	顧客口	80～89	顧客口又は外国人株式記録口	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">機構報により発行者の決定事項として通知される。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）</td> <td style="padding: 5px;">機構報により発行者の決定事項として通知される。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">(業第19条第1項)</p> <p style="margin-top: 20px;">※ 機構加入申請者又は機構加入者は、口座の開設又は区分口座の開設の申請をするときは、開設を申請する機構加入者口座又は区分口座の属性区分及び利用目的を明示する（第1章第4節「機構加入者及び口座管理機関」を参照）。振替株式の口座の開設とともに、振替新株予約権の口座も同時に開設される。</p> <p>※ 振替新株予約権であっても、担保専用口及び外国人株式記録口に記録することは可能であるが、振替株式における特別株主の申出等に係る機能を利用することはできない。</p>	合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。	合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。
コード	口座の種類	属性区分																									
00	自己口	保有口																									
01～19		保有口																									
20～39		信託口																									
40～49		保有口、担保専用口又は信託口																									
50～59	予備（無指定）																										
60～69	顧客口	顧客口																									
70～79		顧客口																									
80～89		顧客口又は外国人株式記録口																									
合併等の対価新株予約権（消滅会社等が振替株式等でない）	機構報により発行者の決定事項として通知される。																										
合併等により承継された新株予約権（消滅会社等の新株予約権が振替新株予約権でない場合）	機構報により発行者の決定事項として通知される。																										

内 容			備 考
90～97	自己口又は顧客口	保有口又は顧客口若しくは外国人株式記録口	
98	自己口	質権口	
99		質権口又は質権信託口	
<p>(2) 振替口座簿の記録に関する取扱い</p> <p>振替口座簿の記録に関する取扱いについては、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p> <p>(3) 信託財産名義の取扱い</p> <p>信託財産名義の取扱いについては、第3章第1節「振替口座簿とその記録事項」に準じる。</p>			<p>(業第263条において準用する第173条第2項、施第342条において準用する第238条第1項から第3項)</p>

以 上

第2節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>第1 新株予約権の無償割当てにより交付される振替新株予約権の取扱い</p> <p>1. 新株予約権の無償割当てに伴う通知及び新規記録通知</p> <p>発行者は、振替株式の株主に対し、無償で振替新株予約権を割当てる旨の決議を行った場合は、機構に対し、Target 保振サイトにより次の事項を通知する。</p> <p>① 新株予約権の無償割当てを受ける株式の銘柄（以下「対象銘柄」という。）</p> <p>② 新株予約権の無償割当てにより交付される新株予約権の銘柄（以下「割当銘柄」という。）</p> <p>③ 新株予約権の目的である株式の種類及び数</p> <p>④ 新株予約権の目的である株式の単元数量</p> <p>⑤ 新株予約権の無償割当てに係る手続日程</p> <p>⑥ 新株予約権の無償割当ての基準日又は総株主通知の請求により株主確定日を設定する場合、株主確定日</p> <p>⑦ 効力発生日</p> <p>⑧ 割当比率</p> <p>⑨ 株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる振替新株予約権の有無、有る場合は、その数及び新規記録予定日</p> <p>⑩ 新株予約権の無償割当てに際して発行する新株予約権の総数（株券喪失登録された株券に係る株式に対して割り当てられる数を除く。）</p> <p>⑪ 新株予約権の無償割当てを受ける振替株式の銘柄のうち、自己の保有する振替株式が記録された口座（加入者口座コード）及び口座ごとの数（割当てを受ける株式が振替株式の場合に限る。）</p> <p>⑫ 新株予約権の行使価額</p> <p>⑬ 新株予約権の行使期間</p> <p>⑭ 行使請求受付場所</p> <p>⑮ 新株予約権の行使に係る払込取扱場所（払込取扱銀行の名称、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人の氏名又は名称）</p> <p>⑯ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得日</p> <p>⑰ 取得条項が付されている場合には、取得条項に係る取得価額</p> <p>⑱ その他の新株予約権の内容</p> <p>⑲ 自己の保有する割当銘柄を移転する場合は、移転する数及び当該数の記録された発行者の口座（加入者口座コード）</p> <p>⑳ 新株予約権行使請求の取次状況の公表を請求する場合には、その旨</p>	<p>（業第 269 条第 1 項、施第 195 条、第 348 条及び第 349 条）</p> <p>※ 新株予約権の無償割当てを行うには基準日を設定する方法と総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法とがある。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権の無償割当ての発行決議日の 2 週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第 2 章第 2 節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。</p> <p>※ 新株予約権の無償割当てに係る新規記録の最短日程については、資料 4-2-2 及び資料 4-2-3 参照。</p> <p>※ 株券喪失登録がされた株券に係る株式に対して割り当てられる振替新株予約権の新規記録については、第 2 章第 2 節「新規記録手続」の「取扱開始時の取扱い」に準じる。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された⑪の口座に係る情報を、その口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、</p>

内 容	備 考
<p>2. 機構加入者及び間接口座管理機関に対する通知 機構は、発行者から1. の通知を受けた後、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、発行者から通知された事項等を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>3. 総株主通知日程案内等 機構は、振替新株予約権の割当基準日（株主確定日）の前営業日から起算して5営業日前の日に「総株主通知日程案内」を機構加入者及び発行者（株主名簿管理人）に通知する。</p>	<p>機構に対しその旨を連絡する。</p> <p>※ ⑭の「行使請求受付場所」とは株主名簿管理人をいう。</p> <p>※ 発行者は、割当基準日を定める取締役会決議後、速やかに（割当基準日の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知する。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権の無償割当ての発行決議後、速やかに（株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに）機構に通知する。</p> <p>※ 総株主通知の請求により株主確定日を設定する方法により、新株予約権の無償割当てを行う際には、株主確定日の前営業日から起算して7営業日前の日までに機構に「総株主通知等請求書（会社法第277条に基づく新株予約権の無償割当て等用）」を提出する。書式については、機構ホームページに掲載の書式（ST80-06）を参照。</p> <p>※ 発行者は、割当銘柄である振替新株予約権を新規記録しようとするときは、公示のための発行要項を機構に提出する。</p> <p>※ 機構は、発行者から提出を受けた公示のための発行要項により公示を行った後、改めて割当計算により確定した新株予約権の数を公示する。</p> <p>（業第146条、施第183条）</p> <p>※ 機構は、基準日又は株主確定日における株主を割当株主として割当銘柄の振替株式</p>

内 容	備 考
<p>(1) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(2) 取扱時間 a ファイル伝送 割当基準日（株主確定日）の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時 b 統合Web端末 割当基準日（株主確定日）の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※ 新株予約権の割当基準日（株主確定日）の前営業日から起算して5営業日前の日から当該日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>(3) 主な通知事項 ① 銘柄コード ② 総株主通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細の有無 ④ 日程案内（総株主報告対象株式数通知日、総株主報告データ報告日（自/至）、総株主通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑤ 新株予約権の無償割当てに係る効力発生日（割当基準日の翌営業日） ⑥ 割当基準日（株主確定日） ⑦ 割当比率</p> <p>4. 割当てを受けない振替株式についての通知 発行者は、株主確定日の前営業日に、機構に対し、Target 保振サイトにより、割当銘柄の割当てを受けない口座（加入者口座コード）及び対象銘柄の振替株式の数を通知する。</p> <p>5. 株主の口座における増額記録</p>	<p>の銘柄について総株主通知を行う。（総株主通知の手続きについては、第2章第9節「総株主通知に係る手続」を参照。）</p> <p>（施第184条） ※ 新株予約権の無償割当てを行う際に基準日を設定する場合、総株主通知の請求により株主確定日を設定する場合ともに左記「②総株主通知事由（増減資等の種別）」は「総株主通知事由コード：05、増減資等の種別コード：05（株式等無償割当）、割当銘柄：新株予約権」となる。 ※ 割当比率は、1株に対し整数倍の新株予約権を割り当てる比率となる。</p> <p>※ 機構は、発行者から通知された口座に係る情報をその口座の加入者の上位機関である直接口座管理機関に、Target 保振サイトにより通知する。当該通知を受けた直接口座管理機関は、直ちに、当該通知の内容と当該直接口座管理機関の振替口座簿の記録（又は記載）内容に相違がないか確認する。相違があった場合には、直ちに、機構に対しその旨を連絡する。</p>

内 容	備 考
<p>(1) 機構及び口座管理機関における増加すべき割当銘柄の数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）に、次に掲げる振替株式について、それぞれに定める増加すべき口座ごとの増加を記録すべき振替新株予約権の数を算出するものとする。</p> <p>a 加入者の保有欄に記録された振替株式（特別株主の申出がされているもの又は買取口座に記録された振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものは除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該保有欄とする。 ・ 増加すべき振替新株予約権の数は、当該保有欄に記録されている対象銘柄の振替株式の数（略式譲渡担保権の目的となっている振替株式の数を除く。）に割当比率を乗じて得た数とする。 <p>b 加入者の質権欄に記録された振替株式（登録質権の申出がされているものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加すべき口座は、当該質権欄とする。 ・ 増加すべき振替新株予約権の数は、当該質権欄に記録されている登録質権の目的となっている振替株式の株主ごとの質権株式の数に割当比率を乗じて得た数とする。 <p>c 加入者の保有欄に記録された振替株式（特別株主の申出がされているもの及び買取口座に記録された振替株式であって、その買取りの効力が生じていないものに限る。）及び加入者の質権欄に記録された振替株式（登録質権の申出がされていないものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増加記録させるべき口座は、略式質権の目的となっている振替株式の株主、特別株主又は反対株主の口座の保有欄とする。 ・ 増加させるべき振替新株予約権の数は、特別株主、略式質権株主又は反対株主ごとの振替株式の数に割当比率を乗じて得た数とする。 <p>(2) 口座管理機関における略式担保若しくは略式質権の設定された対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）についての取扱い</p> <p>略式担保若しくは略式質権の設定された対象銘柄又は反対株主の株式買取請求のされた対象銘柄（その買取りの効力が生じていないものに限る。）については、当該対象銘柄である振替株式が記録された口座と割当銘柄である振替新株予約権の増加を記録すべき口座とが異なるため、対象銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関（以下「対象銘柄記録口座管理機関」という。）から割当銘柄の増加を記録する口座を開設する口座管理機関（以下「割当銘柄記録口座管理機関」という。）へ階層構造を通じて割当銘柄の増加記録のために必要な情報を通知する必要がある。なお、通知を受けた割当銘柄記録口</p>	<p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 5 項及び 6 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 109 条)</p> <p>※ 発行者の自己の対象銘柄については、割当銘柄の割当てを受けない。</p> <p>※ 振替新株予約権については、振替株式における登録質権の申出に相当する制度は存在しない。</p> <p>※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うことなどにより、当該口座管理機関が開設した加入者以外の加入者からの担保は受入られていない（他の機構加入者に特別株主の管理事務を再委託している振替株式は記録されていない）ものとする。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 7 項から第 12 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 110 条及び第 111 条業第 263 条において準用する第 234 条第 2 項)</p>

内 容	備 考
<p>座管理機関は割当銘柄の増加記録を行う。</p> <p>a 通知事項 対象銘柄記録口座管理機関から割当銘柄記録口座管理機関へ以下の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 割当銘柄を増加記録すべき口座（加入者口座コード） ② 増加を記録すべき振替新株予約権の数 ③ 対象銘柄の記録がされていた口座（加入者口座コード） ④ 対象銘柄の銘柄及び銘柄コード <p>b 口座管理機関における処理</p> <p>(a) 対象銘柄記録口座管理機関における処理 対象銘柄記録口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 対象銘柄記録口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 対象銘柄記録口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 対象銘柄記録口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関に対する通知事項の通知 <p>(b) 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近下位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関でない場合には、その直近上位機関に対する通知事項の通知 ② 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 ③ 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知 <p>(c) 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関における処理 直近上位機関から通知事項の通知を受けた口座管理機関は、次に掲げる措置をとらなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関である場合には、当該口座における増加の記録 	<p>※ 左記の情報の通知は、振替システムを利用しないで行う。</p> <p>※ 左記に掲げるそれぞれの口座管理機関は、自身が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、直近下位機関へ通知事項を通知し、割当銘柄記録口座管理機関の下位機関である場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。上記のどちらでもない場合には、直近上位機関へ通知事項を通知する。通知を受けた割当銘柄記録口座管理機関は、割当銘柄の増加記録を行う。</p>

内 容	備 考
<p>② 当該通知を受けた口座管理機関が割当銘柄記録口座管理機関の上位機関である場合には、その直近下位機関に対する通知事項の通知</p> <p>(3) 間接口座管理機関による顧客口において記録すべき数の通知</p> <p>間接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）に、その直近上位機関に、新株予約権の効力発生日に当該間接口座管理機関の顧客口に記録すべき振替新株予約権の数の合計数（(2) bによりその顧客口に増加すべき数を除く。）を通知する。</p> <p>(4) 機構加入者による新株予約権数申告</p> <p>a 機構加入者による新株予約権数申告 機構加入者は、機構に対して以下により新株予約権数申告を通知する。</p> <p>(a) 顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）に当該口座管理機関の顧客口に係る新株予約権数申告として、機構に対し以下のとおり通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>イ 取扱時間 ファイル伝送 割当基準日（株主確定日）の午前3時から午後8時 統合Web端末 割当基準日（株主確定日）の午前9時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容 ① 機構加入者コード（区分口座）</p>	<p>(業第269条第2項において準用する第80条第13項及び第14項)</p> <p>(業第148条、施第350条第2項において準用する第186条から第188条)</p> <p>※ 機構は、加入者の加入者口座コードから、機構が新規記録すべき区分口座を特定する。</p> <p>(業第269条第2項において準用する第80条第15項第1号、施第350条第2項において準用する第112条)</p> <p>※ 「新株予約権数申告」の訂正及び取消しを行う場合は以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新株予約権の割当基準日（株主確定日）に訂正を行うときは、統合Web端末の場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送の場合は「前日請求ファイル」を再送する。 ・ 新株予約権の効力発生日及びその翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 <p>※ 効力発生日の翌々営業日以降は、割当て計算終了後のため、訂正不可となる。</p>

内 容	備 考
<p>② 対象銘柄の銘柄コード</p> <p>③ 当該顧客口（区分口座）において増加すべき振替新株予約権の数 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主若しくは略式質権の株主又は買取口座に記録されている振替株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）に係る反対株主である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ 略式譲渡担保権者若しくは略式質権者である加入者又は買取口座の開設の申出をした発行者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき振替新株予約権の数</p> <p>(b)自己口（担保専用口及び信託口）に係る申告</p> <p>担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）に、機構に対し、自己口に係る新株予約権数申告として、以下の事項を通知する。</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末</p> <p>イ 取扱時間 ファイル伝送 割当基準日（株主確定日）の午前3時から午後8時 統合W e b 端末 割当基準日（株主確定日）の午前9時から午後8時</p> <p>ウ 主な通知内容</p> <p>① 機構加入者コード（区分口座）</p> <p>② 対象銘柄の銘柄コード</p> <p>③ 当該自己口（区分口座）において増加すべき振替新株予約権の数 当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の自己口以外の口座に記録すべき振替新株予約権があるときは、上記に加えて④及び⑤の事項を通知するとともに、③の事項に代えて⑥の事項を通知する。</p> <p>④ 略式譲渡担保権の特別株主又は略式質権の株主である加入者の加入者口座コード</p>	<p>※ 通知する銘柄コードは対象銘柄であつて、割当銘柄でないことに留意する。</p> <p>※ 直接口座管理機関が共通直近上位機関である場合においても、略式質権株式又は略式担保株式が記録された口座の上位の区分口座と増加すべき口座の上位の区分口座が異なるときは、当該増加すべき口座及び増加すべき振替新株予約権の数について①～⑥（③を除く）の申告をする必要がある。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 80 条第 15 項第 2 号及び第 3 号、施第 350 条第 2 項において準用する第 112 条第 3 項及び第 4 項)</p> <p>※ 担保専用口については、当該機構加入者の保有する株式は記録されていないことから、当該担保専用口において増加すべき振替新株予約権の数は 0 となるが、0 の申告は行わないものとする（システムの 0 の申告はできない。）</p> <p>※ 通知する銘柄コードは対象銘柄であつて、割当銘柄でないことに留意する。</p> <p>※ 担保専用口には、事前に担保解除を行うことなどにより、当該口座管理機関が開設した加入者以外の加入者からの担保は受入れられていない（他の機構加入者に特別株主の</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 略式譲渡担保権者又は略式質権者である加入者の加入者口座コード</p> <p>⑥ ④の口座で増加すべき振替新株予約権の数</p> <p>b 機構による機構加入者への通知</p> <p>機構は、統合W e b 端末により新株予約権数申告を受けたときは、受付時に「受付済通知/エラー通知」を送信し、ファイル伝送により新株予約権数申告をした機構加入者へは、受付時に確認ファイルをファイル伝送により送信する。</p> <p>また、新株予約権の効力発生日の午前3時以降に機構加入者に通知する「帳表ファイル」において、各区分口座で増加記録すべき数を通知するとともに、当該区分口座に係る略式譲渡担保又は略式質権に係る割当銘柄を増加すべき口座のあるときは、当該加入者の加入者口座コード及び当該加入者の口座において増加すべき割当銘柄の数を通知する。</p> <p>(5) 自己口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権の効力発生日の業務開始時(午前9時)に、その開設する加入者の自己口に、増加させるべき割当銘柄の振替新株予約権の数の増加の記録をする。</p> <p>(6) 顧客口への記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権の効力発生日の業務開始時(午前9時)に、その直近下位機関の口座の顧客口に増加させるべき割当銘柄の振替新株予約権の数の増加の記録をする。</p>	<p>管理事務を再委託している振替株式は記録されていない)ものとする。</p> <p>※ 担保専用口について、当該申告をする機構加入者が開設する加入者の口座から差し入れられた担保株式が記録されているときは、①～⑥(③を除く)の申告をする必要がある。</p> <p>※ 機構から割当銘柄を増加すべき口座及び増加すべき振替新株予約権数の通知を受けた口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものである場合は、当該口座において増加すべき振替新株予約権数に当該通知された振替新株予約権数を加算する。当該口座管理機関が増加記録すべき口座を開設したものでないときは、直ちに、その直近下位機関であって増加記録すべき口座の加入者の上位機関であるものに対し、増加すべき数を通知するとともに、当該直近下位機関の顧客口に増加すべき数に当該数を加算するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第269条第2項において準用する第21項1号ロ、ハ及び2号ロ、ハ)</p> <p>(業第269条第2項において準用する第21項第3号ロ、ハ)</p> <p>※ 口座管理機関が顧客口に増加すべき数は、当該顧客口の開設を受けている口座管理機関又はその下位の口座管理機関の開設</p>

内 容	備 考
<p>6. 自己新株予約権を交付する場合の取扱い</p> <p>(1) 発行者の一部抹消の申請</p> <p>発行者は、株主に自己の割当銘柄である振替新株予約権を交付しようとするときは、新株予約権の効力発生日の前営業日から起算して2営業日前の日までにその直上位機関に対して、次の事項を示して当該振替新株予約権の一部抹消の申請をしなければならない。</p> <p>① 交付しようとする自己の割当銘柄が記録されている口座</p> <p>② 交付しようとする自己の割当銘柄の銘柄及び数</p> <p>③ 振替日（効力発生日）</p> <p>(2) 発行者の機構に対する事前の通知</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、株主に自己の割当銘柄を交付するための振替を請求しようとするときは、一部抹消日（振替日）の前営業日から起算して2営業日前の日の午後8時までに、機構に対し、ファイル伝送により次の事項を通知しなければならない。</p> <p>① 交付しようとする自己の割当銘柄の銘柄コード及び数</p> <p>② 交付しようとする自己の割当銘柄が記録されている口座及びその口座を開設する口座管理機関</p> <p>③ 振替日（効力発生日）</p> <p>④ 事由（自己新株予約権の充当（新株予約権の無償割当））</p> <p>(3) 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から（2）の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、当該振替新株予約権が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に、ファイル伝送により（2）に掲げる事項（一部抹消通知データ）を通知する。</p>	<p>する自己口に増加すべき数を合算した数とする。</p> <p>※ 自己の振替新株予約権を交付する場合の一部抹消の手続は、振替法上の振替手続をシステム上、実現するための手続である。</p> <p>※ 発行者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、①～③の事項を通知しなければならない。</p> <p>※ 割当銘柄である自己新株予約権の充当の場合、自己口から振替先口座への振替ではなく、一部抹消の手続で交付を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から発行者の自己の割当銘柄の交付に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（当該割当銘柄が記録された口座を開設する口座管理機関の上記機関に限る。）に当該事項を通知しなければならない。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 発行者から自己の割当銘柄の振替の申請を受けた口座管理機関は、その上位機関から受けた当該振替新株予約権の交付に係る</p>

内 容	備 考
<p>7. 直接口座管理機関による総株主報告 直接口座管理機関は、機構からの総株主通知日程案内に従い、新株予約権の割当基準日（株主確定日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの対象銘柄に係る情報を、株主確定日の翌営業日及び翌々営業日において、「総株主報告データ」として機構に通知する。</p> <p>8. 機構による割当計算</p> <p>(1) 割当てを受けるべき株主 機構は、新株予約権の割当基準日（株主確定日）における株主について割当計算を行う。</p> <p>(2) 割当計算の方法</p> <p>機構は、登録質権が設定されている振替株式については、当該株式が記録されている口座の株主ごとの振替株式の数に割当比率を乗じて記録すべき数を算出し、当該口座に割当てることとする。</p> <p>機構は、登録質権が設定されていない振替株式については、株主ごとに、当該株主の割当銘柄の数（当該株主の保有欄に記録されていた数と、略式譲渡担保若しくは略式質権者の口座に記録されている当該株主の振替株式の数又は買取口座に記録されている当該株主の株式（その買取りの効力が生じていないものに限る。）の数を合計した数。登録質権が設定されている振替株式の数は含まない。）に割当比率を乗じて割当銘柄を保有する数を算出する。</p> <p>(3) 割当計算後の振替新株予約権の数の通知</p> <p>機構は、機構加入者に、以下のとおり「配分明細通知データ」を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間</p>	<p>通知事項の内容を確認する。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 82 条第 1 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 116 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 発行者の自己の対象銘柄については割当銘柄の割当てを受けない。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 82 条第 1 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 116 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 振替新株予約権については、振替株式における登録質権の申出に相当する制度は存在しない。</p> <p>(業第 269 条第 2 項において準用する第 82 条第 1 項から第 4 項、施第 350 条第 2 項において準用する第 116 条及び第 117 条)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から「配分明細通知データ」を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（割当銘柄の増加を記録した口座の加入者の上位機関に限る。）に必要な事項を通知するものとする。当該通知</p>

内 容	備 考
<p>新株予約権の効力発生日から起算して3営業日後の日（総株主通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 対象銘柄の銘柄コード ③ 割当銘柄の銘柄コード ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード ⑤ 配分数量（調整新株予約権数を含む。） ⑥ 調整新株予約権数の振替口座簿記録予定日 ⑦ 調整新株予約権数 ⑧ 調整新株予約権数の効力発生日 <p>第2 コミットメント型ライツ・オファリングにおいて、取得条項付新株予約権の全部取得を行った発行者の口座に、振替新株予約権の新規記録を行う場合の取扱い</p> <p>1. 新規記録の事前連絡</p>	<p>を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ コミットメント型ライツ・オファリングとは、ライツ・オファリング（会社法第277条に規定する新株予約権の無償割当てをいう。）後に、新株予約権者が権利行使を行わなかった新株予約権について、取得条項により発行者が取得した上で証券会社に売却をし、証券会社が権利行使をするスキームのファイナンス手法である。</p> <p>※ 発行者が取得した振替新株予約権は、消却されるまで消滅するものではないため、発行者が振替新株予約権を譲渡しようとする場合には、新規記録手続をとり、その後振替を行う（高橋康文=尾崎輝宏 逐条解説社債、株式等振替法〈きんざい〉352頁）。</p> <p>※ コミットメント型ライツ・オファリングの日程イメージについては、資料4-2-4参照。</p> <p>※ コミットメント型ライツ・オファリングの新規記録に係る日程イメージについては、資料4-2-5参照。</p>

内 容	備 考
<p>発行者（株主名簿管理人）は、新規記録を行う新株予約権について、発行者により全部取得が行われる日（以下「全部取得日」という。）の前営業日に、新規記録する発行者の口座を開設する口座管理機関及びその上位機関である直接口座管理機関に対し、加入者情報Web端末の「振替先口座照会」機能等にて次の事項を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録を行う発行者の口座に係る加入者口座コード ③ 新規記録される加入者口座コードごとの新株予約権の数 ④ 新規記録日 <p>2. 新規記録通知</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、全部取得日の午後8時までの間に、機構に対し、次に掲げる事項「新規記録通知データ」をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄コード ② 振替新株予約権の新規記録を受ける発行者の口座の加入者口座コード ③ 発行者の株主等照会コード ④ 新規記録される振替新株予約権の数 ⑤ 新規記録区分（9（その他）を設定） ⑥ 新規記録日 ⑦ 新規記録される振替新株予約権の総数 <p>3. 新規記録</p> <p>（1）機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けたときは、全部取得日の翌営業日の午前3時から午後8時までに割当てを受ける口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項「新規記録通知情報データ」をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 2.にて通知された事項のうち、発行者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替新株予約権の総数を除くもの ③ 明細レコード区分（「口座通知なし」を指定） 	<p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、機構から通知される口座処理結果ファイルにより振替口座簿に記載されている新株予約権の総数を確認する。</p> <p>※ 左記の連絡については、株式等振替システムによる口座通知は利用できないものとする。</p> <p>※ 新規記録日には全部取得日の翌営業日を設定する。</p> <p>（業262条において準用する第51条第1項、施第340条第1項において準用する第47条及び第48条第1項並びに第2項）</p> <p>※ 新規記録日には、全部取得日の翌営業日を設定する。</p> <p>※ 新規記録通知データにエラーとなるものがある場合には、当該データは受け付けられない（全件エラー）ので、エラーである旨の通知を受けた発行者（株主名簿管理人）は、全部取得日の午後8時までの間に新規記録通知データの内容を修正して機構に通知するものとする。</p> <p>（業262条において読み替えて準用する第51条第2項、施第340条第1項において準用する第48条第3号）</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受ける口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知することとする。</p>

内 容	備 考
<p>(2) 新規記録処理結果の通知</p> <p>a 発行者（株主名簿管理人）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、前営業日の夜間バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（T A用）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>b 直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（機構加入者別口座残高表、機構加入者別口座処理明細票）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>(3) 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知の内容に従い、全部取得日の翌営業日（午前9時）に発行者の口座に係る増加の記録を行う。</p>	<p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 4 項及び第 5 項、施第 340 条において準用する第 48 条第 5 項)</p>
<p>第3 第三者割当てによる非上場新株予約権の取扱い</p> <p>1. 非上場新株予約権の取扱申請</p> <p>発行者は、非上場新株予約権の発行の決定を行った場合には、機構に対し、発行の決定日（以下「発行決議日」という。）に当該新株予約権を機構が取扱うことについての申請（以下「取扱申請」という。）を行う。発行者は、取扱申請を行う場合には、機構に対し、非上場新株予約権取扱申請書及び発行要項（以下「取扱申請書類」という。）を Target 保振サイトにより提出する。</p>	<p>※ 発行者は、発行決議日の2週間前までに機構に対し、電話等により事前相談を行う。</p> <p>※ 非上場新株予約権が公募により発行される場合も同様とする。</p> <p>※ 非上場新株予約権取扱申請書は、機構ホームページに掲載の書式(ST02-02)を参照。</p> <p>※ 非上場新株予約権取扱申請書の提出は、発行者の決定事項等の通知を兼ねる。機構に通知すべき事項については、第1章総則第2節「発行者の決定事項等の通知」を参</p>

内 容	備 考
<p>2. 機構による審査手続 機構は、取扱申請の内容について審査を行い、発行者に対し、Target 保振サイト等により取扱いの可否を通知する。</p> <p>3. 銘柄コード等の付番申請手続 機構は、取扱申請に係る新株予約権が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できた場合には、発行決議日の翌営業日から起算して2営業日目の日に証券コード協議会に対し、銘柄コード及びI S I Nコードの付番をメール等により申請する。</p> <p>4. 銘柄コード等の付番手続 証券コード協議会は、銘柄コード及びI S I Nコードを付番し、発行決議日の翌営業日から起算して3営業日目の日に機構に対し、メール等により通知する。</p> <p>5. 機構による機構加入者等に対する通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して4営業日目の日に、発行者から通知された事項等を機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>6. 機構による発行者に対する銘柄コード等の通知 機構は、発行決議日の翌営業日から起算して4営業日目の日に、銘柄コード及びI S I Nコードを発行者に対し、Target 保振サイトにより通知する。</p>	<p>照。</p> <p>※ 発行決議時点において、新株予約権の払込金額、払込期日、行使価額等の条件が未定の場合には、発行決議日に取扱申請書類（未定事項がある旨を記載）を提出したうえで、条件決定後に、決定内容を記載した取扱申請書類を追加で提出する。</p> <p>※ 第三者割当てにより発行される非上場新株予約権の新規記録の標準日程については、資料4-2-7参照。</p> <p>※ 機構は、発行者から提出された取扱申請書類により取扱申請に係る新株予約権が機構の取扱要件を満たすものであることが確認できる場合には、当該新株予約権を取扱うものとする。</p> <p>※ 発行決議時点において、新株予約権の払込金額、払込期日、行使価額等の条件が未定の場合には、「発行決議日」を「条件決定日」と読み替える。以下4.、5. 及び6. において同じ。</p> <p>※ 第1章第1節2.（4）「発行者への取扱開始日の通知」とあわせて行う。</p>

内 容	備 考
<p>7. 口座通知の取次ぎ</p> <p>(1) 機構及び口座管理機関による取次ぎ</p> <p>新株予約権の割当てを受ける加入者は、直近上位機関に対して新株予約権の銘柄、新株予約権の新規記録数を示して発行者（株主名簿管理人）に対し、新株予約権の新規記録を受ける加入者の自己の口座の取次ぎの請求を行う。機構及び口座管理機関は当該口座通知の取次ぎの請求を受けたときは、発行者（株主名簿管理人）に当該口座通知の取次ぎを行う。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による口座の取次ぎの委託</p> <p>口座の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該口座管理機関は、その直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示して口座通知の取次ぎを委託しなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>① 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード</p> <p>② ①の口座に新規記録すべき銘柄コード</p> <p>③ ①の口座に新規記録すべき新株予約権数</p> <p>④ ③の数うち信託財産であるものの数</p> <p>⑤ 非上場新株予約権の口座通知の取次ぎである旨</p> <p>(3) 機構加入者による口座通知の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p> <p>機構加入者は、加入者から口座通知の取次ぎの請求を受けたとき又はその直近下位機関から口座通知の取次ぎの委託を受けた場合には、機構に対し、次に掲げるところにより、口座通知の取次に係る事項（口座通知データ）を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し口座通知の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p>	<p>(業第 262 条において準用する第 44 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、口座通知の取次ぎにより、新株予約権を新規記録すべき口座の通知を受けるものとし、振替システムを介さず、直接、口座の通知を受けることはできない。</p> <p>※ 口座通知の取次ぎの請求を受けた口座管理機関は、その直近上位機関に対して口座通知の取次ぎを委託するものとする。当該委託を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業第 262 条において準用する第 44 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 44 条第 1 項から第 3 項)</p> <p>※ 機構は、口座通知の取次ぎを請求した加入者の情報について「株主等通知用データ」に登録されていない場合やその他データに不備がある場合には、「口座通知データエラー通知」を行う。</p>

内 容	備 考
<p>b 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 払込期日の前営業日から起算して3営業日までの日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 払込期日の前営業日から起算して3営業日までの日の午前9時から午後8時まで</p> <p>c 通知事項</p> <p>① 口座通知の取次ぎを行う機構加入者の機構加入者コード</p> <p>② 新規記録区分（2. 募集株式（株主有償割当増資、第三者割当増資）を設定）</p> <p>③ 新規記録すべき新株予約権の銘柄コード</p> <p>④ 口座通知の取次ぎを請求した加入者の加入者口座コード</p> <p>⑤ ④の加入者が信託の受託者であるときは、その旨</p> <p>⑥ ④の口座に新規記録すべき新株予約権の数</p> <p>(4) 機構による発行者（株主名簿管理人）に対する口座通知の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者から発行者に対する口座通知の取次ぎ請求を受けたときは、その翌営業日の午前3時から午後2時までの間に、口座通知に係る次の事項（「口座通知情報データ」）を発行者（株主名簿管理人）にファイル伝送により通知する。</p> <p>① 前（3）に掲げる事項</p> <p>② 新株予約権の割当てを受ける加入者の名称及び住所（「株主等通知用データ」）に登録されているもの</p> <p>③ 新株予約権の割当てを受ける加入者の株主等照会コード</p> <p>④ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑤ 新規記録すべき新株予約権の目的である振替株式が外国人保有制限銘柄であって、新株予約権の割当てを受ける加入者が外国人であるときは、その旨</p> <p>(5) 発行者（株主名簿管理人）による口座通知の内容確認</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、機構から「口座通知情報データ」の通知を受けたときは、直ちに「口座通知情報データ」を確認し、その日の午前3時から午後2時までの間に次の事項（「口座通知情報確認結果データ」）をファイル伝送により機構に通知するものとする。</p> <p>① 銘柄コード</p>	<p>(業第 262 条において準用する第 45 条第 1 項、施第 340 条第 1 項において準用する第 41 条)</p> <p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、口座通知を受け付けると新株予約権の割当て総数を超過することとなる場合には、当該口座通知を受け付けない。（発行者（株主名簿管理</p>

内 容	備 考
<p>② 新規記録区分（2. 募集株式（株主有償割当増資、第三者割当増資）を設定）</p> <p>③ 株式等リファレンスNO</p> <p>④ 確認結果（一致／不一致）</p> <p>⑤ 不一致のときは、不一致理由（株主不一致（氏名／住所に関する不一致）、銘柄不一致、数量不一致、その他）</p> <p>⑥ 新規記録予定日等</p> <p>（6）機構による直接口座管理機関への通知 機構は、発行者（株主名簿管理人）から「口座通知情報確認結果データ」の通知を受けたときは、その日の午後5時から午後8時までの間に、新株予約権の新規記録を受ける加入者の上位機関である直接口座管理機関に、その通知内容（「口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データ」）をファイル伝送により通知する。</p> <p>8. 新規記録通知 （1）発行者（株主名簿管理人）による新規記録通知</p> <p>発行者（株主名簿管理人）は、加入者からの払込みを確認し、払込期日の午後8時までの間に、機構に対し、次に掲げる事項「新規記録通知データ」をファイル伝送により通知する。</p> <p>① 振替新株予約権の銘柄コード</p> <p>② 振替新株予約権の新規記録を受ける加入者の加入者口座コード</p> <p>③ 加入者の株主等照会コード</p> <p>④ 新規記録される加入者ごとの振替新株予約権の数</p> <p>⑤ 新規記録区分（2. 募集株式（株主有償割当増資、第三者割当増資）を設定）</p>	<p>人）は新株予約権の新規記録数が超過する原因となった口座通知をした機構加入者に連絡し、連絡を受けた機構加入者は、口座通知の新株予約権の新規記録数を減額して口座通知を行う。）</p> <p>※ 新規記録予定日には払込期日の翌営業日をセットする。</p> <p>※ 発行者（株主名簿管理人）は、口座通知がされた数量が新株予約権の割当総数に満たないときは、口座通知をした機構加入者に電話等により不備の通知をするものとし、当該通知を受けた口座管理機関は口座通知の取次ぎを取り消したうえで、受付可能数と同数の口座通知の取次ぎを行うものとする。</p> <p>（業第45条第2項から第4項）</p> <p>※ 口座通知情報に不備がある旨の通知を受けた口座管理機関は、訂正後の「口座通知データ」を再送するものとする。</p> <p>（業第262条において準用する第51条第1項、施第340条第1項において準用する第47条及び第48条第1項並びに第2項）</p> <p>※ 加入者は、発行者が指定する方法により新株予約権の払込金を支払う。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑦ 新規記録日</p> <p>⑧ 新規記録される振替新株予約権の総数</p> <p>(2) 機構における手続</p> <p>機構は、「新規記録通知データ」と「口座通知データ」について、株式等リファレンスNOにより、株主等照会コード、加入者口座コード、銘柄、新株予約権の新規記録数等についてデータを照合し、新規記録通知データの受付後、直ちに発行者（株主名簿管理人）に対し、ファイル伝送により「入力処理内容通知」にて以下の内容を通知する。</p> <p>① 照合エラーとならなかったものの件数</p> <p>② 照合エラーとなったものの件数</p> <p>③ 照合エラーとなったものの明細、エラーの内容</p> <p>9. 新規記録</p> <p>(1) 機構による直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けたときは、払込期日の翌営業日の午前3時から午後8時までに割当てを受ける加入者の上位機関である直接口座管理機関に対し、次に掲げる事項「新規記録通知情報データ」をファイル伝送により通知する。</p> <p>a 口座通知の方法により新規記録がされるもの</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 新規記録区分</p> <p>④ 新規記録される振替新株予約権の総数</p> <p>⑤ 新規記録日</p> <p>⑥ 明細レコード（「口座通知あり」を指定）</p> <p>b 口座通知の方法によらずに新規記録がされるもの（特別口座分）</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 発行者から受けた新規記録に係る事項（8（1）の事項のうち、加入者の株主等照会コード及び新規記録日ごとの新規記録する振替新株予約権の総数を除くもの）</p> <p>③ 明細レコード区分（「口座通知なし」を指定）</p>	<p>※ 新規記録日には、払込期日の翌営業日を設定する。</p> <p>※ 新規記録通知データにエラーとなるものがある場合には、当該データは受け付けられない（全件エラー）ので、エラーである旨の通知を受けた発行者（株主名簿管理人）は、払込期日の午後8時までの間に新規記録通知データの内容を修正して機構に通知するものとする。</p> <p>（業第 262 条において読み替えて準用する第 51 条第 2 項、施第 340 条第 1 項において準用する第 48 条第 3 号）</p> <p>※ 口座管理機関は、直近上位機関から新規記録通知に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（増加の記録を受けるとする口座の加入者の上位機関に限る。）に当該直近下位機関に係る事項を通知することとする。</p>

内 容	備 考
<p>c 口座通知はされたが新規記録通知がされなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 口座通知情報確認結果（口座管理機関向け）データで通知した事項 ③ 明細レコード区分（「エラー」を指定） ④ 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨 <p>(2) 機構による発行者に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までに、発行者（株主名簿管理人）に対して、ファイル伝送により「口座処理結果ファイル」にて以下の内容を通知する。</p> <p>a 新規記録がされるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 新規記録される新株予約権の総数 <p>b 口座通知はされたが新規記録通知がされなかったもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 口座通知情報確認結果データで通知を受けた事項 ② 口座通知はされたが新規記録通知がされなかった旨 <p>(3) 新規記録処理結果の通知</p> <p>a 発行者（株主名簿管理人）に対する通知</p> <p>機構は、発行者（株主名簿管理人）に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、前営業日の夜間バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（TA用）」）をファイル伝送により送信する。</p> <p>b 直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、直接口座管理機関に対し、発行者（株主名簿管理人）から「新規記録通知データ」を受けた日の翌営業日（新規記録日）の午前3時から午後8時までの間に、バッチ処理において新規記録した処理結果（「口座処理結果ファイル（機構加入者別口座残高表、機構加入者別口座処理明細票）」）をファイル伝送により送信する。</p>	<p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p> <p>(業第 262 条において準用する第 51 条第 5 項)</p>

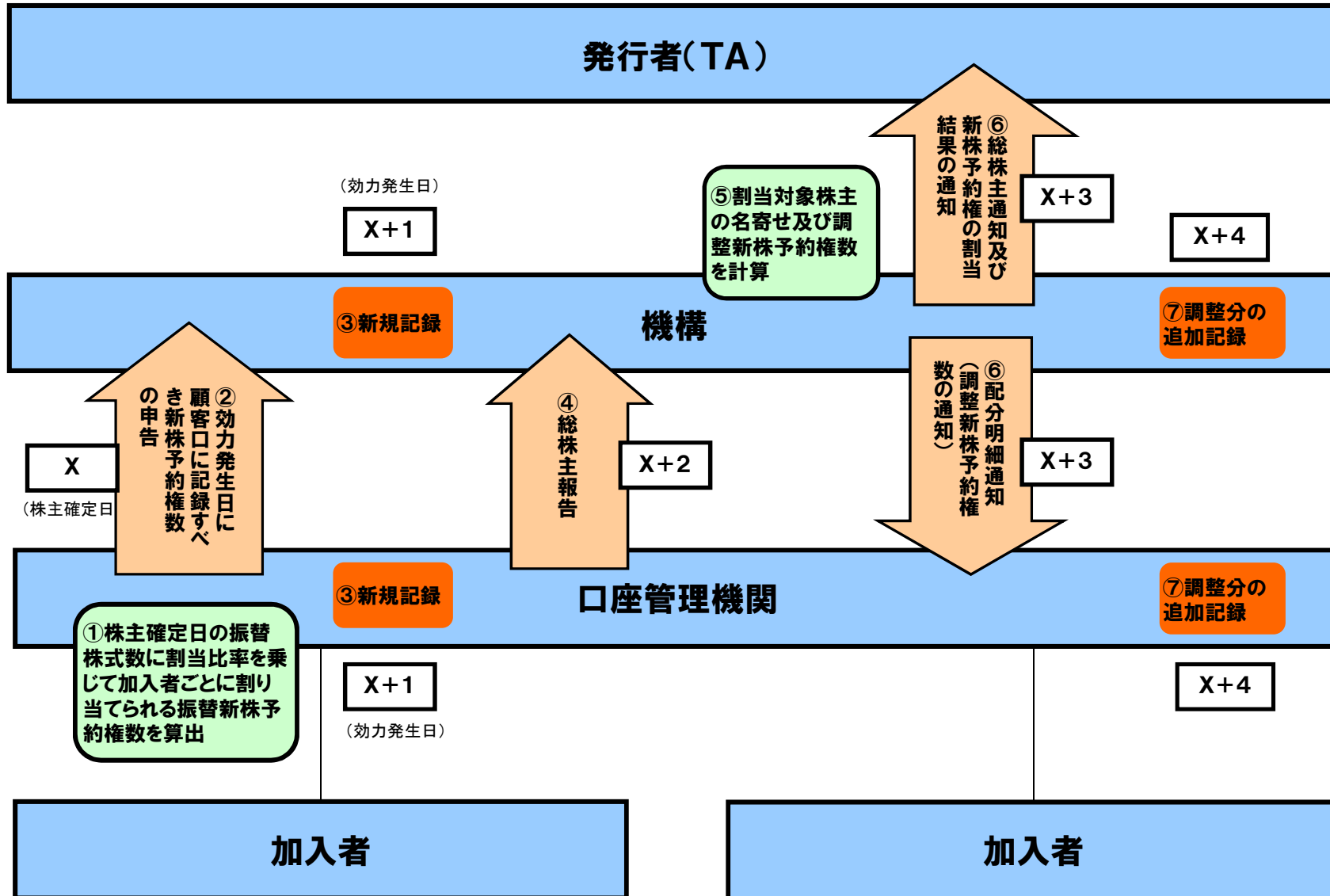
内 容	備 考
<p>(4) 振替口座簿における増加の記録</p> <p>機構及び口座管理機関は、新規記録通知の内容に従い、払込期日の翌営業日（午前9時）に口座管理機関の自己の口座又は顧客口に増加の記録を行う。</p> <p>第4 その他の事由による振替新株予約権の発行等の取扱い</p> <p>1. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得の対価交付</p> <p>(1) 取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合の取得及び対価の交付</p> <p>a 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部取得に係る振替</p> <p>発行者は、振替新株予約権である取得条項付新株予約権又は振替新株予約権付社債である取得条項付新株予約権付社債の一部取得をしようとするときは、口座において減少の記録がされる加入者の直近上位機関に対して、当該発行者の口座を振替先口座とする振替の申請をするものとする。</p> <p>b 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の対価の交付</p> <p>発行者は、取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替新株予約権である場合には、口座において取得条項付新株予約権の減少の記録がされた加入者に対して、振替又は新規記録により取得対価である振替新株予約権を交付する。この場合の手続については、前第3. 第三者割当てによる非上場新株予約権の取扱いに準じる。</p> <p>発行者は、取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の取得対価が振替新株予約権でない場合には、口座において取得条項付新株予約権の減少の記録がされた加入者に対して、振替制度外で取得対価を交付する。</p> <p>(2) 取得条項付新株予約権が振替新株予約権でない場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の取得及び対価の交付</p> <p>取得条項付新株予約権が振替新株予約権でない場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債でない場合の新規記録通知及び新規記録に関する取扱いについては、前第3. 第三者割当てによる非上場新株予約権の取扱いに準じる。</p>	<p>(業第262条において準用する第51条第4項及び第5項、施第340条において準用する第48条第5項)</p> <p>※ 発行者は、取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部を取得することを決定した場合には、当該決定事項を機構に対して通知する必要がある。発行者が機構に通知する決定事項等については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 対価の記録を受ける加入者の直近上位機関は、増加記録日を効力発生日として付記する。</p>

内 容	備 考
<p>2. 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価交付 取得条項付新株予約権が振替新株予約権である場合又は取得条項付新株予約権付社債が振替新株予約権付社債である場合で、取得の対価として振替新株予約権が交付される場合の取扱いについては、第3章第3節第2の2「取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の全部取得の対価交付」に準じる。</p> <p>3. 合併等の対価として消滅会社等の株主に対して交付される振替新株予約権 合併等の対価として消滅会社等の株主に対して振替新株予約権が交付される場合の取扱いについては、第1. 新株予約権の無償割当てにより交付される振替新株予約権の取扱い（1. 新株予約権の無償割当てに伴う通知及び新規記録通知を除く。）に準じる。</p> <p>4. 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により交付される振替新株予約権 取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により振替新株予約権が交付される場合の取扱いについては、第1. 新株予約権の無償割当てにより交付される振替新株予約権の取扱い（1. 新株予約権の無償割当てに伴う通知及び新規記録通知を除く。）に準じる。</p>	<p>※ 取得条項付新株予約権の新株予約権者又は取得条項付新株予約権付社債の新株予約権付社債権者は、取得対価として交付を受ける振替新株予約権を記録するための口座について、直近上位機関に対して口座通知の取次ぎの請求をするものとする。</p> <p>※ 発行者は、合併等の対価として消滅会社等の株主に対して振替新株予約権を交付することを決定した場合には、当該決定事項を機構に対して通知する必要がある。発行者が機構に通知する決定事項については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 発行者は、取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得により振替新株予約権を交付することを決定した場合には、当該決定事項を機構に対して通知する必要がある。発行者が機構に通知する決定事項については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 対象銘柄が外国人保有制限銘柄である場合の手続については、第2章第2節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予</p>

内 容	備 考
	約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」に準じる。

以 上

振替新株予約権の新規発行イメージ（無償割当型新株予約権）



無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程

【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、基準日設定公告を行う場合】

日程 (営業日)	X (割当基準日) の2週間前まで	X-5	X-1	X (割当基準日)	X+1 (上場日・効力発生日)	X+2	X+3	X+4						
					機構取扱開始日						Z (行使期間満了日) の2週間前まで	Z-4	Z-3	行使期間満了日 (Z)
金融商品取引所												取引最終日	上場廃止	
発行会社	新株予約権無償割当・上場申請(注1,2)決定事項の通知(注1) 有価証券届出書提出基準日設定公告													
機構	上場承認所報掲載(注3) 機構報掲載(注4)													
口座管理機関														
株主														
備考		2週間				2ヶ月以内(有価証券上場規程施行規則第306条第1項第2号)								

(注1) 上記は発行決議から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。

機構に対する決定事項の通知等は、取締役会決議後速やかに、かつ、割当基準日の2週間前まで又は割当基準日の前営業日から起算して7営業日前の日のいずれか早い日までにを行う必要がある。

(注2) 権利落日(X-1)以降に発行決議を取り消さざるを得なくなった場合には市場に大きな混乱を来すこととなるため、かかる事態が生じることのないよう慎重な検討が求められる。

(注3) 上場承認は所要の審査手続完了次第公表される。なお、上場承認は有価証券届出書の効力発生を前提とする。

(注4) 機構報は、機構で該当する新株予約権の銘柄の取扱いを開始する旨等を掲載する。

(注5) 自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日の前営業日までに提出する。

(注6) 発行会社は、新株予約権の効力発生日後遅滞なく、かつ、行使期間の満了日の2週間前までに、株主に対し、株主が割当を受けた新株予約権の内容及び数を通知する必要がある。

(注7) 払込金は原則として午前中までに払込取扱場所に振り込まれる必要がある。

無償割当型新株予約権の新規記録に係る最短日程

【株券喪失登録がなく、有価証券届出書を提出し、総株主通知の請求により株主確定日を定める場合】

日程 (営業日)	X-7	X-6	X-5		X-1	X (株主確定日)	X+1 (上場日・効力発生日)	X+2	X+3	X+4						
							機構取扱開始日									機構取扱最終日
							行使開始日					Z (行使期間満了日) の2週間前まで	Z-4	Z-3		行使期間満了日 (Z)
取引所 金融商品					上場承認 所報掲載 (注4)								取引 最終日	上場 廃止		
発行会社	新株予約権 無償割当 発行決議・ 上場申請 (注1、2)	有価証券 届出書 提出														
機構	総株主通知 請求 同意書の提出	機構報 掲載 (注3)	総株主通知 日程案内		機構報 掲載 (注3)											
口座管理機関					割当対象外 通知(注5)	割当対象外 通知	9:00 新株予約 権新規記録									
株主							9:00 新株予約 権新規記録									
備考																

(注1) 上記は発行決議から最短で上場された場合の日程を表しているものであり、実際の日程の作成に当たっては、関係先と十分に協議のうえ実行可能な日程を検討する必要がある。

(注2) 権利落日(X-1)以降に発行決議を取り消さざるを得なくなった場合には市場に大きな混乱を来すこととなるため、かかる事態が生じることのないよう慎重な検討が求められる。

(注3) X-6の機構報は、上場承認がされることを前提として、総株主通知請求が行われた旨及び総株主通知日程案内の配信日程等を掲載する。上場承認日の機構報は機構で該当する新株予約権の銘柄の取扱いを開始する旨等を掲載する。

(注4) 上場承認は所要の審査手続完了次第公表される。なお、上場承認は有価証券届出書の効力発生を前提とする。

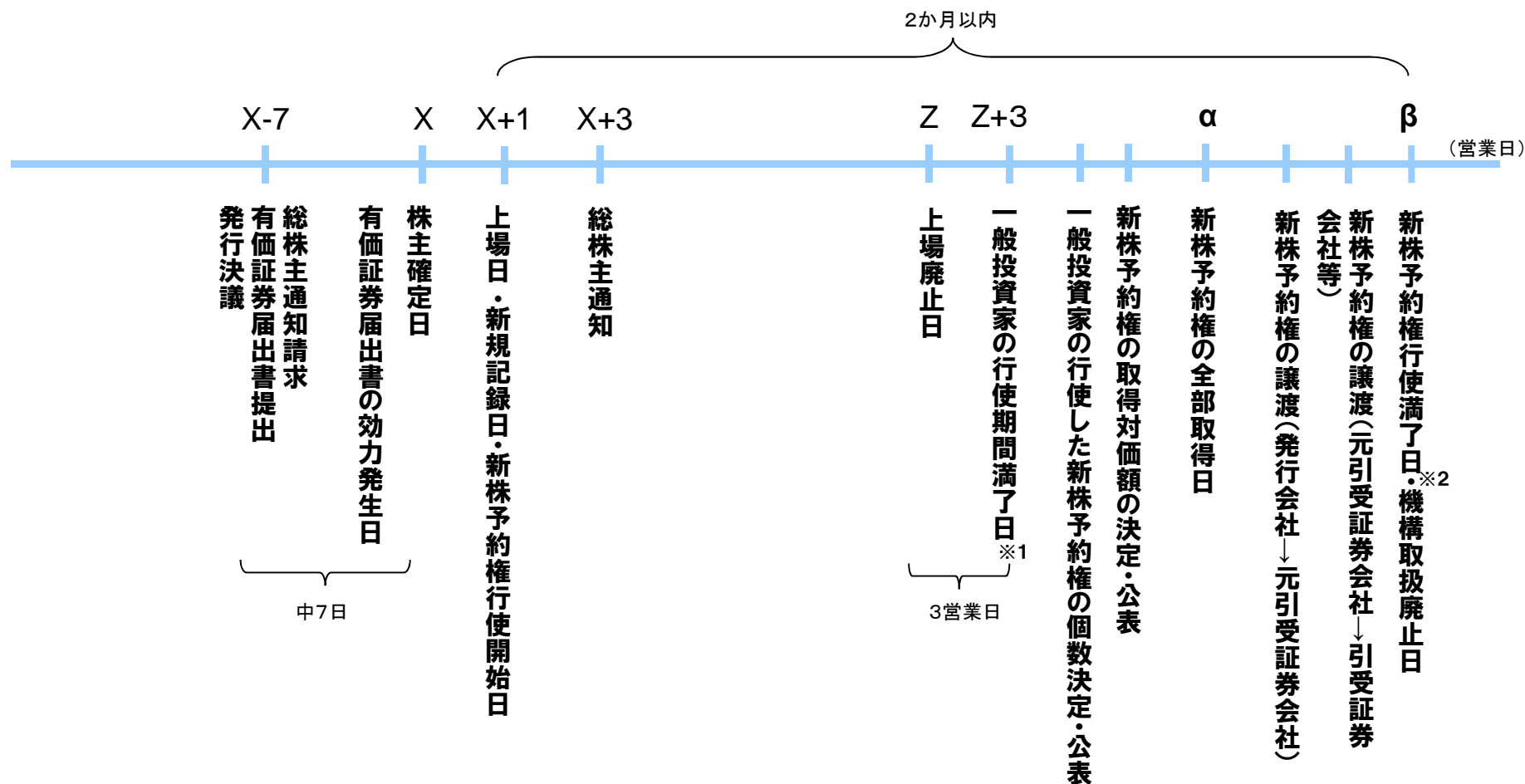
(注5) 自己株式に係る割当対象外通知は、確定次第機構に提出する。遅くとも割当基準日の前営業日までに提出する。

(注6) 発行会社は、新株予約権の効力発生日後遅滞なく、かつ、行使期間の満了日の2週間前までに、株主に対し、株主が割当を受けた新株予約権の内容及び数を通知する必要がある。

(注7) 払込金は原則として午前中までに払込取扱場所に振り込まれる必要がある。

コミットメント型ライツ・オフリングの日程イメージ

資料4-2-4



※1 Z+3は、機構への新株予約権行使の取次最終日

※2 新株予約権行使満了日前に新株予約権が全て行使された場合には、満了日前に取扱廃止となる。

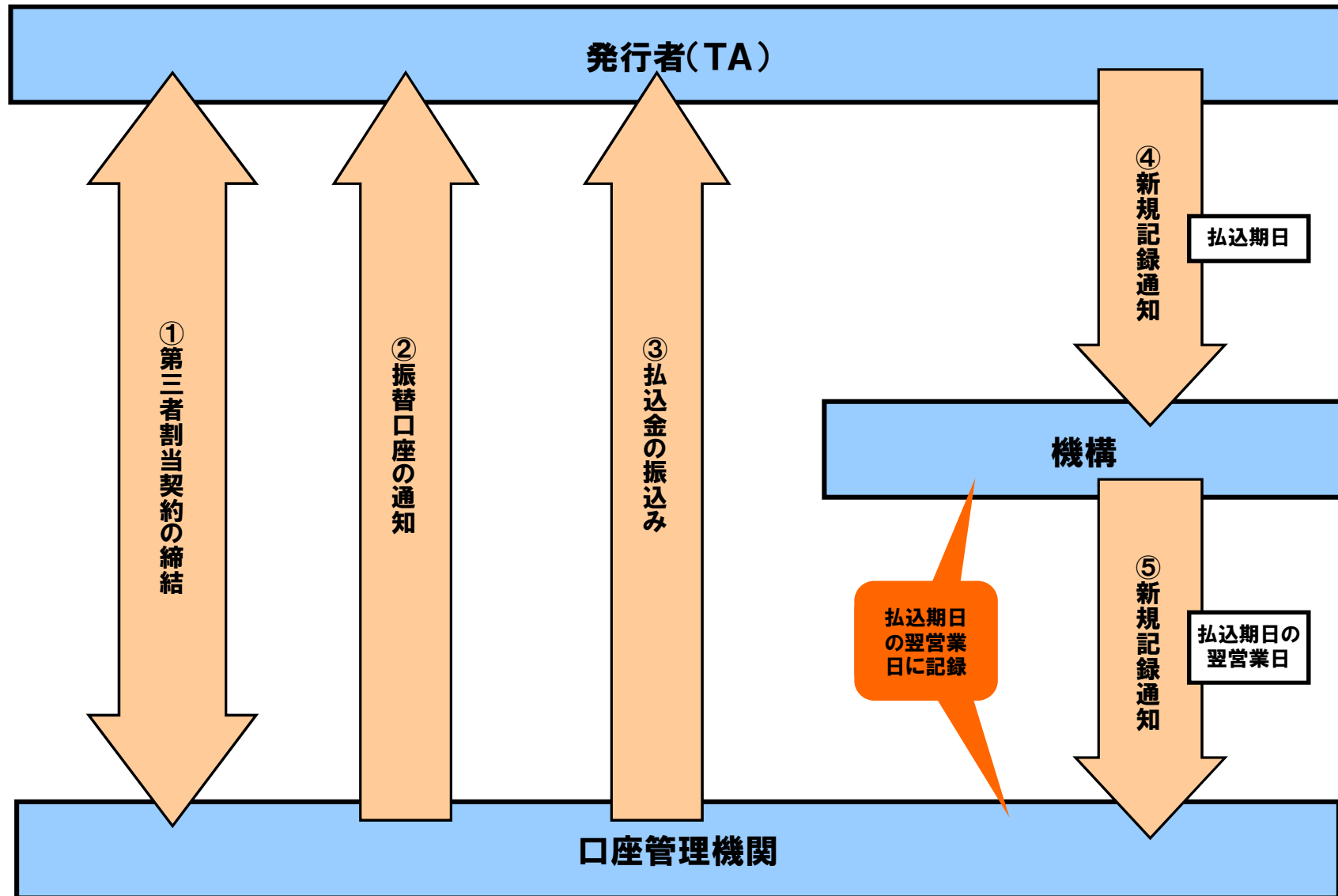
コミットメント型ライツ・オフリングの新規記録に係る日程イメージ

資料4-2-5

日程	$\alpha-8$	$\alpha-7$	\dots $\alpha-1$ (新株予約権者 確定日)	α (全部取得日)	$\alpha+1$	\dots	$\alpha+2$	\dots	γ (新株予約権行 使日)	$\gamma+1$	$\gamma+2$	$\gamma+3$	\dots	β (行使期間 満了日)
発行会社														
株主名簿 管理人														
機構														
口座管理機関	発行会社口座													
	引受証券会社													
備考	Target振替 サイトにより 機構に通知		口座処理結果 ファイルにより新 株予約権の数を 株主名簿管理人 に通知	新株予約権の全 部取得に係る対価 (金銭)の支払は 振替制度外で行う。					・新株予約権行使を行う場合、行使後の株式は、機構への新株予約権行使 請求取次ぎ日から起算して4営業日後に振替口座簿へ記録される。 ・ γ が取りえる値は、 $\alpha+1 \leq \gamma \leq \beta$ となる。					

振替新株予約権の新規発行イメージ（第三者割当てにより発行される非上場新株予約権）

資料4-2-6



第三者割当てにより発行される非上場新株予約権の新規記録の標準日程

日程	発行決議日 (X)	X+1	X+2	X+3	X+4	X+5	X+6	X+7	払込期日 (Y)	Y+1
発行者	取扱申請・決定事項の通知									
株主名簿管理人 (TA)										
機構		審査	証券コードの付番申請	証券コードを入手	機構報					
機構加入者										
備考	取扱申請書類を提出							1日以上空ける		

7日以上（届出の効力発生（金商法第8条、開示ガイドライン8-1））、2週間以上（株主に対する募集事項の通知又は公告（会社法第240条第2項、第3項））

取扱可否の通知

証券コードを通知

口座通知

口座通知

新規記録通知

振込金を払込む

新規記録通知 (9:00)

新規記録

(注) 発行決議時点において新株予約権の払込金額等の条件が未定の場合には、上図の「発行決議日」を「条件決定日」と読み替える。なお、その場合、発行決議日に取扱申請書類（未定事項がある旨を記載）を提出したうえで、条件決定日（X）に、決定内容を記載した取扱申請書類を追加で提出する。

第3節 振替手続

内 容	備 考
<p>第1 一般の振替に係る手続</p> <p>1. 原則的な手続 振替新株予約権の一般の振替に係る手続のうち、原則的な手続については、振替株式に準じて行うものとする。</p> <p>2. 例外的な手続 (1) 指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い</p> <p>例外的な手続のうち、指定証券取引清算機関（株式会社日本証券クリアリング及び株式会社ほふりクリアリング）の取引対象の決済に係る新株予約権の振替の取扱いについては、振替株式に準じて行うものとする。</p> <p>(2) 特別口座に係る振替についての取扱い 特別口座からの振替及び特別口座への振替の取扱いについては、振替株式に準じて行うものとする。</p> <p>(3) 自己新株予約権の処分に伴う振替 取得条項付新株予約権又は取得条項付新株予約権付社債の一部又は全部取得により振替新株予約権が交付される場合、新株予約権の無償割当により振替新株予約権が交付される場合、合併等の対価として新株予約権が交付される場合、合併等の対価として新株予約権が承継される場合における自己新株予約権の処分（交付）に係る振替については、それぞれの手続の項目を参照のこと。</p> <p>3. 振替の制限 (1) 機構による振替の制限</p> <p>機構は、特定の銘柄について、振替をしない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を、Target 保振サイトにより、機構加入者に対し通知する。</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 182 条、施第 342 条において準用する第 244 条)</p> <p>※ 非上場新株予約権については、貸株 DVP 振替に係る手続は、存在しない。</p> <p>(業第 263 条において準用する第 188 条、施第 342 条において準用する第 250 条及び第 262 条)</p> <p>(業第 263 条において準用する第 189 条、施第 342 条において準用する第 263 条第 1 項)</p> <p>※ 特定の銘柄の振替新株予約権の振替をしない日として機構が定める日は、機構加入者が新株予約権数申告を行う日</p>

内 容	備 考
<p>第2 担保に係る振替手続</p> <p>1. 質入れ関連の手続 質入れ関連の手続のうち、質入れ（質権設定）のための振替、担保新株予約権の届出、質権の解除のための振替及び質権の実行のための振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>2. 譲渡担保差入れ関連手続 譲渡担保差入れ関連手続のうち、譲渡担保差入れ（譲渡担保権設定）のための振替、担保新株予約権の届出、譲渡担保権の解除のための振替及び譲渡担保権の実行のための振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>3. 反対新株予約権者の新株予約権買取請求に係る振替手続 反対新株予約権者の新株予約権買取請求に係る振替手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p> <p>4. 質権口に係る新株予約権者の加入者口座コードの変更の手続 機構加入者による機構加入者口座の質権口に記録された新株予約権者の加入者口座コードの変更の手続については、第2章第3節「振替手続」に準じて行うものとする。</p>	<p>の翌営業日が新設合併又は株式移転の場合における効力発生日であるときに、その日（新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の振替新株予約権に限る。）とする。</p> <p>（業第263条において準用する第186条及び187条、施第342条において準用する第246条から第249条）</p> <p>※ 振替新株予約権については、質入れ関連の手続として、登録質権者となるべき旨の申出の手続は、存在しない。</p> <p>※ 振替新株予約権については、譲渡担保差し入れ関連手続として、特別株主の申出の手続は、存在しない。</p>

以 上

第4節 振替新株予約権の抹消手続

内 容	備 考
<p>1. 振替新株予約権の一部抹消の取扱い 振替新株予約権の一部抹消の手続は、振替株式に準じるものとする。</p> <p>2. 振替新株予約権の全部抹消の取扱い 振替新株予約権の全部抹消の手続は、振替株式に準じるものとする。</p>	<p>※ 振替新株予約権の一部抹消手続を行うのは、以下の場合である。</p> <p>① 振替新株予約権である自己新株予約権を消却するとき</p> <p>② 合併等により消滅会社等の新株予約権者に対し、存続会社等の新株予約権を交付（承継）する場合に、自己の新株予約権を消滅会社等の新株予約権者に移転する場合</p> <p>※ 振替新株予約権の全部抹消手続を行うのは、以下の場合である。</p> <p>① 取得条項付新株予約権を取得した対価として振替商品を交付しない場合</p> <p>② 合併等により消滅会社等の新株予約権者に対し、対価として、振替商品を交付しない場合</p>

以 上

第5節 振替新株予約権の新株予約権行使

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権行使請求の取次ぎ及び抹消請求</p> <p>(1) 新株予約権行使請求の取次ぎ及び抹消請求</p> <p>機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権の行使の請求（以下この節において「新株予約権行使請求」という。）の取次ぎの請求を受けたときは、これを発行者に取り次ぐ。</p> <p>機構及び口座管理機関は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、請求日を抹消日とする当該新株予約権行使に係る新株予約権の一部抹消の請求を受けたものとして扱う。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は委託を受けた間接口座管理機関は、その直近上位機関に次の事項を通知し、新株予約権行使請求の取次ぎを委託する。当該直近上位機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <p>① 銘柄コード</p> <p>② 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数</p> <p>③ 新株予約権行使をした加入者の加入者口座コード</p> <p>④ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号</p> <p>⑤ 払込日</p> <p>⑥ 払込金額</p> <p>⑦ 端数金銭の受取りに関する事項</p> <p style="margin-left: 20px;">a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別</p> <p style="margin-left: 20px;">b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 金融機関コード</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 店舗コード</p> <p style="margin-left: 40px;">(c) 預金種別</p>	<p>(業第 265 条、施第 344 条)</p> <p>※ 新株予約権の行使を行おうとする加入者は、新株予約権の行使価額及び行使数量を確認し、払込金額に過不足が無いことを確認する。また、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認した上で、行使を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、特別口座に記録された新株予約権について新株予約権行使請求の取次ぎを受ける場合には、加入者が申出をして開設を受けた口座に当該新株予約権を振替えた後に新株予約権行使請求の取次ぎを行う。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、新株予約権行使により交付される振替株式を振替口座簿に記録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。</p> <p>※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとし、ない場合のみ入力する。</p> <p>※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で端数金銭を受領しようとする場合には、端数金銭の受取方法として、当該</p>

内 容	備 考
<p>(d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称 (カナ)</p> <p>(3) 機構加入者による取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託</p> <p>a 取次ぎの請求又は行使請求の取次ぎの委託</p> <p>機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は新株予約権行使請求の取次ぎの委託をするときは、次の事項を午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力（画面入力、CSVファイル入力）又は午前3時から午後3時30分までの間のファイル伝送により通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 加入者口座コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 払込日 ⑦ 払込金額 ⑧ 端数金銭の受取りに関する事項</p> <p>(a) 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 (b) 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座</p> <p>ア 金融機関コード イ 店舗コード ウ 預金種別 エ 口座番号 オ 口座名義人の氏名又は名称 (カナ)</p>	<p>証券会社の名義の金融機関預金口座への入金を指定することが考えられる。 (証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。)</p> <p>※ 機構加入者は、新株予約権行使により交付される振替株式を振替口座簿に記録するまでの間、当該行使請求に係る振替新株予約権について、行使請求中であることを識別できるよう管理する。</p> <p>※ 端数金銭の受取りに関する事項は、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合において、これを切り捨てるものとしめない場合のみ入力する。</p> <p>※ 請求者が新株予約権行使請求を取り次ぐ証券会社における証券総合口座等で端数金銭を受領しようとする場合には、端数金銭の受取方法として、当該証券会社の名義の金融機関預金口座への入金を指定することが考えられる。 (証券会社は、受領した金銭を請求者の証券総合口座等に入金する。)</p> <p>※ 機構加入者は、機構に新株予約権行使請求の取次ぎをした日の午後3時30分までの間、当該取次ぎの取消し又は訂正を行うことが可能である（機構は、午後3時30分以降の取消しは、受付けない。）。</p> <p>※ 新株予約権行使請求の取次ぎの訂正は、ファイル伝送のときは、ファイル単位の置き換えにて行う。統合Web</p>

内 容	備 考
<p>b 機構によるデータの確認</p> <p>(a) ファイル伝送</p> <p>機構は、ファイル伝送にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェックを行い、即時に、形式に異常がない場合にはデータ受理の旨、形式に異常がある場合はデータ不受理の旨を機構加入者に確認ファイルにて通知する。また、機構は、定時点までに受け付けている請求ファイルのデータの関連性チェックを行い、エラーレコードがある場合には、統合Web端末にて通知を行う。なお、当該チェックは午後3時30分以降の日中バッチにおいても行う。</p> <p>(b) 統合Web</p> <p>機構は、統合Web端末にて新株予約権行使請求の取次ぎの請求を受けた時点でデータ形式の簡易チェック及び関連性チェックを行い、その結果を機構加入者に受付済通知／エラー通知にて通知する。</p>	<p>端末への入力の場合は、株式等リファレンスNOを指定して取り消したうえで再入力して行う。</p> <p>※ 定時点とは、午前7時、午前8時、午前10時、午前11時、午後0時、午後1時、午後1時30分、午後2時、午後2時30分、午後3時を指す。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使の取次ぎを受けた日の午後6時から午後8時の間に、当該機構加入者にファイル伝送にて受付通知又はエラー通知を通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、当該機構加入者が指定する口座に新株予約権行使に係る新株予約権の数が存在するかのチェックを行い、数が不足する場合は、エラーとして機構加入者に通知する。</p> <p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において請求データの加入者口座コードが加入者情報システムに登録されているかのチェックを行い、登録されていない場合は、エラーとして機構加入者に通知する。(左記の請求をする日の前営業日までに加入者情報システムへの登録を行う必要がある。)</p>

内 容	備 考
<p>(4) 機構による請求の取次ぎ</p> <p>機構は、機構加入者が機構に新株予約権行使の請求又は委託をした日の午後6時から午後8時までの間に、行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 株式等リファレンスNO ③ 新株予約権行使請求に係る振替新株予約権の数 ④ 株主等照会コード ⑤ 新株予約権行使請求をする加入者の電話番号 ⑥ 端数金銭の受取りに関する事項 <ol style="list-style-type: none"> a 金融機関預金口座振込、ゆうちょ銀行現金払、登録配当金受領口座振込の別 b 金融機関預金口座振込の場合は、振込を受ける口座 <ol style="list-style-type: none"> (a) 金融機関コード (b) 店舗コード (c) 預金種別 (d) 口座番号 (e) 口座名義人の氏名又は名称（カナ） ⑦ 払込金額 ⑧ 加入者の個人、法人、共有の別 ⑨ 加入者が法人の場合は、代表者 ⑩ 加入者の居住者、非居住者の別 ⑪ 常任代理人、法定代理人が登録されているときは、その氏名、住所 等 <p>(5) 機構による抹消手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> a 機構による抹消手続き <p>機構は、新株予約権行使請求の取次ぎを受けた振替新株予約権について、振替口座簿の記録を抹消する。</p> b 直接口座管理機関及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対する処理結果の通知 <ol style="list-style-type: none"> (a) 抹消日当日における通知 <p>機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の午後3時30分以降に、直接口座管理機関及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）に対し、統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「抹消済通知」を通知する。</p> (b) 抹消日翌営業日における通知 	<p>※ 機構は、機構加入者より新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日の午後3時30分以降の処理において、記録を抹消する。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、振替新株予約権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により行使請求受付場所（株主名簿管理人）に「口座処理結果ファイル（処理明細）」を、直接口座管理機関に「機構加入者別口座処理明細表」を通知する。</p> <p>2. 払込金の振込み</p> <p>(1) 機構加入者による払込金の振込み</p> <p>機構に新株予約権行使請求を取り次いだ機構加入者は、新株予約権行使請求の取次ぎの請求又は委託を受けた日の翌営業日の午前中までに新株予約権の銘柄ごとに発行者が指定した払込取扱銀行の口座に銘柄ごとに合算した払込金（その下位機関の加入者分を含む。）を振込む。</p>	<p>(業第 267 条、施第 346 条)</p> <p>※ 払込金の振込みは、原則として午前中に行うものとする。午前中に振込みが行われない場合には、当日中に払込取扱銀行に払込金が着金しない可能性があり、その場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）において、エラーとして処理されることとなるので留意する必要がある。</p> <p>※ 間接口座管理機関は、直近上位機関の指示に従い、直近上位機関に払込金相当額を支払うものとする。</p> <p>※ 発行者が指定した払込取扱銀行の口座は、Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>※ 機構加入者は、払込取扱銀行に払込金の振込みを行う場合には、次の項目を振込み電文に設定する。上場新株予約権の場合には、銘柄コード（5桁）、口座管理機関コード（5桁）及び振込名義人（カナ）を設定する。非上場新株予約権の場合には、銘柄コード（9桁）及び振込名義人（カナ）を設定する。なお、非上場新株予約権が複数の口座管理機関に割当てられる場合には、銘柄コード（9桁）の後に口座管理機関ごとに固有の番号（1桁）を設定する等、振込みにあたり、発行者と口座管理機関との間で、事前に必要な調整を行うものとする。</p>

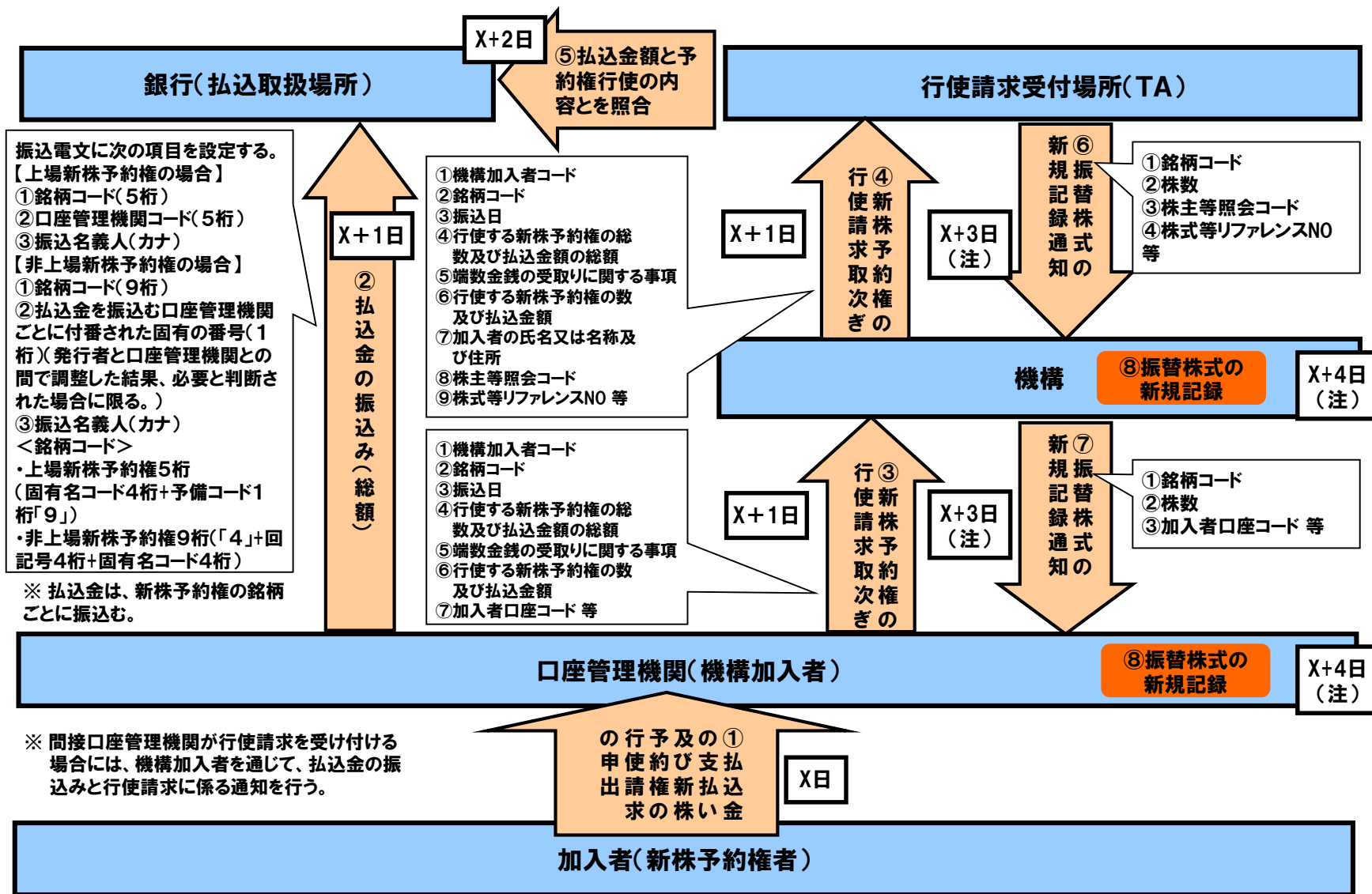
内 容	備 考
<p>(2) 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による払込金の確認 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、機構加入者から払込金が振込まれた場合には、払込金の総額と新株予約権行使の総数について照合を行う。</p> <p>3. 新株予約権行使により交付される振替株式の記録</p> <p>(1) 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、機構から新株予約権行使請求の取次ぎを受けた日から起算して3営業日目（第三者割当てにより発行された非上場新株予約権にあっては、2営業日目）の午前3時から午後8時までの間に機構に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 新株予約権行使により交付される振替株式の銘柄コード ② 新規記録日 ③ 株式等リファレンスNO ④ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑤ 信託財産表示分 ⑥ 効力発生日 ⑦ 株主等照会コード ⑧ 自己株式の充当の有無 ⑨ 自己株式充当株数 ⑩ 自己株式の充当元の加入者口座コード <p>(2) 機構による直接口座管理機関への通知 機構は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、新株予約権行使請求を機構に通知した直接口座管理機関に対して次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 銘柄コード 	<p>※ 行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、新株予約権者単位で払込金と行使された新株予約権の数とを照合することは不要である。</p> <p>※ 照合の結果、払込金額が必要金額と異なる場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）と機構加入者との間で直接連絡を取り合うことにより、必要な調整を行うものとする。</p> <p>※ 機構加入者の連絡先については、Target 保振サイトで通知する。</p> <p>（業第 268 条、施第 347 条）</p> <p>※ 行使請求受付場所（株主名簿管理人）による機構への通知に先立ち、発行者は、新株予約権の行使条件を満たしていることを確認する。</p> <p>※ 自己株式の充当元口座は、原則として、制度参加の際に発行者が機構に届け出た口座とする。</p> <p>※ 充当元口座に記録されている振替株式の数が充当株数に満たない場合には、行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、自己株式の充当を行わず、全て新株により振替株式を交付する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受けたときは、直ちに当該通知に係る直近下位機関に当該事項を通知するものとする。当該通知を</p>

内 容	備 考
<p>③ 新規記録日 ④ 株式等リファレンスNO ⑤ 新株予約権行使により交付される振替株式の数 ⑥ 信託財産表示分 ⑦ 効力発生日 ⑧ 加入者口座コード</p> <p>(3) 振替口座簿への記録 機構及び口座管理機関は、行使請求受付場所（株主名簿管理人）から新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に振替口座簿に振替株式の増加の記録を行う。</p> <p>4. 新株予約権行使請求等の制限 機構は、株主確定日から起算して3営業日前の日（非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日）から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。</p> <p>5. 新株予約権行使請求の取次状況の公表 機構は、発行者からライツ・オフリングにおける新株予約権行使請求の取次状況の公表に係る請求を受けた場合には、新株予約権の行使期間中の毎営業日において、新株予約権行使請求を行使請求受付場所（株主名簿管理人）に取り次いだ日の翌営業日の13時までに、機構ホームページ上に次の事項を公表する。</p> <p>① 新株予約権の銘柄 ② 銘柄コード ③ 新株予約権の行使期間 ④ 新株予約権の発行総数 ⑤ 新株予約権行使請求に係る新株予約権の数</p>	<p>受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 機構は、直接口座管理機関に対する通知において、交付される振替株式が新株であるか発行者の自己株式か区別せず、交付される振替株式の総数を通知する。</p> <p>※ 新株予約権行使に対して自己株式を充当する場合には、機構及び行使請求受付場所（株主名簿管理人）は、新株予約権行使により交付される振替株式についての通知を受領した日の翌営業日の午前9時に発行者の自己株式の減少の記録を行う。</p> <p>(業第266条、施第345条)</p> <p>※ 機構は、株主確定日から起算して3営業日前の日（非上場新株予約権にあっては、2営業日前の日）から株主確定日の間に新株予約権行使請求の取次ぎを受けたときは、エラーとする。</p> <p>※ 機構は、取得条項付新株予約権について、全部取得日の前営業日まで新株予約権行使請求の取次ぎ請求を受付ける。</p> <p>(業第270条の2、施第350条の2)</p> <p>※ 公表する期間は、新株予約権行使の開始日の翌営業日から満了日の翌営業日までの間とする。</p> <p>※ 左記の公表については、非上場新株予約権は対象外とする。</p>

内 容	備 考
⑥ その他	

以 上

振替新株予約権行使の処理フロー



振替新株予約権行使の処理日程

	予約権行使請求の取次受付日 (X)	予約権行使請求の取次日 (X+1)			X+2	X+3 (注2)		X+4 (注2) 9:00
		午前中 (注1)	~15:30	15:30~18:00 (データ受信 18:00~20:00)		~20:00	27:00~	
払込取扱場所								
行使請求受付場所 (TA)					払込金額と予約権行使の内容とを照合	振替株式の新規記録通知		
機構		↑ 払込金の振込み (総額)		新株予約権の行使請求取次ぎ データの編集、送信データの作成 新株予約権の抹消 (午後3時半)		データの編集、送信データの作成 振替株式の新規記録通知	振替株式の新規記録	
機構加入者	↑ 払込金の支払い及び 新株予約権の行使請求の申出			新株予約権の行使請求取次ぎ				振替株式の新規記録
加入者 (新株予約権者)								

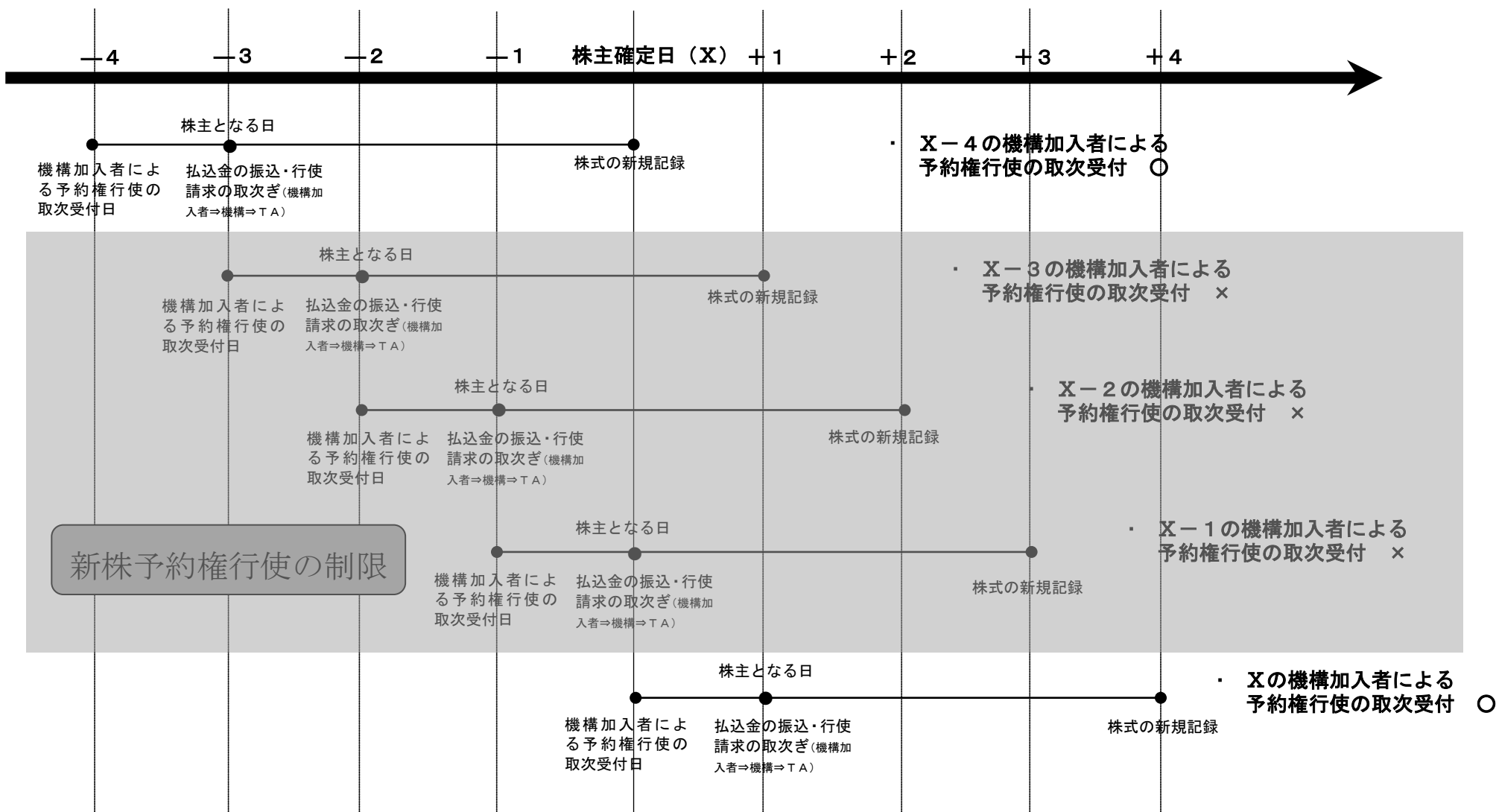
(注1) 原則として午前中までに払込金を振込むものとする。午前中に振込が行われないことにより、X+1日中に払込金が払込取扱銀行に着金しない場合には、X+2日に照合が行えないことによりエラーとして処理される可能性がある。

株式会社新株予約権振替機構が発行された非上場新株予約権については、X+3及びX+4の処理を1日前倒してそれぞれX+2及びX+3に実施する。

株式等振替制度に係る業務処理要領(7.1版)

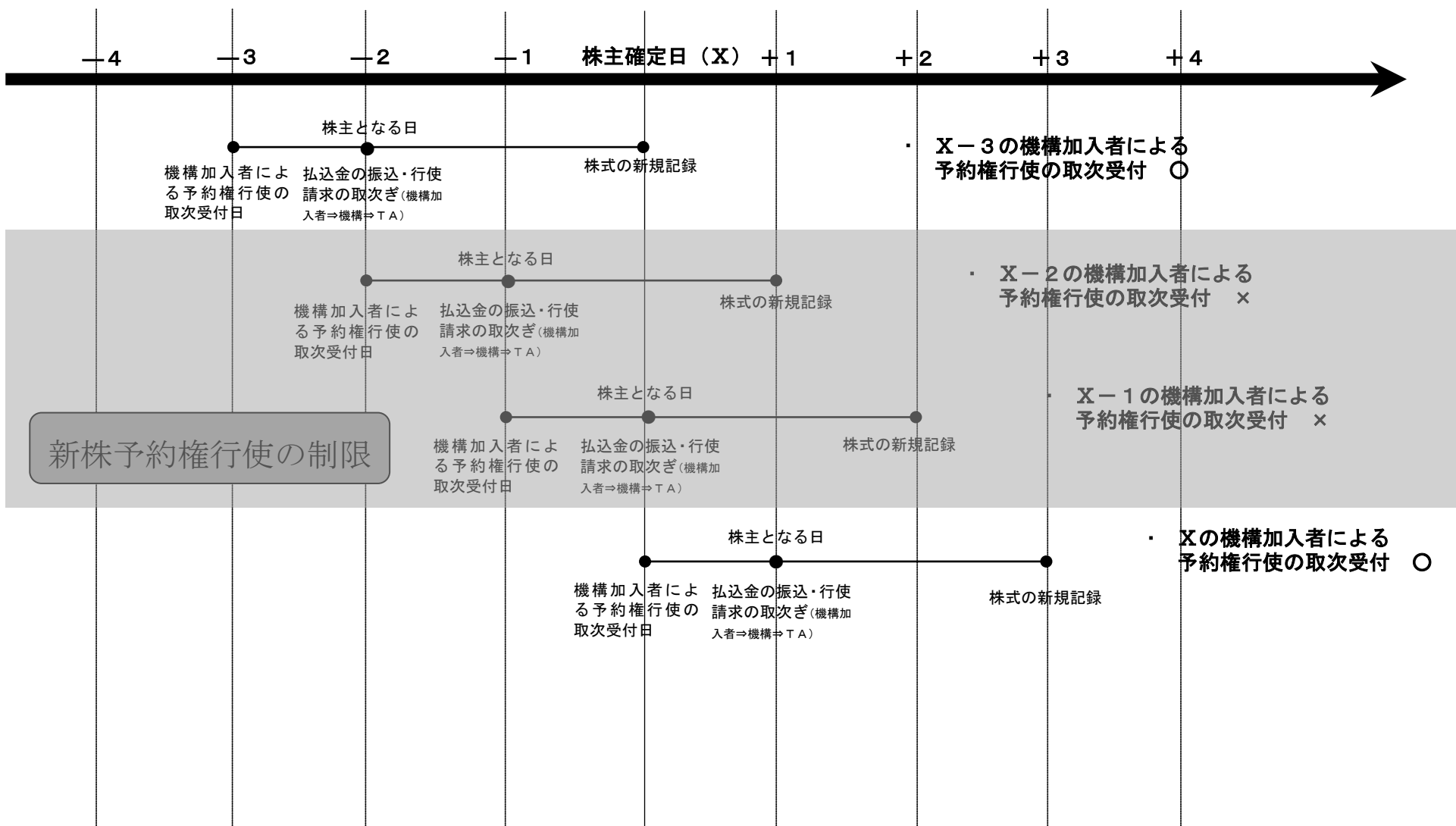
振替新株予約権（上場新株予約権）行使の制限日の取扱い

※ 機構は、株主確定日から起算して3営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。



振替新株予約権（第三者割当てにより発行された非上場新株予約権）行使の制限日の取扱い

※ 機構は、株主確定日から起算して2営業日前の日から株主確定日の間においては、新株予約権行使請求の取次ぎを行わない。



第 6 節 振替新株予約権の行使期間満了の手続

内 容	備 考
<p>1. 新株予約権の行使期間満了日における振替口座簿の記録の抹消</p> <p>機構及び口座管理機関は、振替新株予約権の行使期間満了日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）に、当該日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）における当該振替新株予約権についての振替口座簿の記録を抹消する。</p>	<p>（法第 172 条、業第 264 条）</p> <p>※ 振替新株予約権の新株予約権行使請求の取次ぎについては、行使期間満了日の振替処理終了時（午後 3 時 30 分）まで受付ける。</p> <p>※ 当該作業については、行使期間満了日の午後 3 時 30 分以降に日中バッチ処理を行い、口座管理機関及び株主名簿管理人に「抹消済通知」を通知する。また、行使期間満了日の翌営業日に、口座管理機関には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>※ 振替新株予約権の新株予約権行使に係る行使期間が満了となった場合、発行者に総新株予約権者通知は行わない。</p>

以 上

第7節 合併等において振替新株予約権が承継される場合の手続

内 容	備 考
<p>合併等における振替新株予約権の承継の手続については、以下に掲げる事項を除き、第3章第10節「合併等において振替新株予約権付社債が承継される場合の手続」に準じるものとする。</p> <p>1. 自己の振替新株予約権を交付する場合の取扱い</p> <p>(1) 発行者による直近上位機関に対する一部抹消の申請</p> <p>存続会社等は、新株予約権者に自己の振替新株予約権を交付しようとするときは、一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前までに、当該新株予約権を記録する直近上位機関に対して、次の事項を示して、一部抹消の申請をするものとする。</p> <p>① 存続会社等の自己新株予約権が記録されている口座の加入者口座コード</p> <p>② 存続会社等の自己新株予約権の銘柄及び数</p> <p>③ 一部抹消日</p> <p>④ 一部抹消事由</p> <p>(2) 発行者による機構に対する一部抹消通知</p> <p>存続会社等（存続会社等の株主名簿管理人）は、新株予約権者に自己の振替新株予約権を交付しようとするときは、一部抹消日の前営業日から起算して2営業日前の日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対し、ファイル伝送により次の事項「一部抹消通知データ」を通知するものとする。</p> <p>① 存続会社等の自己の振替新株予約権の銘柄及び数</p> <p>② 存続会社等の自己の振替新株予約権が記録されている口座の加入者口座コード</p> <p>③ 一部抹消日</p> <p>④ 一部抹消事由</p> <p>(3) 機構の直接口座管理機関に対する通知</p> <p>機構は、存続会社等から（2）の通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、存続会社等の自己の振替新株予約権が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関である直接口座管理機関に対し、ファイル伝送により次の事項「一部抹消通知情報データ」を通知</p>	<p>(業第263条)</p> <p>※ 自己の振替新株予約権を交付する場合の一部抹消の手続は、振替法上の振替手続をシステム上実現するための手続である。</p> <p>※ 存続会社等は、自己の新株予約権を交付しようとする場合には、発行者の決定事項として自己の新株予約権を記録する口座を機構に通知するものとする。詳細は、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」を参照。</p> <p>※ 「一部抹消通知データ」の訂正は、請求日当日には「一部抹消通知データ」の再送、請求日の翌営業日以降には、機構が付番した株式等リファレンスNOを指定して取消のファイルを送信することにより取消を行ったうえ、改めて「一部抹消通知データ」を送信することにより行うことができる。（一部抹消日の前営業日まで可能。）</p> <p>※ 機構から左記の通知を受けた直接口座管理機関が発行者の自己株式を記録した者でないときは、直ちに、その直</p>

内 容	備 考
<p>することとする。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② (2)の事項</p> <p>(4) 一部抹消申請を受けた口座管理機関の処理 存続会社等の自己の振替新株予約権を記録する口座管理機関は、発行者からの一部抹消の内容と、上位機関から通知された一部抹消に係る事項とが同一であることを確認し、当該確認をもって上位機関への通知をしたものとする。</p> <p>(5) 機構及び口座管理機関による減少の記録 機構及び口座管理機関（一部抹消口座の加入者の上位機関に限る。）は、一部抹消日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿中の一部抹消口座又は一部抹消口座に係る顧客口座において、一部抹消銘柄について減少させるべき数の減少の記録をしなければならない。</p> <p>(6) 機構による一部抹消処理結果の通知 a 機構による口座管理機関への通知 機構は、一部抹消に係る減額をしたときは、その結果を一部抹消口座の上位機関である直接口座管理機関に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて通知する。</p> <p>b 機構による発行者への通知</p>	<p>近下位機関（当該新株予約権が記録された口座を開設する口座管理機関の上位機関に限る。）に当該事項を通知するものとする。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>※ 一部抹消を行う発行者が機構加入者である場合は、機構が一部抹消申請の内容と一部抹消通知情報の内容が同一であることを確認する。</p> <p>※ 口座管理機関（機構が確認を行う場合には機構）が、確認の結果が不一致となった場合及び一部抹消口座に記録された一部抹消銘柄の数が減少すべき数に満たない場合には、直ちに機構及び発行者に電話等によりその旨を連絡するものとし、連絡を受けた発行者（株主名簿管理人）は、直ちに「一部抹消通知データ」の訂正等の作業を行うものとする。</p> <p>※ 機構は、一部抹消銘柄の数について残高不足の場合はエラーとする。</p>

内 容	備 考
機構は、一部抹消に係る減額をしたときは、その結果を、発行者（株主名簿管理人）に、一部抹消日の午前3時から午後8時にファイル伝送（「口座処理結果ファイル（TA用）（処理明細）」にて通知する。	

以 上

第8節 リコンサイルの手続

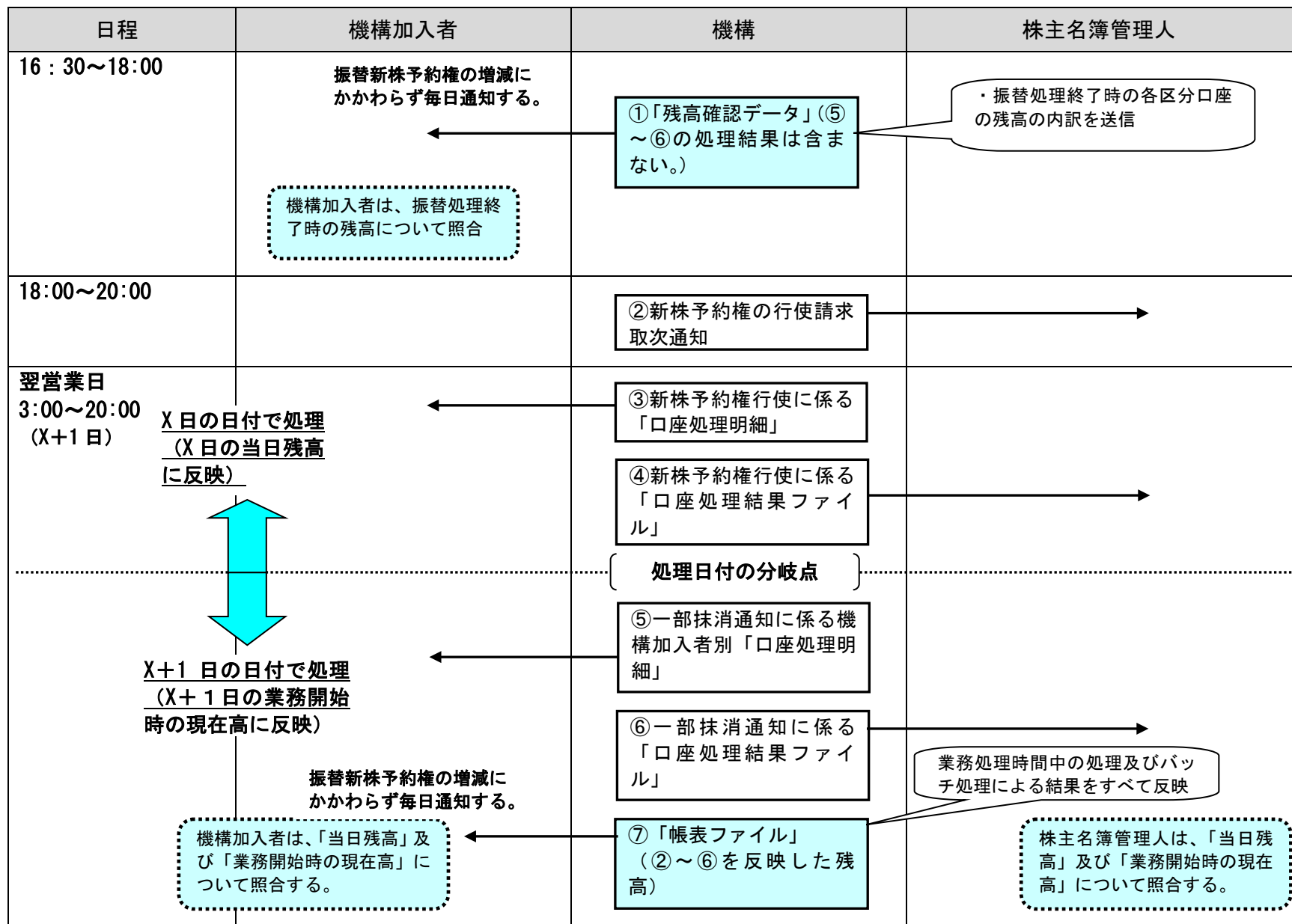
内 容	備 考
<p>1. 発行総数と振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 発行者における照合</p> <p style="margin-left: 20px;">a 機構による発行者への通知</p> <p style="margin-left: 40px;">機構は、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前3時から午後8時までの間に、振替新株予約権の行使請求受付場所である各株主名簿管理人に対し、当該株主名簿管理人が取扱う全銘柄について次に掲げる事項（「口座処理結果ファイル」）をファイル伝送により通知する。</p> <p style="margin-left: 60px;">① 銘柄ごとの振替新株予約権の数量（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高）</p> <p style="margin-left: 60px;">② 前々営業日から前営業日、前営業日から当日の間の新規記録をした振替新株予約権の数量、抹消した振替新株予約権の数量</p> <p style="margin-left: 20px;">b 株主名簿管理人における照合</p> <p style="margin-left: 40px;">(a) 株主名簿管理人における照合</p> <p style="margin-left: 60px;">株主名簿管理人は、機構から前aの通知を受けた日に、その内容とその銘柄の発行総数とを照合する。</p> <p style="margin-left: 40px;">(b) 株主名簿管理人における照合で振替新株予約権の数量に相違があることとなった場合の手続</p> <p style="margin-left: 60px;">株主名簿管理人は、(a)の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。株主名簿管理人及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>2. 機構加入者の振替口座簿に記録すべき数についての照合</p> <p>(1) 当日振替時限終了後の手続</p> <p style="margin-left: 20px;">a 機構による機構加入者への通知</p> <p style="margin-left: 40px;">機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の当日振替時限終了後、午後4時30分から午後8時までの間、次に掲げる事項「残高確認データ」をファイル伝送により通知する。</p> <p style="margin-left: 60px;">① 機構加入者コード</p> <p style="margin-left: 60px;">② 銘柄コード</p>	<p>(業第263条において準用する第234条第1項)</p> <p>(業第263条において準用する第234条第2項)</p> <p>※ 株主名簿管理人は、「リコンサイル用残高データ」を送信しない。</p> <p>(施第342条において準用する第318条)</p> <p>※ リコンサイル不一致連絡票（TA用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-14）を参照。</p> <p>(業第263条において準用する第235条第1項)</p>

内 容	備 考
<p>③ 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権の数量</p> <p>④ 機構加入者の区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替新株予約権の数量</p> <p>b 機構加入者における照合</p> <p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から前 a の通知を受けた日に、その内容と自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で振替新株予約権の数量に相違があることとなった場合の手続</p> <p>機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡するものとする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、振替口座簿の記録が本来記録すべき内容と異なったものであるときは必要な修正を行う。</p> <p>(2) 夜間バッチ終了後</p> <p>a 機構による機構加入者への通知 機構は、各機構加入者に対し、毎営業日の夜間バッチ終了後、午前 3 時から午後 8 時までの間に於いて、各機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項を含む「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表・機構加入者別口座処理明細表）」をファイル伝送及びオンラインリアルタイム接続により通知する。</p> <p>(a) 前々営業日・前営業日の確定残高、当日業務開始時における以下の情報</p> <p>ア 機構加入者コード</p> <p>イ 銘柄コード</p> <p>ウ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替新株予約権の数</p> <p>エ 質権口に記録されている質権新株予約権の新株予約権者の加入者口座コード及び当該新株予約権者ごとの振替新株予約権の銘柄及びその数</p> <p>(b) 各口座に係る前々営業日から前営業日、前営業日から当日振替開始時間の処理明細</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 235 条第 2 項)</p> <p>(施第 342 条において準用する第 319 条第 1 項)</p> <p>※ リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。</p> <p>※ 前々営業日から前営業日間の処理明細は、前営業日の事前処理明細及び当日処理明細であり、前営業日から当日振替開始時間の処理明細は、当日の事前処理明細である。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構加入者における照合</p> <p>(a) 機構加入者における照合 機構加入者は、機構からの前 a の通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>(b) 機構加入者における照合で振替新株予約権の数量に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、(a) の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に電話等で連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>3. 間接口座管理機関における照合 間接口座管理機関とその直近上位機関との間における照合は、前 2. の事務処理に準じる。</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 235 条第 2 項)</p> <p>(施第 342 条において準用する第 319 条第 1 項)</p> <p>(施第 342 条において準用する第 319 条第 2 項)</p>

以 上

振替新株予約権のリコンサイルの処理フロー



- 注1 振替新株予約権の残高照合については、株主名簿管理人が発行総数を機構に通知することによる照合は行わない。
- 注2 振替新株予約権の一部抹消については、振替CBの買入消却のような当日請求は存在しない。
- 注3 ⑦「帳表ファイル」は、「前日残高」、「当日残高」及び「業務開始時の現在高」を通知する。

以上

第9節 総新株予約権者通知の手続

内 容	備 考
1. 総新株予約権者通知の手続 総新株予約権者通知の手続は、第3章第12節「総新株予約権付社債権者通知の手続」に準ずる。	

以 上

第 10 節 振替口座簿の情報提供請求の手続

内 容	備 考
<p>1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。</p> <p>2. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求の手続」 3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。ただし、(1) a③から⑥まで及び (2) b (a) ③から⑤までを除く。</p>	

以 上

第 11 節 振替新株予約権の総数等の公示

内 容	備 考
<p>1. 公示</p> <p>(1) 発行する振替新株予約権が第三者割当てにより発行された振替新株予約権である場合 機構は、払込金の払込日の翌営業日の午後 7 時に発行者から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。</p> <p>(2) 発行する振替新株予約権が組織再編等により発行された振替新株予約権である場合 機構は、振替新株予約権の効力発生日等の午後 7 時に、発行者から送付された発行要項を機構ホームページに掲載し、公示する。発行される振替新株予約権が新株予約権数申告を伴うものである場合には、当該公示に加え、株主等の確定日の翌営業日から起算して 4 営業日目の日に確定した振替新株予約権の発行総数を機構ホームページに掲載する。</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 261 条、 施第 342 条において準用する第 338 条)</p> <p>※ 組織再編等により発行された振替新株予約権とは以下に掲げるものを指す。</p> <p>① 合併等により振替新株予約権が承継される場合</p> <p>② 合併等の対価として振替新株予約権が交付される場合</p> <p>③ 取得条項の取得対価として振替新株予約権が交付される場合</p> <p>④ 取得請求権付株式の取得対価として振替新株予約権が交付される場合</p> <p>⑤ 新株予約権の無償割当てにより振替新株予約権が交付される場合</p>

以 上

第 12 節 振替新株予約権の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>1. 振替新株予約権の取扱廃止事由</p> <p>機構は、機構が取扱う振替新株予約権が次の事項に該当することとなった場合は、取扱いを廃止する。</p> <p>(1) 新株予約権の目的である株式が上場廃止、フェニックス銘柄の指定取消し等により振替株式でなくなった場合</p> <p>(2) 振替新株予約権（上場新株予約権に限る。）が上場廃止となった場合</p> <p>(3) その他機構が定める要件に合致しなくなった場合</p>	<p>(業第 9 条)</p> <p>※ 機構は、取扱いを廃止する場合には、取扱いを廃止する振替新株予約権の取扱廃止日について、新株予約権証券の発行に係る可否及び新株予約権証券の発行日程等の調整を発行者と行ったうえで決定する。</p> <p>※ 新株予約権の目的である株式が振替株式であることが振替新株予約権の要件とされている。</p>
<p>2. 新株予約権証券が発行される場合の取扱廃止手続</p> <p>機構が振替新株予約権の取扱いの廃止を決定した場合には、機構は取扱廃止の決定をした振替新株予約権の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、機構及び口座管理機関は、その加入者から発行者に対する新株予約権証券の発行の請求（以下「発行請求」という。）の取次ぎを受け、これを発行者に取次ぐものとする。</p> <p>(1) 口座管理機関への通知</p> <p>機構は、発行者が新株予約権証券を発行することとした場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権の振替若しくは抹消の最終日及び取扱廃止日等を通知する。</p> <p>(2) 間接口座管理機関による新株予約権証券の発行請求の取次ぎの委託</p>	<p>(業第 263 条において準用する第 256 条 1 項)</p> <p>※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。</p> <p>※ 口座管理機関は、新株予約権証券の発行の請求を口座管理機関に委任することについて、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することで、加入者から同意を得ておく。</p> <p>(業第 9 条)</p> <p>(業第 263 条において準用する第 256 条第 3</p>

内 容	備 考
<p>加入者から新株予約権証券の発行請求の取次ぎの請求を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、当該口座管理機関は、その直近上位機関に対し、請求をした加入者に係る次の事項を示して、発行請求の取次ぎをしなければならない。当該委託を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権証券の発行請求を取次ぐ振替新株予約権の総数 ③ 新株予約権証券の運搬先の名称、郵便番号及び住所 ④ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ⑤ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の加入者口座コード ⑥ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数 <p>(3) 機構加入者による口座管理機関の取次ぎの委託又は取次ぎの請求</p> <p>機構加入者は、加入者から新株予約権証券の発行請求を受けたとき又はその直近下位機関から新株予約権証券の発行請求の取次ぎの委託を受けたときは、機構に対し、次に掲げるところにより新株予約権証券の発行請求の取次ぎに係る事項を通知しなければならない。機構加入者が機構に対し新株予約権証券の発行請求の取次ぎの請求を行う場合も同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする口座管理機関ごとの振替新株予約権の個数 ③ 新株予約権証券の運搬先の名称、郵便番号及び住所（(2)において取次ぎを受けたものを含む。） ④ 新株予約権証券の発行請求の取次ぎの委託又は取次ぎの請求をする振替新株予約権の総数 	<p>項及び第6項、施第342条において準用する第335条)</p> <p>※ 口座管理機関は、新株予約権証券を交付すべき新株予約権者が所在不明で連絡が取れない等の事由により新株予約権証券を受け渡すことができない場合であって、口座管理機関が当該新株予約権証券を保管することができない場合については、新株予約権証券の発行請求の個数から控除したうえで、報告を行う。</p> <p>※ 所在不明で連絡が取れない等の理由で新株予約権証券の発行請求をしなかった新株予約権者が後日、新株予約権証券の発行請求を行う場合には、当該新株予約権者は、口座管理機関から取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書の交付を受け、発行者に対して直接、新株予約権証券の発行請求を行う。</p> <p>※ 発行者は、新株予約権証券を発行しなかった新株予約権者の情報を既に新株予約権証券を交付した者かどうかの判定のために利用するものとする。</p> <p>(業第263条において準用する第256条第3項及び第6項、施第342条において準用する第335条)</p> <p>※ 当該通知は、機構が定める書面をTarget保振サイトにより提出する方法により行う。</p> <p>※ 新株予約権証券の搬送先については、機構加入者の店舗単位及び間接口座管理機関単位の指定も可能とする。この場合は、機構加入者は、新株予約権証券の搬送先ごとの内訳を示す。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の氏名又は名称及び住所</p> <p>⑥ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者の加入者口座コード</p> <p>⑦ 新株予約権証券の発行請求をしない新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数</p> <p>(4) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する振替新株予約権についての記録を抹消する。</p> <p>(5) 機構による新株予約権証券の発行請求の取次ぎ 機構は、取扱廃止日の翌営業日に、(3)において口座管理機関から通知された情報を発行者に取り次ぐことにより、新株予約権証券の発行請求を行う。</p> <p>(6) 発行者による新株予約権証券の交付 取扱いを廃止する振替新株予約権の発行者は、機構から取り次がれた発行請求に基づき、機構加入者及び間接口座管理機関の指定した搬送先ごとに新株予約権証券をまとめて搬送し、新株予約権者に新株予約権証券を交付する。</p> <p>3. 新株予約権証券が発行されない場合の取扱廃止手続 機構は、振替新株予約権の取扱廃止に際し、新株予約権証券が速やかに発行されない場合や新株予約権証券の発行が不能であると認められる場合には、取扱廃止の決定をした振替新株予約権の銘柄の発行者に対し、取扱いを廃止する旨の通知を行うとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権者に係る情報を通知する。</p> <p>(1) 口座管理機関への通知 機構は、新株予約権証券が速やかに発行されない場合や新株予約権証券の発行が不能であると認めら</p>	<p>※ 新株予約権証券発行請求取次書については、機構ホームページに掲載の書式(ST02-03)を参照。</p> <p>※ 当該作業については取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>(法第164条第2項、業第263条において準用する第256条第7項)</p> <p>(業第263条において準用する第257条)</p> <p>※ 口座管理機関は、発行者から搬送された新株予約権証券について、速やかに新株予約権者に交付する。</p> <p>※ 機構は、発行者に対し、あらかじめ社債券に係る発行の可否について確認を行う。</p> <p>※ 当該取扱いについては、あらかじめ「株式等振替決済口座管理約款」に明記することで、加入者から同意を得ておく。</p> <p>※ 新株予約権の行使期間が満了となった場合には、左記の通知は行わない。</p>

内 容	備 考
<p>れる場合には、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、当該振替新株予約権の取扱廃止日等を通知するとともに、取扱廃止日の前営業日における新株予約権者の情報を機構に対して報告するよう通知する。</p> <p>(2) 機構及び口座管理機関における振替口座簿の記録の抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）にその備える振替口座簿において取扱いを廃止する当該振替新株予約権についての記録を抹消する。</p> <p>(3) 取扱廃止日の前営業日における新株予約権者の情報の報告 直接口座管理機関は、機構に対して、取扱廃止日の前営業日における新株予約権者の情報を機構に報告する。間接口座管理機関は、その直近上位機関から当該口座管理機関又はその下位機関の加入者の口座に記録されている振替新株予約権につき、この報告のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに当該事項の報告を行う。 ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権者の加入者口座コード ③ 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ④ 新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数</p> <p>(4) 取扱廃止日の前営業日における振替新株予約権者の通知 機構は、株主名簿管理人に対し、(3)により報告を受けた内容及び機構の振替口座簿に記録されて</p>	<p>※ 新株予約権者から発行者への権利行使は、新株予約権者がその直近上位機関に請求した振替口座簿記録事項証明書を提示して行うことを想定している。</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、振替新株予約権の取扱廃止以降においても、その加入者からの請求にもとづき、取扱廃止日における振替口座簿記録事項証明書を交付する。</p> <p>※ 当該作業については、取扱廃止日の前営業日に夜間バッチ処理を行い、機構加入者には「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」にて、株主名簿管理人に対しては、「口座処理結果ファイル」にて処理結果を通知する。</p> <p>(業第 263 条において準用する業第 259 条、施第 342 条において準用する第 337 条)</p> <p>※ 当該新株予約権者に係る口座管理機関から機構への報告、機構から発行者の通知は、法第 186 条の通知に基づくものではない。</p> <p>※ 当該新株予約権者に係る口座管理機関から機構への報告、機構から発行者の通知については、総新株予約権者報告及び総新株予約権者通知方法に準じて行う。</p> <p>(業第 263 条において準用する業第 259 条、施第 342 条において準用する第 337 条)</p> <p>※ 当該新株予約権者の情報の通知について</p>

内 容	備 考
<p>いる内容に基づき、次の事項をファイル伝送により通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 振替新株予約権の銘柄及び銘柄コード ② 新株予約権者の氏名又は名称及び住所 ③ 新株予約権者ごとの振替新株予約権の個数 ④ 新株予約権者の通知番号 	<p>は、手数料は課金しない。</p>

以 上

第 13 節 取得条項付新株予約権の取得の手続

内 容	備 考
<p>1. 取得条項付新株予約権の一部取得による振替株式の交付 取得条項付新株予約権の一部取得による振替株式の交付の手続については、第 3 章第 18 節「取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続」に準じる。</p> <p>2. 取得条項付新株予約権の全部取得による振替株式の交付 取得条項付新株予約権の全部取得による振替株式の交付の手続については、第 3 章第 18 節「取得条項付新株予約権付社債の取得により振替株式が交付される場合の手続」に準じる。</p> <p>3. 差別的取得条項付新株予約権の全部又は一部取得に伴う振替株式の交付 振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の交付の手続については、第 2 章第 2 節「振替新株予約権でない差別的取得条項付新株予約権（いわゆる買収防衛策としての新株予約権）の全部又は一部取得に伴う振替株式の新規記録」を参照。</p>	

以 上

第 14 節 振替新投資口予約権の取扱い

内 容	備 考
<p>振替新投資口予約権（法第 247 条の 2 に規定する振替新投資口予約権をいう。以下同じ。）についての振替口座簿とその記録事項、新規記録、振替、抹消、新投資口予約権行使、行使期間満了、リコンサイル、総新投資口予約権者通知、情報提供請求、銘柄公示、取扱廃止及び取得条項付新投資口予約権の取得の各手続については、振替新株予約権における各手続と同様の手続であるが、一部、振替新株予約権と振替新投資口予約権で振替法上の取扱いが異なっている点があり、それに伴って留意すべき事項を以下で説明する。</p> <p>1. 新規記録手続における相違点 新投資口予約権の新規記録は、投資主に対しての無償割当ての方法によってのみ行われる。</p>	<p>(業 271 条の 2)</p> <p>※ 投資信託及び投資法人に関する法律上、投資主に対して無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権の発行が認められている。</p>

以 上

第5章 振替投資信託受益権

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第5章 振替投資信託受益権

第1節	振替口座簿とその記録事項	5-1-1		
第2節	銘柄情報の通知	5-2-1	～	5-2-2
第3節	新規記録手続	5-3-1	～	5-3-2 2
第4節	振替手続	5-4-1		
第5節	抹消手続	5-5-1	～	5-5-2 0
第6節	振替投資信託受益権の併合及び分割に係る手続	5-6-1	～	5-6-9
第7節	信託の併合に係る手続	5-7-1	～	5-7-9
第8節	リコンサイルの手続	5-8-1	～	5-8-2
第9節	超過記録発生時の取扱い	5-9-1		
第10節	総受益者通知に係る手続	5-10-1	～	5-10-3
第11節	振替口座簿の情報提供請求の手続	5-11-1		
第12節	分配金に関する取扱い	5-12-1		
第13節	振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い	5-13-1	～	5-13-6
第14節	振替投資信託受益権の総口数等の公示	5-14-1	～	5-14-2
第15節	特例投資信託受益権の移行に係る取扱い	5-15-1	～	5-15-5

(参考1、参考2、参考3、参考4、参考5及び参考6) 振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

(参考7、参考8、参考9及び参考10) 振替投資信託受益権の交換時抹消に係る処理フロー

(参考11) 振替投資信託受益権の解約時抹消に係る処理フロー

(参考12) 振替投資信託受益権(ETF)に係る新規記録の早期化の条件等

(参考13) 振替投資信託受益権の併合(又は分割)に係る処理フロー

(参考14、参考15、参考16及び参考17) 信託の併合に係る処理フロー

(参考18) 特例投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー

第1節 振替口座簿とその記録事項等

内 容	備 考
振替投資信託受益権の振替口座簿とその記録事項等の取扱いは、振替株式の振替口座簿とその記録事項等の取扱いに準じて行うものとする。	(業 273 条及び 274 条) ※ 振替株式の振替口座簿とその記録事項等の取扱いについては、第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」を参照。

以上

第2節 銘柄情報の通知

内 容	備 考
<p>1. 銘柄情報の通知</p> <p>発行者は、新たに振替投資信託受益権について信託を設定する場合であって、当該振替投資信託受益権の投資信託契約締結当初に係る新規記録を行う場合には、新規記録日の6営業日前までに、機構に対して、Target 保振サイトにより、次に掲げる銘柄情報を通知する。</p> <p>(1) 振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>(2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数</p> <p>(3) 受託会社の商号</p> <p>(4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業（金融商品取引法第29条の5第1項に規定する適格投資家向け投資運用業をいう。以下、この章において同じ。）を行うことにつき同法第29条の登録を受けた金融商品取引業者（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第11項に規定する金融商品取引業者をいう。以下、この章において同じ。）であるときは、その旨を含む。）</p> <p>(5) 振替投資信託受益権の口数</p> <p>(6) 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数</p> <p>(7) 信託契約期間</p> <p>(8) 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所</p> <p>(9) 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期</p> <p>(10) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別</p> <p>(11) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額</p> <p>(12) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>(13) 受託会社が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>(14) (12)及び(13)の場合における委託に係る費用</p> <p>(15) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合にお</p>	<p>(業 275 条、施 353 条)</p> <p>※ 銘柄情報の通知に使用する書面は、機構ホームページに掲載の書式 (ST06-02) を参照。</p> <p>※ 発行者は、銘柄情報の内容に変更が生じる場合には、速やかに、変更後の銘柄情報を機構に提出する。</p> <p>※ 当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数について決定していない場合には、決定次第、速やかに、機構へ通知する。</p>

内 容	備 考
<p>るその委託の内容</p> <p>(16) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る事となる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p> <p>(17) 振替投資信託受益権の銘柄コード</p>	

以上

第3節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>1. 新規上場時における取扱い</p> <p>(1) 発行者の事前手続 発行者が、新たに発行する投資信託受益権について、振替投資信託受益権として、機構での取扱いに同意する場合には、金融商品取引所から上場承認を受けるまでに、機構に対して、その旨の連絡を行う。</p> <p>(2) 発行者による同意書の提出又は決定事項等の通知 a 発行者が株式等振替制度において初めて振替投資信託受益権を発行する場合 発行者は、金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、振替投資信託受益権に係る同意書を提出しなければならない。</p> <p>b a 以外の場合 発行者は、原則として金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、Target保振サイトにより、振替投資信託受益権の発行を決定した旨を通知しなければならない。</p> <p>(3) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、発行者から(2)の提出又は通知を受領したときは、当初設定日の5営業日前に、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。 ① 銘柄コード ② 銘柄名</p>	<p>(業 276 条、276 条の 2、276 条の 3、施 354 条及び 354 条の 2)</p> <p>※ 連絡の際には、発行する投資信託受益権の概要を、併せて通知する。</p> <p>※ 発行者は、a の同意書の提出又は b の通知の後に振替投資信託受益権を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、書面又は Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 同意書の提出については、第 1 章第 1 節「機構取扱対象株式等」を参照。</p> <p>※ 同意は、将来設定される振替投資信託受益権も含めた包括的な同意とし、一度同意書を提出した発行者は、その後の振替投資信託受益権について同意書の提出を行う必要はない。</p> <p>※ 通知については、第 1 章第 2 節「発行者の決定事項等の通知」別紙 1 - 2 - 6 を参照。</p>

内 容	備 考
<p>③ 発行者 ④ 受託会社（原受託） ⑤ 受託会社（再信託受託） ⑥ 受益者名簿管理人 ⑦ 対象指数 ⑧ 当初設定日 ⑨ 計算期間終了日 ⑩ 売買単位 ⑪ 販売会社 ⑫ 上場金融商品取引所 ⑬ 上場日 ⑭ その他機構が定める事項</p> <p>2. 新規記録の取扱い</p> <p>(1) 機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）</p> <p>a 機構加入者による信託財産の抛出 振替投資信託受益権の販売会社である機構加入者（以下、この節において「機構加入者」という。）が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日までに、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。</p> <p>b 発行者による新規記録情報通知 発行者は、新たに信託が設定される場合には、機構に対して「新規記録情報通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午前10時30分まで</p>	<p>※ 処理フローについては、参考1参照。</p> <p>※ 信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）を抛出する場合には、機構加入者は、新規記録日の午後1時までに、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。</p> <p>※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。</p> <p>※ 同一銘柄の新規記録に際して、受益者となるべき加入者が複数となる場合には、発行者は受益者ごとに「新規記録情報通知」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <p>① 委託会社コード</p> <p>② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ 新規記録を行う口座数</p> <p>⑤ 新規記録日</p> <p>⑥ その他機構が定める事項</p> <p>c 発行口への記録 機構は、発行者からbの「新規記録情報通知」を受けた場合には、直ちに「新規記録情報通知」の内容に基づき、発行口への記録を行う。</p> <p>d 発行口記録情報の通知 機構は、cの発行口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、「発行口記録情報通知」を以下のとおり通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ア 発行者への通知 統合Web端末</p> <p>イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 発行口記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 株式等リファレンスNO</p> <p>② 進捗ステータス (信託設定済通知待)</p> <p>③ 振替投資信託受益権の銘柄</p>	<p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。</p> <p>※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」のほか、新規記録に係る処理の進捗状況を、統合Web端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>④ 銘柄コード ⑤ 発行口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ⑨ 新規記録日 ⑩ その他機構が定める事項</p> <p>e 発行口記録情報通知の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、dの「発行口記録情報通知」を受けた場合には、新規記録日の午前10時30分までに、「発行口記録情報通知」の内容を確認し、新規記録を行う内容と相違がないかの確認を行う。なお、確認は、fの「信託設定済通知」が通知されるまでに行う必要がある。</p> <p>f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、aにて機構加入者から拠出された機構取扱対象株式等の受領及びeの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午後3時30分まで</p>	<p>※ 発行者は、「発行口記録情報通知」の内容に相違があった場合には、速やかに通知済の「新規記録情報通知」を取り消し、改めて、bの「新規記録情報通知」の通知を行う。</p> <p>※ 機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。</p> <p>※ 発行者が、止むを得ず新規記録日の午前10時30分以降に「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、発行者は、あらかじめ、機構、機構加入者及び受託会社に対して連絡を行った上で、「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う。</p> <p>※ 機構加入者から、信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）が拠出される場合には、受託会社は、発行者から送付される設定連絡表をあわせて確認する。</p> <p>※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <p>① 株式等リファレンスNO</p> <p>② 受託会社コード</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ その他機構が定める事項</p> <p>g 振替口座簿への記録 機構は、受託会社から f の「信託設定済通知」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行うとともに、発行口の記録を消去する。</p> <p>h 新規記録済通知 機構は、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ア 発行者への通知 統合Web端末</p> <p>イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 委託会社コード</p> <p>② 新規記録を行った口座の機構加入者コード</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ 新規記録を行った口数</p>	<p>知」の通知を行う旨の連絡を行う。</p> <p>※ 受託会社が、午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>⑤ 新規記録日 ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 進捗ステータス（発行済）</p> <p>i 処理結果の通知 機構は、新規記録の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>(a) 発行者への通知 ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード</p> <p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前7時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(b) 機構加入者への通知 ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」</p> <p>(c) 受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送</p>	<p>※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(2) 機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たす場合）</p> <p>a 機構加入者による信託財産の抛出 機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等を抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の前営業日までに、機構に対して、受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。</p> <p>b 発行者による新規記録情報通知 発行者は、新たに信託が設定される場合には、機構に対して「新規記録情報通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午前10時30分まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 委託会社コード</p>	<p>※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ 処理フローについては、参考2参照。</p> <p>※ 新規記録の早期化の条件等については、参考1 2参照。</p> <p>※ 信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）を抛出する場合には、機構加入者は、新規記録日の午前10時までに、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。</p> <p>※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。</p> <p>※ 信託財産としての機構取扱対象株式等の抛出は、午前10時30分までに振替を完了させる必要がある。</p> <p>※ 同一銘柄の新規記録に際して、受益者となるべき加入者が複数となる場合には、発行者は受益者ごとに「新規記録情報通知」を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ 新規記録を行う口数</p> <p>⑤ 新規記録日</p> <p>⑥ その他機構が定める事項</p> <p>c 発行口への記録 機構は、発行者からbの「新規記録情報通知」を受けた場合には、直ちに「新規記録情報通知」の内容に基づき、発行口への記録を行う。</p> <p>d 発行口記録情報の通知 機構は、cの発行口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、「発行口記録情報通知」を以下のとおり通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ア 発行者への通知 統合Web端末</p> <p>イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 発行口記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 株式等リファレンスNO</p> <p>② 進捗ステータス（信託設定済通知待）</p> <p>③ 振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>④ 銘柄コード</p> <p>⑤ 発行口に記録した口数</p>	<p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。</p> <p>※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」のほか、新規記録に係る処理の進捗状況を、統合Web端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ⑨ 新規記録日 ⑩ その他機構が定める事項</p> <p>e 発行口記録情報通知の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、dの「発行口記録情報通知」を受けた場合には、新規記録日の午前10時30分までに、「発行口記録情報通知」の内容を確認し、新規記録を行う内容と相違がないかの確認を行う。なお、確認は、fの「信託設定済通知」が通知されるまでに行う必要がある。</p> <p>f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、aにて機構加入者から拠出された機構取扱対象株式等の受領及びeの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午前12時（正午）まで</p> <p>(c) 通知事項</p>	<p>※ 発行者は、「発行口記録情報通知」の内容に相違があった場合には、速やかに通知済の「新規記録情報通知」を取り消し、改めて、bの「新規記録情報通知」の通知を行う。</p> <p>※ 機構加入者及び受託会社は、「発行口記録情報通知」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。</p> <p>※ 発行者が、やむを得ず新規記録日の午前10時30分以降に「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、発行者は、あらかじめ、機構、機構加入者及び受託会社に対して連絡を行った上で、「新規記録情報通知」の取消し及び再通知を行う。</p> <p>※ 発行者は、午前11時までに設定連絡表を受託会社に送付する必要がある。</p> <p>※ 機構加入者から、信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）が拠出される場合には、受託会社は、発行者から送付される設定連絡表をあわせて確認する。</p> <p>※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通</p>

内 容	備 考
<p>① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項</p> <p>g 振替口座簿への記録 機構は、受託会社から f の「信託設定済通知」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行うとともに、発行口の記録を消去する。</p> <p>h 新規記録済通知 機構は、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対し、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ア 発行者への通知 統合Web端末</p> <p>イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録後直ちに</p>	<p>知」の通知を行う旨の連絡を行う。</p> <p>※ 受託会社は、午前 10 時 30 分までに設定資産である機構取扱対象株式等の振替の確認ができたもので、かつ、午前 11 時までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前 12 時（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。</p> <p>※ 受託会社が、午後 3 時 30 分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合Web端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委託会社コード ② 新規記録を行った口座の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行った口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 進捗ステータス（発行済） <p>i 処理結果の通知</p> <p>機構は、新規記録の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>(a) 発行者への通知</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前7時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」 <p>(b) 機構加入者への通知</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 通知手段 ファイル伝送 イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」 	<p>※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）</p>

内 容	備 考
<p>(c) 受益者名簿管理人への通知</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(3) 機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合）</p> <p>a J S C Cによる機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替請求 機構加入者が信託財産として機構取扱対象株式等を抛出し、新たに信託が設定される場合であって、J S C Cが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、J S C Cは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。</p> <p>①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「渡方振替請求（市場取引）」</p> <p>② J S C C（00 口座）を振替元/受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「受方振替請求（市場取引）」</p> <p>③ J S C C（設定用口座）を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求（市場取引）」</p> <p>④ J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求（市場取引）」</p>	<p>は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ ここでは、以下のケースを想定している。</p> <p>✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等と機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）の抛出がある</p> <p>※ 実際の決済では、機構加入者と J S C C間の授受は、J S C Cにおける他の取引とのネッティングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>※ 処理フローについては、参考3参照。</p> <p>※ 振替投資信託受益権の設定に係る J S C Cの清算については、J S C Cの「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領（ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け）」参照。</p> <p>※ 振替請求（市場取引）については、第2章第3節2. 例外的な手続（1）「指定証券取引清算機関の対象取引の決済</p>

内 容	備 考
<p>b 発行者による新規記録情報通知 発行者は、新たに信託が設定される場合には、機構に対して「新規記録情報通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日前営業日の午前9時から午後3時30分まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委託会社コード ② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行う口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ その他機構が定める事項 <p>c 発行口への記録 機構は、発行者からbの「新規記録情報通知」を受けた場合には、直ちに「新規記録情報通知」の内容に基づき、発行口への記録を行う。</p> <p>d 発行口記録情報の通知 機構は、cの発行口への記録を行った場合には、発行者、J S C C及び受託会社に対して、「発行口記録情報通知」を以下のとおり通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 発行口記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p>	<p>に係る振替の取扱い」参照。</p> <p>※ 左記②にはJ S C Cの指定する口座（J S C C（設定用口座））を設定する。</p> <p>※ 発行口は、新規記録内容を一時的に記録する便宜的な口座であって、振替口座簿中の口座ではない。</p> <p>※ 発行者、J S C C及び受託会社は、「発行口記録情報通知」のほか、新規記録に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。</p>

内 容	備 考
<p>① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託設定済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 発行口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ⑨ 新規記録日 ⑩ その他機構が定める事項</p> <p>e 発行口記録情報通知の確認 発行者及び受託会社は、dの「発行口記録情報通知」を受けた場合には、「発行口記録情報通知」の内容を確認し、新規記録を行う内容と相違がないかの確認を行う。なお、確認は、fの「信託設定済通知」が通知されるまでに行う必要がある。</p> <p>f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、J S C Cの定めるところにより、新規記録日の午前9時以降速やかに、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 J S C Cの定める時間帯（新規記録日の午前9時から午後1時まで）</p> <p>(c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード</p>	<p>※ 発行者は、「発行口記録情報通知」の内容に相違があった場合には、速やかに通知済の「新規記録情報通知」を取り消し、改めて、bの「新規記録情報通知」の通知を行う。</p> <p>※ 受託会社は、「発行口記録情報通知」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。</p> <p>※ 受託会社が、新規記録日の午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。</p> <p>※ 機構システム上の取扱時間は新規記録日の午前9時から午後3時30分まで</p>

内 容	備 考
<p>③ 銘柄コード</p> <p>g 振替口座簿への記録 機構は、受託会社から f の「信託設定済通知」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に増加の記録を行うとともに、発行口の記録を消去する。</p> <p>h 新規記録済通知 機構は、振替口座簿に増加記録を行った処理結果として、発行者、J S C C 及び受託会社に対し、「新規記録済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 委託会社コード ② 新規記録を行った口座の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行った口数 ⑤ 新規記録日 ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ 進捗ステータス（発行済） ⑧ その他機構が定める事項 <p>i 機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替 機構は、a の振替請求に基づき、①から④の振替を実行し、機構加入者、J S C C（設定用口座分）及び受託会社に対し、振替済通知を通知する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 ② J S C C（00 口座）を振替元/受託会社を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 ③ J S C C（設定用口座）を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替 	<p>※ 振替投資信託受益権は、J S C C（設定用口座）に新規記録される。</p> <p>※ 機構加入者は、J S C C の定めるところにより、左記①の口座振替が実行されるように対処する。</p> <p>※ 午後 1 時に行われるネットデビット処理において左記②の口座振替は実行される。J S C C は当該振替が実行されるように現金差入担保入金通知を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>④ J S C C (00 口座) を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権の振替</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>ア 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>イ J S C C (設定用口座分) への通知 統合W e b 端末</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>(b) 取扱時間 振替の実行後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座残高増減区分</p> <p>② 相手方機構加入者コード</p> <p>③ 銘柄コード</p> <p>④ 振替数量</p> <p>⑤ メッセージ</p> <p>⑥ 株式等リファレンスNO</p> <p>⑦ その他機構が定める事項</p> <p>j 金銭の拠出 機構加入者は J S C C に対し、金銭の拠出を J S C C の定める時限 (新規記録日の午後 1 時) までに行う。その後、J S C C は受託会社に対し金銭の拠出を行う (新規記録日の午後 2 時 45 分以降)。</p> <p>k 処理結果の通知 機構は、新規記録の処理結果として、発行者、J S C C 及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>(a) 発行者への通知</p> <p>ア 通知手段 統合W e b 端末からの C S V ファイルダウンロード</p>	<p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者及び受託会社に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前7時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(b) J S C Cへの通知</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」</p> <p>(c) 受益者名簿管理人への通知</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 新規記録日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(4) 機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみの抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合） 振替投資信託受益権が新規記録される際に、信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみが抛出される場合の処理は、(1)「機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）」の処理と同様となるが、(1) a 及び f については、以下のとおり行う。</p>	<p>※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ 処理フローについては、参考4参照。</p>

内 容	備 考
<p>a 機構加入者による信託財産の抛出 機構加入者が、発行者に対し、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみを抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の午後1時まで、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。</p> <p>f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、aにて機構加入者から抛出された機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）の受領及びeの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。</p> <p>（a）通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>（b）取扱時間 新規記録日の午前9時から午後3時30分まで</p> <p>（c）通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項</p> <p>（5）機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみの抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たす場合） 振替投資信託受益権が新規記録される際に、信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみが抛出される場合の処理は、（2）「機構取扱対象株式等の抛出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たす場合）」の処理と同様となるが、（2）a及びfについては、以下のとおり行う。</p> <p>a 機構加入者による信託財産の抛出 機構加入者が、発行者に対し、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみを抛出し、新たに信託が設定される場合には、機構加入者は、新規記録日の午前10時まで、発行者の設定用口座に着金するよう当該財産の抛出を行う。</p>	<p>※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。</p> <p>※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通知」の通知を行う旨の連絡を行う。</p> <p>※ 受託会社が、午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。</p> <p>※ 処理フローについては、参考5参照。</p> <p>※ 新規記録の早期化の条件等については、参考12参照。</p> <p>※ 入金口座を誤った場合には、機構加入者において、組戻処理等が必要となる。</p>

内 容	備 考
<p>f 受託会社による信託設定済通知 受託会社は、aにて機構加入者から拠出された機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）の受領及びeの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午前12時（正午）まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項</p> <p>(6) 機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみの拠出によって新規記録される場合（JSCCが債務の引受けを行う場合） 振替投資信託受益権が新規記録される際に、信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみが拠出される場合であって、JSCCが発行者及び機構加入者の間の設定に係る債務の引受けを行うときの処理は、(3)「機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合（JSCCが債務の引受けを行う場合）」の処理と同様となるが、(3)a及びiについては、以下のとおり行う。</p> <p>a JSCCによる振替投資信託受益権の振替請求 機構加入者が、信託財産として機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみを拠出し、新たに信託が設定される場合であって、JSCCが発行者及び機構加入者の間の当該設定に係る債務の引受けを行うときは、JSCCは、新規記録日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、以下の振替請求を行う。</p> <p>① JSCC（設定用口座）を振替元/JSCC（00口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求（市場取引）」 ② JSCC（00口座）を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求（市場取引）」</p>	<p>※ 発行者は、午前11時までに設定連絡表を受託会社に送付する必要がある。</p> <p>※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通知」の通知を行う旨の連絡を行う。</p> <p>※ 受託会社は、午前11時までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前12時（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。</p> <p>※ 受託会社が、午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。</p> <p>※ ここでは、以下のケースを想定している。</p> <p>✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産（金銭）のみが拠出される</p> <p>※ 処理フローについては、参考6参照。</p> <p>※ 実際の決済では、機構加入者とJSCC間の授受は、JSCCにおける他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>※ 振替投資信託受益権の設定に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領（ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け）」参照。</p> <p>※ 振替請求（市場取引）については、第</p>

内 容	備 考
<p>i 振替投資信託受益権の振替 機構は、aの振替請求に基づき、①から②の振替を実行し、機構加入者及びJ S C C（設定用口座分）に対し、振替済通知を通知する。</p> <p>① J S C C（設定用口座）を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替 ② J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする振替投資信託受益権の振替</p> <p>(a) 通知手段 ア 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C（設定用口座分）への通知 統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 振替の実行後直ちに</p> <p>(c) 通知事項 ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項</p> <p>(7) 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合 信託の併合により消滅すべき振替投資信託受益権でない受益権が無記名受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合の処理は、第2章第2節「新規記録手続」第4「募集以外の事由による振替株式の発行等」8.「合併等の対価として消滅会社等（その株式が振替株式でないものに限る。）の株主に対して交付される振替株</p>	<p>2章第3節2. 例外的な手続（1）「指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い」参照。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>式」別紙2-2-1「合併等において非振替株式に振替株式を割り当てる場合の手続」1-1.「吸収合併」の処理に準じる。ただし、(7) cを除く。</p> <p>なお、信託の併合により消滅する受益権について、公示催告手続（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第100条に規定する公示催告手続をいう。）が行われている受益証券に係るものがあるときは、発行者は、当該受益証券の除権決定（非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第106条第1項に規定する除権決定をいう。）がされた日の翌営業日以後の日に新規記録通知をする。</p> <p>(8) 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権に限る。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合</p> <p>信託の併合により消滅すべき振替投資信託受益権でない受益権が無記名受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合の処理は、(1)「機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）」の処理に準じる。ただし、(1) aを除き、fは以下のとおりとする。</p> <p>f 受託会社による信託設定済通知</p> <p>受託会社は、eの「発行口記録情報通知」の内容の確認後、機構に対し、「信託設定済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 新規記録日の午前9時から午後3時30分まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 受託会社コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項 	<p>※ 受託会社は、新規記録日の午前10時30分以前に「信託設定済通知」を通知する場合には、あらかじめ発行者及び機構加入者に対して、「信託設定済通知」の通知を行う旨の連絡を行う。</p> <p>※ 受託会社が、午後3時30分までに「信託設定済通知」を通知しなかった場合には、機構は、発行口の記録を消去する。</p>

内 容	備 考
<p>3. 追加設定時における新規記録の取扱い 既に、機構において取り扱っている銘柄に係る振替投資信託受益権の追加設定に伴う新規記録の取扱いについては、2.「新規記録の取扱い」(1)～(6)と同様となる。</p>	

以 上

第4節 振替手続

内 容	備 考
振替投資信託受益権の振替手続の取扱いは、振替株式の振替手続の取扱いに準じて行うものとする。	(業 277 条、施 355 条) ※ 振替株式の振替手続については、第2章第3節「振替手続」を参照。ただし、振替株式における登録株式質に係る取扱いを除く。

以上

第5節 抹消手続

内 容	備 考
<p>1. 交換時抹消</p> <p>(1) 機構取扱対象株式等と交換される場合</p> <p>a 機構加入者による交換時抹消予定情報の通知</p> <p>機構が振替機関として交換（受益者の請求によりその振替投資信託受益権をその信託財産と交換することをいう。以下同じ。）に係る抹消（以下この節において「交換時抹消」という。）を行う場合において、機構加入者が当該交換を自らのために行うとき又は加入者から交換に係る委任を受けたときは、機構加入者は、抹消日の前営業日に機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として「交換時抹消予定情報通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p> <p>統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>抹消日の前営業日の午前9時から午後2時30分まで</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 抹消を行う口数</p> <p>④ 抹消日</p> <p>⑤ その他機構が定める事項</p> <p>b 抹消口への記録</p> <p>機構は、機構加入者からaの「交換時抹消予定情報通知」を受けた場合には、直ちに、その内容に基づき、抹消口への記録を行う。</p> <p>c 抹消口記録情報の通知</p> <p>機構は、bの抹消口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、抹消口記録情報として「抹消済通知（抹消口記録）」を以下のとおり通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p>	<p>(業 277 条の 2、施 355 条の 2)</p> <p>※ 処理フローについては、参考 7 参照</p> <p>※ 「交換時抹消予定情報通知」は、振替投資信託受益権が抹消される機構加入者の区分口座に抹消予定口数以上の残高が記録されている場合のみ受付可能とする。</p> <p>※ 交換時抹消予定情報通知は、交換を行う加入者ごとに通知するものとする。</p> <p>※ 機構加入者は、「交換時抹消予定情報通知」の取消しを行う場合には、機構、発行者及び受託会社に対して事前に連絡を行った上で取消しを行う。ただし、原則、左記の取扱時間以降の取消しは不可とする。</p> <p>(業 277 条の 3 第 1 項、施 355 条の 3)</p> <p>※ 「交換時抹消予定情報通知」により抹消口へ記録された残高は、記録後、振替の対象とすることができない。</p> <p>※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の他、抹消に係る処理の進捗状況を、統合Web端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。</p>

内 容	備 考
<p>ア 発行者への通知 統合Web端末</p> <p>イ 機構加入者への通知 統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 抹消口記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス (信託財産振替済通知待) ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 <p>d 抹消口記録情報の確認 発行者、機構加入者及び受託会社は、cの「抹消済通知 (抹消口記録)」を受けた場合には、抹消日の前営業日の午後2時30分までに、「抹消済通知 (抹消口記録)」の内容を確認し、抹消を行う内容と相違がないかの確認を行う。</p>	<p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合Web端末のみの通知となる。</p> <p>※ 機構加入者は、「抹消済通知 (抹消口記録)」の内容に相違があった場合には、抹消日の前営業日の午後2時30分までに通知済の「交換時抹消予定情報通知」を取り消した上で、機構に対し、あらためて、aの「交換時抹消予定情報通知」の通知を行う。機構加入者が、「交換時抹消予定情報通知」の取消しを行う場合には、事前に発行者及び受託会社に対し</p>

内 容	備 考
<p>e 受託会社による機構取扱対象株式等の振替 受託会社は、dの「抹消済通知（抹消口記録）」の内容の確認後、機構に対して、抹消日の前営業日までに、交換を行う機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等に係る先日付/前日振替請求を行う。</p> <p>f 機構加入者による交換時抹消の申請 機構加入者は、eにて受託会社から振り替えられた機構取扱対象株式等の受領を確認し、機構に対して、「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合Web端末（画面入力又はCSVファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の午前9時から午後3時30分まで</p> <p>(c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 抹消申請機構加入者の機構加入者コード</p>	<p>て連絡を行う。</p> <p>※ 発行者及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに機構加入者に対して連絡を行う。</p> <p>※ 機構加入者が、やむを得ず抹消日の前営業日の午後2時30分以降に「交換時抹消予定情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、機構加入者は、あらかじめ、機構、発行者及び受託会社に対して連絡を行った上で、同日の午後3時30分までに通知の取消し及び再通知を行う。</p> <p>(業277条の3第2項、施355条の4)</p> <p>(業277条の4)</p> <p>※ 機構加入者が、取扱時間中に「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知しなかった場合には、機構は、翌営業日以降当該通知が通知されるまで、抹消口への記録を続ける。</p>

内 容	備 考
<p>③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項</p> <p>g 振替口座簿への記録 機構は、機構加入者から f の「信託財産振替済通知（抹消申請）」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に減少の記録を行うとともに、抹消口の記録を消去する。</p> <p>h 抹消済通知 機構は、振替口座簿に減少記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対して「抹消済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ア 発行者への通知 統合W e b 端末</p> <p>イ 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 抹消後直ちに</p> <p>(c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（抹消済） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード</p>	<p>(業 277 条の 5 第 1 項)</p> <p>(業 277 条の 5 第 2 項、施 355 条の 5)</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>⑨ 抹消日</p> <p>⑩ その他機構が定める事項</p> <p>i 処理結果の通知</p> <p>機構は、抹消の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>(a) 発行者への通知</p> <p>ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード</p> <p>イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(b) 機構加入者への通知</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」</p> <p>(c) 受益者名簿管理人への通知</p> <p>ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p>	

内 容	備 考
<p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(2) 機構取扱対象株式等と交換される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合）</p> <p>a J S C Cによる機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替請求 機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、J S C Cが当該交換に係る債務の引受けを行うときは、J S C Cは、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、振替請求を行う。</p> <p>①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求（市場取引）」</p> <p>②J S C C（00 口座）を振替元/J S C C（交換用口座）を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求（市場取引）」</p> <p>③受託会社を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「渡方振替請求（市場取引）」</p> <p>④J S C C（00 口座）を振替元/機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等に係る「受方振替請求（市場取引）」</p> <p>b 機構取扱対象株式等及び振替投資信託受益権の振替 機構は、aの振替請求に基づき、①から④の振替を実行し、機構加入者、J S C C（交換用口座分）及び受託会社に対し、振替済通知を通知する。</p> <p>①機構加入者を振替元/J S C C（00 口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替</p> <p>②J S C C（00 口座）を振替元/J S C C（交換用口座）を振替先とする振替投資信託受益権の振替</p>	<p>※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ ここでは、以下のケースを想定している。 ✓ 振替投資信託受益権がその信託財産である機構取扱対象株式等と交換される</p> <p>※ 実際の決済では、機構加入者とJ S C C間の授受は、J S C Cにおける他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>※ 処理フローについては、参考8参照</p> <p>※ 振替投資信託受益権の交換に係るJ S C Cの清算については、J S C Cの「株式等のDVP決済事務処理要領」、「ETF設定・交換決済事務処理要領（ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け）」及び「非DVP決済に係る事務処理要領」参照。</p> <p>※ 振替請求（市場取引）については、第2章第3節2. 例外的な手続（1）「指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い」参照。</p> <p>※ 振替投資信託受益権は、J S C Cの指定する口座（J S C C（交換用口座））に振替が行われた後に抹消記録される。</p> <p>※ 機構加入者は、J S C Cの定めるところにより、左記①の口座振替が実行されるように対処する。</p>

内 容	備 考
<p>③受託会社を振替元/ J S C C (00 口座) を振替先とする機構取扱対象株式等の振替 ④ J S C C (00 口座) を振替元/機構加入者を振替先とする機構取扱対象株式等の振替</p> <p>(a) 通知手段 ア 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C (交換用口座分) への通知 統合W e b 端末 ウ 受託会社への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>(b) 取扱時間 振替の実行後直ちに</p> <p>(c) 通知事項 ① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項</p> <p>c J S C Cによる交換時抹消予定情報の通知 J S C Cは、抹消日に機構に対して、交換時抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として「交換時抹消予定情報通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末 (画面入力又はC S Vファイルのアップロード)</p> <p>(b) 取扱時間 J S C Cの定める時間帯 (抹消日の午後 1 時から午後 3 時 30 分まで)</p>	<p>※ 受託会社は、J S C Cの定めるところにより、左記③の口座振替が実行されるように対処する。</p> <p>※ 午後 1 時に行われるネットデビット処理において左記②の口座振替は実行される。J S C Cは当該振替が実行されるように現金差入担保入金通知を通知する。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者及び受託会社に対しては、統合W e b 端末のみの通知となる。</p> <p>※ J S C Cは、左記②の振替により、J S C C (交換用口座) に記録された振替投資信託受益権のうち申込者に返還すべき口数の振替投資信託受益権残余返還分について、J S C C (交換用口座) を振替元/機構加入者を振替先とする「当日振替請求」を行う。</p> <p>(業第 277 条の 5 の 3)</p> <p>※ 「交換時抹消予定情報通知」は、振替投資信託受益権が抹消される J S C C (交換用口座) に抹消予定口数以上の残高が記録されている場合のみ受付可能とする。</p> <p>※ 左記の取扱時間中に通知した「交換時抹消予定情報」の取消しを行うことはできない。</p> <p>※ 機構システム上の取扱時間は午前 9 時</p>

内 容	備 考
<p>(c) 通知事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消を行う口座数 ④ 抹消日 ⑤ その他機構が定める事項 <p>d 抹消口への記録</p> <p>機構は、J S C Cからcの「交換時抹消予定情報通知」を受けた場合には、直ちに、その内容に基づき、抹消口への記録を行う。</p> <p>e 抹消口記録情報の通知</p> <p>機構は、dの抹消口への記録を行った場合には、発行者、J S C C及び受託会社に対して、抹消口記録情報として「抹消済通知（抹消口記録）」を以下のとおり通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 抹消口記録後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託財産振替済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消口に記録した口座数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ J S C C（交換用口座）の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 	<p>から午後3時30分まで</p> <p>※ 左記①にはJ S C Cの指定する口座（J S C C（交換用口座））を設定する。</p> <p>（業第277条の5の4）</p> <p>※ 「交換時抹消予定情報通知」により抹消口へ記録された残高は、記録後、振替の対象とすることができない。</p> <p>※ 発行者、J S C C及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の他、抹消に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消（交換）状況一覧」により確認することができる。</p>

内 容	備 考
<p>f 抹消口記録情報の確認 J S C Cは、eの「抹消済通知（抹消口記録）」を受けた場合には、抹消日の午後3時30分までに、「抹消済通知（抹消口記録）」の内容を確認し、抹消を行う内容と相違がないかの確認を行う。</p> <p>g J S C Cによる交換時抹消の申請 J S C Cは、機構に対して、「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末（画面入力又はC S Vファイルのアップロード）</p> <p>(b) 取扱時間 J S C Cの定める時間帯（抹消日の午後1時から午後3時30分まで）</p> <p>(c) 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード</p> <p>h 振替口座簿への記録 機構は、機構加入者からgの「信託財産振替済通知（抹消申請）」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に減少の記録を行うとともに、抹消口の記録を消去する。</p> <p>i 抹消済通知 機構は、振替口座簿に減少記録を行った処理結果として、発行者、J S C C及び受託会社に対して「抹消済通知」を通知する。</p> <p>(a) 通知手段</p>	<p>※ J S C Cは、「抹消済通知（抹消口記録）」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに機構、発行者及び受託会社に対して連絡を行う。</p> <p>(業第277条の5の5)</p> <p>※ 機構システム上の取扱時間は午前9時から午後3時30分まで</p> <p>※ J S C Cが、取扱時間中に「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知しなかった場合には、機構は、翌営業日以降当該通知が通知されるまで、抹消口への記録を続ける。</p> <p>(業第277条の5の6第1項)</p> <p>(業第277条の5の6第2項、施第355条の5の3)</p>

内 容	備 考
<p>統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 抹消後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス (抹消済) ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 <p>j 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、J S C C及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>(a) 発行者への通知</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル (処理明細)」 <p>(b) J S C Cへの通知</p> <ol style="list-style-type: none"> ア 通知手段 ファイル伝送 	

内 容	備 考
<p>イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」</p> <p>(c) 受益者名簿管理人への通知 ア 通知手段 ファイル伝送</p> <p>イ 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>ウ 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>(3) 機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合 機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときの手続については、(1)「機構取扱対象株式等と交換される場合」に準じる。ただし、(1) eについては、以下のとおり行う。</p> <p>e 受託会社による機構取扱対象株式等以外の財産の交付 受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の受領及び内容を確認し、抹消日の午後1時まで、交換を行う機構加入者に対して、機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。</p> <p>(4) 機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合（J S C Cが債務の引受けを行う場合）</p>	<p>※ 帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）は、通常、機構加入者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>※ 口座処理結果ファイル（処理明細）は、通常、振替株式の発行者が残高照合手続に用いるものと同様とする。</p> <p>（業 277 条の 2 から 5、施 355 条の 2 から 5 まで）</p> <p>※ 処理フローについては、参考 9 参照</p> <p>※ 機構取扱対象株式等以外の財産の交付については、機構システム外の処理となる。</p>

内 容	備 考
<p>機構が振替機関として交換に係る抹消を行う場合において、機構加入者が振替投資信託受益権と機構取扱対象株式等以外の財産との交換を自らのために行うとき又は加入者から当該交換に係る委任を受けたときであって、J S C Cが当該交換に係る債務の引受けを行うときの手続については、(2)「機構取扱対象株式等と交換される場合 (J S C Cが債務の引受けを行う場合)」に準じる。ただし、(2) a 及び b については、以下のとおり行う。</p> <p>a J S C Cによる振替投資信託受益権の振替請求 J S C Cは、機構に対して、抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に、機構に対して、振替請求を行う。 ①機構加入者を振替元/ J S C C (00 口座) を振替先とする振替投資信託受益権に係る「渡方振替請求 (市場取引)」 ② J S C C (00 口座) を振替元/ J S C C (交換用口座) を振替先とする振替投資信託受益権に係る「受方振替請求 (市場取引)」</p> <p>受託会社は J S C C に対し、 J S C C の定めるところにより、 J S C C の定める時限 (抹消日の午後1時) までに機構取扱対象株式等以外の財産 (金銭) の交付を行う。その後、 J S C C は機構加入者に対し当該財産を交付する (抹消日の午後2時45分以降)。</p> <p>b 振替投資信託受益権の振替 機構は、 a の振替請求に基づき、①から②の振替を実行し、機構加入者及び J S C C (交換用口座分) に対し、振替済通知を通知する。 ①機構加入者を振替元/ J S C C (00 口座) を振替先とする振替投資信託受益権の振替 ② J S C C (00 口座) を振替元/ J S C C (交換用口座) を振替先とする振替投資信託受益権の振替</p> <p>(a) 通知手段 ア 機構加入者への通知 統合 W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 イ J S C C (交換用口座分) への通知</p>	<p>(業第277条の5の3から第277条の5の6、施第355条の5の2から施第355条の5の3)</p> <p>※ ここでは、以下のケースを想定している。 ✓ 振替投資信託受益権がその信託財産である機構取扱対象株式等以外の財産 (金銭) と交換される</p> <p>※ 実際の決済では、機構加入者と J S C C 間の授受は、 J S C C における他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>※ 処理フローについては、参考10参照 ※ 振替投資信託受益権の交換に係る J S C C の清算については、 J S C C の「株式等の D V P 決済事務処理要領」及び「 E T F 設定・交換決済事務処理要領 (E T F 特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。</p> <p>※ 振替請求 (市場取引) については、第2章第3節2. 例外的な手続 (1) 「指定証券取引清算機関の対象取引の決済に係る振替の取扱い」参照。</p> <p>※ 機構加入者は、 J S C C の定めるところにより、左記①の口座振替が実行されるように対処する。</p> <p>※ 午後1時に行われるネットデビット処理において左記②の口座振替は実行される。 J S C C は当該振替が実行されるように現金差入担保入金通知を通知する。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者に対しては、統合</p>

内 容	備 考
<p>統合W e b 端末</p> <p>(b) 取扱時間 振替の実行後直ちに</p> <p>(c) 通知事項</p> <p>① 口座残高増減区分 ② 相手方機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 振替数量 ⑤ メッセージ ⑥ 株式等リファレンスNO ⑦ その他機構が定める事項</p> <p>2. 解約時抹消 機構が振替機関として解約（受益者の請求によりその振替投資信託受益権に係る投資信託契約の一部解約（交換を除く。）することをいう。以下この節において同じ。）に係る抹消（以下この章において「解約時抹消」という。）を行う場合において、機構加入者が当該解約を自らのために行うとき又は加入者から交換に係る委任を受けたときの手続については、1.（1）「機構取扱対象株式等と交換される場合」に準じる。ただし、1.（1）eについては、以下のとおり行う。</p> <p>e 受託会社による金銭の交付 受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の受領及び内容を確認し、抹消日の午後1時まで、一部解約を行う機構加入者に対して、金銭を交付する。</p> <p>3. 一部抹消 (1) 機構加入者による一部抹消予定情報の通知 機構が振替機関として一部抹消（加入者の請求により当該加入者の振替投資信託受益権を抹消することをいい、交換時抹消、解約時抹消及び償還時抹消（5.における償還時抹消をいう。）を除く。以下この節において同じ。）を行う場合において、機構加入者が当該一部抹消を自らのために行うとき又は加入者から一部抹消に係る委任を受けたときは、機構加入者は、機構に対して、一部抹消により減少記録される振替投資信託受益権の情報として「一部抹消予定情報通知」を通知する。</p>	<p>W e b 端末のみの通知となる。</p> <p>(業 277 条の 6、施 355 条の 6) ※ 処理フローについては、参考 1 1 参照</p> <p>※ 金銭の交付については、機構システム外の処理となる。</p> <p>(業 277 条の 7、施 355 条の 7) ※ 「一部抹消予定情報通知」については、システム上「交換時抹消予定情報通知」を利用する。 ※ 「一部抹消予定情報通知」は、振替投資信託受益権が抹消される機構加入者の区分口座に抹消予定口数以上の残高が記録されている場合のみ受付可能と</p>

内 容	備 考
<p>a 通知手段 統合W e b 端末</p> <p>b 取扱時間 抹消日の午後 2 時 30 分まで</p> <p>c 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消を行う口数 ④ 抹消日 ⑤ その他機構が定める事項 <p>(2) 抹消口への記録 機構は、機構加入者から(1)の「一部抹消予定情報通知」を受けた場合には、直ちに、その内容に基づき、抹消口への記録を行う。</p> <p>(3) 抹消口記録情報の通知 機構は、(2)の抹消口への記録を行った場合には、発行者、機構加入者及び受託会社に対して、抹消口記録情報として「抹消済通知(抹消口記録)」を以下のとおり通知する。</p> <p>a 通知手段</p> <ol style="list-style-type: none"> (a) 発行者への通知 統合W e b 端末 (b) 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続 (c) 受託会社への通知 統合W e b 端末 <p>b 取扱時間</p>	<p>する。</p> <p>※ 「一部抹消予定情報通知」は、一部抹消を行う加入者ごとに通知するものとする。</p> <p>(業 277 条の 8)</p> <p>※ 「一部抹消予定情報通知」により抹消口へ記録された残高は、記録後、振替の対象とすることができない。</p> <p>※ 発行者、機構加入者及び受託会社は、「抹消済通知(抹消口記録)」の他、抹消に係る処理の進捗状況を、統合W e b 端末の「新規記録・抹消(交換)状況一覧」により確認することができる。</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>抹消口記録後直ちに</p> <p>c 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス（信託財産振替済通知待） ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消口に記録した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 <p>(4) 抹消口記録情報の確認</p> <p>発行者、機構加入者及び受託会社は、(3)の「抹消済通知（抹消口記録）」を受けた場合には、抹消日の午後2時30分までに、「抹消済通知（抹消口記録）」の内容を確認し、抹消を行う内容と相違がないかの確認を行う。</p>	<p>※ 機構加入者は、「抹消済通知（抹消口記録）」の内容に相違があった場合には、抹消日の午後2時30分までに、通知済の「一部抹消予定情報通知」を取り消した上で、機構に対し、あらためて、(1)の「一部抹消予定情報通知」の通知を行う。機構加入者が、「一部抹消予定情報通知」の取消しを行う場合には、事前に発行者及び受託会社に対して連絡を行う。</p> <p>※ 発行者及び受託会社は、「抹消済通知（抹消口記録）」の確認の結果、内容に相違がある場合には、速やかに機構加入者に対して連絡を行う。</p> <p>※ 機構加入者が、やむを得ず抹消日の前営業日の午後2時30分以降に「一部抹消予定情報通知」の取消し及び再通知を行う必要がある場合には、機構加入者は、あらかじめ、機構、発行者及び受託会社に対して連絡を行った上で、同日の</p>

内 容	備 考
<p>(5) 機構加入者による一部抹消の申請 機構加入者は、抹消日に、機構に対して、「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知する。</p> <p>a 通知手段 統合W e b 端末</p> <p>b 取扱時間 抹消日の午前9時から午後3時30分まで</p> <p>c 通知事項 ① 株式等リファレンスNO ② 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ その他機構が定める事項</p> <p>(6) 振替口座簿への記録 機構は、機構加入者から(5)の「信託財産振替済通知（抹消申請）」を受けたときは、直ちに、振替口座簿に減少の記録を行うとともに、抹消口の記録を消去する。</p> <p>(7) 抹消済通知 機構は、振替口座簿に減少記録を行った処理結果として、発行者、機構加入者及び受託会社に対して「抹消済通知」を通知する。</p> <p>a 通知手段 (a) 発行者への通知 統合W e b 端末</p>	<p>午後3時30分までに通知の取消し及び再通知を行う。</p> <p>(業277条の9)</p> <p>※ 機構加入者が、取扱時間中に「信託財産振替済通知（抹消申請）」を通知しなかった場合には、機構は、翌営業日以降当該通知が通知されるまで、抹消口への記録を続ける。</p> <p>(業277条の10、施355条の8)</p>

内 容	備 考
<p>(b) 機構加入者への通知 統合W e b 端末及びオンラインリアルタイム接続</p> <p>(c) 受託会社への通知 統合W e b 端末</p> <p>b 取扱時間 抹消後直ちに</p> <p>c 通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 株式等リファレンスNO ② 進捗ステータス (抹消済) ③ 振替投資信託受益権の銘柄 ④ 銘柄コード ⑤ 抹消した口数 ⑥ 委託会社コード ⑦ 受託会社コード ⑧ 抹消申請機構加入者の機構加入者コード ⑨ 抹消日 ⑩ その他機構が定める事項 <p>(8) 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>a 発行者への通知</p> <p>(a) 通知手段 統合W e b 端末からのC S Vファイルダウンロード</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで</p>	<p>※ オンラインリアルタイム接続の機能を有しない機構加入者へは統合W e b 端末のみの通知となる。</p>

内 容	備 考
<p>(c) 配信データ 「口座処理結果ファイル (処理明細)」</p> <p>b 機構加入者への通知</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 配信データ 「帳表ファイル (機構加入者別口座処理明細表)」</p> <p>c 受益者名簿管理人への通知</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 配信データ 「口座処理結果ファイル (処理明細)」</p> <p>4. 交換時抹消予定情報通知等の通知の制限</p> <p>(1) 制限される交換時抹消予定情報通知等 機構は、特定の銘柄を抹消する際に1. (1) a (2. で準じる場合を含む。) 及び3. (1) において機構加入者が通知する「交換時抹消予定情報通知」、「解約時抹消予定情報通知」及び「一部抹消予定情報通知」について、以下に掲げる通知の入力を制限する。</p> <p>① 投資信託受益権併合効力発生日又は投資信託受益権分割効力発生日の前営業日 (②において「前営業日」という。) に行われる通知の入力</p> <p>② 前営業日の業務終了時において抹消口に記録が行われていることとなる通知の入力</p> <p>③ その他通知の入力をしないことが必要と機構が認める通知の入力</p>	<p>(業 277 条の 12、施 355 条の 10)</p>

内 容	備 考
<p>(2) 制限を実施する旨の通知 機構は、(1) の制限を実施する場合には、制限対象となる振替投資信託受益権銘柄の発行者及び受託会社並びに機構加入者及び間接口座管理機関に対し、以下に掲げる事項を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 制限日 ④ その他機構が必要と認める事項</p> <p>5. 償還時抹消</p> <p>(1) 発行者による償還に係る事項の通知 発行者は、振替投資信託受益権について償還をしようとする場合には、機構に対し、償還日等の償還に係る情報を、速やかに（信託終了日の2週間前までに）Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(2) 機構による償還に係る事項の通知 機構は、(1) の通知を受けたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、償還日等の償還に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(3) 振替口座簿の記載又は記録の抹消 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における償還が行われる振替投資信託受益権についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>(4) 処理結果の通知 機構は、抹消の処理結果として、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人に対して、以下のデータを通知する。</p> <p>a 発行者への通知 (a) 通知手段 統合Web端末からのCSVファイルダウンロード</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前7時から午後8時まで</p>	<p>※ 発行者による通知の詳細は、第13節「振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い」第1 1. を参照。</p> <p>※ 機構による通知の詳細は、第13節「振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い」第3 1. (2) を参照。</p> <p>(業277条の6の4、施355条の6の5)</p>

内 容	備 考
<p>(c) 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>b 機構加入者への通知</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 配信データ 「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」</p> <p>c 受益者名簿管理人への通知</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送</p> <p>(b) 取扱時間 抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(c) 配信データ 「口座処理結果ファイル（処理明細）」</p> <p>6. 全部抹消 「全部抹消手続」については、第2章第5節「抹消手続」の2.「全部抹消の取扱い」((4)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の午後3時30分に)」及び(6)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の翌営業日)」という記載を除く。)に準じる。</p>	<p>(業 277 条の 12 の 2、施 355 条の 10 の 2 及び 355 条の 10 の 3)</p> <p>以 上</p>

第6節 振替投資信託受益権の併合及び分割に係る手続

内 容	備 考
	<p>※ 振替投資信託受益権の併合又は分割を行う場合には、発行者は以下の事項を対象銘柄の投資信託約款において手当てする必要がある。</p> <p>① 減少比率又は増加比率の乗算対象は、加入者ごと（質権が設定されている場合には質権設定者ごと、特別受益者の申出が行われている場合には特別受益者ごと）の口数となる旨</p> <p>② 端数部分を受益者ごとに合算し、整数部分を当該受益者の口座に記録し、端数部分については他の受益者から生じる端数部分と合算する旨</p> <p>③ 上記②の合算による整数部分を発行者が機構に届け出た口座に記録し、端数部分については切り捨てる旨</p> <p>④ 発行者が機構に届け出た口座に記録された口数については、換価処分の上、当該端数部分の持分を所有する受益者に分配する旨</p> <p>※ 対象銘柄に応じて、上記の他以下の事項についても、投資信託約款において手当てする必要がある場合がある。</p> <p>⑤ 併合又は分割に際して、受益者からの交換又は一部解約の申請について制限が行われる場合がある旨</p> <p>⑥ 併合又は分割に際して、受益者からの特例投資信託受益権に係る個別移行申請について制限が行われる場合がある旨</p> <p>⑦ 併合の日又は分割の日以降の特例</p>

内 容	備 考
<p>1. 併合の取扱い</p> <p>振替投資信託受益権の併合に係る手続については、振替株式の併合に係る手続に準じて、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 発行者による併合に係る事項の通知</p> <p>発行者は、振替投資信託受益権の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに、併合の日（以下、併合日という。）の2週間前の日又は併合に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知（「第2節 発行者の決定事項等の通知」参照）する。</p> <p>① 振替投資信託受益権の併合に係る振替投資信託受益権の銘柄（以下、投資信託受益権併合銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 併合日（効力発生日）</p> <p>③ 減少比率（併合後の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の総口数／併合前の投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の総口数）</p> <p>④ 併合の手続に係る日程</p> <p>(2) 機構による Target 保振サイトによる通知</p> <p>機構は、発行者から（1）の通知を受けた場合には、併合日の1ヶ月前の日に（併合日の1ヶ月前の日以降に（1）の通知を受けた場合には、通知を受けた後速やかに）、Target 保振サイトにより、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 投資信託受益権併合銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 併合日</p> <p>③ 減少比率</p> <p>④ 新投資信託受益権口数申告日</p> <p>⑤ 調整投資信託受益権口数記録日</p> <p>(3) 機構による総受益者通知日程案内</p>	<p>投資信託受益権に係る個別移行申請については、受益者は発行者による差替え後の受益証券によって行う必要がある旨</p> <p>※ 併合における振替口座簿に係る処理概要については株式併合の場合の振替口座簿への記録イメージ（第2章第6節資料2-6-1）、標準的な事務処理日程のフロー図については参考12参照。 （業12条、施6条）</p> <p>※ 発行者は、併合を中止する場合には、Target 保振サイトにより、その旨を速やかに機構に通知する。 （業12条）</p> <p>（業283条の3、施356条の2及び356条）</p>

内 容	備 考
<p>機構は、受益者確定日（併合日の前日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、「総受益者通知日程案内」を機構加入者及び投資信託受益権併合銘柄の受託会社に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時</p> <p>(b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時 ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ② 総受益者通知事由 ③ 増減資種別 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総受益者報告対象投資信託受益権口数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日、配分明細通知日、振替口座簿記録予定日） ⑥ 併合日 ⑦ 受益者確定日（併合日の前日） ⑧ 減少比率 <p>(4) 機構及び口座管理機関による記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に併合日において記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数の計算 機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から減少させるべき振替投資信託受益権の口数を減じた口数を算出する。 減少させるべき振替投資信託受益権の口数は、次の①と②の合計口数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数（特別受益</p>	<p>の3)</p> <p>※ 「総受益者通知日程案内」の通知は、システム上、振替株式に係る「総株主通知日程案内」を利用する。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から「総受益者通知日程案内」を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業 277 条の 13)</p>

内 容	備 考
<p>者の申出がされていないものに限る。) から当該口数に減少比率を乗じて得た口数 (端数は切り捨て。) を減じて得た口数</p> <p>② 保有欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数 (特別受益者の申出がされているものに限る。) から、特別受益者ごとの振替投資信託受益権の口数から当該口数にそれぞれ減少比率を乗じて得た口数 (端数は切り捨て。) を減じて得た口数の合計口数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄 (以下、質権欄という。) における記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数の計算</p> <p>機構及び口座管理機関は、併合日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録されている投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から減少させるべき口数を減じた口数を算出する。</p> <p>減少させるべき振替投資信託受益権の口数は、次の口数とする。</p> <p>① 質権欄に記録されている受益者ごとの投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数から、当該数にそれぞれ減少比率を乗じて得た口数 (端数は切り捨て。) を減じて得た口数の合計口数</p> <p>(5) 機構加入者による新投資信託受益権口数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告</p> <p>直接口座管理機関は、併合日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時</p> <p>イ 統合Web端末 併合日の前営業日の午前9時から午後8時</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード</p> <p>③ 区分口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数 ((4) で計算した口数)</p>	<p>※ 振替投資信託受益権については、登録質に係る取扱いはない。</p> <p>(業 277 条の 13、施 355 条の 14)</p> <p>※ 「新投資信託受益権口数申告」の通知は、システム上、振替株式に係る「新株式数申告」を利用する。</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から併合日に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の合計口数の通知を受けたときは、機構に対し、当該口数を併せて通知する。</p> <p>※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合には、以下の取扱いとする。</p>

内 容	備 考
<p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、併合日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 （b）取扱時間 ア ファイル伝送 併合日の前営業日の午前3時から午後8時 イ 統合W e b 端末 併合日の前営業日の午前9時から午後4時 （c）主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 投資信託受益権併合銘柄の銘柄コード ③ 区分口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数（（4）で計算した口数）</p> <p>（6）機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p>	<p>・併合日の前営業日に統合W e b 端末から訂正を行う場合には、入力済の申告を取り消したうえで統合W e b 端末からの再入力により、ファイル伝送により訂正を行う場合には、前日請求ファイルの再送による。</p> <p>・併合日及び併合日の翌営業日に訂正を行う場合には、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。</p> <p>・併合日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、訂正不可となる。</p> <p>※ 「新投資信託受益権口数申告」のデータ設定については接続仕様書の「株式等振替システム 参考資料（新株式数申告の入力について）」参照。</p> <p>※ 「新投資信託受益権口数申告」を伴う受益者確定日が定められた場合には、担保の解除を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている投資信託受益権は記録されていないものとする。</p> <p>（業 277 条の 13、施 355 条の 15）</p>

内 容	備 考
<p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、(4) a で計算した減少させるべき口数の減少の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、(4) b で計算した減少させるべき口数の減少の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、併合日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている投資信託受益権併合銘柄について、当該直近下位機関からの「新投資信託受益権口数申告」に基づき、減少の記録をする。</p> <p>(7) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの(3)の「総受益者通知日程案内」に従い、受益者確定日（併合日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの投資信託受益権併合銘柄に係る情報を、併合日及びその翌営業日において、「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(8) 機構による割当計算 a 割当計算対象受益者 機構は、併合日の翌営業日に、併合日の前営業日における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法</p>	<p>※ 特別受益者管理簿についても、併合日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿に記録された特別受益者ごとの振替投資信託受益権の口数にそれぞれ減少比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）を減じて得た口数の減少の記録をする。</p> <p>(業 283 条の 5、施 356 条の 5 から 356 条の 8 まで)</p> <p>※ 「総受益者報告」を行う場合には、システム上、振替株式に係る「総株主報告データ」を利用する（第 2 章第 9 節「総株主通知に係る手続」参照）。</p> <p>(業 277 条の 14、施 355 条の 16 及び 355 条の 17)</p> <p>※ 併合によって生ずる調整投資信託受益権口数の記録処理の概要については、株式併合の場合の端数調整後株数の記録イメージ（第 2 章第 6 節資料 2-6-3）参照。</p> <p>※ 受益者ごとの投資信託受益権併合銘</p>

内 容	備 考
<p>機構は、投資信託受益権併合銘柄について、受益者ごとに、当該受益者の投資信託受益権併合銘柄の口数（当該受益者の保有欄に記録されていた口数と、略式譲渡担保権者又は略式質権者の口座に記録されている当該受益者の投資信託受益権併合銘柄の口数を合計した口数。）に減少比率を乗じて得た口数を算出する。さらに、当該口数から併合日において各口座に記録されるべき口数の合計口数を減じて得た口数（以下「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整投資信託受益権口数のうち整数 受益者の自己口のうち、併合日の前営業日において最も大きい投資信託受益権併合銘柄の口数を記録していた口座（最も大きい口数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整投資信託受益権口数のうち小数点以下の口数（端数）の合計口数（小数点以下切捨て） 発行者が機構に届け出た口座</p> <p>(9) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(8)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、併合日から起算して3営業日目の日に、併合日にその口座に投資信託受益権併合銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 併合日から起算して3営業日目の日（総受益者通知日）の午前3時から午後8時</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 投資信託受益権併合銘柄及び銘柄コード</p> <p>③ 総受益者通知事由（増減資の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（調整投資信託受益権口数のうち小数点以下の口数の合計口数（小数点以下切捨て）の割当てを受ける発行者が機構に届け出た口座の加入者口座コードを含む）</p> <p>⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整投資信託受益権口数を含む。）</p> <p>⑦ 調整投資信託受益権口数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑧ 調整投資信託受益権口数</p> <p>⑨ 調整投資信託受益権口数の効力発生日</p>	<p>柄の口数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した口数とする。</p> <p>※ 調整投資信託受益権口数は、譲渡担保設定者又は質権設定者となる加入者の保有欄へ割当てを行い、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、略式質権の設定された振替投資信託受益権又は特別受益者の申出のされた振替投資信託受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業 277 条の 14)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（投資信託受益権併合銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>(10) 機構による総受益者通知</p> <p>機構は、併合に係る受益者確定日（併合日の前日）における投資信託受益権併合銘柄の受益者について、投資信託受益権併合銘柄の受託会社に対し、併合日から起算して3営業日目の日に「総受益者通知」を通知する。</p> <p>(11) 機構及び口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続</p> <p>a 機構における調整投資信託受益権口数の記録</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p>	<p>(業 283 条の 6、施 356 条、356 条の 8 及び 356 条の 9)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の投資信託受益権併合銘柄の受益者ごとの振替投資信託受益権の口数及び発行者が機構に届け出た口座に記録すべき投資信託受益権併合銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、「総受益者通知」により当該受託会社へ通知する。</p> <p>※ 「総受益者通知」の通知は、システム上、振替株式に係る「総株主通知」を利用する（第2章第9節「総株主通知に係る手続」参照。）。</p> <p>※ 機構は、「総受益者通知」を通知することで振替法第121条の2第6項に基づく発行者に対する併合に係る振替投資信託受益権併合銘柄の口数に係る通知を行う。なお、発行者はその受託会社に対して、「総受益者通知」を受領する権限をあらかじめ与えておく必要がある（第9節「総受益者通知に係る手続」参照。）。</p> <p>(業 283 条の 6、施 355 条の 18)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新投資信託受益権口数申告に基づき併合日に振替口座簿に記録した口数と配分明細通知データに不整合があった場合には、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、併合日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。</p> <p>(12) 併合に際しての留意事項</p> <p>a 交換時抹消予定情報通知等の通知の制限</p> <p>b 個別移行申請に係る受付の制限</p> <p>2. 分割の取扱い</p> <p>1. 「併合の取扱い」に準じる。</p>	<p>※ 機構及び口座管理機関は、新投資信託受益権口数申告に基づき併合日に振替口座簿に記録した口数と配分明細通知データに不整合があった場合には、必要な修正を行う。</p> <p>※ 第5節「抹消手続」の4.「交換時抹消予定情報通知等の通知の制限」を参照。</p> <p>※ 第13節「特例投資信託受益権の移行に係る取扱い」の7.「移行申請に係る受付制限」を参照。</p> <p>(業 277 条の 15 及び 16、施 355 条の 19 から 355 条の 26 まで及び 356 条から 356 条の 9 まで)</p>

以 上

第7節 信託の併合に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 信託の併合に係る各信託の受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付する場合（法第121条の3）の手続</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知 従前の信託の振替投資信託受益権の発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄及び銘柄コード ② 従前の信託の受益者に対して交付する振替投資信託受益権の銘柄（以下、新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄という。） ③ 割当比率 ④ 信託の併合の日程 ⑤ 信託併合効力発生日 ⑥ 従前の信託の受益者に対して交付する新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄の振替投資信託受益権の口数（以下、1.において「交付する投資信託受益権の口数」という。）の総口数及び銘柄情報（公示情報）</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>（業277条の17から277条の18まで、施355条の27から355条の34まで） ※ 処理フローについては、参考14参照。</p> <p>（業12条） ※ 発行者は、通知の後に信託の併合を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。 ※ 左記の通知は、法第121条の3第1項の通知である。 ※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>（業285条） ※ 機構は、発行者から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。 ※ 公示についての詳細は、第13節「振替投資信託受益権の総口数等の公示」参</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する信託の併合に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託併合効力発生日の1ヶ月前の日に(信託併合効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 ② 新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 割当比率 ④ 信託併合効力発生日 ⑤ 新投資信託受益権口数申告日 ⑥ 調整投資信託受益権口数記録日</p> <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄 ② 新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄 ③ 総受益者通知事由 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内(総受益者報告対象口数通知日、総受益者報告データ報告日(自/至)、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日) ⑥ 効力発生日(信託併合効力発生日)</p>	<p>照</p> <p>(業12条)</p> <p>(業285条の3)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>⑦ 受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）</p> <p>⑧ 割当比率</p> <p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に信託併合効力発生日において記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数の計算 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数を算出する。 記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数は、次の①と②の合計口数とする。</p> <p>① 保有欄に記録されている従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数（特別受益者の申出がされていないものに限る。）に割当比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）</p> <p>② 保有欄に記録されている従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数（特別受益者の申出がされているものに限る。）について、特別受益者ごとの振替投資信託受益権の口数にそれぞれ割当比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）の合計口数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に信託併合効力発生日において記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数の計算 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数を算出する。 記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数は、質権欄に記録されている受益者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数にそれぞれ割当比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）の合計口数とする。</p> <p>(6) 機構加入者による新投資信託受益権口数申告</p> <p>a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間 ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末</p>	<p>(業 277 条の 17)</p> <p>(業 277 条の 17)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から信託併合効力発生日に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数の合計口数の通知を受けたときは、機構</p>

内 容	備 考
<p>信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数 (全加入者分の合算値)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告 (担保専用口及び信託口)</p> <p>担保専用口及び信託口 (信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。)</p> <p>を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新投資信託受益権口数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数</p>	<p>に対し、当該口数を併せた口数を通知する。</p> <p>※ 新投資信託受益権口数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新投資信託受益権口数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新投資信託受益権口数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・ 信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 <p>※ 新投資信託受益権口数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている投資信託受益権は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録の抹消と、(5) aで計算した交付する振替投資信託受益権の口数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録の抹消と、(5) bで計算した交付する振替投資信託受益権の口数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新投資信託受益権口数申告に基づき交付する振替投資信託受益権の口数を記録する。</p> <p>(8) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、信託併合効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(9) 機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象受益者 機構は、信託併合効力発生日の翌営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替投</p>	<p>(業 277 条の 17)</p> <p>※ 信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した従前の信託である振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数にそれぞれ割当比率を乗じて得た口数（端数は切り捨て。）の新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(業 283 条の 5)</p> <p>※ 総受益者報告の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 277 条の 18)</p>

内 容	備 考
<p>資信託受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法</p> <p>機構は、受益者ごとに、当該受益者の従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数（当該受益者の保有欄に記録されていた口数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益者の口数を合計した口数。）に割当比率を乗じて交付する振替投資信託受益権の口数を算出する。当該口数から信託併合効力発生日において各口座に記録されるべき口数の合計口数を減じて得た口数（以下「調整投資信託受益権口数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整投資信託受益権口数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託併合効力発生日の前日において最も大きい振替投資信託受益権の口数を記録していた口座（最も大きい口数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整投資信託受益権口数のうち小数点以下の口数（端数）の合計口数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(10) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日（総受益者通知日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>③ 総受益者通知事由（増減資等の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替投資信託受益権が交付される場合に調整投</p>	<p>※ 受益者ごとの従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した口数とする。</p> <p>※ 調整投資信託受益権口数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、質権の設定された振替投資信託受益権又は特別受益者の申出のされた振替投資信託受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業 277 条の 18)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替投資信託受益権の口数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（信託の併合により新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>資信託受益権口数のうち小数点以下の口数の割当てを受ける発行者の自己口を含む)</p> <p>⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整投資信託受益権口数を含む。）</p> <p>⑦ 調整投資信託受益権口数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑧ 調整投資信託受益権口数</p> <p>⑨ 調整投資信託受益権口数の効力発生日</p> <p>(11) 機構による総受益者通知</p> <p>機構は、信託の併合に係る受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）における従前の信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者について、受託会社に対し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>(12) 機構及び口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続</p> <p>a 機構における調整投資信託受益権口数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整投資信託受益権口数の記録手続</p>	<p>(業 283 条の 6)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄の受益者ごとの振替投資信託受益権の口数及び発行者の自己口に記録すべき新たな信託の振替投資信託受益権の銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る受益者ごとの小数点以下の口数を、総受益者通知により受託会社に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 277 条の 18)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新投資信託受益権口数申告に基づき信託併合効力発生日に振替口座簿に記録した口数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整投資信託受益権口数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整投資信託受益権口数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整投資信託受益権口数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整投資信託受益権口数を記録すべき顧客口において、当該口数の増加の記録をする。</p>	
<p>2. 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付する場合の手續</p> <p>(1) 信託の併合により消滅すべき受益権が記名受益権である場合（法第121条において読み替えて準用する第86条の2） 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権を除く。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合（第3節（5））参照</p> <p>(2) 信託の併合により消滅すべき受益権が無記名受益権である場合 信託の併合により消滅すべき受益権（無記名受益権に限る。）が振替投資信託受益権でない場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付することによって新規記録される場合（第3節（6））参照</p>	<p>（業277条の19、施355条の35） ※ 処理フローについては、参考15参照。 ※ 実際の処理は第2章第2節「新規記録手續」の第4「募集以外の事由による振替株式の発行等」8.「合併等の対価として消滅会社等（その株式が振替株式でないものに限る。）の株主に対して交付される振替株式」別紙2-2-1「合併等において非振替株式に振替株式を割り当てる場合の手續」1-1.「吸収合併」に準じる。ただし、（7）cを除く。</p> <p>※ 処理フローについては、参考16参照。 ※ 実際の処理は第3節「新規記録手續」2.「新規記録の取扱い」（1）「機構取扱株式等の拠出によって新規記録され</p>

内 容	備 考
<p>3. 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付する場合（法第121条の4）の 全部抹消手続（第5節）参照</p>	<p>る場合（新規記録の早期化の条件を満たさない場合）」に準じる。</p> <p>（業277条の20、施355条の36） ※ 処理フローについては、参考17参照。</p>

以 上

第8節 リコンサイルの手続

内 容	備 考
<p>1. 発行者における振替口座簿に記録すべき口数についての照合</p> <p>(1) 機構による通知</p> <p>機構は、毎営業日の午前7時から午後8時までの間に、すべての発行者に対して、当該発行者が発行するすべての振替投資信託受益権について、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、次に掲げる事項を「口座処理結果ファイル（残高及び処理明細）」にて通知する。</p> <p>① 銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数（前々営業日及び前営業日の確定残高、当日の振替開始時の残高）</p> <p>② 前々営業日振替終了時から前営業日振替終了時、前営業日振替終了時から当日振替開始時の間の新規記録又は抹消した口数</p> <p>(2) 発行者における照合</p> <p>発行者は、機構から（1）の通知を受けた日に、通知された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数と自ら管理する口数との照合を行う。</p> <p>(3) 発行者における照合で口数に相違があることとなった場合の手続</p> <p>発行者は、（2）の照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に対して、電話及びTarget保振サイトにて連絡をする。発行者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>2. 機構加入者における振替口座簿に記録すべき口数についての照合</p> <p>(1) オンライン業務終了後の手続</p> <p>a 機構による通知</p> <p>機構は、毎営業日のオンライン業務終了後の午後4時30分から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、次に掲げる事項等を「残高確認データ」にて通知する。</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 銘柄コード</p> <p>③ 各区分口座に記録された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数</p>	<p>(業 279 条)</p> <p>※ 「リコンサイル不一致連絡票（発行者用）」については、機構ホームページに掲載の書式（ST06-10）を参照。</p>

内 容	備 考
<p>④ 機構加入者の各区分口座に係るほふりクリアリング口座の銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数</p> <p>b 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から（１）aの通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>c 機構加入者における照合で口数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、（１）bの照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に対して、電話及びTarget保振サイトにて連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p> <p>（２）夜間バッチ終了後</p> <p>a 機構による通知 機構は、毎営業日の午前３時から午後８時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、機構加入者の区分口座ごとに、次に掲げる事項等を「帳表ファイル（機構加入者別口座残高表及び機構加入者別口座処理明細表）」にて通知する。</p> <p>① 機構加入者の各区分口座に記録された銘柄ごとの振替投資信託受益権の口数 ② 質権口に記録されている振替投資信託受益権の受益者の加入者口座コード及び当該受益者ごとの振替投資信託受益権の銘柄及びその口数</p> <p>b 機構加入者における照合 機構加入者は、機構から（２）aの通知を受けた日に、その内容と、自らが管理する情報との照合を行う。</p> <p>c 機構加入者における照合で口数に相違があることとなった場合の手続 機構加入者は、（２）bの照合結果に相違がある銘柄がある場合には、直ちに、機構に対して、電話及びTarget保振サイトにて連絡をする。機構加入者及び機構は、相違があることとなった理由を確認し、必要な修正を行う。</p>	<p>※ 「リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）」については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。</p> <p>※ 「リコンサイル不一致連絡票（口座管理機関用）」については、機構ホームページに掲載の書式（ST01-15）を参照。</p>

以上

第9節 超過記録発生時の取扱い

内 容	備 考
<p>「超過記録発生時の取扱い」については、第2章第15節「超過記録発生時の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業280条)</p> <p>※ 第2章第15節「超過記録発生時の取扱い」の以下の①～⑦には、準じない。</p> <p>① 第1 1.(1) f</p> <p>② 第1 1.(2) f</p> <p>③ 第1 2.(1)</p> <p>④ 第1 2.(2) a 及び b 並びに c の柱書</p> <p>⑤ 第2 1.(1) d 及び e</p> <p>⑥ 第2 1.(2) b 及び c</p> <p>⑦ 第2 2. 及び 3.</p> <p>※ 機構は、機構の振替口座簿に記録された振替投資信託受益権の口数と当該振替投資信託受益権の総口数との間に不一致があり、不一致の解消ができなかった場合には、第2章第15節「超過記録発生時の取扱い」の第1 2.(2) c (a) 及び (b) の措置をとる。</p>

以 上

第 10 節 総受益者通知に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 総受益者通知に係る受益者確定日及び通知受益者</p> <p>(1) 受益者確定日</p> <p>機構は、次の各号に掲げる事由（以下「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替投資信託受益権の受託会社に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下「受益者確定日」という。）として、総受益者通知をする。</p> <p>① 信託の計算期間終了日が到来したとき。 当該計算期間終了日</p> <p>② 発行者が振替投資信託受益権に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>③ 特定の銘柄の振替投資信託受益権について併合又は分割をしようとする場合であって、併合又は分割の日が到来したとき。 当該併合又は分割の日の前日</p> <p>④ 信託の併合に係る各受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日</p> <p>⑤ 信託の併合により消滅すべき受益権が振替投資信託受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替投資信託受益権でない受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日</p> <p>⑥ 特定の銘柄の振替投資信託受益権の償還に伴い、当該振替投資信託受益権の抹消が行われるとき。 当該振替投資信託受益権に係る投資信託の終了の日</p> <p>⑦ 機構が法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合又は法第 41 条第 1 項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日</p> <p>⑧ 機構が特定の銘柄の振替投資信託受益権の取扱いを廃止したとき（⑥に規定する総受益者通知事由に係る総受益者通知をしているときを除く。）。 当該取扱いを廃止した日の前日</p> <p>(2) 通知受益者</p> <p>機構は、次の①～⑤に掲げる口数について、当該①～⑤にそれぞれ定める者を受益者確定日における総受益者通知の対象とする受益者（以下「通知受益者」という。）として、総受益者通知をする。この場合において、当該①～⑤に掲げる口数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。</p> <p>① 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権の口数（②、④及び⑤を除く。）</p>	<p>(業 283 条)</p> <p>※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日の前後 7 営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない。</p> <p>(業 283 条の 2)</p>

内 容	備 考
<p>当該口座の加入者</p> <p>② 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替投資信託受益権の口数のうち特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。）に記載又は記録がされている口数 当該特別受益者管理簿に記載又は記録がされている口数に係る特別受益者</p> <p>③ 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権投資信託受益権の口数 当該質権投資信託受益権に係る受益者</p> <p>④ 機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記録がされている振替投資信託受益権であって、機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている口数（②の口数を除く。） 機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている当該振替投資信託受益権に係る信託財産名義</p> <p>⑤ 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替投資信託受益権の口数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替投資信託受益権に係る信託財産名義</p> <p>(3) 総受益者通知請求 発行者は、投資信託約款にあらかじめ規定している場合には、機構に対して、当該発行者が定める受益者確定日の受益者についての総受益者通知の請求（以下「総受益者通知請求」という。）を次の a から e までに掲げるところにより行うことができる。</p> <p>a 総受益者通知の請求事由 発行者は、投資信託約款において、総受益者通知請求を行う旨及び請求事由をあらかじめ規定している場合には、当該事由の範囲において、機構に対して、総受益者通知請求を行うことができる。</p> <p>なお、総受益者通知請求に当たっては、総受益者通知の請求事由に、次に掲げる場合に該当する事情が存在するか否かを申告するものとする。</p> <p>① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき ② 犯罪目的を有するとき ③ 公序良俗に反するとき ④ 第三者への漏えいを目的とするとき ⑤ 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき ⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき</p>	<p>(業 283 条の 7 の 2、施 356 条の 13 の 2、356 条の 13 の 3)</p> <p>※ 総受益者通知の請求事由は、その内容が具体的に規定されていることが望ましい。</p> <p>※ 総受益者通知の請求事由に当該事情が存在する場合には、機構はその請求を受理しない。</p>

内 容	備 考
<p>b 通知期限 受益者確定日の前日から起算して7営業日前の日</p> <p>c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総受益者通知請求書」を機構に対して提出する。</p> <p>d 取扱時間 随時</p> <p>e 通知内容 ① 受益者確定日</p> <p>② 総受益者通知請求の対象となる銘柄</p> <p>③ 総受益者通知請求を行う理由が投資信託約款において定められた事由が生じたためである旨</p> <p>④ 総受益者通知請求を行う理由が a①～⑥に該当するか否かの別</p> <p>2. 総受益者通知の手続 「総受益者通知の手続」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の2.「総株主通知の手続」に準じる。ただし、総受益者通知事由が1. (1) ②、③、④及び⑤のうち発行者に対して通知すべきものに該当する場合には、発行者は受託会社に対して総受益者通知を受領する権限をあらかじめ与えなければならぬ。</p> <p>3. 発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い 「発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の4.「発行者に対する株主情報の変更情報の提供」に準じる。</p>	<p>※ 受益者確定日が休業日である場合には、当該休業日の前営業日が受益者確定日である場合と同じ通知時限とする。</p> <p>※ 総受益者通知請求書は、機構ホームページに掲載の書式 (ST80-07) を参照。</p> <p>※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。</p> <p>(業 283 条の 7 の 3、施 356 条の 13 の 4)</p> <p>※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日の前後 7 営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。</p> <p>(業 283 条の 3 から 283 条の 6 まで、施 356 条から 356 条の 10 まで)</p> <p>(業 283 条の 7、施 356 条の 11 から 357 条の 13 まで)</p>

以 上

第 11 節 振替口座簿の情報提供請求の手続

内 容	備 考
<p>1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求の手続」</p> <p>1. 加入者による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。</p> <p>2. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続は、第 2 章第 11 節「振替口座簿の情報提供請求の手続」</p> <p>3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続に準じる。ただし、(1) a ③から⑥まで及び (2) b (a) ③から⑤までを除く。</p>	<p>(業 287 条、施 359 条)</p>

以 上

第 12 節 分配金に関する取扱い

内 容	備 考
<p>振替投資信託受益権の分配金の取扱いは、「振替株式の配当金の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業 283 条の 3)</p> <p>※ 振替株式の配当金の取扱いについては、第 2 章第 14 節「配当金に関する取扱い」を参照。</p> <p>※ 振替制度外で受益証券が発行されている特例投資信託受益権に係る分配金については、機構が備える振替受入簿及び振替口座簿への移行が完了するまで、株式数比例配分方式を利用して受領することができない(特例投資信託受益権の移行に係る取扱いについては、第 12 節を参照)。</p>

以上

第13節 振替投資信託受益権の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>第1 発行者による通知</p> <p>1. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴う場合）</p> <p>発行者は、その発行する振替投資信託受益権に上場廃止の原因となる事実が発生し、かつ振替投資信託受益権の償還（以下単に「償還」という。）に係る決定をした場合には、速やかに（信託終了日の2週間前の日までに）、機構に対しTarget 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 上場廃止となる振替投資信託受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日 ⑤ 償還金支払日 ⑥ 償還金の支払に係る手続の日程 ⑦ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>添付書類</p> <p>① 償還金を支払う旨及び償還金支払に係る日程を決定及び公表したプレスリリース</p> <p>2. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴わない場合）</p> <p>発行者は、その発行する振替投資信託受益権に上場廃止の原因となる事実（信託の併合が上場廃止の原因となる場合の信託の併合の決定又は決議を除く。）が発生した場合には、速やかに、機構に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 上場廃止となる振替投資信託受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日（決定している場合のみ） ⑤ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>第2 機構による取扱廃止</p> <p>機構は、発行者から第1の通知を受けた場合には、金融商品取引所における売買に係る最終売買決済日の翌営業日に、上場廃止された振替投資信託受益権（以下「取扱廃止銘柄」という。）の取扱いを廃止する。ただし、機構が取扱いを継続する必要があると認めるときは、別に機構が定める日まで、その取扱いを継続することができる。</p>	<p>（業12条、277条の6の2、施6条、355条の6の2、355条の6の3）</p> <p>※ 発行者は、通知の後に償還金支払日が変更されたときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>（業12条、施6条）</p> <p>※ 1.の通知をした場合には、2.の通知は不要。</p> <p>（業9条、施5条）</p> <p>※ 機構は、特定の銘柄の振替投資信託受益権について、発行者が次の要件をすべて満たした場合には、業務規程第9条第2項に規定する取扱いを継続する必要があると認めるときに該当するものと</p>

内 容	備 考
<p>第3 償還を伴う取扱廃止手続</p> <p>1. 機構による償還及び取扱廃止に係る通知</p> <p>(1) 発行者への取扱廃止に係る通知</p> <p>機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(2) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する償還及び取扱廃止に係る事項の通知</p> <p>振替投資信託受益権について上場廃止及び償還に係る決定がされ、機構が取扱いを廃止することとしたときは、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日（信託終了日） ⑤ 償還金支払日</p>	<p>して、その取扱いを継続するものとする。ただし、この場合における取扱いを継続する日数は、②に規定する日数を上限とする。</p> <p>① 金融商品取引所が上場廃止を公表した後、速やかに、信託の終了に伴い償還を行うこと並びに償還金の支払に係る日程を決定及び公表していること</p> <p>② 償還金の支払日が信託終了日から40日以内であること</p> <p>※ 上記以外に取扱いを継続する必要があると認められる場合としては、上記1. ⑦又は2. ⑤の通知が行われ、第2章第16節(10)に準じた取扱いが行われる場合が考えられる。</p> <p>(業10条)</p> <p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。</p> <p>(業12条、277条の6の2、施6条、355条の6の4)</p> <p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日（信託終了日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 取扱廃止銘柄 ② 総受益者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細区分 ④ 日程案内（総受益者報告対象口数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日） ⑤ 受益者確定日（信託終了日）</p> <p>2. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託終了日）において振替口座簿に記載されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>3. 機構による総受益者通知 機構は、償還に係る受益者確定日（信託終了日）における取扱廃止銘柄の受益者について、受託会社に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>4. 振替口座簿の記載又は記録の抹消 (1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿におけ</p>	<p>(業 283 条の 3) ※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業 283 条の 5) ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 283 条の 6) ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(277 条の 6 の 4、施 355 条の 6 の 5) ※ 振替口座簿の記載又は記録の抹消手続きについては、第 5 節「抹消手続」5.</p>

内 容	備 考
<p>る取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>(2) 処理結果の通知</p> <p>a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>c 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>第4 償還を伴わない取扱廃止手続</p> <p>1. 機構による取扱廃止に係る通知</p> <p>(1) 発行者への取扱廃止に係る通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(2) 機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、振替投資信託受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄</p>	<p>参照。</p> <p>※ 償還金が信託終了日から40日以内に支払われない場合（第1の1.⑦の通知が行われ、第2章第16節（10）に準じた取扱いが行われる場合を除く）には、信託終了日から40日を経過した日に、第4-2.に基づき振替口座簿の記載又は記録の抹消を行う。</p>

内 容	備 考
<p>② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日 ⑤ その他必要な事項</p> <p>(3) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び受託会社に通知する。 a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末（画面照会） b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 取扱廃止銘柄 ② 総受益者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細区分 ④ 日程案内（総受益者報告対象口数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日等） ⑤ 全部抹消日 ⑥ 受益者確定日</p> <p>2. 振替口座簿の記載又は記録の抹消 (1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>(2) 処理結果の通知</p>	<p>※ 「その他必要な事項」とは、取扱廃止日に取扱いを廃止する銘柄についての振替口座簿の記録はすべて抹消する旨等の事項である。</p> <p>(業 283 条の 3) ※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業 284 条)</p>

内 容	備 考
<p>a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>c 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>3. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（取扱廃止日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替投資信託受益権の口数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>4. 機構による総受益者通知 機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）における取扱廃止銘柄の受益者について、受託会社に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p>	<p>(業 283 条の 5) ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 283 条の 6) ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 10 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p>

以 上

第 14 節 振替投資信託受益権の総口数等の公示

内 容	備 考
<p>1. 公示の時期</p> <p>機構は、振替投資信託受益権について新規記録を行った場合又は信託の併合により新たな銘柄の振替投資信託受益権について増加の記録をした場合には、発行者からの銘柄情報の通知に基づき、新規記録日又は信託併合効力発生日の翌営業日に、振替投資信託受益権の内容及び総口数を機構ホームページにおいて公示する。</p> <p>2. 公示の内容</p> <p>(1) 振替投資信託受益権の銘柄</p> <p>(2) 投資信託契約締結当初の信託の元本の額及び振替投資信託受益権の総口数</p> <p>(3) 受託会社の商号</p> <p>(4) 委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権にあつては、委託者の商号（当該委託者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）</p> <p>(5) 振替投資信託受益権の口数</p> <p>(6) 委託者非指図型投資信託にあつては、合同して運用する元本の総額及びこれに相当する口数</p> <p>(7) 信託契約期間</p> <p>(8) 信託の元本の償還及び収益の分配の時期及び場所</p> <p>(9) 受託会社及び委託者の受ける信託報酬その他の手数料の計算方法並びにその支払の方法及び時期</p> <p>(10) 公募、適格機関投資家私募、特定投資家私募又は一般投資家私募の別</p> <p>(11) 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託の振替投資信託受益権については、追加信託をすることができる元本の限度額</p> <p>(12) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合においては、当該委託者がその運用の指図に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>(13) 受託会社が運用に係る権限を委託する場合においては、当該受託会社がその運用に係る権限を委託する者の商号又は名称（当該者が適格投資家向け投資運用業を行うことにつき金融商品取引法第29条の登録を受けた金融商品取引業者であるときは、その旨を含む。）及び所在の場所</p> <p>(14) (12)及び(13)の場合における委託に係る費用</p> <p>(15) 委託者が運用の指図に係る権限を委託する場合又は受託会社が運用に係る権限を委託する場合にお</p>	<p>(業 285 条、施 357 条)</p> <p>※ 新規記録日の翌営業日以降、新規記録を行った銘柄の取扱を廃止するまで公示を行う。</p>

内 容	備 考
<p>るその委託の内容</p> <p>(16) 証券投資信託のうち、次に掲げるもの以外については、投資信託約款に定める買取り又は償還の価額が当該信託の元本を下回る事となる場合においても当該価額を超える価額によって買取り又は償還を行うことはない旨の表示</p> <p>イ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号イに規定する公社債投資信託</p> <p>ロ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第13条第2号ロに規定する親投資信託</p> <p>ハ 前イ及びロに掲げるもののほか、その設定当初の投資信託約款に別段の定めのあるもの</p> <p>(17) 振替投資信託受益権の総口数</p> <p>(18) その他機構が定める事項</p>	<p>※ (17)については、総口数に増減があった都度、増減のあった日の翌営業日に更新する。</p>

以上

第 15 節 特例投資信託受益権の移行に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 移行申請（個別移行方式）</p> <p>特例投資信託受益権について権利を有する受益者（以下、単に「受益者」という。）が、その有する特例投資信託受益権の移行申請を行う場合には、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、機構への移行申請を委任する。</p> <p>なお、移行申請の委任を受けた口座管理機関が間接口座管理機関である場合には、その上位の機構加入者に対して移行申請手続を委任する。</p>	<p>（業附 24 条 1 項から 5 項まで）</p> <p>※ 個別移行の処理フローについては、参考 18 参照。</p> <p>※ 受益者は、移行申請を委任した口座管理機関に開設した口座以外の口座を移行先口座として指定することはできない。</p> <p>※ 間接口座管理機関が機構に対して直接移行申請を行うことも認めるが、その場合、振替口座簿記録予定日や受益証券の口数等の情報について、上位機関に通知しておく必要がある。</p>
<p>2. 口座管理機関による移行申請</p> <p>（1）個別移行の日程調整</p> <p>移行申請に際し、口座管理機関は、移行日の前営業日の正午までに機構に対し、受益証券の持込みスケジュール、持込み枚数等について電話にて連絡を行い、機構と個別移行の日程を調整後、「移行申請連絡票」を Target 保振サイトにて提出する。</p>	<p>※ 事務上の制約から、一定数量以上の受益証券の移行申請については、必ずしも希望どおりに移行申請を受け付けることができない場合もある。</p>
<p>（2）受益証券の有効性の確認</p> <p>移行申請を行う口座管理機関は、受益証券が以下に掲げる各項目に該当しないことを確認する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 公示催告の申立て中である受益証券 ② 除権決定がなされた受益証券 ③ 偽造又は変造された受益証券 ④ 汚損又は毀損している受益証券 ⑤ 口数の表示が現在の投資信託受益権の内容と異なる受益証券 	<p>※ 移行申請を行う口座管理機関は、必要に応じて受益証券の発行者に対しても受益証券の有効性の確認を行う。</p> <p>※ 移行申請を行う口座管理機関は、マイクロフィルム等により受益証券の記番号を記録する。</p>
<p>（3）機構に対する個別移行申請書等の提出</p> <p>口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、Target 保振サイトにて個別移行申請書及び振替口座簿記録データを提出することにより、移行申請を行う。</p>	<p>（業附 24 条 6 項から 10 項まで、施附 24 条）</p> <p>※ 移行申請データは機構が Target 保振</p>

内 容	備 考
<p>個別移行申請書の記載項目は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 銘柄コード ③ 銘柄名 ④ 受益証券の券種 ⑤ 受益証券の枚数 ⑥ 特例投資信託受益権の口数 ⑦ 特例投資信託受益権の記録先の機構加入者コード <p>振替口座簿記録データの記載項目は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 銘柄コード ③ 特例投資信託受益権の口数 ④ 特例投資信託受益権の記録先の機構加入者コード ⑤ 振替口座簿記録日 ⑥ 信託財産表示区分 <p>(4) 機構に対する受益証券等の提出</p> <p>口座管理機関は、移行日の正午までに、機構に対して、提出書類等明細書、受益証券及び振替受入簿データを提出する。</p> <p>振替受入簿データの記載項目は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請取扱者コード（移行申請取扱口座管理機関の口座管理機関コード） ② 銘柄コード ③ 特例投資信託受益権の券種 ④ 特例投資信託受益権の記録先の機構加入者コード ⑤ 受益者の氏名又は名称及び住所 ⑥ 振替口座簿記録日 ⑦ 受益証券の記番号 	<p>サイト上で提供する「特例 CB・特例 ETF 移行申請データ作成ツール」により作成する（Target 保振サイトの「書類ダウンロード」に掲載の「特例新株予約権付社債及び特例投資信託受益権の移行手続」参照。）。</p> <p>※ 振替口座簿記録データ及び振替受入簿データの作成方法については「株式等振替システム 参考資料（特例新株予約権付社債の移行申請データの作成方法について）」参照。</p> <p>※ 同一銘柄の移行申請に際して、受益者が複数となる場合には、受益者ごとに振替口座簿記録データを作成する。</p> <p>※ 口座管理機関の担当者は、受益証券を機構に提出する際、身分証明書を提示する。身分証明書の不携帯の場合には、移行申請を受け付けない。</p> <p>※ Target 保振サイトにて個別移行申請書等が提出されていない場合、又は提出された受益証券等に不備がある場合には、機構は移行申請を受け付けない。</p> <p>※ 機構は、振替口座簿記録データの内容が正しいことを確認した後に、受益証券等を受領する。</p>

内 容	備 考
<p>3. 振替受入簿への記録 機構は、口座管理機関から受け付けた移行申請の内容を確認の上、移行日に、その申請内容に基づき、振替受入簿への記録を行う。</p> <p>4. 振替口座簿への記録 機構は、振替口座簿記録データに基づき、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）に、振替口座簿へ増加の記録を行う。</p> <p>(1) 機構が移行先口座を開設している場合の手続 機構は、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）において、機構加入者の自己口への増加の記録を行う。</p> <p>(2) 口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理 a 機構による顧客口への記録 機構は、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）において、機構加入者の顧客口への増加の記録を行う。</p> <p>b 口座管理機関による移行先口座への記録 口座管理機関は、移行日の振替処理終了時（午後3時30分）において、移行先口座への増加の記録を行う。間接口座管理機関が移行先口座を開設している場合には、その上位の口座管理機関は、</p>	<p>※ 振替受入簿データは Target 保振サイトにより提出する。</p> <p>※ 振替口座簿記録日の日付は、移行日とする。</p> <p>※ 提出書類等明細書については、機構ホームページに掲載の書式を参照。</p> <p>※ 振替口座簿記録データの読み込み時に、当該データの不備等が判明した場合には、機構は、移行申請を行った口座管理機関に不備内容を連絡し、振替口座簿記録データの再提出を依頼する。</p> <p>(業附 25 条)</p> <p>(業附 27 条)</p> <p>(施附 25 条)</p>

内 容	備 考
<p>間接口座管理機関の口座の顧客口への増加の記載又は記録を行うとともに、必要事項を間接口座管理機関に通知する。</p> <p>5. 振替受入簿への記録済通知 機構は、3. において、振替受入簿への記録を行った場合には、受益証券の発行者に対し、無効処理済の受益証券を郵送することで、振替受入簿への記録を行った旨の通知を行う。</p> <p>6. 振替口座簿への記録済通知 (1) 移行日当日における処理結果の通知 機構は、移行日の午後3時30分以降に、発行者に対し統合Web端末により、機構加入者及び受益者名簿管理人に対し統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続により、「新規記録済通知」を配信することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、発行者、機構加入者及び受益者名簿管理人は移行内容を確認する。</p> <p>(2) 機構加入者への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、4. において振替口座簿へ増加記録をした機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、機構加入者は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>(3) 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、移行日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知することで、振替口座簿へ記録した特例投資信託受益権の口数等の通知を行い、受益者名簿管理人は、当該ファイルにより移行内容の確認を行う。</p> <p>7. 移行申請に係る受付制限 機構は、必要があると認める場合には、特例投資信託受益権に係る振替受入簿への記録をすることができ</p>	<p>※ 受益証券の郵送は、4. の振替口座簿記録データの読込完了を確認した上で、原則、移行日に行う。</p> <p>※ 発行者は、搬送された無効処理済みの受益証券について、精査を行った上で、受益証券台帳に移行済情報を反映させる。</p> <p>(業附 27 条、施附 27 条)</p> <p>(業附 26 条)</p>

内 容	備 考
<p>ない日を定めることができる。この場合において、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 制限日 ④ その他機構が必要と認める事項 <p>8. 発行者による通知</p> <p>特例投資信託受益権を発行する発行者は、以下に掲げる事項が生じた場合には、機構に対し Target 保振サイトにより、通知を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 特定の特例投資信託受益権について、移行対象となる受益証券が存在しなくなった場合 ② 無効処理済受益証券返還場所に係る情報に変更が生じた場合 	

以上

振替投資信託受益権の新規記録に係る処理フロー

参考 1

1. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】

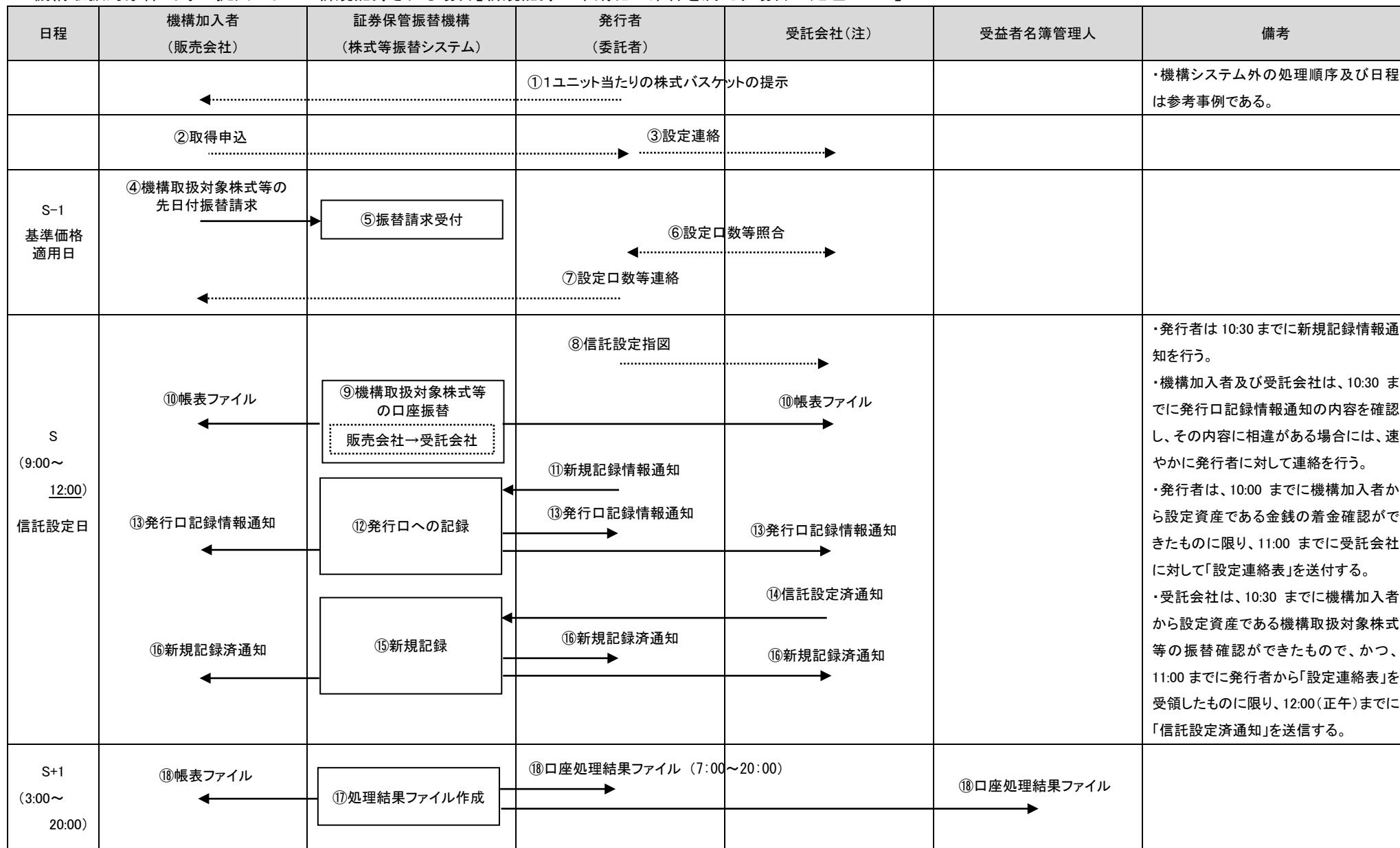
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの株式バスケットの提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込			③設定連絡		
S-1 基準価格 適用日	④機構取扱対象株式等の 先日付振替請求	⑤振替請求受付		⑥設定口数等照合		
			⑦設定口数等連絡			
S (9:00～ 15:30) 信託設定日	⑩帳表ファイル	⑨機構取扱対象株式等 の口座振替 販売会社→受託会社	⑧信託設定指図	⑩帳表ファイル		<ul style="list-style-type: none"> ・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・信託財産の一部として、機構取扱対象株式等以外の財産の拠出がある場合には、機構加入者は 13:00 までに拠出を行う。
	⑬発行口記録情報通知	⑫発行口への記録	⑪新規記録情報通知			
			⑬発行口記録情報通知	⑬発行口記録情報通知		
	⑯新規記録済通知	⑮新規記録		⑭信託設定済通知		
			⑯新規記録済通知	⑯新規記録済通知		
S+1 (3:00～ 20:00)	⑩帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑱口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑱口座処理結果ファイル	

————→ 機構システム → 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考 2

2. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】



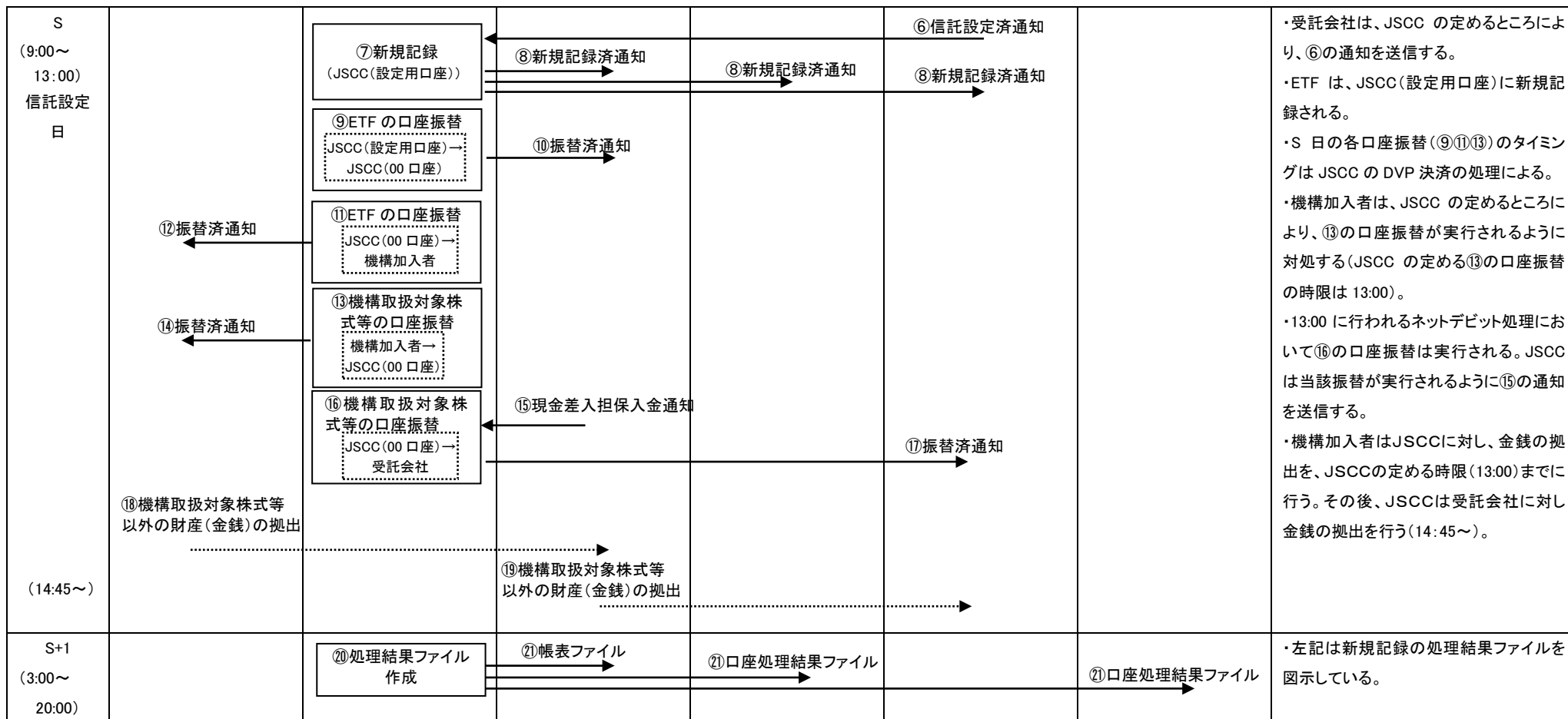
機構システム
 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考3

3. 機構取扱対象株式等の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日・ 基準価格 確定日	JSCC のプラットフォーム上の ETF の設定手続き						・JSCC のプラットフォーム上の ETF の設定手続きについては JSCC の ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		②振替請求受付	①ETF・機構取扱対象株式等の振替請求(市場取引)	③新規記録情報通知			<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等と機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)の拠出がある ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットイングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。 ・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCC の指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。 ・受託会社は⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。
		④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))	⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知	⑤発行口記録情報通知		



→ 機構システム 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考4

4. 機構取扱対象株式等以外の財産の抛出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たさない場合の処理フロー】

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの抛出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込			③設定連絡		
S-1 基準価格 適用日						・S-1日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00～ 15:30) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産抛 出	⑦発行口への記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知	⑧発行口記録情報通知		<ul style="list-style-type: none"> ・発行者は10:30までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・機構加入者は13:00までに機構取扱対象株式等以外の財産の抛出を行う。
	⑩新規記録済通知	⑪新規記録	⑩信託設定済通知 ⑫新規記録済通知	⑫新規記録済通知		
S+1 (3:00～ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

参考5

5. 機構取扱対象株式等以外の財産の抛出によって新規記録される場合【新規記録の早期化の条件を満たす場合の処理フロー】

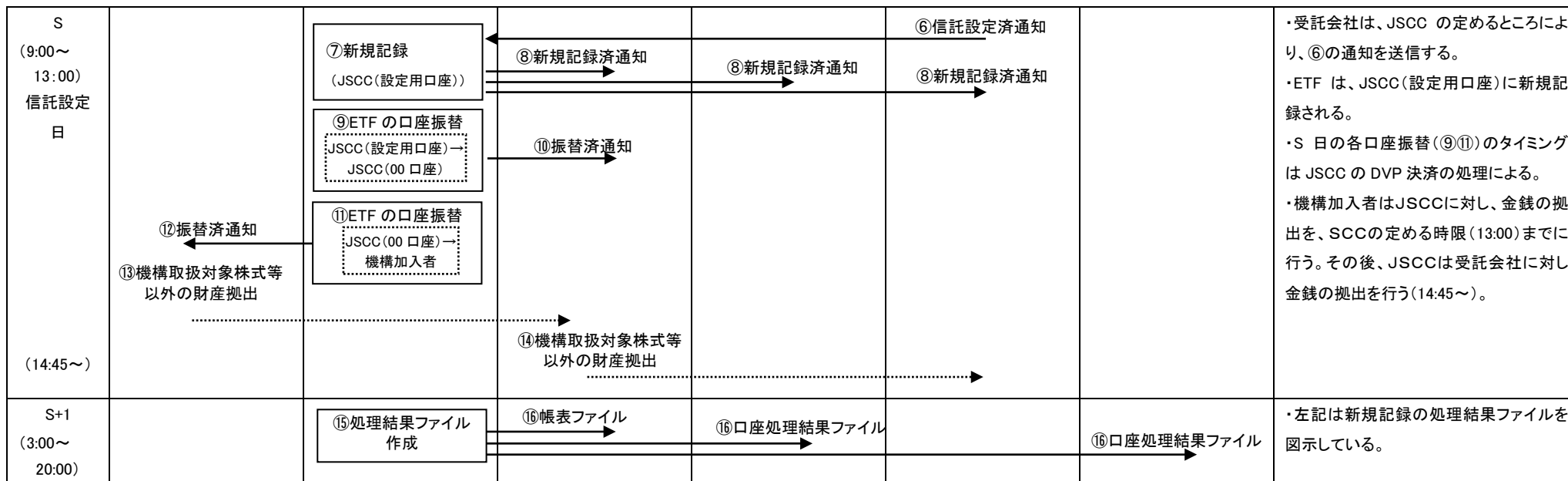
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①1ユニット当たりの抛出金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②取得申込			③設定連絡		
S-1 基準価格 適用日						・S-1日に設定口数等照合及び設定口数等連絡を行う場合もある。
S (9:00～ 12:00) 信託設定日	⑧発行口記録情報通知 ⑨機構取扱対象株式等 以外の財産抛出	⑦発行口への記録	④設定口数等連絡 ⑤信託設定指図 ⑥新規記録情報通知 ⑧発行口記録情報通知	⑧発行口記録情報通知		<ul style="list-style-type: none"> ・発行者は 10:30 までに新規記録情報通知を行う。 ・機構加入者及び受託会社は、10:30 までに発行口記録情報通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。 ・発行者は、10:00 までに機構加入者から設定資産である金銭の着金確認ができたもの限り、11:00 までに受託会社に対して「設定連絡表」を送付する。 ・受託会社は、11:00 までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、12:00(正午)までに「信託設定済通知」を送信する。
	⑩信託設定済通知	⑪新規記録	⑧発行口記録情報通知 ⑩信託設定済通知 ⑫新規記録済通知	⑧発行口記録情報通知 ⑫新規記録済通知		
S+1 (3:00～ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00～20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

機構システム
 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

6. 機構取扱対象株式等以外の財産の拠出によって新規記録される場合【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考	
～ S-2 申込日 基準価格 確定日	JSCCのプラットフォーム上のETFの設定手続き						・JSCCのプラットフォーム上のETFの設定手続きについてはJSCCのETF設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。	
S-1 (3:00～ 20:00) (9:00～ 15:30)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">②振替請求受付</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">④発行口への記録 (JSCC(設定用口座))</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">①ETFの振替請求 (市場取引)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">⑤発行口記録情報通知</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">③新規記録情報通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">⑤発行口記録情報通知</div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">⑤発行口記録情報通知</div>	<p>・本フローでは以下のケースを対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 信託財産として、機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)のみが拠出される <p>・実際の決済では、機構加入者とJSCC間の授受は、JSCCにおける他の取引とのネットイングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。</p> <p>・③の通知の「新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード」には、JSCCの指定する口座(JSCC(設定用口座))を設定する。</p> <p>・受託会社は、⑤の通知の内容を確認し、その内容に相違がある場合には、速やかに発行者に対して連絡を行う。</p>



→ 機構システム → 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

1. 交換時抹消(機構取扱対象株式等と交換される場合)

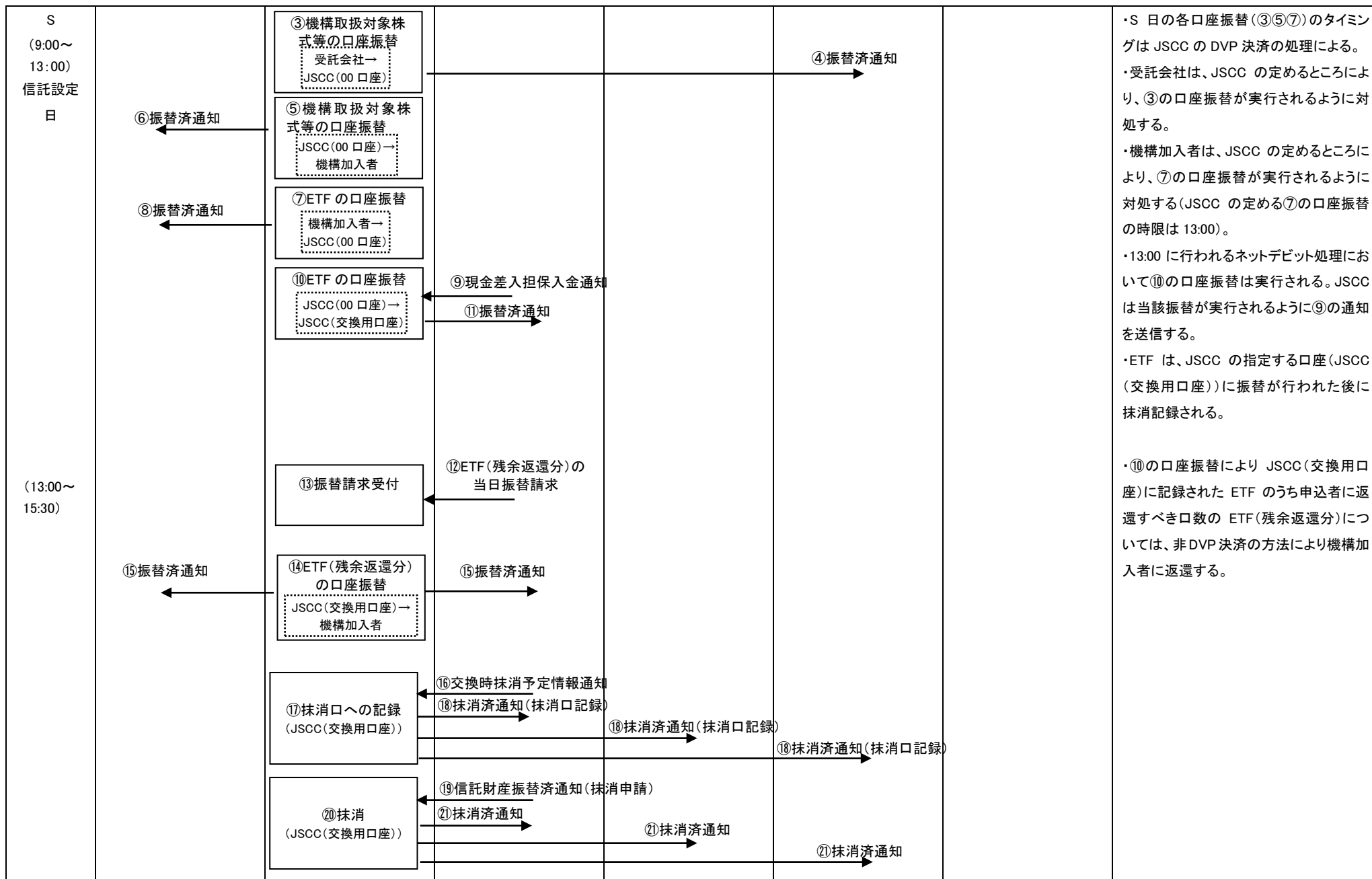
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換株式の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込			③交換連絡		
T 基準価格 適用日			④交換口数・交換株式等照合 ⑤交換口数・交換株式等連絡			
S-2(T+1) 信託一部 解約日			⑥信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑦交換時抹消予定情報通知 ⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑧抹消口への記録	⑨抹消済通知 (抹消口記録)	⑨抹消済通知 (抹消口記録)		以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
		⑪振替請求受付		⑩機構取扱対象株式等の 先日付振替請求		
S(T+3) (3:00~ 20:00)	⑬帳表ファイル	⑫機構取扱対象株式等の 口座振替 販売会社←受託会社		⑬帳表ファイル		
(9:00~ 15:30)	⑭信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑯抹消済通知	⑮抹消	⑯抹消済通知	⑯抹消済通知		
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑰帳表ファイル	⑰処理結果ファイル作成	⑰口座処理結果ファイル (7:00~20:00)	⑰口座処理結果ファイル		

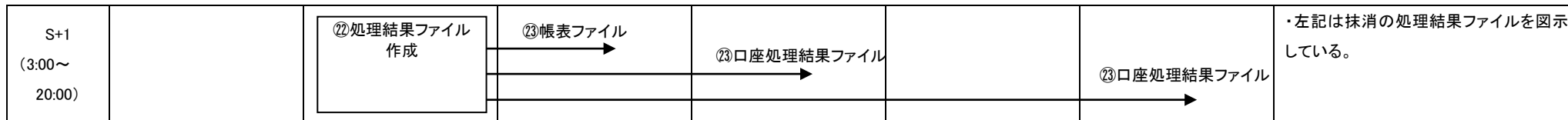
————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注)受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

2. 交換時抹消(機構取扱対象株式等と交換される場合)【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価格 確定日	JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続き						・JSCCのプラットフォーム上のETFの交換手続きについてはJSCCのETF設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1 (3:00～ 20:00)		②振替請求受付	①ETF・機構取扱対象株式等の振替請求 (市場取引)				<p>・本フローでは以下のケースを対象としている。</p> <p>✓ETFがその信託財産である機構取扱対象株式等と交換される</p> <p>・実際の決済では、機構加入者とJSCC間の授受は、JSCCにおける他の取引とのネットティングにより受方・渡方が決まることになる。</p> <p>・ETFの設定・交換に係るJSCCの清算については、JSCCの「株式等のDVP決済事務処理要領」、「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」及び「非DVP決済に係る事務処理要領」参照。</p>





————→ 機構システム → 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

3. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)

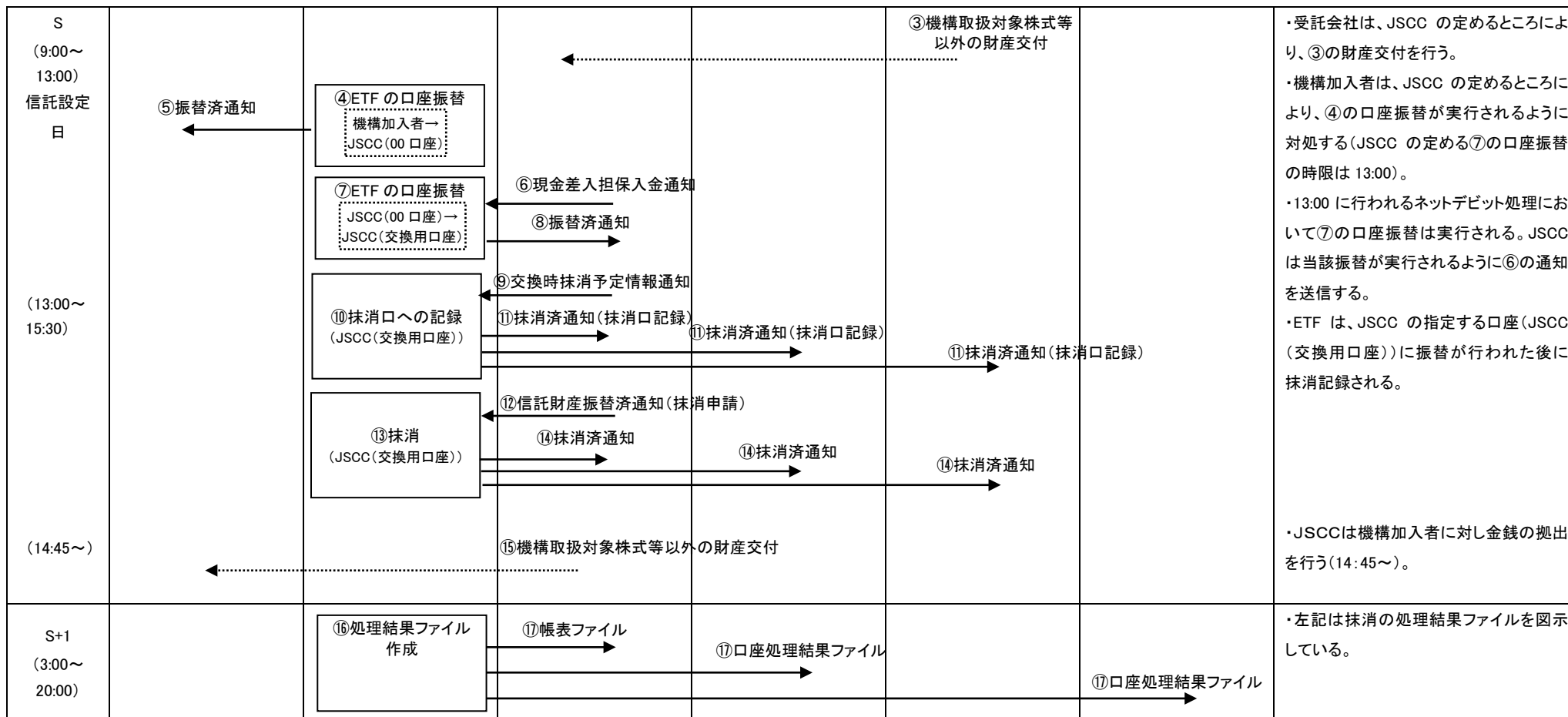
日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
			①交換口数・交換金額の提示			・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②交換申込		③交換連絡			
T 基準価格 適用日						・S-1日に交換口数・交換金額等照合及び交換口数・交換金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日			④交換口数・交換金額等連絡 ⑤信託一部解約指図			
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑥交換時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		⑧抹消済通知 (抹消口記録)	以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・交換時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・交換時抹消予定情報通知の取り消し及び再通知。
S(T+3) (9:00~ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知		⑫抹消済通知	・受託会社は 13:00 までに機構取扱対象株式等以外の財産を交付する。
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

4. 交換時抹消(機構取扱対象株式等以外の財産と交換される場合)【JSCCが債務引受けを行う場合の処理フロー】

日程	機構加入者(販売会社) (現物清算参加者)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	JSCC	発行者(委託者) (ETF特別清算参加者)	受託会社(注) (登録ETF信託銀行)	受益者名簿管理人	備考
～ S-2 申込日 基準価格 確定日		JSCC のプラットフォーム上の ETF の交換手続き					・JSCC のプラットフォーム上の ETF の交換手続きについては JSCC の ETF 設定・交換プラットフォーム事務処理要領参照。
S-1		②振替請求受付	①ETF の振替請求 (市場取引)				<ul style="list-style-type: none"> ・本フローでは以下のケースを対象としている。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ ETF がその信託財産である機構取扱対象株式等以外の財産(金銭)と交換される ・実際の決済では、機構加入者と JSCC 間の授受は、JSCC における他の取引とのネットイングにより受方・渡方が決まることになる。 ・ETF の設定・交換に係る JSCC の清算については、JSCC の「株式等のDVP決済事務処理要領」及び「ETF設定・交換決済事務処理要領(ETF特別清算参加者・登録信託銀行向け)」参照。



→ 機構システム 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

解約時抹消

日程	機構加入者 (販売会社)	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受託会社(注)	受益者名簿管理人	備考
						・機構システム外の処理順序及び日程は参考事例である。
	②一部解約申込			③一部解約連絡		
T 基準価格 適用日						・S-1日に一部解約口数・一部解約金額等照合及び一部解約口数・一部解約金額等連絡を行う場合もある。
S-2(T+1) 信託一部 解約日				④一部解約口数・一部解約金額等連絡 ⑤信託一部解約指図		
S-1(T+2) (9:00~ 14:30)	⑥解約時抹消予定情報通知 ⑧抹消済通知 (抹消口記録)	⑦抹消口への記録	⑧抹消済通知 (抹消口記録)		⑧抹消済通知 (抹消口記録)	<ul style="list-style-type: none"> ・解約時抹消予定情報通知は、システム上、交換時抹消予定情報通知を利用。 以下の処理はすべて 14:30 までに行う必要がある。 ・解約時抹消予定情報通知の通知。 ・抹消済通知(抹消口記録)の確認。 ・抹消済通知(抹消口記録)の内容に相違があった場合の発行者及び受託会社から機構加入者に対する連絡。 ・解約時抹消予定情報通知の取消し及び再通知。
S(T+3) (9:00~ 15:30)	⑩信託財産振替済通知 (抹消申請) ⑫抹消済通知	⑪抹消	⑫抹消済通知	⑨金銭の交付	⑫抹消済通知	・受託会社は 13:00 までに金銭を交付する。
S+1(T+4) (3:00~ 20:00)	⑭帳表ファイル	⑬処理結果ファイル作成	⑭口座処理結果ファイル (7:00~20:00)		⑭口座処理結果ファイル	

————▶ 機構システム ▶ 機構システム外

(注) 受託会社(再信託受託)が受託会社(原受託)に代わって手続を行う場合には、受託会社(再信託受託)。

振替投資信託受益権（ETF）に係る新規記録の早期化の条件等

1. 新規記録の早期化の対象

下表の条件を満たしたものに限り、新規記録の早期化の対象とする。なお、いずれかの条件を満たさなかった場合には、新規記録の早期化の対象とはせず、オンライン終了時限の午後3時30分までに新規記録を行う。

設定形態	設定資産である振替株式等	設定資産である金銭
金銭設定型ETF (投信法8条又は投信法施行令12条1号に該当するETF)	—	午前10時00分までに発行者の設定用口座に着金しているもの
現物設定型ETF (投信法施行令12条2号に該当するETF)	午前10時30分までに受託会社への振替が完了しているもの ※2 同一日に複数銘柄の設定がある場合、銘柄ごとではなく、機構加入者（販売会社）ごとにすべての振替株式等の振替が必要	※1 設定形態にかかわらず、同一日に一の発行者に係る複数銘柄の設定がある場合、銘柄ごとではなく、機構加入者（販売会社）ごとにすべての金銭の着金が必要

- 発行者は、午前10時00分までに設定資産である金銭の着金確認ができたものに限り、午前11時00分までに受託会社に「設定連絡表」を送付する。
- 受託会社は、金銭設定型ETFについて、午前11時00分までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前12時00分（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。
- 受託会社は、現物設定型ETFについて、午前10時30分までに設定資産である振替株式等の振替の確認ができたもので、かつ、午前11時00分までに発行者から「設定連絡表」を受領したものに限り、午前12時00分（正午）までに「信託設定済通知」を送信する。
- 一の機構加入者（販売会社）について、同一日に、金銭設定型ETFと現物設定型ETFの設定がある場合には、現物設定型ETFの設定資産である振替株式等について、午前10時30分までに受託会社への振替が完了していないときであっても、受託会社が、午前11時00分までに発行者から「設定連絡表」を受領しているときは、金銭設定型ETFについて新規記録の早期化の対象とする。

2. 新規記録時間

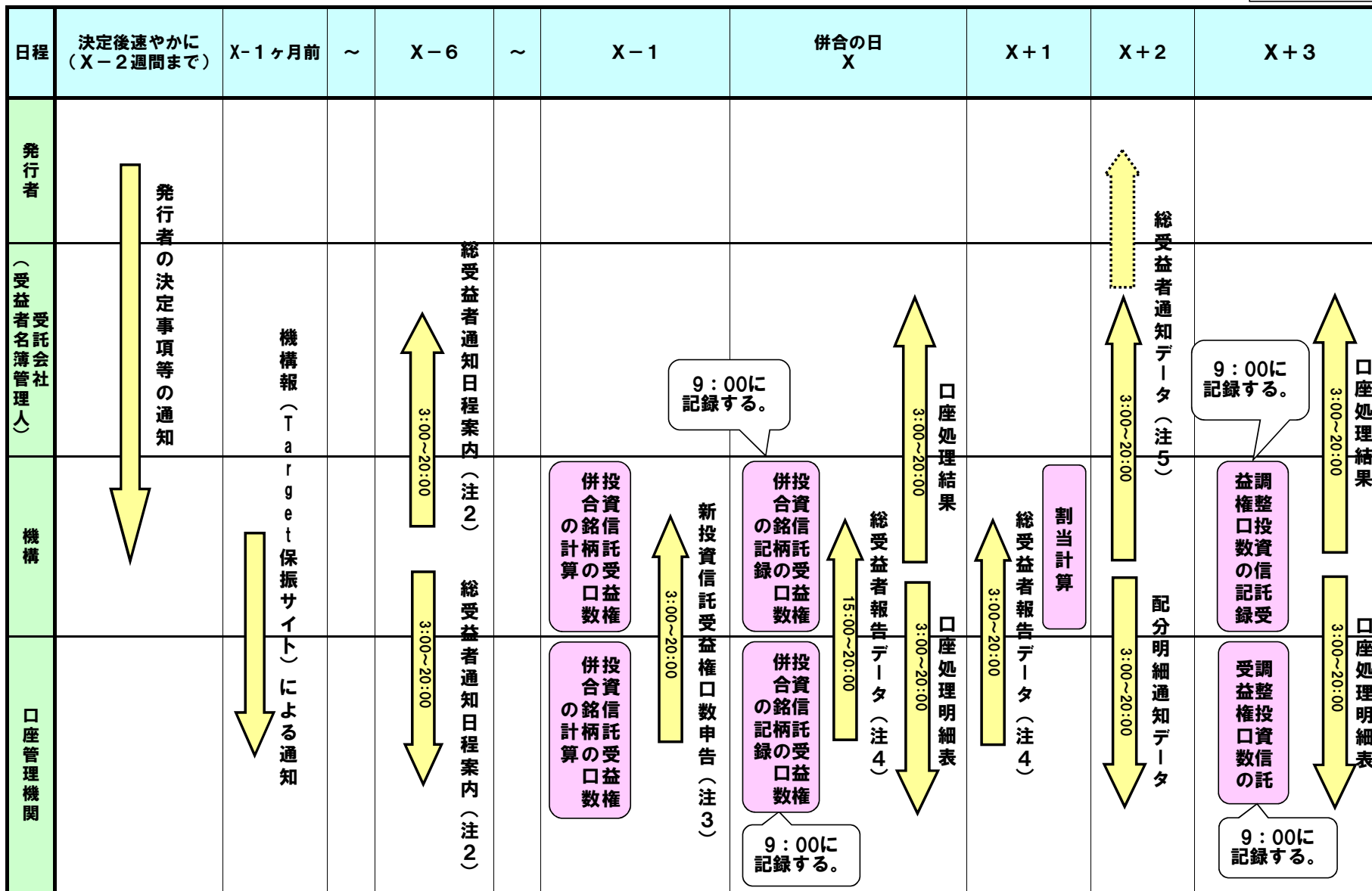
午前12時00分（正午）までに新規記録を行う。

3. 設定資産である金銭の受領口座

発行者の要請に応じて、受託会社は「ETF用の口座」と「一般投信（非上場投信）用の口座」を分けて開設する。
株式会社証券保管振替機構 株式等振替制度に係る業務処理要領(7.1版)

振替投資信託受益権の併合（又は分割）に係る処理フロー（注1）

参考13



(注1) 振替株式の株式併合（又は株式分割）に係る標準処理日程に準じる。

(注2) システム上、「総株主通知日程案内」を利用する。

(注3) システム上、「新株式数申告」を利用する。

(注4) システム上、「総株主報告データ」を利用する。

(注5) システム上、「総株主通知データ」を利用し、受託会社に対して、振替法第121条の2第6項に基づく発行者に対する併合（又は分割）に係る振替投資信託受益権の

口数を知照する発行者は受託会社に対して、「総受益者通知」を受領する権限をあらかじめ与えておく必要がある。

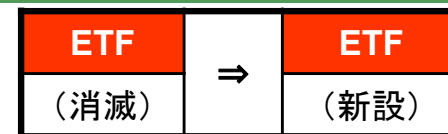
信託の併合に係る処理フロー(1/4)

参考14



(1) 消滅投信・新設投信の双方が株式等振替制度の取扱い投信(ETF)である併合

⇒ 会社の吸収合併に準じた処理 (投資信託の併合は会社の新設合併に相当する形式で行われるが、新規記録の時間を9:00とするため、システム処理は会社の吸収合併の機能を利用する)



日程	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	備考
決定後速やかに (X-2週間まで)	← 発行者の決定事項等の通知 →				
X-1ヶ月			← 機構による通知 →		
X-6日	← 総受益者通知日程案内(3:00~20:00) →				
X-1日 受益者確定日			新設投信の口数の計算	新設投信の口数の計算	
			← 新受益権口数申告(3:00~20:00) →		
併合効力発生日 X			新設投信の口数の記録	新設投信の口数の記録	記録及び抹消は9:00に行われる。
			消滅投信の抹消	消滅投信の抹消	
			← 口座処理結果(3:00~20:00) →	← 口座処理明細表(3:00~20:00) →	
			← 総受益者報告データ(15:00~20:00)[振替法第121条の3第6項の通知] →		
X+1日			← 総受益者報告データ(3:00~20:00)[振替法第121条の3第6項の通知] →		
			← 割当計算 →		
X+2日	← 総受益者通知(3:00~20:00)[振替法第121条の3第6項の通知] →		← 配分明細通知データ(3:00~20:00) →		
X+3日			← 口座処理結果(3:00~20:00) →	← 口座処理明細表(3:00~20:00) →	
			調整口数の記録	調整口数の記録	調整口数の記録は9:00に行われる。

信託の併合に係る処理フロー(2/4)

参考15



(2) 非振替投信が消滅し、株式等振替制度取扱い投信(ETF)が新設される併合

① 消滅する投信が記名受益権の場合 ⇒ 株式の新規記録に準じた処理

非 (消滅)	⇒	ETF (新設)
-----------	---	-------------

日程1	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	消滅投信の受益者	備考
決定後速やかに (X-1ヶ月の 2週間前まで)		発行者の決定事項等の通知				
X-1ヶ月			機構による通知			新設投信の発行者が 制度参加していない 場合、同意書の提出 が必要
振替法第121条で準用する同法第69条の2第1項の通知						
~					口座通知の 取次ぎ請求	口座通知 取次ぎ 受付期間
X-7日			口座通知データ【受付最終日】(3:00~20:00)			
X-6日		口座通知情報データ【最終日】(3:00~14:00)	口座通知データ受付通知			事実上の口座 通知取次ぎ 受付停止期間
	口座通知情報確認結果(3:00~14:00)	口座通知情報確認結果データ(17:00~20:00)				
X-4日			訂正後の口座通知データ【最終日】			
X-3日	訂正後の口座通知情報データ【最終日】					
X-2日		新規記録通知データ(3:00~20:00)	入力処理内容通知(上記データ受信後直ちに)			
X-1日			新規記録通知情報データ(3:00~20:00)			
併合効力発生日 X	実務上は新設 投信の受益者 名簿管理人が 当該データの 授受を行う。		新規記録処理結果(3:00~20:00)			増加の記録は9:00に行 われる
	株式会社証券保管振替機構		増加の記録	増加の記録		株式等振替制度に係る業務処理要領(7.1版)

信託の併合に係る処理フロー(3/4)

参考16



(2) 非振替投信が消滅し、株式等振替制度取扱い投信(ETF)が新設される併合

② 消滅する投信が無記名受益権の場合 ⇒ 受益証券の提出を受け、都度新規記録

非 (消滅)	⇒	ETF (新設)
-----------	---	-------------

日程	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	消滅投信の受益者	備考
決定後速やかに (X-2週間まで)		発行者の決定事項等の通知				新設投信の発行者が制度参加していない場合、同意書の提出が必要
X-1ヶ月			機構による通知			
併合効力発生日 X以降～					受益証券の持参、口座情報伝達	<p>消滅投信の受益証券が提出され次第都度対応</p>
新設投信の発行者の処理日程により変動				口座情報、割当口数通知		
新設投信の発行者の処理日程により変動		新規記録情報通知(9:00～15:30)	発行口への記録	発行口記録情報通知(9:00～15:30)		
		信託設定済通知(9:00～15:30)	増加の記録	新規記録済通知(9:00～15:30)		
上記1営業日後		口座処理結果ファイル(7:00～20:00)	帳票ファイル(3:00～20:00)			

信託の併合に係る処理フロー(4/4)

参考17



(3) 株式等振替制度取扱い投信(ETF)が消滅し、非振替投信が新設される併合
⇒ 消滅投信の全部抹消処理

ETF	⇒	非
(消滅)		(新設)

日程	消滅投信	新設投信	機構	口座管理機関	備考
決定後速やかに (X-2週間まで)	発行者の決定事項等の通知(振替法第121条の4第1項の通知)				
X-1ヶ月			機構による通知		
X-12日	取扱廃止事前通知(3:00~20:00)				
X-6日	総受益者通知日程案内(3:00~20:00)				
X-1日 受益者確定日					
併合効力発生日 X			記録の全部の抹消 消滅投信の取扱廃止	記録の全部の抹消	記録の抹消は9:00に行われる。
	口座処理結果(3:00~20:00)		口座処理明細表(3:00~20:00)		
			総受益者報告データ(15:00~20:00)		
X+1日			総受益者報告データ(3:00~20:00)		新設投信に係る受益証券を受益者に交付する必要があることから実施する。
X+2日		総受益者通知(3:00~20:00)			

特例投資信託受益権の個別移行に係る処理フロー

	口座管理機関	証券保管振替機構 (株式等振替システム)	発行者 (委託者)	受益者名簿管理人	備考
S-1 の正午まで	①日程調整・移行申請 連絡票の提出				
S	②移行申請書、振替口座簿記 録データ及び振替受入簿デー タの提出 ③提出書類等明細書及び受 益証券の提出	④精査 ⑤振替受入簿への記録			②移行申請書、振替口座 簿記録データ及び振替受 入簿データの提出方法 は、Target 保振サイト。
	⑦新規記録済通知	⑥振替口座簿への記録 (15:30)	⑦新規記録済通知	⑦新規記録済通知	
		⑧移行済受益証券の搬送			
S+1 (3:00~20:00)	⑩帳表ファイル	⑨処理結果ファイル の作成	⑩口座処理結果ファイル (7:00~20:00)	⑩口座処理結果ファイル	

—————▶ 機構システム

- - - - -▶ 機構システム外

第6章 振替受益権

株式等振替制度に係る業務処理要領 目次

第6章 振替受益権

第1節	振替口座簿とその記録事項等	6-1-1		
第2節	新規記録手続	6-2-1	~	6-2-3
第3節	振替手続	6-3-1		
第4節	信託財産と振替受益権との転換の取扱い	6-4-1	~	6-4-6
第5節	抹消手続	6-5-1	~	6-5-4
第6節	振替受益権の併合に係る手続	6-6-1		
第7節	振替受益権の分割に係る手続	6-7-1		
第8節	信託の併合及び分割に係る手続	6-8-1	~	6-8-2 1
第9節	特別受益者の申出等に関する取扱い	6-9-1		
第10節	振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続	6-10-1		
第11節	超過記録発生時の取扱い	6-11-1		
第12節	総受益者通知に係る手続	6-12-1	~	6-12-4
第13節	振替口座簿の情報提供請求に係る手続	6-13-1	~	6-13-2
第14節	担保受益権に関する取扱い	6-14-1		
第15節	分配金に関する取扱い	6-15-1		
第16節	受益権行使のための証明書の取扱い	6-16-1		
第17節	振替受益権の取扱廃止時の取扱い	6-17-1	~	6-17-7
第18節	振替受益権の内容の提供	6-18-1	~	6-18-2
第19節	特例受益権の移行に係る取扱い	6-19-1	~	6-19-4

第1節 振替口座簿とその記録事項等

内 容	備 考
「振替口座簿とその記録事項等」の取扱いについては、第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」の取扱いに準じる。	(業 285 条の 2 から 285 条の 6 まで、施 357 条の 2 から 357 条の 6 まで)

以上

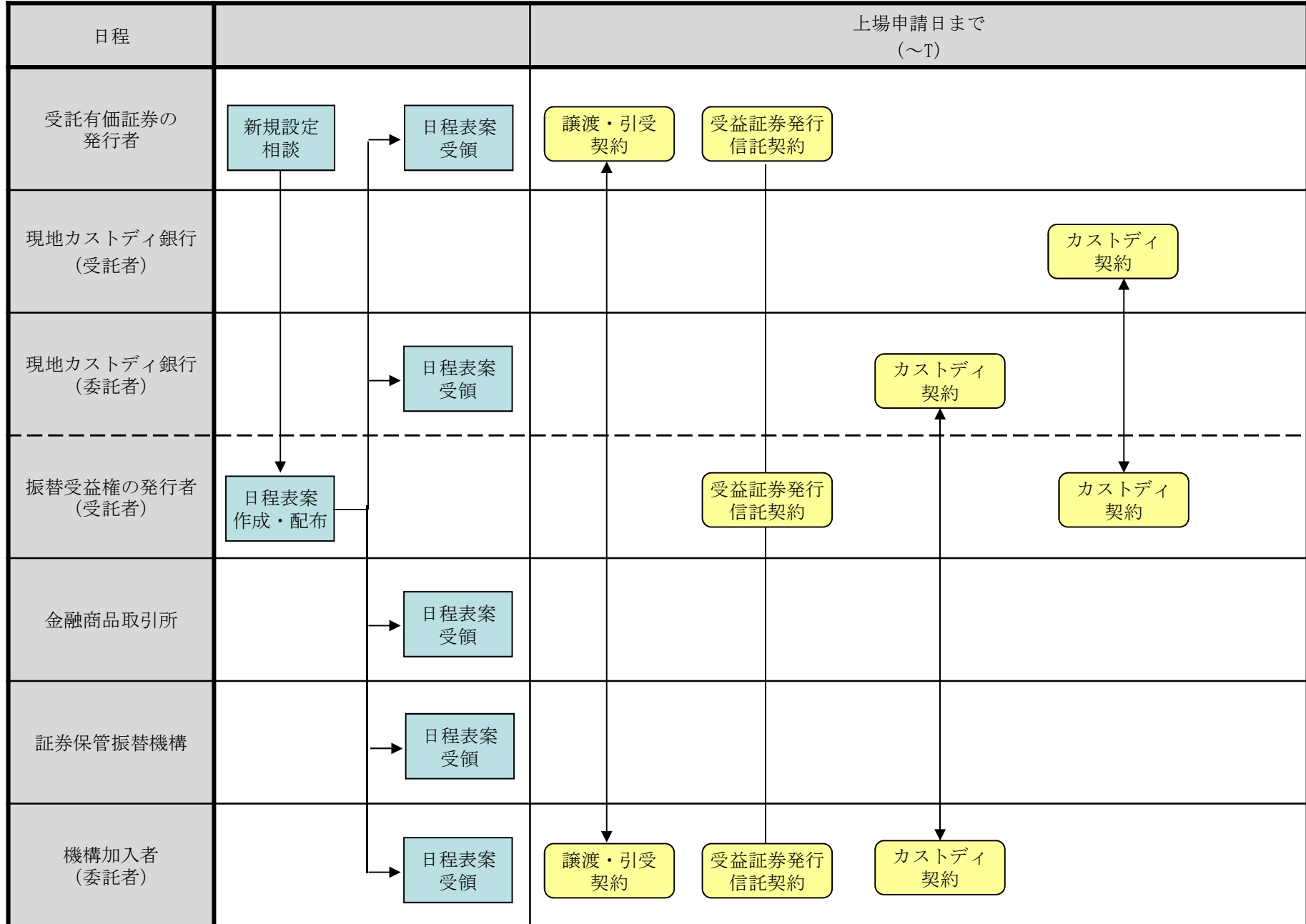
第2節 新規記録手続

内 容	備 考
<p>1. 新規上場時における取扱い</p> <p>(1) 発行者の事前手続 発行者は、株式等振替制度での取扱いに同意する受益証券発行信託の受益権を新たに発行する場合には、事前に、機構に対し、連絡を行う。</p> <p>(2) 発行者による同意又は決定事項等の通知</p> <p style="margin-left: 2em;">a 発行者が株式等振替制度において初めて受益証券発行信託の受益権を発行する場合 発行者は、金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、振替受益権に係る同意書を提出しなければならない。</p> <p style="margin-left: 2em;">b a 以外の場合 発行者は、原則として金融商品取引所から上場承認が公表された日に、機構に対して、Target保振サイトにより、振替受益権の発行を決定した旨を通知しなければならない。</p> <p>(3) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構は、発行者から(2) a の同意書を受領したとき、又は(2) b の通知を受けたときは、当初信託設定日の5営業日前に機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>(業7条、12条及び285条の8)</p> <p>※ 連絡の際には、受益証券発行信託の受益権の概要を、併せて通知する。</p> <p>※ 発行者は、a の同意書の提出又はb の通知の後に受益証券発行信託の受益権を発行しないこととなったときは、直ちに、機構に対し、書面又はTarget保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 同意書の提出については、第1章第1節「機構取扱対象株式等」を参照。</p> <p>※ 同意は、将来発行される受益証券発行信託の受益権も含めた包括的な同意とし、一度同意書を提出した発行者は、その後に発行する受益証券発行信託の受益権について同意書の提出を行う必要はない。</p> <p>※ 通知については、第1章第2節「発行者の決定事項等の通知」別紙1-2-7を参照。</p>

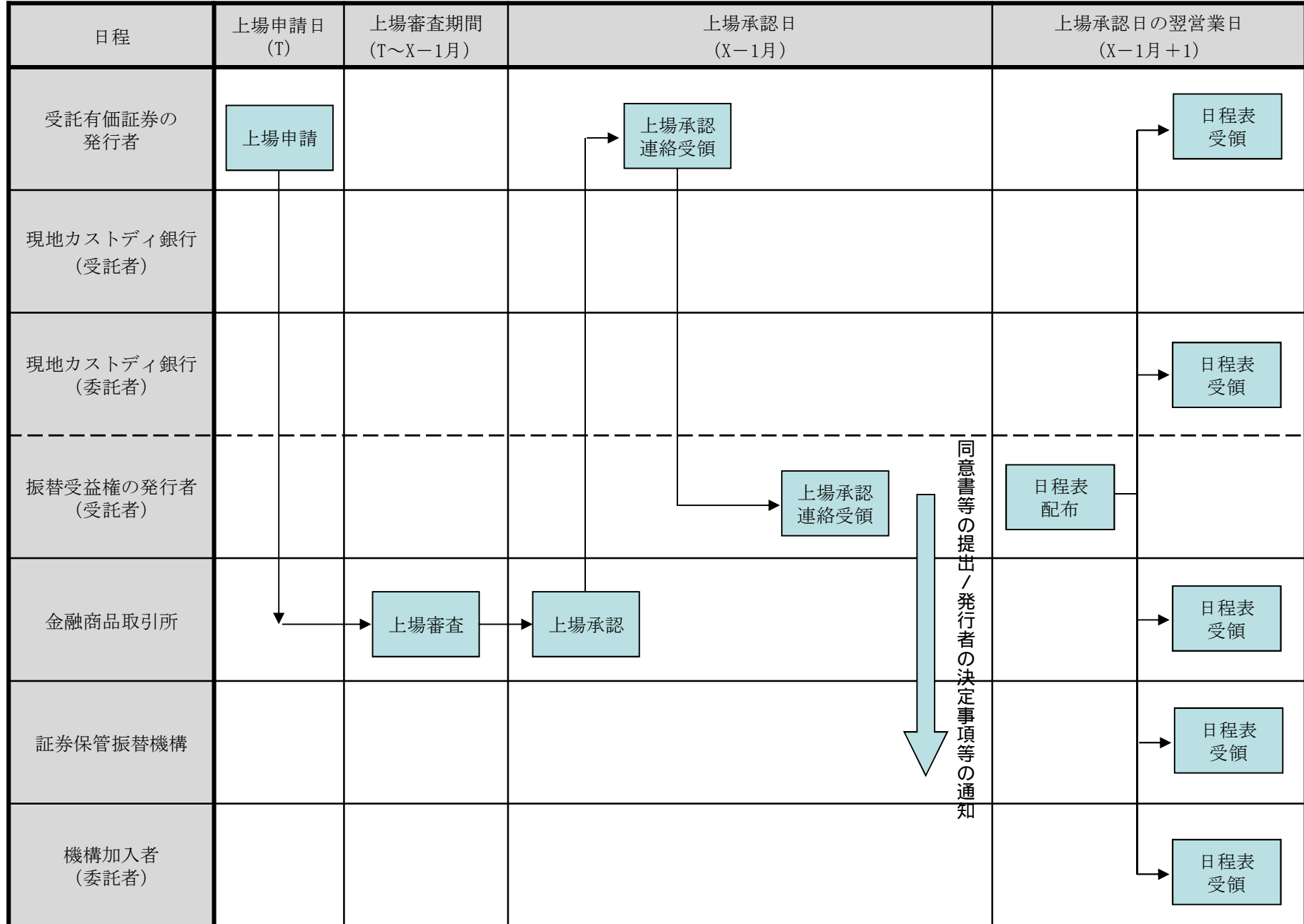
内 容	備 考
<p>① 銘柄コード ② 銘柄名 ③ 発行者兼受託者 ④ 受益者名簿管理人 ⑤ 振替受益権に係る受益証券発行信託の当初設定日 ⑥ 受益証券発行信託の計算期日 ⑦ 受益証券発行信託に係る契約の期間 ⑧ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位 ⑨ 指定転換請求者 ⑩ 上場する金融商品取引所 ⑪ 上場予定日 ⑫ その他機構が定める事項</p> <p>2. 新規記録の取扱い (1) 新規記録通知 発行者は、信託設定により振替受益権が発生したときには、機構に対し、次に掲げる事項の新規記録通知を統合Web端末により行わなければならない。</p> <p>① 発行者コード ② 新規記録をすべき口座に係る機構加入者コード ③ 銘柄コード ④ 新規記録を行う数 ⑤ その他機構が定める事項</p> <p>(2) 振替口座簿における増加の記録 機構は、上記(1)の通知を受けたときは、直ちに、新規記録がなされる機構加入者の口座の保有欄における当該機構加入者に係る振替受益権の数の増加の記録をしなければならない。</p> <p>(3) 発行者に対する通知 機構は、新規記録通知を行った発行者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>a 新規記録日当日 統合Web端末により「新規記録済通知」を行う。 b 新規記録日の翌営業日 統合Web端末及びファイル伝送により「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知する。</p>	

内 容	備 考
<p>(4) 機構加入者に対する通知 機構は、新規記録通知に基づき振替口座簿の増加記録の対象となった機構加入者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>a 新規記録日当日 オンラインリアルタイム接続及び統合W e b 端末により「新規記録済通知」を行う。</p> <p>b 新規記録日の翌営業日 ファイル伝送により「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>3. 追加信託時における新規記録の取扱い 既に機構で取り扱っている振替受益権について、追加信託が行われた場合の新規記録の取扱いは、2. と同様となる。</p> <p>4. 非上場の受益証券発行信託の受益権の取扱開始時の取扱い 非上場の受益証券発行信託の受益権について、発行者が株式等振替制度での取扱いに同意しようとする場合の取扱いは1. と同様となるが、一部の相違点と取扱い上の留意点は以下のとおりである。</p> <p>(1) 発行者の事前通知 発行者による機構に対する連絡は、(2) の同意又は通知を行う日の2週間程度前の日までに行う。</p> <p>(2) 発行者による同意又は決定事項等の通知 発行者による同意又は決定事項等の通知は、(3) の通知が行われる日の2週間前までに行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者及び間接口座管理機関への通知 機構による、(2) の同意書又は通知を受領したときに機構加入者及び間接口座管理機関に対して行う通知は、当初信託設定日の3週間前に行う。</p> <p>新規上場時における通知事項（上記1. (3)）との相違点は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「① 銘柄コード」に、ISINコードが追加となる。 ・「⑧ 金融商品取引所における振替受益権の売買単位」、「⑩ 上場する金融商品取引所」、「⑪ 上場予定日」は除く。 ・「銘柄略称」が追加となる。 	<p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル（処理明細）」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 左記の日程はあくまでも参考であり、非上場の受益証券発行信託の受益権に係る取扱開始の日程を決定する場合には、あらかじめ関係者間での調整が必要である。</p> <p>※ 受益者が極めて多数であるときその他特別な事情があるときの取扱開始に係る日程は、機構がその都度定める。</p>

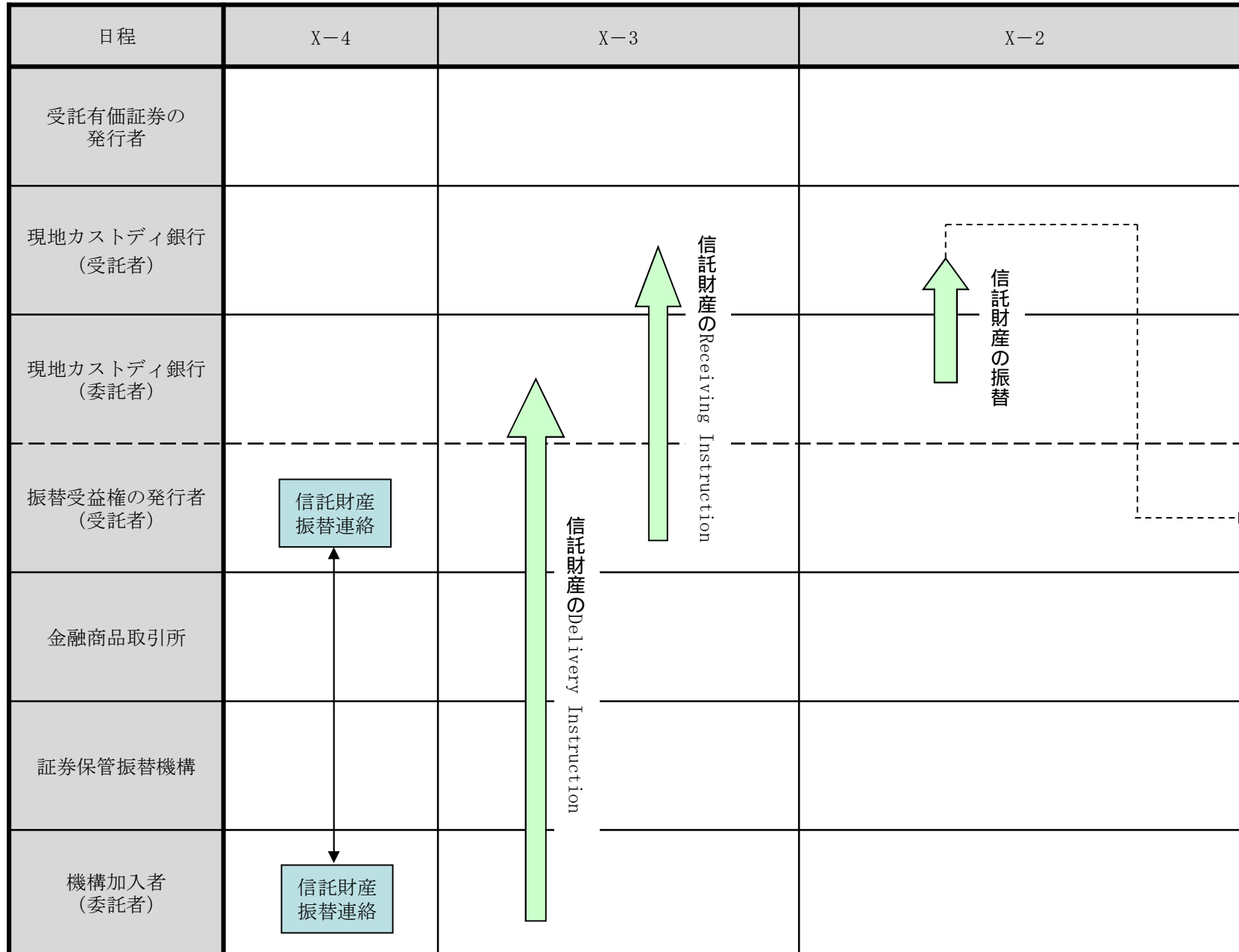
以 上



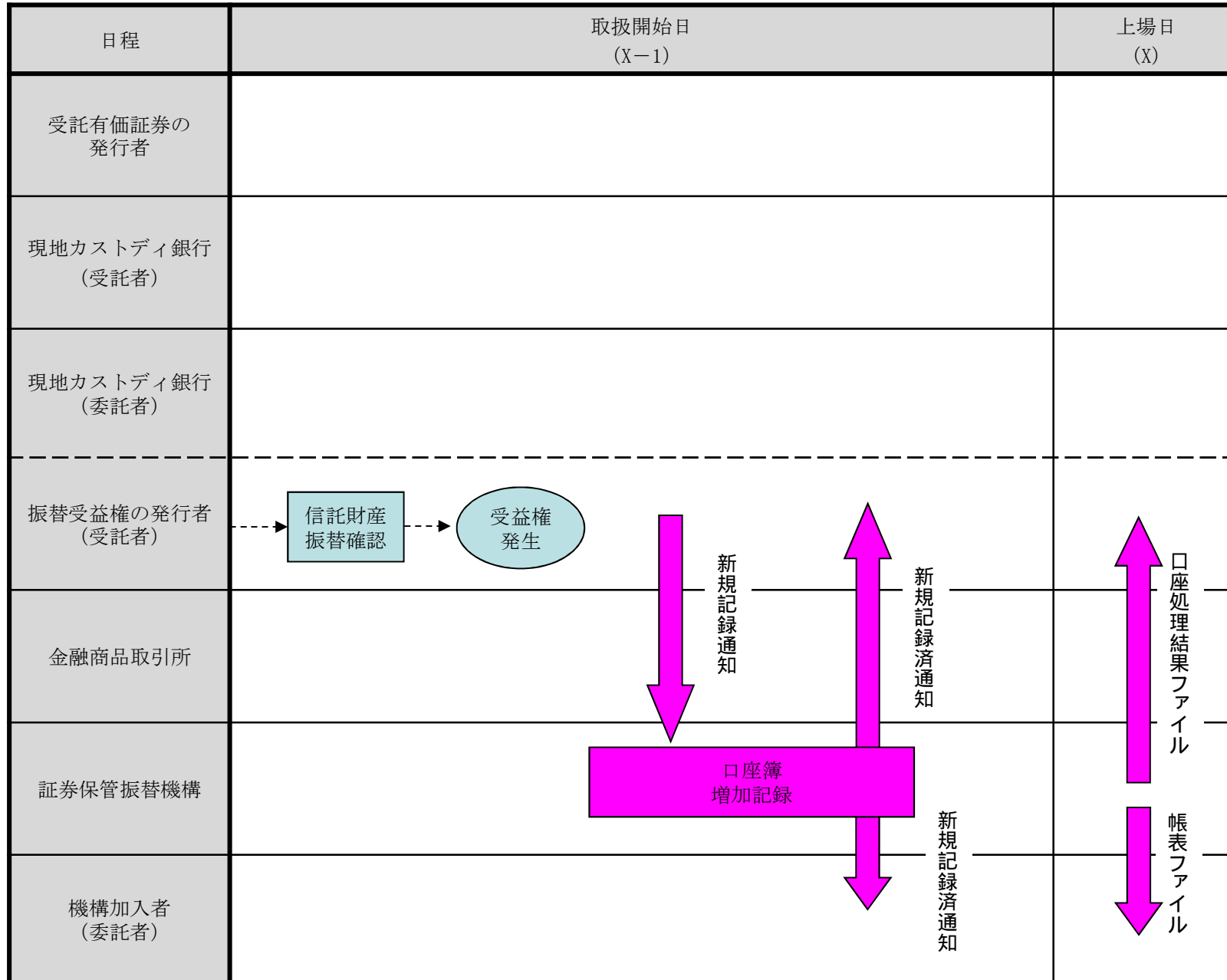
※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券で、募集が行われる場合を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に日程表を作成する場合には、関係者間での調整が必要である。

第3節 振替手続

内 容	備 考
「振替手続」については、第2章第3節「振替手続」の取扱いに準じる。ただし、登録質に係る口座振替はできない。	(業 285 条の 9、施 357 条の 6 及び 357 条の 7)

以 上

第4節 信託財産と振替受益権との転換の取扱い

内 容	備 考
<p>1. 転換の取扱い</p> <p>(1) 指定転換請求者 受益証券発行信託に係る信託財産と振替受益権との間の振替受益権の発行者（受益証券発行信託の受託者（信託法第2条第5項に規定する受託者をいう。）をいう。以下同じ。）への転換請求については、振替受益権の発行者に対して転換請求を行うことのできる者として、振替受益権の発行者から指定を受けた機構加入者又は間接口座管理機関（以下「指定転換請求者」という。）が行うものとする。</p> <p>(2) 指定転換請求者の追加、変更又は解除時の通知 機構は、指定転換請求者について、追加、変更又は解除があった場合には、次に定める事項を、Target 保振サイトを通じて、機構加入者及び間接口座管理機関に通知するものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 追加、変更又は解除となる指定転換請求者 ② 追加、変更又は解除の別 ③ 追加、変更又は解除が行われる日</p>	<p>(業 285 条の 10 第 1 項)</p> <p>(業 285 条の 10 第 2 項、施 357 条の 8)</p>
<p>2. 追加信託の取扱い</p> <p>(1) 追加信託の請求等</p> <p>a 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う追加信託の請求方法 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う転換のうち、当該加入者が、受益証券発行信託に係る信託財産と同種の財産を追加信託し、振替受益権に転換する場合（以下「追加信託」という。）において、当該追加信託に係る振替受益権の発行者への請求は、次の事項を記載した所定の転換請求書を加入者から受領した上で、指定転換請求者が行うものとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 加入者の氏名又は名称及び住所 ② 追加信託である旨 ③ 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ④ 追加信託に係る信託財産の数</p> <p>b 指定転換請求者が行う追加信託の請求方法 指定転換請求者は、指定転換請求者が自ら追加信託を行う場合又は上記 a に基づく加入者からの追加</p>	<p>※ 追加信託時における日程イメージについては、別紙 2 参照 (業 285 条の 12、施 357 条の 9)</p> <p>※ 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が提出する転換請求書（転換申請人用）については、「参考様式 1」参照</p> <p>※ 指定転換請求者が振替受益権の発行</p>

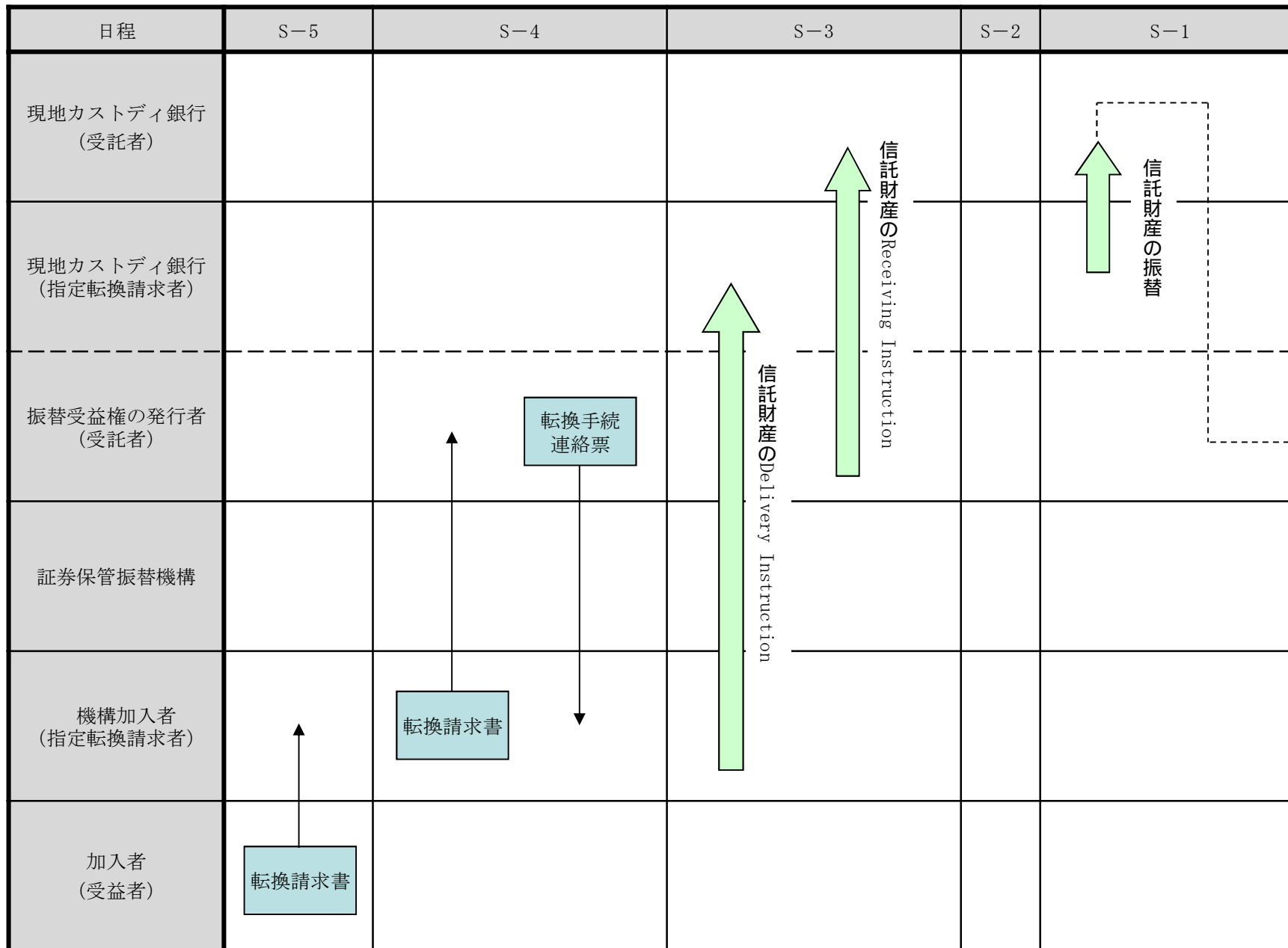
内 容	備 考
<p>信託に係る請求があった場合には、速やかに、次の事項を記載した所定の転換請求書を振替受益権の発行者に対して提出するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定転換請求者の名称、住所及び口座管理機関コード ② 追加信託である旨 ③ 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ④ 追加信託に係る信託財産の数 ⑤ 追加信託に係る信託財産の振替元口座情報 ⑥ 追加信託に係る振替受益権の新規記録先口座情報 ⑦ 追加信託に係る信託財産が口座振替できない財産（商品）である場合には、当該財産を特定する情報 <p>c 転換請求書を受領した振替受益権の発行者における手続 振替受益権の発行者は、上記bにより、指定転換請求者から転換請求書を受領した場合には、当該指定転換請求者に対して、次の事項を記載した所定の転換手続連絡票により通知するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 指定転換請求者の名称 ② 追加信託である旨 ③ 追加信託に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード ④ 追加信託に係る信託財産の数 ⑤ 追加信託に係る振替受益権の数 ⑥ 指定転換請求者が行う信託財産の振替に係る発行者の振替先口座情報 ⑦ 発行者の口座における追加信託に係る信託財産の決済日 ⑧ 追加信託に係る振替受益権の新規記録日 <p>(2) 追加信託に係る信託財産の交付 指定転換請求者は、信託財産の決済日に、当該信託財産が振替受益権の発行者に交付されるよう所要の手続を行うものとする。</p> <p>(3) 追加信託に係る新規記録通知</p> <p>a 振替受益権の発行者による新規記録通知 振替受益権の発行者は、上記(2)に記載する指定転換請求者からの信託財産の交付が行われたこと</p>	<p>者に提出する転換請求書（指定転換請求者用）については、「参考様式2」参照</p> <p>(業 285 条の 13) ※ 信託財産が有価証券の場合、振替受益権の発行者の口座への振替は、海外で行われる場合も想定されるため、当該信託財産を管理している国に応じた振替手続を行う必要がある。</p> <p>(業 285 条の 14、施 357 条の 10) ※ 新規記録通知は、振替受益権の発行者</p>

内 容	備 考
<p>を確認した場合には、速やかに、追加信託によって発生した振替受益権を発行するとともに、機構に対して、次に掲げる事項の新規記録通知を行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 振替受益権の銘柄 ② 振替受益権に係る受益者又は質権者である加入者の氏名又は名称 ③ ②の加入者のために開設された振替受益権の振替を行うための口座 ④ 加入者ごとの振替受益権の数（⑤に掲げるものを除く。） ⑤ 加入者が質権者であるときは、その旨、加入者ごとの質権の目的である振替受益権の数及び当該数のうち受益者ごとの数 ⑥ ⑤の受益者の氏名又は名称及び住所 ⑦ 加入者が信託の受託者であるときは、その旨及び④又は⑤の数のうち信託財産であるものの数 ⑧ 振替受益権の総数及び受益権の内容 <p>b 機構加入者から下位機関への通知 機構加入者は、上記 a の新規記録通知が、当該機構加入者の下位機関の加入者のものである場合には、速やかに、上記 a ①～⑧に掲げる事項を直近下位機関に通知しなければならない。</p> <p>c 振替機関等における振替口座簿の増加の記載又は記録 新規記録通知を受けた振替機関等は、速やかに、次に掲げる場合の区分に応じて、当該区分に定める記載又は記録を振替口座簿にしなければならない。</p> <p>(a) 当該振替機関等が、a ③の口座を開設した者である場合</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当該口座の保有欄における当該加入者に係る振替受益権の数の増加の記載又は記録 ② 当該口座の質権欄における当該加入者に係る振替受益権の数の増加の記載又は記録 ③ 当該口座の質権欄における a ⑥に掲げる事項の記載又は記録 ④ 当該口座における a ⑦の信託財産であるものの数の増加の記載又は記録 <p>(b) 当該振替機関等が、a ③の口座を開設した者でない場合 その直近下位機関であって、当該加入者の上位機関であるものの顧客口における当該加入者に係る a ④の数と a ⑤の数を合計した数の増加の記載又は記録</p>	<p>に対し追加信託に係る信託財産の交付が行われる決済日の翌営業日までに行うものとする。</p> <p>※ 指定転換請求者が、間接口座管理機関である場合を想定している。この場合において、当該間接口座管理機関は、事前に上位機関である機構加入者に、転換に係る事前連絡を行う必要がある。</p> <p>※ 通知は、当該通知を受けた間接口座管理機関においても準用する。</p>

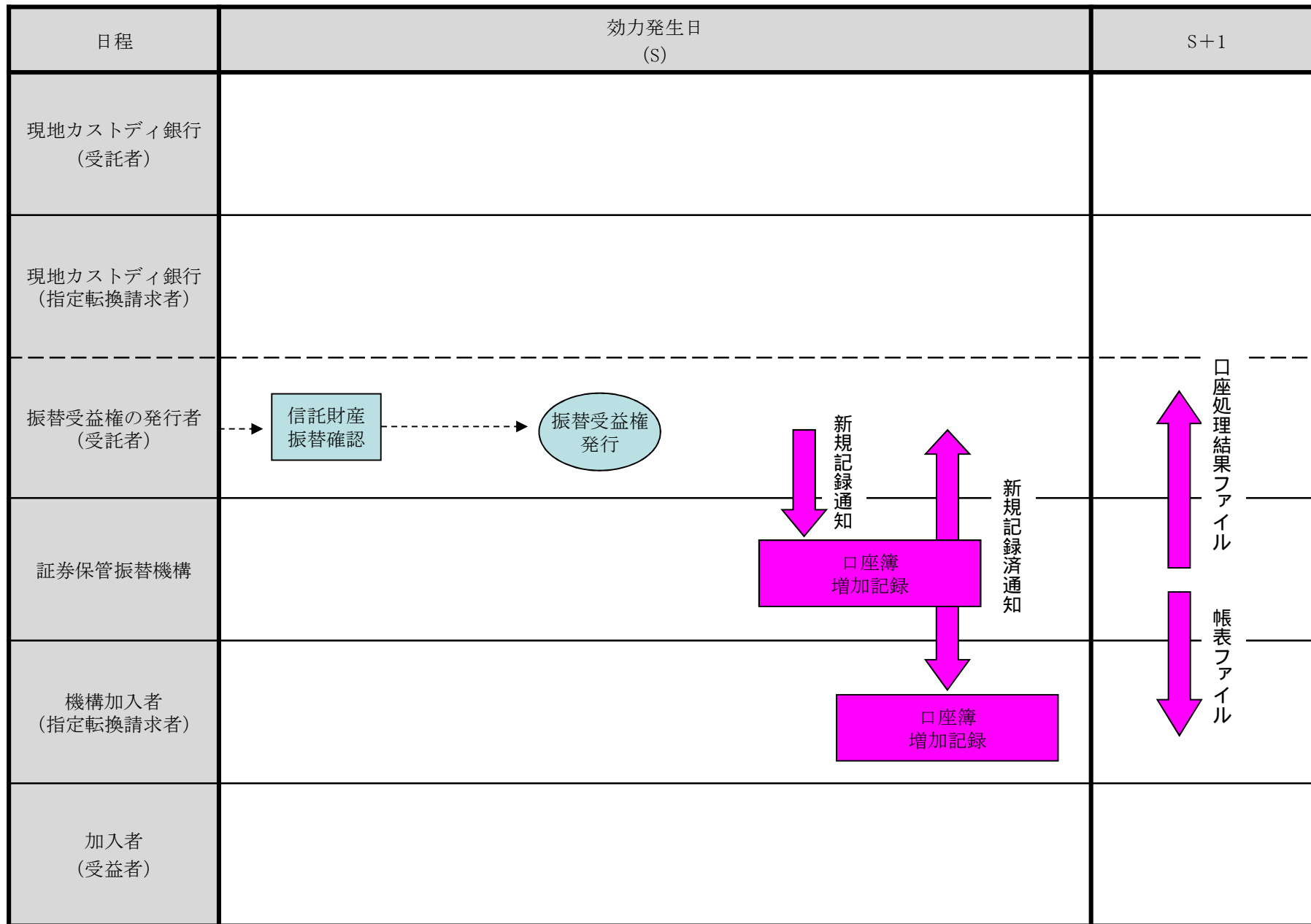
内 容	備 考
<p>d 追加信託による振替受益権の増加記録時の機構からの通知</p> <p>(a) 振替受益権の発行者に対する通知 機構は、新規記録通知を行った振替受益権の発行者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>① 新規記録日当日 統合W e b 端末により「新規記録済通知」を行う。</p> <p>② 新規記録日の翌営業日 統合W e b 端末及びファイル伝送により「口座処理結果ファイル (処理明細)」を通知する。</p> <p>(b) 機構加入者に対する通知 機構は、新規記録通知に基づき振替口座簿の増加記録の対象となった機構加入者に対して、次に掲げる通知を行う。</p> <p>① 新規記録日当日 オンラインリアルタイム接続及び統合W e b 端末により「新規記録済通知」を行う。</p> <p>② 新規記録日の翌営業日 ファイル伝送により「帳表ファイル (機構加入者別口座処理明細表)」を通知する。</p> <p>3. 信託の一部解約の取扱い</p> <p>(1) 一部解約の請求等</p> <p>a 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う一部解約の請求方法 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が行う転換のうち、当該加入者が有する振替受益権について、その全部又は一部に係る受益証券発行信託に係る契約を解約し、信託財産に転換する場合 (以下「一部解約」という。) において、当該一部解約に係る振替受益権の発行者への請求は、次の事項を記載した所定の転換請求書を加入者から受領した上で、指定転換請求者が行うものとする。</p> <p>① 加入者の氏名又は名称及び住所</p> <p>② 一部解約である旨</p> <p>③ 一部解約に係る振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>④ 一部解約に係る振替受益権の数</p> <p>b 指定転換請求者が行う一部解約の請求方法</p>	<p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル (処理明細)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 一部解約時における日程イメージについては、別紙3参照</p> <p>(業 285 条の 16、施 357 条の 11)</p> <p>※ 指定転換請求者から口座の開設を受けた加入者が提出する転換請求書 (転換申請人用) については、「参考様式 1」参照</p>

内 容	備 考
<p>(3) 一部解約に係る振替受益権の発行者における取扱い</p> <p>a 振替受益権の発行者における振替受益権の抹消請求 振替受益権の発行者は、上記(2)に記載する指定転換請求者からの振替受益権の振替が行われたことを確認した場合には、当該振替受益権が発行者の口座から抹消されるよう、機構に対して、抹消請求を行うものとする。</p> <p>b 機構及び振替受益権の発行者における振替口座簿への記録 (a) 機構における処理 ア 機構における振替口座簿への減少の記録 機構は、上記aの当日抹消請求を振替受益権の発行者から受けたときは、受付日当日のオンライン処理において、振替受益権の発行者における振替口座簿の減少の記録を行う。</p> <p>イ 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)の処理結果に係る機構からの通知 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)を入力した振替受益権の発行者に対して、次の通知を行う。</p> <p>① 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)入力の日 オンラインにて抹消済通知を統合Web端末及びオンラインリアルタイム接続にて通知する。</p> <p>② 当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)入力の翌営業日 「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」及び「口座処理結果ファイル(TA用)」をファイル伝送にて、「口座処理結果ファイル(委託会社用)」を統合Web端末にて通知する。</p>	<p>ある。</p> <p>(業 285 条の 18、施 357 条の 13)</p> <p>※ 抹消請求は、統合Web端末(画面入力)での「当日抹消請求(受益証券発行信託受益権)」により行うものとし、次に掲げる事項を入力する。</p> <p>① 機構加入者コード ② 銘柄コード ③ 抹消する振替受益権の数</p> <p>※ オンラインリアルタイム接続による通知は、発行者の上位機関である機構加入者に対して行う。</p> <p>※ 「口座処理結果ファイル(TA用)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p>

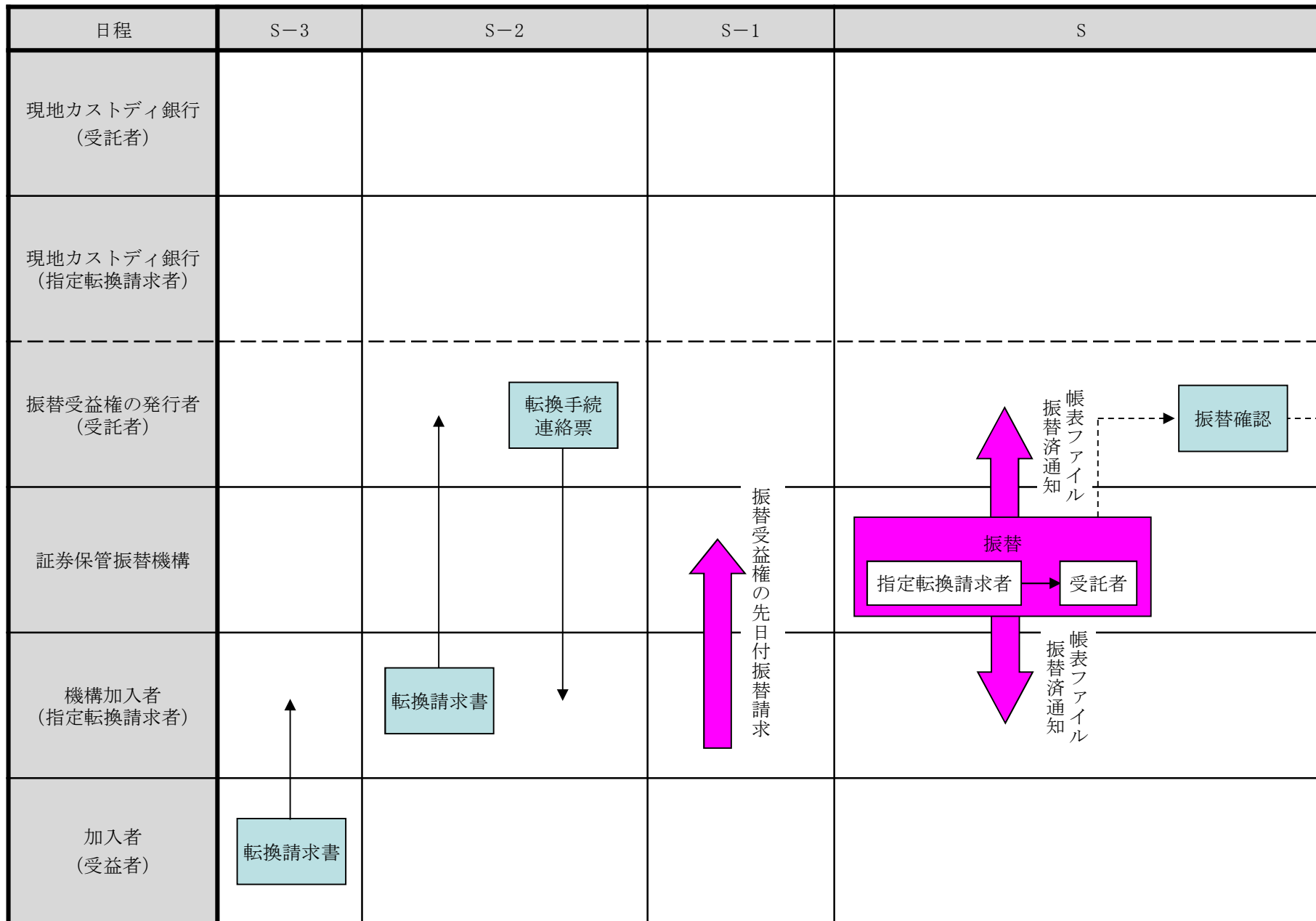
以上



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に追加信託を行う場合は、振替受益権の発行者への確認が必要である。

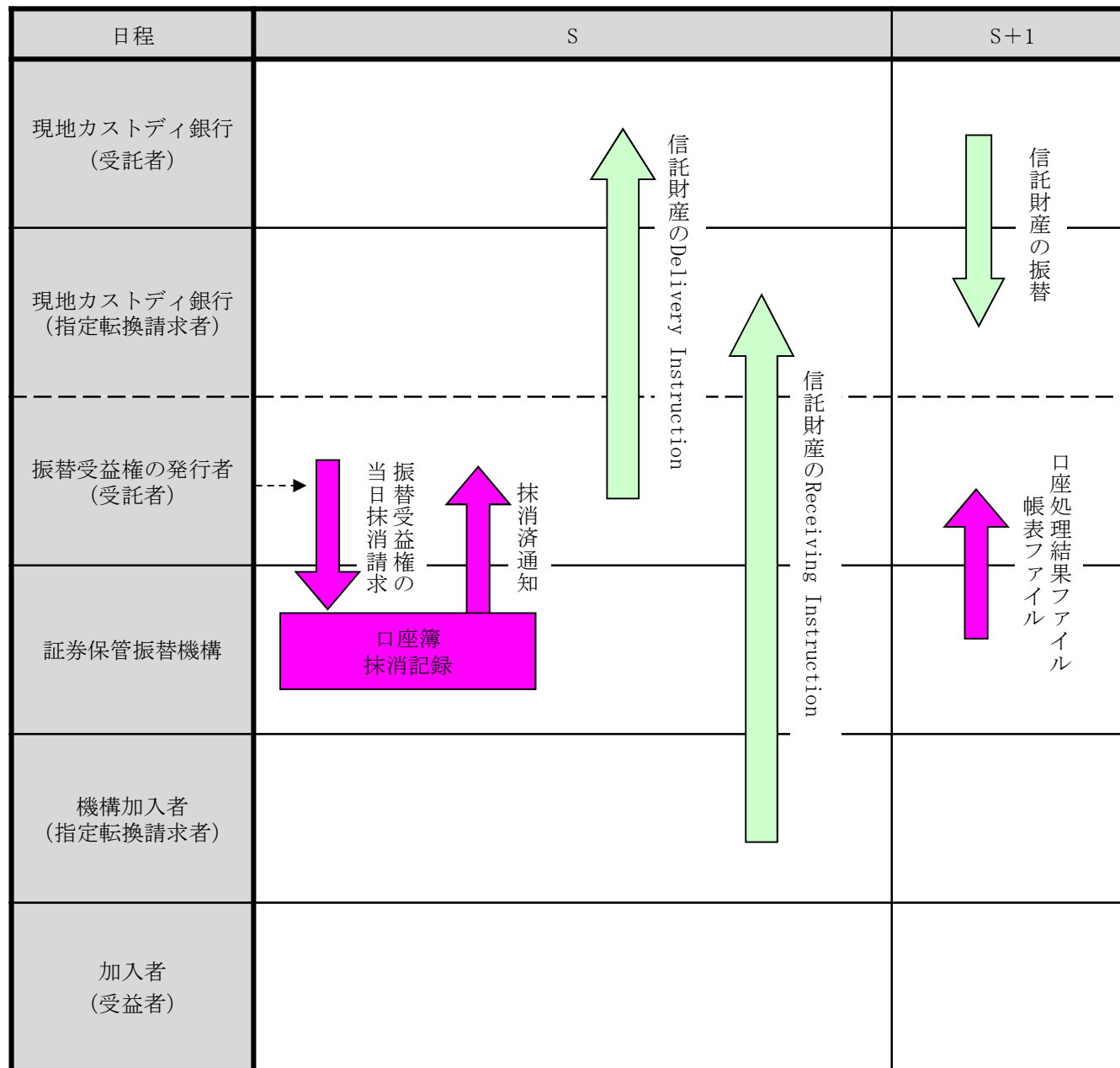


※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に追加信託を行う場合は、振替受益権の発行者への確認が必要である。



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に一部解約を行う場合の日程は、振替受益権の発行者への確認が必要である。

一部解約時における日程イメージ (※)



※当該イメージは、受益証券発行信託に係る受託有価証券が外国株である有価証券信託受益証券を想定したものである。
 ※当該イメージの日程は、あくまでも参考であり、実際に一部解約を行う場合の日程は、振替受益権の発行者への確認が必要である。

第5節 抹消手続

内 容	備 考
<p>1. 一部抹消手続</p> <p>(1) 当日抹消請求による場合</p> <p>a 加入者（発行者を含む。以下この節において同じ。）による口座管理機関への通知 加入者は、直近上位機関である口座管理機関に対し、一部抹消の対象となる振替受益権について、次の事項を示して抹消の申請を行う。</p> <p style="margin-left: 2em;">① 一部抹消する振替受益権の銘柄コード ② 一部抹消する振替受益権の数 ③ 一部抹消日 ④ 一部抹消する加入者の口座の加入者口座コード</p> <p>b 間接口座管理機関による一部抹消の通知 加入者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、aで示された事項を通知しなければならない。</p> <p>c 機構加入者による一部抹消の通知</p>	<p>(法第127条の9、業285条の20)</p> <p>※ 一部抹消手続は、以下の場合に行われる。</p> <p>(1) 転換のうち、一部解約を行う場合 (2) 発行者が受益者又は質権者に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合（受益者又は質権者のために受益者代理人に対して振替受益権の受益債権に係るすべての債務の支払をする場合を除く。）又は法第127条の9第8項に規定する場合</p> <p>※ 一部解約の手続は、当日抹消請求によるものとする。</p>

内 容	備 考
<p>機構加入者は、加入者から一部抹消の申請を受けたとき又は直近下位機関から一部抹消の通知を受けたときは、振替口座簿の記録を抹消し、一部抹消日の当日の午前9時から午後3時30分までの間の統合Web端末への入力により機構に対し、aの①～③の事項のほか、次の事項を通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② その他機構が定める事項</p> <p>d 機構による抹消手続 (a) 機構による抹消手続 機構は、(1)の申請を受けた一部抹消の対象となる振替受益権の記録について、直ちに振替口座簿の記録を抹消する。</p> <p>(b) 機構加入者及び発行者に対する処理結果の通知</p> <p>ア 機構加入者に対する通知 機構は、一部抹消の通知に基づき振替口座簿の減少記録の対象となった機構加入者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」を通知する。</p> <p>イ 発行者に対する通知 機構は、抹消の記録が行われた振替受益権の発行者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により、同日の午前7時から午後8時までの間に統合Web端末により、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知する。</p> <p>(2) 先日付抹消請求による場合 a 加入者による口座管理機関への申請 加入者は、直近上位機関である口座管理機関に対し、一部抹消の対象となる振替受益権について、次の事項を示して抹消の申請を行う。</p> <p>① 一部抹消する振替受益権の銘柄コード ② 一部抹消する振替受益権の数 ③ 一部抹消日 ④ 一部抹消する加入者の口座の加入者口座コード ⑤ 一部抹消をする事由</p>	<p>※ 当日抹消請求の場合には、取消しはできない。</p> <p>(業 285 条の 21)</p> <p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル(処理明細)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>(法第 127 条の 9、業 285 条の 20)</p>

内 容	備 考
<p>b 間接口座管理機関による一部抹消の通知 加入者から一部抹消の申請を受けた口座管理機関が間接口座管理機関であるときは、当該間接口座管理機関は、直ちに、その直近上位機関に対し、(1) で示された事項を通知しなければならない。</p> <p>c 機構加入者による一部抹消の通知 機構加入者は、加入者から一部抹消の申請を受けたとき又は直近下位機関から一部抹消の通知を受けたときは、一部抹消日の前営業日までの午前9時から午後8時までの間の統合Web端末への入力により、機構に対し、aの①～③の事項のほか、次の事項を通知する。</p> <p>① 機構加入者コード ② その他機構が定める事項</p> <p>d 機構及び口座管理機関による抹消手続 (a) 機構及び口座管理機関による抹消手続 機構及び口座管理機関は、一部抹消の対象となる振替受益権の記録について、一部抹消日の午前9時に振替口座簿の記録を抹消する。</p> <p>(b) 機構加入者及び発行者に対する処理結果の通知</p> <p>ア 機構加入者に対する通知 機構は、一部抹消の通知に基づき振替口座簿の減少記録の対象となった機構加入者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>イ 発行者に対する通知 機構は、抹消の記録が行われた振替受益権の発行者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により、同日の午前7時から午後8時までの間に統合Web端末により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>2. 償還に係る一部抹消手続 (1) 発行者による償還に係る事項の通知 発行者は、特定の銘柄の振替受益権について、その受益債権に係るすべての債務の支払（以下「償還」という。）をしようとする場合には、機構に対し、償還日等の償還に係る情報を、速やかに（信託</p>	<p>※ 先日付抹消請求は、抹消日の前営業日まで取り消すことができる。 ※ファイル伝送による入力の場合には、一部抹消日の前営業日の午前3時から午後8時までの間に行う。</p> <p>(業 285 条の 21)</p> <p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル（処理明細）」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>※ 発行者による通知の詳細は、第 17 節「振替受益権の取扱廃止時の取扱い」第 1 1. を参照。</p>

内 容	備 考
<p>終了日の2週間前までに) Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(2) 機構による償還に係る事項の通知 機構は、(1) の通知を受けたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、償還日等の償還に係る情報を Target 保振サイトにより通知する。</p> <p>(3) 機構及び口座管理機関による抹消手続 a 機構及び口座管理機関による抹消手続 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時(午前9時)に、その備える振替口座簿における償還が行われる振替受益権についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>b 機構加入者及び発行者に対する処理結果の通知 (a) 機構加入者に対する通知 機構は、振替口座簿の減少記録の対象となった機構加入者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間に、ファイル伝送により、「帳表ファイル(機構加入者別口座処理明細表)」を通知する。</p> <p>(b) 発行者に対する通知 機構は、抹消の記録が行われた振替受益権の発行者に対して、振替受益権の記録の抹消日の翌営業日の午前3時から午後8時までの間にファイル伝送により、同日の午前7時から午後8時までの間に統合Web端末により、「口座処理結果ファイル(処理明細)」を通知する。</p> <p>3. 全部抹消手続 「全部抹消手続」については、第2章第5節「抹消手続」の2.「全部抹消の取扱い」((4)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の午後3時30分に)」及び(6)の「(新設合併、新設分割又は株式移転に伴う全部抹消については全部抹消日の翌営業日)」という記載を除く。)に準じる。</p>	<p>※ 機構による通知の詳細は、第17節「振替受益権の取扱廃止時の取扱い」第31.(2)を参照。</p> <p>(業285条の21)</p> <p>※ ファイル伝送による「口座処理結果ファイル(処理明細)」の通知については、振替受益権の受益者名簿管理人に対して行う。</p> <p>(業285条の22、施357条の17及び357条の18)</p>

以 上

第6節 振替受益権の併合に係る手続

内 容	備 考
「振替受益権の併合に係る手続」については、第2章第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」の1.「株式併合の取扱い」に準じる。	(業 285 条の 23 及び 285 条の 24、施 357 条の 19 から 357 条の 26 まで)

以 上

第7節 振替受益権の分割に係る手続

内 容	備 考
「振替受益権の分割に係る手続」については、第2章第6節「株式併合及び株式分割に係る手続」の2.「株式分割の取扱い」に準じる。	(業 285 条の 25 及び 285 条の 26、施 357 条の 27 から 357 条の 34 まで)

以 上

第8節 信託の併合及び分割に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 信託の併合に係る取扱い</p> <p>以下においては、信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付する場合（法第127条の13）の手續について記載する。</p> <p>（1）発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、信託の併合に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託併合効力発生日の2週間前の日又は信託の併合に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード</p> <p>② 従前の信託の受益者に対して交付する振替受益権の銘柄（以下、新たな信託銘柄という。）</p> <p>③ 割当比率</p> <p>④ 信託の併合の日程</p> <p>⑤ 信託併合効力発生日</p> <p>⑥ 従前の信託の受益者に対して交付する新たな信託銘柄の振替受益権の数（以下、1.において「交付する受益権の数」という。）の総数及び受益権の内容（公示情報）</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>（2）機構による公示</p>	<p>（業 285 条の 27 から 285 条の 28 まで、施 357 条の 35 から 357 条の 42 まで）</p> <p>（業 12 条）</p> <p>※ 発行者は、通知の後に信託の併合を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第 127 条の 13 第 1 項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整受益権数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整受益権数の記録先口座は、発行者が機構に届け出た口座（変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、信託の併合に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>（業 285 条の 80）</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報に変更が</p>

内 容	備 考
<p>機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する信託の併合に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託併合効力発生日の1ヶ月前の日に(信託併合効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替受益権の銘柄 ② 新たな信託銘柄 ③ 割当比率 ④ 信託併合効力発生日 ⑤ 新受益権数申告日 ⑥ 調整受益権数記録日</p> <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで ※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託併合効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 従前の信託の振替受益権の銘柄 ② 新たな信託銘柄</p>	<p>生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第18節「振替受益権の内容の提供」参照</p> <p>(業12条)</p> <p>(第285条の58) ※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>③ 総受益者通知事由 ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 効力発生日（信託併合効力発生日） ⑦ 受益者確定日（信託併合効力発生日の前日） ⑧ 割当比率</p> <p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき交付する振替受益権の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に信託併合効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、次の①と②の合計数とする。 ① 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（特別受益者の申出がされていないものに限る。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。） ② 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（特別受益者の申出がされているものに限る。）について、特別受益者ごとの振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄（以下、質権欄という。）に信託併合効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、質権欄に記録されている受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の合計数とする。</p> <p>(6) 機構加入者による新受益権数申告 a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。 (a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p>	<p>(第 285 条の 27)</p> <p>(第 285 条の 27)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。 ※ 直接口座管理機関は、その直近下位機</p>

内 容	備 考
<p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 従前の信託の振替受益権の銘柄</p> <p>③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数 (全加入者分の合算値)</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告 (担保専用口及び信託口) 担保専用口及び信託口 (信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。) を有する機構加入者は、信託併合効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>(b) 取扱時間</p> <p>ア ファイル伝送 信託併合効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで</p> <p>イ 統合Web端末 信託併合効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで</p> <p>(c) 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード (区分口座)</p> <p>② 従前の信託の振替受益権の銘柄</p>	<p>関から信託併合効力発生日に記録すべき交付する振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せた数を通知する。</p> <p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託併合効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・ 信託併合効力発生日及び信託併合効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 信託併合効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。 <p>※ 新受益権数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている受益権は記録されていないものとする。</p>

内 容	備 考
<p>③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p> <p>(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）aで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新受益権数申告に基づき交付する振替受益権の数を記録する。</p> <p>(8) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託併合効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(9) 機構による割当計算</p> <p>a 割当計算対象受益者 機構は、信託併合効力発生日の翌営業日に、信託併合効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p>	<p>(第285条の27)</p> <p>※ 信託併合効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した従前の信託である振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の新たな信託銘柄の増加の記録をする。</p> <p>(業285条の60)</p> <p>※ 総受益者報告の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業285条の28)</p>

内 容	備 考
<p>b 割当計算の方法</p> <p>機構は、受益者ごとに、当該受益者の従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（当該受益者の保有欄に記録されていた数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益者の数を合計した数。）に割当比率を乗じて交付する振替受益権の数を算出する。当該数から信託併合効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整受益権数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託併合効力発生日の前日において最も大きい振替受益権の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整受益権数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(10) 機構による配分明細通知データの通知</p> <p>機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託併合効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日（総受益者通知日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <p>① 機構加入者コード</p> <p>② 新たな信託銘柄</p> <p>③ 総受益者通知事由（増減資等の種別）</p> <p>④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替受益権が交付される場合に調整受益権数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む）</p> <p>⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード</p> <p>⑥ 配分数量（調整受益権数を含む。）</p> <p>⑦ 調整受益権数の振替口座簿記録予定日</p> <p>⑧ 調整受益権数</p> <p>⑨ 調整受益権数の効力発生日</p>	<p>※ 受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整受益権数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、質権の設定された振替受益権又は特別受益者の申出のされた振替受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>（業 285 条の 28）</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（信託の併合により新たな信託銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>(11) 機構による総受益者通知 機構は、信託の併合に係る受益者確定日（信託併合効力発生日の前日）における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、信託併合効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>(12) 機構及び口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>a 機構における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託併合効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	<p>(第285条の61)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新たな信託銘柄の受益者ごとの振替受益権の数及び発行者の自己口に記録すべき新たな信託銘柄である振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、総受益者通知により発行者に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業285条の28)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新受益権数申告に基づき信託併合効力発生日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>2. 信託の分割に係る取扱い</p> <p>第1 吸収信託分割の取扱い</p> <p>以下においては、分割信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が吸収信託分割に際して、承継信託の振替受益権を交付するとき（法第127条の14）の手續について記載する。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、吸収信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託分割効力発生日の2週間前の日又は吸収信託分割に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事項等を通知する。</p> <p>① 分割信託の振替受益権の銘柄（以下、分割信託銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>② 分割信託の受益者に対して交付する承継信託の振替受益権の銘柄（以下、承継信託銘柄という。）及び銘柄コード</p> <p>③ 割当比率</p> <p>④ 吸収信託分割の日程</p> <p>⑤ 信託分割効力発生日</p> <p>⑥ 分割信託の受益者に対して交付する承継信託銘柄の振替受益権の数（以下、第1において「交付する受益権の数」という。）の総数及び受益権の内容（公示情報）</p> <p>添付書類</p> <p>① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示</p> <p>機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p>	<p>(業 285 条の 29 から 285 条の 30 まで、施 357 条の 43 から 357 条の 50 まで)</p> <p>(業 285 条の 29)</p> <p>※ 発行者は、通知の後に吸収信託分割を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>※ 左記の通知は、法第 127 条の 14 第 1 項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整受益権数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整受益権数の記録先口座は、発行者が機構に届け出た口座（変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、吸収信託分割に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>(業 285 条の 80)</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第 18 節「振替受益権の内容の提供」参照</p>

内 容	備 考
<p>(3) 機構による機構加入者等に対する吸収信託分割に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託分割効力発生日の1ヶ月前の日に(信託分割効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに)、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 分割信託銘柄及び銘柄コード ② 承継信託銘柄及び銘柄コード ③ 割当比率 ④ 信託分割効力発生日 ⑤ 新受益権数申告日 ⑥ 調整受益権数記録日 <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 <ul style="list-style-type: none"> (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> c 主な通知事項 <ul style="list-style-type: none"> ① 分割信託銘柄 ② 承継信託銘柄 ③ 総受益者通知事由(増減資等の種別) ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内(総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日(自/至)、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日) ⑥ 効力発生日(信託分割効力発生日) ⑦ 受益者確定日(信託分割効力発生日の前日) 	<p>(業12条)</p> <p>(第285条の58)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>② 分割信託銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数（全加入者分の合算値）</p> <p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>(a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 分割信託銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p> <p>(7) 機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、分割信託銘柄の記録の抹消と、(5) a で計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p>	<p>・ 信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。</p> <p>・ 信託分割効力発生日及び信託分割効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。</p> <p>・ 信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂正不可となる。</p> <p>※ 新受益権数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口以外の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている受益権は記録されていないものとする。</p> <p>(第285条の29)</p> <p>※ 信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、分割信託銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した分</p>

内 容	備 考
<p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、分割信託銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する承継信託銘柄である振替受益権の数の記録をする。</p> <p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）において、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている分割信託銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新受益権数申告に基づき交付する振替受益権の数を記録する。</p> <p>（8）直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）において、振替口座簿に記録されている加入者ごとの分割信託銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託分割効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>（9）機構による割当計算 a 割当計算対象受益者 機構は、信託分割効力発生日の翌営業日に、信託分割効力発生日の前日における分割信託銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、受益者ごとに、当該受益者の分割信託銘柄である振替受益権の数（当該受益者の保有欄に記録されていた数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益者の数を合計した数。）に割当比率を乗じて交付する振替受益権の数を算出する。当該数から信託分割効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整受益権数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。 ① 調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託分割効力発生日の前日において最も大きい振替受益権の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座） ② 調整受益権数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p>	<p>割信託銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の承継信託銘柄の増加の記録をする。</p> <p>（業 285 条の 60） ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>（業 285 条の 30）</p> <p>※ 受益者ごとの分割信託銘柄の振替受益権の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。 ※ 調整受益権数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。 ※ ①において、質権の設定された振替受益権又は特別受益者の申出のされた振替受益権については、受益者確定日にお</p>

内 容	備 考
<p>(10) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に分割信託銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日(総受益者通知日)の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 承継信託銘柄 ③ 総受益者通知事由(増減資等の種別) ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード(振替受益権が交付される場合に調整受益権数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む) ⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード ⑥ 配分数量(調整受益権数を含む。) ⑦ 調整受益権数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整受益権数 ⑨ 調整受益権数の効力発生日 <p>(11) 機構による総受益者通知 機構は、吸収信託分割に係る受益者確定日(信託分割効力発生日の前日)における分割信託銘柄の受益者について、発行者に対し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p>	<p>いて、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業285条の30)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関(吸収信託分割により承継信託銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。)に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(業285条の61)</p> <p>※ 機構は、割当計算後の承継信託銘柄の受益者ごとの振替受益権の数及び発行者の自己口に記録すべき承継信託銘柄である振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、総受益者通知により発行者に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手続」参照。</p>

内 容	備 考
<p>(12) 機構及び口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>a 機構における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録</p> <p>口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>第2 新規信託分割の取扱い</p> <p>以下においては、新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が新規信託分割に際して振替受益権を交付するとき（法第127条の14）の手続について記載する。</p> <p>(1) 発行者の決定事項等の通知</p> <p>発行者は、新規信託分割に係る決定をしたときは、機構に対し、速やかに（信託分割効力発生日の2週間前の日又は新規信託分割に係る受益者確定日（当該受益者確定日が休業日の場合は、その前営業日）の前営業日から起算して7営業日前のいずれか早い日までに）、Target 保振サイトにより、以下の事</p>	<p>(業 285 条の 30)</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新受益権数申告に基づき信託分割効力発生日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p> <p>(業 285 条の 29)</p> <p>※ 発行者は、通知の後に新規信託分割を行わないこととなったときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p>

内 容	備 考
<p>項等を通知する。</p> <p>① 従前の信託の振替受益権の銘柄及び銘柄コード ② 従前の信託の受益者に対して交付する振替受益権の銘柄（以下、新たな信託銘柄という。） ③ 割当比率 ④ 新規信託分割の日程 ⑤ 信託分割効力発生日 ⑥ 従前の信託の受益者に対して交付する新たな信託銘柄の振替受益権の数（以下、第2において、「交付する受益権の数」という。）の総数及び受益権の内容（公示情報）</p> <p>添付書類 ① プレスリリース</p> <p>(2) 機構による公示 機構は、(1)で発行者から公示情報を受領したときは、当該情報を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>(3) 機構による機構加入者等に対する新規信託分割に係る事項の通知 機構は、発行者から(1)の通知を受けた場合は、信託分割効力発生日の1ヶ月前の日に（信託分割効力発生日の1ヶ月前の日以降に通知を受けた場合は、通知を受けた後速やかに）、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 従前の信託の銘柄及び銘柄コード ② 新たな信託銘柄 ③ 割当比率 ④ 信託分割効力発生日 ⑤ 新受益権数申告日</p>	<p>※ 左記の通知は、法第127条の14第1項の通知である。同項には、通知する事項として、左記の事項の他に、調整受益権数を記録する発行者の口座も規定されているが、調整受益権数の記録先口座は、発行者が機構に届け出た口座（変更の届出を行った場合は、変更後の口座）とする取扱いであるため、新規信託分割に係る事項の通知の際のあらためての通知は不要としている。</p> <p>※ 発行者は公示情報の内容に変更が生じた場合は、変更後の公示情報を機構に提出する。</p> <p>(業285条の80)</p> <p>※ 機構は、発行者から公示情報に変更が生じた旨の通知を受けた場合は、公示情報の訂正を行う。</p> <p>※ 公示についての詳細は、第18節「振替受益権の内容の提供」参照</p> <p>(業12条)</p> <p>(第285条の58)</p>

内 容	備 考
<p>⑥ 調整受益権数記録日</p> <p>(4) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 従前の信託の振替受益権の銘柄 ② 新たな信託銘柄 ③ 総受益者通知事由（増減資等の種別） ④ 配分明細区分 ⑤ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日、配分明細通知日、口座簿記載予定日） ⑥ 信託分割効力発生日 ⑦ 受益者確定日（信託分割効力発生日の前日） ⑧ 割当比率 <p>(5) 機構及び口座管理機関による記録すべき交付する振替受益権の数の計算</p> <p>a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄（以下、保有欄という。）に信託分割効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その加入者の保有欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、次の①と②の合計数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（特別受益者の申出がされていないものに限る。）に割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。） 	<p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>(第285条の29)</p>

内 容	備 考
<p>② 保有欄に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数(特別受益者の申出がされているものに限る。)について、特別受益者ごとの振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄(以下、質権欄という。)に信託分割効力発生日において記録すべき交付する振替受益権の数の計算 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日において、その加入者の質権欄に記録すべき交付する振替受益権の数を算出する。 記録すべき交付する振替受益権の数は、質権欄に記録されている受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数(端数は切り捨て。)の合計数とする。</p> <p>(6) 機構加入者による新受益権数申告 a 直接口座管理機関による顧客口に係る申告 直接口座管理機関は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。 (a) 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 (b) 取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合Web端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで (c) 主な通知事項 ① 機構加入者コード(区分口座) ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数(全加入者分の合算値)</p>	<p>(第285条の29)</p> <p>※ 機構に複数の顧客口である区分口座の開設を受けている直接口座管理機関は、当該顧客口である区分口座ごとに申告を行う。</p> <p>※ 直接口座管理機関は、その直近下位機関から信託分割効力発生日に記録すべき交付する振替受益権の数の合計数の通知を受けたときは、機構に対し、当該数を併せた数を通知する。</p> <p>※ 新受益権数申告の訂正及び取消を行う場合は、以下の取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託分割効力発生日の前営業日に訂正を行うときは、統合Web端末により新受益権数申告をした場合は、入力済の申告を取り消したうえで統合Web端末による再入力を行い、ファイル伝送により新受益権数申告をした場合は、前日請求ファイルを再送する。 ・ 信託分割効力発生日及び信託分割効力発生日の翌営業日に訂正を行う場合は、Target 保振サイトにより、機構に対して、所定の書面を提出する。 ・ 信託分割効力発生日の翌々営業日以降は割当計算終了後のため、原則として訂

内 容	備 考
<p>b 機構加入者による自己口に係る申告（担保専用口及び信託口） 担保専用口及び信託口（信託財産名義について包括的な申請を行うこととしているものに限る。）を有する機構加入者は、信託分割効力発生日の前営業日に、機構に対し、新受益権数申告として、以下の事項等を通知する。</p> <p>（a）通知手段 ファイル伝送又は統合W e b 端末 （b）取扱時間 ア ファイル伝送 信託分割効力発生日の前営業日の午前3時から午後8時まで イ 統合W e b 端末 信託分割効力発生日の前営業日の午前9時から午後8時まで （c）主な通知事項 ① 機構加入者コード（区分口座） ② 従前の信託の振替受益権の銘柄 ③ 区分口座に記録すべき交付する振替受益権の数</p> <p>（7）機構及び口座管理機関による振替口座簿の記録 a 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の保有欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）aで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p> <p>b 機構及び口座管理機関の加入者の自己口の質権欄における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録の抹消と、（5）bで計算した交付する振替受益権の数の記録をする。</p>	<p>正不可となる。</p> <p>※ 新受益権数申告を伴う受益者確定日が定められた場合は、担保の解除等を行うことにより、担保専用口に他の機構加入者に特別受益者管理事務の再委託をしている受益権は記録されていないものとする。</p> <p>（第285条の29） ※ 信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、特別受益者管理簿において、従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を全部抹消するとともに、特別受益者ごとに、抹消した従前の信託である振替受益権の銘柄である振替受益権の数にそれぞれ割当比率を乗じて得た数（端数は切り捨て。）の新たな信託銘柄の増加の記録をする。</p>

内 容	備 考
<p>c 機構及び口座管理機関の加入者の顧客口における記録 機構及び口座管理機関は、信託分割効力発生日の業務開始時（午前9時）に、直近下位機関の口座の顧客口に記録されている従前の信託の振替受益権の銘柄の記録を抹消し、当該直近下位機関からの新受益権数申告に基づき、交付する振替受益権の数を記録する。</p> <p>(8) 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数に係る情報を、信託分割効力発生日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>(9) 機構による割当計算 a 割当計算対象受益者 機構は、信託分割効力発生日の翌営業日に、信託分割効力発生日の前日における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、機構が備える振替口座簿及び機構加入者からの「総受益者報告データ」の内容に基づき、割当計算を行う。</p> <p>b 割当計算の方法 機構は、受益者ごとに、当該受益者の従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数（当該受益者の保有欄に記録されていた数と、譲渡担保権者又は質権者の口座に記録されている当該受益権の数を合計した数。）に割当比率を乗じて交付する振替受益権の数を算出する。当該数から信託分割効力発生日において各口座に記録されるべき数の合計数を減じて得た数（以下「調整受益権数」という。）を算出し、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める口座に割り当てる。</p> <p>① 調整受益権数のうち整数 受益者の自己口のうち、信託分割効力発生日の前日において最も大きい振替受益権の数を記録していた口座（最も大きい数を記録していた口座が複数あるときは、口座管理機関コードが最も大きい口座管理機関が開設する口座）</p> <p>② 調整受益権数のうち小数点以下の数（端数）の合計数（小数点以下切捨て） 発行者の口座</p> <p>(10) 機構による配分明細通知データの通知 機構は、(9)の割当計算の結果に基づき「配分明細通知データ」を作成し、信託分割効力発生日か</p>	<p>(業 285 条の 60)</p> <p>※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 30)</p> <p>※ 受益者ごとの従前の信託の振替受益権の銘柄である振替受益権の数は、機構において、加入者ごとに、名寄せ合算した数とする。</p> <p>※ 調整受益権数は、加入者の保有欄へ割当て、譲渡担保権者又は質権者の口座に特別受益者又は受益者として記録されている口座への割当ては行わない。</p> <p>※ ①において、質権の設定された振替受益権又は特別受益者の申出のされた振替受益権については、受益者確定日において、その受益者又は特別受益者の加入者口座コードに係る口座に記録されていたものとして取り扱う。</p> <p>(業 285 条の 30)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から割当計算後に記録すべき交付する振替受益権の数に係る通知を受けたときは、直ちに、その直近下位機関（新規信託分割に</p>

内 容	備 考
<p>ら起算して3営業日目の日に、信託分割効力発生日の前日にその口座に従前の信託の振替受益権の銘柄を記録していた機構加入者に対して、以下の事項等を通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送</p> <p>b 取扱時間 信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日（総受益者通知日）の午前3時から午後8時まで</p> <p>c 主な通知事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 機構加入者コード ② 新たな信託銘柄 ③ 総受益者通知事由（増減資等の種別） ④ 割当ての対象となる加入者の加入者口座コード（振替受益権が交付される場合に調整受益権数のうち小数点以下の数の割当てを受ける発行者の自己口を含む） ⑤ 譲渡担保権者又は質権者の加入者口座コード ⑥ 配分数量（調整受益権数を含む。） ⑦ 調整受益権数の振替口座簿記録予定日 ⑧ 調整受益権数 ⑨ 調整受益権数の効力発生日 <p>(11) 機構による総受益者通知</p> <p>機構は、新規信託分割に係る受益者確定日（信託分割効力発生日の前日）における従前の信託の振替受益権の銘柄の受益者について、発行者に対し、信託分割効力発生日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>(12) 機構及び口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>a 機構における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録</p> <p>機構は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加を記録する。</p>	<p>より新たな信託銘柄を記録すべき口座の加入者の上位機関に限る。）に当該事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p> <p>（業 285 条の 61）</p> <p>※ 機構は、割当計算後の新たな信託銘柄の受益者ごとの振替受益権の数及び発行者の自己口に記録すべき新たな信託銘柄である振替受益権の数に係る受益者ごとの小数点以下の数を、総受益者通知により発行者に通知する。</p> <p>※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>（業 285 条の 30）</p> <p>※ 機構及び口座管理機関は、新受益権数申告に基づき信託分割効力発生日に振替口座簿に記録した数と配分明細通知データに不整合があった場合は、必要な修正を行う。</p>

内 容	備 考
<p>(b) 顧客口における増加の記録 機構は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、その数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p> <p>b 口座管理機関における調整受益権数の記録手続</p> <p>(a) 自己口における増加の記録 口座管理機関は、調整受益権数を記録すべき自己口を開設しているときは、直近上位機関からの「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、当該口座において記録すべき調整受益権数の増加の記録をする。</p> <p>(b) 顧客口における増加の記録 口座管理機関は、その下位機関の加入者の自己口において調整受益権数を記録すべきときは、「配分明細通知データ」に基づき、信託分割効力発生日から起算して4営業日目の日の業務開始時（午前9時）に、調整受益権数を記録すべき顧客口において、当該数の増加の記録をする。</p>	

以 上

第9節 特別受益者の申出等に関する取扱い

内 容	備 考
<p>「特別受益者の申出等に関する取扱い」については、次の手続に準じる。</p> <p>1. 特別受益者の申出 第2章第3節「振替手続」中の第2「担保に係る振替手続等」の2. 「特別株主の申出に関する手続」の手続に準じる。</p> <p>2. 特別受益者の申出の簡略化の取扱い 第2章第3節「振替手続」中の第3「特別株主の申出の簡略化の取扱い」の手続に準じる。</p> <p>3. 信託財産名義の取扱い 第2章第1節「振替口座簿とその記録事項等」中の4. 「機構における取扱い」の(3)「信託財産名義の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業285条の31から285条の38まで、施357条の51から357条の54まで)</p> <p>(業285条の39から285条の45まで、施357条の55から357条の57まで)</p> <p>(業285条の46から285条の49まで、施357条の58)</p>

以 上

第 10 節 振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続

内 容	備 考
<p>「振替口座簿に記載又は記録をすべき数についての照合等の手続」については、第 2 章第 8 節「リコンサイルの手続」(1. 「発行総数と振替口座簿に記載すべき数についての照合」を除く。) 及び第 5 章第 7 節「リコンサイルの手続」中の 1. 「発行者における振替口座簿に記載すべき口数についての照合」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 50 から 285 条の 52 まで、施 357 条の 59 及び 357 条の 60)</p> <p>※ 照合の結果、不一致であった場合に発行者が機構に提出する「リコンサイル不一致連絡票(発行者用)」については、機構ホームページに掲載の書式(ST06-10)を参照</p> <p>※ 照合の結果、不一致であった場合に機構加入者が機構に提出する「リコンサイル不一致連絡票(機構加入者用)」については、機構ホームページに掲載の書式(ST01-15)を参照</p>

以 上

第 11 節 超過記録発生時の取扱い

内 容	備 考
<p>「超過記録発生時の取扱い」については、第 2 章第 15 節「超過記録発生時の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 53 から 285 条の 55 まで)</p> <p>※ 第 2 章第 15 節「超過記録発生時の取扱い」の以下の①～⑦には、準じない。</p> <p>① 第 1 1. (1) f</p> <p>② 第 1 1. (2) f</p> <p>③ 第 1 2. (1)</p> <p>④ 第 1 2. (2) a 及び b 並びに c の柱書</p> <p>⑤ 第 2 1. (1) d, e 及び f</p> <p>⑥ 第 2 1. (2) b 及び c</p> <p>⑦ 第 2 2. 及び 3.</p> <p>※ 機構は、機構の振替口座簿に記録された振替受益権の数と当該振替受益権の総数との間に不一致があり、不一致の解消ができなかった場合には、第 2 章第 15 節「超過記録発生時の取扱い」の第 1 2. (2) c (a) 及び (b) の措置をとる。</p>

以 上

第 12 節 総受益者通知に係る手続

内 容	備 考
<p>1. 総受益者通知に係る受益者確定日及び通知受益者</p> <p>(1) 受益者確定日</p> <p>機構は、次の各号に掲げる事由（以下「総受益者通知事由」という。）のいずれかが生じたときは、当該総受益者通知事由に係る振替受益権の発行者（⑨に掲げる場合にはすべての振替受益権の発行者）に対し、当該各号に定める日を総受益者通知に係る受益者を確定する日（以下「受益者確定日」という。）として、総受益者通知をする。</p> <p>① 受益証券発行信託の計算期日が到来したとき。 当該計算期日</p> <p>② 発行者が受益証券発行信託の信託財産に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>③ 発行者が振替受益権に係る議決権を行使することのできる受益者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>④ 振替機関等が法第 127 条の 10 の規定により特定の銘柄の振替受益権についての記載又は記録の全部の抹消をしたとき。 当該抹消をした日の前日</p> <p>⑤ 振替受益権について信託の変更により受益権の併合又は分割をしようとする場合で、当該受益権の併合又は分割の効力が生ずる日が到来したとき。 当該受益権の併合又は分割の効力が生ずる日の前日</p> <p>⑥ 信託の併合に係る各信託の受益権が振替受益権である場合において、発行者が信託の併合に際して振替受益権を交付しようとするとき。 当該信託の併合に係る信託併合効力発生日の前日</p> <p>⑦ 分割信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が吸収信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき、又は新規信託分割における従前の信託の受益権が振替受益権である場合において発行者が新規信託分割に際して振替受益権を交付しようとするとき。 当該信託の分割に係る信託分割効力発生日の前日</p> <p>⑧ 特定の銘柄の振替受益権について、その受益債権に係るすべての債務の支払に伴い当該振替受益権の抹消が行われるとき。 当該振替受益権に係る受益証券発行信託の終了の日</p> <p>⑨ 振替受益権に上記①～⑧以外の権利が付与される場合で、その権利者を確定させるための日を定めたとき。 当該日</p> <p>⑩ 機構が法第 22 条第 1 項の規定により法第 3 条第 1 項の指定を取り消された場合又は法第 41 条第 1 項の規定により当該指定が効力を失った場合であって、機構の振替業を承継する者が存しないとき。 当該指定が取り消された日又は当該指定が効力を失った日の前日</p> <p>⑪ 機構が特定の銘柄の振替受益権の取扱いを廃止したとき（⑧に規定する総受益者通知事由に係る</p>	<p>（業 285 条の 56、施 357 条の 61）</p> <p>※ 機構は、原則として、既に設定されている受益者確定日の前後 7 営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知をすることはできない。</p>

内 容	備 考
<p>総受益者通知をしているときを除く。)。 当該取扱いを廃止した日の前日</p> <p>(2) 通知受益者 機構は、次の①～⑤に掲げる数について、当該①～⑤にそれぞれ定める者を受益者確定日における総受益者通知の対象とする受益者（以下「通知受益者」という。）として、総受益者通知をする。この場合において、当該①～⑤に掲げる数は、受益者確定日における最終のものを意味するものとする。</p> <p>① 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替受益権の数（②、④及び⑤を除く。） 当該口座の加入者</p> <p>② 加入者の口座の保有欄に記載又は記録がされている振替受益権の数のうち特別受益者管理簿（特別受益者管理簿に準ずる帳簿を含む。）に記載又は記録がされている数 当該特別受益者管理簿に記載又は記録がされている数に係る特別受益者</p> <p>③ 加入者の口座の質権欄に記載又は記録がされている質権受益権の数 当該質権受益権に係る受益者</p> <p>④ 機構加入者の信託口（信託財産名義通知信託口を除く。）に記録がされている振替受益権であつて、機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている数（②の数を除く。） 機構が備える信託財産名義管理簿に記載がされている当該振替受益権に係る信託財産名義</p> <p>⑤ 機構加入者の信託財産名義通知信託口に記録がされている振替受益権の数 当該機構加入者が備える信託財産名義管理簿に記載又は記録がされている当該振替受益権に係る信託財産名義</p> <p>(3) 総受益者通知請求 発行者は、受益証券発行信託に係る契約にあらかじめ規定している場合には、機構に対して、当該発行者が定める受益者確定日の受益者についての総受益者通知の請求（以下「総受益者通知請求」という。）を次の a から e までに掲げるところにより行うことができる。</p> <p>a 総受益者通知の請求事由 発行者は、受益証券発行信託に係る契約において、総受益者通知請求を行う旨及び請求事由をあらかじめ規定している場合には、当該事由の範囲において、機構に対して、総受益者通知請求を行うことができる。 なお、総受益者通知請求に当たっては、総受益者通知の請求事由に、次に掲げる場合に該当する事情が存在するか否かを申告するものとする。</p>	<p>(業 285 条の 57)</p> <p>(業 285 条の 62 の 2、施 357 条の 73 の 2、357 条の 73 の 3)</p> <p>※ 総受益者通知の請求事由は、その内容が具体的に規定されていることが望ましい。 ※ 総受益者通知の請求事由に当該事情が存在する場合には、機構はその請求を受理しない。</p>

内 容	備 考
<p>① 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき</p> <p>② 犯罪目的を有するとき</p> <p>③ 公序良俗に反するとき</p> <p>④ 第三者への漏えいを目的とするとき</p> <p>⑤ 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき</p> <p>⑥ 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき</p> <p>b 通知期限 受益者確定日の前日から起算して7営業日前の日</p> <p>c 通知方法 発行者は、Target 保振サイトにより「総受益者通知請求書」を機構に対して提出する。</p> <p>d 取扱時間 随時</p> <p>e 通知内容</p> <p>① 受益者確定日</p> <p>② 総受益者通知請求の対象となる銘柄</p> <p>③ 総受益者通知請求を行う理由が、受益証券発行信託に係る契約において定められた事由が生じたためである旨</p> <p>④ 総受益者通知請求を行う理由が、a①～⑥に該当するか否かの別</p> <p>2. 総受益者通知の手続 「総受益者通知の手続」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の2.「総株主通知の手続」</p>	<p>※ 受益者確定日が休業日である場合には、当該休業日の前営業日が受益者確定日である場合と同じ通知時限とする。</p> <p>※ 総受益者通知請求書は、機構ホームページに掲載の書式（ST80-08）を参照。</p> <p>※ 通知期限日当日の取扱時間は、午後5時までである。</p> <p>（業283条の62の3、施357条の73の4）</p> <p>※ 発行者は、原則として既に設定した受益者確定日の前後7営業日の期間に属する日を新たな受益者確定日として総受益者通知請求をすることはできない。</p> <p>（業285条の58から285条の61まで、施357条の62から357条の70まで）</p>

内 容	備 考
<p>に準じる。</p> <p>3. 発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い 「発行者に対する通知受益者に係る情報に変更が生じた場合の取扱い」については、第2章第9節「総株主通知に係る手続」の4.「発行者に対する株主情報の変更情報の提供」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 62、施 357 条の 71 から 357 条の 73 まで)</p>

以 上

第13節 振替口座簿の情報提供請求に係る手続

内 容	備 考
<p>「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」については、第2章第11節「振替口座簿の情報提供請求に係る手続」に準じる。ただし、3. 利害関係を有する者（発行者を除く。）による振替口座簿の情報提供請求の手続（2）b（a）③から⑤までを除き、（1）a は以下のとおりとする。</p> <p>（1）加入者の口座につき利害関係を有する者による加入者の直近上位機関（機構を除く。）への請求</p> <p>a 制度概要</p> <p>法第277条後段は、加入者の口座につき利害関係を有する者として政令で定めるもの（以下「利害関係人」という。）について、正当な理由があるときは、加入者の直近上位機関に対して、振替口座簿に記載又は記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報の提供を請求することができる旨を規定しており、施行令第84条及び命令第61条は、利害関係人として、発行者のほか、次に掲げる者を規定している。</p> <p>① 加入者の財産の管理及び処分をする権利を有する者（施行令第84条）</p> <p>② 加入者の相続人その他の一般承継人（命令第61条第1号）</p> <p>③ 名義書換失念受益権の保有者（請求の対象となる加入者の口座が名義受益者の特別口座であって、名義書換失念受益権である銘柄に係る記載又は記録に限る。）（命令第61条第3号）</p> <p>なお、日本証券業協会の主宰する証券受渡・決済制度改革懇談会及び証券決済制度改革推進会議の合同会議において、「総株主通知等の請求・情報提供請求における正当な理由についての解釈指針」の一部改正が承認され、振替受益権の発行者による情報提供請求における「正当な理由」の解釈指針が追加された。追加された解釈指針（以下この節において「本解釈指針」という。）の内容は、次の1及び2のとおりである。</p> <p>1 次に掲げる場合には、「正当な理由」（社債、株式等の振替に関する法律第277条）があるものとして、振替受益権の発行者は、振替機関又は口座管理機関に対し、振替口座簿の当該発行者の振替受益権が記録されている口座の情報の提供の請求をすることができるものとする。</p> <p>（1）加入者の同意があるとき。</p> <p>（2）受益者と自称する者が受益者であるかどうかを確認するために必要があるとき。</p> <p>（3）発行者が、法令等に基づき、受益者に関する情報を、公表し、又は官公署若しくは証券取引所（金融商品取引所）に提供するために必要があるとき。</p> <p>（4）上場廃止、免許取消しその他発行者又は受益者に損害をもたらすおそれのある事態が生ずるのを避</p>	<p>（業287条、施359条） （業285条の63から285条の65まで、施357条の74から357条の85まで）</p> <p>※ <u>本解釈指針には、「株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。」に相当する場合は、「正当な理由」がある場合として挙げられていない。したがって、振替受益権の発行者が、ファイル伝送又は加入者情報Web端末の画面への入力により、情報提供請求データを通知する場合には、通知内容である「請求の理由」において、「株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを確認するために必要があるとき。」を、選択することはできない。</u></p>

内 容	備 考
<p>けるために必要があるとき。</p> <p>(5) 信託行為の定めにおいて定められた事由が生じたとき。</p> <p>2 1にかかわらず、次に掲げる場合には、「正当な理由」は認められず、振替受益権の発行者は、情報の提供の請求をすることができない。</p> <p>(1) 人の生命、身体、財産を害する目的を有するとき。</p> <p>(2) 犯罪目的を有するとき。</p> <p>(3) 公序良俗に反するとき。</p> <p>(4) 第三者への漏えいを目的とするとき。</p> <p>(5) 受益者に対する営業行為を行う目的であるとき。</p> <p>(6) 発行者の役職員の個人的目的その他発行者の事業と無関係の目的であるとき。</p> <p>機構は、1に掲げる場合のいずれかに該当する場合であって、2に掲げる場合のいずれにも該当しないときに限り、発行者からの情報提供請求を口座管理機関に取り次ぐものとし、口座管理機関に対しては、機構からの指示に基づいて振替口座簿記録事項を通知することを義務付けている。</p>	<p>※ 振替受益権の発行者が、請求受付日の前日から6か月を超えてさかのぼった日を「請求対象期間」として指定し、情報提供請求を行う場合には、「振替口座簿情報提供請求書(振替受益権の発行者用)」(機構ホームページに掲載の書式(ST80-21-2)を参照。)を提出しなければならない。</p>

以 上

第 14 節 担保受益権に関する取扱い

内 容	備 考
「担保受益権に関する取扱い」については、第 2 章第 3 節「振替手続」の第 2 「担保に係る振替手続等」の 4. 「担保株式の届出に関する手続」に準じる。	(業 285 条の 66 から 285 条の 70 まで、施 357 条の 86)

以 上

第 15 節 分配金に関する取扱い

内 容	備 考
「分配金に関する取扱い」については、第 2 章第 14 節「配当金に関する取扱い」に準じる。	(業 285 条の 71 から 285 条の 75 まで、施 357 条の 87 から 357 条の 94 まで)

以 上

第 16 節 受益権行使のための証明書の取扱い

内 容	備 考
<p>「受益権行使のための証明書の取扱い」については、第 3 章第 14 節「社債権者集会における議決権行使等のための証明の取扱い」に準じる。</p>	<p>(業 285 条の 76 から第 285 条の 78、施 357 条の 95 から 357 条の 97 まで)</p> <p>※ 振替受益権行使用証明書交付請求書については、機構ホームページに掲載の書式 (ST07-04) を参照。</p> <p>※ 振替受益権行使用証明書受領書については、機構ホームページに掲載の書式 (ST07-05) を参照。</p> <p>※ 振替受益権行使用証明書の交付又は返還に関する通知書については、機構ホームページに掲載の書式 (ST07-06) を参照。</p>

以 上

第17節 振替受益権の取扱廃止時の取扱い

内 容	備 考
<p>第1 発行者による通知</p> <p>1. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴う場合）</p> <p>発行者は、その発行する振替受益権に上場廃止の原因となる事実（信託の分割が上場廃止の原因となる場合の信託の分割の決定又は決議を除く。）が発生し、かつその受益債権に係るすべての債務の支払（以下「償還」という。）に係る決定をした場合には、速やかに（信託終了日の2週間前の日までに）、機構に対しTarget 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 上場廃止となる振替受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日 ⑤ 償還金支払日 ⑥ 償還金の支払に係る手続の日程 ⑦ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>添付書類</p> <p>① 償還金を支払う旨及び償還金支払に係る日程を決定及び公表したプレスリリース</p> <p>2. 上場廃止の原因となる事実が発生した場合の通知（償還を伴わない場合）</p> <p>発行者は、その発行する振替受益権に上場廃止の原因となる事実（信託の併合又は分割が上場廃止の原因となる場合の信託の併合又は分割の決定又は決議を除く。）が発生した場合には、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 上場廃止となる振替受益権の銘柄 ② 上場廃止日 ③ 上場廃止理由 ④ 信託終了日（決定している場合のみ） ⑤ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>3. 機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実の発生に係る通知</p> <p>発行者は、その発行する振替受益権に機構取扱対象株式等に該当しないこととなる事実（前記1.又は2.に該当する場合を除く。）が発生した場合には、機構に対し、速やかに、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p>	<p>（業12条、285条の21の2、施6条、357条の16の2、357条の16の3）</p> <p>※ 発行者は、通知の後に償還金支払日が変更されたときは、直ちに、機構に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知するものとし、機構は、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、その旨を通知する。</p> <p>（業12条、施6条）</p> <p>※ 1.の通知をした場合には、2.の通知は不要。</p> <p>※ 主に非上場の振替受益権が対象になると考えられる。</p>

内 容	備 考
<p>① 機構取扱対象株式等に該当しないこととなる振替受益権の銘柄</p> <p>② 該当しないこととなる取扱要件</p> <p>③ 信託終了日</p> <p>④ 償還金支払日</p> <p>⑤ 償還金の支払に係る手続の日程</p> <p>⑥ 一定期間の取扱いの継続を希望する場合には、その旨</p> <p>第2 機構による取扱廃止</p> <p>機構は、機構取扱対象株式等に該当しないこととなる振替受益権（以下、取扱廃止銘柄という。）について、発行者から第1の1. 又は2. の通知を受けた場合には、金融商品取引所における売買に係る最終売買決済日の翌営業日に、第1の3. の通知を受けた場合には、機構が別に定める日に、その取扱いを廃止する。ただし、機構が取扱いを継続する必要があると認めるときは、別に機構が定める日まで、その取扱いを継続することができる。</p> <p>第3 償還を伴う取扱廃止手続</p> <p>1. 機構による償還及び取扱廃止に係る通知</p> <p>(1) 発行者への取扱廃止に係る通知</p>	<p>※ ③～⑤は、償還を伴う場合における通知事項である。</p> <p>※ ④は、償還を伴わない場合においても決定している場合には通知が必要。</p> <p>(業9条、施5条)</p> <p>※ 機構は、特定の銘柄の振替受益権について、発行者が次の要件をすべて満たした場合には、業務規程第9条第2項に規定する取扱いを継続する必要があると認めるときに該当するものとして、その取扱いを継続するものとする。ただし、この場合における取扱いを継続する日数は、②に規定する日数を上限とする。</p> <p>① 金融商品取引所が上場廃止を公表した後、速やかに、信託の終了に伴い償還を行うこと並びに償還金の支払に係る日程を決定及び公表していること</p> <p>② 償還金の支払日が信託終了日から40日以内であること</p> <p>※ 上記以外に取扱いを継続する必要があると認められる場合としては、第1の1. ⑦、2. ⑤又は3. ⑥の通知が行われ、第2章第16節(10)に準じた取扱いが行われる場合が考えられる。</p> <p>(業10条)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(2) 機構加入者及び間接口座管理機関に対する償還及び取扱廃止に係る事項の通知 振替受益権について上場廃止及び償還に係る決定がされ、機構が取扱いを廃止することとしたときは、機構は、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、以下の事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日（信託終了日） ⑤ 償還金支払日</p> <p>(3) 機構による総受益者通知日程案内 機構は、受益者確定日（信託終了日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末 b 取扱時間 (a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで (b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日までは、統合Web端末による照会は可能。</p> <p>c 主な通知事項 ① 取扱廃止銘柄 ② 総受益者通知事由（増減資等の種別） ③ 配分明細区分 ④ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日） ⑤ 受益者確定日（信託終了日）</p>	<p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。</p> <p>（業12条、285条の21の2、施6条、357条の16の4）</p> <p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。</p> <p>（業285条の58）</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>2. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（信託終了日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替受益権の数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>3. 機構による総受益者通知 機構は、償還に係る受益者確定日（信託終了日）における取扱廃止銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p> <p>4. 振替口座簿の記載又は記録の抹消 (1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、償還金支払日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>(2) 処理結果の通知 a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>c 受益者名簿管理人への処理結果の通知</p>	<p>(業 285 条の 60) ※ 総受益者報告の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 61) ※ 総受益者通知の手続の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 21) ※ 振替口座簿の記載又は記録の抹消手続きについては、第 5 節「抹消手続」2. 参照。 ※ 償還金が信託終了日から 40 日以内に支払われない場合（第 1 の 1. ⑦又は 3. ⑥の通知が行われ、第 2 章第 16 節（10）に準じた取扱いが行われる場合を除く）には、信託終了日から 40 日を経過した日に、第 4 の 2. に基づき振替口座簿の記載又は記録の抹消を行う。</p>

内 容	備 考
<p>機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>第4 償還を伴わない取扱廃止手続</p> <p>1. 機構による取扱廃止に係る通知</p> <p>(1) 発行者への取扱廃止に係る通知</p> <p>機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、速やかに、発行者に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日</p> <p>(2) 機構加入者及び間接口座管理機関への通知</p> <p>機構は、振替受益権についての取扱いを廃止することとしたときは、あらかじめ、機構加入者及び間接口座管理機関に対し、Target 保振サイトにより、次に掲げる事項を通知する。</p> <p>① 取扱廃止銘柄 ② 取扱廃止日 ③ 取扱最終日 ④ 受益者確定日 ⑤ その他必要な事項</p> <p>(3) 機構による総受益者通知日程案内</p> <p>機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）の前営業日から起算して5営業日前の日に、総受益者通知日程案内を機構加入者及び発行者に通知する。</p> <p>a 通知手段 ファイル伝送又は統合Web端末（画面照会）</p> <p>b 取扱時間</p> <p>(a) ファイル伝送 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前3時から午後8時まで</p> <p>(b) 統合Web端末 受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日の午前7時から午後8時まで</p> <p>※受益者確定日の前営業日から起算して5営業日前の日から受益者確定日の7ヶ月後の日まで、統合Web端末による照会は可能。</p>	<p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、機構が取扱廃止日を決定した後、速やかに通知する。</p> <p>※ 第2章第16節(10)に準じた取扱いにより一定期間の取扱継続を行う場合は、原則として取扱廃止日の1ヶ月前の日に再度通知する。</p> <p>※ 「その他必要な事項」とは、取扱廃止日に取扱いを廃止する銘柄についての振替口座簿の記録はすべて抹消する旨等の事項である。</p> <p>(業285条の58)</p> <p>※ 直接口座管理機関は、機構から総受益者通知日程案内を受けたときは、直ちに、その直近下位機関に必要な事項を通知する。当該通知を受けた口座管理機関も同様とする。</p>

内 容	備 考
<p>c 主な通知事項</p> <p>① 取扱廃止銘柄</p> <p>② 総受益者通知事由（増減資等の種別）</p> <p>③ 配分明細区分</p> <p>④ 日程案内（総受益者報告対象数通知日、総受益者報告データ報告日（自/至）、総受益者通知日等）</p> <p>⑤ 全部抹消日</p> <p>⑥ 受益者確定日</p> <p>2. 振替口座簿の記載又は記録の抹消</p> <p>(1) 振替口座簿の記載又は記録の全部抹消 機構及び口座管理機関は、取扱廃止日の業務開始時（午前9時）に、その備える振替口座簿における取扱廃止銘柄についての全部の記載又は記録を抹消する。</p> <p>(2) 処理結果の通知</p> <p>a 発行者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前7時から午後8時までの間に、発行者に対して、統合Web端末からのCSVファイルダウンロードにより、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>b 機構加入者への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、機構加入者に対して、ファイル伝送により、「帳表ファイル（機構加入者別口座処理明細表）」を通知する。</p> <p>c 受益者名簿管理人への処理結果の通知 機構は、取扱廃止日の午前3時から午後8時までの間に、受益者名簿管理人に対して、ファイル伝送により、「口座処理結果ファイル（処理明細）」を通知する。</p> <p>3. 直接口座管理機関による総受益者報告 直接口座管理機関は、機構からの総受益者通知日程案内に従い、受益者確定日（取扱廃止日の前日）において振替口座簿に記録されている加入者ごとの取扱廃止銘柄である振替受益権の数に係る情報を、受益者確定日の翌営業日及びその翌営業日において「総受益者報告データ」として機構に通知する。</p> <p>4. 機構による総受益者通知</p>	<p>(業 285 条の 79)</p> <p>(業 285 条の 60)</p> <p>※ 総受益者報告の詳細については、第 12 節「総受益者通知に係る手続」参照。</p> <p>(業 285 条の 61)</p>

内 容	備 考
<p>機構は、受益者確定日（取扱廃止日の前日）における取扱廃止銘柄の受益者について、発行者に対し、受益者確定日の翌営業日から起算して3営業日目の日に総受益者通知を行う。</p>	<p>※ 総受益者通知の手の続の詳細については、第12節「総受益者通知に係る手の続」参照。</p>

以 上

第 18 節 振替受益権の内容の提供

内 容	備 考
<p>1. 公示の時期</p> <p>機構は、振替受益権の発行者から信託の併合等の通知を受けた場合には原則として当該通知を受けた日の夕刻に、新規記録通知を受けた場合には新規記録日の翌営業日に、新規記録に係る振替受益権の総数等を機構ホームページにおいて公示する。</p> <p>2. 公示の内容</p> <p>① 受益証券発行信託の受益権である旨</p> <p>② 当初の委託者及び受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所</p> <p>③ 各受益権に係る受益債権の内容その他の受益権の内容を特定するものとして信託法第 209 条第 1 項第 4 号に規定する法務省令で定める事項</p> <p>④ 受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め</p> <p>⑤ 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期</p> <p>⑥ 受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。）</p> <p>⑦ その他信託法第 209 条第 1 項第 9 号に規定する法務省令で定める事項</p> <p>⑧ 新規記録に係る振替受益権の総数</p>	<p>(業 285 条の 80)</p> <p>※ 機構は、振替受益権の取扱いを廃止するまで、公示を行う。</p> <p>(施 357 条の 99)</p> <p>※ 公示の際には、銘柄、銘柄コード及び新規記録日を明らかにする。</p> <p>※ ③の「信託法第 209 条第 1 項第 4 号に規定する法務省令で定める事項」は、次のとおりである。</p> <p>1、各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期（弁済期の定めがないときは、その旨）その他の受益債権の内容</p> <p>2、受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容</p> <p>3、当該受益証券発行信託において、受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定め</p>

内 容	備 考
	<p>旨</p> <p>※ ⑦の「信託法第 209 条第 1 項第 9 号に規定する法務省令で定める事項」は、限定責任信託の名称及び事務処理地（当該受益証券発行信託が限定責任信託である場合に限る。）である。</p>

以上

第 19 節 特例受益権の移行に係る取扱い

内 容	備 考
<p>1. 特例受益権</p> <p>機構取扱対象となる受益証券発行信託の受益権について、次の要件を満たす場合には、振替受入簿への記録により、振替受益権とすることができる（法附則第41条）。</p> <p>(1) 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3号に掲げる規定の施行日までに設定されたもの</p> <p>(2) 上記(1)の設定後に振替法の適用を受けることとする旨の信託契約の変更が行われたもの</p> <p>2. 機構に対する同意手続等</p> <p>(1) 信託契約の変更</p> <p>発行者は、受益証券発行信託の受益権について、振替法の適用を受けることとする旨の信託契約の変更を行う。</p> <p>(2) 同意手続</p> <p>発行者は、特例受益権及び将来発行する振替受益権に関する機構取扱いについて包括的に同意する旨の決定を行ったうえで、機構に対し、機構が指定する方法により、法第13条第1項に係る同意を行う。</p> <p>(3) 同意に関する公告</p> <p>機構は、(2)の同意を得たときは、その旨を公告する。</p> <p>(4) 特例受益権の内容の公示</p> <p>機構は、特例受益権の内容の公示について、特例受益権の内容を機構ホームページに掲載することにより公示を行う。</p> <p>3. 移行申請の概要</p> <p>(1) 受益者による移行申請の委任</p> <p>特例受益権の受益者（以下「申請人」という。）は、機構に対し、受益証券を提出するとともに、自らのために開設された当該特例受益権の振替を行うための口座（以下「移行先口座」という。）を示して、振替受入簿への記録を申請（以下「移行申請」という。）することができる。</p> <p>なお、申請人は、自らが加入者とし口座の開設を受けた口座管理機関に対して移行申請手続を委任する（当該申請人が機構加入者である場合には、自ら申請を行う。）。</p>	

内 容	備 考
<p>(2) 口座管理機関による移行申請 申請人から委任を受けた口座管理機関は、移行申請を行う。</p> <p>(3) 移行できない受益証券 申請人は、次の受益証券について、機構に対し、移行申請を行うことができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公示催告の申立て中である受益証券 ② 除権決定があった受益証券 ③ 受益権数の表示が現在の受益権の内容と異なる受益証券 ④ 偽造又は変造された受益証券 ⑤ 汚損又は毀損している受益証券 ⑥ 信託法その他の法令により無効となった受益証券 ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、機構が受渡物件として不適格と認める受益証券 <p>4. 集中移行方式</p> <p>(1) 対象となる特例受益権の受益証券 施行日前日までに機構に預託されている特例受益権の受益証券（以下、4.において「受益証券」という。）については、以下の方式（集中移行方式）により移行を行う。</p> <p>(2) 受益者による移行申請 機構に受益証券を預託した受益者は、その口座に係る受益証券について、施行日において移行申請を行ったものとして取り扱う。</p> <p>(3) 口座管理機関による移行申請 口座管理機関は、機構に対し、機構の定めるところにより、次に掲げる事項を示し移行申請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 ③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ その他機構が定める事項 <p>(4) 振替受入簿への記録 機構は、(3)の移行申請を受けたときは、次に掲げる事項を振替受入簿に記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 	

内 容	備 考
<p>③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ 振替受入簿の記録日 ⑤ その他機構が定める事項</p> <p>5. 個別移行方式</p> <p>(1) 対象となる特例受益権の受益証券 施行日前日までに機構に預託されていない特例受益権の受益証券（以下、5. において「受益証券」という。）については、以下の方式（個別移行方式）により移行を行う。</p> <p>(2) 受益者による移行申請 受益者は、機構に対し、その直近上位の口座管理機関を経由して申請を行う。</p> <p>(3) 口座管理機関による移行申請 口座管理機関は、機構に対し、機構の定めるところにより、受益証券を提出のうえ、次に掲げる事項を示し、移行申請を行う。 なお、口座管理機関は、受益証券の移行申請に係る日程等について、機構とあらかじめ調整を行うものとする。</p> <p>① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 ③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ その他機構が定める事項</p> <p>(4) 振替受入簿への記録 機構は、(3) の移行申請を受けたときは、次に掲げる事項を振替受入簿に記録する。</p> <p>① 銘柄及び数 ② 受益証券の番号 ③ 受益者の氏名又は名称及び住所 ④ 振替受入簿の記録日（以下単に「記録日」という。） ⑤ その他機構が定める事項</p> <p>(5) 振替口座簿への記録等 a. 機構が移行先口座を開設している場合の処理 機構は、機構が移行先口座を開設している場合には、記録日に移行先口座への増加の記録を行う。</p>	

内 容	備 考
<p>b. 口座管理機関が移行先口座を開設している場合の処理</p> <p>(a) 機構の顧客口への記録 機構は、口座管理機関が受益者の口座を開設している場合には、記録日に、当該口座管理機関の顧客口への増加の記録を行う。</p> <p>(b) 口座管理機関の口座への記載又は記録 口座管理機関は、記録日に、移行先口座への増加の記載又は記録を行う。</p> <p>(6) 移行済みの通知 機構は、発行者に対し、移行済みの受益証券を搬送して、振替受入簿に記録済みの旨を通知する。</p> <p>6. 振替受入簿の閲覧又は謄写の受付 機構は、受益者及び発行者からの振替受入簿の閲覧又は謄写の請求を受け付ける。</p>	

以 上